Tsurumi, Yūsuke
Gotō Shimpei

鶴見祐輔編著

後藤新平

後藤新平伯傳記編纂會版


1924.

序

昭和四年春四月十三日、後藤新平伯が、花吹雪のなかに、溘焉として薨せられてより、はやくも八年の歳月が流れた。

顧れば、故伯の傳記編纂の事が議に上つたのは、昭和五年四月八日、天眞會の席上であつた。その後數次の會合を經て、同年十二月十三日、天眞會の發議により、故伯と生前深き關係ありし十九團體と協力して、茲に後藤新平伯傳記編纂會が成立するに至つたのである。

編纂會は、翌昭和六年四月四日、會長に齋藤實子を戴き、顧問に伊東巳代治伯、石黑忠悳子、犬養毅、若槻禮次郎男、阪谷芳郎男の五氏を推し、同時に池田宏、服部金太郎、新渡戸稻造、堀啓次郎、賀來佐賀太郎、田中淸次郎、永田秀次郎、長尾半平、長與又郎、上田恭輔、增田次郎、兒玉秀雄伯の十二氏が理事に選ばれて、陣容漸く整ひ、趣意書の

配布、寄附金の募集、その他の活動を開始するの運びとなつた。
これよりさき、編纂會は、東京日比谷なる市政會館内に事務所を置き、編纂の準備に著手したのであつたが、後藤伯邸より數千部の藏書と共に、二百數十梱の尨大なる資料が屆けらるるに及んで、傳記編纂の仕事も、漸く軌道に乘るに至つた。
昭和七年二月、編纂會は新たに池田、新渡戸、賀來、田中、永田、上田の六理事、並びに岩永裕吉、田島道治、鶴見祐輔、前田多門、清野謙次、菊池忠三郎の六氏を編纂委員に銓衡し、同時に傳記の執筆は、これを故伯の女婿鶴見祐輔氏に依賴することとなつたのである。鶴見氏は當時外遊中であつたが、昭和八年一月、氏の歸朝とともに、いよいよ正式に傳記作成の事が開始され、會の實務は主として幹事田邊定義、新名直和の兩氏が擔當した。而して田邊氏辭任の後は、田中理事がこれを兼任した。
以來、時を經ること二年有半、昭和十年の初夏に至つて、鶴見氏はほぼ本傳記を脱稿せられた。その間における同氏の苦辛と努力に對しては、深く感謝の意を表するものである。一方、編纂會においては、右の原稿をタイプライター印刷となし、各編纂委員そ

の他の嚴密なる校閲に附して、苟くも粗漏誤謬なきを期すると共に、會内においても、田中淸次郎氏指導の下に、これを再檢討して、更に萬全を期したのである。

以上が本書の刊行に至るまでの經過の概要である。ためにいささか豫定の期日に遲れたことは、遺憾至極であるけれども、責任あるこの種の著述としては、蓋し已むを得ざる措置であつたと信ずる。

かくしてつひに第一卷を世に送り、故伯の第九回忌に當つて、これを墓前に捧ぐるを得ることとなつた。第二卷以下も、校閲檢討の仕事が、着々として進行中であるから、遲くとも本年中には、全部の刊行を了し得る豫定である。聊か本書刊行の由來を述べて以て序となす次第である。

昭和十二年三月十日

後藤新平伯傳記編纂會

編著者の詞

いま後藤新平伯正傳の稿成り、第一卷の將に上梓せられんとするに當り、一文を草してその卷頭に置くを得るは、余に於いて洵に無量の感慨である。

顧れば余の初めて故伯に會したるは、明治四十三年七月初旬のことであつた。伯は當時第二次桂内閣の遞相たり、余は一個白面の大學卒業生であつた。然るに不思議なる運命はそれより後、余を故伯に紲縻相牽引すること十有九年、余は伯の死に至るまで其の身邊に起居し、其の敎を受くるの身となつた。

故に昭和七年の初、後藤新平伯傳記編纂會の余に依囑して、故伯正傳執筆のことをもつてするや、余は其の菲才を顧るの暇なく、欣然としてその需に應じ、昭和八年一月、米國より歸朝の後、專念この業に沒頭して約三年の日子を消した。

余は傳記編纂會の當事者諸君が、斯の業をもつて余に托せられたるの好意を謝すると

ともに、余が多年親炙したる故伯を、紙上に再現するの機會を得たることを悦んだ。蓋し傳記文學は余に取つては畢生の事業の一たり、後藤新平伯は余が目睹したる現代人中の最も傑れたる一人たりしがゆゑである。

併しながら、余は愈〻その業に著手するに及び、其の困難の到底余が豫め想像したるところの比にあらざるに驚いた。余の微力は其の最大の原因であつたが、これに次ぐ障礙は、材料の不揃ひであり、更に眞僞精不精判別の困難であつた。本來政治家の生涯はその行藏の複雜多端なる外に、其の最も重要なる部分は、多くは文獻として存在せざるものが多い。殊に故伯のごとく不規則なる生活を送りたる人に於いては、文獻の散逸乃至は未作成頗る多くして、重要なる生活の斷面を、第三者の記憶乃至は周圍の情況よりする推測によつて描寫するの外なきものも屢〻あつた。

しかしこれ等の障礙と困難とを十分認めつつも、亦一方には故伯に關する資料は珍らしく蒐集整頓せられたるものでもあつた。それは傳記編纂會の當事者の良心的なる努力の結果であり、故伯の知己友人の援助の賜物であり、又故伯の後嗣一藏伯の協力のお蔭

でもあつた。故に執筆者たる余の事業は、其の困難を幾十分の一に輕減せられて居た。これ余が僅々三年の短日月に、この尨然たる大册子を完成し得たる所以である。

余は茲に筆者として、余が本傳記執筆に際し取りたる態度を明記し置かんと欲する。

余は最近三十年、世界に起り來りし所謂新史傳の愛好者である。卽ち新史傳は、主人公の人格發展を描寫することを主眼とし、外界の事件と現象とを中心として取扱はない。併し乍ら史傳たるが故に材料は悉く事實でなければならない。この點に於いて史傳は科學である。然れ共、同時に史傳にして年代記に非ざるが故に、飽くまでも傳中の主人公の人間としての姿を見失つてはならない。その人間を紙上に再現することが新史傳の目標である。ゆゑに此の觀點よりすれば史傳は文學である。

余が編纂會より依囑せられたるは「讀めるやうな正傳」といふことであつた。それは乾燥無味なる年代記の體を避けて、人間再現の新史傳體たるべしとの注文であつたと余は了解した。故に余は本傳記に於いては、上述するがごとき主旨をもつて記述した。

余が本傳記執筆に際して努めて避けんと欲したるは、第一に、主人公の讃美過褒であ

り、第二に官廳出版物に類するが如き徒なる記錄の堆積であつた。故に余は必ずしも故伯を完全無缺なる理想的人物としては描かなかつた。また余は故伯の業績と同樣の重要性を伯の些細なる言動逸話に認めた。素より余の菲才その志を果し得たりと稱しない。ただ志はこの處に存したりと謂ふのである。

併し乍ら本傳記は、本來所謂「正傳」として編述せられたるものであるがゆゑに、余は上記のごとき新史傳の體裁のみに偏倚することを爲さなかつた。正傳の目的は必要なる材料を可成的多分量に採擇することである。故に余は故伯に關する重要なる史料は、時に煩鎖の嫌ある程十分に引用した。蓋し本書は德川の末、封建時代の崩壞期より、明治大正の資本主義全盛期を通過し、昭和初頭漸くにして新時代の再び開幕せんとする時期に活躍したる政治家の傳記なるがゆゑに、日本歷史中の重要なる生きたる政治史の任務をも有するのである。故に余は後世史家の便宜のために、正確なる資料を提供せんと欲し、材料は談話に至るまでなまのままこれを取扱つた。しかもこれ等の資料は、讀者の便宜のため句讀點を施したる他は、悉く原文のまま引用したのである。

斯くして余は爰に「後藤新平」傳を完成することを得た。而してこの大事業たるや、固より余一個の力のみに依るものでなかつたことは勿論であつた。換言すれば、理事及び委員諸君の監督と協力、特に幹事田中清次郎氏の間斷なき激勵と鞭撻とに負ふところ頗る多いのである。又友人澤田謙、瀧川政次郎、井口一郎の三君は、材料蒐集、整理より、或部分の執筆にも助力せられた。更に本會囑託飯塚巖君は最初より最後に至るまで、最も忠實に資料の鑑別と整理とを擔當せられた。編輯校正の技術的方面は谷口長太郎君の黽勉に竢つたのである。殊に私の感謝措く能はざるは醫學博士清野謙次君並びに富美子夫人が、五十六行李の材料を前後三箇年に亙つて分類整理せられたる好意である。その他本傳記執筆に關し、余が感謝すべき先輩友人は其の數、幾十百に上るであらう。余は一々これを記するの煩を避ける。

故伯永眠後、滿八年の命日に、此の書の第一卷を靈前に捧ぐることを得るは、余が衷心の滿足である。

昭和十二年三月十五日

鶴見祐輔

目次

第一卷 醫家時代

第三章　衞生局前期

第一節　衞生局技師

題字（伯の眞蹟）

圖版目次

第一卷　醫家時代

第一章　修業時代

第一節　出生と環境

一、若葉の日

春來ること遲き北國も、五月のはじめに八重櫻が散つて、月の半ばは、桃のさかりである。それも梢に見えなくなると、滿目若葉の候となる。

その晴れやかな六月四日、青葉の蔭に男の子が生れた。それは陸中國膽澤郡鹽竈村、今日の水澤の町で、時は安政四年、所は代々留守家の家士、後藤實崇の家である。兩親はこの嬰兒を、新平と名づけた。

それは安政元年の開國から四年目、井伊直弼大老となるの前年であつて、日本民族が歩一歩、王政維新へと急ぎつつあつた時である。京都を中心として渦卷いた國民的大旋轉の潮に取殘された東北の邊陬、しかも今亡びんとする封建武士の家に、この嬰兒は生れ落ちたのである。

それは日本國內のみならず、全世界の動搖期であつた。支那大陸に迫る歐米列强の勢力日に益々急で、この年には英佛聯合軍は廣東を占領し、その二年目には露西亞は愛琿條約によつて、黑龍江以北の大領土を支那より奪ひ、二年

後には佛蘭西は西貢を占領して、支那南方の地を掠めた。この年印度に於いては、其の中心國家たりし莫臥兒帝國が英國のために亡ぼされ、印度は名實共に英領となつた。

歐洲に於いては、カヴールの伊太利統一と、ビスマークの獨逸統一の大業將に開始されんとする直前であり、亞米利加に於いては、リンカーンの南北戰爭の勃發せんとする四年前であつた。

安政四年六月四日、晴れたる空の下に、水澤の町は靜かであつた。併し乍ら、暴風雨は旣に日本六十餘州に孕み、暗雲はまさに歐、亞、米の三大陸に殺到せんとしてゐたのである。この海內海外の風雲に遭逢し、その狂瀾怒濤の裡に生活することが、いま貧しき小藩の武家に生れ落ちたる嬰兒の運命であつた。

しからば、彼を生みたる環境は如何なりしぞ。奥羽五十四郡の過去如何。君公留守家の家系と、小藩武家の生活如何。而して彼を生み且つ育てたる、後藤一門の家情如何。

二、水　澤

水澤の地は、陸中の南部、仙臺を北に去る三十里に位する。附近に沼澤多く、汨洳の地であつたところから、この地名を得たのである。はじめ鹽竈の名をもつて呼ばれたのは、前九年の役の終つて後、源賴義が膽澤鎭守府鎭護の神として、宮城郡の鹽竈社を、この地に勸請したるに創まると傳へられてゐる。

東北本線水澤驛に車を捨て、驛頭に立つて四方を望むの客は、數千の人家を圍む數千町步の耕地と、遙かにその平原を圍む翠微とを眺める。併し一見他奇なきこの山河の姿は、未だ遊子の心を動かすに足りないであらう。ただ注意

深き旅客は、この町の東方一里ばかりの地を南に流れる北上川の水流と、この町の西北五六里、群峰を壓して屹立する駒形山の雄姿とを見落さないであらう。

駒形山は、古よりその山頂に駒形神社を祀り、靈山として四隣の人々の崇敬をあつめてゐた。駒形神社のことが史籍に見えるのは、文德實錄、仁壽元年九月辛未の條が初めであつて、この時既に駒形の神は、正五位下を加授せられてゐるから、この神が朝廷から認められて神階を授けられた初めは、恐らく奈良朝時代であつたらうと思ふ。その祭神については、諸說紛々として今に至るまで、明かでないが、恐らくは駒形山の山靈であらう。雲を抽いて聳立するこの山の偉容が、原始的な上代人の崇拜を呼び起したことは想像に難くない。

かくて、駒形の靈峰は、いつとはなしに、一つの信仰を水澤の町に生んだ。それはこの靈峰を正面に眺め得る街衢から、偉人が生れるといふのである。

水澤の中央に、吉小路（舊稱騎士小路）といふ士族町がある。東南に起つて、西北に一文字に連つてゐるので、駒形山は正面に眺められた。水澤藩の小姓頭後藤十右衞門實崇は、代々この吉小路の町に住んでゐた。嬰兒後藤新平が生れ落ちたのは、實にこの家であつたのである。

水澤附近の地は、日本民族史上、特有の地歩を占める。それは、古の所謂膽澤の奥地であつて、日本の先住民族たるアイヌ族と大和民族との爭覇戰が、年久しく繰返された地なのである。大和民族が東北の地に於いてアイヌ族と爭鬪したのは一朝の故ではない。神武天皇紀には、既に蝦夷の勇武が謳はれ、宋書倭國傳には、既に倭國の王が東毛人の國五十五國を征したと見えてゐるのをもつて知られる。蝦夷は蝦の如く鬚髯多き夷人の意であつて、毛人といふと

同じく、大和民族がアイヌ族を呼んだ言葉である。又景行天皇紀には、四道將軍が會津に會したことが見え、景行天皇紀には日本武尊がヒタカミノクニ（日高見國）即ちキタカミカハ（北上川）の流れる地に進まれたことが記されてゐるが、東北經營の範圍及び年代の明確に知られるのは、承和二年十二月三日の官符にある「右得陸奥國解偁。檢舊記。置劉以來。干ゝ今四百餘歳矣。」といふ文字である。承和二年から四百年以前と云へば、即ち允恭天皇の朝であつて、この時代に白河、菊多の兩關が置かれたのである。故に允恭天皇の朝には、東北の經營が石城、石背の地方まで進捗したことが解る。

それより三百餘歳を經過して、奈良朝の初期には、皇化漸く北上川の流域に及び、宮城郡の多賀城が東北經營の中心となつた。聖武天皇の神龜元年に鎭守將軍大野東人が初めて多賀城を置いたといふ壺の石文は信を置くに足りないとしても、續日本紀、養老二年五月乙未の條には石城、石背の兩國を置いたことが見え、同六年四月丙戌の條には、陸奥の蝦夷を征した將軍已下の軍士に勳位を授けたことが見え、又、天平九年四月戊午の條には、陸奥持節大使藤原麻呂が鎭守將軍大野東人と多賀の柵に會したことが見えてゐるから、奈良朝の初期に皇化が多賀城を中心とする平野に及んだことは、疑ふ餘地が無い。

奈良朝の後期から平安朝の初期にかけて、皇軍は屢ゝ膽澤の地に賊と戰ひ、終に此處に鎭守府を置いて東北經營の中心地とした。續日本紀、延暦八年六月庚辰の條には、「膽澤之地。賊奴奥區。方今大軍征討。」云々の記事があり、同年秋七月丁丑の條には、「所謂膽澤者水陸萬頃。蝦虜存生。大兵一擧。忽爲荒墟。」云々の記事がある。膽澤地方の蝦夷の勢は頗る猖獗であつて、皇軍は屢ゝ苦戰したが、桓武の朝の征夷大將軍坂上田村麻呂は諸軍を率ゐて深く奥地

に入り、偉大なる成功を收めて凱旋した。延暦二十一年正月、朝廷は田村麻呂に命じて、膽澤城をこの地に築かしめ、東國の浪人を配して守備せしめた。日本紀略、同年同月條には、即ち「遣從三位坂上大宿禰田村麻呂造陸奥國膽澤城。」云々とある。この膽澤城の址は、水澤の北方約一里なる佐倉河村字宇佐にある。この膽澤の城は、嵯峨天皇の弘仁三年に至つて鎭守府となり、從來の鎭守府であつた多賀は、國府として陸奥の民政のみを掌るところとなつた。

斯くの如く、大和民族の東北經營は、平安前期に至つて膽澤の地に達したが、終に膽澤以北の地に及ばず、華夷の勢力この地に一進一退しつつ平安中期に至つた。この時に及んで朝廷の綱紀漸く弛廢し、人々文弱に流れ、國司は任地に赴任せず、鎭守府將軍また多く多賀城に留まつて膽澤城に赴かず、東北の經營また振はざるに至つた。この機に乘じてアイヌ族及びアイヌ族と大和民族の雜種である所謂異族が、柵を越えて膽澤、多賀兩城の間に侵入してきた。續日本後紀、承和六年五月丁丑の條には、即ち「又膽澤多賀兩城之間。異類延蔓。控弦數千。如有警急。難可支禦。」といふ記事がある。

歷代の朝廷は、降服せるアイヌ族の精悍なるものは、これを後送して內地の諸國に移住せしめ、從順なるものは、これを舊地に留めて同族中の性識强幹なるものをして、これを治めしめた。この降服せるアイヌを俘囚又は夷俘と云ひ、俘囚を治める同類の者を俘囚長と云つた。類聚國史、卷百九十には、弘仁二年に同類中の心性事を了し、衆の推服するところの者一人を置いて俘囚長と爲し、俘囚の取締を命じたことが見えてゐる。朝綱の弛むに從つて、柵內に居住する俘囚異類は、朝命を奉ぜずして半獨立の狀態となり、彼等を統制する任にあつた俘囚長は、彼等の酋長として、絶大の力を振ふやうになつた。而してこれらの俘囚長の中で最も勢力のあつたものは、膽澤、江刺、和賀、稗貫、

志波、岩手六郡の俘囚長安倍氏であつて、安倍氏は多くの俘囚長の上に君臨し、宛然奥地の王者たるの觀があつた。安倍氏の據つたところは、膽澤郡の南端の衣川の柵であつて、その遺趾は水澤を去る約四里の地點にある。

後冷泉天皇の永承年中、安倍頼時朝命を奉ぜざるを以て、陸奥守藤原登任は秋田城介平重成と協力してこれを討つたが、鬼切部に戰つて破れた。鬼切部は今の宮城縣玉造郡鬼首村の附近であつて、陸前と羽前とを繋ぐ要衝である。卽ちこの時代には、俘囚は膽澤以南の地を恢復し、その勢力まさに多賀城に迫らんとしつつあつたのである。依つて朝廷は永承六年、源頼義を陸奥守兼鎭守府將軍に任じ、頼時を討たしめられた。これが古史にいはゆる十二年合戰、今謂ふところの前九年の役であつて、その戰況は、陸奥話記、古事談、今昔物語、古今著聞集等に見えてゐる。頼義がその子義家と倶に轉戰して安倍氏を討つた古戰場は、南は衣川より北は厨川の間に多い。厨川の柵は、今の盛岡市の北部約半里の地點であつて、同地には今も當時の塹壘が遺つてゐる。これを要するに、衣川より厨川に至る古の膽澤の地は、奈良朝の終りから平安朝の末期にかけて數百年間、アイヌ族と大和民族との民族的爭覇戰が絶えず繰返された土地である。

鬪爭は人間を鍛錬する。非凡の人物は殆ど鬪爭の產物である。

安倍頼時に貞任、宗任等の八子があつたが、貞任特に驍勇を以て聞えた。彼は頼山陽が日本外史の中で「貞任斛傑。善用兵。官軍數不利。」と云ひ、又「貞任乃獨身出鬪。我兵叢刺之。不殊。載之巨楯。六人舁之至。頼義視之。腰圍七尺。長稱之。」と記してゐるに見ても、一見して堂々たる偉丈夫であつたことが想望される。頼時父子の如きは、東北の地が屢〻日本史上特異の人物を生む顯著なる一例である。

源頼朝の平家を西海に追却し、府を鎌倉に開くや、東北を掌中に收めて天下統一の覇業を完成せんと欲し、偶ゝ藤原泰衡が、弟義經を隱匿したるを聞くや、機措くべからずと爲し、奥州平泉征討の軍を起した。この藤原氏も、俘囚の出であつて、前九後三の役後、平泉にあつて富强を天下に誇つた。事實上、安倍、清原二氏の後繼者であつたのである。

後鳥羽天皇の文治五年七月十九日、頼朝は自ら三軍に將として鎌倉を進發し、東海、東山、北陸の三道から奥州征伐の行に上つた。その征奥軍の部署並びに戰況は、吾妻鏡に詳かである。頼朝の軍向ふところ敵なく、八月二十二日には平泉を陷れ、九月三日には首將泰衡の首級を獲た。

奥州の地定まるや、頼朝は征討に功勞のあつた家人をその地に分封し、葛西清重、伊澤家景をそれ〴〵奥州惣奉行、陸奥留守職に補して、奥羽の地を管せしめた。奥羽の地が夷人の支配から離脫して、完全に大和民族の支配に服したのはこの時をもつて嚆矢とする。この意味に於いても頼朝は、名實ともに征夷大將軍であつたと言ふことができる。

この時膽澤の地は、斯波氏の封に歸したが、斯波氏については語るべきものがない。この時以來陸奥留守職を世襲した伊澤家景の子孫こそ、後に留守氏を稱して、江戸時代に水澤の館主となり、舊膽澤の地を領したものであつて、實に後藤新平の舊主家である。

後醍醐天皇の建武元年、中興の業なるや、朝廷は北畠顯家を陸奥守兼鎭守府將軍に、成良親王を上野太守兼征夷大將軍に任じ、奥羽關東の押へとされた。尋いで足利尊氏の叛するに及び、朝廷は廣橋經泰を陸奥に、楠木正家を常陸に遣して、尊氏の根據地を後方より攪亂せしめられたが、尊氏またこれに對抗して、相馬、石川等の豪族を語らつて擾

家等に對峙せしめ、佐竹氏と結んで東國の宮方を抑へしめた。茲に於いて奥羽の諸豪は、宮方に屬して天朝に忠勤を勵む者と、尊氏に屬して重き恩賞に預からんとする者との二派に分れて抗爭した。この抗爭の結果、奥州の諸豪の間に興亡盛衰が起つて、膽澤の地が屢〻その領主を替へたことは想像せられるが、今日においては、その事蹟の徴すべきものを發見することができない。

應仁の大亂以後、將軍の威令天下に行はれず、群雄諸方に割據して各自獨立國の形貌を備へるに及んで、奥羽の地も亦群雄角逐の巷となつた。當時膽澤の地には、柏山氏が興つて、一時勢威頗る盛んであつた。奥羽永慶軍記に據れば、當時水澤の城には、柏山明宗の臣松田太郎左衛門といふ者が在城してゐた由である。その後柏山氏はいつしか群雄角逐の波に呑まれ、水澤附近の地は、葛西氏の領するところとなつた。

天正十八年、豐臣秀吉の小田原城を圍むや、彼は奥羽の諸豪にも來つて攻圍軍に加はるべきを命じた。しかるに時代を解せざる大崎義隆、葛西晴信、石川昭光、白川義親等は遂にその命を奉じなかつた。かくて小田原の役畢るや、秀吉は會津に到つて奥州の諸豪を引見し、小田原に出兵若くは出仕したるものの舊領はこれを安堵し、然らざりしものの舊領はこれを沒收し、大崎、葛西の舊領を以て木村吉晴に與へた。

茲に於いて水澤の地は木村氏の領有に歸したが、木村吉晴父子は政仁慈を缺き領民の人望を失つたために、秀吉は程なく木村氏を放ち、その地を伊達政宗に與へた。時に天正十九年二月であつて、これより明治元年の收封に至るまで、水澤の地は、伊達氏の治下にあること二百七十七年の久しきに及んだのである。

伊達氏の水澤を領するや、家臣白石宗實をしてこれを守らしめ、九戸政實の亂の際には、宗實をして豐臣秀次の部

將大谷吉隆の爲めに城池を修築せしめた。これ即ち維新の際まで存在した水澤城である。

慶長四年、白石宗實伏見に客死し、子宗直これに代つたが、翌年十月、和賀親忠の岩崎城に據つて南部氏に叛するや、宗直は疆場接近の故を以て親忠を援け、南部氏の軍と戰つて二百餘人を斬つた。南部氏は、親忠の叛が伊達氏の使嗾に出づるものなることを家康に訴へたので、家康は曩に政宗に與へた伊達、信夫等七郡領知のお墨附を取上げ、又、白石宗直は後に登米郡登米城に移され、水澤城は伊達家の家臣柴田外記に與へられた。尋いで元和の頃、水澤城は大阪役に大功あつた伊達家の家臣石母田宗頼に與へられたが、寛永六年八月には、伊達家の一門留守宗利が、膽澤郡金ケ崎城よりこの地に移つた。水澤が留守氏の治下にあること、これより約二百五十年である。

三、留守家

一見、東北の小藩にして、しかも伊達家の臣下たりし留守家の家中より、高野長英を出し、箕作省吾を出し、又、伯を出し、齋藤實を出したるは、人をして奇異の感を抱かしめる。

しかるに、水澤の土地が、古來民族鬪爭の古戰場にして、人間鍛錬の道場たり、又かかる民族接觸の結果として、血液混淆し、從つて特有の人物を生じ易かりしことは、前項において指摘したるところである。いま吾人は進んで、かかる地理的並びに人種的理由以外に小藩水澤家中において、人間の精神を刺戟すべき社會的原因の存在せざりしや否やを探究せんと欲する。

即ち、留守家が果して、その二萬石乃至一萬六千餘石と稱する祿高の示すごとき小身卑賤の家柄なりしや如何に。

またその家中の士は、その小祿のために、意氣銷沈したる單なる貧乏武士なりしや如何に。

請ふ。吾人をして先づ、館主留守家の家系について語らしめよ。

後藤家の舊主家留守氏は、大織冠鎌足より出づと稱せらる。鎌足十一世の孫道兼の時、菊桐の御紋章及び總紫の旗を賜はり、爾來これを家に傳へた。道兼四世の孫兼信、畠山重忠の姉を娶つて家景を生み、家景は源頼朝の奥州征伐に從つて大功を樹て、奥州留守職に補せられた。依つて家景の子孫留守氏を稱したとは、伊達家世臣家譜の傳へるところである。

併しこの伊達家世臣家譜の記載の妄誕にして信を措くに足りないことは、道兼が朝廷から菊桐の御紋章を賜はつたといふ記事によつても明かである。道兼は藤原北家の嫡流、法興院攝政兼家の次男、一條天皇の正暦六年四月二十七日に關白となり、翌月の八日に薨じた。世に粟田の關白とも七日關白とも稱せられる人である。生前關白となつて顯榮を極め、薨後正一位太政大臣を贈られた道兼に、菊桐の御紋章を賜はる必要が何處にあるか。又菊桐が皇室の御紋章と定まつたのは、院政時代以後であるから、藤原時代に菊桐の御紋章を賜はるといふことは、あり得べからざることである。次に尊卑分脈を開いて、これを伊達家世臣家譜に載錄せる系譜と照合するに、鎌足より兼信までは一致するが、兼信以後は分脈に見えない。分脈に兼信以後の見えないことは、必ずしも兼信に子孫が無かつたといふことにはならないが、兼信の父兼仲は白河天皇の應德二年に年四十九で卒してゐるから、兼信は鳥羽朝の人でなければならない。故に家景と兼信との間には約五十年の開きがあつて、これを父子と認めるには聊か無理がある。されば留守家の系圖も、亦他の多くの武家の系圖と同じ様に、後世に至つて作爲せられたものとみるべきであらう。伊達族譜に

「留守、姓藤原、不詳其出自。」とあるのは恐らく眞を傳へるものであらう。

家景はもと甲州石和の郷の住人であつたといふ。源頼朝に仕へ所在に戰功を樹て、文治五年の奥州征伐には、一方の部將として出征した。吾妻鏡、文治五年七月十九日の條には、頼朝自ら軍旅を整へて奥州に進發した記事があるが、この時頼朝に扈從した鎌倉御家人の中に「伊澤左近將監家景」の名が見えてゐる。これ實に家景の名の正史に見える初めである。同年九月、奥州の地定まるや、頼朝即ちこの役に大功のあつた葛西清重を奥州惣奉行に補して、奥州に分封した御家人を管せしめ、翌年三月（四月改元して建久元年といふ）、更に伊澤家景を奥州留守職に補して、奥州の民政を聽かしめた。吾妻鏡、文治六年三月十五日の條には、「左近將監家景（號伊澤）可爲陸奥國留守職之由被定。住彼國、聞民庶之愁訴可申達旨。所被仰付也。」とある。これより家景が陸奥に下つて庶政を行つたことは、吾妻鏡の卷々に見えてゐる。

家景の子家元、民部少輔と稱し、父の跡を嗣いで留守職となつた。その女乙姫家を承けたが、嗣なくして家景の弟家業の子家廣を養つて嗣とした。家廣は留守介、兵衛尉と稱し、又剃髮して行妙と號した。吾妻鏡、建長二年十一月二十八日及び同八年六月二日の條には、陸奥留守所兵衛尉の名が見えてゐる。文永二年三月家廣家督を子家政に讓り翌年卒した。その時の讓狀なるものが、今伊達伯爵家に傳へられてゐる（伊達家文書參照）。それに據れば、留守氏の領地は當時宮城郡高用名の村々であつたことが知られる。

家政の子新左衛門尉家繼、家督を承けず、その子左衛門次郎家明、嫡孫を以て祖を承けた。家明の子三河權守家任は、初め鎭守府將軍北畠顯家に屬して、天朝に忠勤を勵み、建武二年には顯家から感狀を賜はつたが、後足利氏に屬

して、正平七年（北朝文和元年）には尊氏から本領安堵の下文を受けた。又家任は、長慶天皇の天授三年、伊達第九世の祖政宗（儀山公）と明誓を取り交したが、當時の留守氏の所領は、宮城郡、柴田郡、黒河郡、内南迫の七邑及び栗原郡、會津河沼郡、相模國廿繩谷地の數箇所に跨がつてゐた。

家任の子參河守、足利四代將軍義持に仕へて持の一字を賜はり、持家と名乘つた。この事は、伊達家の當主が屢ゝ足利將軍の偏諱を賜はつたことと對照して、留守家の門地の高かつたことを立證するものである。持家の子參河二郎重家、嗣無くして伊達持宗（天海公）の二男郡宗を養つて、これを女に配した。これ留守氏が伊達氏の男を迎へた初めである。郡宗の子藤王丸、早世して子が無かつたので、郡宗は伊達尙宗（香山公）の二男景宗を養つて、これを女に配し、景宗の子相模守顯宗、亦嗣無くして、伊達晴宗（保山公）の三男上野介政景を養子とした。茲に於いて、留守氏は三度伊達氏の男を迎へて當主と爲すに至り、兩氏の關係愈ゝ濃厚となつた。

政景は伊達政宗の父輝宗の弟であつて、その治世は丁度信長、秀吉の時代に當つてゐる。天正十八年小田原の役起るや、秀吉は奥羽の諸侯に書を致して、攻圍軍に加はるべきを命じた。然るに前項に記せる如く、政景は葛西、大崎等の諸氏と共にその命を奉じなかつたので、所領を全部沒收せられた。これ實に留守氏にとつて、未曾有の悲運に遭遇したものであつて、名門留守氏が伊達氏に臣禮をとるに至つた因由は實に茲に存するのである。政景その封を放たれ、已むなく伊達政宗の家臣となり、采地二萬石を給せられて、居城利府城より黒川郡大谷城に移り、又東磐井郡黄海城に移り、軈て又西磐井郡清水城に移つた。文祿元年、征韓の役起るや、政景は政宗に從つて名護屋に到り、政宗より伊達の姓と竹雀、兩引の紋とを賜はり、伊達家の一門となつた。尋いで慶長五年、關ケ原の役起るや、政景主命

を奉じて兵威を笹谷峠に輝かし、上杉氏の部將直江兼續に攻圍せられて命旦夕に迫れる山形の最上義光を救つた。同六年、政景改めて知行一千八百三十六貫六百二十八文を賜ひ、同九年、西磐井郡一ノ關城に移り、同十二年二月三日、同地に卒した。殉死する者四人、機織山の麓に葬り、一寺を創立して大安寺と號した。今水澤にある大安寺は、即ちこれを移したものである。

政景の子宗利、幼名を太利丸又は小源吾と稱し、長じて左近大夫又は武藏と稱した。宗則はその初名である。慶長十九年、大阪冬の陣起るや、政宗に從つて奈良、道妙寺に戰つたが、元和元年夏の陣には、金ケ崎城に移されて南部氏に備へしめられた。これ宗利が姦臣瀬戸大炊を寵任し、政宗の不興を蒙つた故であらう。寛永六年、德川幕府は、政宗に命じて斯波門及び日比谷門の土壘を築かしめたが、宗利は政宗に代つて工を督し、功成るの日、三代將軍家光に謁を賜うた。今日、日比谷公園の東北隅に殘存せる石垣は、即ち宗利の工を督せる土壘の一部である。この年八月、宗利は金ケ崎の地狹くして家臣を養ふに足らざるを見て、宗藩に乞うて水澤城に移つた。これ留守氏の水澤館主となつた初めである。

寛永十五年八月、宗利歿し、子宗直封を繼いだが、宗直嗣なくして歿し、養子宗景が封を繼いだ。宗景は伊達家の一門にして亙理重宗の姪である。宗景又嗣なく伊達綱宗の二男村任を養つて嗣とした。十八代顯孝がこれである。併し村任の實兄にして宗家を繼いだる綱村が、元祿八年七月、村任に三萬石を分與して獨立の大名たらしめたから、村任は伊達安藝の二男村景を養つて、留守家を繼がしめた。これより後、留守家の主は、村景、村利、村儀、村善、村福、宗衡、邦命、邦寧と嫡々相承けて明治維新の時に至つた。その間一百十五年、特に記すべきことがない。

邦寧は幼名を福松と謂ひ天保元年三月十五日、水澤に生れ、慶應元年八月、封を繼いだ。これ伯が幼にして仕へてその奥小姓となつた留守家の當主である。

四、水澤家中

水澤藩主の家系、既に斯くのごとくであつたから、その藩士の氣風も亦、自らこれに影響せられて、他の一般小藩と異るものがあつたことは睹易きの理である。

而して、かかる藩中の雰圍氣が、少年新平の頭腦を如何に刺戟し、如何に彼に矜持と、勤勉と、邁進との風格を與へしかは、亦想察するに難くない。

然らば、水澤家中の士分の生活は如何なりしぞ。

前項に述べたるごとく、水澤の留守氏は、伊達家の館主であつて、獨立の大名ではない。江戸時代、所謂萬石以上と稱せられた陪臣である。併しその實質は大名に等しかつたため、その家臣は所謂水澤家中を爲して、水澤の城下に生活してゐた。

宗藩伊達氏は、表高六十二萬餘石、實高百萬石を越え、九州の島津、中國の毛利、四國の山内、北陸の前田と相並んで、海内の五大藩と稱せられた外樣大名である。故に伊達氏の組織、職制等は、略〻將軍家のそれに等しかつた。

卽ち德川氏が諸侯を分つて親藩、譜代、外樣となし、夫〻の格式を與へたるが如く、伊達氏は、その親族重臣を分つて一門、一家、准一家等となした。その最上位にある一門は、伊具郡角田の石川大和、亙理郡亙理の伊達安房、登米

郡登米の伊達筑前をはじめ、十一家であつて、そのなかには、本來の伊達氏の親族や、譜代の重臣もあり、また戰國以前には伊達氏と肩を比べた大名にして後に伊達氏に服屬したものもあるが、何れも親藩に等しき待遇を與へられたものである。

卽ち、膽澤郡水澤の留守氏は、元來は伊達氏の外様に當る一門であるが、文祿二年以來伊達の姓を賜はり、その男を迎へて主となすこと四回の多きに及んでゐるから、その宗藩との關係は親藩に等しかつた。その祿高は、一千六百三十三貫五百八十八文(享保以前)であつて、一門中の第五位であるが、その宗藩に於ける格式は、一門の第三位であつた。留守氏の宗藩に重きを爲したことは、寛政八年に伊達齊宗が幼にして宗家を嗣いだ時に、留守村福が一門の普宿の故を以て仙臺にあつて藩政を視たことや、明治元年に伊達慶邦の子龜三郎が幼にして封を襲うたときに、留守邦寧が一門伊達藤五郎と相並んで、後見役を命ぜられたことによつても知られる。

水澤家中の組織及び職制は、また宗藩のそれと略等しいものであつた。

何となれば、留守氏も戰國時代には伊達氏と比肩した國主大名であつたからである。卽ち留守家には、一家と稱するものが五家あり、准一家と稱するものが三家あつたが、この留守氏の一家、准一家は、伊達氏の一門、一家に當るものである。准一家の下には、著座、召出、大番士、大小姓組及び組附の格式があつて、大小姓組以上は侍、組附は卒卽ち足輕である。伯の家の水澤家中に於ける格式は明かでないが、その役柄及び祿高より推測して著座であつたらうと思はれる。

留守氏の職制は、他の大名の家中に於けると同じく、最上位に家老職があつて、水澤家中の政務を總裁し、その下

に大番頭、番頭、脇番頭の武官があつて藩士を指揮し、旗奉行、兵具添役等の所謂物頭があつて武具兵器を調進保存した。又社寺中次、町役、勘定頭、勘定頭取等の諸役があつて、寺社方、町方、地方等に關する事務を取扱つた。尙ほ又留守家の式部官兼侍從としては小姓頭、徒小姓組頭、定附小姓、表小姓、無夜勤小姓、奧小姓等があり、書記官としては祐筆、帳役、記錄役、家老附物書等があり、館主近侍の職としては奉藥、番醫、番醫見習、近習見習醫師、次醫師、刀番、膳番、手水番、茶道、亂舞方、立花師、鷹匠役、鳥見役等があり、外交官としては仙臺留守居、教育官としては立生館教授、同假教授、同助教授等があつた。又、足輕の指揮官としては飯田武頭、福原武頭、西根武頭、不斷組頭等があり、監察官としては目付、徒目付、小屋主、檢斷等があり、地方役人としては類族役、野場役、大水賦、小水賦、百姓引立役、散田取立役、山林普請役、野川横目、山横目等があつた。

　伯の祖父の奉じたのは、監察官たる目付役であり、伯の父の奉じたのは、式部官たる小姓頭であつた。目付及び小姓頭は、留守家に於いては、倶に詰所以上と稱せられた重役であつて、その家中に於ける席次は、家老より數へて五位乃至二十位にあつた。詰所以上といふのは、家中の御用部屋とも稱すべき詰所に出仕する者以上の意味であつて、江戸幕府の御目見得以上といふのに略等しい。

　留守家の知行地は、陸中膽澤郡、陸前名取郡、同宮城郡、同志田郡、同栗原郡の五郡に跨がり、その祿高は享保以後一千六百三十三貫五百八十四文であつた。而して留守家臺所入の領地は、その中の約半分であつて、殘り半分は、これを奉公人前と稱し、家臣に分給した。貢租の率は、他藩に於けると同樣に五公五民であつて、その徵收の方法には、檢見取と代形とがあつた。代形は卽ち他藩に謂ふところの定免である。臺所入の貢租は、上膽澤郡跡呂井村にあ

る御藏に收納せられ、扶持米を給與せられる輕輩は、此處に到つて御藏米の分與を受けた。又留守家には、宗藩から聽許せられた狩獵場、漁獵場が十數箇所あつた。さうしてその知行地並びに狩獵地等は、屢ゝ變更、移轉があつたやうである。

水澤家中の士卒の數は、水澤町誌引くところの明治二年留守家家中調べに據れば、八百五十七人とある。士分以上の者は、悉く水澤城下二十六箇町に散在せる四百一軒の士族屋敷に分住し、足輕の輩は多く福原、佐野、西根、相去等の諸村に分住してゐた。

以上に述べた水澤家中の狀態を他の家中のそれと比較するときは、三つの著しい特色が見出される。その第一は、館主留守家が一萬六千餘石の陪臣ではあるが、數百年來の舊家として門地の著しく高いことである。その第二は、留守家がもと大分限者であつた爲めに、祿高の割合に家中の人數の多いことである。その第三は、留守家が伊達家の外樣の出であつた爲めに、伊達封内の北邊に封を置かれたことである。而してこの水澤家中の三つの特色は、また三つの特異なる氣風を水澤の家中に生んだ。その一つは、氣品の自ら高いことである。その二つは、質素儉約にして奢侈に流れないことであり、その三つは尙武の氣風に富んで惰弱に流れなかつたことである。

留守家の門地の高かつたことは、伊達氏が屢ゝこれと婚を通じ、又これを一門の第三席に座せしめたことによつても知られる。德川幕府は、留守氏が江戸に參府する場合には、活火繩付の鐵炮を擔ひ、天鵞絨の大立傘を翳し、徒士の先きに長道具を立てて步行することを許したが、斯くの如きは幕府として、大名交替寄合に對しても容易に許さなかつた格式である。又水澤家中には、一家の筆頭餘目家を初めとして、三百年以上の舊家も稀ではなかつたから、家

中の氣風は俄か大名の家中と自ら異るものがあつた。水澤家中に於いては、家中の子弟を教育する爲めに、「爐邊言草」なる書が作られてゐたが、その書は「抑も御當家御先祖をたづぬるに、天兒屋根命に始まり、大織冠藤原鎌足公を經て」といふ書出しであつて、留守家の出自の尊いことを說いたものであつた。故に水澤家中の士が他藩の士に對して、自ら一種の矜持を有するに至つたのは、蓋し當然であると云はねばならない。

留守氏は政景の代に、秀吉の爲めに封を褫はれて、從來十八萬石位の大分限が、僅々二萬石の小分限に顚落したのであるが、家臣の中には多年の情誼默止し難く、舊主の許に留まるものが多かつた。ために家臣の數は祿高に比して甚だ多く、水澤家中一人當りの平均祿高は、他藩のそれに比して頗る僅少であつた。されば水澤家中の士は一般に貧困であつて、足輕小者の如き輕輩は、内職によつて纔かに生計を支へた。水澤の名產たる箕、網、刷毛、煙管等は、何れも最初は家中の士卒の內職として製造せられたものである。加ふるに、水澤の地は寒冷にして年穀稔らざること多く、家中の士はまた年貢の米進に苦しむことが屢〻であつた。この故に水澤の家中には、簡素儉約の風自ら行はれ、他藩の家中に於けるが如き、奢侈淫靡の風は見ようとしても見られなかつた。水澤家中には維新の頃まで一汁一菜主義なるものがよく實行せられてゐたが、この主義は、初め饑饉の際に勵行せられたものが、後々まで惰勢的に行はれたものである。

伊達氏が留守氏を北疆に封じたのは、一旦緩急あるときは、これをして北方の勁敵南部氏に衝らしむる爲めであつた。次に掲げるものは、元和元年三月二十九日、伊達政宗が大阪夏の陣に參加するに當つて、留守宗利に與へた書狀の一節である。

我等事も是より直に御供可申候。其方事は南部境與言、其許に留守居は置可申候條、金ケ崎に相移り、南部境自然之儀も候はゞ、堅固之御分別尤もに候。

卽ちこれに據つても、水澤家中の軍事的使命が奈邊にあつたかが窺はれる。故に水澤家中は、常に北方の强たる南部氏を假想の敵として、緊張してゐなければならなかつた。水澤家中の士が太平久しきに及んで、遊惰に陷らず、幾分なりとも、戰國武士の俤を遺し得たのは、一つはこのお蔭である。水澤家中の尙武の氣風は幕末に及んでも尙ほ盛んであつて、館主は屢ゝ遊獵を行ひ、又高祿を以て武藝者を召し抱へた。又幕末には、家士の砲術に長ぜる者を江戸に遣はして、西洋砲術を研究せしめたこともある。

併し江戸時代は、文の時代であつて、武の時代ではなかつた。江戸時代には名君賢主と呼ばれた諸侯伯は、何れも藩黌を興し、學者を招じて一藩の子弟を敎育した。この風潮は東北の僻陬にも及んで、天保十二年には、水澤の家中にも立生館といふ學黌ができた。立生館は堀籠膽水の建議創設するところであつて、館成るの後、膽水自らその初代の敎授となつた。膽水は家中の士であつて、壯年の頃笈を江戸に負ひ、昌平黌に學んだ。學成りて家に歸り、世子の侍講に擧げられたが、家中に學館の設けなきを嘆いて立正館の創設を建言し、自らその敎授となつて諸生を薰育した。水澤の家中に文學翕然として興り、幕末維新の交に及んで多くの人材を出したのは、膽水の功の與つて多きに居る。

宗藩膽水の盛名を聞き、徵して仙臺の藩黌養賢堂の敎授とした。玆に於いて澤邊文洋、膽水の後を襲うて敎授となり、膽水の高足椎名芝山助敎となつたが、文洋留守家の側用人となるに及んで芝山敎授に進み、武下節山助敎となつた。節山は名を信成、通稱を弘治と謂ひ、芝山と倶に膽水に學んで嶄然として頭角を見はした。その任に立生館の講

經に就き、經義を講說するや、師說を確信して一に遺訓を守り、章句に係らず、大義を主提し、專ら朱子の說によりて諸家の解釋を採らず、務めて簡易に就き、誇耀の人に勝るを欲せず、要を取りて後進を啓發し、頗る眞儒の風があつた。伯が幼時師事したのは、この武下節山先生であり、伯の父實崇が師事したのは、その師堀籠膽水であり、伯の姉初勢の嫁したのは、芝山の息である。以て伯の一門が學問文章に關聯するところ少々ならざるを見るべきである。

五、高野長英

水澤は僅かに一萬六千餘石の小藩であつたにかかはらず、古代に於いては先住民族たる蝦夷人と大和民族の勢力爭覇の國境線上に位し、中古には北方探題の要職を占めたる名家を藩主に戴き、八百の家臣は物資不足の苦境に壓迫せられて、勤儉力行の風を生じたる爲め、その平凡なる小藩に不相應なる意氣を內に藏してゐた。

ゆゑにこの小藩中より、幾多の人材が生れた。ただ彼等はその驥足を伸ばすべき天地を惠まれざりし爲め薩、長、土、肥その他の大藩の士の如く、聲名を天下に揚げることはできなかつたが、しかしその才力に於いては、大藩の人物と匹敵すべき士も、亦乏しくなかつたに相違ないと、想像される理由がある。例へば堀籠膽水、武下節山、吉田種穗のごときは鐵中の錚々たるものであつた。

併し乍ら、水澤の人物中、聲名最も天下に籍甚したのは、高野長英であつた。少年後藤新平に最も深刻なる影響を及ぼしたる人も亦、その家庭內の尊屬親を除いては、長英を第一に推すべきであらう。殊に長英の性行と生涯は幾多の點に於いて、伯に類似してゐる。

茲に於いて吾人は、少しく詳細に長英を傳するの必要を感ずる。

少年新平の腦裏に長英なる名前の滲入したのは、彼が生前好んで物語つた次の如き一插話に出發する。

彼は一日外に遊び群童と嬉戲してゐた。すると一人あり、突如として彼を罵つて、

『謀叛人の子！』

と言つた。

彼は心中その何の意たるやを知らず、走り歸つて母にこれを語り、その故を糺した。その時初めて彼は、高野長英の物語を聞き、且つその人が彼の家と親族の關係にあることを教へられた。爾來彼が長英について心を留め、その感化を受くるに至つたことは、之れを窺ひ知るに難くない。

抑ゝ高野長英とは如何なる人物であつたか。

長英は文化元年五月五日をもつて、水澤に生れ、嘉永三年十月晦日四十七歳をもつて江戸に自殺した。伯の誕生に先立つこと僅かに七年である。

その家系を按ずるに、長英は伯の本家たる後藤家に生れた。伯の家は實喜（寛永元年生、元祿元年歿）の時に分れたのであつて、伯は實喜より八代目にあたる。

後藤家の本家は、實喜の兄實敬より傳はる。實敬は慶長七年に生れて、寛文十一年に歿したとあるから、實喜より二十三歳の兄である。後藤家系圖には、實敬の名見えず、後藤家の本家は實喜の兄實房から出たことになつてゐるが、これは後藤家系圖に脫落がある爲めである。實房は元龜三年に生れ、承應元年に年八十一を以て歿したとあるから、

實喜よりは五十年の年上である。故に實房は實喜の父であつて兄ではない。又後藤家系圖實喜の條下には一母同實敬とあるから、實敬が實喜の同母兄であることが知られる。

長英はこの實敬の六代目の孫に當る後藤實慶（別名惣介、實信、實仁）の三男で、母は高野元端の女美也、實慶の後妻であつた。故に伯と長英とは、倶に後藤實房八世の孫に當つてゐる。

又伯の曾祖父實治は、家中の士小幡勘右衞門の三男にして後藤家を繼いだものであるが、この小幡勘右衞門は實は高野元端の弟逸學である。而して長英は元端の子玄齋の養子であるから、この關係から云へば、伯は長英の再從兄弟の孫に當る。伯が平生自分は長英の又甥であると稱してゐたのは、恐らくこの關係に依つたものであらう。

長英は九歳にして父に別れ、外祖父高野元端の膝下に愛育せられてゐたが、元端の嫡子元齋に男子なく、ただ千越（ちを）といふ一女があつた。長英より二歳下の從妹である。依つて長英を養子として婚約せしめた。長英、はじめ水澤にありしころは、鄉醫坂野長安（伯の外祖父）に就いて漢籍を學び、十一歳の頃よりは興甫なる玄端の學塾で家學を受けた。少年にして學才儕輩を拔き、十二歳の時には既に分教場を預かつて、兒童に漢學を教へてゐた。また義父玄齋からは、この當時既に蘭學の口授を受けてゐたとも云ふ。

長英は夙くより江戸遊學の志を抱いてゐたが、文政三年十七歳にしてその望みを達し、兄湛齋、從弟遠藤養林とともに江戸に上つた。そして、はじめ杉田伯元に就いて蘭學を攻究し、後轉じて吉田長叔の門に入つた、この當時彼は醫學、語學のみならず、國防、外交より一般企業、さらには藥物化學に至るまで、その熾烈なる知識慾をもつて凡ゆる學に鋭意してゐた。

入府の後三年、兄湛齋の病歿に會つた長英は、その後を承けて江戸の町醫師となり、獨立して開業した。年僅かに二十歳のことである。

併し乍ら、彼の志は流行町醫者として、安穏なる一生を送るに存しなかつた。彼は長崎出島の蘭人シーボルトの盛名を聞き、就いて學ばんとするの志勃々として禁じ難く、遂に發程して長崎に到著したのが文政八年七月であつた。長英は長崎に於いて火のやうな熱意をもつて勉強を始めた。その時期は二十二歳より二十五歳の三年間に亘り、その研究は醫術より理化學、政治、外交、地理、國防までに及んだ。

この時彼は突如として、義父元齋の訃報に接し、意を決して郷里に直行せんとしたが、偶々シーボルトの學舍に異變起り、シーボルト自身も一時は捕縛せられ、學舍の學生二十餘名投獄の厄に遭つたので、長英も亦危險を感じて急遽長崎を去り、暫く豐後の廣瀬淡窗の門に留まつて漢學を修めた。彼は深く淡窗の學殖に傾倒し、師事すること頗る篤かつたが、淡窗も亦彼の人物を愛し、意を用ゐてこれを啓發した。淡窗後年人に語つて「吾が門下の士數千人、一飯の間も國を憂ふることを忘れざる者は、其れ唯長英のみか」と謂つたのに徴しても、師弟相許したるの情、これを想見するに難くない。

その後長英が尾ノ道に於いて講學と治療に從事してゐるとき、水澤からの使者良策が來て、家督相續のため歸鄕せんことを切諫した。さりながら、身は醫術を業としつつも、その志既に匡國の事に專らであつた長英の、水澤に隱れて町醫者たるに甘んずべき道理がない。茲に於いて彼は意を決し、一書を認めてその情を陳じ、良策をして携へて鄕に歸らしめた。ために水澤の親戚は、協議の末、玄恭を迎へて千越子に配し、高野家を相續せしめることに決した。

後玄恭不義の出奔を爲すや、更に橋本氏の二男を迎へて千越子に配し、高野家を繼がしめた。かかる千越子の忍從のゆゑに、長英は江戸に留まつてその志を果すことができたのである。

天保元年十月二十六日、長英の江戸に歸るや、伴ふところの門弟三四人、殆ど錦衣入郷關の觀があつた。翌十一月居を麴町貝坂に構へて私塾を開き、洋學を講じ、醫業を營み、併せて飜譯著述の事に從つた。

長英は今や漸く、生活の安定を得たので、郷里より生母美也を迎へ、初めて親子團欒の幸福を味ふに至つた。それは天保元年より同十年の間に跨がり、長英の生涯に於いて最も得意且つ幸福の時代であつた。それは彼が二十七歳から三十六歳までの間である。

彼が一生に完成したる著譯四十部、二百卷、その他散佚せるものの九部を合すれば、約三百卷に及ぶのであるが、それ等は多くこの得意時代の筆に成つたものである。

當時は十一代將軍家齊の世で、洋書の禁も少しく緩和せられ、蘭學研究の自由も亦與へられてゐたので、洋學全國に勃興し、殊に江戸に於いては、蘭學者の勢力日に熾んに、江湖の耳目漸く彼等に鍾まらんとした。

この時長英は、渡邊華山、小關三英、鈴木春山、遠藤勝助等と交遊し、憂國慨世の論を吐いて時代を指導せんとした。世人呼んでこれを「山の手組」と稱した。

天保の四年より、饑饉起り、七年に至つて災厄全國に波及するや、各藩皆その救濟策に追はれたが、この時、山手組の一人にして、紀州藩の儒者なる白鶴義齋（遠藤勝助）が、救荒の書を著はして、經濟の道を説いたので、諸藩よりの質問者その門に麕集した。勝助は長英、華山等と計り、諸家の學説を參照し、一々實際について之れに答へ、殊

に問題の重要なるものは、山の手組の蘭學者に都下の名流を加へて、尚齒會と稱する會合を催し、その所說よく時好に適中したので、長英及び華山を中心とする尚齒會の勢力は、隱然として各藩の上に及ぶやうになつた。

長英は高野家に對する恩誼と、婚約して娶らざりし千越女に對する情誼とよりして、終生娶らざることを誓つてゐたが、今や千越女は良緣を得て高野家の家督定まり、身は江戸少壯學徒の中心として訪客踵を接し、加ふるに生母は六十に近づいて漸く家政の重荷に堪へざらんとしたので、遂に意を決し、天保九年の秋をもつて青池林宗の女（名ゆき、幕府裁決書に據る）を迎へて妻とした。社會的にも家庭的にも正に長英得意の絕頂期である。時に彼年三十五であつた。

然るに滿帆風を孕んで成功の波路を走りつつありし長英の脚下に一大事件が突如として湧いた。

天保九年蘭人甲比丹より、英船モリソン號來航の風說書を作つて幕府に上申した。幕府はその處置について大評定の結果、文政の打拂令により、英船擊退と一決した。長英、華山は大いに驚き、如何にかしてこれを止めんと日夜肝膽を碎いた。

その結果長英のものしたのが有名な「夢物語」の一篇で、それが長英一代の悲劇を生む原因となつたのである。「夢物語」とは、夢に甲乙二人の人物の問答する體になして、當世の事務を論じたものであつた。さうして英國の國力を物語り、輕々しく打拂ふことの危險を說いたものであつた。

この「夢物語」は出版せず、ただ同志に示したのみであつたが、その知の該博なると、所論の透徹してゐるところから、相傳へて書寫し、遂に將軍家慶の眼に觸れ、家慶をして「後日外事諮詢の必要もあるべし。作者の姓名を尋ね

おけ」と近侍に語らしめた程、彼を感服せしめた。

この時幕府儒臣林大學頭煌の弟に鳥居燿藏（町奉行、甲斐守忠燿）といふものがあつたが、彼は日頃から儒學を維持するが爲めには蘭學を絶滅しなければならぬと考へて、西洋文明を仇敵のごとく惡んでゐた。彼は蘭學者を一掃すべき好機を待つてゐた。

燿藏に絶好の口實を與へたものは、「無人島事件」であつた。それは蘭學を學ぶ者の中に、小笠原島に渡航して、開墾の業に從はんとしたるものがあつたのを、燿藏の下役小笠原貢藏といふ男が聞き込んで、その志望者の一人で、御本丸の庭番をしてゐた花井虎一を、巧みに利祿を以て誘惑し、虚構の訴狀を作つて鳥居燿藏に提出せしめたといふ事件である。その訴狀には蘭學者の名を列記して

殊に渡邊登の如きは「鴃舌小記」と云ふ書を作り、高野長英は「夢物語」といふを書し、言語道斷の妖辭を巣ね、公儀を譏り時政を嘲り、私に人心を惑はさんと致し居候が、此頃に至りては、其勢益ゝ相募り、遂に人を教唆して無人島へ渡航の計畫を爲さしむるに至り候。是れ皆江川英龍、羽倉外記などの後押に出でたるものにて、無人島開墾の爲め渡航すると申居候得共、其の內實たるや全く以て諸外國のもの共と交易致さんとの下心に候へば、御國のため誠に容易ならざる儀と相心得候。且又彼の蠻學を尊信致し候者の中には、曾ては大阪にて騷亂を起し候大鹽平八郎と入懇に致し、當時大鹽の反逆に同意致し居たる者も之れあるの風說、旁ゝ以て捨て置き難き次第と存候まま、此段告訴仕る。

と結んだ。

燿藏は之れを携へて、閣老水野越前守に示し、遂に蘭學を根絶するの方針を決せしめた。蘭學者の頭目を捕へて流罪に處すべしといふのである。

天保十五年五月十四日、半藏門外三宅土佐守邸内の華山宅で、長英と華山とが對談して、後事を圖つてゐるところへ、幕府の差紙が屆いて、華山はその場から捕はれの身となつた。

當時長英は結婚後僅かに半歳、しかも新妻は妊娠して居た。外に老母と内弟子の養ふべきものがある。然るに彼は饑饉と火災とのため家政困難を極め、何等の蓄財もなかつた。當時友人は彼に暫く遁れて嫌疑の霽れるのを待つべき旨忠告したものもあつた。然し彼は盟友華山が、自分の書した「夢物語」の飛沫を被つて入獄したる今日、獨り自ら遁るるに忍びずと爲し、後事を託する書狀數十通を記したる後、北町奉行所に自首して出た。それは五月十八日であつた。その翌日彼は獄に下された。

この當時長英が、寃罪の爲め投獄せられ、胸中の悲憤抑ふること能はず、筆を呵して記したのが「鳥の鳴音」と稱する小文で、その内に老母の悲嘆を思ひ遣つて

　歎かるる身よりも歎く老の身を歎きこそすれ歎かるる身は

と歌つた一首が、今日も尚ほ人口に膾炙してゐる。

幕吏は如何にもして長英等を罪せんとして、種々に訊問したけれども、當初より何等の事實なきことであつたから、無人島事件をもつて彼等を斷罪することは出來なかつた。

茲に於いて、糺問は主として「夢物語」に向けられた。その幕吏と長英との應對は、相馬事件に際し、伯と法官との

間に取交されたる問答と相類するものがある。

長田偶得の「高野長英先生傳」中の一節に曰く

一日瑞皐（註、長英の雅號、郷里の名より瑞皐と稱したのである）訟庭に出て、鞠問を受くるに當り、判吏詰りて曰く、夢物語の書、英吉利の國情民族を敍述すること至つて詳なり、汝嘗て彼國に密航せしことあるか。瑞皐答へて曰く、國家禁あり、何ぞ敢て海外に航せん。判吏曰く。然らば夢物語の敍述する所は妄誕無稽の妖言にして、徒らに世人を蠱惑せんが爲め、空に憑り虚構せるに過ぎざるべしと。瑞皐冷然として曰く、世間未だ天に昇りし者あるを聞かず。而れども善く天象を知る者あり。未だ地に入りし者あるを聞かず。而れども善く地文を知る者あり。況んや英吉利と我とは均しく戴天踏地の國なり、縱ひ其地に遊ばざるも、其情勢を知らざるの理あらんや。但だ尋常人の肉眼は之を窺破すること能はざるのみ、苟くも一種の活眼を具せば、萬里外の事、歴々として掌紋を指すが如くならんと。言未だ訖らざるに、判官大喝して曰く、默せよ、不禮なりと。

長英は斯くの如く、正義觀を缺如したる法官の糺問迫害の下に、囹圄の生活を送つて居たのであるから、その心身の勞苦は察するに餘りある。彼は屢々病を得て、獄外の同志を心痛せしめた。

殊に彼の獄中に在る間に、その肉身の間には諸々の事件が頻發した。彼の入獄の年の秋に及んで、彼の妻は女子を安產した。これを雪子と名づけた。彼は三十六歳にして初めて父と爲り、しかもその顏をすら見ることが出來なかつた。「鳥の鳴音」はこの當時草せられたものであるが、彼は一言半句この嬰兒と產褥の愛妻の上に言及して居ない。しかし彼の心中は後年、伯が相馬事件の詩

幽囚忽三月　夜夜夢歸家
風雪北堂下　寒梅著一花

と酷似するものがあつたであらう。

年方に暮れんとする十二月二十八日に至り、遂に斷罪の宣告が下つた。それは終身禁獄の重刑であつた。しかも斷罪の理由は單に「存迷」とあるのみで何等明確な事由が記されてゐなかつた。

一斷下るや、尙齒會は消滅し、長英の一家は離散し、老母は鄕里水澤に歸つた。

それより前後六年間、長英は獄中に起居してゐた。各種の減刑運動も奏功せず、水野越前の失脚、鳥居燿藏の服罪すらも、遂に彼の刑罰を變更すべき機會を作るに至らなかつた。彼が獄中に於ける最大の苦痛は、その學才を何等國家民人のために用ゆるを得ざることであつた。阿部伊勢守の水野越前守に代つて閣老と爲るを聽くや、彼は「萬國地理書」百卷の飜譯を請願した。しかもその拒絕に會するや、心中の悒鬱抑ふること能はず、爪書の漢詩數篇を茂木恭一郞に送つて、その慷慨悲憤の情を遣つた。

弘化元年六月晦日、傳馬町の牢獄火を失し、獄舍全燒、囚徒は悉く解放せられた。幕府の法で、獄舍燒失の際は囚徒を放ち、三日以內に歸る者は、罪一等若くは二等を減じて之れを賞し、三日以內に歸らざる者、又は逃走せる者は、之れを捕へて罪一等若くは二等を加へて罰するの例であつた。

火に會するや、長英は再び歸らざるの意を決して、六年繫伏の牢獄を去つた。

彼は江戶に潛伏して服裝を改め、道を越後より羽前羽後に取り、大迂廻をして鄕里水澤に歸つた。獄中六年、夢寐

の間も忘れざりし老母と訣別せんが爲めである。十月の交、水澤に於いて生母に會つた後、彼は再び米澤を迂廻し、翌年初夏の交に至つて江戸に歸つてきた。

江戸に歸つた長英は、内田彌太郎と謀つて兵書の譯述を始めた。それは外敵の四邊に迫ること年と共に急であつたので、彼は日本の國防に深く憂心を抱いて居たからである。その「三兵タクチーキ」と稱する歩騎砲兵の兵事を說いた書のごときは、一部の寫本五十兩をもつてするも入手困難であつた程、世に珍重せられた。

茲に於いて、彼は生計の途を見出したので、麻布藪下町（現在宮下町邊）に裏屋を借り、妻子を呼び寄せて家庭を營んだ。彼の獄中に在りし日出産した雪子は、この年八歲の幼童として、彼の獄後の心身を慰めてゐた。併しながら、彼の譯文の流麗暢達は、忽ちにして幕府の注目するところと爲り、彼の身邊警吏の追跡日に益ゝ急を告ぐるに至つた。彼は再び妻子に別れ、飄然として江戸を脫出し、江川太郎左衛門の許に身を寄せ、その庇護によつて、相州足柄上郡に隱匿し「孫謨兒四星編」の飜譯に從事した。

年月は明かでないが、此の頃に長男融が生れた。

蘭學者の迫害日に嚴しく、長英の搜索愈ゝ急であつた。彼は累を江川に及ぼさんことを懼れて、弘化四年の晩春より初夏の交、再び内田彌太郎の家に潛伏して、晝は別室の長持の中に匿れ、夜に至つて密かに譯述に從事してゐた。

その翌年は改元せられて、嘉永元年となつた。その二月の下旬、長英は江戸を發して、伊豫宇和島の藩主伊達宗城の許に赴いた。彼は途上大阪に於いて江戸に向ひつつあつた宗城に會し、四月二日をもつて伊東瑞溪の變名をもつて、堂々と宇和島に乘り込み、家老櫻田の別莊に入つて、若黨一人、僕一人、婢一人、學僕一人を與へられて、藩士に洋

學を講じた。

當時長英の門人であつた土居逸史の手記に成る「長英の居常及其性質」といふ一文を見ると、彼の人物性行の一斑を窺ふことができる。その文に曰く。

長英の給せらるゝ所は僅か四人口なり、故に至て窮乏の體なり。其れが爲めにや時々薩州へ行けばよかりしと嘆息し居たり。居常沈鬱、寢食を安んぜざる様なり。夜中安眠する能はず、纔に酒によつて睡を求む。酒を飲むことは極めて甚し。三度の食事に飲み、夜亦飲む。常に酒氣を帶びざることなし。一晝夜に三升を飲み盡すと言ふ。桑折、松根、伊能、富澤大眠等、時々長英と相往來す。其内富澤最も親し。櫻田は酉の年（嘉永二年）の始め、余年禮に行きしとき、是非長英を連れ來れとのことにて、連れ行きしとき、一度面談せしのみ、長英容貌魁偉、好男子にして品格高し、一見溫順なるが如きも、就て談話を聞けば自ら枉ぐべからざるの膽力あるを見る。但し絶て粗暴の行あることなし。又廉直なり。

宇和島に於いて彼は種々の著述を完成し、又藩主宗城にも人目を避けて兩三回會見してゐる。

然るに幕府は、長英の宇和島に在ることを偵知し、捕吏を向はせるとの飛脚が到來したので、彼は嘉永二年正月をもつて、突如として此の地を去り、讃州の金比羅神社に詣でて、三月中旬ごろ廣島に出た。さうして、四月初旬に鹿兒島に到著した。

長英の鹿兒島に赴いたのは、多年知遇を蒙つてゐた島津齊彬に身を寄せるためであつた。然るに時恰かも薩藩に於いては齊彬と久光との間に家督爭ひがあつて、しかもその起りは齊彬が蘭學を好むことに守舊派が反對したためであ

つた。ゆゑに齊彬は長英を庇護することができなかつた。長英は此の地に留まること暫くにして再び四國に渡り、卯の町に立寄つて後本州に出た。

此の當時長英は、刑吏の眼を掠めるため、硝石精をもつてその前額を燒いて人相を變じてゐた。

當時江戸の閣老は阿部伊勢守で、伊勢守は深く長英の才學人物を愛し、その罪を赦免して國家の爲めにその能を用ゐようといふ考へを持つてゐた際であつた。ゆゑに長英は江戸の形勢が必ずしも以前のごとく己に不利でないことを知ると共に、妻子に再會せんとの情切にして、遂に歸東を決心した。

嘉永二年八月、長英は四年ぶりで江戸の土を踏んだ。その時は高柳柳之助と名乘つてゐた。

この時松下壽醉といふ水野忠精の家臣が、長英を救はうと思つて横井宗也に謀つたところ、宗也が長英を勝海舟の許に連れていつたといふ一插話がある。「慷慨家列傳」のうちにこの間の事情を次の如く記してゐる。

横井宗也乃ち先生を伴ふて幕府の軍務士官、勝麟太郎（安芳君時に二十）を訪ひ、之を謀る。勝氏曰く「我は幕府の祿を食むものなり。高野氏は幕府の罪人なり。我にして高野氏を匿すは義に於て能はざる所なり。然れども高野氏の我に於ける素より仇志なし。我必ず之を人に語らじ。請ふ復た來る事なかれ。」と。先生其言に服し、其の手づから點竄批評するところの鈴錄外書を贈りて曰く、「我嘗て君の家に來るの記念となせよ。」と。此書今仍ほ勝氏の所藏に係ると云ふ。

伯が曾て、長英の筆蹟眞僞鑑定のため勝海舟翁を訪問した時、翁は伯の風貌の長英に似たるところありと言はれたといふ話があるが、以てこの會見の海舟に印象したるの深きを知るべきである。

長英は今江戸に歸り、同志の温情に守られ、幕吏の眼を掠めつつ銃砲の教授や、蘭書の飜譯著述等を爲しつつ日を送つてゐた。長英が幕末より維新初期に於ける兵學に對する貢獻は、江川太郎左衛門、高島秋帆等に比肩すと稱せられるのは之れが爲めである。

その翌年嘉永三年春、長英は再び身邊に迫る危險のため、江戸を去つて下總香取郡萬歳村の花香恭法の許に身を匿して居たが、間もなく又江戸に歸つた。併し、もはや麻布の藪下では危險であつたので、青山百人町に寓居を移し、名を澤三伯と改め、久しぶりに醫業の看板を掲げた。青山百人町といふのは今日の青山南町六丁目四十三番地である。此の時分に次男の要が生れた。

此の當時、閣老主班の阿部伊勢守が、長英赦免の意圖を抱いてゐたのみならず、勘定奉行川路左衛門尉聖謨も亦、彼を赦免せんことを力説して居たといふやうな有樣であつたから、彼の前途には次第に一道の光明が射し初めてゐたのである。

當時の彼の「三兵タクチーキ」二十七冊の譯述は既に完成して、その寫本は廣く世に行はれ、醫者としての收入も次第に增してゐた。ただ待つところは寃罪の霽ることである。一度赦免のこと成らば、彼の非凡の才學は初めて十二分に活用せらるるの機會あるべしと、彼も彼の同志も足を爪立てて待ち望んでゐた。

然るに悪運は執拗に彼に纏綿した。いまこの長夜將に明けなんとするの秋、不幸は突如として再び長英の身上に落ちてきた。「文明東漸史」はこの間の事情を記すこと詳細である。曰く

川路左衛門尉其罪全く鳥居の羅織構造せるものなるを知り、其反獄は固より罪すべしと雖、初に長英を終身禁錮

に處したるは罪輕く刑重く其當を失せるものなり。今已に年所を經て之を不問に附するも可ならんと。百方之を救はんとしたるも背かれず、遂に逮捕するに決せり。會々松下壽醉の別業に潛匿せる一婦人あり、素と越後の娼婦、人の爲めに奪ひ去られし者なり。偵吏一見其長英なるを悟り、直に馳せて官に告ぐ。因て捕縛の事を謀る。會々其婦病に罹りて危篤なり。長英を請ふて治せしむ。偵吏蹤跡して其家に出入す。因て捕縛の事を謀る。然れども其再び逃亡せんことを恐る。前年罪を犯して長英と獄舍を同ふせる囚徒の吏に罪ありて縛に就ける者あり。偵吏乃ち窃かに旨を授け、長英を發見せば其罪を免さん事を約し、青山の諸衞を搜索せしむ。一日長英戶外に出づ。暮夜一漢ありて笠を深くして面を蔽ふ。呼んで曰く長英君ならずや。之を視れば則ち前日獄を同じふせる一囚なり。其人別後の事を語り、且つ曰く、再び罪を犯し尾蹤甚だ急なり、因て遠く走らんとす、路金に乏し、願はくば些少の錢を惠めと。長英其言を信じ、懷を探るに錢なし、乃ち携へて家に歸り金を與へて去らしむ。囚人乃ち其情を偵吏に報ず。是に於て捕吏七人、長英の家を窺ひ、豫め三人を床下に伏せ、二人正門より進み、其餘は後庭より向ふ。長英居常戒むる所あり、木葉を前庭に布き、以て自ら備ふ。又居室に入る路、ただ僅かに一人を通ずるの狹廊あるのみ、一夕、長英食を命じ至るを待つ。忽ち蔌々踏葉の聲あり、怪んで而して起つ。捕卒後より來り薄る。長英帶ぶる所の短刀を拔き、其腹を刺す。又一卒あり躍りて前に出づ、長英擊て其額を傷く。捕卒逡巡進む能はず。長英呼んで曰く、命なり死すべしと。乃ち其刀を以て頸を刺す。捕卒四卒之を縛すれば則ち長英既に死す。實に嘉永三年十月晦日なり。年四十七。

それが幕末蘭學の泰斗、高野長英の悲壯なる最期であつた。

その人物と生涯とが如何に伯に影響したりしやは、伯が晩年に至るまで長英を口にして已まざりしを以ても、窺ひ知ることができる。

伯は實に長英の熱心なる崇拜家であつた。明治三十一年七月、朝廷長英の功を錄し、特に正四位を追贈せらるるや、曾孫長運長田偶得に囑して「高野長英傳」を編ましめたが、伯はその著に漢文の序を寄せて敬慕の情を示してゐる。又伯は長英の著書の蒐集にも努力した。高野長英全集第三卷に收められた「三兵答古知幾」の板本は、卽ち伯の藏本を以て原本としたものである。

長英の材幹容貌、伯と相似るものあり。憂國慨世の情亦相通ず。ただ一人は封建專制の世に生れて、終生を迫害窮乏の間に過ごし、死するや警吏縛して獄に送る。然るに一人は、明治の昭代に人と爲り、國威四海に振ふの日、臺閣に列して志を當世に恣まにし、天の榮爵、地の美祿、共に兩つながら之れを享有して、古稀の天壽を全うす。人生の禍福、人間意表の外にありといふべきである。

然れども、長英の窮死は、後に伯の奮起と爲り、前者の覆轍は、後者の殷鑑たりしを思へば、長英苦楚四十七年の生、亦徒爾ならずと謂ふべきである。

故に謂ふ、天に不可見の珠盤あり、加除減乘、人間肉眼の界を絕し、祖先の餘慶必ず子孫を潤すと。吾人之れを長英と伯との間に觀る。伯後年の飛躍誰れか敢へて偶然なりといふものぞ。

王侯将相豈種あらんや、と支那の學者はいつた。然し乍ら、遺傳が子孫に及ぼす肉體的の影響と、祖先の德操と事功とに對する矜持の後裔に與ふる感化とは、誰人と雖もこれを全く否定することを得ないであらう。

吾人は、前節において、後藤新平を生みたる地理的並びに社會的環境を描いた。茲に吾人は進んで彼の祖先について、少しく硏究の眼を轉ずるの必要を感ずる。

第二節　祖先

一、家系

後藤家の祖先も、また大織冠藤原鎌足に出づと稱せられる。後藤家系圖に據れば、鎌足八世の孫に鎭守府將軍利仁があり、利仁五世の孫に則村なる武人があつた。則村は前九年、後三年の役に武功を樹て、肥後守兼內舍人に任ぜられて、後藤內と稱した、後藤內は、蓋し肥後守、藤原、內舍人の略稱である。爾來その子孫後藤氏を稱し、則村より五世にして承久亂の立役者後藤基淸に至り、基淸十世の孫基之、應永三十一年、奧州に到つて伊達持宗に仕へたといふ。併し、後藤家系圖は世次定かならず、又尊卑分脈の記事とも一致しないから、その古い部分は、留守家系圖と同様に後世の作爲に成つたものと斷ずべきであらう。

基之の子孫代々伊達家に仕へ、四世基實に至つて政景に仕へたが、政景留守顯宗の養子となつて留守氏を冒すに及

び、基實もまた留守家の家臣となり、宮城郡に采地を賜はり、高森の城下に移り住んだ。これ後藤氏が留守家に仕へた初めである。

基實の子實房、政景に仕へて所在に戰功を樹て、又その子實喜は宗直、宗景の二代に仕へて功があつたので、宗景は別に祿を實喜に與へた。後藤家系圖によれば、この時本家は、實房に賜へる屋敷の三分一を割いてこれを實喜に與へたとある。茲に於いて、水澤家中の後藤家には、嫡流庶流の分れが生じた。伯を出した後藤家は、庶流の後藤家であり、長英を出したる後藤家は、嫡流の後藤家である。即ち實喜は、伯を出したる後藤家の先祖であつて、後藤家系圖には、實房の弟と記されてあるが、實は實房の子であることは、前項に考證した通りである。

後藤家に傳はれる大織冠鎌足以來の系圖は次の通りである。

大織冠鎌足
天兒屋根命第二十一世小徳冠中臣御食子卿長男始名鎌子後鎌足　中臣内大臣　孝徳天皇白雉五年授紫冠　天智天皇四年
乙丑賜大織冠八年十月十三日改中臣姓賜藤原姓十六日薨年五十六　母大徳冠大伴久比子卿女

―淡海公
不比等右大臣　元正天皇養老四年八月三日薨年六十一十日贈太政大臣正一位　母車持國子女

―房前
參議　左大臣　正三位　式部卿　内大臣　中衞　大將軍　氏長者　居室在北故稱北家　聖武帝天平九年四月十七日薨年
五十七贈正一位發帝御宇贈太政大臣　母大紫冠右大臣蘇我羅自古女

―魚名
正二位　左大臣　號河邊　桓武帝延暦二年七月二十五日薨年六十三即日贈正一位　母參議麿清河女

―鷲取
従五位　中務大輔　兼上野介　延暦二十四年十一月三日卒年六十一　母式部卿宇合女

―藤嗣
参議　兼右兵衛尉　従五位上　弘仁八年三月二十四日卒年四十五　母従四位上藤良継女

―高房
中宮亮　正四位下　越前守　嵯峨帝弘仁三年八月爲加州越前州刺史居於越前州丹生郡貞觀三年六月十八日卒年六十四
母大納言紀古佐美女

―時長
藏人頭　民部卿　鎭守府將軍　正四位下　常陸介　達武略寛平七年六月十四日卒年六十八　母參議藤貞夏女

―利仁
左近將監　鎭守府將軍　從四位下　上野上總介　武藏守　長騎射通神飛海路如有翔本朝第一勇將延長二年八月二十六日
卒年七十二　母越前守秦朝臣豐國女

―叙用
宮内丞　齋宮頭　正五位上　以爲齋宮頭稱齋藤天慶元年十一月晦日卒年五十二　母從關位輔世王女

―吉信
齋宮頭　中務權少輔　從五位下　加賀介　初名吉脩　康保四年四月二十七日卒年六十　母但馬守藤公則女

―伊傳
齋藤三郎　民部少輔　從五位下　冷泉帝康保四年八月爲越前州押領使長武略弓馬達人寛和二年九月二十六日卒年四十八

母越後守藤常泰女

―公則

齋藤七　施藥院使　太宰少貳　大監物　從五位上　信濃河內肥後尾張守　寛弘四年三月爲文德帝第六世坂戸出雲守章經見養因改姓爲源氏長久二年五月十四日卒年五十六　法名闕

―忠念

坂戸禪師　居於河內國交野牧　母同則徑

―女

丹波守源速房室　母同則徑（系線飛點ノ分原本闕ケ且ツ忠念及女母同則徑トアルモ譜中ニ則徑ト云フ名ナシ恐ラク公則ト忠念トノ間ニ原本落丁アラン）

―則村

坂戸藤太　後藤內　左兵衛尉　大夫判官　內舍人　從五位下　肥後守　達射馭長武略天喜元年春依鎮守府將軍陸奧守源賴義之命歸本姓爲藤氏康平年中列賴義之、從軍奧州數年接戰屢勵武功後冷泉帝康平六年春爲肥後州刺史兼內舍人稱後藤內爲後藤氏延久二年八月養尾藤尾張守藤公卿第二男公廣以爲嗣定家紋（旋旗白地藤三巴　帷幕白地重依手）寛治元年五月三日卒年六十四　法名明西　母信濃守藤爲則女

―政明

後藤太　右馬助　從六位上　肥後介　堀河帝御宇爲肥之後州長吏兼任居於州之玉名郡基崎莊因稱後藤介寛治三年七月二日卒年四十二　母同公廣

―惟峯

後藤瀧口右兵衛尉　從五位下

―公廣

後藤次郎　左衛門尉　從五位下　寛治年中鎮東將軍陸奧守義家征伐羽州清原武衡家衡之時屬從向摺戰功天仁二年七月朔日卒年五十九　法名玄休義母坂戸信濃守源公貞女實母近藤近江守藤修行女

―實信

後藤三郎　宮內丞　從五位下　白河帝御宇爲武者所大治三年九月七日卒年六十二　法名定休　母伊賀守藤公季女

―實遠

後藤太郎　左衛門尉　從五位下　久壽二年六月二十八日卒年六十七　法名西休　母武者所左衛門尉平季知女

實基

後藤太郎　左兵衛尉　從五位下　從仕於下野守源義朝平治擾亂屬惡源太義平擢戰功十有六騎之其一也治承四年八月右大將源頼朝舉義兵之後候麾下壽永元暦年中攻擊平氏之時屢擢軍忠以無子養佐藤尉藤仲清第二男基清以爲嗣文治四年九月二十二日卒年七十八　法名西光　母武藤右馬允藤頼氏女

基清

後藤新兵衛尉　左衛門尉　大夫判官　從五位上　承久三年六月天下騷擾之時屬官軍顯戰功皇師敗北之後其年七月伏誅年七十一　法名光珍　母尾藤玄蕃允藤知忠女

基綱

後藤小次郎　右兵衛尉　大夫判官　正五位下　佐渡守　善作和歌任六波羅評定人承久三年六月寰宇擾亂之時爲關東之從軍屢戰勳康元元年十一月二十七日卒年七十六　法名良珍　母伊賀守藤朝光女

基政

後藤太郎　左衛門尉　大夫判官　從五位上　壹岐守　爲六波羅評定人弘安七年九月二十二日卒年七十九　法名祟珍　母右京大夫大江能範女

基頼

後藤小太郎　左衛門尉　大夫判官　從五位上　筑後守　爲六波羅評定人後列引付頭人正安三年三月四日卒年六十八　法名闕　母葛西伯耆守平清親女

基宗

後藤太郎　左衛門尉　大夫判官　從五位上　嘉暦元年正月四日卒年七十二　法名寂念　母宇都宮越中守藤頼業女

女 岡部丹後守藤忠連室 母同基宗

基胤 後藤彌次郎 從五位下 信濃守 元亨元年二月十一日卒年六十三 法名圓秀 母同基宗

基房 後藤六郎 新左衛門尉 從五位下 但元弘建武年中天下騷亂之時屬足利權大納言源尊氏卿之從軍擢戰功於參州賀茂郡麻原莊賜采地三千餘丁延元四年八月十七日卒年七十九 法名昌圓 母後藤筑前守藤基廣女

基永 須川次郎 左衛門尉 從五位下 延慶元年正月爲肥後州須川宮內丞平爲永所養紹家領采地一千餘丁正慶二年五月七日洛陽六波羅之軍屬宮方揮武威戰死年四十八 母同基房

基氏 內藤九郎 左兵衛尉 從六位上 正和三年十一月爲內藤九郎左衛門尉藤泰基見養繼武居於總之下州印旛郡明得邑正慶二年五月二十日相州鎌倉沒落之時屬于大佛 闕字 平貞直戰死年四十一 母同基房

基光 後藤新左衛門尉 從六位上 貞和四年正月五日洛陽四條之軍戰死年三十七 法名昌慶 母同基國

基國 後藤孫七郎 修理亮 從五位下 近侍於關東管領足利左兵衛督基氏至德二年五月十一日卒年六十九 法名念意 母相模國中村右馬助平景弘女

基行 後藤彥七郎 從五位下 紀伊守 應永十四年四月九日卒年六十四 法名昌光 母加藤長門守藤景次女

基繼 麻原孫四郎 永和元年三月爲參州麻原內膳正藤秀俊見養繼家明德元年二月屬于畠山左衛門督基國麾下賜采地三千餘丁三年二月十四日卒年八十八 母同基行

基弘 後藤紀伊 孫七郎 新左衛門尉 從六位上 應永十九年正月鎌倉管領足利右馬頭持氏之時爲公事奉行二十三年上杉右衛門佐氏憲入道禪秀謀反時與同故禪秀敗走後二十四年二月二十三日於參州麻原莊自殺年五十四 法名玄心 母土屋但馬助

平光村女

—基重　後藤孫六郎　主馬助　從六位下　應永二十四年二月二十三日於參州麻原莊父基弘同時自殺年三十一　法名重心　母駿河州久野中務丞忠春女

—基春　後藤新九郎　新兵衛尉　從六位下　丹波守　應永二十四年四月扺駿州從仕於今川駿河守範政賜采地五百餘丁移居於州之有度郡杉目邑文明元年十二月三日卒年六十五　法名一心　母同基重

—基之　後藤孫七郎　伊賀　應永二十四年二月父祖沒後沈淪居於常州新治郡川曲庄三十一年三月到奥州奉從於伊達大膳大夫持宗君於州之伊達信夫兩郡內及羽州置賜郡長井庄賜采地三百餘町移居於伊達郡保原邑文明十八年四月十八日不祿年八十一　法名道林　母平山九郎重常女

—基助　後藤孫七郎　紀伊　歷任于伊達兵部少輔成宗君大膳大夫尙宗君大永元年二月晦日不祿年六十　法名道全　母伊達家人吉田主計定村女

—基安　後藤四郎　紀伊　奉任於左京大夫稙宗君天文二十一年六月十五日不祿年七十二　法名道夏　母粟野佐渡源宗知女

—基家　後藤四郎　新兵衛　肥前　從仕於左京兆稙宗君永祿十二年四月九日不祿年六十四　法名道永　母同基茂（仙臺老臣後藤近康之祖）

—基茂　後藤孫六郎　左馬助　近侍於左京兆稙宗君天文六年四月於羽州置賜郡長井莊采地二百餘町移居于莊之新田村元龜二年九月十六日不祿年六十二　法名道秋　母伊達家人內馬因幡源時國女

—基定　後藤孫七郎　新左衛門　奉仕於伊達左京大夫晴宗君於羽州置賜郡長井莊賚采地百餘町以有功勞也永祿十年二月十五日

不祿年五十五　法名道眞　母同基茂 仙臺家族高泉家人後藤景實之祖

―基實

後藤孫七郎　信濃　居伊達後奉仕於高森留守上野介政景君州之宮城郡内賜釆地家紋幕 白地五幅藤丸釘拔黑紋 馬印 白地藤丸赤紋長八尺五分二幅 指旗 赤地三幅藤輪白地長四尺六寸 天正十四年七月十四日死年五十六　法名闕　母伊達家人黑澤丹波通方女

―基廣

後藤孫六郎　石見　寛永元年八月七日死年九十六　法名卽應道閑　母同基實

―實房

後藤總九郎　總介　天正十三年春仕於政景君文祿元年秀吉公擊朝鮮翌二年政景君至肥之前州名護屋當時爲武頭隨從年二十慶長五年秋上杉景勝家臣直江山城兼續與山形出羽守義光合戰義光以子息修理大夫義康請加勢于政宗公因政景君率手勢六十騎發向羽州最上實房其六十騎之内後備四騎下云隨從政景君所々軍中顯武名事不可勝計也承應元年十月十七日水卓臥牛館下死年八十一　法名眞理道空　寺龜島山增長寺

―實行

後藤彥作　慶長五年九月上杉家臣直江山城守兼續起兵拔羽州谷地寒河江淸水畠岡等諸城將進馬攻山形故最上出羽守義光請援兵於黃　以下闕　（實敬ノ名譜中ニ見エス且天正十四年死シタル人ノ子元祿元年ニ六十九ニテ死ストイフモ怪シムヘシ疑フラクハ闕ホト友リトノ間ニ原本落丁アラン）

―女

八幡下總平景次室　母同實敬

―實喜 後藤新平祖先

後藤勘六郎　十右衛門　仕于宗直君宗景君別賜於食祿是故實房所賜之屋敷爲三分與其一爲別家元祿元年九月十六日死年六十五　法名菊徑月公　母同實敬

（以上本家後藤家系譜に由る）

實喜の子實忠は、小左衛門と稱し、後に十右衛門（又重右衛門と書す）と稱した。これより庶流後藤家の當主は、多くは長じて後、十右衛門を稱した。

實忠の子實適、初めの名は新平、後に小左衛門と稱した。伯の五世の祖であつて、伯の名は卽ちこの實適の初名を襲つたものである。

實適の弟軍之丞、能く鷹を使ひ、奉公すること久しきによつて、留守家より知行一人扶持、給金一兩を賜うた。軍之丞は後に家中の士內田氏の養子となつたが、實家に對する孝心已み難く、その永年貯へ置いた金子百五十切（金一切は一兩の四分の一）を實兄實適に讓り、實適の名を以てこれを主家に獻ぜしめた。留守家卽ちその行爲を奇特とし、實適に增すに知行五百文、扶持一人分給金五切を以てした。時に寶曆七年三月であつて、庶流後藤家の祿は、これより本知一貫文に加ふるに新知五百文、扶持一人分、給金五切となつた。次に揭げるものは、その知行加增の奉書である。

後藤十右衛門

其身實弟內田軍之丞儀、實家孝道之便にも致度と、連年心懸を以、年少分金子貯置、此度兄十右衛門方江相讓候處、御行當之御時節を相考、右十右衛門金百五拾切獻上仕候付、爲御褒美、御知行五百之所、御加增被成下、右十右衛門拜領之御知行高江取合、壹貫五百文と、御扶持方壹人分、御切米金五切之高に被成下候旨、

御意之事

三月十一日

實適の子實正、嗣なくして、留守家の重臣、小幡勘右衛門の三男甚右衛門を養つて子とした。甚右衛門は養父の偏諱を襲つて實治と名乘り、家中の士三宮氏の女を娶つて實仁を生んだ。

實仁は初名を彦七と稱し、後に小左衞門と名乘つた。伯の令弟彦七は即ち實仁の初名を襲うたものである。實仁留守家に仕へてその目付役となつたが、嫡流後藤家の三男にして留守家の醫官高野氏を繼いだ長英の事に座して退役した。實仁は實に伯の祖父である。

實仁は頗る几帳面な人で、多くの記錄を後藤家に遺してゐる。又至つて緻密な頭腦の所有者であつて、數學に通達してゐた。故に彼は退役後、後藤塾を開いて、子實崇と倶に數學を教授した。實仁は寛政六年に生れ、慶應四年に歿した。伯の生れたのは、彼が六十四歳の時であり、彼が歿したのは、伯が十二歳の時であつた。

彼は伯の將來に大なる望みを屬し、その教育には深く意を用ゐた。伯が一見豪放のやうであつて、實は思慮の緻密と用意の周到とを有し、頗る科學的の頭腦を持つてゐたのは、この祖父の遺傳と薰育とに負ふところありとも言ひ得るであらう。

伯は後年よく人に語つて、祖父が少年新平の頭を撫でて、「學者になるな。書家になれ。書家になれ。」と言つたと話した。

それは祖父實仁が、眼のあたり高野長英の數奇なる生涯を見て、先覺者の悲運を哀しみ、愛孫新平の俊敏なる資性を考へ、學殖の却つて不幸を招かんことを慮るるの慈愛に出でたものと思はれる。殊に長英の實母美也が、夙くもその夫に死別し、その子の脫獄罪人として流離の間に死するや、窮乏貧困のあまり、屢々後藤家に來つて救ひを求むるの狀を目睹した實仁が、學問識見の奇禍を沽ふ所以なるを憶うて、少年新平の前途を憂慮したのも、亦故ありと謂ふべきである。

祖父實仁は、又早くこの少年の才能を看破し、深くその將來を屬望して、「この兒必ず我が家名を擧げるであらう。」と常に語つてゐたといふ。

伯の父、實仁の子實崇については、後に項を改めて述ぶるところがあらう。

ここに實喜以來、現在に至る、庶流後藤家の系圖を掲げる。

伊達家臣後藤基之玄孫留守家臣後藤基實三男

初代 **實喜**

後藤勘六郎　重右衛門　仕于宗直君宗景君別賜於食祿是故兄實房所賜之屋敷爲三分與其一爲別家元祿元年九月十六日死年六十五　法名菊徑月公禪定門　妻阪本氏

某

後藤重右衛門子小左衛門兄其身ニ不成シ而病死過去帳注　元祿十六年十月五日歿　法名一如道夢禪定門

二代 **實忠**

小左衛門　後ニ重右衛門　元文二年七月九日歿行年八十歳　法名心安休也信士　妻守屋助右衛門女

某

延享二年六月五日歿　法名正眼城近大徳

三代 **實適**

後藤重右衛門　初ノ名ハ新平　晩ニ小左衛門　寛政七年正月十七日歿行年九十二歳　法名看護軒大器如水居士　妻條目氏　繼室笠神氏

軍之丞

良ク鷹ヲ飼ヒ村景君ニ仕ヘテ別ニ一人扶持並ニ金壹兩ヲ賜ハル後年事情アリテ内田家ヲ嗣グ

四代 **實正**

後藤重右衛門　文化三年十一月四日歿行年八十歳　法名堅岩自剛信士　妻永井氏

五代 實治（ハル）　後藤甚右衛門　實小幡勘右衛門三男　文政三年八月二十九日歿行年六十二歳　法名萬岳了心居士　妻三宮玄仲女

六代 實仁（ヒト）　初ノ名ハ後藤彦七　後ニ小左衛門　留守家ノ目付役タリ本家高野長英事件ノ爲ニ退役後仕官セズ慶應四年四月十二日歿行年七十五歳　法名寛心道照居士　妻富澤氏明治十四年二月二十七日歿行年八十三歳　法名貞隆智節大姉

七代 實崇　後藤左傳治　後ニ重右衛門　幼年留守家ノ小姓タリ尋イテ小姓頭トナル小笠原流躾方ノ能クシ和歌ニ通シ謡小鼓等ノ諸藝ニ巧ナリ王政維新ノ際歸農平民トナル明治十六年一月十三日歿年年六十三歳　法名諦光院道圓明觀居士　妻坂野長安女名利惠大正十二年二月二十七日歿行年九十九歳　法名貞山院清操明鏡大姉

女　名利和後清（セイ）嫁山本三仲

女　名初瀬嫁椎名辨七郎後歸實家　大正十四年三月十九日歿

八代 新平　明治三十九年四月十一日特列華族依勳功特授男爵　大正十一年九月二十五日依勳功特陞授子爵　昭和三年十一月十日依勳功特陞授伯爵　昭和四年四月十三日薨去行年七十三歳　法名天眞院殿祥山棲霞大居士　妻男爵安場保和次女和子大正七年四月八日歿行年五十三歳　法名謙良院殿和恭清順大姉

彦七　起別家

女　養女名靜嫁醫學博士佐野彪太

九代 一藏　昭和四年六月十五日襲爵被仰付　妻工學博士杉浦宗三郎二女春子

女　名愛嫁鶴見祐輔

二、門地と生家

伯の生れた家は、今日も水澤の町に殘つてゐる。

これによつて吾人は、當時の後藤家の生活を想像することができる。さうして少年新平が嬉戲して、時に雙親の叱責を蒙つた當年の情景を、心眼に描くことができる。それは日本史中の特異なる時代であつた德川封建の世に於ける、小藩士族の生活を如實に物語るやうな、典型的な建物でもあり又生活でもあつたのである。

後年、桂內閣の遞相となつた頃、伯はこの生家を活動寫眞に撮つて知人に示し、その少年の日を物語るを常とした。

吾人は、この生家を紹介するに先立ち、先づ後藤家の生計を點檢し、彼等が水澤家中に於いて占めたる地位を物語らなければならない。

伯の生れた庶流後藤家の祿は、前述の如く、最初一貫文であつたが、寶曆七年の加增によつて、一貫五百文となり、別に扶持米一人分、給金五切があつたが、その後、後藤家の當主は、勤儉力行によつて貯蓄し得たる金を屢ゝ主家に獻じた功によつて加增を受けた。卽ち天明四年に五百三十一文、同六年に五百文の加增があつて、合計二貫五百三十一文と、切米五切、それが伯生誕當時の後藤家の祿高であつた。

實崇自筆にかかる安政六年の「御近習方並御武頭御屋敷御用日記自分控」には、

一高貳貫五百三拾壹文

御切米金五切也

此直し高七百拾四文

合高三貫貳百四拾五文

とある。本知二貫五百三十一文は、草高であるから、實收はその半分に過ぎないが、小物成、高懸等の雜税及び附加税等の收入を假に本途物成と同額として見積れば、三貫二百四十五文は後藤家年收の平均額とみることができる。而して、後藤家の「知行立覺」に據れば、この三貫二百四十五文の祿高よりの實收入は、米十石乃至十五石に過ぎない。故に米一石を三十圓として、この年收を現在の貨幣價値に換算すれば、三百圓乃至四百五十圓となる。これによつて見ても、その家計の豐かでなかつたことは十分想像せられる。

併し、俸祿薄く生計乏しきは、前述の如く水澤家中一般の現象であつて、後藤家のみが特にさうであつたのではない。後藤家の本知祿高が一貫文であつたころの御家中御知行高覺に據れば、水澤家中の士で祿高の最も多いものは、花淵善兵衛の十四貫一百七文であつて、祿高十貫を越える者は、花淵氏を併せて三人に過ぎず、五貫以上のもの三十一人、二貫以上のもの三十八人、一貫以上のもの五、六十人であつて、家中の三分の二は一貫以下の微祿を食んでゐた。故に後藤家は水澤家中の士としては有福な方であつて、その祿高は全家中の上位から四分の一ぐらゐのところに位してゐた。

後藤家歷代の役柄は明かでないが、伯の祖父實仁は目付役を勤め、伯の父實崇は小姓役を勤めてゐた。目付役、小姓役倶に詰所以上の役柄であるから、後藤家は水澤の家中に於いては相當に門地を誇つた家柄であつたと言はねばならない。留守家に於いては、家士を詰所以上、中小姓以上、大番組、凡下取扱の四階級に分ち、詰所以上を以て最上

の階級とした。

されば伯の家は、維新の際に主家が朝敵の汚名を蒙つてゐさへしなければ、立派に士族に編入せられてゐた家柄であつて、維新の元勳の或るもののやうに、本來ならば卒族に編入される程下級な侍ではなかつた。伯の家を水澤家中に於ける輕輩の如く考へるのは大なる誤りである。

伯の家は、數代以前から水澤臥牛城下なる吉小路にあつた。水澤の町の中央を少しく南北に傾きつつ東西に走つてゐる一本の街路がある。今は縣道水澤增田線と謂つてゐる。封建日本の小邑によく見られる幅員三、四間の街路で、步道車道の別もなく、ただ溝板が兩側にあるうしろに、せい〴〵二階建の人家が軒を並べてゐる。それが昔の吉小路である。吉小路は武家屋敷とはいひ條、そこに建つてゐる侍の家も、大藩のそれのやうに、武者窓に海鼠塀といつたやうな嚴めしい造りでなく、多くはただ少し街路より引込んだ玄關附の家であつた。伯の生れた家も、さうした武家屋敷の一つであつた。增田線の中央に、今水澤町鹽竈字吉小路八番宅地となつてゐる四百六十坪程の南北に細長い地面がある。それが後藤家累代の屋敷であつて、その中央の、通りから十三間退いたところに建てられた平家作りの家が、伯の生家である。

長方形の家の中央正面は大玄關、その右側は小玄關である。伯の父實崇が寺小屋を開いてゐたときに、寺小屋通ひの子供が出入したのは、この小玄關である。

板敷の大玄關の次は八疊の間、その左が八疊の客間、玄關八疊の裏が七疊の間、客間の後方が納戸であつて、この四間だけが疊敷である。小玄關を上つた所は、二疊の板間、その右手も三疊の板間、その後方が約十二疊の板間臺所



背面より觀たる伯の生家（右手の小屋が所謂「新平縛られの小屋」）

で、これに正面から通ずる三尺の土間がある。

低い天井は煤けて黒くなつてゐるが、その當時は多くは天井なしで、雨戸も無く、ただ障子をもつて外界と隔絶し、屋根も草葺きであつた。

この宅地は、今日登記面積四百五十九坪で、間口九間餘、奥行四十六、七間に及んでゐる。前庭は、今は以前あつた家を取毀したままの平地、後庭は菜園と物置小屋、その後方には昔の立生館の趾に建てられた二階建の小學校校舍、その境界線には大きな杉二本及び檜、テンポー梨が立つてゐる。

この物置小屋は、少年新平が手にあまると、母の利惠子が屢ゝ監禁した記念の建物で、伯の實姉椎名夫人（初勢）が戯れに「後藤新平縛られの小屋」と呼んだものである。

後藤家の記録に據ると、この「後藤新平縛られの小屋」は、文政十三年の秋に伯の祖父實仁の建てたものである。又同じ記録には、天保二年三月に門を建てたことが見えてゐるが、その門は今亡んで無い。

三、父

高野長英の伯に及ぼしたる影響については、吾人は既にこれを記述した。

併し乍ら、今一人、少年時代の伯に深き感化を與へ、七十三年の長き生涯を通じて、渝るところなく、伯の性格中に隱見してゐた男性があつた。

それが伯の父實崇である。

實崇は、實仁の子であつて、初め左傳治といひ、後に十右衞門といつた。十右衞門は後藤家當主の通稱であるから、實崇が十右衞門と稱したのは、實仁が隱居した慶應二年十二月以後である。實崇はまた中頃、實親と改名したことがあるが、その期間は明かでない。

彼は文政五年を以て水澤に生れ、天保二年、留守家に仕へて奧小姓となつた。時に年甫めて十歳である。同七年、若殿（留守邦命）和歌稽古につきお相手仰せつけられ、同九年、十七歳に達したるため、奧小姓を免ぜられ、無夜勤小姓を仰せつけられた。さうして若殿の詩會並びに槍術稽古のお相手を勤めた。同十年三月、表小姓となり、同十一年二月、入小姓に昇進した。同年又、立生館諸生主立を命ぜられ、若殿の講經及び馬術稽古のお相手を勤めた。同十二年、實崇二十歳に達し、手水番に任ぜられ、翌十三年、兩殿（留守宗衡、同邦命）のお供をして初めて宗藩の城下仙臺に赴いた。弘化二年、若殿の婚約が定つたので、その躾方手傳を命ぜられ、隔日に奧座敷に出勤して奧女中に禮儀作法の指南をした。同三年、父實仁多病につき脇番頭類族改役を辭し、實崇をして名代奉公仰せつけられたき旨を

出願し、願ひの如く聽許せられた。同四年、實崇は刀番兼物置番を命ぜられ、嘉永二年には又、御子樣金取立役なるものを命ぜられた。これより先き實崇は、當時江戸にあつた若殿をお迎へして水澤にお供する役を仰せつかつたが、若殿お妾の儀につき諫言したことが若殿の御意に違ひ、嘉永三年正月、刀番兼物置番の役を退いた。併し彼の精忠は大殿宗衡によつて認められ、嘉永七年、彼は大殿より直書を戴いて再び類族改役に任ぜられた。類族改役とは、切支丹類族改方であつて、江戸幕府の宗門改役に當るものである。尋いで安政五年八月一日、彼は城中に召され、月番家老餘目久右衛門、目付大槻松之丞等列席の上で、福原物頭に任ぜられた。時に實崇三十七歳、伯が生れた翌年である。翌六年十月十日、彼は更に近習兼福原武頭に任ぜられ、萬延元年五月、再び君侯に扈從して仙臺に上り、留守居假役を仰せつけられた。留守居役は留守家が仙臺に於いて宗藩より賜はつた館邸をあづかるものであつて、諸藩の江戸藩邸留守居に當るものである。同年九月、留守居假役を罷めて水澤に還り、翌二年三月、西根武頭並びに鹽竈社普請係を仰せつけられた。

越えて慶應元年十月十九日、實崇四十四歳にして、小姓頭に任ぜられ、親戚故舊の祝賀を受けた。小姓頭は朝家の藏人頭、幕府の側用人に相當する重職であつて、家中の最高裁判所たる評定所の評定衆の一員でもあつた。

翌二年十二月、父實仁七十三歳の高齡に達したるより、隱居して家督を實崇に傳へんことを請うて聽され、實崇は主命によつて十右衛門を襲名し、實仁は小左衛門と稱した。斯くて明治維新に及び、明治二年一月、小姓頭を以て徒頭を兼ねたが、留守家削封せらるるに及んで、歸農して晩年を送つた。

實崇は小柄な痩せた人で、頗る謹嚴且つ几帳面な性質であつた。彼の几帳面なことは、一定の役柄に任ぜらるると、

必ずその役の勤め方と御用の日記を作つてゐることによつても知られる。又彼の小遣帳なるものが、數通傳はつてゐるが、それを見ると彼は零細なる金錢の出入と雖も苟くもしてゐないことが推察せられる。

彼はさういふ几帳面な性質であつたから、十歳のときから二十歳のときまで十年間小姓役を勤めてゐる間に、館中の故實並びに奥向の行儀作法に習熟した。後藤家には、彼の自筆に成るところの小笠原禮法に關する寫本が夥しく藏せられてゐる。弘化二年、留守邦命の婚禮に際して、彼が隔日奥座敷に出勤して奥女中に禮儀作法の指南を爲すべきことを命ぜられたことによつても、彼が如何にこの方面の權威者を以て目せられてゐたかが知られる。

實崇は十八歳のとき、無夜勤小姓として若殿の槍術稽古のお相手をし、又その翌年には、入小姓として若殿の馬術稽古のお相手をした程あつて、武術にも相當通達してゐたが、彼の得意とするところは、寧ろ學問藝道の方面であつた。卽ち彼は少年のころ藩黌立生館に入りて經學詩文を堀籠膽水に學び、造詣するところ相當深かつた。彼が小姓として邦命君の側近にあつたとき、邦命君の詩會及び講經のお相手を仰せつかつたことは、前述の通りである。

後藤家には、又彼の自筆に成る藏書目錄が傳へられてゐるが、その中には四書五經を初めとして、當時の士大夫が普通讀んだ漢書、通鑑等の書は、一通り網羅せられてゐる。彼の師堀籠膽水は、昌平黌に學んだ人であるから、その講ずるところは、程朱の學であつた。從つて彼の學も亦、程朱の學を宗としたやうである。併し後藤家には、彼の自筆になる太極圖說があるから、彼は陸象山の學說にも、傾倒してゐたことが知られる。

實崇はまた和歌と國文とを佐賀藩士本田春雄に學び、殊に言靈の道の研究に力を用ゐた。彼は十五のときに、既に邦命君の和歌稽古のお相手を仰せつかつてゐるから、彼の和歌に志したのは、夙くからであると云はねばならない。

後年彼は仙臺に赴いたときに、宗藩の士保田光則（安田光則とも書く）の門に入つて、國學を承けた。光則は定次郎と稱し、仙臺の人である。明治三年、歳七十四を以て歿してゐるから、實崇よりは二十五歳の年長者である。本居内遠、近藤芳樹、伊達千廣等と倶に本居大平大人に承け、和訓栞後編、雅言集覽補遺等を著した人である。

實崇はこの有名な國學者に就いて國學、國文法を學んだ外に短歌長歌を稽古した。後藤家には、彼の筆寫になる萬葉集之歌一百首、詠草二十首、春草集、雜詠等と題する古歌の拔書が藏せられ、又彼の歌反古が幾枚となく傳へられてゐる。又彼が同門の士と古歌の疑義について質疑應答した書翰も一、二傳はつてゐる。

彼の和歌は、屢々師光則の嘉賞するところとなつて、光則の歌集「淺香の山の井」中に載錄せられた。

實崇の修めた國學と漢學とを比較すると、彼は寧ろ國學の方に深かつたと言へる。彼が國學に入つた動機は、恐らく小姓といふ彼の職掌が有職故實の知識を必要としたからであらう。留守邦命の堀田攝津守正衡の女と婚するや、彼は主命を受けて、その奥方を江戶より水澤の館にお迎へしたが、堀田の家臣は皆彼の擧措度に適へるを見て、僻陬の小藩にも斯くの如き故實の達人があるかといつて驚いたといふことである。

實崇はまた暇ある毎に法帖を習ひ、その瀧本流の筆致に至つては、擧藩彼の右に出るものはなかつたといはれてゐる。後藤家には、彼が習字手本として書いた家康遺訓が藏せられてゐるが、筆致頗る流麗、その爲人を想望せしめるものがある。

又彼は茶道に通じ、小鼓を能くし、遠州流の生花、喜多流の謠曲、亂舞等の小技に至るまで、皆これを能くした。後藤家には、彼の自筆に成る高砂、弓八幡、養老、繪馬、三番叟、道成寺等の謠本があり、又亂舞謠本、亂舞調子壹

なるものがある。

實崇の家にあるや、謹厳寡默、擧措苟くもせず、朝は自ら茶を點じて三椀を喫し、終日端座するも曾て形を亂さなかつた。併し、彼はその鞠躬如たる態度のうちに、傲岸不屈の氣象を藏してゐた。伯の同郷の友人にして、伯よりは一歳の年少者である菅原林司が、「伯のお父さんは頭の高い人でした。御家中の者が途で會へば、頭を下げるよりは、寧ろウンといつて頭を上げるやうな人でした。」と語つてゐるのでも解る。

實崇の外貌は優しかつたが、節に臨んでは毅然として屈しなかつた。嘗て邦命君の妾のことについて直諫し、貶黜を蒙つたことは前述の通りである。理財の方面については、嘉永二年、御子様金取立役を仰せ付けられた際直ちに上書してお役御免を請うてゐる。しかし慶應三年には、正月、五月、九月の三回に亙つて、黑澤尻から八ノ戸邊まで、馬の賣買に赴いてゐる。この慶應三年五月二十日、「御買馬代金請拂帳」によれば、その時持參した元金は二百四十兩であつて、買入れた駄駒の數が二十四匹、買入代金二百二十五兩ある。それを、十兩二歩で買つた靑毛三歳駒を十四兩に、五兩で買つた鹿毛三歳駒を八兩といふやうに賣つて、賣拂代金の合計二百九十五兩一歩、結局七十兩一歩の利益を擧げた勘定になつてゐる。これによつて見れば、實崇はまた、理財の方面にも、相當の手腕をもつてゐたであらうことが、察知される。

實崇は保田光則が編んだ「訓誡和歌集」を愛誦し、これを以て家庭教育の資材とした。後年伯はこの歌集中の幾首かを常に朗吟して自ら戒め、併せて近親者に訓へるのを常とした。

大正十二年四月、伯は先妣四十九日の法忌に當り、この訓誡和歌集を自ら印刷して同好の友に頒つたが、その序文

に於いて先考先妣の庭訓を回想し、その餘德を追慕してゐる。

そのはしがきの一節を引用すれば、

余むかし庭訓をおろそかにして罪を獲、また庭訓をかしこみて罪を免れたり。ゆめ忘るまじきは我が庭訓なりけり。仙臺の人保田渚舍翁がものせられし訓誡和歌集は、名の如く世の教へ草にもとて、上は萬葉より下は近代に至るまでの和歌數百首を撰ばれたるを、堀籠膽水ぬし、手づから寫して、之を先考實崇大人に傳へられき。大人は此の膽水ぬしを師として、和漢の學を修め、和歌をも善くしたまへけり。(中略)余七八歲の頃なりけん、先妣此の集より數首を拔き出でて、口授したまひけるは

ふみのみを讀みて誠の道知らぬ

人はしみてふ蟲のたぐひぞ

眞木はしら太き心のますらをも

畏るべきをば畏るるぞよき

盛りをば見る人おほし散る花の

跡を訪ふこそ情なりけれ

などいふ歌なりけり。

實崇は事功活動の社會にその才學を用ゐんよりも、良質の深く藏して沽らざるが如き體を好んだ。蓋し太平の世、東北僻陬の小藩に生れ、その材幹も、これを用ゆるに所なき有樣であつたからであらう。

彼は「閑居花」と題して、

月雪の後は戸さししかくれ家も
　　ふたたびあけて花を見るかな

と詠じ、また「月」と題して、

かにかくにくもりなき世を祈る哉
　　隈なき空を見るにつけても

と吟じてゐる。もつてその好尚風格の一斑を窺ふことができる。

後藤實崇は、實に斯くのごとき人物であつた。

彼は東北小藩の貧乏侍として埋もれ去るべく、あまりに多くの才能をもつてゐた。ただ環境と時勢との恩恵に浴することと薄かりしがために、碌々として空しく櫪櫪の間に老いて行つたのである。

併し乍ら、彼が氣節と才學とは、愛兒新平の一代を通じて、隆興日本の運命に貢獻した。知るべし、天地因果の理、人間想像の外にあるを。

四、母

伯の母はもと坂野利惠、留守家の御匙頭、卽ち侍醫の筆頭、坂野長安の長女である。文政八年を以て水澤に生れた。

坂野氏は代々醫を業とし、君寵厚く、家道も亦豐かであつた。されば利惠子は、比較的安樂な家庭に生長したのであるが、その後藤家に嫁するに及んでは、良人實崇が祿高も多からざる上に、物慾淡く、風流學問を事とするの性情であつたために、その家計は相當苦しかつた。また實崇が、身の丈低く、沈默重厚の性であつたに反し、利惠子は白皙、資性濶達であつたから、結婚後に於いては、新家庭に慣れるまでに、かなりの苦心苦勞があつたらうと想像される。また實崇が冥想的學者肌であつたのと異り、利惠子は積極的な實際家的な肌合であつた。

利惠子は後藤家に嫁いでから、その家風に合致するため、苦心經營した。良人のごとく和歌を學び、謠曲を唄ひ、和漢の書に眼を晒した。さうして苦しい家政を切り盛りして、內助の功を收めた。豐かなる御典醫の娘としては、なかなかの努力であつたに相違ない。

後年伯がその母に仕へて、子としての濃やかなる愛情を披瀝したのは、かかる努力と修養とに對する感謝の意も深くあつたことと想像せられる。

實崇が六十五歲で、後藤家としては比較的短命で世を去つたに反し、利惠子は九十九歲の長壽を全うしたところより見ても、その體格の人にすぐれて壯健で、精力絕倫であつたことが窺はれる。

利惠子に二男一女がある。長女初勢、長男新平、次男彥七である。

初勢は立生館教授椎名辨七郎の嗣、同名椎名辨七郎に嫁した。夫の病歿後は後藤家に歸りて家政を助け、八十歲をもつて大正十四年三月十九日歿した。思慮周密、人は多くその男子ならざりしを惜んだ程である。伯も屢々「姉が男であつたら。」と言つてゐた。

長男新平の生れたのは、實崇の三十六歳、利惠子三十三歳の時であつた。それより九十九歳にして歿するまで六十六年の間、母は子を、子は母を助けて暮したのである。ゆゑに伯の一生に最も長く且つ深き感化を及ぼしたる人ありとせば、それは利惠子であつたのである。

伯はその容貌は多く之れを母に受けたるものの如く、白皙、肥滿、明眸にして、鼻筋通りたるは兩人相類してゐた。ことに胃腸の健康にして精力の旺盛であつた點や、談論風發し、心氣爽快であつたことなどは、頗る相通つてゐた。加ふるに伯は少年にして家を去り、實崇の膝下にあつたのは、十年を越ゆる數歳に過ぎなかつたに反し、母の利惠子は、伯の東京に移りたる明治十六年より、その他界したる大正十二年まで、伯と同じ家に起臥したから、伯に及ぼしたる影響は普通母子の關係よりも遙かに大きかつた。

殊に伯は、母の結婚生活中の苦勞と、自己の相馬事件入獄當時の心痛とを思うて、母に報いんとするの情が特に熾烈であつた。中年以後、聲名天下に籍甚するに及んでは、母を慰むることに餘力を剩さなかつた。その朝廷の恩遇を受くるや、必ず先づ家に歸つて母の前に捧げ、然る後他の家族に示し、美味珍品を得れば必ず先づ母の食膳に供し、然る後自らこれを喫し、家を建つるや必ず先づ母の室を設計してその愉樂を圖り、旅に出で旅より歸るの日は、先づ母の室に赴いて挨拶する等、造次顚沛の間も、之れを忘れないやうであつた。

母の子に對する慈愛また世の常に越えた。伯の中年を過ぎて天下の大丈夫と爲つて後も、依然少年新平の日の如く、その行住坐臥より、言動の末に至るまで、大過細瑾なからんやうにと心を碎いてゐた。その自ら老いて心身漸く意の如くならざるの日に及んでも、尙ほ愛兒の上を案ずるの情、毫も變ることなく、朝夕神に祈つて、その加護を念じた。

信心の篤かつた利恵子は、朝夕佛壇の前に合掌して祈願した。そして祈る言葉は、常に「長男新平ことは……」といふ文句で始まつた。

夙起の風の終生熄まなかつた彼女は、之れも夙起の人であつた伯の、晏起の惰風を生ぜんことを深く憂へ、伯が臺閣に列して後も、よくその居室に赴いて、起床したるや否やを點検した。

また質素儉約の習慣の心魂に徹して居た彼女は、後年伯の世間的に榮達したる頃に及んでも、浪費奢侈の風の家庭に入らんことを怕れ、自ら奉ずる洵に薄かつた。

彼女は伯の精神と才能とを疑はなかつた。しかし伯が豪放磊落にして、時に急言激語し、時に諷刺揶揄して、人を憤らすの風あるを憂へ、朝夕神前には、愛兒の言語の婉溫ならんことを祈つてゐた。

かかる母の熱烈なる關心と愛撫とが、熱血漢後藤新平に、如何に深刻に反應せしかは、蓋し想像に餘りあるであらう。

第三節　少年の日

一、武下家塾の腕白者

かかる環境に生れ落ちた幼童新平は、物心つく頃より群童と異るところがあつた。「此人五六歳ノ頃、性傲放剛毅、

能ク何ヲ誦シ、祖父大ニ之ヲ愛育セリ。」と伯はその手記に成る「自敍傳」中で謂つてゐる。

註　この伯の自敍傳といふのは、伯が相馬事件の寃に罹れて、未だ再仕せず、悠々として閑居してゐた時に、自ら手記したもので、篇中自己を指して「此人」と謂つてゐる。原本は卷紙に墨書した細字三間ばかりのものであるが、伯が失意の日に、自己の半生を客觀的に記述したるものとして、頗る有意義なる文獻である。本傳に於いては必要ある毎に之れを摘錄する。

伯とは一歳年下で、その同鄕の友たる齋藤實は、その頃を囘想して、

後藤は子供の時から一種違つたところがありました。簡單に言へば腕白とでも言ひませうか、面白いところのある子供でした。私共とは御承知の通り性質がまるで違つて居りますが、後藤は子供の時から、何事でも先きが見えると言ふ風に違つてゐました。

と言つた。

註　この齋藤實の談話といふのは、齋藤が首相のころ、卽ち昭和八年十一月二十二日朝、筆者が首相官邸に彼を訪問して會談したる處を、同行の記者に筆記せしめたものである。首相の談話は頗る精確且つ有益であつたから、本書に於いては、數箇所に之れを引用した。

德川幕府二百六十年の政治が、日本の都會と里落との生活を、次第に窮迫せしめつつあつたとき、さなきだに小藩大家中の苦しい世帶を張つてゐた留守家で、しかも前小姓頭程度の地位であつた後藤家の生活が、相當に行詰まつたものであつたことは、想像される。

俊敏にして勝氣の少年は、かかる不如意の家庭に、粗衣粗食して育つたのである。當時の水澤藩士の生活は、伯とほぼ年齡を同じうする四人の老人の物語るところによると、大樣次のごとくである。

當時の物價と申しますと、例へば米の値段は、一石が二兩一朱まで下つたことがありますが、それでも他の物價に較べると割高の勘定でした。そのころ我々民間の食物は平常粟飯でした。麥は炊くのに面倒だから食はなかつたのです。粟ならば米が煮立つてから、お椀の笠コで入れてすぐ煮えるからです。

魚などは容易にありません。鹽引又は鹽鱒ぐらゐが一番御馳走で、その他にはダブといつて鯖や鰹を開いて鹽漬にしたものがありました。鰹のダブを何のわけだか前鮭と云つたものです。鹽引、鹽鱒もなか〱無いので、お正月買つて食べた殘りをとつて置いて食つたものです。鰯を藁に通して乾したものなどは時々喰べました。

夏は野菜物ばかりでした。川魚はあつても豊富でありませんでした。秋になると簗と云ふものを架けて鮎を取つたものです。

併し雉子だの何だのは年中食べました。禁獵と云ふことがない時ですから、鴨だらうが、鶴だらうが、白鳥たらうが、田圃に澤山ゐるので、誰れでもかまはず鐵砲で獲つたものです。

鶴などは珍らしくないので、一度に十二羽取つたことがあります。鹽漬にして保存して置いて時々食ひました。舊主の夫人が鶴の胃袋から出たさざれ石と云ふものを集めておいて、明治天皇樣に獻上したことがあります。

お茶はありましたが、あつてもそれは今日の番茶でした。砂糖などは無いのです、仙臺サ用あつて行けば、その序でに砂糖、鬢附、お茶など買つて來たのです。砂糖と云つても黑砂糖、スナ砂糖で、白砂糖はありませんでした。紙は近在から出ます。筆はこの町の名産です。家中の小祿なものは、皆内職として筆、煙管、網などを作りました。

著物は皆木綿の地織りで、夏時僅かの人が麻を著ました。米を三斗五升出して木綿一反買つた時もあります。米があつても金を獲られませんでした。脱穀役人と云ふのがゐて、北上川の向う側には米を賣らせないのです。昔の女は誰れでも必ず綿から絲を採り、それを機に織るといふことをやりました。

養蠶は極く少數の人がやりました。家には雨戸がなく、壁には上塗と云ふものがありませんでした。冬になつて雪が吹き込む場合は、簀を下げました。疊は後藤さんの家にも、私共の家にも元からありましたが、農家などには無い家もあつたのです。

蒲團は今日の樣に普通の綿を入れたものがありましたが、中には苧滓綿と云つて麻の滓を入れたものも隨分ありました。敷蒲團などは本當に薄いもので、到底今日の樣なものではありませんでした。夏は皆莫蓙ばかり敷いて寢ました。

冬期保溫法と云ふものは全然ありませんで、臺所に燈火を兼ねて松火といふものを燃しました。松の木の節の所や、樹脂の多い部分を割つて燃したのですが、よく燃えたものです。

種油の行燈はあつても、それは座敷にばかり用ゐました。火種は燧石によつて火口と云ふものにつけてやつたのです。煮炊きの場合は無論薪は豐富にあります。今日の木炭を使ふ家はありませんでした。

釜はありましたが、多くは鍋で御飯を炊きました。水は銘々の家に皆井戸があつて良い水です。

朝は夜が明けるとすぐ起き、皆競つて朝讀みに參りました。夜は今の十時頃まで行燈の下で本を讀んだり遊んだりです。

時間はお城で太鼓を今日の二時間毎に打ちました。時太鼓の根本時間は主として太陽の廻り方を見てやつたのですが、曇つてゐる時は、草鞋を何足作つたから何時だと云ふ様に、腹試しにすることもあつたさうです。その頃の太鼓は今も遺つて居ります。

この當時、伯の父は寺小屋を開いて附近の子弟を教育してゐた。慶應四年正月より明治四年正月に至る、實崇の「日用諸財記」に據れば、手習子供歳暮禮代は慶應三年暮が十九貫九百文、明治二年暮が二十貫五百文であり、明治三年の暮の豫算にも、手習子供の歳暮二十貫の收入を計上してゐる。同「日用諸財記」に據れば、この歳暮は一人について、少きは二百五十文、多きも五百文を超えない。大部分は四百文である。故に、伯の父が教導してゐた子弟の數は、四、五十人であつたと、推定することができる。

この五百文を、當時の物價にして見ると（同「日用諸財記」に據る）玉子にして二十箇、豆腐にして五十丁、堅炭にして四俵、柔炭にして五俵、大根にして五十本、燈油にして九合の値段であるから、當時の寺小屋の授業料は、案外小額なものであつたことが判る。尤も、當時は謝禮を盆暮の二回に納めるのが習慣であり、盆の分は記載が缺けてゐるが、正月十一日に、手習初祝儀、五月五日に端午禮の記載があるから、後藤家に於ける寺小屋よりの收入は、二十貫の二倍、卽ち四十貫ぐらゐであつたと推定して、大過あるまいと思ふ。さうして、年に十石乃至十五石くらゐの知行米を主なる財源としてゐる後藤家にとつて、錢四十貫の收入は、決して輕視できない財源であつた。おそらくその收入の一割乃至二割に當つたであらう。

少年時代の伯は、この父の寺小屋に於いて、附近の子弟と一緒に、手習と讀書をしてゐた。しかし彼の總身には、

はち切れるやうな元氣が疼いてゐた。彼は父の家に集まる少年を率ゐて、よく近隣の子供達に悪戯をした。殊に二、三町先きに同じやうな寺小屋を開いてゐた齋藤貞雄（齋藤實の祖父）の門人達に懸つて行つた。齋藤は當時の情況を物語つて言ふ。

毆り合ひの喧嘩は、あまりありませんでした。しかし後藤は餓鬼大將でした。家は寺小屋をしてゐましたから、それを大勢伴れて來て相手を虐めるといふ風でした。

私は何時でも後藤の方へ行かなければならんので――親戚があの方にありまして、朝に晩に行く用事がありましたので――よくやられたものです。後藤は私の方へは用がないから來ないのです。大勢で待ち伏せして捉へて、いろんなことをするのですが、それでも意地の悪いことをするのではないのでした。

彼の腕白には、兩親も折々持てあましたやうであつた。しかし彼は、この時分から自分の弱點を摑まへられて、窮地に陷るやうなことはなかつた。齋藤はその間の事情を語る。

阿母さんに叱られると、口答へをするんでもないが、事實に於いては反抗してゐるのです。その頃は皆頭髪を結つてゐたのですが、喧嘩をしてそれを壞す。さうすると阿母さんに「今日結つたばかりなのに！」と叱られる。それでも、後藤は口答へしない。――私などはしたものですが――さうして、獨りで頭髪を結ふのです。私などは意氣地が無いから、獨りでは結はれない。頭髪が壞はれるとすぐ家へもつて行く、するといつも母に、「新平さんを見ろ！」と言はれたものです。

さういふきかぬ氣の腕白であつたから、祖父の實仁は、父が自分の手許で育てるよりも、他家にやつて薫陶を受け

させた方がよいと考へ、當時藩中の漢學者として、鄕黨の推服してゐた武下節山に托することにした。伯がそこに遣られて漢籍を學んだのは八歳の頃であつた。節山は彼の伯父に當るのである。その當時の模様を齋藤實は語つてゐる。

後藤は武下に本讀みに通はされたのですが、私の伯母の話に、腰に帳面を下げてゐたといふことです。その帳面は何にしたかといふと、武下に行つた證據に、お父さんが武下から判を貰つて來させたといふのです。

以て祖父實仁、父實崇の、如何にこの少年の素行に心痛せしかが解る。然らば當時の寺小屋とは如何なるものであつたか。齋藤實は語る。

當時の寺小屋で何を教へたかと申しますと、私の家では、最初に「いろは」を教へ、それから「爐邊言草」といふものを教へました。それは須田といふ、矢張り水澤の寺小屋師匠が書いたので、文句は「抑も御當家御先祖をたづぬるに、天兒屋根命に始まり、大織冠藤原鎌足公を經て」云々といふやうなもので、留守家のことを爐の端で子供に教へる様に書いたものでした。一寸したもので、今で云へばパンフレットと云ふ様なものでせう。私の家では「いろは」からすぐその「爐邊言草」を教へました。長いものではありませんから、皆書いて習はせました。それを濟ますと、漢字の文章を教へた様です。そしてそれと同時に讀書を教へました。讀書は大學、中庸、論語、孟子、それから禮記と云ふ順でした。年齡は十四位までです。私は十歳で四書五經を終りました。稽古の順序は後藤の寺小屋も同じことと思ひます。唯後藤の方は町のものが多く、大町と云つて水澤のメーン・ストリートの者が多かつたのです。人數は二十人ぐらゐかその前後でしたらう。朝は五ツからですから、今で云つたら七時から八時の間に始まり、晩は午後の四時頃終つたのです。辨當はめい〳〵持つて行き、近所の者だけ

は自分の家へ歸つて喰べました。

後藤家の方は「商賣往來」と云ふ町人に必要なものを教へてゐました。年齢や學力などはいろ／＼で、此處に四五人大學を習つてゐるかと思ふと、こちらで三人位論語を習ふと云ふ風で、一々字指し棒で半頁ぐらゐづつやらしたのですが、こつちが半頁新しい場所を教へる時に、こつちはその間自分でさらつてると云ふ風でした。素讀は大抵朝で、午後からは習字でした。尤も午前の中に手習を始めることもありました。墨や筆は自分でめいめい用意して來たのです。板の間に薄縁を切つたものを、座蒲團代りに敷いて座つたのです。膝を崩すと叱られました。

寺小屋の謝禮ですが、私共の家は近所の小人足輕が多いので、それ等は殆ど禮なしでした。近所の村の者など禮を持つて來るのを私が見てゐましたが、それ等は刈上げと云つて、二百十日過ぎ餅を搗いて持つて來たものです。そんなものが禮であつた樣です。小人と云ふのは今で云つたら巡査の役で、禮など持つて來ないのです。私共の家で持つてゐる畑を作らせてゐましたが、一反の畑を二人位で作つて大根何本とか持つて來た。そんなものが御禮とも貢米ともなつたのです。

才氣煥發の少年が、かういふ單調な寺小屋に通つてゐたのであるから、どのやうに倦怠し、且つ横溢する元氣のやり場に困つてゐたかが想像される。晩年に至つて、伯がある雜誌に執筆した回顧談中に、當時のことを記して次のやうに言つてゐる。

禮記に「師嚴にして、然る後道尊し」とある。私の幼い時から十二歳まで教はつた先生は、この本文を守り、行

はんとする人、名は武下節山、その母は後藤家の出である。先生は塾を開いて子弟を養ふと同時に、小さい水澤の藩校ともいふべき立生館の一教師であつた。

私の父も人の子を集めて國漢學を授けて居たが、私のやうな腕白者は他家に賴むに如かずとの祖父の意見で、さてこそ節山先生の許に遣られたのである。

課業は勿論、漢學が主であつて、次いでは書道であつた。私の父は由來、書を以て一家を成すべく私に望まれたので、節山先生の手本や、當時流行の菱湖の帖に就いて「實指虛拳」の執筆法から仕込まれたが一向に進まない。その代り惡戯三昧では立派な大將株であつた。

流石の先生も私の躾け方には大分困つて、「あんな者は机文庫を背負はせて追ひ返せ」と怒鳴られ、奥さんや同窓の哀訴歎願で漸く詫びの叶つたこともある。

しかし學業に於いては、嶄然として群童を拔いてゐた。伯もまたその自敍傳中において、

此人武下家塾ノ幼年者中俊秀ニシテ、會讀詩會ノ如キモ獨リ」ヨリ長ズル者ニ相伍ス。此頃ヨリ鄕人ノ眸ノ屬スルトコロトナル。

と謂つてゐる。

當時この少年が如何に氣骨稜々として氣を負うて居たかを物語る一插話がある。

彼の八、九歲の頃、一日戶外で嬉戲してゐると、眼惡しく、背低く、一見して風采揚らざる老人が近付いてきて、

『左傳治は居るか。』

と訊いた。左傳治とは彼の父實崇の通稱である。彼はその父の呼び捨てにされたのを聞いて、心中勃然として憤りを發し、大聲に怒鳴り返した。

『貴樣は誰れだ、福原の輕輩だらう。うちの父は居らん！』

福原とは足輕の居住する一郭である。

老人は默々として、そのまま引返して去つた。新平少年は走り歸つて、一部始終を父に語つた。父が不審に思つて色々とその老人の風貌服裝を訊き糺すと、紛ふ方なく舊師堀籠膽水である。實崇は驚いて直ちに走つて膽水の家に往き、我が子の非禮を詫びたといふ。

後年成人の姿は、既に少年の日に萠してゐたのである。

二、奥小姓

いま千代田城の礎は動かんとしてゐる。

鎌倉に覇府の築かれてより七百年、武門封建の制は、永久に日本の天地から姿を消さんとしてゐるのだ。

小さい水澤城のうちに、封建君主の生活はその命數を日一日と縮められつつあつたのだ。

しかし少年新平は、穎悟と雖も、十一歳の頑是なき身そらである。かかることとも露知らぬ彼の、藩公の命により、慶應三年二月朔日をもつて、召されて留守家の奥小姓となつたときには、流石に晴れがましい氣もしたであらう。父實崇は、その「勤役中年數覺」に誇りがましく、

一　伜新平儀奥御小姓被仰付事

但歳十一歳罷成候事

と書いてある。それは正確に言へば、子小姓といふ名前で、殿様は留守邦寧、相役は小幡俊次郎、鈴木和五郎、小野富彌の三人の子供であつた。

その當時の模様を、小幡自身をして語らしめよう。

役目は殿様のお側にゐて小間使のやうなものでした。何故子供を使つたかと申しますと、子供ならば舊城の中、何處を歩かせても、誰れの側にゐても何でもないが、大人だと困る場合もある。差しつかへる時もあると云ふのでした。

私等四人の者が毎日交代に出るのですから、五日目に自分の御用番となるわけです。平常は一所になることなどは無く祝日の時だけ一所に出て遊んだものです。

お城に出る時刻は五ツ時ですから、今の朝八時前にはチヤンと御城の詰場所に參つてゐるのです。其所は疊の無い所です。御用があると名を呼ばれるのですが、御用があつても無くつても、下れと云はれるまでは、必ず晩まで居つたものです。

御用と云ふのは、朝に出てお目通りをして、御飯のお給仕をするのですが、お膳を運ぶのが此處から道路へ出る位（三、四十間）もある場所で、途中には敷居もあり段々もあるのに、今考へて見るとよくマケないで滿足にやつたものです。私は十二月生れの九歳でしたが、今日九歳の子供を見て、其のころの自分等を感心してゐます。

三度のお給仕が先づ主な仕事と云つてよかつたのです。

このお小姓と云ふ役は、誰れもなれると云ふのではなく。その門地によつてなれたので、一寸名譽なものです。無論その頃私等は名譽とも何とも思ひません。寧ろ虜になつた様な感じでゐました。

服裝は平常無袴、無羽織、足袋も穿きません。筒袖のない時代ですから、袂袖の著物でした。そして脇差を一本差し、祝日の時だけ麻上下を著けました。その頃は生れたばかりの子供にでも、子守の背中に負はれてゐる時でも、小さい脇差一本背中にブラ下げさせたものです。尤も刃はあるものもあり、無いのもあります。控室に居る時は兩手を斯う（指先を膝の兩側について身振りをなす。）ついてチャンとしてゐるので、隨分窮屈ですが、その頃はさう云ふ時代ですから、後藤さんでも誰れでも、その通りやつたのです。殿樣がお茶菓子を食ふのも、チャンとして見てゐるのです。

食事は辨當持參です。お手當は年末の二十八日に二朱貰ひました。一朱が六錢二厘五毛ですから、二朱は十二錢五厘にあたります。つまり年俸十二錢五厘です。それを舊城の御倉方に待たせられて漸く渡されるのですが、お札ならまだよいとして、ビタ錢と云つて鐵錢で貰ふのです。それでも嬉しくて、すぐ殿樣の居る松森と云ふ所へ行つてお禮を述べてから家に歸るのですが、二朱は鐵錢にして八百文に當りますから、ビタ錢百づつの連が八本あつて、なか〳〵重い目方です。それでもその中には大抵唐錢が五、六枚交つてゐるので、それを撰ぶのが嬉しかつたものです。

裸馬にでも跨がつて山野を奔り廻つてゐたい腕白少年が、突如として、かういふ窮屈な生活に、抛り込まれたので

あるから、その倦怠と不滿との如何に甚大であつたかが想像される。

彼はその自敍傳のうちで、當時の生活を敍してかう謂つてゐる。

其翌年九歳ノ時、伊達將監ノ奧小姓トナル。此人君側ヲ憚ラズ擧動粗暴ヲ免レズ。屢ゝ主君ノ譴責ヲ蒙ル。其父之ヲ患ヘ退勤ヲ願ハシメントセシニ至リシコトアリ。

註 文中には九歳とあるが、前記のごとく、父實崇の「勤役中年數覺」には、明らかに慶應三年二月朔日、奧御小姓仰せ付けらる、但十一歳と記してある。これは伯の記憶ちがひであるか、或は九歳の時からすでに見習として出仕を許されてゐたものか判明しない。

文字簡なりと雖も、光景紙上に躍る。千里の駿馬、いま覊がれて壺中の小天地に跼蹐す、機鋒の隨所に穎脱せんとしたる、また偶然ではない。それは彼の一生を通ずる傾向で、この奧小姓生活は、その生々しき縮圖である。

しかし、ペルリが浦賀に來てから、もう十五年目だ。伏見鳥羽の戰は、日一日と近づきつつある。少年新平は、さういつまでも小さいお城の板の間に、無爲閑散な小大名のお守をして、ほつねんと坐つてゐなくてもよいのだ。

三、維新來

慶應四年正月、鳥羽伏見の敗報を聞いた將軍慶喜は、その月八日、大阪から軍艦開陽丸に搭じて江戸へ引返して來た。

錦旗は逢坂山を東に、一路堂々、函嶺の嶮に差し掛つた。東海道、中仙道、而して北陸道と、三軍潮のごとく東に

向へば、建久三年鎌倉に移つた日本支配の實權は、積木細工の家よりも脆く、ガラ〳〵と江戸の市中で倒れようとしてゐる。

最後まで東北の天地に孤忠を守つた會津城も、日に刻に危くなつて來る。それと共に、東北を往き來する風雲は、ます〳〵險惡となつて來た。

海の外には、南より英、佛の海軍、北より露西亞の水軍、さうして東よりは北米合衆國の艦隊が、もう犇々と日本の四邊に迫つてゐた。隣邦支那の首府北京まで、英佛聯合軍が攻め込んで、由緒床しき圓明園の大伽藍が兵燹に罹つたのも、つい四、五年前だ！

日本六十餘州は、いま鼎の沸くがごとく騷がしくなつてゐる。

新平少年は何をしてゐる！

彼は留守家の奧小姓をつとめてゐる間も、武下塾に通つて漢學を學んでゐた。當時の彼は腕白でもあつたが、又同時になか〳〵の勉强家であつたやうである。

その當時同年輩であつた水澤の故老は語る。

後藤さんは、毎日のやうに、お母さんの實家に當る坂野長安の家に、本を借りに行つたのですが、何時も私の家の前を通つて行きました。本を讀みながら歩いてゐました。大抵の本は一日で讀んでしまつたと言ひます。

彼は、讀書について疑義を生じて友人と論爭する時など、どこまでも議論して、自說を貫徹しようといふ風があつた。彼よりも五歲年長であつた付岡兵助は、「後藤さんは負けることが嫌ひで、本など讀んで議論になると、何處まで

も追つかけてきて、決しないと已めない性分でした。私は家までねぢ込まれたことがあります。」と語つてゐる。さうして彼は、依然として喧嘩してゐた。同年の友であつた菅原林司は語る。

とても後藤さんは荒くて、皆、「新平がゐるから、あの前を通れない」と言つてゐた位でした。

或る時私が後藤さんのお宅の前を通つたら、案のごとく「通さないつ！」と言ふのです。「いや通る！」といふと、「なんだと！」と言つて飛び掛つて來たので、とう／＼二人で相撲になりました。さうして私が勝つて後藤さんを地面に投げたら、「や、この野郎、投げたな！」と言つて起き上つて又組み付いてきました。

それで今度は私が負けて、その上うんと毆られました。その代り私は遠くの方へ往つてから「シンペコ、ゴンペコ」と惡口を言つてやりました。さうすると、何時の間にか後ろに忍び寄つて、突然竹で頬ぺたを、すぽつと撲りました。痛いのなんのつて、非道い目に遭はされました。

それから私が家からの使ひで、豆腐屋に行くと、基治さん（若殿樣）と一緒になつて、「や、來たか通さないぞ！」さう怒鳴つて、また掛つてきて、私は持つてゐた笊を取られて困つたことがあります。

しかし喧嘩の相手は、少年の友ばかりではなかつた。年長者でも意に抗ふと掛つていつた。師の武下節山は彼の叔父であつたが、それすら彼の亂暴を折々持てあました。さうして何度も彼を家に追ひ返さうとした。さういふ時に彼のためにお詫びの役をしてゐたのは、近處の千代といふ女であつた。しかし彼自身がなかなか詫びないので、千代女も時折當惑し拔いた。

この頃少年新平が、おば樣にひどく叱責された手紙がのこつてゐる。次の通りである。

鳥渡申上まゐらせ候。御とゝ様御留主に付、手習もいたさに皆様のいふ言も用へず、書物もよまず、わかまゝ斗いたし候と聞、さつそく参りきんミ(吟味)いたし度と存候處、まつ/\ミ合ゑくと申され、今日ハ書物にて申上候。かならに/\左やうの事いたすましく、おむゝ様おかゝ様のいふことを聞、彦七なとハいちめましく、それのミかけなからなんし居候。かしこ。

にふ　　　　おむら

新平さま

この手紙を書いたのは、おそらく前澤の山本おせい叔母であらう。さうして書中、「御とゝ様御留主」とあるのは、明治元年、父實崇が藩命によつて仙臺に出張勤仕中のことと思はれる。さうとすれば、新平時に十二歳であつた。さうして父實崇は、その間に、幾度か書を我子に與へてゐるが、その各通毎に、いづれも勉學怠りなきやう戒めてゐる。蓋し遠く仙臺に在る父實崇の憂慎は、この才氣煥發する腕白少年の上にかかつてゐたであらう。

けれどもこの頃から、彼は次第に街上に出て惡戯することをやめて、屋內に引込んで勉强するやうになつた。きかぬ氣の腕白少年は、維新の風雲を他所に、こつ/\と、漢文の古典を讀んでゐた。彼が後年に至つて、政治家に珍らしく文章のリズムを理解してゐたのは、少年の日に耽讀した古典の影響であつた。

さうして東北の邊疆に、無心に讀書してゐた十二歲の少年の頭上で、維新回天の風雲が渦卷いたのである。

第四節　膽澤縣給仕

一、士著歸農

王政維新の飛沫が直接、少年新平の身の上に降りかかつて來たのは、士著歸農といふ一令であつた。

七百年間、支配者の階級に安住し、藤氏を先祖とし、源氏の血を引いて、武門武家の傳統を骨の髓にまで意識してゐた十二歳の少年は、この士著歸農といふ一事のうちに、新時代の劇しい變化を體驗した。今までは別天地の住民として眼下に見下してゐた農民の列に、自らもこれから下らなければならないのだ。

それは王政維新の日に、宗藩たる仙臺藩が、薩州藩士との行違ひより、朝敵の汚名を蒙つて、六十餘萬石は二十八萬石に削封せられ、水澤館主も亦削封せられたために、家中の士は北海道に移住して士籍を保つか、故郷に留まつて歸農するかの選擇を與へられたのである。そして彼の父實崇は止まつて平民の地位に下つたのである。

七百年、彼等の腰間にあつた兩刀は、この日より奪ひ取られて、彼等一門は丸腰の平民になつた。それが如何に悲痛な且つ屈辱的な事件として、少年の腦裏に烙印せられたかは、後年殆ど七十に垂んとするの折、彼がある少年雜誌の「何を少年時代に最も辛いと感ぜしか。」との問ひに答へて、

「明治初年、あの仙臺藩の騒ぎで、一朝にして士籍を失ひ、俄かに丸腰になつて町人や百姓と相伍して行かねばな

らぬといふことになつた時には、何としても生れながらの自尊心を剝奪せられたので、最大の辛さであつた。しかし、廢刀令の出た時などは、おれは士族で候と、高楊枝ですましてゐた連中のやうな狼狽も失望もしなかつたのである。」と、言つたのを見ても解る。

六十年の年所を隔て、身は貴族に列し、大臣の禮遇を賜はつて居りながら、猶ほ往年を想起して、少年の日の悲憤を痛感するところ、彼の面目が躍如としてゐる。それ程この土著歸農は、稜々氣を負ふ寧馨兒に取つては、一大痛撃であつたのである。

彼はこの當時は、もはや武下塾を退いてゐた。慶應三年八月をもつて、武下塾を去り、同月より藩黌立生館の生徒に擧げられて、皇漢學を修めてゐたが、明治元年戊辰の役に、幼兵に編入せられて休學し、更に明治二年秋から、今度は鄕學校となつて再興された立生館に入學し、皇漢學及び和算を傳習し、明治四年二月に及んだ。

二、駿馬見出さる

早い足どりで、明治新政府の改革が進んでいつた。

明治二年三月二十八日をもつて、都が東京に遷されると、その六月十七日には、諸藩の版籍を奉還せしめて、日本は名實ともに天皇御統治の國となつた。さうしてその同じ年の八月十二日に、府藩縣が全國に設置せられて、膽澤縣廳が水澤の舊城内に置かれた。その管轄區域は、膽澤、東磐井、兩磐井（一部は一ノ關藩の管轄）、氣仙、栗原の五郡である。

この新しい行政官廳の事務を執るために、中央政府から役人が派遣された。一人と雖も、この地方の人を用ゐなかつた。權知事武田龜五郎（孝敬）、大參事安場一平（保和）、少參事野田大造（豁通）が到着した。それに史生として阿川光裕（當時は岡田俊三郎）が隨いて來た。

武田は伊豫の宇和島藩士、安場と野田は肥後の熊本藩士、阿川は伊勢の菰野藩士である。ゆゑに全然水澤の土地には緣故のない人々で、言語さへ思ふやうに通じなかつた。

さういふ譯で、土地の人を少し採用して、地方民との連絡を取る必要が生じてきた。その一助として實施されたのが、住民の子弟で俊秀なるものを給仕として採用する件であつた。名前は給仕であるが、今日の官廳や會社で使つてゐる給仕とは趣きを異にして、役人の家の學僕のやうなものであつた。晝は學校に通ひ、ただ主人の用を足したり、來客の送迎接待をしたりするやうな仕事をするのである。

安場一平は當時、少年新平の祖母の里方である富澤家に止宿してゐたので、自然この少年を見る機會が多かつた。彼は肥後の横井小楠の高弟で、風格に富み、學殖のある人物であつたから、この少年の凡人でないことを看破し、その將來に望みを屬するやうになつた。

それと前後して、給仕採用の議が決つて、舊水澤藩士に相談すると、新平少年がその選に入つたのである。

當時の事情を語つて、齋藤實は次のやうに言つた。

縣廳が明治二年に置かれて、縣の役人が來たのですが、その時は小使の果まで伴れて來たのです。それでも人が足りないので、地方の人を採用しました。はじめは、地方の事情を知るためにと言つて、舊藩の家老と武頭とか

人が賴まれました。今なら囑託とでも云ふのでせう。ところがそれでも手が足りなくてどうも困るから、取次や何かをさせる樣に、だれか若い者を五人ばかりほしいといふことでした。それは知事の所へ一人、安場大參事の家で一人、小參事野田の家で一人と、他に一人か二人、都合五人ばかりをその囑託の人たちが賴まれて、選拔して給仕と云ふ名で採つたのです。縣知事の所へ行つたのは二十歳ばかりの者で、仙臺の養賢堂を出て漢文位は書ける者でした。

それからあとは、後藤と小幡と山崎と私とです、玄關番ですけれども、今日の給仕とはちがふのです。一年ばかりして野田から私に、「役所の方に行つたらよいだらう。」と云はれて、私だけが縣廳に行きました。それから後三、四人給仕に採りましたが、縣廳が廢されたのは明治四年ですから、それまで私は縣廳に居りました。

さうして、給仕になつたといふことが、少年新平の精神にどのやうな影響を及ぼしたかの一端は、齋藤實の物語で明かである。

給仕になつた時は嬉しかつたです。それは刀がさせるからです。縣廳の役人はみな刀をさしてゐました。その時分一本です。私共も一本です。長い物です。兎も角、私共も差すことを許されたのです。

御一新の時、水澤藩士は土著歸農と云ふことになり、皆平民になりました。御一新前ならば、武士は子供でも帶刀してゐまして、私共が田舍道に這入れば百姓が馬からおりたのです。何といふこともなくただ田舍に遊びに行つた時でも、私共に出會へば百姓は皆おりたのです。ところが土著歸農となつてからは、百姓がおりなくてもよくなりました。然るに縣廳の役人が來たり、私共の樣なものでも刀を差したものが來ると、やはり馬からおりな

ければならなかつたのですから、私共は威張つたものです。刀は無論本物です。本當に切れる刀です。御維新前は小さい小供にでも差させてゐたのです。武藝ですか、立生館でやつたのですが、十四、五ぐらゐからやつたので、私共はやりませんでした。

給仕の手當はどうかといふと、野田などの家にゐたものは、何も無かつたです。食事をするだけでした。役所に行つてから私は貰ひました。一圓五十錢か二圓に相當するものでしたらう。其のころ鐵錢がありまして、判に通したもの、この位（手にて様子をされる）ありました。迚も自分で持てないので、人に持つて來て貰ひました。後藤は縣廳には關係がありませんでした。

斯くして、久しぶりで刀を一本腰に差して町を歩いた新平少年の得意想見すべきである。その當時の模樣を、昭和二年に至つて、伯は、或る雜誌記者に語つてかう言つた。

膽澤縣大參事に、安場保和といふ人があつた。明治二年我輩の十三歳の時、此の邸に書生にやられたが、その後間もなく史生岡田俊三郎氏（あとで阿川光裕と改名したから、阿川と言はう）の宅に預けられた。

その時安場氏は阿川氏に向つて、

『この子は、將來參議になるだけの資格を備へてゐるやうに思はれる。自分の宅に置くよりは、君に世話を願つた方がよいやうに思ふから、何分宜しく頼む。ただ彼の性を矯へないで、本然のままに育て上げて貰ひたい』

と言はれた。

我輩はこの二人から深い感化を受けた。

安場氏は、先づ放任主義の人であつたと言つてよからう。阿川氏は安井息軒の門人で、實に謹厳な人だつたね。兵學が好きで、いつも孫子呉子の本を讀んでゐた。また兵器の研究に熱心で、それに關する圖解なども澤山集めて居られた。よく孫子の講義をして下さつた。さうして、

『孫子は兵書といふよりも、修身書だ。』

とよく言つて居られた。

その當時、自分はよく解らないので、孫子の講義を聽くのも、時折は厄介なことだとも考へてゐたが、その後、また讀んで見たいやうな氣が出てきて、今でも時々讀んで見るが、益々味が出てくるね。阿川さんは全く、萬事萬端親切に導いて下さつたね。（中略）

いま一つ思ひ出したが、阿川といふ人は平生朝寢をする人だつたが、それでゐて、奥州の冬の寒い〳〵朝でも、六時になると必ず起きて來て、我輩の蒲團を引つ剥いで置いて、又寢るといふ風だつたね。如何に安場に頼まれたとて、其の責任を感じて斯くまで懇切周到に盡して呉れたかと思ふと、後になればなるほど有り難く思ふね。それにね、我輩を安場大參事が、自分の宅に置かず、阿川に預けて呉れた一事に至つては、何とも言へない心遣ひであつたと思ふね。ところが、この阿川に預けられたといふことが、我輩の父に大變な心配をかけたのでね。それもその筈、何分大參事の家から史生の所へ遣られるといふのだからね……父が何か我輩に失敗があつたからのことに違ひないと思ひ込んだのだね。それに安場大參事の宅に居た書生達が、その時分ではまあ昇格の形で、縣廳の給仕に出るといふ風であるのに、それにもなれずといふので、父は大變な心配であつた。

そこで或る時、阿川氏から事の由を父に話して下さつたがね。しかし最初の程はなか〳〵それさへ信じないで、給仕にもなれない我儘者だから、阿川氏に預けられたのだらう、と謂つてゐる始末であつた。その頃は阿川さんも獨身で、炊夫爺(めしたきぢい)やと我輩と三人ぐらしであつた。或る時、外から歸つて見ると、將棋盤が見當らない。爺やに聞くと、にや〳〵笑つてゐる。無性に腹が立つたので、毆つてやらうと手を振り上げると、阿川さんが、

『これ、何をするか！』

と言はれた。

『爺やが將棋盤を隱したから、毆つてやるんです。』

といふと、

『隱した者が外にあつたら、どうする積りか。自分が碎き割つて燒いてしまつたのだ。孫子が讀んで解るやうになつてから將棋を打て、そんなことではもう家に歸れ！』

と叱られた。困つたといつて、その時ぐらゐ困つたことはなかつたね。

それ以來、我輩は將棋の駒を手にしたことは一度もない。

この阿川光裕は、伯の一生に影響を及ぼしたる重要な人物であつた。彼は弘化二年三月一日、江戸愛宕下の菰野藩邸に生れた。伯より十二年の年長である。ゆゑに新平少年が初めて書生となつた時は、阿川は僅か二十五歳の謂はば青年であつたのである。

阿川は江戸で安井息軒の門に入つて漢籍を學んだが、詩文を好まず、實用經濟の學に專念した。維新の際には天下の志士と交はつて、東奔西走してゐた。そして、安場保和に識られて膽澤縣に同伴し、史生から初めて權少屬に進み、明治三年には權大屬に進んだ。しかし彼自身の俸祿はあまり豐かでなかつたにかかはらず、知遇を受けた安場大參事の依賴であつたから、喜んで新平少年の教育を引受けたのである。新平少年は阿川の宅から立生館に通つて、皇漢學と和算とを學んでゐたのである。

その時分、水澤の故老の屬望した三秀才といふのがあつた。それは山崎周作（後に爲德）と齋藤實と、彼新平とであつた。周作と彼とは同年生れで、實だけが一つ年下であつた。

この三人の中で、學才は山崎が一番優れてゐたらしく、人を人とも思はなかつた新平少年も、山崎には推服してゐたやうである。

齋藤實はかう言つてゐる。

山崎戰次郎の息子の周作――後に爲德と言ひました――が後藤と同年で、よく出來る子供でありました。十一、二の時に相當の漢文を作ることができました。後藤は非常に敬服してゐました。後藤と山崎と二人、詩を作る會を拵へるからと言つて、私の家に來たことがあります。

山崎は二十五で死にましたが、新島襄先生なども、本に書いて褒めてゐます。山崎が基督教に歸依したのは明治十年以後です。

伯と齋藤とが、共に事功活動の世界に力を傾けたとは異り、この山崎周作は、精神的方面に心を牽かれてゐた。彼

は十六の年に、縣廳給仕から拔擢されて、遠く熊本洋學校に遊び、卒業後東京の開成館に入學してゐたに關はらず、明治初年の教育が、知を求むるに偏して、心靈醇化を怠つてゐることを慨し、開成學校を退いて京都の同志社に趨いたのであつた。

彼が二十五歳で夭折しなかつたならば、必ず伯の一生に甚大な影響を及ぼしてゐたであらう。憾むらくは、彼の少年時代の伯との交遊の記錄は殆ど湮滅してゐて、今日これを發見することができない。

かういふ風にして、少年新平は漢學の雰圍氣の中にその感じ易き少年時代を送つたのである。彼の父も、彼の師武下節山も、彼の第二の父であつた阿川光裕も、彼の親友山崎周作、齋藤實の二少年も、悉く漢學の研修者であつた。ゆゑに伯の生涯を通じて、最も力強く働いてゐたものが、漢學の古典であつたことは想像される。

齋藤もこれについて、かう言つてゐる。

後藤の感化を受けた本は何であつたかと申すと、水澤に居たころは無論漢籍ですが、その後も矢張り漢籍を好んだやうです。常に本を懷にしてゐました。旅行先でも漢籍を持つて歩いてゐた樣です。一度箱根で會つたことがありますが、その時も何か漢籍を持つてゐました。

しかし中年より晩年に至つて、伯の愛讀してゐたのは必ずしも漢文の古典のみではなかつた。それに就いては後に語る機會がある。ただ吾人は少年の日の修業が、主として漢籍の古典であつたことと、また父の實祟が君公の禮法を司るお小姓頭であつた關係上、日本の古典に通じてゐたので、それがまた新平少年の上に影響して、彼は漢學に伴いでは、日本の古典にその頭を支配されてゐたことを知るをもつて足れりとする。

明治三年をもつて、立生館は改めて郷學校となつた。その始業式が正月に行はれたとき、數名の少年が武田權令の前で漢籍を進講した。少年新平も亦選まれて、論語里仁篇を講じた。十四歲の時である。

同じく明治三年、少年新平、自ら筆を執つて草したる「郊遊記」と題する漢文の一文がのこつてゐる。以てその漢學の力が、およそどの程度のものであつたかを、窺ふに足るであらう。次の通りである。

郊　遊　記

予性好遊、而未暇遊也。今茲庚午二月廿五日、兩三友約予□(蟲クヒ)暇出遊。乃出郭門、望鹽竈祠、祠在城之西南。將馳赴之。此日也天氣朗晴、西山東嶺競秀獻狀、畢露於雲外、而使人應接不暇。乃按轡南行七八里、又東折而行。而彌望皆麥隴、麥始萌蒼々如敷氈。灑然風光殊快人意。乃披草而坐、呼酒飛觴。遊興漫々、詩思頓發。各探一字爲韻、遂賦一詩、且飲且吟、□(蟲クヒ)乎忘歸。而暮色蒼然、歸路不可辨、各相顧將去。乃取捷而還。時已初更、則挑燈略記其遊、以示同調之未共遊者。

誠義堂　後藤彦太郎　百拜

阿川の家から、鄕學校立生館に通つてゐた彼は、或る日學校に於いて、例の如く氣を負うて教官伊藤玄泰と爭ひ、固く自說を執つて屈しなかつた。玄泰は、「師に抵抗する無禮者なり。」と大喝して、手を擧げて新平少年の頭を搏つた。

勝氣の彼は、怒り心頭に發したけれども、師に對して力をもつて抗することができないので、淚を呑んで忍んだ。そして、彼は心中深く決心した。

――きつとこの仇は打つてやる。しかしそれは、彼に幾倍する學問をすることだ――

それから彼は火の出るやうな勢ひで勉強した。十數年後、彼が愛知縣立病院長心得となつて、家事のため歸省した時、水澤に入らんとして、當時を回想し、次のごとき一詩を賦してその感慨を述べた。

明治十三年歸鄉省二親于時示舊友

十歳光陰心事違。無端今日故鄕歸。休言人爵優天爵。不著錦衣著彩衣。

この當時、彼の面目を躍如とさせる一插話がある。

それは明治三年七月二十七日未明に、薩藩の横山正太郎安武が、當路大臣の驕奢、時政の弊、及び征韓論の非を陳して、自刃したといふ事件である。

この安武は、森有禮の實兄で、横山家の養子となつてその姓を名乘つたのであるが、剛毅、淸廉、德行、學識を以て名あり、西鄕南洲は夙に彼に屬望してゐた。後に南洲は、横山のために、自ら碑文を撰したが、この中に彼のことを「爲人忠實にして、汎く衆を愛し親に事へて、婉容之が養を愉しむ。而も君に事ふるに至つては、則ち顏を犯して、人のよく言ふ能はざる者を言ふ。皆忠愛の心に發するなり。」と記してゐる。鹿兒島の舊藩時代、市中に貧苦のものがあると、夜中そつと金を投げ入れてゆく者があつた。何者とも知れないので、人々はただ天人の冥助となしてゐたが、安武の死後、親戚朋友がその日記を檢べて、はじめて彼の所爲であることを知つた。彼はまた非常な悲憤家で、頗る氣節があつたから、明治新政府の狀態について、大いに憤るところあり、南洲の碑文によれば、「王家衰弱の機、此に兆す。苟も臣子たる者は、千思萬慮、以て之を救はざるべからず。然り而して尋常諫疏、再々之を陳ずと雖、力

よく矯正する能はずんば、則ち寸益無きのみ。一死以て之を諫むるに如かず。若し感悟する所あらば、豈小補ならざらんや。」となし、遂に弊事十條を陳じたる諫書をつくつて、集議院の門扉に插み、津輕邸の門前において、屠腹したのであつた。

その拂曉、門吏が門を開いて見ると、僵れ臥してゐる者があるので、大騒ぎとなつた。薩藩の者がやつて來て、藩邸に扶け入れた時は、氣息奄々、ただ「集議院に書を奉る」といふ言葉が、僅かに聞きとれるだけであつた。乃ち人を遣はして、集議院に問合せると、その封書は、すでに政府に上つたとのことであつた。走り歸つて、その事を安武に告げると、彼は初めて安心したやうに、目を瞑つたといふのである。

この横山安武諫死の報が、一度水澤に達するや、十四歳の少年新平は、深刻なる刺戟をその腦裡に受けた。彼はどうして手に入れたものか、横山の建白書の全文字を懷中にし、屢〻之れを讀んで感激してゐたらしい。

これについて、齋藤實は次のやうに言つてゐる。

その以前私が縣廳にゐる時、東京で横山正太郎と云ふ者が、何か建白書をかいて、集議院の所で腹を切つて死んだことがありますが、その建白書の寫しを後藤が持つて來て私に見せたことがありました。そして政治は公明正大でないと困ると云つてゐました。私などは、政治も何もわからない時でありましたが、「君はまたそんなことを云ふ。」とひやかしたことがあります。

その頃後藤は「水澤にも山崎の小父さん位のものが二、三人あるとよいが。」と云つてゐました。その山崎の小父さんといふのは、周作の父戰次郎のことで、長崎に出て西洋式の練兵を稽古して歸つた人です。

朝鮮に私がゐて、後藤が來た時、鄕里の書生どもが集まつて、私共二人に食事をさせる會がありましたが、私は何か用事があつて夜遲れてあとから行つて見ますと、後藤が政治の倫理化とか云ふ話をしてゐました。後藤のあとから私は「なに後藤は十三の時からそんなことを云つてゐた、長い繼續だよ。」と云つたことがあります

見るべし、晩年掉尾の一大政治運動たりし政治の倫理化は、既に十四歳の少年の腦裡に發芽しつつあつたことを。

第五節　上　京

一、父の手紙

明治三年四月三日、膽澤縣大參事安場保和は、酒田縣大參事に轉任を命ぜられたが、この時は赴任しなかつた。さうして、同年五月十九日には、再び膽澤縣大參事に任ぜられ、六月二十五日、またも水澤にやつて來た。しかし今度の在任は短かかつた。わづか四箇月にして、本官を免ぜられ、十月朔日には熊本縣大參事試補として、赴任することとなつたのである。

この恩人安場の轉任は、少年新平の胸に、大きな動搖を與へた。時に彼は十四歳、火のごとき靑實の志が、彼の胸に燃えはじめたのである。

何時までこんな草深い田舍にゐてもつまらん！　何とかして東京に出たいものだ！

半夜眠り成り難き床上に輾轉して、少年新平は焦慮した。

しかし彼は容易に、父の許しを得ることができなかつた。水澤地方には、十四歳といふ年齢は、家を離るるに不吉であるといふ迷信があつたからである。さうして彼は、ともすれば爆發しさうな胸をぢつと押へて、數箇月の時の流るるのを待たなければならなかつた。

明くれば明治四年、彼は十五歳になつた。いよ〳〵時が來たのだ。

恰かもよし、安場に代つて水澤縣大參事として赴任せる嘉悦氏房が、官命によつて上京するといふことを知つた。彼は父と阿川とに哀願し、漸くその許しを得て、遂に嘉悦に從ひ、上京の志を果すことを得たのである。時に明治四年二月、彼が十五歳の春であつた。

素より所要の學資を用意しての上京ではないから、嘉悦の口添へによつて、時の太政官少史莊村省三の家に、書生兼玄關番として、住みこむことになつた。當時の太政官職制に據れば、正院に太政大臣、納言、參議あり、その下に樞密權大史二員、樞密權少史三員、大史三員、權大史三員、少史五員、權少史十員があつた。少史の職掌は「文書記錄ヲ掌ル」にあつて、現在の內閣書記官ほどの地位であつた。

彼が莊村の家に落著いて間もなく、彼は鄕里の父からの書信を受取つた。それは總て彼の前途を訓誡したもので、實に懇篤周到を極めたものである。伯は後にこれを軸物として、終生祕藏し、每年正月一杯は、必ず床の間に懸けることを家例とした。

茲にその全文を揭げる。

一書中進候。學問の道中迄も無之候へ共、先づ輪講等辯舌よく申述、虚文に而已走り、枝葉に悉く目を費し、文道の本旨を失ひ、孝悌忠信の道を差置き、權謀術數を旨とし、加之（シカノミナラズ）、人物の評論、且御政事の批判を致し、我身を修め、家を齊るの事を度外に差置候類、以之外成儀に候。

第一正心誠意之道を本とし、恭敬之義を取失はず、何分にも篤實律義の人と成立有之様、勤學專一たるべく候。

尤朝夕の行作もしとやかに荒ゝ敷立振舞不致様、屹度心懸可申與是のみ煩慮罷在、讀歌遣し候まゝ、能ゝ御勘考可被成候以上。

卯月九日　　　　親より

後藤新平殿

劍太刀身にのみはきて何かせむ
　心さやかにみかけこのとき

誠しく心一つをたたさすは
　千卷の文を讀めと何せむ

怠らすみかけやみかけ朝夕に
　心の鏡くもりなきまて

幾度も日にかへり見て眞心に
　なすま心を忘るなよ夢

みやこへは梅に櫻に匂ふなり
　色香にめてて道なまよひそ
あまたある百足の足もうらやまし
　へみてふ蟲のゆきかふを見よ
怠らは千里の駒も何ならし
　牛のあゆみに身をならはなむ

二、莊村家の書生

莊村省三は安場保和と同鄕の肥後人で、その當時、呉服橋內、龍ノ口の肥後屋敷に住んでゐた。今の鐵道省の在る邊りである。大隈重信等とも往來してゐたが、博覽強記、能辯にして文才あり、人と話をしながら手紙を書くといふ風であつた。

しかし人使ひは相當荒い方であつた。從つて新平少年はこの家で、受付もやれば、主人のお伴もし、水汲みもやれば、拭き掃除もするといふ風に、朝早くから夜遲くまで、殆ど休む暇なくコキ使はれた。

或る時のごときは、使ひに出た途中、あまり疲れてゐたので、ついウトウトと居睡りしながら歩いてくると、呉服橋外の元火の見櫓のあつた邊りで、ばつたり雲突くばかりの大男に突き當つた。

『この馬鹿野郞！　もう少し氣をつけて道を歩け！』

言ふが早いか件の大男は、平手で力一杯、ひしやり、と新平少年の横面をはり飛ばした。

彼はびつくりして正氣に歸つた。

その話を彼はよく爐邊で家庭の人々に物語つて、面白さうに笑つた。何か職人か料理店の奉公人かであつたらしいと、彼は言つてゐた。

また或る時は、下女に何か落度があつたとかで暇を出した後、飯ぐらゐは炊けるだらうといふので、當分は下女代りまで勤めさせられた。莊村の方ではそれを可いことにして、何時までも下女を雇はない。いくら何でも、下女、下男、書生の三役兼帶ではたまらない。つひに一計を案じて、わざと「半分米で半分粥のやうな」飯を炊いて食べさせてやつたと、伯は後に自ら語つた。さうして莊村が、

『一體この飯はどうしたんだ。』

と叱つたから、ここだとばかり、

『飯を炊くことは竈に付きツきりにしてゐなければなりません。取次をしたり、拭き掃除をしたり、水汲みしたりするので、こんな半煮え飯ができたのです。』

と、大いに抗辯したので、やつと下女を雇つてくれたといふのである。しかし仕事の繁劇なことは、少しも以前と變らなかつた。

思へば雪深き水澤から、笈を負うて上京したときの志は、花のお江戸で腹一杯勉强したいといふことであつた。それが全く豫期と違つて、ゆつくり机に向ふ暇すら無い。世話をするものがあつて、他に勤め替へをしようと思つても、

嘉悦の依賴によつて世話をしてゐるのだからと言つて、どうしても暇をくれない。かうして到頭、一年あまりが經過した。

ところがある日のこと、來客があつたので、いつもの通り少年新平が茶を運んで出ると、

『この書生さんは、何處から來たのか。』

と訊かれた。すると性來、冗談好きな莊村は、

『奧州の山奧から出て來たんでね、江戸の人殺しの多いのに、びつくりして居るんですよ。』

と答へた。客がその洒落を解するに苦しんでゐると、莊村はます〳〵得意になつて、

『なあに、豆腐屋が朝晩、ヤツコを澤山切るぢやありませんか。ところがこの書生は、奧州の朝敵の子だから、それにひどく驚いてゐるんですよ。』

と附け加へた。

この時、例の性來の負けぬ氣が、勃然として少年の心頭に鎌首をもち上げた。彼は怫然として莊村に喰つて掛つた。

『王政維新の今日、朝敵の子とは何事ですか。萬民漸く王化に霑ひ、朝敵などといふことが、官民の記憶から消えようとしてゐる際、貴方は强ひてそれを再び呼び起さうといふのですか。貴方のやうな人が太政官にゐるから、お上に對して間違つた考へを懷くものができるのです。』

と。それで一座は白け渡つた。

以來彼は、毎日のやうに莊村と、議論ばかりしてゐたが、到頭一箇月ばかりして、その家を飛び出してしまつた。

しかし飛び出しては見たものの、さてこれからどうしようといふ見當もない。彼は殆ど途方に暮れたが、先きに膽澤縣の小參事をしてゐた野田豁通が、青森縣の大參事として赴任するといふことを聞きこんで、取敢へず、野田を訪ねて事情を打ち開けた。野田はそれを聞いて、

『今すぐに、これといふ妙案もない。兎に角一先づ歸郷して、出直して來たらどうだ。』

と言ふので、彼も殘念ながら、忍んで歸郷を決心せざるを得なくなつた。

然るに莊村の家で與へられたのは、ほんの湯錢ばかり、歸郷すると言つても旅費がない。偶と宮内省から水澤縣に種馬を送る必要があつて、四竈（しかま）といふ屬官が出張するといふので、彼もこの一行に加はつて、歸郷することになつた。

この當時を敍して、伯はその自敍傳中に次のごとく言つてゐる。

學益進ミ漸ク大志ヲ抱キ、笈ヲ東京ニ負ハントス。十五歳ノ春、參事嘉悦氏ニ隨ヒ東京ニ赴キ、太政官少史莊村某氏ニ寄食ス。家貧ニシテ資ナク研學ニ就ク能ハズ。怏々歸國ノ途ニ上リ、在郷一年許、再遊ノ志益堅シ。

在京僅かに一年餘、彼は日本文化の中心地東京を去つて、空しく東北邊陬の地に歸る。宿昔青雲の志、かくては何れの日にか達すべき。彼が心中の憂愁察すべきである。

三、街頭南洲を見る

滯京一年餘、その間少年新平は何を得たか。

莊村は相當の學者であり、伯もその履歴書には「東京ニ遊學シ、熊本藩莊村省三ニ隨テ漢學ノ修メ」と記してゐる

が、事實は殆ど書を繙くの暇はなかつた。學は進まず、空しく筋骨を勞し、ただ日夜焦慮しつつ、一年餘を送つたのであつた。

ただ一つ、この晴澹たる記憶のうちに、燦として光を放つ插話がある。それは天下の英雄西鄕南洲を、途上に一瞥したる印象であつた。この一事は、餘程深く彼の頭腦を刺戟したものと見えて、後年に至り彼は屢〻これを近親者に物語つた。

（左記の一文は、大正十五年の四月頃、伯が筆者に物語られたるところを、筆者が一語々々忠實に手記して、ある雜誌に發表したものである。題して「西鄕吉之助に會つた話」といふのである。）

自分が會つた人のうちで、江戶に關係ある二人の英雄を覺えてゐる。その一人は南洲で、いま一人は勝安房である。この二人は、東京市民が永久に忘れてはならない恩人であると、自分は思つてゐる。

明治四年ごろであつた。自分は、龍ノ口の細川侯邸内（今の和田倉門と吳服橋の間）に、起臥してゐた。それは太政官の少史、莊村省三といふ人の食客になつてゐたのである。莊村氏が太政官に出勤する時に、いつも供をして往つた。丁度、十五歲のことである。朝は供をして見送り、午後はお迎へにいつて、ついて歸つてくるのが役目であつた。

ある日、莊村少史が、晝過ぎに出勤した。いつものやうに自分は供をしていつた。和田倉門を入つて、坂下門の方へ行かうとするところは、大名屋敷が兩方にあつた。それは暑い七月の晴れた日であつた。その邊に差しかかると、むかうから、大きな男が、供を一人つれて步いて來た。供といふのは、當時は若造といつて、大てい十四

五から二十位の書生であつた。ところがこの大男の供は三十ぐらゐで、袴なしで、背さき羽織をきて、股引を穿いて、尻をはし折つてゐた。

すると主人の莊村少史が、三歩ばかりこちらで、下駄をぬいで、下駄の上に足をあげて、お辭儀をした。近頃の人は、もう知らぬかも知れないが、これは土下座の代りにする敬禮で、自分が子供のとき、藩侯にした禮である。自分は藩侯以外の人には、この禮はするものではないと思つてゐたので、莊村少史がこの樣子をしたとき、全くビツクリした。太政官の少史といへば、後に太政官の小書記官と變つた役で、當時なか／＼幅のきいた官吏である。その人が土下座の禮を初めたのであるから、小供の自分は、全く不意打ちを食つて驚いたわけである。

すると向うから來た大男は、莊村少史の方をむいて、ニツコリ笑つて、

『お暑うごわすな。』

といつて、すた／＼行き過ぎた。自分は、ぼんやり主人の後に立つたまま、不思議なお辭儀だ、と思つてゐた。

すると莊村少史が、

『西鄕吉之助。』

と、自分の耳にささやいた。自分は、はつと思つて、過ぎゆく大男の後姿を見送つた。

そのとき西鄕さんは、薄色の背割の羽織に、短かい袴、下駄ばきといふ姿で、大小を指し、兩手をぶらりと、さげてゐた。大男で、色は九州人としては白い方だといふ印象をうけた。大きいハツキリした眼に、愛嬌があつた。太い眉毛が、いまも眼に殘つてゐる。―お暑うごわすな―といつたときに、非常に懷かしみがあつたやうに覺え

てゐる。

後年、西郷従道さんに、この話をして、

『あなたよりは下顎が大きく張つてゐましたね。』

といつたら、従道さんも、

『さうです』

と言はれた。

自分の主人の荘村少史が、この最敬禮をしてゐる折、自分は、何も解らないので、草履を穿いたまゝ、お辭儀をした。その時、自分は、草履に羽織、袴なしのいでたちで、腰には長刀だけ一本差してゐた。

それから間もなく、西郷さんは、薩摩へ歸つてしまつた。それが西郷さんの東京引上げであつたのである。この日の邂逅は、まことに瞬間のことであつたが、子供心に自分は、生涯忘れられない印象をうけた。

その後、自分が臺灣の民政長官になつた折、西郷従道侯が、内務大臣をして居られたので、よくお眼に掛つた。この話を従道侯にしたら、侯は笑つて居られた。眉毛の濃いところは、従道侯は南洲によく似て居られた。

人間の記憶といふものは、不思議なものだ。ほんの瞬間の邂逅であつたが、自分は今日まで、忘れられないやうな印象を持つてゐる。西郷さんといふ名を聞くごとに、荘村少史の土下座の禮を思ひ出す。そして、

「お暑うごわすな。」

といつた、飾りのない挨拶が、今でも耳に殘つてゐる。

第六節　福島洋學校

一、再び郷關を出づ

明治五年の春から、同六年五月に至る一年有餘は、年若き新平に取つては、忍びがたき懊惱の一年であつた。好學の志、青雲の望み、炎々火のごとく胸中に燃えながら、機會なく、學資なく、徒らに小邑に雌伏してゐる外はなかつた。彼の同學の友、齋藤實と山崎周作は既に一人は上京し、一人は熊本に遊學してゐるではないか。

その時、天の一角より、好機會が到來した。それは、阿川から父實崇に宛てた手紙であつた。阿川は明治五年十月以來、福島縣廳に轉任してゐたのである。

自敍傳に曰く、

偶阿川氏奉職福島縣ニ在リ。其父ニ書ヲ贈ツテ曰ク、令息ヲ僻邑ニ屈セシム、誠ニ惜シムヘシ。方今醫學一新、復タ昔日ノ類ニ非ラズ。宜シク之ヲ修ムヘシ。今此ニ福島縣病院醫學所ヲ設立シ、來學スルモノ甚タ多シ。令息醫學ニ志アラハ、余爲メニ聊カ學資ヲ給セント。

抑も少年新平を醫學修業に向はしめようといふのは、阿川の早くからの意見であつた。熟々新平を觀るに、志大にして血氣餘りあり、豪放にして人の覊絆に服することを潔しとしない。こんな男をはじめから官吏にしたならば、或

は國事犯者になるやうなことがないとも言へぬ。寧ろしばらく膝を屈して醫者たらしめ、以て他日の風雲を待たせた方がよからう。

阿川はさう考へた。さうして實祟が少年新平に與へた「あまたある百足の足も羨ましへみてふ虫のゆきかふを見よ」といふ歌を引き、切に自重を誡むると共に、

『自分は安井息軒の門などに入つて、學者になり損ねて、今のやうな境遇になつた。お前は資性怜悧にして、しかも自然に人の上に立つ性格を有つてゐる。むしろ醫者になつてはどうか。是非醫者になれ。』

と勸めてゐたのであつた。

素より少年新平の願望は、一醫者として生涯を終るに滿足するものではなかつた。しかし阿川の勸誘に應ずるにあらずんば、遊學の機會なきを奈何せん。

自敍傳に曰く、

此人之ヲ聞キ、再遊ノ好機會ヲ得ルヲ喜フト雖トモ、長袖流ノ小技ニ從フコトヲ快トセス。否ラサレハ則チ學資ヲ得ルノ途ナキヲ以テ枉ケテ之ニ從ヒ、再ヒ鄕關ヲ出テ福島ニ赴ク。

彼が鄕里水澤を發して、須賀川なる阿川の官舍に著いたのは、明治六年五月十六日であつた。

この時作つたと思はれる「發途述懷」と題する少年新平の律詩がある。

丹心欲遂浩然眞　　馬蹄出郭旅裝新
微風習々殘花郁　　老鶯惜春囀舌頻

警人性兮猶玉性　　玉磨玭兮人勉賢
蚩々區々送候景　　豈安暴棄可不精
離情雖非無歎息　　何足愁歎別所親
他日若遂浩然眞　　丹心直在報鴻德

ところが、須賀川に行つて見ると、醫學校は案外に不整備のものであつた。當時、原書に據るものを正則、譯書に據るものを變則と稱へてゐたが、須賀川病院は院督（病院の大教師）鹽谷退藏を始めとして、大部分は變則である。

そこで、阿川と相談の結果、まづ一正則に入るの豫習をなさん」がために、福島洋學校に入ることとなつた。その經緯は、當時五月二十五日附を以て郷里なる父に宛てた書信に詳しく記されてある。

○十有六日、須賀川阿川賢師ノ官舍ニ十一時頃著シ、素志委曲ニ陳奏ス。阿川賢師曰、彌〻醫業ニ確定セリヤ否ヤ。予對曰、確定セリ。阿川賢師曰、變則ヨリスルカ正則ヨリスルヤ。予對曰、固ヨリ變則ヨリスレ（ハ字脱歟）則チ今ヨリ五年ヲフレハ、其治療已ニ廢ス。然則チ變則不可ナリ。故ニ變則ヨリスルヲ不願。正則ヨリスルハ日夜企望スルナリ。阿川師曰、當病院ノ院督鹽谷某ハ變則ナリ。故ニ正則ノ師ニ乏シ。雖然足下正則ヲ好ムハ予カ可好ノコトナリ。眞ノ洋醫トナラハ、正則如クハナシ。前ニ云フ如ク、當所正則ノ師ニ乏シ。故ニ予本郡ニ添書ヲ投スヘシ。故ニ足下又福島ニ歸リ、本廳ノ洋學所ニ而勉强、大略通スル（マヽ）至リ、東京大學東校ニ（是乃大病院）入ノハ、十分成業相成ルヘシ如何。予曰唯。右ノ都合ニ而、十九日須賀川ヲ發シ候事。

二、友人の勸告

これより先き、福島から須賀川に往く途中、郡山で舊縣の加藤といふ人を訪ね、その紹介によつて開拓場の中條(なかでう)といふ典事に會ひ、種々相談したことがあつた。そこで、須賀川から福島への歸途、再び郡山なる加藤を訪ね、中條典事に會つて見ると、偶ゝ中條の友人千阪高信も來てゐて、切りに米澤の洋學校のことを吹聽する。そこには既にタースといふ英人もあり、陸羽に一、二を爭ふ學校である。福島洋學校などに入るくらゐなら、むしろ米澤に行つたらどうかと加藤、中條、千阪、みんな口を揃へて勸說した。學資の關係もあり、兎に角米澤への交涉は、これ等の人々に依賴しておいて、二十日、福島に至り、洋學校に入學の手續をすました。時に明治六年五月二十二日である。

以上の顚末も亦、上記父への通信に詳記してある。

一　十有九日、須賀川發途、再ヒ郡山加藤公御旅寓ヲ訪ヒ、中條典事ニモ謁シ過日之謝ヲ陳ス。于時ニ中條ノ友千阪高信ナルモノ來リ、此席ニ坐セリ。此人元米澤藩ニシテ、米澤ニ洋學所ヲ設クルヲ主張セシカ、其事既ニ成リ、英人ターラスヲ雇ヒ、日ニ駸々盛大ノ由ナリ。中條加藤千阪三氏列セリ。加藤師予ニ謂テ曰、阿川ノ論如何シテ、須賀川病院ニテ勉强セス、復タ福島ニ歸ルヤ。予前條ヲ以テ告ケテ曰、男子醫業ニ志シ、變則修行ヲ以テ人命ヲ與(アヅ)カル、固ヨリ毫モ安セザルトコロナリ。勞苦ヲ忍テ正則ノ業ヲ爲サハ、眞ノ治療ヲナシ、人命タスクヘキナリト云フ。列坐ノ各公曰、足下之趣實(マヽ)ニ嘉ミス可キナリ。中條友千阪曰、福島本廳ノ洋學所ヨリ、米澤洋學所ハ、英人雇入ニモアル故、是ニ入校可ナラスヤ。加藤中條曰、成業ノ速ナル、實ニ東京ヨリ懇切ニシテ速ナリ。

陸羽甲乙學校ナルヘシ。千阪予ニ謂曰、足下是入ラスヤ。對曰、入校ヲ得ハ大幸ナリ。千阪又曰、其學費ハ如何。予吶々焉トシテ、暫アリテ曰、不及。加藤師千阪ニ謂曰、入費幾何、千阪曰、國ノ諸生ハ三圓ナリ。他ノ諸生四圓以上也。予後藤生ニ三圓ヲ以テ入學セシメン。加藤師曰、然則予阿川木邨ニ談シ、後藤生カ學費ヲ補ハン。若三圓ヲ以テ入學ノ都合ヲ願コト如何。千阪曰、春秋二度ノ外、入學不相成譯ニハ候得共、手翰ヲ投シ、非常ノ例ヲ以テ都合ヲ爲コト可ナリ。加藤師予ニ謂曰、予阿川木邨ニ談シ、汝カ爲ニ學費ヲ補ハン。汝モ又出貸如何、見込無キヤ否ヤ。予曰、十有七年兩親ノ愛慈且金ヲ費シ、養育ヲ受ケシ恩至大至高ナリ。故ニ自今親ニ學費ノ出サンコトヲ願ヒ、厄介ニ相成候而ハ恐縮之至ナリ。故ニ親ヨリ金錢一切不相求譯ニ而出郷仕候。何分勞苦ハ不厭勉强仕候得共、親ニ出貨願ヒ候事、小生不及之作ナリト陳ス。加藤師曰、他人ニシテ如斯足下ノ學費ヲ補ヒ候様ノ勢ニ、況骨肉ノ親何ソ厭ン。足下若シ親ニ事件ヲ陳兼候ハヽ、予華ヨリ手翰ヲ投セント云フ。右ノ譯ニ而、米澤ニ出校ノ都合ニ相成候哉モ難斗候得共、先當分都合最中御座候。

一　廿日郡山發シ、福島木邨師邸ニ著シ、百般云々ノ譯陳述ス。阿川師ノ手翰ヲ致ス。前書ノ通リ、米澤方都合最中故、先當分福島木邨師ノ處ニ屬客となり、福島小學第一洋學校ヘ、過ル廿二日入校、日々出席、スペールリンクト云フ書傳習得ノ際ニ御座候。右ハ私研究ノ法方を記ス。

三　赤貧の苦學生

福島洋學校は、後に英學專修の組織に改められたが、その當時はまだ福島小學第一校に附屬して、その別科と稱し、

福島縣の中學校の先驅を爲したものである。

福島小學第一校は、その名の示すごとく、福島縣最初の小學校であつて、その課目と言つても、簡易なる和漢學、習字、算術等を授け、新知識を傳へるものは、地理初步、世界國盡に過ぎなかつた。ただこれに附屬する別科があつて英、漢、數の三科を置き、小學以上の學力あるもの及び年長者を收容した。伯の入學したのは、言ふまでもなく、その別科であつた。

福島小學第一校の特色は、小學校の生徒でも、英語を兼修し得る組織になつてゐたことである。十歳前後の兒女にして、よく横文字を讀み、英語を操るものがあつて、巡回の官吏を驚かしたといふことである。

これは主として、洋行より歸朝直後、福島權令として赴任せる安場保和の奬勵によるものであつて、當時はまだ突飛極端との非難もあつたけれども、維新政府の所謂文明開化政策の尖端を行つたものであつた。安場の令孃、友子、和子の二人も、十歳前後にして小學校に在り、英語の巧みなるをもつて異彩を放つてゐた。友子は後の安場末喜男爵夫人であり、和子は後に伯の夫人となつた。

その當時伯が、福島小學校の狀況を大叔父坂野長安に報じたる、六月一日附の書信を左に採錄する。

――當校ハ中學小學女學各寮ヲ分チ、元福島城中板垣住所ニ設ケ、縣ハ寺ニ引キ、晝休ニハ小學校生練兵ラツパ、フエ、タイコニテ賑ハヒ無窮、追テ戒則規則等記奏スヘクソロ。當分日々入學一二人程ニ御座候。――

これによつて見ても、たとへ不整備なりとはいへ、その間にもなほ、文明開化的なる新鮮の氣が溢れてゐたことが、短文のうちに躍如としてゐるやうに思はれる。

當時福島小學第一校の職員については、伯の學友の記憶によると、漢學科には教師錦織某（五十歲）同山岸讓（四十五歲）、授業生岡捨巳（二十六歲）、門馬尚經（二十六歲）、錦織某（二十七歲）、石田某（二十歲）、高橋直一（二十歲）があり、英學科には教師海野某（二十五歲）、授業生平島松尾（二十二歲）、同木村某（二十一歲）があり、算術科には教師市川方靜（四十歲）、授業生木本尺蠖（二十五歲）、宮川保之（二十歲）があり、習字科には教師高橋順藏（四十歲）があつた。生徒の總數は約五百名であつて、そのうち別科生は約三十名あり、伯の同學には、原郁次郎（後の隈川醫學博士、當時十七歲）があり、後のドクトル小此木信六郎、齋藤萬吉、堀六郎等は、當時十四歲で、小學校に在學してゐた。

入學直後（五月二十九日）、父に宛てて送つた書信に次の一節がある。

一　夏服も于今相需メ不申候得共、此方ニ而間ニ合候間、島屋ヘ御仕出し御見合願上候。先日入校ニ付、袴モ小倉ノ新規位ノモノ木邨師著服ノ内ヨリ貰受候而差支無之、結構ニ暮シ居候。洋學研究ニ付而は何も角も新規ニ相求め不申候而は不叶候故、入費多ク、皆々木邨師ニ願も又不成、遠慮譯、付而は外物抔はサツハリカヒマセン。ソノクラヘタカラ、其地發足ノ節相求メ候足駄テ、須賀川ヘイツテキテ、齒カカケ見クルシキモノノカマワズ、ズン〳〵勉强ヤツテイマスカラ御安心願上マス。

父にはかう言つてやつたけれど、彼の當時の生活は隨分ひどいものであつた。彼の心內に燃ゆるがごとき攻學の念がなかつたら、彼は到底これに堪へ得なかつたであらう。

しかし彼の生涯を通じての特色であつたところの、困難に際會して勇氣百倍する性質は、この時亦潑剌として生動してゐた。

多くの人傑の青年期に見るやうな苦學力行の時期は、彼の福島と須賀川時代に最もよく現はれてゐる。ことに彼が當時「西國立志編」を耽讀してゐたことは、この黽勉を更に鞭打つたに違ひない。奈破崙がプルターク英雄傳に求め、リンカーンが華盛頓傳に求めたる刺戟と奬勵とを、彼は西國立志編中に發見したのである。

彼は當時、木邨一貫の家に寄寓し、學資は阿川から、毎月三圓づつ支給して貰つてゐた。いかに物價の廉い時代とはいへ、その三圓で衣食、月謝、筆紙墨料等すべてを支拂ふのであるから、嚢中常に一錢の貯へもなく、別科生中の極貧書生であつたのに無理はない。

かくして彼の異樣なる風采は、間もなく人の眼を惹くやうになつた。垢じみた一枚の綿服に、破れ袴を穿き、腰には汚ない手拭、足には齒のすり減つた下駄、しかも福島の降りしきる雪のなかを、傘もなく帽もなく、頭に降り積む雪を拂ひもせで、昂然と街を歩いてゐた。眠るに夜具蒲團なく、北國の嚴冬を凌ぐものは、ただ一枚の赤毛布であつた。夏になつても單衣がないので、自ら著古した袷を二枚に剥いで、代る〲それを著て歩いた。或る時は縫目のある方を表にして著て歩いて笑はれたこともあつた。一老婆があつて、見るに忍びず、仕立直してやらうと言つたが、彼はつひにそれを依賴しなかつた。

これらは、當時の伯を追憶する人々の語り草である。

更に彼等の語るところに據れば、實に襤褸袴こそは、當時の伯の風采を最もよく表徵するものの一つであつた。それは今日書生が用ふるやうな小倉袴ではなくて、葛で織つた袴である。縞柄は黑と黄の横縞で、丁度芝居の三番叟に使ふやうなものであつた。元來葛袴は、地質が弱くて横に裂け易いものであるが、彼は一年三百六十五日、夜も晝も

この一枚の葛袴をはいてゐるので、到るところ裂けて來た。すると彼は、裂けるたんびに其處を絲でかがつて、終ひには袴ぢうが、絲の結び目で埋まつたといふことである。

後年獨逸に留學したころ、彼はビスマークの偉業に驚歎し、その人物に推服した。彼の性格と思想の中には、ビスマークに類するものが多々あつた。いま福島時代の彼は、恐らくビスマークについては、僅かにその名を耳にした程度のものであつたらう。併し乍らこの彼の風采を想望するに當り、吾人は青年時代のビスマークのいでたちを聯想せざるを得ない。それは偶然の暗合であつただけに、尙ほ興味の一層深きを覺える。

ビスマークがゲッティンゲン大學に居た時、同級生であつた米國の史家モトレーは、終生彼の最も相許した友であつた。そのモトレーは、當時のビスマークを描寫して、かういふ風に言つてゐる。

こはいがさ〳〵の髮の毛、そばかすだらけの顏、色の薄い眼、鼻の頭から右の耳まで續いてゐる刀痕——つい先日決鬪で出來たので、何んでも十四針縫つた相だ——それに、これも決鬪の名殘りで、一方剃つたやうに無くなつてゐる睫毛。瘦せてはゐるが、えらい高い丈で、でたらめな上衣だ。——カラーもボタンもない上衣だ。だぶだぶのヅボン、鐵の踵の著いた靴に、乘馬用の拍車が付いてゐる。ネクタイのない襯衣の襟が、上衣の上にのさばり出てゐる。さうして、腰のまはりに、洋刀をぶら下げてゐる。

それが青年時代のビスマークであつたのだ。ところが類似は、ここで止まつてゐる。ビスマークがこの當時は、教場には一度も出ないで喧嘩ばかりして暮してゐたに反し、青年新平は火の出るやうな勉强をしてゐた。ビスマークが二十八回の決鬪をして、學期の大部分は大學の牢屋の中で暮してゐたに反し、青年新平は、惡戲も腕白もしたが、人

牢するやうな亂暴はしなかつた。彼は模範的勉強家であつたのだ。

福島洋學校時代、彼が机前に貼りつけてゐたと覺しき、洋罫紙に毛筆で墨書した日課表が殘つてゐる。それには次の通り記されてゐる。

午前第六時起出、七時飯シ、七時ヨリ九時迄暗誦稽古、九時ヨリ正課ヲ勤メ、四時退校、六時迄復讀、午後十時□（ムシクヒ）讀レ復、右終而臥床□（ムシクヒ）

實に當時の彼の勉强ぶりは、後年陸軍檢疫部の仕事をした時分の精勵にも匹敵するばかりであつた。

彼は終生を通じて、よく遊びよく勉めるといふ骨法を心得た人であつた。臺閣に列して百務殺到してゐるやうな時でも、けろりとして閑日月のある態度を失はなかつた。學生時代にも、その萌芽があつて、晝のうちに遊んでおいて、夜遲くまで勉强するといふ癖があつた。これは水澤の少年時代から始まつた癖であつたが、福島時代にもその癖はやまなかつた。だから折角の日課表も、結局は無駄であつた。床に入るのはいつでも深更、時には東の白むのを知らなかつたこともある。若し中途で睡魔に襲はれると、柱から繩を吊り下げて、これで兩脇を拖し、書に讀み耽つた。ために脇腹に繩の擦れ傷が出來た程であつたといふことである。その當時は、勿論電燈などはなく、石油の手ランプを用ゐてゐたが、終夜の讀書のために、彼の鼻の孔は、油煙で眞ツ黑であつたといふ。

かかる我武者羅なる勉學の間に於いて、彼の最も好んで讀んだのは「西國立志編」であつた。この書が發行せらるるや、彼は直ちに二本を購ひ、一本を故鄕なる弟彥七に贈り、自らもまた、飽くなくこれを耽讀した。いかにこの書が、彼の精神生活に影響するところ深かつたかは、それより二十幾年の後に自ら誌せる自敍傳のうちに、特に一餘暇

アレバ好ンデ西國立志編ヲヨム」と記してゐるによつても明かである。

四、奇鋒銳脫す

伯は一生を通じて、まことに奇行逸話の多い人であつた。その强烈なる個性は、到る處に銳脫した。永い封建的傳統の力も、これを抑壓することができなかつた。官吏服務規律の窮屈な鐵則も、これを枉屈することができなかつた。ゆゑに終生伯は、「脫線家」といふ異名を蒙つてゐた。けれどもその脫線といふことは、欝勃たる個性の流露で、人間後藤新平の眞面目はこの處にあつた。

彼は後年よく近親者に語つて、

『俺の眞似をしてはいかんぞ。俺は世間のしきたりなぞ一向構はず、勝手にやつてきたのだ。本當はこんなことをしてはいかんのだ。』

さう言つてゐた。

それは、彼がその奔放自在なる個性發揮のために、思はぬ反對と障害とに出會ひ、成るべかりしことの屢々破れたるを感じてゐたからであらう。併し乍ら、彼が若しその個性を殺して、周圍に調和する溫順の人と爲つてゐたとしたならば、果してあれだけの仕事を爲し遂げ、あれだけの人物に爲つたかは問題であらう。

この逸話奇行の特に多かつたのは、福島、須賀川時代であつた。その今日に遺つてゐるものが、どの程度まで信憑すべき眞實であるかは、多少疑問の存するところであるけれども、伯の性行を窺ふ一端として茲に採錄する。

日教課を終へて、原郁次郎、小此木信六郎の二人と一緒に、校門を出て行くと、城門の傍らを三人の紳士が通つて行く。よく見れば、これぞ彼等が常に輕蔑し、指彈しつゝあつた、縣吏にして學校の幹事を兼ねてゐる森、大池、村上の三人である。「それ！」といふので、背後から石を投げると、その一つが村上の肩先にハッシと中つた。その時三人は、知らん振りして行き過ぎたが、この無禮に腹を据ゑかねたのであらう。三幹事は罪狀を具してこれを校長に摘發した。さうして校長は直ちに、三人に三日間の登校停止を言ひ渡した。

この時、原、小此木の二人は、温和しくその處斷に服して、登校を見合せたけれども、ひとり彼のみは、斷乎として肯かなかつた。

『一體私が石を投げたといふ證據が何處にありますか。若し明確な證據があるならば、喜んで罪に服するけれども、罪の疑はしきものは罰しないといふのが、至當であらうと思ふ。況んやこれッぱかりの些事について、校長を煩はすとは、何たる小量であるか。私は不肖と雖も、かくの如き鼠輩に石を投げるやうな愚かなものではありません。恐らく彼等の臆斷でありませう。私は斷然この宣告は返上いたします。』

と、遂に處分に服さなかつたといふことである。

また一日街を通ると、人々が群集して、

『異人だ、異人だ。』

と騷いでゐる。何しろ維新草創の際とて、田舍では紅毛碧眼の人を見るのは、頗る珍奇であつた時代である。遠巻きにしてワイ〳〵騷ぎながら、近寄る者さへなかつた。するとその群集を掻き分けて、恐れ氣もなく、ツカ〳〵と近

寄つて、話しかけたのは、十七歳の青年新平であつた。

彼の英語たるや、學んで未だ半歳にも足らず、僅かに幾らかの單語を覺えたばかりであるのにも拘はらず、何とか工面して、兎に角その外人が横濱に居住してゐるもので、所用により仙臺に行く途中であるといふことを確かめた。見る人々も、その厚顏といはうか、剛愎といはうかに、呆れないものはなかつたと言ふことである。

彼はその當時から、人もなげによく談じ、よく論じた。或る人は彼を評して、

『後藤は若し善い方面に向へば、一世の豪傑となるかも知れんが、若し一步を過てば、第二の原田甲斐ともなるべき男だ。』

と、言つたといふことである。

斯くの如き傍若無人の半面に於いて、彼にはその當時より既に思慮綿密、老成の風があつたものと見える。後に述ぶるが如く、彼は福島洋學校の數學教師市川に愛されて、頻々とその家を訪れ、談論するのを常としてゐたが、その話を傍で聽いてゐた市川の妻は、

『後藤さんは十七歳だといふけれども、話を聽いてゐると三、四十歳ぐらゐの人のやうです。恐ろしい人ですよ。』

と言つてゐたといふことである。

然るに伯が福島洋學校に入つたのは、前にも述べた如く、正則の醫學に入る豫習のためであつた。然るにいよ〳〵入つて見ると、洋學校の教師といふのは、學識も極めて低く、僅かにリーダーと文法の初步を教へてゐるに過ぎなかつたので、甚しく失望してゐるところへ、教師の言ふこと爲すこと、如何にも劣等で意に滿たない。到頭教師と衝突

して、洋學の研究を中止してしまつた。

數學教師市川方靜は本名を蓮八郎と云つて、近代和算の大家である。嘗て「市川儀」といふ測量機械を發明し、舊幕府の天文臺にも居て、幕末から明治初年の數學者としては、有數の人物であつた。そこで洋學の研究を中止したる伯は、木耶一貫の紹介で、この市川に就いて、數學と測量術との研究を始めた。

さて數學の研究に入つて見ると、實に面白い。彼がこれまで修めたのは、主として和漢の學と、英語の初歩とだけであつたが、今や數學といふ新しい學術に接して、海綿の水を吸ふやうに、彼の頭腦はこの新知識を吸收した。何時の間にか、英語のことは忘れてしまつて、數學の研究に、日夜寢食を忘れる有様となつた。

市川もまた彼の才學を愛して、その嚮導に努力した。彼は屢ゝ市川の門を敲いて教へを受けたが、或る日のことである。市川を訪ねて行くと、丁度留守であつた。彼はヅカ〳〵と市川の居間に入ると、キツと佛壇の下の文庫に目をつけた。

彼は以前から、市川の祕藏してゐる數學の祕書數卷があることを知つてゐたのだ。固く祕して門弟にすら見せたことのない祕書である。そこで市川の不在を幸ひに、ソツと文庫を開けて見ると、有る、有る、大變有る。それツ！とそれを摑み出して、寢轉んだまま讀み耽つた。そして讀み終ると、文庫のなかの品を、手當り次第に取り散らしたまま、知らん顔で歸つてしまつた。

間もなく歸宅した市川が、この亂暴を見て、開いた口の塞がらなかつたのは、無論のことである。しかしこれが後藤の所爲であると判つても、その大膽不敵に舌を捲くのみで、別に叱責を加へなかつたといふことである。

この逸話は、當時の同窓が傳へ聞いたものであるが、素より眞僞の程は頗る疑はしい。しかし市川が、特に彼の才學を愛し、その前途に屬望してゐたことは事實である。

『君は數學に天才をもつてゐる。將來きつと大成するに違ひない。近々內務省で測量官費生を募る筈であるから、一つ行つて見てはどうか。』

さう言つて勸めさへした。彼もその氣になつて、愈々その準備に取り掛つた。然るにここに一つの事件が起つた。

五、須賀川へ轉校の經緯

福島洋學校に彼を入學せしめたる後、阿川光裕は單にその學資を仕送つてゐただけではなかつた。阿川が須賀川から福島へ來るときは、青年新平と會つて、その精神を鍛へ、その知識を增すやうに、敎へ導いてゐた。

伯は後年、その當時を回想して、次のごとく語つてゐる。

阿川氏は安場氏を信ずること深く、更に大藏大丞となられて東京に出られた時も、亦之れに從つて行くといふ位であつた。安場大藏大丞が米國行きを命ぜられ、歸朝後福島縣令となつた時、阿川氏も共に轉任した。私は阿川氏より招かれ、福島に遊學し、一時英語學校に入學した。阿川氏は安場氏の委託に報いんとして私を子の如く愛育し、薰陶せられたが、いまその一節を思ひ出した。

或る時阿川氏が突然尋ねられた。

『君は安場さんの所へ始終出入してゐるが、何か爲めになることがあるか。』

と。僕が、

『よく横井小楠の話をして下さるので、それが面白いと思ひます。』

と答へると

『そのどこが面白いのか。』

と問ひ詰められたが、どうもなんとも返事を仕兼ねてまごついたね。その時は十五だつたかね。〔註、十七歳の誤〕

すると、

『王政維新となつては、天皇陛下に忠義を盡すといふことが第一だが、それが世界に廣く眼を注ぐといふことを忘れたのでは駄目だといふのが、小楠の小楠たる所だ。所が多くの人は小楠のこの志を知らないでゐるね――世界を見よ――ここが小楠の面白い教であるといふことがわからないでは。』

と懇々と諭され、

『では安場さんの善い所はどこで、悪い所はどこか、それが分つてゐるかね。』

と聞かれる。

『よく分りませぬ。』

と僕が答へると、

『それでは駄目ではないか、何の感化も受けることが出來ないではないか。――では安場先生の偉い所を話してやらう。――「君あるを知つて身あるを知らず」といふことがあるが、安場先生は之れをその身に實行して居ら

れる。そこを見ないでは駄目だ。人の行動を見て、そのよい所、悪い所を見分けて、それを鑑に自ら戒めるやうに努めないでは立派なものにはなれない。」

と、血の出るやうな親切心で導いて下さつた。

阿川の青年新平に對する、至れり盡せりと謂ふべきである。

さて或る日、阿川は會議の用件で福島へ出てきて、青年新平の監督を頼んであつた友人木郡一貫を訪れると、洋學校で正則醫學の豫習をしてゐる筈の彼が、勝手に英語の勉學を廢し、測量官費生應募の準備に沒頭してゐることを發見した。

阿川は赫と憤つた。

伯は自敍傳に於いて、次のごとく述べてゐる。

校課意ニ滿タサルヲ以テ、退學セリ。而シテ暫ラク屈シテ、他日大ニ志ヲ伸フルニ若カスト決シ、小學教員トナル。阿川氏痛ク此ノ擧ノ專横ナルヲ責メ、且將來ヲ誤ランコトヲ慮リ、先ヅ變則醫學ヲ修メ、卑ヨリ高ニ登ルニ如カスト、諭スニ前途ノ利害ヲ以テス。若シ從ハスンハ年來ノ交誼茲ニ絶タントス。勢ヒ背クヘカラス。今變則ノ修學ハ固ヨリ其意ニ非スト雖トモ、翻然意ヲ決シテ、福島病院醫學所ニ入ル。實ニ十八歳ノ春ナリ

卽ち上記の如く自敍傳には「小學教員トナル」とあるが、果して何時、何校の小學教員となつたものか、他の資料には、何等小學教員となつた旨の記載がない。或は市川に就いて數學を研究するの傍ら、教鞭を執つたものでもあらうか、若し然りとしても、それは極めて短日月の間であつたに違ひない。そして阿川の赫怒したのは、小學教員にな

つたからではなく、勝手に英語の研究を中止したのを憤つたのであらう。

自敍傳には簡單に一飜然意ヲ決シテ福島病院醫學所ニ入ル一とあるが、そこに落著するまでには、かなり複雜した經緯があつた。さうしてこの經緯の中に、彼の性格がよく現はれてゐた。

阿川はその時、大聲叱咤した。

『お前がさう私のいふことを聽かず、將來の方向を誤るやうなことがあつては、第一にお前の兩親に對し、第二には安場縣令に對して、何とも申譯がない。この際、是非とも筋道を明かにしなければならないから、一旦親の許へ歸つてくれ。』

これに對して、彼はどうしても歸りませんと言ひ張つたが、知人達も、「從來の關係上、阿川氏の情誼に對しても一度は歸國して、心得違ひを詫びて、再び出直して來たがよからう。」と忠告するので、彼もこの言葉に從つて、鄕里に歸ることになつた。數日の旅を續けて、漸く水澤の三里ほど手前の前澤といふ處まで來ると、大雪になつた。

彼は少しく煖をとり、且つは家の樣子も聞きたいと思つて、前澤の叔母（醫者山本三仲の妻せい）の家に立寄つて見ると、父は、彼が阿川の言ふことを聞かず、勝手な振舞をするといふので、非常に立腹してゐるといふことが解つた。そこで二日ほど叔母の家に留まつてゐたが、父は、「いま一度須賀川に行つて、阿川さんに謝罪して來ねば、家には入れん。」と言ひ張つて、會つてさへくれない。流石の彼も進退維れ谷まつたが、ふと感づいたことは、

（ははア、これは父と阿川と相談して手筈をきめ、彼方へ追ひこくり、此方に追ひこくつて、自分を懲らしめてゐるのだな。）

といふことであつた。そこで彼は、親を安心させる爲め、

『では屹度須賀川に歸り、阿川さんにお詫びして、必ず言ふことを聽きますから。』

と誓ひをして、漸く容しを得たのである。そのとき親族から三兩――實は父の手から出たものであつた――前澤の叔母の家から一兩の旅費を貰つて、いよ〳〵出發といふ時に、やつと家に入ることを許された。その時父から嚴重な戒飭を受けた。これが明治七年、伯十八歳の一月であつた。

彼は水澤を出發したが、その時熟々考へた。……今こそ上京するに絶好の機會ではないか、一泊するには、二朱の金があれば十分だ、然るに嚢中には四兩の金がある……と。そして旅を續けて行くうち、偶然にも途中で道伴れになつたのが、榎南徹夫、菊池九郎の面々。米國人オルフを送つて、東京へ行く途中であつた。

『俺達はこれから、福澤の塾に入るのだ。君も一緒に來ないか。』

『そりやありがたい。一緒に行かう。』

といつたやうな調子で、仙臺、岩沼、白石を經て福島に著いた。その日は非常な大雪であつたが、その前夜から彼は、阿川や木邨に無斷で上京しようか、置手紙でもして行かうか、それとも會つて挨拶を述べてから行かうかと、いろいろ考へた末、結局木邨の家に立寄つて、

『今度斯々の話で郷里を出たが、愈々上京することに決心しました。何れ將來出世の上、萬々報恩いたすつもりですが、阿川氏へは貴方から、どうか宜しく。』

と述べると、木邨はちよいと待てと言ひながら、丁度その時福島に來てゐた阿川の許へ使を遣つた。阿川は飛んで

來て、

『全體、學資の用意もなく、書生同志の相談ぐらゐで上京するとは、飛んでもない心得違ひだ。やがて前途を誤まる基である。』

と、どうしても上京を許してくれない。そして彼をそのまま引留めて、宿屋に人を遣り、同行の榎南、菊池に斷りを言つて、荷物を受取つて來てしまつた。

木部もまた阿川の精神のあるところを說き、今度は是非とも阿川の親切に從はねばいけぬといふので、彼も遂に我を折つて、同意せざるを得なかつた。阿川はその翌日、彼を須賀川に連れ歸り、無理往生に、その地の醫學校に入れてしまつたのである。

以上は伯の回顧談に基く記錄の大體である。然るに、その當時福島縣の下級官吏をしてゐた、伯の再從兄富澤正太郞の記憶に據ると、その間の經緯について、かなりの相違がある。次にその談話を揭げる。

私は當時下級の官吏で、福島縣にをつた。阿川光裕が福島に出て來られた時、大變に怒つて、「後藤に旅費をやるから、歸してくれ。」との話である。そこで譯を聽いて見ると「俺は後藤に、お前を醫者にするため、須賀川病院で稽古させようと思ふ、近々須賀川に連れてゆくから、その心得でをれと言つたところが、後藤は憤然として、凡そ人間が將來何になるかといふことは銘々見込みがあるものだ、人を世話するならば、先づ何になるかと聞いて、役人になると言つたら、それよりは醫者に成つてはどうかと、言ふべきである、頭から醫者になれとは何事だ、さういふことでは言ふことを背かれぬ、と力んでゐて應じない、俺はもう世話をすることはできぬから、後

藤は早速故郷に歸してくれ。」と言つて、旅費を出された。そこで、後藤のところに行つて見ると、「旅費を持つて來たのなら、早く出してくれ。」と言ふ見幕で、いくら言ひきかせても、ただ「あとで判る。」といふのみだ。

そして「明日は故鄕に行くから、町はづれまで見送つてくれ。」と云ふから、その翌朝町はづれまで行くと、後藤は、「一寸待つてくれ。此處でお話をするが、私は醫者になるについては、一心に學問する。親が病氣の時でも、直ぐ行つて來るといふわけにはいかない。そこで今度、親に面會のために、ちよつと國に歸りたいと思つたが、さう言つたのでは、とても許すまい、濟まないけれども、阿川さんに喧嘩を吹きかけて歸して貰ふことにした。水澤に歸つて、兩親の丈夫な顏を見たらば、再び上つて來る。その時には親に手紙を書いて貰ひ、新平は不都合なことをして歸國したから、親族に預かつて家には入れない、どうか阿川樣に行つてお詫びをしてくれ、といふ意味の手紙を貴方によこすから、その手紙を持つて、阿川のところに行つて謝つて貰ひたい。」と言つて別れた。

それが後藤の言ふ通りに運んで、上つて來てから、詫びも濟み、阿川に私が連れて行つた。さうして阿川が、「これからは愼んで、勉強しろ。」と言つた。ところが後藤は、「勉強は勿論いたしますが、醫者になるにも、汚ない病人の手を握るやうな醫者は嫌ひです。」と言ふから、私が「それは何としたことか。」と言ふと、「汚ない病人の手を握る醫者にはならぬ。その醫者どもを癒すその上のお醫者樣になるのだ」と言ふので、阿川さんもただあきれて笑つてゐた。

福島洋學校より須賀川醫學校に轉ずる間の、歸國一件の經緯については、伯の回顧談と、富澤の記憶との間に、斯くの如き相違がある。その何れが眞なりや、今となつては、穿鑿すべき術もない。伯の回顧談にも、相當に潤色の痕が見えるけれども、富澤の談話も、全然記憶違ひと信ぜられる節が、他の部分に頗る多い。上にあげた文中においても、醫者になるか否かが伯と阿川との論點になつてゐるが、それは既述の通り、福島洋學校に入る前に、決定してゐる問題である。またちよつと歸國したいといふだけのことで、十七や八の青年が、そんな込み入つた策を弄して、恩人に喧嘩を吹つかけたであらうとは想像し難い。

思ふに、阿川に叱られた時、伯も相當に抗辯したであらう。その時、醫者になる云々の言も發したかも知れぬ。そして富澤に斡旋を頼む場合、きまりが悪いから、實はあれは俺の策略だつたのだ、といふやうなことを、つい言つたのかも解らない。更に、故郷で父が、家に入れる入れぬで騒いだことについては、伯の回顧談に據れば、阿川と父との相談の結果となつてをり、富澤の談話に據れば、逆に伯の策謀となつてゐるが、その眞僞はもはや決定すべき術もない。常識としては、伯の回顧談を正しいとすべきであらう。

ただ兩者を綜合して、確かなことは、伯が英學を恣まに廢したことについて、阿川の激怒をかひ、伯は一旦は歸國したが、結局阿川の訓誡により、いや〳〵ながら、須賀川醫學校に入學することになつたことである。

須賀川醫學校に入學してより五箇月、伯が武下伯父に送つた明治七年六月十九日附の書信の中にも、次のやうに記してゐる。

野生の如き碌々たる迂輩、加之黄金力に乏しくして從事世婆、實に此學を修め難き、既に明かなるを以て、從事

するを辭せしも、阿川の慫慂に依利、飜て今日迄醫學に從事せしか、黄金力に乏しくして、良師に就く能はざるは悲嘆の至に候。御照亮奉仰候。

蓋し醫學は元來彼の素志でなく、また同じく醫を學ぶにしても、もう少し設備完全せる學校に入りたかつたに相違ないが、學資の關係から、屈して須賀川醫學校に入つたものであつて、その時の彼の胸中は、よしさらば、校中第一等の成績を擧げ、後藤といふ男は、須賀川などで勉强させて置くには惜しい人物だといふ實を示し、徐ろに上級の學校に進まんとする意氣ぐみであつたと言はれる。

第七節　須賀川醫學校

一、小都會の醫學校

福島市を南に去る十四里餘、郡山と白河との中間に須賀川の小邑がある。阿武隈川の岸に沿ふ高臺の上に立ち、そのかみ二階堂氏の據つた城砦の址である。今日も尙ほ人口一萬五千に過ぎざる小都市であるから、明治の初年には數千の人口を有したに過ぎなかつたであらう。ここに縣立須賀川病院及び醫學校があつたのだ。

しかし當時の須賀川病院は、福島隨一といはんよりは、東京以北有數の大病院であつた。

何故に縣廳所在地たる福島をさしおいて、須賀川にかかる大病院を設けたのであるかといふと、それは一つには土

の町が附近の商工業の中心地であつたのと、いま一つには、町民の熱心なる努力の結果であつた。

明治四年二月、白河縣の淸岡權知事は、縣廳の定額官祿を減じ、これを資本金として病院を設置せんことを、太政官辨官に上書し、同年六月、中助教橫川正眞を迎へて院督となし、白河本町舊本陣に病院を設立した。然るに同病院は、設立後間もなく經營困難に陷りたるのみならず、須賀川町民が熱心に病院の移轉を請願して來たので、縣官と院督とを派して調査させて見ると、果して須賀川の地は、四通八達、物資輻輳、管下人民の便益から見ても、全く位置適當なりと認められたので、つひに白河縣病院を、須賀川の地に移轉することに決した。これが須賀川病院の濫觴である。

然し乍ら、須賀川病院は設立早々、圖らざる悲運に際會した。それは白河縣が福島縣に合併されて間もなく、縣は院費の支辨に堪へざるを理由として、廢院を命じたことである。須賀川町民は衆議の末、是非にもと保護を哀訴したが聽かれず、已むなく物產方六名の連署を以て、縣立病院を私立病院に更生せんことを請願し、漸くにしてその許可を得たのである。

これが須賀川病院の受難時代であつた。縣費を以てすら經營に困難なる病院を、町民有志の手によつて存續するのは容易の業ではない。然るにこの苦境を救つたのが、明治五年六月、權令として赴任せる安場保和であつた。安場は同年十月縣令となるや、再び須賀川病院を縣立と爲し、同時に町有志より巨額の獻金を得て新院の建築を開始し、明治六年一月二十一日棟上、同年四月落成、開院の式を擧げた。明治七年二月、靑年後藤新平の入學したのは、この福島縣立須賀川病院の醫學所である。

岸田吟香通信「東北御巡幸記」のなかに、明治九年六月頃の須賀川病院の狀況を敍した記事がある。以てその當時の狀況を窺ひ見ることができる。

驛の北の出はづれに、福島第二病院あり。御輦の內より御覽に成る。此驛は、南の入口に長き登り坂あり。又北の出口に下り坂ありて、小高き處なり。病院は坂の上に在り、下には安積郡より流れ出る川あり。此病院は、氣色も宜しく、建築も西洋風にて、中々立派なる物なり。

また曰く、

病院は、福島に一箇所この處に一箇所ありて、夏の間は福島の方は病人多けれども、此驛の方は少なしと言へり。其故を問へば、此所の病客は皆農家にて、夏の間は養蠶製茶田植等の農事に忙はしく入院して療養するの時間なしとのことなり。（農夫の疾苦おもひ遣らる）扨てこの病院を設けられし初には、事の樣子も分らねば、入院の患者も至て少かりしが、近來は追々と病院の規則もよく立ち、人民の信依も增しければ、病院ならでは病氣の癒えぬものと、一般におしなへて思ふ程になりぬ。

須賀川病院は、その後ますます發展し、明治九年八月二十一日、磐前縣の一部と若松縣とが、福島縣に合併するや、須賀川病院を以て本部病院と定め、第一支院を福島に、第二を中村に、第三を平に、第四を三春に、第五を若松に置いた。以て須賀川病院が福島縣における醫學界の中心たりしを知ることができる。

明治七年二月、伯が入學した當時の須賀川醫學校は、須賀川病院の附屬事業として、醫師を養成するために設けられたもので、また醫學所とも稱し生徒を收容し、修學一、二年にして、やや學識技術に達すれば、これを助手に使用

し、若干の月給を與へて、代診又は手術の補助を爲さしめるといふ、甚だ速成的なものであつた。

研究課目は、次の四等に分ち、一科終業毎に大試業を爲し、學進の優劣を檢し、等級を進退し、試驗狀を渡すといふ仕組であつた。

四等　理　學(物理)　化　學(舍密學)
三等　解剖學　原生學(生理學)
二等　藥劑學　原病學(病理學)
一等　內外科學　病床實驗

今日の醫學校から見れば、甚だ設備不完全、且つ雜駁なものであつたけれども、附近に適當なる醫學校がなかつたのと、當時醫學界の博識家と言はれた鹽谷退藏を院長兼醫學所長に、澁谷正眞を教授に有つてゐたので、來り學ぶものも相當にあつたのである。

二、科學の魅力

燃ゆるが如き大志を抱いた青年は、いまかかる不完全なる學校に送られて、しかも彼の好尙に合はない醫學を學ばうといふのである。青年新平の胸中の不平察すべきである。

しかるに彼の全然豫期せざりし新刺戟が、突如としてその眼前に展開した。

それは「科學」といふものであつた。

福島時代の終りに、彼が數學と測量學とに異常の興奮を覺えたやうに、いま彼は醫學校に於いて初めて物理學、化學、解剖學、生理學といふやうな、近代科學の諸部門にぶつかつて、全人の血の踊るが如き感激を覺えた。終生を通じて直觀力の強く、感受性の鋭かつた彼は、青年時代に於いては、殊更にさうであつたに違ひない。およそ全世界を根本的に變革した實驗科學に、正面からぶつかつたのであるから、彼の驚異と駭醜とは想望される。そこで彼は火の出るやうな勢ひで勉强をはじめた。

この須賀川時代の黽勉努力は、科學の魅力の外に、彼の周圍の事情もあつた。彼は上京して莊村の書生となつて、僅か一年餘で去り、更に福島洋學校に入學してからも、僅々半歳で學を廢したのであるから、その眞實の事由は兎に角として、冷眼に立ち眺める人々から見れば、薄志弱行、移り氣の譏りを免れない。故に今度こそは、不退轉の勇猛心を振ひ起して、學業を大成しなければならぬ羽目に陷つても居たのである。

元來、彼の頭腦のいいことは、少年時代から評判であつた。須賀川時代においても、後藤といふ男は、一度書物を讀めば決して忘れぬと噂されてゐた。加ふるに、この決死的努力である。一週間ぐらゐは、著物も袴も脫がないで、自習室の机に對して書見をつづけ、眠くなれば寢床も敷かず、机に凭れたまま、しばしの假睡をとるといふやうなことも屢〻あつた。

從つて彼の學問は、殆ど驚異的なる速力を以て進行した。二月に入學した彼は早くも四月に理學、五月に化學の試驗を及第して第三等生となり、十月には解剖學及び原生學の試驗を終へて第二等生に進み、入學以來一年後の明治八年一月には、二等本科上等生にして「藥劑學、治療學（內外科學なり）を會讀之傍ら病床實驗」（伯の書簡）をしてゐ

つた。

然し乍ら、彼の貧書生生活は、依然たるものであつた。阿川は間もなく長沼郡長に轉じて、須賀川を距る四里許りの長沼に趣き、彼は須賀川醫學校の西舍に入寮してゐたが、學舍の賄ひは一日白米一升の價であつたに拘らず、彼が阿川より給せらるる學資は、一箇月一圓五十錢から二圓參拾錢に過ぎなかつた。

しかも、かうして阿川の支給を受けるについては、人並ならぬ心遣ひを要した。前掲の富澤正太郎は、當時を回顧して、次のやうに語つてゐる。

阿川さんからは月に三圓づつ學資を貰つてゐたが、それは長沼に毎月貰ひに行くと、奥さんの方では餘り喜ばれなかつた。後藤が來る度に、三圓づつとられるのだから、それは喜ばない筈です。それを後藤が察した。そしてこれは一つ奥さんの心に取入らなければいけないと思つて、それからは學資を貰ひに行く度に、長沼の阿川さんの宿所から二、三町手前の處で、人參や牛蒡を買つて、それを背負つて走つて行つた。如何にも重さうにして、息を切らしてドッサリとおろし、汗を拭いてゐると、奥さんが出て來て、「後藤さん、それは何です。」と言ふから、「貴女に差上げようと思つて、須賀川から買つて來ました。」と言ひながら、水を汲んで洗つて出すといふやうにした。だから、しまひには奥さんも、後藤が氣に入るやうになつて、自然小遣も餘分に貰ふことができたといふことであつた。

また國許からは、年に十圓づつ支給する約束であつたが、その送金も捗々しからず、嚢中無一文に陷つて、流石の彼も窮迫したことが屢〻であつた。度々の手紙に、その催促が記されてある。

特に彼が全く窮地に陥つたのは、阿川からの預かり金のうちを、二兩一朱許り遣ひ込んだときであつた。それは實に彼にとつては容易ならざる一生の大事件であると思はれた。勿論、遣ひ込むときには直ぐに償へる目算があつてしたことであつたが、目算ガラリと外れたため、彼は恐懼おくところを知らず、救ひを故郷の父に求めた。明治七年九月八日附の次の書信は、むしろ可憐なるものがある。

――先月阿川樣上州溫泉へ御出向の節、金四兩二分、私へ被預置候內、二兩一朱斗り過分に遣ひ候處、不日阿川樣御歸りの期も至り候之處、甚困却に而、完來當月六日頃には未定には御座候得共、白河へ分院設立之筈、續而私は當院藥局に出仕可仕樣之都合有之候故、左候へば一圓二圓の金は遣込候とも、可被償との積に候處、白河驛流行病鎭靜に付、先以分院出張被廢候に付、目的の月給受取兼候仕合に而、右遣込金償方之策更に不相立、誠に以て危急に迫り候之間、此後者決而相願ひ申間敷、且つ右樣なる粗忽之金子等費し間布候條、乍恐此度限り御憐察、何卒、五圓金は阿川樣分、外に二圓壹朱斗り御送り被成下度、恐懼を不省奉希上候。實者先便衣裳等願ひ候も、未定には候得共、藥局出仕之都合有之候故、少々はよき衣類所持仕度心組に而願奉り候處、是は違ひ候故、不被遣宜布御座候。且假令目的を失ひ遣込金償ひ致し兼候とも、其失策を不憚言上、金子拜領等奉願、非常の御周旋且御煩慮を懸け上奉候義は、實に不容易之義而、甚恐縮に奉存候得共、何も前之通り眞の過ちにて候處、最早阿川樣御歸りにも差懸り、日數も無き事に候へば、御尊父樣の御高慮を以、御周旋を願上候外他事無き次第に至利候故、無據奉歎願候。右之通過失に而金子遣ひ込候事とも申上候へば、定而私身上此末無覺束被思召御煩慮も被遊候はん。乍併先便も申上通、一身を立て皆樣御安堵の基ひ此期に有之候故、非常之奮發勉勵仕候心組に而、

朝夕忘却不仕候。尤此度は畢竟未定之目的を期し、粗忽の振舞致し候故、金子を費し、遂に今日の危急に至り候義に御座候へば、以來は一層小心、只管勉勵成業に志し、確乎たる方向無之節は金子等費し間布候。何卒此度之義は、罪科御許容、御金策之上早速御遞送を奉願上候。此末右等之過失有之候節は、如何様御所置相成候共不苦、斷然音信を被絶上候とて、聊遺憾無御座候。實に此度之義は疊重恐入奉存候。書外は萬縷後郵可奉申上と、先者要事耳早々不宣。

三、心にしきの書生さん

小さい須賀川の町に於いて、この貧書生は、忽ち町中の評判になつた。

今日遺つてゐるこの評判が、どの程度まで眞實であり、どの程度まで後年の伯の成功を飾るために、他人の作つた誇張であるかは、今日に於いて鑑別することは出來ない。しかし、かかる疑問を抱きつつも、尚ほその物語は、本傳記中に逸することを得ないほど、伯の性格を表現する好個の材料である。

彼は當時、阿川より受けたる學資と、折々家より送られたる金子とを以てしては、到底滿足に衣食住の費用を辨じ、尚ほ且つ學校に必要なる支出を爲すことができなかつた。從つて彼は、極端なる節約をしなければならなかつた。彼はボロ〳〵の古著物、古袴の、時には片足に草履、片足に下駄といふ服裝で町を出歩いた。しかも斬髪の金は無く、風呂には三十日も四十日も入らないといふ有樣だから、蓬頭亂髪、異形の人であつたことは想像に難くない。

この當時、須賀川病院の寮舍に同舍してゐた佐野誠一郎（佐野利器の父）に、本傳の素材提供を需めたるに對し、

昭和十年六月、返翰に接したる文面によれば、次の通りである。

實は故伯爵と福島縣須賀川病院の寮舍に同室したるは明治七、八年の頃、今より六十餘年の昔にて、小生は年齢十五、六、伯は十八歳、而かも僅に一箇年内外の事にて、十代の少年時代の事故、別段逸話として特記すべきものも、今は殆ど覺え不申、貴需に應じ兼候事、甚だ遺憾に存候。其時代の伯に關してオボロゲに記憶にのこり居ることは、伯は容貌白皙端麗にして、精氣溢るゝばかり、申分なき美少年にして、毫も身邊を飾らず、と申すよりは、全くの無頓著にて、役者が三番叟を踊るとき著ける樣な妙な袴を穿ち、晴雨に關せず足駄をはき、雨天には柄のとれたる洋傘をカンゼン撚りの紐にて之を頭上に結び付、昂然として市街を濶歩しつゝありたる狀は、今も尙ほ目に見ゆる樣に候。

長身、白皙、明眸の青年が、かういふ風采をして小さい田舍町を毎日歩いてゐたのであるから、土地の人の話頭に上るのはまことに當然のことである。

しかも當時の彼は、一種風變りな散歩癖を持つてゐた。

この須賀川は、封建日本によくあつた小都會の特徴を具へた町で、一本の本通りを中心として出來た細長い町であつた。醫學所は町外れにあつて、妓樓が町の本通りの中央に軒を並べてゐた。

その小さい町の一本しか無い大通りを、彼は毎日散歩してゐたのである。讀書に疲れると、草履と下駄とを片々に穿いて、例の襤褸袴で、ブラリと校門を出て、細長い本通りをズーッと散歩した。左右を見ず、前後を顧みず、反身になつて悠然と道の中央を濶歩した。さうして町外れまで來ると、またグルリと向き直つて歸つて來た。時には往復

數回にのぼることすらあつた。殊に當時の伯には、散歩しながら、時々突拍子もない奇聲を發したり、變な拍子をしたりする癖があつたので、勢ひ人目を惹かざるを得なかつた。彼が校門を出ると、

『そーら、後藤さんの運動が始まつた。』

と、わざ〳〵外に出て見るものもある位であつたといふ。殊に彼は人目を牽くやうな好男子であつたので、遊廓の女達は欄干に集まつて、わい〳〵騷いだといふことである。しかし彼は、昂然として脇目も振らず濶歩してゐた。

そんなわけで、須賀川の町に、何時とはなしに一つの流行歌が出來てきた。

　下駄はちんばで著物はボロよ
　　心にしきの書生さん

これはその當時の伯を歌つたものだと傳へられてゐる。また、

　下駄はちんばでも心は正道（せいど）
　　ボロはさげよが首下げぬ

といふ歌もある。これは彼のあまりに事に構はぬ擧動を、友人が見るに見かねて諫めたのに對し、彼が自らその心意氣を歌につくつて、その人に返したものであると傳へられる。

しかしこの異裝奇行は、彼が自ら衒つてしてゐたものではなかつた。後年に至つて、隨分と身のまはりには氣を配つた彼である。出來るなら、こんな風をして町を歩きたくはなかつたに違ひない。それを性格に反して、斯樣な服裝をして町の評判にまでされたのは、全く彼の極度の貧困の結果であつた。

その當時彼が父に送つた手紙に、その眞情が流露してゐる。彼は不如意なる家庭の中で、彼の父母がどのやうに苦心して家政を支へてゐるかを千諒萬解してゐた。上著歸農以來、あまり收入もない父に、學資の仕送りを依頼するのは、身を切るよりも辛かつたに相違ない。ゆゑに彼はせめて清潔なる衣服を著たしと思ひながら、家庭の事情を顧慮しつつ、十八歳の青年とは思はれぬやうな心遣ひの籠つた手紙を、家郷の父に書き送つてゐる。

——先便金壹圓五十錢慥に拜領仕り、夏服相求め候間、左様御承知奉願上候。且つ自今追々冷氣に罷成候處、衣類御座候得共、御案内之通り、綿入三枚、内一つ者羽織を直し候故、ボロ々々となり、何分難用、夜中臥床候にも、清潔にして養生法を尊び候故、自然不潔のものは退くに至り候。横丁よりの五郎の羽織も同様うら裂け人中へ者六ケ布候。右の情實に付、玉ツムギしまの袷、ボーシマの綿衣、又羽織の類に而も御送被成下候はゞ、難有仕合に御座候。先便も金子拜領、今便も又々箇様の願、甚恐入奉存候、尤今便の衣類者、御送被成下候はゞ、早速願上奉候。又御送り不被成下候ても、恥を忍び勉勵仕候へ者、寒死に者至り中間布候の間、必々非常の御盡力を以て御遞送不成下宜布御座候。猶五圓金者御遞送、早速奉願上候。書外者萬縷後鴻に讓り早々頓首再拜

この當時の心境は、伯の自叙傳の中に、最も明快に描かれてゐる。

此人性行磊落、往々人ヲシテ驚嘆セシムルコトアリ。此塾中第一ノ貧生ナリシガ、貸借苟モセズ。常ニ弊袴ノ穿ツ。一日外出ノ際、左右木履同ジカラザルコトアリシカバ、其擧動如何ニモ同窓ノ面目ニモ關ルコトナリトテ、塾中ニテ禁ズベシト謂フモノアリシカドモ、此人之ヲ聞カズ。却ツテ之ヲ難ジテ曰ク、僞ヲ加ヘ朋友ニ信ヲ失ヒ、市店ヲ過グルニ道ヲ枉ゲテ行クモノニ優レルコト遠シ。何ノ面目ヲ汚スコトカ之レアランヤ。弊袴ノ穿チ木履破ナ

リト雖モ、禮節缺カサレバ可ナリ。嚴冬衣薄シト雖モ、我心溫ヨ厚ケレバ耻ル所ナシ。黄金ノ多少ヲ以テ交誼厚薄ヲ生ズルガ如キ、固ヨリ我輩ノ與スベキ徒ニ非ラザルナリト。

四、點眼藥「濟衆水」

貧窮といふことが、この當時の後藤家の生活のほとんど全部であつた。從つて、自らは耐へ難き苦學の生活を送りつつも、如何にして家の窮乏を救はんかといふことが、常に彼の念頭を離れざる問題であつた。さうして彼が思ひついたのは、自分の修め得たる醫學、藥學の知識を利用して、家の收入を少しでも豊かにすることであつた。點眼藥「濟衆水」は、かくして生れたのである。

後藤家が濟衆水を調劑販賣するやうになつたのは、明治九年の八月からであつた。美濃紙二、三枚をついだものの上に、筆太に書いた看板の下書らしきものが、いま二つ殘つてゐる。次の通りである、

流行性眼炎及ヒ諸眼病の特効藥

官許　點眼藥濟衆水

調劑本局　後藤十右衛門

諸眼病一切の特効薬

官許

點(め)眼(ぐ)藥(すり)

濟(さい)衆(しゆう)水(すゐ)

賣捌所

陸中水澤　後藤調製

此眼藥は西洋名醫多く用ゆるものにしてたゝれめ　ちめ　ほしめのぼせめ　かさめ　つきめゆきめ　風(かざ)め　さん前さん後の眼病等に効あること神妙にして實に世間賣藥の類にあらす皆様お求め御試み奉願上候

また、粗末な福島縣病院の用紙に、毛筆で認めたところの、次の如き濟衆水の效能書の草案がのこつてゐる。それは明かに伯の自筆である。

點眼藥濟衆水

此眼藥ハ實ニ世間賣藥ノ如ク虚誕(ウソ)ヲ以テ利ヲ貪ボルノ類ニ非ス西洋各國眼科專門ノ醫師最モ多ク用ユル點眼藥ニシテ眼科治療書及ヒ藥物書ニ喧ニ効能ヲ記載スル所ノ者也此等ノ秘書ニ由リ今般弊屋ニテ製劑發賣仕候間御試ミ被成下度奉願上候

たゝれめ　ちめ　ほしめ　つきめ　のぼせめ　はやりめ　風眼(かざめ)　かさめ　眼瞼粟粒及麥粒疹　ゆきめ　肉前肉後ノ眼病　其他眼病一切ニ特効藥ナリ

製劑本局 ――――

賣捌所 ――――

この點眼藥に、「濟衆水」と命名するまでには、いろ〳〵と考案したものらしい。「點眼藥濟衆水賣捌所」の表紙署

には、落書のやうにして、精經水、精眼水、精士水、精濟水、後藤水、十後水などと、記されてある。

またこの點眼藥のほかに、淋病の藥、ひぜんの藥、梅毒の藥などの調劑發賣をも企てたことがあるらしく、伯自筆の處方が、のこつてゐる。

しかし、これらの諸藥は、發賣されたらしい形跡がない。また點眼藥の方の販賣も、一年ばかりで、つひに中止されたやうである。上掲一點眼藥濟衆水賣拂牒一は、明治九年の八月五日から始まつて、翌明治十年の三月までしか記載がない。

尤も、明治十年八月附の賣藥營業願が、同文二通のこつてゐるが、しかしこれもまた、結局、提出されなかつたやうに思はれる。現にこの營業願は、本人と組總代と戸長との三名連署となつてゐるが、そのうち、組總代坂野嵯峨麿だけは調印してゐるけれども、本人の後藤十右衞門も、戸長の名須川隆次郎も、調印してゐない。察するところ、營業願を出すつもりで、書類を調製し、組總代の印まで貰つたのであらうが、何かの理由から思ひ直して、提出を中止したものと思はれる。さうして、この年の八月に、つひに販賣を中止したものであつて、販賣わづか一年といふことになる。

その中止の理由は判然しない。しかし結局は、この濟衆水が、思つたほどの賣上がなかつたからであらう、事實、前掲一賣拂牒一に記載されてゐる八箇月間の賣上高は、わづか二圓に滿たないのに、賣藥營業の稅金は、二圓を要したからである。

五、直絶物欲期成業

波瀾多き伯の一生涯に於いて、人口に膾炙するものに、相馬事件あり、臺灣統治あり、滿鐵經營あり、中央政界における飛躍がある。併し乍ら、傳記作家としての興味より謂へば、須賀川時代は、その卓出せる一時期である。

何となればこの二年半の短日月は、七十三年の伯の生涯中に於ける唯一無二の學生時代であつたからだ。普通人が十數年を正規の學校に送るに反し、伯はただこの二年半をもつて學窓と別れたのである。故にこの二年半が伯の有したる唯一の青春時代であつたとも謂ひ得る。

然らば青春時代に通有なる煩悶と誘惑と、感激と大望とが、如何なる形において、この傳中の主人公の身邊に推待したりしか。

伯は青年の陷り易き誘惑を多分量に具有してゐた。

彼は道を歩いてゐても、人の眼に付くほどの好男子であつた。であるから、當時の學友冊にも、

「後藤に、あの襤褸袴を脱がせて、黒羽二重の紋服を著させたら、芝居の白井權八そつくりだらう」

と噂された程であつた。

色々の女性が、彼に密かに手紙を送つてきたといふ。それを開封もせずに、彼がその女の家に持つて行つて返したといふ話などが傳はつてゐる。また病院の代診になつてからは、色々の事件が起つた。ある妙齡の娘があつた。家富み、且つ彼女は美しかつた。それが彼に診察して貰ふうち、屢々彼に手紙を送るやうになつた。それを彼は歯牙にも

かけなかつた。ある日、彼女は思ひ餘つて、直接彼に意中を打ち明けた。すると彼は、

『それでよいぢやないか。』

と言ひ捨てて、さつさと室を出て行つた、と語り傳へられてゐる。

またある時友人が、彼を紅燈綠酒の巷に誘つた。すると彼はこれを辭して、その心境を詩に賦した。

友誘予不到遊筵
燈下獨讀解剖篇
直絶物欲期成業
丹心一片有誰憐

と。さうして、この詩の後には、

「右ハ六月二十九日夜、或友誘予於戯筵、而予辭シテ不到。此際平仄ニ不拘、直ニ洵ヲ叙シテ聊區々ノ情ヲ陳フ。」

と附記してある。

解剖學研究中とあるところから推すと、明治七年、彼が十八歳の頃のことと思はれる。

また福島から須賀川轉校と決まつた折、洋學校の漢學科授業生門馬尚經、同高橋直一、數學科授業生宮川保之、別科生久保山吉郎の四人に誘はれて、料理屋兼貸座敷の增田屋に赴いたが、彼は袴を著けたまま、終夜一娼妓に向つて、その賤業を罷めて正業に就かんことを說き聽かせたといふ物語も殘つてゐる。

しかし彼は、當時と雖も、木强にして情を解せざる道學先生の亞流ではなかつた。彼がその折、好んで歌つたと謂

はれる都々逸に、

　人に勝れた主もつからは
　　人に勝れた苦勞する

湖水ほど深くなりやこそ富士ほどつもる
　　これも一夜の出來心

女に甘いが議論に强い
　　これは私の御國風

といふのがある。

また彼が當時、常に人に語つて、

『樂しみをするなら死ぬ程の樂しみを、苦しみをするなら死ぬほどの苦しみをしたい。』

と言つてゐたさうであるが、そこに彼の本心が窺はれる。

「直絕物欲期成業」と謂ひ、「人に勝れた主もつからは」と謂ふところに、彼の心意氣が察せられる。彼の身內には靑春の血が燃えてゐた。しかし同時に、彼の皮下一分には、沖天の大志が橫流してゐたのである。彼のいはゆる「人に勝れた主」といふのは、男女相愛の相手ではなくして、凌霄靑雲の大志であつたのだ。ゆゑに彼は一切の物欲を絕つて、成業を期したのだ。

これは西國立志編の精神だ。「天は自ら助くる者を助く」——その一語が彼の全人を支配してゐたに違ひない。

英雄豪傑たらずんば、大名醫官とならん。

それが彼の心內に燃えてゐた大望であつたのである。その間の消息は、明治八年一月二十四日、福島縣病院生徒寮より父に寄せたる次の書翰に、最もよく見はれてゐる。

一月六日御仕出御手教及び羽織一枚、同月二十日御出仕の御直翰、今二十四日朝第十時一同相達し、跪て捧讀奉り候。時辰皆々樣御揃益御佳適、被遊御加年、目出度御送陽之趣、無此上奉大慶候。退て私無異研究、當時者藥劑學治療學（內外科學なり）を會讀之傍ら、病床實驗仕居候間、乍恐御省念被成下度奉祈願候。扨東京登之義も、彼是と當時周旋中にて、未だ好機會に至り不申候處、此度御手教一々謹て奉拜承候。併全く實地を捨て虛空に走り、所謂堅（マヽ）しき鮒の陸に登り候樣の仕業致し申間布候間、決而御煩慮被成下間布奉願上候。最も當一年も當院にて修行候へ者、先以て御國元邊にては、餘り下等の醫に無之樣、七科卒業仕べく候へども、大都會にて中等の以上の醫とならざれば、更に遊學の甲斐なき事に御座候。左候には是非大都會に出て、非常の勉勵不仕候而者、六ケ布事に御座候。最も當時は文運駸（マヽ）々乎として隆盛に趣き候折柄に候へば、天下の書生擧て各自英雄豪傑にならんと、一身投沒奮發の場合に候へば、中々區々然として邊僻の土地に送光候位にては、末々人の沓を取り候外、他事なき事に候。故に非常の英斷果決を以て奮勵する人は、卽ち英雄となり、容易の奮發家は容易の人となる外、他事なく候。是則人の異性に出るは、異性の人となる。古昔豐臣氏民間におこり遂に天下の權を握る。是又異性の最上なるものに外ならず。然れども或は書生風の無趣意の奮發は、却てフミハヅシの過ちあり。能々考慮戒愼せさるへからず。又之を恐れて荏苒として因循に過くれば、忽ち姑息老廢人となる。是光陰の電氣の如く、人と

與ならされば也。故に彼是を計算し、其中庸を得は、大計大略此に定まる。然り而して好機に投し、一層勉勵して、邪欲に使されすして全ふする人は、眞の英雄豪傑となり、或は大名醫官とならすして又何とかならんや。又人より多く寢食を欲にし、人と共に歡樂し、衣裳人と共に美を飾り、以て人の最上となるを欲するも、決して得へからす。是私の日夜算案する所也。殊に我才は人の上等にあらす。學も亦然り。黄金力は殊に乏しく、人の殆んど十分の一に滿さるか如く、記憶力も亦然り。然れは碌々として凡庸の人と共に生涯を送り、親に弊衣を服せしめ、我も弊衣を服し、飲食犬の如く、居住蕃夷の如くして、車馬の一世を送るは、是又萬物の靈族たるの義務を盡せる人にあらされは也。然らは則ち余の如き、修行して以て之を爲すに如かす。其方法に一策あり。暫時の恥を忍ひ、艱難人に倍をなし、衣裳人に下る事倍し、人夜十二時に寢床に就かは、私二時にして寢に就き、始めて才學記憶力黄金力十分の人につかん耳、前策を談するに、或友人及ひ阿川、木邨兩師曰、不倦不挫之を勉めよ、誠に無欲良心の英策也と。私曰、是眞の人欲といふへし。如何となれは、此策私富貴を欲するに出れはなりといへり諸友師大笑せり。故に聊か錄して御慰懐の一端に供し奉り候。右の辻交煩冗意義不解の處、往々可有之候へとも、早忙中故、恰も下手の染師に髣髴せり。宜布御推亮奉願上候。書外は萬縷後郵、日出度可奉申上、先は早々御酬報耳と稽顙。頓首再拜。

一月二十四日　　　　後藤新平

御尊父様

侍史

この書信にも上京の志は縷々と敍べてあるが、當時の彼にとつては、まこと東京こそは彼の野望を遂げるべき、唯一の登龍門と見えたに違ひない。殊に一日、福島英學校の數學授業生にして、彼の親友たりし宮川が、上京の途中だといつて、須賀川醫學校寄宿舍なる彼を訪れたときの彼の心中はどうであつたか。心は矢竹に逸れども、四圍の事情はこれを許さぬ。僅かに一首を詠じて宮川に送り、その志を敍ぶるに止めた。

別るともなに惜しからん君が名を
　世に香はしく立てんと思へば

越えて明治八年七月、彼の恩人阿川は、東京の大藏省紙幣寮に轉任することになつた。彼もまたこれを賴つて上京し、自活の道を講じながら、更に學問修業を進めることに、阿川との相談も纏まつた。九月二十七日附、父への書信にある通りである。

――阿川樣御事、七月上旬より御登京相成居候處、同月三十一日、東京大藏省內紙幣寮十一等出仕に御轉任相成、當時は東京に御詰合に御座候。（中略）野生事來春は當地辭職出京、阿川にて暫時厄介をうけ、良ロ周旋の上、都會ニテ修學仕候事ニ、阿川へも相談致し置候間、是又左樣御休神の程奉願上候。書餘は別誌に讓文略仕候。頓首再拜。

然るにこの上京の計畫は、諸種の事情によつて實現されなかつた。その主なる原因は、彼が間もなく醫學校の內外舍長として重用され、俄かに須賀川を去り難き事情に置かれたためであると思はれる。

六、奇行異聞

この當時、彼は初めて科學の殿堂に入つて、その祕密を眺め、恍惚として失神せんばかりに驚嘆してゐたことは、既に說いたところであるが、物の兩端を叩くの用意に富んでゐた彼は、この科學沒頭時代においても、亦宗教上の造詣を全然閑却してゐなかつた。彼の世界觀が如何なるものなりしやは、後に檢討する機會があるが、この科學と宗教との兩面を併せ窺はんとしたる用意は、彼の一生を通じて離れなかつた。

彼は折々須賀川長祿寺の老僧の許に往つて參禪した。

彼は佛教の宗派中では、最も多く禪學の影響を受けたやうであるが、その端は既に須賀川に發して居ることを見るべきである。

この當時、彼と共に參禪した仲間は、聖堂出身の儒者で石瀨と號した安藤信太郎、林學博士本多靜六の父で、當時事をもつて須賀川に居た本多晋六などであつた。

ところがこの說教聽聞癖から一事件が出來した。それはある時、彼が說教師の話を聞きに行つてゐると、かういふ不思議な話をしだした。

「人間はまことに罪障の深いものである。ところが鳥の中でも鶴といふ鳥は、實に淸淨潔白な鳥であつて、雌雄の別はあつても、異性の交りを爲さず、口から卵を生む。さうして卵に疵があると、もう一度吞み込んで產みかへす鳥でさへこの通りである。ましてや人間たらんものは、その子の教養に一層の注意と愛情とを注がなければならぬ筈

それを聽くと、彼は聽衆の中から、だしぬけに立ち上つて、すぐ言葉激しく質問した。

『およそ天下の動物、生理上の原則に從はないものはない。然るに鶴が異性の交りを爲さず、あまつさへ口から卵を生むとは、抑ゝ何事であるか。生理上有り得べからざることである。說教師たるものが、かかる虛說をもつて人を惑はすとは、何事であるか。速かに說明を求める！』

すると件の說教師は身なり汚なき一書生が田舍辯で叫んでゐるのを見て、大火鉢に片手を突き、反り返つて言つた。

『お前の樣な靑二才に解るものか！』

と、まるで取り合はずに、次の話を進めようとした。すると新平靑年は承知しない。

『靑二才とは何だ！　それほど偉いお前なら、てにをはといふことの意味を知つてゐるか、さア言へ、すぐこの場で說明しろ！』

と眞劍になつて難詰した。

彼の態度があまり激しいのと、てにをはの語義を問ふなど、なか〳〵識見があるのに驚いた說教師は、前と打つて變つて悄然とした。そして、

『成る程、君の言ふところにも道理はある。しかし今日は大勢の人に說教をしてゐるのであるから、その議論をしてゐては、他の人に迷惑をかけるから、どうか明日、拙僧の宿へ來て貰ひたい。その時詳しくお話しよう。』

と言つた。そこで彼も成る程と思つて、その場はそれで濟まして、約束通りその翌日宿に訪れると、說教師は前夜もう宿を立つてしまつたことが判明した。彼の論鋒のあまり銳いのに辟易して、三日間說教の豫定を俄かに變更し、

一日に短縮して、夜逃げをしてしまつたのである。

この話は彼自身も餘程興味を感じてゐたと見えて、晩年茶前茶後、閑談の折には、よく近親者にしては笑つてゐた。彼は自敍傳中に於いてこれを次のやうに記してゐる。

又其須賀川ニ至ルヤ、好テ說教ヲ聞ク。或時寺院ニ、中教院講義某、三日間說教アリト廣告ス。此人初日之ノ間テ直ニ質疑ヲ起シ遂ニ議論トナリ、痛ク駁撃セリ。之レカ爲メニ、其夜說教師竊カニ脫シ去ル。此事于今同地方ノ人ノ話柄ニ存ス。

それよりも學校内で有名になつた事件は、彼が當時病院内に勢力を揮つてゐた鈴木俊安といふ醫員を、辭職せしめた一事であつた。

尤も伯が鈴木と衝突した原因については、諸說紛々として、その眞僞を分ち難いが、結局伯は憤然として、

『貴樣のやうなケチな奴が、この講習會の委員をしてゐるのは、金の玉に糞蠅がとまつてゐるやうなものだ』

と、公開の席上で罵倒した。しかも鈴木が激怒して、

『貴樣のやうな靑二才に、そんなことを言はれては、もはやこの職に止まることはできん。斷然辭職する』

といきまくと、伯は冷然と、

『辭職？　よからう。すぐに辭職したまへ。』

と言ひ放つた。さうしてその後調停するものがあつて、鈴木が辭職を思ひとまつてゐると、伯は幾度か鈴木の寓所を訪ね、その實行を迫つて、つひに辭職させたといふのである。

また明治九年六月、明治天皇東北御巡幸の折、須賀川醫學校が、陛下の行幸を仰ぐのだと言つて、慌てて取片付や整頓を始めた際、病院の學寮内に、わざと、

「精神一到何事不成」

といふ貼紙をしたり、陛下の給仕その他の奉仕をなす役目を仰せつかつた時、あまり粗末な著物に襤褸袴では畏れ多いからといふので、他から衣類の一時借著を申しつけると、彼は昂然として、

『陛下は虚飾を悪み、質實を好ませ給ふ。若し借著などしたことを知し召さば、必ずお賞めにはなるまいと思ふ。新平はこの襤褸袴で結構でございます。』

と、言つたといふ話も傳はつてゐる。

またその當時、若し進行中の軍隊を横切るものがあつたら、一刀の下に切り棄てられるといふので、人民が恐れてゐると、

『それは面白い。僕が一つ眞否を實驗してみよう。』

と言つて、平氣で横切つたために、兵隊に追つかけられ、寺院の緣の下や物置小屋に姿を匿し、やつと町役場の陳謝によつて、事なきを得たといふ物語も傳はつてゐる。

しかしこの二つの逸話は、どちらも虚說であると、伯自身が否定してゐる。恐らくは何かの誤傳であらう。しかし若い頃の伯は、かうした噂が眞しやかに今まで傳へられるほど、時々人の意表外に出る行動をなす青年であつた。

七、年少舍長

須賀川醫學校は、彼が正規の學問をした唯一の學校であつて、この意味で彼の一生に重要な地位を占めるものであるが、何分にも百事草創の明治初年ではあり、且つ東京とは程遠き福島在の田舎のことでもあつたから、その設備の不完全で、教授法の粗笨であつたことは想像される。

教師といつても、さして斯學に造詣の深い人々ではなく、その授業法のごときは舊式な漢學塾の輪講法を取つて、生徒に順番に講議させるといふ風であつた。

明治八年二月八日附で、佾から父に送つた書翰の中に、當時の「日課表略寫」といふものが出てゐる。これによつて當時の醫學校の教育の内容を窺ひ見ることができる。

一、午前斗リ 當日究理學	第九時ヨリ 第十二時迄	輪講會長	會頭
一、午前 當日舍密學	第九時ヨリ 第十二時迄	教官月給三十圓	會頭
一、午後 當日解剖學	午後第一時ヨリ 第四時迄	教官 同	會頭
一、次日生理學	第九時ヨリ 第十二時迄	教官	會頭

一、次日病理學　　第一時ヨリ　　教　官
　　　　　　　　　第四時迄　　　會　頭
　午後斗リ　　　　第一時ヨリ　　院長月給一百圓
一、當日藥劑學　　第四時迄　　　會　頭
　午後斗リ　內科　第一時ヨリ　　院　長
一、次日治療學外科　第四時迄　　會　頭

寄宿舍には內舍と外舍との二つがあつて、內舍には十七歲乃至二十四、五歲ぐらゐの普通の學生を收容し、外舍には、福島縣廳が、管內の開業醫に對して、日進の學術を授けるため、一郡から三名乃至五名の割合で選拔した官費生を收容してゐた。

然るに當時、內舍の舍長は甚だ人望がなく、到底生徒の取締りが出來ないといふので、學校では、大英斷を以て、未だ一生徒たる後藤新平を拔擢して、副舍長の地位に据ゑようとした。彼としては、舍長などとは思ひもかけぬことであつたけれども、若しそれを承諾すれば、今まで惱み拔いた學資の問題が、幾分は解決することができるのである。

そこで校長室に出頭して、辭令書を受取つて見ると、それには

　生徒取締申付候事但金三圓給與候事
　　　六等生　後　藤　新　平
　　福　島　縣　病　院

と記してあつた。これを見るや、彼は憤然として、即坐に辭令書を丸めて、ポンと机に叩きつけ、席を蹴つて出よ

うとした。

『君、何故そんな亂暴をするのか。』

呆氣にとられた校長が、さう訊いたとき、彼は憮然として答へた。

『私は決して金の多少を言ふのではありませんが、寄宿舍の積弊を矯めるため、人を拔擢するのだと言ひながら、何故前任者に出した十圓の手當を、三圓に削減するのですか。私にそれだけの價値しかないと言ふのですか。こんな恥辱を受けてまで、この職務をやらうとは思ひません。』

すると校長は、

『さうか、君の意志はよくわかつた。實は學校としても、八圓や十圓の手當を惜しんでゐるわけでは決してないが、君はまだ年も若く、生活狀態も違ふし、元來君はあまり金を使はぬ方であるから、差當り大金は要るまいと考へたのであつて、決して君の力倆を輕く見たわけではない。いづれそのうち昇給もするから、感情を惡くせずにやつてくれ給へ。』

校長の條理を盡した慇懃な辯明に、彼も漸く納得して、生徒取締の任に就くことになつた。時に明治八年七月四日、入校以來いまだ一年半に滿たずして、早くも獨立して勉學し得る地位を贏ち獲たのである。

この時までに、彼が阿川より受けたる學資は、總計四十三圓七十二錢五厘であつたといはれる。後年兒玉源太郎將軍が、伯の履歷書に「一生徒取締申付候事。但月給三圓」とあるのを見て、

『ホホウ、僕は一圓五十錢の陸軍下士から上つたが、君は三圓の月給取から出世したのか、僕よりも偉いんだね。』

と大笑ひしたことがあるといふ。

その當時、副舍長就任を報じたる、父への書面（明治八年七月九日附）のうちに、次の一節がある。

——私無異勉學に從事の處、過る四日、別紙寫の通拜命仕候間、御省慮被成下度奉願上候。實は餘り微給故、却而一年半の修行には不適當の事と、御心配も可被爲有候故、御報知不仕方可然かと愚考仕候得共、善惡共に變換は明亮に上申仕候こそ、親子の眞情と存じ、烏渡御報知申上奉り候。最も院長よりも、此度は餘り小給に而、定而不快にも可有之候得共、暫時堪忍職務勉勵致し呉れ可申と、內々懇談も有之、且私も阿川家の厄介、及び御邊より年々拾圓の御支給御不容易の御事と、兼而煩慮罷在候方より、月給の多少に不關、御達しの趣御受け申上候。夫れ副舍長の職たるや、舍中生徒の取締にして、所謂生徒の軌範な禮姿、朝夕の行作も一層注意致ささ禮姿不叶事故、一身のためには、月給は少なる相成候故、御受け仕候。

それから約束の通り、二箇月後の九月二日には、「五等生申付候事。但月給金五圓支給」といふ辭令を受取つた。十九歳にして生徒取締に擧げられたる彼は、種々の方法を講じて、舍內の秩序改善に努力した。その結果、幾何ならずして、生徒の風紀は一新し、學內の人望は翕然として新副舍長に鍾まつた。

然るにここに問題となつたのは外舍のことであつた。當時の外舍生の風紀は、頗る紊亂を極め、到底尋常一樣の手段をもつてしては、取締りの途がつかない狀態であつた。

後藤はあの通り、半歲ならずして內舍の風紀を一新したではないか。どうだらう、いつそ外舍長も、後藤に兼任させたなら……。さういふ考へが學校當局の頭に湧いた。

かくして彼は、翌明治九年三月二十八日、正式に一内外舍長申付候事」といふ辭令を受け、月給八圓を給せられることとなつた。彼は快くそれを承諾した。しかし茲に困つたことは、外舍生といふのは、若い内舍生と違つて、みんな自分より年上の獨立した開業醫ばかりである。果して彼等が二十歳になつたばかりの彼の威令に服するであらうか。

彼は外舍長の任を引き受けると、直ちに外舍生一同を一室に集めて、次のやうに宣言した。

『本日より私が、外舍長の職に就くことになりましたが、諸君は何れも、家に歸れば妻子もあり、塾生も置いてゐる。立派な一家の主人公である。それが自分で自分を監督することが出來ず、他人の取締りを受けるといふのは非常な不名譽であると言はねばなりません。今度、我輩の如き若輩が舍長となつたといふことは、非常に心苦しい次第である。故に私はここに二冊の帳簿を持つて來ました。諸君のうち、自らよく舍則を守り、自ら修むる自信のある人は、どうか此方の帳簿に署名して戴きたい。また若し、どうしても他の取締りを受けなければ、從來の惡習をやめることができぬといふ人は、此方の帳簿に記名して貰ひたい。』

さう言つて、二冊の帳簿を差出した。これには流石の猛者連も面喰つた。かう皮肉に出られては、まさか後の方の帳簿に記名できるものではない。かくして四十餘名の外舍生たちは、まるで自分の息子のやうな伯の下に、その統制に服することとなつたのである。

外舍長を兼任したる彼は、第一に舍の規則を改定し、若し違反者があれば、一室の連帶責任といふことに定めた。また舍長室を内舍より外舍に移し、夜の十二時でも一時でも、毎晩一室々々に巡回して、恰かも軍隊の週番士官のやうな役を行つた。その效果は覿面に現はれて、一箇月ならずして、舍生の風紀は頓に改まり、それ以來、夜半に板塀

を乘り越えて夜遊びするやうな者は、全く跡を絶つに至つたといふことである。

内外舎長就任當時のことは、伯は自らその自叙傳のうちに、次の如く記してゐる。

年餘ニシテ學業著ク進歩シ、先入生徒ノ右ニ出テ、遂ニ擧ケラレテ舎長トナル。蓋從來他人ノ助ヲ請フモ素志ニ非サリシカ、之レヨリ學資自ラ給スルヲ得。研學益怠ラス、内外兩舎六十餘名、多クハ已ヨリ長スルノ人ナリシカ、皆能ク服從セシム。若年ニシテ手際ノ老練ナルヲ賞賛シ、將來ニ望アリト謂ヘリ。

此人塾生ニ謂テ曰ク、方今天下、唯病者ヲ療スルノ醫師ノミニシテ、醫者ノ疾ヲ癒スルノ醫師ナシ。故ニ醫師及醫學生ノ風儀、相率ヰテ卑劣柔弱ニシテ、餘弊蒼生ニ及フ。此道ニ從フモノ、宜ク互ニ之ヲ矯正セサルヘカラス。談此ニ到レハ、常ニ悲憤慷慨自ラ禁スルコト能ハサルモノノ如シ。

八、細心周到の醫者

舎長となつて後も、彼は依然たる窮措大であつた。

舎長の月給で生活費を自辨し得るやうになつたが、僅かなるその收入は、衣類の末にまでは及び兼ねた。彼の粗衣粗服は舊態依然として變らなかつた。今までは一介の生徒であつたから、別に問題にならなかつたが、今や多數の舎生を監督するの地位に立つとなると、さうは行かなかつた。

果然、彼の奇異なる服裝は、舎内の問題となつた。或る日、外舎生の主なるもの四、五人が密かに校長を訪れて愬へた。

『今度の舍長に對しては、われ〳〵一同、一言の異存も不足もありませんが、ただ舍長が町に出るにも、平氣で汚ない襤褸袴を穿いて歩かれるには困ります。あの襤褸袴の舍長に監督されるんだと世間から見られるのは、如何にも肩身が狹くて困ります。』と言つて、我々が愬へたと解ると、舍長は却つて意地を張るに違ひありませんから、どうか校長から然るべく御取計ひ下さいませんでせうか。』

校長も無理からぬ嘆願であると思つた。丁度夏の盛りであつた。そこで校長は自分の絹の羽織と仙臺平の袴とを用意して置いて、何氣ない風で彼を招いた。

『これはホンの自分の志であるから、氣に留めずに著て貰ひたい。』

と言つたが、彼はどうしても受けようとしない。

『御厚意は誠に感謝いたしますが、私はこんなものは要りません。第一校長から、戴く理由がありません。』

ところが數日經つと、町で藥種商を營む傍ら、病院醫學校の事務員をしてゐた鹽田治右衞門が、突然彼を訪ねて來た。彼は先日の羽織袴に、懷中時計を添へて出し、

『校長も一旦出したものを、拒絶されたとあつては氣が濟むまいと思ひます。それからこの時計は、私から謹んで寄附したいと思ひますから、枉げてお納め願ひたい。』

と言つた。

この際も、彼はなほ固く辭して受けなかつた。ただ折角だから時計だけは貰つて置かう、しかし代價は拂ふ、他のものは不必要だから返す、と言ひ張つたが、鹽田が餘り執拗に言ふので、

『ではお預かりしませう。しかしこれは著ませんよ。』

と、兎に角それを受取つて彼を歸した。その時まだ彼は、外舍生から校長に嘆願したことを少しも知らなかつたのである。然るに數日の後鹽田のところへ訪ねて行くと、七十歳ばかりになる老母が出て來て、

『後藤さん、貴方は何時もそんな服裝(なり)をして居られるが、それをお父さんやお母さんが御覽になつたら、何と思はれるでせう。』

と言ふから、

『別に何とも思はんでせう。』

と平氣な顔をしてゐると、

『お前さんはそれだからいけない。この間も、外舍の人達が、そのことを心配して、校長さんに嘆願に行つたのです。人が折角親切に贈らうといふものを受取らないといふのは、心がねぢけてゐるといふものです。老人や目上の人の言ふことは、聽かなくてはいけません。』

と、涙を流して說諭した。それで、彼は初めて、その顚末を知つたのであつた。

その時分、この寄宿舍の賄ひをしてゐた彌六といふ老爺があつた。彼の人物に矚目して、何くれとなく彼の面倒をみてゐた。或る時、彼は所用のため福島へ往かうとして、旅費が一文もなくて、彌六爺から貳朱の金を借りて出かけたことがある。さうして須賀川から五里ほど先きの横森といふ村の餅茶屋で、好物の餅を腹一杯喰べて、路用の金を悉く使ひ果し、雨の中をづぶ濡れになつて、十里の夜道を福島まで歩いたといふやうな奇談もあつた。

この賄ひの老爺彌六は、姓を櫻井と言ひ、その後もながく須賀川病院に勤續してゐた。そして明治三十九年の冬、すでに滿鐵總裁となり、華族に列せられたる伯が、伊東巳代治、東郷大將などと共に宮內省から福島縣矢吹御獵場の御獵仰付けられたる際、彌六は同御獵場に伯を訪ねた。何しろ久しぶりの會見だ。彌六は皺くちやな顏に一杯の笑みを湛へ、携へ來つた大きな風呂敷包みを開いて言つた。

「お前樣は若い時から、ちつとんべエ人とは違つて居たから、豪いものになるだらうとは思つたが、こんな御大名樣にならうとは思はなんだ。お前樣が來ると言ふので、わし等の婆アも、三日前から餅ッ搗いて待つてゐたが、硬くなつたから今朝また搗き直して、柔かいのを持つて來た。さあ食べてくりやんせエ。」

と。その老爺の純情には、流石の伯も、ついほろ／＼と涙をこぼして悦んだといふ。

さて、この內外舍長時代の伯は、隨分繁劇な生活をしてゐた。彼は生徒取締の事務を取りながら、同時に普通生徒として講義を聽き、又見習醫員として患者の診療にも從事してゐたのである。

彼の醫者としての適否については、更に名古屋時代にその實績が現はれてくるのであるが、この須賀川時代においても、彼一流の特色は既に顯現してゐた。

彼は規矩を蔑視し、準繩に泥まざる獨立性を多量に持つてゐたけれども、他面において甚だ細心周到なる性情を備へてゐた。その細心と放膽とが、彼の醫術の上によく現はれてゐた。

患者の診察を爲し、その服藥を調合するに際しては、彼は別人のやうに注意愼密で、殆ど老成者の觀があつたといふことである。また患者の枕許は、足音を忍んで歩くといふやうな愼重ぶりであつた。

しかし同時に、彼は頗る放膽であつた。先輩の醫員達が、右顧左眄して決し兼ねてゐるやうな難病に向つて、彼は一刀兩斷、明快な診斷を下した。それは一つには、彼の多分量に持つてゐた直觀力のお蔭であつた。それで何時とはなく、病院内でも「後藤先生のお見立てに間違ひはない。」といふやうな評判すら立つやうになつてきた。

その當時の彼の醫師としての技倆を物語る一插話がある。それは富澤正太郎の語るところで、次のやうな物語である。

須賀川病院に居つた時分、鹽谷といふ人が院長であつた。その時分には、看護婦といふものはないから、院長の外診には、後藤がついて歩いた。或る時、發狂者のところに行つたとき、後藤はそつとそのお母さんに向つて、「あの病人は何で氣狂ひになつたか判りませんか。」と訊ねた。するとそのお母さんの言ふには、「實は爐の端で爪を切つてゐると、その爪が爐に飛び込んだのです。爪が火にくばると氣狂ひになるといふのに、これは困つたことをしたと、それを氣にして發狂したのです。」といふ話。

それから後藤は、その翌日院長に向ひ、「私ひとりであの氣狂ひを診て來ますから、代診としてやつて下さい。」と言つて、彼はその發狂者の家に行くと、第一に火鉢を出されたから、鋏を借りて、自分で爪を切つて火鉢にくべ始めた。患者がそれを見て、「そんなことをすると氣狂ひになります。お止しなさい。」と言ふと、後藤は「なあに、それは世間が誤解してゐるのだ、爪を火にくべると臭いから、それでそんなことを言ふのだ。爪を火にくべた位で氣狂ひになる心配はない。」と、平氣で爪を切つてゐた。患者はそれを感心して聞いてゐたが、終にそれで癒つてしまつた。

ところが、この流石の若き名醫後藤新平も、たつた一度、大いに困つたといふ話がある。これは後年、伯が祕書林茂香に回顧して物語つたところである。

俺が（後藤）須賀川で代診をして居る時に、夜中女郎屋から客が腹を切つたから直ぐに來てくれと呼びに來た。先生は留守で俺が外科機械を提げて出掛けて行つた。行つて見ると若い男がウン／＼呻つて居る。其の邊一面の血で慘憺たるものさ。見れば腹が二寸計り切つてあつて、その創口から腸がはみ出て居る。俺はこんな事に出くわしたのは初めてで、どうしたらよいか分らぬ。兎に角腸を押込めて縫ひ潰さうと思うても、これを押込むが、なか／＼這入らぬ。折角入れたかと思ふと、患者がうんと力む拍子に、又ぶつ／＼と腸が出て來る。又入れれば又出る。困りきつた。側の人にも手傳はせ、どうかかうか押込めて、やつと縫ひつぶすことが出來た。俺はこの時ほど困つたことはないよ。

九、須賀川を去る

彼が須賀川を去らなければならぬ日が、案外に早く來た。

彼の須賀川病院に於ける聲名は、次第に縣外にまでも響いて行つた。明治初年のまだ人物の乏しい時代であつたから、彼の程度の修業でも、立派に醫師として通る時勢であつた。各地に續々と出來つつあつた病院では、醫師を要ること切であつた。若くして俊秀なる須賀川病院醫師は、各地の病院からの懇望に答へるため忙殺されてゐた。その中にも最も熱心であつたのは、鶴岡縣病院であつた。最初は月給二十五圓といふ申出であつたが、彼が四十圓

以下ではどうしてもいやだと言ひ張つたので、それでは三十五圓出さうと言つてきた。年齒漸く二十歳になつたばかりの青年に對して、まことに破格の優遇であると言はなければならない。

明治九年五月十九日附、父に宛てたる次の書信に、その間の事情が詳述してある。

――小生今般出羽國庄内鶴岡縣病院へ、月給二十五圓ニテ可被相雇掛合有之候ニ付、四十圓以内ニテハ出向致難ク段申遣シ候處、三十五圓ニテ出向致シ呉候樣ト郵便申來、當時掛合中ニ御座候得共、餘リ早ク月給ヲ取リ候ハ一身ノ毒ニ付、敢テ進ミ不申候得共、時宜ニヨリ庄内病院ヘ被雇候ヤモ難斗候處、尊大人ノ御議論ハ如何ニ被爲有候ヤ、相窺ヒ度奉存候。併シ是未ダ確定セサル事ユヘ、他ヘ御モラシハ御無用ニ御座候――

然るにそれより二箇月ならぬに、彼は突如として、名古屋の愛知縣病院よりの招聘に應じ、月給僅か十圓の三等醫として、就職することを承諾した。

四十圓以下では動かぬと主張してゐた彼が、どうして薄給なる愛知縣病院の聘に應じたのであらう。

その理由はかうであつた。

彼を名古屋に牽きつけたのは、二人の恩人の存在であつた。安場保和は明治八年十二月二十七日から愛知縣令として來住し、阿川光裕は明治九年一月二十七日から、愛知縣十一等出仕として、東京の紙幣寮から轉任して名古屋に來てゐたのである。

しかし、それよりも大きい理由は、名古屋といふ土地そのものであつた。それはこの地が舊尾州藩の首都で、三都以外第一の大都會であつたために、攻學上の便宜が多かつたからである。現に墺太利の名醫ローレッツ博士は、聘せ

られて愛知縣病院に患者を治療し、又附屬醫學校に教鞭を取つてゐたのである。又當時の日本の有したる卓越せる學徒司馬凌海も、亦この醫學校に講義してゐたのである。

立ち寄らば大樹の蔭、彼は僻陬の鶴岡よりも、金の鯱鉾の大都名古屋を選んだのである。

自敍傳中に於いて、彼は次の如く記してゐる。

十九歳ノ春卒業、診療ニ從事スルニ至レドモ、小成ニ安スヘキニ非サレハトテ、大都ニ遊學ノ念小時モ止マス。此年阿川氏愛知縣ニ轉任ス。幸ニ同縣獨逸人ヲ聘シ、此盛大ナル病院醫學校ヲ開設スルニ際シ、翌年此人辭職シテ名古屋ニ赴キ、愛知縣病院ニ當直醫トナル。于時明治九年ナリ。

かくして八月八日に須賀川病院に辭表提出、十日聽許、いよ〳〵愛知病院に轉任することになつた。轉任については、須賀川時代の借金の整理もしなければならぬ。しかしこれは、縣よりの慰勞金、手當、其の他餞別などで、奇麗に片附いて、彼は心置きなく、須賀川を去ることが出來たのである。その日腕車を連ねて、矢吹驛まで見送るもの二十一名に及び、病院始まつて以來の盛んなる送別であつたといはれた。以て彼の聲望を見るべきである。

八月十七日附、途上東京より父に宛てたる書信は次の如く記してある。

――小生事、過ル八日辭表差出候處、十日如願相濟み、慰勞金五圓頂戴、歸國旅費手當としても七圓廿五錢受取、都合拾貳圓廿五錢不圖手ニ入リ、其外木邨ヨリ金五圓、院長ヨリ金二圓、餞別として贈られ、須賀川病院ヨリ華禮餞別等贈られ、總計金三十三圓餘手ニ入リ候故、兼而病院及ビ鹽谷先生等ヨリ、物計十七圓斗リの借金有之候を、成業後返却の心組に御座候處、此度悉皆返濟、快然と過ル十一日午後須賀川を發し候、生徒十七名、華陣屋

一名、其他懇意町人三名、都合二十一名、人力車ニて矢吹驛迄送り呉れ、臨別半愁半喜此事と愚考仕候。是も尊大人及阿川の御鴻恩と深く奉謝候。爾後道程無事ニて過ル十四日東京安著、今日迄滯在、明日ハ蒸汽船ニて尾州名古屋へ發足の積りなり。蒸汽船は千年丸ナリ　昨日須賀川の生徒ヨリ來翰アリ。其書ニ曰、昨年教官雇入初めて須賀川著の日ハ人力車二十梃ニて迎ヒシカ、今般貴君の發駕二十一輛ナリトテ街中ニ評判ナリシトテ、詔カモ知レマセンカ言フテ來マシタ。——



伯の嚴父實槼君



伯の母堂利惠子刀自



伯二十歳の面影

（明治十年五月二十日撮影）

第二章　名古屋時代

第一節　下級官吏

一、三等當直醫

明治九年の八月、暑い盛りに、伯は名古屋に著いて、古渡町梅屋敷一千五十五番地に住む阿川光裕の家に行李を解いた。

それが伯の二十歳の時である。さうして、その月の二十五日に、「愛知縣病院三等醫申付候事」といふ辭令を貰つた。月給は僅か十圓であつた。

東北の小都會須賀川で、年少舍長として全町の眼を峙てゝゐた彼は、尾張七十萬石の舊城下に移り住み、大病院の下積み醫員として、新しい生活に入らうとしてゐたのである。

この當時の事情は、八月三十日の、父に送つた書信のうちに記されてゐる。

涼風秋冷を送り、單衣頗る輕く罷成候處、皆樣益御清榮御消光の御事と奉賀候。更に小子、過る廿五日、愛知縣病院三等醫拜命、醫局診察專務に被仰付、月給十圓支給相成候間、御休神被成下度奉希候。隨分勉勵も出來候樣

子に御座候。教師は獨逸學ゆへ、小子も獨逸學を、いろはより學ひ初め候積りに御座候。當院盛大は、福島縣病院に勝さる數倍、當月より外來の患者七千五百九十五人、入院患者は六百人餘なり。現今は假病院なれども、一萬五千圓餘の有志寄附を以て、今般新築最中也。來十二月迄に落成との評判なり。當地は其他西洋普請にて、英語學校、師範學校、女範學校あり。鎭臺本營あり。陣營は別に西洋模形にて數棟あり。縣廳此節新築に從事せり。妓樓は新地といふ所に集簇して散居せさる事、東京吉原の如し。新聞社二ケ所あり。其一を愛知新聞といひ、其二を愛知日報といふ。人力車は殆んと六千輛あり。市街縱横雜踏、東京に異ならす。私は當時は、阿川へ同居なれ共、妻君等うるさくてたまらぬ故、別に下宿の心組にて、探索仕居候間、近日轉住の積りに御座候。我輩日夜祈る所は、彦七君の勉學なり。私も月給の都合により、來春より當地にて勉學爲致度杯、心配罷在候。何につけ專一に勤學候樣、仰傳へ奉願上候。餘は萬々後鴻に讓り、文略仕候。頓首敬白。

なほ當時の愛知縣病院の組織、職員等については、十月二日附、父に宛てたる書信の「別誌」に、次の如く記されてある。

愛知縣

病院分課　1醫局　2器械局　3藥局　4看護局

醫學所　書籍局　編輯局　教員　舍長

教師　ヲースタリア國華族　ドクトル 學士ノ稱號 ローレツ

月給三百圓

病院副教師兼醫學所ノ教師兼通辯　佐渡國ノ平民ドクトル從六位

月給二百五十圓　司馬盈之　通稱　凌海

醫學所副教師兼醫局長　山口縣士族　南部千里

月給八十圓

醫局

一等當直醫	月十五圓	早川養順
二等當直醫	月十二圓	倉矢信之介
同	同	田中
三等當直醫	月十圓	淺井
同	同	後藤新平
四等當直醫	月八圓	菊地有英

器械局

二等醫	月十二圓	丸山
三等醫	月十圓	櫻井
五等醫	月七圓	長崎

藥局

二等醫	月十二圓	關秀三郎
六等醫	月六圓	岩城
七等醫	月五圓	石川
七等醫	同	久野

看護局

五等醫	七圓	小澤
六等醫	六圓	中西
七等醫	五圓	服部
同	同	間野
看病人	月三圓ノ者	男女十一人

醫學所

教員兼書籍掛	月八圓	瀧波圖南
教員兼舍長	月十一圓	津田一郎
教員專務	月八圓	朝山
同	月五圓	島倉敏之
編輯係	月二十圓	蜂須賀謙吉

同　　　月十五圓　　　石井榮三

事務局

院長　　愛知縣十等出仕學務課長　　山中立藏

其他等外出仕。一等一人。四等五人。三等一人。給仕一人。小使七人。

二、愛知縣病院

愛知縣立病院及び醫學校の沿革については、明治十三年十二月、伯が院校長時代に編纂せしめたる報告が、殆ど唯一の資料となつてゐる。それは「凡そ一官衙、或は一社會あらば、則ち其計畫の成廢得失を摘發し、既成の事績を堙滅に歸せしめず、不朽に傳へ、且つ其未成の方策を掲載し、以て汎く公衆に示し、而して將來の針路を定め、毎年の進捗と比較するは、是れ事務上實に缺く可からざる者にして、則ち年報の無かる可からざる所以なり」といふにあつた。後年政治家としての伯は、調査狂とさへ言はれたが、その萌芽は、すでにこの頃から發してゐたのである。

さてその報告によるに、愛知縣病院の起源は、遠く舊名古屋藩時代に溯る。卽ち明治四年五月、有志者が相謀つて、元高崎藩醫士張三石を聘し、藩の元評定所を假病院として、創設したのが始めである。ついで元町役所を假醫學校に當て、張三石をして教師の任を兼ねしめ、舊刈谷藩士鈴木甲藏を雇つて助教と爲し、管下の人民の疾苦を救療すると共に、併せて醫師の子弟を教育した。

然るにこの病院は、翌明治五年二月、廢藩のために閉院となり、醫學校もまた、同年八月、文部省學制變革によつ

て廢校となつた。病院及び醫學校に從事してゐた有志の醫師數十名の者は、頗るこれを遺憾とし、資財を醵して病院醫學校の創立を企て、更に結社所（同心協力官）に請うて、再び張三石を迎へ、元評定所に義病院を假設したが、これも悲しいかな、資本繼續せざるため、明治六年二月、閉院の已むなきに至つた。

爰において奮起したのが、時の愛知縣權令井關盛良である。即ち管下たる尾張、三河兩國およそ三十萬戸に對し、一箇年一戸毎に銀一匁づつを課し、大約年に一萬圓を醵集するの法を設けると共に、一方管下の豪農富商の中から、病院幹事なるものを選擧して、これを縣廳に置き、權典事岡田彬、權大屬種瀬千里等と共に病院創立事務を擔當せしめた。同年五月、名古屋西本願寺別院に開設された假病院こそは、その苦心慘憺の結晶であつて、同時に愛知縣立病院の濫觴である。

この時、醫學の進歩を計るには、どうしても直接外人の指導を受けなければならぬといふので、人を東京、横濱地方に派して、やつと探し當てたのが米人ドクトル・ヨングハンスであつた。これに鹿兒島縣士族足立盛至を教師譯官とし、全三箇年の契約で雇ひ入れ、やうやく病院の陣容が成つた。

病院事務總括として、病院假規則を設定し、草創の病院の基礎を定めたのは、足立盛至の努力であつた。その頃管内の開業醫と病院との間に、とかくの確執があつたので、その憂ひを除くために、管内の開業醫の中から選んで、病院の屬醫を設けたのも、足立の苦心であつた。彼は八月に事務總括の兼務を解かれたが、十一月に病院内に醫學講習所が設けられ、縣下の醫師や生徒を集めて醫學を授けることとなつたので、茲に醫學校の基礎が成つたのである。

ドクトル・ヨングハンスといふ米人も、相當の醫師であつたやうである。在職の醫員及び管内の醫師のために、原

生學を講ずるの傍ら、實地の診察にも出歩いた。當時最も世を驚かしたのは、傳小路假解剖所において、處刑人の死體解剖をして見せたときであつた。また彼は、本院において、左脚火傷患者の瘢痕に、植皮術を施した。「愛知病院では、鼻なし男に鼻を作り、醜女でも直ぐに美人にする。」などと、世に喧傳さるゝに至つたのは、全くこの爲めであつた。

明治八年一月、病院は初めて愛知縣病院と稱することとなり、翌九年六月、公立醫學講習所を改めて、公立醫學校となし、名古屋門前町七ツ寺に假塾舍を設けた。

九年四月、教師ドクトル・ヨングハンス、教師足立盛至、及び譯官鈴木宗泰の三名は、滿期解傭となつた。その後任として、五月に傭はれて來たのが、醫學教師としてドクトル・アルベルト・フォン・ローレッツ、醫學副教師兼譯官として司馬盈之であつた。愛知縣病院及び醫學校の名が、俄然として高くなつたのは、それ以來である。

年若き後藤新平が、一介の下級醫員として名古屋に到著したのは、丁度この頃であつた。

伯の赴任當時における大事件は、堀川河畔天王崎町における新院校の建築であつた。これは伯の前掲の書簡中にもある通り、すでに明治九年五月から新築の工に掛つてゐたのであるが、いよ〳〵竣成して、盛大に開院式を擧げたのは翌明治十年七月一日であつた。當時名古屋第一の洋建築として、久しくその名を謳はれたのはこの新院校である。

院校新築について、その采配を振つたのは、縣令安場保和であつた。そして縣當局が最も苦心したのは、建築費の調達であつた。その一部は勿論縣費から捻出したけれども、それだけでは到底足りない。そこで著眼したのは、佛教關係のそれであつた。由來名古屋といふ地は、頗る眞宗の盛んな所であつて、東本願寺派、西本願寺派、高田派の三

派が交〻その勢力を競つてゐたが、縣はこの眞宗三派の僧侶の勢力を利用して、人民の寄附金を募集し、つひに新院校の建築を完成したのであつた。伯が東本願寺派の名僧細川千巖と親交を結び、その手蔓により、眞宗三派の勢力を藉りて、院校の新築擴張を成就したと傳へられるのは、この時のことを誤傳したものと思はれる。院校新築工事中の伯は、前にも述べた通り、月給十圓の下級醫員に過ぎなかつたのである。

三、司馬凌海

名古屋において、伯に大きい感化を與へた人の一人は、司馬凌海であつた。

伯は前掲の書信にも記したるごとく、早く阿川家を出て、專念勉強したいと思つてゐた。さうして遂に發見したのが、司馬凌海の家であつた。伯は名古屋到著一箇月にして、凌海の家塾に入り、そこから病院に通ふことにした。

その當時凌海は、東京から名古屋に移つて間もなくであつて、愛知縣病院副教師兼譯官として、兼ねて醫學所教師をしてゐた。豪放にして天才肌であつた彼は、才氣を負うて院校内に幅を利かせてゐた。

彼は天保十年二月二十八日をもつて、佐渡の國新町に生れた。父を嶋倉榮助といひ、家は半商半農であつた。幼にして穎悟、五歳にして早くも祖父伊左衛門の膝下に四書を誦し、七歳にして佐渡の相川學館に入り、八歳にして詩を賦し、神童と稱せられた。十二歳の時、祖父に伴はれて江戸に出で、唐津藩の儒者山田寬に就き、漢學を修めた。祖父は彼を儒者にするつもりだつたのだ。しかし彼はそれを嫌つて、醫を志し、當時幕府の奥醫師であつた麴町三軒屋の松本良甫の塾に入つた。

彼は年少にして、既に手に負へぬ不羈放縱の惡少年であつた。ひとり良甫の養子なる若先生良順（後の陸軍軍醫總監松本順）は、司馬の非凡なる才能を認めて、百方これを庇つたが、つひに退塾の餘儀なきに至つた。やむなく轉じて佐倉の佐藤泰然に從學し、名を太仲と改めたが、幾くもなく鄉里に歸ることとなつた。

然るに安政四年、彼の知己たる松本良順は、長崎において醫學傳習所を開いてゐた蘭醫ポンペ・ファン・メールデルフォールトに就いて、直接に醫學の傳授を受くべき旨の命を受けた。西洋醫學勃興の氣運を開く爲めには、千載一遇の機會到來であつた。そこで、松本はこの長崎行きには、是非とも天下の俊才を伴はねばならぬと考へた。そこではるばる佐渡から司馬を呼び寄せて、帶同することとした。時に司馬凌海十九歲の時のことである。

果して司馬は松本の期待に背かなかつた。長崎に著いて、直ぐに蘭學の勉强を始めたが、その上達の速かなる、殆ど神業であるといはれた。見事にポンペの講義を通譯し、司馬自身はその講義を漢文で筆記した。

當時やはり長崎傳習所に學んでゐた長與專齋の「松香私志」に次の一節がある。

　翌日は講義の席に列し、松本先生の紹介にて、ポンペ氏に引合はされしが、生徒初めて外國の人に接せし事とて、一言の挨拶も出でず、只無言にて握手せしのみ。やがて講義始まりけるが、通詞の一語一語に國譯して傳ふることとさへ、しかと耳にとまらず、茫然として醉へるが如く、人々のさまは如何ならんと見廻しけるに、松本先生と外に一人は、始終筆を執りて筆記するさまなりしが、其他は手を拱きて聽居るもあり、時に鉛筆を取出して記するもあり、後に聞けば始終筆記し居たるは司馬凌海なりしとぞ。

しかし奔放不羈なる彼の性情は、常に彼の生活に禍ひした。長崎に居ること約四年にして、再び物議を醸し、ポン

への許を去つて、浪々の旅に上らなければならなく〵なつたのは、そのためである。

文久二年、司馬は「七新藥」を著はして出版した。これは七種の新藥、すなはち沃顚、硝酸銀、吐酒石、規尼、珊多尼、莫此、肝油の性狀や效驗や用法等を說いたもので、當時盛んに行はれ、頗る賣行きがよかつた。

王政維新まで、司馬は多く佐渡にゐたが、明治元年三月、東京に召し出されて、醫學校の三等教授になつた。彼はすでにその前から英語を研究してゐたので、醫學校の教師英人ウヰリスの通譯をして、深くその眷顧を受けた。

然るに彼は、性奔放なる上、また類のない漁色家であつたために、いくら金を取つても足りなかつた。そのため隨分無理をした。或る時司馬は生徒に英語を教へるに、英文典はモーレーの書に限ると言渡した。ところが丸善に行つて見ると、その本は賣切れである。調べて見ると、實は司馬がすつかり買占めて、前々から原價よりも高く、ボツボツ賣つてゐたことが判つた。それで大騷ぎとなつて、彼は上官からきびしく叱責され、謹愼を命ぜられた。

ところが司馬の屛居中に、豫て日本政府からプロシヤに依賴してあつた內外科の教師ホフマン、ミュルレルの兩人が、來朝することになつた。兩教師が來ても、司馬の外には、獨逸語を通譯するものがない。據ろなく、石黑忠悳、長谷川泰の兩人が、わざ〳〵司馬を訪ね、何とか慰撫して、通辯させることにした。かくして司馬が橫濱まで迎へに行くと、ミュルレルは司馬に向つて、

『貴下は獨逸に何年留學したか。』

と訊いた。一度も海外に出たことはないと答へると、ミュルレルは驚いて、

『私の後妻は佛人で、同棲以來すでに十一年になるが、とても貴下ほどには獨逸語は話せない。』

と言つたといふことである。假令御世辭半分としても、司馬の獨逸語が當時の日本において比類ないものであつたことは解る。語學の天才として、司馬の如きも珍らしい。蘭、英、獨、佛、支の五箇國語が相當に出來た上、露語、拉丁語、希臘語も少しは噛つてゐたといふことである。彼の詩に「非才纔究五方學、多事還累六尺身、畢竟清時無所用。還爲自主不羈民。」といふのがある。「五方學」といふのは、右の五箇國語のことである。

彼は明治三年三月少博士となり、四年四月兵部省病院出仕を兼ねた。佛語の「解馬新書」を飜譯したのはこの頃である。同年七月、文部省助教となり、續いて中助教に進み、五年正月、東校教場の管理を命ぜられ、大助教に進んだ。九月更に文部省五等出仕となり、六年十二月宮内省五等出仕を兼ねた。

その頃彼は、下谷練塀町に「春風社」といふ獨逸語の塾を開いて、廣く生徒を教授してゐたが、その門に入るもの數百人と稱せられた。明治五年に出した春風社の「獨逸辭典」は、日本における最初の獨和對譯の辭書であつた。七年十月兩省出仕を辭したが、八年五月再び出でて元老院少書記官となり、從六位に敍した。十二月に至り、又々官を罷めて閑地に居たのが、明治九年五月愛知縣病院に聘せられて、名古屋に來たのである。

四、凌海の塾生

名古屋時代の司馬凌海は、下日置町二百八十番地に住んでゐて、その家塾には何時も二十人ぐらゐの書生がゐた。司馬は軀幹長大で、立派な男であつたが、道樂者といつて、このくらゐの桁外れは珍らしかつた。東京時代、淺草から芝までの楊弓場で、司馬を知らない女はないと言はれた位であつた。下谷邊では、あの先生は眼下が二つあると

いつた。それは司馬が斜視だつたからだ。それで友人達は「左右倶見司馬眼」などと惡口を言つた。それに司馬は邊幅を飾る癖があつて、當時すこぶる高價であつた羅紗の衣服を著て、襦子の袴などを穿いてゐた。尤も羅紗は高價だから腰までしかなかつた。それでも袴を穿けば判らないから得意であつた。ところが料理屋に行つたとき、友達が無理に袴を脱がせて、正體を暴露さしたこともあつた。

かうした譯で、當時二百五十圓といへば、大變な月給であつたが、月末になると司馬は何時でも無一文で弱り拔いた。そこで司馬はどうしたか。名古屋時代の司馬家塾における當時の生活とともに、伯は次のやうに回顧してゐる。

わしが初めて名古屋に行つた時が明治九年、九年の秋に行つたのですが、其の時分には獨逸語ができんで――司馬凌海といふ人が愛知醫學校の教頭だつた。ドクトル・ローレッツといふ西洋人が居つてやるといふから、それに就かうといふので行つた。僕は月給十二圓（マヽ）――その時にはね――行つたところが一等の等級が六十圓で、五十圓に、四十圓に、三十圓、私が五等（マヽ）であつた。さうして兼醫學校教員といふのでわしが行つたが、わしよりも低いやつに講釋して居つた。さうしたところが、今の司馬凌海の家塾には書生が二十人ぐらゐ居つた。その私塾にまた塾長をして居つて、醫學校の矢張り教員をして居つた人がある。此の人多年司馬先生に就いて、これは獨逸學も十分できるし、漢籍なんかも自分より出來る、其の名瀧浪圖南といふ。わしより偉いなと思つた位だから、必ずいいのだ。さうしてその塾に私が居つたところが、司馬先生が道樂な人だから、明治九年に三百圓（マヽ）の月給を取つた人だが、この三百圓を使ふばかりでは足りない。道樂して歩いて一晩でも出ない晩はない。もう二十日過ぎになつて金が欲しくなると飜譯をやる。まア職人肌になる。それで瀧浪が塾長をして居るので、「瀧浪さんと後

藤さんと今日はどうか出ないで呉れ」と命がある。ははア始まつたぞといふて居ると、その晩からやる。一晩に五十枚六十枚といふ飜譯をする。實に天才で、十行二十字、一枚一圓五十錢で、僕はそれを書くと十五錢づつ貰ふ。

それで妙な人ですな。今ではそんな人はいくらもあるけれども、言々直々文章で、話のまま書けばよい。けれども三枚ぐらゐか四枚ぐらゐ書くといふと、どんな氣分の好い時でもだが、氣分の悪い時は、ちよつと聽き直すと、

「後藤さんは疲れた。瀧浪さんを呼んで來い。君行つて休んで來い。」

一時間ぐらゐ經つとまた呼びに來る。夕方から始めて十二時ごろまでやるのです。それは東京警視廳の依頼で、リヨンの衛生警察學及び裁判醫術といふ本です。その時分それを飜譯する人は、東京大學の教授などにも此の人ほど達者な人は無いからである。それよりかまだ面白いことは、佛蘭西の馬の解剖書を飜譯する。これは二圓五十錢といふ、實に高いものではないか君、けれどもわしはこれを書かない。

この時衛生警察および裁判醫學の飜譯の筆生を勤めたことから、伯は次第にこの方面に興味をもちはじめ、つひに内務省衛生局に轉じ、延いては相馬事件に關係するの機縁となつたことは、後に述ぶる通りである。

司馬凌海は、明治十年四月まで、愛知縣病院及び醫學校で働いてゐたが、四月職を辭して開業した。追つて私立病院及び私立醫學校を設立する計畫があつたが、そのうち肺患に罹り、熱海に轉地療養した。しかも病癒えざるため、東京に歸る途中、東海道の戸塚で客死した。時に明治十二年三月十一日、享年僅かに四十一。あたら稀代の鬼才を抱きながら、その性癖に禍ひされて大成を見るに至らずして夭折したのである。

一方後藤新平の方は、司馬家塾に寄宿してゐる時も、醫術開業試驗を受ける準備に忙しかつた。さうして明治十年六月、優等の成績を以てこれに及第し、同年九月十五日附をもつて、醫術開業免狀を下附せられた。

その間に彼の地位もまた累進した。明治十年一月二十日には、公立醫學所二等授業生を申付けられ、月給も十二圓にあがつた。さらに同年八月八日には、四等訓導を囑任された。

しかし凌海の家塾に起臥したことは、伯にとつてよいことばかりではなかつた。伯は彼から智性の鍛錬をうけた。しかし同時に凌海の女性觀が、年若い伯に大きい影響を與へた。須賀川時代の謹嚴なる學生は、名古屋の流行醫となつてからよほど急角度の轉向をしてゐた。それは時代の影響もあつた。しかし主として凌海の感化であつたことは、後年に至つて伯自らが語つてゐたことである。

然るにここに、伯の身の上に一大變動を齎らすやうな事件が突發した。西南戰爭がそれである。

第二節　大阪陸軍臨時病院

一、曠古の大病院

明治十年の西南戰爭は、あらゆる意味において、近代日本の試練であつた。その數多き試練の一つは、傷病兵の始末であつた。

勿論臨時の手當は野戰病院でしてゐる。しかし重病患者の十分なる手當は、砲火の巷を離れた病院においてするより外はない。それには何處か戰線を隔つた安全の地に、巨大なる病院を建てて、野戰病院から送還する多數傷病兵を收容する必要がある。

これ等の一切については、その前に起つた普墺戰爭や普佛戰爭の前例によつて、當時の日本軍醫當局は相當の知識を持つてゐたのであつた。

そこで土地の選擇であるが、若し輸送の便益を主として考へれば、下關が一等地であつた。しかしこれは市街處からず、且つ新たに大病院を建つべき平坦の良地もない。第二候補地たる神戸は、土地こそ廣濶であるが、何しろ新開地で、百貨の供給が十分でない。依つてこれを舊年の大都たる大阪に決定した。大阪ならば商戸櫛比、物資豐富にして、如何に多數の傷病兵が集まつても、必要の物資に事缺くやうなことはなく、殊に前から鎭臺や病院があつて、聯絡も至便である。

傷病兵はすでに三月十六日から、陸續として大阪に輸送されつつあつた。これは取敢へず、大阪鎭臺病院及び第二營に收容して、治療を加へてゐたけれども、三月三十一日には、すでに入院傷病者一千五百餘名に上り、姑息の手段を以てしては、到底處置し切れなくなつたので、一方巨大なバラツク病院を建造して、その收容を計るとともに、大阪陸軍臨時病院なる特別の制度を設くるに至つたのである。

院長は一等軍醫正の石黒忠悳。副長は大阪鎭臺病院長二等軍醫正堀内利國、および名古屋鎭臺病院長二等軍醫正橫井信之。醫官の數は兼務の者を合して二十七名、會計官六名、看病人六名、看護卒六十一名。それだけですつ臨時陣

軍病院の活動を開始したのであつた。

入院患者は、各旅團の傷病兵は言ふまでもなく、海陸警視、文武の官員より、夫卒雇夫に至るまで、苟くも戰地において負傷し、或は發病したものは、戰地病院から輸送し來るに任せて收容するのであるから、その混雜は想像に餘りあるものであつた。殊にその當時、戰地における負傷者は四千餘に上ると稱せられ、一船ごとに四百、少ないときでも二百以上の傷病者を輸送して來るのであるから、陸軍臨時病院では、一方醫官の增員をはかるとともに、バラック病院の增築を急がせた。その三面六臂の活動振りは、おさ〳〵戰地に劣らぬばかりであつた。

西南戰爭が、徵兵令によつて制定されたる新軍制、謂ゆる「百姓兵」の强さの試驗臺であつたと同じく、大阪陸軍臨時病院こそは、新興日本の醫學の實力を問ふべき、最も重大なる試練であつたのである。當時の陸軍が、軍醫の精銳をすぐつてこれに送つたのは勿論、世の注目もまたこれに集中した。かくの如き多數の傷病者を、一病院に收容したことは、日本闢けて以來、最初の經驗である。さればこそ、明治十年三月三十一日には、車駕親しく病院に臨御し給ひ、皇太后、皇后兩陛下には、同日御親製の綿撒絲並びに葡萄酒、煙草を各患者に賜はせられた。ついで太政大臣三條實美も來つて傷病者を慰問し、軍醫總監松本順もまた來つて病院を巡視した。

そのほか外國人としては、普魯西の陸軍軍醫ドクトル・シュルツ、英國海軍軍醫ドクトル・ヒール、墺太利の皇族リヒテンシタイン、同譯官シーボルト、愛知縣病院のドクトル・ローレッツなどが、それ〳〵慰問、巡視に來てゐる。殊にドクトル・ヒールの如きは「大ニ治術ノ精到ヲ賛賞ス。後日東京ニ歸リ、書ヲ作テ其事ヲ自國公使ニ報告ス」べしと語つた。以ていかに大阪陸軍臨時病院の成績が、天下の視聽を鍾めたるかを見ることができる。

年少氣鋭の醫師は、いま大阪と程遠からぬ名古屋の地において、かかる一世の大事業を聞知したのである。いかに欝勃たる感激が、彼の胸中に奔馳したことであらう。

今日この機會を逸せば、何の日にか又かかる修業の好機を獲ん。彼は斷然として意を決し、大阪に赴いて石黒忠悳の門を敲いた。

二、石黒忠悳

大阪陸軍臨時病院が、石黒忠悳を院長として持つたといふことは、その成功の重大なる原因を成すものであつた。石黒はその前すでに米國に留學して、南北戰爭の研究調査を遂げ、戰時病院の組織活動については、造詣が深かつた。彼は後に軍醫總監として、日本軍醫界の柱石となつた人であり、また赤十字社の創設者として、ながくその社長の任にあり、西南戰爭のとき、早くも博愛社を起して、その事業を開始した人である。實に明治日本の醫學界においては、長與專齋と並び稱せらるべき偉大なる功績者である。

伯の醫者として、また政治家としての進出は、この石黒忠悳に負ふところ決して鮮少ではない。

一體石黒が、醫に志すに至つた經緯は、頗る他と異つてゐた。彼は越後の人で、弘化二年二月、平野順作の子に生れ、幼名を庸太郎といつたが、若くしてすでに尊王攘夷家として知られ、國事に奔走してゐた。漢學は主として父に就いて學んだだけであるが、夙くすでに一家を成し、十七歳にして家塾を開いて、書生を養成してゐた程である。その家塾には、方々の有志家が食客になつてゴロ〳〵してゐた。なかには長尾半平の祖伯父で、越後で名高い長尾秋水

といふ當時八十四歳になる老學者が、十七歳の石黒の家塾を訪ね、數日滯在してゐたこともあつた。

從つてなか〳〵金が要る。どうかして、家塾を維持し、國事に奔走するについては、何等か收入の途を講じなければならぬ。そこで思ひついたのが骨接ぎ醫者であつた。整骨家ならば、田舍でも相當の收入がある。

かくしてはる〴〵江戸に上つて、當時接骨の名人と言はれた、麴町三軒家の名倉彌五郎を訪ね、懇ろに入門を請ふと、名倉は逐一石黒の來歷、志望などを聽いてゐたが、暫く考へて、

『これはお斷りしませう。』

と言つた。そこで石黒が、

『お斷りと仰言れば、仕方がないが、私も遠方から來て、殊に自分の身上のことを悉く吐露した上、貴方の醫術を信ずるから、敎へを乞ふと言ふのに、ただ斷るだけでは私は歸れない。どうして貴下の門下に加へることができないのか、その理由が伺ひたい。』

と詰め寄ると、名倉が微笑して言ふには、

『私は整骨においては、自分でも獨得の妙を得たと思つてゐるし、またこの通りに患者もある。けれども整骨などといふものは、實に範圍の狹いものである。貴方の履歷を聽き、また人と爲りを伺つて見ると、なほさらかくの如き小技のために、一生をお捨てなさいとお勸めしかねる。若しおやんなさるならば、當り前の醫道をお修めなさい。』

と。その道理ある言葉を聞いて、石黒は飜然として自己の非を悟り、遂に醫學に入る決心をした。しかし醫學に入るにしても、當時は漢法あり、西洋法あり、佐藤民之助の日本法あり、何れに就いて學ぶべきか決し兼ねた。ところ

が合信著はすところの「西醫略論」の唐本を讀むに及んで、醫學をやるならば、やはり西洋の醫學であると覺つた。

そこで下谷摩利支天横町に柳見仙といふ人があつたが、その門に入つて、食客となり、和蘭語の勉强をする傍ら、醫學の研究をはじめた。當時西洋醫學の權威といへば、前に司馬凌海の項で述べた、長崎醫學所におけるポンペの講義である。そこでその講義筆記を勉强すること約十箇月の後、つひに幕府の醫學所に入ることになつた。

この醫學所は、安政五年、當時大家諸侯の出資によつて建設された種痘館が、種痘所、西洋醫學所、それから醫學所と改名したものであつて、明治維新後、大學東校となり、現在の東京帝國大學醫學部の前身をなすものである。

醫學所に學ぶこと數年、學術大いに進んで、石黒はまもなくその教官となり、維新後は大學東校に教鞭をとつてゐた。然るに明治四年、廢藩置縣と同時に、七月五日、軍醫寮なるものが新設さるることになつた。その熱心なる主唱者は、やはり司馬凌海の項において述べた明治醫學の建設者松本良順であつて、その趣旨は、兵部大輔山縣有朋の名によつて提出された次の建議書にある通りである。

軍醫寮を設くるにあらざれば、軍事の基礎を立つること能はず、即ち兵卒の入寮、若くは入隊に際し、軍醫寮に於て、身體の强弱、病症の有無、篤と檢閲するは兵事の根本なり。故に歐洲諸國にては本病院の外に、必ず軍醫寮の設あり。而して皇國に於ては、未だ大病院の規則あらず、又た此寮の設なし。今や兵卒二千人、大阪陸軍所に入隊せんとす。宜しく速に軍醫寮を創立すべし。

この軍醫寮には、松本良順が自ら軍醫頭に任じ、林紀、石川櫻州の二人が軍醫權頭、緒方維準が一等軍醫正として入つた。そして石黒忠悳は、一等軍醫兼軍醫權助として抜かれた。これが石黒の陸軍に入る端緒であつたのである。

そしてこの石黑が、明治十年西南戰爭に當つて、大阪臨時陸軍病院に關係するに至つた顚末は、次の彼自らの談話が示す通りである。

あの時は軍醫總監は松本で、私が陸軍省に譯のあるのは、徵兵令の始めの立案といふことについて、私が携つて居る。徵兵令を以て兵を集めてその兵を使ふ初めだ。實に心配した。さうでなくて戰が出來るかというて、さういふと先見の明がないやうだから名を擧げられませぬが、偉い人で徵兵令に反抗した人は澤山ある。軍するに百姓を集めて軍が出來るものか。それが百姓を集めたもので、日本で一番强いといふ薩摩のやつをたたかうといふのだから、是は餘程心配の仕事なんで、それで徵兵令で兵を取つて始めた時です。陸軍省が恩給令を實施する最初である。それから勳章令を定められてからは、軍功を勳章を以て賞する初めであつたので、餘程あれがむづかしい時なんだ。それで私は初めから軍に行かうと思ひましたが、軍に行くと一番割も良いし仕事も面白いしするけれども、この軍の結末をして、負ければそれ切りだが、勝つて結末を付けて恩給令も生きさせ、徵兵令も生きさせようといふには、實にこの仕事はむづかしい。是は己れがしなければする者がないと、かう斷定して、軍に行かぬで大阪へ行つて、大阪で戰地で以て出來た患者をば、あすこへ指寄せ集めて、仔細なる療治をして、恩給を作成するまで結末を付けなければならぬから、私共大阪に行つて軍にはちよい〳〵行きましたが、大阪に居りまして患者をば療治して居りましたが、一番多い時は七千もありました。日本で初めてです。千以上の患者といふのは……。それが日本の國運といふものは　實に今までに斯くも天祐があるかと思つた。他人の仕事は別にして私の仕事で……御維新の時に負傷者の扱ひなどは經驗して居るが、亞米利加へ私が明治八年に行つた。丁度亞

米利加へ行つた時に南北戰爭のことについて、この傷病者のことや、病院のことやなんども十分調べて歸つた。さうしてそれがあつたので十年に兎に角仕事がよく出來た。十年の經驗を以てからに、尚あれはかうしなければならぬといふやうな計畫上のことをば考究をして、さうして今度が二十七、八年の戰役といふものが、之れより又大きなものが出來た。私は自分の仕事を熟々さう思ふ。二十七、八年戰役に初めて逢うたらば、まるで駄目だ、十年の時には、亞米利加へ行つて來なければ、まるで駄目だ、さう思ふ。（「文藝春秋」昭和二年八月一日、「石黑忠悳子座談會」）

三、石黑と後藤

さて明治十年五月、突然、この石黑院長の門を敲いた白面の青年があつた。言ふまでもなく、若々しき野望に燃ゆる青年醫師、後藤新平であつたのである。

石黑院長にとつて、後藤新平といふ名は、決して耳新しい名ではなかつた。明治七、八年頃、後藤がまだ須賀川にゐた頃から、石黑はその噂を聞いてゐた。後藤が愛知縣病院に轉じてから後のことも、名古屋鎭臺病院長の横井信之から聞いてゐた。そして石黑が名古屋巡閲の際、横井は特に司馬と後藤とを自宅に招き、石黑を加へて四人、夕食の膳に向ひながら、語り合ふ機會を作つたことさへある。

その顚末については、石黑忠悳自ら、次の如く回顧してゐる。

予が後藤新平君を知つたのは、隨分古い話で、余が明治三年、大學醫學部に教鞭をとつて居た頃の教へ子で、當

時奥州の須賀川病院の院長の職にあつた越前の鹽谷退藏氏から聞いたのが初めであつた。鹽谷氏が上京した際に、色々と病院の様子を聞いた後で、「奥州の人間は余の故鄕の越後と同じで、綏慢の人が多いだらう。」と聞いてみた所が、「いやさうでも御座いません。なか〳〵善い頭の人が居ます。中でも近頃參つた生徒で、高野長英の親類だといふ少年などは、頗る鋭敏な少年です。」「その少年の名前は何といふか。」と訊ねると、「後藤と云ふ者です。」といふので、「それは姓が違つて居るぢやないか。」と聞き返すと、「確かに高野の親類の者です。」と云ふことであつた。これが後藤君を知つた最初であつた。

程經て名古屋の軍醫部長であつた横井信之が上京して、名古屋の醫學校の話が出た時のことだ。當時の名古屋醫學校の校長の職にあつたのは、獨逸人ローレッツといふ人で、院長も兼ね、其他、病院には獨逸學者の司馬盈之も居た。

横井が言ふには、「名古屋の醫學校はこの兩氏が居られるのでなか〳〵隆盛だが、その外にまだ若い奇才が一人居る。後藤新平と云つて、高野長英の又甥に當り、頭腦も明晰だし、隨分勉强家なので、成績も善いらしい。當人の話では貴下が敎へた鹽谷氏から、須賀川で始めて醫學を敎つたといふので、貴下の御名前を知つて居る。この男は後年必ず物になるだらう。」と言ふことだつた。

余は以前、鹽谷から聞いた話を思ひ出し、「その名前は確かに自分も記憶して居る。」と答へて置いた。そのことがあつてから、陸軍の巡閲の用件を帶びて、名古屋へ行つた時のこと、横井は司馬と後藤とを自宅に呼び、四人で夕食の膳に向ひながら語り合つたのが、後藤君との初對面であつた。

色々と話し合つて居る中に、後藤といふ男は非凡な所があると感じた。これが後藤君から受けた初對面の印象であつた。そこで別れる時に、「君は前途有爲の材であり、又幸ひにローレッツ氏や司馬氏が居られるのだから、此處に居る間にみつしり獨逸語の勉强をやつたらいいと思ふ」と言つたことを覺えて居る。その時の話に、後藤君は外科と法醫學に興味を有つて居たやうだ。

さて伯の大阪行きは、この曠古の大病院の見學が主要なる目的であつた。然るに石黑院長に會つて話してみると、免狀のないものには、見學も許さぬと言ふ。そこで石黑の勸めに從ひ、大阪陸軍臨時病院の試驗を受けて、その傭醫として働くことになつたのである。

その顚末を、彼は「自敍傳」のうちに、次の如く記してゐる。

此年春ヨリ西南ノ戰爭起リ、大阪陸軍臨時病院ヲ設立セラレ、諸大家ノ治療多キ由聞及ヒ、斷然職ヲ辭シテ大阪ニ行キ、實驗セント決ス。ローレッツ氏大ニ其斷行ヲ賞賛ス。五月大阪ニ赴キ、始メテ横井軍醫監ニ面シ、其志ヲ陳ス。軍醫監曰ク、免狀ナクハ妄ニ傍觀ヲ許サス、宜ク試驗ヲ受クヘシト。

一月前試驗既ニ了レリ。然レトモ未タ免狀ヲ領セサルカ故ニ、更ニ大阪陸軍臨時病院ノ試驗ヲ受ク。成績頗ル優等ナルカ、啻ニ傍觀ヲ許サルヽノミナラス、先ツ傭醫ニ採用シ、軍醫志願ナレハ、再試驗ノ上本官ニ任セラルヘシト內意ヲ受ケ、傭醫ノ上級ヲ受ケ、重病室擔當トナル。此人此時ヨリ初メテ諸大家ニ接スルノ機ヲ得タリ。

また石黑は、上揭の回顧談に續いて、その時の會見顚末を、次のやうに語つてゐる。

明治十年、西南の役が起つて、續々傷病兵が送還されて來た頃、余は大阪で陸軍臨時病院を開いた。その病院は、

一時八千餘名の患者を收容した程の大規模なものであつた。

其處へ或る日突然後藤君が訪ねて來た。

「實際大規模な病院だ。斯ういふ場所で是非自分の好きな外科の實地研究をやつて見度い。御願は出來まいか。」と頼んだが、佘は言下に「それはいけない。此處に收容してある患者は、陛下の御愛憐を垂れ給ふ士卒である。此處では、一日も早く此等の陛下の赤子を、全快さすべきを專心心掛けるだけで、實驗などさせる場所ではない。」と退け、その後に「然し我々の醫學は、實地にかかはつて居なければならぬ。若しも傭員でよければ、醫療に關與させてもよい。」と附け足した。ところが、「地位は何うでもよいから、是非仕事をやつて見度い。」といふ強つての望みだつたので、佘はその學術研究の熱心な志に感激し、直ちに傭員として外科病室に働いて貰ふことになつた。

約六箇月餘り此處で勉強して、再び名古屋へ還る時には、彼は立派な外科醫になつて居た。板垣伯の遭難の際、招かれて行つたのは此後の事である。

四、父への長信

大阪陸軍臨時病院から、「傭醫申付候事、日給金六十錢」といふ辭令を受けたのは、明治十年九月三日であつた。彼はそのために、愛知縣病院の職を擲つて、これを斷行したのである。しかしこの擧には、曩に大阪陸軍臨時病院を視察して來た恩師ローレッツも、雙手を擧げて贊成であつた。

顧みれば須賀川時代は、彼の習學時代に過ぎなかつた。名古屋における約一年間も、或はドクトル・ローレッツに就いて醫學を修め、或は司馬凌海に就いて獨逸語を學び、その生活はむしろ、須賀川の貧乏書生時代の延長といふに相應しいものが多かつた。勿論、下級醫員として診療にも從事してゐたけれども、畢竟は池中の鮒に過ぎなかつた。然るに大阪陸軍臨時病院に至つて、彼の生活は一變した。彼は今や、立派な肩書をもつて、數十の患者をあづかる一個獨立の醫者となつたのである。日々老成の大家、新銳の名家と伍して、メスを揮ひ、藥を盛ることになつたのである。彼は初めて自己の養ひたる力量を、世に試みるの時期に到達したのである。

かくして彼は初めて、血を吐くごとき苦學力鬪の三年が、決して無駄でなかつたことを發見した。彼は大阪陸軍臨時病院において、次第に重く用ゐられはじめた。メスを執れば、世の所謂大家名醫なるものも、さほど怖るゝに足らぬことを覺つた。

彼は、やうやく、自己の才能力量について、自信を得るやうになつた。

九月十八日の夜、彼は一友に誘はれて、西洋料理店に上つた。西洋料理は一人前上等五十錢、中等四十錢、下等三十錢ぐらゐ、當時としては非常に贅澤な晩餐としてであつた。そこで愉悅を滿喫して、歸宿したのが夜の十時、さて獨り机に凭つて、そぞろに懷ひ起されるのは、故郷にある兩親のことであつた。さぞや兩親は今頃、薄暗い燈の下で、自分の大成を待ちわびて居られるであらう。さうして貧しい家の中で、相も變らぬ儉素な活計をして居られることであらう。然るに自分は今日、日々天下の名醫と肩を駢べ、數千の患者を治療する大事業に參畫するさへあるに、時としては今日のやうな贅澤な食事までする身分になつたのである。考へて見れば勿體ないことだ。

しかも兩親の儉約は何の爲めであるか。皆自分に財産を遺してやりたいとの慈愛心からだ。それを安閑として自分が遠方から見てゐられようか。青雲の志、いま將に成らんとしてゐる。もう遠からずして兩親を引取つてお世話もできさうだ。

さうだ早く、一刻も早くこの事情を故郷に書き送つて、後顧の憂ひを忘れて、晩年を安樂にお暮しになるやうお勸めしよう。

想像力に富んだ青年醫師は、その夜は床上に輾轉して、百里外の雙親を思つた。さうして翌日病院から歸ると、靴を脫ぐ暇も、もどかしく、机に向つて、長い手紙を書いた。

その文に曰く、

秋冷相催し候處、御揃益御清佶、御送光の御事と奉敬賀候。二に小生無異日勤仕、旁研學に從事候間、御安心可賜候。過般申上候通り、月給二十圓にて陸軍雇醫拜命仕居候得共、當地現今は物價騰揚、名古屋の類にあらず。小生の下宿一ケ月七圓に御座候。出勤は時々人力車の補助に藉るあり、此節は客來も退院後隨分有之、中々須賀川留學中の勢とは事違ひ、入費多にて困却仕居候。御案內の通り御國元にて、椎名系統と唱へ候方にて、美味を嗜しみ候素質ゆへ、毎日牛肉、時々西洋料理（一人前、上等五十錢、中四十錢、下三十錢位なり）又は日本料理を食へ、苦の世界中又樂あり。月給の增加にて金の貯蓄は出來不申候へ共、衣食住少しく自由と申程ゆへ、隨て養生も十分に行屆候次第、併し此樂を御兩親と共にする事能はさるは、日暮遺憾とする所に御座候。先自慢にはあらされ共大阪にて二十圓は、東京にて二十圓なり。然れは田舍にて是より下落するの理なし。御安心の上、日

夜少しつつ、衣食住共に是迄の通りとは御違ひ、倹約に過ぎさる様おん暮し被成下度奉願上候。人間一生の歡樂は在世にあり、何ぞ日々美味を食はす、麗衣を著せす、僅微の糊俵數十を積て愉快とするの理あらんや。小生の如きは年尚幼なり。從是向來の富貴を企望し、如何の艱難をも忍ふへき筈に候へ共、尊大人の如きは齡算既に五十有餘にして、子孫に僅糊俵の數百や、微田數十反を賦與せんと、始終焦慮を煩さるゝの理なし。借金數百圓ありといへとも、小生又何是を厭はん。却而我輩の歡喜無此上候。若し子孫此田地にあらされは命を保存し得さる蠢愚ならは、如何共し難しと雖、私我慢にあらされ共、如斯の馬鹿ものにあらす。從是二、三年間には、必す天下英名の國手と駢肩し、決して一歩を讓らさるに至るを期するなり。今般大阪之行、大に我志操を奮勵し、後來に爲す所あらしむ。豈に偶然にあらさる也。仰き冀くは、小生の爲めに貯蓄して賦與するの節倹を廢して、小生の爲めに借金を賦與するの奢を爲し賜はん事を。然れは則小生は之を回復せんと、益勉學すへし。若尊大人妄りに貯蓄して賦與し賜はば、小生則向來富貴を望み、今日に勤學せさるも、歸郷せは我父の貯へたる所の田畑及倉廩あり、敢て醫學に長せさるも、妄りに驕奢に過きされは、安逸に消光し得へしと、却而小生に懶惰心を生せしむる基となる。此邊篤と御案考被遊、汲々孜々として貯蓄に全力を盡して、人間生涯の安樂を後にし、子孫を豊にし、愛慈の深意を失ひ賜ふへからす。人間壯弱の時は、必す苦難に當るを良とす。然れ共齡算既に五十歳に垂れは、春は花山に登り、夏は涼舟に泛み、秋宵月下に遊ひ、冬曉梅花を眺望し、又何ぞ子孫に賦與する田地等の事にのみ注意すへけんや。是小生の虚言にあらす。

何となれは、昨夜一友人の誘作に由て、西洋料理店に登り、十時に歸宿し、但ゝ鄕情を起し、我在鄕の尊親は、

夙夜小生の研學及安否如何を憂慮し、可樂に樂ます、可觀に觀す。可遊に遊ゝ遊ばす、可食に食せす、可衣に衣せす、財産の有餘を小生に與へんとして、寸時も我か爲めに圖謀せさる事なかるへし。我輩遠く遊學し、研精倦ます、艱苦厭はす、他日大成して子たるの義務を盡さんと欲するも、未だ其全效を奏するの期に至らす。之か爲めに宇宙間無二の兩親、寶算五十餘歳に至るも、尙財産に苦惱せしむ。實に不孝の人ならすや、然れとも今歸鄕せは、恰も一歩進めは金玉を掌握し得へきに、進めすして退くに異ならす。是又大孝を盡す能はさる也と思へは、則悒鬱百端胸郭内に滿盈し、血涙交ゝ降る。今日退院後、此思想未た消散せす。依て前章に小生確實の眞論を記載し、殊更に呈上候間、御覽被成下度奉願上候。餘は後郵に讓り候。文略頓首。

九月十九日　新平

尊大人

二伸、おん祖母様、おん母様、御兄様、御姉様、彥七様へも、よろしく奉願上候。彥七君には別に勉學の二字、御傳言乍恐奉願上候。

二十歳の無名の白面醫師の記したこの一通の家信の中に、後藤新平の全人が躍つてゐる。

五、凱旋兵の虎列刺

九月三十日、大阪陸軍臨時病院は、怖るべき報道を神戸から得た。西南戰爭の凱旋兵が三百名、急にコレラ病を發

して斃れたといふのである。

支那上海邊にコレラが流行するといふ報は、六月すでに東京日日新聞に掲載されてあつた。これが八月上旬、長崎大浦の貧民に傳染し、次いで長崎警備兵軍團病院の炊夫から、警視隊に傳染し、鹿兒島にまで波及したものである。大阪では九月二日、長崎から航送して來た患者のうち、發病者二名を出したのが初めであつて、其の後船毎に三、四名のコレラ病患者が發生する。そこで九月二十二日には、石黒一等軍醫正が、態々神戸に出向いて、運輸局長井出正章、兵庫縣權令森岡昌純、稅關長長岡義之等と會議し、入港檢疫規則を議すると同時に、即日軍醫副奥村郁太郎に看病人卒と器械藥品を附して神戸に遣り、軍人軍屬の檢疫事務を施行させてあつたのである。

しかしながら、何と言つても、功成り氣驕れる凱旋兵たちである。檢疫醫の制止も聞かばこそ、恣まに上陸するものがあつたため、つひにこの慘狀を呈するに至つたものであつて、その顚末は、「大坂陸軍臨時病院報告摘要」のなかに、次の如く記されてゐる。

凱歸ノ兵、九月三十日、神戸ニ著スル船中、該症ヲ傳染シ、五十餘名最モ危篤ナリ。該地出張檢疫醫官奥村軍醫副、加藤軍醫補等、檢疫規則ニ據リ上陸ヲ禁シ、細ニ避病ノ方法ヲ處セントスレトモ、乘勝ノ軍人豈能ク醫官ノ敎ヲ聞キ、衞生ノ法ヲ遵守スル者少ナク、却テ醫官ヲ罵嘲シ、喧嘩先ヲ爭テ上陸ス。爲メニ猛毒立地ニ暴發シ、船上埔頭ニ僵ル、者幾百人。嘔吐呻吟ノ聲汀上ニ滿チ、市人ハ病毒ヲ恐懼シ、避レテ敢テ近ツカス。病者ノ入ルヘキノ所ナシ。運輸局長井出一等副監督、屬僚ヲ指揮シ、醫官ト議シ、兵庫川崎ニ假ニ天幕ノ設ケ、該患者ヲ集收シテ、一時雨露ヲ避ケシム。紛亂騷擾又名狀スヘカラサルナリ。大坂ヨリハ、佐野軍醫、中村軍醫補、小松軍

醫試補、雇醫福島泰助、佐藤恒造ニ、看病人卒ヲ派遣シテ赴救ハシム。同夜大雨、港川漲テ天幕ヲ流ス。患者爲メニ溺ントス。因テ急ニ天幕ヲ和田岬ニ移シ、急ニ避病舍ヲ造作ス。

以てその慘狀を見るべきである。然るにコレラの慘禍は、これのみに止まらなかつた。一體これらの凱旋兵たちは、すでに九州において各自旋歸を命ぜられて居たので、一度神戸に上陸したが最後、大阪陸軍事務所の命すら聽從するの要もないのであるから、ましてや大阪陸軍臨時病院のごときは、何等の發言權も持つてゐなかつたのである。そこで十月一日、諸隊は勝手に行進をはじめて、道を東海道に取つたが、西京（京都）に著くと、汽車中早くも發病者七八十名を出し、三本樹、三條橋邊の宿所でも續々として發病者が出た。二日には草津から、三日には水口及び大津から同樣の急報があつた。全く手もつけられないやうな猖獗さであつて、放つておけば日本國中何處まで蔓延するか、見當すらつかない有樣であつた。

これといふのも凱旋軍の方で、醫官の制止を聽かず、檢疫規則を守らなかつたためであつて、自業自得といへばそれまでであるが「然レドモ此際ニ方リ、理論ニ泥テ一時ヲ緩フスル時ハ、數百人ノ性命ニ關ス」るを以て、大阪陸軍臨時病院は、出來得るだけの醫員、看病兵を、コレラ病患者收容所に派遣するとともに、電信を東京に飛ばして、醫員の增援を求めた。

さらに根本に遡つて考へれば、かくの如き慘狀に陷つた原因は、結局檢疫制度の不備とその權限の不足にあつたと言はねばならぬ。そこで應急の處置を執ると同時に、陸軍事務所にコレラ豫防の大會議を開いて、いはゆる三則を決定すると共に、それの實行を權威ある機關に移した。それは次の通りである。

陸軍事務所ニ於テ、虎烈刺豫防ノ大會議アリ。三則ヲ建議ス。其一、凱旋行進ノ兵ヲシテ到處ニ止メ、一時病勢ノ景況ヲ諦視シ、虎烈刺並ニ類似症ノ者ヲ撰テ避病院ニ移シ、殘餘健康ノ兵ニハ充分豫防法ヲ行ヒ、數週日ノ經テ初メテ發途ヲ許ス可シ。其二、九州ヨリ旋歸スル事ヲ一時停止ス。其三、神戸ニ假營ヲ設ケ、檢疫規則ヲ嚴ニシ、船中若シ虎烈刺ヲ發スル者アラハ、病者ヲハ避病院ニ移シ、同船シ來ル者ヲハ假營ニ入レ、其健否ヲ檢シテ後、初メテ他ト接スルヲ許ス可シ。此三則共ニ行ル。然レトモ、此三則ヲ戰餘ノ士卒ニ實施スルニハ、威權充分ノ人ニ非スンハ行ヒ難シ。乃チ三好少將ハ神戸ニ、四條少將ハ西京ニ趣テ、其號令ヲ發ス。

さしも猖獗を極めたコレラが、十月十日以後は、病勢頓に減退し、十一月に及んでは、陸軍部内に全く跡を絶つに至つたのは、全くこの三則が嚴然と行はれたためであつた。

この虎烈刺病事件のとき、若き備醫後藤新平は拔かれて、佐藤軍醫と共に、西京東福寺なる陸軍格列羅避病院に急派された。その時の情況については、上掲報告に、次の如く記されてある。

十月一日、諸隊發行、路ヲ東海道ニ取ントシ、西京ニ入ル。汽車中發病スル者七八十名。西京檢疫掛巡査、之ヲ停車場ニ要シテ府廳ニ報ス。該隊三本樹三條橋邊ニ投宿シ、續テ發病スル者頻々休マス。隊附醫官之ヲ粟田口ノ京都府療病院ニ舁送ス。地方官大ニ驚キ、即時ニ府下ノ醫師ヲ徴發シ、避病院ヲ伏見街道東福寺内ニ設ケ、所々ノ病兵ヲ入レテ療養セシメ、且ツ急ヲ大阪臨時病院ニ告ク。東福寺ハ市街ヲ離レ、境内廣延ニシテ、茂林脩竹圍繞シ、避病院ノ占地頗ル其宜キヲ得タリ。而シテ府廳ニ於テ看病者ヲ募ルニ、皆恐慄シテ肯テ應スル者ナシ。止ヲ得ス、受産人數十名ヲ強テ看護ニ當ラシム。未タ藥局處方箋等ノ設ヲ爲スニ遑アラス。患者ハ陸續高堂ニ堆シ、

ス、互ニ相擁シテ呻吟號泣シ、其穿ツ所ノ衣服ハ、戰地血ニ染ムノ餘、更ニ復タ吐瀉物ニ汚レ、慘憺見ルニ忍ヒス。誰カ敢テ傍觀スル者アランヤ。醫員ハ躬親ラ藥瓶ヲ帶ヒ、病室ニ入リ、洒露鑵ニ石炭酸水ヲ盛リ、傍ヨリ灌漑シテ毒氣ヲ消除シ、扶ケテ臥褥ニ就ケ、懇ニ藥液ヲ服サシム。

備醫後藤新平が、十月五日、日給金二十錢を增額されたのは、この勞に酬いるためであつたらうと思はれる。

この時の、コレラ病患者並びにその死亡者は、大阪陸軍臨時病院所管のものだけで、大阪、神戸、西京の三所を合せ、發病者は將校十七名、下士百九名、兵卒七百八十九名、雜部百三名、合計千十八名。そのうち死亡者は、將校六名、下士五十七名、兵卒四百九名、雜部三十名、合計五百二名に上つた。

發病者千名の上に出で、その半數がつひに死亡したといふことは、西南戰爭史中においても、特筆すべき大事件であつたと言はねばならぬ。當時の陸軍にとつては、實に手痛き經驗であつた。後に日清戰爭の時、似ノ島に未曾有の大檢疫所を設けて嚴然たる制度を實施したのは、主としてこの苦き經驗に基くものであつた。

さうしてその當時、大檢疫所設置を主唱したものが、往時の大阪陸軍臨時病院長石黑忠悳であり、臨時陸軍檢疫部の事務官長として、實行の任に當つたのが、往時の若き備醫後藤新平であつたといふことは、決して偶然であつたといふことはできない。

六、鎭臺病院と縣立病院の達引

十一月も半ばに入ると、さしも繁忙を極めた大阪陸軍臨時病院の仕事も、ほぼ終末を告げんとした。卽ち備醫後藤

新平は、遠藤軍醫副と共に、二百二十七名の患者を擁して、海路名古屋に赴いた。そして十一月二十六日、彼は大阪陸軍臨時病院の傭醫を免ぜられ、翌二十七日から更めて名古屋鎭臺病院の傭醫を申付けられ、月給十五圓を給せられることになつた。

然るに此處に、爲に油揚をさらはれたやうな感に堪へなかつたのは、愛知縣病院であつた。後藤は元來、自分の病院の者である、大阪陸軍臨時病院へは、本人の希望に任せ、修業にやつたのであるが、さて名古屋に歸つて來たと思ふと、逸早く鎭臺病院の方に採用されてしまつた。そんな馬鹿氣たことはない。

そこで愛知縣病院では月給は三十圓でも四十圓でも出す、どうかもう一度歸つてくれぬかと、内談して來たので、彼は直ぐにこのことを鎭臺病院長横井信之に相談すると、横井の性來の癇癪玉が破裂した。

『縣立病院が、陸軍の人間を、横取りするとは何事か。一體月給をもつて人を左右しようなどとは、人を遇するの道を知らぬものだ。』

當時縣立病院と鎭臺病院とは、犬猿もただならぬ間柄にあつた。何事につけても競爭し、何か問題があると軋轢してゐた。そこへ後藤の問題が起つたのであるから、兩方とも、意地にかけても、彼を自分のものとしようとしたのは、無理もない話である。

この兩病院の抗爭に加ふるに、三重縣からは、後藤を醫學校敎諭兼病院長として招聘したいと交渉して來た。月給は七十圓出すといふのだ。これも横井院長に相談すると、

『それは素敵だ。直ぐに引受け給へ。但し内五十圓は俺に寄越すんだよ。病院長の方の仕事はみんなおれがしてや

る。』

と、戯談は言つてゐたものの、やはり彼を手離さうとはしなかつた。

かうして愛知縣病院と、名古屋鎭臺病院との確執は、ます〱猛烈になつて來た。縣立病院の方では、何でもかんでも、後藤を返せ、後藤を返せと、まるで貸金でも催促するやうに言つて來る。横井鎭臺病院長はます〱癇癪を破裂させるといふわけで、この爭ひ何時果つべしとも見えなかつたが、つひに或る日、縣立病院のドクトル・ローレッツは、鎭臺病院を訪ねて、直接談判に及んだ。

『私は御存知の通り、外國人のことでありますから、約束の期間だけその職を執つて、約束の報酬を得て歸國すれば、それで可いわけでありますが、しかし私としては、どうか日本のために、且つは日本の醫學界のために、立派な醫者を養成して、公益を將來に期して行きたい。それが私の本懷なのであります。ところが數ある醫員と學生を見ても、後藤君を除いては、私の後繼者となるやうな人材は一人もゐない。どうか國家のために枉げて後藤君を縣立病院へ返して戴けますまいか。私は彼を私の後繼者として、立派に仕上げて行きたいのです。』

この情意をつくしたローレッツの言葉を聽くと、生來感激性に富んだ横井は、ポンと膝を叩いた。

『よろしい。貴君は西洋人ではあるが、その精神は立派な日本人だ。後藤は快くお返ししませう。どうかよろしくお願ひします。』

かうして後藤は再び、愛知縣病院に歸ることになつた。その辭令は「醫學所一等訓導囑託候事、月給二十五圓」といふのであつて、破格の昇進振りであつた。時に明治十一年三月一日。名古屋鎭臺病院にあること僅かに三箇月と四

目に過ぎなかつた。

第三節　名古屋時代の生活

一、躍　進

再び名古屋病院に歸つてくると、彼は火のやうな勢ひで勉强をはじめた。

彼は後年人に語つて、苟くも官職に就いてゐるときは、病氣になる位の勉强をしなくては嘘だ、とよく言つてゐたが、それは若い時からの彼の主義であつたやうだ。

果して彼は、名古屋病院に歸來すると間もなく、過勞のため肺病に罹つて、病を名古屋の東山に養ふ身となつた。此の時に彼の恩師ローレッツが、病氣の診療から食事の世話に至るまで、親身も及ばぬ温情を傾けたのは、深く彼を感激せしめた。それは後出の自敍傳中にも出てゐる。

この病氣療養の一頓挫を除いては、彼の名古屋病院時代は、目覺ましい活躍昇進の時代であつた。さうして遂に名古屋に、第二の故郷であるかのごとき深い足跡を遺すやうになつたのである。

彼の青年醫師としての立身の如何に迅速であつたかを點檢して見ると、大略次のごとくである。

明治十一年三月一日に、月給二十五圓で採用された彼は、その七月には三十圓に、翌十二年七月には、愛知縣病院

一等診察醫兼醫學校監事として、月給四十圓に昇つた。監事とは彼のために特設した新地位で、事實上の校長代理であつた。この時、父君實崇は「新平名古屋に於て一等當直醫に昇り給ふと聞きて」、次の一首を詠じて、彼の前途を祝福した。

朝日影とよさかのぼる松が枝の
　　常盤にあれとなほ祈るなり

それから同年十二月二十七日には、すべて院校長の職務を代理すべしと申付けられ、代理中は毎月十五圓の增給を與へられた。蓋し縣病院長佐々木復介は、同年三月すでに解任され、横井信之が病院長兼醫學校長に任ぜられてゐたが、これまた病氣に罹つたので、その病氣引籠中の代理を命ぜられ、そして正式に、「愛知病院長兼醫學校長心得申付候事。但月給六十圓給與」といふ辭令を受取つたのは、明治十三年五月八日であつた。さらに翌明治十四年十月十九日には、その「心得」もとれて、純然たる愛知醫學校長兼愛知病院長となつた。

二十三歳にして院校長代理！　二十四歳にして院校長心得！　二十五歳にして院校長！

まさに素晴らしい飛躍振りと言はねばならぬ。かうして彼は、須賀川以來、心深く決してゐた青雲の梯に、力強く第一歩を踏んだのであつた。

試みにその間の彼の履歴書を拔萃して見よう。

明治十一年　三　月　一　日　　醫學校一等訓導囑託候事、月給金二十五圓
　　　　　　三　月　三　日　　病院三等診察醫兼務申付候事

明治十二年　七月十三日　公立病院診察醫兼醫學校一等訓導囑任候事月給金三十圓

七月二十日　自今往診不少ニ付當分ノ内手當トシテ一ケ月金三圓支給候事

七月　九　日　愛知縣病院一等診察醫兼醫學校監事申付候事　月給金四十圓

八月二十九日　醫學校一等教諭兼務申付候事

十二月二十七日　公立愛知病院長兼醫學校長横井信之病氣引籠中總テ院校長ノ職務代理申付候事但代理中金十五圓給與

明治十三年　五　月　八　日　公立愛知病院長兼醫學校長心得申付候事　但月給金六十圓給與

明治十四年　十　月　十九　日　任愛知醫學校長　準九等

月給六十圓給與候事

愛知病院長兼務申付候事但爲手當一箇月金十圓給與

さらに伯の一自敍傳一は次の如く記してゐる。

此年十二月、大阪陸軍臨時病院ヲ閉鎖ス。病兵ヲ送テ名古屋ニ來リ、鎭臺病院ニ奉職ス。ローレッツ氏此人ノ愛シ、再ヒ愛知縣病院ニ就任センコトヲ慫慂ス。翌年二月、愛知病院當直醫兼醫學校教諭ニ任シ、旁ノローレッツ氏ニ隨ヒ學術研究ス。（中略）

此人愛知病院醫學校ニ再勤スルノ後、大ニ院校規則改正ヲ計畫シ、授業ノ分擔シ、旁教師ノ講義ニ列シ、夜ハ則燈ヲ剔テ書ニ對シテ十二時ニ到ル。院校皆之ヲ賞賛ス。此年四月肺患ニ罹ル。教師ローレッツ氏其勤勉ノ過度

ナルカ爲トス。之ヲ嚴禁シテ、名古屋ノ東山ニ居ヲトシテ病ヲ養ハシテ、訪問最モ懇切、病中給スルニ洋食ヲ以テス。其友愛ノ深キ知ルヘキナリ。

二、虎髯の由來

愛知病院における地位が累進するに從つて、彼も漸く端然たる紳士的生活に入るやうになつた。

顧みれば須賀川時代の彼は、襤褸の袴と跛の下駄で有名であつたが、それは決して彼が好んで爲したる業ではなかつた。彼の性格は寧ろ「容儀端正」なるにある。そしてそれは、この時代に入つて、漸く實現されるやうになつた。

名古屋に著いて間もなく、明治九年十月二日附の父への書信に、次の一節がある。

當地ハ衣裳等ハ最モ美麗ヲ飾サル處ナレトモ絹布類甚高値ナリ。過日小生南部紡一反ヲ求メシニ、其價五圓三十錢ナリ。故ニ御地ニテ秋田八丈南部キ八丈トモ言フ黄八丈マガイ一疋七、八圓位ニテ求メラレ候樣、過日歸省ノ節、石原八右衛門樣御宅ニテ聞及候間、何卒御手數樣ナガラ御聞合、愈右ノ直段ニて求メラレ候ハヽ、早速一疋ナリ一反ナリ、御金ノ御都合ニヨリ御買求メ、速ニ通運會社ニて御贈與被成下度奉願上候。右品物到著之上ハ、代金私ヨリ御手許へ、郵便爲替ニて可奉差上候間、代金之儀ハ暫時ノ御引替奉願上候。

この反物は、彼の依賴通り、國許から名古屋に郵送された。ところが、著いて見ると、どうも田舍臭くつて、彼の氣に入らない。そこで到頭彼は七圓五十錢を奮發して、名古屋で新調した。そのために國許への送金がおくれて、次のやうな詫び手紙を父に送らなければならなかつた。しかし「容儀端正」を持するためには、その位の犧牲は、彼は

意としなかつたのである。

――過日御投與相成候衣服料も、甚遲延相成、汗顏之至ニ御座候得共、實ハ御投與之衣服、赤しま殊ニ木綿之樣ニて、一月著用之衣裳ニ難用立候故、別ニ七圓五十錢ニて衣裳一枚相仕立、夫がため金子不足いたし、遂ニ右之次第ニ至リ、恐縮不斜候。――

生來の美貌に、かうした衣裳を著けたのであるから、彼の風采が颯爽として人目を惹くやうになつたことは想像される。殊にそれが婦人間の話柄の種となつたことも理解される。

またその職業が醫者であつて見れば、かういふ人氣がその仕事の上に反映するのは當然であつた。彼の勤勉と、患者に對する親切とは、その水際立つた風貌とともに、忽ちにして彼を中京第一の人氣醫者にしてしまつた。

色々の噂が當時の彼について殘つてゐる。

ある若い娘さんは、彼に診察して貰ひたさに、態々病氣になつたとさへ傳へられた。彼が東山に病を養つてゐた折のごときは、婦人達からの贈物が、床の間に山を爲したと言はれてゐる。

しかし市井一時の人氣は、大志燃ゆるがごとき青年醫師の心を寸毫と雖も、鈍らすことがなかつた。彼はローレッツや司馬凌海の刺戟の下に、汲々として攻學研究を怠らなかつた。飽くまでも大名醫官たらんとするの志望が、彼の肚裏に燃えてゐたのである。

水澤以來の讀書癖は、この當時において更に熾烈旺盛であつた。彼は死に至るまで知識慾の衰へなかつた人であるが、壯年時代は殊に激しかつた。であるから當時の彼は、何處に行くにも書物を肌身から離さなかつた。

今日に於いても名古屋においては、往診の途上、車上に書を繙きつつ行く年若き彼の姿を記憶してゐる人がある。それを當時の同僚たりし馬島俊平は、「老のくりこと」のうちに、次の如く回顧してゐる。

新平君は、こゝにある寫眞の通り、其の顏の色が白くつて、目もとがぱつちりしてゐたやうす、ちよつと見たところ、結核にでも襲はれさうな容貌であつたが、どうしてどうして、性質剛毅、濶達な男で、初め假病院のころは、安場縣令の宅から出勤され、病院で教師につき、病室をまはる時分は、懐から新聞を出して平氣で見てゐたりして、教師に叱られた事もあつたが、後に再勤の頃は、醫學校近傍の宿屋にゐて、一人の書生の世話さへしてゐられ、毎日出勤前には、そのものへ對し、一定時間何か教授を濟して、それから出てくると言ふやうな、若いに似あはん嚴肅で、秩序をみださん人格であつた。

されば學校へ出ても、同僚より自然にあがめられ、頗る人望家であつた。ある時微恙を氣づかひ、名古屋の町はづれより一里ほど東にあたり、「やごと」といつて、赤松ばかり一たいにはえた山の中の庵へ、轉地してゐらる事があると、教員は殘らず打ち揃つて、そこへ見舞にいくといふ人氣。私は前後十數年間尾張にゐて、此の地の名勝八事（やごと）の景色は、幸この時に一見した。それは五月の四日であつた。

しかし彼の人氣は、單に彼の颯爽たる英姿と、優れたる手腕とのみの產物ではなかつた。それは彼の患者に對する人間的態度の賜物であつた。彼は一生を通じて、その職務に對する眞摯な義務心を失はなかつた。いま醫師としての彼は、患者に對しては渾身の熱情と親切とを傾けた。それが彼に接する人々を動かしたのである。

それについては、かういふ話が殘つてゐる。

彼が病院長となつて後のことである。或る夜、縣令國貞廉平の宅から、夫人の腹痛について、來診を頼んで來た。彼は一應容態を訊いた上、今忙しいから往けぬと斷つた。再三再四、迎へを受けたが應じなかつた。翌朝、縣令に會つたとき、縣令が、

『君、昨夜は一晩待つてゐたが、到頭來てくれなかつたね。』

と言ふと、彼は昂然として答へた。

『私は地方税を以て經營されてゐる愛知病院の院長です。縣民の病氣については、重大な責任を持つてゐます。奥樣の腹の痛いくらゐは、町醫に見せればよいではありませんか』

その實その夜は、愛知病院に大手術があつて、彼は徹夜してその患者の枕頭を見戍つてゐたのであつた。彼の眼中、治療以外には、縣令も貧民もなかつたのである。

かるが故に、彼が病院長となつたころは、金鯱城下第一といはんよりは、むしろ唯一の名醫と稱へられてゐた。どんな重病患者でも、後藤先生に一度診てもらへば、死んでも心殘りはない、とまで言はれたものである。

ただ一つ困つたことは、これほどの名聲を博しながら、時々代診と間違へられることであつた。有名な愛知病院長といふのであるから、さぞかしデップリした老大家であらうと想像して迎へて見ると、白面無髯の美青年であるから、人々の驚いたのも無理はなかつた。折角病院長をと、特に聘しておきながら、往つて見ると、床前閑すら出さない家もあつた。ひどいのは、

『院長先生は、何時お出で下さいますでせう。』

と尋ねたりするのもあつた。これには流石强情我慢の彼も、答ふるの辭に窮したであらう。
そこで彼は一策を案じた。
『さうだ髯を生やしてやらう！』
それが彼が初めて髯を生やしだした理由であつた。時に明治十三年の末、彼が二十四歳のことである。しかもその髯たるや、雙頬より頤にかけての虎髯であるから、また忽ちにして街の評判になつてしまつた。
その髯を彼は名古屋時代から内務省衞生局時代まで持ち越した。明治十四年一月に、彼は髯の記念寫眞を撮つて、故郷の雙親に贈つてゐる。

三、眞俗二諦の說を聽く

この名古屋時代に、一つの事件が起つた。それが伯の永い生涯に大きい影響を及ぼすやうになつたのである。
それは細川千巖との邂逅であつた。
千巖は名古屋東本願寺の嗣講であつたが、佛學の造詣頗る深く、南條文雄を凌ぐとさへ言はれた。人格識見ともに時流を拔き、大谷派學僧の泰斗として目せられてゐた。
千巖病を獲てローレッツの診斷を受けたが、偶〻伯がローレッツに代診を命ぜられて彼を訪れることになつた。診察が終ると、談が人生問題に及んだ。
伯は當時須賀川醫學校に於いて學修した科學萬能說の感化の下にあつた頃であるから、例のごとき元氣な口調で、

滔々と物質不滅の原則を論じ、宇宙の本體が物質であるといふことを談じた。
　高僧は默して、年若き科學者の議論を聽いてゐた。
意氣揚々として壯年醫師は、病院に歸つてきた。彼の眼中には、佛教も哲學もなかつたのである。
　兩三日經つて、彼はもう一度千巖の診察に往つた。すると千巖は病氣も餘程癒えてゐたので、ゆつくり先日の話の續きをしようと言ひ出した。悅んでこれに應じ、夕餉の馳走にあづかつた伯は、ゆくりなくも終生忘れ難き一夜をともに過ごすことになつたのである。
　その宵、千巖は多年の蘊蓄を傾けて、佛教の哲理を語り、殊に「眞俗二諦の說」を詳細に說明した。
　豁然として、彼の眼が開けた。
　彼はこの時はじめて、西洋科學の外に、東洋哲學の大殿堂の嚴存することを悟つた。さうして物質の世界の外に屹立する、燦然たる精神の世界の存在を意識した。感受性の人一倍鋭敏な彼は、嘗て科學の魅力に眩惑したと同樣の熱意をもつて、佛教的理想主義の幽玄に沒頭しだした。
　それが彼の根本的人生觀に廣汎なる影響を及ぼすやうになつた。彼がこの千巖との交遊の結果、從來の物質的本體論が、一躍して唯心的本體論に變化したりと觀ることはできない。むしろ科學的性格は、その意識の世界に於いては、依然として物質論の支配の下にあつたと觀ることが正しいであらう。彼が內務省衞生局技師となつて後著はした「國家衞生原理」の中に顯はれてゐる思想を點檢して見ると、彼の本體論は依然として物質觀であつたといふことが窺はれる。しかしながら、彼は千巖との會見以來、自ら物質論に偏倚したることの誤りを悟り、物質以外に偏たる精神世

界の存在することを強く認めた。その結果彼は、一方に於いて宇宙の本體に關しては、物質中心の說を保持しつつ、人間と社會とに關しては、精神の優越を認め、道德哲學と社會思想とに於いて、一種の理想主義を執つた。その二元的折衷論が彼の生涯を通ずる心的態度であつて、それは彼の著述講演等に顯はれるのみならず、彼の公私の生活を通じて發露してゐた。

彼自身も亦この千歲との邂逅を非常に重要視し、その晩年に於いて、往時を語る折々には、幾度となくこれを談じてゐた。

その顚末を彼は、昭和三年六月、岩手縣醫學專門學校に於いて、「現代の醫學」と題する講演中に、次のごとく語つてゐる。

私が科學（サイエンス）の知識を得るの門に入つたのは、全く醫學を修めた爲めであつたと、今日でも思つて居る。さうして、人類の細胞が人工で出來ると言ふことを初めて聽いたときに、有頂天になつて、人生何事も科學の力に依つて出來ないことはないと思つた。所が二十歲のとき、名古屋に轉任して、司馬凌海先生に就いて學んだ。（中略）さうして、前に言つた人間の細胞が人工で出來ると言ふところから、無神論になつて了つた。怪しい無神論であつたが、其無神論が今度は有神論に變化したことを、一寸話して見ようと思ふ。

司馬先生の所に「無神哲學・有神哲學」といふ本があつた。百科全書の類である。さうしてどちらにも「ウンエルクレールバーレ・ウルザッへ」と言ふ字がある。「說き明かすべからざる原因」と言ふことである。そこで自分は、茲に一つの疑問を生じて來た。それから先生に聽いて見るけれども、どうも、事柄が分らない。

其内に、不審に經過する時に、或日、東本願寺の大學林の教頭の細川千巖と言ふ人が、ドクトル・ロレーッツの診察を受けに來て、それから後に私は代診に往つた。さうした所が端なく、物質保續の學、物力保續の學と言ふ話に至つた。さうして西洋の學說は斯ういふものだと言ふので、私は說いて話して居る中に、神だの佛だのと言ふものが、有るものかといふ意味に涉つて話をした。先きは默して謹聽して居つた。

其事を話した後、二、三日經つて又往つた所が、大變今日は氣分も良し、咳嗽も止つた、飯でも食べて往かぬかと言はれるから、

『御馳走になりませう。』

『それでは此間、西洋學說の話は面白かつたが、私は御當流の眞俗二諦の說を話しませう。貴方聽く暇がありますか。』

『それは伺ひませう。』

と言つた。それから飯を食つて話し出した。さうした所が、滔々と三時間程も續けて話して聽かされた。

さうして其の中に「眞如法性の理體が無明の因に依つて俗體に化す」と言ふことがある、是が卽ち森羅萬象、人類其他の物に化すのである、さうすると始あり終あり、生死と言ふものが出て來る、是が佛法で謂ふ因果の道理であるといふことの話があつた。

此話を三時間計り滔々と聽かされた。そこで「無明の因」と言ふことは、「ウンヱルクレールバーレ・ウルザッヘ」と言ふことと同意義で、どうしても天地萬物の一大原因、人間を超越した力と言ふものが、確に有るもの乎

と言ふことの概念を得た。それ迄大に自分が疑を持つて居つた點に就て、之を解く資料を得たのである。そこで私は有神論に變化するやうになつて來た。斯う言ふ思想上の變化を見たことは、今から考へて見ると、私の生涯中非常な精神上の大變化であつた。而して無神論が有神論に變化したことは、總ての問題を解決する根本を成すに至つたのである。卽ち實際に科學が幾ら進歩して往つても、機械的の作用で總ての事を釋明することは出來ないと言ふことを知つた。今日唯物史觀の說が盛んに行はれるけれども、一方に唯心史觀の區域が缺けて居るやうに思ふ。そこで物心一如と言ふことが、どうしても人類生活の妙諦であつて、今日の學問が如何に開けて往つた所が、どうしても生活の原因を機械的に說明するのみでは、未だ盡きざるものがある。そこで一部ではいかぬ、全部の關係を明かにすると言ふことでなければならぬから、全部の關係を明らかにして進むと言ふことが第一義である。

これが彼の「眞俗二諦の說」を聽いて得た結論である。彼はこれによつて自ら「無神論から有神論に變つた」と言ふけれども、それはむしろ、彼の本來の物質的本體論に、超自然的精神觀を附加したものに過ぎなかつたことは、文中に於いて明かである。若し「眞俗二諦の說」を突きつめ、「無明の因」に心を潜むるならば、純正の心靈的有神論に入らざるを得なかつたであらう。然るに彼が、それに到らずして、單に物質的本體論の綜合者を、「無明の因」として片附けてしまつたことは、彼が一種の折衷論に止まり、且つ青年時代の科學の影響から全然蟬脫することのできなかつた證左であつて、そこに寧ろ彼自身の自然のままなる性格が流露してゐる。

しかし折衷論にせよ、兎に角一種の超自然的存在を認めたことは、彼の思想に一大轉向を與へたものであつて、玆

に彼は一生を通ずる指導原理を把握したのである。

醫師としての彼の地位は、日ましに中京に於いて重くなりつつあつた。彼は既に院校長代理として、縣立病院中の第一人者となり、聲望は縣下より隣縣にまで波及してゐた。彼が須賀川に於いて心中深く決してゐた「大名醫官たらん」といふ希望は、著々としてその緒につかんとしてゐたのである。

四、父に最後の孝養

しかるにこの當時、彼の心を日夜苦しめたる一事があつた。それは郷里水澤の兩親のことであつた。

父實崇は謹嚴なる學者肌の人であつて、貨殖の業に長じてゐなかつた。且つ既に記したるごとく、後藤家は本來有福な家でなかつた。そこへ維新の大激變が訪れたのであるから、後藤家の生計の困難は想像されるのである。

實崇は、明治二年、審理局よりすでに學校助教を申付けられ、明治六年には水澤縣より水澤小學校助教を、同八年には同假助教を申付けられ、明治九年には磐手縣より水澤學校一級助教を申付けられてゐる。しかし伯の須賀川時代には、長子新平に碌々仕送りもできなかつたほどであつたことは既に記した通りであり、しかも伯が名古屋に轉じて以來は、その生活は更に苦しくなつてゐたやうである。

茲に於いて、實崇は寄る年波とともに、杖とも柱とも賴む長男新平の顏が見たいといふ願望が、日ましに强くなつて行つた。殊に彼の晩年は病弱であつたことから、益々新平を身邊に置きたいといふ親心が募つて行つた。

實崇は切々の情を籠めて長子新平の歸郷を促した。一便々々と來る家信は、さういふ父からの督促に滿ちてゐた。

いま青雲の階梯を勢ひよく登りそめたる彼は、後髪引かるるごときこれら郷信のため、日夜苦しめられた。殊に孝心厚き彼は、病弱貧困の父を思つて、半夜眠り難き幾夜を過ごした。

青雲の宿志、一擲すべき乎。

家郷の病父に一時の忍耐を請ふべき乎。

石心鐵腸の彼も、心緒亂れて絲のごとく、右顧左眄、決することを得なかつた。

明治十一年十一月二十七日、彼が父に宛てて送つた次の長信は、當時の彼の苦惱を物語つて餘蘊がない。

十一月十七日御差出の朶雲、過ル廿三日相達し、跪而奉拜誦候。時下皆様益御壯寧御消光の由奉慶賀候。降而迂兒無異奉務、現今は當時院内及縣廳の人望頗るよろしく候故、迚も辭職は六ヶ布、殊に本日ハ衛生事務爲取調、出京被仰付候に付而は、明後廿九日當地發途、東京へ罷登り候都合に御座候。何卒暫時の間御忍ひ被成下度奉存候。尚東京著の上は、委曲可申上候へ共、當縣令も非常に迂兒に衛生の事を委任致され候故、難去情實に付、尊大人の御病氣御療養も御快方に候はゝ、來月末に家事椎名御兄様へ御委託の上、東京迄御出向相成候様致度、左候はゝ、東京より愛知へ御供申上度心組に御座候。都合により東京御用濟次第、一度歸省仕候てもよろしく候へ共、來春一月始にあらされは、東京より歸省は六ヶ布御座候故、寧ロ東京へ御出向相願候方可然と奉存候。迂兒も進退毀譽共、愛知縣に在テハ、新聞紙に掲載相成候程の名聲を得候仕合に御座候間、御安心被遊候て、愛知へ御出向被成下度、伏而奉願上候。此上日本全國へ我名譽を揚け、御兩親様へ御孝道を盡し奉り度、日夜苦慮仕候。過日呈上の醫事新報、此節は東京に賣捌所有之、追々全國へ發兌の積りに候。且つ其他私一人にて著したる書籍

板行せんと、此節譯纂中に御座候。必辻生は山崎、齋藤等に讓らさる樣、日本全國へ我名を轟かさんと企望仕候。既に此節は尾張、美濃、伊勢、三河、信濃、俊河等には、醫事新報の爲めに、頗る我微名を知る者あるに至れり。若し尊大人御病氣にて、迚ても御出向難相成候はゝ、一度辻兒東京より歸省可仕、又御出向相成候はゝ、今より御都合相成候て、來月末に東京へ御出向相成度、伏而願上候。御老體に對し奉り、甚だ不孝の事を申上候樣に御座候へ共、辻兒の衷情深く御憐察相成候はゝ、又可愛孝心の眞味も可有候間、篤と御勘考相成度奉願上候。書外萬縷東京著の上可申上、先は御答迄早々頓首再拜。

この長信は遂に父實崇を動かした。

實崇は意を決して、妻利惠子と次男彥七を伴つて上京してきた。しかし彼が、當時未だ長男新平を十分信用してゐなかつた證據には、彼がその旅費全部を調達して携帶してゐたことであつた。彼はただ、新平を幼少時代の腕白者として記憶し、大都名古屋の流行醫としての價値がどの程度のものであるかが、分つてゐなかつたのである。このことを、伯は晚年に至つて近親者に物語つて苦笑してゐた。

上京した兩親は、東京見物を濟ました上で、海路名古屋に赴き、滯在約十箇月の後、彥七だけを後に殘して水澤に引返してしまつた。

その當時の模樣を物語つて、彥七は次のやうに語つてゐる。

水澤から私共親子三人、車を通しで乘つて來たのですが、田舍の車屋がよく途を間違はずに來たものだと、今でも感心して居ります。兄は其の頃月給が僅かに四十圓と言ふことでしたが、よく私共を呼んで呉れたものです。

餘程儉約して蓄へてゐたものと見えます。

千住から日本橋南傳馬町の兄の泊つてゐる伊東屋といふ宿屋に著いて、私が先きに車から降りて、後藤新平と言ふ人が居るかと聞きましたら、宿の者が後藤さんは海軍軍醫の藤田圭市の家に行つてゐると言ふので、兩親を其處に殘して、私一人また車に乘つて、その藤田といふ軍醫の家に行きました。兄は洋服姿で出て參りまして、唯一言「今來たか」と言ひましたが、私はただ嬉し淚を流して、答ふることが出來なかつたことを記憶して居ります。

それから、兩親と私とは、新橋の宿屋に泊ることになりました。そして毎日見物をしたのですが、兩親が芝居好きなので、新富座、猿若座など、當時有名な芝居は、みな兄が案內してくれたのです。二箇月近くも滯在したやうでした。無論兄もずつと居たのですが、まだ內務省の用事が濟まないので殘ることになり、私共親子は一足先きへ名古屋へ行くことになりました。

初めて汽車といふものに乘り、橫濱へ參つて、彼處から四日市行きの船に乘つて參りました。名古屋に著きますと、兄が福島時代から世話した柳沼源六といふ人が來る譯でしたが、この人は早く東京へ來たので、名古屋の事は竹內寬平（三河國寶飯郡の醫師の倅）といふ人が世話してくれまして、兄の指圖で得月樓に泊りました。得月樓といふのは、賴山陽が名づけた所で、名古屋でも有名な料理屋であります。宿屋でもない料理屋が、私共親子を泊めて歡待してくれました。

そのうち名古屋市竪三ツ藏町といふ處で、十二疊一間、十疊二間、八疊、四疊といふ、士族の家でとても大きい

家を借りて、一戸を張ることになりました。それ等の世話は一切、前に申しました竹內寬平といふ兄の書生が奔走してやつてくれました。

暫くして兄が東京から歸りましたが、それから兄と一緒に伊勢參宮をしました。その他あの邊を隨分ゆつくり見物しました。兩親は歸鄕を急ぐため、京大阪には行きませんでした。何しろ東京から名古屋と、一年位も滯在したので、鄕里の事も案じられ、京大阪は後廻しにして、一先づ水澤に歸ることになつたのです。

この一箇年が、彼にとつては、老父に對する殆ど最後の孝養であつた。父は後に述べる如く、彼が內務省衞生局に轉任することに決つて、まだ東京を出ないうちに長逝したので、日々膝下にあつて孝養を盡すの樂しみを果すことはできなかつたが、それだけこの一箇年は、彼にとつて思ひ出深いものであつたにちがひない。

しかもこの一箇年後と雖も、國許より彼の歸鄕を促す書信は絕えなかつた。父も病氣のため氣が弱くなつたせいもあらう。いくら歸鄕し難き事情を陳べてやつても、聽かうともしなかつた。またいくら、兩親を名古屋に引取らうと言つてやつても、實崇は肯んじなかつた。そして殆ど發作的に、

『新平が歸つて來ない。新平が歸つて來ない。』

と、聲を放つて泣き叫ぶまでになつた。さりとて、院校長の重責を帶びて、若年ながら、名古屋市の重要人物の一人となつてゐる身が、さう輕々しく進退できるものではない。これには彼も、ホト／＼困じはてた。

明治十三年十一月一日附、父に宛てたる書信には、次の如く記されてゐる。

追日寒霜相募リ候處、皆樣御揃益御淸福と奉賀候。降而小生始メ當方無異、御安神奉願上候。陳者小子儀、來春

辭職歸國の心組にて、種々縣廳へも相談候處、難儀には可有之候得共、奉職致し吳れ候樣、懇々示談有之候ゆへ、斷然袂を拂ひ候譯にも到兼候內、色々小生の議論も相行はれ、金錢上の利益とては無之候へ共、萬事縣廳にても、縣令を始め採用致し吳れ、橫井一等軍醫正も、不相替小生ニ同論にて、贊成に付、先當分此方ニて奉務の事に相決し候。然るに御家元にては、日々御難澁ゆへ、是非私歸鄕如何樣とも御くらし方御ゆうふくに被爲有候樣、盡力仕候は孝道と存し居候へ共、何分右仕合ニ付、如何進退致し可然か、御指揮を奉待候外無之候。且近日之內、岐阜縣三重縣靜岡縣を始メとし、西京大阪の諸病院巡察の爲め、出張被命候哉の內報承り居候。それに付而も、日增當地に落著盡力不仕候ても、縣令並に人民に對し、不相濟事とも相考、小生の心痛此事に御座候。――

そして父の病やうやく重るや、愛知病院長兼醫學校長として、內外公私繁忙を極めたなかであつたにも拘はらず、明治十三年の八月から九月まで、歸鄕して老父を省した。ついで翌明治十四年一月三十日、雪降り積む日に、父急病の電報を受け、「觀撓竹之伸展決鄕行」と題して次の一詩（伯自筆詩稿による）を賦し、鄕里水澤に急行した。

滿窓風雪固無情　此際遊人百慮生
他任古來成敗緣　好看竹操決鄕行

さうして懇ろに父の病を看た後、再び名古屋に歸任の途に就いたのが、三月六日であつた。次記は方に鄕里を發せんとして志を陳べたる詩である。（伯自筆の詩稿による）

委天成敗盡微力　時是万邦交際時
遊子未離父嫫國　今朝何又須遲々

かくのごとく、彼は已れの立身のために、老ひたる病父を捨てて顧みざる不孝の子ではなかつた。しかしそれでもまだ、病父は得心がゆかなかつたと見えて、つひに最後まで、彼の歸鄕を促してやまなかつた。

明治十五年四月二十六日、彼は姉に宛てた書信のうちに、次の如く記してゐる。

――御尊父樣御事、わたくし歸國の事、日夜おんのぞみのよし、誠に私に於ても難有、且速にかへり候樣仕度ぞんし上參らせ候へ共、何分にも天下のために思ひたち候事有之、一旦奉職仕候事ゆへ、しかけ候事終り不申候而は、辭職仕候事も不相成仕合ニて、ふぐは喰ひたし命はをししと申場合にて、心中困迫無此上事ニ御座候。――

五、弟彥七の養育

兩親が水澤に去つて後、彼は弟の彥七を手許に留めて、その養育に當ることになつた。彼に取つて唯一人の弟である彥七に對しては、彼は終生兄らしい慈愛をもつて臨んでゐた。彥七も亦なか〱の兄思ひであつた。

須賀川時代から旣に、彼は彥七の勉學について心を碎いてゐた。當時彼が家鄕に送つた手紙の中には、幾度となく「彥七君の勉學」について問ひ合せてゐる。福島から一寸歸省したときも、「育英新論」一部を購つて、弟への土產としてゐる。「西國立志編」の出版さるるや、直ちに二部を購め、一部は自分の手許に、一部は弟に送つて、熟讀玩味するやうに勸めたことは、旣に須賀川の章下に於いて記した通りである。須賀川醫學校から、愛知縣病院に聘せられたときも、若しその方の話が纏まつたならば、庄內の地に弟を伴ふつもりであつたが、今や漸く名古屋の地に於いて、はじめてその希望が達せられたのである。

彼は先づ弟を、牧山佐藤楚材、森村宜民、尙綱學舍の淺井某などの許に送り、漢學の力を養成せしめた後、名古屋の師範學校に入れた。さらに詩を石井梧桐に學ばしめ、或は洋畫をも習はしめ、時々は名古屋の新聞に投書することすら奬勵した。また福地櫻痴、福澤諭吉などの傳記や論文をも讀ましめた。ゆく／＼弟を、新聞記者にするつもりであつたらしい。

然るにここに、弟彥七の養子問題が起つた。彥七は七歲ぐらゐの頃、水澤藩の家老中目家の養子に決まつてゐたのであるが、それが有名無實になつてしまつたので、それを名古屋の富豪沼浪家に、壻養子にしようといふのである。明治十三年十一月一日附、父への書信にある通りである。

――彥七君事、過日呈書之節、斷然他家養子之儀、相止め候事に決定之處、遂に議論相變じ、沼浪家養子致し候事に相成、既に過ル十月十七日、吉方に入家爲致候。實は一回御伺申上候上にて可致上と奉存候得共、曾て彥七君身上之義は、小生へ御依賴相成候事にも有之、且此度之養子、別家養子にて、先方の娘九歲に相成、委細御姉樣へ申上候通りゆへ、御心配被爲有間敷と奉存候。然るに中目離緣之義、是非急速ニ相片附申度と存候得共、其地の都合如何ニ御座候哉。本人後藤と改正之儀申出候とて、籍受取候方可然、其上にて又沼浪へ入籍之方ニ致し度奉存候。如何御高案を仰き奉り候。――

養子先の沼浪といふのは、名古屋の醫家であつて、當時の金で四、五萬圓の資産家であるといはれた。此の家から學資を出して、東京に遊學せしむることとなり、東京大學醫學部に入學せしめ、ゆく／＼は洋行までさせようといふ話であつた。

明治十三年十二月十一日附、父への書信にある通りである。

――彦七君事、先日專斷を以て、當地沼浪龍藏と申醫家へ養子爲致候處、先方之家族、畢而好人物にて愛育致し吳れ、殊に金滿家ゆへ、衣服等も十分先方より相備り、過る七日當地發途、獨行にて東京遊學爲致候。先人籍相送り候迄は、學資金旅費等、小生より支給致し候筈に御座候。夫故至急彦七君の籍、中日より御受取、當地へ御送附相成候樣致度候、中々先方大家にて、四、五萬圓の株に候へ者、水澤邊ニテ養子致し候迚難出來、況や他國にて是程の大家へ養子致し候事、當人非常之幸福に御座候。尤も追々御兩親樣當地へ御來臨に相成候ても、萬事御面目よき御事に御座候。併自慢には無之候得共、畢竟小生の德名古屋に轟き候故之事ニテ、中々彦七君學力のみにては、未た此幸福を得ること難し。何れにしても、御安心と奉賀候。當年より來年十月迄は、櫻井郁次郎と申人へ依賴致し置、來年十一月大學醫學部へ入學爲致候積りに御座候。尤も人別來著之上ハ、萬事先方より仕送り之筈に付、本人之氣力次第にて、洋行も出來可申候。――

然るに東京遊學後の彦七は、兄の期待を裏切るものがあつた。その當時の學費は、普通五圓と稱せらるゝところ、毎月十二圓宛の支給を受けるといふ結構な身分であつたにも拘はらず、金滿家に養子となつた心の緩みか、遊惰に陷つて學業が修まらなかつたからである。そのためいろ〳〵問著を生じて、終には養家の戸籍をぬくことにまでなつた。尤も沼浪家では、これは單に懲しめの離緣故、是非再緣をと懇望し來つたが、本人の希望もあり、今度は兄が斷乎として應じなかつた。それは、明治十五年十一月八日附、姉へ宛てたる次の書信に示す通りである。

――彦七君緣談の事ハ、本家へは相談仕度候へ共、本人義以來私の厄介と相成候而も、養子には遣り不申との決

心に御坐候。且つ沼波より再縁談之義、頻々申越居候。元來沼波ニても、りゑん致度無之處、彦七君金滿家へ養子仕候ため、安心致し、東京表ニてほうとう仕候て、學問もみかきかね候と、私みとめ候ゆへ、左様ニ金のみつかひ候而、馬鹿者ニ相成候而は、養家へ對し候ても、面目無之候ニ付、私より離縁之義申入候處、先方家內中聞入不申、本人こらしめに、表向離緣、戸籍迄復し候而、萬一本人奮發勉勵仕候ハヽ、再縁致す筈ニ內約仕置候ニ付、此節頻ゝ先方より再縁之內約束、猶一入相固め置度申越候へ共、彦七君尙遊惰ニテ于今一人前ニ可相成と存し候見込も無之候故、相ことわり置候。只今の處ニて、本人如何なる人に可相成か、先小生の厄介ものと相成候方と被存候。今ためし中ニ御坐候。然るに何方へニても縁談仕候ては、私の心中にうたかはしき人物、他家つかゝ(ママ)(へ賑與)はし候て、相續爲致候事は不相成候ゆへ、御ことわり被成下候方可然とそんじ上參らせ候。――

しかし弟思ひの彼は、この事件で懲りることなく、更に熱心に彦七の世話を續けた。

六、お秀との婚約

もろ／＼の家庭的事情のうちで、この時代の彼を最も惱ましたのは、彼自身の結婚問題であつた。母の實家坂野に、お秀といふ女があつた。彼には從妹にあたる。幼さい時からの許嫁であつたが、一旦破談になつてゐたものを、今度再び縁談をもちかけて來たのだ。

この結婚に對して、彼は醫家としての立場から、最初から反對であつた。後に述べる「愛衆社」の機關紙「四季醫報」の第一號に、彼は「結婚論」と題して、近親結婚の弊害を述べてゐる。今日となつては、もはや陳腐の學說に過

ぎないが、當時における彼の思想の一端を知るべき材料として、その一節をここに轉載する。

夫レ婚姻ハ衛生上ニ最大緊要ノ關係ヲ有スル者ニシテ、一國人民ニ於ケル健全長壽ト健全生殖トハ、咸ナ之ニ因ラサルナク、邦國ノ富強ニ影響ヲ及ホスニモ亦尠カラサルカ故ニ、歐洲各衛生家夙ニ談論スル所ニシテ、苟モ愛國ノ志アル者ハ豈ニ之レヲ忽諸ニス可ケンヤ。本邦ノ俗、單ニ癩病家系ノミヲ嫌ヒ、血族相婚シ、婚齢嫩幼ニ過クルニ臻テハ、敢テ意トセサルカ如キノ弊アリ。故ニ今爰ニ歐洲衛生家ノ論説ヲ稽テ、一言セサルヘカラス。凡ソ婚姻ヲ行フニ方テ注意ス可キ衛生的關係ハ次ノ二件ニシテ、即チ其一ハ婚姻ヲ行フ年齢、其二ハ親族相婚シ、又ハ不治ノ薄弱家及遺傳家互ニ相行フ婚姻之レナリ。（其一）（中略）（其二）親族相婚シ、又ハ不治ノ薄弱家及遺傳病家互ニ結緣スルカ如キハ、甚タ害少カラサルヲ以テ、設シ禁制ヲ以テ、之レヲ行フ事ヲ能ハサラシムル事ヲ得ハ、其方ヲ施サン事ヲ欲スト雖モ、之レ素ヨリ套話談舊ノ譏ヲ免レス。實ニ言フ可クシテ行フ可カラサルノ如何セン。

抑々親族婚嫁ヲ行フカ爲メニ、其孫胤ノ健康狀態ニ甚タ不幸ナル關係ヲ與フルヤ、諸家ノ經驗ニ於テ論定セシ所タリ。其最モ屢々發見スル者ハ、産兒生活力ノ缺損、分娩前后ノ産兒死亡、神經系統ノ疾患、癲癇、白痴等之レナリ。上ニ比スレハ較々少ナキモ腺病及腺病的續發症ヲ發スルコトモ亦之レアリ。其他不姙症、受胎權減少、早産及畸形ヲ發見スル事アリ。假令ヒ此等ノ件ハ未タ生理學的ニ説明ス可ラサルモ、血族相婚スル弊害ノ健康上關係ハ、實際ノ經驗ニ於テ確明ナル處ニシテ信スヘキ者タリ。（中略）而シテ上ニ言フ處ノ禁制ハ、一定ノ遺傳病ノ減少或ハ廢滅ヲ得ンカ爲メニハ無益トナスヘカラサルヤ明カナリト雖トモ、惜哉各人民自由ノ權利ノ妨クルニ奇

ルヲ以テ之ヲ法令的ニ佈告シ、實行スルコトヲ得セシメス。故ニ到底教育ノ進歩ニ由テ化シ、又ハ可禁的（血族又ハ虚弱家）ノ婚媾ニ由テ來ル覆轍ヲシテ悔悟シテ格ラシムルノ外、良策ナキモノトス。

以上が醫家としての立場から、彼が、近親結婚に反對する理由の概要である。加ふるに、この縁談については、里方たる坂野家が、或は一旦破談を催促しながら、また〳〵縁談を申込み、或は彼に對して悪聲を放つなど、その態度に慊らぬものが多かつた。そこで彼は、明治十三年三月二十六日、父に宛てて、斷然この縁談不承知の旨を通じてやつた。

――私妻帯の義に付、嚮きに八幡小埜御兩家之御心配にて、殊更御投書に預かり、難有奉存候。附而は御簡諭に隨ひ奉り度と相考候へ共、私當地の身上にては、何分未だ妻を娶り候勢には難到、書生の身ゆへ、彼是情實不可なる所あり、御世話御斷り申上候。定而此儀に付而は、私の所分御兩親様には御不快に可被爲有、奉察上候へ共、愛衆社四季醫報第一號にも論述せし通り、（是は近日出版仕候に付其上にて送るべし）親戚重縁は衞生上之弊害にして、可禁のみならす、一旦私へ縁約し、破談を坂埜家より催促し、之を承諾して、他家へ嫁縁之談をなし、或は郷里友人某よりの紙面によれば、小生妾をおきしなど、或は自己の好みにて榮華に泥み、妻を娶りし云々と、評判致し候由、不敬之極無此上候。併し畢竟是等の事を證にとり候ては、婦女子の如く、甚だ小人らしく御座候ゆへ、私に於て關係なし、且お秀さんへ萬々氣の毒に御座候（何も私の破談で疵になる譯でなくとも、彼是世間の話により、處女は恥入るものゆへ）間、改めて縁談仕度奉存候へ共、前條の次第に付、先以て斷然破縁と相決し、過日一書差出申候。――

加ふるにこの縁談については、彼の恩師たるローレッツが、絶對に反對であつた。ローレッツは、名古屋時代の彼にとつては、重大なる關係ある人物である故に、序ながら少しく略述する。

七、ドクトル・ローレッツ

ドクトル・アルベルト・フォン・ローレッツは、墺太利國の貴族で、墺國公使館附醫官として來朝したものであるが、明治九年五月、三年の契約をもつて、愛知縣病院に聘せられ、期滿つるや、更に一年の延期を約し、明治十三年四月まで、滿四年の間、愛知縣病院および醫學校のために盡したものであつた。

ローレッツ赴任當時の名目上の院長は、山中立藏であり、ついで佐々木復介がこれに代つたが、これらはいづれも愛知縣廳の小吏の兼任するところであつて、事實上の校長はローレッツであつたのである。愛知病院の基礎を定めたのも彼であり、醫學校の校規を擴張して病院と並立せしめ、教課二十有餘科を定め、愛知醫學校をして、當時日本有數の大醫學校となしたのも、多く彼の功績であつたのである。

ローレッツの任期滿ちて將に名古屋を去らんとするや、院校長代理後藤新平は、惜別の情に堪へず、次のごとき送別の辭を讀んだ。

――前後の兩約期併せて四年間、君能く其職を奉し、其約を守り、孜々として診治及び教育に從事し、傍ら醫學政事の改進を圖り、屢々衛生警察上の建言を呈し、爲に起死回生の功著はれ、後進啓迪の方備り、衛生保護の道立つ、全期內に於ける君が勤勉の結果たるを以て、曩に縣令此佳績を嘉し、殊更に宴會を開き、褒詞及び若干金

（註、六百圓也）を以て之を謝す。今や後約期既に盡き、旅裝を整へ尾張を去るに際し、縣令を始めとし院黌職員生徒等、腕車百二十餘輛、絡繹として君の行を熱田に送り、離筵を水月樓上に開く。醉裡の離憂猶ほ腸を斷つが如し。凡て外人の本縣に聘せられし者多しと雖、未だ嘗て臨岐如此の情あるを聞かず。況んや曩に生徒教員擧て君の玄德を羨慕して、更に延期を懇望せしに於てをや。」――

以てローレッツの功績及び爲人の一斑を知るに足る。彼に「皮膚病論一般」「コレラ病豫防法報告」「コレラ病新法」などの著述がある。明治十一年五月には、醫學校三級生二級生の需めに應じて、電氣燒爍法及び顯微鏡技術學を教授した。また明治十二年九月の冬期學課では、訴訟學を講義した。所謂「裁判醫學」と稱したものであつて、日本に於ける殆ど最初の法醫學講義であり、これには、醫學校の生徒は勿論、院校の職員、開業醫、警察官など、爭つて聽講した。後に伯が、相馬事件に關係するに至つた遠因の一つは、この講義にあつたといはれる。

具體的功績としては明治十一年一月、汚水排導法の建議を縣廳に具呈し、その實例として、明治十二年五月、自己の考案によつて、院校內に汚水排導を構造し、排水を便にしたことである。また明治十二年一月には、癲狂院の設立を縣廳に建言し、明治十三年四月、自ら獨、英、佛等諸國の築造を斟酌し、我國に適するやうに工夫せる癲狂院を設立した。これは、「外部は泥壁木柱を用ひ、內部は其壁を疊床を以てし、中層には帆木綿を張り、更にペンキを塗りたり。一室尺立方千三百五十八積尺九にして、下方に大約尺餘平方の鐵格子窓二個を開き、室の上方には換氣、並に光線遮透射の裝置あり。而して入口の戸に三寸直徑の圓孔を穿ち、厚き硝子板を嵌入して、室內の狂人を窺ふに便にす。」とあつたほど、實にこの當時においては、日本第一の完備せる癲狂院なりと稱せられたものである。

特にローレッツが意を注いだのは衛生警察のことであつて、明治十一年十月すでに、「健康警察醫官ヲ設ク可キノ建言」を愛知縣令安場保和に提出した。これが愛知縣における衛生警察の濫觴であり、同時に伯が後に鵬翼を張るに至つた原因となりし「愛知縣ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」といふ建議書は、このローレッツの建議をさらに具體化したものであつた。

さらに伯との直接の關係については、前にも述べたる如く、最初に伯の材幹を發見し、鎭臺病院より無理に彼を拉し來つたのもローレッツである。伯が過度の勞苦のため肺患を病むや、殆ど叱るやうにして、名古屋郊外の八事に轉地療養せしめたのもローレッツである。また伯の驚くべき榮進の背後には、つねにローレッツの推挽があつた。伯もまた深くローレッツの學德に服し、或は助手として、或は代診として、片時もその身邊から離れなかつた。ローレッツが、伯を日本における自己の唯一の後繼者として、その薫陶に全力を擧げたる如く、伯もまた勤勉努力、ローレッツの期待に背かざらんことを期した。從つてローレッツは、任期滿ちて石川縣病院に轉ぜんとする時も、愛弟子後藤を手離すに忍びなかつた。伯もまたローレッツなき後の落莫たる院校を、想像するに忍びなかつた。若しこの時、伯が院校長代理といふ重職を擔つてゐなかつたならば、或は恩師ローレッツと共に、石川縣病院に轉じてゐたのかも知れないのである。

ローレッツと伯との間には、かかる水魚の交りがあつたので、彼の結婚問題を耳にするや、ローレッツは筆を取つて、その不可なる所以を詳說し、自らこれを伯の父實崇に送つたのであつた。當時まだ外國人の珍らしかつた日本に於いて、しかも片田舍の水澤で、外國醫からの手紙を受取つたのであるから、家鄉の人々の印象は定めし深かつたで

とであらう。

前掲の父に宛てた伯の手紙は、さらに續く。

過日縁談之義に付、水澤のみならす此地にても、安場家阿川家よりも屢相勸め候に付、教師ローレッツ氏へも内談候處、同氏は甚た不同意にて、尊大人へ一封を呈し、異見を陳へ呉れ可申と一書認め候間、田中俊貞へ飜譯爲致差上候。御落掌奉願上候。素より教師ローレッツ氏發論通りには、迚も參り申間敷候へ共、血縁もなき西洋人にして、尊大人に迄も呈書して、私之一身上を議し呉れ候懇情、實に感心仕候。其私を愛する事は、自己の子を愛するが如し。然るに教師ローレッツ氏事、來四月雇滿期に付、此度賀州石川縣病院轉任に相成、是又當地不日出發之都合に付、研學の柱を失ひ候樣の心地にて、遺憾の至に御座候處、小生も石川縣より月給七十圓にて聘せられ、大に都合よろしき樣には御座候へ共、何分賀州は名古屋より田舍に付、私自身に不好候へ共、教師頻りに同行相勸め候に付、半は轉任と相極め候處、當縣廳にても、是非當地に止まり呉れ候樣との內諭も有之、殊に横井院長歸院迄は、病院醫學校共、私管理致可申と、懇々縣廳より內談に付、斷然石川縣轉任の事は相止め候へ共、ローレッツ氏不在に相成候へは、勉學も是迄より不相進候に付、本年夏迄には、一と先辭職歸鄕、又は當地にて盛に開業可仕かと、內々勘考仕居候。然れ共愛衆社相設け候に付、本年中は當地に住居不仕候而は、功成り名遂けて身退くの時には、到申間敷と被存候。――

八、お秀離縁の經緯

お秀との緣談については、彼は恩師ローレッツの折紙まで附けて、これを斷つたに關らず、國許に於いては、依然としてその取纏めの意見が强硬であつた。
彼の父は勿論、母も姉も頗る乘氣であつて、再三再四折返して彼の承諾を强要して來た。それで彼もとう〳〵我を折つて、
「皆樣のおん氣にかなへ候事に候へば、お秀事は私ニ於てかれこれと申譯に無之」
と姉宛ての手紙に記して、承諾の意思を表示するに至つた。それが明治十三年十一月一日のことである。
そこで鄕里の兩親は、彼の御意の變らぬうちにこれを決行したいと思つた。それにはお秀を名古屋に送つて、結婚の式を擧げさすのが順序であるが、當時の事情それを許さぬものがあつたので、差當りお秀を後藤家に引取つて、老父の看病に當らせることになつた。
かくして一年の歲月が流れた。
ところが明治十四年の末頃から、伯は再び斷乎として、お秀の離緣を主張し出した。しかも今度は以前のやうな抽象論ではなくて、具體的理由に基き、且つ感情的に頗る强烈であつた。その一つの原因は、坂野家の不遜なる態度が、彼の激怒を買つたことであつた。
――先般以來坂埜家よりのおもむきにて佐藤龍三郎君御かき送りの書狀長三郎方參り候より私甚だ不快之次第に候へ共、未タ申上奉らず彼是と前後相考居候へ共、其內又々佐藤龍三郎君より御紙面有之、つら〳〵かんがへ候處、如何にも私に對し無禮之至に御座候。（中略）此度の長三郎東京へ登り、世話に相成候と申うち、如何ほど私

よりよき世話致候やも難斗候へ共、世間の人より見候はゝ、何故とふしぎにぞんじ、わらひものに可相成、是は私の思へばく／＼ふまんにたへかね候次第、且亡長安の意にもかなへ申間敷と被存候。此事私よりやかましく申候而も、今更致方無之候へ共、一旦私にたのみ候て後、東京に參り候節、石原へたのみ候は何事に有之候哉。私にては東京への世話不十分と思ひ候か、甚だうたがはしく御座候。右に付、此度長三郎の世話相斷り、お秀も離縁いたし、坂野家へは一切私出入不仕候間、此段御兩親樣へ被仰上被下度奉願上候。――

これは明治十四年十一月十五日附、姉へ宛てたる書信である。なほ明治十五年一月二十八日、父に宛てたる書簡には、次の一節がある。

――承り候へは、石原共之一系は、尤も不敬之至にて、實に小生に於ても耐へ兼候次第、御察被成下度奉願上候。其故は小生上京後、此地にて承り候へは、彼の半田茂吉と申すもの、頃日尾張美濃地方奔走、歸京後、小生は此節醫士を止め、尾州近在代言人致し居候抔と、水澤出生の諸生へ言觸し候由、之れも其原因坂埜長三郎云々之事より生し候に相違無之、甚以不滿の至に不堪候。――

これと前後して、明治十四年十一月七日、及び十二月十八日、兩度に亙つて、武下、富澤兩叔父にも痛烈なる書信を送り、坂野家へ對して、離縁の交渉を開始した。そのため佐藤龍三郎は、恐縮おくところを知らず、明治十五年一月二十九日附、殆ど無條件なる陳謝狀を名古屋なる彼に宛てて送つて來た。

――恐縮之至り、今更何之御申譯も難相立候ニ付、右不宜義、御兩親樣始上御姉樣御尊公樣方に、右御親類樣方を以テ種々御詫申上候間、此度ニ限り、何卒諸事御差許被成下、お秀義も御離縁無之樣、偏數願候。――

全く目もあてられぬ陳謝ぶりであつた。しかしそれでもまだ彼の憤りは解けなかつた。またたとひ坂野一家の無禮については、佐藤の陳謝を容れて、假に釋然とするとしても、彼としては、他に到底宥し難き一點があつた。それはお秀の母の素行についてであつた。

事實、この一點に至つては、彼は最後まで强硬であつた。尊敬する姉の說得も耳に入れず、畏敬する父の激怒も怖れようとはしなかつた。明治十五年四月二十六日附、姉に宛てたる書簡のうちに、次の一節がある。

――此後は御尊父樣の御意見に隨はぬ事わるし抔とのみ思ひ込み、一さんに御意のまに〳〵したがひ奉り候時は、却て本筋の孝道を失ひ、祖先に對し面目を失ひ、御尊父樣迄も世の中に不忠愛の御方と存し奉り候樣可相成候ニ付、しばらく御尊父樣の貴意にたかひ奉り候ても、名を立て道を行ひ候樣可仕と決心仕候――

以てその斷乎たる決心を見るべきである。そしてこの鞏固なる彼の態度にも拘はらず、お秀離緣のことが、徒らに時日を遷延するのみにて、少しも進捗せざるを見るや、彼は憤懣おく能はず、つひに明治十五年五月四日附を以て、武下、富澤兩伯父に宛て、次の猛烈極まる書信を發した。

華墨拜讀仕候。愈御淸福奉賀候。降而小生歸省之義も、爾今確然相定り候事には無之候。然るに坂埜離緣之儀、毎々兩御伯父樣並に御從弟樣を煩はし奉り、意外の失禮奉多謝候。愚父病氣に付、看護方に人用に付、お秀離緣見合置候との事、是ハ定而愚母姉の說に可有之、甚以て其意を得さる致し方に御座候。如此事延滯仕候時は、最早離緣の念、小生をして絶止せしめんとの策にも可有之か、（中略）是は愚母及姉は、小生に骨肉の實意無之、姑息の情に流れ候ものと被相考候。愈左樣に候へは、小生當方に暮し、歸國不仕、給助として金員たけ送り可申候、

彼の天道倫理を失ひ、加之一家を紊り候ものと類を同く致し候のみならす、義母と頂き、石原如きものと坐を一に仕候事、死すとも小生の精神許ささる所に御座候。彼坂埜に於ても、づる／＼べつたり致し、お詫とか謝罪位にて相濟まし申度とは、甚小生を輕し候仕方にて、其後何の話も無之致し居候抔とは、不敬千萬、迚も不問に置き候事不相成候。愈お秀無之候而ハ、愚父看護出來兼候と申事に候へは、骨肉の姉とてもたのみならす、怠惰ものに付、當地へ引取、小生看護可仕候。小生義も無情の母姉相持ち、不運の至に御座候、度々小生より離縁の事申遣候ても、小生への返事もなく、其書面通り片附も不致、只金を送れ抔とのみ申越候。先便姉方へ、世間には子弟といやしみ、其主意を達せ申さゝるより、骨肉の間離散と相成ものに付、能々注意、至急相片附呉候様と迄申遣候へ共、既に半年餘もづる／＼に致し、無情〻〻無此上候。獨坂埜の不敬のみならす、小生より姉等へ依頼せし件、少しも不相運候は、畢竟小生を輕しめ、申遣候事ケラザイに心得候より生し候と相考、近來骨肉の母姉に候へ共、甚たおもしろからず。迚も此樣子にて一家に暮し候ても、自然心中協和不仕候ゆへ、一致は無覺束候。且愚父も病氣にて、精神不慥とは申ものの、（中略）漸く今日、小生世間の學費千金投ち候人物と、肩をならべ候場合に向ひ候時に到れは、小生歸らぬとてなきさけび暮し、外分を失はしむるに至る。（中略）斯く申時は、不孝に當り候ゆへ、愚父の意に應し、歸省は可仕候得共、母姉等小生に、彼の坂埜後家おゑいを小生の義母と仰かしむるに到り、龍三郎義叔父とするに於ては、決して服し不申候。過日龍三郎より長三郎へ、小生を悪口致し遣し候事抔は小生に於ても不滿の至ニ御座候、他人にて親戚に無之候へば、禽獸の無禮素より其分と明らめ居候へ共、義母叔父としては不問に置き候事不相成候。此度は坂埜家へ離縁の書狀差出候間、愚母姉等異論申立候時は、

分籍論の外他事なく候。其上にて小生の厄介に相成度申事に候へは、小生方へ愚父持は引受世話可致候。先は御答迄、早々不盡。

壓へに壓へてゐた激怒爆發、まさに八ツ當りの觀がある。特に、常に孝心殊に深くして、生涯親に非禮をなさざりし彼が、平素敬愛して止まざりし父に對してまで、かかる激語を發するに至つては、この問題についての彼の憤激が、いかに猛烈なりしかを察知することができる。

この如く彼は、離緣問題については、强硬にして執拗なる態度を持し、四圍すべての異見を排して、遂にそれを實現せしめた。ただその間にあつて、彼の胸中不憫に堪へなかつたのは、お秀のことであつた。お秀に何の罪があるか。この離婚問題が紛糾して、まさに破局に瀕せしとき、鄕里にあるお秀が、心中の悶々に堪へかねてか、縷々情をのべて、どうか一度御歸鄕の上、あなたと私と二人きりで、とつくりとお話致したい、といふ意味のことを、細々と認めた手紙の下書がのこつてゐる。これは下書であるばかりでなく、ついでに文字の稽古もしたものと見えて、文中不解の箇所や、段落の明かならざるところもあるが、手蹟は當時の若き女性には、稀に見るしつかりしたものである。

一筆申上〻。二月十五日御さし出し此御紙面、廿四日ニ横丁へ參り拜見いたし候へた、於ま衛樣御兄樣へ御出被下、いろ〳〵お話し被遊候へとも相かなひ不申ニ付、いさいまようち、いつれ於ま衛樣御下りおはけニ候へて、たまいも亡此事話さスをきと此御事ニ候へハ、亡れハたまいも相な那さまおきゆ何ま橫丁御母樣ならはニ吉小路御父樣と御兩人か、おま衛樣御下り金といたしゆて金拾圓相發せゆへて、きゆすい一先御下り被遊、宜此方を立されて其後又ゝ上京遊ハさゝさハ相かなさぬゆへ、それニ付てハおま衛樣御下り候ニ付それ節ハ、私方ニても

かういたし、前澤山本様御内へ御著被遊、其後私方へ御知せいたゝき度、孫かひ上まいらせ候。さよういたし候へは、私参り出、ゆる〳〵御そうたんいたさゝれハかなハぬ事斗山〻あれ候まゝニ付、御下りまち上、其節ゆる〳〵御そうたん申上候として、横丁より此御紙面ニハいろ〳〵此事あれ有候へとも、於ま衞様御著の上と、私と前澤ニてとくと御そうたんいたし、其後とうともきんミ相つけゆと、私かんかういたし候へは、さよう御ふくみ孫かひ上まいらせ候。なをしも御著のうへ申上まいらせ候。

この手紙は、おそらく清書されて、彼に送られたであらう。それを落手した時、彼は果して、如何なる感慨に胸を打たれたであらうか。その處女らしき純情と、許嫁に對する纒綿の情とに、彼は滂沱たる涙を禁じ得たであらうか。おそらく、いはゆる彼等一一味一に對する憤激の情が烈しければ烈しいだけ、お秀に對する愛憫の情は、彼の胸を焼いたであらう。この故に、「お秀様御事、母おゑいの所行に似ず、却て貞操孝養を盡し候由、私に於ても誠に感服之至、如何様にもかんがへ、程よくいたし遣し度奉存候へ共、もはや計略もつきはて候。本人の心中をおもひやり候へは、私に於ても涙ながれ候次第に御座候」（姉宛て）とは、實に彼の衷情であつた。しかし彼は、これも、一前世の約束」（佐藤龍三郎宛て）または「佛家の因縁」（同上）と慰むるよりほかなかつた。

かくして離縁問題は、つひに赴くべきところに、行きついた。すなはち、父の激怒も、親族の陳謝も、お秀の哀訴すらも、彼の心を動かすに由なく、つひに新平とお秀とは、永遠に路傍の人たるべく、運命づけられたのである。

第四節　自由黨異變

一、板垣退助の遭難

波瀾に富んだ伯の一生中には、劇的要素を含んだ事件が屢ゝ起つた。その一つが自由黨異變であつて、これによつて後藤新平の名が一時に知られるやうになつたのである。

それは明治十五年四月六日に起つた板垣退助の遭難に際し、彼が名古屋より急行して、その治療に當つたといふ一事件である。

この事件は彼の人と爲りを如實に說明するのみならず、彼の後年の徑路に多大の關係を持つてゐるから、少しく遡つて自由黨成立の經過から敍述しておく必要がある。

明治十四年のころは、日本國內に立憲政治要望の聲の勃然と起つたときであつて、しかも王政維新の變革を距ること遠からざる時のこととて、その政治運動も勢ひ殺伐激越の氣を帶び、往々にして常軌を逸するの概があつた時代である。

ゆゑに明治十四年八月二十六日、臺閣を去つて久しく土佐に歸臥したる板垣退助が、海南の健兒を率ゐて鄉關を出で、九月一日をもつて神戶に上陸するや、海內騷然、當路者を驚駭せしめた。彼は今大政黨樹立の計畫を懷にして、

六十餘州の風雲を叱咤せんとするのである。その天下の耳目を衝動せしめたる亦故なしとはしない。大阪朝日新聞は、これを評して「雷雨來矣」となし、一大低氣壓の南海より起つて、政界を震撼するの兆ありと諷した。

その年十月十八日に至り、自由黨は東京に創立せられ、板垣は推されて總理と爲つた。それより板垣は全國遊說の途に上り、東北の行を終つて東海道に向つた。それが翌十五年三月初旬であつた。十日靜岡に著して第一聲を揚げ、さらに下つて名古屋に入り、いよ／＼岐阜に著いたのは、四月五日のことであつた。「自由黨史」に據れば、まさに「花は金華山を蔽ひ、人は陽春に舞ひ、自由の佳氣葱々として寰區に溢るる時」であつたのである。

一行の旅館は今小町玉井屋別館で、玉井屋の本宅は事務所に充ててあつた。

翌四月六日、午後三時、板垣總理は、多數の隨員に擁せられ、群衆堵列の間を、その日の大懇親會場たる、神道中教院に到著した。

この中教院といふのは、岐阜の市街とは全然離れた密林中にあつて、演說會場としては極めて不適當な場所であつた。のみならず、廢屋同然の荒屋であつた。かうした場所で、懇親會を開いたのは、言ふまでもなく、當時の官僚の卑怯なる壓迫の結果で、何處も會場としての貸與を斷つたためであつた。それは今日の政府の反對黨に對する壓迫といふやうな、手緩いものではなかつた。當時の自由黨員は、政府者の眼から見れば、所謂危險思想の國賊であつたのだ。至尊の親任し給ふ政府に反對するものは、取りも直さず叛逆者である。況んや議會や憲法で天皇の大權を制限せんとするが如きは、臣子の口にだもすべからざる不敬事ではないか、といふのである。

その危險思想の張本人ともいふべき板垣退助に對して、中央政府に迎合する當時の地方官が、あらゆる妨害や壓迫

を加へたのは、想像するに難くない。
しかし彈壓が加はれば加はるほど、自由黨員の意氣は奮ひ立つた。當日會場に集まるもの三百餘名。まづ濃飛自由黨員岩田德義の開會の辭に始まり、數名の謝辭祝辭があつて、いよ／＼板垣總理が起ち上つた。その演說は一時間半に亙る熱辯であつた。彼はまづ「余の素志固より帝皇の位をして危殆なるに至らしむるを欲せざるものなり。人民の福祉をして沈沒せしむるを望まざるものなり。」と斷定し、これを立證するために、スペンサーに倣ひ、まづ天文學から始めて、遠心力と求心力の關係を、政治上に援用したものであつた。すなはちその要旨は、
「およそ萬物は、遠心力と求心力との作用によつて保たれる。天體の運行が、この作用に基くは勿論のこと、人間の心理もまた、我々の心意を動かす外界物の求心力と、これを反省する心意の遠心力との平均によつて保たれるのである。道德社會もまた、社會結合を求むる求心力と、自己主張の遠心力とによつて、保たれてゐるのである。政治においてもまた然り。天皇大權の求心力と、人民自治の遠心力とが平均して、こゝに圓滿なる政治の運用が行はれる。これを立憲政治とはいふのである。」
といふのであつて、少しも煽動的なところはなく、むしろ學術講演に類する頗る穩健な論旨であつた。
ついで內藤魯一が起つて、「政略論」といふ演說をやり、それから宮地茂春、上岡美枝等が交々壇上に立つたが、板垣は風邪氣味であつたために、途中でそつと退席した。諸君が見送られると席が亂れるから、そのまゝに散會せられたいと、司會者の二、三の者に言ひ殘して、ただ一人中教院の玄關先に立つたのは、午後六時頃。
式臺に腰をかけて、靴を穿き、傍らに立つてゐる接待員に挨拶して二、三歩踏み出した時であつた。

突然、右の横合から、人影が飛び出した。

『將來の賊！』

さう叫びながら、左手で板垣の右腕を押へ、胸元めがけて突きかけた。刃は左胸に突き刺さつたが、更に二の太刀をと、雙手で勢ひ込んで突いて來るのを、流石は戰場を往來して生死の巷に出入してゐる板垣である。さつと右の肱に全身の力を籠めて、胸當をくらはせた。刺客は思はずよろめいたが、僅かに踏止まると、またもや突きかかつて來た。そのとき板垣が刺客の手首を握らうとして、その拳を押へると、刺客は手を捻つて後へ引いた。そのはずみに、刃は板垣の拇指と示指との間をグサと切り裂いた。

其處へ變を聞いて飛んで來たのが、內藤魯一。いきなり刺客の襟首を摑んで、

『憎い奴だ！』

と言ふなり、仰向けにひつくり返す。途端に、白刃は刺客の手を離れて、白く光りながら、二三間先きに飛んだ。

この時である、倒れてゐる刺客を睨みつけて、板垣が叫んだと傳へられるのは。

『板垣死すとも、自由は死せず。』

實に凛として、千古に響くやうな名句である。尤も、尾佐竹猛博士の研究によれば、これはかうした咄嗟の場合に出たのではなく、後に左右の者を顧みて言つた言葉であると思はれるといふことである。

刺客は、ついで飛んで來た後藤秀一が組み伏せ、後は折り重なつて、人々が有合せの繩で縛り上げて、警官に引渡した。一方、竹內綱は、夢中で板垣の體軀に抱きついたが、氣がついて見ると右手からボタ〳〵血が流れてゐる。

『や、手をやられましたね。』
と言ふと、板垣は、
『予は何でもないが、胸に二太刀やられてゐるから、生命は駄目だ。』
と言つた。すると傍らにゐた小室信夫が、
『總理は聲にお變りはない様ですが、呼吸にかかりますか。』
と尋ねたので、板垣も氣がついて見ると、なるほど、聲に變りもなく、呼吸にもかからない。それでは生きられるかも知れぬと、初めて思つた。
そこで、手拭で手を緊縛し、さらに手拭を丸めて胸の創所へ當て、安藝喜代香の兵兒帯を解いて、その手の上をグルグル卷きにした。
この兇變の刹那に、一同の頭に浮んだのは、これは政府筋の放つた刺客であるといふ考へであつた。板垣は左右に向つて、
『誰れか我黨を粗暴なりと言ふや、彼の粗暴なる事かくの如し。』
と言つた。彼とは勿論政府筋の意味である。
同志の心中に火のやうな憤りが燃えた。
かくして一行は、八方を警戒しつつ、傷ける板垣を、人家のあるところまで運ばうと思つて、宮地茂春が背負はうとしたが、胸を傷けられてゐるので、背負うては痛い。幸ひ足は達者だからと、歩いて行くうちに、左手にお宮が見

えた。竹内が其處へと言つたが、お宮では仕方がないからと、つひに門前の四軒長屋の一部に傘屋を營んでゐる、太田卯兵衞の家にまで辿りついた。

そこで本町の醫師佐藤泰仲を迎へたが、兇變に驚いて應じないといふ騷ぎである。そのうち山崎警部が巡査數名を率ゐて驅けつけ、檢證に著手し、醫師武山巖をして創を檢せしめた。應急手當を施し、檢證を終つたのが午後十時頃。さらに暫く安靜の上、肩輿に乘せ、警戒裡に玉井屋別宅に著いたのは、夜の十一時頃であつた。

刺客は取調べによると、相原尚褧といふ二十七歲の小學校教員で、愛知縣知多郡の橫須賀小學校に奉職してゐたが、板垣の如き危險思想家は、皇室のため、また國家のため、生かしおくべからざるものと信じ、暗殺の目的をもつて橫須賀村を出で、當日は贊成員として會費一圓を旣納して入場切符を得、懇親會場において板垣の演說を聽いた後、この兇行に出でたのだといふことが解つた。

二、物情騷然

「板垣總理兇刃に刺さる。直ちに來つて診察を乞ふ。」

飛電は名古屋の後藤の手に落ちた。それは多年知合ひの內藤魯一からの電報である。

それを受取ると、彼は卽刻縣廳に相談した。縣立病院長の管外往診は、縣廳の許可を必要とするからだ。ところが縣廳はこれを許可しなかつた。已むなく彼は、

「縣廳ではどうしても往診を許さない。本當に治療を賴みたいなら、名古屋へ連れて來て入院させよ。」といふ意味

を返電しておいた。然るに岐阜からは、追つかけ引つかけの電報で、三回目には、岐阜病院長が肺にかかつてゐると言ふから、是非來て貰ひたいといふ電報であつた。玆に於いて、彼はつひに決心の臍を固めた。伯の回顧談によれば、次の通りである。

　すると夜の十時頃かと思ふが、又肺にかかつてゐるから、是非來てくれといふ電報が來た。そこで俺も考へた。これは生命問題である。自由黨がどうとか、板垣の思想がどうとかいふ觀念はないけれども、手當が遅れてその時機を失してしまつてはいかん。これは行つてやらうと決心した。（中略）夜の中に仕度して、朝の三時頃に立つた。汽車がないし、二人曳の車で行くのだから大變な騒ぎさ。それから岐阜へ行くと、てんやわんやの騒ぎなんだ。

實にそれは「てんやわんやの騒ぎ」であつた。

兇變一たび傳はるや、「刺客なほ數名あり、所在に潜伏す。」とか、「政府は更に刺客數名を放てり。」などといふ噂が、風に乘つて飛んだから堪らない。玉井屋別館には、岐阜縣の自由黨幹部の人々が詰めきつて、一切の出入を禁じ、旅館の内外は嚴重な警戒を施し、蟻の這入る餘地さへもない程だつた。

　その間に、縣下の自由黨員は、夜に日をついで岐阜に驅けつける。隣縣愛知からは、自由黨の首領株が、何れも屈彊の部下を引き連れ、我れ先きにと馳せ參ずる。自由黨副總理中島信行は、兇報に接するや、幹部十數名と共に大阪から驅けつける。土佐の立志社では、當年十四歳の板垣の令息鋒太郎を護りつつ、晝夜兼行、四十餘名の猛者連が乘りこんでくる。一方東京の自由黨本部では、顧問の後藤象次郎は、直ちに旅裝を整へ、馬車を驅つて本部に來り、

『板垣既に兇刃に罹る乎。予は之れより岐阜に赴き、一大演説會を開き、死屍を壇上に横へ、以て板垣の爲めに弔

ひ演說を爲さん。而して予も亦斃る可くんば斃れん。」

と、マーク・アントニーのシーザー追悼演說を擬して、意氣軒昂、當るべからざるものがあつた。尤もこれは、板垣の創深からずとの後報に接して思ひ止まつたが、本部にして既に斯くの如し。天下の自由黨員が、板垣の暗殺をもつて、ひたすらに政府筋の挑戰と見て激昂したのも無理はない。各所に、三百、五百といふ壯士が蜂起した。なかには決死隊を募つて、名古屋を略取し、信州伊那の天險に據つて、義を四方に徇へんと企てたものさへあつた。まるで戰爭氣分である。

その中心が岐阜だ。我れ先きにと、絡繹として晝夜の別なく馳せ參ずる人々を見れば、甲冑を著け、長刀を肩にするあり、洋服に銃器を擔へるあり、或は鐵鞭、或は棍棒、思ひ〳〵の得物を手にし、なかには鎖鎌を携へる者さへあつた。

警察力は地に墜ちた。岐阜の秩序は、自由黨の壯士に握られ、武裝せる壯士は、此處に一團、彼處に一群と屯ろして、通行人を誰何し、或は路上に酒樽を据ゑて鯨飮し、或は數十名の壯士が、白刃を閃めかし、喊聲をあげて市中を突進する。變亂の危機は刻一刻と迫るものの如く、人心は恟々として、全街は表戶を閉ざすといふ騷ぎであつた。

この騷ぎのなかへ、伯は二人曳きの車で乘り込んだのである。

三、後藤新平の診察

伯の回顧談は、なほ續く。

行つて見ると、私はその時まだ二十六といふ小僧なんだ。院長としては餘り若いので、こんな小僧でやれるのか知らんと思つたんでせう。そんなに來てくれ來てくれと言つたものが、三十分位待たせた。こいつ一つやつてやらうかと思つたが、或はそんなつもりではないのに、私の邪推だつたかも知れないが、三十分も待たせるので、まあ少しムツトしたわけなんだ。けれど內藤魯一が、そんなことはないからと言ふので、何も言はなかつた。そのうちに岐阜病院長（再三會見した知友）が、前に診察して居るから、立會つて貰ひたいと言つて迎へにやつた。それから、やつぱり私を青僧だと思つてゐるやうな感じがするので、板垣の室へ入つて、

『御負傷ださうですな、御本望でせう。』

と、一喝食はしてやつた。すると板垣ニコツと笑ひましたよ。默つてニコツと苦笑ひをしたよ。見ると籐の椅子に寢せてある。昨夕から飯も食はせないで、肺にかかつて居るといふので靜かにして居るといふことであつた。フロツクコートを著て、ラツコのチヨツキを著けてゐる。その頃はホワイトシヤツは背で合はせる樣になつて居つたものだが、それを著て寢て居る。

すでに應急手當を了へ、また岐阜病院長の診察を經たものが、フロツクコートを著たままで寢てゐるのは、少し變のやうに思はれるけれども、伯は生前常にさう語つてゐた。そして伯が左の胸に手をかけて、ラツコのチヨツキと一緒に、フロツクを取らうとすると、板垣は顏を顰めた。

『あ、此處が痛みますか。』

と左胸部を指して聞くと、

『いや、其處は痛くはないが、此處が…。』

と、グル〳〵繃帶をしてある右の手を見せた。すると、傍についてゐる連中が、いきなり口を挾んで、

『ああ言ふけれども、なか〳〵痛いのです。』

と言ふので、伯はいきなり痛棒を喰はした。

『ほう、君達は不思議な生理作用をもつてゐるんだね。人の痛いのは三年でも堪へるといふが、君達は人の痛いか痛くないかまで判るとは、生理學者も及ばぬ力だ。』

流石の猛者連も、これでもう口を出さなくなつた。

そこで有名な話は、伯が外科用の大きな鋏を取り出して、フロックとラッコのチヨツキとを、スーツと切つて、自由黨壯士の膽を冷やしたといふのである。しかしこれは、伯の談によると違ふ。

それなら痛くないやうに脫して上げようと、カストの中から大きな繃帶鋏を出して、此處（チヨツキの前上部を指す）から鋏を入れて、ずつと兩方へ切つて仕舞つた。さうしてホワイトシヤツを切り取つて仕舞つた。それをみんな大袈裟に言つて、フロツクコートとチヨツキを切つちまつたといふ。

併しホワイトシヤツにしても、なほ疑ひを插む餘地がある。何となれば、伯の到著以前に、板垣はすでに幾度も診察を受けてゐるが、ホワイトシヤツを著たままで、どうして診察し得たのであらうか。さうして傘屋卯兵衛の宅で、警察の檢證を受けた時、胸當はすでに證據物件として押收されてゐるが、それはそれとして、伯がいよ〳〵診察にかかつて、胸の傷を診ると、大きいのが深さ三分ぐらゐで、あとは擦り傷のやうなもので、とても肺に達するほどのも

のではない。尤も刃は相當深く入つてゐるけれども、武藝の心得のないものでは、決して眞直に入るものではない。みんな横に外れてしまふ。肺を刺されたといつても、傷からいへば、掌の傷の方が大きいぐらゐなものだつた。それで少し疵口を押して見ると血餅が出るんだ。序にエピソードに話すかねえ。「醫者患者に勝てば則ち吉、患者醫者に勝てば卽ち凶」といふことがあるが、板垣はその凶を蒙つて居るのだね。

傷の中を十分に洗つてない。手の傷は大體にして縫うてあるから腫れが出て痛い。そこで先づ胸の疵は血餅を洗はなければならん。それには繃帶を解いて著衣を脫がせなければならん。ところが岐阜病院長、それを解いて消毒繃帶に代ゆるを肯んじない氣味がある。

明治十年の西南戰爭の頃にリステル氏の消毒繃帶も初めて西洋から入つて來た。

それは二尺四方餘の鐵力鑵三箇に消毒全裝置のいろ／＼なものが入つて居る。その三つを持つて行けば何でも出來るやうになつて居る。地方病院で使つたのは私の方が初めてであつたが、それを持つて來たからやらうぢやないかと言つたけれども、なか／＼承知をしない。けれどもどうしてもそれをやらなければ駄目だと言つたら、

『それぢや、やつたらよいでせう。』

と漸く承知をした。しかし同じ營業の仲間だから、私が疵口の絲を解いては工合が悪いので、むかうに解いて貰ふことにした。それは私も醫者だから臺灣の民政長官をやつたやうにはやらない。そこですつかり解いて、私がリステル氏消毒式で洗つてやつた。痛みもなくなつたやうだし、診ると、胸部を診察すると決して肺にかかつて居ないのだ。

『これは大丈夫だ、一週間以内には大阪へでも、何處へでも行けます。』

と言つて證明してやつた。肺にかかつて居ないといふのは、板垣は五十餘歳（實は四十六歳）であつたが、漫性の氣管支カタルに罹り、それでラツセルの音がするんだ。暫くは皮下溢血があるから聽胸器に水泡音を聞き、打診に濁音がするから、胸中內出血があるかと思へば思へるのだけれども、よく聽いて見ると前胸異常なく、背の方にも濁音がないのです。

『あなた、いつから咳嗽が出ますか。』

と言ふと、

『去年あたりから出て居る。時々氣管支加答兒の徵候があると、醫者もいうてゐた。』とのことだ。

それからまた俏の話が續く。

それから手當をすつかりやつたところが大分心持好くなつて、板垣元氣になつた。そして初めて午飯を共に食つた。飯を食つて話をしてゐると、板垣ルソーの話なんかやり出した。板垣ルソーの話をしようが、哲學を何と言はうが、人間は生理學が基礎だ、哲學も之を外にしては駄目だ位な調子で、無遠慮に談したところが、板垣氣に入つてしまつて、二三日居つてくれと言ふんだ。

『そんなことはできません。』

と言つたけれども、兎に角今夜は泊りますと言つて、泊ることにした。

それから二人きりでゆつくり話をしようといふので、いろ〳〵話して居ると、午後四時頃に勅使派遣せらる、と

いふ電報が來たとて、谷重喜、中島信行、竹内綱、内藤魯一等が、ずーつと板垣の室に入つて來た。其報道して又曰く、實はその前に來た電報では、後藤象二郎が福岡孝悌を訪ひ、「貴様等板垣を殺させるのだらう。」と言つて詰つたので、閉口して居るといふことであるから、そのテレ隠しに勅使といふことになつたるものならん「勅使を斷つたらよからう。」といふ話であつた。さうすると板垣が寢て居つたが、チヤンとビツクリ起きて端座して、

『勅使とあれば假令どういふことがあつても、陛下の裁下を經なければならんものである。卑恩臣退助の身に下る……』

と言つて、涙をはら／＼とこぼした。これが實に感心すべきことで、「板垣死すとも自由は死せず」といふこともよいが、これは實に日本臣民として美しい所だと思つて、今でも感心して居る。（中略）

板垣は本當に感激したんです。はら／＼涙をこぼして座つたといふことには、周圍も感激させられましたよ。さうするとねえ、勅使を斷れと言つて握り拳で力んで居つた人達が、一人二人と後からだん／＼居なくなつてしまつたよ。板垣は默つて座つて居る。

『お休みになつたらどうですか。』

と私がいふと、

『あれだから若い者には困る。』

と言つて溜息をついて居た。

それは私に非常な教訓を與へました。私が相馬事件で入獄して、出て來た所が、自由黨や進歩黨の人が政黨に入れと言つて勸めてくれたけれども、私は輕々しく入黨しない。あの教訓だと思つてゐる。板垣も勅使といふことに對して、感慨無量だつたんだな。このことはよく記憶をして置いていただきたい。

そのうちに、三時か四時頃でしたらうか、小崎岐阜縣令が見舞に來て、

『何か御用はありませんか。』

と言ふんだ。勅使派遣となつたら、まるで昨日とは違つた態度なんだ。そこが當時の所謂忠君愛國先生達の心事と、陛下の恩澤、それから板垣の心事とを、よく考へて貰ひたいといふ要點なんだ。（中略）

所が板垣もあとで發心して皇室中心主義になつたなんと云ふ人もあるから、實に私はひどい奴があると思つて居るのです。其の時はさういふ事を言つたのだけれども、全くその時から皇室中心なんだ。ルーソーの話をして居つても、皇室中心なんだから――それはその時分、一部には若し間違つた者があつても、板垣が音頭を取つてやつたわけではない。それは確かだ。

さうすると縣令が來て、その次に來たのが書記官、今の內務部長と云ふやつがやつて來た。十五分が過ぎてそこへやつて來たのです。書記官言ふ。

『愛知病院長をお呼びになつたさうですが、岐阜病院長を差上げて置きますから、どうぞ宜敷くと願ひます。』

と言ふと板垣は怒つて、

『そんな餘計な御世話には及ばぬと言へ。』

と言つた。さうすると竹內綱が來て、勅使が來て天地がヒツクリ返つたと言ふやうなことを、土佐辯で言つたが、何といふ言葉だつたか、そのまゝ記憶して居ないが……。（中略）

さうすると、直きに警察部長が來ました。別室に控えて居るから、何か御用はと云ふと、

『そんな奴は邪魔だから、どけい。』

と言つて怒つた。それは君本當の話だ。實に今迄とは丸で模樣を異にして居る。それ迄は國賊板垣退助で、縛ることばかり考へて居つたのが、さうなつた。

なほこの時、板垣は左右を顧みて、「あの男は醫者にしておくのは惜しいものだ。政治家にすれば、立派なものになれるのだが。」と言つたといふのは、有名な話になつてゐる。「自由黨史」六〇一——六〇二頁には「後ち後藤の座を起つや、板垣竹內を顧て曰く、彼の國手は少しく毛色の變りたる人物なり、惜むらくは彼をして政治家たらしめざるをと、後藤の今日あるもの、板垣の言蓋し驗ありしなり。」とある。尤もこの言葉が、伯の耳に入つたのは、ずつと後になつてのことであつたと思はれる。伯自らは、「伯（板垣）から、お前は政治家になつた方がいい、と言はれたといふ話は直接では無い、人を通じての傳言だつた。」（大正一三、一二、三、東日。）と語つてゐる。

尤もこれについては、尾佐竹猛博士は、板垣遭難事件を調べて見たが、果してこの言葉を板垣が述べたかどうか疑はしい、と言つて居る。しかし時日や、語つた對手は不確かであるとしても、何等かの根據はあるものと見る方が妥當であらうと思はれる。

さらに伯の回顧談によると、その後の經過は、つぎの通りであつた。

それから板垣さんといろ〳〵話をしたが、そんなことは拔きにして、私は明後日來ますからと言つて、翌日歸つてきた。

今の名古屋のステーションの所は、あれは笹島といふ處であつた。岐阜から人力で來ると、あすこに藤棚の茶屋があつた。あすこで休まうと思つて這入ると、今村秀榮といふ事務長と、一等當直醫の二人が來て居る。何しに來て居ると言ふと、お迎へに出ましたと言ふので、

『往診に行つたのをお迎へに來るなんてどういふわけだ。』

と言つた所が、

『あなたが縣廳に斷りなしに行つたといふので、縣廳が大騷ぎで、衞生課長なんかブウ〳〵言つて居ます。だから何か言つて來ても、あなたはハア〳〵と言つて、決して抵抗しないやうに。お歸りになると直ぐ、衞生課長が來るかも知れません。』

と言つた。

『そんならわしが罷めさへすればいいではないか。』

と言ふと、

『それがあなたの一番惡い癖なんです……』

今村といふ人は、わしより二十以上も年寄、もう一人は十位多い奴で、

『私等兩人でお願ひするから、今度は何とも言はないで、お觸りのないやうに、お願ひ申します。』

といふ。そんなことを言つたつて、用は濟んで仕舞つたのだ。とど、夜中に立つて朝の九時頃に病院に來た。それから病室を廻つて仕舞つて、午後に外來の診察にかかる。

『縣令さんからお使ひが來ました。』

と言ふ。小さな病院のことであるから、縣令さんからお迎へが來たといふので、大變な騷ぎ。事務局まで騷いでゐる。わしは例の一件かと思つて居ると、お孃さんが悪いから、御診察が濟んだら來て吳れ

『さあそれが曲者だ、よく〳〵御注意になつて』

といふやうなことで、行つた所が本當の病氣なんです。それから診察して、處方箋を書いて歸らうとしたところへ、あちらへといふので、話を聞いて分つて居つても、ひよつと何とか言ふかなといふ考へが私は起つたが、何言つたつて構はないと思つて、縣令のところへ行つた。

以上伯の回顧談は、昭和二年四月號文藝春秋所載、「後藤新平氏座談會」の記事に據るものである。その後のことは、昭和三年四月六日、報知講堂における講演の方が、詳細を極めてゐる。

怒られるに違いないと、扉を開けて入ると、

『板垣の見舞に行つたさうだが、御苦勞であつた。』

かういふまるで變つたんです。それから、どういふ風かと尋ねるので、樣子をすつかり話をした。その時に「板垣死すとも自由は死せず」といつた事は、新聞や何かにあつたのでありますが、勅使を差遣される聖恩の辱有さに、伯が涙を流して感激した話をしたところが、跛の縣令……時の愛知縣令國貞廉平は跛だつた……が、ヌッと

進み寄つて來て、

『それは本當か、本當か。』

と聞くのです、その本當かといつて聞いた心持といふものは、全く自分の所から相原といふものが出て、板垣を刺したのは實に濟まないことだとは思つて居ない。却つてなか〳〵いゝ奴が出たと思つて居る、その位の考へであつたのです。それだから、それは本當かと聞いた。私は勿論作つていふ譯でもないから、かういふ譯ですと實況を話しても、どうも可笑しいというて、信ぜられぬ位の有様であつたのです。伯が精忠無二の人であるといふことは、勿論明かなことでありますけれども、當時は決してそんなことは信じない。共和政治を唱へるといふのですから、非常な逆臣だといふことになつて居る。さういふ誤解が支配する中に立つて、自由主義を唱へられた勇氣といふものは、感服する所であります。

これが有名な自由黨異變の顚末であるが、この後藤新平診察の一事が、當時天下の人々にどのやうな感じを與へたかは次に引用する高木友枝の回顧談でも解るであらう。

自分が後藤新平と云ふ名を聞いたのは、明治十四、五年頃であつたと思ふ。後藤さんの愛知縣醫學校長兼愛知縣病院長時代である。自分は大學醫學部の學生であつたが、其頃の醫學士と云ふものは世間から神樣のやうに尊ばれたものである。愛知醫學校には其神樣が三人も居つたにも拘らず、何處で醫學を修めたか知れないものが校長、院長になると云ふことは不都合である。三人の醫學士も腰拔けであると云つて、寄宿舍內で學生達が憤慨した事もある。後藤さんは此頃二十三、四歳であつた筈だ。

其内に板垣伯の遭難事件が起つた、後藤院長が取る物も取りあへずかけつけたと云ふ新聞が出た、其新聞を讀んで後藤と云ふ人は遣り手だと思つた。と云つたばかりでは今の人には合點が行かぬと思ふが、當時の板垣伯は政府から謀反人と見做されて居た、其謀反人を官命をも待たずに任地を離れて治療に行くと云ふことは、どんな後難が起つて來るか知れないから、凡人では決行の出來ない事柄であつた。世は明治であつても三族を刑すると云ふ思想の殘つて居た時であるから、普通の人は側杖を恐れて近寄らなかつた筈である。

もつて伯の行動が、如何に深刻な印象を當時の社會に與へたかがわかる。

自由黨異變は、當時は板垣伯を中心として天下に知られたる事件であつたが、後藤新平の公人としての發達とともに、彼の名によつて又後世に記憶される事件となつたのである。

第五節　愛知縣病院長兼醫學校長

一、最初の建白書

「後藤は始終計畫を持つてくる男だ。そのうち九つまではつまらぬものだが、十に一つは素晴らしいものがある。」

と桂首相が、第二次桂内閣時代に、時の遞相後藤新平男を評したといふのが、その當時人口に膾炙してゐた。

それは伯の計畫好きを評したのであるが、その癖は少年の日に、山崎周作と相携へて齋藤實を訪れ、漢詩會を起し、

うと提議した時に始まり、京都の病院で息を引取る折まで一貫してゐた。

それは伯の無限の想像力の發露であつた。

伯の頭の中には、いつも滾々として泉のごとく空想が湧いてゐた。それを當世に活用しようとするのが、伯の「計畫癖」として生れてきたのである。

その計畫癖、獻策癖の名古屋時代に現はれたのが、明治十一年十月、愛知縣二等診察醫として、時の縣令安場保和に提出した「健康警察醫官ヲ設ク可キノ建言」であつた。

これは衞生の本義に筆を起し、人民をして「醫治を要するの處なからしむる」がために、一般の病院醫員の他に、專門の健康警察醫官を設けざるべからざる所以を說き、十一箇條に亙つて、その職務章程を擧げたものである。

その大要を摘出すると、次の通りである。

健康警察醫官ヲ設ク可キノ建言

凡ソ人ノ世ニ在ルヤ、衞生ノ道須臾モ離ル可ラサルナリ。衞生トハ何ゾ。人能ク天命ヲ衞護シ、內外痾毒ヲシテ此生ヲ傷害シ得ザラシムルヲ謂フ也。然ラバ則、病院建築ノ美麗、請治患者ノ輻輳、院費醫員及ヒ衞生官吏ノ多數、支病院ノ增殖千百ニ至ルモ、畢竟枝葉ノ瑣事ノミ、嘉頌スルニ足ラザルナリ。各自痾毒ヲ未發ニ芟除シ、原因殆ンド枯レ、病痾自體ニ感染シテ醫治ヲ要スルノ處ナカラシムルニ至リテ、甫メテ衞生ノ擧、美ヲ盡クシ、又善ヲ盡クシタリト言フベキナリ。然ルニ當愛知縣下衞生ノ景況ヲ視察セバ、各種ノ天行病、及地方病（ヂフテリチス）、脚氣、颶病、「マラリヤ」、「コレラ」、窒扶斯ノ類ノ流行少カラザレドモ、嘗テ其病勢緩怠スルカ、或ハ

未發ノ秋ニ於テハ、假令著シキ其原因ノ存在スルモ之ヲ不問ニ附シ、恬乎トシテ顧ミザルヲ以テ、是等ノ疾患ノ原因及ビ蔓延法不明ニシテ、豫防法モ亦隨テ十全ナラザルガ故ニ、一朝此疾患劇シク發顯シテ、多人ヲ侵襲スルトキハ、肇メテ其甚グ恐怖スベキヲ知リ、且ツ死亡ノ過多ナルニ驚キ、周章之レガ委員ヲ置キ、（僅カ二ケ月間給料ノ三、四百圓ノ巨額ヲ費スガ如シ）豫防法ヲ設クルガ如キハ、恰モ猪鹿田圃ニ闖入シテ弓箭ヲ製シ、千丈邊陲ニ起リテ彈藥ヲ造クルニ異ナラズ。豈ニ衛生ノ籌策宜ヲ得タリト謂ハント欲スト雖モ得可ケンヤ。（中略）昨年ノ如キハ、當縣管内ニハ、眞性「コレラ」症ノ傳播ナキヲ以テ、幸ニ豫防法ノ精密ナラザルモ洪害ヲ免ル、ト雖ドモ、若シ傳播シ來ラバ、焉ソ能ク人民無慮ノ死亡ナキヲ得ンヤ。然ラバ則今ヨリ以往、之ヲ如何セバ則可ナラン。健康警察醫官ヲ設クルノ宜キニ如カサルナリ。該醫官ハ略歐洲ノ醫學ニ通曉スル者ニシテ、人民及病院ヨリ、其給料ヲ教頭ノ下命ニ隨ヒ、而シテ病院内ノ一局ニ於テ、一小吏（筆算ニ從事スル者）ト共ニ職ヲ奉スル者トス。此醫官ノ職務章程ハ概略左ノ如シ。

第一、諸多ノ縣下醫士ト親睦ニ交際スベシ。而シテ當縣下ノ醫士ハ若シ一種特異ノ疾患發生スルトキハ、其何物タルニ拘ハラス、速ニ該醫官ニ報知スベシ。且ツ該醫官ハ其人ニ依賴シテ記錄ヲ製セシメ、尚其人ト疾病ノ療法等ヲ協議スベシ

第二、若シ特異ノ疾患發生スルトキハ、各地方ニ旅行シ、醫士及人民ニ療法及豫防法等ヲ講說スルコト

第三、人民ノ疾患ニ罹ル者及其死亡スル者等ノ月表年表ヲ製シ、縣廳ニ上告スルコト

第四、流行病ノ際ニ在テハ、精細注意ヲ加ヘ、醫士病院設立豫防法療法等ニ就テ、官民相互ノ間ヲ周旋シテ百事

ヲ運ラスコト

第五、殊ニ珍奇ナル疾患ニ在テハ、能ク勉勵シテ其原因トナルベキ所ノ諸多ノ事件ヲ穿鑿シ、且ツ記錄ヲ製ス可シ

第六、特殊疾患ノ發生スルニ際シテハ、其地ノ醫士ニ該病ヲ講說スルコト

第七、殊ニ名古屋ノ地方病ヲ考究シ、消毒法ヲ行ヒ、且ツ縣下一般ノ人民ヲ健康ニ保護スルコト

第八、食物ニ就テ疑シキ者アルトキハ、逐一點檢シテ試驗ヲ行フベキコト

第九、產婆野師巫祝ノ徒ヲ試驗シ、患者ヲ取扱フコトノ可否ヲ察スルコト

第十、町村ノ藥品ヲ監視シ、（化學士ト共ニ）密賣藥等ヲ吟味シ、而シテ有害物ハ之ヲ禁シ、無害物ハ之ヲ許可スルコト

第十一、此ノ如キ諸多ノ事件ニ就テ、教頭ト協議ノ上、縣廳ニ事實ヲ上告スルコト

今該醫官ヲ設ケ、以上ノ章程ニ遵ヒ職ヲ奉ゼシメ、而シテ病原ヲ芟除セバ、豈只衛生ノ一大缺點ヲ補フノミナランヤ。又能ク鴻益日ニ興リ、弊害月ニ減セン。（中略）蓋シ醫道ノ要ハ猶兵法ニ於ルガ如シ。例バ扁鵲孫吳ノ三舍ヲ避クルガ如キ良醫良將ト雖、痾寇人民ヲ侵シ、凶賊疆域ヲ襲ヒ、其勢各猛劇猖獗ヲ極ムル時ハ、則一ノ生命ダモ毀損セズシテ、能ク征定剏治ノ卓效ヲ奏スルノ道アルコトハ、未ダ嘗テ聞カザルナリ。儻シ邦國無事（痾寇凶賊ナキ時）ノ日ニ方テ、此良醫良將ヲ聘シ、豫メ防禦ノ策ヲ施サシメバ、未ダ發セザルニ痾毒ヲ鎭滅シ、未ダ戰ハズ凶賊ヲ屈シ、人民ヲシテ不慮ノ洪害ヲ免レシムルコトヲ得ベシ。諺ニ曰、天下平カナリト雖モ戰ヲ忘レバ

必ズ亡ブト。善哉此言。醫道ニ於ケルモ然リ。民間痾寇ナシト雖、豫防ノ怠ル時ハ必ズ慘痾ニ罹ル者ナリ。豈常ニ戒愼恐懼セザル可ケンヤ。（中略）右本院教師ドクトル・フォン・ローレッツ氏ノ依頼ニ付、同氏ノ原述ヲ義譯書スルト雖、文字拙劣ニシテ主意通ゼザル所モ可有之候間、不明ノ件ハ、乍恐御下問被下候ハヾ、巨細口述ヲ以テ旨申可仕候以上。

愛知縣病院二等診察醫

後　藤　新　平

明治十一年十月

呈愛知縣令　安　場　保　和　殿　閣下

この建白書は本文末尾に彼の記せるごとく、恩師ローレッツの依囑をうけて編述したものであるけれども、彼自身の意見の多分に附加せられてゐることは想像に難くない。その文章のごときは全然後藤流である。

一度この衞生警察論の成案を得るや、彼は單に愛知縣廳を動かさんと努めたるのみならず、更に内務本省を動かし、又身邊に愛衆社を作り、遂に日本に於ける私立衞生會の濫觴たらしむる等、積極的に活動を開始した。さうしてそれが一因となつて、彼は内務省衞生局に轉ずるやうになつたのである。その意味に於いて本建白書は彼の一生に取つては重要なる役割を果した文獻であると言はなければならない。

二、東　京　出　張

明治十一年十一月二十七日、愛知縣二等診察醫後藤新平は、東京出張を命ぜられた。

それは衛生事務取調べのためであつた。さうしてそれが、彼の生涯に一回轉期を劃するやうになつたのである。上京するとともに、彼は直ちに内務省衛生局を訪れて、衛生行政に關する方針を質し、更に警視局、東京府、神奈川縣等について、衛生法の實施を視、在京七十五日にして、翌明治十二年二月十七日、名古屋に歸つてきた。兩親と弟とを國許から呼び寄せて、孝養をつくしたのはこの時である。

彼はこの上京の顛末を「東行の概表」と題する報告書中に詳記した。それは安場縣令代理愛知縣大書記官國貞廉平に提出したものである。その文に曰く、

昨年三月一日、職ヲ本縣醫黌ニ奉ジ、病院ニ兼務スルノ後、衛生及院黌ノ情景ヲ察スルニ、衛生ノ政其本體ヲ失ヒ、唯病院ハ患者ノ輻輳ノミヲ目的トスル者ノ如ク、公立院黌ノ醫士ニシテ衛生ノ政ヲ議スルモノ殆ンド稀ナリ。獨リ教師「ローレッツ」氏建言セシコトヲ聞クノミ。微臣新平夙ニ之ヲ憂慮シ、慷慨焦心ノ餘、自己ノ淺識卑陋ヲ忘レ、教師ニ代リ、昨年ノ秋衛生警察ヲ設クベキノ書ヲ縣令閣下ニ呈シ、後命ヲ待ツ。十一月二十七日、臣ガ狂愚ヲ憫レミ、疎率ヲ恕シ、衛生事務取調ノ爲メ出京ヲ命ゼラレ、臣ガ嘗テ望ム所ニ協フ。是ニ於テ僭罔瀆冒ヲ顧ズ敢テ之ヲ稟ケ、他日狂妄自ラ揣ラザルノ失ヲ補ハントス。十二月三日、京地ニ趣キ、衛生警視局、東京府、神奈川縣等ノ衛生法ヲ歴觀シ、既ニ本月(マヽ)(先月ノ誤)十五日ヲ以テ輦下ヲ辭セントス。于時電報ヲ以テ尚滯京ノ命アリ。爲ニ歸期遷延、在京七十七日ニシテ、本月十七日ヲ以テ歸院スルコトヲ得タリト雖、嚮ニ濫リニ重任ニ膺ルモ、今東行ノ事績ヲ稽フレバ、尺寸ノ進報ヲ呈スルニ由ナク、益々狂妄ノ罪ヲ重ヌルガ如シト雖、袖珍日記ニ由テ拾彙シ、表ヲ作リテ陳ベントス。臣ガ京地ニ在ルヤ、首メ衛生警察ヲ設クルノ可否ヲ衛生局ニ問フ局長長與君該擧ヲ可ト

シ、談論ノ末、概旨ヲ書シ差出スベシト言フヲ以テ、別誌ヲ呈セリ。

ここに言ふ「別誌」とは、卽ち明治十一年十二月十日、衛生局長長與專齋に呈せる「愛知縣ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」であつて、これは曩に安場縣令に提出せる建議書の趣旨に則り、さらにそれを擴充且つ具體化せるものである。卽ち、事の緩急と、經費の關係とによつて、これを第一期計畫と第二期計畫に分ち、「現在ニ緊要ニシテ行ヒウヘシト信スル者」を、「第一期ノ衛生警察的行政」の項目中に列擧すること二十二條、「未來ノ考定ニシテ第一期ノ條件既ニ成果ヲ呈ハシ、人民及衛生諸員ノ學識進歩シ、資金乏シカラサルニ臻リテ起スヘキ件」は、これを「第二期衛生警察的行政」として、十四條を列擧した。それは「健康警察醫官ヲ設ケ其人員ヲ定ムル事」より始めて、或は「貧院及授產法ヲ立ツル事」、或は「幼年兒ノ役使法ヲ設クル事」等に至るまで、その範圍頗る廣汎に亙るものであつた。

愛知縣ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略

今般本縣ニ於テ衛生警察ヲ設クルノ主旨タルヤ、一ラ管下醫輩ヲシテ衛生ノ本體ヲ知リ、各自ノ職分ヲ盡サシメ、以テ人民ニ健全保護ノ福祉ヲ得セシメントスルニ在リト雖、然レトモ管下良醫輩出ノ後ニ非スンハ、該醫政ノ管内ニ普及シテ全績ヲ擧ル事能ハス。是ヲ以テ、先之ヲ管内第一ノ都會卽チ名古屋ニ行ヒ、漸次各郡ニ及ホスヘシ。故ニ該醫政ノ中樞ノ名古屋ニ創立スヘシ。（但シ從前衛生掛中ニ置ク者ニシテ別ニ新築ノ家屋ヲ設クルニ非ラス）蓋シ事ヲ爲スヤ、緩急ヲ測リ、先後ヲ知ルニ非スンハ、屢々失敗ノ採ル事アリ。唯ニ官民疲弊ノ資、一擧シテ衛生警察ノ全圖ヲ略取セント欲スルモ、亦得ヘカラス。可成的切緊ニシテ、巨額ノ金ノ消費セサルヲ設立シ得ヘキ事ニ著手セサルヘカラス。然レトモ消費ノ多寡ニ隨ヒ、宜シク先ニスヘキ事ニシテ之ヲ後ニシ、須ラク後ニスヘキ事ニシテ之ヲ先ニスル事ナキニ非ラス。是勢ノ止ムヲ得サルニ出ツル者ナリ。今マ行政ノ期ヲ大別シテ二ト爲シ、其先後ノ所ノ概略ヲ左ニ記ス。

即現今ノ急務ト向來ノ緩擧ト是ナリ。

第一期ノ衛生警察的行政（是レ現在ニ緊要ニシテ行ヒ得ヘシト信スル者ヲ記ス）

第一、從來衛生ニ於テ未タ施行セスシテ新置更設ニ係ル者

1健康警察醫官ヲ設ケ、其人員ヲ定ムル事

2區醫官ヲ各郡ニ置キ、從前ノ醫務取締ノ職務ノ他、救恤醫官ヲ兼ネ、貧民ノ施治ヲ行ハシメ、支病院ノ設立ヲ止ムル事

3醫事ニ關スル諸年月表ヲ製シ、其進歩ヲ奬勵シ、且ツ後案ニ供スル事（イ）患者表、（ロ）產兒表、（分娩時ノ死亡健兒、男女、畸兒、人工墮胎、自然流產、難產早產等（ハ）藥品表（ニ）流行病表（ホ）種痘表（善感、不善感、初痘、再痘等）、（ヘ）衛生一覽表（ト）衛生ニ關スル人員表（醫員及其徒弟、醫家ノ調劑生、及代診者、藥舖及藥舖介手、產婆、外科器械師、賣藥者、按摩及針治者）

4從來ノ開業醫、藥舖及產婆ニ縣内開業免狀ヲ與フル事

5自今ノ衛生ニ關スル人員表ニ由リ、其數ニ應シタル新鮮ノ良生徒ヲ教育シ、其老廢ニ代ラシムル豫策ヲ立ツル事

6乳母ノ檢査法ヲ設ケ、其體質乳質等ヲ檢査シ、之レニ免許證ヲ與フル事

7小兒ノ依托法ヲ設ケ、其乳母（預リ子ノ乳母）タル者ハ傭乳母同樣檢査ヲ行フ事

8健康警察學ノ要旨ヲ該事ニ關スル諸員ニ說明スル事

9產婆教育法ヲ設クル事

10料理屋ノ汚水ヲ清潔ナラシムル事

11旅客舍青樓ノ圊厠ノ建築ヲ改正スル事

12醫學歷史、醫事ニ關スル諸記錄ヲ編纂スル事

13癲狂病室ヲ設クル事

14火葬場ヲ設クル事

15浴場ヲ設クル事（蒸氣浴、鑛物浴、香竄浴ノ類）
16洗湯ノ溫度ヲ定ムル事
第二、從來施行スル者ニシテ一層精密ニ注意スベキ事
1藥舖ノ劇藥毒藥ヲ取扱フ規則
2賣藥取締法
3驅黴法卽娼妓ノ檢梅及入院ノ事
4疾病ニ罹ル娼妓ニ對シ、樓主ノ壓制ヲ加ヘシメサル事
5諸般流行病ノ處置
6汚水排導ヲ利スル事

第二期衞生警察的行政　未來ノ考定ニシテ第一期ノ條件既ニ成果ヲ呈ハシ人民及ヒ衞生諸員ノ學識進步シ資金乏シカラサルニ臻リテ起スヘキ件

1各郡ニ警察醫政ヲ布キ、且其進步ヲ督促スル事
2貧院及授產法ヲ立ツル事
3流行病ノ豫防ノ爲メニ、其用藥ヲ貯ヘ、且看病人ヲ敎授シ置ク事
4醫學會社及演舌會ヲ設クル事
5人民ニ良食ヲ與フルカ爲メニ家畜法ヲ設ケ、而シテ獸皮骨等ヲ無益ニ擲棄セスシテ利用厚生ノ方策ヲ立ツル事
6市場ノ販賣物ヲ檢査スル事
7製造場ノ建築及新製品ヲ檢スル法ヲ設クル事
8幼年兒ノ役使法ヲ設クル事
9棄兒養育場ヲ設クル事

10起癈院ヲ設立スル事
11學校
12死獸取扱法ヲ設クル事
13廐屋及塵溜場ノ掃除法ヲ立ツル事
14夏期ニ於テ水練所ヲ設ケ兒童ノ溺死ヲ防ク事

以上記載スル所、行ハント欲スル標目ノミニ係ル。之ヲ施行スルニ當テハ、宜シク其法ヲ設ケザルベカラズ。其方法ニ至リテ、地方官ニ議シ、衛生局ノ教示ヲ乞ハントスル者頗ル多シ。委細ハ口述ニ盡サンノミ。

明治十一年十二月十日

愛知縣公立病院二等診察醫兼醫學校一等訓導
後藤新平

衛生局長　長與專齋殿

彼が東行の主たる用務は、この建言書の提出にあつたといふことができる。しかも彼は、單に建言書を提出して以て足れりとするものではなかつた。その後も頻々、長與衛生局長を訪ねて、衛生警察行政に關する議論を上下し、つひに長與をして「新平が呈する衛生論及び別誌の條件は、些く實際に難きことあれども、注意して之を施さば、向來の良績を期望し得べし」と言はしむるに至つた。彼の「東行の概表」が、續いて記す通りである。

且ツ現今衛生局ノ全國ニ施行セントスル所ノ正鵠ヲ尋ヌルニ、概ネ該局雜誌ニ掲載スル諸條ニ外ナラズ。然レドモ歐洲諸國ノ製表式衛生局創立、及目下ノ醫制設立ノ旨趣等、雜誌ニ載セザルモノモ亦少ナカラズ。就中衛生局ニ於テハ、屢々會議ヲ開キ、陸軍一等軍醫正石黑君、及大學醫學部教授三宅君等、衛生局御用掛リ兼務シ、大ニ

衛生ヲ擴張セントス。近クハ大日本帝國藥局方ヲ發行セントスルノ議アルガ如キ、以テミルベシ。一日局長新平ニ謂テ曰、凡ソ全國衛生事務ノ隆盛ハ、各地方衛生掛ノ勉力ト、醫輩ノ勇進奮勵トニ在リ。假令ヒ衛生局何的ノ良法ヲ分布スルモ、地方ニ之ヲ施行スル人ニ乏シケレバ、徒法ニ屬スルガ故ニ、地方衛生家ハ極メテ其職ノ勉勵シ、郡區ニ適シタル方法ヲ設ケ、精密ニ衛生事務ヲ調理シ、以テ衛生局ニ報セザル可カラズト。又新平ガ呈スル衛生論及ビ別誌ノ諸件ハ、些ク實際ニ難キコトアレドモ、注意シテ之ヲ施サバ、向來ノ良績ヲ期望シ得ベシト言ヘリ。故ニ長與君モ亦、臣ガ說ヲ以テ趙括談兵ニ均シキ者トシ捨テ顧ザルニ非ラザルヲ信ズ。

更に彼は、東京府、警視局、神奈川縣等に就いて、衛生警察行政に關する視察調査を行つたのみならず、ローレツの誘導によつて、横濱司藥場のゲールツ、獨逸海軍醫監ギチョウ、同軍醫學士マルチーネ等に就いて衛生法を見聞した。その感想批評等は、「東行の概表」の續いて記するところである。僅々二箇月半の出張としては、多大の收穫と言はねばならぬ。次に掲ぐるところの如し。

東京府衛生法ニ於テハ、貧民施藥劵ノ發行、醫士大小集會、産婆教育、上野貧院等、頗ル美擧ニシテ、本縣衛生ノ參考ニ供シテ裨益アリ。警視局ニ於テハ屠牛場販肉鑑定法、驅黴法、牛乳及氷ノ販賣、監獄病院等、少シク體裁ヲナセリ。然レドモ、墓地取締、火葬場、販賣品ノ檢法、啞院、盲院等ノ類、未タ完全ノ設ケナク、衛生事務ハ整理ノ域ニ臻ラズ。神奈川縣ニ於テハ、衛生ノ一課ヲ格別ニ設ケ、警察官吏及巡査ノ該課ニ兼務スル等ノコトアリト雖モ、衛生警察ノ本體ヲ備ヘズ、且衛生醫官ノ設ナシ。横須賀消毒所及横濱驅楳院等ハ、該縣下衛生中ノ美擧ニシテ、本縣ノ參考ニ益アランカ。十全醫院或ハ警視病院ノ如キハ、患者來院夥多ナリト雖モ、恐ラクハ官

立或ハ公立ノ本意ヲ失フノ弊ヲ生スルニ至ラン。又「ドクトル」老烈氏ノ懇篤ナル誘導ニ由テ、横濱司藥場ノ教師學士「ゲールツ」氏ニ會シ、健康保護ノ法ヲ問ヒ、且ツ獨逸帝國横濱海軍病院、及同國軍艦「ライフチツク」號ヲ訪ヒ、海軍醫監學士「ギチヨウ」氏、及軍醫學士「マルチーネ」氏ニ會シ、衛生法ヲ見聞スルコトヲ得タリ。其整備ナルハ今爰ニ一言シテ以テ之ヲ盡スベキニ非ラズ、實ニ賛賞ニ餘リアリ。殊ニ圊厠ノ掃除等ハ我ガ軌範トナスニ足レリ。此際我ガ教師老烈氏ノ伴行セシト、石川氏ノ隨從シテ譯官タリシハ、獨リ新平ノ幸ノミニ非ラズ、縣下ノ衛生上ニ幾分カノ利益ヲ生ゼシハ、深ク信ヲ置ク所タリ。學士「ギチヨウ」氏ハ、衛生學書二冊、豫防論二冊、及曩ニ同氏ガ會議ニ演述セシ「コレラ」ノ自說ヲ筆錄スルモノ一冊ヲ貸與セリ。此ノ交際老烈氏ノ誘引ニ因ルト雖、獨乙國醫官ノ神ヲ衛生ニ駐ムルノ深切ニシテ、且ツ自己ノ學識ヲ以テ在世ノ庶民ヲ保護セントスルノ一端ヲ視ルニ足ル。吾人ハ其厚情ニ感ジ、內ニ愧悚奮勵シテ職ヲ盡クサザル可ケンヤ。以上擧グル所ハ、新平ガ見聞中ニ於テ俊秀ノ價格ヲ有スル者ニ係ルト雖モ、本縣衛生ニ盡リ、東京ニ擬シ、或ハ某ノ局府縣ノ衛生法ヲ本縣ニ行ハント欲スルモ得ベカラズ。況ンヤ是等ハ見聞中ノ秀價アル者ニシテ、最大無比ノ良法ナラザルヲヤ。素ヨリ本縣衛生ヲ盛ナラシメント欲セバ、別ニ考案シテ郡區ニ適當ノ法ヲ立ザルベカラズ。故ニ就中參考ニ益アルモノハ、書類ヲ寫收シタルヲ以テ、之レヲ添呈シ、併セテ臣ガ衛生局ニ上ズル所ノ別誌ヲ進ム。寡才謭薄ノ調査、果シテ本縣衛生ニ益アルヤ否ハ、夜白恐悚未ダ信ヲ置カザル所ナリ。

閣下該書ノ條件ヲ裁酌シテ節取ヲ賜ハラバ幸甚ノ至リニ堪ヘズ。胸字文材ニ乏シク、蕪辭縷々ヲ盡ス能ハズ。偏ニ照亮ヲ乞フ。恐懼再拜。

三、院校長としての業績

旣に記したる如く、彼は名古屋病院において、異數の昇進を續け、明治十二年十二月二十七日には、横井院校長病氣引籠りの故をもつて、院校長代理を申付けられたのであるが、若年をもつてこの重責を擔つた彼は、流石に心中一抹の不安無きを得なかつた。何となれば、これは彼れが自己の行政的才腕を試むる最初の機會であつたからである。

その當時の心情を吐露したるものは、翌十三年三月二十六日附をもつて、彼が家郷の父に送つた書信である。文に曰く、

私之名譽も爾今依然不思議と申して可なり。過日以來、院校長代理被申付居候處、來月縣會に付、病院醫學校定額、縣會に附すへき豫算の綜理等にて、弱年の小生、實に苦神此事に御座候。然れ共先七八分調理候に付、安心に御座候。

併し乍ら、彼は彼の知己の期待を裏切らなかつた。彼はその渾身の情熱を打ち込んで、病院と學校との改革發展に當り、著々として業績を擧げて行つた。

彼の計畫癖は遺憾なく發揮された。彼は間斷なく創意を凝らして新案を實施してゐた。例へば傳染病室を設くべきの件、外科手術局を設くべき件、病床化學的檢査局を設くべき件、病床顯微鏡的檢査局を設くべき件、耳科室を設くべき件、貧民施療法を設くべき件等がそれであつた。愛知縣病院が、漸く近代病院たるの體裁と實質を備ふるに至つたのは、彼の斯かる不斷の努力の結果であつた。

事實、當時の愛知縣病院は、内科と外科との區別さへなき、原始的病院であつた。然るに彼が院校長となるや、高給の一外人醫の代りに、數名の新醫學士を聘するの案を立て、明治十三年九月、醫學士鈴木孝之助を招いた。ついで明治十四年十月には、醫學士奈良坂源一郎、十一月には醫學士熊谷幸之輔を聘して、陣容全く成るや、彼は斷然、内科と外科との分離を行ひ、鈴木孝之助を内科醫長に、熊谷幸之輔を外科醫長に任じ、奈良坂源一郎には、解剖生理兩學科を擔當せしめた。そして翌明治十五年六月、醫學士小倉開治を招くや、眼科を外科より分離して、小倉を眼科醫長に任命し、また同年七月、製藥士三村德太郎を聘して、本院藥局長を命じ、つひに整然たる組織を築き上げたのである。

當時の醫學士と言へば、前掲高木友枝の談にもあるやうに、近頃の醫學博士などは、足下にも及ばぬほど、有難いものであり、且つ威張つたものである。その新進醫學士が、果して田舍醫學校出の弱年院長の統制に服するや否や、頗る疑問とされたところであつたが、後藤院校長の德望と材幹とは、忽ちにしてその危惧を雲散霧消してしまつた。ひとり統制に悅服したるのみならず、彼等は恰かも彼の手足の如く、協力して院校のために盡瘁したるを以て、愛知縣病院及び醫學校の名は、日本全國に響き渡るに至つた。

偶ゝ中央政府においても、内務省と文部省と協議の上、明治十五年五月の文部省達第四號「醫學校通則」によつて、地方醫學校を甲乙の二種に分ち、これが資格を定めて兩省の監督の下に置き、甲種醫學校を卒業した者は、大學卒業と同じく、試驗を要せずして醫術開業免狀を下附し、乙種のものには内務省の試驗を受けさせることとなつた。その甲種となるか、乙種となるかは、地方醫學校並びにその學生にとつて、死活の大問題である。しかも愛知醫學校が、

明治十六年一月に至り岡山、福岡、金澤、千葉等と並んで、逸早く甲種醫學校の認定を受けたのは、全く後藤校長の施設よろしきを得たためであると言はれる。彼の名古屋を去つて内務省衛生局に轉ぜんとするや、醫校職員等がその送別の辭のうちに、特にこの功績を稱へて、次の如く述べたのをもつて見ても、その間の事情が明かである。

而シテ最後ニ於テ最モ周旋盡力セラレシハ、本校ヲシテ甲種醫學校タルノ認可ヲ得セシメラレタル是レナリ。蓋シ本校ハ先生計畫ノ宜シキヲ得テ、數名ノ醫學士並ニ製藥學士アリテ、夙ニ甲種學校ノ資格ヲ有セシト雖、未ダ文部省ノ認可ヲ得サリシヲ以テ、諸人之ヲ遺憾トセシモ、遂ニ認可ヲ得ルニ至リシハ、曾テ先生其計畫ノ宜シキニ出ルニ非スシテ何ゾヤ。然ラハ則チ我ガ醫學校及ヒ病院ヲシテ、今日ノ旺盛ヲ見ルニ至ラシメシハ、獨先生ノ力ニ在リト言フモ、決シテ誣言ニアラザルナリ。

なほ事甚だ小なるに似て、大いに興味あることは、彼が院校長時代に、卒業證書の雛形を創定したことである。雛形の創定そのものは、特記するには足りないが、彼がその雛形の圖案によつて、皇國醫學大成の理想を表徴したるところに興味がある。當時日本の醫學界の大方針は、洋醫學の採用にあつたが、漢醫の勢力もなほ強くして、事毎に洋醫と漢醫との衝突軋轢を來してゐたことは、當時の日本醫界の顯著なる事實である。この時に當り、彼が兩者の抗爭に超然として、皇國醫學を提唱したことは、彼の著眼の超凡なるを示すのみならず、その大風呂敷によつて、巧みに兩者の軋轢を調停せんとしたところに、後年の政治家たる彼の面目が現はれてゐる。

愛知醫學專門學校校友會雜誌「新築開校記念號」は、「後藤氏本校卒業證書の雛形を創定し、明治十四年六月其版刻を大藏省印刷局に囑す。」として、これを次の如く説明してゐる。

因ニ曰ク、方今我ガ醫家、漢法ト稱シ、洋法、卽蘭ト言ヒ、英ト言ヒ、米ト言ヒ、或ハ獨乙ト言ヒ、各々其一國ノ學風ヲ修シ得テ之レヲ咀嚼玩味セズ、偏ニ其說ヲ主張ス。

是可ハ則チ可ナリト雖モ、亦遺憾ナシトセズ。何トナレバ、漢醫ハ自ラ洋醫ト軋轢シ、又英米ヲ學ブ者ハ獨乙派ノ醫流ト軋轢シ、他ノ醫流ノ如キモ亦復然リ、是畢竟各其醫風ヲ學ビ、之レヲ消化シテ、以テ所謂皇國醫道ヲ大成スルノ榮養資トナスノ心術ニ乏シキニ職由スル者ニシテ、未ダ吾道ノ善美ヲ盡サヾル所アレバナリ。抑々我ガ皇國ノ開闢ニ於テ、人アレバ則チ疾病ヲ治スルノ法ナクンバアラズ。是皇國固有ノ醫道アル所以ニシテ只後來各國ニ比シテ、其術ノ精粗異ナルノミ、故ニ漢、蘭、英、米、獨、齊シク之レヲ嫌忌スルナク、彼ガ長ヲ取テ我ガ短ヲ補フ、是我ガ皇國醫道ヲ大成スル者ナリ。是ヲ以テ校長後藤氏、苟モ本校ノ陶冶ヲ受ケル者ニ此旨趣ヲ服膺セシメン事ヲ要シ、今此卒業證書ノ輪廓ニ圖スルニ、桃ト蛤貝トヲ以テセリ。蓋シ太古伊弉岐命、夜國ニ於テ、豫母都志許賣ノ厄ニ遇ヒ玉フ時、桃子ヲ以テ之ヲ退ケ、命桃子ニ告テ曰ク、汝吾ヲ助クルガ如ク蒼生ノ病苦ヲ救ヘト。是ニ因テ今ニ至ル迄、桃木ヲ以テ驅疫ノ功有リトス。又大穴牟遲命火傷ニ罹リ玉フ時、蚶貝比賣ト蛤貝比賣トニ命シテ、其治癒ヲ圖ラシム。之ニ由テ今猶ホ、蛤貝ニ火傷ヲ治スルノ功有リト言フ。抑々此ノ如キハ、皆上古我ガ皇國醫道ノ淵源ナリ。而シテ今我ガ邦人、古來唱フ所ノ說ト歐米各國ノ說ヲモ參考シ、以テ皇國醫道ヲ大成スル時ハ、則チ眞ニ溫故知新ノ意ニ背カザル者ナルベシ。是此圖ヲ吾ガ校長ノ故サラニ摸セシメシ所以ナリ。

因テ聊カ其基ク所ヲ記シ、以テ覽者ニ告グル事爾リ。

後年彼はこの當時の事情を回顧して、その自敍傳中に次のごとく記した。

此年冬、横井軍醫監愛知病院醫學校長ヲ兼ヌ。監事トナリ、相提携、大ニ釐革スル所アリ、幾許セナクシテ横井氏病ニ罹ル。此人醫學校長兼病院長代理トナル。歳僅カニ二十一、或ハ其任ヲ全フシ得サルカト疑フ。鋭意黽勉、學生及患者ノ望益々厚ク、横井氏辭スルニ及テ、全ク其後ヲ襲ヒ、醫學校長兼病院長トナル。愛知醫學校及病院ノ今日内國ニ有名ナル規模ヲ設立セシハ、此人ノ力多キニ居レリ。

四、愛衆社の設立

院校長時代に伯の爲した活動として特筆せらるべきものは、愛衆社の設立であつた。それは日本に於ける私立衛生會の濫觴を爲すものであつて、同時に彼の創意と熱意との社會的に發揮せられたる最初のものであつた。

そのことの起りは、明治十一年七月にあつた。この月、伊勢の菰野温泉に遊んだ彼が、同行してゐた同僚石川詢と會談したるに始まる。翌十二年五月に「有師會」を設立したが、その年十一月に至つて、石川の外に瀧浪圖南を加へ、「事若シ轗軻セハ、衛生私會開設ノ檄文ヲ鐵函ニ納メテ地中ニ埋メ、其ノ碑ニ我黨ノ企圖セシ顚末ト、同盟諸君ノ姓名ヲ銘シ、後世ノ再興ヲ俟タンノミ」と壯語して、愛衆社の創立に著手したのである。

その顚末は、愛衆社の機關紙たる「四季醫報」の第一號に次の如く記されてある。

本社ノ設立ハ、本縣病院長心得兼醫學校長心得後藤新平ノ創意ニシテ本縣醫學校二等訓導石川詢、及本縣醫學校一等訓導兼編輯係瀧浪圖南ノ贊助ニ依テ成ルヲ得タル者ナリ。抑モ本社設立ノ嚆矢ハ、世人ノ認ムル如ク、明治

十二年十一月ニ非スシテ、其實ハ今ヲ距ル事三年前ニ在リトス。卽チ明治十一年七月、後藤新平官暇ヲ得テ、石川詢ト勢州菰野温泉ニ浴シ、談偶〻衞生ニ及ヒ、後藤新平奮然揚言シテ曰ク、衞生ノ道ヲ擴張セント欲スルトキハ、唯之ヲ官ニノミ委ネス、有志團結シ相謀ルニアリト。爾后該氏專ラ意ヲ衞生ニ注キ、同年十一月縣廳ノ命ヲ奉シテ上京、衞生警察ノ件ヲ探究シ、明治十二年五月、同僚諸氏ト相謀リ、一小會ヲ開キ、之ヲ稱シテ有師會ト言ヒ、公務ノ餘暇、互ニ治術ヲ講論シ、學事ヲ研磨セリ。此會タルヤ、故ト直ニ衞生ニ關スルニ非サルモ、亦他日衞生私會ヲ開クノ權輿ヲ爲セシ者ナリ。終ニ同年十一月ニ至リ、後藤新平一日石川詢、瀧浪圖南ト相會シ三人協力シテ衞生私會ヲ開設シ、素志ヲ果サンコトヲ議シ、遂ニ之ヲ決ス。然ルニ當時ニ於テ、現今ノ如ク本社隆盛ノ域ニ進ムハ敢テ期セサル處ニシテ、唯一片ノ赤心ヲ以テ力ヲ公衆ニ盡スト雖モ、吾黨時運ニ遭遇セス、事若シ轗軻セハ、衞生私會開設ノ檄文ヲ鐵函ニ納メテ地中ニ埋メ、其碑ニ我黨ノ企圖セシ顚末ト、同盟諸君ノ姓名ヲ銘シ、後世ノ再興ヲ俟タンノミト決ス。然レトモ僥倖ニシテ、貫通社員田中隼之亮等二三ノ有志者アリ、吾黨ノ擧ヲ好シ補助セシヲ以テ、圖ラス今日ノ勢情ヲ觀ルコトヲ得タリ。是レ豈ニ本社ノ爲メニ深ク謝セサル可ケンヤ。

かくして十二月十六日、縣廳に愛衆社設立の許可を請ふの書を呈したるに對し、同二十四日その許可が下つたので、明治十三年一月、いよ〳〵次の「愛衆社設立ノ告示」を江湖に頒布して、贊成者を募ることとなつた。

諺曰、良將治二未亂一、良醫治二未病一ト。其結果ノ如キハ、良醫輩出ノ期ニ非スンハ得テ見ルヘカラスト雖トモ、吾人ノ進修スル鍼路ハ、一ニ此方位ニ向ハスンハアル可カラス。今ヤ本邦ノ醫學未タ善ヲ盡シ美ヲ盡スニ至ラスト雖モ、日ニ駸々乎トシテ隆盛ニ趣クノ時ニ當ツテ、苟モ司命ノ職ニ居ル者、豈唯此ヲ政府ニ委ネ、徒ニ袖手傍

覩シ、己ノ名利ニ汲々トシテ、一モ爲スコトナクシテ已ム可ケンヤ。是唯杏林ノ道ニ反クノミナラス、愛國ノ情ニ亦薄キ者ト稱シテ可ナリ。故ニ吾黨ノ微志、曾テ此點ニアリシト雖モ、天賦魯鈍、加旃ナラス才識ノ發育不全ナルヲ以テ、漫ニ首唱シテ若シ轗軻セハ、世ノ有志ヲシテ其覆轍ヲ殷鑑トナスニ至ラシメ、翻テ衛生進路ノ一障礙ヲ釀スノ因トナランコトヲ恐レ、遷延日業已ニ久シ矣。然レトモ熱心默止スルコト能ハス、遂ニ本年五月、同僚諸君ト愛知公立病院内ニ於テ一小社ヲ設立シ、之ヲ有師社ト稱ス。蓋シ其意ハ、三人行必有我師焉ナル聖語ニ因ス。當時該社ノ會ハ、公務ノ餘暇、專ラ治術ノ講論ヲ主トシ、各自ノ研究ニ止マルト雖モ、畢竟吾黨ノ正鵠ハ、他日衛生醫事ノ議會ヲ起スノ權輿ニシテ、公衆ヲ壽域ニ導キ、富國强兵ノ一助トナサントスルニ非サルハナシ。一日會談該社ヲ設クルノ原旨ニ遡リ、奮然揚言シテ曰ク、若シ時機ヲ俟チ、且ツ吾黨才識ノ發育不全ノ恥チ、徒ニ一擧シテ歐亞文明ノ醫學會社ニ擬スルコト能ハサルヲ患ヘ、荏苒歲月ヲ涉ラハ、何レノ時カ素志ヲ果サンヤ。寧ロ吾黨ノ不能ハ不能トシテ之ヲ草創シ、後世ノ修飾ヲ望ムニ如カサル也ト。遂ニ從來ノ會旨ヲ擴張シ、世ノ有志者ヲ募リ、新ニ一大會社ヲ開設スルニ決シ、該社ヲ稱シテ愛衆社ト名ク。蓋シ汎愛衆而親仁ナル聖語ニ因ス。抑此會タルヤ、世間利ノ爲ニ設立シ、利盡クレハ反テ相賊害スル會社ノ類ニ非スシテ、唯意ノ同シ、我公衆ノ爲メニ盡サント欲スル者ノミ相會スルヲ主トスルカ故ニ、敢テ衆多ヲ要セスト雖モ、然レトモ三人尚師アリ、況ンヤ有志ノ衆多ナルヲヤ。書ニ曰ク、紂有臣億萬、惟億萬心、周有臣三千、惟一心ト。宜ナル哉協同ノ效、大ナル哉其績矣。是吾黨カ拙文ヲ作リ、有志ニ檄シ社員ヲ募ル所以ナリ。

さらに「愛衆社の主旨」及び「愛衆社規則」に據つて見るに、愛衆社は、現在の醫師會と、私立衛生會の二を合併

したるものの如くであつた。

〇愛衆社ノ主旨

第一條　本會ハ醫士ノ親睦協和ヲ媒シ有志一致シテ衞生醫事ノ盛隆ヲ圖ルニ在リ

第二條　共同衞生ニ關スル諸事ヲ講談シ其醫學政事（醫事警察衞生警察）ニ渉ルモノニシテ極テ緊要ノ件ハ之ヲ地方廳ニ建議スルニアリ

第三條　公私ニ係ラス衞生上ノ質問ヲ受ルトキハ之ヲ社員ノ會議ニ附シ決議ノ上回答ス

第四條　吾人專ラ修ル處ノ學術上ノ疑ヲ質シ惑ヲ解キ長短相裨補シ以テ日新ノ域ニ入ランコトヲ要ス

第五條　從來醫士ハ互ニ割據ノ勢ヲ爲シ私利之レ競ヒ業ヲ售リ術ヲ衒ヒ我宗祖ヲ辱シメ醫師社會ヲ汚スモノ往々之アルモ本社ニ入ルモノハ勉メテ此弊風ヲ一洗シ衆醫ノ龜鑑トナラン事ヲ要ス　「畢」

〇愛衆社規則摘要

〇本社ノ主旨ニ掲示スル目的ヲ達センカ爲メ二種ノ會ヲ設ク。即チ私立衞生會「毎年四回」醫事講究會「毎月二回」是ナリ〇社長監事筆生ノ職員ヲ置キ本社ノ事務ヲ整理セシム〇社員ヲ分テ左ノ三種トス即（一）榮譽社員（二）臨場社員（三）通信社員是ナリ〇榮譽社員ハ醫士社會ニ於テ榮譽アル人ヲ本社ヨリ聘スル者ニシテ社員ヨリ格別ノ禮遇ヲ受クベキ特權ヲ有シ學事ニ關スル疑問ヲ質ストキハ之ニ辨解ヲ與フルノ義務ヲ盡ス可シ〇臨場社員ハ毎期會場ニ臨ムモノニシテ左ノ權理ヲ有ス（第一）社員ノ投票ニ由テ會長次長及ビ會幹ニ擧ゲラルヽコト（第二）論議及質問スルコト（第三）論題ヲ出スコト〇通信社員ハ毎會々場ニ臨マサルカ故ニ鬪議スルノ權ナシト雖トモ質問スルコトヲ得〇社員ハ若シ質問セント欲スルカ或ハ論題ヲ出サントスルトキハ「衞生上ノ件ハ勿論治驗又ハ治術ニ關スル質問等」詳細記載シ之ヲ本社ニ出スヘシ〇本社諸雜費ヲ償ヒ且ツ其保續ヲナサンカ爲メニ入社セントスル者ニ入社金トシテ一圓以上十圓以下ヲ收納セシム」但シ寄附金ハ此限ニ非ス〇醫士ノ入社ハ内務省開業免狀ヲ有スルモノ、從來開業ノ者或ハ官立公立ノ病院又ハ醫學校ニ奉職ノ者ニ非スンハ之ヲ許サス〇醫士ニ非サレトモ、衞生ニ篤志ノ者ニシテ衆社

員ノ異議ナキトキハ入社員タルコトヲ得ヘシ一例之ハ種痘家、體操家、建築學者及農商學者、行政官吏、府縣會議員等

愛衆社創立の檄文に對しては、意外にも最初から共鳴者が多かつた。その當日より、陸續入社するものが多く、ために二月一日、假事務所を名古屋の寶町一丁目十三番地八十三番邸に設け、いよ／＼二月二十二日、東本願寺別院において、創立總會を開くことになつた。社員會する者六十六名。

投票の結果、會長に後藤新平、次長に早川順養、會幹に石川詢、瀧浪圖南が選擧された。しかし後藤新平は「公私ノ事務多端ナルヲ以テ」會長を辭したので、次票の田野俊貞が會長となつた。

續いて開場の式典に移り、會賓ローレッツの演說をはじめとして、社長後藤新平、監事瀧浪圖南、會員田野俊貞、齋藤道四郎、加藤撒、中野春林、廻谷嵩、藍原治、田中宗平等の祝辭朗讀があり、私立博愛病院からも祝文を出した。

かくしてその午後から二十六日まで、第一回私立衞生會の議事に入つたが、そのなかで、最も重要なる決議は、「虎列拉病流行時ニ於ケル漢洋兩醫協心勉力ノ法」であつた。その內容はひとりコレラ流行時のみならず、百般に亘つて當時の大問題たりし漢洋二派の調和を計つたものである。

第一條、漢洋二派ノ醫流相敵視シ、其弊害民間ニ及ホシ、救フ可ラサルノ慘景ヲ發見スルニ至リシコト、既ニ昨年ノ虎列拉流行時ニ於ケルカ如シ。故ニ流行時ニ際スルトキハ、必ス漢洋兩醫ヲ徴集シテ、豫防ノ法ヲ議セシムヘ可シ。但シ其他ノ諸流行病ニ於ケルモ亦然リ。

第二條、目今ノ景況ニ由レハ、漢醫者流ハ醫士全員ノ半ニ過クルカ故ニ、必ス互ニ自己ノ志意ヲ勵マシ、一致團結シテ、吾道ノ隆盛ヲ求ム可シ。

第三條、若シ二派ノ學其異ナル所アルノ一點ニ泥ミ、勉メテ協心戮力衆生ヲ衞護スルノ本分ヲ忘レ、互ニ相誹謗シ、各派ノ行路ヲ妨ケ、其術ヲ衒フニ於テハ、天道ニ背戾スルヲ以テ、吾人會合是非ヲ辨シ、其弊害ノアル所以ヲ索認シ、之ヲ證明シテ、排除スルノ法ヲ圖ル可シ。

第四條、洋法者流ハ勿論、漢家者流ト雖トモ、温古知新ノ意ヲ體シ、識見ヲ增シ、治術ニ長センコトヲ謀ル可シ。故ニ徒ニ新奇ニ走ルモ其弊少カラスト雖トモ、漢醫ニシテ日新西洋醫書ヲ繙閱スルカ如キハ、極メテ緊要ノ事件トス。何トナレハ、漢醫聖張仲景ノ說ニ、觀ニ今之醫一、不レ念下思ニ求經旨一以其所上レ知、各承ニ家技一終始順レ舊、省疾問病、在ニ口給相ニ對斯順ニ云々トハ、頑然古道ヲ固守シ、進修ヲ試ミサルヲ慨歎セシノ言タルヲ以テナリ。

第五條、漢家西洋家ニシテ、漫ニ漢藥及漢家治療ヲ蔑視スル者アルモ、從來ノ經驗上ニ偉效アリト認ムル者ノ如キハ、之ヲ傳習シテ、尙ホ其效ノ有無如何ヲ檢索シ、注意シテ之ヲ實際ニ試用ス可シ。況ンヤ虎列拉病ノ如キ、未タ特效藥確實ナル者ナキヲヤ。

第六條、漢洋二派ノ醫學者流一致スルハ、實際ニ於テ、論理上ノ如ク容易ナラサル所アリト雖トモ、若シ難事ト看做シ、一團欒タラシメサルトキハ、豫防ノ全功ヲ收ムルコト克ハス。從來兩派ノ持論ヲ主張シ、互ニ抵抗ヲ生センヨリハ、寧ロ新發ノ一病門トシ、兩派ノ醫共ニ診シ、相議シテ發明ノ說ヲ陳ヘシメ、者ノ如ク、各醫說ヲ併セテ一書ヲ著ハシ、其病理及ヒ療法ヲ論スルヲ可トス。

この愛衆社こそは、彼が苦心の結晶であつただけに、彼の得意さも尋常でなかつたことは、その創立當時、父に宛てたる書信（明治十三年三月二十六日）の中に歷々と觀取される。

――過日は既に彦七君より、新聞相添上申候通、私創造之結社（愛衆社）も、首尾よく開業式相濟、其後持續の方法も相立、評判よろしく、宿昔青雲の志相達し、假令今日に愛知縣を退き候ても、永遠に私設立の一社相遺り、名聲不滅之仕合に付、快然の至に奉存候。御兩親様にも御歡びの程奉願上候。世間に金錢を貯藏し、他人を苦しめ、得意然として誇る輩も不少候へ共、私は一身孤立にして、毎月五十五圓の金を得て悉く散財し、却而負債山をなし、而して別に不品行には不費、公衆人民の爲めに各縣未曾有之一社を設立し、東奥人にして尾州名古屋に來りし所以之眞標を建てたり。是夥多の金を貯蓄し、吝嗇の名を負ひ、歸郷するに比すれば、何れか御愉快に御思召候哉。私の如きは、負債日に嵩み候へ共、決して今日迄催促を受けし事なし。又妙といふべし。――

彼が愛衆社の創立について、斯くのごとく豪語するのも、決して故なきに非ずであつた。何故なれば、愛衆社こそは、日本に於ける私立衞生會の濫觴であつて、當時の大家名醫は、この點につき、つひに孺子をして名を成さしめたわけである。

日本の衞生制度の創成につき、中央にあつて統令の地位にあつたのは、後に述ぶるが如く、長與專齋であつたが、天下にその先鞭をつけたのは、若き院校長後藤新平であつた。後に彼が長與の後を繼いで、衞生局長の任に登つたのも、決して偶然ではない。

因みに愛衆社は、明治十六年二月十八日、大日本私立衞生會が創設せられ、愛知縣にその支部が置かるるや、その内容事務の一切を擧げて同支部に移した。

五、第二の建白書

「一部と全部との關係を忘れるな。」

それが伯の生涯口癖のやうに言つてゐた言葉である。

いま彼は愛知縣立病院長兼醫學校長としてその經營に沒頭してゐたが、同時に自己の事業の日本國家全體に對する地位といふことを忘れなかつた。鹿追ふ獵師の山を見ざる態度は、彼の最も避けんと欲したるところであつた。

彼は、各府縣に於いて、病院濫設の弊を生じ、ために日本全體の醫業の混亂せんことを懼れたのである。

當時の日本は、各方面に於いて人材の缺乏に惱んでゐたが、殊に良醫の不足は、當路者の最も心痛したるところであつた。種痘館より發達したる大學醫學部は、當時最も權威ある醫師の供給所として、全國より信用せられてゐたが、奈何せん、その卒業生には限りがあつて、各地よりする要求全部に應ずることができなかつた。その缺陷を補はんがために發生したのが、各府縣の病院と醫學校とであつたのである。而してこれ等の地方病院が、よくその應急の任を盡したことは、長與專齋の回顧錄「松香私志」が記す通りである。

此際にありて尤も人意を强からしめたるは地方の病院にてありき。何れの地方に於ても已に廢藩の當時より良醫の缺乏を告げ、牧民の職に在るもの殊にこれを補ふの必要を感じければ、都下の醫師を聘して病院を設置すること一時の風潮となり、十年の頃には殆んど病院なきの府縣なく、院長の選擇招聘を衛生局に請求するものひきもきらさる有樣なりき。時こそよけれ、此の頃より大學卒業の醫學士は年々彬々として世に出て來れり。衛生局に

ては豫てより醫學生中成器の見込ありて學資に乏しきものをば内務省の貸費生となし、卒業の後には本局の指揮に從ふべき約を結び置きたりければ、其の人々を派遣して地方官の需めを充たしつゝ、貸費生にあらざるも進みて地方の聘に應ぜんと欲するものまた寡きにあらざりき。斯くて數年を出でざるに、醫學士の稱號を有する人々漸く地方に行き渡り、京阪其の他岡山、福岡、名古屋、金澤、千葉等の如きは、皆數名の學士を聘し、病院の旁醫師養成の事をも兼ね行ひて、自然醫學校の體裁を容つくり、其他の地方これを倣ふもの多かりけり。

これが明治十三、四年頃の實情であつた。以て當局苦心の情を見るべきである。然るにこの頃に至つて、漸く應急的施設の弊害が現はれ來つた。それはあまりに病院を濫設したため、各地方病院とも、經費の缺乏を來し、從つて諸備の充實を計る餘力が無くなつたことである。故に大局よりこれを觀るときは、多數の設備不完全なる醫學校を、各病院に附屬せしめて置くよりは、それだけの經費を聯合して、たとひ少數にても完全なる醫學校を經營する方が、有利であることは瞭かである。

逸早くこの點に著眼したのが、愛知病院長兼醫學校長心得後藤新平であつた。しかし彼は未だ、この方策を、全國的に施行するの地位にゐなかつた。たとひまたこれを中央政府に建議したとしても、一地方病院長心得の言に何の權威があり得ようか。茲に於いて、彼は最も手近の所から、この問題の解決を圖つた。それが即ち「聯合公立醫學校設立之儀に付建白」であつて、愛知、三重、岐阜三縣の醫學校を聯合して、その内容を充實せんとするものであつた。

不肖生等

任職以降春秋ヲ閲スル淺カラズト雖モ、其間未嘗テ一ノ功績ダモ之ヲ奏セズ、實ニ尸位ノ誚、素餐ノ罪ヲ免レズ、夙夜惕懼ニ堪

ヘズ。今日ニ至リ稍クニシテ他日ノ美ヲ見ントスルノ考案ヲ得タリ。是レ其關スル所ノ地方ニ限ラザルヲ以テ、之ヲ直ニ中央政府ニ向テ建策スベキハ、則其通例ナリト雖モ、然セズシテ之ヲ愛知三重及岐阜縣令閣下等ニ建白スル所以ノモノハ、蓋シ生等ノ意、一ハ方今國家ノ多端ナル、有志臣民モ亦必ズヤ其多カランヲ以テ、本案建白ノ如キモ、亦是或ハ單ニ參考ノ文書視セラレンコトヲ恐ルヽト、一ハ縣令閣下等ノ賢且英ナル、懌テ公議ヲ採ラルベキヲ深ク信ジテ疑ハザルト、併セテ事ヲ近キニ取ラントスルノ意ナレバナリ。生等謹ンデ考フルニ、海ノ内外トナク、陸ノ東西トナク、苟モ修身齊家治國平天下ノ大策ヲ計畫セントナラバ、必ズ先ヅ其身體ノ健全ヲ慮ラザル可カラス。假令其人蘇秦ノ辯ヲ振ヒ、孔明ノ才ヲ擁クモ、身體ノ薄弱ナル、又何ヲ爲シ能クセン哉。而シテ國民ノ健康之ヲ慮ラニハ（ママ）、要スルニ人民ヲシテ衞生ノ如何ヲ識ラシメサルベカラズ。之ヲ識ラシメンニハ、醫生ノ教育、醫學ノ開進ヲ措テ、又他ニ求ム可キノ方策ナシ。是卽所謂我明治政府ノ、現今尙更ニ衞生ノ擴張ニ孜々トシテ、醫學ノ開進ニ汲々タル所以ナラン。故ニ各府各縣相競フテ分權制度ニ則リ、大小ノ病院或ハ醫學校ヲ置キ、以テ大ニ人民ノ衞生ヲ計畫セントス。然リト雖モ奈何セン、是ガ爲メ地方稅ニ課スル所ノ資金ハ、府縣會ノ議權ヲ以テ之ヲ減制セラルヽノ勢ニ至レリ。他日復之ヲ如何トモスル能ハザルニ至ルモ、尙未ダ之ヲ知ルベカラザルヽガ故ニ、地方醫學ノ教育ハ日ニ月ニ其區域ヲ狹小ニセラルヽノ勢ニ至レリ。他日復之ヲ如何トモスル能ハザルニ至ルモ、尙未ダ之ヲ知ルベカラザルナリ。生等之ヲ苦慮シテ、爲メニ胸裡ニ畫策スルコト日既ニ久シ。月既ニ長シ。今ヤ特ニ憂慮措ク能ハザルヲ以テ、謹デ議ヲ縣令閣下等ニ建シ、地方醫學教育ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、併テ此教化ヲ擴張セント欲シテ止マザルナリ。此基礎ヲ鞏固ニシテ以テ此教化ヲ擴張スルノ方法、之ヲ現今ノ世運ニ逆ハズシテ計畫センコトヲ要セバ、地理ノ便宜ニ則リ、數多ノ縣立醫學校ヲ聚合シ、財政ノ利ヲ圖リ、以テ所謂聯合公立醫學校ヲ大成スルニ在リ。然セバ則他日其益有ルモ、亦現今ト日ヲ同フシテ語ル可カラザルコト、之ヲ本案ノ要旨中ニ述ブルガ如シ。而シテ此方法タルヤ、是素ヨリ今日地方分權ノ制度ニ其例ナシト雖ドモ、國家ノ制法ハ本是レ社會ノ幸福ヲ保護ス可キガ爲メ、人略ニ出ル者ニシテ、人智ノ進步及世態ノ變遷ト併行セザル可カラザルモノトス。而シテ其法ヲ布クニハ、或ハ之ヲ組織スルモ、亦是兩ナガラ閣下等ニ出テ、内閣貴官ニ發スルモノナリ。凡ソ天地間ノ事物ハ、是レ大小トナク、其能ク行ハレテ社會ヲ益スル者ハ、信用ヲ經トナシ、誠實ヲ緯トナシテ、以テ組織セル所ノ者ニ過ギタルハナシ。故ニ舜ノ善ク天下ヲ治メシモ、亦行政ノ誠實、以テ能ク民心ノ信用ヲ得タルニ在ルナリ。人智ノ進步ヲ問ハズ、世態ノ變遷ヲ省

ルノトナク、殆ニ既定ノ制度ヲ以テ、此民ヲ治メントスルモ、豈夫レ得可ケン哉。强テ之ヲ行ハントセバ、是レ竹槍蓆旗ノ禍ヲ幽冥ノ中ニ養成スルモノナリ。或ハ假令此禍ヲ見ザルモ、其施政ノ凝滯スルヤ又疑ナシ。故ニ郡縣制度ヲ以テ能ク斯民ヲ治メンニハ、民心ヲ本トシ、其歸向信用スル所ノ者ヲ擇デ、地方官之ヲ中央政府ニ告ゲ、大臣參議之ヲ採テ以テ其法ヲ定メ、而シテ之ヲ民間ニ布カシムル、之ヲ施政ノ大成其宜キヲ得タルモノト言フ可キナリ。若シ然ラズシテ、敢テ既定ノ制度ヲ以テ此民ヲ治メントセバ、是乃チ其制度ヲ以テ其民ヲ害フモノニシテ、法律ハ自ラ化シテ政府ノ凶器ニ變ズルナリ。是施政家ノ最モ戒ム可キ所ニシテ、能ク斯民ヲ治メント欲セバ、人智ノ進歩ニ準シ、世運ノ變遷ニ隨フテ、制度ニ變更、法律ニ沿革ナカル可カラザル所以ナリ。閣下等ノ民心ヲ得ルニ汲々トシテ、施政ノ宜キヲ得ルニ孜々タルハ、是レ人ノ能ク知ル所、故ニ本案建議ノ如キモ、亦是レ閣下等ノ高見ナル、必ズヤ之ヲ採テ以テ縣會ノ下問ニ附セラレンニ、而シテ縣會議上之ヲ是トリトセバ直ニ之ヲ行ヒ、其利害得失ヲ見テ、以テ之ヲ中央政府ニ建議セラレヨ。閣下等若シ縣令ノ職ハ唯既定ノ制度ヲ所轄ノ民間ニ布クニ限ルヲ以テ、本案建議ノ如キ者ヲ更ニ採テ敢テ思慮ヲ煩ハスコトヲ試ミズトナサバ、生等モ亦敢テ貴威ヲ冒シ、閣下ニ奉ルニ以官爲家ノ人、及政園内私計者ノ名ヲ以テセザルコトヲ得ザレバナリ。然リト雖モ、閣下ノ不世出ナル英才、必ズヤ彼ノ貴賤老幼其人ヲ須テ其建議ヲ取捨スルガ如キ下策ナク、或ハ行政區域ノ異ナルガ爲メ、單ヘニ自己ノ權限ノミヲ墨守シ、相衛フテ實益ノ如何ヲ顧ミズ、曾ニ一身ノ安寧ノミヲ保護スルガ如キ小人ニ非ザルハ、是生等ノ深ク信ジテ疑ハザル所ナリ。且ヤ彼ノ縣會議上、議員ノ尙ホ未ダ智識ニ乏ク、自ラ目前ノ地位ニ掩ハレ、曩ノ物議ノ如ク、其地方税中或ハ三河議員尾張ニ設クル會社ノ資金ニ係ル者ノ是ミ、トアルガ如キモ、本是レ公計者ノ許サザル所、然ルヲ況ンヤ議員モ亦日ニ月ニ其智識ヲ養成スルノ今日ニ方リ、就中愛知三重及岐阜縣々會議員ノ如キハ、諸府縣々會議員中偉業者其多キニ居ルト聞クニ於テヲヤ。果シテ然ラハ生等ガ今建議スル所ノ本案必ズヤ國家公衆ノ爲メニ有益ナルコト、議員モ亦一閱シテ之ヲ諒解ス可キナリ。故ニ閣下及ビ本縣當路ノ官吏其人ノ如キハ、是素ヨリ論ヲ竢タズ。三重岐阜兩縣令及ビ其縣官ノ如キモ、亦名ヲ人民ノ不服云々等ニ托シテ本案ヲ拒絶セザルヤ、是レ生等ガ固ク尊信スル所ニシテ、或ハ縣會議員中不服ヲ唱フル者有ルモ、斯ノ如キ幼稚ノ民ハ諸賢ノ懇諭信論以テ之ヲ公議ニ向セシムルヤ、是亦生等ガ疑ヲ容レザル所ナリ。今此本案建議ノ如ク、三縣ノ公立醫學校ヲ聯合セシメ、其資金從來出ス所本縣ノ以テ最大トナリテ、ニ

故ニ此資金上ヨリ卑見目前ノ地位ニ掩ハルルトキハ、現ニ私財ヲ以テ他ヲ益スルガ如キモノナリト雖モ、等シク是レ皇朝ノ民、苟モ閣下等ノ有爲、何ゾ所轄ノ異同資金ノ多少等、區々タル私心ヲ以テ、公利公益ヲ毀ツコト勿ル可シ。唯恐ル、生等ガ本案ノ建議ハ、是レ既往ヲ鑑ミ、將來ヲ慮レルモノニシテ、決シテ偶然ノ事ニ非ズ。此法ヲ設クレバ、地方醫學教育上、其實益ヲ見ルコト期シテ待ツベシ。證シテ明ナリト雖モ、其施爲ノ順序ノ如キハ、是レ短才ノ生等、素ヨリ得テ其完全ヲ致スコト能ハザル所、又本書建言ノ如キモ、亦是レ生等不學ノ拙文、陋毫ニ係ルガ故ニ、筆頭自ラ意ヲ盡シ果サザル所有ル可キヲ以テ、或ハ是ガ爲メ閣下等ノ採ラザル所トナランコトヲ。蓋シ世上斯ノ如キコト少カラザレバナリ。生等ガ短才不學ハ、是閣下等ガ知ル所ナラン。幸ニ文意ノ未ダ足ラズ、趣意ノ徇ホ貫徹セザルモノ有ラバ、之ヲ下問ニ附セラレンコトヲ祈ル。韓非子所謂、凡説之難在知所説之心可以吾説當之トノ説ノ如キハ、是本一身一己ノ爲メニ計畫セントスル鼻息説ナリ。呼嗟何ゾ夫レ韓非モ亦自ラ信ズルノ淺キ哉。自ラ信ズルコト淺ケレバ、他人ノ心ヲ知テ而後之ニ當ツルニ自己ノ説ヲ以テセサルヲ得ズ、是小人ノ常ナリ。自ラ信ズルノ淺キハ、是素ト依頼ノ卑屈心ニ出ルモノニシテ、決シテ大事ヲ爲シ得可カラザルナリ。

生等ガ建議ハ否ラズ、其素志自ラ信ズルノ厚且大ナル、已レノ見テ以テ國家公衆ノ爲メニ有益トナスモノ、之ヲ人ニ施シテ以テ民タルノ義務ヲ盡サント欲スルナリ。故ニ建議スル所、自己ノ高名ヲ欲スルガ爲メニスル者ニ非ズ。又一身ノ厚利ヲ計ルガ爲メニスル者ニ非サルナリ。建議スル所其本自己ノ高名一身ノ厚利ヲ建畫スルガ爲メニ出ル者ナレバ、是レ輿論ノ容レザル所ナリト雖モ、本案建議ノ如キハ否ラザルガ故ニ、敢テ各縣令閣下ノ心ヲ知リテ、我説ヲ以テ之レニ當ツルコトヲ要セズ。閣下等ノ素ト賢明英智ニシテ、其施爲ノ公明正大ナル、該建議案不文ノ如キハ之ヲ措キ、唯其趣意ノ在ル所ヲ卓察洞看セバ、閣下等之ヲ採テ以テ縣會ノ下問ニ附セラレンコトヲ祈ル。之ヲ縣會ニ附スルノ日、其公議上之ニ不可ナリトシテ、有爲ノ答辯者能ク地方醫學教育ノ利害得失如何ヲ辨シ、百折撓マズ之ヲ維持セントスルモ、終ニ破毀セラルヽトキハ、是生等ガ誤信復之ヲ如何トモスル能ハズ。卽自ラ省慮ス可シト雖モ、此建議若シ縣會議上其可否ヲ問ノニ途ナク、不幸ニシテ單ヘニ唯閣下等ノ容ルヽ所トナラズンバ、生等更ニ之ヲ中央政府ニ向テ建白スルノ外他ナシト雖モ、敢テ閣下等ノ卓採ヲ仰カントスルナリ。請フ諒察セラレヨ。恐懼謹白

頓首再拜。

愛知縣公立醫學校長心得
後　藤　新　平
岐阜縣醫學校長
土　屋　寛

愛知縣令　國貞廉平殿閣下

右の建議書提出については、幸ひに岐阜縣醫學校長土屋寛の賛成を得たるを以て、愛知縣令並びに岐阜縣令に對するものは、兩者連印の上これを提出した。但し三重縣醫學校長は、連印を承諾しなかつたので、三重縣令に提出したものは、後藤新平一人の名義となつてゐる。

（猶右の三通の建議書には、それ〲次の要旨を附錄として添付した。）

聯合公立醫學校ヲ設立シテ以テ地方醫學教育ヲ改良セントスルノ要旨

方今全國醫學ノ形況ヲ察スルニ、東京大學醫學部ノ誘掖ニ依テ、日ニ高尙ノ域ニ進ムヲ以テ、都鄙ニ論ナク、苟モ醫學ニ志有ル者、皆ナ奮然笈ヲ東京ニ負ヒ、進ンデ其薫陶ヲ受ケンコトヲ欲シ、毎募集ノ定員百名ヲ出デザルニ、入學ヲ乞フ者殆ンド千ヲ以テ數フ。而シテ其及第スル者十分ノ一ニ過ギズ。故ニ其落第スル者、或ハ私塾ニ徘徊シテ、眞正ノ教育ヲ受ルニ由ナク、爲メニ其方嚮ヲ誤ル者多シ。是レ蓋シ大學醫學部ノ教育限リ有リテ、妄ニ各縣ノ青年輩ヲシテ、之ニ入學セシメント欲スルモ、亦タ得ベカラザルニ因ルナリ。是故ニ現時地方相競フテ病院或ハ醫學校ヲ置キ、其要スル所ノ醫生ヲ陶冶シ、側ラ民痾ヲ救濟シ、以テ上ハ是レ仁育ノ朝旨ヲ奉ジ、下ハ是レ人民夭折ノ憂ナカランコトヲ期ス。而シテ各府各縣皆其費用ヲ地方稅ニ課シ、陶冶ノ方法ヲ設ク。是乃所謂地方分權ノ制度ニ基ク者ニシテ、之ヲ方策其宜キヲ得タル者ト言ハンカ。然レドモ予ハ未ダ必ズシモ之レヲ以テ完全ノモノトナスベカラザル所有ルナリ。抑々予ガ所謂完全トハ、是レ其教育ノ高尙ナルノ謂ノミニ非ズ、之ヲ其[illegible]

以テ能ク實際ニ應用シ、近接ニ熟達セシメンコトヲ欲スルニ在リ。惟ノニ其完全ヲ得ザルハ、是レ專ラ二般ノ原因ニ關ス。乃チ其一ハ解剖ニ供スル屍體ノ乏シキト、其一ハ資金ノ寡少ナルガ故ニ良師之ヲ得ルコトノ難ク、倘且ツ需用ノ器械書籍等之ヲ備具スル能ハザルニ外ナラズ。夫ノ私塾ヲ以テ眞正ノ教育ト見做スコトヲ得ザルモ亦此點ニ在リトス。而シテ此二大原因ハ、是蓋シ世運ノ變遷ニ隨テ、益々避クベカラザルニ至レリ。世人其背ヲ刮テ輓近世態ノ形勢ヲ見ヨ。

解剖ハ是レ醫學上實際ノ熟達ヲ畫策促進セシムベキ一大基礎ナルニ、天勢ノ然ラシムル所、刑法改正ニ由テ、屍體之ヲ得ルコト日ニ益々難ク、又地方稅ニ課スル資金ハ是レ縣會ニ憑テ、民力ニ應ジ、人心ノ歸向スル所、自ラ減削セラルルコト之ヲ免ルル能ハズ。呼嗟一得一失ハ事物ノ弊、又之ヲ如何トモスル能ハザルナリ。然リト雖ドモ之ヲ避クルノ法、之ヲ今日ニ求メズンバ、他日醫學上不測ノ障碍ヲ來タスハ、是レ余ガ辯ヲ竢タズシテ識ル可キナリ。予ガ考案ヲ以テスルトキハ、之ヲ避クルノ法、是レ他ナシ。則彼此其地理ニ應ジテ可及的數縣ノ醫學校費ヲ聚合シ、其數縣中何レカ便宜ノ地ヲ撰デ、以テ此ニ所謂聯合公立醫學校ナル者ヲ設置シ、而シテ實際ニ適合ス可キ所ノ教育ヲ行フノ一策ニ在リ。自今而後此策ヲ措テ又他ニ求ム可キモノ無キガ如シ。然セバ卽チ彼ノ常ニ得難クシテ且ツ貴重ナル所ノ屍體ヲ、未熟ノ師ニ委ネテ、解剖裝置或ハ備ハラザルニ拘ハラズ、此未熟師ヲシテ此貴重屍ヲ剖撿セシメ、之ヲ少數ノ生徒ニ示シテ以テ足レリトナスガ如キ隔靴ノ憾ミヲ免レ、則之レヲ良師ニ托シ、剖クニ良器ヲ以テシ、經ルニ精査ヲ以テシテ、多數ノ生徒ニ示スコトヲ得ベク、如之ナラズ、一校ニシテ數個ノ屍體ヲ得ルノ便且ツ益有リトス。何トナレバ、聯合セル各縣下裁判所ノ無籍處刑人有レバ、卽チ之レヲ其聯合醫學校ニ送附スルノ官准ヲ得ルコト敢テ難カラザレバナリ。又其資金ト雖モ、既ニ各縣々會ノ爲メニ減削セラルルガ故ニ、之ヲ各校薄給ナル職員數多ク置クガ爲メニ消シ、且ツ同種ノ器械、書籍及建築等ニ費シテ、以テ敢テ教授ヲ不充備ナラシムルガ如キコトヲ爲サンヨリハ、寧ロ其資金ヲ一校ニ聚メテ教育ヲ完全ニ歸セシムルニ如カザルベシ。何トナレバ聯合ニ依テ、此ノ如キ理財ノ便、善良ノ師、及ビ需用品ノ備具ヲモ亦之ヲ得ルノ日ハ、教育上其成績モ亦自ラ佳良ナルニ至ルヲ以テナリ。然ルニ縱令ヒ地方分權ノ主義ニ基クト雖モ、現時ノ如ク各縣分離ノ醫學校ヲ置キ、日ニ理財ノ困難ニ遇ハヾ、何レノ時カ實際熟練ノ醫生ヲ養成シテ、以テ完全ナル結果ヲ得ルノ期ニ至ランヤ。加之其弊或ハ我國文明ノ魁トモ賞賛スベキ醫學モ、亦却テ諸學ノ開進ニ後レ、隨テ日ニ月ニ夭折ノ禍ヲ來シ、遂ニ海外諸

國ト對峙スルノ權ヲ得ルノ日無キニ至ラン。何トナレバ縱令東京大學醫學部等ノ誘掖ニ由テ、各縣下ニ、三ノ大成醫學士ヲ出スモ、是レ唯僅ニ其縣下教育、或ハ衞生事務ノ一端ニ充ツルノ力有ルニ過ギザルヤ固ヨリ明ナリ。而シテ實際ニ熟達セル醫師數名ヲ養成シ、且ツ各縣普ク衞生事務ニ當ルノ人ヲ出スニ至ラザル以上ハ、未ダ決シテ之ヲ醫學ノ完全ト謂フベカラズ。斯ノ如キ小事ヲ以テ、其衞生ノ海外諸國ト駢馳スル能ハザル者タレバナリ。故ニ苟モ身ヲ刀圭ニ委ネテ愛國ニ志有ル者、之レノ一大長息ニ附セザルベケンヤ。抑々目今地方分權ノ主義ハ、是レ往古封建割據ノ狀況ト固ヨリ同視スベカラザル者ニシテ、闔國一致、智識ヲ練磨シ富强ヲ謀ルベキノ良制ナリ。故ニ甲縣ノ地方稅ヲ乙縣ニ聚合シテ事物ノ大成ヲ企圖スル、是レ朝野ヲ論セズ、誰レカ之レヲ不可トスル者アランヤ。世間若シ事ヲ左右ニ托シテ大成ヲ圖ラザル者ノ如キハ、予之レヲ公明正大ノ論者ト見做スコト能ハザルノミナラズ、評スルニ私計者ノ名ヲ以テセザルコトヲ得ザルナリ。況ンヤ地方官其人ノ如キ、又口ヲ地方稅ニ糊スル我輩ノ如キ、徒ニ縣會ニ減額ノミ悪ミ、增額ヲ待チ得テ、始メテ醫生ノ教育人民ノ衞生ヲ擴張セントスル僥倖ノミヲ祈ラズ、職トシテ人民膏血ノ貴重ナルヲ悟リ、孜々汲々公利公益ヲ起シテ以テ之レニ報ズルコトヲ計畫セザル可ラズ。而シテ議員其人ノ如キモ、抑々亦是理財ニ明カニ、國益ヲ起スニ急ニシテ、以テ人民ノ委託ニ背カザルコトヲ主トセバ、之レヲ贊成セザルヲ得ザルベシ。抑々炎漢ノ興隆セルハ、陳呉ノ唱義ニ嚆矢セルヲ以テ、予ガ如キ淺劣ナル者モ、亦愛國ノ熱心抑壓スルヲ得ズ。是レ本論ヲ起セシ所以ナリ。

愛知縣公立醫學校長心得病院長
兼地方衞生會委員
後藤新平識

明治十四年一月

この聯合公立醫學校設立の問題については、彼は愛知、岐阜、三重の三縣を遊說し、縣會議員に宛てても、別に書面を認めて提出する等、奮鬪大いに努めたのであつたが、不幸時機いまだ達せずして、つひに實現を見るに至らなかつた。

しかし彼は、一度二度の挫折で屈するものではなかつた。彼は名古屋を去らんとするに臨み、さらに同一趣旨の建白書を文部省に提出した。

地方醫學教育改正之意見

維新以降、文部省ノ奬勵ニ由テ、學事ノ改革日ニ進ミ月ニ盛ニシテ、而シテ醫學ノ如キモ、亦近ク甲乙二種ノ學制ヲ宣布セラレタリ。是ニ於テカ、各地方從前醫學校若クハ醫學講習所ヲ設ケシモノ、競フテ甲種醫學校若クハ乙種醫學校ヲ創立セントシ、其資金ヲ地方稅ニ課ス。而シテ或ハ未ダ其成功ノ如何ヲ顧ミズ、强テ甲種醫學校ノ體裁ニ摸倣セントスルノ勢ナキニ非ズ。蓋シ所謂隴ヲ得テ蜀ヲ望ムガ如キハ人ノ常情ニシテ、其計畫ニ於ケル固ヨリ佳ナラザルニ非ズト雖モ、抑々大學專門ニ屬スル醫學ノ如キニ至テハ、之ヲ一縣ノミノ地方稅ニ課スルトキハ、往々充全ナルヲ得ル能ハザルコトナキニ非ズ。不肖新平職ヲ愛知醫學校ニ奉ズル玆ニ五年、旁ラ近縣地方醫學校ノ景況ヲ一覽スルニ、其計畫宜シカラザルニ非ザルベシト雖モ、只多クハ其資金ノ乏シキガ爲メニ、自ラ教具完備セズ、職員其人ヲ得ザルガ故ニ、教授上間々姑息ノ方法ヲ用ヒ、遠大ノ略ナキ者比々是ナリ。然ルヲ以テ、不肖新平既ニ明治十三年ニ於テ、可及的數縣ノ醫學校ヲ聯合シテ醫事教育ノ法ヲ改良セント欲シ、其建言ヲ愛知岐阜三重ノ三縣令ニ呈セシト雖モ、扞格セラルヽ所有リテ、未ダ其素志ヲ達スル能ハズ。是一ハ各縣互ニ其管內ノ事蹟ニノミ注目シテ、互ニ相競ヒ、却テ脣齒相援クルノ念慮ナキモノヽ如ク、一ハ縣會議員中、偶々此說ヲ賛成シテ、議場ニ提出セントスル者アルモ、元來府縣會規則ハ、唯其一縣ノ利害得失ニ關シテ論ズルノ區域タルヲ以テ、偏ニ其權限ヲ犯サンコトヲ恐レ、敢テ之ヲ討論熟議スル能ハザル等ニ由テ、近隣諸縣其軌ヲ一ニシ大成ノ目的ヲ達スル一大聯合醫學校ヲ設立セントスルニ至テハ、猶ホ前途遼遠ナル者ノ如シ。殊ニ嚮ニ醫學校通則發令以來、各府縣各箇特別ニ醫學校ヲ設立スベキモノト考察シ、競フテ其甲種タラン事ヲ欲シ、或ハ教具未ダ備ハラザルニ、既ニ醫學士三名以上ヲ傭ヒ、以テ特許ヲ得ント欲ス。蓋シ此ノ如キハ不肖新平ノ管見ヲ以テスルトキハ、敢テ愛國ノ眞情ヲ以テ醫學ノ隆盛ヲ圖ルモノトナスベカラザルニ似タリ。加之恐クハ文部發令ノ要旨ヲ明ニ會得スルコト能ハズ、其地理人情醫事進步ノ度ニ關セズシテ、一縣必ズ甲種若クハ乙種ノ醫學校ヲ設立セザルベカラザル者ト誤認スルニ似タリ。而シ

テ之ヲ地方稅ニ課シ、外ハ先ツ其建築ノ經營創業ノ準備ニ止マリ、其完全隆盛ニ至ラシムルニ資金ノ力給ガズ、内ハ遂ニ其學事ノ實況却テ私塾ト異ナラザル者、亦之ナキヲ得ズ。抑々本邦縣立醫學校ヲ合算スルニ、其數率ネ三十ニ下ラズ、蓋シ歐洲諸邦ノ學制ト雖モ、未ダ以テ此ノ如キ一邦域ニシテ、此ノ如キ多數ノ醫學校アルハ、其例少カルベシ。之固ヨリ文部當路諸官ノ熟知セラルヽ所ニシテ、吾輩黃口ノ敢テ喙ヲ容ルヽニ及バザル所ナリト雖モ、亦數年間地方ニ在テ其實況ヲ目撃シ、杞憂ノ緘默スルニ忍ビズ、僭越ヲ顧ミズシテ衷情ヲ吐露ス。蓋シ目今上下疲弊ノ秋ニ當テハ、可及的冗費ヲ省キ、以テ實益ヲ擧ゲザルベカラズ。而シテ之ヲ致サントスレバ、則聯合醫學校ヲ設クルノ他ニ良策アルヲ知ラズ。是此擧ノ一日モ一日ヨリモ速ナランコトヲ希望スル所以ナリ。人或ハ謂ハン、方今ノ急務ハ醫生ノ速成ヲ要シ、可及的其課程ヲ卑近ナラシメ、以テ多數ヲ陶冶スルニ在リト。此說ノ如キ、蓋シ六、七年前ニ在テハ妥當ナラザルニ非ズト雖モ、今日ノ地方實況ヲ洞察スレバ、則數多ノ小醫學校ヲ設ケンヨリハ、寧ロ全國中適當ノ地ニ於テ五、六ノ聯合醫學校ヲ設クルノ宜シキニ如カザルベシ、而シテ其他ハ各縣病院附屬ノ講習所或ハ私塾ノ陶冶ニ任ストキハ、却テ以テ醫學前途ノ隆盛ヲ見ルニ至ラン。前陳スル如ク、聯合醫學校ノ當今ニ實益アルハ、固ヨリ疑ヲ容ルベカラザル者ナリト雖モ、然レトモ地方官ヲシテ之ヲ實際ニ行ハシメントスルニ至テハ、尚ホ少シク困難ナル所アルベシ。然ノハ則如何シテ可ナラン。請フ試ミニ之ヲ陳セン。今夫レ文部、及内務ノ發令ニ由テ、先ヅ各縣醫學校費ノ名稱ヲ改テ、醫學教育費トナスベシ。蓋シ醫學ハ大學專門ニ屬スル者ニシテ、其費用モ亦隨テ巨額ヲ要スルガ故ニ、其大成ヲ欲スルトキ若シ一縣ニシテ之ヲ負擔スル能ハザルガ如キコトアルニ於テハ、數縣聯合スルモ亦可ナリトスルノ制令ヲ出シ、而シテ地方官ノ意見ニ由テ其地理及人情ヲ酌量シ、以テ聯合ノ願書ヲ呈スルトキハ、之ヲ允可スベキノ訓示アルトキハ、亦以當今ノ人心ニ適フモノナラン、聯合ヲ媒介シ、完全ノ醫學校ヲ設クルヲ得ベシ。而シテ更ニ文部ヨリ若干（千圓以内ニテモ可ナラン）ノ補助金ヲ給與セラルルトキハ、尚ホ一層善美ヲ盡ス者ト謂フベシ。縱使其補助金ナキモ亦一タビ此制令ヲ出シテ、以テ夫ノ聯合セシメンカ爲メニ生スル所ノ障碍ナカラシメンコトニ力ヲ竭サバ、則敢テ復タ難キニ非ザルベシ。何トナレバ、今ヤ數縣聯合共進會ヲ行フノ例アリ、加之數町村聯合シテ一小學校ヲ設クルノ例アリ。然ラハ則、縣令ノ數町村ニ於ケル大政府ノ數縣ニ於ケルモ、其關係異ナラザレバ、聯合醫學校ヲ設立シテ大成ヲ得ベキ所以ナリ。是不肖新平ノ數年來晝度夜思、醫學隆盛ノ爲メニ企圖スル所タレバ、妄リニ尊聽ヲ冒瀆シ之ノ略

陳ス。閣下幸ニ愚衷ヲ洞照セラルレバ大願ニ勝ヘズ。因テ明治十三年愛知岐阜三重ノ三縣令ニ呈セシ所ノ聯合醫學校ヲ設立シテ以テ地方醫學教育ヲ改革セントスルノ要旨ヲ添ヘ、謹デ覽閲ニ供ス。敬白。

明治十五年十二月　　愛知縣醫學校長　後藤新平

專門學務局長

文部大書記官　濱尾新殿

併しながら、十年を出でずして彼は、その先見の明を誇ることができた。それは設備不完全なる醫學校を存續することの不可が、中央政府の方針となり、文部省は明治二十一年をもつて、つひに千葉、仙臺、岡山、長崎、金澤の五校を高等中學校醫學部とし、京都、大阪、愛知の醫學校を特許醫學校として存續せしむることに決すると同時に、その他は地方税をもつて醫學校を設立することを禁じたからである。

六、長與專齋に認めらる

伯は屢〻その生涯の轉換を、筆にするところの建白書に負うてゐる。後に記すごとく、臺灣民政長官に擢用せられたのは、その阿片制度に關する建白書が、伊藤博文の眼に觸れたるためであつた。

いま伯は愛知一縣の病院長にてありながら、日本全國の衛生制度を論じ、更に聯合公立醫學校設立の建議書を提出したのであるが、その記事の新聞紙上に現はれたのを、逸早く著目したのは、當時の內務省衛生局長長與專齋であつた。彼は直ちに筆を執つて書を後藤に送り、大いに激勵の言葉を與へた。それが明治十四年一月二十七日のことであつた。長與はこの建議をもつて、啻に「實際的切之御意見、固より御同案」なりとなしたるのみならず、若しこの議

の實施せらるるに於いては、ひとり「三縣のみならず、全國影響を被り」醫道全體に於いて「無此上御盛策」であるとした。

本月三日之御紙上拜見、益御清適之旨奉恭賀候。然は醫學教育之儀に付、三縣合從之御意見並に其長官へ之御建議書拜誦、實際的切之御意見、固より御同案にて、御建議中反復其利害を痛論し、聊餘蘊無之、感服之外無御座候。每縣各箇に小なる醫學校を設け候は、迚も眞成の教育行屆申間敷、徒らに靡財の擧に過きす候に付、先年來全國五、六縣に相應の醫學校を置き、近隣諸縣の力を鳩めて教育致し候ハヽと、いろ／＼計畫致候得共、何分力不及、地方官は各其一管を我物として愛護いたし候より、遂に熟談も調兼、内務文部も財政之困難にて、官費を以て設立する等之事は出來不申、深く殘念に存居候處、此節之御盛擧直ちに三縣令へ御說得之趣、至極之御趣向にて、縣令其理に服し候上は、特り三縣のみならず、全國影響を被り、漸次其轍を襲ひ候樣可相成、醫道之全體に於て、無此上御盛策に付、十分に御雄辯御揮奉希候。御紙中にて既に十分の意を盡し、復間然する所は無之候へ共、前年高知縣醫學校設立之節、德島にも設置致度との地方官意見有之候に付、小生より抗辯致候草案有之候間、御參照迄入御覽申候。（是は分立の害を述候迄也。）聊來意の盛美を賛するの微意迄に御座候。御取捨可被下候。右は乍延引御答旁、如斯、餘は後郵に附し候。匆々不悉。

内務省衛生局長長與專齋と相識つたのは、上述の如く、明治十一年の暮、衛生制度取調べのため、上京したる際であつた。其の後も兩人は屢ゝ文通して意見を上下し、肝膽相照らすところがあつたので、上掲の書信の如きもその一例であるが、これと相前後して、後藤は長與にむかひ、本邦衛生制度に關する根本意見を提示したるものと見え、且

與は次の如き懇篤なる書面を後藤に宛てゝゐる。十二月八日とあるのみで、年次は明かでないが、以て兩者の關係を見るべきである。

拜見、漸寒氣相催候處、益御淸寧の旨奉賀候。然は衞生上御持論之趣、縷々御垂示を蒙り、難有拜承仕候。衞生事務之今日尚普及不致候者は、衞生委員は捉置、衞生課に其人ヲ得サルノミナラス、本局之如きは、小生如き淺見無識ヲ以て其乏を受候位の事にて、歩々著々實際之結果は其本意に背馳、或は傳染病預防の一事を以て、衞生の眞面目と認め候もの多く、或は其要用を寬知者と雖、急ニ赫々之功を見る事能はさるを以て、熱心從事致し候者無之候。殘念至極に存候。元來全體の組織並に各般の規則等、未其宜きを得さるもの多く、改正を加へ、今一層擴張し而、歐米諸國之規模に倣ひ、以て富强之根基を開候樣いたし度、いろ〳〵と草案なとも取調、熱心罷在候得共、上下之疲弊國家の多事と、弟の微力トニ由テ、兎角如意運ひ兼、困頓仕居候。此冬中に御縣邊へ罷出、拜晤相樂しみ居候處、少々急なる取調等にて不遂本懷、來春は必す罷出、ゆる〳〵拜話仕度と存候。其中機會も候はゞ、御出京拜話、十分に意裏吐露いたし度と奉存候。來書之如く高く推奬を蒙りたるは、慚愧無辭候。不取敢御答旁如斯、萬拜容之時と相樂申候。匆々不宣。

伯が初めて長與に會つたのは、明治十一年暮上京の際であつたか、又は石黑忠悳の回顧談中に、其の後、余は陸軍から內務省の衞生局に兼務して居た頃、一局長の長與專齋君が、近々名古屋地方へ巡回すると聞いたので、「名古屋へ行つたら、名古屋病院の院長をして居る後藤新平は、學問にも熱心であり、頭もよく、確りした男だ、是非逢つて御覽」と勸めた。その後長與君が歸京したので、後藤に逢つたかと訊いて見たら、「逢つ

に來たが、貴君の褒める通り、なか／＼の傑物だ。」と頻りに褒め、余が「あの男を田舍に置くのは惜しい。東京に呼んで衞生局へでも入れて見たら何うだ。」と言つたら、長與君は、私もさう思ふといふことで話が進み、衞生局の技師として上京して來た。

とあるのが本當か、明かでないが、兎に角この前後のことであつたことは事實であらう。長與は石黑の推擧のためであつたか、または自分自身の考へからであるか、後藤の人物に深く屬望した。それではゆくゆくは衞生局に呼び入れたいといふ考へを持つてゐたものと見える。そこへ上掲のごとき立派な意見が次々と出るので、愈々意を決して、後藤に上京を促すことになつた。その內意を後藤に傳へたのは、明治十五年二月のことであつた。

一方後藤の意志は、聯合公立醫學校設立の議が成就の上は、愛知縣病院を辭して民間に下り、刀圭を手にして獨立せんとするにあつたが、今や長與局長の懇篤なる勸誘に接し、熟考を重ねること數日、つひに決然、日本衞生制度の確立のため、その勸めに應ずるの決意を堅めた。次に掲げるものは、同年三月七日、伯が長與局長に宛てゝその決意を語つた書信である。頗る長文であるけれども、彼の一代の轉機に臨んで、その心境を自ら物語るものなるが故に、ここに全文を掲げる。

先夜昇堂、討問刻を過ぎ、御厚遇を蒙り、且教ゆるに及はさる所を以てせられ、抑揚頓挫自ら其中に在り。誠に共然るに愧つ、幸甚々々。退て以爲らく、閣下疏賤の身を間隔せす、狂瞽の言を擯斥せす、加之、少年血氣の猛を制し、以て沈重忍耐の力を勵まし、將に邦家の爲めに大成の志を立てしめんとせらる。是則詩云、菁々者莪

の比乎。實に感銘の至りに不堪候。豈小生の既往と將來の心事とを具陳し、更に一歩を進めて敢て高論を仰かさるへけんや。小生の家世々醫にあらす。初め小生醫學を好ます、阿川氏の慫慂に隨ひ、明治七年意を決して醫を福島病院に學ぶ。當時貧窶學資給する能はす、皆阿川氏の所給なり。二年許にして漸く大義を悟り、頗る外科を好み、又知る今日の醫士は昔日の王侯貴人の幇間たるが如くならすと。幼時祖父が諭す所を追懷し、大に奮發する所ありき。祖父曰く、高野長英は我宗族後藤惣助の第三男にして、汝が緣戚也。出て高野氏を繼き、長崎に遊び、蘭醫學を修め、又大に意を政事に用ひ、却て幕府の嫌忌を蒙り、縲紲の中に在り、終に非命の死をなせり。鄕人に今之れを哀憐する者なし、却て譏る所となる。是成長の後尤も戒むへき所なり。小生稍長し、十歲の頃、更に長英所著の夢物語と寄蹟の硯とを示し、當時の事を細談して戒を垂る。蓋し祖父の言、封建の世に於ては則宜矣。今日に在りては則宜しく刻意勵行、長英を以て期せさるへからすとの思操ありといへとも、貧生陋巷に在り、知己なくして、達意の途なきに苦めり。明治九年の夏、幸に援引を得、職を愛知縣に奉し、初めて歐洲醫家の講筵に就き、且司馬氏の門に出入し、獨逸學を修めんと欲す。偶同氏警視廳依賴のリョン氏衛生警察及裁判醫學を譯す。小生に筆記校讀を許す。一閱則知る是素望を達するの大本也と。爾後原書借覽、數々心を衛生に駐むるの端を開く。明治十年西南の役、職を愛知に辭し、大坂陸軍臨時病院に奔走し、十一年名古屋鎭臺病院に在り、同年春、再愛知病院醫學校に轉し、爾來力を院校の改良に盡すといへとも、當時身卑賤の位に在り、暴起事を領す、却て徒らに焦心單志を增すのみ。言論貫徹せさること多く、徒勞に過きさるのみ。漸くにして今日の勢に到る。夫の聯合醫學校の謀の如きも、本年の縣會を開けば、則既に岐阜の聯合成るへきの勢に歸せり。是皆聊か力

を衛生醫事に盡すの微意のみ、射利求進の策にあらさる也。若し巧に縣令課長等の意を迎へ、以て其命之れ隨て奔走せは、則新平疾に浮雲の榮を致さん。決して今日の疲弊無かるへし。曾て活路は辭職の後に則し、本年聯合の謀成らば、則辭職、刀圭を手にして民間に住し、自己の力に食み、傍ら衛生普及の實況を驗み、鄙見の在る有らば忌憚なくすすめて、以て本分を盡さんとす。其素意蓋如此。小生外科を好むや、臺灣の役に根し、西南の役に培す、蓋有以也。戰時は則軍役に從事し平時は屈して民間の疾病を救療す。夫れ内科の疾病、其治不治は公私衛生の普及に在りて、自然良能に委するに若かさるなり。故に傍ら衛生上に意を傾けは、則之を大にして國政を贊し之を小にしては司令の本分を盡すに足らん乎。良將良醫豈それ異ならんや、杏林の春澤實に萬生を育ふに足る。然れとも漫に多端に精神を勞する時は、進寸退尺の處なきにあらす。宜く其專攻の區局を定めさるへからす。抑外科、衛生、均しく醫學中の一科たるが如しといへとも、皆是專門に攻修するも諸家の難とする所、小生薄量短才、其一も實績を擧ぐる能はさるべきは、理の最も觀るべき所なり。然れとも地方の如きは、則其勢未た衛生專門を以て自立すること能はす、況んや小生の如き、唯其志篤きのみにして、大都に出て專門を以て鳴るへき識見に乏しきをや。所謂衛生の門牆を望て、其宮に入らさる者なり。戞々乎として其難哉。然に近々内論を以て、東京に轉し、一層勉勵、眞正の衛生家と爲らんことを慫恩せられ、欣踊恍惚、夢寐ノ若キカヲ疑ヒ、悄シテ自ラ定ラス。熟惟みるに、布衣の書生、才短學劣、若果シテ採用ヲ辱フスルヲ得バ、其服務及位置如何ナル點ニアル乎。凡人能あり不能あり。殊に新平の如き、長く田舍に在り、繙譯筆述の類得て能くする所にあらさる也。從來視ら理する所の者は一、二の外科手術のみ。地方院校衛生の事務等、自ら計畫して聊か意見を其間に施行する者は、

昔人を待て而後成る者也。故に或は恐る、欣躍撰に應するも、飜て其位置服務の能と性とに適せされは、則其任に答ること能はさらんことを。韓愈曰、夷吾の老馬に於ける、仲尼の老農に於ける、其知の專なるを用ゆるなりと。現今專門攻修も亦然る所以に歸す。故に愚陋力彊すへからさるを知らす、慫慂に隨ひ專修を試みんと欲して止まさるなり。苟も衞生の專門家たらんと欲せは、獨英佛三國の他國語に通し、其衞生法を修め、消化して以て自己計畫實施の活力を生する所の榮養緊力となさるゝへからす。其風土人情衣食住を察知する爲めに、歐洲行をも試みるを緊要とするなるへし。新平此末段の諸點、其一も達し得へき見込、現今に於て之なしといへとも、實際從事の速力と、公務餘暇の勉勵とを以て、勇進忍耐、閣下及在京諸家の行動所説を見聞せは、未た必すしも不能として自棄すへからすと信するなり。是迄田舍に在て、獨案孤勞するに比すれば、亦發達の力を增すことなしといふへからす。敢て內諭を請ひ、其服務及位置を詳にし、以て愈意を衞生に決せんとす。歸縣の後、速に院校隆盛に到るの制度を設け、假令功成り名遂るに到らさるも、先身退て大成を圖るの策を立て、將に貴諭に副はんとす。當今杏林の學士輩は、學問は猶生命保續に於ける衣食住の如く、活動世界に施す萬般の活動保續に於ける衣食住たることを忘れ、僅に他國語を修むる時は、射利求進之勉め、外衣住を加ざる內食に乏しきの狀態を免れす。即ち精神の實力乏しき爲ならん。人たる者は法を學ひ得すといへとも、法を作り出すの精神を本體とし、其精神の活動を健全に保續せん爲めに、百般の學問を以て滋養物として補給すへし。故に消化して以て自己の所有に歸し、其德となるにあらずんは、事業を培養するの功なし。又徒らに精神の活動のみにして、培養資給なけれは、終に枯疲して斃るの患あり。嗚呼一得一失事物の弊免れ難き所、道に當る者、實に容易ならさるなり。新平自ら

揣らす、妄想到らさる所なし。然れとも其一事を爲し得て後、他の想像の實施を試み、漸次世上の進運と共に、事業を擧けて轉機を試みんと欲す。聯合醫學校說成るの後、實施を企望する諸件中一、二を略記し、貴覽を煩はし奉る。愚陋自ら揣らす卑意を勞する衷情を憐察せらるれは幸甚。伏て教答を賜り、並内諭を辱せんことを庶幾す。恐惶頓首。

明治十五年三月七日　　東京客舍ニ於て

後　藤　新　平

長與專齋先生

御親展

別誌一號二號三號相認（略）

なほこの長與局長に答ふるの書には、漢文を以て草したるものが殘つてゐる。文意は殆ど同一であるが、最初和文で書いて、後試みに漢譯して見たものか、或は漢文のものを呈して、後參考のため自ら邦譯したものか、確かでない參考のため、漢文のものも、全文をここに揭げる。

答長與衞生局長之書　　至誠敬草

辱賤先夜昇堂、奏問過刻、蒙厚遇、且教以所不及、抑揚頓挫、自在其中、誠愧其然、幸甚々々、退而以爲閤下不問疎遠卑賤之身、不顧斥狂瞽之言、加之、制少年血氣之猛、以勵沈重忍耐之力、將爲邦國、使立大成之志、是則詩云菁々者莪之比乎、實不堪感銘之至、豈具陳既往及將來之心事、更進一步可敢不仰高諭乎、新平之家、世不業醫、初不好醫學、隨愛知縣管部阿川某之慫慂、明治七年春決意、學醫於福島縣病院、當時貧窶學資不能支、悉爲阿川氏之所給、二年餘、漸曉大義、頗有志外科、又知今日之醫士不如爲昔日ト依貴人之幇間、於是乎、追懷幼時、祖父之所諭、夫高楼（ママ）長榮者、我宗族、後藤惣助之第三弟、而「汝之是伯父也」（トノ[illegible]シテアリ）用錚

高埜氏、遊長崎、學蘭醫學、又大用意政體、却爲幕府之所嫌忌、在縲(マヽ)曳之中、終陷非命之死、鄉人于今不哀之、多議之、成長之後宜爲殷鑑、新平稍長、比十歲、示以長榮所著之夢物語、與寄贈之硯、更細談當時之事、垂戒、蓋祖父之諭言、鑒之封建之世則宜矣、然今則須刻意勵行以期長榮也、思操雖有此、貧生在陋巷、不能逢知己之士、空苦無達意之途、明治九年夏幸得援引、奉職愛知縣病院、初就歐州(マヽ)醫家之講筵、未曾修他國語、有隔靴之憾、出入司馬氏之門、學獨逸學、偶同氏譯聲視聽之衛生書、令予一讀則知是達素望之大本也、爾後借覽數回得開駐心衛生之端、明治十年西南之役、辭職愛知縣、走大坂陸軍臨時病院、十一年、在名古屋鎭臺病院、同年春、再轉愛知病院醫學校、以降雖盡力院校之改良、當時、身在卑賤之位、基起領事、故獨增焦心單志、言論多不貫徹、不過徒勞而已、漸到今日之勢、如夫聯合醫學校之議、開本年之縣會、則早既岐阜之聯合可成、是皆聊盡微力衛生醫事之微意而已、非射利求進之策也、若巧迎縣令課長之意、以奔走其命、則新平、疾致浮雲之富貴、決無可今日之困弊、曾期活路辭職之後、本年聯合之議成、則辭職、手刀圭住民間、食自己之力、旁鑒衛生之實況、有鄙見之在、奏之欲盡本分、其素意如此、夫新平之好外科也、根臺灣之役、培西南之役、蓋有以也、戰時則須從事軍役、平時則宜救療民間之疾病、如夫內科疾病、其治不治、多在公私衛生之普及、不如委自然良能也、故又旁傾意衛生、則大之贊國政、小之足盡司命之本分乎、嗚呼良將與良醫、何其異、杏林之春澤、實足育萬生、然漫勞有限之精神多端、却不免進寸退尺之虞、宜定專攻之局、曰外科、曰衛生、均是爲醫學之分科也、雖然、專修之諸家、尙爲難、薄量短才之生、一不能擧其實績者、理之所最易視也、然今地方其勢未能以衛生之專門、自立之策在開業、雖都府亦恐然、世上無恆產而有恆心幾希、我恆產在外科而已、況如不肖不論都鄙莫、以衛生專門可鳴之識見、唯其志篤而已、所謂望衛生之門牆、不入於其宮者也、憂々乎、其難哉、近慫慂以轉東京、一層勉勵、可爲眞正之衛生家之內諭、欣躍恍惚、疑若夢寐、悸不自定、熟惟布衣之書生、才短學劣、若得辱採用、其服務及位置果有如何之點乎、凡人有能有不能、殊如新平、成長於田舍、纔譯筆記之類、不得而所能也、從來親所理之者、外科術而已、地方院校衛生之事務、自計畫、以聊行意見、其間者咸待人而後成者也、故或恐、欣躍應撰其位置、服務之有不適鈍性、則纔不能答其任矣、韓愈曰、吏吾之於老馬、仲尼之於老農、用其知之專也、方今貴專門攻修亦然、故不知愚陋不力彊、敢徒慫慂、欲試專修不止也、苟欲爲專修之衛生家、語要通獨英佛之三國、而讀其衛生書消化、以可供自所生計畫之活力、榮養緊力之資、又試歐州(マヽ)行、參照曾所得於文字、與風土人情衣食住之實況、寔所

緊要也、今到此等之諸點、則胸裡雖無一可達之策、然以實業從事之勢力、與公務餘暇之勉勵、而忍耐勇進、强見聞閣下及東京諸家之有爲及所說、則比曩日之獨案孤勞、又到有增發達之力、未必爲不能而可自棄也、敢請內諭、詳其服務及位置、以愈欲決意稿生、歸縣之後、速立院校隆盛之制度、假令不到功成名遂之域、先身退、以設大成之策、將副貴諭、寓惟活動世界中、自重保續之於學問、猶生命保續之於衣食住、養內理外、方今之學士、動急理外、而疏理內、驅天下公衆之氣運、不試起公刊公益、豈雪之所得、外供衣住、故內乏食餌、亦宜矣、是則不勉養精神之實力也、今夫外專衣住、而內不用意食餌者、例之如西京人也、其思操有爲之人乎、足與有謀乎、以我膚見臆度、則多不免其西京人種者、雖有其學識、不養有爲之實力、比々是也、凡人雖不得學法、可作出法、是天賦精神之本體也、其精神活動之健全保續、應在學問之資給以食餌、〈衣住的外面學問亞之〉故雖有學識、非消化以資精神（マヽ）自家者、無培養事業之成功、反之、徒天賦精神之活動、而無培養之資給、則雖靈智敏才、終不免枯衰、而斃之虞、嗚呼一得一失者、事物之弊、當道者避之、以何之妙計乎、實知不容易也、新平性嗜妄想、無所不到、然未一事之成否不決、而企他事之實施、假令思想百端、亦一事以及他事、順次欲與世上之進運、擧事業也、今聯合議成之後、欲起實行之議者有二三、略記以瀆貴覽、不顧尺璧寸陰之言、漫呈長文、罪無所逃、憐察衷情幸甚、伏而庶幾賜敎答、辱再內諭、恐惶頓首。

七、負債整理

明治十五年三月初旬に、內務省轉任の意思を、長與に表示したるに關はらず、彼がいよ／＼內務省御用掛の辭令を受取つたのは、翌十六年一月の終りであつた。

然らば何故に斯くのごとく一年の日子をこの間に消したかといふと、その主なる理由は、長與に送つた上掲の長文中にもある通り、「歸縣の後、速に院校隆盛に到るの制度を設け、假令功成り名遂ぐるに到らざるも、先身退て大成を圖るの策を立て、將に貴諭に副はんとす」るためであつた。彼は名古屋を去る前に、自己の著手せる院校內外の施設稿

營につき、一段落をつけて行きたいと思つてゐたのであつた。

それに今一つ、一身上の理由もあつた。それは當時、彼の身に負へる多額の借金であつた。彼は衛生局採用の内命を受くるや、二月二十六日、愛知縣病院なる今村秀榮、中村利恭の兩名に宛てて、次の如く書き送つた。

拜啓。春光漸く相加り候處、兩兄愈御清壯と奉賀候。此地之都合も先以萬端よろしき方に御座候。御安神賜り度候。且日小官も内務省衛生局御用掛に採用の内命有之候に付、歸縣後は早速一策相立、辭職可仕かと一旦は内決仕候得共、是迄種々盡力の廉も有之、只今に到り突然挂冠候而は、如何院校の情景相運候哉も難斗候に付、歸縣一層取運の方に盡力仕、後來の計畫を制定致候上にて、内務省へ轉任候方可然かとも相考、尤も衛生局長之内話ゞ、もも、七八月頃迄に出京候都合には參り不申哉との事に付、少々は遷延仕候而もよろしき事に御座候。乍併兼而中村兄には御盡力を蒙り居候拜借金も有之候に付、歸院後は先以て自宅開業仕、其潤益にて御返却仕候樣致し度心組に御座候。七八月頃迄に右金員返納皆濟に到り兼候樣の都合に候はゞ、四五兩月後には辭職之上、專ら開業に從事、今明年に涉り候共、出京見合、辨金に心を用ひ候積りにて、夫々器械買入等も内約仕置候間、家屋も御周旋被成下度奉願上候。當時相應之家屋無之候はゞ、彼の呉服町朝比奈之家借受申度奉存候に付、家賃之義御周旋置奉願上候。——

然らば當時彼の借金額は、如何程であつたか、正確なる數字はもとより知るに由ないけれども、内務省衛生局勤務後、明治十七年四月十六日附、東京なる姉への書信の一節に、「四日市ニて金三百圓返却、是迄千貳百圓借用之處、九百圓ニ致し候間、御安神被下度奉願上候」とあるから、衛生局赴任前の彼の借金も、當時の彼としては、相當の額で

あつたと察せられる。

一體彼は、何のために、その樣に巨額の借財を身に負ふに至つたのであらう。

この點については、一生を通ずる彼の性癖が、名古屋時代に於いて、すでに大膽に現はれてゐたことを見得るのである。彼は金錢については、一種の不思議な癖を持つてゐた。

彼は金錢について全然無頓著な人間ではなかつた。隨分綿密に計算するやうなところがあつた。それでゐて、また全然投げやりの一面を持つてゐた。殊に人のために惜しげもなく金を使ふといふ風があつた。しかもそれは、その結果相手から感謝されようとか、報恩されようとかいふやうな考へもあまりなかつた。

一生の間に彼から金錢上の世話になつた人は、かなり多勢あつた。しかし彼は世話をした人々の名前すら條々憶えてゐなかつた。さうして彼は一生を通じて、人の爲めにも、自分のためにも、よく平氣で借金した。

名古屋時代の借金の一つは、水澤の親の借財返濟のためであつた。その額もやはり分明でないが、名古屋時代、彼が故郷なる姉に送れる書信のうちに、「是迄戸坂屋へ何百圓程借金有之候哉、出入勘定御調、至急御申越奉願上候」とか、「戸主書改めの事より、借金の取調至急御申越奉願上候。水澤表家屋敷は、悉皆賣拂候事に決心仕候」とかあるによつても、當時の彼の心を惱ます程度の借財であつたことは察せられる。

いま一つは、彼自身の必要上生じた借金であつた。これも何程であつたか分明しない。ただ明治十三年三月二十六日に父に送つた手紙の中で「私の如きは負債日々に嵩み候へ共、決して今日迄催促を受けし事なし」「少様といふよくし。」等といふのみで、金額を明記してゐない。

彼の當時の收入は、何程であつたか。病院と學校から受ける給料は八十圓であつた。それは二十六歳の青年醫師に取つては破格の高給であつた。彼はこの外市内の往診に對する多額の謝禮を受けてゐた。ために月收は三百圓を越えたといはれてゐる。この外に尙ほ彼は、金錢以外の贈物を多分量に受けてゐた。反物類のごときは、彼一人で著切れないほどで、帶や足袋は、一度使へばすぐ家の書生に遣つたといふことであつた。

しかるにも關はらず、彼がなほ巨額の負債に苦しまなければならなかつた所以については、富澤正太郎が次のやうに回顧してゐる。

後藤は院長になつてから、親の病氣のため水澤に來たことがある。その時私に、名古屋の病院を辭して東京に出たいと言ふから、今の收入はどの位だと聞くと、「二百五十圓は愛知病院の給料、あとは市内の外診で、彼れ是れ同額位のものはとれる。」東京に行けば、どのくらゐ貰へるかと聞くと、「東京に行けば百圓とはくれまい。役人奉公は初めはなるべく下級の方がよい。」それでは大變收入が落ちるではないかと問へば、「落ちても俺には經濟に差支へがない。どうしてと言ふと、名古屋に居つては阿川は警部長である。その警部長の處に相談に行つて、私は貴下に大變お世話になつて、何もお禮することができない。これから多くの書生を醫者に仕上げて御恩返ししたいと思ふと言ふと、それは結構だ、その通りにやれと言ふので、今俺は名古屋に病院長として獨りで居る。獨りで四、五百圓の金は要らない。これを皆書生のために使つて居つた。漸く人になるものが出來て來たから、これを岐阜の病院とか何處とか、方々の病院に配つてやる。その時は書生のことだから何も持たない。時計一つでも百圓以上のものを買つてやらなければならない。それに洋服やら何やら、殆ど千圓もかけてやる。さうして

段々世話して見たが、一年に一度の年始の端書もよこさない。もういやになつたから、俺は百圓以下の給料で東京に行つても同じだ。それでも望みのある書生は助けてやるつもりだ。」と言つて居つた。

この回顧談のうち、數字についてはその記憶に疑ひを插む餘地が多いが、しかし當時の伯が、家に多くの醫學書生を置いて、養成してゐたことは事實である。當時父に宛てたる書翰にも、「不相替書生宿ニて、此節十人家内に御座候」とか、或は「私事も此節書生拾五名も寄宿爲致居候處、中々是迄の家にては手せはニ付、竪三ツ藏町得月樓（御兩親様御承知の筈）と申候て、病院の北角ニて、七間四面の建坪にて、庭もひろき處に轉宅仕候」などとある。

これが卽ち對育社の由來であつて「私塾對育社ヲ開キ、生徒ノ入學スル者五十有餘名、奉務の餘暇、專ノ醫林ノ儁髦ヲ陶冶スルニ力ヲ竭セリ」と言はれたものである。さうしてこれがまた、月々多額の收入を得ながら「負債山をなし」たる所以である。

愈々東京に出るためには、これ等の負債を整理しなければならぬ。それが彼の出京遲延の一理由であつたのである。

八、良相良醫豈其異

後藤院長内務省轉任の報が一度傳はると、忽ちにして名古屋全市に一大センセーションを捲き起した。彼はすでに名古屋における重要人物の一人となつてゐた。金鯱城下より、この有爲の材幹を失ふことを、惜しむ者も多かつた。なかには、何とかして後藤の尻を名古屋に落著かせるために、彼に邸宅を建てて贈らうとしたものさへあつた。しかし彼は、

『まさか名古屋城ほどの邸宅をこさへてくれるのでもあるまいし。』

と、一言の下にはねつけたと傳へられる。

彼の心は、もはや帝國の中央に飛んでゐたのである。

明治十五年の暮から、明治十六年の新春にかけては、轉任騷ぎのゴタ／＼のうちに過ぎた。その混雜のうちに、鄕里より飛び來つた悲報は、一月十三日、父實崇の訃であつた。かうした場合、何はさて措いても、飛んで行きたいのが、彼の性格である。が、寸刻も手放せぬ用務多端なるを奈何せん。彼は已むなく、弟彥七を鄕里に急行させて、すべてを代行せしめるより外なかつた。

かくして彼が年久しく描ける兩親姉弟を集めての團欒は、つひに實現の日なくして已んだ。しかしそれがため、却つて一家を東京に引取るの件は、故障少なくして實現されることになつた。久しかりし獨身生活は終りを告げて、華かなる家庭生活がこれより始まらんとするのである。

明治十六年一月は、殆ど連日連夜の送別會であつた。その盛大なること、名古屋始まつて以來なりとさへ言はれた。そして一月二十一日、いよ／＼彼の名古屋を去らんとするや、知友門人等百輛の腕車を連ねて熱田に送り、ここにまた盛大なる別宴を開いて、別れを惜しんだ。その送別の辭の一節に曰く、

生等等ク先生ノ德影ヲ欽慕シテ、腕車百輛、送テ熱田ノ阜頭ニ到リ、離筵ヲ抱海樓上ニ開ク。三疊ノ陽關、一曲ノ驪歌、皆ナ愁ヲ帶ヒサルハナシ。嗚呼先生ヨ、冀クハ之ヲ聞ケ。此一杯ノ酒ハ以テ多年恩惠ノ深キヲ今日ニ酬ユルナリ。此一片ノ肴ハ以テ今日情交ノ密ナルヲ佗年ニ存スルナリ。

茲に思ひ出多き伯の名古屋時代は終焉し、内務省衛生局時代が開幕するのである。伯は一詩を賦して這般の情緒を叙した、

爲人謀善是公道　未敢求于章句中
良相良醫豈其異　杏林到處有春風

良相良醫たるべき舞臺が、いま彼の眼前に展開せんとするのである。

第三章　衞生局前期

第一節　衞生局技師

一、步一步

「當省御用掛被仰付、取扱准奏任候事。但月俸百圓給與候事」

内務省からこの辭令を受けて、彼が初めて衞生局に出仕したのは、明治十六年一月二十五日、彼が二十七歳の時であつた。

水澤より須賀川へ、須賀川より名古屋へ、而して遂に名古屋より東京へ。彼は磁針の北斗を指すごとく、步一步、その最終の目標に向つて、一貫したる途を歩いて行つた。蓋し彼の理想は、大政治家か大名醫官かにあつた。而して大名醫官の業は、人を醫するの業より、醫を醫するの業に進み、而して最後に、國を醫するの業に到達するにある。今や彼は、名古屋に於いて人を醫するの一醫者たりしもの、東京の中央政府に入つて、全日本の國家を醫するの業に從はんとするのだ。

殊に彼の快心事としたるは、彼が司馬凌海とローレッツとの指導啓發によつて知り得たる衞生の事業に專念し得る

ことであつた。民族の向上、國家の隆興は、ただ衛生事業の完成にありとは、當時彼の念頭に燃えたる思想であつて、一生を通じて渾身情熱の快男子たりし彼は、殆ど眼中他に何物も無きまでに、衛生事業に沒頭した。それは後に記す彼の「國家衛生原理」なる著書によつても明かなるごとく、彼は衛生なる文字に、彼一流の解釋を下し、宇宙萬般の事象、悉く衛生に淵源すと爲す勢ひであつたから、日本帝國の衛生事務の中心地たる内務省衛生局に轉任したときの意氣の、如何に旺んであつたかは想像にあまりある。

その當時の彼の心境は、著京五日目、行李も解かぬ旅館より、愛知縣病院なる今村秀榮に送つた一月二十八日附の書信によつても、窺ひ見ることができる。

寒威日增甚敷候處、尊館御揃益御清勝、奉慶賀候。小生義も過二十三日、海路無事にて東京著、廿五日内務省奏任御用掛、月俸百圓、衛生局照査課副長に拜命、御請仕候間、御安心被成下度奉願上候。却說名古屋奉職中は、公私共非常之御助勢を蒙り、筆頭に難盡、御洪恩不知所謝。此度御別離申上候には、誠に筆舌ニ難述悲歎も有之候。漸く酒德に藉りて、百般の悲憂を慰宥し、發途仕候。小生泣て金鱗を眺むれは、金鯱も亦泣いて小生の行を送り候樣相覺へ候。出立前は私事に付而も、表裏共に御懇篤之御注意被成下、殊に御令閨樣御違和の中、田舍迄御枉駕被成下、從來御交誼益篤く、小生の面目無此上候。昨今の入局多事、一朝に整頓致し兼、寄寓未定に候。諸大家の愛顧益盛なり。是又御安心奉願上候。先は拜命披露旁、御禮迄。早々頓首。

彼が拜命したる「御用掛」とは、今日の所謂囑託である。もと内務省權少書記官にといふ内談もあつたが、なんぞ刀筆の吏たるに甘んぜんやと自負せる彼は、自ら希望して御用掛なる自由の地位に就いたものであるといふ。またそ

の月給百圓といふのは、當時の內務省としては、異數の奮發であつた。帝國の最高學府たる東京大學を卒業した學士ですら、その地位は、官制や慣例によつて、判任待遇の雇、体給月額七十圓と決まつてゐた。そのため、後藤が入局して後間もなく、同じく衞生局に採用されたる新進氣鋭の學士北里柴三郎は、「私は御承知の如く最高學府を卒業し、後藤等とは敎養を異にするものであるから、その下風に立つことはできぬ」(北里柴三郎傳二六―二七頁)と駄々をこねて、長與局長を手古摺らせたほどであつた。

しかし一方後藤の身となつて見れば、月給百圓は決して有難い收入ではなかつた。名古屋時代の月給は八十圓であつたけれども、往診の禮金その他を合すれば、實收入は三、四百圓にも上つたことは、前にも述べた通りである。從つて內務省御用掛を命ぜられた後も、彼に自宅開業を勸めるものがあり、またその收入によつて豪奢なる生活を樂しむのが、むしろ一般の風潮であつたが、彼は頑としてその勸めに應じなかつた。

彼の自敍傳は次の如く記してゐる。

同月內務省准奏任御用掛トナリ、衞生局ニ入リ、爾來衞生事務ニ從フ。世人傍ラ開業ヲ勸ムルモノアリト雖モ、內務省ヲ辭セハ、則刀圭ヲ手ニシテ、日夜奔走スルモ可ナリ。在職ノ間ハ則專心公業衞生ニ力ヲ盡サヽルヘカラストテ、開業ヲ肯セス。

蓋し名を求めず、利を追はず、一意醫國の大業に邁進せんといふのが、當時の彼の心意氣であつた。

當時の內務省の陣容は、內務卿山田顯義、大輔土方久元、少輔芳川顯正、庶務局長白根專一、衞生局長長與專齋、警保局長田邊良顯、地理局長櫻井勉、土木局長石井省一郎、監獄局長石井邦猷、戶籍局長岩村高俊、會計局長心得吉

澤經範、神社局長丸岡莞爾、圖書局長何禮之といふ顔觸れであつた。殊に衞生局には、長與局長の下に石黑忠悳、高木兼寛、長谷川泰、柴田承桂などといふ錚々たる面々が顔をならべ、その經費も全省の三分の一を占めて、省内に威を張つてゐた。

そのなかに、年少氣鋭の衞生學者後藤新平は、一准奏任御用掛として、入つて來たのである。

そのころの伯の印象については、當時衞生局の一員であつた阪本釤之助が次の如く手記してゐる。

> 明治十六年に、衞生局の大擴張が行はれ、汎く人材を集めらるるに當り、君（後藤伯）も其の内の一人として、内務省に擢用されたのである。其は内務省准奏任御用掛といふのであつた。初めて顔を衞生局に出された時、予の眼に映じた印象は、蒼白な顔に美髯を蓄へ、聊か縁の損じたフロツクコートを著用し、時計の銀鎖に象牙彫の髑髏をぶら下げて居られた所、多少田紳的であつて、今尚目前に見る樣である。

恐らくこれが、當時の僞らざる印象であつたらう。勿論その多少「田紳的」なところは、月を經るに從つて、洗練されたに違ひない。當時を回顧する人々は、いづれも口を揃へて、その堂々たる風采を述べてゐる。そのころ文部省にゐた鎌田榮吉は、

> 時は明治十七年と思ひますが、内務省の御用掛をされてゐた時、私の居た文部省へ、事務の打合せに來たのであります。「私は後藤新平だ」と言つて、書類などを持つて來られたのであります。その樣子を見ると、實に立派な人である。髯の工合といひ何といひ、容貌秀麗といふ句がありますが、私は初めて會つてあんなに立派と思つたことはありません。勿論老年になつてからも、御承知の通り立派でありましたが、その頃の立派さはまた格別

であつたのであります。

と語つてをり、また當時、東京大學醫學部の三年生であつた高木友枝は、次のやうに言つてゐる。

間もなく後藤さんは內務省准奏任御用掛と言ふ名で衞生局に入つた。後藤さんが二十七歲であつたと思ふ。當時自分は醫學部の三年生であつたが、或る機會に後藤さんに會つて見ると、眉目淸秀、談論風發と言ふ、丸で竹を割つた樣な人であつたので、自分はスツカリ惚れこんだものであつた。……當時の醫者といふものは、大抵黃八丈の著物を著て、黑縮緬の羽織を著てゐた。そこで後藤なるものに會つて見ると、黃八丈の著物も、黑縮緬の羽織も著てゐない。變つた醫者だと思つた。私はそのころ露地を入つたところにある、三圓位の下宿に居つた。當時、奏任以上は馬に乘つたので、後藤さんは露地の入口に馬を繫いで入つて來て、私の所でひじきの煮付で晚飯を食つて歸られたことも、一度ならずあつた。從つて私の第一印象は、是れは醫者らしくない醫者だと感じたことである。

これらの人々の回顧談によつて、名古屋の病院から、突如として中央に現はれたゐ後藤新平といふ人物の風貌が想見される。特にあの日本人離れのした白皙の皮膚の色と、名古屋時代に蓄へた美髯のほかに、人の眼を惹くものは、彼の首筋のところにあつた鷄卵大の大きな瘤であつた。殊にそれは、彼が昂然として、廊下を大股に步むときなど、よけい目についた。それで人々は彼を、「瘤」と綽名した。しかもこの瘤は、はからずも偶然の機會から、さらに有名になつた

それは明治二十年五月、大日本私立衞生會が、築地本願寺に衞生參考品展覽會を開催した時のことである。五月二

十九日、當時御九歳なりし明宮殿下（大正天皇）には、展覧會へ御成りになり、長與副會頭の御先導にて、陳列品を御覧の後、別室で御休憩あらせられたが、その時長與副會頭は、殿下の直ぐ御そばの椅子に腰かけてお話し申上げ、後藤幹事は數歩隔ててその室内に直立し、御用を待つてゐた。すると後藤幹事が、何か用事が出來て、その室を出ようとした時であつた。ふと殿下の御眼にとまつたのは、かの有名なる瘤であつた。

『あれは何か。』

と、殿下は御手を御首筋にあげて御下問になるので、長與副會頭が、

『あれは瘤でございます。切れば治ります。』

と、申上げた。殿下は暫し妙な御顔付であらせられたが、やがて供奉長に向はせられ、

『醫者は居らんか、あれを切つてやれ。』

と、仰せになつた。そこで長與副會頭は、

『後藤は醫者でございますから、切つてよい時には、自分で療治を致します。』

と申上げたので、やつと殿下は御納得になつた。

このことあつて以來、後藤の「瘤」はます／＼有名になつたが、それかあらぬか、間もなくその瘤は切り取られ、彼の一つの特徴は永久にその姿を消した。

二、長與專齋

當時の衞生局は、上に省內唯一の勅任局長たる長與專齋を戴き、その附屬事業としては、衞生試驗所あり、牛痘種繼所あり、藥品試驗所あり、藥草試植園あり、中央衞生會あり、さらに後の內閣統計局の前身たる統計課も、衞生局內の一課として存したるなど、その勢力は斷然省內を壓するものがあつた。當時內務省の經費約六十萬圓のうち、衞生局のそれは約二十萬圓を占め、さながら內務省の中心勢力を爲すの觀があつた。

然らば衞生局は、何の故に、斯くの如き勢力を擁するに至つたか。

衞生局の歷史は、卽ち長與專齋の歷史である。しかもこれより十年餘り、後藤伯の生涯には、長與の關聯するところ頗る多い。故にここに長與の經歷とその爲人の一端を、略述するの必要がある。

長與專齋は天保九年、九州大村藩の藩醫長與中庵の嗣子として生れた。しかも彼は、生れながらにして、日本醫學の中心問題に關與すべく、運命づけられてゐた。それは文政、天保のころ、父中庵は侍醫を、祖父俊達は掌藥醫を勤めてゐたが、祖父俊達が中年から和蘭醫學を修めたるために、「蘭法は切支丹の妖術にて國禁なり」といふ謗議が起り、父子ともにその職を罷められたからである。

これまで市を爲したる門前は、忽ちにして雀羅を張るに至つた。家は極度の貧窮に陷り、外出の際は一枚の羽織を父子代る〳〵に著用するほどにまでなつた。親戚故舊は、交〻來つて舊道に復することを說き勸めたけれども、彼等の鐵石の意志を飜へす術もなかつた。傳來の古劍古墨を賣り拂つて、「ウェーランドの字書」を購ふといふやうなことまでして、ただ一筋に蘭法の硏究に邁進した。しかも父中庵は、天保十一年、三十五歲にして長逝し、ために彼は弘化三年、僅か九歲にして、嫡孫承祖の願書を捧げ、相續人と定めらるるに至つた。

かくの如き境遇におかれたる彼が、幼少はやくも、漢洋二流の得失に思ひを致し、いかにもして父祖の業を繼がねばならぬと、深く心に決するに至つたのは、自然のことと言はねばならぬ。「子供心にも深く感激し、世には蘭學ほど貴きものはあらじ、如何にもして斯學を勉め、父祖の志を成さばや」（松香私志五頁）と思ひ込むに至つた。

明治における日本醫學の勃興と、衞生制度の發達とは、即ち洋方醫學が漢方醫學を壓倒したることの結果に他ならぬ。長與專齋は、少年時代において、早くもこの主流に棹さしたのである。

彼が祖父の許しを得て、蘭學修業のため、大阪に旅立つたのは、その十七歲の五月のことであつた。安政元年六月、大阪に安著したる彼は、直ちに北濱なる緒方洪庵の門に入つた。「此の塾は適塾と稱へ、四方より來り學ぶもの常に百人を超え、四時の輪講絶ゆることなく、當時全國第一の蘭學塾」と言はれた。しかしそれは、依然として舊式の輪講式教授法であり、その內容もまた、徒らに摘句尋章を事とする、語學研究に過ぎなかつた。しかも語學研究に缺くべからざる肝腎の字書といつては、「ヅーフ」と稱する和蘭字彙の寫本が、たつた一部あるきりであつた。

「三疊敷許りの室を「ヅーフ」部屋と唱へて其處に備へ置き、一冊たりとも他に持出すを許さす。百餘人の生徒皆此一部の「ヅーフ」を杖とも柱とも賴むものなれば、立替り入り代り其部屋に詰め込みて、前後左右に引張り合ひ、容易に手に取ることも叶はさる程なり。斯て晝間は字義の詮索も屆かされは、深夜に人なきを伺ひ字を引きに出かけるもの多く、「ヅーフ」部屋には徹宵の燈火を見さる夜ぞなかりし。其頃塾中の雜談に、字書を坐右に控え、原本にて書を讀むことを得は、天下の愉快ならんと言ひ合へり」（松香私志七頁）

これが舊幕時代「全國第一の蘭學塾」の光景であつた。

長與專齋が、この適塾において得たる益友の一人は、福澤諭吉であつた。福澤は長與より四歳の年長で、長崎にて一年餘蘭學を勉强した後、安政二年、卽ち長與が入門した翌年に、適塾の塾生となつたのであるが、間もなく塾内に於いて嶄然頭角を見はし、つひにその塾頭となつた。そして安政五年、福澤が招かれて江戸に赴くや、その後を承けて塾頭となつたのは、卽ち長與專齋であつた。

彼が適塾において修めたのは、主として蘭學の「讀書解文」であつた。彼の志望は醫學にある。そこで偶と長崎に蘭醫ポンペが來つて、醫學傳習の事をはじめると聞くや、母と師の許しを受けて、長崎傳習所に學ぶことになつた。時に萬延元年一月であつた。松本良順や司馬凌海と相識つたのは、この時である。

文久三年五月、彼は藩命によつて大村に歸り、世子亨之進（武純）の療養掛を命ぜられ、その秋さらに侍醫を拜した。然るに不慮の椿事は、彼をして藩命を帶びて再び長崎に醫學を傳習せしむることとなつた。それは藩主純熙公が、小鳥狩の際、過つて霰彈六粒を、前腕に受けたことである。近侍の協議の結果、蘭醫ボードヰンの意見を聞き合はすために、長與は長崎に急行することになつたが、その留守中に、藩公の傷は、姑息なる漢法醫の治療のため、前腕一面に張り裂けんばかり紅脹して、その痛みに眠りさへ得られぬ有樣となつてゐた。そこで病藩公の命によつて、今回に限り療用掛を專齋に一任といふことになり、しかもボードヰンの意見による新治療法によつて、藩公の傷はめきめきと輕快に赴いた。「外科のわざは蘭方こそすぐれたれ」と、一藩の人々にもてはやさるるに至つたのは、それ以來であり、さらに慶應二年四月、長與が長崎再遊學を命ぜられたのもそのためである。

當時長崎の精得館には、ボードヰン既に去りて、マンスフェルトこれに代り、池田謙齋、竹内正信などが院務を統

理し、生徒も百人以上に上つてゐたが、幕末維新のころとて、物情なんとなく騒然、薩長二藩の人々は、幕府の猜疑のために、入學さへ許されぬ有様であつた。長與は初めから市中に寓居を定め、日々の講議の傍聽、診察の傍觀の外は、自宅で講習を始めてゐたが、其處に通つて來た者のうちに、長州の青木周藏、松岡勇記などといふ人々があつた。彼等もまた藩命によつて和蘭醫學研究のため長崎に來てゐたものであるが、上記の事情によつて通學も叶はず、姓名を變へて專齋の塾に通つたものである。長與が木戸孝允、伊藤博文、野村靖などの人々と相識るに至つたのも、これらの縁故からであつた。

維新の大業成るや、長崎の諸役所にも大變動が起つた。精得館でも、池田、竹内その他の醫官は、風を喰つて失踪し、全く亂脈に陥つた。そこで七、八十名の諸生は集まつて、衆議の末、投票によつて館長を決定することになり、その結果、當選したのが長與專齋であつた。彼は卽ちマンスフェルトと相謀り、學制の大改革を試みた。それは豫科、本科の教場を各別に設け、豫科では算數、理化、動植物學などの課程を授け、それが了つて初めて本科で解剖以上の科目を順次に授けるといふ制度である。精得館の名稱は、まもなく長崎醫學校と改められたが「本邦の醫學教育に於て、豫備學の課程を設け、學生の資格を正し、學科の順序を定めたるは、實に此長崎醫學校を以て嚆矢とす。」（松香私志）るものであつた。長與の行政的手腕が、明治新政府に知られたのも、またこれ以來であつた。

明治三年、長崎醫學校は大學（四年七月文部省と改稱さる）の管轄となり、彼は大學少博士に任ぜられ、翌四年七月、徴されて東京に出で、中教授文部少丞に進んだ。蓋し學制改革に熱中せる文部卿江藤新平が、長與の才腕をこの方面に伸ばさしめんと計つたものである。しかし長與は固辭して受けなかつた。恰かもよし、政府より使節を歐米各

國に派遣し、各省の理事官もこれに隨行せしむることに決したので、彼は乞うてその一行に參加し、かくして岩倉具視の一行に隨つて、渡米の途に就いたのが、明治四年十一月十二日であつた。

岩倉公一行の歐米歷遊こそは、西洋文明の輸入に、一大槓杆をなしたるものであつた。一行百餘名。そのなかで長與の一行は、米國に留まること三箇月、直ちに英國を經て歐洲大陸に渡り、主として伯林において、專門の調査研究に從ふこととなつた。その間に、彼が屢々耳にしたのは、「サニタリー」或は「ヘルス」「ゲズントハイツプレーゲ」などといふ言葉であつた。そして調査を進めるうちに、それは單に健康保護といふ單純な意味ではなくて、實に國民一般の生活保護を擔當する、特種の行政組織であることを發見した。

是れ實に其の本源を醫學に資り、理化工學氣象統計等の諸科を包容して之を政務的に運用し、人生の危害を除き、國家の福祉を完うする所以の仕組にして、流行病傳染病の豫防は勿論貧民の救濟、土地の淸潔、上下水の引用排除、市街家屋の建築方式より藥品染料飮食物の用捨取締に至るまで、凡そ人間生活の利害に繫れるものは細大となく收拾網羅して一團の行政部をなし、「サニテーツウエーセン」「オッフェントリヘ、ヒギエーネ」など稱して國家行政の重要機關となれるものなりき。（松香私志三二―三三頁）

彼が二年餘の留學において發見したのは、實にこの事實であつた。そして日本における衛生局の發祥は實にこのところにあつた。

三、衛生事業の躍進

明治五年二月十一日、文部省に醫務課を置き、ついで長與專齋が歐米留學より歸朝するや、明治六年三月、文部省に醫務局が設けられ、長與はその局長に任ぜられた。これが日本における衛生事業の發端である。

その當時、日本において衛生制度を創設するといふことは、處女林に斧鉞を入れるよりも、さらに困難なことであつた。第一、「衛生」といふ言葉さへ、日本にはなかつたのだ。これは二年半の後、その事務が內務省に移管さるるに至つたとき、長與專齋が自ら考案したる新熟語である。

衛に醫制を起草せし折、原語を直譯して健康若くは保健などの文字を用ひんとせしも露骨にして面白からず、別に妥當なる語はあらぬかと思ひめぐらししに、風と莊子の庚桑楚篇に衛生といへる言あるを憶ひつき、本書の意味とは較々異なれども、字面高雅にして呼聲もあしからずとて、遂にこれを健康保護の事務に適用したれは、こたひ改めて本局の名に充てられん事を申出で、衛生局の稱は玆に始めて定まりぬ。(松香私志三八頁)

況んやこれより二年前の日本の民衆に、衛生の觀念が全く闕如してゐたことは、言を俟たない。それは已むを得ぬとしても、この創設的事業の手足となつて働くべき醫者の大多數は、舊弊なる皇漢醫ばかりであつて、西洋醫は百人のうち二十一人に過ぎなかつた。

抑も何處より手を著け、何處より仕事を始むべきであるか。

長與は拱手沈思、數月の後はじめて決心した。まづ制度の大綱を定め、その實行については、事の緩急と難易とを

はかり、急より次第に緩に、易より漸次難へと、進行するの外はないと。

これが明治七年八月十八日に發布されたる醫制七十六條である。第一條より第十一條までは全國衛生事務の要領、地方衛生及びその吏員の配置、第十二條より第二十六條までは醫學教育。第二十七條より第五十三條までは醫術開業試驗並びにその免許。第五十四條より第七十六條までは、藥舖開業試驗並びにその免許、及び藥物の取締りを規定したものである。

斯くして文部省醫務局は、先づ府縣に牒して、醫師藥舖の員數を申報せしめて名簿を作成し、賣藥檢査の法を設け、司藥場及び牛痘種繼所を創立し、藥品取締規則、種痘規則を發布し、三府には特に醫務取締を置かしめ、死亡者の員數及びその病名の申報を徵し、醫師開業試驗法を施すなどの事務を處辨した。

明治八年六月、事務の內務省に移さるるに及び、初めて改めて衛生局と稱した。局內に庶務、製表、種痘、賣藥の四課を置き、醫師試驗規則を各縣に普及し、藥舖開業試驗法、黴毒檢査法を頒布するなど、衛生の事務は漸くその緒に就いた。

牛痘種繼所は、建局第一著の事業であつた。當時日本の痘苗は、傳苗以來すでに二十年にして、痘性もまた衰弱となつてゐたので、長與が留學の際、犢牛接種の法を觀て、直ちにその器具一式を齎し歸つたのが端緒である。元來は長與の私業とすべき心算であつたが、折しも建局の時に際し、公務として世に益せばやと思ひ、建議して牛痘種繼所といふを設け、衛生局所屬の事業としたのである。日本における種痘の普及は、間もなく他の文明國に比して、些かの遜色を見ざるに至つた。その端は實にこの時に開かれたのである。

司藥場は衞生試驗所の前身であるが、これは最初、贋造藥輸入の弊を防遏せんがために設けられたものである。元來西洋藥は、和蘭政府の藥庫から、幕府に送つた條約品であつて、舊幕時代には、「舶來」といへば、直ちに精良貴重を意味するほど、珍重したものであつたが、外國貿易の自由に行はるるに至るや、各地の埠頭には、機敏なる商估四方より競ひ集まり、なかに狡猾なるものは、洋藥の流行とその取締りなきに乘じ、故らに廉價なる贋造品を注文して奇利を博した。ために一時は「東洋向仕入」なる奇怪なる新語さへも生じ、需要多くして高價なるキニーネ、沃度加里の如きは、坊間殆ど純良品を見ざるに至つた。司藥場は實にこの弊害を防遏せんがために設けられたものであつて、藥品を購入せんとするものは、何人でも司藥場に持出せば無料にて檢査をなすと共に、重要なる藥品若干種を擧げ、その粗藥品を販賣するものは、相當の罰に處すべき旨を布達したのである。

勿論これが徹底を期するためには、一方に藥局法の制定、他方に製藥會社の設立が必要であることは、言ふまでもない。しかしその實現までには、相當の時日を必要とした。日本藥局法編纂委員會は、明治十三年早くも任命されたが、疑義百出、成案を得るに至らず、その漸く脫稿してはじめて内外に頒布されたのは、明治十九年であつた。また民間の製藥事業は、當時の農商務大輔品川彌二郎の盡力により、明治十八年九月、衞生局監督の下に、大日本製藥會社の開業より次第に發達し、漸く國產品を以て外國品を驅逐するの曙光を見るに至つた。

その間において、最も衞生當局を苦しめたるものは、コレラの流行であつた。明治十年七月、清國厦門にコレラ流行の旨、領事よりの急報に接し、準備おさ／＼怠りなかつたが、偶々西南の役の凱旋兵達が、全國に病毒を蔓延せしむるの端を開いたことは、すでに前章に述べた通りである。このコレラは、延いて明治十一年、十二年の全國的大流

行となり、明治十二年の如き、三月中旬より十一月に至るまで猖獗を極めて、患者十六萬二千六百三十七人、内死亡者十萬五千七百八十六人を出すに至つた。これに對して衞生當局は、明治十二年八月、虎列刺豫防假規則を制定し、翌十三年七月には、傳染病豫防規則を制定して、これが防遏に努むるなど、全力を盡してこれに當つたが、病魔は意の如く減退せず、明治十五年四月より十一月までの間に、なほコレラ病患者五萬千六百二十人、内死亡者三萬三千七百九十人を出した。

かくして明治十年以來、衞生當局は、殆ど傳染病の防遏に忙殺されて他事を顧みるの餘裕すらなき有樣であつた。しかしながら、一方から考ふれば、諺にも言ふごとく、「虎列刺は衞生の警鐘なり」であつた。日本全土の民衆の胸に、衞生事業の須要を、深く烙印せしめたものも、また傳染病流行に對する恐怖からであつた。故にこのコレラ流行は、たとへ餘りに殘酷にして高價であつたとはいへ、日本民族が衞生思想を獲得し、近代的衞生制度を樹立するために拂はねばならぬ高價なる代償であつたとも見られ得る。

この機に乘じ、長與局長はじめ内務省の衞生當局者は、衞生行政機關の一大擴張を企て、コレラの流行その他によつて刺戟されつゝあつた太政官、元老院の人々を說き、殊に明治十四年十月、衞生事業に理解を持つ山田顯義を内務卿に迎へて以來、一層その計畫を進め、つひに「衞生院」特設の案を立てるまでに進んだ。これはその當時各省の外にあつて、比較的規模の大きかつた驛遞局（遞信省の前身）の制度に倣つて、勅任總監の下に一等書記官、二等書記官、技師その他を配しようといふ案で、すでに内務省の省議を經て、參事院に提出したものである。しかし、いかに省務擴張の折とは言ひながら、衞生事業だけに、一擧數百萬圓を投ずるやうな案は、容易に通過の見込みが立たなか

つた。

この事は、長與局長のすでに豫想したるところであつた。そして彼が夙に眼を著けてゐたのは、賣藥稅であつた。從來放任してあつた賣藥に取締規則を設け、これに稅を課し、その收入を以て醫事衛生費に充てようといふ案である。これは明治九年二月、すでに省議を經て、太政官に伺書を提出し、大藏省の贊成を得てゐたのであつたが、(註一)法制局において修正をうけ、(註二)結局明治十年一月、太政官より「伺之趣賣藥規則ノ儀ハ聞屆、第七號之通布告候ヘトモ、右稅額ヲ以テ其省定額內ヘ編入之儀ハ、既今難聞屆候事。」との指令を受けた。

蓋し最初賣藥稅などは、齒牙にもかけなかつた明治政府も、それが意外の新財源であることを發見して、直ちに許可の手續をとつたが、この財源を以て衛生經費に充てることは、聞屆け難いといふのである。當時、衛生局の人々は、相顧みて苦笑した。

『まるで、鳶に油揚をさらはれた形だね。骨折り損の草臥れ儲けとは、このことだらう。』

しかし決して骨折り損ではなかつた。これまで、年々五、六萬圓の間を上下するに過ぎなかつた衛生局の豫算が、明治十六年に至つて、一躍十八萬餘圓となり、內務省全體の豫算六十餘萬圓に對し、三分の一近くを占むるに至つたのは、賣藥稅收入が年に五十萬圓近くの新財源となつたことが、結局口を利いたものである。

五萬二千四百圓の豫算が、一躍十八萬八千五百圓となつた。額にして十三萬六千百圓の增加、比率にすれば前年の三十六割增となつたのである。衛生局が勇躍して、いよ〳〵新しき陣容を整へ、從來の傳染病豫防の應急的施設時代を蟬脫して、やうやく本格的なる衛生制度確立の大業に一歩を踏み入れるに至つたのは、この時からである。

そして若き衛生學者後藤新平が、愛知縣病院より拔擢されて、内務省准奏任御用掛に任ぜられたのも、またこの時であつたのである。

註一 内務省伺（明治九年五月十八日）

本年二月、賣藥收税金ヲ以、衛生經費ニ相充ラレ度趣、相伺候處、其税則詳細取調申出候上、何分ノ御沙汰ニ可被及旨、御指令有之候ニ付、別册賣藥規則取調、大藏省へ協議ヲ經候處、同省ニ於テモ異存無之旨申越候。衛生ノ儀ハ實ニ人生自然ノ本分ヲ悉サシムル所以ニシテ、厚生利用ノ淵源トモ可申、既今緊急ノ要務ニ候處、費額不足ノ一事ヨリ擴張ノ妨ケ、慨歎痛惜ノ段ハ、前日委細上申致置候通ニ付、人民保護ノ特典ヲ以、速ニ御決裁相成、來ル七月一日ヨリ施行致度、然ル上ハ、國税上幾許ノ増加可相成、隨テ右ハ衛生經費トシテ、當省定額内へ編入有之候樣致度、依テ御布告案相添、此段相伺候條、至急御指揮有之度候也。

註二 法制局議案（明治九年七月三日）

別紙内務省伺賣藥規則御發行ノ儀審案候處、衛生事務ノ儀ハ、國庫中ヨリ之カ經費ニ被充、至當ノ筋ニ可有之候ヘ共、御國費限リアリ、一業ヲ起スニハ必ス國税ノ收入ヲ加ヘサル可カラサルハ勿論ノ儀ニ付右課税ハ總テ大藏省へ御任相成、右收額ヲ以、更ニ衛生事務定額金被相定、可然相考候ニ付、右規則別紙ノ通修正、雛形書式等ハ、同省ヨリ副達致候積ノ見取調、主任へモ及協議候處、異存無之ニ付、一應元老院ノ議定ニ被附候上、御布告相成可然哉。諸案取調合テ、仰高裁候也。

四、岩倉具視に初對面

伯が内務省准奏任御用掛を拜命したのは、既述の如く、明治十六年一月二十五日であつた。然るにそれから十日の後、突然、長與衛生局長から、熱海に療養中の岩倉右府が、噏滊館のことについて御用があるさうであるが、自分は

公用のため他出できない故、局長代理として熱海に出張するやうに、といふ命令を受けた。
この時彼は、咄嗟に考へた。
――俺の上には書記官の永井久一郎をはじめ、數多の先輩がある。然るに名古屋から出たばかりの田舍者で、東京の様子さへ碌々判らぬ俺に、かうした大任を命ずるのは、これは俺を試驗するつもりだな――
さうして彼は直ぐ熱海に出かけた。以下は伯自らの回顧談による。
――熱海に著いたのは雪の降る日であつた。早速相模屋へ出向いて、岩倉公に面會を求めると、直ぐに公の居間に案内された。その時、同行の肥田（肥田濱五郎、宮内省御用掛、海軍機關總監）はまだ來て居らず、余一人であつたが、何の恐れ氣もなくづか〳〵と公の前に進んで、先づ御挨拶をした。すると公は、
『お前の宿は何處であるか？』
と尋ねられた。余は、公の宿が相模屋であるから、鈴木屋位が余に相當と思ひ、
『はい、鈴木屋に泊つて居ります。』
すると公の氣色が俄かに變つて、太政官少丞を呼付けて語氣荒く叱責した。
『後藤は、長與の名代として參つた者である。お前は何故迎ひに行かなかつたのか？　殊に宿は後藤自身が心配して鈴木屋に決めたらしいが、何故この相模屋へ泊るやうに手配をしてやらなかつたのか？　不都合千萬ではないか？』
それには太政官少丞も面喰つたが、怖る〳〵、

『はい、實は今日、御覽の通りの大雪故、多分御出はあるまいと思ひまして……』

曖昧な言葉で一時遁れをいつてゐた。

余はこの第一印象で、岩倉公の人物の豪邁な一面と情味ある半面とを如實に見る事が出來た。後藤、長與と呼捨てにして人を眼下に見下す、豪邁な人格の一面に、初對面の余輩の宿の事まで心配される情味がある。なか／＼出來る事ではない。

その時の余の用件といふのは、熱海へ肺病患者が集つて、折角山水明媚の温泉地の衞生に害毒を流すので、その患者を一箇所に集めるために噏氣館なる旅館を建設しようといふ計畫の相談である。

『それにはまづ、溫泉の蒸氣を分析するの要があらうかと存じます。』

大體計畫意見を述べた後に、余がいつた。

『いや、その分析の事なら、旣にベルツ博士が行つて、立派な分析が出來てゐるから、再び分析する要はあるまい。』

公がいつた。そこで余は一言なかるべからずと思つたので遠慮なく答へた。

『ベルツは如何なる分析を致したかは存じませぬが、大體彼は、日本人を手習草紙の如く心得てゐる不屆な人物です、彼の分析表など到底信ずることは出來ません』

この手習草紙の一言は餘程公に感銘を深くさせたか、公も破顏一笑され、再分析の事を許された。

其時余は氣付いたのであるが、公は一箇の古ぼけた矢たてを取出して、余の意見を一々書留めて居られた。その

慎重な用意と態度とに余はまたも感動した。

さらに伯の回顧談は、自分の演じたカステラ奇談を、すこしも飾らず述べてゐる。それがまた、いかにも往年の伯らしい面影を傳へてゐるので、つづいてそのまま記しておく。

其時は丁度お午前の事で、余は空腹を感じてゐたから、自分の前に出されたカステーラの一つを摘んでムシヤムシヤと食べ、更に殘りの一つを食べんとした時、宮内省の侍醫、伊藤方成が來た。伊藤は襖の外で叮嚀な挨拶をすると、怖る〳〵膝行して公の御前に進んだ。それを見た余は、思はずハツとした。宮内省の侍醫でさへ斯く禮を厚くする公の前へ、余はづか〳〵と進み無遠慮な大聲で談話をしてゐたのである。幾ら野人禮に嫺はずとはいへ、これは無禮であつたかな？　と少々面羞ゆい感じがした。

けれど公の態度は一向變りない。

『おお伊藤であるか、これは長與の代理で來た後藤である。』

公は余を伊藤に紹介した上で、更に分析の事について伊藤の意見を求めた。すると伊藤は暫く考へてから怖る怖る答へた。

『左樣でございます、右府公の仰せは至極尤もでございますが、後藤君の申す處も一理あるかに存じます。』

當り障りのない言葉である。その餘りに氣骨見識のないその一言に、余は伊藤の人物を蔑まずにはゐられなかつた。何たる非見識な幇間醫者ぞ！　と、腹の中では憤慨してゐた。

そこへ井上聞多が入つて來た。余は、彼が膝行するかと見てゐると、彼はつか〳〵と入つて來て、公の御前に端

坐した。續いて得能良介が來た。

『お寒うございますな。』

至極無雜作な挨拶をしてこれもづか〱と入つて來たので、余は漸く救はれた感じがした。幇間醫者でない限り公の前で膝行する必要はないのだと覺つた。

ところが談終つて、伊藤が歸りかけたが、彼は前に出されてあるカステーラをちやんと紙に包んで叮嚀に載いて持歸つた。幇間醫者だからあんな眞似をするのだと思つてゐると、今後は井上が歸りに、これもちやんと紙に包んで持つて歸る。さあ余は氣が氣でなくなつた。紙に包んで持ち歸るどころか、既に一つは食べてしまつたのである。幾ら野人とはいへ、これは不作法が通り過ぎて、高貴の人に對して不禮ではなかつたかと氣が氣ではなかつた。

『これでお暇致します。』

と立ちかけると、公は、

『まだ話があるからお前は殘つてゐよ。』

と引留めた。別に余の不禮を咎める氣配もない。却つて親しみ深い言葉で、

『實は陛下が脚氣の氣味でお困り遊ばされてゐらせられる。で、余は離宮を箱根に建てたいと思ふが、適當な場所があるか調査して來て呉れ。余の考へでは舊幕時代勅使の休憩所であつた箱根御殿山が善いと思ふが、他に尚ほ良き土地があればそれにしたい。建築の事は一切肥田が行る筈であるから、肥田とも相談して至急取計ふやう

にせよ。』

公が常に皇室の事を念頭に置き、陛下の御身を案じ申上げてゐる狀が、言葉の中に躍如としてゐるので、余は思はず頭の下る感がした。

猶ほ公の計ひで、余はその日宿を相模屋へ移した。けれど待つてゐる肥田濱五郎は來ない。するとT度正午過ぎであつたか、

『隣室にゐるのは、後藤さんかな？』

といふ聲がしたので、余は吃驚して、

『は、私は後藤です、あなたは？』

『僕は肥田ぢや、こつちへ來なされ。寢ながら相談しませう。』

至極隔てのない言葉、で余も遠慮なく隣室へ入つて行つた。

『時に後藤さん、あんた、馬場先の屋敷（岩倉公の屋敷）へ出入りしてから、久しうなるかな？』

肥田の意外の質問である。

『何う致しまして、今日、右府公にお目に懸るのが始めてですよ。』

『はて、それは可怪しい、實は右府公からあんたに上げて呉れいと、カステーラの折を言傳つたのぢや、何でも、あんたは大層菓子が好きとの事ぢや、右府公は何うしてそれを知つてゐられたらう？』

流石の余も、それには冷やりとした。そこで余は先刻公の御前でカステーラをムシヤ〳〵と食べてしまつた失敗

談をすると、肥田もハタと膝を打つて、

『成程それで讀めた！』

と失笑一番した。然しこの事は、公が如何に下々の擧動を細かに觀察して、その性質嗜好などを見抜くに敏感であるか、また如何に情深いかといふ事を立證してゐるものと余は感激したのである

五、地方衞生視察

當時日本の衞生狀態を見るに、東京、大阪、京都の三府では、明治十二、三年頃から、すでに衞生施設の端を開いてゐたけれども、他の地方は至つて幼稚なもので、まだ調査にすら著手しないものが多かつた。そこで明治醫學の先覺三宅秀は、明治十三年、地方衞生視察の要を說いて、「地方衞生巡察要領」なる次の意見書を提出し、自ら第一回巡察員として、各地方の衞生狀態を調査した。これが日本における地方衞生視察の嚆矢であつた。

先ツ海岸ヲ距ルコト遠キ內地ヨリ巡視ヲ始ムヘシ。是レ海濱ノ港灣漁村等ハ、人ノ交通自在ニシテ、業人略其衞生上ノ景況ヲ知リ、且ツ食品等ノ不足ナキヲ以テ、自ラ衞生上ノ狀況モ都會ト大異ナカルヘキヲ以テナリ。內地ハ否ラス。人能ク其實況ヲ知ラス、且食物不足ナレトモ、尙ホ能ク凌寒ノ法アリ、熱病モ亦尠カラス。兼ヌルニ鑛泉礦坑等アリテ、又衞生上大關係ノモノトス。故ニ內地ヲ先ニシ、沿海ノ地ヲ後ニスヘシト言フナリ。

巡視スヘキ土地ハ、二百戶以上千戶以下ノ市邑ヲ專ラトス。是レ大市邑ニハ、衞生吏ノ能ク巡察スル所アルヘク、又小市邑ハ之ヲ巡察スルモ其用少キヲ以テナリ。

其他ハ學校、囚獄、製造所、礦坑、温泉等アル地方ヲ巡視スヘシ。

明治十六年、大擴張を試みたる衛生局が、防疫、醫籍、上下水道の事務等の外に新規事業の一つとして行つたものは、實にこの地方巡視であつた。そして衛生局に入つたばかりの後藤御用掛が、最初に割り當てられた仕事も、これであつた。

彼が新潟縣下巡回の命を受けて、内務一等屬川口鷺、御用掛柳下士興を隨行とし、東京を出發したのは四月二十三日であつた。

これは彼が内務省に轉任してからの最初の仕事であつたので、彼は隨分骨を折つて、この仕事に取掛つた。衛生事業の基礎を全國に確立するには、先づ何事より指を染むべきか。

彼は家に歸つて沈思默考した。さうして三宅秀の意見その他を參酌して、彼が作成した調査項目は、かなり詳細なるものであつた。彼は各地方の古來の生活を具體的に調査するために、微に入り、細を穿つて、質問した。例へば漁村に赴いては、投網の長さ、むかしの漁師は何尋の投網を用ゐ、今日の漁師は何尋を用ゐるか。櫓の長さ如何。又農村についても同じく、昔の農民の用ゐた農具の長さ重さと、今日のものとの比較。その他細密なる質問表を豫め調製しておいて、これを携へて實地に訊して歩いたのである。

かかる精密なる科學者的態度が、彼の終生を通じたる習慣であつた。彼は好んで空漠たる抽象論をした。しかし仕事をする時には、彼は克明に材料を蒐集し、これを分類按排して、そのうちより法則を發見することに苦心した。それは須賀川に於いて受けたる近代科學の洗禮が、彼の頭腦のうちに成熟しつつあつたからである。

それは彼の一生を貫く特徴であつて、彼の成し遂げた業績も、彼の爲人も、この克明なる眞理探究者の基礎の上に打ち建てられたのである。

彼はいま東京を出發して、地方視察の行に上つたが、その手始めとして先づ、第一區府縣聯合衛生會に臨場し、それより同縣管下各地の衛生上の實況の巡視をはじめ、六月九日に至つた。然るにまた、歸路更に長野、群馬の兩縣下を巡回すべしとの命を受けたので、六月十日から同縣下の巡視をはじめて、十六日に終り、十八日には群馬縣廳に著し、同日より二十二日に至るまで同縣管下を巡視し、全く事を畢へて歸京したのは、六月二十三日であつた。新潟縣に比し、長野、群馬兩縣の巡視日程が非常に短かかつたのは、この巡回前即ち五月二十二日、東京試驗所長心得兼勤の命を受けてゐたため、歸廳を促されたからであつた。それで長野縣は南部だけ、群馬縣は著名なる市邑二、三だけの視察に止まつた。

その巡回日數は二箇月に亙り、その視察の要綱は、醫事衛生に關する各般の事項は勿論、地理、民度、物産、風俗等の實狀を視るにあつて、頗る廣汎に亙るものであつた。しかも「衛生」といふことについては、獨特にして包括的なる定義を主張し、その地文的、歴史的、經濟的關係を力說しつつあつた後藤御用掛は、その復命書のうちに、特に「其三、新潟長野群馬三縣習慣衛生ノ沿革」なる一項を設けて、次の如く主張した。

新平熟々惟ミルニ、人ノ兩間ニ立ツヤ、利用厚生ノ道一日モ離ル可ラス。是即チ衛生ノ道ナリ。故ニ開闢以降今日ニ至ルマテ、何モ人類ノ棲息セル以上ハ、假令ヒ衛生ノ名ナキモ、自ラ其道ノ存スル事蹟ナシ。未開ノ世ニタモ、早ク已ニ此事ノ起因スルハ、生體天然ノ發動ニシテ、所謂本能ノ作用ナラスヤ。（中略）而シテ我國上世以來

ノ習慣衛生ハ、世運ノ開明ト共ニ、多少ノ變革ヲ經ルト雖モ、今日之ヲ史乘ニ見ルニ由ナシ。但現存ノ故老輩カ、幼ヨリ耳熟シ眼慣シ、而シテ心ニ記憶スル所ヲ聞キ、以テ參考ニ供スルトキハ、其益豈尠々ト云ン哉。（中略）抑ミ各國風土ニ隨ヒテ、其法度ヲ異ニス。故ニ海外ノ制ヲ採リ、直ニ之ヲ本邦ニ移ス時ハ、往々不適ヲ免レサルハ、夙ニ省議ノ一定スル所ナルヘシ。果シテ然ラハ、則巡回ノ際、此沿革ヲ跡ツネ、汎ク事實ヲ蒐聚シ、之ヲ理想ニ照ラシテ、利害ヲ審定スルハ、今日衛生擴張ノ最第一著ノ手段ナルヘシト信ス。然レトモ其事タル、簡ニ似テ實ハ難ク、先ツ粗ヨリ密ニ入ル事ヲ務メ、其要件ニ付テ質問シ、其所答ノ事實、正確ニシテ憑據スルニ足ル可キモノノミヲ摘彙セシニ、本邦人ノ生活運命ニ退歩ノ狀アル事、瞭々乎トシテ明ナル徵候ヲ呈ス。此又所謂文明ハ健全長壽ノ敵タルノ實ヲ顯ハス者ニシテ、衛生ノ更張ヲ以テ回復ヲ圖ル事ハ、政府ノ急務タル可キノ勢ニ迫リタリト謂ハサルヲ得ス。

これはまさに一見識と言はねばならぬ。そして彼は進んで項を飮食物、嗜好物、飮食用器の變化、衣服、夜具、家屋、清潔、運動、身體の大小、體質の健否、及び氣力厚薄、體力の強弱、長壽家の增減及び老後の強弱、結婚の遲速、小兒成育の良否、傳染病の增減、諸病の增減、公衆衛生法實施の功用、山林伐採の關係、泥瘴地の關係、草木菌類の有毒、賣藥需要の二十一に分ち、堂々論示報告すること、七千五百字に及んだ。

斯くして彼の報告書は、わが衛生學史上劃期的なるものの一つとなつた。政府もまたこれを有益のものとして、當時官報に掲げた。

このことは、明治二十三年、彼が洋行に臨んで出版したる、自著「衛生制度論」の總論、「衛生制度の進歩及其原因」

の二十七頁に、次の如く記されてある。

又衛生實務者ノ最モ注意ヲ要スヘキ事ハ、地文學的關係並ニ民間慣習衛生法ノ沿革ニ在リ。衛生制度ノ實施スルニハ、世態、人情、風俗、職業ノ變遷ト比照シテ、考察ヲ加フヘキ事ヲ忘ルヘカラス。是實ニ政事上ノ機務ニ從フ者ノ要件ナリト信ス。故ニ昔時衛生ハ宗教中ニ含ミ、風俗慣習ノ因テ生スル所、此ニ淵源セシ事ノ略言シ置キタルハ、聊カ實務者ノ注意ヲ此ニ請ハントスルノ微意ノミ。余ハ夙ニ意ヲ此ニ留メ、明治十六年初メテ内務省ニ入リ、其五月新潟、長野、群馬ノ諸縣ヲ巡回スルニ方テ、毎郡老人ニ問フニ、以上ノ關係並ニ沿革ヲ以テス。其調査固ヨリ余カ淺學短才、得テ其全ヲ成ス能ハサルノ譏ヲ免レスト雖モ、大要載テ同年十一月十六日、十九日、廿一日、廿四日、廿七日官報第百十七號、第百十九號、第百廿一號、第百廿三號、第百廿五號ニ在リ。

彼の官吏としての最初の仕事が、地方の實情調査にあつたことは、彼の生涯に取つて頗る興味あることである。彼が後年、一見派手な外交問題に專念するごとく見えつつも、その足の常に地味な地方自治問題を離れなかつたのは、彼が日本各府縣の實情に深き理解と興味とを持つてゐたためであつて、かかる基礎知識の上にのみ、彼の鐵道院總裁、内務大臣、乃至は政治倫理化遊説のごとき事業は建設せられたのである。

六、長與局長の懷刀

彼が新潟、長野、群馬の三縣を巡回中、五月二十二日、衛生局東京試驗所長心得兼勤を命ぜられたことは、前述の通りである。

衛生局試驗所といふのは、從來の司藥場が、この時事務の範圍を擴め、衛生局東京、大阪、横濱試驗所と改稱したものであつて、彼が初代の所長に任ぜられたのである。

彼が所長となると同時に、衛生局試驗所の處務權限並びに章程が定められ、その事務を分つて、檢明と司藥の二部、及び庶務の一掛とした。檢明部においては大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、鑛泉等、衛生上の利害を發明し、且つ飲食物著色料を檢査し、傍ら警察及び裁判に關する分析試驗を施行することを掌り、その部長には、辻岡精輔を任じた。司藥部は、司藥場以來の固有の仕事であつて、此處においては、藥品の精粗眞贋を檢査し、醫藥用の適否を判別し、又生藥及び新藥の特徴成分を檢明することを掌り、その部長には田原良純を補した。

かくして衛生局試驗所の陣容は成つた。彼の東京試驗所長兼任は、翌明治十七年七月をもつて終つたが、彼がなほ技師として衛生局に在任中に、所長の權限は擴張せられ、或は檢明部を生理、病理、化學の三科に分つて衛生試驗を行ひ、或は公衆に觀覽せしむるために、衛生參考館を附設するなど、次第に所務は擴張せられた。さうして明治二十年五月には、つひに内務大臣直屬となり、名稱も東京（大阪、横濱）衛生試驗所と改められ、名實ともに有力なる衛生上の基礎的研究調査機關となつた。

この衛生試驗所草創の際に、伯の意力と組織力とは、最も有力に働いた。そして行政を科學の基礎の上に立たしめんとする伯の志の一端は、はやくもここに現はれたのであつた。

然しながら、衛生局技師時代の伯は、決して一行政事務家として甘んずるものではなかつた。彼はその當時から、早くも「長與局長の懷刀」を以て稱せられた。長與專齋の衛生局長在任は、前後二十二年に亙つたが、その後半八年

間における事業については、後藤技師の參畫せざるもの殆ど無しと言はれたのも、その故であつた。

そして長與專齋といふ人は、慥かに伯の如き力强き幕僚を必要とする人であつた。長與は聰明にして玲瓏、よく人心の收攬に長じ、調和的の性格と組織的の頭腦とを有し、經綸創始の人としては、たしかに凡を拔くものがあつた。長谷川泰の如きも、彼を推賞して、「長與さんが早く匙を投じて、政治界に立つてゐたならば、總理大臣にもなれたであらう。」と言つたほどである。長與が「小伊藤公」を以て稱せられたのはこの爲めであつた。伯もまた、「伊藤さんはどんな人ですか。」といふ高木友枝の問ひに對して、暫く頭を傾けて後、「サー長與さんを大きくした様な人だよ――併し斷のないのは同じだ。」と言つた。

しかしこの伊藤博文の批評は、後年に至つて變つたやうであるが、當時の彼は年少氣鋭、伊藤のやうな深謀遠慮の人は、多分微温的と考へたであらう。いかに經綸創始の才餘りありと雖も、それを現世に實現するためには、盤根錯節に當るの膽略と、これを實行するの精根とを必要とする。惜しい哉、長與局長はその兩者を缺いてゐた。殊に後年の長與は、いたく健康を害して、日々藥餌に親しみ、政府と戰ひ、議會と戰ひ、社會と戰ふ前に、先づ自らの病魔と戰はねばならぬ身であつた。

後藤技師の如き力强き幕僚の存在が、特に必要とされたのは實にこのためであつた。彼は長與局長の聰明を彼の膽略によつて强化し、長與局長の調和性を彼の戰鬪力をもつて補ひつつ、多くの事業を爲したのである。

局長の參畫補佐者としての彼が、どんなものであつたかは、明治十六年十月四日、彼が長與局長に呈したるその意見書に據つても、ほぼ窺知することができると思ふ。

長與局長閣下ニ呈ス

爰ニ本局所務順序草案ヲ呈スルニ方テ鄙言ヲ附セサルヲ得サルモノアリ、請フ試ニ之ヲ陳セン。新平初メ意ヲ決シテ閣下ノ命ニ服シ、本局ニ入ルヤ、固ヨリ期月ノ間勉強シテ而シテ成效ヲ求メントスルニ非ラス。謹テ先進ノ所爲ヲ熟視シ、默々敢テ言ヲ發セス、躬ラ淺學ヲ修補シ、他日大ニ盡ス可キノ秋ヲ待テ、微力ヲ致サント欲ス。然ルニ未タ研磨習驗ノ遑ナクシテ、早ク已ニ俗事ニ從ヒ、豫定ニ違ヒ、嚮ニ聊カ習修シタル學藝ハ日ニ退歩シ、俗務官ノ群ニ入リ、漸ク其臭色ニ染マントス。而シテ先習學藝ノ退歩ニ代ルニ、衞生學上ノ新知識ヲ以テス可キニ、未タ然ル能ハサル所以ノ者ハ、新平カ怠慢ニ起因スト云フト雖、未タ必シモ當官途ノ服役ニ關スルコトナシトセス。然レトモ身ヲ官途ニ委ネタル上ハ、假令ヒ豫定ニ違フコトアルモ、能ク時勢ヲ考ヘ、其大體ニ於テ齟齬スルコトナクンハ、其間ニ處シテ辭退セサルコソ、新平カ本分ヲ盡スモノナレト信シ、只管犬馬ノ誠ヲ致サンコトヲ勉トム可シ。新平倩ゝ局情ヲ察スルニ、今ヤ默視傍觀、偏ニ先進ノ驥尾ニ接シテ過キ去ルコト能ハス、寧ロ我カ不能ヲ不能トシテ人ノ不能ヲ導キ、以テ繁閙ノ間ニ處セサルヲ得スト雖トモ、新平カ事務ニ於ケルヤ、諺ニ曰フ猿ニ剃刀ヲ貸スノ類ニシテ、其危ヲ免レサルコトハ、自ラ之レヲ知レリ。故ニ常ニ謹愼妄ニ評議ヲ發セス。唯ゝ客性ニ事務ニ當ルニ過キサリシカ、今更ニ稍主性ニ傾カサル可ラサルノ勢ニ迫リタリト信スル者アリ。之レ或ハ新平カ忍耐ノ力乏キニ在ルカ、將タ本局ノ現景實ニ然ラサルヲ得サルモノアルカハ、一ニ閣下ノ明察ヲ請フノ外他ナシト雖モ、萬一新平ノ輕躁粗漫ニ出テ、拙文冗長ニ渉リ、沈重事ヲ理セサルノ致ス所タラハ、卽チ宜ク敎戒ヲ賜ハランコト切ニ望ム所ナリ。

熟惟ルニ、方今衛生局ノ服務現員若干名、其人員多カラサルニ非ラス、其事務少カラサルニ非ラス、局員鞅掌ナルニ非ラス、而シテ事務活動セスシテ、指令照會延滯ノ譏ヲ來シ、局內所務順序嚴肅ナラサルノ評アリ。又局員無事ニ苦シミ、午睡欠伸ヲ催サヽル者ハ殆ント希レナリト云フ。之レ未タ必シモ、游談喋議スルモノヽ、不可トノミナス事能ハサルモノアラン。其他新平カ自ラ全局ノ風ヲ察スルニ、切ニ患フ可シトナス者アリ。局員ノ本局ニ信服スル篤カラサル是ナリ。是レ啻ニ判任以下ノミナラス、奏任ニ於ケルモ亦然リ。而シテ自己ノ不能ヲ忘レテ、生意氣ニ言ヲ局中ノ不整頓ニ託シ、主務ノ公事ヲ怠リ、私カニ是非スル者往々之レアリ。爲メニ其性善良ニシテ爲ス事アル可キノ人ヲシテ、正邪ヲ眩セシメ、服從スル所ヲ知ラサラシムルニ至ル。豈ニ悪ム可キノ弊ナラスヤ。本邦維新以降于今十六年、就中衛生ノ事業創設以來僅ニ十春秋ニシテ、今日本局ノ事務擴張ノ隆運ニ遭フ。其制度法令完備整齊セサル所アルハ、勢避ク可ラサル者ナラン。何トナレハ、歐米文明國數十年來ノ計畫ニシテ尚ホ衛生制度ノ大成ト云フ能ハサルヲ以テナリ。惟フニ本局設立後、大小ノ計畫施爲、獨リ閣下ノ焦心單志ニ成リ、其始メ出ツルヤ素ヨリ可ナリト雖モ、其意ヲ繼承シ、之ヲ補佐シテ本局ノ大義ヲ天下ニ布キ、其正鵠ヲ達セントスル熱心家ハ、局中甚タ少ク、其一令ヲ發スルヤ、長官ノ命ナリトテ姑ク之ヲ試行スル而已。其濟否ハ固ヨリ未タ知ル可ラス。動モスレハ、前令ノ利害ヲ察セスシテ、後令復タ發矣。實ニ所用ノ人常責ナク、所發ノ令成效ナキノ感ナキ能ハス。之レハ是レ現今本局ノ症候ト云ハサルヲ得ス。他言ヲ以テ評スレハ、則其始立タス、而シテ其卒成ラサル者ト云フモ、誣言ニ非ラサルカ如キモノアリ。然レトモ其始立サルニ非ラス、何トナレハ規模先ツ定ルヲ以テナリ、其規模定マリ其始既ニ立ツモ、之ニ從事スル者堅固ナラス。故ニ其卒成ラスシテ、終ニ其始立

サルカ如キノ想ヲナサシムルニ至ル、誠ニ本局ノ為メニ嘆ニ堪ヘサルナリ。凡ソ人ノ情一擧效無ケレハ則疑ヒ、再スレハ則厭ヒ、三スレハ則之ヲ去ツ。局員ノ衛生ニ於ケル、漸ク將ニ如此クニシテ、衛生事業ニ倦マントス。之レ冗員篠々局中ニ列シ、實務ノ擧ラサルノ致ス所ナリ。今日ハ宜ク改正ヲ加フ可キノ秋ニ非ラスヤ。蓋政令ナル者ハ、之ヲ發スルニ勇ヲ以テシ、之ヲ守ルニ專ヲ以テシ、之ヲ達スルニ彊ヲ以テシ、日夜規模ノ內ニ合センコトヲ求メテ、規模ノ外ニ出ツルコトナキヲ務メ、其人專其令一、然後成ラサル者ハ未タ之レアラサルナリ。今局員此ノ如キノ氣風アリトスルカ、將タ無シトスルカ。抑々又今ノ局員ニ此氣風ノ備ハラン事ヲ求メ得ヘキモノトスルカ。新平ガ本局ノ為メニ苦慮スル所ノ者ハ其レ此ニ在ルナリ。閣下若シ以上ノ諸弊果タシテ信ナリトシテ、而シテ今日ノ衛生擴張ニ害アリトセハ、速ニ大黜陟ヲ行ヒ、人才ヲ撰擧シ、其所務順序ノコトニ於テハ、局內ニ檢束法ヲ設ケ、事務ヲ整理セサル可ラス。其黜陟ノ如キハ則閣下ノ高慮明斷ノ中ニ在リ。此ニ新平カ黃嘴ヲ容ル可キ所ニ非ラサルナリ。草案ヲ呈シ、電覽ニ供スルモ亦タ僭越ノ罪重シト云フ可ラス。條項加減ノ如キハ、未タ完全ト看做ス可ラサル者アリト雖、伏シテ御取捨採擇アラン事ヲ祈ル。

明治十六年十月四日　　　後藤新平

本文ノ如ク大切ノ場合ニ付、高知縣御出張ハ御見合、熊本縣ニノミ御出張ノコトニ相成リ、內部御改良ノ方、一層御注目相成候樣奉願上度、是又添テ上申仕置候也。

七、洋醫と皇漢醫との爭ひ

明治十八年十二月、內閣制度の大改革があつた。從來の內閣は、太政大臣と左右大臣とを以て首班と爲し、國政を議する參議と各省長官たる卿とを以て組織してゐたのであるが、それを改めて、內閣總理大臣の下に各省大臣を置き、各省大臣は同時に國務大臣たる、現在の內閣制度となつたのである。

この改革に基き、新內閣總理大臣伊藤博文は、十二月二十六日、官紀五章を各省大臣に頒つて綱領を定め、翌明治十九年二月二十六日、勅令第一號を以て、各省の官制を公布した。實に未曾有の大改革であつて、我國に近代的官制の確立されたのは、實にこの時にあつた。

同年一月十六日、後藤新平が非職仰付けられ、同二十一日、新たに內務四等技師に任ぜられたのは、全くこの新行政制度に應ぜんがためであつた。形式から言へば、この時一囑託たりし後藤御用掛が、はじめて本官に轉じたわけであるけれども、仕事の上から言へば、それは殆ど何等の變化を意味するものではなかつた。概して言へば、彼は准奏任御用掛を以て、本官以上の仕事をしてゐたのである。

さて彼の御用掛及び技師の時代は、明治十六年一月二十五日より、明治二十三年四月五日、彼が洋行の途に上るまで、七年以上つづいた。その間に彼は、幾度か地方出張を命ぜられてゐる。誇張して言へば、東奔西走席温まるに遑なく、日本全土は足跡到らぬ隈なきほどであつた。それは或は、先きの三縣巡回の如く、地方衞生視察のためであり、或は地方における衞生關係の會合に出席するためでもあつたが、今一つの重要なる出張は、醫術開業試驗主事としてのそれであつた。

醫術開業試驗については、最初から、當時の一大問題たりし漢法醫問題が纏綿してゐた。醫制を創定するに當つて

は、先づ試驗の法を設け、資格を一定するの急務なることは、言を俟たないところであるが、それには家學を殆ど宗教的に崇信せる、全國三萬有餘の漢方醫の反對を覺悟しなければならなかつた。從つて、明治八年二月、「醫術開業試驗法布達」を發し、物理、化學、解剖、生理、病理、內外科及び藥劑學の大意を、試驗科目として掲げ、今後新たに醫術を開業せんとするものは、府廳の病院に於いて試驗を受けしめることに定めたのは、一大英斷であつたといはねばならぬ。この試驗法は、最初三府にのみ適用されてゐたが、明治九年一月には、全國各縣にも施行することとなり、さらに明治十二年の改正を經て、いよ〳〵明治十六年十二月には、「醫師免許規則」が公布されることになつた。この規則では、中央政府に試驗委員を設け東京、京都（或は大阪）及び長崎の三地方に科場を開いて、春秋二季に試驗を施行することとし、試驗を前期と後期に二大別し、施行地の府縣立醫學校、病院の職員又は學識名望ある醫師及び理化學者を試驗委員に任命し、內務省から派遣せられる試驗主事が一切の事務を整理監督し、試驗問題も委員と主事の協議によつて定めることにしたものである。

この明治十六年における醫術開業試驗制度の確立は、漢法者流に對しては、殆ど死刑の宣告にも等しきものであつた。尤も明治八年の布達以前においては、所謂開業試驗なるものが、獨逸流の峻嚴なるものであつて、これに落第したものは、いかなる大家古老と雖も、容赦なく業を禁じ、匙を止められるのかと、恐慌措くところを知らなかつたのであるが、いよ〳〵布達が出て見ると、從來開業の醫師は試驗を要せず、そのまま免狀を與へて開業を許すといふのであつたので、一先づ安堵の胸をさすつたのであつた。しかしこの醫術開業試驗制度が、漢法醫の將來の運命を、全く塞ぐ一大障礙であることは、爭ふべからざる事實であり、從つてこれに對する反對運動は、歲を經てます〳〵猛烈

となつた。

當時漢法醫の領袖は、東京に淺田宗伯あり、熊本に高岡玄眞あり。特に明治十六年、醫術開業試驗規則の發布を見るや、淺田宗伯は自ら社長となつて溫知社を設立し、盛んに皇漢醫道を唱道して、その挽回の企圖に全力を盡したのであつた。この運動は案外に執拗激烈を極めたもので、さるやんごとなき御方より、某大臣に宛て、漢法醫維持について諭を賜はり、恐懼したこともあり、また明治十六年の醫師免許規則布告を上申したときは、法制局から十三項に亙つて、次の如き峻烈なる質問書を發せられたこともある。

一、醫師ノ總數
二、試驗ヲ受ケ又ハ卒業證書ニ依リ開業シタル醫師ノ數
三、從來開業ノ洋法醫師ノ數
三、同漢法醫ノ數
五、昨年布達第四號ニ依リ開業ノ證ヲ與ヘタル漢法醫子弟ノ數
六、今後第二項ノ醫師ヲ增スヘキ見込ノ員數
七、僻陬ノ地ニ至ルマテ醫師ヲ配置スヘキ方法
八、將來漢法醫ヲ遇スル方法如何
九、醫師規則ヲ施行シテ漢法家ニ困難ヲ來ス事ナキヤ否ヤ
十、漢方ニテモ洋方ノ如キ七科ノ試驗ヲ受ケシムルノ方法アリヤ否ヤ

十一、金匱傷寒素門靈樞ハ無用ノモノナルカ將タ採用スヘキモノナルカ

十二、前項ノ用否ニ於テ古法後世ノ多家ニ異ナル所アリヤ否ヤ

十三、漢藥ト洋藥トノ優劣試驗ヲ了スルハ何ケ年ヲ期スルノ見込ナルヤ

右十三項のうち、第一問から第六問までは、言ふまでもなく、第七問を發するの伏線である。さうして第八項以下の質問はいよ〳〵露骨になつて來てゐる。勿論これらに對し、衛生局は實に明快なる解答を送つてゐるが、以て漢法醫の猛運動が、奈邊までその觸手を伸ばしてゐたかを看るべきであらう。

從つて明治十七年以來、醫術開業試驗主事として、しば〳〵出張を命ぜられた後藤新平の使命は、決して輕からぬものであつた。何故ならば、三萬有餘の漢法醫の注目の焦點が、この開業試驗にあつたばかりでなく、その試驗の成績如何は、直ちに新興日本醫制の運命に係はるものであつたからである。しかも試驗主事といふ役目は、「試驗一切ノ事務ヲ監督整理」するのみならず、試驗問題の撰定や、試驗成績の評定も、主事と試驗委員の協議によるといふほど、重要なる權限を帶びたものであつた。

さうして後藤技師は、また、決してその使命を辱しめるやうな男ではなかつた。勿論、試驗委員なるものは、いはゆる「醫術名望アル醫師理化學者」であるから、動もすれば若き內務省官吏を、眼下に見下す風があつたけれども、彼の意力は、間もなく彼等を壓服してしまつた。これについて石黑忠悳は、次の如く回顧してゐる。

內務省に來た時は、御用掛といふ名義であつたが、時々地方に出張して、醫術開業試驗の事務を管理するといふことも、その役目であつた。そしてその試驗委員には、その地方における大學出の縣の職員、又は開業醫なる醫

學士を以て當らせるといふ方針であつた。その頃の學士といへば、今日の博士よりも數が少なく、何れも天狗揃ひで、地方では肩で風を切る勢ひであつたから、中央から後藤が出張して行くと、

「名もない田舍の醫學校を出たばかりで、何がわかるもんか。委員長も監督もあるもんか」

といふやうな氣焔をあげて、試驗委員連の採點などは、随分に粗漏なやり方も少なくなかつたらしい。後藤はそれを見てとつて、試驗毎に試驗委員連に對つて宣言するには、

「及第した者は、年來の希望を達したので、喜ぶからよしとしても、落第した者はさうは行かぬ。萬一にも、それらの採點法に、遺憾なことがあつてはならないから、自分はその落第した者の答案だけは、必ず精讀したいと思ふ。」

それから後は、試驗委員連中、大いに採點方法を愼重にするやうになつたといふことであつた。この宣言は、後藤でなければできないところで、彼の鋭敏なところだと、自分は思つてゐる。

八、下水掃除改修の建白書

伯が內務省衞生局に入つたころ、やうやく十八萬圓の大豫算を獲得して、まさに氣鋭なる活躍期に入らんとした衞生局が、最初に著手せんとした事業の一つは、全國主要都市における上下水道の改修といふことであつた。

そして明治十八年、後藤御用掛が、東京府下水掃除改修の方法を設くべき旨の命を受けたのは、そのためであつた。命を受くるや、彼は直ちに周到なる視察と詳密なる調査とを行ひ、その結果浩瀚なる復命書を提出したが、しかし、

それだけで終る彼ではなかつた。彼はその視察調査の間に、早くも、東京における衛生の發達を妨げる障礙が、奈邊にあるかを觀破した。さうしてそれは直ちに、次の意見書となつて、内務大輔芳川顯正の許に呈せられた。

呈芳川内務大輔閣下之書

閣下曩ニ東京府下水掃除改修ノ事ヲ、警視廳及東京府廳ニ協議シ、其方法ヲ設クヘキ旨、新平ニ命セラレ、爾來數日、兩廳ノ議漸ク定マリ、昨復命ノ如ク、下水浚渫改修ノ法、其視察ノ道立ツ。蓋府下ノ淸潔應ニ期日ニテ其功ヲ致スヘキ歟。然レトモ古今内外ヲ問ハス、法ニ戾リ、律ヲ破ルモノハ、法學者ナリ、官吏ナリ。風ヲ亂シ、俗ヲ頽スモノハ、貴顯ナリ、紳士ナリ。衞生ヲ誤ルモノハ、醫師ナリ、衞生家ナリ。而シテ無智ノ人、下流ノ民、皆之ニ倣ヒ、明治モ亦徒法ニ屬シ、畫餅ト一般ノ體ヲナスニ到ルコト少カラス。故ニ法學者法ヲ知ラス、官吏律ヲ無ミシ、學者放蕩、醫者不養生等ノ諺ヲ來スモ、亦偶然ニ非サルモノアルナリ。新平熟惟ルニ、東京ノ地タル、科學大家ノ中樞ニシテ、貴顯紳士輻輳ノ地ナリ。其生活狀態ノ複雜ナルコト、帝國内第一ト言フヘシ。之ヲ或ル他ノ一地方ニ比スレハ、一令ヲ實施スルニ於テモ、其障碍ノ單純ナラサルコトアルヤ明矣。今下水浚渫ノ令出ツルニ方テモ、他ノ地方ニ一種特別ナル害因ノアルアリ。例之各地方ニ在テ其地ノ上流ヲ占ムルモノハ、先ツ屢々官ノ督促ヲ煩ス事ヲ慊トシ、直ニ命ノ如ク浚渫シ、資力乏キ無智ノ民ハ其處理ニ苦シミ、遂ニ法ニ觸ルヽニ至ル。其情憫察スヘシ。東京ハ之ニ反シ、資力乏キ輩ヨリモ、上流ノ學者紳士ニシテ、法ヲ蔑視シテ怠慢スルモノ多カランヲ恐ルヽナリ。故ニ商工ヨリ官吏ニ怠慢者多ク、又各人民ノ下水浚渫セシモ、同市街ノ官衙ハ未タ浚渫ニ著手セス、等閑ニ過クル類多カランヲ恐ルヽナリ。又華士族平民ノ宅地ニ、掛官吏巡査ノ巡視シテ命令セハ、謹テ

之ヲ奉スルモ、或ル有職有位ノ某ハ之ヲ奉セサルノミナラス、之ヲ是非スルコトアルカ如シ。凡ソ人生遠視ノ少數ニシテ、近視ノ多數ナルカ爲メニ、其所見ヲ同フセサルヨリ、法令一タヒ出ツレハ、之ヲ是非スルハ、當世内外ノ風潮、怪シムニ足ラス。聞ク西洋諸國ニ於テモ、亦然リト。殊ニ衞生法ノ如キハ、利害輪廻ノ理ヲ詳審スルコト、容易ナラサルカ故ニ、動モスレハ、一個人ノ私權ニ干渉スルコトヲ是非スルコトアルヲ免レスト。然レトモ、如此障碍ヲ剗治シテ斷行セサル可ラサルモノタルコトハ、墺國ノ「スタイン」氏ヲ始メトシ、其他諸家モ、皆衞生法ノ必要ナル場合ニ方テハ、他ノ小利害顧ミルニ遑アラスト論定セルヲ以テ明ナリ。我内務卿ハ、今日ヲ以テ非常ノ時トシ、常規ヲ以テ豫防ノ普及ヲ望ム可ラサルヲ察セラレ、他ノ小利害ヲ捨テ、コレラ撲滅ノ策ヲ施シ、一己人ノ私權ニ干渉スル等ヲ是非スル者ヲ顧ル遑アラサルノ秋ナルヘシ。然ラハ則新平ノ如キモ、安リニ是非スル者ニ辟易シ背戻者ノ多數ナルニ困倦退屈スルモノニ非ラス。然レトモ能ク人心ヲ一途ニ歸向セシメ、事ノ瞬速ニ大成シテ正鵠ヲ全ウスルニハ、二法ヲ設クルヲ可トス。甲ハポシチーフ、即正面ヨリ形ヲ治ムル者ニシテ、所謂桎梏鞭扑ヲ以テ頑鈍ヲ警醒スル者、即有制裁ノ布達ニシテ、警視總監府知事已ニ之ヲ發セリ。乙ハネカチーフ、即裏面ヨリ情ヲ化スル者ニシテ、人心ヲ感激セシメ、之ヲ誘導シテ時風ヲ養成シ、以テ衆庶相勵テ事ニ從フニ至ラシムルノ手段ナリ。之ヲ設クルコト甚タ肝要ナリ。人或ハ之ヲ些事ニシテ、兒戲ニ均シト言フモノアランカナレトモ、所謂用力寡クシテ功果多キモノ之ナリ。即内務省ハ、此際所屬ノ邸地ニアル下水ハ、本日ヨリ一定日限内ニ清潔ニ浚渫セシメ、且本省出仕ノ勅奏官ハ勿論各判任官ハ、區郡役所ノ命令ヲ須タスシテ井泉下水溝渠芥溜掃除ニ至マテ、十分ニ行届樣、内務卿ヨリ嚴達セラルノ法ナリ。然ルトキハ自然ニ地方官タル東京府廳區郡

吏員警視官ヲシテ、勇進敢爲ノ志ヲ奮起セシメ、視察周到ノ力ヲ增スノミナラス、區郡民モ見聞シテ、競フテ之ヲ習倣ノ意ヲ促シ、爾他官省中ノ鋭敏ナル輩ハ、怠慢ヲ恥チ、且格ルノ勢トナラン。加之各官省ニ照會シテ、內務省ノ如ク、所屬邸地及官吏邸宅淸潔ノ令ヲ出サシムルハ、最モ可ナリ。是ニ於テ乎、官吏法ヲ無ミスルノ詭ヲ一洗スルコトヲ得ヘシ。今ヤ此大都府中、此非常戒嚴ノ時ヲ了知スルモノ甚タ少シ。非常ノ行爲ヲ以テ指導誘掖スルハ、公衆ノ情ヲ化スル道ナリ。豈啻一片布達ノ力ニノミ委ヌルノ理アランヤ。宜ク百方美計ヲ盡スヘキノ秋ナリ。否ラサレハ府中ノ睡眠ヲ攪醒スルコト甚タ難シ。此一擧ノ能ク化情ノ功アル可キノ鑑ハ遠カラス。近來或ル官衙ノ出勤ニ洋服ヲ用ユヘシトノ內達アリショリ、服料ノ下附ナキニ拘ハラス、競フテ之ヲ著用シ、民間ニモ亦隨テ洋服ノ需用ヲ增加セリト云フカ如キ、實例ニ於テモ見ルカ如シ。實ニ該法タル、目下淸潔法急施ニ方テ人心ヲ鼓舞シ、其輪廻ノ因果ハ、之ヲ細說セスシテ明瞭ナラン。幸ニ明鑒ヲ賜リ、鄙見御採用アランコトヲ希望ス。頓首。

意氣寔に軒昂たりといふべきである。後藤新平氣節ありの感を深からしめたのは、これからであつた。

九、大演說「國民命價論」

わが國の衞生制度には、執行機關としては衞生局があり、審事機關としては衞生試驗所があり、そして諮問機關としては中央衞生會がある。

中央衞生會は、明治十二年、コレラ流行の際に、檢疫停船その他の事を審議せしめんがために、一時的に內外の醫

師を集めて會議を開き、これを中央衞生會と名づけたのが初めてである。

抑も明治十年七月、清國廈門にコレラ流行の急報に接するや、衞生局は直ちに、船舶檢査の手續、避病院設置の事などを調査して、外務省に照會したところが、意外にも英國公使をはじめ外國人側の猛烈な反對に遭つた。その理由とするところは、「コレラは始終日本にもある。何故に外來の船舶を檢査する必要があるか。假令必要ありとするも、日本にはまだ中央衞生會のやうな機關もなければ、海港檢疫法も制定してないではないか。かくの如く、コレラ流行地を指定公表するの方法備はらず、外船檢疫の方法なくして、漫然と外船に束縛を加へ、損害を負擔せしめるのは不當である。」と言ふのである。

衞生局は勿論これを反駁したが、外人側も容易に承服せず、かくして押問答を續けてゐるうちに、病毒は忽ちに長崎港を侵し、つひに明治十一年、十二年の全國的大流行となつたのである。

その應急的施設として設置されたのが、即ち中央衞生會であつて、明治十二年三月、海港檢疫法を制定すると共に、同年十二月には、中央衞生會を常設の機關となし、會長、副會長各一名。委員として醫員八名。化學者、工學家各一名。衞生局長、內務書記官一名、警察官一名を以て、これを組織するに至つたのである。

かくの如く中央衞生會は、執行機關ではなくて、一の諮問機關に過ぎないけれども、苟くも公衆衞生及び獸畜衞生に關する問題については、各省大臣の諮問に應じ、若くは建議し得るのみならず、實際に於いては、すべて衞生に關する法律案、勅令案、省令案は、概ねこの機關の諮問を經ることになつてゐるのであつて、實に重要なる衞生機關の一つである。

然るにその沿革上、當時の情勢では、外人をこの委員のなかに入れなければ、外人の信用を博し難い事情があつたので、ベルツ、エルドリッチ、ボイトニー等の人々を委員となし、そのままに數年を過ぎたのであつた。

この事實に逸早く著目したのは、後藤御用掛であつた。たとへ如何なる沿革上の理由あるにもせよ、中央衛生會に外人を委員とすることは、外勢の内政侵入を甘受するものにして、國家の威信に關すること尠なからざるは言を俟たない。ここに彼は、斷然外人を官制外になすべしとの説を主張して、つひにそれを貫徹した。卽ち、外人は會議に列するも、員外員の取扱ひを受け、官制から除外せらるるに至つたのは、その結果であつて、茲に初めて日本は、いはゆる衛生權の獨立を回收することを得たのであつた。

中央衛生會と並んで重要なる衛生機關は、大日本私立衛生會である。前者を衛生に關する諮問機關とすれば、後者はまさにその普及機關である。

前にも述べたる如く、わが國の衛生制度は、傳染病の流行とともに發達し來つたのである。從つて衛生と言へば直ちに傳染病を聯想し、「啻に豫防の事のみならず、衛生と言へることは、すへて人民の厭ふ所となりて、其の發達普及を妨くるの處あり。所詮平押しに表面より攻付けたりとて、無功の骨折に過きす。此際更に人民の側に立ちて、其裏面に立ち入りて、懇ろに理義を說き諭して、迷夢を警醒すへき機關を組織し、以て官民の融和を謀ることそ必要なれ」（松香私志七七―七八頁）といふので、明治十六年五月二十七日、東京市京橋區木挽町なる明治會堂に、盛大なる發會式を擧げたのが、卽ち大日本私立衛生會である。會頭には佐野常民を推し、副會頭には長與專齋が選ばれた。

伯が名古屋時代、はやくも愛衆社なるものを興し、これが日本における私立衛生會の濫觴をなしたることは、すで

に述べたる通りである。いはば彼こそは、その方面第一の先覺者である。從つて大日本私立衞生會の創立に當り、その急先鋒として、縱横に活躍したことは、言ふまでもない。殊に私立衞生會の如き仕事こそ、彼のはちきれる精力を活躍せしむるに、好適の原野であつた。彼は同會の幹事として、毎月の常會、毎年の總會に出席し、毎月の常會には、多く會頭代理として座長席に就いて司會し、總會には常に「内國衞生景況一斑」の報告をなすほか、屢々常會の席上、自ら講演を擔當して、衞生思想の普及に努めた。

伯はその自敍傳のうちに、自ら記してゐる。

此人明治十六年以來、頗ル大日本私立衞生會ニ力ヲ盡ス。同會今日ノ盛大ナルハ、與リテ力アリ。評議員兼幹事タリ。各地方私立衞生會ノ名譽會員ナリ。此人頗ル學理ヲ實際ニ應用スルコトニ意ヲ駐メ、衞生ノ地文學的、歷史的、經濟的關係ヲ主張シ、慣習衞生ノ沿革ニ就テ、十六年越後巡回ノ報告、當時ノ官報ニアリ。又衞生ノ盛衰ハ國民ノ命價ニ關スト題スル有名ノ演說アリ。

右の文中にある「衞生ノ盛衰ハ國民ノ命價ニ關ス」といふ演說は、明治十九年五月二十九日、厚生館における大日本私立衞生會の第四總會に於ける演說であるが、それが伯御自慢の演說の一つであつたことは、自敍傳に特記してゐることに依つても窺はれる。當時先覺者の重要なる一人として、伯が衞生の宣傳につき、いかなる論法を用ゐたるかを知るよすがとして、ここにその大略を摘錄する。

演說はまづ命價の說明から始まる「其命價と言ふ文字は、後藤新平が新工夫の製造に係り、康熙字典にも玉篇にも、一向に見えざる新熟字にして、其意味は隨分深長なる積り」であると言ふ。およそ天下の萬物は、その形の目に見え

る實體と、全く目に見えぬ虛體との別なく、各〻貴賤高下の等差があり、從つて價格があるべき筈である。卽ち生命の如き無定の者も、いやしくも生命といふ一定名ある以上、それに價格が生ぜぬといふ理はない。尤も價格にも、「眞價」卽ち眞正の價と、「假價」卽ち眞價に對する通用値段とがある。あたかも、金の「眞價」は一定不變であつても、その「假價」卽ち通用値段は、國により時によつて變るごとく、生命の「眞價」は一定不變であつて、華族樣の生命でも乞食の生命でも、人を殺せば同じ罪であつても、その「假價」はその國、その時代、その人によつて、各〻相異なるのである。

卽ち「命價は虛價の一にして、生命と言ふ一定名に隨伴する尊信の額數を表するの名」であるといふのが、この演說の前提である。然らば、その命價は、何によつて秤るかといふに、「蓋し保護の輕重は其物の價に隨ふべきが故に、命價の高下も生命保護の輕重によつて、知られるわけである」。夫の骨董家が、是は阿房宮の瓦なり、是は神代の曲玉なりと、眞綿を覆ひ、袱紗に包み、箱の上を包んだ上を箱に入れ、又之を土藏に祕藏し、今は保險付の金庫に入れて、煉瓦作の庫に置く」が如くに、「一たび之を失へば、復決して之を得べからざる、萬物中至貴至重なる生命と言ふ大切なる品物」にも、何かこれを保護する方法があるべき筈である。それは何かといふに、「衞生法と言ふ保險付の大阪城よりも今一層堅固なる方法」がこれである。

然らば今の日本人は、如何に自らの命價を尊み、如何に衞生に熱心であるか。これについて彼は、興味ある一つの例證を引いた。

新平が每度人に話して慨嘆する事は、中人以上の開化めきたる人物にて、養蠶を業とする者あり。此人蠶兒の爲

には非常の注意を加へ、換氣法を設けて空氣の代謝を充分にし、寒暖計を備へて寒暖其度を失はしめず、注意の至る所桑園にまで及び、何種の肥料を用ゆれば蠶兒の發育不充分なり、此の種の肥料を用ひざる可らずと、念に念を入れ、注意の上にも注意し、萬一蠶兒傳染病に罹るあるや、惜氣もなく一頓に之を燒却して、後の毒害を消絕せしむ。凡そ蠶兒の衞生法は悉く盡くして殘す所なきが如し。蠶兒にして斯る有樣なれば、人間の衞生法は嘸かし充分ならんとは、新平を始め人間の命の大事なる事を心得たる者は、誰しも想ふ處なるが、思ひきや下水口溢れて庭前沼を爲し、芥溜の臭氣は鼻を襲て人をして逡巡せしむ。若し此內に虎列刺病人でも出來たる時は、早速に之を隱蔽して、醫師官吏を欺き、排泄物は陰かに下水に打込み、求めて病毒を蕃殖せしめ、蠶兒を愛すると人間を愛するとは、月に鼈雪と炭程の相違ありて、新平の目より見れば、虎列刺病なれば、其人獨りは殺さぬ、自分も一緒に參らうと云ふ、先以て一種特別の殉死を遂げる仕組とは知られたり。蠶兒も動物、人間も動物、之を平等一樣の動物とした處が、蠶に箇程の衞生法を行へば、人間も同樣の衞生法を守るこそ至當なれ」（中略）箇樣な馬鹿の集りなれば、衞生法の振興せざるも、誠以て道理至極と申すべし。

然らば轉じて、歐米人は如何といふに、「其命價の貴き、我同胞に比すれば、實に霄壤啻ならず」とて、ビスマーク宰相とグランド將軍の例を延き、「必竟歐米文明國には、中等以上の人物が、其生命の高價なる事を知り、之を保護するには、衞生法を盛にせざる可からざる事を能く會得し、銘々各々の注意のみにては、其の保護の全からざるが爲め、始めて公衆衞生法の必要なる事を感じ、未だ眞に衞生の必要を感ぜざる、低價の性命を有する貧民迄も、自分の保護の加勢に驅り入れたるより、今日の如き衞生法の繁昌、普及を見るに至りたる事は知られたり」と結論した。

これで大體「衞生ノ盛衰ハ國民ノ命價ニ關ス」といふ論題の説明は終つてゐる。然らば日本國の衞生を盛んならしめ、國民の命價を高からしむるには、どうしたらいいか。それにはまづ「重財輕命の徒」を啓發することが必要である。

淺間しき衆生を濟度し、迷うて外道に踏込む事を防がんが爲め、六道の辻に追分標を建立し、彫付けんとする其經文に曰、

財命(ざいいのち)を造(つく)らず命財(いのちざい)を造(つく)る

扨此追分標は木か石か將た銅か。曰く、木にも非ず、石にも非ず、又銅にも非ず。即ち大日本私立衞生會の會員諸君ぞ、此追分標なる。會員諸君よ。諸君は之を諾するや否。

およそ物の價は、時代と場所と開明の度とによつて變更するものである。嘉永年間に、一山百文で外國人に賣渡した曲玉が、文明國では價高くして、今更臍を噬んでゐる連中もある。一圓八十錢にまで下落した紙幣も、今では却て便貨より好まれてゐる。「人の命價も、一山百文、二束三文と下落したるも、是は自分が故らに卑く致したる譯にて」大日本私立衞生會の任務は、實に、この低落せる國民の命價を引上ぐるにある。そして彼は最後に絶叫して曰く、

抑も物產の價格を程能くならしめて、國家の經濟を助くるものは、商法家の職分なり。生命の價格を高貴にして、國家の衞生を翼くるものは、吾輩衞生家の責任なり。嗚呼、會員諸君よ、我衞生會員の責任は、實に重且大ならずや。

以上でこの大演説は終つてゐる。

これを讀む人は、その表現の形式の頗る尋常と異ることと、その內容の亦甚だ普通にあらざることを感ずるであらう。それが伯の一生を通じての癖であつた。

伯は座談の名人であつた。ことに敍景、敍事に至つては、光景を聽者の眼前に髣髴せしむるやうな妙技を持つてゐた。しかしそれが演說となると、まるで別人のやうであつた。ことに理論的なことをいふのが下手であつた。それは表現の形式が不十分であつたために、獨り合點のやうなところが多かつたからである。石黑忠悳の評に「余に言はせると、後藤君は演說は割合に上手でなかつた。あれで演說がうまかつたら、モット一段と世間に偉らがられたらうと思ふ。併し座談はなか／＼上手な方だつた。」とあるのは、伯を知つた多くの人の一致する見方であらう。

しかし伯自身は、演說は相當得意であつた。故にこの命價論のごときも、外間よりこれを眺むれば、さしたる名演說と見えないかもしれないが、伯自身としては永き一生の中の思ひ出の一つであつたに相違ない。

一〇、囊中の錐

錐の囊中にあるや、必ず穎脫する。

伯は內務省衛生局に來て、渺たる一御用掛より、漸く一技師に轉じたに過ぎなかつたが、その倦むところなき精力と、颯爽たる風貌とは、次第に內外の注目を惹き、その將來に屬望するもの、日に多きを加へた。

彼を推輓したる石黑、長與の兩先輩の外に、年若き官場の人物が、次第に彼の人物才識に牽き付けられて行つた。友を作ることは、彼の特有の技能であつた。彼は「人格的磁力」を多分に持つてゐた。それが學閥も藩閥もない身を

もつて、欝然たる勢力を朝野に扶殖したる一大原因であつた。

はじめ彼を目して、田舎醫學校出の青二才と蔑視したる北里柴三郎が、彼の終生の親友と化し、その他内務省の俊才、有松英義、窪田靜太郎、水野錬太郎のごとき、後年天下に名を成したる人々が、深く彼に傾倒するに至つたのは、悉く彼の人格的魅力の賜物であつた。

後年彼が寺内内閣の内務大臣となるや、水野錬太郎を招いて次官とした。水野はその以前既に山本權兵衛内閣の内務次官を勤めてゐたのであるから、彼が政友會を脫黨して、再び次官の地位に就いたことを天下は意外とした。その時水野は伯に語つて、

『貴方が衛生局においでの時分、私達が、あなたが內務大臣になられたらお助けしませう、と言つたのが、今日偶然實現しましたね。』

と言つたさうである。

これは、有松英義にも、窪田靜太郎にも共通する考へであつたやうである。さうしてそれは、後年、臺灣に於いては中村是公、新渡戶稻造、長尾半平、宮尾舜治、高木友枝、賀來佐賀太郎等を、滿鐵に於いて犬塚信太郎、田中清次郎、岡松參太郎等を、遞相となり內相となつて後、仲小路廉、內田嘉吉、永田秀次郎等を得た理由であつた。

かくて彼は、坂を轉び落つる雪團子のごとく、刻々時々、その勢力を增大しつつ、大股にさつさと日本の社會を步いて行つたのである。

ゆゑに、彼が衛生局の一技師に過ぎなかつたころ、早くも「事實上の局長」といふ異名が彼の上に冠せられるやう

になつたのも、無理はなかつたのである。

明治二十二年四月七日、彼が、當時內務省衞生局の屬で、同時に大日本私立衞生會の編纂者であつた林茂香に宛てて送つた手紙は、當時の彼の心境をよく表はしてゐる。このをり林は、長與局長に隨行して旅行中であつたので、彼は局長不在中の衞生局の事情を報じ、併せて彼の身邊を報じたのである。

長途御隨行、御疲レト存シ奉リ候。其後京地差而珍事モ無之、後藤ノ入閣（註一）後藤ノ落馬、一升一降、天地之大道、同姓ノ一對ニ候。華族ヘノ書狀、御下命モ有之候得共、會頭歸京モ近日ニ付、見合歸京、吏ニ指揮ヲ受ケ候事、永井幹事ト協議一決候。會頭モ一昨日歸京相成候得共、小生午前七時家ヲ出テ午後五時ニ歸家、今日迄會頭ヘ參リ候休暇無之、引續試驗（註二）ニ從事候。明晩會頭ヘ相窺可申、其上直ニ決行仕度存候。左樣御承知可被下候。衞生官練習所、遂ニ不成立候。次長（註三）御留守居頗ル御苦心ト存候。兩三日前ノ夜、偕樂園ニ於テ、三試驗所長、課長、書記等、次長ヨリ御馳走有之候。是モ珍事ナリ。小生モ末席ヲ汚シ飽食仕候。次長老練感服之外無之候。唯衞生事務ノ前途被察候。寧盛衰ハ天ナリト袖手候事、不當不障、御左ニ位置持長之策、何事モ圓滑ノ二字中秘訣有之モノト悟リ候。明治廿三年ノ攻擊モ、屁ノ如キモノカト存候。其邊ハ保證不仕候。大臣次官等ニ對シ、衞生事務ノ方針ヲ知ラシメ候事ハ、六ケ敷候ユヘ、國會議場ヨリ攻擊論起リ候事モ有之候ハヽ、幸ニ其機ヲ得ヘキカ、衞生局課ハ到底隱居官吏ノ集會場、恩給所タル事ハ免レサルヘク候。慨嘆々々。是落馬將軍頭ノ打テ、腦痛ノ囈語ナリ。局長ヘ御披露可被下候。近來ハ每晚面白キ夢ヲ観申候。然ニ三宅君巡廻中、殊ニ西京ニ於テ衞生會ヨリ臨席ノ乞ヒ候處、衞生會ハ何事モ爲サス候ユヘ、自分ハ不贊成ナリ。演說ハ斷ナリト申述、會員モ失望候ニ付、是非局長

歸路御立寄一席御演說無之候テハ、挽回之道ナシト、淸永京都府衛生課長ヨリ申越候。此儀篤ト局長ヘ御參上、御決行被下度候。匆々用事マテ敬具。

四月七日　　　後藤新平

林茂香様

侍史

追啓、衛生會モ大奮發不致候而ハ不相成、此頃中濱、森兩氏主筆ニテ出版ノ衛生新誌、小生ノ所見ニテハ、頗ル完全ノ様素人目ニ見ヘ、必衛生會員ノ雜誌ヘ影響ヲ生シ可申、高枕貪眠ノ日最早無之候。併好敵手ニテ、獨逸ノ諺ニ敵ハ能ク爲サヽルヘカラサルコトヲ教ヘ、友ハ爲ス事ヲ助クトイヘルノ金言、今日ニ適中候ト存候。是亦局長ヘ御序ニ御取成置可被下候。

註一　後藤の入閣とは、明治二十二年三月二十二日後藤象二郎が、榎本武揚に代り、遞信大臣として、黒田清隆内閣に入りたるを言ふ。また後藤の落馬とは、當時の規則によつて、乘馬出勤せし新平伯が何かのはづみで落馬したことを云ふ。

註二　試驗とは東京醫術開業試驗のことである。

註三　次長とは、當時福田重固といふ老吏が、衛生局次長を勤め、新進氣鋭の人々から多少馬鹿にされてゐる傾きがあつた。そのことである。

一一、福澤諭吉との會見

この當時、伯の身邊に起つた一つの面白い事件があつた。若しこれが順序よく運んでゐたならば、伯の一生は全然

異なる生面を開いてゐたかも知れない。

それは福澤諭吉との會見であつた。

明治二十年に入つて、福澤の經營する慶應義塾は、俄然として擴張の機運に達した。入學生の數も、年々增加して、二十年には、一千名に垂んとした。そこで慶應義塾は、その機運に乘じて、或は校舍教場の設備を整へ、或は專門の教師を養成するなど、進んで內容の改善を圖らねばならなかつたが、それはいづれも大いに資金を要する事柄である。然も資金を募集するについては、まづ內部の陣容を整へるのが先決問題であるといふので、茲に塾長問題が起つてきた。そしてその第一候補者として擧げられたのが、意外にも、慶應義塾に緣もゆかりもない、後藤新平であつたのである。

それについて、福澤桃介は次のやうに語つてゐる。

たしか、明治二十二年頃であつたやうに想ふが、福澤諭吉先生が、當時殆ど唯一の海水浴場として名高かつた、湘南大磯の招仙閣へ、閑を得て靜養に赴かれてゐたことがある。その時に、私も私の家族と共に、同先生の許へ遊びに出かけて、先生の御室へ通されると、そこに眉目秀麗の立派な一男子が、何事か先生と對座して話を交はしてゐた。先生から紹介を受けてみると、それが後藤新平伯であつたのだ。(中略)

明治二十二年頃は、慶應義塾に塾長の無かつた時代で、福澤先生は之れが適任者を物色してをらるゝうち、偶々長與專齋氏に斯の事に就て語られると、後藤伯が同氏の門下生であつた關係から、「幸ひ門下に後藤新平といふ傑物があるから、之を任用してみては何うか」と、同氏は福澤先生へ推薦せられたので、さてこそ其の件で、先生

は後藤伯を引見中であつたものと、私は後に至りて聞き知つたのである。

なほそのときの光景について、福澤桃介は、後藤伯追悼座談會において次のやうに回想してゐる。

その時は、福澤先生は、自分、養母並びに娘達を伴れて往つて居つた。今もお話のあつたやうに、後藤さんは好い男ですから、福澤の娘達がチヨコ〳〵見るのです。（笑聲）後藤さん頻りに話をして居た。其時、桃介一寸來たら良からうと、先生に呼ばれて、後藤さんに紹介されました。成る程好い男で、それから色々な話をして、やがて後藤さんは歸つて了つた。

然るにこの慶應義塾の塾長問題は、塾内における反對のために、つひに沙汰止みになつた。これも福澤桃介の回顧によると、次の通りである。

この事が一たび傳へらるるや、慶應義塾の塾友中に反對の聲が高くなつてきて、小幡篤次郎先生を初め、中上川彦次郎君、莊田平五郎君などの面々が、慶應義塾の塾長は、どうしても塾出身者であるべき筈だと盛んに力說是れ努めたものだ。爲めに、後藤伯を塾長に採用することは、遂に沙汰止みと成り、井上侯門下の小泉信吉氏の就任を見るに至つたのである。

この塾長問題は、その時福澤の口から、伯に對して、直接交渉したものであるか、或はホンの人物試驗ぐらゐの程度であつたか、それは不明である。またたとひ塾長就任を交渉されても、衛生局において羽振りを利かせてゐた當時の伯が、直ちに學校經營に轉向したか否か、疑問である。

いづれにしてもこの問題は、表面に現はれずして葬り去られてしまつたが、若しこれが實現せられてゐたならば、

慶應義塾にも、伯自身にも餘程大きな變化を與へたことであつたらう。恰かも大隈侯が早稲田を背景としたやうに、伯は慶應を背景として、日本の社會に呼び掛けたであらう。又伯の強烈な個性は、必ずや慶應義塾を通して、日本の幾十萬の青年に深く何物かを植ゑ付け、從つて日本の社會に廣汎に働きかけたに違ひない。伯の中には、教育家としての素質が多分量にあつた。それはとう／＼現實に試みられずして終つたのであるが、その機會が、この日本教育界の巨人たりし福澤諭吉によつて與へられんとしたことは、未完成の一插話なりと雖も、後世、史を讀む者に無限の興趣をそそらずにはゐないであらう。

一二、代議士立候補を辭退

茲にまた、興味ある一通の書翰が殘つてゐる。それは第一回衆議員總選擧の際、郷里水澤より立候補せずやとの慫慂に對し、後藤廣（後藤家の嫡流）に答へたる謝絶文である。

これは彼が獨逸留學の二箇月前に起つたことであつた。これによつて彼が、代議士生活に對し如何なる見解を持つてゐたかを窺ふことができると同時に、彼が一生を通じて議院政治に對して抱いてゐた思想が、この當時既に明瞭に確定してゐたことが解るのである。

縷々御紙上の趣敬承。過餘栃木縣へ出張致居、御返事も遲延、心外の至に候。帝國議會議員撰擧の儀に付、小生の心事御尋被下、御懇情奉謝候。然に小生事、敢て內務省樞要の位置と申にも無之、所謂錄々官に備り居候ものも同樣、何時も辭職候は自在なるが如きも、未だ全くきる場合にも難相成候。又在職の儘當撰候樣との勸告、有

毎有之候得共、元來議員其人は、智識、財産、名望三者相備り不申候ては、其任を盡し候事無覺束候。學識經驗の上には、敢て當時の自唱政事家に讓り候存念も無之、又有名政事家と申候ても、其實力に於て左まで恐れ候程の事も有之間敷相考居候。乍去財産の點に於ては、帝國議會議員相當の資格（法律上にあらず實力上のことなり）無之候故、可相成は在鄕の財産家、若くは有識者、若しくは名望家を撰出候事、希望の至に御座候。近來各地にて撰擧を爭ひ、種々卑劣の手段を用ひ候事聞及び、如何にも片腹痛く存居申候。自然鄕人多數の望にて當撰相成候時は、國民の義務に付盡力も可致歟。決して周旋を他依賴候事本意に無之候。況や在官當撰を求め候心事をや。公共の爲めに盡力候には、識高財足り候上、自ら進て就任可致事と存候。田舍には投機政事家有之、自ら衣食の餘剰無之、而して公共の機務にあたらんとするものあり。東京にも此類の人物不少候處、追々勢力を失ひ、地方の人を瞞著して選擧地を求め居候よし、鄕里にても口頭のみ巨大にて腹中學識なく、狡猾手段又輕躁浮意氣なるものに一杯をくらはせられざる樣、諸君は覺悟大切と存候。是小生鄕人の爲め希望の點に御座候。萬一我區內撰出の議員、學識取るべきなく、只其議員身代限のこり候のみと相成候はゞ、國會當初の記念、笑止千萬に御座候。或は水澤中にて、競爭より徒に好人物の當撰を妨け候て、初度の國會に臍を咬むの悔を生し候はゞ、將來の物はらひに御座候。要するに、學識、資産、名望、全備の人を得候事は困難に有之、且學識名望は鄕人大約同等に付、寧しろ資産家に付御撰擧相成可然歟と愚考仕候。撰擧は公平を主とし、敢て偏僻周旋無之事肝要に御座候。上來の通に付小生を御周旋被下候事は御斷致候。貴下我同姓、吾本家を繼ぎ、尚弱冠。今より勉勵せば、公共に盡す所少小ならさるべし。宜しく公平を主とすべし。決して人に黨すべからず。貴下大に公共の事に盡さんと欲せ婆、

先勉勵して識と財とを積むべし。今日の準備政黨の手先となり、家と身とを誤ることなきを注意あらんこと、本末の間に付、又貴下懇篤の書を寄せられたるに付、小生心事申上候。失敬の段御ゆるし可被下候。朴澤へもよろしく御致聲可被下候。尊家御一同樣へよろしく。余は後郵に附し候。

二月三日　　後藤新平　拜復

後藤廣樣

侍史

第二節 國家衞生原理

一、三卷の著書

伯が內務省衞生局に關係してゐた約十五年の長い時期に於いて、三つの重大なる事件が起つた。その一つは相馬事件に關聯して入獄したことであり、いま一つは、出獄後臨時陸軍檢疫部の事務官長となつたことであり、第三は、國家衞生原理を著述したことであつた。

この一卷の著述は、その社會に及ぼしたる效果よりも、伯自身に與へたる影響のために、特筆大書されなければならぬ一大事件であつた。

顧みれば水澤に於ける少年の日、須賀川に於ける青年の日、彼の攻學の志は火のごとく燃えてゐた。また名古屋に移り住んでの後は、繁忙なる實務の傍ら、ローレンツ博士と司馬凌海とに就いて、衞生警察や裁判醫學について、造詣するところを怠らなかつた。しかし、久しからずして院校經營の大任を負ふやうになつてからは、學校行政及び病院行政に忙殺されて、つひに「衞生」なるものの科學的研究に入るの餘裕を得ずして終つた。

しかるに今や、日本衞生制度の中樞機關たる内務省衞生局に入るにおよび、彼の科學的研究慾は、ふたたび勃然として興つてきた。彼は衞生局内の實務家として、東奔西走の多忙なる身であつたにもかかはらず、また、長與局長の有爲なる幕僚として、局務に參畫するの重責を負へるにもかかはらず、その旺盛なる研究心は、つひに衞生に關する根本的三著述を完成せしめた。第一が、明治二十年九月に完成せる「普通生理衞生學」であり、第二は、明治二十二年八月に出版せられたる「國家衞生原理」であり、第三は、明治二十三年九月に、世に現はれたる「衞生制度論」である。

伯の處女出版たる譯書「普通生理衞生學」については、大日本私立衞生會の機關紙たる「衞生會雜誌」の第五十三號に、次の推奨文が載せられてある。

普通生理衞生學は、後藤新平君の譯述に係り、上中下三冊あり、上中兩卷に生理を述べ、下卷に衞生を說く。緻密なる圖畫百五十餘を插み、常人の一讀して裨益あるは申迄もなく、兎に角小學校教員の一讀して其大樣を得ば、生徒教育上に裨益あるべし。

また當時の廣告文は、次の通りである。

獨國教頭勃古先生原著　日本從六位後藤新平先生譯述

普通　生理衛生學　下卷　九月中旬刷成　定價金五十錢

此書ハ原本獨國ニ於テ稀世ノ賛稱ヲ得、削正十五版ヲ經タル完全無比ノ珍書ニシテ、其譯本卽チ此書ハ、本邦中學校ノ教課書ニ適シ、先般上中卷ヲ成シ、大ニ世上ノ喝采ヲ得、已ニ數百部ヲ販賣セリ。今ヤ下卷衛生ノ部、本月中旬ヲ以テ其刷成ヲ告クルニ至レリ。乞フ大方ノ諸君一書ヲ購ヒ、衛生長壽ノ幸福ヲ得ラレンコトヲ

かれこれ以て、この譯書の內容と、その出版の目的とを、窺ふに足るであらう。

「衛生制度論」は、彼が警官練習所において講述したのを、編修したるものであつて、明治二十三年四月、留學の途に上るに際し、先輩石黑忠悳に托して、出版したものである。所論は主として墺太利シュタイン博士の說を祖述したものであるが、その間に巧みに日本の衛生制度に關する事歷を織りこんで、衛生の實際的方面の全貌を、明かならしめんとしたものである。

すなはち總論において、衛生制度の理論的、總括的考察を行つた後、各論に入り、第一篇においては、帝國衛生制度の機關と、外國衛生制度の機關並びに沿革を說き、第二篇の保健制度においては、傳染病豫防、民事衛生等の保健警察と、住居、飲食物、工業衛生、社會衛生等に關する保健事務とを說述したものである。

この著述についての著者の抱負は、その「例言」のうちに、次の如く記されてゐる。

輓近學術ノ進歩盛ニシテ、其發明スル所多シト雖モ、其遺珠ノ茫洋タル學海中ニ潜伏スル無盡藏啻ナラズ、銳意造化ノ祕奧ヲ闡キ、鴻益ヲ無窮ニ傳ヘントシ、試驗室內ニ鞠躬シテ、玄理ノ發見セントス。今日學者高尙ノ風、

率ネ此ノ如ク、敬慕スヘキ所少カラスト雖モ、世人ト通俗一般ノ事ヲ謀ルニ至リテハ、自ラ白衣ヲ穿チテ泥塗ニ坐スルノ感アルカ如シ。學者ノ蘊益々深クシテ益々世俗ト遠サカルニ非ス耶。余カ說ク所ノ衛生制度ナルモノハ、法律ノ制定及ヒ之ヲ執行スルニ在ルカ故ニ、高遠ニ鶩センヨリハ、寧ロ俗間ニ普及セシムルヲ主トス。亦之ヲ主トセサルヘカラサルナリ。換言スレハ、高尙ナル學術ニ淵源セル注意ヲシテ、一般ニ浹洽セシメントスルニ在ルナリ。

この「普通生理衛生學」と「衛生制度論」の二著は、衛生に關する著述の尠なかつた當時においては、相當世の注目を惹くに足るものがあつたに違ひない。しかしながら、その著書としての價値に至つては、「國家衛生原理」に比して、到底同日の談ではない。「國家衛生原理」は、僅か百九十二頁の小著に過ぎないけれども、そのなかには、當時の伯の世界觀と人生觀と國家觀とが、鮮明に描き出されてゐる。のみならず、この著に現はれたる思想は、さらに二年有餘の獨逸留學時代において、ビスマークの社會政策と行政政策との一般を目睹するに及び、益々强化せられ、遂に彼の不拔なる政治信條となつたのである。伯の長き政治生活の根柢には、この「國家衛生原理」の思想が一貫して流れてゐた。かの米國の大統領ウィルソンが、二十八歳にして著述したる「議院政治論」が、彼の終生の政治生活の基調であつたやうなものを、伯とこの書との間に想見し得る。

伯は老後に至るまで、この書のことを語つて已まなかつた。大正三年のころ、京都の同志社大學に招かれて講演したる際のごときは、この書の大意を骨子として、日本植民政策の根本原理を述べてゐる。

また後年、屢々この書を現代語に書き更めて、再び世に問はんと企ててゐた。身邊忽忙のため遂にその志を果さな

かつたのは、まことに遺憾なことであつた。

伯の「自敍傳」は曰く、

或ル人此人ヲ謂ツテ曰ク、佛國ノクレマンソー氏、獨國ノウヰルヒョー氏、皆有名ナル醫師出身ノ國會議員ナリ。君近日議員私選中ニ名アリ。我國クレマンソータルカ、亦ウヰルヒョー氏タルカト。笑テ曰ク、否々、我國醫門政治家ヲ出セリ。大村氏、佐久間氏、其他現在ノ貴顯賢良ナリ。若シ人ノ流ヲ酌マント欲セハ、何ソ遠ク模範ノ海外ニ求メンヤト。

すなはち知る、伯は當時に於いて旣に科學者的政治家たらんとするの抱負ありしことを。

當時の日本は、法學出身者と、軍部出身者との支配する世界であつた。資本主義の初期にあつたその時分は、未だ實業家の勢力大いに展ぶるに至らず、況んや科學者の實際社會に於ける勢力に至つては、微々として到底指目することを得なかつたのである。

しかるに今彼は、法學萬能の官界に在つて、科學的世界觀と國家觀とを樹立し、これをもつて經國濟民の基調と爲さんとするのである。

然らば彼の編述したる世界觀と國家觀とは抑々何ぞ。茲に吾人は轉じて、「國家衞生原理」の内容を點檢するの要を見る。

二、唯物論か唯心論か

「國家衞生原理」は先づ「天然トハ何ゾヤ（Natur?）」といふ疑問から出發してゐる。卽ちその哲學は「我とは何ぞや」といふ認識論から出發する演繹論的、唯心論的傾向をとらずして、その本體論（オントロギー）のなかから、分析的に、また唯物的に、宇宙における人生の地位を決定せんとするものである。

ただ斯くの如き科學的人生觀を確立するについて、最大の支障をなすものは、人類の科學的知識の限界といふことである。勿論輓近科學の急速なる發達は、頻りに「天然」の祕密をあばきつつあるとはいへ、それだけに今日の眞理は、明日の眞理なりと保證し難い。加ふるに著者の言ふ如く、「其解讀ハ寶典（天然）ノ或ル篇章ニ局スルコトヲ免レス。或ハ心理篇ヲ讀ミ、或ハ物理篇ヲ讀ミ、其所見モ亦、偏重偏輕ノ勢ヲ生シ、（中略）猶方位ノ異ナル各處ニ於テ撮影シタル數樣ノ富岳圖ヲ携ヘ來リテ、各孰レカ眞ナルヤヲ爭ヒ、各其一方ノ美ヲ專ニセントシテ、全體ノ衆美ヲ見ルコト能ハサルカ如シ」故にこの問題については、「庶幾クハ將來ニ於テ、眼光此寶典ノ紙背ニ達スルノ士出テ來ラハ、數千年來ノ雲霧ヲ拂ツテ、全形ヲ見ルノ幸運ヲ迎フルコトヲ得ン」といふ所に、希望を繫ぐより外ないであらう。

この間において、最も著者の心を動かしたのは、十九世紀における生物學の異常なる發達、特にダーウヰンの進化論であつた。彼はこれを以て、「化育ノ大本不易ナル理」を闡明するものとなし、その進化論の上に、彼のあらゆる世界觀と人生觀と國家觀とを、建築せんと企てた。恐らく進化論ほど、彼の思想生活に、深い影響を及ぼしたものはないであらう。その著「國家衞生原理」もまた、スペンサーと同じく、生物學的進化說を社會學に適用したるものの

一つであると言ふことができる。卽ち曰く、

今ヤ生物世界ニ於テ、生存競爭ノ道須臾モ絕ルコトナク、適者生存ノ理須臾モ離ル可ラサルノ說ハ、當世ノ諸家擧テ肯許スル所ナリ。故ニ苟モ生ヲ有スルモノハ、競爭ノ攻擊ニ抵抗シ若クハ之ヲ剋制シテ、適當ノ給養生殖ヲ營ミ得ルニ非スンハ、其生存ヲ全クスルコト能ハス。獨人類ニ至テ、何ソ然ラサルノ理アランヤ。人類モ亦實ニ生物ノ一ナリ。蓋シ人類ノ生存競爭ニ於ケルヤ、其生活ヲ侵襲シ來ル所ノ種類夥多ナリト雖モ、要スルニ幽現ノ二體（卽形而上ト形而下の二類ナリ）ニ過キス。故ニ人類畢生ノ行爲ハ、殖產貿易ト言ヒ、道德經濟ト言ヒ、學術工藝ト言ヒ、忠君愛國ト言ヒ、千差萬態ニ涉ルカ如キモ、皆此幽現二體ノ侵襲ニ抵抗シ、若クハ之ヲ剋制シ、若クハ其平和公正ヲ維持シテ、給養生殖ヲ營ミ、以テ心體ノ健全發達ニ滿足ナル生活境遇、卽生理的圓滿（Physiologische Integrität）（生理的圓滿トハ、神心及五官ノ感覺、肢體ノ働作、生殖給養ノ機能健全ニシテ、外來ノ害因ヲ節制シ生活上不足ナキヲ謂フ）ヲ享有セントスル目的ニ外ナラス。夫ノスペンセル氏ハ道義感情說ヲ唱ヘ、ベンザム氏、ミル氏ノ實理主義、卽最大幸福ノ主義ナルモノヲ駁シ、其說漠然トシテ標準トナスヘキ所無キニ苦ムヘシト謂ヘリ。斯ク兩說ハ互ニ相容レスト雖モ、其最後ノ目的ヲ問ハヽ、皆生理的圓滿ノ外ニ非サルヘシ。余ヲ以テ之ヲ見レハ、人類ハ生理ニ準テ、形神ノ生活上（卽身體上ニモ精神上ニモ）圓滿ヲ享有センコトヲ力ムヘキモノナリ。而シテ其本源ハ、各人ノ自體ニ固有セル一種ノ天性、卽生理的動機（Physiologische Trieb）（動機トハ本性ト譯ス。生體ニ賦與セラレタル天性ヲ發スル力ヲ言フ。凡ソ生活體ト或ル場合ト相遇フテ、ソノ意思ヲ誘動シ、某事ヲ爲サント欲セシムル力（時トシテ意識外ニ之ヲ爲サシムル力）ナリ。此動機ハ、啻ニ人ノ百行ヲ胎出スル本原タルノミナラス、百行ヲ制止スル本原トモナルナリ。其制止スルモノヲ控物動機ト云フ）ニ發ス。是レ生物固有ノ力ニシテ、一ニ衞生的動機ト名ク。

これによつて觀ても明かなる如く、「生理的圓滿」を以て人生の目的なりと爲すところの著者は、これによつて「幽現ノ二體」卽ち精神主義と物質主義とを、包括統一せんとするものである。見方によつては、「生理的圓滿」なる一語によつて、彼はこの古今の困難なる二元論を、一元に歸一せしめたと言へないこともない。併しながら、そこに僅かに認められたる精神主義なるものも、多くの理想主義者がなす如き、人生の最高の指導者としての超絕的「心靈」ではなくて、ただ人間の肉體に固著せる「精神」といふ一種の生理的作用にすぎない。卽ち或は「形體ト心性トハ一團ノ天賦ニシテ、形體ノ用ヲ詳ニセサレハ、精神ノ性ヲ究ムルコト能ハス」となし、或は「人類消長ノ理ヲ講究セハ、權利ノ得喪モ亦形神ノ强弱ニ關シ」となすのみならず、さらに進んでは、「善惡正邪」の如き、理想主義者にとつては、人生最高の支配者たるべき倫理觀すら、その時、その社會における物質的條件によつて決定さるるところの「假稱」に過ぎずとなし、宛かもマルクスの唯物史觀を學びたるかの如き口吻を以て、次の如く記してゐる。

世間所謂善ト呼ヒ、或ハ惡ト名ケ、或ハ正ト言ヒ、或ハ邪ト稱スル者ハ、眞ニ唯同種動物社會中ニ於テ、各自ノ愛憎ニ隨テ、之カ一定名ヲ附シ、其動物中ニノミ應用スヘキ假稱ニ過キスシテ、全動物社會ニ汎用スヘキ通稱ニアラス。故ニ彼ノ動物社會ニ取リテ、眞ニ善良ナリト認ムル所ノコトモ、此動物社會ニ對シテハ、却テ大惡ト認メ、又此動物社會ニ在リテハ、實ニ正直ナリト認ムヘキ事モ、彼ノ動物社會ニ取リテハ、甚タ邪曲ナリト認ムルモノアリ。（中略）由是觀之ハ、本來社會ノ事物ニ就テ、正邪曲直ノ定ル所ハ、一社會ノ健全生活ヲ營ム（卽生理的圓滿）ニ適スルト否ラサルトニ在リト云ハサルヲ得ス。

伯が斯くのごとき結論に達したる所以は、その宇宙の本體論において、物質主義を取つてゐるからである。カント

のごとく宇宙の本體を精神にありとする理想主義から伯は出發しなかつた。故にその物質的本體論の基礎の上に築かれた人生哲學も社會思想も、勢ひその根柢を物質主義に置かざるを得ない。それは伯が須賀川に於いて經驗した科學萬能觀の影響である。ゆゑに名古屋に於いて、細川千巖から眞俗二諦の説を聽き、物質の外にある精神の世界に開眼するやうになつたけれども、それは要するに須賀川時代の科學偏重説を修正したに過ぎなかつた。愈〻となつて底を洗つて見ると、依然たる物質主義が跳り出して來るのであつた。

「國家衞生原理」に現はれたる人生觀乃至國家觀は、心靈によつて支配さるる人生、倫理によつて規定さるる國家を首唱する理想主義に對し、極めて物質主義的なものであつたと言はねばならぬ。さうして彼はこの物質的人生、物質的國家に對し、「衞生」といふ名を與へた。

衞生法トハ、生理的動機ニ發シテ、生存競爭、自然淘汰ノ理ニ照準シ、人爲淘汰ノ力ヲ加ヘテ、生理的圓滿ヲ享有スルノ方法ヲ總稱スルモノナリ。衞生ハ國ノ要素、死生ノ地、存亡ノ道、察セザルヘカラザルナリ。

それが著者の意見である。若し「衞生」といふ言葉を、かくの如き廣義にとるならば、彼の哲學に從へば、人生國家百般の事、悉く衞生にあらざるはなく、人間とは一種の衞生動物、國家とは一種の衞生團體に過ぎなくなる。また彼はその通りに、人生と國家とを觀念して、その上に彼獨自の哲學を樹立したのである。

二、社會及び國家の起源

およそ動物には、「あげとくも」の如く、單獨生存(Einzeln)を常とするものもあるが、大部分は群聚生存(Rudeln)

を營む。この群聚生存とは「同種動物ノ相集合シ其ノ生存ヲ經營スルノ稱」であるが、その然る所以は、全く「自家ニ稟有セル生理的體形（Physiologische Gestaltung）に因するものであつて、これを繼續する原因により、外誘共存（Aeusseres Band）と內誘共存（Inneres Band）の二つに分れる。外誘共存といふのは、例へば彼地は棲息に適するとか、此地は孵化に適するとか、主として「體外有形物ノ誘引」によつて「群生」するに過ぎないが、內誘共存になると、その「體內無形物ノ誘引」によつて共存するものであるから、結局は社會または國家を形成するに至るものである。

これが著者の社會國家發生論である。卽ち人は生れながらに自由なる動物にあらずして、實は生來、社會を結合して、「一定ノ詰命ニ服從セシメ、決シテ一ノ悖逆ヲモ爲シ得サラシムル生理的動機」を、體內に具備して生れ來つたものである。

凡ソ動物ノ團結シテ、一社會ノ體裁ヲ備フル者ニ於ケル協同一致ノ働作（卽彼我互ニ營爲スル保護）ハ、未必スシモ、外制（Aeusseren Zwang）卽社會ノ外力ノミニ由ラス、却テ共行爲萬端ニ就テ考フレハ、內制（Inneren Zwang）卽生理的動機ニ起因シ、且ツ之ヲ保持スルヤ、毫モ疑ヲ容ルヘカラス。

而して、かく社會を結合せる動物が、その上に主權を戴いて、國家を建設するのも、同じ理である。かくせざるを得ざる「生理的動機」を、體內に有するが故に外ならない。

凡ソ動物ノ結合シタル一社會ニ於テハ、其進退擧ケテ一群中ノ一動物ニ任スルカ（按人類社會ノ獨任政體ノ類カ）若クハ其ノ群中數多動物ノ力ニ委ネ、（按人類社會ノ合議政體ノ類カ）其備寇給糧ノ利害ヲ一ニスル所ノ社會ヲ統一スルニハ、更ニ一種特別ノ勢力（モメント）

即最上權（Superiorität）無クンハアルヘカラス。（中略）是ニ於テ乎、其社會ノ各自一己ハ、平等均一ノ權ノ行セス、其制御ノ寛嚴如何ハ暫ク之ヲ措キ、主權ノ下ニ服從セサルノ勢ニ至ル。是レ則自由自在ノ社會ニアノスシテ、國家ノ臣民トナルモノニシテ、畢竟生理的動機ニ起因セル一ノ結果ナリ。若シ之ヲ生理的動機ニアラストセハ、焉ソ能ク動物中、容易ニ此主權ノ發生ヲ見ルヲ得ヘケンヤ。

試みに下等動物を見るに、或は飛ぶに强き翼あり、走るに健なる脚あり、或は鋭き牙と爪あり、或は厚き皮毛があつて、その生存を衞るべき「生理的衞具」が完備してゐる。然るに人類はどうであるか。

之ニ反シテ他ノ上等動物、殊ニ人類ノ如キハ、飛翔、咬傷、搔爬ノ力、能ク外敵ヲ鏖殺スルニ足ラス、皮膚軟弱、容易ニ侵襲ヲ被リ、飢渴感シ易ク、却テ蜘蛛蟷螂ニ比スレハ、其衞生的用具ノ劣弱ナラサルカヲ疑ハシムルニ至ルモノアラン。然レトモ、理ヲ推シテ之ヲ熟察スルトキハ、則渙然トシテ疑團解釋シ、忽チ彼ノ社會團結ノ力（即動機）ハ其補充（即 Complement 單獨生存ノ動物ニ於ケルカ如ク、衞具一身ニ完備セサルカ故ニ、社會團結ニ由テ、其不足ヲ補充スルノ意）トシテ賦與セラレタルコトヲ知ラン。之ヲ第一生理的補充ト謂フ。然ラハ則結社動物ニ在リテハ、能ク此補充ノ力ヲ利用シテ、以テ宜ク生理的圓滿ヲ求ムヘキハ、其衞生上緊要ノコトタリ。（中略）其他此協同團體ノ社會ニ、主權ヲ戴クトキハ（其强制ニ由ルト否トハ暫ク之ヲ別題トシ）生活狀態ヲ安寧ニ保護スルノ力甚大ナリ。（中略）サレハ主權モ亦、其體形上ノ不足ヲ補充セル者タルコト知ルヘキナリ。（中略）故ニ至高ナル有機體ノ組織、即建國ハ、此第二ノ生理的補充、即主權ヲ須テ然後ニ完備ヲ得ル者ナリ。

人類が地球上における動物の最優勝者として、萬物に長たるの誇りを保ち得る所以は、何物よりもよく、この第一

及び第二の生理的補充、即ち社會性及び國家性を、その生理體內に具有せるが故であるといふのが、著者の意見である。さうしてそれは、他の法律的、概念的なる社會觀乃至國家觀と、對立するものである。

世界萬國何レノ地ヲ問ハス、人類ノ棲息スルヤ、上章ニ論セル第一補充ニ加フルニ、第二ノ補充ヲ以テシ（即社會ヲ團結シ、更ニ主權ヲ戴キ）殊ニ主權ハ威力ヲ含有スルノ狀アルヲ見ル。此複雜ナル社會ノ形狀ハ、聰明叡智ノ人類ニ於テ、永久不變ナル者ナレハ、其種族（人類ナル種族）ニ固有ノ本色ト看做サヽルヘカラス。ホツベ氏及他ノ諸家ハ、之ヲ以テ或ル動物種屬ニ於ケルカ如ク、人類ノ眞誠ナル自然狀態（Status Natura）ナリトス。故ニ天地ノ公道ニ隨ヘル自由ノ民ハ、必ズ社會ヲ團結シ、以テ生活スルノミナラス、特ニ毎常主權ノ干渉、即統治ノ權ヲ戴カサルハナク、人類ハ何レノ時世ヲ問ハス、此ノ如キ生活狀態ヲ免レサル者ナルヘシ。蓋シ此人類社會ノ特殊ナル狀態ハ、其本源試考ニ出テタル結果ニアラス。（各自ノ便利ヲ圖リ、又ハ治亂盛衰ノ經驗ニヨリテ利害ヲ豫知シ、其宜ヲ採擇シ、人爲ニ成レル者ニアラサルヲ云フ）所謂生理的動機ニ出ルモノニシテ、猶ホ社會ノ團結ニ於ケルカ如ク、各人ノ肉血ト共ニ、一團ノ天賦ナルカ故ニ、苟モ人類ノ生存繼續スルノ間（復タ他ノ偏辯ナル理論ノ爲メニ誤マラルルニ非サレハ）此狀態ヲ恆存スルコト確然タリ。

かくの如き社會觀乃至國家觀を抱ける著者が、國家の機能を論ずるに當つて、衞生即ち「生理的圓滿ヲ享有スルノ方法」を中心として考察するのみならず、進んでは國家を以て、「衞生的團體」に外ならずとなすのは、當然の結論と言はねばならぬ。

惟フニ國家ハ、其至尊ナル生活分子、即人類ヨリ成レル衞生的團體ニ外ナラス。今國家ナル衞生的團體ノ機能ヲ

以テ、一ノ地球ニ譬フレハ、其中心軸ハ衛生ニシテ、其一極ハ生理的動機ナリ。其他極ハ生理的圓滿ナリ。而シテ一半球ハ平時衛生法ニシテ、他半球ハ非常衛生法ナリト假想シテ可ナリ。左ノ系譜ハ、容易ニ其意ヲ知ラシムルニ便スル者ナリ。

生理的動機
- 平常衛生
  - 衛生私法
    - 直接衛生私法
    - 間接衛生私法
  - 衛生公法
    - 直接衛生公法
    - 間接衛生公法
- 非常衛生
  - 衛生私法
    - 直接衛生私法
    - 間接衛生私法
  - 衛生公法
    - 直接衛生公法
    - 間接衛生公法

生理的圓滿

四、固有衛生の地位

さらに進んで著者は說いて言ふ。

抑國家職務ノ目的ハ如何ト云フ問題ニ關シテハ、各國碩學討議ヲ悉シ、其目的ハ、德義ノ實行シ、國民安寧幸福ヲ進メ、及權利秩序ヲ保護スルニ在リト云フニ至レリ。然レトモ、此問題ヲ尚一層精密ニ分析シテ、國家ノ組織ハ人類ノ如何ナル動機ニ發シ、且何等ノ目的ニ在ルカヲ推究シタルノ後、此問題ニ答テ、國家ノ組織ハ人類ノ生

理的動機ニ發シテ、其目的ハ生理的圓滿ヲ享有セントスルニ在リト云ハハ、其答辭更ニ簡明ニシテ、精確ナルヘシ。何トナレハ、德義ヲ實行スルモ、畢竟生理的圓滿ヲ得ンカ爲メナリ。國民ノ安寧幸福ヲ進ムルモ、又權利秩序ヲ保護スルモ、皆然ルヲ以テナリ。

かくの如き見地に立つとき、「國務卽廣義衞生」といふ著者の見解は、當然と言はねばならぬ。而して彼は、この國務を、前掲の系譜に示す如く、平常衞生と非常衞生の二つに分つた。平時においては、傳染病毒などには接近しないことが、衞生の道であることは言ふまでもないが、「萬一不幸ニシテ傳染病ノ發スルニ方テハ、勇進敢爲、消毒撲滅ト看護醫療トニ力ヲ盡ス」のが、直接非常衞生である。これを個人をして行はしむれば衞生私法であり、職權上より行へば衞生公法となる。間接衞生卽ち廣義の衞生もこれと同然であつて、「殺身以成仁」が、間接非常衞生私法たるが如く、戰時に於ける軍人軍屬の忠死は、間接非常衞生公法に屬する。

かくの如く、著者は衞生を平常と非常の二つに大別してゐるが、この縱の分類よりも重要なのは、橫の分類、卽ち間接衞生と直接衞生との二大別である。間接衞生公法といふのは、「其意味極メテ廣シ。故ニ廣義（又ハ汎意）衞生公法トイフ。政府ノ立法、行政等之ニ屬ス。卽上下院、內外務、農商務、教育、司法、兵事等ヲ包含」する。之れに反して「固有衞生制度ナル者ハ、行政ノ一分支ニ位シテ、直接ニ人民ノ生理的圓滿ヲ保護催進スルニ在リ、其目的ヲ實行スルニハ、殊ニ醫學的、萬有學的ノ學術ヲ要スル」ものである。卽ち、世上一般に「衞生」と稱せられるのは、この狹義の直接衞生法であるが、これと並べて、まづ廣義の間接衞生法を說いたのは、以て一般國務と固有衞生との密接不可分の關係を明かにするとともに、すべての國務は、衞生原理に從つてなされねばならぬといふ、彼獨自の政治

觀、國家觀を開陳したものに外ならぬ。

「國家衞生原理」の後半は、この「固有衞生制度」を說くに用ゐられてゐる。そして或は衞生制度の機關構成を論じ、或は衞生檢閲及び其の施行を述べ、また衞生法施行の困難を說きたる後、衞生制度と理財の關係に及んでゐる。卽ちウヰルヤム・ファルの「生命統計學」を引用して、「人口の經濟的價値」を論じ、「身體健康 (Leibliche Gesundheit) ヲ保護催進スーべき衞生法が、如何に國家の經濟的發達に、重大なる關係を有するかを明かにすると共に、古來人類が、その健康を得んがために、一種の衞生費用として、如何に多額の費用を費し來つたかを、彼獨自の方法を以て算出せんと企ててゐる。

一體「今日ノ衞生法ハ昔日ノ息災延命、子孫繁昌、天下泰平、國運長久法ヨリ進化シ來ルモノナリ」といふのが、彼の衞生進化論の骨子であるが、試みに日本全國の神社、佛閣、神官、僧侶の數に就いて、國民がおよそ幾何の經費を支出したらうかといふに、彼はそれを年額殆ど五千萬圓に下らざりしなるべしと算定した。しかも「當時神佛ノ力ハ、道德心ヲ厚カラシムル爲ニモ、缺クヘカラサリシナランカナレトモ、專ラ祈念的、卽チ唯心的衞生ノ時代ナレハ、息災延命、子孫繁昌、天下泰平、國運長久ノ爲メニ、各個人カ支出シタリト謂フコトハ、疑フヘクモアラス」との見解から、その半額、卽ち二千五百萬圓は當時の衞生費であつたと言ひうるとなしてゐる。

そのほか陰陽師、家相、人相、禁厭に費やすところの金額も、年に七萬七千四百圓を下らざるべく、賣藥に至つては、當時富山縣の賣藥の賣上高だけでも、百數十萬圓を下らなかつた。これに、醫師、藥舖、産婆に費やす個人の衞生費支出、大約五百三十六萬三千八百四十四圓を加ふれば、たとへその計數は不正確であつても、國民が個人として

を指する衛生費は、案外の巨額にも上るといふ結論に達することができる。

然るに最初に立還り、翻つて人類が萬物の長として、地球上動物界に覇を稱する所以が、その生理的體形のなかに、第一、第二の優秀的諸性を有し、社會及び國家を建設することによつて、衛生的價値を高むる點にあることに鑑みれば、これら巨額の個人衛生費の幾分を割いて、國家又は自治體の公衆衛生をも充實することは、極めて必要な策たる確信なることを發見するであらう。

國家ノ衛生費ヲ増スト共ニ、國ヲ疾病ノ負擔ヨリ免レシムルノ策、即チ之レ實ニ國民經濟上、第一個人ノ支出ヲ減少シ、家ニ於テハ之ヲ、衛生費ノ至當ナル所以ヲ了解セシメ、又行政者ヲシテ利ヲ擴大ナラシムル所ト爲シテ、之ヲ喚起スルハ、公衆衛生ノ支出増加ニハ、一個人疾病ノ支出及損耗ヲ減少スルモノニシテ、財政上衛生費總額ノ増加スルニモ拘ハラズ、國民各自ノ支出ニ於ケル負擔ハ、之ガ爲メニ増加ヲ見ザルナリ。此點ニ就テハ、統計學ニ於テ、公衆衛生費ノ増加ニ反シテ、各個人ノ疾病及死亡ノ減少ヲ來スコトヲ以テ明ナリ。

以上述べ來つたところが、「國家衛生原理」に現はれたる思想の大綱で、それ内容の終了である。そして最後に、次の言葉を以て終つてゐる。

余ニ又病ノ國ニ生レタカラ、吾ラ疾苦ノ生活境遇ヲ盡ムルヲ得国ニシテ、其生理的衛生ヲ享有シ得ナカモノ、猶ホ遠域ノ壁ヲ抱イテ、自ラ燕石視スルカコトシ。故ニ之ヲ智者ト謂フヘケンヤ。余ハ地圖ヲ閲シテ、我カ郷土ノ小ナルヲ察シ、世界萬國ノ面積上ノ優劣ヲ占ムルヲ見ヒ、目前ヲ我カ國民ノ生理的衛生ノ上ニ、吾我カ帝國ノ生理的衛生ノ上ニ、其優ヲ爭フマテノ域ヲ開キシコトトテ希望スルモノナリ。余ハ衛生ノ進歩發達ノ為二一ニ期待



新婚當時の伯夫妻

（明治十六年九月撮影）

スルヲ得ハ、誠ニ本懐ナリ。

第三節　結婚及び家庭生活

一、結　婚

明治十六年九月、伯は安場保和の二女カツ（後に和子に作る。）と結婚した。内務省御用掛を拝命してから丁度一箇月、時に伯は二十七歳で、新夫人は十八歳（慶應二年三月二十五日生）であつた。

夫人の父安場保和と伯との關係は、遠く彼の少年時代にまで遡る。そのころ、前途有望なる少年新平を發見して、これを阿川光裕に托したのは、膽澤縣大參事たりし安場保和であつた、ついで少年新平の福島、須賀川遊學時代にも、安場は縣令として福島に在つた。明治七年十一月、酒に醉つて落馬し、足を挫いた安場縣令を、須賀川病院へ迎へたのは、後藤新平であつた。

しかし兩者の關係を、さらに密接ならしめたのは、名古屋時代であつた。安場は明治八年十二月から、十三年三月まで、愛知縣令をしてゐたが、それは丁度後藤新平が、同じ名古屋で若き名醫として、羽振りを利かせてゐた時代であつた。

安場の實姉で、熊本の山口吾三に嫁してゐる人があつた。その姉は病身で、始終後藤の診察を受けてゐた。こんな

關係から、後藤と安場とは、一層懇意になつた。山口吾三も、後藤贔屓の一人で、何時も、

『後藤といふ男は、今に偉くなるぞ。』

と言つてゐた。

安場の母の久子は、後にも述べる通り、負けじ魂の氣丈な人で、氣性も男のやうにサバ〳〵した人であつた。この久子刀自が、後藤を自分の子のやうに可愛がり、後藤もまた心置きなく話してゆくのが常であつた。

しかし名古屋時代には、まだ結婚といふやうな話は少しもなかつた。

明治十三年、安場が元老院に轉任になつた時、或る人から男帶の贈物があつたので、安場は、

『これは後藤さんに差上げるがよい。』

といふので、後藤に贈つたことがあつた。すると名古屋では直ぐに、これは結婚の先觸れだらうといふ評判がたつた。しかし事實結婚の話なんか、ちつともなかつた。和子は當時まだ十五歳であつた。

さうして明治十六年、彼が内務省衞生局に轉じてから後、はじめて後藤と和子との縁談が始まつたのである。

むしろこの當時、問題となつたのは、他の女との結婚問題であつた。明治十五年十月十一日の母及び姉に宛てたる書信の一節に曰く、

私妻之義于今未定

（阿川）

元四千石、山住家の娘、十五年

（横井）　東京女子師範學校卒業生、三百石、士族酒井娘、廿一年

（阿川）　參河國碧海郡醫宇都野（一萬五千圓位ノ身分）娘十八年

參河國醫近藤（五萬圓位ノ身分）娘再緣先夫病死廿二年

右之通、阿川横井兩先生より御聞合被下候得共、其他數々有之、アレコレとて定り不申、阿川横井兩先生へ打任せ置申候。御安心可被成下候。其都合により候而は、來月初旬に極り申候哉も難計候ゆへ、東京表へ同行仕可申かとも存居候。

しかし名古屋に於いては、とう〳〵緣談が決定するには至らなかつた。

その前、和子の結婚ついては、佛國留學から歸朝したばかりの、吉田といふ人との間に話があつた。ついで、後の大阪毎日新聞、東京日日新聞社長本山彥一との話が起つた。當時本山は、神戸で縣廳の屬官をしてゐたが、同僚の關係から奔走するものがあり、父の保和も賛成で、日を期して芝浦の海水浴で話し合はうといふところまで進んだ。

ところが、その時本山の言ふには、

『この度私は、大隈さんの改進黨組織について、斷然官を辭し、野に下つて大いに活動するつもりです。』

といふことであつた。安場はそれには不賛成で、官に留まることを勸めたが、本山は肯かなかつた。そのため本山との緣談は、本山の身分がきまるまでといふことで、無期延期になつた。

後藤との緣談が始まつたのは、その後のことである。
そのころ和子の叔父の山口吾三は、名古屋に住んでゐたが、上京すると何時も、後藤のことを褒めていつた。それに雙手を擧げて贊成したのは、祖母の久子であつた。ところが當の本人は最初は、
『肺病だといふことだから、どうだらう。』
と、餘り進まぬやうであつたが、結局山口叔父の奔走によつて、緣談は成立し、正式の媒妁には野田豁通が立つて、ここに目出度く結婚式を擧げることになつたのである。

二、安場保和

かうして彼が、安場保和と岳舅の關係を結ぶやうになつたことは、彼の生涯における大きな事件の一つであつた。何となれば安場保和こそは、彼が心から推服してゐた少數の人の一人であり、從つて、人間としての、また政治家としての、後藤新平に大きな影響を與へた人であつたからである。
安場保和は天保六年、熊本に生れた。家は細川家の家臣で、二百五十石の扶持を戴いてゐた。
彼は十九歲の時に父を失ひ、以來母久子の手で育てられたが、久子は負けじ魂の勝れた、むしろ女傑の風格ある人であつた。後年、安場の邸を訪ねた大久保利通も、
『久子刀自は實にただならぬ御容貌の御方であると見受けました。』
と語つたほどであつた。

少年時代の彼は、極めて無器用であつた。そのころの少年が好んでやつた、地面に棒切れを打ち込んで、取り合ひをする「印地打」といふ遊戯があつたが、彼は幾ら薪を削つて作つても、みんな敗けて取られてしまつた。ただ木に登ることだけは上手であつた。彼は大木に登つては獨りで得意になつてゐた。

『彼奴はきつと偉物になるぞ。』

と言ふ人もあつた。

彼ははじめ自修館といふ藩校に通つてゐたが、間もなく横井小楠の塾に轉じた。

當時の熊本藩は、「學校連」と「小楠派」の二つに分れて、事毎に抗爭してゐた。從つて親戚の間でも少年保和を小楠の塾に入れることに、極力反對するものが多かつたが、母の久子は、敢然反對を押しきつて、彼を小楠の塾に通はせた。「學校連」の「小楠派」に對する反感は、ますく熾烈となつて、門下生たる安場の身邊までも危くなつた。しかし母の刀自は、泰然として騒がす、砂で目つぶしを作つて學校連の襲撃に備へた。

彼は小楠門下の第一人者と稱せられた。小楠もまた深く彼を愛し、彼の薫陶に心を用ゐた。小楠が松平春嶽侯に聘せらるるや、安場もまた小楠に伴はれて、越前に赴いた。安場と橋本左内との交友は、この時に始まるのであつて、後年彼が深酒に祟られて心臟を冒された時、左内の弟橋本綱常の懇切なる診療を受けるやうになつた因縁も、またこの時にある。

越前からの歸途、京都の旅宿において、小楠が刺客に襲はれた時、彼も亦小楠先生と共に、階段の側から逃れて、危く生命を助かつた

やがて王政維新、回天の偉業成るや、彼は柳原卿に隨つて東京に出で、都督府出仕となつた。そして上總の大多喜城を受取りに出かけたり、甲斐の騷動鎭壓に行つたりした。當時すでに三十四歳の男盛りになつてゐた。

保和は淸廉潔白、斗酒なほ辭せず、いかにも明治維新の豪傑といふ風格を具へた人であつた。酒は興來れば、盃洗で飮むといふ酒豪であつたが、十九歳の時からどんなに夜遲く歸つても、母久子の枕許で酒を飮み、母にも盃を獻じ、然る後にやすむといふ習慣であつた。

そして非常な大聲で、盛んに時事を談じ、當世を慷慨するのが常であつた。

明治二年、膽澤縣大參事に任ぜられ、ついで熊本藩に轉じたが、かねて保和の大聲を知つてゐた藩主細川侯は、評議があると、

『おい、安場參事は、成るべく隅の方に席をとつてくれ、喧しいから。』

と言つた。當時すでに彼は、洋服を著用して出勤するので、神風連から睨まれて、身邊は絕えず危險であつた。

明治四年六月彼は大久保甲東の諮問を受けて、侍講として元田永孚を勸めた。同年七月、大藏大丞に任ぜられ、十月には租稅權頭となつたが、翌十一月十二日には、岩倉大使の歐米派遣に隨行して、渡米することになつた。生來語學が嫌ひであつた彼は、しきりに洋行を厭がつたが、岩倉、大久保兩巨頭の極力のすすめによつて、漸々出かけたのであつた。しかし桑港に上陸し、次の驛に著いた頃には、もう我慢ができぬから、歸國すると言ひ出した。そこで岩倉公も止むなく、

『日本に歸つて、地方官をやる氣なら、歸國してもよろしい。』

と、地方官就任を條件として、歸國を許してくれた。そして直ちに歸國の途に就き、明治五年五月、東京に著くや、次の辭表を呈して租稅權頭を辭した（明治五年五月二十五日）のは、そのためであつた。

謹奉上言候。臣保和客歲歐米各國大使隨行ノ重命ヲ辱シ、感佩之至、敢テ卑陋ヲ忘レ、奮然渡航、黽勉從事、聊カ朝旨ノ盛ナルニ報セント欲ス。然ルニ臣固ヨリ各國ノ文字ニ暗ク、言語ニ不慣、夙夜質問究索ノ際ニ臨ミ、殆ト啞聾ノ態ニ不異、方法事理ヲ究ムルニ由ナク、眞ニ其事ニ不堪、其職ヲ汚スヲ知レリ。不佞ノ罪深シト雖モ、亦愚衷ノ止ム事ヲ得サルニ出、敢テ情由ヲ大使ニ歎訴シ、歸朝仕候。嚴命ヲ恭シク以ルニ、稅則ノ釐齊スルハ、方今ノ急務ニシテ、邦家ノ隆替ニ關リ、斯民ノ休戚ニ係ル、豈臣保和輩ノ其職ニ任ユル所ナランヤ。宜ク更ニ各國ノ制度事情ヲ詳ニシ、其任ニ堪ユルノ才ヲ御精選被爲在度、伏願クハ速ニ臣カ官職ヲ免除シ、臣ノシテ愚分ノ守ラシメヨ。臣誠惶昧死奉懇願。謹表。

この辭表は直ちに聽許され、彼は約束通り地方官に廻された。任地は福島縣であつた。

安場の趣味は、酒と、大聲で議論することと、それから乘馬であつた。彼は福島縣令となると、直ぐに西洋種の馬を買入れて、馬匹の改良を計つた。今でも福島縣は馬の名産地の一つである。その西洋種の馬を買入れたとき、彼は得意で裸馬を乘り廻してゐたが、その時居合せたものが、

『も一度乘つて見せて下さい。』

と言ふので、更に乘り廻さうとした、途端に落馬し、足の關節を挫折した。當時醫學校の一生徒であつた伯が、傷ける豪傑縣令を、須賀川病院に迎へたのは、この時である。半年の後、上京して、外人醫の診察を受けた時には、も

う脱臼の個所にそのまま肉がついてゐたので、これがため彼は、生涯の跛者になつてしまつた。しかし激しい氣象の彼は、

『これぐらゐのことで、退職してはいけない!』

と、跛足の脚をひきずりながら、その後も地方官生活を續けた。

福島縣令時代、郡山に開墾事業を起した。專ら現場で働いたのは、中條典事であつたが、伯が少年時代、その開墾場を訪ねて、世話になつたことがあることは、前に述べた通りである。

當時福島縣飯坂附近の或る村と村との間の斷崖に吊橋を架設して、交通の便をはからうといふ計畫があつた。この時、一方の村からは、七十二歳の老人が五十圓、他方の村からは按摩が五十圓の基金を出して、橋梁の架設を陳情して來た。安場縣令は大いに感激して、直ちに豫算一千圓を以て吊橋を架設した。現在遺つてゐるのは、勿論、その後架け替へられたものであるが、村の人達は今に至るまで、彼の德を追慕してゐる。

養蠶事業の機械化を計畫し、わざ〳〵群馬縣高崎方面に人を派して研究せしめ、いはゆる「機械で紡ぐ蠶絲」の工場を設備させたのも、安場縣令であつた。福島縣は今に至るも、日本有數の養蠶地である。

福島縣令から愛知縣令に轉じたのは、明治八年(十二月二十八日任命さる)であつた。赴任して、第一に氣のついたことは、名古屋城に金の鯱がないことであつた。新縣令は直ぐに、金の鯱を天守閣にあげさせた。

『自分が赴任した處には、何か一つきつと土産を遺しておく。』

彼は始終さう言つてゐた。

明治十三年三月、元老院議官に任ぜられ、十四年には、參事院議官となつた。二女和子と後藤新平との結婚が成立したのは、この參事院議官時代である。西德二郎と一緒に、千島列島の視察に出かけ、アイヌを占守島に移住させたのも、この頃である。これは彼の好んで語る話柄の一つであつた。

明治十九年、福岡縣令に赴任したのは、時の內務大臣、山縣有朋の懇請によるものであつた。それは二月であつたが、七月には官制が改革されて、福岡縣知事と變つた。

『福岡といふところは、玄洋社一派の本據で、なか／＼治めるのに骨が折れる。一つ是非出かけて貰ひたい。』

といふ內相の懇請によつて福岡縣に赴任した彼は、直ぐに玄洋社の頭目、頭山滿と交際を始めた。頭山もまた常に安場縣令を訪ねた。かうして兩豪傑の交誼により、これまでの難點であつた縣當局と玄洋社との葛藤も無くなり、縣治頗る圓滑に行はれた。

かくして福岡縣知事時代は、七年の長きに亙り、名知事の名が高かつたが、當時の彼は殆ど全く酒浸りであつた。それを世人は「安場の德利政策」と言つてゐたが、英彥山の奉幣使に出かけて、歸來到頭倒れてしまつた。前述の橋本綱常の診察を受けたのは、その病後である。病症は心臟病から動脈瘤に罹つてゐたのである。

『これは不可ん、絕對に酒を飮んではならん。』

と、橋本に嚴しく言はれて、二週間ばかりは禁酒を守つてゐたが、そのうち葡萄酒をチビ／＼やるやうになり、更に日本酒に轉じ、何時の間にやら、また元の深酒にかへつて、つひに流石の豪傑も、酒で生命をとられることになつたのである。

明治二十五年七月、彼は愛知縣知事に轉任せられたが、松方首相の政策に反對して、直ちにこれを辭したのみならず、高島鞆之助、樺山資紀を動かして、內閣を去らしめ、遂に松方內閣瓦解の因を作つた。ついで、勅選議員となり、二十九年、男爵を授けられ、三十年九月、北海道廳長官に就任したが、翌三十一年七月これを辭した。これは彼が、隈・板內閣の首相大隈重信と、政治上の意見が合はなかつたためである。

彼は少壯時代、藩用で鹿兒島に赴き、その頃から西鄕、大久保などとの交友は始まつた。特に大久保は、常に彼を庇護し、引立ててゐた人であつた。また岩倉とも善かつたが、佐賀出身の大隈とはどうしても合はなかつた。さうしてその時、北海道廳長官を辭したのが、彼の政治的生涯の終りであつた。

その頃から彼の宿痾は、次第に惡化しつつあつた。翌明治三十二年には、心臟病と腎臟病とを併發し、加ふるに喘息の氣味さへあつて、赤十字病院に入院して加療したが、遂に再び起たず、五月二十三日長逝した。享年六十五歲。

その時後藤新平は、すでに臺灣民政長官として、新領土に赴任してゐた。

三、新婚の日

新平と和子の新夫婦は、はじめ暫く番町の借家に住んでゐたが、間もなく芝區城山町に移り、それから麻布の材木町に引越した。

材木町の家といふのは、安場が愛知縣令時代に建てた家で、階下が十疊、八疊二つ、六疊、四疊、二階が十疊と八疊で、凹字形になつてゐた。そのうち表の部分を後藤の新家庭が占領し、臺所は二つに分割して、安場家と後藤家と

で使つてゐたのである。

それは極めて平和で、羨ましいほど仲のいい新婚生活であつた。歳は九歳ちがひであつたが、夫は現世のあらゆる辛苦を嘗めつくした二十八歳の壯年であり、妻は愛らしい邪氣のない、十九歳の花嫁であつた。新婚當時の伯は、新夫人に對して、大變に親切な夫であつた。自分で風呂加減を見てやるといつた調子で、何もかも行屆いてゐた。

夫人もまたお人形さんのやうに温和しく素直であつた。右と言へば右、左と言へば左、何でも夫のする通りに眞似、夫の言ふままになつた。ひとり夫を理解するのみならず、夫のなすが如き修養を、自らも行つて、夫と一心同體たらんと努めた。さうして和子夫人は、自らは、成るべく社會の表面に出ないやうにと努めてゐたけれども、伯をして、縱横にその才幹を發揮せしめたる內助の功は大きかつた。

『一家の主婦が、偉いとか何とか、世間に名前が知られるやうになつた時は、その家庭に不幸があるといふしるしです。』

それが和子夫人一生の信條であつた。飽くまでも「內助」のうちに、婦人の使命を見出さうとする、典型的に東洋的な夫人であつた。

かうして樂しくも平和な結婚生活は流れていつた。

ただ一つ、不足と言へば、結婚後五、六年經つても、まだ子供ができないことであつた。この點、伯は別に無頓着であつたが、和子夫人は始終それを氣に病んでゐた。

そのうちに、後藤の名古屋時代の隱し子を、養女にしてはどうかといふ話がもち上つた。和子夫人が快くそれに賛

成したので、話は順調に進んだ。この養女が、後に醫學博士佐野彪太夫人となつた靜子である。靜子はこの時、七歳であつた。

和子夫人は、この養女を、實子も及ばぬほどに愛した。靜子も、癇癪持の、時々恐ろしい勢ひで怒鳴りつける父親よりも、優しい母親の方へよくなづいた。

安場保和と後藤との間も、頗る圓滑であつた。少壯にしていまだ氣鋭なりし後藤は、この豪傑肌の、岳父が好きであつた。兩人はよく杯盤を挾んで、快談する夜も多かつた。議論が熱してくると、隣室の人には、喧嘩ではないかと思はれるほどの大聲で、怒鳴り合つた。しかし喧嘩ではなかつた。それが保和の癖であつた。むしろ保和の趣味だつたのだ。

後藤は何か事があると、直ぐに岳父のところに驅けつけて、相談してゐた。彼が生涯のうちに、眞實に心から相談するといふ人は、安場一人であつたかも知れない。彼は何時でも言つてゐた。

『安場のお父樣は、非常に立派な人であつたけれども、參謀に人がなかつたため、あれ位でお終ひになつた。もしいい參謀がついてゐたらば、もつと大きな仕事ができただらう。』

その心は、自ら安場の良參謀として、岳父を思ふ存分活躍させると共に、自分も政治的に羽翼を張りたいといふ氣持であつた。それほど彼は、安場に打ち込んでゐた。が、結局それは年を藉さなかつた。後藤自らが、參謀をやれる頃には、安場はすでに病を得て、間もなく幽明境を異にしたのである。

一方安場家の方においても、何かと言へば後藤を賴りにする風があつた。保和の長女友子に迎へた養嗣子末喜(すゑひろ)は、

大悟物に動ぜざる大人の風はあつたが、やや粗笨の譏りを免れなかつた。そのために、酒ばかり飲んだくれの、仕様のない人間と思はれてゐた。從つて、孫達までが、安場の賴りになるのは、後藤の叔父さんといふやうな印象を頭に刻みこまれた。後藤は何くれとなく、安場家の相談相手になつてゐた。

かうして後藤と安場の兩家は、互に賴りつ賴られつ、その間の關係はます／＼密接になつた。他方、後藤の家庭生活も、純眞な和子夫人の獻身的奉仕によつていと和やかに續けられた。

そして早くも、六年の歲月が流れた。おそらく和子夫人にとつては、生涯のうち、最も幸福な六年であつたかも知れない。

然るに明治二十三年四月、後藤の洋行を期として、この幸福なりし家庭生活に、一つの波瀾が起ることとなつた。

四、留學中の文通

伯が獨逸國留學を許されたのは、明治二十三年三月十八日、いよ／＼横濱港を解纜したのは、四月五日であつた。しかし留學とはいふものの、在官のままの自費留學であつて、內閣からはただ、一時金一千圓を給與されたに過ぎなかつた。左の內閣の認可書の示す通りである。

學術研究ノ爲メ、自費ヲ以テ、三箇年間獨逸國ヘ留學出願ニ付、衞生ニ關スル諸件調査ノコトヲ命シ、一時金千圓ヲ給與シ、在官ノ儘留學ノ儀、內務大臣請議ノ通認可ス。

そのため彼並びに彼の家族は、留學中の彼の費用と、留守宅の生活費とについて、一方ならぬ苦心を拂はねばなら

なかつた。

當時彼の年俸は千六、七百圓であつた。そのうち毎月二十圓を、弟彦七の學費として渡し、殘り百十圓乃至百二十圓を正金銀行の爲替にして獨逸に送り、彼の留學費に充てることになつた。從つて彼の一家、すなはち和子夫人並びに母堂利惠は、當時縣知事として福岡に在つた安場家の世話になることになつた。

留學二年有餘の間、伯と夫人との間に交換された書信は、伯からの分が二通、夫人からの分が三通遺つてゐる。伯よりの分一通は、三月十五日附、（恐らく明治二十四年と思はれる。）遙かに故國にある妻を偲んで、自家の抱負を述べたものである。

——此頃シルレルの『ウヰルヘルム・テル』といふ有名の作を見たり。スタツフフアツフと申す夫とゲルトルートといふ婦あり。其婦よく夫の辛苦を助け、其生れ有名政治家の娘なり。一日夫大に苦辛して其理を告げず。婦曰く、我半身よ、などて此半身に感覺通ぜざるに至りたるかと問ひし處に至り、轉た御身の事に感は廻り候。（中略）嗚呼ゲルトルート夫人よ、和子夫人よと心に呼んで、答のあるかと存候。只見る御身の筆にあらはるゝ其眞心の答書の中、自助の精神しか〳〵と讀むうれしさは申すまでもなし、嗚呼我が半身よ、如何に思ひ給ふらん。斯く時勢の切迫し來らんには、斷然一大運動を助け起さんといふ程の信は我に持ち給はぬか。自分既に心を決したり。斯く Hectography にものして、長與及石黑二君に送りたり。事の叶はぬは必然なり。辭職の曉にさりとて國會議員のツイ〳〵に飛入らんにはあらず。我道に得て人に施し、天爵と財寶とにて自他の幸福を全うせんとするなり。——

いま一通は九月十九日附、福岡に在つて、家庭内の煩瑣に悩まさるる妻を慰めると共に、「心濶く體胖かなる」自由の理想を高唱して、伯一流の人生觀を吐露したものである。

――御身生來今日は初而の當局につき、此等の煩雜に處し候事隨分困惑と存候。乍去船路と生活とは同じ事にて、凌ぎつけ候後には、前の難を語り候事の面白さよと勇氣を鼓して進むべし。小生は艱難に處し候は、將來の藥素と覺え候。世の中には、あてにならぬ政府をあてに、浪費の後敗を取り候例なきにあらず。左候はゝ小生一身は兎も角、一家の爲めにも不幸無此上候。隨分堅固に進み候はゞ、家にも國にも眞正の御爲めと申事も出來可申身分と、自分には信じ居り、賴みきりの一體に候。其半體たる御身も、此際奮勵大切に候。此秘訣決して青表紙の中に無之候なり。勿論何程節儉候ても、積み得候金高は知れたるもの、又浮雲の富大なるも散じ易く、是は平生小生が申居候通りの事にて、古今例不少候。乍去有爲の人物、僅少之金錢不足より、或は膝を屈し候事度々有之候、一切御互に此累厄を離れて生活致候針路に向ひ候はゞ、襤褸も粗餐も矮屋も無量の樂に有之候て、一生は只ラチース中逍遙可致候。此味は多くの人知れるやうにて、眞に知る人少なし。況んや夫妻快然として此間に處し候ものは、如何にも少なき事に覺え候。（中略）洋行生は歸朝俄かに洋風に模せんとて、其財資にとぼしく、[illegible]の勢益甚しく、遂に不平の種となり候ものあり。偶ゝ時を得候人も一時の事、失敗の節は斷然冠を掛けんと致候ても、家人は依然官吏の妻として贅澤候事を諦め兼候より、外の不如意より内の不如意にて、困却候者不少候。此邊心得方御互に大切也。殊に西洋にて婦人の心得一方にはよろしき事もあれど、此邊の心得は短處に屬し居り申候。夫故自殺（中野梧一の如き）不少候。心濶く體胖かなる處、是自由の郷土にて、御互の住居すべき郷土に候

ンクリン氏『自由之所棲是我郷土』と申候事は名高き諺にて、内外人承知致居候へども、今日自由主義なぞ申候連中には、眞に何處に自由の郷土有之候哉。相明らめ候もの少なかるべく、西洋も今日の勢にては、決して心潤體胖と申す眞正自由の郷土を得候事六ヶ敷、其中に之を知り得候ものは、人の貴賤類多き中に稀なるべくと思ひ候。併し西洋に参り候て、仙人に相成候譯に無之、よく／＼御熟讀下され度候。東西人の得兼候自由之郷土に生活候手段、此中に可有之歟。――

これに對して、夫人より伯への書信は、何れも年次不明であるが、或は異郷に在る夫を思ふ情緒纏綿、或は家事の近況に寄せて自らの覺悟を述べたるなど、寧ろ可憐なるものがある。

十月十五日附の御書難有拜見いたし候。近來は御不健康の御便りのミにて、御案し申上候處、此御快報ニ接し初て愁眉を開き申候。仰の通り、縣下も一時流行病の問屋の姿にて、皆々一意攝生ニ注意致候處、幸ニ兩家とも何の障りもなく、益健全ニ暮居候間、御安神願上候。母上様にも、東京水澤行ハ一先御中止遊され候間、御安神願上候。御姉様も先便申上候件にて御歸省中ニ候。金三百圓ハ確ニ鈴木より受取、御姉様へ御渡し申候。御叔母様御文、先便ニ入落し、此度差出し申候。遠引の段單に御免るし願候。昨日と過今日と暮して飛井〔ママ〕川、流れて早き月日なりけり。思ひ出れハ、當春佛船甲板上にて、無言ニ御別袖申候は、昨日今日の如くなるも、はや九ヶ月、早きの上にも猶早かれかしと、常には思ひ候身にも、此年も餘すハ一日二日と思へバ、光陰を惜しむの情免れかたく候、豈〔ママ〕て二年有餘の短歳月の中ニ、複雑なる有形無形の顯象を御講究被遊候御事にし阿れバ、御心の忙しさ如何ならん。先回の御書信にハ、處世の御方針ニ就、剴切なる御意見と理想との御高說、縷々御示しニ預り、現

り御對話申上候心地にて、御嬉敷拜讀致候。失禮ながら御渡航前ニ比し、一層御著眼の高きと、御精神の強固なる覺候。一ゝ敬服致候。中ニも自由郷土云々、實ニ御同感にて、榮枯盛衰定めなき世の常習心に安ん（後半缺く）

次の一通は、年初にあたり、夫人より伯に近況を報じたものである。

あら玉の御壽千里も同し御事に祝納候。先以益御機嫌よく、御重歳被遊候御事と、萬ゝ御目出度存上候。次ニ此方にても、母上樣御初め、兩家一同無事越年致候間、乍憚御休神願上候。左候へハ、年ゝ歳ゝ相似たる新年の光景も、今としハ花の都にて初ての御迎年、如何斗御珍しく御感し遊るへく、且諸方へ散亂致居候人ゝも定めて集り候事なれハ、御賑ゝ敷數日間御暮し遊し候御事とお察し申上候。此方にても屠蘇雜子雜煮等、例年ニ變りなく候へとも、何となく物たらぬこゝちにて、いと／＼淋敷年を迎へ候。然し大晦日の晩より富澤君來臨、五日迄滯留、幾分母上樣御まきれにも相成候。安場方にてハ、一昨年ニ反し、父健康ニ候間、賀客も多く候へとも、亭主素面故、新陳代謝、大醉亂ニ及ぶ者絶て無之、先ゝ目出度新年と一同悅び居候。先ハ年甫の御祝儀迄、餘ハ春永く申上參らせ候。萬ゝめて度申上候。

一月卅日　　和

新平樣御許へ

最後の一通は、同じく夫人より伯へ、近況を報じて甚だ具體的であり、留守宅の生活の有樣を知るに、好個の資料である。

一金三百圓、遠藤の方都合惡しく、御素志通り、阿倍泰三郎方へ御預け相成候との事にて、佐藤虎之亟、阿倍泰

三兩名の保證にて、確實なる預金證書、私手許へ御姉様より御送附相成候間、此段御安神願上候。安場家よりも、御姉様御名前にて、二百圓丈同人へ托し申候。安場家にても、昨年ハ病人なしにて悦び居候處、去十日、父第一番に當時大流行のインフレンザに侵され、十三日より母姉、同日より就床、和氣保健も同様にて、下女も五名追追感染、一時ハ上下十人の病人、臨時下女雇入候等大混雑、私も母病ひ附候日より、宿込看護食事の世話等にて、寸暇無之、昨春繁忙にも優り候。無病の者にても、此度ハ往々餘症を誘起致候との事なれハ、御承知通りの父の病體、皆々薄氷を踏の恐致候處、幸にして本病には少しも障り無之、順次快復、廿八日にハ一同床上け致候間、御安神願上候。祖母ハ近來大元氣にて、此度ハ大仕合ニ御座候。右之次第ニて、新年の御祝儀も大遠引ニ相成、單に御免るし願上候。私事近來增健康にて氣分も隨て快活に候間、是又御休意願上候。御申付の通り、十分戸外の散歩試候積にても、毎日と申事ハ中々出來かたく、よし出來ると致し候ても、十町廿町步行候ても、左程の効能無之、夫よりも下女を廢し、自炊致候方優ニ運動ニ相成可申と相考、下女ニ暇を遣し候。安場母姉等ハ、母上樣にも御不自（マヽ、由脱）ニもあり、自身も寒さ折から、瘦我慢ハ却て身體を害し、旁思止り候樣申聞候へども、下女を殘し毎日私外出候よりも、私御一所に居候、御心ニもかなひ、東京にて三人下女遣候と、當時の暮にて一人遣候と同し御事にて、私知らず／＼怠惰習慣附、又靜子朝夕私働を見候へば、日曜等掃除雜巾掛等手傳させ候ハヾ、後來の爲ニも相成、却て一家親和を倍し、健康を進め、小兒の教育の一端とも相成、一擧にして數多の利益と相考候間、斷乎として自説を實行致居候。

外に一通、母利惠より、留學中の伯に宛てたものがある。

新玉りぬる此春の御壽き、千里もおなし御事ニ、いわゐ納上奉候。
彌〻御機嫌能、若葉の松と、御移り候御事と、目出度嬉敷存居申候。此方ニても、安場様御内方様、御障無く越年遊はされ候まゝ、御歡申上へく候。次におかつとのお靜ニ至るまて、相替らす勉强致候て、嘉年仕候間、御心安く思召之程願上万いら勢候。お勝との只今勉强致され候事ハ、君歸國之後之繰ひ之樂しミに相成申へくと、嬉敷存居申候。先ニ君御出立後、月日を數へて見れハ、三分之壹分を暮し候用ニ存候得共、又〻歸國迄ニハ永へ月日と、毎日／＼考へ居申候。さてとよ、昨年君御出立前後之繁多、中〻筆ニも盡し難き御事ニ御座候。先〻昔御事も漸く當春に相成候て、萬々四海波も靜かに治まりて、長閑な春に御迎ひ、萬々御都合も宜敷、御勉强も彌〻御濟し候て、勇敷鶯の初音を御聞、御心安く勤學遊ハされ候事と、嬉敷致居申候。何卒ぞ一年も早く御歸國ニ相成候て、御留主中之様〻之用事、旁〻之御咄し、皆〻揃ふて昔語りニ致候て、笑ひ候用致度、今より樂しミ待居申候。なを様〻申上度事共數〻御座候得共、萬事之事はおかつとのより以細申上へく、先は御年始伺ひ旁〻、愚筆ヲ以目出度申上奉候。其御地ハ寒氣ハ何とに候や。福岡ニても、中〻寒氣も此一兩日ハ余程相増候用ニ御座候。君御事ハ何分ニも御養生專一ト、此方ニてハそれのミ安んし居申候。お靜事も明夕ニ、御とゝ様御歸り迄ニハ、勉强致て御待う希申上候とて、何ニ付おま衞様之御事を御噂申上居候得ハ實ニ私事かよふな物かと存居申候。それニ又宜敷事ハ、お靜事ハ誠ニ正直ものニて多きに宜敷候間、此段御安心被成へく候。何事もおかつとのへいわ補ハならんと心得居候間、先〻私事もそれたけハ安心致候。餘ハ春永くめて度萬〻申上へく候。かしく。

一月二日　　　　母より

後藤新平様御もとへ奉る

一　御年始之心をよミ、歌につゝめて申上候間、御勉強之御さまたけとハ存候得共、愚老の心を御さつし、御覧之程を願上度、如此に申上奉候。

此歌御年始として、

新玉る春の霞と諸共に

はやしのゝめに鶯のこゑ

西洋之先生方ニ随ふ事を申候。

西洋之二葉の松になれ染て

ゆたかに學へ千代之數々

家内のもの御待請け候事をよミ歌に申上候。

のと賀なる春の霞に梅かえハ

咲初めてそ鶯を待

一　此歌は君御歸國之上御笑ひ草ニ致度申上候。

な越〳〵御養生遊はされ候て御心勇間敷御勤學之程を願上申候めてたくかしく。

これに對して、留學中の伯より母堂へ送つた返書は、次の通りである。

新年の御文難有拜し上、御同様御芽出度祝ひ上爲參候。私事も此地初めての冬ニ而、度〻のど風引候へとも、さ

したる事なく凌きつけ、此節は長閑ニ相成候ゆへ、日ゝ散歩仕居候。御ま衞様ニも、なれぬ處ニ御超歳、富澤龍出居候と申事、和子より手紙ニ承知仕候。それはおもしろき事なりしと奉存候。隨分他郷は苦辛多きものニ御座候へとも、御ま衞様ニも福岡なとニて御正月と申事ハ、御生涯ニまた珍敷、御樂しみと思召、しばらく御辛抱奉願上度候。此度御歌三首、誠ニ面白拝見仕候。和子靜子無事相暮らし居候由、御氣ニかなひ候事のミも被爲有間敷、御遠慮なく被仰遣候而、兩人ニは後ゝの仕合ニ御座候。福岡邸内へインソルインサの見舞有之候由、併し同地よき醫師有之候故其邊は安神ニ御座候。早速一同全快候由、毎日働き候事と、外ニ出て散歩候事、必要ニ御座候。下女廢し候由、是もおもしろし、わかいものゝ元氣、左なくてはかなはぬ事ニ御座候。併し御ま衞様ニも御不自由なる時も被爲有候ハん。其時は和子へ下女やとひ入れ候様、御遠慮(なく脱歟)御話し被下度奉願上候。此書面御手元へ著候時は、御別れ後一年之餘ニ相成、やがて半分暮し可申候。ねてもおきてもいそがわしく御座候。來月よりミユンヘンと申處へ四五ケ月參り申候。獨逸之内ニ御座候。又ゝ此伯林に歸り可申と存居候。彼是と申内ニ歸朝之日近より申候。餘は後の便ニ可申上候。めでたくかしこ。

後藤新平

三月十六日

御母上様おんもとへ奉る

御歌うれしく拝見仕候。狂歌此ニ御覧ニ入れ可申、御笑草ニ候。

御年始のこゝろ

松か枝のときわかきわに幸わひて
　萬代ませと祝ふ鶯
　　新年の鶯

隔つれはいやまし思ふ親こゝろ
　しる子心を傳ふ初聲

春の來り候事矢よりもはやく、光陰の過き候ニ驚きなから、早く歸り
　愛出度御目もじを願ふ心ニて

梓弓はる矢のたよりまちかねて
　はやくもかなとおもひける哉

五、留守宅の小波瀾

上揭の伯の書信に「御身生來今日は初而の當局につき、此等の煩雜に處し候事、隨分困惑と存候」とあり、夫人の書信に「母上樣にも東京水澤行は一先御中止遊され候間御安神願上候」とあり、更に伯が母堂に與へたる書翰に、さまざま慰留の文辭あるによつても暗示せらるるごとく、伯の留守中における家庭内の波瀾は、母堂利惠の關係から起つた。

伯の母堂利惠は、丈高く肉豐かに、一見して女丈夫の風があつた。資性剛毅なる一面には、自尊心も人一倍强かつ

た。かうした氣丈な母親が、たとへ一時的とは言へ、嫁の實家に食客然として生活することは、胸中忍び難きものがあつたに違ひない。東京の材木町において、安場家と同居してゐたことすら、不滿を感じつつあつたのに、今や一家すべて福岡なる安場家に世話になるに及んで、彼女の不滿が爆發し、歸郷したいと言ひ出したのは、その性格として當然のことであつたと言はねばならぬ。

　然るに一方、夫の留守中に、母上が水澤に歸られたとあつては、貞淑なる夫人の身にとつては、堪へ難いことであつた。母にそんな希望があるといふことを留學中の夫の耳に入れることすら、好まなかつたに違ひない。彼女は百方、母堂を慰留せんと努めたが、その努力はなか／＼酬いられなかつた。母堂からは頻りに不滿の書信が、留學中の夫の許に發せられる。彼女は百計盡きて、伯の弟彦七及び姉初勢の助けを求めなければならなかつた。

　この一家の波瀾は、一度では濟まなかつた。そのたびに弟彦七や姉初勢は、或は書信により、或は苦しいなかを上面して福岡に下り、その收拾に努めなければならなかつた。

　母堂の不滿を慰め、とにかくその水澤歸りを思ひ留まらしめ、一家の波瀾をおさめたのは、姉初勢の誠意と努力に負ふところが多かつた。

　これらの經緯は、主として安場友子夫人及び佐野靜子夫人の談話によるものであるが、いま殘存してゐる當時の和子夫人の書信によつても、その片鱗を窺ふことができる。

（明治二十四年四月一日附、在京姉初勢及び弟彦七宛ての書翰。）

日ニ増シ暖和ニ相成候處、益御機嫌よく御目出度存上候。次て此方一同無事に暮し候。御安心願上候。扨三十日

富澤君來著、御許御模樣委細承り候、御姉樣には又々西田の爲不斗御災難の由實に驚入候。如何なる御衣類にや、品數とも如何程に哉と獨り御案し申上居候。例の御始計も、一旦は略御著手の御運に相成候由の處、學校御後任者無之爲め、一時御中止、其後も內々にて家など御尋ね中の由、家だに御見當り相成候ハヾ、學校の方御手放し出來候哉如何候哉。母上樣にも近來の御口ふりにては、當秋か來春迄は御滯留遊し候樣仰せられ候間、追々延期致候內には、御歸朝の期も近づき申へく候間、御地ノ御都合惡し（此の所裂損）鐵道會社にて九十餘人の解雇有之、鐵路延長致候ても餘り人を增さゞる由に付、淺見參り候ても中々六圖ケ敷候間、思止り候樣御傳へ願上候。〇熊本飛絣は多分今野行と存候。右ハ私共上京の節持參致へくと存候處、遠引に相成候間近日取寄せ御送可申上候。眼鏡ハ近日度數はかり候上にて御願申上候半と存居候。父事も明三日出發、途中に用向も有之候間、入京期ハ確ニ申上兼候へ共、多分一週以內と存候。此度ハ麻布今村方宿泊の積り、傘二本（此の所も亦裂損）の御意見委細承知致候。仙臺義會御掛合、定めし御骨折と察上候。先申上度餘ハ後便ニ讓申上候。早々。

和

御姉樣

彥七樣

（明治二十四年六月二十四日、在福岡の和子夫人より姉初勢宛て書翰）

彥七樣へは別に御返事差上ず候間宜敷御傳へ願上候。

久々にて御細〳〵との御文、御面話の心地にて御嬉敷拜見致候。先以時候の御障りもなく益御健に渡らせられ候

由、御日出度存上候。次ニ此方母上様御初め一同無事に暮し候間、御安心願上候。扨昨秋以來御配慮の事のみ多く、其上思もかけぬ御盜難、兩度の御病氣等、如何なれはかゝる御不運のことにやと、母姉等相寄御噂申つゝけ候。然速に御快復の由にて御悦び申上候。御文の御模様にては、先年私皆様御世話に相成し時と同様のやうに存上候。私實驗によれは、精神療法には、旅行最も效能有之候様相覺候。御記憶力弱り候も、必竟御神身衰弱致居候兆ニ候間、何事も差し置、閉校式濟次第、御下縣遊され候様祈上候。御母様も、彦七様御手紙にて餘程御心待遊し候様拜上候間、是非〳〵思召立せられ候様願上候。そのかわり、御土產等の御心配は一切御無用に遊し候やう、前以て御斷り申上置候。母上様も、近來は大分土地御染み遊し候御様子にて、只今の處にては、御歸朝までは此地御住居の思召の様に拜上候。獨乙よりの御申越もあり、旁例の御計畫は御見合せ遊し候ても宜しかるべくと相考候。何も近日御面もしの上とあら〳〵申上殘候。芽出度可祝。

（明治二十四年十二月、彦七宛て書翰）

馬關よりの御端書難有拜見致候。御出立の日ハ近年稀なる好天氣、御航路も定めし平穩にて、御豫定通り本日御無事御入京の御事と御嬉敷存上候。次ニ此方母上様御始め、一同無事に暮居候間御安心願上候。扨此度ハ久々にて御目にかゝり、御嬉敷存上候のみにて何の風情御座なく、御殘り多く存上候。然し何にしても程なく御面話も得候事と樂しみ居候。

母上様にも御餘波おしく〳〵思召候内にも、御前様御出にて御考も一新致、日後の御計畫の事などにて、餘程御氣分も御引立の様存上候。御安心願上候。此上御前様御骨折にて、十分諸事好結果を得候様萬々祈上候。父事も本日

上京の途に登り、廿一日迄には是非著京の積りに御座候。旅宿は例の磯部に御座候。兼々御話申上候金二百圓と申上候處、年末豫備として幾分殘し、金百廿五圓たけ父持參致候間、御手數ながら宜敷願上候。殘りも來春都合次第にて又願度候間、御含成下され度候。前澤今野遺物、誰の豫言當り候哉、實は母紋絹嫛望致居候間、讓里候へど相方の便利に付、幾圓位の品に候哉、御見込仰下され度候。今度ハ我田に水引にて御座なく、先方よりの賴みにて止得さる場合と思召るへく候。御笑事ワゴムヨウ（以下缺）

六、姉初勢の決心

この後藤家の波瀾は、伯の歸朝とともに、殆ど解消してしまつた。勿論すべてが解決されたわけではないけれども、一家の全責任を負ふべき人が歸つた以上、內紛はその裁決によつて、解決されねばならぬ。

しかし伯の留學中に、偶〻起つた波瀾によつて、暴露されたる事實は、後藤家といふものが、相當に難かしい家庭であるといふことであつた。如何に史上多數の人材が、家庭內の紛亂のために、活動力を減殺せられて、あたらその材幹を空消せしぞ。

ここにおいて、自ら一身を犧牲にしても、後藤家の內部に飛び込み、その波瀾を未然に治めて、伯をして心おきなく、天下にその才腕を揮はしめようと決心した一人の女性があつた。それが伯の實姉初勢であつた。

初勢は身體こそ五尺に足らぬ小女であつたけれども、滿身これ氣魄ともいふべき、優れたる氣象の婦人であつた。これに加へて、その誠實善良なる資質は、接する人を魅了せずんば已まなかつた。石黑忠悳の如きも、

『後藤の姉が若し男だつたら、後藤以上の人物になつてゐたであらう。』

と言つてゐた。

彼女はもと故郷の名家、椎名辨七郎といふ人に嫁ぎ、二十五歳の時、夫婦手を携へて北海道に開墾に行つた。が、不幸にして夫は、彼女の理想のやうな人ではなかつた。そこで北海道でさん／＼の苦勞をし、その上流産までして、心身共に傷ついて、故郷に歸つて來た。斷然離婚の決心だつたのである。ところが婚家では、姑が非常に初勢を氣に入つてゐて、たとへ辨七郎を勘當しても、死水はお前に取つて貰はねばならぬと、どうしても離婚を許してくれない。さうして身體は後藤家に歸つてゐても、籍はながく椎名家に殘つてゐたほどである。

この初勢姉は、伯の留學中、女學校の舍監をし、裁縫を教へて、獨立してゐたのであつたが、今や伯の歸朝を迎へて、一大決心をもつて、後藤家に入ることになつた。

普通から言ふならば、彼女は世に所謂「出戻り小姑」である。多くの家庭の波瀾は、此處から起る。然るに彼女の場合においては、逆に、波瀾を治めるために小姑が歸つて來て、しかもそれに成功したのであるから、それだけでも彼女の爲人が想像せられるのである。

後藤家における彼女の努力は全く獻身的であり、その態度は何時も公平であつた。彼女は煩雜なる家事の一切と、弟や姪甥の世話とを、一手に引受けたのみならず、何時でも伯夫婦と母との間の防火壁となつてゐた。元來が純眞なる性質の和子夫人は、この初勢姉を賴りとし、何事にも姉に相談しないことはなかつた。彼女もまた、夫人を自分の實の妹のやうに愛してゐた。この兩人の關係ほど世にも美はしいものはなかつた。のみならず彼女は安場家に對して

も、圓滿であつた。何事かあれば、かならず招かれて、安場家に行つた。安場家の子供たちまでが彼女のことを、「もつとおばさん」と稱して、血を分けた人のやうによくなついた。叔母さんのおばさんだから、「もつとおばさん」なのである。

かうして初勢姉は、後藤家の結合力（セメンチング・パワー）となつた。伯をして、自由にその才腕を揮はしめたものに、賢夫人和子の內助の功があつたことは、隱れもなき事實であるが、それに加へて、初勢姉の獻身的努力があつたことも忘れてはならない。

伯が一生、この初勢姉に、一目おいてゐたのは、このためであつた。和子夫人もまた、子供によくさう言つてゐた。

『世間では、小姑とか何とか言ふけれども、私達が今日かうしてゐられるのは、あのおば樣のおかげなんだよ。』

七、永遠の花嫁

酒豪ではあつたが、家庭內に於いては好々爺であつた父保和の手許で、姉一人、妹一人の平和な生活をしてきた和子は、後藤家に嫁いだ後も、その箱入娘氣質は長く拔けなかつた。殊に新婚當時の伯は、後年の彼と違つて、公私生活はあまり繁劇でなかつたから、家庭內に於いては、親切な良人であつた。

そのまま伯が洋行したのであるから、後に殘された和子夫人は、依然たる花嫁氣質を持ち續けて、福岡に來たわけである。或る意味に於いて彼女は永遠の花嫁であつたのかも知れない。彼女ほど、夫君の訓へを、從順に受け容れて、そのまま行つた人はないであらう。

伯の洋行前、東京でチブスに罹つて以來、すつかり病弱となつた夫人は、愈ゝ洋行といふとき、伯から、

『身體を丈夫にしなくちやいかん。私の留守中は、肝油を飲み、冷水浴をして、歸るまでには、きつと丈夫になつてゐなさい。』

と諭されたので、小學生徒が先生の訓へを守るやうに、その命令を守つた。あの飲みにくい肝油を、缺かさずに飲んだ。福岡に行つてからも、寒中でも毎朝浴衣を著て、那賀川に浸りに行つた。尤も恥かしがり屋の夫人は、必ず養女の靜子を、一緒に伴れてゆくことを忘れなかつた。

その當時、夫人の恥かしがり屋は、有名であつた。福岡で、ちよつと物を買ひに行くにも、自分一人ではゆけないで、必ず靜子を伴つた。そして自分は、物蔭にかくれてゐて、靜子に「御免下さい」と言はせ、店の人が顏を出してから、大急ぎで買物をして歸るといふ風であつた。

しかし勿論、それは彼女の半面に過ぎなかつた。かうした可愛らしい半面には、常人の及ばぬしつかりした腹があつた。加ふるに、伯が留學から歸つて、衛生局長の劇務に就き、人の出入が多くなり、さらに相馬事件の如き、思ひもかけぬ災難があつてからは、彼女のこの半面は、益ゝ磨かれて、次第に賢夫人の名を博するやうになつた。

彼女の賢夫人振りについては、ながく伯の秘書をしてゐた林茂香が、次のやうに記してゐる。

余ハ後藤家ニ出入スル時、令夫人ノ應接振リガ、屬官タル余ニ對スルト、高官タル他ノ人ニ對スルト、其ノ間ニ餘リ變リハナイ。余ノ辭去スル時ニモ、自ラ先ニ立テ玄關ノ障子ヲ開ケ、兩手ヲ突キ額ヲ座ニ付ケン計リニシテ、丁寧ニ辭儀ヲサレル。他ノ局長連ノ奥サン方ノ中ニハ、屬官ト來タラ、二ノ間マデ送テ出デ、中腰ニナリ片手ヲ

下ケ、指先ヲ一寸疊ニ付ケ、頭ハ下ゲズニ、左樣ナラト一言シテ引込ムト云フ樣ナ人モアツタガ、後藤令夫人ニハ皆恐縮シテ居ツタ。令息一藏君ガ幼稚園位ノ頃ニ、折々余ニ對シテ父君同樣ニ「林イ」ト呼コトガアツタ。スルト夫人ハ、嚴ニ之ヲ制シ、「林サン」ト呼セタ。而シテ一藏君ニ言フテ聞カサレルニ『父君ハ衛生局長ダカラ「林」ト呼バレル。母モ一藏モ局長デハナイ故ニ、「林サン」ト呼バネバナラヌ』ト。

決シテ私用ヲ頼マレヌ。余ハ殆ンド毎日出入シテ令夫人トハ戲言モ言ヒ、口相撲モ取ル位ニ心安クナリ、書生同樣奥座敷マデ入リ込ム位デアツタガ、ソレデモ買物其他私用ヲ頼マレタコトハ無イ。今其店ノ前ヲ通ルカラ、無理ニ買物シテ上ケタコトハアルガ、令夫人カラ頼マレタコトハ曾テ無イ。他ノ奥サン方ノ中ニハ、屬官ニハ使用人同樣ニ買物ヲサセ、態々遠方マテ行カセル。品物ガ氣ニ入ラネバ戻サレル。戻シ約束デ買ヒモセズ、又少々ナ物ハ其店ニ不面目デ戻サレモセズ、或時ノ如キ三十五圓ノ月給デ、二圓五十錢ノ買物ヲ引受ケタコトモアル。上官ノ奥サンガ屬官ヲ私用スルニハ、皆ガ不平ヲ言ツテ居タガ、後藤令夫人ニ限リ、決シテ其事ナク、皆感心シテ居タ。

公ノ所デ仕事ヲシテ、夜十二時前ナレバ歸ルガ、一時ニモ二時ニモナレバ泊ル。其時公ハ既ニ寢ニ就カレ、余一人起キテ書キ物ヲシテ居ル場合、二時三時頃ニナルト、令夫人ガ牛乳ヲ煖メテ持テ來テ下サル。女中ハ二人モ三人モ居テモ、女中ハ寢カセテ令夫人躬ラ煖メ、躬ラ持テ來ラレル。余ノ床モ令夫人ガ取ラレル。夜具ハ客用ノ絹布デアル。而シテ公ハ木綿更紗ノ夜具デアツタ。

大三十日ニハ余獨身生活ノ時ニハ、年越ノ酒ヲ飲ミニ來イトテ、毎年必ス招カレル。其時余ガ御家族ヨリ上席ニ

坐ラセラレル。尻コソバユイカラ辭退シテモ、御客ダトテ承知サレヌ。平生一寸飯ヲ食フニモ、公ヨリ余ノ上席ニサレルノガ常デアツタ。併シ其時ハ上席ニ坐リモセナカツタ。

他ノ家デハ屬官ハ、奥樣ハ勿論、御孃樣ノ下ニ坐ラセラレタコトガアル。

此年越ノ宴ニハ、他ニ客モアルガ、余一人ノコトモアツタ。公御夫婦、母君、姉君、令弟、子供衆ノ一家族打揃ツテ膳ニ就カレ、母君ノ奥州辯デノ仙臺ノ祝歌、サンサシグレモ出テ、和氣藹々タルモノデアツタ。其中ニ余一人ヲ加ヘラレ、有難ク嬉シクテ溜ラナカツタ。遂ニ薩摩燒ノ盃ヲ一ツ、令夫人ニ乞フテ頂戴シタ。今日我家ノ年越ノ盃ハ即チ其レデアル。

かうして和子夫人は、愛らしき花嫁から、次第に政治家の妻、殊に内助に秀でた夫人として、訓練されていつた。もとより、それは夫人の天稟にもあつたし、また政治家の娘として、すでに訓練されて居つたに違ひない。しかしそれは夫人の當初の志望ではなかつた。

後年彼女はよく笑ひながら言つてゐた。

『私は父によつて、政治家の妻といふものが、どんなものであるかを、よく知つてゐました。母は政治家には懲りてゐましたので、後藤はお醫者だからよからうと言つて、私を寄こしたのでしたが、その後藤がまたとう〳〵本物の政治家になつてしまひました。』

彼女の生家の安場家は、代々理財のことに無頓著であつた。祖父の代には、來客があつて泊ると、蒲團が足りなくて、馬にかけるあほりを家人がかけて寢たといふ風であつた。殊に保和は、一生貨殖のことに無頓著であつた。であ

るから、和子夫人は、貧乏には馴れてゐた。はじめ後藤家に嫁してきたときも、その家庭内の不如意は氣にならなかつた。ただ父と夫とには、二つの大きい相違があつた。その一つは、保和は酒飲みで、從つて食事の尻が長くて家人は困つたが、新平は殆ど一滴も酒を飲まないので、食事の時は、來客が酒好きでも、構はず一早く、「飯々」とせき立てた。

その點は彼女にとつて、非常に樂であつた。ところがいま一つの相違點は、彼女の一生の重荷であつた。それは保和がいつも春風駘蕩として、荒い言葉一つ發しなかつたに反し、伯は後年、雷爺と言はれた程の癇癪持ちであつたことだ。新婚當時は流石に優しかつた伯も、段々と公生涯の方が忙しくなつてくると、持つて生れた癇癪が、頻々として出るやうになつてきた。この處嫌はず落ちる落雷を、ぢつと辛抱するのが、和子夫人の一生の試練であつた。けれど伯の癇癪は、その場限りの氣まぐれであつた。夏の夕立のやうに、どつと落ちては來るが、大風一過すると、あとはけろりとして日本晴であつた。ゆゑに夫の氣性を呑み込んで、彼女は晩年にはよくそれに堪へてゐた。しかし若い時分には、隨分この癇癪で惱まされた。

第四節　留　學

一、十年の宿志

伯の海外留學の志は、名古屋時代からすでに旺んであつた。

弟彦七の沼浿家養子問題が起つてゐた當時、伯は、自分の門弟の柳沼源六といふ者を、愛知縣下中島郡淺井村の醫師森林平といふ者の家に、月給四十圓で雇入れさせてゐたが、この柳沼源六は、伯の考へでは、姉初勢の養子に貰ひ受けるつもりであつたらしい。しかも「此森家は、歴代の高名家にして、三十萬圓程の株有之、當時小生（註、後藤伯）へ入門、師弟の約相立」てたものであつたので、伯の豫定では、「然る上は明後年頃、右淺井村森氏、壹萬圓程借受、小生も西洋行致し、獨逸に遊學し、天下の名家と較力仕度心事」（明治十三年二月十一日附、父宛て伯の書信）であつたのである。

この洋行計畫は、つひに實現するに至らずして、愛知縣病院を辭し、內務省に入ることになつたのであるが、伯の洋行熱は、衛生局技師時代も、決して冷却してはゐなかつた。さうしてそれがつひに實現されたのが、明治二十三年四月五日の海外留學であつた。

實に、志を起してより、十年にして、漸く實現されたる洋行である。その首途の有樣は、四月七日、船中神戸において、姉初勢、妻和子、弟彦七の三名に宛てた次の書翰によつて、想像することができる。

拜啓、船中無事、今回午後一時著電拜見致候へ共、明日午前九時出帆ニ付、京都へ參り候へは、一番汽車ニ而歸り候ても間に合ひ兼候ゆへ、乍遺憾尊大人ニは拜話を得ず候。船中獨逸語不通困却致候。乍去不十分ニ而も英語相通し候へは、用事は相辨し申候。且ボーイ其他到而丁寧、御安神可被下候。出立後十時ニ朝飯致し、其後は船氣ニ而食堂へは出て不申、併食事ハ致し候。左ニ出立前御話殘し候件々申上候。

一、淺見は印刷局其他へ身を寄せ候處無之候ゆへ、一旦松岡へもとし可申事。
一、來ル八日より福岡行之荷物相定め、荷造り出來候ハヽ直に下宿へ引取賣却品等は御姉樣、彦七立合之上、斷行可致候。必來十日ニは今村へ引渡し候樣可致候事。
一、國家衞生原理、書物箱之内ニ有之候分は、林茂香へ可相渡候事。
一、只今西村ニ面會候處、金四百圓又金五百圓を、五六月中ニは相廻し吳候筈ニ付、若し五百圓相廻り候ハヽ、百圓勝之丞へ相廻し、兼而約束之通、阿部泰二郎方ニ而利廻し爲致度、尤其預り證は、御姉樣相願候而、福岡へ廻し置候樣可致候事。
一、所得稅屆出之事ハ安場末喜君之分も、自分之分も、不忘樣御取斗被下度候。自分之所得稅相納候事は、鈴木眞一へたのみ可申筈之處相忘候間、御出立前一寸御立寄、鈴木へ御傳言置被下度候。
餘は後郵吉事可申上候。隨分皆樣御健康ニ而、御世話奉願上候。匆々頓首。

さらに、彼が洋行するに至つた經緯と、洋行に當つての感慨抱負とは、洋行後一年にして長與に宛てたる長文の書信（この書信の寫しは同時に石黑にも送つたこに、詳細に記されてある。

（明治二十四年三月十五日、伯林より）

明治十六年、不圖内務省の徵に應し、就職以來日已に久し。諸友人ハ、小生か能く今日まで、辭職の騷なしニ引續きたりと、怪しむものさへ少からず。小生の性急なる、斯く忍耐し得まじと、友人より看做さるゝも、無理からぬ事ニ候。小生入省以來熟ゝ政府並ニ地方廳の衞生事務との關係を察するに、小生の平生信する所ニ反するも

の一ニして足らず。是皆情實の制する所ニあらさるはなし。實に嫌厭之至ニ不堪然れ共人間世界何處にか、情實なきの聖天地あらんやと諦らめて益平生信する所を堅くし、道の爲に微意を盡し居きゝるの外なし。若し夫れ情實世界の雲霧愈深くして理の分らさる失望的世界たること明かなる曉には、胸中別に定むる所あれとも、暫らく視察することぞ必要なると、覺悟を定め居り候ものゝ、局中を省みる時は、堂々たる帝國衞生の中央局にして、小生を以て之を見るに、眞の道の爲に意を用ひ候もの少く、局外人は老朽官吏の恩給所、或は治療も出來ぬ廢物醫師溜り所、虎烈剌の足留人足溜り所なと誤認候中に、氣樂にも就職し居りし事のなさけなさ、只局中獨り頼むべきは、閣下の在るあればなり。惟ふに閣下ニ開業せんか、〔してゞの意識〕一大流行家たらんこと容易なりしに、道の爲に利を顧みず、多年一日の如く、齊人の衆楚人に對するか如き境遇の間を厭はせられず、厚く盡くされしことに感し居候。其内數回の變革ありしか、其度每に失望の事多かりし。愈一昨年來は、小生職を辭せんとの念は已に決し居候へとも、人の樣に辭職せ婆後は敵と中根性毛頭出來不申、却て辭職前に、責めて日本の衞生事務は是と中點を見出し置申度ものなり、其上辭職し、退て衞生の爲、或は盡す道も亦あるべしと存し候て、私に其取調ニ從事候處、さて思ふより中々大事業にて、一朝一夕の事ニならす。實は其取調に私に苦辛する內ニ、益我衞生制度は尙一層の擴張と改正とを要すべきことを感し候。外日ニは得意の事業取調ニ急々たる樣見得候へとも、其實は退隱の準備なり。或る一知人之を知るのみニ候。大略調も出來候ものゝ疑團益多し。迚も完全無缺と中點ニは所企叶り難く、現在より數步を進め、比較的ニ經費を要すること少き時は、先可なりとする外なしと決心候。折柄彼の國會切迫し、此際の辭職は議員希望のまきぞへも恐ろしく、左なきだに、鄕人議員たらんことを促し候ものあり、辭

退候ても、先方は餘程尊き株を與へ候樣ニ考へ居候ゆへ、此方の謙遜として、許し候氣色なきには一時困り果て候ても、將來時機熟し候ハヽ議員たるもよし、或は時機切迫候節は、議員たらざるにあらす、今日は進むに意なき事返答候故、辭職なと申事は口外も致すべからすと存し、獨り考と申有樣ニ經過候內、獨逸行の事起り、私ニ考へ候ニは、是迄從事せしゆへ、渡航之上、平生の疑を解き候事、今也道の爲めに甚た必要なりと存し、政府命あら婆、自分も尙進而盡さんかと決心致し且、或は省中人やあると顧み候へども、總合的衞生學にインテレッスを有する人他ニ無之、されば狂愚道の爲に盡し、國ニ報ゆる、是此時歟との一念は閣下並石黑軍醫總監の贊助せらるヽ所となり、遂ニ山縣總理兼內務大臣の容るヽ所となり候が、實に此行は、閣下並石黑總監の御盡力不一方結果ニ出て候は勿論に御座候。それと申すも、各自私交の情ニ出て候譯に無之、眞實公德公義上ニ起り、政府の許容の理由も、畢竟衞生の國家生活ニ必要と申點ニ歸し居候事ニ相違有之間敷、且此行の主眼は、文字書籍の間ニ窺ひ候事ニて、見臺叩丈ケを以て役目濟には無之、全く衞生の精神と行爲とを覺へ、歸朝之上は、衞生の實務ニ服するに在るか故ニ、其責も自ら重きを覺へ候故、愈小生か願書可差出內命を請け候時は、自分ながら臆病起り、官より外國行命せられ候にあらずして、自分より願出候て許可相成候次第にては、其責甚重し。是如何哉と考出候ものヽ、此場に到り兎角あるべき事情ニあらねは、不取敢願意書綴り差出候ニ直ニ許可相成、出立候て伯林ニ著候。其後は單一の書生ニて過し候覺悟ニ有之候處、今日ニ到りて其氣樂は疾ニ一變し、眞正の衞生制度を實習し得んには、單一書生の境遇にては達し得申さす、隨而費用を要し候事情ニ差迫り申候。其理由左ニ可申上候。

然らば何故に、一書生の境遇では、衞生制度の實習に差支へるやうになつたのか。何故に豫定以上の經費を必要と

するに至つたのか。それは後段において、詳しく述べるであらう。その前に、この長文の書信は、洋行後約一年間の動靜を、つぶさに報告してゐる。

二、獨逸衛生制度の研究

前揭の書信は、續いて次の通りに述べてゐる。

昨年五月十一日此地著後、日本より添書も持參候故、先岡侍醫同行、教授ゲルハルト氏ニ面會候處、同氏の說ニも、衛生行政學之事ハ、スクルツエツカ氏に就く事尤も可なり、且コツホ氏ニ就き一般衛生學を學ふへし、此等の添書をとて書き與へられたり。

其後此添書を持ち、北里同行スクルツエツカ氏を訪ひ候ニ、此期ハ同氏講義休ニ付、主なる書籍類を示され、質問ニは時を定め來るへしとの事なり。其外の大學講義は、耳馴らし旁聞かばやとの說あり。一時はそれニ決し候へとも、小生の考ニは、先暫らく語學生として專心從事候方よからんと存し、北里も其由御談候ニ、此季は學期もあるし、語學を先に致し候事、可然と申事ニ決し、且コツホ氏訪問之事、近日更ニ案内可致と申相別れ、六月上旬ニ到り、北里同行コツホ氏に面し候處、同氏聞く處よりも頗る懇切ニ意見を示し呉れ候て、衛生制度研究の事スクツ（マヽ）エツカ氏に就學甚たよし、乍去獨逸衛生制度從來の歷史的關係は、今日學ふも左程益なく、陳腐に屬するもの多し。今日以後衛生制度を學ふには、中央衛生院ニ入り、其方針の所在並新立法の目的を知る事、中央衛生院の諸調査の方法を學修すること甚た肝要なり、衛生制度學を專門と致し候にも、一般衛生學、及今日の黴菌學、

衞生化學は一通り實修候て、立脚之地步を固めさるへからす。先我講筵並エキスクルシオンに來りて學修する方よろしからんといわれたり。コッホ氏講筵には冬學期より出席候筈ニ約し、エキスクルシオンには直に來る方よろしからんとの事ニて、其後エキスクルシオンある毎に通報し呉れ參り申候。又予昨年冬學期後、衞生學はコッホ氏例の發明の方ニ打懸り、ドセント・エスマルク氏がコッホ氏の代講と申事ニ相成候へとも、依然として當分尙コッホ氏衞生教場のヂレクトルなり、旁異議なく授業料不相拂、コッホ氏前約之通り聽講し、且衞生化學實習(クルスユス)は、助手プロスカウエル氏の主任なりしか、右の次第ゆへ、同樣無代價ニて出席候等、コッホ氏とは申もの丶、亦皆北里周旋に依れり。而して黴菌學の方は、實習は助手パイフエル氏主任、前同樣の手續可致かに存候へ共、ニ就き候名にて、歸朝後利用候存念も無之、只實力の一ニ在ることに付、其上全く北里之方其助手よりも力ある事なれば、旁北里の仕事場ニて學習候事とせ婆如何と存し、同人へ談し候處、それはコッホ氏先日來の談もあることなれ婆、自分より同氏へ談し、許可を得候ハ丶、クルスユスの代も仕事場の代も拂ニも及さるへし、其周旋可試とて、快よく引受、早速先方への相談相行はれ北里仕事場内ニて、同人ニ就學候事ニ相成、昨年冬學期以來二月迄ニ一通り修得致し候。一般衞生學の方は、一週ニ時間ゆへ、尙一期過し不申候而は、全く經過不致候へとも、實習上ニ關する分は、先つ了り申候。且昨年冬學期より、スクツエツカ氏の講義、即衞生制度學、亦一週二時ツ丶、聽講ニ參り居候。大學講義の聽講丈ケにては、過半は知て居る事なり。只システマチツセに經過候のミに候。故ニ凡て大學の聽講たけニては、歐洲行の直段無之、必實習を經て後、實地就業するに到りて、初めて歐洲修學の直段を生し候事と奉存候。衞生制度學なと、殊ニ然ることと奉存候。

小生曾て從來歸朝せし人、諸大家の擧動に付、往々疑を免れさる所ありしか、在獨一年初めて其然る所以を明かに致したる樣ニ御座候。是メモランド學問にて、專門家なと〻大ホラ吹き候ても、實地就業の上手ニ入り候まてニは參り不申より、礎地を缺き、自然常ニ浮動を免れぬ事と奉存候。實習(クルスユス)は實地に入る門にして、未た其堂ニ入らさるものなり。其門を窺ひ未タ其堂ニ上らさるの人を待つに、堂上人を以てす。其備らさるの疑を生するも亦宜矣。昨日此事他人の上ニありしか、今日ハ將ニ我身上ニ來らんとす。嗚呼殆哉、例之醫師ニして、彼是と大學の講義なと數〻立聞なと致し、クルスユス聞流に奔走し、實地就業の辛苦を嘗めさるもの、或は教育學者ニして、下宿屋の二階に讀書し、學校ニ臨まさるもの、假令一二の見聞に富を以て得々喜色を呈するも、其說浮游して止まる所なく、却而日本ニて實地辛苦し、書籍に照査したるものニ及はさる事なきにあらす。小生の衞生制度學も此類に陷らん歟。否小生已ニ其弊を看破せり。且其弊ニ倦めり。故ニ此類ニ陷るを避けんと欲すと雖、或は將ニ避け得へからさるの苦境ニ迫れり。此の如く利害已ニ分明ニして、我志望を達するの途ニ就くこと能はす。之を是れ失望の秋といわずんば、何ニをか眞の失望の秋あらん。小生冗長の文を呈する所以偶然ニあらさるなり

小生近頃クットスタット(マヽ)氏（統計院衞生統計主管(テツエルナント)衞生統計及衞生行政學の教授）に就き、毎日普王國統計院内に於て實地講習(プラクチツセクルスユス)に從事、益小生の信する所を堅くし、大學にて一通の講義を聽き候たけの非なることと少くも衞生制度學に於て〻覺り申候。此統計院内の實地講習は、實ニグットスタット氏か小生の微志と同氏の所見と合するより、特ニ開きたるものにて、特別の實習法なり。故に統計院の同氏詰席内に、小生一人ニて、他人居ることなし。單一の學生としては之を許す事能はす。同氏院長ニ熟議し、公使館の照會書にて、此ニ運ひ候樣ニ相成候

第なり。同氏厚意謝するに餘あることとなり。其他此科を全修するには、單純の學生たる資格ニて困り候事ハ、其屬官以下ニ實習上有用なる事項を依囑するにあり。下等官吏利の爲に奔走するもの多數なるは、何處も同し事なり。今此ニ衞生制度學とは何と申點より觀察候ても、特別實習の必要なる理明ニ御座候。

次ニ略言可致候。

抑ゝ衞生制度學專門家は必要か否は、伯林大學二名の教授あり。其上實務上に、當地にスクツエツカ氏、ビストル氏等、各專務ニ從事候のミ奈らす、我日本國ニても、少しく衞生事務の大略を解するもの丶知る所なれは、敢て此ニ多言せす。此ニ主として申上へきは、此專門家たるに、如何ニ修學すへきかの順序ハ、小生今日迄苦辛せしが、諸大家ニ往復の後、今日漸く講習し得たるもの一二之あり候。諸家の說大同小異あれ共、必實地と申點ニは、日本に於けるよりも重を置き候ニ感服仕候。（是衞生制度のミに限り不申事ニ候）乍去學理を捨てたる說ニはあらさる事勿論ニ候。諸家の所說に隨ひ、衞生制度學の爲に必要なりとする科程の一致するものを擧くれは次の如し。

一　一般醫學を修めたる人たるべし。

二　更ニ衞生制度を專門とする爲に、左の學理と實地とを修むべし。

學理　一般衞生學、黴菌學、衞生理化學、衞生統計學、衞生行政學（社會衞生法）一般行政學大意。

實地　理化學的實驗、黴菌學的實驗、統計製表及材料聚輯の實習、理化學的院所の實視（ベジンチーグンク）（蒸汽消毒、染物場、洗濯場ノ類）、厚生院所（ウオールテーテーヒアンスタルテン）の實視。

行政書類の整頓及回議法、上司下司の關係、諸報告の「クリチツク」、メヂチナールデプタチオンノ事。

（我中央衛生會ニ略同し）

衛生豫算ノ事、警察衛生　自治衛生、協會衛生並三者合同ノ事務、各町村自治ニ於ケル特殊の關係。

學理ハ萬國同一ニして變化あるなし。然ニ各國衛生制度の一ならさるは、各國政體の異なるよりも、寧ろ風俗生計の慣習同からさるに歸す。是ニ關する各國統計の同しからさるは、其指針の在る所なり。故ニ衛生制度學上ニ於ては、各國統計と衛生施設とを比較するの、甚た必要なるを見る。随て各國ニ實施したる諸設置物を實視する頗る肝要なり。有名なる英國衛生法は勿論、瑞西の工業法、米國の新設衛生法等、一見せさるへからす、否されは、單ニ報告と統計のミを見て考案を下す時は、大なる缺點を生すへしと謂へり。

三、留學費增額の要求

留學一年間における伯の修學の行程は、上掲の書信にて、ほぼ明瞭である。單なる一留學生としてでなく、獨逸衛生制度の實際について、その眞髓を摑み來たらんとする、その著眼や超凡、その意氣や壯なりと言はねばならぬ。

然るに一方に於いては、斯くの如き研究方法が、多額の經費を要するは、言ふまでもない。伯の留學は、前述の如く、在官の儘の自費留學であつて、内務省からは調査費として一時金一千圓を下附せられたけれども、これは往復の旅費にすらも足りない。即ち當時、「奏任官一名歐洲へ出張旅費概算」によると、伯林に一箇月滞在して歸つて來るだけでも、次の如くであつた。

一金貳百五十圓　支　度　料

一金七圓貳拾四錢　内國旅費
但横濱往復汽車賃、並日當
一金千七拾九圓　船舶料
但横濱ヨリ佛國馬耳塞迄往返。片道金五百三十九圓五十錢
一金百貳拾壹圓貳拾錢　汽車賃
但馬耳塞ヨリ巴里ヲ經テ獨逸伯林迄往返。片道六十圓六十錢
一金貳百九拾九圓　日當
但横濱拔錨ヨリ伯林ニ三十日滯在ノ上歸著迄凡百三十日間。一日金貳圓三十錢
一金百九拾貳圓　客舍料
但馬耳塞ニ二泊、伯林ニ三十日滯在ノ見込。一日金六圓
〆
合計金千九百四拾八圓四拾四錢

かくして伯は、内務省より下附せられたる一時金一千圓を以て往復の船賃に宛て、留守宅の生活はすべて安場家に托し、留學中の經費は自分の俸給によるといふ策を採つて、漸く一箇年を過し來つたのであるが、その俸給も、彼の手に入るところは月々一百圓に過ぎず、辛うじて一學生としての貧生活を支ふるに過ぎなかつた。

然るに今や、衛生制度の本格的研究に入らんとするに當り、かくの如き貧弱なる收入を以て、所要の經費を償ひ難

きは、言ふまでもない。そこで彼は、意を決して長與、石黒の二先輩に對し、手當金の増額方を懇請するの已むを得ざるに至つた。それも決して私利の爲めではない。日本の衛生制度のために、自己の職務に忠實ならんと欲すれば、さうするより外なかつたのである。その苦衷は、左に掲ぐる文面に、十分に表はれてゐる。即ち上掲の伯の長文の書信は、なほ續いて記して曰く。

修學の行程凡そ右の如し。而して、第一學理を聞きて系統的解釋力を備へ候には、單一の學生にてよし、第二實地の見聞にて各異の得失を察知するに到ては、單一の學生たるよりも、在官者たるの要を生し來り候。衛生制度に於ける此關係は、恰も陸軍士官留學生の隊附士官と相成候事の必要あると同し事ニ御座候。近來獨逸帝國の社會黨撲滅に意を用ゆるや尋常ならず。下等賤民を煽動するは政黨の得意とする所ニ候處、直接間接ニ之を調和するの法は、衛生制度を利用するにある事、先年來獨逸行政略の一ニ居り候。ビスマルク氏ハ之を祕して、間接ニ用ひ來り候ニ、新帝ハ之を直接ニ用ひて速功を看んとす。勞工保護法、其他社會衛生ニ關すること、先年非常ニ盡力せられ候。随而衛生統計上ニも變動あり。此事祕事なりと承り候。衛生制度の事、關係大にして至難なり。其精神を得る亦益難し。日本今日の如く、勞工保護、救貧衛生を度外するの日、久しきを保ち得候へは、無此上幸福ニ御座候。衛生制度を等閑ニ附し得る尺度も、或は此中ニ存し可申候ニ。右之通りニ付、在官者の必要も、尋常醫學生の必要の外ニ數倍を要し候事、自ら明なることニ候。乍操言、一通り講義を聽き候ニは別條無之候へとも、既ニ講釋中示す所の物品器械を始めとし、工場院所の實視に到り、其備品を見るに到ては、單一學生ニは容易ニ手を觸れしめず、運動の試を許さゝるあり。加之解說も主として在官の學生ニ向ては、一般學生ニ於て取扱

候故に、歐洲各國より伯林衛生教場ニ在るもの、皆政府の命を帶ふるを以て、使とするのみならず、在官人として出入すること、殊ニ官衛院所ニ於て缺くべからず、其代りニ下等官吏及小使の心附等、決して怠るべからざる要件となり居れり。御察可賜候。さればこそ、我日本陸軍士官の如き留學生には、俸給の外一千六百圓支給せられ、外に臨時需用品料給與ある事と相成居候次第と存候。

是或は無用なるもあらんかなれども、或は實に必要の事ニ候。小生の俸給一千四百圓、而して馬飼料所稅（マヽ）を引き一千貳百圓ニ過きす候。單一の學生として下宿の二階ニ住居し、偶散歩我儘ニ暮し（此の處數文字不明）歸りヨイ加減ニ致し居候ニは、或は不足無之候得共、右の事情ゆへ、全く衛生制度學を眞實講究せんと欲せ婆、資の給（ツガ）さるの憾を生し候事、當然ニ御座候。

頃日もスクルツエツカ氏を訪ひ候節、談ニ獨逸聯邦衛生制度各所長あり、普國のミにても甚た異なる所あり、公使館より照會あれば、次巡廻ニは同行すべし、大學は講義休中旁利益少からずと被申候へとも、小生は確たる返事も致さず、左右に託して避け居り候。單一學生たるより、内外出入費額を要し候事多く候故、此學の全修は實に考へ物ニ御座候。

我内務省衛生局の爲に考へ候ニ、先年柴田永井の二氏衛生事務取調の爲に周遊候へとも、年月は短かく思ふまゝに屆かさりし事ならんと存候。それにても只今用立居候ハヽよろしく候へとも、皆局外ニ在り、只海外ニ出したりといふ名のみ本局ニ殘り、且旅費支拂の受取證のミ殘り候ては、我道の爲歎息の至ニ不堪候。其買入し書籍も、實際本局事務に今日用立候もの少く相成候事と奉存候。既往はとかめず、遂事は諫めず候とせ婆、未來ニ向て陳

せさるを得ず候。中濱北里分析的衛生學を專門とす。然れとも小生をして今日の狀態ニ止まらしめは、總合的衛生學ニ於て中途半途ニ止まり、二氏の外ニ渡航したるの要も無之事と奉存候。北里の如きは獨逸中央都府ニ五六年居り候事故、自然に專門には非されとも、小生の中途半途に勝さる所可不少と奉存候。愈斯く不必用と相成候上は、後の責重からんよりは、今日より考定する所なかるべからず。乍去出立前御盡力被下候諸先輩ニ對し（數字闕）候而も、不相濟、且國家の爲に將來此專門必要ニ可有之候。否らさる時は、分析的衛生學の專門家も、空しく多事ニ奔走朽果て候樣相成、公私の大害不可謂次第と奉存候ゆへ、可成は當初御盡力被成下候御趣意も相立、國會開設前ニ御許可相成候大臣の御英斷ニも答へ奉り候樣致度ものと、苦心罷在候。此志望を達し候ニは、本年より二ヶ年間、一年八百圓ツヽ、俸給の外手當下賜相成候樣奉願上度候。勿論外ニ陸軍士官なとの樣旅行費等、又々相願候事ニ無之、該費の取調書は差出不申候へとも、大要右ニ而相違し候見込ニ候。其上四五百圓位之不足は生し候而も、是は兼而覺悟も有之候故、私借も可仕候。否らされは到底全修之目的無之候。且此金額盡く私債ニて辦し候時は、歸朝迄彼是三千圓以上ニ達し候故、却而失當ニ涉り、過たる猶及はさるものニ相成可申候。元來衛生制度學の如き、困難の學科なるか上ニ、政府の用一片ニして民間自營の用に奈し、私利の臭氣毫も無之候。故ニ獨逸ニて所謂乾枯學科（トロッケネウヰッセンシヤフト）中の一ニ有之候、此學は政府の必要ゆへ、政府の滋潤を以て生活すべき者ニ相成居候。何故に乾枯學といふ乎。俗ニ露け又汁氣なきか爲めなり。卽私利の潤なき也小生の狂愚も私債を以て全修の企を爲すの勇を鼓し候事ハ致申間敷候。上は己を知るもの、爲にと申竟承り居候か、政府ニ知られず、假令ヒ知らるゝも、其知られたるの實を示すこと或は之を施すニ到らさる時は、曾を絕つ

べきは當然之事に候。是失望の秋ニ候。併し小生政府より多額の費を得てものせんとにはあらず、實ニ必用ニ迫ればなり。今や國會留學生全廢說あり、衛生局全廢說あるを知りて、此樣の事申出候は如何ニも狂氣の沙汰ニ似たれとも、不得止の事情ニて、右相叶不申時は、全修の道相絕候窮迫ニ付、斷然申出さるべからさるの必要を感し候。豫算云々の事も有之、困難なる事も察上候。且此樣の願一々聞き居り候而は、程度なしとの規則論ニて、一拂ニ拂はれ候事も思はさるにあらす。其邊の遠慮ニて夷猶可致議ニ無之候故、今日斷言して、政府ニても、衛生事務に於ける御信用無之歟否を、卜定するの驗測器を用ひ、一方ニは小生と政府と離合を決し置度との念願ニ御座候。今日豫算論喧敷ニ、大胆ニも此書面と被驚候事も明ニ候へとも、前途横り居り候障碍ニ付、默して止むべからず。昨年中ニも此事思ひ居候へとも、少し實際ニ入り、愈確と其認定相付候上ニ無之候而は、想像のミニて申出兼差控居り、今日實踐候て、外ニ進むに資なく、所謂知らんと欲する庫の鎖鑰を開くヽニ必要ニ迫り、申出て命を待ち候次第ニ御座候。春秋人を待ち不申、何れニもはやきを要し候。成否の御報奉願上度候。要するに遠岫千重、意を達するに由なきに於ては、無止變して閑雲一片情と化し度の願意ニ御座候。斯く申上候而も、野雉驚飛するも、林を過きさるものと、思召も如何と恐入候へとも、飛はざるニ勝さる野雉も飛び度ものニ候。其林を過きさる哉、將來の事奈れ共、窮迫ニ堪へ兼候而失望候事ハ殘念ニ御座候。拙文冗長、偏ニ御推讀奉願上候。敬具。

伯林　明治廿四年三月十五日　　後藤新平誌

四、先輩との書信往復

一方には故郷の家庭内に老母に關する心痛事あり、他方には手許學資の不如意あり、伯の留學は內外ともに困難であつた。しかるに更に大いなる障礙が、またこの上に加重せられんとするのである。それは國會開設に伴ふ衞生局豫算の減額と、留學生全廢論とであつた。

第一回の帝國議會は、不慣れの政府當局を狼狽困惑せしめた。就中、豫算一千萬圓削減說は、各省官吏を大恐慌の暴風裡に追ひ込んだ。殊に內務省に對しては、衞生局全廢說が起り、海外留學生無用論が湧いた

この情況は、明治二十三年十二月二十四日、石黑忠悳が留學中の後藤、福島の兩人に與へたる書信のうちに、左に取る如く報告されてゐる。

議院開院已來之情況は、新聞紙上にて、御悉知之事ト被存候へ共、尙新聞紙外之事申述候、是も小生一己之私見ニ付御覽後必御火中可有之、如此ヲ申述候は、全兩貴下は骨肉ト思居候間、兩貴下ノ必御參考ニ可相成と存申述候。〇豫算委員は改進黨（尾崎行雄、藤田茂吉等也、大隈派）と立憲自由黨（是は多くは後藤派、籠居候）等より成立、其結果は新聞上にて御存通りに候。然る處、改進黨は追々從來ノ假面を脫し、漸ク眞相を顯し懸ケ候、則ちラヂカール說にて、一千萬圓已上の減額を來候說を持し、詰り是等よりして、議會之解散を促し候ニは無之候やと推想候。尾崎ナドノ論にては、外國派遣公使等は、十分ノ二三も遺し、他は丸で引取シメ、海外留學は一切用ニ立不申との事之由ニ候、尤外國公使中ニは、其實駐在之功ナキモノモ不少可シト雖も、今日外交ニ當リ如何ノモノカ、留學生全廢も如何ノモノカ？陸軍は議員委員是迄之處ニテハ、凡四十萬圓ノ減額ト之見込之由ニ候へ共、此上委員變更之上は如何可相成？內務は衞生局は全廢、其事務は總務局に爲持候積之由、試驗所は全廢の由ニ候。是も陸軍と同しく前之通り未定

ニ候。

○政府方も隨て惴々議員は漫ニ吼嘐、サテ〳〵世の中はと歎し候より外無之候。唯吾曹愚人ハ是迄ハ在朝之人には折々交り、諸高官の人之腦味噌の目方は略ホ權り置候へ共、全國在野之人ノ分ハ不分明之處、今度之議會にて夫迄よく分り、ソウ〳〵謙退スルニモ不及世の中と明視し得候丈ケは、大ニ喜申居候。

○何分ニも内閣諸員之力、彼を厭服スルニ乏シク、又彼ヲ籠絡スルニ拙ナル故、此ニ至リ候事ハ、充分相顯れ申候。

この一千萬圓減額論は、流石に實現されなかつたけれども、結局豫算六百萬圓減額の結果は、衛生局の大縮小となり、延いて海外留學生の身上も危險となるに至つた。さうして長與局長は三月三十一日附を以て、在獨逸の後藤、北里の兩人に、次の如く申送るの已むなきに至つた。

――六百萬圓減額之餘波、今日中（廿一日ナル故ニ）發表之筈、局も新藤ト川口トに辭職ヲ諭し申候。實ニ氣之毒千萬ナレ共、多數ノ小給人ニ傷ケ候テハ、實務モ出來不申、亦其人々之活路モ絕ヘ可申ニ付、斯ク取斗申候。在官之儘留學之事ハ太夕危險、殊ニ局ニハ二人も三人もあり卜而、省中之攻擊劇敷殆ント支ユヘカラサル勢ニ迫リ候へ共、新藤氏其犧牲トナリテ、本年迄ハ後藤君之命脈ハ繫キ留申候。三年は迚も出來不申候間、本年度限りニテ、御歸朝之御用意御含可被下候。漸ク佳境ニ入ルノ時ニ及テ、此一信ヲ呈候は、不本意之至リナレ共、不得已勢、實ハ本年中之持續ハ、小生畢生之力限リト御判察可被下候。今より御用意無之テハ、御心算ニモ闕可申ト存候。一日モ早クト、見込丈ケ申上候。（中略）

（）昨今各省之改革大騷キ、春色モ慘憺ト相見申候。而シテ此一時ニテハ濟ミ不申、此秋モ官制改正トカ、來春モ歲費節減トカ、年々歲々波瀾之中ニ漂され、二十年來尊重之反動ニテ、卑屈之極端ニ陷リ、自活力アルモノハ、誰モ官途ハ避ケ可申、幸ニ今日免レ候人モ、尻ハ据ハリ不申、隨テ百般之事務モ舉リ申間敷、當分政府ト議會トノ軋轢衝突ニテ、二三年ヲ擾々中ニ送リ可申、氣之毒之有樣ニ御座候。——

これと相前後して、伯は石黑忠悳からも、留學を切り上げて、ぼつ〳〵歸朝の準備に取りかかつた方がよからう、といふ趣旨の書信を受取つた。日時は不明であるが、多分明治二十四年四月下旬の書翰と思はれる。

清浦奎吾氏昨日當地被致出立候。此狀著之頃は已ニ御面會之事と被存候。さて老兄留學期之義如何御思料ニ候也。小生輩之愚考ニは是か彼の醫學士仲間と歟何とか申候へ共、推スニ引クニて、御歸後も教場等ニ座も可有之候へ共、其仲間デハなし、且當地近日之景況、隨分議會之切込にて、衞生事業、衞生官醫等は、昔日ニ比スレハ退縮之有樣ニも有之候次第、清浦氏歸朝之頃ニは、御同行御歸朝被成候心算にて、御取調相成候ハヽ可然歟と愚考仕候。前以てプランを立テヽも、彌出立日といふ時ニは、隨分忙敷ものニ付、今之內〻其積にて、諸事御手側被成可然事と被存候。此義ニ付而は、安場翁も大ニ被致心配居候間、併て此段申述候。

前三項採錄の伯の長信が、日本に屆いた時分の內地の事情は、こんな風であつたのである。故に伯の書に接すると、石黑は直ちに次の如く書き送つた。

三月十五日附長文之手紙、五月一日夜落手ス。此日赤十字病院轉移にて、青山より夜九時歸り、机上之來書拜見るに貴狀アリ。軍服を不脫して披見ス。貴書ニ曰ル事アリ。「鄉山を出しより如此斯ウェルトハホール之書ニ接し

たることとなし一小生亦曰、近年如此感慨之書ニ接したることとなし。生不明ナレトモ、貴兄之有爲にして、胸中月白風清といふべきを信ず。其人にして此書を寄す。其不得止ニ出るを信決して無理ナラサルを知る。然るに昨今本邦之事、御存通、昨年豫算外之（以下缺）

惜しい哉、その後半は缺失してしまつてゐる。しかしこれだけでも、留學中の伯に對する同情の意は、掬するに足るであらう。さうして若し伯の申出が拒絶せられた場合の處置について、石黒の意見は、五月十五日發の第二信に、次の如く記されてゐる。

――先日來兩度之尊書にて、御意中悉く察洞仕候。衛生局長かはまだ何とも一ノ話も聞及不申候。詰り追支給は六ケ敷キ事と被存候。彌此支給六ケ敷時ニは、別に非職を御辭し被成候ニは不及、其儘にて他の志候學科御學ひ可被成是ハ世評は構不申候。且又是迄御取調之分にて、充分内務省へ對し、非職体丈ケ之事は報し被得可申候。最初御發途前之事ニ對し、小生輩へ御心支等ニは及不申候。――

果して伯の申出は拒絶せられた。伯の境遇は同情に値するも、事情實に已むを得なかつたのであらう。そして長與局長は、五月七日附を以て、留學中の北里柴三郎に宛てて、後藤請求の事が、到底實現し難き事情を述ぶると共に、切に後藤の自重を望むの意を、次の如く申送つた。

――後藤請求之事ハ尤千萬ナレトモ、被行不申候。國會之餘勢諸省ヲ脅カシ既ニ各省官費留學（在官ノ儘モ同シ事也）ヲ廢スルトノ論ニ傾キ、今日にも可呼返トノ議アリタレトモ、約束トノ法律語ニテ僅カニ本年度ハ繼キ留中候位之勢ニテ、清浦氏ナトモ年末既ニ其命ヲ蒙リタルモノモ、此際辭職シテ途ニ上ルノ仕合、御推察可被下候、其理由アリテモ其事ノ行

ハレサルハ今日ノ世態ナルニ、況ンヤ費用ニ關スル件ハ尚以テ出來不申候。然ル上ハ後藤氏ハ其方針ヲ轉スルトノ意見ニ相見ヘ申候。未熟之事ヲ以テ世ニ立ツハ同子ノ屑トセサル所、尤之事ナレトモ、此後ノ方針ニ至テハ、深ク思慮ヲ要スヘキ事共、案痛仕候得共、掛々ニテハ何トモ致方無之、篤ト御相談被下、輕擧之失錯無之樣、御注意御相談可被下候。呉々奉願候。――

以て長與が、伯の才を愛したる情と、議會と伯との間に板挾みとなりたるの苦衷を察すべきである

かくの如くにして、伯の要求は拒絶せられた。たとひ事情已むを得ざりしものありたりとは言へ、それは彼の身にとつては、堪へ難きものであつた。彼は經費の關係から、折角努力して得たる稀有の獨逸帝國衞生院の特別講義聽講をも辭して、ミュンヘンに去らざるを得なくなつた。と同時に、斷然辭職の臍を固めて、その意を長與局長及び石黑忠悳に申送つた。それに對する石黑の返翰（七月三十一日附）は、次の通りであつた。

益御多祥慶賀候。○貴下之技師辭職、並英國衞生會派遣辭任トモ、其書面到着。長與氏ヨリ相談有之候間、答ノ大意。

後藤ハ見掛ケニヨラヌ正直者ナル事ハ御存ノ通リ也。故ニ技師ノ非職給ヲ取リテ留學スレバ、其一身ニ付ク可キ學修ヲ修メス。其官職ニ益ス可キ學術ヲ修メネバラナヌト言フ眞心ハ、ドコ迄モ篤シ。故ニ其官職ニ付キタルコトヲ修メントシテ、獨乙帝國衞生院ニ入リタルニ、種々入費モ嵩ミ立キレサル故ニ、手當金ヲ請求シ來リタレトモ、會計法許サズトシテ之ヲ拒マレタリ。サレバトテ後藤モナキ金ハ支拂出來ズ、不得止體ヨク衞生院ヲ辭シテ見レバ、伯林ニモ居ラレズ。因テ民賢ヘトハ遁去リタリ。斯ル有樣故ニ、此後其官職ニ對シ、充分ノ修業出來サ

ル故ニ、眞心ニ不安シテ辭表ヲ出シタルコトハ、小生如鏡ニ之ヲ知ル故、當人ニはたとへ心ニ不滿ナリトモ、兩條トモ不被聞届方と愚考ス。

長與氏曰、余亦同感ナリ。此足ニテ長次官ニ參リ、電信にて「不被屆聞」と達せんコトヲ申請ス可シ。石黑曰、可然候。但し是ハ是トシテ後トハ蛇の生殺し之如きコトニし玉ハズ、埒ヲ明ケラル、コトヲ希フ。

右之通りニ候間、一寸申上候。後の模様ハ分次第可申上候。

そして右の書信は、更に進んで官制改革の結果、衛生局長の地位が、勅任から奏任に下落し、年俸も二千五百圓に減ぜられたる旨を報ずると共に、この際辭職のことは、「當分」止めるやうに勸めてやつた。蓋し長與がその冷遇に堪へずして、局長を辭職するときには、其の後の椅子が後藤に廻つて來はしないかといふ豫感を得たからではないかと思はれる。その文面は次の通りである。

――官制も彌發布、衛生局長ハ二千五百圓と定まり候。氏之ニ安する也否、不相分候。小生考申候は、貴族院議員を持チナガラ之ニ安ンスルヲ、爲道爲邦又爲身可然ト相考候。小生ナドハ事業上ニ望アリ、又目的アレバ、等級給金ハ毫も眼ニ入リ不申と存候。○官制改革にて、生ハ年俸四百五十圓ヲ減殺ス。御吊詞ヲ受度候。御一笑○當年之議會は昨年より一層暴ナル可シ。殊ニ改進黨ノ經濟窮甚矣。半殺之蝮蛇喰付カレタル者ハ惱甚シカル可シ。○内々貴兄之事、技師を辭ストノコトハ當分御止め可被成候。是迄衛生院にて御學ノコトヲ引延し貴下の才にて利用スレバ天下無敵候。而して他ニ身ニ付き候事御學ひ之義可然候。忠悳をして此の如き言を吐くに至らしむる、實は日本近時ノ世況、殊更學術社會之風御察可被成、忠悳自ら此ノコトヲ述へて閣筆歎息スルモノ長し。――

果して長與局長辭任の風評は、次第に確實となり、惹いて後藤後任局長の議も、大分有望になつて來た。そこで石黒は、八月六日附を以て、「餘り早太鼓にて或は外れ候事も可有之候得共」と言つて、その形勢を報ずると共に、更に彼の自重を求むるところがあつた。

五月廿四日發尊書今朝相達、拜見、益御健勝御勉學慶賀候。當地安平御意安可被下成候。○今般の尊書にて、貴下後來の經畫悉く明了仕候。是ナラバ技師を辭せしも御尤もと存候へ共、尙御熟考有之度候は、今度官制改正ニ付而は、衞生局ハ二等局にて局長年俸二千五百圓、奏任と有之、然ルニ長與ハ是迄年俸も三千六百圓、且勅任ニ付、是迄は局長を其儘特旨にて差置候事ハ難相成、付テハ長與氏ヲドウカ片付ケテ、他より其局長を新任せざるを不得候。內務部內の事ハ更ニ不承候へ共、ソコデ長與を縣知事ニヤルトカ、宮中顧問官ニスルトカ、色々ノ評も有之候由、乍去小生考には、先年の改革の時にも小生申述候通り、事業の目的を繼續スルヲ樂トスル以上は、身の位置ヲ不可論トテ、依然衞生局長ニ身を被据候故ニ、元老院議官トモナリ、貴族院トモナリ、特別年俸トモナリ候事故ニ今度は割かソルキカラトテ、之ヲ退くは甚後暗く候ニ付、斷然世外ニ立チ、奏勅タノ又ハ俸與の薄厚ダノヲ眼外ニ置キ、斷然其局長新制ニ被付候はゞ、大ニ世の耳目をも警醒し可申と存候得共、御當人迚も此勇氣ハなき樣子、尤今度ノ事ニ付而は、一言も相談いまだ不受申候。因てどの道ニも、局長は新に相成可申、此新任者は中濱と貴下との兩閣といふこと、多衆の論に候處、中濱デハと申說もありて、貴下に劍先向き可申歟とも、昨今雲氣相見申候。小生考には、此度ノ新局長は、他ハ不可慮候へ共內部ニ於テ一、二の人の上ニ付苦慮可有之と被察候へ共、夫にてはどふとも相成可申、年來御經驗も被成候事故に、彌其命參候はゞ、御受被成可然と存候

餘り早太鼓にて、或ハ外れ候事も可有之外レ、バ倘幸ナリ候得共、此段意見入貴聽置候。尤今度ノ事、御地へ被達候を御辭し被成候上は、在官にて衞生ノ事に手を御出し被成候事ハ、御斷念之積ニ無之而は不相成候。長與ナラバ格別、其外ノ人ノ下ニ立チテ、事を執り候貴兒ニアラサルコトを小生篤く信居候間、如此慮り申候。先は不取敢前段申述度、著氣御自重奉專念候也。

さうして石黑は、それより一箇月半後の九月二十三日に至り、後任局長はいよ〳〵後藤に內定せる旨申送ることができるやうになつた。次の通りである。

先日長與ニ親話ス。同人之意ハ、

局長ハ貴兒、試驗所長中、技師北、

と之見込。中央會長は白根次官と申殘候由ニ候〇近日ハ大ニ健ナレトモ食物ハ粥肉汁ノミニて、處々衞生會ノ巡禮等被致居候。〇醫界ハ鼻（註、但しこの鼻は原本は鼻の形にて現はせり。）連大跋ニ候(マヽ)(ニ脱)へ共、是亦四分五裂、到底一團シテ大ニ世ニ當ルコトハ出來不申と存候。何となれば、目前之營利ニ孜々トシテ長眼大斗ナシ。

文中、「試驗所長中」とあるは中濱東一郞、「技師北」とあるは北里柴三郞のことと思はれる。そして長與專齋辭任後、衞生局長の職に就いたる荒川邦藏は、ただ後藤が歸朝までの繫ぎに過ぎなかつたことは、長與の自敍傳「松香私志」に、「明治二十四年余多病の故を以て衞生局長の職を辭し、後任には後藤新平をと兼て思ひ定めけれど、當時猶ほ留學中なりければ、一時荒川邦藏衞生局長に任せられ、一年にして後藤之に代はることとなれり。」とあるによつても察せられるが、辭職にあたり、長與は詩二篇を賦して、その感懷を後藤に示した。

古人云。迂濶疎懶多病。有一于此者。非弘道之材也。矧於兼之者乎。明治七年本邦始設衞生之局以來。余任其長。自躋務藥物之制。以至傳染病之豫防。衞生工事之經營。事多屬創始。習俗之所漫淫。情實之所絆縛。有不可以常理推者。而余迂濶疎懶。加以天資多病。固知非其材也。特以欲振興擴張斯道之熱衷誠難禁。不敢自揣。强承其乏十有八年。於茲追憶往事。不慊於心者亦不少矣。二十四年八月。官布新制。大行釐革。乃上表乞骸骨。養病于鎌倉別墅。偶有所提觸於懷。作此詩。

潮光瀲灧曉暉妍。痩骨洗來清欲仙。養病却宜兼謝俗。安心未必藉參禪。海風輕拂人間熱。松籟俾催林下眠。晴雨順時秋痩□(闕)。挂冠恰及太平年。

屛居匝月謝塵緣。人世究通付偶然。早起坐潮迎旭日。微醺踞石嘯秋天。饑鷹就條困求食。係馬脫韁寧怕鞭。養病從來無祕訣。神清骨冷卽眞仙。

そして一方石黒忠悳は、九月三十日、後任局長は後藤に内定せる旨を告げたる次の書信を後藤に送った。

――長與君處々巡遊にて、また染々と噺し不申候。後任は貴兄とハ小生ニは斷言候間、其筋へ左樣申立候事と被存候。今日之局長荒川邦藏ハつなぎの事ニ可有之候。當年はコレラも少く、唯英船か香港より持來り候分丈ケニ付事もなく夫にて濟居候。〇貴兄御心中如何。御歸後右局ニ御當り之事、人民之爲には所望ニ有之、乍去老兄此局ニ當る時は、隨分二ケ年間位は萬障當途事と御深慮、カンシヤクを御發しなく、心永く平氣之平左衞門にて、御構被成候御覺悟專一ニ候。且又兩博士ニ對スル眞實の友情、何より以て專一と被存候。其邊之處不申上候ても、御洞知と信候へ共、人ハ西洋ニ留學スル時と東歸後とハ、隨分性質をも異ニ致し候間、一寸申上置候。

かくして伯は、辭職を飜意し、留學を繼續することになつたが、いかにミュンヘン落ちをしたとはいへ、毎月送つて來る百圓や百二十圓の月給で、留學費が支へ得られるわけがなかつた。加ふるに伯は、ミュンヘンに行つてからも、一留學生としての聽講だけで滿足できる人でなかつた。そして常に、シュミットといふ祕書のやうな男を携へて、調査研究に從つてゐたことは、當時やはりミュンヘンに留學してゐた岩佐新が次のやうに語つてゐる。

當時私が後藤さんに敬服しましたのは、人を使ふことの如何にも巧みな事でした。正直のところ、後藤さんは語學は達者でなかつたので、何處でどういふ風にして手に入れたものが、シュミットといふ獨逸人の祕書（祕書といふと少し大袈裟かも知れませんが）を傭ひ入れて、始終一緒に連れてあるいて居りましたが、此の祕書の御蔭で隨分いろいろの便宜を得られたことと思ひます。

「さつき後藤君が、シュミットを隨へて、何處其處へ行つたぞ」

などと、よく私共は噂話をしたものですが、どういふ積りか、到頭其の祕書は私共に紹介せず終ひでした。何れにしても、あの怪しい獨逸語で、あの重寶な獨逸人を手に入れた手際など、全く凡庸ではありませんでした。この一事だけでも、到底凡人の眞似られぬところであると思へたものです。

單なる一留學生として、外國人の祕書を傭ひ入れるやうな餘裕が、よくあつたことと不思議に思ひますが、先輩の長與專齋氏などが、大分後援してゐたやうですから、割合に財政的には不自由されなかつたのでせう。

しかしそれは長與の後援ではなかつた。尤も上述の如く、留學費の增額方を、長與局長に懇願したのであつたが、それは聽かれなかつた。さうして一方、妻と母とは妻の里方に預け、自分は僅かの月給で留學費を支へ、足りないと

これは、苦しい借金によつて償つてゐたのであつた。その借金證文の一つが、今も遺つてゐる。

金子借用證

一金壹千圓也

右ハ私事歐州在留中ノ處、諸入費支拂之爲メ、正ニ借用仕候處實正也。返濟之義ハ、私歸朝之上、元利取揃ヘ、相違無之御返濟可仕候。右抵當トシテ、生命保險會社保險證差入置候。ナホ掛金ノ義ハ鈴木眞一ヨリ支拂致候。依而一札差上置候事如件。

右借用人

在獨乙國民顯府(ミュンヘン)

明治二十四年十一月　　後藤新平

阿川光裕殿

右の如く、伯の二年餘の留學は、世に想像するやうな、暢氣な遊學ではなかつたのである。

その當時の生活を、後年に至つて、伯はよく近親の者に茶飲み話として物語つてゐた。

『獨逸に居た時分は、下宿のめしが不味(まづ)いので閉口したよ。それでよく散歩などして、今日はこれだけ腹がすいて居るから、あのめしでも美味(うま)く食へるだらうと思つて、食卓に著いて見るが、矢つ張り不味くて食へなかつたこと。』一體に食物などには、割に淡泊であつた伯が、このやうに感じたのであるから、その下宿屋がどの程度のものであつたかが想像される。

われ等は、ここに立ち止まつて、伯のいま來り訪れたる獨逸なるものが如何なる時代を通過しつつありしかを一瞥する必要がある。

伯が獨逸に著いたのは、一八九〇年の五月の末であつたから、それは丁度、ビスマークが、二十八年住み馴れた宰相官邸を引拂つた三月二十九日から、約二箇月の後である。

普佛戰爭に勝つて後の二十年間は、ビスマークが獨逸新帝國を鍛へ上げた目覺しい時期であつて、同時に彼が全歐洲の中心人物として、世界の注目をあつめた時代である。

伯の來著する二年前に、新帝カイザー・ウイリアム二世が卽位し、二箇月前にビスマークは、政權から追はれてゐたけれども、その聲望は依然として獨逸の隅々にまで行き渡つてゐた。

それは新興國獨逸が、火の出るやうな凄まじい勢ひで躍進したときであつた。さうしてその興隆の渦卷きの中には、ビスマークの政策といふ一貫した指導原理の流れてゐるときであつたのである。

感受性强き壯年學徒が、この刺戟的な雰圍氣に反應せざるわけはない。果して、伯は熱烈に感得した。さうして、それが伯の一生に、拂拭し難い痕跡を遺した。

蓋し、當時の伯は、その地位こそ微々たる衞生局の一留學生に過ぎなかつたけれども、決して傳染病豫防のみを以て能事とするやうな、ただの衞生官吏ではなかつた。彼が、國務とは、要するに廣義の衞生事務に過ぎないといふ思

想を持つてゐたことは、すでに述べた通りである。實際においても、一般の官吏氣質からは、一種の「變物」と視られるほど、常に國家と政治とに興味をもち、またそれを論じてゐた。

更にその當時の日本は、もはや極東の一小島國ではなかつた。内には國會まさに開かれんとして、新興の意氣全土に漲り、外には隣邦支那及び露西亞の二強と角逐して、東洋の時局を收めねばならぬといふ重大時機に臨んでゐた。すなはち、國家經營といふことが、最も大きな關心となつてゐた時代である。

かかる時代に、かかる人が獨逸に來たのである。彼が偉大なる建國者ビスマークに對して、並々ならぬ崇敬の念を抱くに至つたことは、全く事の自然であつた。

そのころ伯と一緒に獨逸に留學してゐた岡田國太郎は、次のやうに語つてゐる。

留學當時の後藤伯は、よくビスマークのことを口にして、ビスマークは偉い、あの人なればこそ、獨逸の統一を爲し得たのだ、書生時代からのことを調べて見ても、すでに一風變つてゐた、獨逸の國に對して、眞似のできんほど愛國心の強い人である、――さういふやうなことを度々話して居られました。

尤もその當時ビスマーク公は、新帝との折合が惡く、病氣靜養といふ觸出しで、ずつとフリードリヒスルーの別莊に籠つてゐられましたので、親しく謦咳に接する機會もありませんでしたが、たつた一度、ビスマーク公が、バーデンバーデンか何處かの温泉へ行かれた歸途、伯林に立ち寄られたことがありました。しかし公は、獨帝のおゐでになる伯林の土は、決して踏まないと言つてゐられましたので、伯林のステッチーネル停車場において、車中のまま一般の市民に面接されるといふことが、新聞に出てゐました。その時後藤伯も、わざわざ停車場に行

つて、ビスマーク公に面會して來たと、言つて居られました。

これより先き、ハンブルグにコレラが流行しましたので、その際後藤さんは、その豫防の設備を視察のために行かれましたが、その途中、フリードリヒスルーなるビスマーク公を訪ねて來たと言つてゐられました。丁度そのころ、伯の「衞生制度論」が、內地で出版になり、何十部か伯林にも送つて參りましたので、その二部を携へてビスマーク公を訪ね、一部は公に自分を紹介してくれた公の侍醫に、一部はビスマーク公自身に、贈られたといふことです。その侍醫とは、伯林で開かれた萬國醫學會で知己になられたやうです。その時ビスマーク公が「よく訪ねて下された。君は日本で、どんな仕事をしてゐるものであるか。」といふやうなお尋ねがあつたので、詳しく自分のことをお話しになると、ビスマーク公は、

「日本に歸つたならば、日本のために、醫學上は勿論、政治上にも十分に働いてくれ。見受けるところ、君は醫者といふよりも、どうも政治に携はるべき人物に見える。」

と言はれたといふことであります。そして伯が辭し去らうとすると、公は自ら門前まで見送つて、堅い握手をし、後藤さんの肩をたたいて、大層名殘り惜しげであつたと、伯は自分でさう言つてゐられました。當時ビスマーク公は、獨帝（カイザー）と意見が合はず、新帝からラウェンブルグ公（ヘルツォーク）に任ぜられましたけれども、その肩書は稱へないで、やはり先帝から戴いた「侯（フユールスト）」の肩書を認めてゐられました。後藤さんがビスマーク公御訪問の時に、記念のため戴いて歸られたビスマーク公の寫眞にも、「フユールスト・フォン・ビスマーク」と書いてありました。

そのビスマークの寫眞は、いま殘存してゐない。それに伯に接した幾十年の間に、筆者は一度もこのビスマーク訪

間の話を聞かなかつた。伯は家庭において、いつも伯一流の愉快なる座談術をもつて、往年の回顧談を行ひ、殊にかうした種類の插話は、好んで物語つたものであるが、不思議にも一度もこの訪問談に觸れなかつた。この點について岡田は、

　私の留學當時の日記その他の書類は、悉く紛失しましたために、ただ記憶のみにたよつて、確たる材料につきお話しできないのは殘念であります。それにそのころの伯は、時々飛んでもない法螺を吹いて、私達を煙にまく癖があつたので、果してビスマーク公が、「君は醫者といふよりも、政治家になるべき人物だ」と言はれたのか、どうか。或は「衞生制度論」を、わざ〳〵公の別荘に携へて獻上したのか、それとも小包ででも送つたのか、確かではありません。しかし當時伯が、前のやうな話を、私達にしてゐられたことは、確かに記憶してをります。少なくとも、「衞生制度論」をビスマーク公に贈つたことは、事實であらうと思ひます。當時私も、一本を頂戴いたしました。

と、語つてゐる。而して今となつては、事の眞否を確かめる方法はない。しかし、少なくとも當時の伯が、ビスマークに對して、滿腔の崇拜を寄せてゐたことだけは、この談話によつても窺ひうると思ふ。

　さうしてこのビスマークの人物並びに業績に關する伯の研究は、その後の伯の政治的徑路に、大きな影響を及ぼしたのである。

　ビスマークと後藤新平とは、その根本の性格において、むしろ正反對であつたといふことができる。ビスマークが首相時代にも、よく伯林の雜閙を避けて、シェーンハウゼンの山荘に歸り、銃を肩にして終日、森林の中を逍遙ひ、

ただ一頭の犬を相手に暮したといふやうな、厭人的な、憂鬱な性格は、伯にはなかつた。

またビスマークは、幼年より少年のころにかけて、家庭内において順境でなかつた。彼は母と仲が惡かつた。從つて母に對する反抗心から、母の好んだものを悉く嫌つた。當時の獨逸に殘存してゐた自由主義精神は、母がその父メンケンより傳へたる心境であつた。しかるにビスマークは、半ばは天性より、半ばは母に對する反抗心より、この自由主義が大嫌ひであつた。彼の一生は自由主義者迫害の一生であつた。この點も亦、伯と全く異なつてゐた。

さらにビスマークは、その人生觀の根本において、マキャヴェリー主義であつた。人間の弱點と暗黒面とを正面から凝視して、これを十二分に利用した。伯においてはさういふ深刻なリアリズムは、遂に終生見られなかつた。

更にビスマークは、骨の髓までユンカーの嫡流であつたために、地位とか門地とか財産とかいふことに、可成り拘泥し、執著してゐた。ことに財産については、あれ程の人物がと、人をして嘆息せしむるやうな執著があつた。それは彼の手翰や會話のうちに遺つてゐる。この點も、伯に於いては見られなかつた。

しかし同時に、ビスマークの特色であつた色々の點が、伯において缺けてゐたものも澤山あつた。けれども、これ等二人者の相違は、一つには、二人の性格の相違でもあつたが、又一方には、獨逸人と日本人といふ人種的環境上の相違でもあつた。

かかる多くの相違を認めつつも、我等はビスマークと後藤新平との間にある、多くの類似點に盲目であり得ない。その政治的信條として、國家主義的精神の旺盛であつたことや、これを實現する方式において、一見、猛斷猪突するごとくにして、しかも用意周到であつたことや、その目的達成の手段において、隨分複雜な機略を用ゐた點のごとき

は、兩人に共通するところである。

しからば、伯自身は、ビスマークに對して、いかなる批判を加へてゐるか。大正七年十二月、「ビスマルク演說集」の序文において、伯は自ら次のごとく記してゐる。

比斯馬克公は、近世世界史上に於ける大政治家大外交家也。公の獨逸帝國大宰相としての執權時代程、歐洲政局の波瀾曲折に富み、興趣に滿ちたるは莫し。（中略）蓋し世人は比公と獨逸帝國とを同視し、比公の生涯即普魯西勃興史、比公の性格即獨逸民族精神の如く見傚して怪まず。（中略）事實に於ても、公は獨逸を以て自己の生命となし、自己の全生命を以て獨逸に任ぜり。（中略）然も特に比公ほどの巨人にありては、獨逸が比公歟、比公が獨逸歟と惑はしむる程に其智囊は獨逸大に擴充し、其の意力は國家大に緊張し居るなり

いかに後藤伯が、世界政治史におけるビスマークの地位を、高く評價してゐたかを見るに足るであらう。さらに政治家としてのビスマークに對しては、伯は次の如き批評を與へてゐる。

比公の複雜なる性格、豐富なる思想は、勿論反對論者の政見を取捨し選擇し包攝するに餘ありき。然れば盡くることを知らざる公が幾多の畫策は、有ゆる經驗、有ゆる機會よりして、其國土其時代に於て最適と思惟する一策を採擇して、之を敢行せしに外ならず。其の一旦決するや、相背反せる二途を同時に步む能はざるを以て、敢て辯せず、唯先決の一方に向つて猛進するのみなるが如きも、然も反對側の意見と雖も、其の取る可きは之を取り、捨つ可きは之を捨て、以て現在と將來に對する選擇を過たざることに於て、又將來に對する畫策を準備することに於て、腦裡の成竹既に決する所のものあるなり。然れば一見公を果せし反對的勢力と雖も、公に取りては一面

自己の所信を確守貫徹せしむるの刺戟となり、他面將來の畫策に資する所以ともなり、畢竟公の政策を補充し、洗練するの一大役目を勤めたるものなりと謂ふに過ぎざる也。

此公の巨頭には雲の如く湧起する多種多樣なる計畫、其の長軀には雷獸の如く馳せ廻る旺盛なる感情を藏し、其の性格の多岐複雜なること、洵に歐洲の地勢の複雜を極むるに相似たるものあり。而も天は此公に幸するに、此の無盡なる思想、此の横溢せる熱情を收拾し統制して、明快なる判斷の下、其の最善と信ずる一途に向つて直往邁進する、比倫なき偉大なる意志力を以てしたりき。公は自己の智に纏はれて動くを得ざるの徒に非ず、又自己の情感を縱まにして身を焦き果すの輩にも非ず。事物を秤量し、批判する明晰にして的確なる見識を有し、其の所信の遂行に向つて全人格を捧げて餘さざる驚く可き意志の人なりき。總て偉大なる天才は、一面獨斷專行の人なるが如く見ゆ。然れども之は唯た外觀に過ぎず、彼等は左顧右眄せず、電光石火的に行動するが如く見ゆるも、是れ亦斷じて彼等の眞面目にはあらざる也。此公は實に理智の人なり、理智に徹底せし意志の人なり、感情の人なり。然も其感情や絶對的に男性的なり。天空の星辰を數へ盡すの聰明、千山萬嶽を移すの意志、全地を焰に裹むの情感、是れ實に彼の所有なり。而して公の情火は常に君國を意ふの一念を以て其の焦點となす。公の一生を通じて公に力附けたるものは、實に此の愛國の至情也。自然的に燃えて止まざる公の此の感情は、人間本來の怨恨私情等有ゆる不淨の情念を燬き盡し、驚嘆す可き迄に公の人格を鍛錬したり。爰に於て公は凡俗なる小人には冷かなること氷の如く見ゆ。然も地殼の下には團々たる熱塊の横はるを誰か否む可き。大政治家たり大外交家たる公の完全なる資性は實に斯くの如くして其の先天後天の一致より齎されし也。

この一文、ビスマークを論じて、果して肯綮に中れるや否やについては、史家の間に議論はあるであらう。ことに屢〻最上級の形容詞を用ゐて、比公を讃賞してゐるのは、批評としては聊かナイーヴに過ぐるの觀なきを得ない。しかし、批評家でなく、自ら實行家であつた伯が、比公の人物手腕に傾倒するの如何に深かりしかは、これによつて窺ふことができる。

さらにビスマークの國家觀については、伯は次のごとく述べてゐる。

> 比公政策の樞軸は、國家權力の確立及維持に在りしが、當時四圍の情勢に顧み、最も重きを外交に置き、全精力を之に傾倒したり。比公以爲らく、國家は理論の産物に非ずして實勢力の結晶なり、國家は過去現在及未來を串く連續的生命を有し、個性を具する一の有機體なるを以て、一國の政治家たらむ者は、内政上に於ては須らく其國家の傳來的性格に遵據して之を指導す可く、而も外交は世界の大上に於て勢に顧みて宜を制せざる可らずと。公は實に此精神よりして、自立武斷主義を執り乍らも、而も聯合協調の外交主義を捨てざりし也。皮相の觀察を以てすれば、比公は自己の見識及意志を以て國家を經綸せむとしたるものの如しと雖も、其實公は何れの國家に於ても、個人意志よりも逈かに强大なる勢力、之を詳言すれば、其國家の起源・變遷・隣邦との歷史的關係の如き事情に伴ふ自然的要素が、常住不斷に存する事を信じたるを以て、外國の形勢就中其政治圏内の人物・主義・政黨關係等を熟察し、以て豫め歐洲政界の大圓鏡智を一身に體したるが爲め、大勢の打算能く肯綮に中り、臨つて其の對策謬なかりし所以なり。

この數行は、伯自らの任ずるところを、ビスマークの名を藉りて、表白せるやの觀がないでもない。しかし少なく

とも伯がビスマークをかく論じたのは事實であつて、政治家としての伯が、ビスマークに學びとつたところも、多くはこれらの點にあつた。而してそれは、少壯にして獨逸に留學した頃から、始まつたものである。

六、ビスマークに學ぶ

伯がビスマークから學んだものが二つあつた。その一つは、比公の外交で、いま一つは比公の社會政策であつた。

ビスマークの外交には、終始一貫したる大目標があつた。それは獨逸帝國の統一と維持といふことであつた。その統一のためには、彼は三回の戰爭を斷行し、その維持のためには、彼は歐洲の各國と或は同盟し、或は連衡した。彼の一生はこの目的のために消盡せられた。卽ち獨逸帝國といふものに、ビスマークといふ烙印が、赤々と捺されたのである。

伯も亦、その一生を通じて、日本帝國の完成といふことを、大目標として精進した。

「日本の日本、世界の日本、さうして、日本の世界」

それが伯が口癖のやうに謂つてゐた帝國日本の目標であつた。それは、日本民族は先づ日本國内をよき日本としなければならず、その次には、かかるよき日本を、世界的に擴張して、世界的雄邦としなければならぬ。しかしそれだけではいけない。第三の且つ究極の目標は、日本民族の生活と精神とをもつて、世界全體の儀表たらしむる覺悟が無ければならぬ。それが、伯の日本に期待したるところであつた。

この祖國愛と、祖國膨脹との二大眼目において、伯は深くビスマークに傾倒したやうである。

さういふ究極の目標を眺めてゐたればこそ、伯は後年、日露戰爭の終結を獻言し、嚴島に於いて伊藤博文と世界政策を論じ、支那の建直しを策し、日露の接近を圖り、晩年に大調査機關の設立に鋭意したのであつた。であるから、ビスマークが常に、大處高處から大局を打算し、區々目前の小策に沒頭しなかつた點に敬服したのである。この點につき伯は次のやうに言つてゐる。

すべて國政を擔ふものは、「目分量(アウゲンマス)」といふことを忘れてはならぬ、杓子定規では駄目だと、ビスマルクは言つてゐるが、たしかに至言である。規矩準繩では、決して偉大なる政治は生れない。まづ大局に立つて、國策を定めたる後でなければ、區々たる法律や談判は、三文の價値もない。この點たしかにビスマルクは偉かつた。

そして大正十三年九月、森孝三をして、フォン、ブラウエルの「ビスマルク公外交機略」を翻譯出版せしめ、自らそれに序文を記して言ふのに、

――ビスマルク不世出の資を抱きて内治外交革新の衝に當り、快刀亂麻を斷つて遂に克く帝業を樹立す、偉なりと謂ふべし。彼には獨逸全土を燬くの情熱あり、千山萬嶽を移すの雄圖あり。星羅を數へ盡すの聰明あり。加ふるに縱横盡くる無きの機略を以て、交戰修好より經濟殖民、攻守同盟に至る迄、克く策し克く斷ず、而して之を貫くに愛國の至誠を以てす。洵に稀に見るの大政治家と謂ふべし。彼は主義よりも寧ろ現實に、論證よりも寧ろ實行に、機に臨み變に處し、悉く獨自の軌軸を出さざるは莫し。故に彼の事蹟に就て之を觀るときは、矛盾あり、專斷あり、爲めに絶えず反感を買ひ、又往々にして奇禍を免るゝこと能はざりき。而かも其心術は、純然たる忠君愛國の至誠として之あるが爲めに、彼は能く常に公明正大なることを得たり。(中略)夫れ物に正あり、變あり、

未だ專ら正なること能はず。未だ專ら變なること能はず。正變相應じて事始めて成る。予を以て比公を觀るに、公の若きは正變相策應して能く驚天動地の國家的企畫を遂行せるものと謂ふべし。

時に過褒の憾みあり、また言やや抽象に流るる嫌ひはあつても、いはゆる「忠君愛國」の四字を、「獨逸の統一及び歐羅巴大陸政局の安定」の意に解するならば、よく外交家としてのビスマークの眞骨頂を捉へ得たものといふことができるであらう。さうして東洋に在つて、丁度當時の獨逸と同樣の立場に立つてゐる日本國の外交國策の遂行につい て、ビスマークに學びとらねばならぬ點も、實に其處にあるといふべきであらう。

しかし、斯くしてビスマークに私淑せし伯が、その外交機略を自らの手によつて應用實現するまでには、なほ十年近い日子を必要とした。衞生局技師としての伯が、その學びとつたるところを、直ちに應用實現するの機會を得たものは、ビスマーク政治の第二の點、卽ち主としてその社會政策的立法であつた。

內政におけるビスマークは、國家主義の權化と呼ばれ、個人自由の抑壓者と稱せられた。たしかに彼は國家主義者であつた。しかしそれと同時に彼は、國民を基礎とすることとなしに、健實鞏固なる國家が成立しうると考へるやうな、空想的國家主義者ではなかつた。國民が十分に國家の恩惠に浴することができず、生計の安固を計る途もないのに、どうして國家の眞價を發揮でき得ようか。特に當時は、獨逸においても、社會黨がやうやく擡頭して、勞働問題が喧しく論ぜられ始めた時であつた。そこで宰相ビスマークは、いはゆる「國家社會主義」なるものに著想した。日く、勞働者は國家にむかつて勞働狀態改善を要求するの權利があり、國家はこれを顧念するの義務がある。すでに國家にして、老衰文武官に恩給を與へ、癈兵に年金を給する以上は、勞働階級の老卒癈兵にも、同樣の救恤を施すのが理の

當然である。即ち彼は、社會主義の思想を自家藥籠のうちに收め、社會主義の要求する個人の生活改善を、國家の力にて企圖せんとしたのである。さうしてその結果として生れたのが、ビスマークの三種保險制であつた。

第一の疾病保險法案は、一八八三年五月に至つて、漸く議會を通過せしめることができた。これは勞働者の一般疾病に對するものであつて、その掛金は雇傭者から三分の一、勞働者より三分の二を徴することと定めた。しかもその特色は、保險掛金を強制的に積立てしめることにあつた。

翌一八八四年に設けられた第二の傷害保險法においては、その掛金は全部雇傭者の負擔となし、被傷害者は、當初の十二週間は、普通の疾病の場合と同樣に、雇傭者は三分の一を負擔するに過ぎないが、その以後は全額を負擔し、賃銀は全癒まで三分の二を給する。傷害により死亡したる場合は、賃銀の二十倍に相當する額を遺族に給し、別に寡婦に賃銀の二割、孤兒一人に付一割五分、また親があれば、これに二割に相當する年金を給與するの制である。

第三の養老及び癈人保險法は、一八八八年に制定せられた。さうしてこれが適用を受けるものは、賃銀の年收入二千馬克以下なる一切の勞働者とし、これを四級に分ち、各級に應じて支給額に差等がある。さうして養老保險では、七十歳に達した勞働者は、その健康如何に拘はらず、みなその適用を受け、癈人の方では、特定年限を經た勞働者で、疾病のために普通賃銀の三分の一以上を得ることができなくなつた者は、年齡如何に拘はらず、保險金を受くることとした。

以上がビスマークの有名なる社會政策的三立法である

しかるに伯は、すでに留學前から、この社會政策的立法に注目し、明治二十一年には、「職業衛生法」なる一文を大

日本私立衞生會雜誌（第六十三號より第六十八號まで）に發表してゐたが、今や獨逸に留學して、ビスマークの社會政策的立法の實際を見聞するに及んで、伯の興味と研究心とは、汪然として湧き起つた。さらに英國のローカル・ガヴァーンメント・ボードが、衞生事務と救貧事務とを統一的に所轄してゐる事實を見聞して、我が意を得たりとなした。かくして二年有餘の留學の間に、伯の所謂「衞生行政」、一般に言ふところの「社會行政」に對する基本的研究は成つたのである。さうしてその研究の結果は、まづ第一に、歸朝直後、明治二十五年十二月の大日本私立衞生會の常會における「勞工疾病保險」に關する講演となつて現はれたのであるが、その後衞生局長としての伯の指導精神は、一瞬もこの二年有餘の留學中における研究の結果から離れなかつた。獨逸、瑞西其他歐洲諸國勞働者保健制度を譯纂して出版したのも、その數年後である。極言すれば、伯は日本に現はれたビスマークの高足であつたとも言へる。さうして伯は、それによつて、たとへその抱負の大部分は、實現し得なかつたとはいへ、なほ日本における社會立法の大先覺たるの地位を贏ち得たことは、後に述ぶる如くである。

さらにこれら社會立法の制定實施については、その基礎として、完全なる國勢調査と統計とが、闕くべからざるものであることは、言ふまでもない。烱眼なる伯は、この點も見落さなかつた。恰かもよし、伯の留學せる明治二十三年（一八九〇年）の十二月には、獨逸で國勢調査が行はれたので、伯はわざ〳〵統計局長に請うて、調査の模樣を視察し、材料蒐集、集計、製表の方法を聞き、その大小樣式を貰ひ受けて歸つた。

伯の統計に關する研究が、いかに徹底的なものであり、決してお座なり的なものでなかつたことは、後に獨逸帝國統計局長を訪うたわが花房統計局長が、「予が獨逸帝國統計局長から聞いた所に依れば、日本から統計の視察や、見



獨逸留學時代

（向つて左より伯・山根文策
岡田國太郎・北里柴三郎）

學の爲に、此の局に來た者は前後頗る多數であるが、眞に能く統計の事を理解して歸つた者は、後藤新平氏唯一人あるのみである。」と言つてゐるによつても、徴せられるであらう。この統計の急務については、翌明治二十四年八月、英京倫敦に開かれた萬國衞生デモクラフィー會議に、日本政府代表の一人として列してより、さらにその感を深くしたのであつた。

七、ドクトルの學位

伯の留學當時、世界醫界の大家と言へば、まづ指を佛蘭西のパストゥルに屈しなければならなかつた。これに對して獨逸には、ウイルヒョー、ペッテンコーフェル、コッホの三名家が鼎立して、相下らなかつた。

この三者のうち、病理學の泰斗、ウイルヒョーは、すでに政治界に進出し、帝國議會議員として活躍しつつあつた。その點が幾分伯の興味を惹いたらしい。當時一緒に留學してゐた岡田國太郎の語るところによると、「そのころ後藤さんはコッホは純學究的で面白味が無いが、ウイルヒョーは醫者ではあるが、政治家として立派な見識があつて面白いと言はれて、非常に私淑されたやうでありました。」といふことである。しかし學問の研究上、主として就いて學んだのは、ペッテンコーフェルと、コッホとであつた。

伯が一時伯林を去つて、ミュンヘンに往つたのは、ペッテンコーフェルに就いて、衞生學を研究するためであつた。その時伯は、すでに日本における研究と經驗とに加ふるに、獨逸の衞生制度と社會政策の實際を調査研究した後だつたので、伯の進歩は學内を驚かすに足るものがあつた。さうして僅か三、四箇月の間に、博士論文を提出して、見事

ドクトル・メヂチーネの學位を得た。これについては、岩佐新が、興味ある談話をなした。

後藤さんは、初め伯林に居られましたが、その後私の居つたミュンヘンにやつて來られました。此處で後藤さんは、こつそりドクトル試驗を受け、ドクトル・メヂチーネの學位を獲られました。專門の醫政を調べる間に、ホンの片手間に試驗を受けられた譯ですが、面白いのは、このことを誰れにも言はれなかつたことです。今と違つて當時のドクトルと言へば大したものでしたから、大概の者なら、鬼の首でも取つたやうに、大喜びで早速祝杯を擧げて大騷ぎをする處ですが、これを後藤さんは誰れにも言はなかつたのです。私とは毎日一緒に晝飯を食べたくらゐで、極く懇意にしてゐたのですが、その私にさへも、餘程經つてから、何かの機會に初めて洩らされただけで、隨分長い間一言も言はれなかつたのです。

蓋し貧弱なる須賀川醫學校出の伯は、その實力によつて、やうやく今日の地位を獲得したりと雖も、他の同僚などが、學士風を吹かせるのを見ては、小癪にもさわつたことであらう。さうして生來負けじ魂の强い彼が、學士以上のドクトル試驗を受けて、そんな連中の鼻を明かしてやらうとしたのは、想像するに難くない。しかし、さて愈々ドクトルの稱號を得て見ると、さアどうだと、それを見せびらかすには、あまりに彼の自尊心は强すぎた。さうして默つて、それらの學位病患者達を、眼下に冷眼視してゐたものであらうと思はれる。

さらに伯は、伯林なるコッホに就いて、細菌學を學んだ。當時のコッホは、ツベルクリンの發見によつて、天下にセンセーションを起してゐる時であつた。さうしてその門下には、日本の北里柴三郎が、その高弟の一人として、すでに破傷風菌の研究により、細菌學上に一新生面を開き、その名を謳はれつつあつた。

一體、伯と北里との關係は、明治十六年、衛生局において初めて結ばれたものである。しかし當初の交友は、決して圓滿でなかつたのみならず、むしろ互に競走者として對峙する形があつた。北里が衛生局に入つたのは、後藤より半年の後であつたが、その時後藤はすでに准奏任御用掛であり、北里は最高學府の出であるに拘はらず、判任待遇の一雇員として、その下風に立たねばならなかつた。傲岸なことでは、後藤に敗けを取らぬ北里が、何のこの田舎醫者奴と、ややもすれば後藤を白眼視するに對して、後藤も亦北里のやうな黄口の一書生が、いやに横文字を振り廻はすのを、輕蔑するの風があつた。かくして醫界將來の二雄は、互ひに相反目して、しばしば長與局長を手古摺らせたものだと傳へられる。

然るにこの兩人が、またも異郷伯林において、相會することになつたのである。その時の事情について、「北里柴三郎傳」（四一―四二頁）は、次の如く記してゐる。

又此の年歐羅巴に出張を命ぜられた内務技師後藤新平が、先生の宿を訪れて來た。後藤は先生の紹介でコッホに面會し「細菌學の概略を習得したいから暫時御厄介になり度い」と申出た。コッホは「北里が自分の研究室に貴君を置いて指導するなら宜しからう」と答へたので、後藤は言下に「私も左樣に考へて御願した譯である。我が日本人で斯樣に立派な學者が居るのに細菌學を學ばずして歸るのは惜しい。實は役所へ歸れば私が先輩であるが、北里は今や立派な學者であるから私の最理想的な先生であると思ふ」と率直に所懷を述べた。後藤の此の釋然たる態度はコッホをいたく歡喜させた。斯くして後藤は先生の研究室に留まる事約三箇月、勉學の傍コッホ始め知名の學者と交り、專ら社會衛生の研究と之に關する資料の蒐集に從つた。

後藤と北里との親交は、この時に始まるものであつた。その後も、時に兩人は、火の出るやうな大喧嘩を始めることもあつたが、その親交は終生渝らなかつた。而して北里が世界の盛名を負うて歸朝するや、この世界的大學者のために、傳染病研究所を設置すべく最も盡力したのが、當時の衞生局長後藤新平であつたことは、後に述ぶるところである。

附　記

當時伯のドクトル論文として提出したるは、"Vergleichende Darstellung der Medizinalpolizei und Medizinalverwaltung in Japan und anderen Staaten" と題する獨文三十四頁の論文であつて、一八九一年（明治二十四年）Münchenに於て印刷された。

八、家　郷　萬　里

留學時代の伯については、非常な勉强家であつたと言ふものと、さして勉强はしてゐないやうに見えたと言ふものとある。蓋し出來るだけ多くの講義を聽き、蒼い顏をして一室に籠つて讀書することばかりを、勉强と心得るならば、彼はその意味の勉强家ではなかつたであらう。しかし彼が旺盛なる精力を以て、三面六臂の研究的活動をなしたことについては、何人も否定するものはない。

彼の當時の生活についても、相當に贅澤であつたといふ說と、極めて貧乏に甘んじてゐたといふ說とがある。これもその調査研究の必要上、體裁を張らねばならぬ場合には、相當に思ひきつて氣張つたであらうが、日常生活にさうした餘裕のなかつたことは、前に述べた通りである。思ふに前にも擧げた、岡田國太郎の談話は、その眞相の一部を

表はしてゐるであらう。
あちらで私共は、度々洋服を新調したものですが、後藤さんはそれを見て、贅澤だ、新調は馬鹿々々しいと仰言つて、矢張り向うにも、こちらの日蔭町見たいな處がありますので、そこで出來合物をお買ひになつて居られたやうでありました。
その日蔭町物の洋服であつたかどうか、今では判然しないけれども、一度伯は計らずも、獨帝ウィリアム二世に會つたことがある。それは岡田の談によると、次のやうな次第であつた。
後藤さんと北里さんと私と、三人でポツダム宮殿のお庭を拜觀してゐる時でありました。彼處の森のあたりを步いてゐますと、突然、
『お早う。』
といふ日本語がしますので、驚いて振返つて見ますと、吃驚りしたことには、かねてお寫眞で承知してゐる獨帝陛下でありました。北里さんはすでに破傷風菌の研究で名を成してゐられましたので、陛下もその名を御記憶になつてゐられ、その時は北里さんだけがお答へを申し上げました。それにその當時、お答へできるほど獨逸語の話せるのは、北里さんだけだつたのです。後藤さんは、私と同樣、直立不動の姿勢で、畏まつてゐられました。獨逸語ができれば、とても默つてすツこんでゐられるやうな性質の人ではありませんでしたが、
事實、留學當時の伯の獨逸語は、結局不得手で終つたらしい。それがまた、種々の悲喜劇を醸す原因となつた。それに就いて、やはり當時、一留學生として伯林にやつて來た金杉英五郎が、「牛庇野人雜言」（日本醫事週報所載）の

なかに、後藤伯追憶記の一節として、次のやうに記してゐる。

其頃の伯は後年に比すれば寡言沈默であつたが、時々突飛の行爲ありて煽動性、反抗性、感傷性抔の現はれがチヨイチヨイとあつたものだ。其事例は五、六の人々に差し障りがあるから、今は省略して後日の機會に發表することにする。又不思議なるは、晩年に唯一の國民外交家として賞揚せられたる伯の、獨逸留學中は、外人と交ることを嫌忌して、成る可く接近せざることにのみ努めて居つたことにて、それは伯の性來語學のタレントが不良であつたことも其一つであつた爲めで、言語の交換が意の如くならざることを懸念したものらしかつた。或る日野人は恩師ベー・フレンケルと名づくる先生より晩餐に招かれ、伯も同席であつたが、食後小舞踏會が始まり、フレンケル孃が敬意を表して伯に共に舞踏せずやと誘ふたるに對し、突如と發言しジー、ジント、バルバーリッシユ(貴孃は野蕃である)とやつたものだ。孃は大に憤怒し涕泣した。サア大變、一座は大騷動と爲り、折角の愉快なる會合も將さに不愉快愁嘆なる場面と變ぜんとした。其處で野人は拙劣なる頓智を案出し、ドクトル後藤は博學多識の士なれども、拙者同樣語學のタレント不良にして動もすれば事理を誤ることあり。只今の失言は自分は野蕃の育ちにて、貴孃と舞踏などを共にすべきガラに非ずとの意味なりしとの事なれば、幸に寛恕せられよと申せしに、フレンケル先生も微笑しつゝ、サモあるべし、ドクトル後藤は先日ドクトル金杉の紹介にて面會し、其に結核豫防、工場衞生等の事など談議せしに、識見該博の士として敬慕せし程なれば、右樣の非禮を爲すべき筈なし、外人には語學に就て突拍子も無い誤謬を釀せることは其例決して少なからず、よし／＼解かつた解かつた、これより復び歡郷に還り唄ふべし舞ふべしと納まつたことがあつた。ソコで我等は三十分程經て早々アヂューを

したのであつたが、歸宿後伯は野人に對して感謝するならんと推察しつゝありしに、豈圖らんや大に怒りて、貴樣はおれに耻辱を與へ、おれの素志を沒却せしめた。何となれば、おれは舞踏を野蕃と確信して居るので、日本にても大に攻撃しつゝ來りたるものにて、之を排斥するのはおれの素志であるのだ。餘計なお世話をしやがつたと、眞赤になつて負けをしみを言ふのであつたが、それも數日間絶交したのみにて忽ち舊に復した。後日右の事情を段々自白されたる所に據れば、伯は總て外人との會話を忌避するに努めたのであつたやうだ。フレンケル邸の珍事は、後年屢々懷舊談中に現はれて一笑談柄となつたので、北里男なども能く知つて居らるる筈である。要するに伯は當時既にワザと蕃風を裝ひ、機略縱横、權勢を睨ひ、往々詭言を弄したものであつた。然れども當時の伯は名古屋以來の素養に加ふるに熱心に讀書したので、獨逸書を讀むことは頗る達者にて、時々日本文を書きたるものを覽たるに、他の多くの醫學者中及ぶものは無かつたやうである。

かうした意味の一種の奇行は、留學時代も相變らず止まなかつたらしい。岡田はさらに、もう一つの奇行を語つて言ふ。

「一日伯林のエルザッセル・シトラーセといふ公園で、私と二人でベンチに腰かけて居りますと、傍のベンチにゐた一人の獨逸人が、

「お前達は日本人だね。日本といへば、極く小さな國で、つまり支那の保護國だらう。」

と言つたのです。すると後藤さんは、返事もせず、いきなり持つてゐたステツキで、その男の肩先を打つた。さうして、

「岡田！　逃げよう〳〵。こんな奴にかまつてゐては際限がない。」

と言つて、二人で逃げ出したことがあります。

しかしミュンヘン時代のことについては、岩佐新が、次のやうに語つてゐる。

ベルリンにをられた頃はなか〳〵の硬派で、彼奴は金があるのを鼻にかけて居る、生意氣だから毆つてやつたとか、カルタを一緒にやつたところが、胡麻化したから引叩いてやつたとか言ふ樣な事を、平氣で言つて居られたと聞いてゐましたので、後藤さんと言ふ人はどんなに怖い人かと思つてゐましたが、ミュンヘンへ來られてからは、周圍が穩かだつたせいか、極めて溫和しかつたものです。

美男子でしたが、どつちかと言ふとバンカラの方で、立派な鬪羽髭を生やしてゐました。此の髭は名古屋あたりでも大分方々から苦情が出たさうです。折角の好男子を惜しいものだと言つて頻りに剃るやうに勸められたが、到頭剃らなかつたといふ曰く附きものだと、御自身で言つて居られたものです。

私達の間でも、當時後藤さんの此の髭が問題になつたもので、何とかして剃らしてやらうと、皆で覘つてゐたものです。その內に或る日、私と一緒に床屋に行つた時、先生コクリ〳〵と良い心地に居眠りを始めましたので、時こそ到れりとばかり、私はそつと床屋の職人に耳打ちをして、先生の知らない間に、問題の鬪羽髭をウント短かくして、當時最も新しい流行だつたフランス式のスピーツバルト（尖り髭）にさせてしまつたものです。あとで氣がついた先生は大いに憤慨して、私に食つて掛つたのですが、その癖、到頭その髭の型を變へず、晩年までその時の儘の、スピーツバルトにされてゐた所を見ますと、後藤さんはあれで、內心滿更でもなかつたらうと思

ひます。

要するに留學時代の伯は、まだ三十四、五歳の元氣いつぱいの時代で、その當るべからざる氣焔に、人々を煙に卷いたものらしい。しかもかうした伯も、一度はホーム・シックに罹つたといふから、面白い。それは岡田の語るところである。

下宿は私の下宿においでなさいと申しましたが、日本人と一緒に下宿にゐては、語學の研究にならぬからと仰言つて、エルザッセル・シトラーセといふ處の、素人下宿にお泊りになつてゐられました。

或る日私に、一寸來てくれといふお通知がありましたので、行つて見ますと、情ないほど弱つておいでになるので、

「何うなさいましたか。」

と言ふと、風邪をひいたのださうですが、

「私はもう獨逸が嫌になつた。早く內地に歸りたい。米の御飯が喰ひたい。」

と申されるので、私は、

「それはホーム・シックといふものです。それではイケませぬ。かうしなさい。」

と言つて、蘭貢米を買はせて、お粥をこさへて上げました。さうすると今度は、梅干が食ひたいと言はれるので、私共と一緒に陸軍から來てゐた太田といふ工兵士官のところへ行つて、梅干があるかと聞くと、あると言ふ

「では一つ呉れ。」

「いや、そんなわけなら、みんなやる。持つて行け。」

と言ふので、曲物に入れて貰つて歸りました。すると後藤さんは、非常にお喜びになつて、それから三日程、下宿で梅干のお粥を召上つて、漸つと元氣になられました。

伯林にお在での時は、全く一時心細く思はれたやうでございました。

「役人を辭めて歸る、歸る。」

と、仰言つたこともありました。それを北里さんから、いろ／＼慰め申してゐられたやうでございました。

それは一體何時ごろのことであるか、岡田には判然とした記憶はないけれども、その前後の出來事などから判斷すると、丁度長與局長に留學費增額を懇請して容れられず、ひとり悶々の情に堪へなかつた頃であるやうに思はれる。しかしさうした問題がなくとも、留學時代の伯の日本食に對する憧れは、相當强いものがあつたやうである。ミュンヘン時代については、岩佐新が、次のやうに語つてゐる。

前にも一寸述べました樣に、後藤さんと私とは每日一緒に晝飯を食べたものですが、それは先生が日本食が好きなところへ、私の傭つてゐた婆やは私に仕込まれて飯が炊けたからなのです。日本の飯を炊かしては二人で牛肉のスキ燒ばかり食べて居ました。日本のネギが手に入らないので、玉ネギで、我慢したもので、月末に請求書をもらふと、仲よく二人で半分づつ勘定を拂つたものでした。

當時後藤さんは漬物を發見したといつて大分得意でした。それはキャベツを細かく刻み、鹽でよくもんで、これに醬油をかけて食ふ方法で、今日から考へると可笑しい樣なものですが、漬物に不自由してゐた私共としては、

迚も美味しく食べたものです。「これはおれの發明した漬物だ、旨いだらう。」と先生は得意でした。あの當時でも醬油や米は、手に入れるにはさう大した苦心は要らなかつたものです。

當時の後藤さんには別に趣味と言ふ程のものはなかつたやうです。右に述べた樣に私とは隨分仲がよかつたのですが、遊びに行つたことと言へば、一冬一緒にメランへ避寒に行つた位のもので、芝居へも殆ど行つたことはありませんでした。

この留學時代に、伯のした一つの不思議な仕事があつた。それは長與稱吉の離縁事件であつた。

長與稱吉は、長與專齋の長男で、醫學研究のため、夙くから獨逸に留學してゐたのであるが、そのうち懇意になつた獨逸婦人と結婚した。そのため彼は腰を据えてしまつて、なか／＼歸朝しようと言はない。その外種々の理由から、父專齋はこの獨逸婦人を息子の稱吉から別れさせたいと考へた。しかし日本からの手紙ぐらゐではなか／＼埒があきさうにもなかつた。兎や角と思案に餘つてゐると、偶ゝ後藤新平の洋行といふことが決まつたので、そこで出發に際し、專齋は懇々とこの始末方を後藤に依賴したのである。

獨逸につくと伯は、稱吉の住んで居つたミュンヘンに往つて、その事情を聽き取り、また當の婦人にも面會して、先方の意思を確かめ、そこで兩人離婚のことに話をすすめた。この當時のことは、伯の一つの手柄話で、彼はよく家庭內の茶前茶後、團欒の席で話したものである。

何しろ、俺は獨逸に往つたばかりで、獨逸語は碌にできないし、先方の言ふこともよく解らない程だからな。みんな笑つてゐたよ。こんな六ケしいことが、後藤にできるものかとね。

そこで俺は考へた。ただ話したのでは間違ひが起るし、あとに證據が殘らなくていかん。これは筆談でやるに限るとね。そこで、毎日のやうに女のところへ出かけて、話をして、それを一々書き取つて、次に會つたときに、これを清書したのを見せて、先方に確かめさせ、間違つたところは直させ、かうして細かく意見を交換したんだね。

何しろ時間はかかつたよ。しかし、とう〳〵話をつけて、これを解決した。

ところが他の留學生の奴等は目を丸くして驚いたんだね。何しろ、後藤のあの獨逸語で、どうして、そんなことができたらうとね。アッハッハッハッハ。實は筆談だつたんだよ。

さう言つて、伯は大笑した。

そのお蔭で、稱吉は再び身輕な獨身者の昔に歸つて、日本に歸り、日本で後藤象次郎の令孃を娶り、長與病院を起したのであつた。

九、遺　言　癖

異郷における孤獨と寂寥とは、しば〳〵人をして宗教的ならしめる。しかも伯は、思想的には物質主義に傾き、精神もまた一の生理現象であるといふ說を持するに至つたが、その情操の裡には、多分に宗教的なものをもつてゐた。遠く須賀川時代、名古屋時代にも、好んで僧侶と交はり、佛教の話に興味をもつたことは、すでに述べたところであるが、それは留學時代においてもさうであつた。

それについて岡田は次のやうに語つてゐる。

私共の留學中、西園寺公望公が、駐獨公使としてお出でになりました。その時、後藤さんの仰言るには、

「西園寺は無神論者だが、私は有神論者である。しかし私の主とするものは、自然である。私は常に自然を拜んで、そして何時も、自分の心持を淸らかにすることを努めてゐる。」

と。このことは度々私にお話がありました。

曾てロッテルダムに私と二人で遊びに參りました時、バルチック海の彼方から、黎明に大そう大きな太陽が見えましたので、後藤さんは手を合せてこれをお拜みになりました。私も共に拜みました。兎に角、自然をば大そう尊信しておゐでになりました。

お寺方の坊さん等とは、隨分早くからお近づきがありました樣子で、御渡歐の際、印度のコロンボで、ダンマパラといふ印度の高僧や、當時そこに滯在中の鎌倉の釋宗演禪師にお會ひになり、サンスクリット語について、大きに裨益ある話を聞いたといふお話を、後日私が後藤伯から承りました。宗演はその頃印度にをりまして、私も會ひました。

伯林滯在中にも、もと東京に傳道してゐたスピンネルと言ふ獨逸のプロテスタントの牧師と、度々往來してゐられました。基督教もよほど御研究になつたと存じます。

また當時伯林にアルントといふ牧師があつた。伯は三好退藏の紹介によつてしば〳〵これを訪ね、語學の研究に兼ねて、基督教の教義をも討究したと言はれる。アルントは學識深遠にして、殊に神學に精通し、人格また高潔空に得

易からざる牧師であつた。伯は交誼時を經るに從つて、その爲人に敬服し、アルントもまた伯の人物を愛した。さうして伯林在留中、日々往來して親交を結んだのみならず、歸朝後も時々、書信の往復を絶たなかつたと言はれる。

然らば伯は、かかる八宗兼學的な宗教的探索によつて、果して如何なる人生觀に到達したるか。此處に伯が留學中に記したるものとおぼしき「遺言狀」がある。これは留學中の書類の束のなかから發見されたものであつて、クチヤクチヤになつた二枚の半紙であつたが、擴げて皺を伸ばして見ると、鉛筆を以て、細かく記してあつた。所々文字が薄れてをり、誤字や脱字も多く、また全然判讀できないところもあるが、或は留學中、病床における手記ではないかとも察せられる。以て完璧とは稱し難いが、當時の伯の人生觀を知るには、貴重なる資料の一つである。次にその全文を掲げる。

世の中は、餘り穿ち過き候へは、却て殺風景ニ相成候ものと之說も有之候通りニテ、世味覺り來り候へは、道義も人情も歡樂も悲憂も失せ果て候樣の事ニ立到り候歟奈れとも、是穿井同樣ニテ、底ニ達し候而、石許水路などあるへしとも思はれさる時に、一層深く入り候へは、水ふき出し、尋常の地水と違ひ候と同し事に而、世味も甞來りて其蘊奧ニ到れは、人情道義も無之點ニ到り可申歟。是れ所謂尋常人の人情道義失し候ものニ而、佛法の地獄極樂無之、虛忘（マヽ）なり（マヽ）（と[illegible]）嘲り候類なり。更に大乘に入り候へは、困果の玄理存し候而、輪廻の道絶たんと欲して絶つへからさると同然ニて、尋常人の思ひ切り諦め兼候、人情や凡胸（マヽ）心は、取るに足らず候へ共、此ニ節制適度の常規あることを覺らさるべからず。是我所謂道ニて我主人たる間は我家の法たるべし。是我所謂神聖の道ニて、我の現在未來に於て不變なり。然れは此神聖、世間ニ謂ふ所の宗教偏言の神聖の如く、外より教て無理ニ未タ覺り

得さるものに、外制して無理承知に承知させたる神聖にあらず。故に我並に家族も、我と同し度ニ達せされは、終始此主意を貫く事能はす。幸ニ我存する間其康々にて意見異なれは、言葉を添て解明し貫きもせん。我存せされは、後は後の人々の所見ニ任かすべきなり。釋迦孔子耶蘇も掟を立てられたれとも、後の人の之を專門とする輩、果たして其先人に背かさるやは疑はし。却て孔門外ニ孔子の意ニ叶人あり、佛門以外ニ釋氏の同意を表する人あり、洗禮以外ニ耶蘇の氣ニ入る人もあらんと存するなり。されは其道を習、口に唱ひ、身ニ守ると中、存仮のミニてならぬ事なり。表面反對ニても、其内心内意ニ自ら神聖はつれぬ天理を締め、運用の妙、此俗世界に得ることこそ肝要なり。神聖を名として益々人情卽世俗ニ戻り候て、人間を神と同樣にせん、其形其影を直さんとて、やりそこなひ候事、角を矯めんとて牛を殺し候法は、取らぬことと知るをよきと存候。我家の善後策、否我家の人々の善後策も此にあるべきか。されは生者必滅會者定離、老少不定、家人の中何人早く死し、何人後に存する、知るべからず。是も悲しむべき事ニあらす。何人痛苦に罹るも知るべからす。何時災難あるも知るへからす。各覺悟肝要ニて、其場ニ到りて可成狼狽致さぬ樣心懸專一ニ候。官吏辭令の裡面ニは免職の文字自ら存し、婦夫婚姻の生別若くハ死別の雲たなびき居候。出生の祝宴ニも早晩死亡すへしとの豫報杯ニ映し居る事ニ喜憂(マヽ)は一時の發作ニ候と存し可申候。扨如此覺悟候ても、人々各分限ニよる事ニ候。中ニも我の如き一家主長たるものは、それ相應の覺悟なかるへからす。幸福なる時は順風ニ帆なれば、別ニ申置ニ及はす。萬一不幸之時、殊ニ最大不幸の時、如何と申事なり。是我幼時より、此點ニ注意候而、遺言三回相認申候。是も其一ニ候。此度善後策改名致置候。依而一身經歷より一家の總體を陳し、各人ニ對し(不明)□、善後策(不明)□述候變(マヽ)交は各人勝手たるへく候。只(不明)□□而

文之通たるへく候也。

この遺言狀が、三度目であると、この文中に自ら言つてゐる通り、伯は妙に遺言狀を書く癖があつたやうである。後年に及んでも、よく遺言狀のやうなものを記して、嗣子一藏に渡した。

この點は、南亞で働いたセシル・ローヅに、矢張りその癖があつて、僅か四十歲で死ぬまでの間に、六通の遺言狀を書いてゐるのと似てゐる。

セシル・ローヅの第一の遺言狀は、彼が二十四歲のときに書いたもので、彼の遺產全部をもつて、英國の世界的發展に寄附するといふのであるが、その當時彼は、遺すやうな大した財產はまだ持つてゐなかつたのである。彼は將來作るべき財產を遺言したのである。それから彼は、第二、第三、第四、第五、第六と矢繼早やに遺言狀を記した。第三の遺言狀は、彼の三十五のときのものである。伯の第三の遺言狀も、年代未詳であるが、留學時代の末期とすると、やはり三十五歲のころである。

伯は、その植民政治家としての業績に於いて、よく日本のセシル・ローヅと言はれるのであるが、この遺言狀を多く記した點が相似てゐるのは、また一奇とすべきである。

しかし考へて見ると、そこにはまた心理的に一脈相通ずる點があるやうである。ローヅの遺言狀は、彼の遺族に關するものではない。彼は終世娶らず、從つて遺族はなかつた。その遺言は悉く大英帝國の發展と膨脹とに對する抱負であつて、そのために彼の遺す財產を如何に使用すべきかを指圖してゐるのである。彼が最後の遺言狀に於いて、その數億の富を、母校牛津大學（オックスフォード）に寄附して、ローヅ奬學資金とし、英米の青年秀才の教育に充てたことは天下の知ると

ころである。

伯のこの遺言も、亦家族に自分の財産を分配する遺言ではなくして、人生の理想を述べたものである。その因つて來るところを按ずるに、彼等兩人は、無限の想像力を有し、湧くがごとき創造精神を備へてゐたので、その精神を後世に遺して、後人をして自己の思想と事業とを相續させなかつたのである。彼等にとつては、財產と骨肉とは、さまでの關心事ではなかつたやうである。從つて、これを世間普通の遺言狀といふ法律語をもつて呼ぶことが、或は當を得てゐないのかも知れない。

一〇、萬國醫學會

伯はその留學中、三つの重大なる國際會議に出席した。

その第一は、伯の著歐後、間もなく伯林に開かれた「萬國醫學會」であつた。しかしこれには、帝國政府は別に代表者を送ることなく、偶〻歐洲留學中の日本人二十一名が、會員として出席したに止まつた。伯も勿論、その一人であつたが、伯はこの政府の措置をもつて、甚だ不當であると爲し、自ら宇野朗、岡玄卿、北里柴三郎の三名と共に、日本會員二十一名の委員となり、時の獨逸特命全權公使侯爵西園寺公望に對して、次の抗議書を突きつけた。それは伯が自ら執筆して、上記四委員の名により提出したものであつて、以て伯が「學術」及び「國際會議」なるものに對して、如何なる觀念を抱きしかと見るに足るものがある。そしてかかる觀念は、後年伯が政治家として立つた後も、終始一貫して、當代の政治家中に、一異彩を放つに至らしめたものである。

萬國醫學會之儀ニ付建議

學術ハ一私人ノ腦裡ニ發シテ、其福利ヲ億兆ニ及ホスモノナリ。之ヲ內外ノ經驗ニ徵スルニ、學術ノ消長ハ家國ノ盛衰ニ關スルコト鮮少ニ非ラサルナリ。（中略）今日ノ國家ハ危害ノ防衞ニ止マラス、福利ノ增進ヲ圖ルモ、其本分ノ職務タルヘシト謂フニ到リテハ、必スヤ其職務モ陰性ヲ脫シテ、宜ク陽性ニ進マサルヘカラス。苟モ此意義ヲ實行シテ、國運ヲ隆盛ニ致サント欲セハ、萬國學術會殊ニ近時ノ萬國醫學會ニ、政府ノ與ル可キ所以ノ理モ、亦自ラ恆存シテ動サルヘシ。宜ナル哉、各國政府ノ代表者ヲ此會ニ派遣セラルヽコト、是レ生等黃嘴ノ竢（マヽ）タスシテ、夙ニ政府ノ知ラルヽ所ナラン。殊ニ醫學ノ如キハ、今日我國ノ歐米ニ比肩シテ耻サル要素ノ一トシテ、內國人ノミナラス、外國人ト雖モ肯許スル所ナリ。況ンヤ萬國醫學會ノ我ヲ待ツヤ、厚款殷々掬スヘク、毫モ諸文明國ト異ナルコト無キニ於テヲヤ。斯ク彼ハ我ニ盡スニ弗外ノ禮ヲ以テスルモ、我ハ彼ニ答フルニ諸外國ノ盡ス所ノ如クナラサルモノアラハ、彼ノ我ニ於ケル感情果タシテ如何ソヤ。卽此回日本帝國代表者ヲ派遣セラルヽノ事、諸外國ト同シカラサルモノアルヲ以テ、獨リ會主タル獨逸帝國ノミナラス、三拾有餘國ノ會員モ亦之ヲ異マサルモノナシ。然ルニ我國ハ、學術ヲ以テ一私人ノ業ニ放任スルノ舊說ヲ固守セラルヽニ非ラサルコト、業已ニ明ナリ。其レ何ヲ以テ之ヲ證スル乎。海外學生ノ派遣モ亦之ヲ證スルニ足ルナリ。其他萬國博覽會並ニ諸學術會等ニ委員又ハ代表者ヲ參席セシメラレタルコト、其先例ニ乏シカラス。只此回ニ於テ其異ナル所アルノミ。而シテ海外人其何故タルカヲ問フモノアル每ニ、答フル所ニ窮スルノ事情ナキニ非ラス。一方ニハ海外ニ在テハ、尊內卑外ノ情殊ニ切ニシテ、善ノ上ニモ善ク謂ハンコトヲ希フ所アリ。

是ヲ以テ生等妄ニ分外ノ嘆ヲ抱キ、默セント欲シテ止ム能ハス。鄙賤ヲ忘レテ敢テ鄙意ヲ陳セントス。抑ヽ國家ノ學術ヲ奬勵シ、之ヲ保護スルハ、其嗜好ニ出ルニ非ラス。其必要ニ生ス。之ヲ換言スレハ、億兆ニ福利ヲ享有セシムルノ淵源實ニ學術ニ在ルヲ以テナリ。（中略）

萬國學術會ハ則萬國智識競進會ナリ。乃物品ノ萬國博覽會ニ於ケル、智識ノ萬國學術會ニ於ケル、其理一ナリ。特ニ醫學ハ萬有學會中、最モ率先シテ創立シ、毎三年之ヲ開設ス。此回伯林ニ開クモノハ第十回萬國醫學會ナリトス。而シテ各國政府ノ委員代表者、自費參會者、互ニ其長ヲ取リ、相補益シ、之ヲ與ノルモノ亦毫モ惜シムノ色ナシ。嗚呼美ヲ盡シ、善ヲ盡スノ擧ト謂フヘシ。加旃會主タルノ地ニ在テハ、主トシテ從事スルモノ晝夜奔走シ、其政府ハ公費ヲ以テ之ヲ補助スルコト、猶夫ノ博覽會ノ如ク然リ。故ニ各國其會ヨリ通報アレハ、當時ノ都合如何ヲ問ハス、可成委員ヲ出シテ參セシムルヲ禮トス。各國委員ヲ出スノ費用ハ、恰モ萬國智識交換稅ト謂フモ不可ナルナカラン歟。加之、各國交ヽ其會主トナリ、其會費ヲ辨ス。而シテ此會ニ參スルト否トハ、暗ニ各國威信ノ消長ニ關スル所大ナルモノアルニ到レリ。又萬國醫學會ノ如キ、舊時ノ如ク其利害一小醫學界ニ止マラス、近時國家生理學ノ發達ニ基キ、國家及社會ノ生活、殊ニ理學的生活（例之、製造鐵道其他機器營業ノ疾病救濟制度及ヒ勞工保護）ト醫術衞生トノ關係ヲ生スルニ隨テ、國家ハ萬國醫學會ヲ以テ、一私會合トシテ看過スヘカラサルニ到リ、全ク國家生活ニ重要ノ一機關ト爲スヘキコトハ、歐米諸國ノ是認スル所トナレリ。現ニ此回獨逸帝國國務大臣ゴッチェル氏ハ帝國ノ代表者トシテ、普王國文部大臣ゴスレル氏ハ王國ノ代表者トシテ、各演說セシ所ニ於テモ、亦其意義明了ナリトス。サレハコソ上ニ述フルカ如ク、萬國醫學會アル毎ニ、會主ノ國ハ巨萬ノ費金

ヲ補助シ、各國ハ委員ヲ出シ、朝廷之ニ謁見ヲ賜ヒ、饗餐ニ陪スルノ榮ヲ與ヘラレ、加之勳章答贈ノ事アルニ到ルヲ以テ、其效用ノ如何、並ニ關係ノ輕重ヲ察スルニ足ラン。假令我國自ラ進テ其會主トナリ、其費ヲ辨シ、其勞ヲ取ルコトナキモ、萬國學術競進ノ間ニ立チ、其粹ヲ自己ニ利用セント欲セハ、禮ニ於テ委員即代表者ヲ派遣シ、以テ其費ヲ出シ、其勞ヲ取ル所ノ國ニ答謝セシメ、來會ノ各國代表者及會員ト交通セシムヘキハ當然ノコトナルヘシ。（中略）

然ルニ通牒ヲ受クルノ國ニシテ、之ニ代表者ヲ出スノ法、他ノ諸國ニ異ナルモノアラハ、如何ニ其感情ヲ害セサラント欲スト雖トモ得ヘカラサルナリ。抑國家獨立ノ體面ヲ維持スルハ只直接ノ政府ノミニ非ラス。學界ニ獨立ノ體面ヲ維持スルモ一國ノ必要ニシテ、間接ノ功大ナルヤヲ知ルヘキナリ。此萬國會場ニ於テ、我ハ則各國ノ如クナルヲ得サルモノアラハ、生等之ヲ本國ノ爲ニ惜マサルヲ得サルナリ。（中略）生等輕擧敢テ公使閣下ノ尊嚴ヲ冒シ、言ヲ建ルモノニ非ラス。學術ニ身ヲ委ネ、萬里異鄕ニ入リ、鄕國ヲ思フノ情益々切ニシテ、所謂忠愛ノ念却テ本國ニ在ルノ時ニ倍シ、且學術ニ從フ所ノ日本臣民ノ義務トシテ默止スルコトヲ得サレハナリ。謹テ內閣総理大臣閣下ニ生等ノ微意ヲ轉達セラレンコトヲ悃願ス。誠恐頓首。

伯林第十回萬國醫學會日本會員二十一名ノ委員

宇野朗

岡玄卿

北里柴三郎

後藤新平

二、萬國衞生及び民勢會議

茲に、偶然ではあつたが、伯の思想に大きい影響を及ぼし、従つて伯を通して、日本に間接の影響を及ぼすやうになつた重要な事件が起つた。それは、明治二十四年八月、倫敦に開かれた「第七回萬國衞生及民勢會議」に、伯が帝國政府を代表して出席したことである。この時は、北里柴三郎も、伯とともに代表議員として參列した。兩人は獨逸から英國に渡り、倫敦に趣いてこの大會に參列した。それが、伯が英國を見たはじめであつたのである。

その會議の次第は、伯が自ら、時の内務大臣品川彌二郎に提出した報告書に、次の如く記されてある。

八月十一日、各部會ヲ開キ、上記ノ本會議行程號紙ノ諸問題ニ就キ討議及演說アリ。各會員好ム所ニ隨テ參席スルコトヲ得タリ。各部會中最モ新設ナレトモ極メテ盛ナリシハ、第二部會黴菌學ナリシ。

八月十四日、常設萬國委員會開設ノ由、通報ニ付參會ス。當日ハ次回即第八萬國衞生及民勢會議ヲ開クヘキ地ノ議ス。初メ露國ペーテルスブルクニ於テ之ヲ開設ヲ望ムコトノ由ヲ委員中ニモ說アリシ、匈牙利國委員ヨリ同國首府ブダペストニ開カンコトヲ發議シ、多數ノ賛成アリ、之ニ決ス。

八月十七日、閉場式ニハ、總裁ウエールス殿下ニ代リ、ガルトン氏場中總理ス。名譽書記等此回ノ本會議ニ關スル報告アリ。次ニ各國委員及會員等ノ謝辭ヲ述ルモノアリ。ガルトン氏第七回衞生及民勢會議ノ閉場ノ告ケ、次回ブダペストニ於テ相見ンコトヲ約シテ散會。

開會中連日各地參觀、諸方ノ招待頗ル多キコト、大約上記接待委員ノ號紙ヲ以テ推知スヘシ。到底悉ク參會スルコト能ハサリキ。今其中著大ナル一、二ヲ擧ケ、他ノ類推察ヲ乞フベシ。

八月十日、午後七時三十分、王國倫敦內科會々場ニ於テ、皇太子ウエールス殿下ニ謁見且賜餐ノ招狀クラーク氏ヨリ來ル。定刻同所ニ到ルモノハ各國政府ノ委員、外國委員、各部會ノ名譽會長等七拾餘名、殿下其他食卓演說アリ。食後別室ニ於テ殿下各員ニ握手ノ禮ヲ賜ヒ、一々御挨拶アリ。其際本員ニハ、此回日本學士ノ多數參會セシヲ喜フト御話アリ。傍ラ侍スルクラーク氏近來日本ノ衞生醫事著明ナルヲナセル由ヲ言上シタリ。倫敦ニハ初メテ來ルカト御尋アリシ。右了テ各員隨意會談、大ニ各國諸名家ト相知ルノ好機會ヲ得タリ。

八月十一日、午後三時三十分乃至七時三十分、ブルデル・クーツ男爵夫人ノ園遊會アリ。夫人ハ英國有名ノ富豪ナリ。當日來臨ノ人ニ與ヘシ迎賓ノ號字ハ尺餘平方大ノ素光ニ印刷セリ。以テ頗ル壯大ノ用意ヲ以テ全會員ヲ招待セシ事ヲ推知スルニ足ラン。其邸內モ亦極メテ廣シ。聞ク我萬國衞生及民勢會議ハ博愛ノ淵源タルヲ以テ、之ニ贊助スル外國會員ノ來遊ヲ得ルハ、夫人平生ノ志望ニ適シ、幸榮トスル所ナリト。獨リ此夫人ノミナラス、其類少カラス。英人ノ衞生ハ醫家ノ一隅ニ寄生スルニ非ラス。一般ニ國民ノ間ニ重セラルヽコト尋常ナラサルヲ知ルニ足ラン。

同日、午後八時乃至十一時、倫敦府知事全市民ヲ代表シ、有名ナル「ギルドハール」ニ我輩ヲ招待ス。是英國ニ於テ最モ貴重ナル待遇ニシテ、各國全權大使以上、若クハ之ニ均シキ殊遇ヲ要スル場合ニ非ラサル此會堂ヲ開キ招待スル事無シ。嚮ニ獨逸皇帝陛下ヲ此ニ歡迎シ奉リシニ、最モ御滿足ニアラセラレシ由ニ聞ク。英人此招待ヲ

以テ無上ノ榮トシ、宮中ノ宴ニ陪スルヨリモ尚大ナリトス。其招狀ハ殆ント日本半紙ノ全面ニ均シク、頗ル美麗ニシテ、萬國ノ國旗ヲ以テ輪廓ヲ裝飾シ、萬國衞生及民勢會議ヲ歡迎スルノ意ヲ表シ、全會員ヲ招待セリ。其式頗ル古風ニシテ、十分ニ英國保守ノ氣象ヲ見ルニ足レリ。府知事其他助役等ノ大禮服ヲ著シ、來賓ニ接シ、一々握手セリ。其服裝古代ノ風ヲ存シ、壯嚴ヲ極ム。此大禮ヲ以テ迎フルハ、最モ敬禮タルヤ論ヲ俟タス。各處ニ奏樂及立食アリ。豈是會員一己ノ榮ノミナランヤ。衞生及民勢學會議ノ榮亦甚大ナリ。何トナレバ衞生ノ母トモ稱スヘキ倫敦府ニ於テ、此殊遇ヲ受クルヲ以テナリ。

八月十三日、オスボルン王宮ニ於テ、女王陛下ノ謁見及賜餐ノ旨、宮內官ヨリ招狀アリ。午前十時別仕立汽車ニテ倫敦ヲ發シ、ボルトムウス波止場ニ達ス。同波止場豫テ宮內官差廻シタル宮內御用艦エルヤール・ヤークト・アルベルタ號ニテ迎ラル。天氣晴朗、海陸ノ矚觀頗ル佳ナリ。船中ヨリオスボルンヲ望メハ、其風光恰モ我江ノ島ニ似テ尚ホ大ナルヲ覺ユ。オスボルン波止場ニ到レバ、已ニ數十輛ノ馬車我行ヲ待ツ。驅テ王宮ノ車寄ニ達ス。宮內官我行ヲ迎ヒ、宮中ニ入ラシメ、順次名簿ニ職及姓名ヲ自書センコトヲ請フ。參內スルモノ四拾五名ニシテ、十九ケ國ノ委員ナリ。一同書シ了リテ次室ニ入レバ、皇太子ウエールス殿下此ニ我行ヲ待タル。暫時對話殿下各（マヽ、語脱カ）國ニ通セラレ、款語殷々。次テ食堂ニ入リ、午餐ヲ賜ヒ、奏樂アリ。食後陛下ニ拜謁ス。皇太子ウエールス殿下、陛下ノ左側ニ在リ。一々其國委員某君ナルコトヲ執奏セラル。是殿下本會議ノ總裁ニ任スルカ故ナラン。宮內官及女官等其後ニ侍ル。陛下ノ謁見了ルノ後御園ニ出ツ。暫時ニシテ皇太子殿下ハ、皇太子ノ妃殿下及內親王ト共御園ニ成セラレ、御園ニ於テ皇太子ノ妃殿下及內親王ニ謁ヲ賜ノ。各員御園中ノ漫步、盡ク風景領略ス。其間時々

奏樂。午後三時、王宮ヲ辭シ、再ヒアルベタ（マヽ）號ニ乘シ、舟遊サウサンプトンニ至ル。此佳境、此良時、眞個ノ衞生ト謂フヘシ。同所ヨリ汽車直行、倫敦ニ歸ル。此夜水晶宮ニ全會員懇親會アリ。直ニ同所ニ到ル。烟火ヲ揚ケ、奏樂アリ。演藝アリ。水晶宮及園中ニ入ル所ノ參觀人、無慮三萬餘人。

八月十五日、ケンブリツヂ大學ヨリ各國ノ委員及諸大家六十名ヲ招待ス。同大學ハネウトン氏ダルウヰン氏ノ起ル所、今尙其跡ヲ存ス。當日同大學ニ於テ、我會員中佛國ノブロウアルドル氏（常設萬國委員會長）、伊國ノコルラヂ氏、及匈牙利國フホドール氏ニ名譽博士ノ學位ヲ贈ルノ式ヲ擧ク。午餐ノ饗應ヲ了リテ、又園遊會アリ。

右ニ日本人ニテ北里柴三郎、及本員其招待ヲ受ク。

其他下水、給水、病院等ノ參觀、招待ノ景況等ハ、之ヲ省略ス。然ルニ倫敦市民ハ何故ニ倫敦ノ休息時ニ於テ、本會議ヲ開キシカト難スルモノアリ。八月ハ則倫敦ノ紳士市外ニ避クルノ期ニシテ、市内寂寥ヲ極ムルノ秋ナレハナリ。否ラサレバ萬里來會ノ諸君ヲ歡迎スルノ方法モ、尙ホ一層完全ナルヘキニ（マヽ、ト脫カ）謂ヘル由ヲ聞ケリ。倫敦否英國人民ハ、流石衞生ノ誕生地タルノ名ニ背カス。頗ル衞生ノ思想ニ富ミ、既ニ諸般ノ實業ト衞生トノ關係ヲ了知シ、其注意ヲ實行シタルノ跡アルヲ見ル。我數千ノ會員ヲ歡迎スルノ意厚キ、偶然ナラサルヲ察スルニ足ラン。獨逸衞生新聞ニハ、此會議ノ總會開設ノ方法等、尙ホ學術的會同ノ目的ヲ達スルニ不滿足ナリシコトヲ掲ケタリ。然リ今後一、二ノ改良ヲ加フヘキモノアランカナレトモ、先ツ其全體ヨリ見ルトキハ英國委員準備ノ勞大ナルト、英人歡迎ノ厚キ等、謝スルニ餘リアリ。

右報告候也

第七回萬國衛生及民勢會議員
內務技師　後藤新平

明治廿四年八月十五日

內務大臣子爵　品川彌二郎殿

この「萬國衛生及民勢會議」出席は、よほど深い印象を腦裏に殘したものと見えて、後に至るまで伯は、事あるごとにこれに言及した。

それは單純なる國際會議參列の興味でもなく、醫學と衛生とに對する興味のゆゑのみでもなかつた。最も重大なる點は、英國と英國民に對する伯の眼を開いたことであつた。

伯はその外國語が獨逸語に限られてゐる關係上、獨逸の文化と獨逸の政治に影響せられ易かつた。しかるに、この衛生及び民勢會議の結果、英京倫敦を訪れ、親しくヴィクトリア女皇及び後のエドワード七世たる當時の皇儲に拜謁したことは、感受性鋭敏なる伯に深い感化を及ぼした。

伯は後年に至つて、英國の偉大といふことを、餘程深く感じたものと見えて、大正八年夏、英京に遊んだ折も、その衛生及び民勢會議の當時を回顧し、種々英國民の偉大さを說いた。

『政治に志あるものは、英國に來て勉强せんといかんな。』

とよく言つてゐた。

これが後年政治家として、國政燮理の業に參畫するやうになつてからの伯に、鮮少ならざる影響を及ぼし、率いて

日本に影響を及ぼすことになつたのである。

一一、萬國赤十字會議

最後は、明治二十五年四月、羅馬に開かれたる「第五回萬國赤十字會議」であつた。伯はこれを最後として、歐羅巴の土地を去り、歸國の途に就くことになつた。

この會議の顛末に就いては、時の駐伊代理公使鮫島武之助が、松方首相に宛てたる長文の報告がある。その一節を摘出すると。

第五回萬國赤十字會議事報告

千八百九十二年四月二十一日、第五回萬國赤十字會ヲ羅馬府市廳カピトールニ開ク。會同ノ諸國二十一、其委員百七十九名ナリ。

伊國赤十字社中央部長ソマーリヤ伯、撰レテ會長トナリ、開會ノ祝辭ヲ述ブ。次テ左ノ宮內大臣ノ書翰ヲ朗讀ス。

（中略）

四月二十七日、議事ヲ結了シ、議長祝詞ヲ述テ、本會ノ閉會ヲ告ク。

四月二十一日夕、外務大臣ルヂニー侯ヨリ、夜會ノ招待ニ應シ、各國委員一同參會ス。

四月二十三日、皇帝皇后兩陛下ヨリ、宮中ニ於テ、各國委員ハ御陪食ノ御沙汰アリ。本官並我赤十字社委員內務技師後藤新平氏、男爵シーボルト氏同伴參內候。

右第五回萬國赤十字會議事要領報上候。詳細ハ別紙議事要錄ニ讓候。敬白、

明治廿五年五月五日

伯は、同年六月十日歸朝するや、同月十七日、日本赤十字社の新築病院開院式、及び同社の總會に當り、これに行啓遊ばされたる皇后陛下に、第五回萬國赤十字會の景況を奏上するの光榮に浴した。以下はその翌日、石黑忠悳が、伯に寄せたる書翰の一節である。

昨日は終日御苦勞、奉拜察候。御庇にて、陛下へ第五總會之景況を奏上相成、難有奉存候、且御光榮奉賀候。迹は報告書にて、充分御分り相成候事と被存候。〇昨日鮫島公使から、第五總會之實况報告を得申候。御見合せ相成候ナラバ、役所ニ有之候間、いつでも可差上候。

第五節　衛生局長

一、新任局長

第五回萬國赤十字大會の日本代表として、一週間羅馬に滯在したる後、伯は直ちに歸朝の途に就き、二年二箇月ぶりで、故國の土を踏んだ、時に明治二十五年六月十日であつた。

伯の留學期は三年と豫定せられてあつた。それを終らぬうちに、速かに政府當局から歸朝を命ぜられたのは、前任

の如く豫算關係から留學費の縮小を餘儀なくされたのと、長與專齋が去つた後の衞生局長の地位に擬せられてゐたためであつた。

伯は豫定半途にして歐洲を去らざるべからざるに臨み、一詩を賦してその感懷を敍した。

遊子尋花未見花。鵑聲漸急夕陽斜。

此情此恨向誰語。況也家山歸路賒。

かくして伯は、豫定の如く、暫定局長荒川邦藏の後を襲つて、明治二十五年十一月十七日、衞生局長の椅子に就いた。まさに留學二年有餘の間に、蓄へ來りし多くの抱負を、實現すべき時機が來たのだ。

彼がいかに勇躍して衞生局長の椅子に就き、いかに颯爽として世に現はれたかは、次に擧ぐる痴遊伊藤仁太郎の回顧談（後藤伯追憶會席上における講演）によつても、その片鱗を窺ふことができる。

私が後藤先生を知りましたのは、先生が初めて衞生局長におなりになつた時であります。私の生家は、橫濱で藥種商をして居りました。唯、私が政治運動といふ道樂がありまして、其の爲めに家を飛出しまして、時々生家に歸る事があるといふ具合であつた。或る時、偶然に所用がありまして、生家に戾りますと、むさくるしい私の父と、色の白い奇麗な方が、洋服で坐つて、父と話して居られました。どういふ人であるか一向私には分らんで、すぐ側に坐つて居りますと、これが今度の衞生局長の後藤先生だといふ事が分つたのであります。間もなく先生が去られますと、父があれは今度の衞生局長だ、初めて會うたが、實に偉い人だと思ふ。俺は今十分ばかりしか話をしないが、ああいふ人が衞生局長になられて、我々業務の者は非常に喜ばしい、今晩太田町の「さもん」

といふ料理屋で、先生の歡迎會をする事に決めて、今お許しを得たから、貴樣これから觸れ廻れといふので、私が廻文の樣な具合に、使ひをやらされた譯であつた。其の宴會に呼ばれて色々お話をした事がありましたが、これが初對面であります。

それ迄は、全國に藥種商をして居るもので、私共を除き藥局といふ名の付くものは一つもなかつた。私の宅は慶應年間から橫濱で藥種商をして居つた關係で、西洋の藥品を扱つたのは私共の所が一番初めだ。從つてかなり處方箋を持つて調劑を求めに來る人があつた。それを父がしよつちゆうやつて居つた。唯、店にある机の上で怪しげな調劑をやつて居つた。私の家には机が一つしかない。それだから、日本の藥屋は危くて叶はん、藥局といふものは斯ういふ風にしなければならぬと、大變喧ましい事を先生が父に言はれた。それがマア橫濱に藥局らしい藥局が出來た始まりであります。それで色々先生の話を聞いて非常に感心した。其の印象が今でも去らない。

二、土佐の自由は僞自由

伯が衛生局長の椅子に就いたとき、世は、伯の多年の抱負に加ふるに、二年有餘の留學によつてさらに加へられたる經綸が、いかなる形となつて實現さるるかについて、固唾を吞んでこれを注目した。伯もまた自ら「乃公をして左年此職に在らしめば、日本帝國の瘴氣を一掃し眞の健康なる樂天地たらしむべし」と、大變な勢ひで、「歸朝早々衛生局長に爲りたる伯は、氣焰萬丈にて、其の鼻息は萬人を吹き飛ばす勢にて、（中略）在獨中寡言沈默の士は、忽ち變じて多辯冗舌の士と變じ、俄かに鋒鋩の鋭利を增したのであつた。」と、金杉英五郎も述懷してゐる（『牛庵野人雜言』）

しかし伯は、暫くその鋒鋩を包んで、知友二、三の他には、容易にそれを露はさうとしなかつた。伯は傍らを顧みて言つた。

『まづ向う一年は、徐ろに情勢を觀て、それから活動するんだ。』

と。蓋し世の期待が大なるだけ、輕々に事を爲すを不利としたのであらう。加ふるに當時は、衞生局大縮小の餘震いまだ治まらず、事を爲すに愼重周密なる準備を必要としたからであつた。

かくして歸朝後の約一年は、殆ど地方の出張と視察旅行とに過ごされた。

これは彼が衞生局長の辭令を受取る直前であつたが、赤痢狀況視察のため、兵庫縣と高知縣に出張したことがあつた。土佐は言ふまでもなく、自由民權の本場であり、板垣退助の出生地である。岐阜遭難のとき快手腕を揮つた痛快男子がやつて來たといふので、その夜の衞生講演會は、破れるやうな盛況であつた。

その時伯は、滔々と衞生の必要を說き、土佐の衞生狀態に及び、一々その不行屆不完全なる點を指摘したる後、一段と聲をはり上げて言つた。

『土佐の自由は僞自由である。』

生來血氣に富む土佐人が、この一語に、赫と怒りを發したのは言ふまでもない。後藤新平何者ぞ！　土佐の自由を僞自由とは、我々を侮辱するも甚しい！　と、血氣の人々は伯をつけねらひ、伯の身邊は危急を告ぐるに至つた。

『あの連中は、怒ると何を仕出かすか判りません。どうか御用心なすつて、あまり外出なさらぬやうに。』

と、左右のものは、しきりに心配した。が、伯は平氣であつた。そして平然として貧民部落を視察してゐると、果

して壯士連が押しかけて來た。

『貴下は、土佐の自由は僞自由だと言はれたが、何の故に我々が僞であるか、その理由を承りたい。』

と、詰めよつて來た時、伯はいきなり兩人の襟頭とつて、グン〳〵便所の傍に連れて行き、

『さ、僞自由の證據はこれだ。よく內部を覗いて見ろ。』

と、糞壺のなかに、首を突つこみさうにしたから、流石の壯士達も吃驚りした。思はず尻込みするところを、小柄杓とつて、糞を汲みとり、壯士の鼻の先きに突きつけ、

『見ろ、こんな汚ないことで、自由とは何事だ。眞實の自由は、公衆衞生から始まるのだ。よく見ておけ。』

と、なほも小柄杓もつて追つかけるので、壯士達は這々の體で逃げ去り、以來伯をねらふものはなくなつたといふことである。

蓋し伯の意は、衞生とは卽ち自由、平等、博愛の精神に則り、公共的施設によつて、公民の福利を增進するの道であるのに、土佐に來て、その衞生狀態を見ると、その經營施設が却つて他府縣に劣り、そのやや體裁をなしてゐるのは、僅か都會地の一部分であつて、貧民部落の大部分は、全然閑却せられてゐるのを發見したので、土佐人がいくら口に人道博愛を說き、筆に自由、平等を論じても、一般衞生、特にその最も必要なる貧民部落を、この通りに放任しておくのでは、僞自由と言はれても、仕方がないではないか——といふ意味であつた。

惜しいことに、この土佐における講演は、いま遺つてゐない。ただ、その歸途、兵庫縣に立ち寄つたとき、小倉における講演の筆記が遺つてゐて、そのなかに土佐のことを次の如く述べてゐる。

土佐は自由言論の盛んな國でありますが、市町村制解釋中に、衞生は町村の隨意事務とある故に、先年之を放擲するも亦町村の自由であると云つて、縣廳の訓令にも、内務省の令達にも應じなんだ。三、四年來進歩して、段々其道理が解つて來て、却て今日では、町村長も衞生上に世話する樣になつた。人々も充分衞生法を講ぜねばならぬといふ事になつた。否益々進んで實行しかけた。

これを以て見ると、土佐人を面罵しても、別に土佐に怨恨があつてのことではなく、却つて他所に行けば、かうしてその過誤を匡正した事情を述べてゐる。伯が一土佐の自由は僞自由一と罵つたのは、自由の名によつて彼等を刺戟し、以て彼等の自尊心に訴へて、衞生施設に發憤させようとしたものと思はれる。

三、河井繼之助とどちらが偉い

明治十六年、彼が内務省衞生局に轉任してから間もないころ、新潟、長野、群馬三縣に視察旅行をしたことは、すでに述べた。當時はまだ、一准奏任御用掛に過ぎなかつたけれども、地方に行けば、東京から來た官員樣といふので、到るところ非常な歡待を受けた。

然るに越後長岡の旅館だけは、さうでなかつた。その女將は、當時女丈夫をもつて、その地方に聞えた婦人であつたが、ややもすれば、後藤御用掛を、小僧扱ひにする風があつた。

『わしの國には、河井繼之助といふ、偉い方が出てござる。それに比べれば、東京のお役人樣なんか、まるで小供みたやうなものだ。』

と言ふのである。そこで伯が、
『併し、予は河井繼之助より、偉くなるかならぬか、どうして判る。』
と言つたところが、女將は平然と答へるのだつた。
『貴方が河井様より偉くなられたら、その時こそ平伏して、御尊敬いたしませう。』
それから十年の歳月が流れた。
彼は今では、往年の一御用掛ではない。堂々たる內務省衛生局長である。縣廳では知事をはじめ、その歡迎の準備をつくし、停車場には多勢の出迎人が出てゐた。
ところがこの時、フト後藤局長の胸に浮んだのは、十年前の長岡の旅館の女將の言葉であつた。そこで彼は隨行の屬官に向つて、
『君達は一時間ばかりしてから、そのまま長岡に行つてくれ。俺は一寸用事があつて、先きに行くから。』
と言つて、彼はただ獨り茶店によつて、小汚ない浴衣に著かへ、毛皮屋から二、三枚毛皮を借り入れて、これを肩にかけ、その縣廳指定の旅館に、徒歩で行つたのであつた。
旅館では、內務省衛生局長を迎ふべく、準備に忙殺されてゐた。そこへ田舍漢まるだしの毛皮商がやつて來たので、劍もホロロの挨拶であつた。
『お生憎様で、今日は滿員です。』
『しかし俺は、他に泊りつけの宿はなし、どんな部屋でも構はんのだが……』

『いや、今日は東京から、内務省の偉い方がお見えになるので、この通り、とても駄目です。』

『そんなことを言はんで、何處でもいいから。』

と、交渉の末、やつと階段の下の薄暗い小さな室に入れて貰つた。さうして部屋に入ると、肩の毛皮を枕にしたまま、疊の上にグウ〳〵高いびきで晝寢をしてゐた。

一方、出迎へに行つた縣廳の人々は、肝心の衛生局長が見えないといふので、大騷ぎであつた。隨行の人達に聞くと、一足先きに、旅館にお著きになつた筈ですと言ふ。指定の旅館に尋ねると、まだお見えにならぬと言ふ。若しや、旅館をお間違へになつたのではないかと、他の旅館を尋ねたが、それらしい客もなかつた。そこで警官達は、もう一度指定の旅館に歸つて來た。

『おい、まだお見えにならんか。』

『お見えになりません。』

『それらしいお客はなかつたか。』

『いいえ、今日は薄汚ない毛皮屋が一人泊つたきりで、他にお客樣はありません。』

『フーム、それでは、兎に角、その毛皮屋に會はせてくれ。』

さうして番頭がやつてくると、彼はまだ疊の上に、ゴロリと横になつてゐた。

『モシ〳〵、一寸お起き下さい。』

『何だい。』

『警察の方が、お見えになりました。』
『警察の人が？　……俺は警察に喚ばれるやうな悪いことをした覺えはない。』
『しかし、是非一寸、會ひたいと仰言るんですから。』
『俺は毛皮屋だ。警察なんかに用はない。』
そんな押問答をしてゐるうちに、警官はもうがらりと、障子を開けてゐた。見ると、豈圖らんや、その毛皮商こそ、寫眞で知つてゐる衛生局長ではないか。
『閣下！　こんな室にお寢みになつてゐては困ります。』
『だつて、この室より他に、空いた室はないと言ふんだから、仕方がない。』
『しかし、それでは、私共の失態になりますから、どうか二階の室にお通りを願ひます。』
『おい、警察の方は、ああ仰言るんだが、二階の室に通つても、いいかなア。』
と、伯が言ふと、旅館の番頭や女中たちは、『ハーッ』と恐縮するばかりであつた。
やつとのことで、設けの部屋に落著いた後、旅館の女將が上つて來た。さうして挨拶がすんだ後、
『閣下、どうも、あんな惡戲をなさつちや、困りますね。』
と言ふと、伯はヌット顏を突き出した。
『おい、お女將、どうだ。俺の顏に見覺えはないか。』
『えツ。』

『ようく見てくれ。何か思ひ出すことはないか。』

女將は暫く考へてゐたが、やがてポンと膝を叩いた。

『さう言へば、貴方は……』

『ウン、思ひ出したか。』

『若しや十年ばかり前にいらつしやつた、內務省の方ではありませんか。』

『さうだ。あの時の後藤新平だ。どうだお女將(かみ)、俺と河井繼之助と、どつちが偉いかな。』

これには流石の女將も、

『いや、閣下にはとても敵ひません。』

と兜を脫いだといふ話である。

四、講演癖

伯には、講演癖とも目すべき一つの傾向があつた。晩年に至つて、それは益〻甚しかつた。しかし、その濫觴は衞生局時代にあつた。

それは廣い意味に於ける敎育慾であつた。

彼は終生を通じて、一種の敎育者であつた。彼はその熱烈なる人格をもつて、周圍の者を感化した。それと同じやうに、彼は燃えるやうな情熱をもつて、社會一般に働きかけた。

彼はその行く先き〳〵に於いて、教育をし宣傳をした。彼の事業の成功は、非凡なる行政手腕に俟つたこと勿論であるが、また一方その超凡なる教化力、又は宣傳力に負ふところが鮮少でなかつた。

彼が鐵道院總裁としての、一番大きい業績の一つは、新たに合併したる全國十七私立會社の從業員十數萬に對し、日夜行脚し、講演して、家族主義、信愛主義の精神を鼓吹し、一種の鐵道氣質を作り上げたことであつた。

この點に於いて、古今に最も卓越した天才は、ナポレオンであつた。彼は戰ふ前に宣傳し、戰ひつつ宣傳し、而して戰ひ勝つて後にまた宣傳した。その宣傳は、味方の國民を啓發し、自己の將卒を激勵する以外、更に敵國民をして、ナポレオンに共感し、敵兵と敵將とをして、ナポレオンを恐れ且つ禮讃せしめた。その最も鮮かなる例は、彼の一生涯の傑作たる伊太利遠征である。

彼は武器なく、糧秣なき、革命佛蘭西軍を率ゐて伊太利に侵入したとき、かの有名なる布告を發して、全伊太利の民衆に檄した。曰く、「革命佛蘭西の兵は、百年伊太利を壓制したる墺太利軍を此の半島より追つて、自由と獨立とを伊太利民衆に齎さんとするのである。」

その一言が、如何に當時の伊太利民心を感激せしめしか。彼が如何に割るるがごとき歡呼のうちに、ミラノに入り、ヴェネチアに入りしか。彼は戰ひは末、宣傳が本、といふことを千解萬諒してゐたのである。

後藤伯の一生も亦、國民啓蒙運動の一生であつた。彼は優れたる事務家であつた。しかし彼は、思想は事務より偉大であることを知悉してゐた。ゆゑに、その一歩々々は、常に周到なる教育的宣傳と駢進した。

彼が中年にして鐵道氣質の宣傳に鋭意したやうに、晩年に至つては、少年團の組成と、政治倫理化運動とに全精力

を傾盡した。それは彼の一生を貫き流れる、この講演癖であつて、詮ずるところ彼は、生れながらの教育家であつたのである。

この意味で、彼の十五年間に亙る衞生局の時代は、この重要なる一面の發芽期であつて、彼が世人の注目を牽きつけた華々しき廳舍内の事功活動は、その地道なる地方講演と併せ眺めらるる場合に、初めてその全貌を明かにし得るであらう。

彼はその當時、講演といふものについて、かういふ風に考へてゐた。

凡そ衞生事業を普及完備するには、二つの方法がある。一は官の制度を完成し、官の命令强制を以て、人民をして衞生事項を遵守勵行せしむるの法である。しかし、勿論この命令强制だけでは足りない。いかに官の制度は完備しても、民衆に衞生そのものに對する理解と自覺とがなければ、到底完全に實行されるものではない。ここに今日の所謂「宣傳」、廣い意味の社會教育が必要となつて來る。卽ち公衆衞生の實を擧げる爲めには、官の制度と社會教育との二者が併行して、初めて實現されるのである。

これが夙くから、伯の意見であつた。

伯は衞生局時代から、常にかう言つてゐた。

『何か新しい仕事を始めようとする時には、その前に、その意見を新聞雜誌に發表して見よ。すべての事は、世間が成る程と合點してからでなくては、決して行はれるものではない。世間の納得といふ地盤があつて、初めて官の制度は運用されるのである。』

從つて伯は決して、當時の官僚氣質のやうに、講演といふものを嫌がらなかつた。そればかりでなく、地方の衛生會などで請はれれば、都合のつく限り、わざ〳〵これに出席して、喜んで壇上に立つた。地方出張の場合でも、請ひに應じて、必ず講演することを怠らなかつた。だから伯の地方出張は、或る意味においては、宛然たる講演行脚であつた。多い時には、日に二度も三度も壇に立つた。

然るにたつた一度、この講演好きの伯が、講演を請はれて、これを峻拒した例が傳へられてゐる。

所は秋田であつた。後藤衛生局長の一行が著すると、縣知事の應接歡待は、頗る至れり盡せりであつた。そして宴漸くたけなはなるころ、恐らくはおべつか半分であつたのであらう、知事が後藤局長に向つて言ふには、

「私の管下の人民は、どうも衛生のことに無神經で困ります。そのため縣の衛生事業の障礙となるので、一つこの御來秋を機會に、貴官の御講演によつて、彼等の蒙を啓いて戴きたいものです。」

すると伯は、どうしたものか、憤然としてそれを峻拒した。

「無神經な人民に講演をするのは、壁に向つて話をするやうなものだ。そんな無益なことはできません。」

流石の縣知事も、呆然として言ふところを知らなかつたといふのである。

蓋し管下の人民をして、無神經ならしめ、ために衛生の普及を阻害せしむるに至つた責任者は、縣知事そのものにありはしないか。自らの啓發指導のよろしきを得ざるを棚に上げて、徒らに惡聲を放つて縣民を侮辱し、以て揚々自得するがごときは、甚だ以て怪しからん話である。若し良二千石たり、牧民の重きに任ずる者ならば、先づ自らが引責するのが當然である。然るに、縣民の無神經を他人事のやうに言つて、恬として講演を請ふの理由とするが如きは、

不心得千萬である。

さう考へて、伯はそれを諷刺したものと思はれる。同時に講演といふものを、頗る重要視する伯は、かういふ風に講演を輕々しく考へた知事の態度が氣に入らなかつたのであらう。

五、漢法醫學の調伏

内務省衛生局を根城として、伯がその抱負經綸を實行するにつき、これに障礙となるべき勢力が、二つあつた。一は洋法醫學に對する漢法醫學の反抗運動であり、二は内務省衛生局の勢力に對する、文部省醫科大學の對立抗爭であつた。

さうして前者の表面化したものが、明治二十五年末、第五回帝國議會に提出せられたる「醫師免許規則改正法律案」であつた。これは山田泰造外十二名の提出にかかるもので、醫師免許規則を改正して、まさに滅亡せんとしつつある漢方醫を、復活せしめんとする運動のあらはれであつた。

この法律案が提出さるるや、當時衆議院に議席をもつてゐた長谷川泰は、直ちに筆を取つて、十二月七日、衛生局長後藤新平に宛て、次の書信を送つた。

拜啓。漢方醫繼續問題も、官報にて御高覽之通、愈今般議院議場ニ提出相成、不日議題ニ相成可申、就而ハ兼而問題ハ、小生ハ責任無之、勅撰議員タル醫者議員にて、防禦之責任ニ相當可事ハ、勿論之議ニ付、小生ハ不日一場之大演說を試ミ、公然右趣旨を、天下ニ發表可仕候ニ付、勅撰議員連中、精々御衝動被下度、尙委細ハ期拜顏

候ゝ拜具。

書中ニ「勅選議員タル醫者議員」とは、暗に長與專齋以下の人々を指したものと思はれる。かうして長谷川は、表面責任を回避するが如き言をなしてゐるけれども、その實自ら起つて、漢法醫との抗爭の第一線に戰はんとするの意氣は、文面に躍動してゐる。また事實においても、衆議院に議席を有する長谷川泰が、この抗爭に主役の一つを引受けることは、最も便利な地位でもあつたし、當時の形勢としては、必要なことでもあつた

そして後藤衛生局長は、むざ〳〵と長谷川泰を取りのがすやうな男ではなかつた。

彼は直ちに長谷川と會談して、この際ただ消極的に、漢法醫側の攻勢を防禦するにとどめず、むしろ積極的に起つて、彼等の復活運動に、最後のとどめを刺すべき作戰計畫を立てた。長谷川は勿論それに贊成した。ついで陸軍醫務局長石黑忠悳と、司法次官清浦奎吾との加擔を求めて、いよ〳〵その實行に著手することになつた。

かくして右の法律案は、衆議院において、九名より成る「審査特別委員會」に付託せられ、長谷川泰がその委員長に選擧せられた。衛生局長後藤新平は、關係政府委員として、すでにその特別委員會に出席してゐたが、彼等の作戰計畫を實行するためには、さらに石黑と、清浦との出席を求むる必要があつた。

そこで特別委員會における質問に對して、劈頭まづ、

「學術上ノ答辯ハ專門家ニ非レハ爲シ難シ。必要トアレハ、專門醫學家ヲ出席セシムヘシ」

と答辯せしめた。これに對して、漢法醫繼續派の旗頭たる山田泰造は、

「和漢洋醫學ハ、各所見アリテ、到底之カ優劣長短ヲ遽カニ一定スヘキモノニ非ス。今日專門家ヲ出席セシメ、皆

問スルノ必要ナシ。」

と主張し、福田久松も、

「本案ハ行政上ノ手續改正スヘキモノニシテ、學術ニハ關係ナケレハ、專門家ニ質問スルノ要ナシ。」

と述べたが、かねて申し合せてゐた鈴木萬次郎は、

「醫學ハ法律學ノ如ク無形ノモノニ非ス。有形ノモノナレハ、其優劣ヲ判定スルハ難キニ非ス。依テ政府ヨリ其專門家ヲ出席セシムヘシ。」

と主張し、さらに早川龍介が、

「鈴木萬次郎君ハ醫業ニシテ尙不了解ナリト云フ。職業外ノ本員等ノ不了解ナル勿論ナレハ、鈴木萬次郎君ノ專門家ヲ出席セシムヘキ說ニ贊成スヘシ。」

と述べたので、つひに作戰通りに、石黑陸軍醫務局長と淸浦司法次官とを、專門家として出席せしむることに成功した。

かくして戰鬪準備は成つた。

火蓋はまづ、政府側から切られた。先頭に立つたのは、後藤衛生局長であつた。彼はまづ山田泰造に向つて、逆襲的に質問して言ふのに、

「山田泰造君ノ發言中、政府ノ眼中漢法醫ナシト云ハレ、之ニ付英法佛法云々ヲ引例セラレタリシカ、今一應其趣意ヲ聽カン。」

さうして面喰つた山田泰造が、

「政府ノ眼中漢法ナシトハ、政府ノ偏頗ナルヲ意味セシニハ非リシ。不都合ナレハ取消スモ妨ナシ。只ク和漢醫ト洋醫トハ、學術上根底ヲ異ニシ居ルモ、同ク醫學ニシテ、英法佛法各學派ヲ異ニスルモ、同ク法律家タルカ如シト云フノ意ナリ。」

と答辯するや、彼はさらに追窮の鋒先を弛めず、

「然ラハ法律ニ於テハ、英法佛法各法律家ナリ。醫ハ和漢洋三法アルニ拘ハラス、政府ノ偏頗アルカ如シトノ意ナルカ。果シテ然ラハ一言辯セサルヘカラス、如何。」

と詰め寄つた。これに對して、山田は、

「否ナ政府ノ眼中ニハ漢法醫ナキカ如シト思ハル、ノミ」

と、答辯したのみで、この問答は有耶無耶に終つたが、しかしこれによつて、洋方醫側の腰が、案外に弱いことが明かにされた。

かくして前哨戰は終つた。ついで本戰に移るや、彼等の作戰計畫は、まづ長谷川委員長をして、かねて牒し合せた質問を、政府委員に向つてなさしめ、政府委員がそれの答辯に事寄せて、漢法醫を完膚なきまでに擊破するといふ方法であつた。まづ委員長の「政府カ本案ニ付不同意ナル二、三ノ要點ヲ示サレタシ」なる質問に對し、後藤衛生局長は次の如く答へた。

「醫術ニハ要素ナカルヘカラス。要素ナキ醫術ハ不完全ナリ。往古日本固有ノ醫術ハ不完全ニシテ、之ニ漢法醫術

ヲ併用セシモノナレドモ、是亦不完全ナルヲ免レス。現行醫師免許規則ハ、先ツ完全ナル日本醫術ノ範圍程度ヲ定メタルモノニシテ、本案ニ所謂東洋醫ハ、要素ノ缺點多キヨリ、不同意ヲ表スル外ナシ。」

かくして委員長と衛生局長との間には、次のやうな八百長問答が交換された。

長谷川委員長　公衆衛生上ニ對スル東洋醫西洋醫ノ優劣如何。

後藤衛生局長　東洋醫ナルモノハ、生理、理化、解剖等、醫學樞要ノ部分ニ通セス。學術上ノ要素缺點多ク、國民ノ生命ヲ委托スヘカラスト考フ。

長谷川委員長　刑事訴訟法第百卅五條ニ、豫審判事ハ、必要ナル場合ニ於テ、學術、職業ノ者ニ鑑定人ヲ命スルコトアリ。假令ハ殺人罪アリテ、犯罪ノ原因ハ發狂ナリシヤ否ヤ、及毒殺犯アリテ毒殺ナリヤ否ヤヲ鑑定セシムルニ、和漢醫ハ鑑定人タルノ能力アリト認メラル丶ヤ。

後藤衛生局長　以上ノ場合ニ於テ、和漢醫ハ、之カ鑑定ヲ爲スヘキ能力ヲ備ヘサルモノト認ム。

長谷川委員長　國家經濟上、卽チ四千萬人民ノ生命ヲ司ラシムルニ付、和漢醫ヲ存置スルノ利害關係ハ如何。

後藤衛生局長　右ノ質問ニ對シ、假リニ一例ヲ擧クレハ、傳染病流行ノ際、和漢醫ハ早ク之カ豫防ヲ爲スコトヲ知ラス。依テ大ニ蔓延セシムルコトアリ。卽チ國家經濟上害アリト認ムル所ナリ。

長谷川委員長　和漢醫ヲシテ人民ノ司命者タラシムルト、洋醫ヲ司命者タラシムルト、比較上利害ノ多少如何。

後藤衛生局長　前刻ヨリ陳述スル理由ヨリスレハ、和漢醫ヲ司命者タラシムルハ、自然利少ク害多キモノト認ム。

さらに洋方醫派の鈴木萬次郎が、この八百長的應答戰に參加して質問した。

鈴木委員　傳染病豫防規則違犯者ハ、和漢醫執レニ多キヤ。司法上鑑定者ハ、和漢醫ニモ命スルコトアリヤ。

後藤衞生局長　傳染病豫防規則違犯者ハ、統計セシ書類ナキモ、和漢醫ニ多キハ事實ナリ。司法上ノ鑑定者ニ、和漢醫ヲ用ヒタルハ、從前ニハ有之。今ハ無シ。

鈴木委員　然ラハ和漢醫ハ、醫ノ要素ヲ備ヘサルモノナルカ故ニ、治病上劣等ナル者ニシテ、公衆衞生上、殊ニ傳染病ニ於テ完全ナル醫術ヲ盡クス能ハサルモノ、司法上ノ鑑定者トシテ、醫ノ能力ニ缺ケタル者ナリト認メラルル乎。

後藤衞生局長　然リ。

かくしてまさに漢方醫は、とどめをさされた形であつた。

しかし、勢ひに乘じたる洋法側は、さらに追擊をやめようとはしなかつた。さうして、こんどは石黑陸軍醫務局長との問答がはじまつた。

長谷川委員長　現在就職ノ軍醫中ニ和漢醫アリヤ。

石黑陸軍醫務局長　明治八年マテハ在リシナリ。是レ最初ノ召集兵ニ、各藩ヨリ附屬シ來リシモノニテ、直ニ之ヲ廢滅スルモ難キヲ以テ、明治四年ヨリ同八年マテ存在セシナリ。

長谷川委員長　戰時ニハ如何ナル醫ヲ使用スル目的ナリヤ。

石黑陸軍醫務局長　野戰隊ニハ、其ノ使用スル所ノ藥劑、器械等畫然一定シ置カサルヘカラス。例ヘハ、駄馬ノ用ヒテ運搬スルニ、第何號ノ箱ニハ何劑何匁ヲ入ル、ト云フニ至ルマテ、一定セサルヘカラサルヲ以テ、唯。

漢法醫ヲ用フル能ハサルノミナラス、新法醫ト雖モ、同一療法ヲ修習シタルモノニ非レハ不可ナリ。

これで陸軍側との問答は終つた。ついで司法省側に移り、長谷川委員長が刑事訴訟法第百三十五條による鑑定に、「醫師ヲ要スル場合ニ於テハ、如何ナル醫師ト雖モ之ヲ用フルヤ。」と質問したとき、清浦政府委員は次の如く答辯した。

裁判官ハ「人ノ知ル所ヲ以テ己ノ知ラサル所ヲ補フ」ト云フ原則ニ依リ、鑑定ヲ必要トスル場合ニ於テハ、之ヲ命スルコトアリ。然レトモ、法律ハ裁判官ニ向テ如何ナル證人ハ信スヘシ、如何ナル證人ハ信スヘカラスト命令セサルヲ以テ、苟モ醫師開業免狀ヲ所有スル以上ハ、則チ國家カ認メテ人命ヲ托スルニ足ルト爲ス所ノモノナレハ、裁判官カ其學術上ノ鑑定ヲ命スルニ於テ、差支ナキナリ。

この答辯は、事前の打合せと、少々手違ひがあつたやうに思はれる。そこでさらに突つ込んで、

長谷川委員長　然ラハ、新シキ學問ヲナセシモノニ非レハ、實際上右等ノ鑑定ニ用ヰサル結果トナルニアラスヤ。

清浦政府委員　否然ラス。裁判官ハ、國家カ認メテ醫師ヲナスニ差支ナシト許シタルモノヲ用フルナレハ、裁判官自身カ、自己ノ智識ヲ以テ、醫師ノ學術ヲ試驗シ、之ヲ選擇スルノ能力ハ、有セサルナリ。唯内務省ノ免許ヲ信シテ之ヲ用フルノミ。

そして最後に、助太刀に出た鈴木萬次郎が、

此レ迄漢法醫ニ裁判上ノ鑑定ヲ命セシコトアリヤ。

との質問に對し、清浦政府委員が、

急卒已ムヲ得サル場合等ニハ、之ヲ漢法醫ニ命スルコトアリ。

と答へたので、裁判上においても、漢法醫は事實上、殆ど役に立たぬことが分明になつた。

この特別委員會における八百長問答は、漢法復活運動者にとつては、殆ど致命傷であつた。内務、陸軍、司法の當局者から、異口同音に、漢法の無能不用を證明されたのであるから、彼等は立つ瀬が無くなつたのである。委員會においては、大多數を以て、洋法派の全勝となり、議論に敗けての後は、山田泰造と鈴木萬次郎との摑み合ひの活劇まで演じたが、以來漢法醫の再興運動は屏息するに至つた。

六、傳染病研究所の設立

第二の衛生局と醫科大學との對立抗爭は、傳染病研究所問題において爆發した。

事の起りは、明治二十三年、コッホのツベルクリン發見にあつた。この年八月、伯林の第十回萬國醫學會において、コッホは特別講演を試み、その「余はこの席において、何等新説を提出することはできない。」と愼重謙遜なる言葉を以てはじめたにも拘はらず、彼はその講演中において、最近發見したる肺結核の一新藥について豫報し、ただこの新藥は、自分でもまだ滿足すべき試驗を經てゐないから、名稱を示すことはできないけれども、將來に希望を屬すべきものある旨を告げた。

これがツベルクリンであつた。コッホの如き細菌學の泰斗によるこの發表は、たしかに天下を驚倒せしむるに十分なるものがあつた。飛報は忽ち全世界に擴がり、日本もまたその激動の波のなかに揉まれた。その情況は、長與專齋

の「松香私志」（八〇―八一頁）のなかに、次の如く記されてゐる。

却說二十三年の冬米國の一新聞は、古弗氏「テュベルクリン」發明の報知を傳へ、肺結核其の外總て結核性諸病の新療法として、我が普通新聞に轉載せられき。（古弗が伯林にて之を發表したる日より僅々の日子を經たるのみ）古弗の名は「コレラバチルス」「テュベルケルバチルス」の發明者として早く社會に轟きわたり、又近時何れの國も肺癆患者著しく增加し、爾も適當の治療法なく、人間の一大厄難として忌み畏れたる折柄なれば、其の評判も忽世の醫俗の間に喧傳せられ、新聞雜誌は勿論、日常の酒談茗話にも主なる談柄となり、恰も救世主の出現して不死の藥を授け給へるか如く、一切の肺病は、危篤死に瀕したるものとても、忽ち回復蘇生するか如く持て囃されぬ。（中略）されは「テュベルクリン」其物さへ未た到著せさるに、奇效を衒ひ奇利を博せんとて、肺病新療法の廣告を出たし病院の建築を企つるなと、投機的の醫師さへ處々に起りければ、政府はやかて規則を設けて其濫用を制し、私立衛生會にては、獨乙在留の北里に交涉して、「テュベルクリン」の送附を約し、贋造品の輸入を防かんことを力めたり。

然も日本の醫家をして、最も欣喜せしめたことは、このツベルクリンの發見については、衛生局の留學生北里柴三郎が、コッホの最も信頼せる助手として、この劃期的研究の樞機に參じたことであつた。ツベルクリン療法の基礎をなせる動物實驗は、コッホが北里をして行はしめたものであつた。

故に北里歸朝の曉は、一特別病院を起し、彼を中心とする研究機關を設けようとの議が、まだ北里の留學中から、すでに日本の朝野に起つてゐた。これが抑も傳染病研究所の設立の前提であつたのだ。さうして獨逸においてこの運動を促進したものは後藤技師であり、內地においてこれが實現に盡力したものは長與局長であつた。

明治二十四年三月三十一日附を以て長與局長は、在獨の後藤技師に宛てて、次の如く書き送つた。

――病院之事（中略）麻布邊之地ヲ撰ミ、今日ハ小部分より始メ、終ニハ一大專門病院ト爲ス之目的ニテ、各種ノ「バクテオロギー」上之治療研究所ト致候見込ナリ。然ルニハ、大資本家ヲ說得シテ贊成セシメサレハ出來不申、但一時之反對說ニテ、右之贊成者もチト躊躇いたし候勢ニ付、此時强テ辯し候テハ不面白、只々藥品之來著ヲ待チ、實證ニテ捕捉之覺悟ニテ、暫ラク打捨置候所、今般來著ニ付、此際一時反對之勢挫ケ可申、其機ヲ外サス取極メ候心組ニテ、昨今ハ成績ノ如何ト說得之心算トニテ、安眠も出來兼申候。右之始末ニ付、親友中一人ニモ、未洩ラシ不申、發言之上は直ニ爲御知可申、夫迄ハ御祕し置可被下候。宮內省云々之御說も有之候へ共、是ハ今日衲逆も出來不申候。上出來ニテ、年々千カ二千カ之補助位之事ニテ、事業之基礎ハ立不申候。日本當時之情勢ハ國會前後より大變化ヲ來タシ、昨春トハ全く違申候。――

書中、「親友中一人ニモ未洩ラシ不申、發言之上は直ニ爲御知可申、夫迄ハ御祕し置可被下候」とあるによつても、この專門病院設立運動が、長與と後藤との、いかに緊密なる握手と計畫とによるものであるかを窺ふに足るものがあるであらう。

然るに內地におけるこの運動は、なか〳〵順調には運ばなかつた。前信よりまだ二週間を經ぬ四月十一日、長與はさらに後藤に宛てて、次の如く書き送つた。

――就右困難ナルハ、例ノ病院事業ナリ。右之反對論之爲、贊成者（一銀主ナリ多人ニアラズ）稍沮喪之意ヲ帶候故、此時ニ强テ說明候テハ、愈以退步ノ念ヲ生シ可申、來著ノ藥ヲ待チタルニ、此節ノ有樣前述ノ如クナルカ故ニ今ハシ許

判蘇生候上、其時ヲ以テ急ト說破、事ヲ成可申ト日々注意致シ居申候（中略）御注意拜承、小生も最初より同感、大故ニコソ衛生會ヲモ離れ不申テハ、他日之大成無覺束ト相考、別ニ計畫いたし候次第ナリ。他年ハ專門之大成ヲ、私立ノ病院ニテ引受ケ、官立ノ大學ニ競走スルノ勢トナシ、以テ全國ノ醫學ヲ奬進スルノ機關と致し申度ト存候（中略）立派ナル大家先生悉トク半信半疑ノ曖昧論ヲ以テ答ヘ、其中暗ニ冷評ヲ挾ミテ誹毀いたし候故、素人之信ヲ措カサル事ニ御座候。今日小生之苦心（獨リニテ私カニ）御察可被下候。」――

註　ツベルクリンの評判あまりに高かりし反動として、反對論俄かに擡頭せるを謂ふ。この書信の前部に「此以前よりフヒルシヨー氏之反對論、大ニ守舊先生之間ニ行ハレ、殆ント信を墜トシ、程之勢ニ立到候」とある。

この書中にあるごとく、專門病院設立の件は、いはゆる「大家先生」即ち大學派の反對のため、實現難に陷つた。この報道を得た少壯氣鋭の後藤技師が、遙か伯林において、切齒扼腕して慷慨したことは、蓋し想像に餘りがある。ために相當猛烈なる書信を、長與に送つたものと見えて、六月五日、長與は長文の書信を裁し、そのうちで次の如く記した。

――病院之事、最初ノ見込ト其後の計畫ト方針ヲ殊ニシ云々。是は書き物上より之御誤解ナルも、固より小生は、特ニ此療法ニツキ專門ノ病院ヲ設ケサレハ、十分之效ヲ收メテ此發明ニ報ユル能ハスト信シ、扨其方法ハ、第一宮內之恩賜ヲ仰キ可申ト、內々ニテ色々ト苦心盡力仕候內、追々反對論湧出テ、次第／＼ニ其勢ニ相成リ、中々初念ノ計畫出來候見込付不申、不得已第二ノ策、卽事理ヲ解スヘキ人ニシテ資金アル者ヲ、說得スルノ方法ヲ考テ周旋セシニ、當初ハ意ノ如ク相運可申勢ナリシカ、反對論益盛ナルニ從ヒ、（其出入之平醫師ナトハ勿論反對者

ノミナレハ）折角心ヲ傾ケタル一、二ノ有志者モ次第〳〵ニ沮喪シ、或ハ前言ヲ蹉テ履行スルニハ、株金方ニモセネハ難引受ナト之逃口上ヲ吐キ候有様ユヘ、夫ニテモ致方ナシ、兎ニ角、病院さへ成立候へはト途切り込ミ候事有之、（其比之手紙ニテ斯テハ計畫ヲ變シタリト御想察被成候事ト見エ）然ルニ反對論ハ益盛ニシテ、遂ニ其有志者モ謝絶ニ傾キシユヘ、其後ハ小生モ時機未熟トあきらめ、北里君ノ歸朝ヲ待チ、（其頃ハ一時之反動モ必ス止ミ可申）徐々ニ事ヲ成スニ如カスト觀念致候。右之次第ニテ、時勢ニ制セラレ、病院設立ノ事ヲ發明ノ第一期ニ於テスルト、第二ノ反動期ノ過キ、第三期即眞理發見期ニ於テスルトノ差異ノミニテ、特ニ專門ノ病院ヲ搆スルニ非サレハ、此發明ヲ利用シテ公衆ノ福益ノ全スル事ハ（世間ノ俗醫ニ放任シテハ）出來不申トノ初一念は、毫モ動キ不申、御安心可被下候。――

かくして北里は、六年の留學を終へて、明治二十五年、歸朝することとなつた。尤も途中で留學期がきれて弱つたが、これは長與專齋と、私立衛生會會頭山田顯義の盡力により、宮內省からの特別の御下附金により、その研究を續けしめることができたのであつた。

北里自らの語るところによると、次の通りである。

私がドイツへ留學したのは足掛八年でありますが、正味六年餘であります。內務省よりは五年間の留學費用を貰つて參りまして、其期限が過ぎたところが金の出所がないので、漸く宮內省の方へ話をして貰つて少し御手許金を頂戴して、其後一年許はドイツに滯在することを得たのであります。私が歸朝しましたのは明治二十五年でありますが、其歸途英國のケンブリッヂに立寄つたところ、ドイツのコッホ先生がツベルクリンといふ藥液を發見したることに就て、私が親しく先生の門下に在つたといふことを聞いて、同地の大學へ來て呉れてはどうかなど

と勸誘を受けました。夫れから其年の五月でありましたが、イギリスよりアメリカへ渡つてヒラデルヒヤに參つたところ、此處でも其大學の醫學部より是非雇ひたいと思ふが來て呉れまいかといふ勸誘を受けました。併し私は日本政府より差遣された者であるから、自分で勝手に自分の身を處置することが出來ない、兎も角も日本に歸らなくてはならぬと言つて歸朝した次第でありました。そして内務省へ月給八十圓で技師となつて出たのであります。（高橋義雄稿「福澤先生事績探問錄」）

かうした事情で、北里は、折角、英米兩國の招聘を斷つて、歸朝し來つたけれども、研究所の設立問題は、一向に進展しなかつた。これは主として、大學派の反對のためであつた。由來、衛生局と醫科大學との反目は、この以前からすでに釀成されてゐたのであるが、それが表面化されたのは、ツベルクリン問題からであつた。その間の事情を北里は自ら次のやうに語つてゐる。

抑も私が大學側と意氣が合はなくなつたといふのは、私がコッホ先生の處へ行つて修業してゐた頃、内務省から貰つた金が不足して宮内省から補助を乞ふことになり、猶ほ足らずに非常に困つてゐるといふ時に、文部省からはコッホがツベルクリンといふ藥液を發明したといふに就て、其研究のために三人の留學生をドイツへ派遣したのであります。それが佐々木政吉、宇野朗、山極勝三郎で、此三人がコッホ先生の處へ參つた時に、先生がいふには、日本政府は實にわからぬことをする、玆に北里が來てゐるではないか、其北里が學資が不足するとて困つてゐるといふのに、更に新しく物に慣れない者を三人まで派遣する位ならば、なぜ北里に補給しないのか、實にわからぬ處置であるといつてをりましたが、それがため此大學連中に對してコッホ先生は冷淡であつたらしい。

といふのは、北里がゐて研究してゐるんだから其他の人に骨折つて教へる必要がないといふ考であつたと思ひます。それから私が歸朝しました時に、時の醫科大學長の大澤謙二が私の處へ來て、大學に出ないかと申しましたが、私は大學の連中などとは一緒になれますまいといふ返事をしたので、大澤が非常に憤激したことがありました。これらの事より私は大學側と意氣が合はなくなつたので、私の仕事に就て邪魔をする、私も亦負けぬ氣で對抗すると言ふ次第でありました。（前掲「福澤先生事績探問録」）

かうして研究所開設のことは、いよ〳〵困難となつて來た。加ふるに北里の歸朝した明治二十五年は、ツベルクリンに對する反對熱が、絶頂に達したときであつた。しかしながら、これに對し、最も熱心に、また最も猛烈に、研究所設置運動のため努力したのは伯であつて、その背後には、長與專齋、石黑忠悳、長谷川泰、金杉英五郎、高木兼寛などの人々が、互ひに手を握つて、その實現に盡力したのであつた。

ところが、さしもに困難と見られてゐた研究所設置の問題も、不思議の縁から、スラ〳〵と實現されることになつた。それは明治文化の先覺者にして、また長與の舊友たる福澤諭吉によつてであつた。その次第は、長與の「松香私志」（八二―八三頁）のうちに、次の如く記されてある。

然るに余一日、福澤翁を訪ひける折り、談偶々此の事に及びしに、一時世間に喧傳して非常に人心を感動したる彼の「テユベルクリン」は、近來何の沙汰もなく、往々有害無效との聲をさへ聞けることあり、事實如何の者なりや、と問はれぬ。余は之に答へて、世間の評判は、毀譽共に其の實に過ぎたれとも、此の發明は、世の新學說方と唱へて、一時に誇稱するか如き杜撰の者に非す、只古來の發表些しく早きに過ぎたると、社會の歡迎餘り仰

山なりしとに由り、早く反對者の攻擊を招き、非難の聲も一層高きに至れるなり、されと「テユベルクリン」は、古弗が數年前自から「テユベルケルバチルス」を發見し、進て之を剋制するの方法を窮極せる結果として現はれたるものなれば、之に基ける將來の成功は、如何に重大なるかも知るへからす、北里の如き、此研究に關係深き人を目前に差置き乍ら、歸朝以來半年の日子を閑却せしむるは、惜むへきのかきりなりとて、發明の由來、現時の情況なと、事のあらましを告け聞えぬ。翁はつく〳〵打聽きて、成る程君の言ふ所の如くならは、前途に望なきものにもあらさるへし、果して研究の價値あるものとすれば、實に惜むへき恨事なり、學事の推輓は余か道樂の一つなり、私力を以て其手始めを爲すへし、幸に芝公園内に、所有の地所もあれは、此所に必要たけの家屋を構へ、兎も角も試驗の事を始められよ、固より十分なることは出來さるへけれと、そはまた他日の計もあるへしとて、卽座に事を決し、やかて北里をも招きて相談を遂け、日ならすして建築に著手せしか此事を聞傳へたる諸氏の內、森村市左衛門の金千圓を寄附せられしを始めとし、金圓器具を寄贈せる人も少からす、工事早くも捗取り、一ケ月餘にして形の如く試驗場より動物小屋の準備までも整ひ、二十五年十一月始めて研究の端をひらくことを得たりき。是そ我か邦傳染病研究の濫觴にして、ひとへに翁か高義の賜なる。

斯くの如く全くの私費で、研究所ができて見ると、大日本私立衛生會でも、傍觀してはをれぬ立場になつた。曩に北里の留學中、同會を經て、皇室から斯學研究の恩賜金を拜受した關係上、北里歸朝の上は、同會で研究所を起して、聖恩に酬い奉ることが、同會の義務でもあつたからである。

そこで私立衛生會は、福澤に向つて、研究事業を引きうけたき旨を相談すると、福澤は言下に、

「北里博士によつてこの事業が遂行されるならば、日本國中何人の經營でも、余の顧慮する所ではない」

と、地所建物の一切を無代價にて貸與することを諾した。そこでこの研究所は、私立衛生會が自己の事業として經營することとなり、その經費として、向う一箇年間、金三千六百圓を支出することとなつた

然るに一方醫科大學派では、これに對抗して、別に文部省の傳染病研究所創設案を立て、その經費を豫算に計上し、議會の協贊を求め來つた。そこで再び衛生局派の活躍となり、まづこの文部省案を、議會において否決すると同時に、長谷川泰の一派は、「傳染病研究所補助費」の建議案を衆議院に提出した。勿論、衛生局長たりし後藤新平の指し金である。その提案の日、(二月十六日)長谷川は急ぎ一書を裁して、後藤局長に報告した。

拜啓、本日者種々煩御配慮、恭奉謝候。陳者傳染病研究所補助費建議案、本日提出、且内閣之外ニ百七拾五名賛成者を得、提出仕候間、不取敢右奉得貴慮候。北里君江御致聲之程奉祈上候也。

しかもこの「傳染病研究所補助費」の建議案は、見事に滿場一致を以て通過し、芝の愛宕下町に傳染病研究所を建設することになつたのである。ここまでは、まことに衛生局派の大勝利であつた。然るに事は再び、意外なる紛糾を見るに至つたのであるが、その經緯は、北里自ら、次の如く語つてゐる。

扨、傳染病研究のことでありますが、明治二十六年、時の衛生局長は後藤新平で、私の研究に就ては非常に同情をして、研究所を建てるといふ氣運になつて參つた。其頃御成門側に出來た研究所は大日本私立衛生會が先生から引受けて經營することになつてゐましたが、千葉縣の議員で濱野昇といふ醫師が議會に建議をして、國庫より一箇年二萬五千圓づつ補助を與へ、建築費として二萬圓を出し、芝愛宕下町にある内務省の地面を借受けて、其

處に傳染病研究所を建設することに極つたのであります。ところが其場所が芝公園の附近であつたので、芝區の口利で、小松崎某といふ者が末松謙澄などを擔いで反對運動を始めた。（中略）且つ大學側では何か私の仕事に蹉跌あれかしといふ時でありましたから、得たり賢しで其氣勢を昻めました。

この反對運動は、實に猛烈を極めたものであつた。或は演說會を催し、或は當路に運動を試み、甚しきは旣設の研究所に瓦石を投ずるの暴擧をさへ見るに至つた。彼等は末松謙澄、末廣鐵腸などを擔ぎ上げて、代表演說をなさしめたが、その理由とするところは、傳染病は、完全にこれが傳染の危險を妨ぐに足らぬものである。上水道下水道によつて病毒を散らす虞れがある。かくして人の感情を傷ひ、土地の繁榮を妨げるのは、默止するに忍びぬといふのであつて、前帝國大學總長渡邊洪基、子爵林友幸等、多數の名士がこの運動に參加するに至つた。さうしてつひに、衞生會會頭土方久元に對して、區民暴動の虞れあり、衞生會關係者は身邊に注意せよと、脅迫するものさへ現はれた。

福澤老爺及ヒ北里ノ二人、期ヲ刻シテ砲擊シ、手足ヲ異ニシ、我々不吝死輩ノ思ヲ果スニ由リ、如クト覺悟シ、宜シク告知セヨ。

不吝死野侍及ヒ連名之レヲ報ス。

かうした投書を信書函に投げこんだものもあつた。

これに對して、衞生局派は勿論、筆に口に、極力反駁に努めた。殊に福澤諭吉は、時事新報に據つて、堂々の陣を張つてこれを援助した。

然るに富田府知事は、芝區民の猛運動に動かされて、曩に提出してあつた大日本私立衞生會の建築願に對して、次

の指令を發するに至つた。

傳染病室ヲ人家稠密ノ地ニ設ケ候儀ハ、本府ニ於テ許可セサル様、芝區民ヨリ出願ノ旨モ有之、然ルニ本願ノ病室ハ、虎烈刺、天然痘ヲ除クト雖モ、傳染病ノ名稱ハ公衆ノ感情ヲ害フニ至ラン。因リテ傳染病ノ三字ヲ避ケ、名稱更正ノ上、更ニ申出ツヘシ。

この「傳染病」の三字を削つて、反對者の心を宥め、以て妥協せんとするの方策には、主として長與專齋が關係したやうに思はれる。然るにこの事は、遂に帝國議會において「傳染病研究所」に補助費を支出することを決定せる關係上、事實不可能であつた。それを楯にして、斷然妥協案を排して、猛烈なる抗議を試みたのは、長谷川泰であつて、彼は四月二十六日、後藤衛生局長に宛て、長信をもつて「議會の可決したる補助費は傳染病研究所に對するものである、若し名稱を變更するに於いては、これは當然消滅するがゆゑに、今後補助費を得ることは絶對に不可能である」として嚴重に抗議した。

かくして傳染病研究所問題は、全く混沌の渦中に陷り、荏苒數月にわたつて俗論の横行にまかせ、その間研究所建設の工事は全く中止せられ、その成行きは殆ど見透しのつかぬ有様となつた。ために北里は到頭業を煮やして、七月十七日、大日本私立衛生會に辭表を呈出し、若し故國に容れられずば、出でて海外の招聘に應じ、自由に驥足を伸ばさんとの悲壯なる決心を表明するに至つた。

その間にあつて、實に果敢なる戰鬪力と機略とを以て、萬難を排して事の完成に突進したのは、當時の衛生局長にして衛生會の幹事たりし後藤新平であつた。金杉英五郎は往事を回顧して、次の如く語つてゐる。

伯は歸朝後間もなく衞生局長を拜命し、多年の經綸抱負を實行し得るの機會を得、寢食を忘れて其の立案に力を盡し、約一年間に幾多の新計畫成りて、著々實施した。其熱心なる根氣と、鋭敏なる企圖には、驚かざるを得なかつた。衞生行政を一新し、北里研究所を大日本私立衞生會の事業に移し、それをまた後年國立と爲し、内務省に附屬せしむるの素地を作りたるも、彼の力であつた。其愛宕下に傳染病研究所を新築する際の如きは、諸ゆる故障と奮鬪して、往々言明し難き謀略を運らしたることあり。北里男及び野人等をして、屢ゝ冷汗を流さしめることさへあつた。兎に角、我國に傳染病研究所を設立するに至りたるは、北里男の技量と、後藤伯の援助が之を爲したることは、後人の忘るゝ能はざる所であらう。（牛庵野人雜言）

さらに談中所謂「言明し難き謀略」については、金杉は別の機會において、次の如く語つた。

傳染病研究所を芝に建てようとした時に、非常な反對が各方面から起つた。殊に芝の町民は、こんな危險なものを建てられては困るといふので、激烈に反對した。さうすると、衞生局長の後藤伯が、一日屬官にむかつて、「あの傳染病研究所の敷地の前に建ててある看板に、今晩行つて、墨をいつぱい塗つて來い。」と命じた。これを聞いた屬官は、非常に吃驚したが、何しろ長官の命令だから、夜陰に乘じて、その通りにやつて來た。

するとその翌日、町の人が起きて見て、大騷ぎになつた。實に卑劣千萬な事をする人間があるものだ。如何に傳染病研究所に反對すればとて、政府が建てた立看板に墨を塗るとは怪しからん、と町民の輿論は反對の方に變つてしまつた。そのお蔭で、傳染病研究所は、今建つてゐる所に、出來るやうになつたのである。

この話は、伯の口からも屢々聽いたことがある。まことに伯らしい機略であつた

かくして幾多の障礙を經たる後、九月中旬に至つて、東京府知事も、やつと研究所及び病室建築の許可を、願ひの通り指令するに至つた。そこで彼等は、時を遷さず建築の工を起した。勿論起工後も、反對は少しもその運動の手を緩めなかつたから、その建築は、むしろ陣中工事に似たるものがあつた。反對派の驍將末廣重恭（鐵腸）の如きは、十月十日附、後藤衞生局長にむかつて、次の如き、殆ど脅迫狀に等しき書面を送り來つた

拜啓。寒冷之節、愈よ御淸健被成御起居、敬賀之至りに存候。扨芝區傳染病研究所之義に付、愈よ區民の意見を排斥して、御斷行に相成り候由、先頃衞生會に於て御面會いたし候際、區民之輿論を御採用無きに於ては、小生の舌と筆とを以て、當局者之不當を、天下に鳴すべき旨、御約束致し置き候故、去る七日彌生館に於て爲したる演說之筆記を、國會紙上に掲げ、今日と明日之分進呈致し候間、御一讀被成下候得ば、仕合之至りに存候。草々謹言。

これを受取るや、伯は即日、筆を執つて次の書面を認め、竹篦返しに末廣に送つた

拜啓。傳染病研究所建築に付、御意見御示めし被下、其上貴重之國會新聞御惠贈を辱し、厚く御禮申上候。御紙上には、芝區民と有之候へとも、小生の方に參り候ものは、區民の名濫用を憤り、是も區民中二、三子の爲め、少數之人左右せられ候なと申來り居候。御演說によれば、如何にも芝區全體の人民之様とも相見得候。何れ篤と拜見可申、不取敢御禮まて。拜復。

かうした囂々たる反對の聲のなかに、連日連夜、工事を督勵し、遂に翌明治二十七年二月七日附を以て、傳染病研

究所は工事の完成を告げた。この殆ど强行的な硏究所建設の結果が、如何なる收穫を生んだかについては、北里自身が、次の如く語つてゐる。

さういふ次第で大學側にもなか／＼の邪魔がありまして、一時は非常な騷ぎでありましたけれども、其反對聲裡に普請を始めて硏究所を建ててしまひました。開所するや、患者は非常に多く、大繁昌を來しましたから、自然と土地の者も喜んで、殊に反對黨の旗頭であつた小松崎などさへ、其翌年には自分の子供を連れて診察を乞ひに來たやうな次第でありました。（高橋義雄稿「福澤先生事績探問錄」）

七、滿帆の順風

この第一次の衛生局長時代は、伯が留學から歸つたばかりの時で、新知識、新經綸が胸に溢れてゐたときであつたが、彼は旣に記したやうに、「まづ向う一年は、徐ろに情勢を觀て」それから活動するつもりであつた。

故にこの一年半の間は、一般輿論を作るための宣傳に半ばの力を盡し、あとの半ばは漢法醫の制壓と、大學派との抗爭に奪はれてしまつた。從つて伯の第一次衛生局長時代の事績は、次の如く甚だ貧弱なるものであつた。

衛生試驗所官制改正（明治二十六年十月、勅令第百三十一號）
醫術開業試驗規則改正（明治二十六年四月、內務省令第四號）
醫術開業試驗規則改正（明治二十六年六月、內務省令第九號）
醫師藥劑師受驗地變更願ハ許スヘカラサルノ件（明治二十六年六月、衛發第六二〇號）

藥劑師試驗規則改正（明治二十六年四月、內務省令第五號）

衞生試驗所ノ印紙ヲ貼付シタル藥品ノ外衞生試驗所ノ保證又ハ試驗濟等ノ文字記入禁止並ニ試驗成績記載方（明治二十六年一月十九日、內務省令第一號）

しかし、彼の人物は心ある人々の目を惹いてゐた。それは新渡戸稻造が、臺灣に赴任した理由として、屢々物語つた話の中にある。それによると彼が米國において病を養つてゐる時、農商務大臣曾禰荒助から、臺灣の總督府にゆかないかといふ勸說の手紙を受け取つたのであるが、はじめ新渡戸はこれを受ける氣がなかつた。ところが、ふと時の民政局長は後藤新平であるといふことを思ひ出して、急に臺灣行きに興味を發したといふのである。

其の時不意と想ひ出したことは、曾つて私が北海道に居つた頃に、私の友人で同窓である頭本元貞と云ふ男が東京に居つた――今でも居りますが、此の男が伊藤博文さんの祕書官をして居つたことがあります。それで私が何時だつたか頭本に訊いたことがある。

「僕みたいに北海道の隅つこに引込んで居ては、天下の名士に逢ふことが出來ないから、斯う云ふ風にして無爲に朽ちてしまふものだが、君は東京の本場に居つて、色々な人に出會すだらうが、一體どんな人を偉いつて言ふんだらうね、伊藤さんの所には、天下の巨星が集まつて來るに違ひないが、どう云ふ人をえらいと思ふね、どんな人が目立つかね」と云つた。所が頭本の言ふのに「確かに伊藤さんの所には色々な乾兒もあれば、乾兒でない人でも中々名士將軍達が集まつて來る。其の中で、さうだね、先づ目立つと云ふ程の人は、分つてる所二人あるね。其の一人はあの星亨と云ふ男だ。是は一寸見ても異彩を放つて善いこともするが、惡いこともする、何とな

く當り前の人とは違ふ所がある。それからもう一人は、今から努めたら、眞面目にして居たら、きつと立身するだらうと思つてる、それは內務省の衞生局長をして居る後藤新平と云ふ男だ。君の故鄕の人のやうに記憶して居るが、あれは、何でも餘程悧巧らしいね。役人でも普通の型とは一寸毛色が變つて居るかも知れない。まあ僕の見る所、目立つ男と云つたら、此の二人だらうね。」と云ふことを曾つて頭本が私に話したことがある。そんなことで、後藤新平と云ふ人はぼんやりと記憶して居つたのである。三度も繰返して手紙をよこして來たので、「是れだけ自分を推すものなら、一つ行つて男を揚げて見ようか、使はれて見ようか。」と云ふ氣が起つたので「折角の御推薦だから參りませう。」と亞米利加から返事出して歸朝することに決心し、臺灣行きを約束した譯であります。

頭本がこの話をしたのは、明治何年のころか判然しないが、彼がこの印象を受けたのは、第二次伊藤內閣のときで、その初期は伯の第一次の衞生局長時代に該當してゐるから、伯のこの時分の活動ぶりが、內閣總理大臣祕書官の頭本の眼に映つたのであらうと思はれる。また當時の伯が、いかに潑剌たる英氣をもつて、社會を馳驅したかを、舊友金杉英五郎は、次のごとく語つてゐる。

伯は當時、藩閥と學閥との打破を呼號し、頻りに野人等を煽動したるものにて、かねて權勢を呪ふの性は、一層增加したる口調であつた。野人亦藩閥嫌忌の遺傳的思想に兼ねて、學閥の小細工にも面白からざるものがあつたので、幾分共鳴するものが無いでも無かつた。當時不遇の地位に在りたる北里男も、亦不言の中に共鳴したのであつたが、別段三人相約して同盟したわけでもなく、唯時々會合して時事を談じたるのみにて、互に探り合ふ程

度のものであつた。特に野人は一青年、先方二人は大家の列に在りしものにて、決して同格とは思つて居らなかつた。然るに當時の國民新聞其他にて、屢〻三角同盟などと宣傳されたものであつたので、先方も迷惑であつたらうが、野人も迷惑を感じたことがあつた。

かくして今や、彼は滿帆風を孕んで、宦海を眞一文字に乘り切り、多年の宿志たる社會政策的立法を、日本の天地に創始せんと勇んでゐた。年齒まさに三十七の男盛りである。

しかるに玆にはしなくも、靑天霹靂の一大事件が、彼の脚下に炸裂し、その勃々たる雄心と、潑剌たる經綸とを、一瞬にして暗幕の背後に拉し去つてしまつた。その間の事情を、金杉英五郎はつゞいて、次のごとく語つてゐる。

明治廿六年の中頃には、衞生行政の諸案件も略完了し、徐々實施さるるやうに爲りて、大得意なりし伯は、數年來懸案となりつつありたる相馬事件なるものに關係し、相馬家の財産橫領の企圖ありとの嫌疑に引かゝり、俄然拘引せられて、警視廳の密室監禁の客と爲つたのである。（牛庵野人雜言）

昨日、得意全盛の人、今日、失意落魄の客となる。然らば、相馬事件とは抑も如何なる事件なりしぞ。吾人は玆に筆を更めて、彼が一生の一大轉機を劃したるこの事件を物語らねばならない。

第四章　相馬事件

第一節　前相馬事件

一、一大蹉跌

相馬事件は伯の一身に降り掛つた一大災難であつた。これによつて伯は、順風滿帆のその前半生に一大頓挫を來し、遂に囹圄の人となり、社會の指彈を被り、殆ど再起不能なるかと見ゆるばかりの窮境に陷ちた。

伯が何故にかかる事件と關係を生ぜしか、またこの事件の法廷に現はれしとき如何なる態度を取りしか、殊に囹圄に於いて如何なる心理狀態を有せしか、而して最後に、この一大蹉跌の後如何にして再び社會に復活せしやは、伯の人物を研究する上に、最も大なる材料を提供するものである。

蓋し事件自身は、必ずしも臺灣統治、滿鐵經營その他に匹敵するごとき重大事ではなかつたけれども、伯の一生を傳する上に於いては、逸すべからざる一大經緯である。ゆゑに吾人は、煩を厭はずこの事件の全貌を物語り、この間に於ける伯の出處進退を描かんと欲する。

〔一〕先づ吾人をして、事件の大要を語らしめよ。

相馬事件は疑獄としては、明治疑獄史中の一異彩であつた。いまその關係者殆ど物故し、その記錄の矛盾と曖昧とについて、一々これを攷覈することが不可能となつてゐるから、今日に於いてその事件自身の內容を、科學的精確さをもつて記述することは困難である。しかもこの事件の核心は、子爵相馬誠胤の精神異狀の有無、その妻京の不具なりしや否や等のごとき生理的事實にあるのであるから、その人旣に死亡し、しかもその生前の診斷書の不一致なるを見ては、これが基礎的事實について、科學的に精確なる論斷は下し難く、從つてこの事件は出發點に於いて旣に一大疑問の上に立つてゐると言はなければならない。

しかし乍ら、本傳の目的とするところは、伯の人物とその出處進退とを描くことにある。故に吾人は、これらの疑問は疑問として、まづ法廷の記錄、伯自身の物語並びに當時の關係者の說話、及び新聞その他の記事によつて事件の全貌を敍述しつつ、伯自身との關係を物語るであらう。

相馬事件が、少なくとも明治中葉の社會の耳目を聳動した大事件であつたことには疑ひがない。それは事件自身の本質的價値のためといふよりも、その演劇的興味のためであつた。相馬事件は明治十年に始まり、同二十七年に終り、前後十八年の久しきに亙つてゐる。その間、私擅監禁事件あり、家宅侵入事件あり、謀殺事件あり、誣告事件あり、收賄事件あり、また巣鴨瘋癲院闖入、相馬家財產差押、靑山墓地發掘等の劇的場面があり、事件は事件を生み、議論は議論を生んで、錯綜紛亂、看者をして送迎に遑なからしめる。而してこれに登場せる人物には、淺野長勳、東久世通禧、戶田光則、織田信敏、北條氏恭、太田資美等の華冑界の人々があり、戶塚文海、岩佐純、長谷川泰、中井常次郞、榊俶、松本順、江口襄、片山國嘉等の刀圭界の名士があり、後藤新平、陸奥宗光、星亨、大岡育造、松室致等の

政界及び法曹界の名士があり、また島田三郎の如き操觚界の錚々たるものもあるといふ有様であつた。

またこの事件が、當時の新聞雜誌を賑はしたことは、非常なものであつた。この事件が芝居に仕組まれ、その或る場面が錦繪に畫かれたりしたこと等から考へても、これが如何に當時の大衆の興味を惹いたかが推測される。日清戰爭が始まるまでは、世間の噂は殆ど相馬事件で持ち切りであつたとは、古老の等しく語るところである。

從つてこの事件に關し、伯が、恰かもその中心人物たるかの如く大衆の面前に現はれたことが、一方には伯を蹉跌せしめたと同時に、他方には伯の名を民衆的にしたのである。それまでは官場の一駿足に過ぎなかつた伯が、これより一躍して日本の後藤新平となつたのである。勿論その當時は、盛名よりも寧ろ悪名であつたけれど、少なくとも彼を有名とし、天下の興味と關心とを喚起したことだけは爭ふことはできない。

されば、後年和子夫人はよく近親者に語つて、

『相馬事件が無かつたら、後藤は今日までになつて居りませんね。』

といつたのは、一にはこれを動機として伯が發奮したることを指すとともに、一にはこれによつて伯が天下に知られたることをも指したのであらう。伯の知己であつた石黒忠悳は、伯の死後、その生涯を評隲した中で、かう云つてゐる。

相馬事件は後藤の災難と云ふけれども、あれで名があがつたので、十分のものなら五分はあれで名高くなつたのである。牢から出た時かまはずに置いたら、彼は何をするかわからなかつた。必ず何かしたと思ふ。

この事件によつて蒙つた伯の打撃は、測り知られざるものがある。伯の誣告共犯の嫌疑を受けて入獄するや、昨日

まで門前市を爲した訪客は一時に跡を絶ち、二、三の交友を除いては、積年の心友もみな累の己れに及ばんことを虞れて、背を向けた程であつた。加ふるに内には産褥まもなき妻子あり、外にはこの人沒落すと見て、一時に迫る債鬼あり、また己れは連日の密室監禁に耳疾を患ひ、心身倶に人間として堪へ得べき殆ど最大の苦痛を嘗めさせられつつあつた。この骨身に徹した入獄半年有餘の悲憤痛苦は、伯の全人を一團の火焔のごとく灼熱した。伯は異常の決心をもつて奮起した。伯が出獄の直後、陸軍臨時檢疫所事務官長として大活躍を演ずることができたのも、一つは縲紲の辱しめを受けた不名譽を取り返して、白眼を以て臨んでゐた儕輩に、目に物見せてやらうといふ反撥心が胸底に燃えてゐたからでもあつたらう。又伯が晩年、政治の倫理化なる教化運動を起したのも、伯自身が言明したやうに、この事件によつて枉屈せられたる正義心が爆發したのだとも見られる。伯が第一回の腦溢血を起し、餘命幾くもなしと覺るや、一夕、富士川游博士を招いて相馬事件の眞相を語り、後世の史家をして謬らざらしめんとしたことを見ても、この事件によつて受けた創痕が、伯の腦裡から終生拭ひ去られなかつたことが窺ひ知られるのである。

二、相馬誠胤の鎖錮

前後十八年に亘る相馬事件は、一見複雜錯綜を極めてゐるが、その本筋を辿れば、これを明治十年に始まつて同十六年に一段落を遂げた私擅監禁事件と、明治二十五年に起つて同二十七年に終局を告げた謀殺並びに謀殺誣告事件との二つに分けることができる。伯は後年相馬事件を語るに及んで、前の私擅監禁事件を「前相馬事件」と呼び、後の謀殺並びに謀殺誣告事件を「後相馬事件」と呼んでゐる。故に本書に於ても、その稱呼を襲用することとする。

前相馬事件は、前後を通じての主人公子爵相馬誠胤の鎖錮に端を發してゐる。

誠胤は嘉永五年八月五日を以て、奥州磐城なる中村城に生れた。父は相馬六萬石の藩主從四位下大膳大夫充胤、母は側室大貫千代である。安政五年、七歳にして世子となり、慶應元年十四歳にして封を襲いだ。戊辰の年、奥羽の役起るや、夙く官軍に服して伊達、信夫二郡の民政取締を命ぜられ、軈て中村藩知事に任ぜられたが、明治四年、廢藩置縣と同時に、藩知事を免ぜられ、東京外櫻田の賜邸に移り住んだ。

明治四年十一月、誠胤は福澤諭吉の經營せる慶應義塾に入學し、尋いで幾くもなく湯島なる共慣義塾に轉じ、明治八年一月、再び慶應義塾に入學したが、誠胤の精神はこの頃より漸く異狀を呈してきたといふのである。父充胤これを憂ひ、屢ゝ醫師を聘して診療せしめ、また時には誠胤を風光明媚の地に遊ばしめ、ひたすら療養につとめしめたが、誠胤の病は重る一方であつた。依つて充胤は、親族織田信敏、北條氏恭等と相談の上、華族部局第一部長板倉勝達の許可を得て、誠胤を邸内の一室に鎖錮した。次に掲げるものは、誠胤鎖錮に關する文書と稱せられるものである。

私共宗族相馬誠胤儀、先般來腦病相發、療養罷在候處、一月頃ヨリ病勢益相募リ、動モスレハ危險ノ所爲不尠、精神錯亂全ク瘋癲ノ症ニ付、一室ニ鎖シ、靜座保養爲致置度、依之宗族親戚連署ヲ以テ此段御聞屆奉願候也。

明治十二年四月十四日

親族　織田信敏

宗族　北條氏恭

第一部長　板倉勝達殿

書面之趣事情不得止次第ニ付承屆候事

明治十二年四月十五日　［第一部長印］

誠胤鎖錮の動機としては、相馬家側の記錄は、

公ガ最後ノ擧動ニシテ最モ危險ナリシハ、十二年ノ四月、家從富田深造ヲ突キ殺サントセシ事是レナリ。公ハ突然槍ヲ揮ツテ深造ヲ只ダ一突キニト手ヲ下サレケルニゾ、深造ハ驚キ周章テ僅ニ身ヲ以テ免ル、事ヲ得タレ共、爲メニ微傷ヲ被ムレリ。

といふ事實を擧げてゐるが、反對側の主張するところに據ると、これは家從富田深造が深く謀るところありて、誠胤に碁を挑み、立て續けに誠胤を負かして故らにこれを憤激せしめ、その長押の槍を執つて嚇かさんとするや、「殿樣御亂心」と觸れ廻り、暴力を以てこれを幽閉したといふのである。

三、錦織剛清の蹶起

錦織剛清は相馬家の舊臣であつて、この事件の副主人公ともいふべき役割を演じた男である。

剛清の語る所に據れば、彼の曾祖父は、元江州錦織村の住人であつたが、相馬家の財政を建直すために召抱へられ、譜代の重臣石川一角と相計り、傾きかけてゐた相馬家の屋臺を持直さしめたのであるといふ。しかし相馬家の記錄に據れば、剛清の父儀助は、祿十石を食み、徒士目附を勤めてゐたが、のち過ちありて改易を命ぜられ、祿を褫はれた

とある。そして剛清は初め藩兵の輕卒であつたが、後諸方に流寓し、東都に出でて書を業とするに至つたといふ。

剛清は、いつとはなく誠胤鎖錮の情を聞知し、これを以て誠胤の異母弟順胤、その生母西山リウ等が相馬家の家令家扶等と相謀つて、瘋癲にあらざる誠胤を瘋癲なりとして幽閉し、順胤をしてこれに代らしめんとする陰謀なりと爲し、八方手段を盡して誠胤の監禁を解かんと運動するに至つた。

剛清の自叙傳「闇の世の中」に據れば、剛清が誠胤鎖錮のことを知つたのは、相馬舊臣にして東京府一等屬たりし多田部純太郎から聞いたことになつてゐるが、相馬家の記録である「相馬實傳」に據ると、多田部は名を「楯太郎」と謂ひ、東京府十等出仕であつて、剛清とは一面識も無い者であつたといふ。

ともあれ剛清は先づ相馬邸に推參して令扶に面會を求め、次の建白書を手交した。

建白

一 第一條　舊主相馬誠胤君ノ監禁ヲ直チニ解御自由ノ御人身仰候事
一 第二條　當奥方離別ノ事
一 第三條　主君御病氣ノ爲メ御別邸ニテ御療養ヲ仰候事
一 第四條　御身分御相當ノ奥方並ニ御愛妾ヲ撰ム事
一 第五條　是迄親戚家扶ノ資格ヲ以テ主君ヲ監禁スル事六ケ年餘則チ其罪ヲ謝スル事

右五ケ條ヲ建白ス敬拜

明治十六年十二月十日　相馬誠胤舊臣　錦織　剛清

尋いで剛淸は、同じく相馬の舊臣にして、順天堂病院の醫員なる木幡利英をして、誠胤鎖錮の情を探らしめ、華族會館館長東久世通禧を訪うて、誠胤の監禁を解かんことを哀訴した。當時の華族會館は、今日の宮內省宗秩寮の如き事務を執つてゐたのである。しかし誠胤の監禁は依然として解けなかつた。そこで剛淸は終に、東京輕罪裁判所に、私擅監禁の告發をなしたのである。

誠胤の監禁が、錦織の言ふ如き、相馬家の人々の陰謀の結果であつたか否かは、今遽かに斷じ難いが、相馬家に世人をして錦織の言ふところに耳を傾けしむるやうな事情の存したことは事實である。なんとならば、誠胤の父充胤には、正妻に子なく、側室大貫氏誠胤を生み、尋いで側室西山氏順胤を生んだ、大貫氏は誠胤を生んだのち、程なく精神に異狀を呈し、充胤の許を遠ざけられ、維新のころ死亡した。西山氏は順胤を生んだ後に、また花子といふ女子をも生んだから、充胤の寵が西山氏に鍾まつたのは自然の數である。從つて老君の愛妾おリウの方が、奸譎なる家令家扶と結託して、當主誠胤を廢嫡して、己れの生んだ順胤を立てようとしてゐるといふことは、當時の人々が容易に眞實らしく考へ得た事柄であつた。それは要するに、舊幕時代に於ける大名のお家騷動の、謂はば紋切り型であつたからである。

なほこの外に、相馬家には、世人から疑惑の眼を以て見られる事柄が二つあつた。その一つは、誠胤の正妻京が先天性膣閉鎖症であつたことであり、他の一つは、相馬家が當時の華族中に於ける有數の資產家であつたことである。

誠胤の室京は、信州松本の城主戶田光則の女であつて、「相馬實傳」に據れば、明治二年に相馬家に嫁いだことになつてゐるが、伯の如きはその婚嫁の時期に對して疑ひを挾んでゐた一人である。また「相馬實傳」は、京の不具者

であつたことを否定してゐるが、海軍軍醫總監戶塚文海が、明治二十六年八月六日、東京裁判所に於いて爲したる陳述に據れば、京が世にも珍らしい不具者であつたことは遂に否定し難い。錦織剛淸はこれを以て、令扶等が誠胤の繼嗣を絶ち、その欝氣を增長せしめんが爲めに、故意に誠胤に配したものであると宣傳した。

また相馬家は、江戶時代の末期に於いて二宮尊德翁を招じて財政の改革を斷行した爲めに、廢藩の際には、他藩と比較にならぬほど財政が豐かであつた。維新以後、一時小野組に出資して莫大な損失を蒙つたが、後足尾銅山に出資して大利を博し、鉅萬の富を積んだ。この巨富は、世人をして相馬家の令扶等が新主を擁立して威福を擅まにせんとする陰謀の存在を疑はしめるに十分であつたのである。

故に錦織が私擅監禁の告訴を提起した頃から、所謂相馬事件は新聞の花形記事となり、相馬家は一般社會から、恰かも陰慘なる伏魔殿の如く考へられるに至つたのである。

かくの如く剛淸は、一方において、私擅監禁の告發を提起すると同時に、他方それと相前後して、山岡鐵舟、櫻井純三、香川敬三、淺野長勳、戶田光則、佐竹義堯等の諸名士、並びに右大臣岩倉具視等を歷訪して、誠胤の監禁解除に助力を懇請した。伯もまた、そのころ剛淸の懇請を受けた一人であつて、それは明治十六年の冬十一月頃、すなはち剛淸が相馬家に五條の建白を手交したる直前であつた。伯と相馬事件との直接の關係は、この時にはじまる。

然らば伯は、如何なる動機によつて、剛淸の懇請に應じ、この事件のために蹶起するに至つたか。次にしばらく、その因緣を述ぶるであらう。

四、伯の關係せる眞因

伯がこの相馬事件に關係するに至つた動機を、世間では一片の俠氣に出づるものとしてゐるが、伯自身は生前極力これを否定して、

『俺が相馬事件に關係したのは義俠心からだと世間の奴は思つてゐるが、さうではない。あれは裁判醫學の立場から起つたのだ。』

と、よく話してゐた。

然らば伯は、如何にして裁判醫學に興味を持つやうになつたのであるか。それは次のやうな事情からであつた。

明治九年、伯が司馬凌海の塾で、塾長瀧浪圖南とともに、凌海が警視廳の依囑を受けて、リヨンの「衞生警察學及裁判醫術」を飜譯する手傳ひをしたことは、第一卷第二章第一節四に於いて旣にこれを述べた。これ伯が裁判醫學、卽ち今謂ふところの法醫學に興味を感ずるに至つた初めである。

明治十二年、當時愛知縣病院一等診察醫兼醫學校監事として、事實上院校長代理の職にあつた伯は、同院の招聘を受けて同校に敎鞭を執りつつあつたドクトル・ローレッツに對して、或る日、ふとしたことから法醫學に關する質問をした。ローレッツは、その質問に驚き且つ答へて謂ふには、自分も法醫學は多少研究したことがあり、獨逸にあつた時には、各國の法醫學調査の爲め歐米を巡遊し、又學生に法醫學の講義をしたこともある、とのことであつた。伯は大いに喜んで、同年九月の冬學期からローレッツに法醫學の講義を請ひ、自らもその聽講生の一人となつた。



伯と相馬事件

（向つて左より伯・今村秀栄・錦織剛清
今村の手にせるは相馬誠胤の寫眞なり）

これが後年、伯が相馬事件に關係する遠因である。伯が若し法醫學に造詣するところがなかつたら、あれほど事件に深入りして、入獄の憂目を見るやうなことはなかつたであらう。「人生文字を知るは憂患の始め」と、伯自らも晩年相馬事件を回顧して嘆息してゐる。

當時愛知縣病院の事務長をしてゐた今村秀榮は、相馬家の舊臣で、伯とは須賀川時代からの知り合ひであつた。伯と相馬事件との橋渡しをしたのは、この今村秀榮である。秀榮は相馬の家中では相當身分の高い方であつて、誠胤が家督を相續した際には、御政事御勝手兩掛の郡代役を勤めてゐた。その長女は相馬家の重臣草野家に嫁し、秋田の佐竹侯爵家とも緣邊に當つてゐた。維新以後、福島縣權典事を勤め、伯が須賀川にゐた頃には、福島縣出張所長として同じく須賀川にあつた。それが流れ〱て名古屋に來てゐたのである。

伯と秀榮との親交は、秀榮が相馬郡小高町に隱棲した晩年まで、渝ることがなかつた。後藤家には、秀榮が六十九歳の時、滿鐵總裁の伯に會ひ、二頭立ての馬車で相馬邸まで送つてもらつた感謝と感激の手紙が殘つてゐる。

明治十二年の或る日、伯が教場で譯官田野俊貞を通じて、ローレッツに法醫學の講義に關する質問をしてゐると、事務長今村秀榮はノックをしながら、急ぎ足に其處へ入つてきた。

『あなたの決判を戴きに參りましたが……』

彼は一束の書類を手にしながら、伯に斯う言つた。

『一寸待つて。』

伯は今村を側に立たせて置いて、なほローレッツに質問を續けた。その質問は瘋癲患者を監禁する手續に關する事

柄であつた。すると今村は突然、
『あ、あ、あツ！』
と、異様な聲を立てて、その場に昏倒してしまつた。伯が驚いて彼を抱き起さうとすると、彼は脣を顫はしながら、
『私の主君も、どうかして斯ういふ先生に診てもらへたら……』
と奇妙なことを口走つた。
『今村、シツカリせい。一體どうしたといふんだ。』
秀榮は伯に勢ひづけられると、やつと立ち上つて、狐がおちたやうにキョトンとしてゐた。
『お前の主人がどうかしたのか？』
と、尋ねたが、今村は、
『いえ、何でもございません。飛んだお騒がせをいたしました。』
と、逃げるやうに教場を出て行つた。その様子がどうも變なので、伯はその後彼を事務室に訪うて、事情を訊いてみたが、今村はただ、
『自分は感情が昂ぶると、いつもああいふ失敗をしでかして困ります。』
と畏れ入るのみで、何としても實を吐かうとしない、伯もそれ以上他人の祕密に立ち入ることも如何と考へて、その儘にしてしまつた。併しその後、今村の擧動に注意してゐると、彼は醉つぱらつて家に歸ると、柱に懸けてある舊主相馬誠胤の寫眞の前に額づきながら、

『まことにおいたはしい御身の上で、われ／＼舊臣としても恐れ入る次第でございます。不肖微力で奈何とも致し方がございませんが、このまま御過しなされては、いつかは姦臣の手にかかり、御果て遊ばすは、火を睹るよりも瞭かなこと……』

と掻き口說き、果ては傳家の一刀を刀架から取り上げて、スラリと拔き放ち、

『おのれ奸物！』

と叫びながら虚空を斬る、といふやうな物騒な振舞に及ぶことが屢〻あるといふことを耳にした。伯は愈〻不思議でたまらず、或る日、今村に、

『いかに酒の上とはいへ、白刃を揮つて人を斬る眞似をするなどは、事が穩かでない。若し胸中に祕密があるならば、私に話したらどうか。言つて惡いことなら決して他言はせぬ。また事態によつたら、私が相談相手にならぬものでもない。』

と詰め寄つてみたが、彼は巧みに逃げて、つひに伯の名古屋時代には實を語らなかつた。そして伯は、今村の擧動に關する疑團を疑團として、東京に去つた。この事が、伯をして相馬家を一個の伏魔殿として想像せしめる潜在意識となつたことは、推察に難くない。斯くのごとく、伯をして相馬事件に深入りせしめた因果の緣は實に深く且つ遠いのである。更に奇しき因緣の糸をたぐれば、伯と相馬家との契緣は、既に須賀川時代に結ばれてゐる。

すでに一言した如く、相馬家は二宮尊德翁を聘して財政の建直しを行つた關係上、家中の士はみな報德教に歸依してゐた。この相馬の家中に、尊德の衣鉢を繼いで、鄉黨の尊敬を受けてゐた齋藤久米之助といふ先生が、或る時、奇

背癰を病んだので、相馬家はこの人の爲めに、はる〲福島縣病院長鹽谷退藏をよんだ。伯はその時鹽谷の助手として中村に赴いたことがある。その當時を回顧して、伯は次の如く書き記してゐる。

私は齋藤先生なる人の暮し向きの見すぼらしさと、周圍の人の尊敬ぶりの相違には、一寸驚かされたのである。他人が表面から見た齋藤先生の暮し向きの樣子は、村醫でも容易く呼ばれさうにないのに、鹽谷院長を招いて貰つたり、我々が行けば、田舍に珍らしい御馳走を出して優待したり、また歸りには院長の禮の厚薄は知らないが、助手の私にさへ金三圓の一封を與れた。その頃の三圓はとても普通の患家では相場外れである。但し齋藤先生の住居は陋屋ではあつたが、大小の押入れが悉く書籍で滿ちて居たのには、流石讀書家と感心させられたのである。又齋藤先生は、昔し島津久光が上京した時、人を通じて面會を求めたが、自ら高うして愛想よく斷つてしまつたといふので、硬骨の譽れを得た人物で、それが中村に於ける二宮尊德の身代りと見られて居て、志賀以下岡部、富田久助の連中が師事して居る關係上、相馬家の經濟も二宮流で立てられてゐた。齋藤の如きこんな譯で、鹽谷院長を招いた時の費用は、萬事舊藩主の相馬家で取り賄つて支拂つたのである。

卽ち伯の腦裏に、相馬家に對する關心の植ゑ付けられたのは、若き須賀川の醫學生時代にあつたのである。さうして、かうした緣故から、後に伯が、この人格者齋藤久米之助に一書を呈して、剛淸の誠忠の志を陳べ、相馬事件についての助力を乞うたことは、後に述ぶるところである。

五、意外なる訪客

伯が内務省衛生局に轉任してきた明治十六年の末つかた、麹町番町なる伯の邸は、突然、錦織剛淸の訪問を受けた。

錦織は伯との最初の面會に於いて、

『今日は菅野虎太の負債のことについて伺ひました。實は貴君にはゆつくりお話し申上げたいことがあつて、或る人から紹介狀を戴いてきたのですが、今日は菅野の負債のことで參りました。貴君は菅野に對して貸しがおありになるさうですが、その債權を私に讓つて戴けませんでせうか。私はその金を自分の生活の爲めに使ふのではなくして、御紹介して戴いた事について使ふのであります。』

と言つた。併し、伯はその紹介の事柄が何であるか解らないので、一應錦織の要求を拒絶した。

翌朝、錦織は再び伯を訪れ、

『昨日申上げた紹介狀といふのは、實は愛知縣病院の書記をしてゐる同藩の士、今村秀榮からの紹介狀であります。』

と言つて、一通の紹介狀を差し出した。伯は見覺えのある秀榮の手蹟になつかしさを感じながら、すぐさま封を切つた。

一今から五年前、貴君がドクトル・ローレッツに瘋癲監禁の手續を質問せられてゐたとき、自分は偶然立ち聞きして、思はず取り亂したことがあるが、實は私の舊藩主相馬誠胤は、明治十年六月以來、瘋癲病者にあらざるに拘はらず、瘋癲病者として麹町區内幸町の本邸に監禁されてゐる。私は舊臣としてまことにおいたはしき御身の上と存じて、日夜憂苦してゐるが、微力いかんとも致し方がない。併し、室に幽閉されておいでになる舊主のことを思ふと、胸も張り裂くる思ひである。この書面持參の錦織剛淸は、同藩の士にして、明治十年以來藩公の御身の上を氣つかつてゐ

る一人である。何卒一度御面會の上、同人より逐一事情をお聽取りの上、一臂の御力添へを冀ふ。

文意は斯うであつた。

『ははアさうであつたか。』

長い間、伯の胸奧に蟠つてゐた疑團は、茲に於いて一時に氷解した。と同時に、伯はこの明治の時代に、瘋癲人にあらざるものを瘋癲人なりとして、七年間も監禁して置くといふのは、聞き捨てならぬ奇怪事であるといふ公憤を感じた。さうして錦織が悲憤慷慨して語るところを熱心に聽いた。併し伯は錦織の言說をすぐそのままに信ずるほど輕卒ではなかつた。そして、「これは十分事の眞相を究めてみなければならない。」と心中に決しながら、その日は兎も角も錦織を慰めて歸したのであつた。

ところが錦織剛淸が今村秀榮の紹介狀を齎らした翌々日、番町の邸宅は、また意外なる訪客を迎へた。

『一昨日お伺ひした錦織の件について、御主人にお目にかかりたいと申されます。』

取次の書生は斯う言つて、伯に一葉の名刺を手渡した。見ると、「宮內省大書記官櫻井純造」とある。

伯は腑に落ちぬながらも、客を座敷に招じて、鄭重に初對面の挨拶をした。櫻井は、自分は貴君の岳父安場保和氏と別懇の間柄であるから、安場氏から御紹介を願はうと思つてゐたが、今日圖らずもお宅の前を通りすがつたので、失禮とは存じながら、突然お伺ひしたと語り、尋いで、

『貴君は錦織の話した事件をどうお考へになりますか。』

と訊いた。伯は正直に、錦織は初めて會つた男であるから、彼の言ふことはどの程度まで信じてよいか迷つてゐる

と答へた。

櫻井は、それは御尤もである、併し自分は今華族會舘の幹事をしてゐる關係上、相馬家の內情を一通り調査してゐる、その調査の內容を逐一玆に語ることは許されないが、錦織の言ふやうな事實が全然ないとは斷言できない、皇室の藩屛として禮遇を辱うしてゐる華族の家に、かういふ忌はしい事件が起つたのは、衷心遺憾に堪へない、併しこの事は醫師の力を藉りなければ、どうしても解決がつかない、ところが困つたことには、東京の醫師は斯ういふことには少しも取合つてくれない、聞けば貴君は若年ではあるが、法醫學には殊の外精通してをらるゝ由である、若し出來ることなら、この際十分事件を研究して、われ〳〵を助けてもらひたい、と懇願した。

櫻井純造は、信州松代の藩士で、佐久間象山の高足であつた。當時宮內省大書記官として省內に勢力があり、又華族會舘幹事の肩書を以て、華族仲間の隱し目付を兼勤してゐた人である。その人の來訪を受けて、この奇怪事を聞かされたのであるから、錦織の懇請には動かされなかつた伯も、櫻井の來訪には大いに動かされた。しかし愼重なる伯は、なほ櫻井に兩三日の猶豫を請ひ、戶塚文海を訪うて、京夫人の不具を確かめた後、はじめて櫻井に確答することとした。

六、戶塚文海の狼狽

櫻井純造の訪問を受けた日の翌日、午前九時ごろ、伯は京橋に近い本材木町で開業してゐる、戶塚文海の診察所を訪れた。

戸塚はもと、十五代將軍德川慶喜の侍醫であつて、明治元年、慶喜が上野寛永寺に謹愼中は、絶えずその身邊に侍してゐたといはれてゐる。明治維新以後、勝海舟の斡旋で海軍軍醫總監となり、當時は飛ぶ鳥を落す勅任醫師であつた。伯は當時に於ける戸塚文海の地位を語つて次の如く言つてゐる。

この頃はなんでもないやうに思はれるが、其の頃の海軍軍醫總監といふものは、今のやうに天プラ勅任がゾロゾロ並んで出るのと違つて、海軍軍醫總監、陸軍軍醫總監、侍醫局長官、これだけより醫者の勅任はなかつた。初めて長與專齋が內務三等出仕で特旨を以て勅任になつた。さう云ふ時代でありますから、海軍軍醫總監などといふものは、なか〳〵偉いものであります。

この戸塚文海の診察所の玄關に現はれた伯は、

『用談の爲め參つたが、お手間はとらせぬ、暫時お目にかかりたい。』

と、會見を申入れた。折柄、戸塚は診察中であつたが、

『診察所でよろしいか、それとも別室で會ひませうか。』

と取次をして訊かしめた。

『別室で御目にかかりたい。』

『然らば、こちらへ。』

といふので、椅子が二つ程とテーブル一つ置いてある一室に通された。それから先きの會談の模樣は、伯自身をして語らしめよう。

流石に時めく海軍軍醫總監のことであるから、新聞記者の口調を借りて言へば、反り身になつてやつて來て、御用は何んでございますかーと言つた。それから私は、外の事ではございませぬが、相馬誠胤の妻を閣下が御診察になつたと云ふことを承りましたが、左樣でありますかと言ふと、斯うして椅子に掛けてゐたのが、スツト立上つて、何處からお聞きになりました、誰れからお聞きになりましたと、頗る驚いた樣子である。私は其の態度の變化が甚しいので、是れはどうもをかしいものだと竊かに思つた。それから誰れから聽いたのでも宜しいのですが、閣下は御診察になつたのですか、ならないのですかと云ふと、それには答へないで、イヤ實は相馬家は私の病家でありませぬ、奥さんの實家の戸田といふ子爵家が私の病家であります、戸田子爵家から頼まれまして、私が初めて診ることになつたのであります、元來相馬家は私の病家ではありませぬと言ふ

イヤ私は御病家先を伺つて居るのでありませぬが、相馬誠胤を御覽になつたのでありますかと聽くと、それは私は誠胤は診ませぬが、あれは岩佐が診斷書を書きましたので、實は岩佐も診ないで書いて、監禁したのでありますと、さういふ風に私の問はないことまでも話して往くから、之れは不思議だと考へた。それからまた段々私が問うて往くと、實は奥さんは肺病のやうで血を吐くので、肺病といふ考へから私に診せることになつたといふのでありますと言つた。私から、あアさうですか、喀血をするのですかと問ふたやうな譯で、そこで初めて喀血の話を聽いた。而も其の喀血といふのは、其の實氣管から出るのではなくて、齒齦から出るのだと云ふ。さうして何うしても收斂劑ではいけないから、單純な水を含ませた硼酸で洗つて見たりしてゐますが、三日か四日經つと治りますと言ふ。之れは愈々をかしいと思つて、段々話を進めて行く内に、私が、それでは貴方内診をなさつた

のですかと聽くと、內診の事を大奧さんに言ひました所が、それは嫁の方に能く話してさういふことにしませうといふことになりまして、それから內診しました。あアさうですか、それから今の不具（アトレジア・ソギナ）であつたといふ事はどうでしたと言ふと、エヱと言つてゐたが到頭アトレジア・ソギナといふことを言つた。それからどうです、血が齒齦から出るときは、下腹部は非常に脹つて痛みを訴へますかと聽くと、そんなこともないが、少しはさう云ふやうなこともあるやうでありますといふ。それから子宮は缺損して居るのですか、肛門の方から指を入れて見ると子宮の有る所は分かるのでありますが、如何でしたかといふと、それは有りませぬと答へたが、やつて見たのか、ドウだか分らないと思つた。手術は出來ますかと言つた所が、イヤもう迚もさういふ望みはありませぬと言ふ。それから其の時分には卵巢腫脹が見えますかと聞くと、そんなものはありませぬ。何度聞いて見ても總て答へはネガチーフ。それから私がスツカリ聽いて了つて、さうして歸るときに、能く承りましたが、若し裁判所で之れを證明しなければならぬ時に、言を食むやうなことは失禮ながらありますまいナと言ふと、先生又ヒョツと立上つて、どうか穩便に願ひます、どうか事を荒立たせないやうに願ひますと言つた。

伯は戶塚の話を聽いてゐるうちに、むら〳〵としてきた。岩佐純は一等侍醫である。醫界の元老である。それが診察もしないで、相馬誠胤は瘋癲である、監禁せねばならぬ、といふやうな診斷を乞はれる儘に書き與へて、一個の人間の自由を奪ふといふのは、聞き捨てならぬ昭代の怪事である、戶塚にしても、岩佐にしても、舊幕時代、夙く蘭醫に就いて、新しい西洋の醫術を學んだものであるが、頭の上には、まだチョン髷が遺つてゐる。大禮服をつける大名醫官と雖も、慈姑頭に十德を著て、お家騷動の陰謀に加擔する御典醫氣質から蟬脫し得ないのであるか。伯は憤慨の

あまり、挨拶もそこ〳〵に、戸塚の診察所を辭したのであつた。

七、伯の決意

戸塚文海の診察所から、足一歩戸外に踏み出した伯は、既に一身を投げ出しても、この事件を究明せねばならぬと覺悟した。

伯は當時內務省衛生局にあつて、醫者を療治する醫者を以て自ら任じてゐた。ローレッツに就いて最新の醫學を修めた伯は、醫術が若し非倫理的なる醫者によつて惡用せられるならば、醫學の進歩は、人類の幸福と相背馳するものとなることを痛感してゐた。卽ち伯は、明治二十七年二月、東京地方裁判所の法廷に於いて、

被告人新平の意見は　その時分から、醫學の進歩は幸福の進歩である、けれども一方には危險の進歩であるといふのが、私の持論であります。

と陳述してゐる。すなはち伯は、醫事行政家として、この腐敗墮落の極に達せる舊幕以來の醫家の弊風を匡救する使命を感じたのである。そして同年同裁判所の法廷に於ける陳述に於いて、次の如く毅然たる態度を以て、その決意を語つてゐる。

斯くの如く皆、中流以上の醫者が德義を破ると云ふことになりましたならば、則ち被告後藤新平が申上げましたる醫業の疾と申すものでございます。ソレで此疾を構はずに置けば、學術が進むに從つて、學術の理に託して我儘勝手をするやうになります。卽ち被告人は、自分が專門に醫事行政學をやると云ふ者があるので、世の中の我

めに此事は決して不問に置く可らざる事と思つたのであります。私は內務省の衞生局に准奏任御用掛になつて來て、捨扶持を貰ひ――捨扶持と云つては如何だが、扶持を貰ひまする爲めに、扶持の爲めに私は此醫事行政の事を論ずるのではない。醫事行政の事に付いて專門として講究しようと云ふ考へがあるのでございます。恰も外科醫が陸軍軍醫となつて居りまして、傍ら外科の病人を見ると同じに、私は內務省に奉職して居る傍らに、又醫業の疾を診察しつつあつたのでござります。此疾を認めましたから、治療法のことを講究すると云ふのは至當なことであります。ドナタがドウ云ふ事を仰ツしやらうと私に於て決して、屈する氣は無いのである。

進步せる西歐の社會に於いては、一人の犯罪人の精神鑑定を爲すに當つても、嚴格なる科學的試驗を行つてゐる。然るに一應の診察をも行はずして、監禁する程度に達しない瘋癲人を監禁せしめるとは何事であるか。非科學的、非倫理的もまた極まれりといふべしである。斯くの如き醫者を信じて、無造作に人の自由を奪ふことを許すやうでは、日本もまだ野蠻國だ。自分は今、國民の自由、生命、財產の安固を期する爲めに、この問題を携げて、決然として天下に呼びかけねばならない。その結果、或は敵を作るかも知れん。また危險身に及ぶに至るやも測り難い。しかしこれを默視することは、自分の正義心が承知しない。これは愈〻自分が、成敗利鈍を度外視しても立たなければならぬ時が來たのだ。

伯は斯う決心して、次の日、九段の靖國神社の傍らなる陸軍軍醫學校の向う側、富士見町なる櫻井純造の家を訪ねた。さうして戶塚文海との會見の始末を語り、告ぐるにその決意を以てした。これを聞いた櫻井は、喜んで言つた。

『これで、私も闇夜に燈明を得たやうな氣持しがます。如才はあるまいが、愼重に硏究して下さい。』

伯は眉をあげて、

「その邊の事は、私の方寸にあります」

と答へてしまつた。卽ち明治二十六年八月十二日、東京地方裁判所法廷に於ける證人後藤新平の調書には、

私ハ相分レ考フルニ、甚タ不都合ノモノデアル、是非今日ノ裁判醫學上匡正セネバナラヌ、如此問題ハ不問ニ置ケヌト存シマシタ。櫻井ヲ訪ヒ戶塚ヲ尋ネタル話ヲ陳ベ、自分ハ是レヲ學術上世ノ中ニ公ニシテ進步ヲ計ルノ手段ヲ爲サネバナラヌ、依テアナタノ御依賴ノ一部分ハ、私盡力シテ見ヨウ、卽チ斯ノ如キ事ハ裁判醫學上不都合デアルトノ解釋ヲシテ與レロトノ賴ミニ膺ラウト申シタルノデ、櫻井カ安心シタ譯デシタ

云々とある。櫻井はその後不幸にして事件の結果を見ずに、中途にして病沒したが、伯の胸中には、絕えずこの櫻井と取り交した言葉が蘇つてきた。卽ち後に伯が瘋狂院を破つて相馬誠胤を引出すことに關係したのも。「私は之を櫻井純造に誓つてゐますから、裁判醫學の興隆と人權問題の爲めに、此の裁判醫學の犧牲になる事を厭はぬといふ決心で、私が其事を敎唆したに違ひない。縛られても差支ないと云ふ考でやつたに違ひない」（法曹協會講演）と言つてゐる。

八、警視廳を說く

伯は、瘋癲を監禁する規則のないことが、斯くの如き奇怪事の世に行はれる根本の原因である、これは何でも警視廳當局に說いて、瘋癲監禁に關する取締規則を發布せしめることが、自分の第一に爲すべきことである、と考へた。

それで、伯は第一著手として警視廳に出かけ、大警視佐和正に會つて、醫師の診斷をも受けずして、擅まに瘋癲を監禁するのは、人權を無視した行爲である、帝都人民の自由と生命保護の任にある警視廳は、宜しくこれが取締令を制定布達すべきである、と說いた。

佐和は、當時警視廳の佐和か、佐和の警視廳かといはれたほど、廳內に重きを爲してゐた勢力家であつたが、この人の力を以てしても、法醫學はおろか、科學の知識の備はらない警視廳の役人を動かすことは容易でなかつた。そこで伯はかねて別懇の間柄である、警視廳の警察醫長で、東京府の衞生課長を兼ねてゐた長谷川泰を訪うて、

『斯くの如き事を、君が默つてみてゐるといふのは怪しからぬ。』

と力說大いに努めた。長谷川は伯の勸說にあふと、いたく同感の意を表し、大いに盡力するやうなことを言ふが、警視總監の前に出ると別人のやうになつてしまつて、平生の元氣で一喝するといふわけには行かなかつた。

元來長谷川は、當時の醫界に於ける一人物であつて、漢籍佛典にも造詣深く、硬骨を以て自ら任じてゐた、かの門下一萬に近い醫師を出した濟生學舍は、卽ち彼の創立するところである。併し、この長谷川の言も、醫者といへば、昔の竹庵幇間に對する如き態度を以て望む傾きの強いサーベル仲間には、あまり重きを爲さなかつた。伯は相馬事件の關係者のことを述べた原稿の中で、「流石硬骨を以て任じて居た長谷川が、役所といふものは、君達が思ふやうにゆくものでないと、私に述懷した。」と書いてゐる。

併し、伯は落膽せずに幾度も幾度も、手をかへ品をかへて警視廳を說いた。その甲斐あつてか、翌明治十七年の一月十八日、警視廳はつひに次の如き布達をすることになつた。

警視廳甲第三號

明治十一年五月第三十八號同十三年三月甲第十六號布達左ノ通改正ス瘋癲人看護ノ爲メ私宅ニ於テ鎖錮セントスルモノハ其事由ヲ詳記シ最近ノ親族二名以上連署ノ上醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察署ヘ願出テ認可ヲ受ケ解鎖ノ時ハ其旨屆出ツヘシ若シ之ニ違反シタルモノハ違警罪ノ刑ニ處セラルヘシ

警視總監　大迫貞清代理

警視副總監　綿貫吉直

この布達は、法文あまりに簡にして粗である爲めに、伯はこれを「三下り半」と呼んでゐる。併し、この「三下り半」が出たればこそ、相馬事件は天下の大問題となつたのである。また反面から言へば、相馬事件があつたればこそかくの如き法制の進歩も行はれたのである。伯は明治二十七年二月の法廷陳述書において、次の如く述べてゐる。

左様それが行はれませぬから、警視廳に向つて私は知り人がございますから、之れは缺點であるから、何とか法を立てなければならぬと迫つたので、遂に行はれました。瘋癲に關する法律が、明治十七年の一月に三行半ばかり出で居りますが、アンな不完全なものでは文明世界を處するに足らぬといふ所で、八月にも出したが、矢張り不完全のものだが、前よりは詳しい。アレダケの者が出ましたのは、全く相馬家の騒動の爲めに出たので、警視廳で何とか云ふかも知らぬが、全く其れに相違ありませぬ。

然るに、伯の努力によつて發布せしめたるこの「三下り半」が、はしなくも相馬事件の形勢を一轉せしむる機緣となつたことは、續いて述ぶる通りである

九、剛淸と相馬家令扶との對戰

さて上記の如く、錦織剛淸の告發を受理した東京輕罪裁判所は、明治十六年十二月十三日、次の如き召喚狀を相馬家に發した。

報知書

麹町區内幸町一丁目六番地　相馬誠胤家令
志賀直道

右他人ヲ監禁シタル事件ニ付訊問ノ廉有之候條、明十四日例刻當裁判所へ出頭可致者也。

明治十六年十二月十三日　東京輕罪裁判所
檢事補　關義幹

相馬家の家令志賀直道は、召喚に應じて東京輕罪裁判所に出頭し、誠胤の鎖錮は華族部長局の聽許を得たるものにして、私擅監禁に非ざる旨を辯陳した。依つて東京輕罪裁判所は錦織剛淸を呼び出し、高壓的に和解を勸告して訴狀を却下した。かくして剛淸の告發は無效に終り、彼の苦心は水泡に歸したのである。

しかし剛淸は屈しなかつた。さうして今度は、警視總監に向つて、私擅監禁の告發狀を提出したのである。それは、伯の盡力によつて、明治十七年一月十八日、伯のいはゆる「三下り半」の警視廳布達が發せられたからである。その布達の旨に從つて、相馬家は、二月二十日、次の瘋癲病人鎖錮願を警視廳に提出した。

瘋癲病人鎖錮願

麹町區內幸町一丁目六番地　華族

相馬誠胤

右同人儀、去ル明治十年八月初旬ヨリ瘋癲病相發シ、治療爲致候得共、次第ニ病勢募リ、危險ノ所爲不少、不得止鎖錮ノ上、保養爲致度旨、同族北條氏恭、親戚織田信敏、連署ヲ以、明治十二年四月十四日、舊華族部長局へ出願致候處、同月十五日、出願之通許可相成、仍テ一室ニ鎖錮シ、保養爲致居候。然ル處、本年警視廳甲第三號御布達ノ次第モ有之候處、即今ニ至テモ病勢依然何分快方ニ難向候間、從前ノ儘鎖錮ノ上保養爲致度、依之更ニ別紙診斷書相添此段奉願候也。

明治十七年二月二十日

右誠胤父隱居　相馬充胤　㊞

本所中ノ郷瓦町一番地　華族

親戚　佐竹義堯　㊞

麹町警察署御中

この瘋癲病人鎖錮願には、次の診斷書が添へてあつた。

診斷書

相馬誠胤

右者瘋癲症ニ罹リ、精神全ク錯亂、時々狂躁危險有之ニ付、鎖室ノ上、厚ク療養相加ヘ可然旨、及指揮候也。

明治十七年二月二十日

日本橋區蠣殻町二丁目十三番地

岩佐純

これこそは、間もなく事件に一波紋を生ぜしむるに至つたところの、問題の診斷書である。何となれば、この診斷書が實地診斷によるものにあらざることが、直ちに發見されたからである。

すなはち、二月二十日、相馬家の鎖鋼願を受理するや、同日、直ちに麹町警察署警察使赤羽友春、及び警視廳醫務所長長谷川泰は、相馬邸に臨み、誠胤の病室に就いて、親しくその血統並びに發病以來の經過等を審問し、越えて二十二日、麹町警察署警察副使大瀧新十郎、醫務所長長谷川泰、東京府癲狂院長中井常次郎の三人は、再び相馬邸に臨んで、誠胤を診察し、さらに同月二十六日、右の三人は三度相馬邸に到つて誠胤を診察し、なほ進んで誠胤の妻京をも診察せんとしたが、京の病臥中のため、病床に就いて病狀を審理するに止めた。さうしてこの三回の診察の結果、右岩佐純の診斷書は、實地診斷によるものにあらざることが、分明されたのである。

後に伯は法廷において、「岩佐純が診斷をせずに診斷書を出したといふのは誰れから聞いた。」といふ訊問に對し、次のごとく答へてゐる。

それは長谷川泰から聞きました。錦織の處にゴロツキのやうにして居つた人がある。ソレが岩佐純を知つて居るので、往つて聞いた所が、只今診斷書を出したが、見ないで書いたので大變だから取りに往くといふ騒ぎだといふことを一方に聞いたと、此間被告人が申しました。之を聞いたから其事を長谷川に話した所が、長谷川から相馬誠胤に聞いたら診ては貰はぬといふことを言つた。ソレから診斷書を返せといふことを警視廳に迫りて、アレは弟子が書いたんだから返して呉れろと云つて來た。其時分に私が長谷川から聞きましたが、他の人から話しましたらうが、兎に角之れに反對して、斯ふいふ警察上の診斷といふものは、返せと云つて返すべきものではない。

私の今日まで研究する所に依れば、ウソならウソだといふ書付を御出しなさいと云つて、前のは返へさずに置くが至當であると云つた。ソレで是れは確かなことであります。ソレは何か事實を掩ひたい人は掩ひたいかも知れませぬが、事實掩ふ可らざる事柄でござります。さういふことが出て來ました。其岩佐純なるものは、元より宮内省の侍醫の資格を以つてやつたのではござりませぬが、帝國上流の醫師にして醫師の手本ともなるべき者が、斯くの如きことをして奸雄の先きに使はれて、相變らず芝居に出て來る黄八丈に黒縮緬の醫者と同様のことをするのは甚しい。甚しきに至つては國の害にもなれば、醫業の病を増長せしむるものであると、被告自ら怒つたのであります。

かくして、上記三回の診察の結果、新たに「從四位相馬誠胤診斷書」なるものが作成せられ、麹町警察署は、この診斷書の診定に從つて、三月九日、前掲の相馬誠胤鎖錮願は「聞屆不相成」旨を、同家家令に達するに至つたのである。この診斷書は、この事件の眞相を窺ふべき根本資料であるから、次にその全文を掲げる。

從四位相馬誠胤診斷書

麹町區内幸町一丁目六番地　東京府華族

從四位　相　馬　誠　胤

嘉永五年八月生

明治十七年二月廿日、廿二日、廿六日、通計三回、麹町警察正副使ト共ニ、從四位相馬誠胤ノ病症ヲ診査セシニ、左ノ如シ。

甲、既往症　之ヲ訊問スルニ際シ、相馬誠胤繼母大田綺、召使西山柳、家令志賀直道、家扶青田綱三ニ誠胤及其

ハ病牀ニアルヲ以テ、就テ二、三ケ條ノ要件ヲ訊問ス）ヲ列席セシメ、左ノ如キ遺傳歴、遠因及近因、及ヒ既往症ヲ尋問シ得タリ。

第一、遺傳歴　實母某、二十五歳ヨリ間歇性躁狂ニ罹リ、四十歳卒中ニ由リ死ス。其實母ノ妹某モ亦狂病ニ罹レリト。其他誠胤父方ノ叔父某躁狂セリト、又誠胤祖父某モ一時暴亂セシコトアリト。又誠胤ノ父ハ誠胤ヲ胚胎セシムルノ際嗜酒極メテ甚シク、誠胤ノ實母モ亦酒ヲ嗜メリト云フ。

第二、遠因及近因　幼時熱發ノ爲メ時々痙攣ヲ發スル事アリ。平素品行方正ニシテ、氣質癇癖アルモ、性稍柔弱ナリ。而シテ常習ナラサルモ酒ヲ嗜ミ、飲量凡ソ五合ニ充ツ。常ニ頭痛ノ癖アリテ、時々眩暈スル事アリ。當時西南ノ役ニ際シ、彼是心痛セシ事アリ。

第三、發病以來病狀及ヒ經過　明治九年冬季頃ヨリ諸事ニ疑心ヲ懷キ、妻ニ對スル嫉妬心最モ甚シク、殊ニ書狀ヲ發見スレハ情夫ヨリ來ルナラムト疑ヒ、他室ニ人聲ヲ聽ケハ情夫來ルナラムト。翌明治十年六月十日、酒宴ノ際ニ酒杯ノ行違ニ愚論ヲ演ヘ、同七月三十一日、炎熱殊ニ身ニ切ナルヲ訴ヘ、輾轉反側シタリ。此夕入浴ノ前後スルニ不滿ヲ懷キ、或ハ其妻炎熱ノ爲メ眼邊ニ汗ヲ流シ之ヲ拭ヒタルヲ誤認シ、繼母ノ嚴責ヨリ之ヲ泣シメシト、頃刻アツテ拔刀シ、切腹ヲ摸擬シテ諸人ニ觀セシメ、乍チ其刀背ヲ以テ妻ヲ打ツ。此時眼球赤色ニシテ外眥擧上セリト。爾後一變シ、其戀愛ノ妻ヲ嫌忌スル事甚シ。依テ八月一日ヨリ、舊藩士宮内醫員藤岡元禮ニ診セシメ、石川櫻所東京府病院教師ブツケマン氏、岩佐純、橋本綱常、戸塚文海等ノ診察ヲ受ケタリ。爾後引續キ、薬用、及ヒ日光及ヒ江ノ島、鎌倉等ノ遊歩、入浴灌水等、風土療法ヲ施スト雖モ、諸症漸次ニ增悪シ、遂ニ他人ヲ暴害

スル等ノ危險不少ニ至ル。依テ十二年四月十六日、鐵室ヲ造リ之ニ入ラシム。爾後寒暖ノ變化ニ由リ、晝夜ヲ分タス、時々戸障子ヲ破リ、經ヲ唱スル等ノ發作アリ。或ハ他室ニ人聲物音等アレハ又過敏トナル。他ニ異狀ナシ。且鎖錮以來感冒タリトモ憂フル事ナシト云フ。

第四、軀體性狀　體格中等、其長百六十二仙迷。體質中等、稟性神經質ニシテ、貧血ヲ呈シ、筋肉痩削、脂肪質少ク、體温三十六度七分、頭蓋ノ周圍五十三仙迷、前後三十五仙迷、左右三十二仙迷、顏貌少シク荒蕪シ、蒼白ニシテ稍抑鬱ノ狀アリ。

第五、有機及ヒ神經官能　舌薄苔ヲ帶ヒ、脈搏八十五、脈波ノ高低十分ナラサルモ、異狀ヲ認メズ。又結膜充血ナク、呼吸十五、膝蓋腱反射機少ク增盛スルノ外、內臟等ノ變化ナク、且ツ五官ノ幻覺錯知等ナシ。

第六、精神症狀　辨知、理會、注意、判斷、記憶、想像ノ諸智力、更ニ變狀ナク、發作間ノ他ハ道義アリテ、意志一定ノ凝結ナク、極メテ淡泊ナリ。感情其常ヲ變セス。言語ノ發聲澁滯ナク、音調清朗ニシテ、語次連續シ、妄語ナク、行爲端正ニシテ坐作、進退、著衣等ニ至ルマテ錯誤ナシ。夜間多クハ安眠ニシテ妄想ナク、發作間ノ暴行ノ他ニ病癖ナク、病狀平穩ナリ。之ニ由テ左ノ如ク診斷ス。

第一、曾テ精神病ニ罹リシモノニシテ、其精神病ノ種類ハ時々發作性偏狂ナリト診定ス。

是レ既往歷及ヒ現在症ヲ照査シ、此症ヲ診斷スルトキハ、第一條ニ於ケルカ如キ遺傳ノ素因アル他ニ、第二條ニ於ケルカ如キ諸種ノ遠因及ヒ近因ヲ有シ、尙ホ第三條ニ於ケルカ如ク漸次心情變調シ、途ニ人ノ暴害スルニ至ル經過ニ由テ明カナル處ナリ。

次ニ現在ノ景況ハ、第三條ニ於ケル如ク智力ノ變狀之レナキモ、第四條ノ顏貌ノ狀態、第五條ノ腱反射機增盛等ヲ以テ見レハ、多少前症ノ餘響之レアルモノノ如シ。

第二、鎖錮ス可カラサルモノト診定ス。

是レ其發作ノ景況ヲ認視セサルカ故ニ、曾テ鎖錮スヘキ擧動アリシヤ否ヤハ斷言スヘカラスト雖モ、第六條ニ於ケルカ如ク智力ノ變常ヲ認メス。且ハ治療上ヨリ論スルモ、經久幽閉シテ其心意ヲ慰メス、運動及ヒ新鮮空氣ニ缺乏スレハ、第四條ノ症狀ノ如キ全身榮養ノ不良ヲ來シ、加之腦質ノ榮養缺損シ、設ヒ治療スヘキ症モ尚ホ不治ニ陷ルノ恐アリ。況ンヤ智力變常等更ニ無之者ニ於テヲヤ。故ニ鎖錮ス可ラサルモノナリ。

明治十七年三月三日　東京府癲狂院長　中井常次郎

警視廳醫務所長　長谷川泰

一〇、相馬誠胤の入院

かくして、錦織剛正及びこれを後援せる伯の苦心は報いられて、誠胤はその私室監禁を解かれることとなつた。しかるに相馬家は鎖錮不許可の通知を受けた翌日、直ちに後見人相馬充胤の名を以て、麴町警察署、華族局、麴町區長に對し、誠胤を本郷田町なる私立瘋癲病院に入院せしむる手續をとつた。即ち相馬家は、誠胤を自宅に監禁する能はざるに立ち至れるを以て、病院に入れて事實上これを監禁せんとするの策に出たのである。

これを耳にしたる伯は、憤然として一書を裁し、友人なる大警視佐和正にむかひ、この際事件を徹底的に調査し、

断乎たる處分に出でんことを、慫慂するに至つた。次の通りである。

過般來再應御內奏致し候華族相馬誠胤之一件、愈警視官の公明正大なる御判決にて、檻禁相解候事に被申渡候由、然るに彼家令家扶輩は、過る十日、小石川私立瘋癲院へ誠胤を送付し、警視の處分を輕蔑し、殊更に誠胤を瘋癲に故造せんと企て候は不當之處爲と奉存候。此義萬一嚴重之御所分無之候はゞ、奴輩警視職權の重大なるを覺らず、私欲の一點に走り、法律を裏面より破毀せんと欲するの權謀と被存候。是實に今般の醫事警察實行の美舉を空しくしたるものなり。畢竟彼奴輩は、賄賂を以て四方に周旋し、以て誠胤の權利滅却し去りて、其財産を承由し、一家を儘にせんとするものゝ如し。近頃三井銀行取調の書類より發見したる報道によれば、栃木縣下蘆尾銅山へ誠胤廿七萬圓出金したる株券の半分、家令志賀直道の名前に昨年一月書改致したる由なり。此後は警視より尙一層御立入相願ひ、且醫官は斷然誠胤の妻の陰部檢査を行ひ、先天不具に候時は、右等の證標より諸般の罪計露見の端を開き候事は相叶申間敷ものに御座候哉。彼奴輩の所爲誠に以て傍聽に堪へ難き事に奉存候。誠胤義は衆敵の中に孤立候故、果斷家令家扶の所爲に抗し兼候勢に承り居申候。尤も錦織某の如きもの外に在りて之を救はんと企つること、夢々存し不申樣子に御座候。其れ故檻禁の中に在るも、安心致し居候容姿にて、生命を延偸致居候趣に候。

右は度々煩はしく申上候も、御職掌柄に對し奉り候ても不敬に奉存候。正理の屈して伸さるは甚に遺憾之至に付、敢て御尋知に甘ひ呈簡仕候。宜しく御取捨被成下度奉願上候。

丁　　後　　藤

佐　和　君

一方錦織剛淸も、誠胤が私立病院に入院せしめられたことを知るや、赫怒して、自ら私立瘋癲病院に到り、舊主誠胤に面會せんことを求めた。しかし相馬家の令扶が、これを許す筈はなかつた。よつて彼は、本鄕警察署に出頭し、巡査立會の上で面會せんことを要求し、本鄕警察署書記江橋榮の立會を得て、つひに誠胤と面會することとなつた。これが剛淸と誠胤との最初の面會であつた。さうしてこの時、剛淸は斯道の權威者たる松本順の診察を受くべきことを誠胤に勸めた。

誠胤は喜んでその勸めに應じたので、剛淸は聽て松本順を作つて私立瘋癲病院に到つたが、相馬家附添ひの者は、頑强にその診察を拒んだ。

斯くの如き紛議が生じた爲め、私立瘋癲病院長加藤照卿は、騷動の渦中に捲き込まれることを怖れ、三月十七日の夜、相馬家の者を呼んで、誠胤の退院を命じた。

誠胤退院後、幾くもなき三月二十一日、京夫人は三十二歲を一期として世を去つた。主治醫は海軍軍醫總監戶塚文海、病名は肺炎といふことになつてゐる。伯は死體を解剖してその不具者なりや否やを確かめ置くべきことを警視廳に獻言したが、その事は終に行はれずして熄んだ。

尋いで七月十七日、相馬家は誠胤の病再び篤しと稱し、戶塚文海の診斷書を得て、またも誠胤を本鄕區彌生町なる東京府立癲狂院に入院せしめた。同院の院長は、前に長谷川泰と共に、誠胤を診斷した中井常次郎である。

これよりさき、同月七日を以て誠胤は子爵を授けられ、八月七日、後見人相馬充胤代筆して誓文を宮內省に奉呈し

た。この間、錦織剛清と相馬家との爭鬪は依然として繼續せられ、錦織は再び私擅監禁の廉を以て令扶を告發し、令扶は却つて私書僞造の罪を以て錦織を告訴した。又錦織は數名の壯士を率ゐて府立癲狂院に闖入し、爲めに家宅侵入の罪に問はれなどした。

またこの間に、伯が影になり日向になつて、相馬誠胤の監禁を解くべく、いろ／＼努力したことは、伯が前述の法曹協會に於ける相馬事件の講演に於いて、「この間に於きまして、明治十六年から十七、十八、十九、二十、二十一年と六箇年に亙る間に、私は錦織に、種々な助言を致しました。又自らも夫れに對して力を致したのであります。」と言つてゐるのによつても、明かである。

かくして所謂相馬事件は、當時の新聞紙を賑はし、漸く社會の問題として注目せらるるに至つた。さうしてつひに東京輕罪裁判所は、帝國大學に囑託して、誠胤の病症を鑑定せしめることとなつた。すなはち同大學雇教師ドクトル・スクリッパ、同大學教授三宅秀、同原田豐は癲狂院に臨み、病室と相馬家の關係を斷たせる爲め、相馬家よりの附添ひを禁じ、同年十一月より翌十八年三月に至る四箇月餘に亙つて、嚴密なる診斷を行つた。

次に掲げるものは、即ちその診斷の結果、出來上つた鑑定書である。

鑑定書

華族相馬誠胤、齡三十年、身體ノ發育及榮養共ニ良全ニシテ、且强健ナリ。自ラ云フ、幼時小兒病ノ患ヘシノ外、曾テ重病ニ罹ラレシ事ナシ。母ハ幼年ノ時死亡シ、父ハ今尙ホ健存シ、伯父一人及ビ伯母二人ハ既ニ死亡セリ。其他數多ノ親戚其健否ヲ詳カニスル能ハズ。近來稍記憶力ヲ減シ、主要ノ事件ト雖屢々之ヲ遺忘スルニ至ル。且宗族中曾テ狂病ニ罹リシモノナシト。然レ共癲狂院醫員ノ謊述スル處ニ據レバ、實母、叔母、祖父、及伯父ハ數々精神病ノ發セン事アリ。

相馬氏自ラ陳述スル處、余ハ久シク東京ニ住シ、夙ニ外國語ヲ學ビ、後チ明治四年迄ニ武術ニ從事シ、嘗テ政治上ニ關セシ事ナシ。明治十年西南ノ役ニ際シ、故岩倉公ノ委囑ニ因テ、兵士募集ノ爲メ、鄉里ニ歸リシ事アリ。同氏ハ十五歳ニシテ戸主トナレリ。

明治三年妻ヲ迎ヘシニ、伉儷和セズ、室ヲ同フスル事甚ダ罕ナリ。偶相ヒ對話スル時ハ、動モスレバ喧嘩ヲ爲セリ。明治十二年迄ハ常ニ強壯ナリシカ、此年始メテ精神病ニ罹リタルニヤ、禁錮ノ身トナリシガ、本年七月（千八百八十四年）ニ至リ、僅カニ數日ノ自由ヲ得タルモ、此間猶ホ本鄉區田町瘋癲病院ニアリ、幾クモナク又本癲狂院ニ投ジタリト。依テ何ヲ以テ精神病ニ罹レリト思考セシヤト問ハヾ、答テ曰、數々憤怒ニ堪ユル能ハサルト、殊ニ一室ニ閉居セラレタルトヲ以テナリト。又曰、同年中從來居住セシ家屋破壞セシヲ以テ、更ラニ粗惡ノ矮屋ニ移轉セザルベカラザルノ時ニ際シ、甚ダ不滿ニ堪ヘサルノ餘リ、不忠ノ家人ヲ罰センガ爲メ、銃劍刀等ノ兇器ヲ以テ家扶等ヲ脅迫セシ事數回之レアリ。就中家令富田某ナル者ハ、二年以來頗ル情誼不和ニシテ目ヲ送リシガ故ニ、最モ之レヲ嫌忌セリ。其後倘ホ斯ノ如キ憤怒ハ、毫モ前兆ナクシテ突然發スルヲ常トセリ。然レ共後ニ至リテハ却テ不快ヲ覺ユル事屢々之レアリ。

癲狂院醫員ノ訴述スル所ニ據レバ、如斯發作ハ入院以來絕ヘテナク、唯時トシテ睡眠中高聲ヲ發スル事アルノミト、依テ何故自家ニ在テノミ斯クノ如ク卒然憤怒スル事アリヤト問フニ、答曰、他家ニテハ自ラ怒氣ヲ抑制スル事ヲ知ルモ、自家ニ在テハ家長ナルガ故ニ配慮スルモノナケレバナリト。又曰ク、時トシテ窓外娼妓ノ喧噪セルガ如キ、或ハ笑フ可ク或ハ樂ム可キ愉快ナル話聲ヲ聞ク事アリ。又色蒼白ニシテ顏面膨脹セル婦人、黑色ノ衣服ヲ著ケ、之レニ梅花ヲ插シテ行步スルヲ見シ事屢々ナリシカ、近來ハ絕ヘテ之レヲ見ズ。又如斯キ娼妓ノ話聲ヲ聞クトキハ、自ラ笑ヒ、或ハ時トシテ唱歌スル事アリ。然レ共渠レト共ニ談話スル事ナカリシト。

相馬氏ハ元來酒量大ナラズ。唯愉快ナル宴會ニ臨テハ好ンデ之ヲ飮ミシカ、明治十年家令志賀某ノ求メニ從ヒ斷酒セリ。夜中ハ能ク安眠セリ。唯夏時ハ炎熱ト蚊ノ爲メニ快寢ヲ得ザリシト。

同氏ハ曾テ外傷ヲ受ケシ事ナシ。又時トシテハ書翰ヲ認メ、古人ノ詩ヲ記スル等ノ事アレ共、直チニ之ヲ裂キ破レリト云フ。

顔貌ハ沈鬱シテ愁歎心痛ノ状ヲ呈シ、其ノ言笑スルヤ恰モ羞ヲ帶ル者ノ如ク、且ツ顔面及眼瞼圍ノ時々肉瞤スルヲ見ル。其ノ聲音ハ低調ニシテ沈帶スルガ如シト雖モ、能ク之レヲ聽取スルヲ得可ク、答辯ノ如キハ甚ダ鋭利ニシテ且明瞭ナリ。唯遺忘ノ爲メニ往々蹇褰セルガ如キノ状アリ。右千八百八十四年（明治十七年）十一月十二日、三宅原田ノ二氏ト共ニ、癲狂院ニ於テ記載スル所ナリ。然シテ余ノ親シク試問診査セル要領ニ據レバ、余ハ毫モ判官ノ記錄及ビ其他ノ誣告ニ係ハラズ、單ニ左ノ如ク決定スルヲ以テ至當ナリト信ズルナリ。

抑モ相馬誠胤氏ハ往時ニ在テハ卽チ一ノ諸侯タル可キノ人ニシテ、當時同氏ハ、發病ノ前日及今日ノ状態ト全ク相異ナル處ノ生育ヲ受ケ、其ノ位置ヲ占有セリ。然ルニ漸次世ノ變遷ニ由リ其ノ權力ヲ失シテヨリ、身體ト精神トニ不和ノ生ズルニ至リシナリ、是レ其病原ノ一ナリ。又同氏ノ配偶宜シキヲ得ズ、且ツ不幸ニシテ曾テ一子ヲ擧ゲズ、是其病原ノ二ナリ。此ノ二事ハ則チ遺傳ノ素因之レナキモ、實ニ精神病ヲ發スル原因ヲ作スニ足ルモノナリ。況ンヤ其ノ狀態ハ、單ニ憤怒ノミニ止マラズシテ、數個ノ聲音ヲ聞キ、或ハ無形ノ現象ヲ見ルカ如キ、精神病ノ主徵タル視聽ノ錯誤スルニ於テノヤ。故ニ同氏ハ、醫學上ニ於テ狂躁發作ヲ有スル憂鬱病ト認ム可キ、精神障碍病ニ罹ルモノト斷定ス。但近來稍快復ニ赴キタルガ故ニ、適應ノ療養ヲ加ヘナバ、全然治癒スルノ目的アルモノトス。

千八百十五年一月三日

ドクトル・スクリバ

華族相馬誠胤氏、精神病ノ有無鑑定ノ爲、下ニ記名スル兩人ハ、「ドクトル・スクリバ」氏ト共ニ、本郷彌生町癲狂院ニ行キテ、親シク誠胤氏ノ狀貌事歷ヲ檢査シ、爾來同氏ノ滯院中ニ發顯スル症狀ハ、同癲狂院長中井常次郎氏ノ報告ヲ得、彼是參考シ、而シテ「ドクトル・スクリバ」氏ノ斷定セル狂暴發作ヲ有スル憂鬱病ナリトノ鑑定ニ同意シ、茲ニ其ノ意見ナルヲ證明ス。

明治十八年三月十二日

東京大學教授　三宅秀

同　原田豐

この鑑定書が發表せられた結果、相馬家は十八年七月二十七日を以て誠胤を退院せしめ、同家の小間使中明ちかを

誠胤の変とした。併し、誠胤のその後の生活は、自宅療養とはいふものの、殆ど監禁と異るところがなかつた。

後年法學博士磯部四郎の盡力によつて成つた、東明シゲ女史覺書に據れば、誠胤の居室は、八疊に六疊の二間であつて、入口には角材の格子戸があり、外から門を懸け、内からは出られぬやうな構造になつてゐたといふ。さうして部屋に備へつけの器物は、白木の机と鉄力の灰落しだけで、夜著蒲團は垢染み、食事はただ一菜の粗食で、而も朝食は抜きといふ虐待ぶりであつた。殊にこの覺書を讀む者をして悚然として肌に粟を生ぜしめるものは、誠胤に對する自由拘束と折檻とである。

ある時、誠胤は退屈の餘り、新聞を讀むことを哀願したが、令扶等はそれすらも許さなかつたといふ。

又一日、誠胤の服薬を肯んぜざるや、令扶等は誠胤を庭前に引き据ゑ、寒夜に冷水を浴びせたと傳へられる。

斯やうな生活が一年近く續いた後、誠胤は再び東京府立癲狂院の病室に日を送る身となつた。

明治十九年四月、同院は本郷彌生町から巣鴨に移轉することになつたので、相馬家では自費を以て別室を同院内に新築し、八月七日誠胤を其處へ入れた。

二、剛清の癲狂院闖入

これよりさき、錦織剛清は、明治十七年十一月二十二日の拂曉、同志の惠澤正利、松浦武三郎等と倶に、彌生町の癲狂院に闖入し、舊主誠胤の身柄を奪ひ取らうとして、却つて相馬家の壯士の爲めに捕へられ、本郷警察署に引渡されたことがある。

そのために、同月二十五日、剛清は鍛冶橋監獄に收監せられ、十二月六日、豫審判事佐倉廣則の取調べを受けたが、その豫審は、故意か偶然か、十九年三月に至るまで終結せず、剛清は至急審判ありたき旨、幾度となく請願したが、その請願は一向顧みられなかつた。

十九年三月八日に至つて、剛清等は漸く東京輕罪裁判所の公判に付せられ、剛清は私書僞造及び家宅侵入の罪によつて重禁錮一月、罰金二圓、監視六月の刑に處せられ、惠澤、松浦の兩人もそれ〴〵重禁錮二十日に處せられた。剛清が一箇月の刑期を終へて出獄してくると、誠胤はまた元の癲狂院に入院せしめられてゐた。剛清痛憤措く能はず、再びその救出に焦慮したが、巣鴨癲狂院の病室は、警戒嚴重にして手の下しやうもなかつた。

然るに玆に長谷川明高なるものが現はれて、剛清の舊主救ひ出しに助力し、終にその目的を達せしむるに至つた。長谷川は、舊幕時代に所謂二足の草鞋を穿いてゐた侠客の亞流で、伯は屢〻これを「幡隨院」なる綽名で呼んでゐる。彼は下谷の金杉に米商を營んでゐたが、出獄後下谷の根岸に假寓してゐた錦織は、彼の家から米を買つてゐた。或る時、長谷川は米代の督促に錦織の宅に赴いたが、錦織から相馬家の一件を聞かさるるに及んで、持ち前の侠氣むらむらと起り、遂に誠胤救ひ出しの一幕に一臂の力を藉すことを約した。即ち彼は、先づ乾兒の一人を狂人に仕立てて巣鴨の癲狂院に入院せしめ、この佯狂をして誠胤の病室の狀況を探らしめ、内外氣脈を通じて誠胤救ひ出しの手筈を定めたのである。

明治二十年一月二十日頃、長谷川は、鈴木眞一の添書をもつて、當時麻布區材木町に住んでゐた伯を訪ねた。鈴木眞一は九段の寫眞師で、錦織剛清の大なる同情者であつた。當時錦織が住んでゐた日暮里金杉の家も、鈴木が無償で

貸してゐたものである。故に當時の相馬事件ファンは、彼と後藤新平、角田眞平の三人を「錦織の三シン」と呼んだ。その鈴木も晩年には落魄して、伯の救ひを求めるやうになつた。後藤家には、伯の救援を謝し、併せて更に救助を哀願した彼の書翰が保存せられてゐる。

長谷川明高は錦織剛清に手を藉して、相馬誠胤を癲狂院から救ひ出す相談に來たのであつた。伯は、暴力をもつて誠胤を癲狂院から奪ひ出さうといふ明高らの非常手段には、輙く賛意を表しなかつたが、伯が折角苦心して出させた瘋癲人監禁取締規則が、既に有名無實になつてしまつた今日としては、かかる非合法的手段も、また已むを得ぬものと認めるに至つた。依つて明高は、自分等が誠胤を連れ出したら、それを匿まつて、ゆつくり診察して貰へまいかと、伯に相談をもち込んだ。伯は言下に答へた。

『今私の處へ、國の爲めに罪を犯して怪我をするから、療治して呉れといつてきても、それは出來ない。併し罪を犯して怪我をしたから、療治して呉れといつて來れば、ことわるわけにはゆかない。窮鳥懐に入れば、獵夫なほこれを殺さずだ。』

明日こそは愈々巣鴨の癲狂院に亂入して誠胤を奪ひ出さうといふ日、明高は再び材木町の家をおとなうた。

『先生、裏口はどこですか。』

『俺のところには、裏口はない。』

『さうですか。』

明高はよほど當惑したやうであつたが、思ひ直してか、その日はそれで歸つた。そこで伯は早速九段の鈴木眞一の

ところへ出かけて行つて、次の如く注意した。

『長谷川は、俺のところへつれ込まうとして、裏口はどこだなどと訊ねたが、あゝいふことはよくない……後藤は、さう答へたかもしらぬが、ナニ構はぬ、表門から伴れ込んでしまへと、君から智慧を授けるがよい』

『よろしい、承知しました。』

鈴木はさう答へて、この旨を明高に授けた。

斯くして明治二十年一月三十一日の夜、長谷川一手の者は、一方には相馬家よりの附添人富田を賭博に誘つて、その氣を奪ひ、他方には、錦織剛清を先頭に立てて、病院外圍ひの生垣を踏み越え、柵矢來出入口の門を外し、誠胤の病室の水口から忍び込んだ。

熟睡中の誠胤を呼び醒まして、病院外に擔ぎ出し、首尾よく用意の人力車に乘せ、錦織等が車側に附き添うて夜の街を南に走つた。九段下の濠端で車を捨て、徒歩して剛清の後援者なる九段の鈴木眞一の宅に辿り着いた。此處にて一同少憩の後、錦織は長谷川が豫て用意して置いた二頭立の箱馬車に誠胤を載せて、ことさらに堂々と、伯の家に乘りつけたのである。

この時伯は、誠胤を無事に救ひ出したといふ明高の手の者からの報知を受けて、今や遲しと待ち構へてゐると、軈て轟々の響きがして、馬車は玄關に停つた。伯の家の眞前には、巡査の駐在所があつたが、二頭立の勅任馬車であつたので、少しも怪しまれず、悠然として乘りつけたのである。伯は玄關前に出迎へ、秩父縞の薄汚ない綿入を着た誠胤が、車から降り立つのを見て、

『御入院の由承り及んで居りましたが、御退院でございますか。』

と言葉をかけた。伯は誠胤主從を二階座敷に案內して、先づ誠胤を落ちつかすことに努力した。錦織はただもう嬉しくて、お茶を頻りについで出したり、一生懸命に誠胤に按摩してやつたり、下へ降りたり、二階へ上つたり、ソハソハしてゐて、その晚は何の相談もできなかつた。伯は翌朝誠胤の看護人中田太一郎を呼んで、病院內に於ける誠胤の擧動を聽取した。中田は相馬家から誠胤につけられた看護人であつたが、明高の手の者に買收せられて、誠胤救ひ出しの手引きをした男である。それから伯は誠胤の落ちつくのを待つて、誠胤を診察した。

伯は、誠胤の眼瞼の緣が痙攣して、時々ぴく〳〵動くのを見た。併し、初對面の挨拶をしても、別にをかしくもなく、入院中の感想をきいてみても、格別變つたところがなかつた。故に伯は、誠胤は精神病者ではあるが、相馬家の令扶が主張するやうな、鐵窓の中に監禁せねばならぬ程度の瘋癲病者でないと診斷した。卽ち伯は明治二十六年八月十二日、東京地方裁判所に於いて、次の如く證言してゐる。

眉間及眼瞼堪ヘス痙攣性ノ瞬動ヲ爲シ、目ハ鬱憂ニシテ物ヲ凝視スル等、精神病者ニ往々見ル處ノ徵候アリテ、多少精神ニ障碍アル事ト認メタレトモ、應答上ニ於テ少シモ精神ニ障碍アル樣ニ思ハレス、已ニ少シモ智力上ノ障碍アリトハ認メラレマセヌ。若シ精神病アリトセハ、其發作ノ時ハ如何カ知ラサレトモ、自分カ診察シタル現時ノ狀況ハ右ノ通リテアリマス。談偶家令家扶ノ惡ロナリ又ハ妻君ノ身體カ不具ナリシトノ話シニ及ヒマスト、應答詰リマス。御察シヲ願ヒマスト述フルノミニテ、其邊ハ最モ注意至ツタモノト認メマシタ。

この時誠胤は、錦織剛淸に「相馬家總理代人」としての委任狀を與へた。そのうち、かねて迎ひにやつてあつた辯

護士角田眞平がやつて來た。角田は島田三郎や大岡育造と、政治上の關係で親交のあつた人で、島田三郎をして東京毎日新聞紙上に「相馬家紛擾の始末」を書かしめたのは、この人の力であつた。一種の氣骨ある人物で、俳句をよくした。彼は夙くから此の事件に關係してゐたが、翌朝こんどは錦織の代理人として、誠胤の監禁を解くために、運動をすることになつたのである。

一方、賭碁に夢中になつてゐた附添人の富田は、程經てこれを發見するや卒倒せんばかり驚いた。そして直ちに急を相馬邸と小石川警察署とに告げ、誠胤の行衞捜索を開始した。卽ち相馬家の家令志賀直道等は千住口に向ひ、岡田泰胤等は上野停車場に、西内善右衞門等は王子驛に、石田忠宗等は新橋停車場に張り込んで、誠胤の遠くに走ることを防ぎ、警視廳は卽夜全市に非常線を張つて、剛淸等を捕へんとした。

一二、村上楯朝との腹藝

誠胤の診察と、角田眞平への依頼を終へた伯は、直ちに鍛冶橋の警視廳に出向いた。伯は、再び監禁せざる保證のもとに、誠胤を警視總監に會見せしめ、誠胤の口から、相馬家の勢力の及ばない所で、有名な醫家の診察を受けて、自分が果して監禁を受けねばならぬ程の瘋癲であるかどうかを、診斷してもらひたいといふ希望を、述べさせようと考へたのである。

『總監にお目にかかりたい。』

伯は名刺を受付へ差出した。

『總監は只今熱海へお出かけになつてゐて、御留守です。』

伯はハタと當惑したが、

『それでは代理の方にお目にかかりたい。』

と言つて、大警視村上楯朝に會つた。當時の警視總監は、那須野の開拓で名を擧げた三島通庸で、村上はこの三島總監の片腕といはれ、廳內きつての切れ者であつた。

彼は昨夜、巣鴨の府立瘋狂院から相馬誠胤が姿を消したといふ報告に接し、一刻も早く誠胤の所在を突きとめんものと、部下を督して搜查に血眼になつてゐる眞最中であつた。

『どういふ御用件ですか。』

『承れば、相馬誠胤は昨夜瘋狂院から逃げ出したさうですね。』

『さうです。それで斯うして昨夜から詰め切つてゐます。』

『まだ、つかまる手がかりはありませんか。』

誠胤を捉へんとする警視廳の最高幹部と、誠胤を自宅に匿まうてゐる張本人とは、玆に卓子を隔てて相對し、一問一答をつづけることになつた。

『それではあなたにお訪ねするが、今若し假りに相馬誠胤が當廳に出頭して、相馬邸の令扶等にも、また錦織剛清等にも、全く關係のない處で、相當の保護の下に、自分の病氣が實際病室に監禁されねばならない程度のものかどうか、一應斯界の巨擘の診斷を仰ぎたいと願ひ出ましたら、どうされますか。』

『そんなことはできるものではない。すでに誠胤は癲狂院を破つたものである。』
『然らば癲狂院を破つた犯人を縛つて出せば、誠胤を診斷することができますか。』
『いや、癲狂院を破つた上は、さういふことは斷じて出來ない。』
『これはどうも奇怪ですな、一體、昨夜から様子を見てゐると、非番の巡査を召集して全市に非常線を張るなどとは、全く殺人事件でも起つたやうですね。』
『誠胤は瘋癲病患者です。それが病院を脱け出した以上、當廳としては十分に保護を加へねばならぬ責任がある。』
『併し、誠胤ぐらゐの瘋癲人は世間にいくらでもあるではありませんか。あの程度の瘋癲人を東京市内で百人集めようと思へば、百人でも卽座に集まるぢやありませんか。何故に誠胤だけをそれほど保護せねばならないのですか。たか〳〵一人の瘋癲人が逃げ出したくらゐで、非常線を張るとあつては、警視廳は相馬家の走狗であると云はれても致方がありますまい。』
『いや、さういふわけではない。瘋癲人である以上、みな同然だ。相馬誠胤だといつて、別に異つた取扱ひをするのではない。われ〳〵は、職務上どうしても誠胤をこのまゝ捨てておくわけにはゆかぬ。』
伯は、村上の頑固な態度に聊か腹立たしさを覺えた。そこでやゝ嘲笑的に、
『一體あなたは相馬誠胤が何處へ行つたか御存じなんですか。』
と訊いた。
『それはわからん。わからんからの騒ぎなんだ。』

村上はさう言つて、空嘯いた。
『そんなことだから、警視廳は眠つてゐると、世間から言はれるのですよ。こんな處でゆつくり報告を待ち受けてゐても、わかる氣遣ひはありませんよ。』
『そんなことはない。昨夜のうちに、九段の濠ばたまで逃れたといふことが、誠胤を乘せた本郷富士前町の車夫小島重藏の口供によつてわかつてゐる。』
『それから先きは、何處へ逃げましたか。』
『それは今捜査中だ。』
頭のよい村上は、早くも伯から誠胤逃走の端緒を得べきことを感知し、
『あなたは誠胤の所在を御存じなんですか。』
と屹然となつて、伯に問うた。
『ああ知つてゐますとも……實は私の家に居ますよ。』
伯はさう言つて呵々大笑した。これには流石の村上も、飛び上らんばかりに吃驚して、
『それは本當ですか。』
と詰め寄つた。
『本當です。私を縛らうとするなら、今縛つてもよろしい。併しまあ、警視廳の探偵が、私が斯うしたと言つてくるまで默つてみてゐらつしやい。あなたの部下がどの位の働きをするかを試驗するいい機會ですぞ。』

伯はさう言ひ捨てて、警視廳の門を後にした。

村上は、流石三島總監のお眼鏡にかなつた人物だけあつて、二日ばかり部下の報告の來るまで、伯の家に手をつけずに默つて見てゐた。

そこで私は仕方なしに村上楯朝と話をしました。今の警察官にも、あゝいふ人があるかも知れませんが、あの人は實に珍らしい人でした。私はこれこそ法律の奴隷でなくして、本當の生きた役人だと思ひました。

伯はいつ〳〵迄も、この日の腹藝の相手を斯う言つて褒めてゐる。又當日伯の歸りを待ち受けて、この話を聞いた角田眞平も、眼の玉を丸くして云つた。

『いやあ、君はえらいことを遣つたな。言ふ奴も言ふ奴だが、それを默つて聞いてゐる奴も曲者だぞ。さうなつたら已むを得ん。日本の法權の及ばない築地の居留地へ誠胤を匿まふより致し方がない』

一三、條約改正伯を救ふ

警視總監三島通庸が、熱海に行つてゐることを知つた伯は、その二月一日、直ちに誠胤主從を、熱海にむけて出發せしめた。

誠胤主從は、二頭立の所謂勅任馬車で、悠々警戒線を突破し、三日熱海に著いたが、當の總監は行き違ひに東京に歸つてゐた。依つて誠胤主從は、更に京都滯在中の伊藤總理大臣に會見すべく西下したが、その途中、靜岡の井筒屋旅館に於いて相馬家の追手の爲めに押へられてしまつた。

二月十五日、東京毎日新聞社長島田三郎は、「相馬家紛擾の顚末」を、剛淸の名を以て新聞紙上に發表し、相馬事件に關する世人の注意を喚起した。

翌二月十六日、錦織は癲狂院に闖入して誠胤を奪ひ出した罪を、一身に引受けて、東京輕罪裁判所檢事局に自首した。三月八日、判事伊知地光定、檢事補永井次郎、辯護人大岡育造の下に公判開廷せられ、剛淸は再び家宅侵入の罪によつて重禁錮一月に處せられた。

しかしながら、この事件について、錦織を援けて活動せる伯は、つひに何等の刑罰を受くることなくして終つた。前述の如く、前相馬事件に於ける伯の態度は、徹頭徹尾積極的であつた。殊に相馬誠胤を巣鴨の癲狂院から連れ出した事件に於いては、伯のとつた行動は、明かに國家の法禁に觸れてゐる。伯が豫め誠胤を自宅に匿まふべきことを長谷川明高に知らしめた行爲は、誰れが見ても家宅侵入の教唆である。伯はこの法律上の責任を回避せんが爲めに、いろ〳〵芝居を打つてはゐるが、その事自身が、すでに伯の行爲の違法であることを雄辯に語つてゐる。

それにも拘はらず、伯が法網を免れ得たのは何故であるか。それは條約改正の必要がこの事件を大きくすることを阻むだからである。身内務省の官吏でありながら、警視廳が非常線まで張つて取押へんとしてゐる誠胤主從を邸內に匿ふといふのは、隨分警視廳を馬鹿にした話である。されば當時の內務大臣山縣有朋も、後藤は怪しからぬ男であると言つて、怒氣を洩らしてゐたといふが、それはさもあるべきことである。故に政府當局者は、伯を刑事被告人にしたいは山々であつたけれども、衞生局長たる伯を刑事被告人にすれば、事件が益々大きくなる。事件が大きくなれば、自然新聞記事を賑はし、軈てそれが外國人にも知れ渡るやうになる。斯ういふ疑獄事件が外國人の間に知れ渡ると、

日本は司法制度の不備な國である、人民の權利の行き屆かない國である、さういふ國の法律に居留民の貴重なる生命財産を委ねることはできぬ、從つて領事裁判權はいつまでもこれを存置せねばならぬといふ結果になつてくる。それで政府としては、後藤を縛りたくとも縛れない立場にあつたのである。

殊に當時の佛蘭西公使サンクウィッチは、醫師出身であつた爲めに、特に私翰をもつて外務省に要求するところがあつた。曰く、近頃、貴國の社會を騷がせてゐる、所謂相馬事件なるものは、人權の尊重に關係する重大問題で、條約改正問題の參考となるべき事柄が頗る多い、依つて御差支へなき限り、出來るだけ詳細に事件の經過を報告されたい、と。

條約改正は實に當時に於ける日本帝國の最も大きい問題であつて、帝國はこの問題の解決の爲めには、如何なる犧牲をも拂はねばならない時であつた。故に佛蘭西公使の書翰に接した外務省三等出仕陸奧宗光は、非常に頭を惱まして、後藤を縛つてはならぬといふ旨を、內意として警視廳に達したのである。

かういふ不思議な事情から、虎口を免れて、一身の安全を保つことができたのであつた。

一四、相馬誠胤の退院

二月十日、相馬家の追手のために、靜岡から連れ歸られたる誠胤は、即日再び巢鴨の癲狂院に入院せしめられた。しかし、世評を慮つた相馬家では、その十九日に、誠胤を退院歸邸せしめた。ところが奇しくもこの退院の日、誠胤の父充胤は、多量の血を吐いて卒去した。戶塚、中井の兩醫師は、胃潰瘍症と診斷した。併し時も時とて、誠胤唯一

の味方である父充胤の死は、相馬家に對する世人の疑惑を深めた。

三月二日、相馬家は宗族親族會を華族會館に開き、戸澤正實、東胤城、北條氏恭、織田信親、岩城隆邦の五人を宗族委員に、柳澤光邦、佐竹義理の二人を親族委員に擧げ、誠胤の療養方法と相馬家の家政の事を議した。その結果、誠胤は帝國大學醫科大學の診斷を受けることとなり、三月五日、先づ同大學教授榊俶等の診察を受けた。次に掲げる診斷書及び退院後の取扱心得は、その際に成つたものである。

診　斷　書

麹町區内幸町一丁目六番地　東京府華族
従　四　位　相　馬　誠　胤
嘉永五年八月生

右ハ明治廿年三月十日帝國大學醫科大學第一醫院ヘ入院シ、同年四月十九日ニ至ル在院中ノ病狀並ニ既往症ニ依リ、左ノ如ク診定ス。

（遺傳歴）遺傳歴ハ青田綱三ヨリ出サシメ、尙ホ誠胤ヘモ訊問シテ定ムル所ナリ。卽チ誠胤ノ血族中、殊ニ母方ニハ、精神及ビ腦病ノ系統アリ。父方ノ祖父ハ弘化二年ニ於テ中風症ニ罹リ、五十歳ニシテ卒ス。又母方ニテハ誠胤ノ祖父母共ニ卒中症ニテ死シ、母ハ二十六歳ノ時ヨリ發狂シテ治セス、終ニ四十歳ニ至リ卒中症ニテ死シ、其弟（卽誠胤ノ叔父）ハ平素狂人ニ齊シキ所行アリテ、明治十七年六月ヨリ發狂シ、十八年九月本鄕癲狂院ニ於テ死シ、其妹（叔母）ハ明治七年發狂シ、後癒エ、同十一年肺炎症ニテ死去スト。

（既往症）幼時ノ際數回痙攣ヲ發セシ事アリ。又性來癇癖ノ氣質アリテ、小事ニ付憤怒シ易シト云フ。其他脚氣及背癰ヲ除クノ外曾テ重症ニ罹リシ事ナシ。

明治九年頃ヨリ、些事ニ疑心ヲ起シテ憤怒シ、往々亂行アリ。愛憎喜怒常ニ定ラス、侍士侍女ヲ呵責シ、憤怒スル事枚擧ニ遑ア

ノス。若年ノ時頻リニ飲酒セシモ、此時ヨリ禁酒セリト云フ。十二年春以來病狀大ニ增進シ、其四月一室ニ鎖錮スルニ至レリ。檻内ニテハ、平時ハ沈默シテ人ト接スルヲ忌避スルカ如シト雖モ、發作時ニ至レハ器具ヲ擲チ、高聲ニ朗吟シ、佛經ヲ誦スル等總テ躁狂狀ヲ呈ス。十七年中頻リニ獨語ニ人ヲ殺サントスルノ狀アリト云フ。明治廿年三月十日醫科大學第一醫院ニ入院ス。

（現在症）三月十日檢査スル所ニシテ、唯タ其要點ヲ擧ク。體格中等、榮養佳良ニシテ、皮下脂肪良ク發育シ、顏面ハ稍ヤ蒼白ニシテ、容貌少シク怒氣ヲ含ムモノヽ如シ。頭蓋ハ稍ヤ尾背形ヲ爲シ、膝蓋腱反射機全ク消失ス。又精神ノ異狀ヲ擧レハ、記憶力ノ僅ニ減衰スルト、感情ノ遲鈍ナルトノ他別ニ病狀ナシ。

（入院中經過）自最初六日間ハ別ニ癲狂狀ノ事ナシ。只タ夜間安眠セサルト便祕アルトヲ訴フルノミ。午前ハ主ニ臥床ニ在テ新聞等ヲ讀ミ、或ハ何事ヲモ爲サス獨リ安臥シ、午後ハ遊歩沐浴等ヲナス。十六日ニ至リ擧動活潑トナリ音聲稍ヤ高ク多言トナル。加之夜間往々幻聽ヲ起ス。例之天井ニ男女ノ聲アリテ雜話セリト云カ如キナリ。身體ノ居動亦タ不安トナリ、或ハ廊下ニ走出シテ忽ニ便所ニ至リ、或ハ室ニ歸リテ足踏ス。若シ其故ヲ問ヘハ、今日ハ空氣濃厚トナリ咽喉部ニ苦悶ヲ覺ヘ、故ニ此行ヲ爲スト云ヘリ。顏面ハ紅ヲ潮シ、眼光鋭クシテ濕潤セルカ如ク、脈ハ百廿搏ノ數フニ至レリ。此症狀漸々增進シ、廿二日ノ夜、卒然看護人（大草ノ小使）ノ兩耳ヲ捕ヘ、爪ヲ以テ外傷ヲ負ハシメ、甚シク出血セシム。又暫時ニシテ再ビ顏面ニ負傷セシム。其故ヲ問ヘハ、曰ク、彼ノ小使ハ顏貌狸ノ如クニシテ、時々室内ヲ窺フヲ以テ、如此所置セリ、別ニ原因アル事ナシト。廿五日諸症減退シ、彼ノ暴行ヲ悔悟セリ。四月二日頃再ヒ幻聽ヲ發シ、精神活潑トナル。四日夜起テ暴行セントス。依テ投藥シ、種々諭解ヲ加ヘテ、漸ク安靜ナラシム。夫ヨリ病勢稍々減退セリト雖モ、十日ノ夕刻ニ至リ、一ノ原因ナクシテ飯杓子ヲ以テ看護人（患者方ヨリ附添ヘ）ノ頭部ヲ打チ、負傷セシメ、出血甚シク、終ニ外科施療ヲ行フニ至レリ。其後精神常ニ復シ、大ニ悔悟ノ狀ヲ呈ハシ、今日迄暴行ナシ。

（診斷）以上掲載スル者ヲ總括スレバ、誠胤ハ神經病家ノ血統ニ屬シ、齡廿六歲ノ時ヨリ發病シ、今猶ホ精神病ニ罹ルモノトス。之レニ醫學上ノ名稱ヲ附スレハ、時發性躁暴狂ナル者トス。而シテ遠因ハ遺傳歷ニ依リ明瞭ナレ共、近因ハ不明ナリ。

右之通診斷仕候也。

右ハ拙者共ニ於テモ同意ニ候也

二十四年四月十九日

主任醫　帝國大學醫科大學教授正七位　榊　　　俶

帝國大學醫科大學教師　ベ　ル　ツ

帝國大學醫科大學教授從六位　佐々木政吉

麹町區内幸町一丁目六番地　東京府華族

從四位　相　馬　誠　胤

退院後ノ取扱心得

右ハ別紙診斷書ニ掲載セル如ク、時發性躁暴狂ニ罹ルヲ以テ、今後時々發作アルモノトス。依テ左ニ其取扱方法ヲ告示ス。

第一、病勢亢盛スル時ノ外、癲狂院ニ入ルヲ要セス。自宅療養ヲ可トス。

第二、居室ハ平常ノ構造ニシテ快濶ナルヲ良トス。

第三、室内ニ刃物類縄類等ノ如キ、人ヲ害スル惧レアル器具ヲ一切置クヘカラス。

第四、檻鎖スヘカラス。暴行發作アル時、看護人靜カニ之ヲ取押ユヘシ。而シテ可成患者ニ抵抗スル取扱ヲナサヽル樣注意スヘシ。但シ暴行甚シクシテ不得止ル時ハ、其發作間縛衣ヲ著用セシムヘシ。

第五、看護人ハ温和懇切ニシテ筋力アル者ヲ撰ミ、絶ヘス患者ヲ守護セシムヘシ。若シ暴行發作ノ徴アル時ハ、不寢番ヲ爲サシムヘシ。

第六、遊歩ハ患者ノ隨意ニ任スト雖モ、常ニ看護人ヲ附ケ置クヘシ。但シ暴風大雨等ノ節ハ見合スヲ良トス。

第七、在宅中、讀書、唱歌、書畫等凡テ人意ヲ慰解スル所行ヲ爲スハ、患者ノ隨意ニ任スヘシ。

第八、飲料ニハ酒類ヲ嚴禁ス。食料ハ滋養品ヲ撰ビ、適宜ノ量ヲ與フヘシ。

第九、入浴ハ其度數及溫度等ヲ常習ニ從フヘシ。夏季ハ全身冷水拭法ヲ施スヲ良トス。又時々頭部ヲ冷却スヘシ。

第十、夜間安眠スルヲ要ス。故ニ就寢前ニ茶コーヒー類ヲ喫スルヲ禁ス。而テ遊歩或ハ入浴ヲ以テ安眠セサル時ハ醫藥ヲ施スヘシ。

第十一、藥用ハ必ス醫士ノ命ニ從フヘシ。又患者ハ便祕ノ癖アルヲ以テ、平常宜ク此ニ注意シ、醫士ニ乞ヒ適當ノ療法ヲ受クヘシ。

第十二、頭痛アル時ハ氷罨法ヲ頭部ニ施スヘシ。

第十三、他人ノ患者ニ面接スルハ妨ケナシト雖モ、家事政事等ノ如キ神思ヲ勞スル談話ヲナスヘカラス。

第十四、酷暑中ハ、日光等ノ如キ山地ニ於テ、避暑ヲ兼ネ、遊歩スルヲ良シトス。

右ニ掲載シタル條々ノ外、猶ホ詳細ノ方法ハ口授ス。

明治二十年四月十九日

主任醫　帝國大學醫科大學教授正七位　榊　　俶

帝國大學醫科大學教師　ベ　ル　ツ

帝國大學醫科大學教授從六位　佐々木政吉

右ハ拙者共ニ於テモ同意ニ候也

帝國大學總長　渡邊洪基殿

斯くして誠胤は、この診斷書によつて、帝大病院を退院し、退院後の取扱心得によつて、自宅療養を行ふこととなつた。尋いで侯爵淺野長勳は、相馬家親族宗族の請ひを容れて、誠胤の後見人に就任し、伯の所謂「前相馬事件」は、茲に一先づ終結を告げることとなつた。

第二節　後相馬事件

一、相馬誠胤の急逝

明治二十年四月、帝大病院を退院してからの數年は、誠胤にとつて最も幸福な時であつた。彼は明治二十二年八月三日、東明シゲとの間に一子を擧げ、これを秀胤と名づけた。

錦織剛清は、明治二十年六月八日重禁錮一月の刑期を終へて出獄した。さうして明治二十二年七月頃、京都に到つて久邇宮朝彦王に謁し、誠胤に王女降嫁の儀を請うた。朝彦王にはこれを聽許せられたが、淺野長勳侯は、既に瘋癲患者と決定せる誠胤に、王女の降嫁を願ふのは恐懼の至りであるとして、これを肯んじなかつた。その爲めに淺野侯は錦織と衝突し、二十三年一月七日、終に後見職を辭し、庶弟順胤代つて後見人となつた。

この問題についても、伯は錦織剛清の運動に贊成してゐたものの如く、相馬家中において二宮尊徳の後繼者と崇拜せられてゐた齋藤久米之助（前節、參照）に對し、次のごとき添書を、錦織剛清のために與へてゐる。

明治廿三之新禧目出度奉祝候。

屈指スレバ拜話十年之外ニ在リ、或者御記憶モ如何ト奉存候。當時老臺疹ヲ忠ヒ、病褥ノ中ニアリ。鹽谷院長ニ隨ヒ、小生初而拜診之榮ヲ得タリ。一度老臺之風采ニ接シ、其尋常ナラサルヲ羨慕シ居候內、先年來相馬家之儀

ニ付而者、獨一家之浮沈ニ關シ候事者暫ク別題トシ、小生ニ於テハ我道之爲ニ言セサルヘカラサル次第ニテ、剛清之志望中幾分之助言ニモ及ヒ候モ、固ヨリ寸私無之、凡俗之可否毫頭關係無之、成敗モ任天、其邊小生之心外ニ有之候故、今日世上醫師之風儀矯正候事ニ立到リ候得者、既ニ望者達シ候得共、剛清並ニ御舊主様之御心情ノ察シ候時者、轉憫察ニ堪サルモノ不少候。然ニ剛清百敗不屈、只精神ヲ堅固ニシ、誠忠貫天ヲ希ヒ候段、如何ニモ敬服之至ニ候。凡人瑕瑾ヲ擧ケ候時者、完全ナルモノ有之間敷、世人剛清ノ瑕疵ヲ擧ケ、全體之正邪ヲ顚倒候事、ナケカシク存居候ニ、剛清終生誠忠ヲ抜テ度心事ニ付、自然諸家之賛助モ有之、西京之――宮並ニ東久世等モ、剛清之心事漸ク被感候哉ニ存候。此度モ東久世ヨリ老臺エ呈書候由、右ニテ十分御承知被下度、且錦織剛清口頭ニ而御承知被成下度奉願上候。最早事此ニ相運ヒ候者、隨分剛清之苦心御察被下、老臺ニモ此際者御出京被遊候ハヽ、年來紛紜一時ニ融解、春雪ト共ニ緩解候事ト奉存候。餘計之事ナカラ、年來之見聞袖手傍觀致兼添書申候。ヨロシク御推讀御取捨可被下候。謹言。

一月一日　　　　　　　　　　後　藤　新　平

齋　藤　先　生　侍　曹

伯はこの年三月十八日、獨逸留學の途にのぼつた。しかしその留守中においても、相馬家をめぐる剛清と合扶との闘爭は、依然として繼續せられた。

明治二十四年一月、剛清は北條氏恭以下相馬家親族の七氏を相手取り、東京地方裁判所に「瘋癲病者監禁調印請求の訴」なるものを提起した。これに對して七氏は、剛清に誠胤を代理して訴訟を爲す權利なき由を以て爭つたが、大

審院の判決により、剛清が明治二十年二月三日、後藤新平宅に於いて、誠胤より與へられたる「相馬家總理代人」の委任狀により、本人同様、訴訟代理人を選任し得ることが認められた。

茲に於いて、剛清は、同年九月五日、舊相馬藩士井戸川忠、渡邊喜八等と倶に、誠胤名義の令扶免職辭令書を持つて、内幸町なる相馬邸に乘込み、疾風迅雷的に御家乘取りを策したが、效を奏するに至らなかつた。依つて剛清は今度は相馬家總理代人の資格に於いて、相馬家の財産差押並びに、精算請求の訴へを提起した。

同年十一月十四日、執達吏は相馬家に赴いて、同家の帳簿金錢等を差押へ、一世の耳目を聳動せしめた。同月二十四日、相馬家は假處分取消の訴へを提起し、十二月三日、漸くその目的を達した。

この差押へに憤激した相馬家の令扶は、剛清の所持せる前記の委任狀を僞物なりとし、同年十一月十七日、東京地方裁判所に對し、私書僞造の告訴を提起した。

明けて明治二十五年一月十二日、豫審判事山口淳は剛清を喚問し、同月二十九日、豫審を終結し、剛清を免訴放免した。

これよりさき、錦織剛清は東京地方裁判所の假處分取消を不當として、一月四日、後見人相馬順胤を相手取り、再び精算請求の訴へを提起し、同月五日、相馬家の財産は再び差押への厄に遭うた。

この假差押は一月十六日を以て早くも解除せられたが、錦織はこの解除に對して不服の控訴を提起し、東京控訴院は鮨詰めの傍聽人を前にして、二月十三日、同十六日、同二十日と三日連續に公判を開いた。裁判長今村信行は錦織の申請を容れ、相馬誠胤を證人として審問することを許し、十九日相馬家には來る三月三日東京控訴院に出頭すべき

旨が達せられた。

然るに相馬誠胤は、意外にも公判の翌々二十二日、卒然として急逝した。

東明シゲの覺書に據れば、二月二十一日（實は十九日）の午後一時頃、誠胤は家從の西内善右衛門と書生とを連れて、相馬邸の門前まで出かけると、急に氣分が惡くなり、夜に入つて何回となく嘔吐し、また下痢した。しかしシゲ女はその七日ほど前から遠ざけられてゐたので、その日誠胤が何を喰つたかは知ることができなかつた。しかしシゲ女は、その前に家從の部屋で毒藥調合の話をしてゐるのを立聞きしたり、西山リウのすゝめる一妙法さへ一のお水をかなめの木の根元へ灑ぐと、木が立ち枯れになるのを見てゐたので、早速厠に行つて便器を引出して見たが、白い肉の塊りのやうなものがあるだけで、素人の悲しさには、毒の有無は判別がつかなかつたと、その覺書に記してゐる。

二十日の朝に至つて、シゲは漸く誠胤の枕頭に侍することを許され、同日午前八時頃癲狂院長中井常次郎が後れ馳せに驅けつけた。さうして誠胤は、二十二日の午前六時遂に絶命した。

東明シゲの覺書は、大正三年ごろ記されたものであつて、その記憶には疑ふべきものが少なくない。しかし二十三日夜、警視廳醫務局長山根正次が、相馬邸に赴いて誠胤を檢屍した際、死體を動かすと、夥しく吐血したことは事實である。そこで山根は入棺を差し止め、且つその吐出物を罎に入れて持ち歸つた。

翌朝、警視廳は誠胤の死體解剖を勸告したが、夕刻には入棺を差し許した。警視廳のこの豹變的態度の裡には、相馬家と關係淺からざる警視鈴木清聰の暗躍があつたなど、取沙汰せられたものである。

この相馬誠胤の急逝は、世人をしてその毒殺に非ざるなきやを疑はしめた。別けても錦織剛淸をして、その毒殺なることを固く信ぜしめた。さうしてつひに、誠胤謀殺の告發を決心せしむるに至つたのである。

かくしていはゆる相馬事件が、再び一大波瀾を捲き起さんとする際、伯は明治二十五年六月、二年有餘の留學を終へて歸朝し來つたのである。

二、錦織の輕擧を止む

伯は前相馬事件に關係した爲めに、裁判醫學には一層の興味を感じ、獨逸留學中も、絶えず裁判醫學に關する事柄には特に注意して研究してゐた。卽ち伯は明治二十六年十一月二十四日、東京地方裁判所豫審廷に於いて、「外國ニ行テ居リシ間ニ、錦織ヨリ相馬家ニ對スル運動ノ事ニ付テ報知セサリシヤ。」との訊問に對し次の如く答へてゐる。

錦織カラハ報知ハアリマセン。尤モ私ハ、外國ニ於テ此事ニ付テ研究シタコトハアリマス。醫學者法學者又醫事警察官等ヲ訪フテ、相馬家トハ云ヒマセンカ、此事ニ付テ研究シテ參リマシタ。而シテ歸朝後世ニ公ニスル積リデアリマシタカ、歸朝シタノハ二十五年六月ニテ、誠胤カ已ニ死シテ其後ゴタ〳〵シテ居ルトキデアリマシタカラ、遂ニ研究シタコトハ世ニ公ニモセス、又人ニモ話シタコトハアリマセン。何故私ガ二十年、廿二年、廿三年ト關係セスシテ居テ、而シテ此事ヲ研究シテ來タカト云フニ、二十年ノ裁判ノ成行ガ、ドウシテモ私ノ意ヲ得マセンデシタ。斯ル裁判ハ後來ノ裁判例ニナルモノデハアルマイカト存ジマシタカラ、關係ハシマセンデモ、此事ニ付テハ研究シテ置カウト云フ考ヲ起シテ、研究シタノデアリマシタ。

明治二十五年の十月頃、錦織剛清は、歸朝後の伯を訪ねて、伯の洋行中に於ける相馬事件の進展を物語つた後、相馬順胤、西山リウ、志賀直道、青田綱三、中井常次郎等を相手取つて、誠胤謀殺の訴へを起さうといふ相談を持ちかけた。

『それは駄目だ。』

伯は一言の下に錦織の言を却けた。

『どうしてですか。』

錦織は不滿さうに伯の顔を仰いだ。

『昔は無機物毒即ち鑛物性の毒を用ゐたから、半年たつても一年たつても毒は遺つてゐたが、今は無機物毒を毒殺に用ゐるやうな馬鹿者は居ない。今日は三箇月もたてば分解してしまふ有機物毒、即ち動植物性の毒があるから、毒殺にはこれを用ゐるにきまつてゐる。誠胤の死亡後半年以上も經過してゐる今日、死體を分析してみたところが、毒物が發見せられるわけのものではない。裁判醫學の上に於いて、解剖分析といふものは、その時期に關係するものだ。さうして裁判といふものは、結局證據によるものだ。どんなに實らしい事でも、確證のないものは裁判所では成立しないのだ。』

伯はさう說明して錦織の輕擧を押し止めた。この事は、伯を錦織の共犯に陷れんとした檢事長春木義吉郎と雖も、亦これを認めてゐる。即ち明治二十七年二月十二日、彼が東京地方裁判所に於いて爲したる論告の中にも、次の一節がある。

被告剛清ニ於テハ、尚此相馬家ニ對スル運動ヲ爲スニハ、被告新平ヲ加フルノ必要ヲ感ジ、同年八、九月頃カラ屢々新平方ヲ尋ネマシタ。（中略）誠胤ノ死亡ニ就テハ大ニ疑ガアルカラ、證據ヲ得テ告發スル考デアルガドウカ助ケテ呉レナイカト屢々請求シタ。併シナガラ新平ニ於キマシテハ、剛清ノ言フコトヲ信用セズシテ、今頃謀殺ト云ツテモ昔トハ違フカラ、却テ謀殺ヲシタトシタ所デ、跡ニ證據ヲ殘スコトハアルマイト考ヘル、ソンナ詰ラヌコトハシナイ方ガ宜シカラウト云フ意見デアツタ。

伯は斯ういふ考へ方であつたから、後相馬事件には、最初からあまり乘氣ではなかつたのである。しかるに、積極的に關係した前相馬事件には連座しなかつた伯が、消極的にしか關係しなかつた後相馬事件に連座して、入獄の憂目をすら見たことは、不思議といへば不思議であるが、これは全く時運變遷の結果であつたのである。

三、錦織剛清の人物

錦織剛清の人物については、毀譽相半ばしてゐる。相馬事件が喧しかつた明治二十一、二年のころは、彼の人氣の頂點であつた。彼は相馬家お家騷動の伊達安藝を以て目せられ、義人錦織剛清の名は一世に高かつた。併し彼が四度目に入獄した明治二十七年頃から彼の人氣は頓に消散し、晩年彼が「錦織囚佛生葬禮」を向島の木母寺に擧行して、生前の香奠を集めた頃には、彼は寧ろ世人から唾棄せられた。

要するに、彼に對する世間の評判は死後に至るまで紛々として定まらない。相馬事件を筆にするものの間にさへ、是非を一定することができないのだ。

伯もまた決して彼を本當の忠臣とは思つてゐなかつたやうである。伯は屢々彼を「忠義狂」と呼び、又「嘘つき」とも言つてゐる。伯が相馬事件に關係したのは、前述の如く、醫者の弊風打破の立場から、また法醫學の立場からであつて、一錦織剛清を助ける爲めのみではなかつた。併し、伯の行動は結局剛清を助ける結果になつたから、伯は錦織の小人的行動の爲めに屢々迷惑を蒙つた。誣告事件で入獄した如きは、その迷惑の著しいものである。伯は錦織に就いて次のごとく語つてゐる。

私が東京で錦織と初對面したのは、今村の依頼の紹介狀があつた爲めであつて、其の前には名も聞いたことがない。彼は多藝多趣味の男で、畫も玄人の二、三流以上の腕前をもつて、作品中には可なり見られるものもあつたが、僞筆も巧い。又刀劍の鑑定もするが、燒け身の入れ替へ位もする。書とても田舍山陽の眞似ごとをする。骨董いぢりもすれば篆刻もやるが、諺にいふ八細工七貧乏の方であつて、素行の點では郷里でも物議を釀したことがあつたと聞いた。

但し相馬誠胤の不法監禁を解きたいといふ心もちは、終始一貫してゐた。何かしら稼ぎためた金が出來ると、直ぐに誠胤の救ひ出しに飛び廻つて、牢屋にも投り込まれたが、出て來れば、書畫や骨董を持ち歩いて、どうやら暮し向きを立ててゐた。勿論彼の日常や性行には非難もあつたが、誠胤問題では彼は一生懸命であるやうに見えて、その行動の相馬事件の上に影響したことも、決して輕少ではなかつた。

私は裁判醫學の上から、明治昭代にあるまじく思はれる非倫理の事實を、倫理的に正さうとする爲めに、聽いて不問に付されないものは不問に付さない、爭はねばならんことは飽くまで爭はねば、到底的確なる事實を掴むと

とが出來ないといふ自信から、錦織の人柄はどうあらうとも、突込むだけは突込む覺悟をしたのである。彼の輕擧妄動や不評判の爲めに迷惑したことも少くないが、兎も角彼の百難千苦を我慢して、誠胤の一身を思ふだけは感心といはなければならぬ。

卽ち彼は偉い人間でも、純眞な人間でもなかつたが、よほど普通人とは變つた人間であつたやうである。ゆゑに彼はかういふ變つた事件を起したのであつて、變つた人間であつたから、伯までも動かして、この渦中に捲き込んだのである。

四、相馬秀胤の略取を策す

相馬誠胤の卒後、錦織剛淸等は、誠胤の一子秀胤をして相馬家を繼がしめんと欲した。その爲めには、秀胤を相馬家より誘出して、これを順胤等の影響感化の埒外に置き、秀胤をして我が父誠胤は相馬家の佘扶の爲めに毒殺されたものであるといふ觀念を、深く腦裡に刻ましめることが喫緊事であると觀じた。

故に錦織は伯を訪うて、秀胤の誘出に一臂の力を藉されんことを懇請した。謀殺の告訴の提起には不贊成を稱へた伯も、この議には贊成した。依つて錦織は、明治二十六年の一月以來、倔彊の車夫を僦うて日夜相馬家の近傍を徘徊せしめ、秀胤外出の隙に乘じてこれを略取せしめんと計つた。

又伯は、彼が名古屋病院長時代の配下で、當時大阪に開業してゐた菅野沛太に書を致して、秀胤を匿まひ養育し吳れまいかと依賴してゐる。菅野は外ならぬ伯の賴みであるから、早速その旨を承諾して、秀胤を受取る爲めに、その

妻女を上京せしめた。併し、錦織の計畫は、相馬家の警戒が嚴重であつた爲め遂に成功するに至らず、菅野の妻は折角上京したが、手を空しうして歸阪した。

その後伯は秀胤の誘出に加擔することは國法に觸れるものであることを悟り、錦織をしてこの計畫を中止せしめることに苦心した。何となれば、錦織は、伯の言葉を藉りて言へば、一種の「忠義狂」で、この事は國法に觸れると言へば、

『罪は私が一人で引き受けます。』

と言つて、却つてそれを實行してしまふ性質の男であつたからである。併し幸ひにして、相馬家の警戒頗る嚴重で錦織に秀胤誘出の隙を與へなかつたために、錦織はいつとはなしにこの計畫を捨てるやうになつた。

故に伯の略取誘拐幇助の行爲は、結局未遂に終つたが、伯はこの爲めに隨分、豫審判事西川漸から責められてゐる。伯が西川豫審判事から秀胤誘出の計畫について訊問を受けた後に、

『それも裁判醫學の研究の必要上からであるか』

と突込まれたときには、流石の伯も答へに窮してゐる。

五、謀殺の告發

一方錦織剛清は、伯の諫止をも聽かず、前の私書僞造事件の際、剛清に有利の決定を與へたる豫審判事山口淳と相談の上、明治二十六年七月十七日、つひに相馬順胤等八名を相手取つて、東京地方裁判所檢事局に謀殺の告發を提起

した。實に誠胤の死後一年以上を經過してからである。

次に掲ぐるものは、即ちその告發狀である。

謀殺ノ告發狀

東京市麻布區笄町百三番地寄留埼玉縣士族故相馬誠胤舊總理代人
告發人　錦織剛清
右代理人東京市日本橋區上槇町四番地
辯護士　岡野寛
東京市麹町區内幸町一丁目六番地華族
被告人　相馬順胤
同人實母
被告人　西山リウ
同家家令
被告人　泉田胤正
同家家扶
被告人　青田綱三
同家家從
被告人　石川榮昌
同家家從
被告人　遠藤吉方
芝公園地第十一號同家前家令
被告人　志賀直道
芝區巴町番地不明醫師
被告人　中井常次郎

右告發代理人陳述仕ツリ候。告發人錦織剛淸ハ、相馬家ノ舊臣ニシテ故相馬誠胤ノ總理代人ヲ托サレ、當時相馬家ノ秩序ノ正確ニシ、家政ヲ改革セントスルニ當リ、種々紛議ヲ生ジ、遂ニ裁判ヲ煩ハスコトニ至レリ。而シテ告發人剛淸ガ、總理代人ノ資格ヲ以テ行政ニ對スルコトハ勿論、司法權ニ涉ルコトモ獨立シテ、訴訟ヲ爲シ得ルノ資格アルコトハ大審院ノ判決ニ於テ明確トナルヨリ、進ンデ相馬家ノ財産整理ヲ施サントスルニ當リ、被告等ハ事ヲ左右ニ托シ、擧ツテ暗ニ妨碍ヲ施シ、告發人ガ東京裁判所ヘ出訴シタル事件ハ、告發人ヲシテ滿足セシムル能ハザルニ至リ、告發人ハ進ンデ東京控訴院ヘ上訴シ、同院民事第一部ニ御審理ヲ仰グニ際シ、本人相馬誠胤ノ身上ニ危害旦夕ニ迫ルノ恐レアルヨリ、伯爵東久世通禧ノ監督ヲ受ケシメ、皆默諾シタルヲ以テ、明治廿五年二月廿二日午前九時、本人出頭スベキ旨ノ召喚狀ヲ送達セラレ、茲ニ於テ本人相馬誠胤ヲ東京控訴院ニ出頭セザルヲ得ザルノ時機トハナレリ。然ルニ本人誠胤ハ、元來被告人共ガ相馬家ヲ横領セントガ爲メ、誠胤學業成リ歸邸ノ後ニ於テ瘋癲病ト唱ヘ、常ニ幽閉セラルヽ所ノ者ナルガ故、一朝確明ナル判官ノ訊問ヲ蒙ル時ハ、彼誠胤ハ眞實ヲ吐露シ被告人等ノ有害トナルコト勿論ナリト思考セシヤ、彼被告人等ハ不臣ニモ、恐レ多クモ本人誠胤ヲ謀殺スルニ若クハナシト、竟ニ誠胤ハ出頭期日ナル二十五年二月廿二日午前第七時、死去ノ趣キヲ以テ控訴院ヘ屆出デタルヨリ、告發人ハ主タル本人ノ死亡ニ因リ訴訟ヲ取下ゲタルモノト看做サルヽノ場合ニ遭遇シタリ。當時告發人ノ遺憾限リナキ次第ニテ、今ヤ文明ノ世ノ中ニシテ正義行ハレザル、邪道益々逞シフスルニ至ルハ獨リ相馬家ノミナラズ世間往々ナキニシモ非ズト、茲ニ於テヤ告發人ハ闇ノ世ノ中ト題スル小冊ヲ著シ、其顛末ヲ詳記シ、之ヲ世ニ公ケニシ、而シテ後身ヲ閑靜ノ地ニ置キ、相馬家ノ將來ヲ思考シ居ル處、彼ノ本人誠胤ノ死去ハ益々以テ被告人等ノ謀殺ニ係リタルコト發覺シタルニ付、其大要ヲ左ニ陳述仕候。

第一、相馬誠胤ノ死亡ハ明治廿五年二月廿二日午前七時トシテ、同日午前九時東京控訴院民事第一部ヘ屆出シ、而シテ其屆書ハ被告人醫士中井常次郎及ビ榊俶、片山國嘉ノ三名ノ連署ヲ以テ證明シタリ。然ルニ誠胤ハ同日午後五時三十分迄存命シタル者ニシテ、其證明ハ同人妾東明シゲノ能ク知ル所ナリ。去レバ被告人等ハ東京控訴院出廷ノ期日ニハ、誠胤ヲ謀殺スルノ豫期早ク既ニ定マリ居リ、而シテ毒藥ヲ施シタルモノニ係リ、當日午前七時頃ニハ果シテ死去ス可キモノト看做シ、右ノ如ク早クモ死去屆ヲ作成シタル者ナルコト聊カ疑ヒヲ容レザル理由ニ有之候。

第二、誠胤ノ死去ニ就テハ、其診斷書ニハ病死トアリテ吐血シタル事實ナシ。然ルニ誠胤ガ死去ノ當時ハ、吐血シタル事勿論總身紫色ヲ呈シ、非常ニ苦シミタルコトニシテ、他ノ病死者ト異ナリタルハ同人ノ妾東明シゲノ熟知スル所ナリ。依テ東明シゲヲ御訊問被下候ヘバ、其事實ヲ分明ナラシメ可申候。

第三、誠胤ガ死ニ臨ンデ、吐血シテ苦シミタルコトハ、前陳ノ如ク警視廳醫務局長山根正次及麹町警察署長立會、死體臨檢ノ際モ亦吐血シタル者ニシテ、其吐血ハ今尚警視廳ニ存在致シ居候ニ付、誠胤ガ死去毒殺ニ係リタルコトハ之ヲ分析シテモ明カナルモノト被存候。

第四、誠胤ガ病ニ罹リ苦痛ノ折、妾東明シゲノ生ム所ノ長男秀胤ニ相馬家ノ相續ヲ爲サシメ呉レヨトノ事ヲ告發人錦織剛清ヘ傳言セヨト遺言アリシコトハ、東明シゲノ熟知スル所ニ有之候。

第五、誠胤ノ死去後、被告人等ハ事ノ發覺ヲ恐レ、種々ナル謀議ヲ凝シタル中ニ著ルシキ事跡アリ。倘ハ誠胤ヲ埋葬スルニ當リ、地底四十尺ニ穿チ埋メントセシガ、漸ク三十五尺ニ穿チ玆ニ埋葬シタリ。凡ソ埋葬ヲナスニハ通常七尺乃至十尺ヲ程度トス。然ルニ三十五尺ノ地底ヘ埋メタルハ、必竟毒殺ノ形跡ヲ再ビ顯ハス能ハザレコトヲ豫防シタル者ニシテ、卽チ被告人等ノ謀殺シタル證據有之候。

第六、故誠胤ノ長男秀胤ヲシテ、癲狂症ト稱シ、之ヲ逆待シ或ハ鏖殺セントスル模樣有之ニ付、秀胤ノ一身上ヲ保護スルガ爲メ、適宜ノ御處分アラセラレ度希望仕候。

第七、故誠胤ノ實父相馬充胤ノ死去（明治二十一年）ノ有樣及ビ故誠胤ノ妻死去ノ原因及ビ該妻ヲ娶リタル理由ハ、被告人等ガ共謀ノ事實アル事ト追想スルモ、今之ヲ陳述致サズ。尤モ醫士戸塚文海、內務省衞生局長後藤新平ノ能知ル所ニ有之候。右ノ理由ニ付、相馬誠胤ノ死去ハ、被告人等ガ共謀謀殺ヲ遂ゲタル者ニ相違無之候。殊ニ又近時、自首狀トシテ告發人ヘ送ラレタル一書アリ。此ノ書タル文章簡ニシテ意盡サヾル所アルガ如シト雖モ、爲ニ其事實ナルコト推知スルニ餘アリ。勿論御訊問中何人ノ自首狀ナルヤ明瞭致スベクト存候得共、一應御參考ノ爲メ提出仕候。何卒被告人等ヲ相當ノ御處分被成下度、此段奉告發候也。

明治二十六年七月十七日

右　錦織剛清

東京地方裁判所檢事正　工藤則勝殿

右代理人　河野　廣

謀殺の告發狀の發せられた翌々十九日、自由新聞は「自訴狀」と名付くる次の如き匿名の投書を掲載した。

自分元來相馬家ノ舊臣ニシテ、其相馬家ノ御屋敷ニ住居仕候モノニ御座候。錦織剛清トルモノハ、明治十七年ヨリ舊君公ノ御一身上ニ付キ、種々ノ證據ヲ以テ裁判所ヘ訴ヘ候。然ルニ御屋敷ノ方ニテハ、舊君公ノ御一身上御病氣ト申シ觸ラセ候一條ハ、大ニ望アルコトノ次第、自分モ一味致シ、明治廿六年ノ今日迄、一味ノ者共盡力致シ候。私共ハ他ニ望ト申シテハ御座ナク、舊君ノ自由、一家族ノ安樂ニテモ此上ナク幸福ト相待チ、舊君公ノ御死去モ思ヒ通リニ參リ候モノト、一味ノ舊家來共トノ約條ノ通リニ致シ候事ト存居候。案外違約、能々相考ヘ候ニ、不忠不義ヲ致シ候テ、永代安樂ノモノハ決シテ無之、舊君公ノ御死後ノ始末ヲ見聞スルニ、一味ノモノ丶心配容易ニ無之候ユヱ、自分モ子孫ノコトノ相思ヒ、姓名現シテ御役所ニ訴ヘ出候ニハ、不忠不義ノ名高キハ勿論、人面獸心タル事柄故、日本中ヘ相分リ申シ候。依テ姓名ノ申上ゲズ候テ相馬家ノ騷ギヲ盡ク上申致候。一體ノ者ドモノ惡事ヲ、其儘ニナシ置候義殘念ニ御座候ニ付キ、一味致候次第包マズ上申致候ヘバ、一同御呼出シ御吟味ニ相成候コト丶奉存候ニ付、左ノ通リ申上候。

一、明治七年中、大朝ノ御用達井筒屋善助ト申ス大商人アリ、一番番頭ニ古川市兵衛ト行岡庄兵衛ト申スモノ御座候。相馬家ノ御政事ニ時々相談致シ候コト、東京表ヘ御永住ト相成候故、何事モ金錢ニハ萬端相談致シ候富田久助ト申スモノ、元家宰ニ有之其外ニ木村彌惣左衛門、大槻吉直、志賀直道、青田綱藏、岡部綱紀、西内善右衛門ナド申ス人々、相馬御内務ノ御金ノ一時元手ト致シ、商法見込、古川、行岡等ヘ相談、早速同意シテ御内務ノ古金十七萬兩ノ、井筒屋善助方ヘ相預ケ候コトニ相談致シ候此次第、井筒屋近々破産ヲ幸ヒ、表向ハ御預金中七萬兩モ合セテ破産ノ分ニ相加ヘ候間、御内務ヘハ、井筒屋ヨリ御預金破産致シタル故、永年賦返金カ、又ハ所有ノ地面ニテ御取上ゲヲ願フ事ニ、志賀其他ト相談相纏リ候爲メ、預ケタル月末ニ破産ノ次第ヲ以テ、十七萬兩ヲ千百五十圓程ノ地面ト相成候ヘバ、各々見込通ニ相成候。此十七萬兩ノ、早速三井組行大藏省御用所ニ持參シテ、兩替ヲナシテ百二萬圓ノ紙幣ヲ受ケタリ。百萬圓ヲ以テ足尾銅山ヲ開キ營業致候ノモ、相談ノコトナリ。間モナク井筒屋井

付ニ依リ、古川市兵衞ト申スモノ、表面ニテ右銅山ヲ始メ候。右間ハ少々相談不屆シテ立腹ノ上、他ニ別業ヲ相始メ候事ニ御座候。其後志賀、青田ノ發起ニテ、御屋敷御文庫藏ニ收メ置キタル大判五十枚、古金五百兩、一分金千兩ヲ、同年ノ大風ノ時盜人ニ持チ去ラレタル事ニ致シ、右金銀ヲ下谷根岸村御行ノ松ノ隣リニ懇意ノモノ有之、此者ヘ相賴ミフキカヘ候テ、神田德力ト云フ金銀商、其他大坂ヘ送リ賣拂ヒ候。其他不都合ノ事ドモ澤山有之候。依テ亡君誠胤公ハ、慶應義塾ヨリ御歸宅ノ際、家來ノ不都合ヲ御立腹、御自分ニテハ御家ノ御改革ヲ被仰出候處、一味ノ面々ハ大イニ驚キ、早速内々相談致シ、御親類樣方ヘモソレ〲取ナシ、御發狂ト申觸ラシ、御屋敷ニ押込メ候事ニ取極メタルハ十年ノ四月ナリ。亡君ハ、日光御見物ト僞リテ、御留主中ニ御屋敷ヘ御普請ヲナシ、織田樣ヘ相願ヒ、押込申上ケタルハ同年六月ノ事ナリ。其年ヨリ亡君誠胤公ノ御實印ヲ取上ゲ、一味ノ面々種々ノ惡事ヲ御實印ニテ取計ラヒ、其ノ中ノ五ケ條ハ、赤坂一ツ木町ノ地所賣買、三井銀行ヘ三萬圓ノ借用金、第一銀行ヘ預金、麴町三丁目ノ茶商ヘ利廻シ金、石卷相馬屋ヘノ資本金、御國元ノ貸金、諸株金等凡テ七十萬圓程有之候モ、皆一味ノモノ共ノ名前ニ致シ置キ候。其中三萬圓借用金ハ、亡君ノ御名前ニ相成候趣、極々密々ニ致置キ候由ニ御座候。ソレヨリ錦織ナルモノヨリ、裁判所相起シ候爲メ、警視廳ノ方ハ鈴木淸聽ヲ以テヨロシキヤウニ致シ、裁判所ヘハ山田司法卿ヘ岡部綱紀ヲ以テ同樣ニ取ナシ、宮内省ヘハ北條氏恭殿ヲ以テ申入レ、其ノ際一味ノ面々ヨリ差出候金子ハ、司法卿ヘ三萬圓、警視廳ヘ一萬六千圓、外ニ錦織ナルモノ入監ノ際、野崎敬三ヘ二千圓、豫審掛佐倉廣則ヘ千圓、警察官關義幹ヘ千圓、鈴木貞順ヘ五百圓送リ候。控訴院ヘハ、岡部綱紀ヲ以テヨロシク取計ハセ致候。大審院ハ見合セ置候。東京府立癲狂院ヘ入院ノ際、芳川東京府知事ヲ以テ、院長中井常二郎ヘ年給ノ約條取極メ相願候。尤モ五百圓ヅヽ、芳川知事ヘハ三千圓獻納致候。宮内省ノ方ハ、香川敬三ヘ五千圓、中島ヘ五百圓、凡ソ夫々ノ掛官ヘ五千圓、合セテ一萬五百圓。スベテ持參ノ人ハ志賀、岡部、青田、鈴木淸聽ナリ。農商務省ニテハ御谷謙太郎ヘモ相送リ、盡力ヲ受ケタリ。鈴木紀ト申シテ相馬家ノ家扶相務メ居リ候モノモ、發覺ノ恐レアル故、コレハ毒殺ノ事ニ致シ候。引續キ老君公モ、御死去被遊候方ヨロシクト一味ノモノ申合セ、乍恐毒殺仕候。御藥ハ皆ナ中井常次郎ヘ相賴ミ申候。榊俶、橋本綱常、戸塚文海、岩佐純、三宅秀、佐々木政吉、佐藤進、外國人ベルツ方ヘ内々御相談申候處、佐藤、橋本、戸塚ノ三名ハ御斷リニ相成リ、其他ノ醫者、又ハ私共ノ願意承諾被遊候故、何事モ御相談申候。依テ榊ヘ其他五百圓ヅヽ差出シ、

岩佐ヘハ別段、外國ヘ出立ノ際二千圓相増シ相送リ候。亡君公ノ御病氣御全癒トシテ御養生ノ際、錦織ナル者ノ讒言ニヨリ、不得已御召使ノ女京橋ノ出入紙屋ノ口入ニテ、神田區向柳原町古道具商東明タケ長女シゲト申スモノ、一月六圓、衣服料トシテ五十圓遣ハシ相雇候。間モナク姙娠仕ツリ候。然ルニ世間ニテ狂人ト申シ觸ラサセ候亡君ノ御召使ノ姙娠ノ理由ト[illegible]トシテ、相馬家ノ舊家來ノ中ヨリ、書生ニ參リ居リ候岩崎ト申スモノ、右ノ亡君ノ召仕ノシゲト通ジ孕ミタル由ト申シ觸候處、[illegible]大ニ立腹、邸内大騷ギトナリ、御親戚方ヘモ御集會ヲ相願候。遂ニ亡君ノ仰セラルヽ如ク御實子トナリ、大ニ失策仕リ、餘儀ナク右筆略ノ口止メトシテ三百圓遣ハシ候事ニ、後見人淺野公御立會トシテ相濟ミタリ。ソレヨリ淺野家ノ御家令ト親密ニ相成リ、淺野家ヘ御用立金致候樣ニ相成候。又々引續キ、錦織ヨリ裁判追々負ケヲ取リ候樣ニ相成リ候爲メ、東京地方裁判所長大島殿ヘ密願ノ手續ヲ相始メ、長崎縣人臼井哲夫ト申ス人ヘ相頼ミ、所長ヘ五千圓差出シ、御收納ニ相成リ、裁判向都合ヨロシキ樣ニ取計ヒヲ相願候。又御同人ヨリ御内話ニヨリ、松室致ト申方ヘモ一千圓丈ケ差上ゲ、他ノ檢察官方ヘハ、大島殿ヨリ御相談ニ相成候事ニ御約條成シ候。臼井哲夫ヘ、盡力ノ禮トシテ金子相送リ度申込候處、臼井ヨリ申出ニハ、生來御家ニ歎願ノ次第ト御座候ヨリ關者ノ爲メ丈ケ御盡力仕ツリ候トテ、金子ハ手納不仕候。然ルニ長崎ヘ出立ノ際、金四百圓青田ヨリ相遣シ候。其際ハ一時借用ト申シテ手納仕ツリ候。又々議會相始リ候節、臼井上京、青田ヨリ遣ハセシ金四百圓返金シテ、一己事業ノ金主タル事ヲ依頼セシ處、青田其他一味ノモノノ相談ノ上、祕密ノ發覺ヲ恐ルヽ爲メ、餘儀ナク總武鐵道發起者ニ金主ト相成候事ニ御座候。錦織ヨリ、相馬家御財産差押ヘノ際ハ、殊更松室、大島、野崎ノ三名非常ノ御盡力ヲ相受ケ、赤坂八百勘ヘ御集會ノ節ト、野崎、大島ノ方御詞ニ由リ、錦織ノ所持スル委任狀ヲ無效ニスル方至極ト、亡君ヘ私罷出デ、御姓名丈ケ御書キヲ相願ヒ候處、亡君ヨリ何ノ入用ニテ余ノ姓名ヲ申入ルヽヤト御意ニヨリ、宮内省ヘ御屆書有之爲ト僞リ、漸々御書被遊、之ヲ大島、野崎兩人ヘ差出シ、錦織ヲ告訴スル手續ヲ致候。依テ代言人山田喜之助ヘ青田綱三參リ、一ケ月五十圓ニ相定メ告訴手續ヲナセリ。然ルニ錦織ハ拘留ニ相成リ、大ニ安心仕ツリ候處、豫審掛ハ本人相馬誠胤ノ再取調ヲナサレタルノ以テ發覺シ、遂ニ錦織ナルモノハ放免トナリタリ。大島、野崎兩氏ノ失策トナリ其爲メ再度ノ御財産差押ヘト、外裁判二ツトナリタリ。密會日々ニテ私共ニ責任ヲ、先非後悔仕ツリ候。年併堅ク約條ノ事ナレバ、不得已奔走仕リ候、控訴院ヨリ本人誠胤出頭可致御達ニ大イニ驚キ、又々密會ヲナシ、協議ナシ中川

常二郎、榊ノ兩醫ニモ相談シテ毒殺ト決シ、目黒御遊歩ニ亡君ヲ御誘ヒ申上ゲ、御晝飯ノ際御服藥ヲ申上ゲ、早速御承知御服藥被遊、翌日控訴院御出頭前ニ御死去ト存ジ、其日中井、榊兩醫ノ診察書ヲ相願ヒ、兩醫ノ御意見ハ、萬一解剖ノ恐レアレバ、片山モ調印頼ミ置キ候ヘバ大丈夫ト申サレ候ニ付、早速相願ヒ、翌日六時頃ニ至リ、亡君公ハ翌日御死去ノ模樣無之、御吐血非常ニシテ、大ニ驚キ入リ候。控訴院ヘ御出頭ノ時刻ニ相成候爲メ、御急死ノ趣キ相願ヒ、診斷書相添ヘ兩裁判所ヘ差出シ置キ、歸宅仕リ候ニ、午前十二時頃ニ至リテモ、御死去ノ模樣無之、不得已布團ヲ以テ、密ニ一味ノモノ押殺シ奉リ候。ソレガ爲メ、全ク御死去ニ相成候ハ午後四時三十分頃ト奉存候。警視廳ヨリハ、御檢査ノ官吏御出張ニ相成リ、一味ノモノ一同切腹ト内決致シ、御檢査ノ際吐血ノ殘リ相現ハレ、醫官警官ノ御差圖ヲ以テ、小堺ニ吐血ノ殘リノ取入レ御持チ歸リニ相成候ニ付、一味ノ面々、死ヲ決シテ鈴木清聽ヲ以テ、警視總監園田殿ヘ密々歎願、大島、野崎ノ兩氏モ大盡力ニテ、先ヅ内濟ニ相決シ、麴町署長ヘモ同樣總監ヨリ、御申送リ密々謝儀トシテ總監ヘ一萬圓、署長ヘ千圓、出張醫員方ニハ、總監ヨリトシテ御約束申上ゲ相濟ミ候。折柄錦織ヨリ解剖願出デ、又々心配致シ、並ニ葬儀出行ヲ差留願出申候。大ニ驚キ、此度ハ一同死ニ決シタリ。又々大島、野崎ノ兩人ノ盡力ニ由リ、葬儀ヲ出スコトノ内裁判御通知有之、依テ青山墓地ノ穴後日ノ爲ト一決シテ、深サ三丈五尺、見込ハ四丈ノ積リナルモ、三丈五尺ニテヨロシクト、コレニテ掘出サルヽノ恐ナシト決セリ。判決ヲ待テ葬儀仕リ候。亡君御實子秀胤公モ、謀殺ト相決シ居候。今日ノ有樣御召仕ヒ東明シゲヨリ錦織ナルモノヘ密ニ通ジタル次第ハ、君公御死去ノ當時ノ始メ、秀胤公ノ取扱ヒムキ、見分ノ有體ヲ内通シタル事發覺仕ツリ候譯ハ、シゲ母靈岸島ニ住スル炭薪商方ヘ雇ハレタル所ヘ、度々母又ハシゲ呼出シニ參リ候ヲ知リ、私共舊恩アル君公ヲ、利ノ爲ニ今日迄ノ惡計、神佛ノ御罰ヲ受ルハ必定、改心ヲシテ、此條件ヲ自白シ死スルノ覺悟ニ御座候。到底人ヲ殺シ、自分ノ命ナガラヘ安樂ナル道ナシ。一味同心ノモノ共モ、今日ニ至リ死ヲ決シ居候。順胤公モ、御母西田龍モ、心痛ヨリ病トナレリ。シゲヨリモ發覺ノナキ樣ニ種々手當仕リ居候。錦織ト内通事實ニ發覺近キニ在リ。又一味ノ一同御調ニ相成候ヘバ、速カニ事實相分リ、先ヅ東明シゲ他ノ召使ノモノ御取調被遊候樣致シ、其外誠胤公ノ奧方御死去云々、總テ謀計ハ御調ノ際申上候。取リイソギ候儘、右上申仕リ候。御調ノ上ニテ、私共ノ死ヲ相極メ、亡君ヘ御詫申上候。又宮内省、各裁判所、其他各新聞紙ヘ相賴ミ候覺悟ニ御座候。實ニ先非ヲ悔ヒ罷在候ニ付、上申奉リ候。以上。

この自訴狀は、錦織が山口の入智慧によつて、相馬家の舊臣が記せしごとく僞作したもので、告發に先ち、東京地方裁判所に郵送して、司法部内の耳目を聳動せしめんとし、更に輿論を喚起せんが爲めに、「自由新聞」に投書したのである。そしてまた、錦織が後に誣告罪に問はれたのも、この故である。併し世人の多くは、これによつて毒殺の事實を信じた。信ぜざる者も、亦迷うた。

越えて二十六日、剛淸の代理人岡野寛は、又次の上申書を東京地方裁判所検事局に捧げて、誠胤の一子秀胤の保護を乞うた。

上　申　書

東京市麹町區内幸町一丁目六番地華族故相馬誠胤長男

相　馬　秀　胤

明治廿一年生

右ハ故相馬誠胤ノ實長男ニシテ、相馬家ノ正統ナル相續人ト相成ルベキ地位ヲ有スル者ニ有之候。然ルニ故誠胤死去ニ就テハ、謀殺セラレタル嫌疑アルヲ以テ、目下告發中ニ御座候。爲メニ同家ハ骨肉相嚙ミ、一家族紛擾ノ場合ニ付、前書秀胤ノ一身上ノ義甚ダ危險ノ恐レ有之、加フルニ其生母東明シゲハ病氣ニ罹リ候趣キ、去レバ相當ナル保護者ヲ得ル能ハザルハ自然ノ勢ニ付、此際特別ノ御保護相願度、而シテ該幼兒保護ノ方法ハ、告發人ガ先ニ誠胤在生中、種々ナル紛議相生ジタル際、告發人ハ東久世通禧ヘ御後見相托シタキ希望ノ述ベタルコトアリ。今ヤ誠胤死亡後ノ長男保護ニ就テモ亦タ前轍ヲ履ミ、東久世ヘ御保護相托シ度志願ニ御座候得共、官ノ御都合ニ

依リ、親戚又ハ他人へ保護方被仰付候共、告發人ハ孰レノ方法ニテモ秀胤一身保護ノ方法仰セ出サレ候ハヾ、頗ル滿足仕候條、何卒適宜ノ方法ヲ以テ御保護被成下度、此段上申仕リ候也。

明治廿六年七月廿六日

故誠胤總理代人錦織剛清代理人

岡　野　　寛

東京地方裁判所檢事正殿

六、誣告の告訴

明治二十六年七月二十七日、錦織の告發に後るること僅かに十日、相馬順胤等八名は、辯護士星亨、同齋藤二郎の兩人を代理人とし、錦織剛清を被告人として、次の如き誣告の告訴狀を東京地方裁判所檢事局に提起した。

告　訴　狀

東京市麹町區内幸町一丁目六番地華族

告訴人　子爵　相　馬　順　胤

同市芝區西久保櫻川町九番地士族醫業

告　訴　人　中　井　常　次　郎

同市麹町區内幸町一丁目六番地士族

告　訴　人　泉　田　胤　正

前同番地士族

告　訴　人　青　田　綱　三

前同番地士族

告訴人　遠藤吉方

前同番地

告訴人　石川榮昌

同市芝公園地第十一號士族

告訴人　志賀直道

同市麹町區内幸町一丁目六番地士族

告訴人　西山りう

同市京橋區八官町廿番地平民

右代理人　辯護士　星亨

前同所士族

右代理人　辯護士　齋藤二郎

同市麻布區笄町百三番地寄留埼玉縣士族

被告人　錦織剛清

右告訴代理人星亨、同齋藤二郎左ニ告訴ノ要領開陳仕候。

事實理由　被告人錦織剛清ハ、告訴人八名ヲ以テ、故相馬誠胤ヲ謀殺シタルモノト爲シ、明治廿六年七月十七日ヲ以テ告發狀ヲ東京地方裁判所ヘ提起セリ。

今錦織剛清ノ供述スル所ノ事項、若クハ提出スル所ノ書類ヲ見ルニ、一モ事實ナルモノナシ。即チ全然無實ノ構造スルモノトス。

故相馬誠胤ノ精神病者タルコトハ、附屬書第一號診斷書ニ照シテ明確ナリ。又同人ノ死亡ハ病死タルコト、附屬書第二號死亡屆ニ據テ正確、又疑フベキモノナシ。（附屬書略ス）

然ルニ被告人剛清ハ、前掲ノ事實ヲ知リナガラ、今回ノ如キ無實ノ告發ヲナス。是レ卽チ不實ノ事ヲ以テ告訴人等ヲ誣告シタルモノニシテ、剛清ノ所爲ハ、刑法第三百五十五條ニ該當スベキ犯罪ナリト思料ス。依テ被告人御召喚御取調ノ上、至急御起訴ノ御處分相成度、此段及告訴候也。

明治廿六年七月廿七日

右　星　　亨

齋　藤　二　郎

東京地方裁判所檢事正　工　藤　則　勝　殿

又相馬家は、同年八月四日、在京舊相馬藩人二宮尊親以下四十八名の名を以て、「辯妄書」なるものを都下の各新聞に掲載せしめ、以て錦織一派の宣傳戰に應酬した。

斯くして相馬家の人々及び錦織剛淸は、互に原告となり被告となつて法廷に鎬を削り、「後相馬事件」は、「前相馬事件」以上に天下の耳目を聳動せしめた。

七、大規模の審理

謀殺の告發を受理した東京地方裁判所檢事局は、八月一日、被告相馬順胤等八名を召喚し、順次取調べを開始した。

尋いで八月九日、東京地方裁判所豫審判事岡田晴橋、同名越勝治、同高橋文之助等は、相馬子邸及び志賀直道、中

井常次郎宅の家宅捜索を行ひ、又青田綱三、石川榮昌、遠藤吉方、中井常次郎、西山リウの五被告に對して令狀を執行した。志賀直道は、この時は令狀の執行を免れたが、十三日法廷に召喚せられたのち拘留せられた。

これよりさき、八月一日、東京地方裁判所は、證人山崎多七の訊問を行つたのを初めとして、同年十月十二日に至るまで殆ど連日に亘つて、證人參考人の調査訊問を行つた。その出廷延人員が總計百十三名に及んだことを見ても、その大疑獄なりしことを想見するに足るであらう。加之、その證人參考人として、法廷に召喚せられた人々の中には、伯を初めとして、淺野長勳、北條氏恭、織田信敏、福澤諭吉、長谷川泰、山根正次、戸塚文海、岩佐純、榊俶、片山國嘉、松本順、角田眞平等の貴顯名士があつたのであるから、相馬事件が、社會の大問題とならざらんと欲するも亦得なかつたのである。

かくの如く、東京地方裁判所豫審判事岡田晴橋は、連日證人參考人の訊問を爲す一方、證據物件の蒐集に努め、八月二十八日、陸軍二等軍醫正江口襄、陸軍一等藥劑官平山增之助、內務省技師田原良純の三名に對して、前に警視廳醫務局長山根正次が警視廳に持ち歸つた、故相馬誠胤の鼻口流出液と、醫科大學教授片山國嘉が山根から分與を受けて、醫科大學に持ち歸つた同液との分析を命じた。

尋いで岡田豫審判事は、これに關聯して警視鈴木晴聰、醫科大學教授榊俶、同片山國嘉の家宅捜索を行ひ、多くの文書を押收して歸つた。

併し岡田は、それに滿足せず、更に事件の徹底的闡明を期する爲めに、刑事訴訟法第三十五條の規定に準據し、故誠胤の墳墓を發掘して、その死體を解剖すべきことを命じた。

八、青山墓地の發掘

明治二十六年九月八日午前七時、前代未聞の死體發掘は、赤坂憲兵屯所長大尉大塚能の統率せる憲兵曹長一名、同軍曹二名、同上等兵十八名及び赤坂警察署長山田有誠の統率せる警部一名、巡査三十五名の嚴重なる警戒裡に、岡田豫審判事、長森檢事立會の下に行はれた。

相馬家の令扶は、二人を限つて立會ふことを許され、大槻吉直、西内善右衛門、相馬胤紹、同胤貞の四名が青山墓地に到つて、交互に二名づつ發掘現場に立會つた。

同日午後四時半、發掘は完了せられ、陸軍一等藥劑官平山增之助によつて防臭劑が施された後、陸軍二等軍醫正江口襄執刀の下に屍體の解剖が行はれ、午後七時頃に至つて胃、心臓等の身體の要部は茶筒大の硝子瓶に納められ、嚴重なる警戒裡に神田區和泉町なる内務省衛生試驗所内分析室に運搬せられた。

斯くして九月九日、平山藥劑官及び内務省技師田原良純は、豫審判事より「故相馬誠胤死體ノ局部毒物有無ニ關スル鑑定」を命ぜられた。その命令書は、次の通りである。

鑑定命令書

内務技師　田原良純
陸軍一等藥劑官　平山增之助

右相馬順胤外七名謀殺被告事件ニ付故相馬誠胤死體ノ局部、本記ノ局部、本記ノ區別ニ從ヒ分析ノ上毒物有無ヲ鑑定ス可シ

第一號　胃及十二指腸

第二號

甲　肝　臓

乙　肝臓及膽嚢

丙　脾及兩側ノ腎臓膵並腹腔液

以上二號ハ各別ニ裁判醫學的毒物ノ檢索ヲ要ス

第三號　大腸及其内容物

本號ハ燐ノ檢索ヲ要ス

第四號　脳

本號ハ格魯々訪謨及青酸ノ檢索ヲ要ス

第五號　膀胱及其内容物

第一號及第二號ニ於テ石炭酸ヲ證明シタル時本號ニ於テモ石炭酸ノ檢索ヲ要ス

附　帯　品

第六號　故相馬誠胤墳墓石蓋上ノ土

第七號　故相馬誠胤墳墓ノ煉瓦造壙ト本棺トノ間隙ニ存在セル石灰

第八號　故相馬誠胤死體ノ顔面ヲ蔽ヒタル綿及布片

第一號及第二號ニ於テ砒石ヲ證明シタル中ハ以上六號乃至八號ニ於テモ砒石ノ檢索ヲ要ス

故相馬誠胤内棺ノ蓋上ヨリ削取リタル赤色ノ部分血液ナリヤ否

右及命令候也

明治二十六年九月九日

東京地方裁判所　豫審判事　岡　田　晴　橋

裁判所書記　樋　山　慶　韓

右の命令書によつて、平山藥劑官及び田原技師が鑑定の結果、十月十七日提出したる「故相馬誠胤死骸ノ局部毒物有無ニ關スル鑑定報告書」は、まづ「檢體容藏ノ狀況並ニ其性狀分量」と題して二百字詰原稿用紙七十七枚に及ぶ浩瀚精密なる化學試驗顚末を記してゐるが、その一々の試驗の末尾には、一樣に毒物殘存の證跡なき旨が記してあり、さうして最後に次のごとき鑑定書が付いてゐる。

鑑定

一　第一號及第二號檢體ハ其第一項以下檢査ノ成績ニ徵スルニ第一項以下ノ分析ニ於テ檢出シ得ヘキ裁判醫學的毒物ヲ含有スルノ證跡ナシ

二　第三號及第四號檢體ハ其檢査ノ成績ニ徵スルニ指定ノ毒物ヲ含有スルノ證跡ナシ

三　第九號ハ其檢査ノ成績ニ徵スルニ本號檢體ノ赤色ノ部分ハ血液タルノ證跡ヲ具有セス

四　第一號檢體ハ其檢査ノ成績ニ徵スルニ蓚酸ヲ含有スルノ證跡ナシ

右鑑定候也

明治廿六年十月十七日

内務技師　田原良純

陸軍一等藥劑官　平山增之助

これよりさき、故誠胤の鼻口流出液の檢査を命ぜられた江口軍醫正、平山藥劑官、田原技師の三人は、九月九日附を以て、右檢査の結果を具して、次の如き鑑定書を提出した。

鑑定

一　前文第一項檢査ノ成績ニ據レハ此檢體ハ血液タルノ證跡ヲ具有セス但血液ハ腐敗セハ漸次血液タル證跡ヲ失フモノナルカ故ニ此檢體カ元ト血液タリシヤ否ヤハ不明ナリトス

二　前文第二項以下分析ノ成績ニ據レハ此檢體中ニハ前文第三項以下ノ分析ニ於テ檢出シ得ヘキ毒物卽チ普通裁判醫學的毒物ヲ含有スルノ證跡ナシ

右鑑定候也

明治廿六年九月九日

陸軍二等軍醫正　江口　襄
陸軍一等藥劑官　平山増之助
内務技師　田原良純

九、剛淸の爲めの借財

青山墓地の發掘が行はれたところから、今まで景氣のよかつた錦織剛淸は、俄然として不利の情勢に陷つた。さうして故誠胤の鼻口流出液の檢査鑑定書が提出されてから五日の後、すなはち十月十四日、彼は悄然として伯を材木町の家に訪れてきた。伯はこの時の錦織の態度を、公判廷で次の如く述べてゐる。

最初錦織が來ました時分に、あなたの御說の通りに、ドウも毒殺事件は成立たぬことになりましたと、靑菜に湯を懸けたやうになつてきた。其の前までは、貴樣は、さう言つて居つても、うまくいかぬぞと言つても、なかなかドウして勢ひがいゝなどと言つてゐました。さういふ調子の男でありますが、此の時ばかりは、靑菜に湯を懸けたやうになつて來たのであります。

剛淸は、頭をうなだれて言ふには、

「鼻口流出液の檢定の結果は、先生のお說の通り、毒物が發見されぬといふことになりました。この分では、死體

解剖の結果も、心細いものであります。さうすると今度は、私が誣告罪で入獄せねばならぬことになります。就いては、今日まで、先生にはいろ／＼御厄介をかけまして、この上、こんなことを御願ひできた義理ではありませんが、どうも外に方法がありませんので、厚かましくもお願ひに參りました。』

『それは、一體どういふことか。』

『謀殺事件は成立しませんが、不法監禁罪なら成立すると思ひます。それには、また運動費がかかります。』

『俺は貴樣の訴訟費用の御用達はせぬぞ！』

金の無心と覺つた伯は、錦織の言葉を皆まで聞かず、さう撥ねつけると、錦織の態度は、全く變つてしまつた。

『イヤどうして、訴訟費用などにその金を使はうといふのでありません。私も一人でこれだけまでにやるには、隨分金を使ひました。ここで八百圓なり千圓なりの金が無ければ、方々の借金のかたがつきません。それに運動の爲めに召抱へてある壯士からは每日支拂を迫られ、家族の者も生計に困つてゐます。それで、もと桃山御殿にあつた琥珀の花筒を八百圓で賣らうと思つて、方々驅け廻りましたが、どうしても賣れません。又刀劍を質に入れて、金を千圓ばかり借りる手筈になつてゐましたが、それもうまく參りません。どうも私は切羽つまつてどうすることもできなくなりました。この上は、いつそ一思ひに青山墓地でやつてしまはうかと思ひます。』

それを聞いた伯は、まさかこの男が青山の誠胤の墓側で切腹もしまいが、實に可愛想なものである。今日まで無駄骨ばかり折つて、世間からは咎められ、揚句のはては、金に詰まつて自殺でもしなければならない。ああ不愍なものであるといふ惻隱の情が、湧然として起つた。この時の感情を、公判廷で伯は次の如く述べてゐる。

かうなれば、大へん私は涙よわい。そりや態を見ろ、とはどうしても言へない。人の盛んなときには、嚴酷なる議論をもつて、ひどくやつつけるが、さういふ時に、態を見ろといふことは、私は決して言はぬ。これは錦織に對してばかりでございませぬ。總てに對して私の性質であります。そこで氣の毒に思ひました。

殊に伯は錦織の母と妹との身の上を想うて、萬斛同情の涙を濺いだ。剛淸の母と妹ゑつ子とは、貧苦と鬪ひながら終始渝ることなく剛淸を助け、誠胤卒去の際には、直ちに剃髮して、青山墓地の附近なる尼寺勢至堂横手の一軒長屋に移り、比丘尼の修業をしながら、毎日誠胤の墓に詣でては香花を供へてゐた。この殊勝な母妹の生活には、錦織をこころよく思はぬ人々も、感嘆の聲を放つた程である。錦織が入獄した後の二人の身の上を考へると、伯は全く可愛想でたまらなかつた。伯は、卽ち公判廷で、

それのみならず、錦織一人ぢやありませぬ。錦織の母妹といふ者が矢張り此の錦織と一緒になつて、砂を嚙むやうになつて、指の先から血が垂る樣になつても、相馬家のことを罷めろなどとの内輪揉めや喧嘩は起さない。何處までも乞食になつてもやる。これを私は知つて居りますから、誠に氣の毒だと思ひました。

と言つてゐる。そこで、とう〱伯は、

『確かな金主があつて借りるなら、判をついて遣らう。』

と、錦織の爲めに借金の保證をすることを承諾してしまつた。

錦織は大いに喜んで伯の許を辭し、その日の夕方一人の金主を作つて伯の家に來た。見ると、その金主は、小林消五郎といふ高利貸である。伯は大いに怒つて、

『貴様は怪しからん男だ。』
と錦織を叱責したが、錦織が、
『どうも申譯ありません。』
と頭を掻いて素直に引上げてゆくのを見ると、伯はまた錦織が無性に可愛想になつて、
『仕方がない、押してやらう。』
とう／＼小林浪五郎及び森文次郎から、錦織と一緒に三千圓を連借した。次に示すのが、その時作成した公正證書の内、森文次郎から借入れた分である。

第肆阡漆陌伍拾伍號

無抵當金圓貸借證書謄本

債權者森文次郎ハ債務者錦織剛清後藤新平兩名ノ代理人倉田軍治ト明治貳拾陸年拾月拾伍日公證人仲井愛藏役場ニ於テ渡邊義直ノ立會ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條　債權者ハ金壹阡伍陌圓ヲ利息壹ケ年壹割貳分ノ割合ヲ以テ明治貳拾陸年拾月拾伍日ヨリ明治貳拾漆年壹月貳拾日迄貸渡シ債務者ハ之ヲ借受ケタリ

第貳條　債務者ハ債權者ニ對シ左ノ事項ヲ履行スヘシ

第壹　元金壹阡伍陌圓ハ明治貳拾漆年壹月貳拾日迄ニ皆濟スル事

第貳　利息ハ第壹條ニ記載シタル割合ヲ以テ計算シ元金返濟スルトキ共ニ取纏メ之ヲ送付スル事

第參　前項ニ記スル返濟期日ヲ遲延シタル爲メ請求ヲ受ケタルトキハ其請求ニ關スル諸入費ハ悉皆辨償スル事

第肆　連帶債務者ノ内隱居シ又ハ他家ニ入リ其資格ヲ變シタル時ハ債權者ヨリ依然其債務者ニ對シ相續人ト共ニ債務履行ヲ要

求セラルヽモ其要メニ應スル事

第五　此債務ハ連帶ヲ以テ借受タルモノナレハ債權者ヨリ債務者ノ内壹名ニ對シ其債務履行ノ要求ヲ受ケタル時ハ直チニ其要メニ應スル事

第參條　連帶債務者ハ債務履行期限ニ至リ其債務ヲ盡サヽル時ハ直チニ強制執行ヲ受ル事ヲ認諾セリ

右關係人ヘ讀聞セタル處一同其相違ナキコトヲ認メ左ニ署名捺印ス

東京府武藏國東京市日本橋區濱町貳丁目拾貳番地住居平民雜業
債權者　森　文　次　郎　印
肆拾年拾壹ケ月

東京府武藏國東京市麻布區笄町陌參番地寄留埼玉縣士族無職業
債務者　錦　織　剛　清　印
參拾玖年貳ケ月

東京府武藏國東京市麻布區東町貳拾肆番地寄留岩手縣平民官吏
債務者　後　藤　新　平　印
參拾漆年

東京府武藏國東京市神田區今川小路貳丁目拾伍番地住居士族雜業
代理人　倉　田　軍　治　郎　印
貳拾參年拾壹ケ月

右倉田軍治ハ債務者兩名ノ代理人ノ委任狀ヲ所持シタリ

東京府武藏國東京市神田區西小川町壹丁目玖番地住居士族雜業
立會人　渡　邊　義　直　印
陸拾年拾ケ月

右契約ヲ締結シタルコトヲ證スル爲メ左ニ署名捺印ス

明治貳拾陸年拾月拾伍日公證人仲井愛藏役場ニ於テ

下谷區裁判所管内東京府武藏國東京市神田區東松下町漆番地住居

公證人　仲井愛藏㊞

此謄本ハ原本ニ就キ謄寫シタルモノ也依テ相違ナキコトヲ確證スル爲メ左ニ署名捺印ス

明治貳拾漆年壹月貳拾參日公證人仲井愛藏役場ニ於テ

下谷區裁判所管内東京府武藏國東京市神田區東松下町漆番地住居

公證人　仲井愛藏㊞

この錦織の爲めに借財をしてやつたことが、すなはち後に伯が、誣告共犯の嫌疑を受けて囹圄の人とならねばならなかつた近因となつた。

事茲に至ると、伯がこの事件に關係した遠因は、法醫學上の理由であつたが、遂に奇禍を買ふに至つた近因は、矢張り伯の持ち前の一片の俠氣の爲めである。伯はこの俠氣から相馬事件に關係したと言はれることには、いたく不平で、法曹協會で爲したる講演の中でも、

私に御同情下さる方々の中には、私が義俠の爲めにこの事件に關係したのであると言つて下さる。誠にもつて感謝すべきことであります。又或る人は、私がこの事件の爲めに身を誤つたのであると言つて下さる。これも誠に有り難いことでありますが、併しこの二つは遺憾ながら、共に事の眞相を得たものではありませぬ。

と述べてゐる。成る程、伯が最初相馬事件に關係したのは、裁判醫學の重んずべきことを天下に知らしめる爲めであつたらう。併し、旣に事件に關係した以上は、裁判醫學の立場のみから行動するわけにはゆかなかつたのである。錦織に對する同情の念もあり、相馬家の令扶に對する憤激の情もあつたのである。故に一片の義氣伯に禍ひす、とい

ふ所謂俗論も、矢張り一面の眞相は穿つてゐたのである。

一〇、主客顚倒

さて一方東京地方裁判所では、上記二通の鑑定書が、偕に故誠胤の死體及び鼻口流出物に毒物を含有せざることを報告したので、豫審判事岡田晴橋は、明治二十六年十月二十四日、謀殺嫌疑の被告人、相馬順胤等八名に對して、次の如く免訴の豫審終結決定を爲し、同時に青田綱三等の拘留を解いた。

豫審終結決定書

東京市麹町區内幸町一丁目六番地華族正五位子爵
相馬順胤
三十一年九月

東京市芝區田町七丁目二番地士族當時麹町區内幸町一丁目六番地相馬邸寄留順胤生母
西山リウ
五十年一月

福島縣宇多郡中村町百十七番地士族當時東京市麹町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家令
泉田胤正
五十九年十月

福島縣行方郡太田村大字下太田字中ノ内百三十三番地士族當時東京市麹町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家扶
青田綱三
五十年九月

福島縣行方郡高平村大字上高平字貝餅百二番地士族當時東京市麴町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家從

石川榮昌
四十三年四月

東京市麴町區内幸町一丁目六番地士族華族相馬順胤雇人

遠藤吉方
五十八年六月

東京市芝區芝公園地第十七號地三番士族從六位元華族相馬順胤家令

志賀直道
六十七年十一月

東京市芝區櫻川町九番地士族醫師

中井常次郎
四十三年四月

右被告人等ニ對スル謀殺事件豫審ノ處、明治二十五年二月中、被告人等ガ共謀シテ、故從四位相馬誠胤ニ毒物ヲ服用セシメ、遂ニ同月二十二日午前六時、死ニ至ラシメタリトノ事ハ、其證憑充分ナラサルニツキ、刑事訴訟法第百六十五條ニ依リ、被告人等ヲ免訴シ、且ツ西山リウ、青田綱三、石川榮昌、遠藤吉方、志賀直道、中井常次郎ヲ放免ス

明治二十六年十月二十四日

東京地方裁判所　豫審判事　岡田晴橋

裁判所書記　横山慶朝

この免訴言渡しの同日、本訴の告發人たる錦織剛清、その内縁の妻小山トキ、辯護士岡野寛等は、誣告罪の被告人として拘引せられた。

『いづれ、俺のところへも、何か來るな。』

さう思つてゐる伯の家へ、翌二十五日、東京地方裁判所豫審判事名越勝治が、家宅搜索に向つた。當時伯の家は、麻布區東町二十四番地にあつた。さうして夫人は長子一藏の出産後、いまだ産褥の中にあつたのである。

しかし判事も、こんな事情のある處へ家宅搜索などをやつて、俗にいふ驚きの餘り逆上して、目でも廻されては大變であるし、後藤さんも相當の人物だ、産室などへ物を隱すやうな卑劣な事はしまいといふので、檢事とも相談の結果、産室には一切手を觸れぬやう、又産婦には一切この騷ぎを聞かせぬやう、細心の注意を拂つて、適當の處置をとる事にしたといふことである。

當日後藤邸から押收された物件は、次の押收目錄に明かである。

押收目錄

一、錦織剛清ヨリ後藤新平宛書翰壹　但八月四日付

一、今村秀榮ヨリ同上宛　但九月廿七日付封皮共

一、中村利恭ヨリ同上宛封皮共　但九月十六日付

一、前田圓ヨリ同上　八月十六日付封皮共

一、吐血云々ト認メタル半切壹

右ハ錦織剛淸外六人被告事件ノ證據物トシテ押收ス
明治廿六年十月廿五日
麻布區東町廿四番地後藤新平宅ニ於テ
東京地方裁判所　豫審判事　名　越　勝　治
裁判所書記　松　島　虎　之　助

右正本ナリ
前同日於同所
裁判所書記　松　島　虎　之　助㊞

但出張先ナルヲ以テ裁判所ノ印ヲ押捺セス

當日伯は、この證據物件の收穫の尠ないのに失望してゐる裁判所の吏員を顧みて、
『この花活は、錦織が彫つたものだ。これを證據物件として持つて行つたらどうだ。』
と言つたが、吏員等も苦笑して罷んだといふ話が傳はつてゐる。
續いて十月三十日、伯の家は、二回目の家宅搜索を受けた。この時出向いたのは、豫審判事西川漸であつて、七點の物件を押收して歸つた。
かくして相馬事件は主客忽ち顚倒し、謀殺事件は一變して誣告事件となつた。而してその誣告事件は、更に收賄並びに詐欺取財事件を派生し、世人をして事の意外に驚倒せしめたのである。

卽ち豫審判事山口淳は、謀殺事件に關し、錦織剛淸及び相馬子爵家の雙方より、事件の好轉を計ると稱しては、金品を收受若しくは騙取してゐることが發覺して、伯が第一回の家宅搜索を受けたその當日、東京地方裁判所檢事局に拘引せられた。かくして伯の身邊も、またやうやく急迫し來つた。

一二、拘　引

『後藤がやられる。』

かうした噂は、伯が拘引されるだいぶ前から世間に擴がつてゐた。伯の知友石黑忠悳は、ひどくこれを心配して、

『君が被告にされるといふことは、疾くから風評に上つてゐる。この際內務大臣（井上馨）に會つて、よく事情を話してみたらどうだ。』

と勸告した。併し、伯は身に省みて少しも疚しいところがなかつたので、內務大臣の袖に縋つて一身の安全を求めるといふやうなことを屑しとせず、折角の先輩の忠告も聞き流しにしてゐた。伯は、この前年の十一月十七日に、內務省衞生局長に任ぜられたから、伯を拘引する爲めには、上奏御裁下を經ることが必要であつた。その手續を濟ます間、二、三週間ばかり、伯には尾行がついてゐた。故に伯は屢々娘靜子の前で、

『お父さんは、いまに斯うだ。』

と言つて、兩手をうしろに廻してみせた。これを見てゐた伯の母利惠子は、

『新平！　何をしてゐるのだ。』

と叱責したことは、いま醫學博士佐野彪太夫人となつてゐる靜子の思ひ出話である。

また伯の拘引される四、五日前、伯の知友長谷川泰は、慌しく伯のところへ驅けつけてきた。さうして言ふには、

『今俺が板垣退助伯に會ひに、芝櫻田本郷町の金虎館を訪ねてゆくと、星亨が先きに來てゐて、板垣と頻りに大聲で話してゐる。話聲が待ち合はせてゐる室まで洩れてくるので、聞き耳を立てて聽いてゐると、星は曙新聞の資本金が相馬家から出たとか、愈ゝ後藤をふん縛ることになつたとかいふことを、さも自慢氣に話してゐるのだ。板垣は、後藤は君のいふやうな悪い男ではない、後藤を縛るのはよろしくないと、頻りに貴公の爲めに辯解したが、星は後藤の不埒は證據明白である、已に上奏ずみとなつた今日、もはや彼を縛らないわけにはゆかないと言つてゐた。』

とのことであつた。長谷川は自由民權論に共鳴してゐて、板垣伯と往來してゐたのである。さうして、この話を立聞きして、板垣に面會もせずに、伯のところへ注進にきたのであつた。

『これは愈ゝ來るな、いつ來るか。』

伯がさう覺悟を決めて待ち構へてゐると、明治二十六年の十一月十六日、來るべきものは遂に來た。伯が醫術開業試驗委員に關する用件で、神田駿河臺なる青山胤通の家へ往つての歸路、神田の街を歩いて來ると警察吏が、

『これから直ぐ本署まで同行されたい。』

と言つて拘引狀を伯に示した。

『さうか……僕はまだ夕飯を喰つて居らんので、他家で御馳走になるところだ。少し待つて呉れんか。』

『いや、お待ちすることは出來ません。』

『それでは仕方がない。一緒に參らう。』

斯くして、伯は警視廳に同行せられ、翌十七日、鍛冶橋の監獄署に繋がれることになつた。

この時、伯を拘引することに最も努力したのは、相馬家側の辯護を引受けた星亨と、當時外相の椅子に凭つてゐた陸奥宗光との二人であつたといふ。

『錦織の參謀が洋行から歸つてきた。あれをあの儘にして置いたら、何をしでかすか知れない。後藤はどうしても縛つてしまはねばならぬ。併しあの大物を縛るのは貴君でなければいかぬ。貴君引き受けて引くくつて呉れ給へ。』

辯護士齋藤二郎は、かう云つて星を相棒に引き入れたと傳へられてゐる。當時筆を極めて相馬家の介扶等を非難攻撃した自由新聞は、自由黨の機關紙であつて、星は實にその黨の領袖であつた。その星が金力に富む相馬家の辯護人になつたのであるから、世間は疑惑の眼を以て星亨を見た。「相馬家騷動實錄」は、明治二十六年七月二十九日の新聞記事として、次の文を掲げてゐる。

相馬事件と星亨氏　自由黨の機關自由新聞は、全力を盡して相馬家を攻撃するに拘らず、同黨の領袖たる星亨氏が、相馬家の代人として誣告の訴を提起したれば、世人は何れも星亨氏の行爲に就て怪しむこととなるが、今帝國社員が星氏を訪問して其の理由を問ひたるに、同氏は實に左の如く答へたりといふ。

余が此の事件を引受けたる理由は、元來相馬事件たる、近來の一大疑獄にして、事相馬家並に其の一族家臣の名譽生命に關係あるのみならず、顯官高位にある者、幾十人となく嫌疑を受け居れば、若し此の事件をして曖昧模糊の裡に埋沒するあらんか、法官の威信を損じ學者の信用を傷くるのみならず、外國に向つて道義の頽廢を表白

し、永世拭ふべからざる汚點を神聖なる帝國歴史に染むるものなり。此を以て余は獨り相馬家の名譽を保護するにあらず、社會の爲めに、故誠胤子逝去の顚末を審査して其の黑白を明らかにし、天下公衆をして一點の疑惑なからしめんことを期して誣告の依賴を應諾したるなり。自由新聞と雖も亦此の疑團を解かんと欲するに外ならず、去れば自由新聞の所論稍錦織氏の一方に偏せる嫌はあれども、其の事實を明白にせんとの精神に於ては余と毫も異る所なし。余は昨日（二十七日）裁判官に向つても、充分に事實を取調られ、世人をして終に一點の疑なからしむる樣にしたしと述べしに、裁判官も余と同樣の決心を抱き居れりと斷言せられたり。

しかし星亨については、錦織剛淸が、初め彼に代人を托せんと欲して、一夕彼を訪ひ、相馬事件の大要を述べたるに、彼は錦織方の到底巨額の報酬を得ること能はざるを思ひ、飜然去つて相馬家令扶の代人たることを承諾したのであるとの風評も、一部に行はれた。

次に前相馬事件に於いて、伯を被告にしてはならぬと、警視廳に警告した外務省三等出仕陸奧宗光は、この時には外務大臣であつた。さうして、宗光の子は足尾銅山の鑛業主古河市兵衛の養子になつてゐた。而して相馬家は、前述の如く、足尾銅山の出資者であつて、古河家の爲めには、大切な金主であつたのである。故に陸奧は、相馬家の爲めに一肌脫がねばならない立場にあつた。その緣故を辿つて、星は陸奧を動かして、伯を縛ることに狂奔したのだといふのが、當時の一般の風評であつた。

この二人については、面白い後日物語がある。

事件後、時事新報の記者新井由三郎は、出獄の見舞に伯のところへ來て斯う話した。

『陸奥さんは、あなたのことを非常に心配してゐます。あの男をこのまま放つておくと、必ず社會黨の幹部にでもなつて、政府に弓を引く、牢から出したら、すぐ何かの職に就かせるやうにしなければならぬと言つてゐます。』

すると伯は苦笑して答へた。

『ははあ、夫子自身はどうでしたか……斯う陸奥に傳へてくれ。』

伯は陸奥宗光が大阪事件に連座したときのことを皮肉つたのである。但し新井が、この伯の傳言を陸奥に取り次いだかどうかは不明である。その後、伯が臺灣衛生顧問の職にあつたとき、伯が桂太郎を大磯の群鶴樓に訪問すると、丁度伊藤博文も來合せてゐた。雜談のうちに、相馬事件に於ける陸奥の噂をすると、伊藤は頻りに面白がつて、明日陸奥を呼び寄せるから、滄浪閣に來いと言つた。翌日、伊藤の別業滄浪閣にゆくと、陸奥は既に來てゐた。

『君は後藤が社會主義者になると言つて心配したさうだが、後藤のは國家社會主義だから、安心して此處でゆつくり話しあひ給へ。』

伊藤は斯う言つて二人を引き合はした。二人は、公の肝煎りで、互ひにあれも一時、これも一時と、うちとけて閑談した。

又伯は、明治三十一年臺灣總督府民政長官として、六千萬圓の公債を臺灣の開發の爲めに募集せんとして、その案を議會に提出した時、西郷内相の肝煎りで、内相官邸で星亨と初めて懇談した。談果てて後、星は突如として、

『君を知ること晩かりしを憾む。』

と、言つて、伯と相顧みて哄笑した。これは伯が好んでよく物語つた插話である。

一二、同情者簇出

伯が鍛冶橋監獄に繋がるや、意外の方面に、伯の同情者が簇出した。在野法曹として當時名聲江湖に布いた大井憲太郎は、東京辯護士會の名士六、七名と倶に、神田錦輝館に後藤新平後援會を開催し、司法當局に警告すると同時に、獄中の伯に聲援を送つた。又伯は獄中に於いて一面の識もない人々から、多くの慰問狀と差入物とを受取つた。今その慰問狀の二、三を次に例示しよう。

嚴寒之候ニ候處益御清穆奉賀候。陳者誠ニ唐突ナル儀ニ有之候得共、後藤新平氏近來入監之災厄ニ罹リ被居候。就テハ別紙金券（金貳圓）甚タ些少ニ候得共、見舞ノ印迄ニ同氏へ呈シ度、貴下ニハ從來同氏トハ御懇意ニ被爲在候哉ニ承リ居候間、御手數ニ候ヘ共、右何卒同氏嗜好ノ品御買求メ之上、差入方御取計被下度、御依賴申上候。匆々不備。

二十七年一月廿二日

岡山市第三高等中學校醫學部　菅　之　芳

鈴　木　眞　一　殿

菅とは後に岡山醫科大學學長となつた菅博士である。

在岡山縣病院第三高等中學校敎授　坂　田　快　太　郞

鈴　木　眞　一　賢臺　執事

拜啓愈々御清祥奉賀候

元衛生局長後藤新平君ヘ差入之義、貴殿御手許ニテ御取扱ニ相成居ル趣傳承仕候。就テハ小生儀モ輕少ナガラ微志ヲ表シ度、別紙爲替券金壹圓御手許迄送達致候間、甚ダ御手數之段實ニ恐縮之外無之候ヘ共、何卒可然御取斗ラヒ被下度、此段奉願候。　草々不具。

坂田も後に醫學博士となり、岡山醫科大學の前身、專門醫學校の外科教授となつた人物である。

未だ一面の識なき暗愚の野夫、鐵面皮にも、不敬を憚らず、拙筆を顧みず、謹んで書を閣下に奉り候。雷名を承る事實に數年來に御座候。然るに今度容易ならぬ御災難にて縲紲の御身となられ候由、愕然一驚を喫し候。時ならぬ御憂欝、定めし御憤慨之御事と推泣仕候。元來潔白の閣下に候へば、公明無私の判決有之候上は、直に御出監相成候事と存じ、判決一日も早くと待ち居候。嗚呼がましき次第には御座候へ共、野生も一の醫學生に有之候間、閣下の御大事と聞くや、切齒扼腕、遺憾骨に透り候。道理に二つあるべき筈は無之候へば、堂々正義之道を履み給ふ閣下は、一躍して疑海の煙を破り、大は以て日本醫學の價値を增し、小は以て後進の醫を戒むる事を伏て希望仕候。時下寒進、人心玆に寂淋之思を增し、身體漸く收凝の感を增す時候と相成候へば、縲紲之御身定めし御憂欝推泣仕候。　頓首再拜。

明治廿六年十二月十五日

山口縣士族

原　晋一

衞生局長後藤新平殿閣下

又新潟市の丸山新藏なるものは、伯の一日も早く靑天白日の身とならんことを祈つて、越後一の宮伊夜彥神社に參籠すること一週間に及んだ。次に揭げるものは、卽ち丸山新藏の書翰である。

時下春暖之候、益御勇健被遊御座、大慶奉拜祝候。陳者新聞紙上ヲ閱シ、今般ノ事件ニテ、意外ニモ當時御入監、實ニ驚キ入リ候。乍併畢竟御義俠心ノ厚キヨリ、一時ノ成行、恐ルヽニ不足事トハ奉察上候得共、何奈セン、當時御究屈ニ可被爲在、併不遠晴天白日ノ御判決ト奉存候。偖數ナラヌ迂生、心痛ノ餘リ、殊ニ御老母樣モ爲ニ御神慮ヲ煩シ、御不快ノ由モ承リ、實ニ心ノ置ク所ナク、依テ當國一ノ宮ハ靈驗アラタナル伊夜彥神社ヘ、一週間參籠、御無事御出監且ツ御老母樣御安全ノ祈願致シ、漸ク昨日歸宅仕候。右祈禱札可差上ノ所、御入監中且ツ靈驗アル祈禱札ナレバ、自分宅ニ安置シ、御安全ヲ朝夕祈念拜禮致居候。右御見舞旁々申上度、近ク御無事御歸宅ヲ所祈ニ候。其節拜顏萬々可申述候。　頓首。

三月廿三日

丸山新藏

後藤新平樣

この丸山新藏は、これより約一ケ月の後、四月十六日附を以て、更に金壹圓を、見舞金として送つて來た。

又獄中では、伯の身邊に付き添うてゐた獄吏の中にも、伯に同情を寄する者が尠なからず、いろ〳〵特別の優遇を與へたり、便宜を取計らつたり、助言をしたりした。伯は往時を追懷して、

『相馬事件で入獄中、密室監禁に處せられたが、牢番が頗る同情してくれるので、却つて特別室へ入つたやうなもので、娑婆の便りを聞くのに便利であつた。』

と言つてゐる。又金杉英五郎が醫療にことよせて獄内に出入し、外部との聯絡を計つてゐたことは、後節に述べる通りであるが、そんなことも、伯が典獄の同情をあつめてゐたからこそ、出來得たのである。

一三、獄中生活

伯は初め警吏と同行して警視廳に行つたときには、事件を輕く見てゐた。二日か三日、裁判官と立話をすれば、裁判官は己れの潔白を認めて、直ちに釋放してくれるものと思つてゐた。故に伯は入獄の卽夜、安心してぐつすりと熟睡した。眼が覺めると、

『もし、もし。』

と呼びかける男がある。

『何だ。』

『あなたは、何回入牢して、此處へおいでになりましたか。』

『これが初めてだ。』

『へえつ！ これは驚きやしたな。私はもう此處で十人ほど相宿をしましたが、どなたも初めての人は、その夜はすぐとは寝つかれません。それをさも氣持よささうに、ぐう／＼高鼾をかいておやすみになるところを見ると、定め

し名のある方でせうな。』
『えらいことを聞くな。さうだ、俺は惡黨中の大惡黨だ。』
『さうでせうとも、どうかお名前をおきかせ下さい。』
『後藤新平だ。』
『へえ、後藤さんですかい。』
その男はびつくりした。この話は廻り廻つて、警視總監園田安賢の耳に入つた。園田は丁度その時、長與專齋の令孃と松方正義の令息との結婚披露宴に招かれてゐたが、その席上で、
『後藤といふ奴は、どこまで圖々しい奴かわからない。監房に入れると、直ぐグウ〳〵鼾をかいて寢てゐやがつた。』
と、いかにも伯が本當の惡黨であるかの如く吹聽したといふ。
伯が入獄してからまだ數日と經たないときであつた。看守が伯宛ての手紙と葉書の一束をもつて、伯の監房に入つて來た。見ると、前に持つてきた郵便物が、封も切らずに机の上に置いてある。
『後藤さん、手紙ですよ。』
『ああ。』
伯は頻りに居眠りをしてゐる。
『開いてみないのですか。』

『開いてみなくとも、裏を見れば何を言うてきたか解つとる。』

看守はこれを聞いて驚いた。大ていの在監者は、婆婆の便りを待ち侘びて、手紙がくれば飛び付くやうにして封を切るものだが、この人は何といふ氣の强い人だらうと舌を捲いた。

しかし二、三回豫審判事の取調べを受けた伯は、大分悲觀して監房に歸つた。

——あの頭の悪い判事が、あのまだるつこい調子で訊問するのでは、二日や三日の立話では、事件の眞相を明かにすることは出來ない。これは悪くすると二年も三年もかかるぞ——

伯はさう思つた。併し次の日の伯は、もうゆつくりと落ちついて、長期の獄中生活に處する覺悟を決めてゐた。伯は先づ衛生に注意して、只管に保健を計つた。入獄の當初は、監獄に入つた以上は、監獄の飯を食ふといつて、洋食その他の差入物は一切食べなかつたが、保健といふことを考へて、三度に一度は差入食を食べることにした。大日本私立衛生會の僚友たちは、伯の健康を氣遣ひ、伯の爲めに差入物取扱所を設けて、差入物の檢査、その營養價の調査等を行つた。

伯は又、齒の衛生を重んじ、一日獄吏に爪楊子の差入を求めたが、獄吏は、爪楊子は差入禁止物となつてゐる旨を答へた。囚人がこれに因つて自殺を計る處れがあるからである。しかし伯は、在監者と雖も保健の利益を奪はれる筈はないのであるから、爪楊子を使用せしめないのは不都合であると言つて肯かなかつた。それで獄吏もつひに我を折つて、伯に爪楊子を用ゐることを許したが、獄中に於いて爪楊子を用ゐることを許されたのは、空前絶後のことであらう。

伯は、また氣持の落ち付くままに、讀書して氣を練つた。後藤家には、「室内許可、後藤新平」と貼紙して「差じき」といふ獄吏の認め印を押した次の書物が傳へられてゐる。それは、井上圓了著「禪宗哲學序論」、同じく「眞宗哲學序論」、吉谷覺壽撰「明治諸宗綱要」、法學士江木衷講述「日本刑法（各論之部）」であつて、これぞ伯が、獄窓に耽讀した好個の記念物である。

伯は、また感興の湧くままに詩を賦し、和歌を詠じて、欝を晴らした。次にその主なるものを掲げる。

獄中戲寄不倒翁

不厭投身兒戲中　悠然自適嘯蒼穹
舞兮無手踏無足　任他顚倒西又東
千廻萬轉渾不管　莞爾躍起復直躬
孽童紛々半愛憎　竭力壓制勞無功
莫是造化本玄妙　平坡往復古今同
眼前困厄非所問　理直氣壯塞鴻濛
祇有老天能識我　經年閱月對外攻
物得所立自不動　人知所處常不窮
君不聞作事唯宜全終始　浮雲變幻瞥眼空
假令體滅理長久　愛憎畢竟一時風

嗚呼衆人一倒難再起　誰是人間不倒翁

獄中述懐

昨是今非夢一場　百年回首只茫茫
長吟時吐長虹氣　不問人呼做古狂

獄中偶作

揮手何須避俗寰　間胸我拓幾江山
苦辛嘗盡腸如鐵　夢入風松雪竹間

獄窓寒梅

幽囚忽三月　夜夜夢歸家
風雪北堂下　寒梅著一花

この數首は、後年伯が好んで、人の爲めに揮毫したところであつた。殊に不倒翁の長詩は、伯の一生の座右銘であつた。獄中蟄居の身を以てして、「衆人一たび倒るれば再起し難し。誰か是れ人間の不倒翁」と賦するところに彼の鬱勃不屈の氣象が窺はれる。しかもこれ年歯僅かに三十七歳の壯年であつたのである。「千廻萬轉渾て管せず、莞爾として躍起し復躬を直くせん」そこに彼の不退轉の精神力が生動する。さらに彼は數首の和歌を詠んだ。曰く、

子守歌聞く度毎に思ふかな
　一藏いかに育ちつるかと

聞くたびにいとど哀れは優りけり
　　ひとやのそとの幼な子の聲

二首は女囚監より洩れ來る子守歌を聞いて、當時まだ產褥にありし妻子の上を憶うて詠じたものである。昨日宮場雄飛の人、今は獨り囹圄裡に坐して家鄕を思ふ。石心鐵腸と雖も時に哀愁肚裏に湧くものなしとせんや。

一四、手を飜せば雨

伯の獄に下るや、意外の方面に案外の同情者が現はれたことはすでに述べたが、伯の身邊にあつた同僚友人等は、多く白眼を以て伯に對した。金杉英五郎は卽ち當時の情勢を述べて、次の如く云つてゐる。

當時世人は、伯を知るも知らざるも、悉く伯を謀反人なりと確信し、或は見掛けによらぬ奴だとか、不埒千萬な奴だとか、官吏の顏汚しだとか、何れも惡評を極め、野人が、後藤は其樣な志の小なるものに非ずとして、辯解力說するも一人も信ずる者なく、隨つて留守を見舞ふものも漸次其跡を絕ち、唯時々二、三氏の來訪あるのみであつた。

昨日は門前市を爲した權勢家も、一度蹉跌して囹圄の人となれば、今日は門前忽ちにして雀羅を張る。掌をかへせば雲となり、手を飜せば雨となる。衞生局の同僚等は、世人の嫌疑を招かんことを虞れて、一切伯と面會せざることを申合せ、その他の緣故者も多く成行きを觀望して超然主義を取つた。比較的情誼を重んずるものは、頻りに見舞差入物をしたが、それも大抵は世間體を繕ふお義理一片のものであつて、眞に累の己れに及ぶことをも意とせずして、

伯の爲めに身を挺したものは、曉天の星よりも稀であつた。

名古屋時代以來、終始伯を引立てゝきた知己石黑忠悳の如きも、この時には、

『嗚呼好漢終に救ふべからざる歟。』

と、浩嘆これを久しうしたと傳へられてゐる。また永年、伯を片腕と恃み、自分の後蓋に伯を据ゑた長與專齋は、伯の下獄以來、年來の交情を打捨てゝ、長與は冷淡だといふ、識者の非難をも省みなかつた。專齋はその頃、側近者に、

『あの男だけは見損なつた。』

と語つたと傳へられる。この四面楚歌の伯に、猛然として襲ひかかつたものは、八方の債鬼であつた。出世以來蓄財に趣味を持たなかつた伯は、相馬事件當時、親戚知己からの借金だけでも、六千九百圓の巨額に上つてゐた。その外に高利貸から借りた金も尠くなかつたと思はれる。次に掲げるものは、伯の姉初勢の手記と認められる相馬事件當時の借財の覺書である。

明治十六年二月元	一金千二百圓	石黑忠悳
同　廿三年四月	一金五百圓	柳下士興
同　同　九月元	一金六百圓	椎名ミユキ
同　廿四年十一月元	一金千三百圓	阿川光裕
同　廿五年十二月元	一金千五百圓	安場保和

同	廿六年二月（證書更正）	一金千三百圓	西村輔三（安場保證）
同	五月	一金五百圓	金原明善
	合　計	金六千九百圓	

他に伯が錦織剛清と連名で、高利貸小林浪五郎及び森文次郎から借りた三千圓があつた。これらの債權者たちは、伯が衞生局長の顯職にある間こそ少々期限を怠つても、さうきつく督促しなかつたが、既に失脚したとなると、火のつくやうに催促し出した。伯は、獄中にあつて、これら債鬼の督促にあつて、かなり苦慮したやうである。

伯が獄中から家族に宛てて出した手紙は、殆ど借財の始末に關することのみである。この時、伯の片腕となつて、借財の整理に盡瘁したのは、伯の弟彥七であつた。次の書翰は彥七が獄中の伯に借財の整理を報告したものである。

十一月廿四日、密室ヨリ、豫審判事御檢閲之上、御投與相成候御親書、今十二月二日午後一時著、洗手拜讀仕候。仰越之條々、委細承知仕候。既ニ先月々末ニ於テ、今度御申越相成候御意見之如ク取計ヘ置候間、御配慮無之様奉祈上候。菅野彿太よりハ入金仕候。杉村醫學士及坂野ノ分ハ、夫々處置可仕候間、御配慮無之様奉祈上候。金原の方ハ、早速所置可致候間、必ズ御配慮無之様奉願上候。御病氣之由承リ、痛神申上居候。爾後如何被爲有候や、起居十分御注意相成候様、留守居一同奉祈上候。留守居一同モ至ツテ健勝ニ罷在候間、御煩慮被下間敷候。御返信申上度如此ニ御座候。　敬具。

十二月二日午後二時

椎名彥七

併し伯がこの失意の生涯にあつて、なほ且つ英氣を沮喪するに至らなかつたのは、伯の精悍なる天資にもよつたが、また一つには伯の母及び夫人が厚く伯を信じて微動だもしなかつたお蔭である。如何に剛氣の人間でも、近親者が動搖すると、非常な苦痛を感ずる。伯の身にとつては、自分の子が牢屋に投ぜられても、眉毛一本動かさなかつた母親の存在が、百萬の味方のやうに心強く思はれたことであらう。

此の間に於て剛氣なる伯の母堂及び賢明なる夫人は「若し法官嚴明なるに於いては、決して心配することなく、黑白明かとならん。新平は不正なる人間に非ざれば、毫も苦慮する所はありません」と言はれた。この言葉が當時の伯に對するせめてもの慰安であつた。

とは、金杉の思ひ出話の一節である。又伯の岳父の安場保和が、この事件の前後を通じて、伯に對して一度も厭な顔をしたことがなかつたことも、伯が終生感謝を以て追懷した一事であつた。

又伯の數ある知己友人の中にも、管仲鮑叔が全くなかつたわけではない。金杉が法網を潜るの危險を冒してまで、伯の爲めに盡したことは、後に述べる。また、伯の盟友北里柴三郎も、伯の爲めには、骨肉も及ばないほどの情誼を盡した。

一五、西川判事との抗爭

伯を取調べた豫審判事西川漸は、徳島の人で、司法省出の老練家の、堂々たる巨漢であつた。併し歐米の法醫學を

學んで、科學的に頭のできてゐる伯の眼から見れば、西川の訊問は、もどかしくて我慢ができなかつた。

『あなたは、そんな問ひ方をしてゐて、事件の眞相がわかるんですか。』

と伯は堪り兼ねて口を挾んだ。

『何を怪しからぬことを申す。何を問はうと此方の職權にあることだ。被告の分際を以て彼れ是れ申す筋合のものではない。』

かうして、伯と西川判事との避くべからざる抗爭は、遂に火蓋を切つた。

『餘計なことを申すな。其方が餘計なことを申すから、審理が捗取らない。以後取調べ中、無用の發言を禁止する。』

『取調べが捗取らないのは、あなたの調べ方がまづいからです。』

『何と申す。……何處がどうまづいか申してみよ。』

『そんなら申上げませう。あなたは、先づ刑事訴訟法を燒いて、その烟を浴びてお出でなさい。泥棒や掏摸ばかり調べてゐる頭で、この事件を調べようといふのは無理です。あなたは、失禮ながら、この事件を取調べる準備を缺いてをられる。毒殺の方法は、十の高さにまで進歩しても、毒殺の有無を檢する方法は、五の高さにまでしか發達しないのが、古今の通例です。苟くも裁判醫學を承知してゐる私が、一年餘もたつた死體を發掘して、毒物の有無を檢査しなければ、證據のあがらないやうな訴訟をやれと教唆するものですか。檢査の結果、毒物がなかつた、故に毒殺事件は、證據不十分の爲め、無罪である。……それはよろしい。しかし、その故にその告發人は誣告罪であるといふのは、道理に合はない。毒殺を證據立てず、といふことは、直ちに毒殺に非ずといふことを證據立てるものではありま

せん。』

これでは、全くどちらが調べられてゐるのか解らない。西川判事が眞赤になつて怒つたのも無理はない。伯は公判廷で西川豫審判事の憤激を次の如く揶揄してゐる。

――でありますから、私は豫審廷で如何樣に豫審判事に言はれても曲げずに申しました。豫審判事は色の白い人でもありませぬが、赤くなるほど熱してゐました。併し私は熱せずに冷靜に豫審判事に對しました。兩方から熱して申しますと、何が何だか解らなくなりますから、私はつとめて冷靜に相對しました。決してひやかしたのではありません。

西川豫審判事が、伯を取調べるに當つて、憤激のあまり、卓を敲き破つたといふ話も傳はつてゐるが、眞僞のほどは覺束ない。

かうして伯は、西川判事の心證を害した爲めに、二たび密室監禁に處せられた。密室監禁といふのは、在監中の刑事被告人を、監獄內に設けられた疊二疊敷ほどの狹い眞暗な、所謂密室に監禁するものであつて、豫審判事の許可あるに非ざれば、絕對に人と接見せしめず、又書類その他の物品を受授せしめない。密室は天井が低い爲めに直立することができず、又室の中に便器その他が置いてある爲めに、やつと坐れるだけであつたといふ。密室監禁の最長期は十日であつて、十日を過ぎて尙ほこれを繼續する必要ある時は、その言渡しを更改しなければならない。而して密室監禁の言渡しは、豫審判事が、豫審進行中事實の發見に必要なりと思料したときに、檢事の請求により、又は職權を以て、拘留狀の執行を受けた刑事被告人に對してこれを行ふものであつて、要は刑事被告人に精神上及び肉體上の苦

痛を與へて、自白を强要せんとする、拷問類似の蠻法である。

この法律は、人權蹂躙の甚しいものであるといふので、明治三十二年、法律第七十三條をもつて廢止せられたが、伯の入獄當時には、この蠻法が刑事訴訟法第八十九條として生きてゐたのである。次に示すものは、伯が二度目の密室監禁に處せられたときの申渡書である。

密室監禁更改言渡書

在監人　後藤新平

右誣告事件ニ付キ密室監禁中ノ所事實發見上尙ホ繼續スヘキ必要アルモノト認メ刑事訴訟法第八十九條ニ依リ密室監禁ノ更改ヲ言渡スモノ也

明治二十六年十一月廿七日

東京地方裁判所　豫審判事　西川漸

裁判所書記　淸水恭

密室監禁は、當時の刑事被告人が最も苦痛としたところであつて、如何なる兇漢と雖も、數日を堪ふることが難かしかつたのであるが、伯はその長期の十日を堪へて、なほ神色衰へず、依然として豫審判事に對する態度を改めなかつた。附添ひの看守は、見るに見兼ねてソツと警告した。

『私は毎日あなたについて法廷へ出ますが、聽いてゐると、どちらが調べられてゐるのか解りません。お腹も立ちませうが、あれでは御損です。やつぱり素直に御答へになる方がお爲めのやうです。』

伯はその警告を容れて、

『ありがたう、よく解つた。』

と言ひながらも、あくる日の法廷へ出ると、又西川判事と抗爭した。

『其方は幾度も密室監禁を命ぜられて恥かしいとは思はんか。』

『思ひません。あなたこそ私を、一度ならず二度までも、密室監禁に處して、恥かしいとは思ひませんか。』

『何？　？』

西川豫審判事は、眼を丸くして伯の言葉を聞き直した。

『社會的に相當の地位ある被告人を、密室監禁に處さなければ取調べができないといふのは、とりも直さず、取調べの衝に當つてゐる豫審判事の無能不才を證するものではありませんか。』

冷然たる伯の聲は、陰欝なる豫審廷を震はした。流石の西川判事も、これには答ふる言葉がなかつた。

伯は、この調子で、西川豫審判事と約三十日に亙り、前後八回の取調べに於いて、戰つて戰つて戰ひぬいた。當時伯と西川判事との間にとりかはされた物凄い舌戰は、「誣告事件記錄被告人訊問調書」と題する尨大なる大冊に記錄せられてゐる。本項所載の問答は多く、後藤家に傳はるこの記錄に據つたものである。

一六、金杉國手の友情

健康に注意してゐた伯も、兩度の密室監禁に體力頓に衰へ、終に齒痛を發し、軈て耳疾を患ふに至つた。從つて伯

は、前後十二回に亙つて保釋願を差出したが、終に許可せられなかつた。

後藤家には、その十二通の保釋願並びにこれに添へて差出した醫師の診斷書が遺つてゐる。今その保釋願の日附を連記すれば、次の如くである。

明治廿六年十二月	九日附	一通
同	十四日附	一通
同	十六日附	一通
同	十八日附	一通
同	廿三日附	一通
同	廿六日附	一通
同	廿七日附	一通
同	廿八日附	一通
同	三十日附	一通
同　廿七年一月	十九日附	一通
同	廿三日附	一通
同	三月廿三日附	一通

これらの保釋願の保證人は、大てい安場保和と北里柴三郎の兩人であるが、時々金杉英五郎が入つてゐる。而して保釋願の理由とするところは、伯の病氣と伯の母利惠の病氣とである。老母利惠は、明治二十六年の十二月に入つてから、宿痾の僂痳質斯に惱んだ。次に掲げるものは、即ち主治醫高木友枝の診斷書である。

診　斷　書

東京市麻布區東町二十四番地後藤新平母

後　藤　利　恵

六十七年

右ハ兼而僂麻質斯症ニ罹リ、加療致居候處、氣候ノ寒烈ニ趣クト共ニ、病症增劇シ、發熱疼痛ノ爲メ、夜間安眠ヲ得ス。加フルニ食思缺乏シテ、追日衰弱ニ陷リ、藥餌寸効ヲ奏セサルニ付、急速全癒ノ見込無之ハ勿論、高齢且ツ難症ニ付、或ハ危篤ニ迫ルヤモ難計者ト及診斷候也。

明治二十六年十二月二十三日

東京市芝公園五號三番地

主治醫　醫學士　高　木　友　枝　印

伯は、十二月九日安場家から差し出された保釋願によつて初めて、母の病氣を知つた。そして獄中にあつて看病できない罪を謝して、次の手紙を送つた。

過日呈書後も相伺度存候へとも、通信は頗る其筋之手數を煩し候故、可成急用之外差控、乍憚御無音申上居候處、不近來御持病急發御難儀之趣、此度安場北里より差出候保釋願にて承知、驚入候。願後最早一週日に近く候故、不日許可に相成候はんと存居候。私儀は別に事件之爲苦慮候事も無之、只無心に明判を待居候。此事は平素之事に照し、御安神相附居候と奉存候へども、御老體ゆえ、殊に近々御病氣と承り、寝食も安からす御案し申上居候。且不孝之罪免れ難く、御ゆるしの程泣願奉り候。一日も早く御看護申上度、心せき候へとも、不任心底、裁判終結の如何に拘らす、保釋願出置、今日も追願候、急場に付、其事情相分り候上は、不日許可相成可申、萬事其上

に讓り候。　拜　言。

追而、寒氣之節、別而御保養奉泣願候。　以　上。

明治廿六年十二月十六日　　後　藤　新　平

麻布區東町廿四番地

御　母　上　様　おんもとへ奉る

彼は人一倍の親思ひであつた。殊に母の利惠子は比較的有福な坂野家から、貧しい後藤家に嫁いできて、しかも早く夫に別れ、辛苦の數々を重ねてゐたところから、彼は母を安泰ならしむることに一生心を碎いてゐた。ゆゑに獄中にあつて、母病むと聞いた時は、恐らくは斷腸の思ひがしたに違ひない。

併し此の十二通の保釋願の奥には、無殘にも皆「不許可」の三字が豫審判事西川漸の手によつて筆太に書かれてゐる。この冷酷なる西川判事の處分には、後藤家の人々は、皆悲憤の涙を絞つた。當時伯の從弟坂野長三郎が、伯の弟彦七に送つた書翰には「保釋の一條も遂に相許されず候由、實に彼等の不公平この上もなき次第、何れ彼等の運命も永くは持續せざるべし。」といふ數行の文字がある。

又伯も數度の保釋不許可に憤慨して、司法省、大審院、控訴院等の上級官廳に保釋許可の請願書を出した。次に掲げるものは、その草稿である。

請　願　書

謹んで申す。未決在監者謀殺誣告人後藤新平儀、過般來齒痛を患ひ、痛苦甚だしく、連宵睡眠する能はざりしも、

齒科はもと一種特別の醫術に屬するものにして、監獄醫の治療し得る所に非るを以て、主任判事の特別なる許可を仰ぎ、齒科專門醫某をして診斷せしめたる處、別紙第一號診斷書の如き結果を見たり。是を以て、延て其生命に關するが如きに到らざるに先ち、監外に於いて相當の治療を施さんことを希ひ、保釋の請願をなすに到れり。然れども許可を得ず。爾來痛苦益々甚だしく、病症の經過延て他の局部に及びしを以て、一時の猶豫をなす能はず。是を以て保釋を願ふこと再三、然れども毎に却下の命を蒙る。而して病勢益々甚だしく、今日に至つては、既に別紙第二號診斷書の如く、鼓膜內の機關にキンショウ（文字を忘れたれば）を起すに至り、豫後不良なりとの事なるを以て、速かに之が治療をなすに非んば、耳爲に聾すべく、其の勢頭腦に及ぼすが如きに至ては、之が爲め生命を失するの厄に遇ふも圖る可らざること、別紙第一理由に陳述するが如きに到らん。（診斷書及び第一理由にして、以上と異ならばその方に書き改む）醫學上の豫後實に如此。而して監獄內、齒科耳科專門の醫士なきを以て、遂に之が治療を施すに由なきなり。一朝不幸にして診斷の結果と病症の豫後と、相符するが如きに到つては、これ實に濟ふ可らざるの禍なりとす。謹んで思ふに、法律の精神たる、第二理由に陳述するが如く、假令既決の囚人たりと雖も、其疾病に陷ゐるが如きは、務めて之を救濟せざる可らざるや明かなりとす。況んや未決囚人に於てをや。然れども、若し亦法律上保釋すべからざるが如きの處あるに於ては、固より止むを得ざるの事なりと雖も、其處なきは、理由第三に於て保するが如し。保釋の許否たる、固より法律上判事の職權內に存するを以て、敢て他の容喙を許さざる可しと雖も、亦敢て便宜の處置をなし能はざるの事に非る可しと思考す。況んや法律の精神既に如此、法律上許す可らざるの處なきまた如此。而して理正に許さざるを得ざるが如き事實、

實に如此。而して猶以て願意を達する能はざるあり。噫、法に道なく濟ふに術なし。百方其爲す所を知らず。是を以て遂に先例を顧みる暇あらず、敢て茲に上級官廳の職權を以て、主任判事に對し、事情を酌量して便宜の處置に出づべきの命令を發せられ、以て監外治療を施すを得るの恩命を仰がんと欲し、別紙診斷書理由書を添ひ、家族及び保證人連署して以て請願す。希くは願意のある所を察せられ、相當の詮議を盡されんことを。

理　由　書

第一理由　（これは醫術上の理由を書くべきを以て專門醫の說を記入せらるゝを可とす。）

第二理由　監獄則第三十六條に曰く、囚人懲役人及び刑事被告人疾病に罹る時は、病狀の輕重を料り、其監房若くは病室に於て醫療せしむ、云々。思ふに法律の精神たる、囚人に臨むに當り、之をして疾病に陷らしむるが如きは、務めて之を禦かざる可らざるを以て、特に監獄醫なるものを設け、而して一典獄に與ふるに、患者は總て其既決たると未決たるとを問はず、相當の治療を受くるを得せしむるの權を以てしたるなるべし。況んや判事に於てをや。便宜所置するが如きは、固より十分その職權內に存するの事たり。嚮きに齒科及び耳科の專門醫をして診斷せしめられたるは、思ふに、監獄醫に於ては既に治療する能はざる一種特別なる醫術上の病症に對しては、監內治療に道なく、殆んど監獄醫を設けざりしと同一なるべきを以て、遂に法律の精神を達する能はざるにより、特に便宜上此の恩命を下されたるならん。而して其結果、別紙診斷書及び第一理由に於けるが如しとせば、其の恩命を下されたるの精神を擴張して、直ちに相當なる治療を施さしめらるべきものなるが如し。若しそれ然らずんば、嚮乃恩命たるや實に無要の手數を加ふるに止まり、其實際に於て一も益する所なく、たまたま以て患者及び家族をして、空しく憂慮を增さしむるが如きの結果を生ぜんのみ。これ或は先の恩命と其結果と、前後相矛盾するが如きの感を生ずるなきを得ざる所なり。而して如此の事たる、獨り新平一身の爲に之を言ふに非らず、實に後來刑事訴訟法及び監獄則に關するの一問題たるべしと信ぜらるゝを以てなり。これ其の請願の第二理由なりとす。

第三理由　然れども法律上他に特別の理由の存するあつて、保釋を許す能はざるに於ては、これ亦止むを得ざるの事たりと雖も、

思ふに法理上保釋たる者は、證據湮滅の虞ある場合、犯人逃亡するが如きの恐れある場合等に於ては、當然許す可らざるものなる可しと雖も、如此の虞なきに於ては、保釋の許可に於て敢て害あるを見ざるが如し。特に監獄費に關しても、幾分の節約を得るを見る。新平に於ては、嚮に內務省衛生局長として、幾分の履歷を有するの身にして、特に老母妻子の繫累あり。如何なる場合に遇ふも、逃遁するが如きあるを得ざるの責任あり。これ家族及び保證人の責任を以て保する所、其證據湮滅の虞の如きに至つては、既に豫審終結後に於て、固より爲し得べきの事に非ざるや明々白々たりとす。然れどもこれ固より判事の權內に存して、敢て他の容喙を許す可きに非ざるや明なり。唯だ新平の如き通常の未決囚と異にして、身既に難治の病症にかゝり、治療其宜しきを得ずんば、遂に不具癈疾の身となり、或は其爲に生命に關するが如きの厄運に會するも未だ知るべからざるの場合にして、許して事に害なく、許さずんば則ち不測の禍を生ずるの時に當つては、假令判事の職權內に存するの事にして、許否その自由たりと雖も、理正に其禍を釀かしむるの方法を取らざるものなりと思考せらる。これ其請願の第三理由なりとす。

家族　某
保證人　某

司法省宛
大審院宛
控訴院宛

しかしこの條理井然たる請願書も、終に功を奏さなかつた。その代りに、外部の醫師を監獄內に招いて治療を加へることが許された。伯は大いに喜んで、親友の金杉英五郎を招かれんことを願つた。その願ひは聽き届けられて、金杉は伯の監禁中約三週間に亙つて、毎日又は隔日に伯を診察した。さうして金杉は伯の治療に力を注ぐと共に、密かに伯の爲めに外部との聯絡係りをつとめた。其の間の事情は、次の金杉の手記に詳細を極めてゐる。

監禁中の伯は、或る日長文の建白書を呈し、豫審中の囚人にして疾病に罹るものあるときは、各欲する所の醫師を外部より招くの制度を作るべし、然らざれば當さに人權蹂躪の甚しきものなりとの意味を記したのであつた。（其建白書は野人之を所持せしが、震火災の節燒失せしは遺憾至極である。）而して其建白書は採用せられ、爾後獄中に外來醫師の出入を許可する制度と爲り、伯の希望に據り、野人其の撰に入りたる次第にて、監禁中は、三週間程每日若くは隔日に往診した。其の頃の某警部及び萩原監獄醫は、親切に取扱ひ、往々座を避けて兩人に自由の談話を默認して吳れたので、外界の狀況、家族の安否等を告ぐることが出來た。唯警部の代つたときは、我等兩人の側を離れずに監視し、且談話を嚴禁する旨を傳達するので、已むを得ず外國語にて談話し、咎められた時は、唯今談話せしは病名、藥名等にて決して他事に涉れるものに非ざる旨を說明したこともあつた。實際病氣は格別の事もなかりしが、監房より三四十分間外部に引出し、新鮮の空氣を吸入せしめ、且二三の打合せ談話を爲すことが交互の樂しみであつたのだ。今日より考へれば當時、萬障繰合せて監獄と後藤邸へと、日參したる野人の根氣ありしには、自分乍ら驚いてゐる。而も先輩の人々より制止せられたるにも拘らず、野人は伯の希望に據り、各種の書籍を差入れ、特にポリゼルの耳科書中に、參考になること迄書入れたることを今尙記憶してゐる。當時活氣橫溢の時代であり、且伯の冤罪なることを知つたので、多少の違反などは問題にならざりしが、今日より考ふれば、肌に粟を生ずることにて、當春も伯と話して大笑ひしたのであつた。

かうした金杉の友情は、伯の終生忘るる能はざるところであつた。金杉の手記は、即ち次の如く續けてゐる。

伯と野人は何れも我儘者である爲めに、三十年間には惡漢に離間中傷されたること、其他數回の行違の爲に二、三

年間絶交同様の事もあつたが、野人が相馬事件に微力を致したること丈は終始忘れざるものの如く、昨年（昭和三年）國手會總會の節も、例に依つて相馬事件の始末を說き出し、當時毀譽褒貶を度外して余を援けたる唯一の恩人は金杉君であつたと落涙されたときは、野人も伯の忘恩心無きに感じ、懷舊の情制止する能はずして圖らずも落涙したのであつた。野人が此言を爲すには、敢て義を誇るに非ずして、事實を事實として記して置くのみのことである。

一七、一代の大見得

西川豫審判事の訊問の要點は、伯が錦織を教唆して謀殺の誣告を爲さしめたることなきや、伯が相馬家の財產橫領脅喝の目的を以て錦織を使嗾したることなきや、伯が相馬秀胤の略取誘拐を行はんとしたることなきや、また伯が山口淳に賄賂するの情を知りて錦織に金員の融通を爲したることなきや、等の諸點であつた。

伯が相馬家の財產を橫領する目的で策動したといふ證據は、錦織が伯の留守に置いて行つた、相馬家總理代人錦織剛清の名義で後藤家に差入れた金二千圓の借用證書が一通あつたきりであるから、西川はこれを問題にする氣がなかつた。伯が相馬秀胤の誘拐略取を策したことは、伯及び錦織の陳述によつて明かであるが、事柄は未遂に終つてゐるから、西川はこれも問題にしなかつた。伯が、錦織が山口に賄賂する金であると知りつつ金員を融通したことも、伯及び錦織の陳述によつて、ほぼこれを認定することができたが、當時の刑法に於いては、收賄は罪となつたが、贈賄は罪とはならなかつたから、これは初めから問題外であつた。ただ山口の收賄罪を認定する爲めに訊問したに外なら

ない。

併し、西川豫審判事は、錦織が僞作した自訴狀の複寫が、家宅搜索の結果、伯の家から發見されたことと、伯が錦織の爲めに金三千圓を高利貸より連借したこととを根據として、飽くまでも伯を誣告共犯の罪に問はうとした。

複寫については、伯は、それは錦織が私に無斷で夜中書生に借りて私の舊宅で刷つたものを、麻布東町へ引越してきたときに、手傳ひにきた錦織が不用意に置き忘れていつたものださうで、私の關り知らざるところである、と言つて頑張つた。

錦織の爲めに三千圓を連借したことについては、伯は錦織に對する同情の念から借りてやつたものであると辯解した。

判事は問うた。

『其方はそれまでにして、錦織を庇護して遣らねばならぬ義理があるのか。』

伯は答へた、

『いや、義理はありません。併し、私は幼少の時、父母から訓誡和歌集といふものを授けられましたが、その中に、「さかりをば見る人多し散る花の跡を訪ふこそ情なりけれ」といふ歌があります。錦織の景氣のよい時には、世間には金員を寄附してくるものもあつたが、誣告罪で入獄してしまへば、世間から捨てられてしまふ。斯ういふ時に惠んでやつてこそ情だと思つて、證文に判を押してやりました。』

そこで、西川は鋭く突込んだ。

『黙れ、牛圓一圓の金なら、いざ知らず、三千圓といふ大金を借りる證文に判を押して置いて、それが一滴同情の涙であると言へるか。其方が錦織に加擔してゐると見られても、致し方はあるまい。どうじや。』

伯は、低いが、併し底力のある聲で斯う答へた。

『あなたは、さう思ふかも知れぬ。併しあなたと私とは、一たい人間の桁が違つてゐる。』

西川は形相をかへた。聞き捨てならぬといふ見幕である。

『どう桁が違ふのだ。』

『五位鷺と鷹とほど違つてゐる。あなたにとつては、五十錢一圓が同情の極致でせうが、私にとつては、三千圓、五千圓も萬斛の涙の一滴です。あなたには、私の心持は解りません。』

凜とした伯の聲が、豫審廷を壓した。

『うむ……』

西川は感に打たれて、しばし差しうつむいた。

それから十五年の歳月が流れた。明治四十一年七月、伯が第二次桂内閣に入つて、遞信大臣兼鐵道院總裁となり、四十三年十一月、公務のため、德島へ旅行した。伯が德島の停車場へ著くと、場内は出迎への人々で一ぱいであつた。その人混みの中を掻き分けて、一人の老紳士が莞爾やかに伯の前に歩み寄つた。

『今日は、お出迎へに參りました。』

伯は見知らぬ老紳士から、あまり馴れ〳〵しくされるので、怪訝な顔をしてゐた。

『後藤さん、お見忘れですか、私です。まことにお久しうございます。』
さう言つて、老紳士が出した名刺を見ると「辯護士　西川漸一」と印刷してあつた。
『ははア、これは珍らしい。あなたと此處で會はうとは、夢にも思はなかつた。』
伯はさういつた。
『私も、遞信大臣としてのあなたを、此處にお迎へしようとは、考へても見ませんでした。』
西川はさういつた。
『只今は、ここで辯護士を開業してをられるのですか。』
『はい、さやうです。だがどうぞ、名刺の裏を御覧下さい。』
伯が裏返した名刺の裏には、「さかりをば見る人多し」の歌が書いてあつた。
『ははア、よく覺えてゐましたな。』
『はい、私を動かした歌ですから、忘れません。私はこの一世の快男子を苛酷に訊問した昔を、後悔してゐます。』
西川辯護士は、さう言つて、堅く伯の手を握つた。
この德島驛頭に於ける西川判事との邂逅は、伯の一生の思ひ出であつたと見えて、伯は大正十二年の四月、先妣四十九日の法要に當つて、「訓誡和歌集」を印刷して知友に頒つに及んでも、次のごとく、このことをその序文の中にしるしてゐる。
　彼の相馬事件の起りし時、錦織剛淸のために、三千五百圓の借用證に捺印せるが嫌疑のもとにてゆくりなくも獄

に下りぬ。時の豫審判事西川漸といへるが、捺印の理由を問ひけるに、余は答へて、錦織の罪案已に免れ難く、其の心事を思へば一滴の涙なくてやは、古歌に「さかりをば見る人多し散る花の跡を訪ふこそ情なりけれ」といふあり、余は此の散る花の跡あはれに覺えて訪ひ慰めんの心に外ならずと云ひければ、判事は更に之を誣告教唆罪の立證として詰りて曰はく、半圓や一圓ならんにはさてもこそあれ、三千五百圓といふ大金なるに、一滴の涙ぞとてたやすく保證せること、錦織に與みせずとは誰か思ふべきと。余曰はく、是れ貴官と余との人格の違へるためならむ。判事曰はく、如何に違へる。余曰く、五位鷺と鷹との差か、貴官は半圓か一圓を惻隱の心の極みとせられむも、余には萬斛の涙ありといへる事ありしが、出獄後幾年月を經て、余は遞信大臣兼鐵道院總裁として德島に往ける時、余を其の驛に迎へて、辯護士西川漸といふ名刺を出し、其の裏をこそといふに、余は之を裏がへし見るに「さかりをば見る人多し」云々としるしたり。さては彼の折の歌よと、其の記憶に驚きぬ。

一八、豫審終結

明治二十六年十二月二十五日、東京地方裁判所は、錦織剛清、小山トキ、岡野寛、後藤新平、山口淳、山田市兵衛等六名に對する誣告被告事件及び山口淳の官吏收賄被告事件に對して、次の如き豫審の終結決定をした。

豫審終結決定書

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地士族　當時東京市麻布區笄町百三番地寄留書畫刀劍鑑定業

錦織剛清

三十九年

東京市牛込區西五軒町四十三番地士族　東京地方裁判所判事正七位

山　口　淳　三十三年

岩手縣膽澤郡水澤町番地不明平民　當時東京市麻布區東町二十四番地寄留内務省衛生局長從五位

後　藤　新　平　三十七年

茨城縣河内郡長竿村二百番地平民　當時東京市日本橋區上槇町四番地寄留辯護士

岡　野　寛　四十九年

東京市日本橋區吳服町六番地平民　洋服商

山　田　重　兵　衛　四十九年

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地平民　無職業

小　山　ト　キ　二十五年

右錦織剛清外五名カ誣告被告事件山口淳カ官吏收賄被告事件豫審スル處（中略）被告剛清ハ、舊君家タル相馬家、及舊主君ナル誠胤カ身上ニ關シ、激烈ナル運動ヲ試ミタル結果ハ、遂ニ縲絏ノ辱刑餘ノ人トナリシモ、猶屈セス撓マス、盡忠ノ意思ニテ、愈々益々運動其歩ヲ進メ、曩ニ誠胤誘出ノ後チ後藤新平宅ニ於テ得タル總理代人ノ委任狀ヲ以テ、相馬家ノ家政ヲ整理セント、相馬順胤及同家令扶共ニ係リ、種々民事訴訟ヲ提起シタル末、相馬順胤ニ對スル假處分當否口頭辯論申請ノ控訴事件ニ付キ、明治二十五年二月十九日、東京控訴院民事第四部ヨリ、誠胤ニ、同年三月三日午後一時同院民事第一號訟廷ヘ出頭スヘシトノ呼出

狀ノ發シタルニ、誠胤ハ俄然同夜ヨリ發病、糖尿病トナリ、心臟痲痺ニ因リ、同月二十二日午前六時死去シタリ。被告剛清ハ大ニ其死ヲ怪ミ、或ハ青田綱三、志賀直道、西山リウ等カ、共謀ニテ毒殺セシニハアラスヤトノ疑團ヲ抱キ、其死因ヲ確カメント欲シ、葬儀差止メノ假處分ヲ申請シ、且屍體ノ解剖ヲ出願セシモ、悉ク其意志ヲ達貫シ得ス。因テ疑心茲ニ加ハリ、誠胤ノ死ハ相馬家令扶等ノ毒殺ナリト想像シ、其證據ヲ蒐集シ、以テ之ヲ摘發セント企圖シ、奔走中、相馬家ニ於テ誠胤ノ死後遺子秀胤ヲ排斥シ、異母弟ナル順胤ヲ以テ相續者トシ、誠胤ノ後ヲ繼襲セシメタルヨリ、之ヲ不當トシ、反正シテ秀胤カ相續ニ歸セシメントト、爾來被告剛清カ相馬家ニ對スル運動ノ目的ハ、右誠胤謀殺ノ證據蒐集ノ事ト、秀胤ヲシテ同家ヲ相續セシムル事ノ二トナレリ。（中略）茲ニ亦被告剛清ハ、曾テ從弟ナル名古屋病院ノ書記タリシ今村秀榮ノ紹介ニテ、明治十六年ノ頃被告後藤新平ノ知リ、當時相馬誠胤鎖錮ノ事、其妻某カ疾病ノ事ヲ、被告新平ニ話シタルニ、新平ハ剛清ノ助ケテ、誠胤カ幽閉ヲ解クノ點ヨリハ、寧ロ醫學上誠胤夫婦カ疾病ヲ研究スルノ必要アリト思量シ、剛清カ相馬家ニ對スル運動ヲ幇助セシコトアリシカ、明治二十二年外國派遣ヲ命セラレ、爾來剛清トノ往復モ中絶ノ體ナリシニ、被告新平ハ明治二十五年六月歸朝セリ。因テ剛清ハ自己ノ宿志ヲ達センニハ、獨リ淳カ助成ニ止メス、新平ヲモ加同セシムルノ必要ヲ覺リ、同年八九月頃、屢々新平ノ其宅ニ訪問シ、同人カ外國行中ノ出來事、即相馬家財産假處分ノ民事訴訟、剛清カ被告事件、誠胤ノ死去、葬儀差止メ解剖願等、細大漏サス、極メテ憂愁ノ體憤慨ノ言ヲ以テ新平ニ告ケ、且秀胤ヲ守リ立、相馬家ヲ相續セシムルコト、及誠胤カ死去ヲ語ル際ハ、涕ノ中ト、被告新平ヲシテ、孤忠ノ臣常ニ志ヲ得スシテ不幸ニ沈淪スルカトノ憫情ヲ心裡ニ起サシメタリ。被告剛清ハ、誠胤ハ病死ニアラス、令扶共ノ毒殺ニ罹リタルヲ以テ、今其證據ノ蒐集中ナルニ付、之ヲ摘發スルニ一臂ノ力ヲ添ヘラレン事ヲ新平ニ求メシモ、新平ハ剛清ノ言ヲ信セス、毒殺ノ證據ハ今日容易ニ擧ルヘキモノニアラサルコトヲ以テ剛清ヲ諭告ス。然レトモ剛清ハ[illegible]、誠胤死去ノ當時立會タル警察醫長山根正次カ、死體解剖ヲ主張セシ事實ヲ述フ。新平ハ後チ之ヲ正次ニ質シ、當時其事アリシト答タルヨリ、剛清ノ言ノ虚ナラサルヲ悟リ、稍々誠胤ノ死ヲ疑フニ至リシモ、今剛清ノ助ケテ謀殺事件ノ提起セシムルノ證據ナキニヨリ杜撰ノ訴ヲ爲スヨリハ、寧ロ秀胤ノ一身ヲ相馬家ヨリ救ヒ出シ、之ノ養護ニハレント告ケ、剛清モ之ニ從ヒ、告發ノ事ハ中止シ、秀胤誘出ノ事ヲ計畫スルニ至リ、被告剛清ハ之ヲ被告淳ニ内通シ、明治二十六年一月已後ハ専ラ之レニ從事シ、被

告新平ハ秀胤ヲシテ相馬家ヲ相續セシムルニハ、先ツ之ヲ誘出シテ他所ニ隱匿養育シ、其間汝ノ父ハ合扶共ニ毒殺サレタリトノ言ヲ以テ、其腦裡ニ復讐ノ意ヲ染込マシメ、而シテ丁年ニ達スルニ至リ、其相續ヲ爭ハシメントノ考案ニテ腹心恩顧ノ當時大坂在住者菅野虎太ニ音信ヲ通シ、同人ニ托シテ養育セシムルコトニ計畫シ、秀胤誘出ノ上ハ、直ニ大坂ニ送ル目的ニテ、虎太ノ妻某ヲ上京セシメ、而シテ新平剛清ハ屈強ノ車夫ヲ相馬邸及麻布ノ同家別邸近傍ニ徘徊セシメタルモ、相馬家ノ警戒嚴重ニシテ容易ニ秀胤ヲ誘拐スルコト能ハザルヨリ、徐ロニ謀計ヲ回ラシ、其目的ヲ達セント、一先虎太カ妻ヲシテ歸坂セシメタリ。

被告剛清ハ、其後六月中旬頃、日本橋區室町三丁目十一番地鰻屋丸木事山中サノ方ニ、被告淳ト會合シ、曩ニ新平ト計畫セシ秀胤誘出ノ手續ヲ詁シ、若シ誘出ヲ實行シ得ハ、米國公使ニ托シ養育セシムル考ナリトノ意見ヲ述ヘ、淳カ意見ヲ尋ネタルニ、淳ハ過激ノ運動ハセヌカヨイ、夫レニ付テハ、曾テ角石事件ト稱スル訴訟ニ關シ、下谷正義會ヨリ印刷物ヲ配布シテ、大ニ裁判所ノ注意ヲ喚起セシコトアリ。此例ニ傚ヒ、相馬家ニ關スル不當ノ事實ヲ記載シ、裁判所ニ知ラシメ、司法部内ノ耳目ヲ聳動シタル後、謀殺ノ告發ヲ提起スル時ハ、或ハ其目的ヲ達スルニ至ルナラントノ意見ナルヨリ、被告剛清ハ頗ル歡喜ノ體ニテ、之ヲ最好案ト考量シ、直ニ同意ヲ表シタリ。是ヨリ先キ被告剛清ハ、明治二十五年五月頃、麴町區元園町ニ住居セシ時、相馬誠胤謀殺ノ顚末、相馬家カ數年間訴訟事件、其他誠胤幽閉ニ關シ、當路ノ官吏又ハ醫師等ニ賄賂ヲ贈リシコト、合扶等カ惡事非行アルコト等ヲ想像的ニ虛構ノ事ヲ記述シ、閻魔ノ廳ヨリ蓮華坐主人ノ名ヲ以テ現世界ニ發送シ來リシモノヽ如ク調製シ、之ヲ新聞ニ投書シテ社會公衆ニ訴ヘント記載セシ舊稿アルヲ回想シ、忽チ淳ニ告クルニ、之ヲ添削シテ自訴狀トナシ、裁判所ニ差出シ置キ、然ル後告發シテハ如何ント告ケシニ、被告淳ハ直チニ之ニ同意シ、裁判所ニ於テ豫審判事ノ上席ナル自己モ之ヲ見ル事ノ出來得ル様、所長檢事正ノ官名ヲ記シタル次ニ、豫審判事長ノ名ヲ加筆シ置クヘシ。又其自訴者ハ相馬家ノ者カ認メタルコトヲ明カニスル爲メ、岡田泰胤ノ名ヲ記シ、相馬家近傍ヨリ投出セシ如ク、麴町區内ノ郵便箱ニ投スヘシト教ヘタリ。茲ニ於テ被告剛清ハ、自宅ヨリ舊稿ヲ携ヘ、本所區向島請地町百八十二番地有馬ノ溫泉ニ赴キ、窃カニ之ヲ改作シテ自訴狀ト爲シタルモ、自己ノ親屬ナル岡田泰胤ノ名ヲ記載スルニ忍ヒス、無名ニテ、同年六月二十八日、和田倉橋ノ近傍ヨリ東京地方裁判所ニ郵送セリ。

被告剛清ハ、淳カ考案ニヨリ、愈々宿昔ノ素心ヲ達スルノ期到來セシヲ歡ヒ、彼ノ無名ノ自訴狀ヲ裁判所ニ郵送セシ後、謀殺ノ

告發ヲ爲ス決心ニテ、被告新平方ニ到リ、豫テ山口淳カ自己ノ運動ヲ助ケ、且通謀者タルコトヲ明カシ、一應淳ト會合協議セラレンコトヲ請求シ、新平モ異議ナキ旨ヲ答ヘタリ。因テ其後剛清ハ被告淳方ヘ行キ、新平ト會合ノコトヲ告ケ、猶ホ自訴狀ニ付裁判所ノ景況ヲ詢ネタルニ、淳ハ未ダ之ヲ見スト答ヘ、翌日淳ト丸木ニ會シ猶ホ其狀況ヲ聞キシニ、淳ハ漸ク裁判所ノ騷キヲ惹起セリト告ク、被告剛清ハ最早謀殺ノ告發ヲ爲スヘキ期熟セリト思料シ、同年七月八、九日ノ夕刻、被告剛清、淳ハ、新平宅ニ會合スルコトニナリタリ。然ルニ新平、淳ハ此時初面會ナルヨリ、新平ハ往時剛清カ誠胤ヲ誘出シ自宅ニ連レ來リ會見セシ時ノ模樣ヲ話シ、淳ハ相馬邸ニ臨ミ誠胤ヲ訊問セシ節ノ形狀ヲ語リ、竟ニ秀胤誘出ノ談ニ渉リ、新平ハ種々苦心セシモ未タ其目的ヲ達シ得サルノ事情ヲ述ヘ、自訴狀ノ事ニ及ヒ、被告剛清ハ懷中ヨリ自訴狀ノ副本ヲ出シ、之ヲ淳、新平ニ示シタルニ、新平ハ剛清ヲ目シテ頗ル輕卒ノ擧動ヲ爲ス者ナリト云ヒ、淳ト共ニ、自訴狀ノ事ニ關シ、如此モノハ法律上ノ制裁ヲ受クヘキモノナルヤ否ヲ研究シ、淳ハ自訴狀提出後ニ於ケル裁判所ノ景況ヲ報シ、茲ニ愈々謀殺ノ告發書ヲ提出スルニ決シ、尙ホ將來ノ方法ヲ協議シ、新平ハ酒肴ヲ出シ、淳、剛清ハ其饗應ヲ受ケ、同夜十一時頃ニ至リ、淳ハ新平方ヲ辭シ歸宅セリ。（中略——錦織等ノ告發狀モ略）

右告發狀ハ、同月二十四日ヲ以テ起訴ノ手續ニ及ヒ、豫審ニ付セラレタリ。當時暑中休暇ノ際ニシテ、出勤ノ判事中、謀殺事件ハ被告淳カ擔任スヘキ順序トナレリ。然ルニ淳ハ自訴狀及之ヲ基礎トシテ作爲シタル告發書中、謀殺ニ重大ノ關係アル誠胤死去ノ模樣等ハ、悉ク不實虛構ノモノタルヲ知ルニ就キ、之ヲ擔當スルヲ欲セス、且自ラ擔當セハ、剛清、新平ニ會合ノ不便ナルノミナラス、通謀露顯ノ虞アリ。殊ニ該件ハ必ラス世人ノ屬目スル大事件トナルヲ豫知セシヨリ、巧ニ嫌疑ヲ避ケ以テ私利ヲ營マント考量シ、曾テ剛清カ私書僞造事件ヲ擔任セシ廉ト、轉地湯治トニ托シ、之ヲ他ノ豫審判事ニ讓ルニ決心セリ。然ルニ他ノ豫審判事ニ配付セハ、取調ニ干與シ且容喙スルノ途ナキヨリ、平素深交アル豫審判事岡田晴橋ノ擔任ニ歸セシメ、補助ノ名義ヲ以テ其取調ニ干與シ、該件ノ事實ヲ知ラントノ意ニテ、當時休暇中ノ岡田晴橋ヲ訪ヒ、病後ナルニモ拘ハラス強テ出勤ヲ求メ、且承諾ヲ得テ、已レ鹽原ノ溫泉ニ趣キ、岡田晴橋ハ同月廿六日ヨリ出勤シ、該件ヲ擔當セリ。

謀殺事件ノ起訴後、被告剛清、新平、淳ハ相互間書翰ノ往復ハ變名又ハ發信人ハ無名トシ、落手者ハ讀了後之ヲ燒棄スルニ約シ、

同年八月二十日頃、被告剛清ハ僞名ノ書面ヲ以テ、淳ヲ日本橋區室町ノ鰻屋丸木方ニ呼寄セタルニ淳ハ豫審進行ノ模樣、及ヒ自ラ擔任ヲ避ケ補助ノ名義ニテ巧ニ之ニ關與スルノ魂膽ヲ話シ、猶ホ將來該件ニ關シ裁判所內部ノ事情ヲ通報スルコトヽシ、嫌疑ヲ避クル爲メ、異常アルニ非ラサレハ面會セサルニ定メタリ。（中略）斯クノ如ク、被告剛清、新平、淳ハ內外相應シ、密議深謀ヲ凝ラシ、虛構ノ謀殺事件ヲ成立セシメント努メタルニ豫審取調上、謀殺ノ證憑十分ナラサル模樣アルヨリ、如何ニモシテ、有罪ノ終結ニ至ラシメント、淳ハ不實ノ事項ヲ剛清ニ報道シテ新聞ニ掲載セシメ、猶ホ岡田晴橋ニ上申シ、疑念ヲ起サシメ、大ニ檢事ヲ攻擊セシモ、是亦其目的ヲ達セス、謀殺ノ形跡ハ益々其實ナキニ至リ被告剛清、新平、淳ハ殆ンド絶望ノ極ニ陷リタリ。

然ルニ當該豫審判事岡田晴橋ハ、或日淳ニ對シ、謀殺ノ證據ハ十分ナラサルモ、監禁鎖錮ノ點ハ證據ノ見ルヘキモノアリテ、有罪ノ終結ヲ爲シ、輕罪公判ニ付スルノ價値アリト吐露シタリ。淳ハ即時之ヲ贊成シ、窃カニ剛清ト會合シ、不實ノ謀殺ヲ枉テ有罪ニ終結セシメンヨリ、寧ロ直ニ公判ヲ開始セラルヽ輕罪カ便利ナリト述ヘ、剛清モ失意ノ折柄トテ、速ニ同意ヲ表シ、豫審上席ノ資格ヲ以テ充分之ニ關渉シ、監禁罪ノ成立スル樣盡力セラレンコトヲ懇望シ、猶ホ此事情ヲ被告新平ニ通シタルニ、新平ハ監禁罪ヲ成立セシムルニハ、彼ノ人爲ノ瘋癲卽鎖錮スヘカラサルモノヲ鎖錮セハ、眞ノ瘋癲ニ至ルヤ否、誠胤カ妻ノ疾病ハ誠胤ヲシテ瘋癲ニ至ラシムル原因トナルヤ否ノ事項ヲ、鑑定書ニ記入セシムルノ必要アリト剛清ニ告ケ、十月十五日、本所區向島小梅町料理店田の面ニ於テ、剛清、淳ニ會合シ、誠胤カ死因鑑定書ニ右二件ヲ記入セシメンコトヲ發議シ、之ヲ淳ニ取扱ハシムルノ意思ニテ、翌十六日鑑定書ニ記入スヘキ事項ヲ書面ニ認メ、麻生亦人ノ名ヲ以テ淳ニ郵送シ、而シテ被告淳ハ岡田晴橋ヲ勸メテ監禁ノ告發ヲ爲スニ至ラシメタリ。（中略）剛清ハ後藤新平ヲ訪問シ、監禁事件ノ運動費トシテ是非入用ナルヘキ旨ヲ告ケ、遂ニ剛清、新平連帶ニテ、小林浪五郎、森文次郎ヨリ、金三千圓ヲ借用セリ。同月十五日淳、剛清、新平ノ三名向島田の面ニ會合シタルニ、淳ハ剛清ニ向ヒ、監禁罪ニ付テハ、岡田モ略ホ決心シテ、控訴院ニ告發スルコトヽナリタリト、重ネテ申欺キ、新平ノ面前ニ於テ、剛清ヨリ、千圓ノ三井銀行引出小切手ヲ受取リ置キ、（中略）被告淳ハ被告錦織剛清等ト屢々密會シ、種々ノ謀計ヲ回ラシ居ルニ拘ハラス、其緣弟ナル栃木縣區裁判所判事原田務カ、明治二十六年二月頃、自邸ニ訪ネ來タリタル際、同人ハ相

馬家ノ親屬ナル華族織田信敏ノ舊臣ナルヨリ、種々談話ノ末、名ヲ相馬家紛擾ノ顛末研究ニ假リ、務ニ向ヒ、相馬家人ニ紹介ヲ依頼シタルニ、務ハ之ヲ承諾シ、井上登美太ナル者ヲシテ、其意ヲ相馬家々扶青田綱三ニ通セシメタリ。而シテ兩三日ヲ經テ、綱三ハ被告淳ヲ其官邸ニ訪ヒ、剛清ニ關スル紛擾ノ顛末ヲ一應申述シ、將來相馬家ニ關スル事件ニ付助力アランコトヲ依頼セシニ、被告淳ハ承諾ノ旨ヲ答ヒ、尙ホ爾來自ラ剛清ノ擧動ヲ探偵スヘキ旨ヲ告ケ、而シテ自己ハ剛清カ相馬家ニ對スル計畫ニ參與シ居ルヲ幸ヒ、剛清密計ハ悉ク之ヲ綱三等ニ告ケ、以テ相馬家ヲシテ剛清ニ對スル防衞ノ注意ヲ爲サシメタリ。

此ノ如ク、被告淳ハ、表面相馬家ノ爲メ盡力スルカ如クナリシモ、其實己カ目的ハ金圓ノ收受ニ在ルヲ以テ、裏面ニ於テハ却テ剛清ト共謀シテ、相馬順胤外七名ニ對スル謀殺罪ノ告發ヲ提起スルニ至ラシメ、而シテ該事件ノ豫審漸ク進行スルニ及テ、左ノ如ク綱三等ノ贈賄ヲ收受シタリ。（中略）以上列擧スル事實ハ、其證憑十分ニシテ、被告錦織剛清、山口淳、後藤新平カ共謀シ、不實ノ事ヲ構造シテ、相馬順胤外七名ヲ誣告シタル所爲ハ、刑法第三百五十五條、第二百二十條第一ニ該當スル輕罪。被告岡野寛、山田重兵衞、小山トキカ、被告剛清等ノ所爲ヲ幫助セシハ、同法第三百五十五條、第二百二十條第一、第百九條ニ該當スル輕罪。被告山口淳カ錦織剛清ヨリ賄賂ヲ收受セシ所爲ハ、同法第二百八十六條ニ該當スル輕罪。錦織剛清ヨリ金員ヲ詐取シタル所爲ハ、同法第三百九十條、第三百九十四條ニ該當スル輕罪。青田綱三等ヨリ賄賂ヲ收受セシ所爲ハ、同法第二百八十六條ニ該當スル輕罪ナルモ、綱三等ヨリ收賄セシ點ハ自首ニ掛ルヲ以テ、同法第八十五條ヲ適用スヘキモノ。而シテ剛清ハ二罪ヲ犯シタルヲ以テ、同法第九十八條、第九十二條、淳ハ數罪俱發ニ付、同法第百條ヲ適用スヘキモノナリ。

右ノ理由ナルヲ以テ、刑事訴訟法第百六十七條ニ從ヒ、此被告事件ヲ東京地方裁判所ノ輕罪公判ニ付ス。

明治廿六年十二月廿五日

東京地方裁判所豫審判事　西川漸

裁判所書記　清水孝

一九、公判廷の雄辯

かくの如く、伯及び錦織剛清等の誣告被告事件は、明治二十六年十二月二十五日を以て豫審終結し、翌二十七年一月十二日を以て公判が開かれた。公判開廷前後に於ける情況は、翌日發行の東京日日新聞第六千六百九十三號をして語らしめよう。

一時天下を驚動せしめたる錦織剛清誣告被告事件の公判は、豫定の如く、昨日東京地方裁判所に於て開廷せられたり。豫てより此事四方に知れ渡り居たれば、東天未だ紅ならざるに、地方裁判所の門前、早くも既に數十の傍聽者群集し、中には午前三時頃より此處に來て、待明したりと云ふものさへありき。軈て午前七時半頃、所內警衛の巡査は小門を開き、兩三人宛順次に門內に入らしめ、傍聽劵を渡したるに、瞬時にして豫定の切符（百枚）は盡き果てたりとぞ。十時十四、五分頃、獄丁は各被告人を率て公廷に入り、錦織剛清を首位として、山口淳、後藤新平、岡野寛、山田重兵衛、小山トキ、渡邊直賢、帆足淸華等を順次著席せしむ。當日小山トキは、藤色縮緬の被布を著せしが、婦人だけに大に衆人の注目を惹きしもの〻如し。暫くして、裁判長判事湯淺義男、陪席判事床次正精、片岡靜輔、檢察官檢事長森藤吉郞の諸氏出廷し、各被告人の辯護人たる菊地武夫、岸本辰雄、高梨哲四郞、岸小三郞、高橋庄之助、町井鐵之介、靑木八重八、武藤浪重、岡澤米太郞、齋藤正毅、江間俊一、三宅碩夫、芳賀貞賢等の各辯護士亦出廷して、前後三列に設けたる其席に著きたれば、今は唯だ裁判長の一言の下に、公廷は開かれんばかりとなりたり。（中略）是に湯淺裁判長は開廷を宣告し、式に從ひ、錦織剛清以下各被告人の

氏名、住所、年齢、族籍、職業等を漸次に問ひ終る。剛清は本件の發頭人、且つは場數を踏みたる老巧者だけありて、應答ハツキリとして流るゝが如く、後藤は持病の耳痛の爲めにや、首打垂れて頻りに耳の邊をホジリ居たるも、其の裁判長の問に答ふる音聲高くして朗かに、小山トキ亦た少しも悪ビレたる態を見ざるは、流石に剛清豪傑を慕うて押掛けたる程ありと何人も思ひしなるべし。岡野は恭しく双手を手摺の上に置き低聲を以て答へ、帆足亦空トボケたる態にて低聲を以て答へたる、これぞ横著者の本色なるやも知れず。唯左手に錦織を籠罩し、右手に相馬家を飜弄したる山口に至ては、流石に同僚の面前、面目なかりけん、頭を得上げず、一見涙を拭ふ者の如く、裁判長の問に答ふる音聲低くして聞取り難き程なりし。（下略）

公判廷に於ける伯の陳述は、三冊の「法庭陳述書」となつて、後藤家に傳へられてゐるが、この「法庭陳述書」は前半の陳述であつて、後半の部分は、遺憾ながら傳はらない。當日の傍聽人は、健康を害せる伯が、長時間に亘つて懸河の辯をふるつた精力に驚倒した。湯淺裁判長は、伯の息をも繼がせぬ陳述に當惑の色をあらはしてゐる裁判所書記をかへり見て、伯に、

『もう少し、ゆつくりと申し立てよ。あまり速くてよく解らない。』

と注意した。

『私の言ふことは、どうせ無學なものには解りません。』

伯は吐き出すやうに斯う答へた。

『無學者とは何だ！』

裁判長が怫然色を爲すと、伯は、

『あなたを無學と言つてゐるのではありません。』

平然と斯う言つて、陳述を續けた。今伯の法廷に於ける雄辯を偲ぶ爲めに、前述の「法庭陳述書」の一節を抜き書きしよう。

全く豫審調書を御覽になりますと、知つて居るかと書いてある。併し、其時分面會したかといふことである。ドチラでも同じやうでありますが、面會したかといふ問であります。ソコで謀殺事件のことで面會したかといふ御尋だと思ひまして、決してソンナことで面會したことはない。斯ういふ趣意を御答へしました。所がソレは被告と豫審判事であります。勢を異にして居りますから、自然ソレが附いて廻りまして、私が强情を言張ると、斯う豫審判事からも屢々詰問を受けましたが、强情ではない、所謂眞正は人をして剛膽ならしめる者である。私の精神が曲げないで申上るだけのことであると斯う申して居りました。其證據には、段々御調になりました事柄は、丁度私の豫審廷で申上げたことは皆之に據つて居ると思ひます。前に他の被告が申した所のアヤな所のことが本當になつて來れば、私の申立つた豫審の陳述の通り、被告のヒガミか知りませぬが、心得て居ります。ます〳〵明かに裁判長から私の僞のないことを御賢察なさることが出來るだらうと樂んで居る次第で、決して私はさういふ譯は無い。若し又私がソンナことを隱したとて詰らぬことです。今日まで私の申立てた所に據りましても、ソンナ詰らぬことを隱すやうな奴だか、奴でないか分るだらうと私は信じて居ります。

公判の辯護人として、當日伯の辯護に當つたのは、飯田宏作、芳賀貞賢、芹澤孝太郎の三人であつた。伯の弟彥七

は、更にこの外に角田眞平をも加へんとしたが、芳賀の反對に會うて沙汰やみとなつた。

芳賀は、安場保和の愛知縣令時代に、安場家に食客をしてゐた。その關係から、當時愛知縣病院長であつた伯とは、日夕往來して議論を上下した。相馬事件當時は、大阪の中ノ島五丁目で辯護士を開業してゐたが、伯が刑事被告人となつたことを聞いて急遽上京し、伯の辯護に努めた。次に掲げる芳賀の書翰には、伯の爲めに粉骨碎身せんとする彼の意氣があらはれてゐる。

拜復　御芳墨拜見仕候處、御尊兄に對する判事之意見なりとて御吹聽に相成候え共、自分に於ては、御尊兄之無罪たる事を確信するノミナラス、當地有力なる判檢事並に辯護士等之意見も、當然無罪たる可しとの方に傾向致居候。兎に角自分に於ては、粉身碎骨、該辯護之任を盡し度決心に御座候間、御心配御省放之程祈上候。而して何時たりとも要事出來候節は、何事を捨置き直ちに上京可仕候間、不悪御推了被成降度候。敬具。

一月十二日　　　　　　　　　　芳　賀　貞　賢

椎　名　彦　助　殿

乍末筆、後藤各位並ニ安場先生、皆々樣へ可然御傳言願上候。

伯の辯護人らは、斯くの如く熱心であつたけれども、伯の淀みなき雄辯は、彼等をして昔雙那の辯を揮はすに至らしめなかつた。伯は辯護人の辯護する間、默つて聞いてゐることができないで、「そのところは、斯うです。」と引き取つて發言した。その爲めに、折角意氣込んで出廷した三辯護人は、何れも手持無沙汰で、その脾肉を嘆じたと傳へられてゐる。

二〇、湯淺裁判長との抗爭

豫審廷で西川判事と抗爭した伯は、また公判廷で湯淺裁判長と衝突した。
判　……宜しい、其の話はしたけれども、癲狂院に入る時は之を救ふといふ、夫れだけの話があつたのか。
後　けれども其癲狂院に入ればといふ時分に、立派に退院して來ると、被告人はソレまで心得て居りました。
判　豫審調書には普通退院したりと存じてと云つてある。
後　ソレですから普通退院した時のことを、儀式的に極めました。儀式的に問ひました。
判　さういふことは言つて居らない。
後　儀式的に問ひましたと言つて居る。
判　儀式的といツて居るけれども、前には立派に普通退院したりと申して居る。
後　儀式的にと答へて居ります。
判　豫審では今の通りのことを隱して居るナ。
後　隱しては居りませぬ。前の時には今日の時の事を隱して居ると仰ツしやるけれども、其時分に、其時分の狀態を問ふて、ソレからソレからと順々に聞かれましたならば、皆順に出て參りますけれども。
判　隱したんぢやないならソレで宜い。
後　申上げたやうに。

判　普通退院と心得たといふことは、前のと丸で違つて居るから、今日言ふて置く。

後　ソレはドウもひドうござります。ソレでも宜いけれどもといふことになると、私は大變に遺憾に存じます。

判　ナゼ、

後　則ち私が前にナゼ言はぬ、此事を隱さなければ私の德義に關係する、イヤ私の犯罪に關係するといふことなら兎に角、何にもソンナことは無いから何にも隱すことは無い。私は是れまで此事に付て決して祕さなかツたと信じて居りますから、隱すことはなく、精しく申上る。まだ〳〵でも精しく申上たいけれども、ソレでもなかなか精しく申立て切れませぬ。私の言ふことは書き切らぬ。私が言ふことは十分の一位しか書けない。速記者でも置いてやるならすツかりやれませうが。

判　或は中には必要でないことは書かぬかも知らぬ。

後　さういふやうな調書で書き切らない。

判　書き切らないことはない餘計なことは書かぬのだ。

さうして、この豫審調書の不備の問題につき、被告人たる伯が、裁判長をやりこめた話を、後に伯は、法曹協會の講演で次の如く言つてゐる。

今日では進歩しましてさう云ふ事はないでありませうが、私の被告事件に付いて申した處に「其方は豫審調書に違つた處がある」決して豫審調書と違つた事、豫審廷と違つた事を私は申上げるやうな必要も無ければ、さういふ事はありませぬ」と言つた。「併し違つてゐる」「併し豫審調書といふものは本當の事を書いてあるか嘘の事を

書いてありますか。」斯う言うたら裁判官が承知しない。「怪しからん取消せ」「取消しませう、取消しませうが、どういふ理由でソウ云ふ事を仰るか、譯が分れば取消します。」「夫れ見ろ、豫審調書は職務を以て必要な事丈け書いてある。其方の言ふ事を皆書かぬからと言うても何も差支へない。」要點は書いてある。」「要點は間違ひなく書いてありますか」「無論の事だ」「夫れならば豫審調書の内の、私に御渡しになつた中に或る一部の處がありますが、夫れを出して讀んで貰ひたい」斯ういふ事になつた。夫れは即ち證人としての榊俶の第二回の調書にありますが、夫れを出して讀んで下さい。夫れから讀む。讀むと斯う書いてあります。此通り是は後に殘つた書類を直してありますが、其時は公判廷でも爭ひになつた。

（問）　大學に保存してあつた流出物に對しアンチモニーの具合が强いといふ話があるが、實行的に何か困難した事がありますか。

（答）　法醫學教室に置きましたのでございますから分りませぬ。

（問）　此際アンチモニーを混入して毒物を壞す事を圖り得たものに非ずや。

（答）　私は決して左樣な事は致しませぬ。

斯う云ふやうなアンチモニーといふ事が澤山ありますから、「斯う云ふアンチモニーといふのは間違ひありませぬか」と言つた。さうすると、ジーツと裁判官の脇に見て居つた長森檢事が「夫はアンモニアの間違ひであります。」「どつちが本當でございますか、アンチモニーもアンモニヤも兩方とも無毒なものですか、有毒なものですか。」と言つた。さうすると飯田宏作といふ辯護士が、私が旨い事を言つたと言つた。「私は一應それを承はれば、私が

取消しするか、貴君が取消するか、どちらかしなければなりませぬ。裁判官の御見解を承りたい。』グーッと詰つて言へない。マア斯う云ふ事があつたのであります。

この公判の審理中、錦織剛清は、湯淺裁判長に對して、忌避の申請をしようとしたが、伯はこれを留めた。

『君等は、さういふことを言ふが、幾ら裁判官を換へてみたとて、伏見人形を買ふやうなものだ。ヤレつらが拙いの、鼻が低いのと、取り換へ取り換へした揚句の果は、耳の無い人形になつてしまふことになる。』

公判開廷前に、公判廷で、伯が錦織の辯護人に斯う言つてゐると、それを裁判所書記が聞いてゐて、湯淺裁判長に告げた。

『われ／＼を伏見人形と同然とは、失禮な奴だ！』

と、湯淺裁判長は烈火の如く憤つた。

二一、片山國嘉との論爭

茲に少し岐路に入るけれども、伯と醫學博士片山國嘉との論爭といふものがある。

それは相馬誠胤の死が果して虐殺なりしか否かの點に關し、死亡直後死體檢査をした片山國嘉の行動について、法廷で伯の述べたことを、片山が都下の新聞で反駁したことに端を發する。

その片山の辯妄書と、これに對する湯目補隆の反駁書との世上に現はれたのは、共に伯の判決確定前のことであつた。伯が有罪となるか無罪となるかも決定せず、從つて伯が果して社會的に再起し得るか否かも不明のとき、而して

伯が之れに對し反駁の自由を有せざりし時に、片山は辛辣に、伯を公開文を以て攻撃したのである。

その事情が、伯の同情者をして、片山の處置を非難せしむる理由となつた。又これが裁判の判決に多少なりとも影響を與ふることとありてはとの憂慮が、伯の友人等を痛憤せしめたのであつた。それは四方重圍の裡に在つた當時の伯に取つては、かなりの打撃であつたに相違ない。

我等はここに、相馬事件中の一挿話として、煩を厭はずこの經緯を記するであらう。

明治二十六年八月二十八日、謀殺事件の豫審判事岡田晴橋が、江口、中山、田原の三名に命じて、山根正次が警視廳へ持ち歸つた相馬誠胤の鼻口流出液を檢査せしめたことは、前述の通りであるが、三名は警視廳保存の分は酸性にして動物臭を放ち、大學保存の分はアルカリ性にしてアンモニア臭を放つてゐることに不審を懐き、次の申請書を東京地方裁判所に提出して、大學に保存しありし鼻口流出液の取調べを求めた。

大學に保存しありし、故相馬誠胤死體の口鼻より流出せし物料（甲號）及警視廳に保存しありし同物料（乙號）壜口封印を解き之を檢するに、甲乙共同一樣の暗褐色なり。之を嗅ぐに乙號は尋常の腐敗せる動物性的有機物の如き臭氣を放てども、甲號は暗謨尼亞樣の臭氣を發すること甚だ強し、其壜口上に懸垂せる濕潤赤色試驗紙は暫時にして青色に變じ、濕潤黄色薑黄色は赤褐色に變ず又稀鹽酸を以て濕したる硝子棒を近づくれば白霧を生ず、然るに乙號は弱酸性にして暗謨尼亞の臭氣もなく、稀鹽酸を以て濕したる硝子棒を近くるも白霧を生ぜず、甲號物料は乙號物料に比較して前記の如く性質を異にすること著しきを以て、其甲號物料に大學に在りては如何に保存されてありしや、又は藥品等を混入したることなきや、一應御取調相成度此段申出候也。

明治廿六年八月廿九日

陸軍二等軍醫正　江口　襄

陸軍一等藥劑官　平山増之助
內務省技師　田原良純

茲に於いて、大學に於いて該液の保管に當つてゐた片山國嘉、榊俶の兩人が、毒殺の證據を堙滅する爲めに、該液の中にアンモニアを投じたのではないかといふ疑ひを持たれるに至つた。何となれば、片山國嘉、榊俶の兩人は、供に相馬家に出入して誠胤を診察してゐた醫師であつたからである。よつて岡田豫審判事は片山、榊の兩人及び大學に於いて該液の分析を行つた隈川宗雄の三人を、各二回法廷に呼び出して取調べを行ひ、又片山、榊の兩家を家宅捜索した。

斯ういふ事實があつたから、伯は公判廷に於いて、法醫學の見地から片山、榊兩人の證言の不備不當を指彈したのである。

片山國嘉は、これを以て「余等の名譽を侵害すること甚だ大なり」と爲し、明治二十七年三月十七日、「後藤新平の誣妄を辨ず」と題する辨妄書を通信社に托して都下の各新聞社に配付した。次に掲げるものが即ちそれである。

片山國嘉

錦織剛清誣告事件公判廷に於て後藤新平の爲したる陳述、及び後藤の話なりとて岡野寛が豫審廷に於てなしたる陳述中、余等に關係ある部分を觀るに、多くは道理に反し、化學の實際に違ひたる誣妄の陳述なり。其世人を迷はし、且つ余等の名譽を侵害することと甚だ大なり。依て左に之を辨ぜん。

（參考）岡野の陳述、相馬家に對しては別に何の關係もないが、自分が遺憾とする所は、日本帝國の醫道の退歩である。（中略）現に博士とも云はるゝ片山國嘉、榊俶等が、誠胤死去の節異論が生じ居たるにも不拘、相當の手續を盡さず、死去の證書を書く如き不法なる措置を致すから、今日の如き紛議を生ずるのである。飽迄日本帝國の醫道を改良致さねば成らぬと申されました。

一、後藤の談話中、誠胤子の死亡證に余の連署ありたるが如く記しあれども、是は事實に非ず。該證書は余未だ一見だもしたることなし。昨年七、八月の頃、記事の公平なる諸新聞は、自から其事實に相違あることを確認して、之を正したり。然るに後藤は故らに余が姓名を之に加へて喋々せり。是れ誣妄の一。

二、主治醫が施治の患者死亡せる際、之に死亡證を與ふることを拒み得る場合は、(一)生前に於て前に診定したる疾病に符合せずして、且つ中毒等の疑ある症狀を呈したるとき、(二)檢屍上中毒若くは暴行の徵證を認めたるときに限る。誠胤子の生前及び死後の狀況は之と異にして、病死と認むべき積極的の徵證ありたるにも拘はらず、變死と認むべき證據は積極的又は消極的一もこれ無かりき。故に中井及び榊の兩氏が、其良心と學理の指示する所とに從ひて、死亡證を作りたるは、決して不法の行爲に非ず。又余は之に關係無し。然るに後藤は枉て之を余等が爲したる不法の措置なりと云ふ。是れ誣妄の二。

三、後藤は、誠胤子死亡の際異論の有たるにも拘はらず、余等が相當の手續を盡さず云々と言はれたれども、其生前及び死後の狀況を實視したるものゝ中には、一人も診斷上異論を唱へたるもの無かりき。錦織輩が喋々する所の如きは、之を採ると否とは司法警察の權域に在りて、治療醫の權域に在らず。然るに後藤は之を以て、榊及び死亡證に關係なき余に責む。是れ誣妄の三。

四、後藤は相馬事件の起因を、榊及び余の措置に歸せんとすれども、前陳の次第なるを以て、毫も余等に其責任なきこと分明なり。後藤の話にして、果して岡野の言の如しとすれば、彼れが曲説こそ反つて相馬事件の發動に與りて力あるものならん。然るに後藤は其責を余等に歸せんとす。是れ誣妄の四。

(參考)　後藤の陳述、嘗て錦織が來りし時、血液分析の結果に、大學の方にある分はアンモニヤの反應あり、警視廳の分には酸性の反應ありと申したる故、錦織には何とも告げざりしが、心窃かに錦織萬歲を唱へたり。何となれば、アンモニヤは毒物を消す效能あればなり。よもや學士博士の肩書を有せる片山、榊等の醫士が持て居る血液に、かゝる事ありとは思はれざれども、斯の事ありと聞き、是れ毒を消滅する爲めに投藥したるものに相違なしと確信したり。血液の有機物を打消すには、アンモニヤを投ぜしものと信ぜり。

五、含窒素有機質、殊に蛋白質に富める動物液、及び組織の腐敗するときは、必ずアンモニヤを生ず。是れ少しく化學上の智識あるものゝ皆知る所なり。故に大學にありたる誠胤氏の鼻孔流出液が、亜兒加里性反應を呈したればとて、敢て不審の事に非ざるなり。然るに後藤は此の視易きの學理を曲げて、是れ毒を消滅する爲めに投藥したるものに相違なしと確信したりと云ふ。吁何等の毒舌。是れ誣妄の五。

因に記す。元來該流出液は、一定の目的ありて余の手許に送り越されたるに非ずと雖も、試みに其少許を取りて檢したるに、弱酸性を呈し、血色素の存在を認めたれども、血球の存在は認めざりき。其他の檢査は、當時其筋より正式の命令にても出ることあらば行ふ可く、先づ夫迄は其儘に存在せんとて、送り越したる瓶の儘棚上に置きたるも、偶然、年半の後まで存したるにて、故らに保存したるに非ざること、尙ほ黴菌檢査等の爲め送り越たる痰が、瓶の儘一年半の後まで偶然棚上に存したるに同じ。故に其間何時之を打捨るとも敢て不都合は無かりしものなり。之を最初より裁判上の檢體として保存したるものと思ふは非なり。又假に該液中に毒物ありとするも、余に於て更に痛痒無し。何となれば、余の處見に依れば、病死の徴候は備はり居りて、一も變死ならんとの疑を容るべき事を認めざりしと云ひたるに過ぎずして、積極的に非中毒を主張したるに非ざればなり。由是觀之、知るべし、余に於て該液の毒を消さんために、之に「アムモニア」(假に後藤の說の如く消毒の效あるものと見做して)を投ずるの必要無かりしことを。

六、「アムモニア」は毒物を消す效能あり、(時事新報)血中の有機物を打消するには「アムモニア」を投ずる事は化學上の原理なり云々。(讀賣新聞)は、全く虛構の妄說なり。余は未だ化學上斯の如き原理あるを聞かず。又植物毒を打消すに「アムモニヤ」を用ゆることを知らず。唯含窒素有機質、殊に蛋白質類の分解する時は、常に「アムモニヤ」を生ずることあるを知るのみ。又之を二、三の化學專門家に問ひたれども、絕て「アムモニア」を消毒の爲に用ゆることを知るものなし。余の知る處に依れば、通常裁判解剖を要する死體は、多少腐敗の徴を呈するもの多く、其胃腸の內容臟器、血液及び尿等、皆亜兒加里性反應を呈するにも拘はらず、之を分析して尙植物毒を發見し得るは通常の事にして、敢て珍しからず。(腐敗顯著となるに從て植物毒の證明も亦困難となるは事實なり)然るに後藤は此の普通化學上の事實を言はず、漫に不實の言論を爲して、之を化學上の原理なり

と詐稱せり。是れ誣妄の六。

此他謀殺事件に無關係なり｣理由四個の内、其第一及び第三の如き、陽には、自己が謀殺事件に無關係の理由なりと云ふと雖も、陰には、醫師が開明の醫學を濫用して、證跡を遺さゞる様毒殺を爲したものにあらずやとの疑念を、世人に抱かしむの毒舌たること明なり。吁、後藤新平は、何等の必要ありてか、猥に毒舌を振て無稽の空言を吐露し、自ら學術熱心と稱しながら、反て卑近の學理にだも適せざる暴語を放ちて、世人を瞞着し、余等の名譽を毀傷せんとするや。世間には烱眼の識者少なし。故に後藤の毒舌、或は余輩の名譽を、多少俗界に失はしむることを得べしと雖ども、正道と學理とは、之が爲めに決して枉げらるゝことなし。强て之を曲げんとすれば、害反て其身に及ぶ。多辯は能く世人を瞞着すれども、余等の奉ずる所の正道と學理とは、爲めに瞞着せらるること無し。故に余は敢て辯を好むに非ず。唯世人の迷信を正さんが爲めに、聊か其誣妄を辨ずるのみ。

當時伯は獄中にあつて筆を取ることができなかつたから、伯の辯護人飯田宏作は、常識上の立場から、次の反駁書を公にした。

片山國嘉氏の辨妄書に就き

飯田宏作

予は後藤新平の辯護人なり。彼れ今ま牢獄中にあつて、自己に對する攻撃を防禦するの機會を有せず。故に予は法廷に於て彼を辯護するの責任を有するのみならず、法廷外に於ける攻撃をも辯護するの義務あるを信ず。況んや其攻撃法廷上の辯護に多少の關係を有するものあるに於てをや。予も亦敢て辯を好むにあらず。實に止むを得ざればなり。

先づ片山博士に一言するの必要を感ず。博士の辨妄書中、獨り後藤新平のみならず、世人をも誹譏するが如き意味を有する文字あるを覺ふ。又自己を防禦するが爲めには、他の境遇を顧みるの務めなかるべしと雖も、一意己れの急を免れんが爲め、將さに陷穽に陷らんとするものを排擠するものあらば、博愛なる仁人君子は之に與せざるべし。言辭は人品を高下すると、博愛は紳士

の美徳なることを、忘れられざらんことを、博士の爲に切望して止まざるなり。

(一) 誠胤子死亡の前後、博士は二三回臨診されたり。故に他人が博士も亦死亡證に連署されたらんと推するは、敢て過當にあらざるべし。加之ならず假令連署せざるとするも、若し死亡證に付き意見あらば、其意見を述べらるゝは當然なるべし。故に死亡證に連署若くは關係されたりと想定するは尋常の事なるを信ず。然るに後藤新平が、死亡證に博士の連署ありたる如く記したるも、事實にあらずとして、故らに博士を誣たりと云ふに至つては、苛酷に過ぐるの嫌を免るゝことを得る乎。

(二) 予は醫學上の素人なり。如何なる場合に死亡證を拒み得るやを知らず。然れども、假りに死因に就き異論ありとすれば、濫りに死亡證を附與すべからざるは論なきに似たり。

(三) 後藤新平が死亡の際異論ありたりと云ひしは、予共相馬家人及び主治醫に異論ありたるの謂にあらざるを信ず。當時警察醫出張して、死因不明なりと診定し、警察部内に解剖論のありし事は、細井修吾の調書に依るも事實なり。後藤新平は之れ等の事實を傳聞して、異論ありと云ひしならん。博士等の診斷上、死體の異狀を認めざるや否やを知らざる[illegible]否其認めざるを信ずるならん。

(四) 若し後藤新平が、岡野氏陳述の如き事を云ひしは事實なりとせん乎、是れ前述の次第なるに因らん。然るに博士は、後藤新平が故らに曲説を爲し、相馬事件の發動を助けたりと云ふに至つては、予は責任を有するものゝ言たるを信ずる能はず。

(五)。動物液及組織の腐敗するときは「アンモニヤ」を生ずることは、後藤新平も亦之を知らむ。然れども當初世に知られたる事實は、警視廳保存の流出液は弱酸性にして、大學保存の液は「アルカリー」性にして、「アンモニヤ」を含有すとに止まり、保存法の異同あることは未だ知られざりし。博士等が居らるる大學校にして、警視廳に劣れる保存法を取るに、人の信ずる所。而して同一流出液に異同あること前陳の如くなるは、之を不審の事とするは常情のみ。然るに腐敗物にアンモニヤを生ずとの學理のみに依りて、後藤新平の言を毒舌と爲す、又酷ならずや。

因に記す、博士は「迭り越し」たる瓶の儘棚の上に置たるもの、偶然一年半の後まで存したるにて、故に保存したるに非ざることを、尙黴菌檢査等の爲め迭り越したる痰が瓶の儘一年半の後迄偶然棚の上に存したるに同じ。故に其間何時之を打捨つるとも敢て

不都合は無かりしものなり。之を最初より裁判上の檢體として保存したるものと思ふは非なり」と云ふて、左程必要ならざるものを棚の上に抛り置きたるが如くなるも、博士が豫審調書には、「後日何事か起つて正式の分析を要する時に困りますから、(中略)此流出液は未だ其爲めに保存して有ます」とあり。後日裁判上の檢體となるやを慮りて保存されたるものゝ如し。予は其何れが眞なるを知る能はず。

(十八)博士の言に依れば、アンモニヤは毒物を消す效能ありとは虛構の妄說なりと。是れ化學上の事にして、醫學博士たる片山氏すら、化學專門家に質されたりと。予の如き法律の專門家は素より喙を容るべきにあらず。然れども聞く所に依れば、アンモニヤは酸性の毒物を融和するの性質を有すと。現に藥物學(著者の氏名を忘る)に依れば、蟻酸を中和するの性質あるに依り、蚋蜂蟻の中毒に使用すとあり。鈴木孝之助譯解藥物學には、有毒動物の嚙傷に效驗々著なりと云ふとありて、余の如き素人より考ふれば、醫學博士の說に反するは亂妄の極なれども、毫も有機毒を消すの效能なしと云ふを得ざるものゝ如し。

其他後藤新平が無關係なる第一第三の理由に付云々されたるも、其事なきを辨ぜられたるに非らず。唯其言を以て、後藤新平が世人をして謀殺の疑ひを抱かしむるが爲めの故意に出たりと推斷されたるに過ぎず。惡意の推斷は裁判官の在るあり、予今之を辨ずるを欲せず。

予は再三言す。予は實に醫學上の素人なり。予が此書を草するに當り專門家に質すべきは、醫學博士に對するの敬禮なるを知る。然れども不幸なる彼れ後藤新平を救護せんと欲するの急なる、此敬禮を盡す能はざる、予の深く遺憾とする所なり。博士請ふ焉れを諒せよ。

片山國嘉の辨妄書を讀む

又伯と多年の知己たりし湯目補隆は、條理上及び學術上の立場より、この辨妄書に對して次の如き反駁を加へた。

妄言を放て人を誣ふるものは片山國嘉其人なり。嚴正なる公判法廷豈誣妄の言を容れんや。苟も片山國嘉にして、重を其博士たるに置かば、未決監一囚徒の陳述に對し、故に好まざるの辯を費し、己れの暴戾妄狀を發揚することなかるべし。況や自ら信ず

るの厚き（誤信にもせよ）乃ち世間には烱眼の識者少しと明言して憚らさるの見識を持せば社會は後藤の如き迷信者より成立したるものなれば、一人の力にして能く挽回し得べきにあらざるの觀念を誘起せさるべからず。然るに片山の事蹟に出でず、世間には烱眼の識者少きを罵りながら、此愚痴蒙昧なる社會の人に向て、後藤の誣妄を辯せんとするは、何ぞ其卑屈の甚しきや（中略）若社會を指して俗界となさば裁判醫學之教場は則仙境か。大學の辭書は能く余輩をして讀難きの文字を讀ましむと雖も、社會の正道と眞正の學理とを發見するは其人にありて存するが故に、人類より遙かに遠りたる仙境者の識る所にあらず。此仙境者にして頻りに正道と學理とを喋々するは、嗚呼ケ間敷と云はんか、實に片腹痛き事共なり。故に余は片山國嘉の如き俗界を離れたる人に向て世事を談せず。社會公衆に向て片山國嘉の誣妄を辨ぜざるべからざるなり。

片山國嘉は、誠胤子の死亡證に連署せざるを以て、後藤が片山の姓名を擧けて之を喋々するは誣妄のなりと論ずれども、死亡證は未た誠胤子を殺さず、又此死亡證が直に相馬事件を起したるにもあらざれば、片山國嘉にして、誠胤子は病氣の爲に倒れたるを確認せば、之れに連署したりと言はるゝも事に害なく、連署せざると言はるゝも何ぞ喜ふに足らんや。既に片山國嘉の如きは、誠胤子の生前及死後共、之れが診斷をなしたるものなれば、死亡證にこそ連署は爲さゝるものとするも、誠胤子の死亡、前相馬事件の起因には關係なしと言ふへからさるものなれば、今日に至り何ぞ俄かに忌避することを要せんや。（中略――內務部檢證調、及榊俶の陳述書略）如此にして兩氏の檢案するところは、其陳ふるに精粗ありと雖も、殆と大同小異にして、大差なきか如なれば、誠胤死體は決して片山國嘉陳述の如き單純のものにあらざりしは、素より疑を容れさるなり。然るに片山國嘉は、豫審法廷に於て宣誓をなしたるにも拘らず、其陳述する所を見れば、左右上下肢の赤色に變したるか如き疑ふへきの現症は、皆之を陰蔽して陳述をなさず、却て別に變たこともなかりしと僞證するに至りては、啻に誣告事件に關する被告人を欺くのみならず、明判官をも併せて之を盲目にせんとするものなれば、決して宥恕すべきにあらず。（中略）又片山國嘉は、誠胤の死體に病死と認むべき徴證はあれども、變死と認むべき證據なく、中井榊等か死亡證を作りたるは不法の行爲にあらず、然るに後藤は枉て之を余等がなしたる不法の措置なりと云ふは、誣妄のなりと論ずれども、前條縷述する如く、誠胤死體に就ては病死と認むべきの確徴なくして、却つて變死の疑を屬すべきの形跡少なからず。然れども片山は豫審廷に於て陳述する如く、疑ふべきの要點

は總て之を去て立論するが故に、今俄かに之を告めずと雖も、榊等がなしたる檢案書其他の行爲は、皆片山國嘉陳述の誣妄を反證するものなるを措て論ぜず、却て之を曲庇せんとするの情あるを怪しむものなり。今内藤警部臨檢の顚末書を抄錄すれば左の如し。

(前略)更に本廳の命に依り警察醫久保悅造を同伴し更に臨檢したるは當日午後五時四十分(廿五年二月廿三日)なり。其時主治醫帝國大學教授醫學博士榊俶並に醫學士中井常次郎已に著席するを以て、誠胤子の病狀より致命の原因等、逐一尋問の末、家令扶看護者まで順序訊問を終え、其致命症は尿崩病か糖尿病に變症し、加之心臟痲痺に因るとの診斷を聞き取り、續いて久保警察醫及び各醫士家令扶を率ひ、誠胤子の病床に臨み、令扶をして衣帶を解かしめ、緻密に死體を檢するに、病死體に往々見る所の死斑あるの外、背部を檢せんとして體を左方に起さんとするに際し、血の如きもの口中より流出せるを以て、即時之を器物に受けしめたり。其量凡そ五六勺許、其他異狀之なく、依て身體死斑の模樣及び出血等の點につき、各醫士に質問するに、皆曰く、病氣體には往々ある所の現象なりと答へり。而して獨り久保警察醫は、出血に付ては警察醫長と談合せざれば檢斷を下し難きに付き、是非醫長臨檢を望む旨に付、其請を許せり。續いて山根警察醫長來るを以て、一時中止したる死體を更に檢視し終りて、已に小壜に移しある出血を示し、醫長の意見を問ふに、榊博士等と二、三問答の末、到底解剖せざれば死因を斷言する能はずと確言し、榊中井兩醫士も亦之に同せり。事態玆に至れば、檢事の職權に屬するを以て、直ちに青田綱三を呼び、更に檢事の臨檢あるやも計り難し、死體は其儘に致し置くべき旨を命じ、該邸を引上げ、東京地方裁判所に至り、宿直檢事川目亨へ逐一報告(久保警察醫も同行せり)せし處、檢事正の意見を問ひ確答すべし、暫時控ひられたしとの事にて、川目檢事は直ちに檢事正の官宅に就き、程なく歸所、謀殺等の證なき死體の解剖は職權に就て許すべきことに非ず。

是れに依りて之を觀れば、誠胤子の死因に就き疑を存したるは、山根警察醫長のみならず、榊、中井の兩主治醫にありても、其解剖說に同意を表したる點より考察を下せば、亦疑ひの存せざるにあらざりしは明了なるを以て、誠胤子は必ずしも死亡證記載の致命症に依り、其死因を以て死亡したるものなるや否、素より不明に屬するが故に、該死亡證の確實ならざりしは論を俟たざるなり。然るを片山國嘉は何の證據ありてか、主治醫だも之を主張する能はざるのみならず、現實に一見たもせざる死亡證の正

當なるを保證するや。（中略）

又片山國嘉は誠胤死亡の當時診斷上異論を唱へたるものなく、錦織葊の喋々する如きは司法警察の權域にありて、治療醫の權域にあらず、後藤は之を以て榊及死亡證に關係なき余に責む、是れ誣妄の三と論すれとも、山根醫長の解剖せざれば死因を詳にする能はずと云はれしは、診斷上の異論にあらずして何ぞ。當時此異論のありたるにも拘はらず、不確實なる死亡證を楯として、誠胤を埋葬するを得せしめたるものは、片山等三人にあらずして誰ぞや。錦織葊の喋々する所の如きは、素より司法警察の權域に屬すと雖も、本件の如きは治療醫の權域にあらずと論するを得ざるべし。何となれば該死亡證の如きは、到底不確實にして信を置くに足るなしと雖も、警察上より之が觀察を下せば、一般醫師の權利を以て提出したるものなるが故に、故なくして之を抹却する能はざるは勿論、顯著なる反證のあらざる限りは、暫く之れに信を置かざるべからず。此故に一旦警察醫長の解剖證出るや、解剖のことは檢事の職權に屬するを以て、檢事正の意見を問ひしに、檢事正は謀殺の證なき死體の解剖は職權に就て許すべきにあらずと明言せられたり。若し果して然らば、謀殺の確證あるにあらざれば、十分謀殺の疑ありと雖も、職權を以て之が解剖を許可する能はざるものにして、天下豈亦如此きの道理あるべけんや。之を要するに、誠胤の病死たるを證明するは、醫師の死亡證ありて存すると雖も、別に其變死たるを反證するもののなきが故に、只警察醫長の言のみにては、直に職權を許す能はざるに職由するものなり。此時に方り、苟も公明正大なる意思を以て之か檢案をなさば、無論司法警察に屬すべきものたるを、今榊中井等は、治療醫の權利を濫用し、謀殺の疑を屬すべきの形跡を抹却したるものなりと論するも、亦誣言にあらざるを信ずるなり。

又片山國嘉は、相馬事件を以て已れに毫も責任なく、後藤の曲說こそ却て相馬事件發動に與りて力あり、然るを後藤は其責を今等に歸せんとするは、誣妄の四なりと論すれとも、余は言はん、片山は相馬事件の發動を後藤に歸せんとすれとも、前陣の次第なるを以て、毫も後藤に關係なきこと分明なり。彼が曲說こそ、却て相馬事件の起因に與りて力あるものならん。然るに片山は其責を後藤に歸せんとす。是れ誣妄の四なりと。

又片山國嘉は、アンモニアの事に付、誣妄の五、六其他答辯とか唱へて、頻りに分解せんと勉むれども、社會自ら定論の存するありて、幾千萬言を費すも、決して社會は瞞著せらるゝものにあらざれば、多辯を費すは片山の爲めに採らざる所なり。幸ひ片山

は、小量の血液に付蛋白質を分解して、分析主任者より特に取調方を請求せらるゝが如き、多量のアンモニヤを製造するの術を研究せられたれば、希くは其の方法を公にして、社會の貧民をして好田地を買收するの料を得せしめは、醫學博士として社會の信用は如何あるべきか知らざれども、アンモニア製造業に就ては、古今無類の大發明たるの盛名を博するに難からざるべし。

世人もまた、多く片山の暴慢非禮なる態度と、獄中にあつて筆は折られ、紙は破られてしまつてゐる者を相手にして、攻撃を恣まにする男らしからざる態度とには、慊焉の情を示した。殊に片山の言動に對して最も憤慨したのは伯の母利恵であつて、利恵は伯の出獄後、伯に對して、大いに片山と論辯して、理非曲直を天下に明かにせよ、と命じたと言はれてゐる。

伯も、この片山の罵言讒謗に對してはいたく憤激し、十二月七日、東京控訴院に於いて無罪の判決下るや、直ちに次の書翰を片山に送つた。

此度東京控訴院の判決にて、檢事の控訴理由なしとして、原裁判の通無罪と相成、漸く身體に自由を得候。少々御氣の毒に候へとも、早速申入度事は、小生拘留中、新聞雜誌等に、後藤新平誣妄の辨と題し、又飯田宏作君に答ふと題して揭載せられたる、都合兩度の要旨は、左の三點と存し候。果して然るや否。

第一、相馬誠胤死去ニ於ケル貴君ノ關係、並其毒殺ニ係ル毒物ヲ消ス爲、殊更ニアンモニアヲ入レタリトノ件、新平ノ毒舌ニ出タリトノコト。

第二、內務省ニ於テ、前年貴君ハ新平ノ讀書ヲ扶ケタルモノナルニ、新平其恩ヲ忘レ、毒舌ヲ以テ貴君ヲ陷害シタリトノコト。

第三、新平ノ拘留セラルルヤ、貴君ハ獄中ニ差入物卽恵與ヲナシタリ、然レ共新平其恩惠ニ報センコトヲ知ラス、却テ毒舌ヲ動シタルモノナリトノコト。

今日尙貴君右樣狂妄不法の迷信確守し居るや。前日と雖も、前書の如く確信したるにあらざるへしと確信すへき理由毫も有之なし。如何に貴君と雖も良心あらん、今日に於ては最早大に覺る所ありて、中心甚忸怩たる所あるへく、且前日の擧の甚穩かならさるを自ら悔るに到りしなるへし。さるを小生難問反駁するは大人氣なしと被存候。小生は敢て是より相敵視するは好まさる事に候。

又貴君所論中、後藤に於て取消に非されは云々と有之候得共、小生法廷に於ける事實の陳述にて取消すへき所更無之候。其他飯田君に對する辨駁中、論議一歩を進むれば其影響後藤の身に及はんことを慮りて擱筆するなと、言を設けて曖昧の中にかくれ去り、暗に毒筆を以て中傷を試みたるもの甚た笑ふへし。貴君幾步を進めて辨駁するも、それより影響の小生に及ほすへきもの秋毫も有之なし、萬一眞に之あらんには是非明言せられんことを小生に於て切望する所なり。世間輕薄卑劣臆病の男子と同しからす。貴君千萬の邪言も小生に影響を來すことなし、貴君が自分を師として打出す槌のあたらさるを笑ふへきのみ。併小生は敢て貴君の弱點に乘し決戰を挑むにあらす。今日已に貴君前日の穩かならさりしを悔ゆるの時にあらは則可なり。貴君現時意志の在る所を示せ。小生固より年來の交情を破るを欲せす。又小生の胸中海の如きこと天下の知る所豈に貴君を容るすの量なからんや、貴君其れ之を熟慮せよ。貴君今日小生に眞實を吐露せは、小生自ら宜しく裁する所あるへし。小生に敵せんとの意に出て今尙然らは幸に之を明言せよ。右親書を以て申送り答を待つ、縷々を盡さす。

十二月十一日　　後　藤　新　平

片　山　國　嘉　樣

片山國嘉が、この書翰に對して如何なる回答を寄せたかは不明であるが、伯の片山に對する不快の情は、死に至るまで解けなかつた。卽ち伯は、大正十五年十月二十四日、國手會大會に於いて爲したる講演の中でも、次の如く述べてゐる。

それから○○○先生、○○に就てはそれは實に奇妙不思議な非倫理的なことがあります（笑聲）。○○は學問は偉いかも知れぬけれども、業務道德の上から言つたならば、風上にも置けない程奇體な事がある。今日は來て居らないけれども北里博士が能く知つて居るが、外にも澤山知つて居る人がありますが、當時の○○醫學會の雜誌に、後藤新平といふ者は恩知らずである、あれは自分が衞生局で獨逸語を敎へてやつたこともある、それに斯う云ふ不埒なことを自分に對してした。又監獄に差入物をしてやつたといふやうなことの虛僞まで加へて○○醫學雜誌に投書して入獄中の私を攻擊した。彼○○博士は獄中の新平再起し得ずと速了して、虛僞の投書を以て功名を貪らんと、卑しき非倫理的な文書を公にした。そこで湯目補隆君が、彼の非倫理なる言行に對し、怒つてウンと叩いたので、○○は吃驚して湯目君の駁擊に遭ひて、差入物をしたなどと良い加減なことを書いて居つたことの暴露から、○○君は獄中に在る私には本當に差入物を申込んで來たが、差入物は總て北里博士や加藤尙志君主管して居る時だから、又皆が怒つてあれから來た差入物は雜誌に○○君、○○醫學雜誌に虛僞誣告讒言を公にした數日後であつたから斷られた。

温厚の富士川游博士は、この伯と片山國嘉との爭ひを評して、次の如く言つてゐるが、恐らくこれが公平なる批評であらう。

後藤伯爵と片山博士との喧嘩は兩方に喰ひ違ひがあり、お互に狙ひ處が異つてゐたので、どちらも悪意がなかつたのであらうと考へます。

それにしても後藤伯爵は其時被告として獄中に在る人、其の自由を束縛されてゐる者に對して、自由の天地にある者が直に辨駁しなくも良かつたかと思ふのであります。あとでもよかつたのでありませう。それを片山博士がしかも公刊の誌上で仰々しく辨駁せられたと云ふことは、何と云つてもなさけないことであります。これは公平な見地から見て、片山博士の態度がよくないと思ふのでありますが、併し片山博士は決して後藤伯爵を虐めるつもりでもなく、又これを罪に陥れる氣でもなかつたと思ひます。後藤伯爵から毒物有無の鑑定が間違つて居るといはれたので、間違つてゐないと云つて辨駁したまでのことであります。或は其の辨駁が程度を越えて居たかも知れません。それで後藤伯爵を憤慨させて喧嘩になつた譯だと思ひます。

二二、出　獄

明治二十七年二月十二日、第一回の公判開廷せられし相馬事件は、同年五月三日に至つて、「被告岡田清ヲ重禁錮四年罰金四拾圓ニ、被告淳ヲ重禁錮五年罰金五拾圓ニ處シ、押收ノ古帶ハ沒收シ、現在セサル收賄金千九百拾七圓ハ之ヲ追徵シ、被告新平ニ對シテハ犯罪ノ證憑十分ナラズトシ無罪」を言渡す判決が下された

さうして東京地方裁判所が、伯を無罪となしたのは、被告後藤新平ハ、被告錦織剛清、山口淳ト共謀シ、明治二十六年七月十七日、相馬順胤外七名ニ對シ、相馬誠胤ヲ毒殺シタリトノ不實ノ告發ヲ爲シ、相馬順胤等ヲ誣告シタリト認ム可キ證憑充分ナラズ。因テ刑事訴訟法二百二十四條ニ依リ、無罪ノ言渡ヲ爲ス可キモノトス」と判決したからであつた。

都下の新聞は號外を發行して、これを大々的に報道した。以てこの事件が如何に當時の社會の興味を唆つてゐたかが解るのである。

野田豁通はこの號外を見ると　次のごとき手紙を伯に送つた。

拜啓仕候。陳は本日公明なる裁判に而、無罪之宣告相成候由、只今號外にて承知、敬賀此事に奉存候。嘸かし、御老母様御はじめ御親族皆様之大嬉奉察候。

右御祝儀之驗として、勝男武士壹箱進上候條、御落手被下度、餘は近日御參可賀候。頓首敬白。

翌五月四日、錦織剛清、山口淳の兩名は、右の第一審判決を不當とし、又東京地方裁判所檢事工藤則勝は、後藤新平の無罪の判決を不當として、各々東京控訴院に控訴した。

次に掲げるものは、後藤家に達せられた檢事控訴の通告である。

刑事被告人　後　藤　新　平

右誣告事件ニ付明治廿七年五月三日當廳ニ於テ言渡シタル無罪ノ判決ニ對シ檢事ヨリ控訴申立候條及通知候也。

明治二十七年五月四日

東京地方裁判所
刑事第三部

併し、東京控訴院は、同月二十五日を以て、伯の保釋出獄を聽した。次に示すものは、即ちその當時の祝狀の一例であつて、横濱の兵藤芳矩なる人より寄せられたものである。

拜啓　新綠勝花之好時節ニ際シ、天運漸ク到來、頃日御歸館、特ニ久々辛苦慘憺之境遇ニ御起居被致候ニモ拘ラズ、愈々御壯健之趣、大慶不過之、奉恭賀候。誠ニ今回之事ハ、意外千萬之御煩ニ而、今更何共御挨拶之申上樣モ無之次第ニハ候得共、退而將來ヲ慮リ候得バ、却而尊臺ハ裁判所内一部最少數者ヲ除クノ外、滿天下ニ知己ヲ得ラレ、又間接ニ醫界ノ犧牲トナツテ醫風ヲ高尚ニシ、併セテ見識ヲ高クスルノ好結果ヲ收メラレタル者ト確信罷在候。故ニ小生ハ、尊臺將來ノ爲ニ、却テ之ヲ祝スルト同時ニ、同業者之爲ニ聊カ謝意ヲ表スルハ、吾人當然之責務トシテ信認仕居候。不日尊臺ガ青天白日ニ天下ヲ濶歩セラルヽノ日ニ相達候ハバ、影山氏等三四ノ同志ト謀リ、一日尊臺之來臨ヲ煩シテ祝宴ヲ開キ、以テ廣ク天下ニ尊臺ヲ歡迎スルノ微衷ヲ表明仕度希望ニ御座候得バ、豫メ御含置被下度、幸ニ御領諾ヲ得バ、本懷之至ニ御座候。先ハ不取敢奉祝之印迄ニ寸楮呈上如此御座候、敬白

芳矩再拜

廿七年五月廿九日

後藤先生侍史

茲に於て、伯は入獄半歳にして自由の身となり、暫く英氣を養はんが爲めに、千葉縣の保田に遊び、又群馬縣の澁

泉を廻つた。

二三、青天白日

かくの如く、伯は五月二十五日、保釋假出獄を許され、不拘束のまま控訴進行し、同年十二月七日、東京控訴院判事裁判長松室致以下、川村應心、瀧川長教、中嶋正司、石井常英四判事の名を以て、同院檢事石渡敏一立會の上、次の如く判決した。

原判決中被告錦織剛淸、山口淳ニ關スル部分ハ之ヲ取消ス

被告剛淸ヲ重禁錮四年ニ處シ罰金四拾圓ヲ附加ス

被告淳ヲ重禁錮五年ニ處シ罰金五拾圓ヲ附加ス

被告淳カ錦織剛淸ヨリ博多古帶壹筋ヲ收賄シタリトノ點ハ無罪

現在セサル收賄金千百圓並ニ銀瓶代金拾七圓ハ被告淳ヨリ追徵ス

原裁判所檢事ノ控訴ハ之ヲ棄却ス

押收ニ係ル金錢書類物件ハ總テ差出人ニ還付ス

而して、東京控訴院が「原裁判所ガ被告新平ニ對シ無罪ヲ言渡シタルハ相當ニシテ、原裁判所檢事ノ控訴ハ其理由ナシ」と判決したる理由は、次の通りであつた。

被告後藤新平カ錦織剛淸、山口淳ト共謀シ相馬順胤外七名ニ對シ同人等ハ相馬誠胤ヲ毒殺シタリトノ不實ノ事實

ヲ構造シ明治廿六年七月十七日東京地方裁判所檢事ヘ謀殺ノ告發ヲ爲シ以テ順胤等ヲ誣告シタリトノ事並ニ被告淳カ明治二十六年九月中錦織剛清ヨリ賄賂トシテ博多古帶壹筋ヲ收受シタリトノ事ハ共ニ犯罪ノ證憑十分ナラサルヲ以テ被告新平並ニ被告淳ハ右ノ點ニ對スル公訴ニ付テハ刑事訴訟法第二百廿四條ニ照シ無罪ヲ言渡スヘキモノトス

控訴審の無罪の判決があつてから、上告の期間を經過したが、檢事は終に上告しなかつた。茲に於いて、伯は全く靑天白日の身となり、伯の家庭には、再び春光が輝いた。當時伯の家に舞ひ込んだ祝狀は數多くあつたと思ふが、今傳はるものはいくらもない。次にその中のやや特色あるもの一通を揭げるに止める。

拜啓　貴下愈々靑天白日之下、御俯仰相成候段拜承、雀躍不能措、大慶此事ニ奉存候。早速拜趨可仕之處、尙不得其意、不悪御高恕之程奉希上候。誠ニ失禮ニハ候得共、別紙野詩聊カ御慰ミ迄供貴覽度、御笑正奉煩候。何レ近日中可得拜芝、先ハ御伺旁得貴意度、如斯ニ候也。　草々不備。

廿七年十二月十八日　　江馬春熙

後藤新平樣貴下

片雲還足蔽朝陽　慘雨休言時斷腸
豈莫晴風開白日　節傳梅信爲君香

辱知　後藤新平君罹奇禍、拘身一年始淸肺石。余感喜不能措、聊賦小詩以呈。時明治廿七年甲午冬十二月也。春熙迂士江馬答拜

この時の裁判長は、後に司法大臣となり、樞密顧問官となり、又法政大學の學長となつた松室致である。伯は後年松室法政大學長の囑に依つて、同大學で講演をしたが、その講演の後、松室學長と對坐して相馬事件當時のことを話しあつた。その時、松室學長は「あの時、陪席判事等の意見は、大たい有罪に傾いてゐたのであるが、私はこれを押し切つて無罪にしたのである。」と語つたとは、當時その席上にあつた同大學豫科長野上豐一郎の談話である。金杉英五郎もまた、

然るに伯の不正の心無き爲めに發せる峻辯剛舌は毫も屈することなく、社會政策上より、法醫學上より、事理を盡して辯明したるを以て、公平無私を以て鳴りたる當時の裁判官松室致（現樞密顧問官）が極力其無罪たるべきを陳述説明したる爲め、辛うじて危險を免れたのであつた。若しこれが、事件の經過のみを平凡に看過する判官の手に裁斷さるゝことになつたなら、到底免るゝ能はざりしものなるべく、實に危かりける次第であつた。

と、その手記の中で言つてゐる。まことにそれは危かりける次第であつた。若しあのとき、松室以外の人物が裁判長として、有罪の決定をしてゐたならば、伯は刑餘の人として、後年その材幹を國政の上に揮ふことはできなかつたかも知れない。伯に取つて相馬事件が如何に一生の危機たりしやは、想像に難くないのである。

從つて伯が松室の明斷に對し、心中深く感激の情を抱いてゐたことも亦、推測せられ得る。相馬事件を機縁として、松室は伯を識り、伯もまた松室を識つた。さうして、兩者相推服するの交情は、年を經るに從つて、いよ〳〵濃くなつたのである。大正二年十二月第三次桂內閣が成ると、松室は拔擢せられて法相の椅子に就いたが、その內閣短命にして倒るるや、閑地にありし松室は、帝室會計審査局長官に任ぜられた。その內命を受けたる時、彼は次のごとき親

展書を箱根蘆湯滯在中の伯に寄せてゐる。

拜啓　益々御淸適慶賀此事ニ存候。陳者一昨日波多野宮相ヨリ、帝室會計審査局長官ニ推擧ノ内意ヲ示サレ、俸給ハ五千圓ニシテ親任待遇ナリトノ事ニ有之候。是全ク御盡力ノ結果ニ有之候間、一考ヲ要スヘキ儀ニハ無之候得共、一夜熟考ノ上、昨朝快諾ノ旨相答置申候。承諾前御相談可申上筈ノ處、御旅行中ニ付其意ヲ果サス、又本日ハ御禮旁御旅館ニ參上ノ筈ナリシモ、用事ノ爲メ是又意ノ如クナラス、遺憾ナカラ書中ヲ以テ御報告申上候條、御海容奉願候。任命ハ明十七日カ二十日ナリトノ事ニ有之候。委細ハ御歸京ノ上可申述候。　敬具

大正三年七月十六日

松　室　致

男爵　後　藤　新　平　殿

さうして大正五年十月寺内内閣の成るや、伯は再び法相として松室を寺内に將め、共に臺閣に立つて、世界大戰中の政局を擔當した。

なほ他方、東京控訴院において、有罪の判決を受けたる錦織、山口の兩名は、この判決に服せずして、即日上告したが、大審院は審理の末、翌二十八年三月一日、檢事安居修藏立會、裁判長判事三好退藏以下七判事の名を以て、その上告を棄却した。

錦織が刑期を終へて出獄した頃には、世人は既に彼の言ふことに耳を傾けなかつた。そして當年の所謂「義人錦織剛淸」も、晩年には陋巷に索居し、大正九年二月二十二日流行性感冒で芝兼房町に歿した。彼の死んだ日が、恰も相

馬誠胤第二十九回の忌日に當つてゐるのは奇縁である。

一方相馬家に於いては、誠胤の一子秀胤を立てて相續人と爲さんとする運動もあつたが、誠胤の死後は順胤が當主となり、順胤の死後はその子孟胤が爵を繼いだ。さうして秀胤は、相馬家の親族なる織田家の養子となり、相馬家はもはや世間の耳目に觸れるやうな問題を生じなくなつた。

斯くして前後十數年に亙つて喧囂を極めた大疑獄も、終に大團圓を告ぐるに至つたのである。

第五章　衛生局後期

第一節　臨時陸軍檢疫部

一、頻々たる雪寃會

明治二十七年は、日本民族にとつて忘れがたき一大破裂期であつた。王政維新より三十に垂んとする星霜を經て、明治新政府の革新が、一大試練に遭逢したのは、實にこの年である。

秀吉の征韓以來三百年の年所を閲して、日本民族はここに國際戰爭の舞臺に上つた。それが日清戰爭である。日本はその國力を總動員して、新たなる大陸躍進の壯圖に沒頭してゐた。それは國家にとつては乾坤一擲の冒險であつたが、個人にとつては、才能發揮の絶好機會であつた。

後藤新平は、何をしてゐたか。

彼は開戰の直前、五月三日東京地方裁判所において、無罪の判決を受け、直ちに保釋出獄を許されたけれども、翌日をもつて檢事が控訴したので、五月二十五日まで在獄した。ゆゑに七月二十一日の豐島沖の勝報も、八月一日の宣戰の大詔渙發も、依然たる刑事被告人として、圄々の裡にこれを聞かなければならなかつたのである。

彼はいま年齒三十八歲の男盛り、その非凡の才識を抱きつつ、空しく天與の好機を逸し、社會的日蔭人として、その殘生を送らなければならないのか。

歲將に暮れんとする十二月七日、東京控訴院は、彼に無罪を宣告し、彼は初めて靑天白日の身となつた。彼は新たなる希望に輝きつつ、その身邊を見渡した。

日本軍は破竹の勢ひをもつて、海陸に躍進し、黃海に敵艦隊を粉碎し、旅順に敵の堅壘を拔き、進んで北京城下の盟ひを成さしめんと身構へてゐた。頽勢挽回するによしなしと見たる淸國は、米國公使をもつて、講和談判の開始を提議して來た。

彼は何事を爲すべき乎。

彼が無罪の判決を受けたる直後、意氣揚々、故舊に宛てたる書簡のうち、二通だけが現存してゐる。その一通は十二月十日附、宮川保之に宛てたものである。

縷々御尊書拜讀、昨年來は鍛冶橋の獄中に旅行致し、漸く歸鞍につき候仕合、是も上帝より闇黑世界開拓の爲めに命ぜられ候事と午中、閻魔廳の淨玻璃の鏡くもり居にはあきれはて候。全體の記事他日にゆづり可申候。右に付再應御懇篤の御慰問、千萬感謝奉候。小生外國行の事、何物の狡兒新聞上に投書候か、處々より問合來、甚迷惑致居候。左様の事目下更に無之候。今月末より大阪行可相試と心組居候。是もしかとはわかり不申候。御緣家様御來訪の事、三日前はがきにて御報被下候へは、先方御都合次第、何時にても差支無之候。書外萬緒拜芝に可申上、文略仕候。匆々拜復。

十二月十日　　新　　平

宮　川　君　研　北

他の一通は、十二月十三日、柳田卯三郎に宛てたものである。

昨年來の奇禍漸く相脱し、早速可申上之處、檢事上告の期限も有之、彼是と遷延中、却而御書を拜し、御懇情奉感謝候。人間萬事兒戯とは乍申、今回之事殊に兒戯中の兒戯、全く論外に候。兼而長英先生書卷の端書、近日謹書可差出、決して忘却致居不申候。此後御交誼日月と共に倍せんこと、希望之至に不堪候。書外後郵、吉事可申上候。草々拜復。

十二月十三日　　新　　平

柳　田　老　臺　研　北

御令息樣にもよろしく

しかるに、彼の無罪決定の報を聞くとともに、全國の彼の友人は蹶起した。昂々然としてこの逆運と闘つた彼の意氣に對する感嘆の情と、かかる有爲の人物を中道にして蹉跌せしめたる悲運に對する同情とが、翕然として、彼の身邊に集まつてきた。

それの現はれたのが、頻々として各地に開かれたる雪寃會であつた。彼はこれに出席し、意氣軒昂、萬丈の氣焔を揚げた。それは半歳入獄の間に欝積したる胸中無限の悲憤の奔逸であつた。

その最初に開かれたのは、十二月十六日の高崎の雪寃會であつた。當時の「中外商事新報」は、次のごとく、この

日の光景を敍してゐる。

○後藤元衞生局長の演舌會及祝賀會——上州高崎市、二十七年十二月十六日、此日寒氣甚しけれども天氣快晴、後藤新平氏は、十二時三十分到著、發企人有志等車を連ねて停車場に迎へしもの六十餘名、接待員土谷全次氏の先導にて先づ當地一等の割烹店岡源樓に小憩、講演會場たる高盛座、門には大國旗及球燈數百、元衞生局長後藤新平君大演舌會場と大書し、其他旗數流、寫眞師、小幡氏寄附の寫眞場にて辯士及有志撮影、會場內一千餘名。開會の辭　土谷全次氏。後藤氏は「戰爭と衞生との關係」と題し、次に土谷全次氏「蒸熱消毒の効用」、次に再び後藤氏「日本の赤十字」と題し、數百年前より日本に赤十字思想ありし旨を述べ、決して日本の赤十字は舶來品に非ず云々。閉會の辭土谷氏。散會して岡源樓に到れば、數百の球燈、元衞生局長後藤新平君大祝賀會と大書。土谷氏開會の辭より　○○事件災禍の大要、後藤氏該事件に關し慷慨の演舌をなし、十時散會。

記事はすこぶる斷片的であるけれども、その雪寃會の景況と、彼の意氣軒昂たりし狀とを、眼に髣髴せしめる。尋いで東京では、十二月二十日、兩國の龜淸樓で、同じく雪寃會が開かれた。「中外醫事新報」の記事に據れば、その景況は次の通りであつた。

○後藤氏相馬事件無罪雪寃會

○兩國龜淸樓、二十七年十二月廿日午後五時より、有志五十餘名の發企、代表金杉英五郎氏開會の趣旨より不慮の禍に逢ひたる顚末を述ふ。原田貞夫氏各地方の有志若くは衞生會より寄せ來りし祝電祝文十數通を朗讀す。正賓後藤氏の答辭、有志秋山正作氏の祝辭、終りて獻酬、大小の校書十數名興を助け十時散會、府下杏林の大家代

議士實業家等無慮百有餘名頗る盛會なりき。

さらにこの兩國における雪寃會については、金杉英五郎が、次のやうに語つてゐる。

出獄當時の伯の思想は決して平穏で無かつた。愈々益々藩閥と學閥並に權勢を呪ふこと猛烈であつた。北里等は特に心配して善後の方法など考慮されたのであつた。十二月下旬、野人は川上元治郎、長谷川泰、荒木寅三郎、隈川宗雄其他の二、三氏と相謀り、後藤の爲めに柳橋龜清樓に雪寃會を開催した。當時尚其發起人たることを避けたものが多かつたが、不思議にも會するもの四百餘名に達し、當時稀有の盛會であり、且つ集まるものは何れも大に同情し、中には涕泣して歡喜したるもののさへありしことを記憶す。舊記に據れば、野人は當時發起人總代として大要左の如き挨拶を爲したのであつた。

來會の先輩並に同友各位！

余は本日後藤新平君の雪寃會を開催するに際り、發起人を代表して一言の挨拶を爲すの光榮を有するものであります。諸君も御承知の如く、後藤ドクトルは過般不慮の嫌疑を受けて、圖らざる災難に遭遇し、久しく繋留の厄を被り、一時は頗る危險でありましたが、幸ひに公明なる裁判に依り、青天白日の身と爲られたることは、醫界のため、邦家の爲め、實に慶賀に堪へざる次第であります。其の經過に就いては、諸君御承知の通りでありますから、別に更めて申しませんが、忌憚なく申せば、能く泳ぐの後藤君は、能く溺れたのであります。能く奔るの後藤君は、逸したのであります。吾等は今回の災厄の爲めに、前途有望の知友を喪失せざりしことは、せめてもの幸福として、深く慶賀するものであります。世間の所謂危險人物と稱せらるる後藤君の雪寃會に、

像想外に多數參列下されたる諸君も、亦當に余と感を同じうするものたるを確信致します。發起人一同不馴れの爲め、設備萬端甚だ不整なれども、幸ひに閑談以て後藤君を慰安せられんことを祈ります。尙ほ後藤君に對しては今後大いに御自愛あらせられ、過度に泳ぐことなく、過度に奔ることなく、溺れず逸せざるやう御注意あらんことを祈るものであります。終りに臨み、杯を擧げて、後藤君の前途を祝福致したく、御一同の御同意を願ひます。

次に長谷川泰其の他諸氏の、當事者に對する攻擊や、祝辭が續出し、最後に後藤の痛烈なる謝辭ありて、頗る盛會を呈したのであつた。

雪冤會後の後藤は、昨日まで陰欝なりしものが、忽ち活氣を生じ、二十八年一月十日には大阪の祝宴會に、引續き名古屋、京都の祝賀會に臨み、全く面目を一新したのであつた。

この當時彼に對する同情は、單に雪冤會に現はれたのみではなかつた。友人等は彼の將來のために色々の計畫をした。その一つは大阪の友人が、土地を一ミルメ一に買つて、彼を迎へて大阪で開業させようとしたことであつた。

その間の事情は、彼が寺內內閣の內務大臣であつたころ、大正七年三月五日、衆議院に於いて、憲政會代議士田中善立の質問に答へた演說の中で、次のやうに言及してゐる。これは何故に彼が東京に大きな地所を持つてゐるのかといふ、惡辣な質問に答へたのである。

――私は少しく申上げて見たいと思ふのですが、議場に數分時御許を願ひたい。私の一級選擧民となつて居るのは、麻布區に於て七千坪の邸があるからである。其邸は何時幾日に買つたものであるか、明治二十八年に買つた

のである。幾らで買つたのであるかと云ふことは皆明かである。明治二十八年と云ふのは、私が相馬事件に座して、牢から出て來た時である。其時に方つて各地に於て同情の人が翕然として私に之に對して何等かの一臂の力を盡さうと云ふ事になつたのである。其中に名古屋大阪に於ける所の諸友人が翕然として之に力を致さうと言つたのである、其時に私は決してもう役人にならぬと云ふ考を有つて居つた爲に、大阪神戸の間に住へと云ふことを勸められた所の友人が居る。それ等が即ち「ミルメー」の海岸に於て地所を買つて呉れたのである。又それと同時に東京の方の知人は是非東京に居れと云ふことであつて、東京で買つて呉れたのである、即ち其初は麻布區新網町に於ける所の地所であつて、三千二百圓で買つたのである、ちやんと明かになつて居る。阿川光裕の世話で買つたのである——もう宜しうございますか、もう少し申上げませうか（「謹聽謹聽」と呼ぶ者あり）それからそれは即ち三萬圓に賣れたのであると云ふ事は登記所にあるのである。それから今在る所の七千坪の地所、二千坪と五千坪、其五千坪を二十八年一萬圓で買つたのである。初め安場保和が買つたので、即ち其者が其儘私に讓られたのである。一萬圓であつたが今の即ち三十五萬圓の値打がある事は明かである、是即ち造物主の力に依て得たのである。是等は恐らく田中善立君は、此造物主より見放されたものと見て居るであらう、自から省みて其地位を代へられたならば分るであらう。唯言ふ、田中君尚ほ偉大なれ尚ほ忠實なれと答へるの外何事もありません。

これは當時「後藤の造物主演説」として喧傳せられたものであるが、以て彼が、相馬事件當時、如何に多くの友人の同情を集めたかが窺はれる。

相馬事件の公判に際する彼の態度が、天下の耳目を聳動すること甚しかりしだけに、無罪言渡し後の行住は、亦世上風聞の種となつた。

二、石黒の溫情

この快漢子、果して何を爲さんとする乎。社會は好奇の眼を睜つて、彼の前途を眺めた。

第一に起つた風評は、洋行說であつた。しかしこれは、上掲の宮川宛ての書信にもあるごとく、一の虛傳にすぎなかつた。いま一つの噂は、政黨入りであつた。彼が政界に入つて一暴れするであらうといふ、尤もらしい臆測であつた。又彼の鄕黨が、屢〻彼を代議士として選出しようとしてゐたことは事實である。しかし、さういふときに彼は、いつでも、

『それで選擧區の連中は、一體いくら俺にくれるつもりだ。』

と訊いた。相手がその不思議な質問にびつくりして、彼の顏を默つて見てゐると、

『さうだらう？　俺は貧乏人だ。だから俺の方から選擧費なんか錏一文も出せない。のみならず、俺は月給を貰はなくては喰へないが、その月々の生計費を選擧區の君等は、いくら吳れるつもりなんだ。』

と、彼はいつた。それで選擧の話は、いつも沙汰やみになるのを常とした。さうして彼は一生を通じて、代議士にならうといふ氣は、一度も起さなかつたやうである。

また地道な友人達のうちには、いつまで浪人でも居られまいからと、某生命保險會社の顧問醫の口を作つて、伯に

就職を勸めたものもあつた。しかし伯は、

『おれは人の命で飯を食ふのはいやだ。』

と、一言の下にはねつけた。當時の伯の氣慨は、保險醫として安んずるを許さなかつたのである。陸奥宗光の如きに至つては、伯のやうな人間は、放つて置けば、社會黨をも起しかねまじき人物であるとなしたと言はれる。館森鴻は次のやうに記してゐる。

伯が出獄した直後の話であるが、伯は伊藤公を訪ねたことがある。色々の話が終つて、伯が其の部屋を出た時に、同席して居た陸奥宗光が伊藤公に言つた。「あの男には、早く何等かの椅子を與へてやらなければならぬ。このまま浪人させて置くと、あの男は社會黨を起すかも知れぬ。」

しかしながら、かうした諸々の人のうちで、最も眞情をもつて、伯の前途を心配してくれたのは、例のごとく、石黒忠悳であつた。石黒はその時、野戰衛生長官として、廣島に在つたが、後藤の無罪判決の報を得るや、直ちに電報をうつて、後藤を廣島に招び寄せた。廣島こそは、當時大本營の所在地にして、日本の中樞神經のあつたところである。彼が身を立てるのに、これ以上の好適地はない。そのことについて、石黒は次の如く語つてゐる。

この間に、日清の風雲は日に危急を告げて來て、遂に兵火を交へるに至つて、大本營に居た余は、野戰衛生長官として陛下に扈從して廣島に赴いた。

或る日、余の家から電報があり「昨日後藤君が出獄した。」と知らせて來た。それを聞いた余は、折返し後藤君に宛て、「東京に居ては、世間の口も五月蠅いし、身體の爲めにも善くない。一日も早く廣島へ來てはどうか。」と

勸めてやつた。

余の考へでは、一年間も入獄して居ては、不平や何かで氣分も面白くないだらう。萬一爲めにする者の爲めに擔がれて、段々惡い方面にでも深入りしては、後藤君の爲めは勿論、國家の爲めにも面白くないと思つたのだ。日ならず後藤君が余の泊つて居た溝口旅館に訪ねて來たので、旅館の一室に泊らせた。

註　「昨日後藤君が出獄した」とあるは、石黒子の記憶ちがひである。伯が保釋出獄したのは明治二十七年五月二十五日であるから、それは同年十二月七日、控訴判決において、再び無罪の判決を言渡されたことを指すものと思はれる。

しかも石黒が、後藤を廣島に呼び寄せた心事のうちには、陸奥と同じく、後藤が社會黨でも起しはしまいかといふ心配が、暗々裡に動いてゐた。石黒はこれを別の機會において次のやうに語つた。

牢から出た時かまはずに置いたら、彼は何をするかわからなかつた。必ず何かしたと思ふ。そしたら政府は餘程困つただらう。それを自分が招電して、廣島の宿屋に泊めて置いて、それから兒玉君に會はせて、ああしてやつたのだが、政府も後藤も、自分に感謝して可なりであると思ふ。

果して石黒の招電をうけて、廣島に下つたときの後藤の軒昂たる態度は、傍人を驚かすに足るものがあつた。溝口旅館に訪ねて行つた時、出迎へに出た從卒が、胡散臭さうに、この不氣味な訪客を、ヂロ〳〵見るのが、グッと癪に觸つたのであらう。彼は態と昂然と、

『おい、石黒はゐるか。』

とやつた。從卒は面喰つて、

『ハア、石黒閣下ですか。貴方はどなた様ですか。』

と、反問すると、彼は聲を勵まして言つた。

『なに、石黒閣下？　それなら俺は後藤閣上だと取次げ。』

從卒はます／＼目を白黒させながら、階段を登つて行つた。さうして石黒に取次いで言ふのに、

『唯今、薄汚ない風體の男が、石黒はゐるか、と言つて、訪ねて參りました。』

『フン、で、名前は？』

『後藤閣上だと申してをります。氣狂ひかも知れません。』

すると石黒は呵々大笑した。

『アハハ、そんなことを言ふ奴は、後藤新平より他にない。構はん、上げろ、上げろ。』

これは伯自身が、生前よく話した所である。

かうして伯は、暫く石黒の許に身を寄せ、彼の勸めに從つて悠々自適することになつた。そして、宮島などに遊びに行つたりして、努めて氣持を靜めながら、雄飛の機會をねらつてゐた。

やがて、明治二十七年も暮れて、後藤は一旦東京に歸ることになつた。この時にも、一つの逸話がある。それは石黒の語るところによると、次の通りである。

その頃、後藤君が、一寸東京へ歸り度いといふから、それでは賴み度い一事があるからとて、少々の金と手紙を出し、「芝の神明町の裏長屋に住んで居る相良知安君の家を訪ねて、直接君の手から渡して呉れ。」と賴んだ。數

日經つて後藤君は東京から歸り「相良氏へは確かに手紙と金を手渡しました。一夕御目にかかつてゆる〱話を承つて來たのですが、先生、實に善い教訓を與へて戴きました。この事は十分肝に銘じて忘れません。」と答へた。

余の眞意は、相良氏は我國醫學界に大功績があつた人で、なか〱偉い男だが、圭角を裹むことを忽せにして自負したから、世間から疎んぜられ、遂に零落するに至つたので、余が此の使ひを後藤君に託したのは、後藤君に相良の零落した實狀を見せて、自ら省み、自ら戒める心を起さしめたのだ。そこで余は「貴君はそれまでに、余の氣持を了解して吳れるか。」と固く後藤君の手を握りしめたことがある。

實際かうした余の氣持を、直ぐに氣付いた後藤君は、確かに機敏な人物であつた。平凡な人物なら、單なる使ひぐらゐに思つたであらう。

後藤の身上を思ふ石黑の眞情と、それを直ちに感得して感涙に咽ぶ後藤の感受性とは、まさに掬すべきものがある。しかも石黑は、後藤歸京の際、自分の月給を割いて、金若干を後藤に與へたものと思はれる。次に揭げるのは、その際、後藤の禮狀に對する石黑の返書である。

一月十六日付尊書拜見。處々御巡遊御歸京候由慶賀候。救療會之義ニ付いさい了知候。當地ニて可及的實地的幇助可致候。其段會員へも御傳被下無差支候。但し看板を大にし實效を小にするは小生は不相好候。兎ニ角今より著手不致候ては間ニ合申間敷、之ニ付スル人は極めて實著之人にて、陸軍の人と合議の出來候人、御選專要ト被存候。〇懇々と之尊書、御老母之說まて御書加へ、却て赧顏に不堪候。小生夫程之考へてなく、其前々日受取候

給金が嚢中にあり、先月分も殘り居候ゆへ、旅には隨分◎なくて困る事もありと、昔日佐野より天保一枚にて江戸へ參候時の事なと思出し、もしいらば御持なさいと申上候事に候。今日忠悳嗜好世の人と不同と、前に戰といふものを扣居候ゆへ、酒色骨董一も樂しと不思、唯前方の事のミ思候ゆへ、◎も少しも貴へ不申、此月の入用を除き、瓦石同樣故ニ、分配して差上候。御心配被下間敷、北堂へも此段御申被下度、此際の◎は金ではなく、醇と同樣ニ候。別封他人か見るとわるきと存候間、返上候。御燒却可有之候。）右申上度、唯吳々も申上度は此後の事業、（チョコ／＼半分のものハ何テモ不構候得共）確と身を御据被成候ものハ、極めて愼重ニ御講究の上御きめ被成度、是は兒を見ること驥と思ひ候ゆへ、老婆心に申上候事ニ候。世間の



さん（註、上圖を描きて「おめゝら」と讀ませたるもの歟）なることを御考被成、御愼被成間敷、吳々も申上候。

一月十八日夜、燈下油揚の壽しを食ひ了りて書す。

この返書に接して、後藤は再び感激を新たにしたことであらう。事實、彼が石黑の如き知己を得たことは、彼の一生の幸運であつた。若しそれがなかつたならば、彼が相馬事件のために加へられた社會的痛手は、あれほど早くは快癒できなかつたも知れぬ。しかも無罪判決後僅か一箇月半なる後藤をして、再び中央衛生會委員に推擧したのも、石黑の盡力であつたのである。

尤も彼自らは、彼が中央衛生委員會委員になつたのは、不承／＼であつたかの口吻を、後には洩らしてゐた。彼は

或る座談會において、次のやうに語つてゐた。

それから中央衞生會の委員に私を上げるより外にないといふのであつた。けれども私は役人にならんと決めて居つた。役人でないから、いいぢやないかといふことで、中央衞生會の委員になつた。さうして中央衞生會から私が大本營に派遣された。

しかし事實は、彼が中央衞生會の委員になつたことが、彼が臨時陸軍檢疫部に關係し、つひに彼の一生の大傑作をのこすの端緒となつたのである。何故ならば、戰局の終末に近づくにつれて、中央衞生會は、凱旋兵の檢疫の必要を議決し、彼はその議決を携へて、久米金彌と共に、廣島の大本營に建議することになつたからである。

三、戰後防疫の建議

凱旋兵に對して檢疫を勵行すべきことを、最初に建言したのは、野戰衞生長官石黑忠悳であつた。それが明治十年、西南戰爭後における、彼自らの苦き經驗から來たものであることは、第二章「名古屋時代」においてすでに述べた通りである。

石黑長官は、陸軍大臣にむかつて、軍隊檢疫の設備の必要を上申すると共に、明治二十八年一月二十日、夙くも廣島において、內相野村靖に、次の建言書を提出した。

戰役ニ於テ、傷者ヨリモ病者多ク、殊ニ各種ノ傳染病居多ナルハ、古來戰史ニ詳ナル所ナリ。況ヤ我軍ノ向フ所、日韓、日淸、皆衞生制度ナキ邦國ニ於テオヤ。幸ニ未タ大ナル兵力損害ヲ見サレトモ、業ニ已ニ我軍ニ於テ、赤痢並ニ腸窒扶私ニ斃タル者、

合計八百三十六名。之ヲ敵彈創痍ニ斃レタル者五百十二名ニ比スレハ、多キ事三百二十四名ニ。而シテ出征軍人軍屬ノ衞生療病ニ關シテハ、小官乏ヲ其樞機ニ承ケ、心血ヲ灑キテ之ヲ區處ス。就中軍夫從丁ノ徒ニ至テハ、歸テ內國ニ入ルヤ、既ニ其任務ノ了シ、我制裁ヲ受ル者ニアラスト雖モ、之ニ充分ノ警戒監視ヲ加ヘサレハ、毒ノ齎シテ內國ニ傳播スルノ虞ナキニアラス。故ニ歸國軍夫從丁ノ內、創傷者ト傳染病者トハ之ヲ宇品ニ於テ收容シ、廣島陸軍豫備病院ニ收メ、軍人ト均一ノ治療ヲ受ケシム。現ニ廣島陸軍豫備病院ノ內科重病者ハ、十中ノ六七ハ此輩ヲ以テ充スニ至ル。抑現時兵ノ外ニ出スニハ、宇品馬關ノ兩港ニ限リ、歸テ內ニ入ルモ亦此兩港ニ限ルヲ以テ、警戒監視收集ノ便難事ニアラサルモ、各軍凱歸ノ日ニ至リ、歸營ノ便宜ヲ取リ、各港ニ上陸シ、各所ニ散歸スルノ日ニ至ラハ、我陸軍ニ於テハ充分之ニ警戒監視ヲ加フ可キモ、地方ニ於テモ亦タ之ニ應スル經畫ナクンハ、或ハ傳染病ヲ播及スルノ患ヲ免ルヽ事能ハサルモノナキヲ保シ難シ。大戰後ニ於テ、戰地ハ勿論、軍隊凱歸ノ地ニ、各種傳染病ヲ齎シ歸リ、其發生ヲ逞フスルハ、先例ニ乏シカラス。各地方ニ於テ、今ヨリ之ニ對スル豫防方法ヲ講究スルハ、最モ必要ナルヲ信シ、中央衞生會委員ノ資格ヲ以テ、謹テ建言ス。

ところが丁度その時、中央衞生會でも、戰後の防疫問題について、委員長谷川泰がこれと同じ樣な建議を提出、目下審議中であつたので、二月一日、內務大臣より石黑長官の建議書の回附を受けたる中央衞生會では、兩者を併せて審議した上、結局委員を廣島の大本營に派して、當局者と協議せしめることになつた。さうしてその任に選ばれたのが、靑天白日の身となつて後間もなく、中央衞生會委員に推擧されてゐた後藤新平その人であつた。

その間の經緯を、伯は自ら一臨時陸軍檢疫部報告摘要一のなかに、次の如く記してゐる。

此時ニ當リ、野戰衞生長官男爵石黑軍醫總監閣下、卓然見ルアリ、乃チ陸軍大臣ニ軍隊檢疫ノ設備ヲ爲サンコトヲ上申シ、內務大臣ニハ內國防疫ノ勵行ヲ爲サンコトヲ建議セリ。而シテ陸軍次官男爵兒玉少將閣下、亦風ニ野

戰ノ終局ニ於テ軍隊檢疫ノ必ス缺ク可ラサルモノタルコトヲ篤信シ、石黒閣下ノ此建議アルヤ直ニ之ヲ容レテ、相共ニ謀慮スル所アリタリ。又一面ニ於テハ、中央衞生會委員長谷川泰、亦戰後ノ防疫ニ就テ内務大臣ニ建議スル所アリ。遂ニ三月上旬ヲ以テ、中央衞生會ハ余ヲ其委員中ヨリ選擧シ、廣島大本營地ニ赴キ、當局者ニ就キ、戰後内外ノ防疫方ヲ協議セシム。而シテ内務大臣ハ參事官久米金彌ニ余ト同行ヲ命セリ。是ニ於テカ余等匆忙廣島ニ赴キ、兒玉陸軍次官閣下、石黒野戰衞生長官閣下ニ會シ、議スルニ其事ヲ以テス。

これが伯の臨時陸軍檢疫部に關係する端緒であつた。

然らばこの時伯は、果していかなる計畫を提げて、大本營に乘りこんで行つたのであるか。ここに當時伯自らが毛筆をもつて、便箋に書き記したメモが現存してゐる。それは次の通りである。

一、大本營ニ於テ、現時一般衞生上不完全ナルヨリ軍隊ニ及ホス危害アリト謂ハヽ、之ヲ除クコトヲ圖ルヘシ。

一、凱旋時内國ニ侵入シ來ル危害ハ軍隊衞生ノミニテ足レリト謂フトキハ、内務衞生ノ軍國ニ於ケル措置ヲ爲サスシテ止ムヘキカ。

一、内務及陸軍合同ニテ施行スヘキモノ如何ナルモノヲ謂フカ。

軍國衞生ノ急務ハ、

一、現行衞生法及事務官ノ知識及實驗ハ、軍疫ヨリ生スル危害ト戰フニ足ルヘキ力アルカ。

殊ニ都市ノ準備

二、前項ノ缺點アリトセハ其改良方案、

或ハ新設スヘキ方案。

三、目下軍國ノ爲ニハ赤痢病ヲ撲滅セサルヘカラス。

右實行ノ爲順序左ノ如シ。

一、廣島大本營ニ照會ノ事。

一、凱旋時上陸港ヲ豫定スル事。

此港ニ於テ衞生上必要ノ諸件ヲ準備スルコト。

一、各港ニ檢疫ヲ行フモノトセハ、戒嚴地ハ陸軍ノ指揮監督ニ由リ地方官之ヲ施行ス可キカ、將タ陸軍ニ於テ施行スヘキカ。

一、凱旋時ニ於テ、外國各港ニ流行病ナクシテ、獨リ戰地ヨリ來ル船舶ノミニ檢疫ヲ行フモノトセハ、其檢疫官ノ組織モ亦軍醫ヲ加ヘ、若クハ軍人ノミニ專任スルモ可ナランカ。

一、汽車及汽船（軍艦ヲ除ク）衞生法ノ制定必要ナルコト。

一、此際臨時急難救濟病院組織概則ノ制定ノ必要ヲ、內務及陸軍兩大臣ニ建議スルコト。

この覺書を携へて、伯が最初に訪ねて行つたのは、後年伯の回顧談に據れば、川上操六將軍のところであつた。ところが川上將軍は、

「これは後方勤務のことだから、兒玉陸軍次官に行つて吳れ。」

と言ふので、ここにいよ〳〵兒玉陸軍大臣代理に面會することになつたのである。これが伯の兒玉將軍と會談した

最初であつた。

この會談において、凱旋軍隊に檢疫を施すことについては、殆ど問題がなかつた。何故ならば、上掲報告に、「陸軍次官男爵兒玉少將閣下、亦夙ニ野戰ノ終局ニ於テ軍隊檢疫ノ必ス缺ク可ラサルモノタル事ヲ篤信シ」とある通り、聰明なる兒玉次官は、石黑長官の建議によつて、この會談前夙くも、檢疫の實行を決意してゐたからである。

そこで必然に、問題は檢疫の實行方法に移つた。まづ最初は、戰後防疫に關し、內務省と陸軍省との責任の問題である。然るに兒玉次官は、それを一斷にして決した。流石の伯も、この英斷明決には、舌を卷いて感服せざるを得なかつた。

それを伯は、上掲「報告」のなかに、自ら次の如く記してゐる。

兒玉閣下時ニ陸軍大臣代理タリ。斷言シテ曰、凱旋軍人、軍屬並ニ陸軍用船ニ係ル一切ノ檢疫ハ、陸軍省其責ニ任スヘク、若夫內地ノ防疫ハ內務省ノ責務タルヘシト。議直ニ決ス。余ハ深ク兒玉閣下ノ英斷明決ニ服セリ。

かうして問題はさらに進んで、然らば何人を以て、この軍隊檢疫の難事業に當らしむべきか、といふことと、その實行には、果して幾何の金が要るであらうかといふ概算とが、會談の中心となつた。

四、兒玉と石黑と後藤

この軍隊檢疫の仕事は、世界の歷史にも前例のない難事業であり、從つてその成功が、歐米先進國の識者を驚かしたることは、獨逸のカイザーが、ある日本人の謁見に際し、

『どうも、貴下の國は偉いことをやるな。あの日清戰爭後の檢疫の手際には感服した。』

といつたのでも明かである。

實際あの當時には、據るべき先例もなく、參考とすべき外國の經驗もなかつたのである。從つてその事業の擔當者には、非凡な獨創力と、卓拔せる統率力、組織力に加ふるに、異常なる精力と膽略とが必要であつたのである。戰勝の氣に驕つた、しかも歸心矢のごとき將卒百萬を、一時たりとも祖國の岸に抑留して、これに窮屈な消毒をさせるのである。この海嘯のごとく、雪崩のごとき大群衆を、誰人の力か果して能く、秩序と統制の下に喰ひ止めることができるか。殊に一度喰ひ止め得たりとして、果して順序よく消毒することができるか。のみならず、果して目前に迫る短時日間に、これだけの大規模の設備が出來上るかどうか。

若し、これができなかつたら、日本全國の惡疫流行だ。

それは戰爭よりも恐ろしい禍害との鬪ひなのだ。果して誰れがこれに當り得るか。

この時、この難事業を、首尾よく仕遂げをほせる器量人は、牢から出たばかりの、後藤新平を措いて外になし、と考へ付いた人があつた。

それは、石黑忠悳であつた。

顧みれば伯の半生に於いて、この千里の馬を發見し、これを育て上げた伯樂は、數多くあつた。その少年時代には安場保和があり、阿川光裕があつた。名古屋時代にはローレッツ博士があり、衞生局時代には長與專齋があつた。しかしその間に、陰になり陽になつて、伯を挽き上げ、伯を助けたる、石黑忠悳の後援が、與つて力があつたことを忘

れてはならない。

さうしてこの場合も、石黒はすべての私を捨てて、後藤の將來の途を拓かうとしたのだ。

實際石黒といふ人は、面白い人であつた。瓢々乎としてゐるやうで、その眞底には、言ふに言はれぬ親し味があつた。時に飛んでもない冗談を言つて、さすがの後藤を面喰らはせることもあつたが、その行藏には少しも私心がなかつた。

次に掲げる逸話は、丁度この當時の話であるが、其處にも石黒らしい風格が現はれてゐる。それは石黒の追憶談によれば、かうである。

後藤君がごろ〳〵してゐた頃、面白い話がある。自分の座敷は二階で、後藤君のは下であつた。或る日備後あたりの資産家だと云ふ一人がやつて來て、

『野戰衞生長官閣下に、親の喘息を診察して頂きたい。』

と云ふ申出だ。よわつたナ。

『自分は成程明治五六、年迄は、診察もして、病家もあつたが、二十年以上も病人を手にかけたことがない。』

と云つて斷つた。處がそれでも是非野戰衞生長官閣下にと云つて動かないのです。

『君のお父さんはたつた一つしかない命ではないか。命が二つあるならば、自分が見てやつてもよい。尤も君の親父さんの命が三つもあるなら、モト内務省の衞生局長をして、近頃牢から出て來たばかりの、後藤新平君といふ醫者が、此の下に泊つて居るから、診てもらふがよい。』

と云つた。後藤君は是を聞いて、

『あなたはひどいことを言ふ。それも私に聞える樣にあんなことを云ふとは、隨分ひどい。若しも開業して居たなら、名譽毀損と營業妨害とで訴訟を起すのであるが。』

云々とて、笑つたことがある。此の事は餘程後藤君にこたへたと見えて、晩年迄幾度も「あなたはひどい」と云つてゐた。

萬事がこの調子であつた。後藤としても、怒るにも怒れなかつたであらう。それに石黑は、こんな冗談を言つてゐる間にも、著々として、後藤を軍隊檢疫の大事業に當らせるべく、準備工作を進めつゝあつたのである。

元來から言へば、軍隊檢疫事業の責任者たるべき者は、石黑忠悳その人であつた。然るに石黑は、征淸大總督府に從つて、旅順に進發することに決つてゐたので、他に適任者を物色しなければならなかつたのである。そこで石黑は、極力兒玉次官に後藤を推賞し、つひに兒玉を口說き落したのであつた。

その顚末を、石黑は次のやうに回顧した。

征淸の役もだん／＼に進むにつれて、後送さるゝ患者を始め、海を越えて往來する者が愈ゝ多くなつて來た。そこで私は考へた。支那は傳染病の巢窟である。やがて凱旋ともならば、百萬に近い人物が歸還するのだから、內地上陸に先だつて、傳染病の輸入を防止しなければならぬ。その爲めには是非大檢疫所を設ける必要があるので、宇品沖の似ノ島を選んで、大檢疫所設置の案を立てた。

然るにこの時余は小松宮殿下に隨つて旅順に赴かねばならない事になつた。それで余に代つて此の檢疫所を切り

廻して行ける適當な人物を物色して見たが、生憎、當時の醫界にも、陸軍方面にも人物が居らぬ。到頭困り拔いて、兒玉陸軍次官に相談したところが、矢張り適當な人物が無いで困つたといふ話だ。其處で、余は兒玉次官に向つて、

『然らば此處に一人の適任者がある。唯今余の宿に泊つて居る後藤新平だ。』

と云ふと、兒玉次官はいろ〳〵の事を余に訊ねた末、

『先日まで入獄して居た後藤では困る。』

と言はれるから

『兎に角本人に會つて見給へ。』

といふと、

『それもさうだ、今夜寄來して吳れ給へ、逢つて見よう。』

といふ事になつたので、其の夜直ちに後藤君を兒玉次官の許へやつた。

兩人は酒などを飮みながら語り合つたらしく、その夜遲くなつて歸つて來た。

そして兒玉の言はるるには、

『昨晩後藤と話して見たが、あの男なら十分やれると思ふから、直ぐ賴むことにしよう。』

との挨拶であつた。これが後藤と兒玉と相逢つた初めであつた。

註　伯の回顧談によれば、前項に記したごとく、伯は川上操六の紹介によつて、はじめて兒玉に會つたことになつてゐる。その

間に、一方石黒が、かうして工作をしておいたのであるか、或ひは伯か石黒かどちらかの記憶ちがひであるか、今これを詳かにし得ない。

しかし一方兒玉にして見れば、如何に石黒の推薦があつたにしても、毀譽褒貶の定まらぬ、しかも見ず知らずの後藤を、この大事業に拔擢するについては、相當以上の決斷を要することであつた。そこでなほ念のため、大藏主計官阪谷芳郎の意見をも徴した。それは後藤との最初の面會前であつたか、或はその後であつたか、分明でないが、阪谷もまた後藤を推賞するに及んで、兒玉の決意はます／＼堅くなつた。

右について阪谷は次の如く語つた。

それで又どういふ譯か、兒玉さんが私の所に相談に見えて、

『後藤にやらせようといふ石黒の論だが、後藤といふのはどういふ男か。』

といふ話があつた。私は、

『それは名案だ、あの人は牢に入れられたが、其の人の罪にあらず、自分の俠氣の爲めに牢に入つた。あの人を此のままねかすのは惜しい。こんどの樣な仕事には、もつてこいの打つてつけの役だから、お使ひになつたらようか。』

と言つた。兒玉さんは、何でも戰でない事は私に相談に來たのですが、

『君が賞める人ならよいから、それに決めませう。』

と言つて、歸られまして、それから後藤さんに此の仕事を命じられた。

かうして、やつと兒玉の意志だけは決つたが、さていよ〳〵この話を後藤に持ち出して見ると、意外にも彼は、卽坐に諾とは、言はなかつた。蓋しこの事業の甚だ困難なるを豫見してゐた彼は、相當の條件をつけて引受けるのでなくては、到底成功の見込がないと、思つたからであらう。

その會談の模樣は、伯自らの囘顧談によると、次の通りである。

兒玉さんは、國民に傳染病を撒くことはできんから、相當な設備は中央衞生會の御建議の通りやらうと思ひます、といふことであつた。それから誰れをやらうと言つたら、石黑さんが、

『私自身がやればいいのだけれども、大本營を旅順大連に進めるといふことになつて居ると、私はできないから、これをやる者は後藤君より外に陸軍にはありませぬ。』

と卽座に言明された。

『後藤、それでは君、やつて吳れるか。』

『イヤ私にはできません。』

『これだからこの後藤は困るんです。』と、石黑さんが言ふ。

かうして後藤が、直ぐに引受けようと言はなかつた口實は、出獄の際、もう決して官途には就かぬと、決心してゐるからといふことであつた。そしてこの點で、駄々をこねて、結局、臨時陸軍檢疫部に獨得なる官制をこさへさせたことは、後に說く通りである。

さて、かうして押問答を重ねてゐるうち、兒玉は話頭を一轉した。伯の囘顧談は續く。

『然しその經費はどの位かかるかな石黑。』
ところが石黑が、
『それは後藤の方が知つて居る。』
といふので、私に問はるるから、
『先づ百萬圓でせうな。』
と言ふと、石黑さんは、
『さういふ巨額を言ふからどうも實行がいかんのぢや。』
というて石黑さんが手を擧げてかうやつた。ところが兒玉さんが、
『さうか、それはよからう。』
と言つて暫く考へて居つたが、石黑さんが、
『そんなには要らぬだらう。』
『それならあなたが勘定して御覽なさい。』
君の方が精しいから要るといふことを概算して吳れと石黑さんが言ふから、かう〳〵と大要を話した。
『ウム大體要るな。』
と言ふから、
『けれども百萬圓でこれを防禦することが出來れば、何千萬圓といふ損害を防ぐ利益があるといふことから考へ

ると、それで結局豫防が安くできるわけでごわせんか。』

兒玉さんがそれを聽いて居たが、

『君百五十萬圓出したならば、きつとやつて呉れることが出來るか。それはこれを防遏するといふことに付いては、惜むものではない。』

と言うた。これは陸軍軍事最高の決議。そこで石黑さんはやるかといふ。わしはやらん。それでは今日はこれだけにして置かうといふことで、一旦別れて歸つた。

百萬圓でも巨額すぎるといふのに、百五十萬圓あればきつと出來るかと問ふあたり、まさに兒玉の面目躍如たるものがあり、後藤もこれには心服して、この人の下ならば、この難事業に當つても、仕事の仕甲斐があると感じたらうと思はれる。しかしそれでもまだ、彼は確答を與へなかつた。

伯の回顧談はなほ續く。

それから石黑さんが呼びに來た。宿屋は同じ宿屋であるけれども、別の部屋に居たのです。

『君、あれは兒玉は餘程奮發して、百五十萬圓なんかと言つたが、大變なことだ。君はあれをやつてやつたらよからう、どうか。』

『イヤわしはやらん。』

『君は足もとを見てそんなことを言ふ樣では困る。』

『さういふことを思はれると困りますが、私は役人をしない決心をして居る。』

『そんなら君、中央衛生會はどうしてなかつたか。』

『これは委員だから、違ふといふことだからやりました。』

石黒さんにしては、私の先輩で、中央衛生會が今度檢疫のことに關するに付いては、後藤を委員にするがいいといふことを手紙を書いてやつてあるのだから、そんなことを言ふならば、貴樣を委員にしてやつたのは俺だぞ、といふ考へは、石黒さんはあつた樣です。それでいろ〱話があつたが、その翌日、兒玉さんから呼びに來て、

『石黒から賴んだが、君やつて吳れるか。』

『いえ、わしはやりません。』

『まあ、石黒とはどんな議論があるか知らんが、これは國家の用事だから、君やつていいではないか。』

かういふので、

『然し私は軍人にはなりません。』

『それは君のいいやうに、官制は作つてやるから。』

かういふのだから、もう落城しちやつた。

『そんなら石黒さんと相談して申上げます。』

といふやうなことで、陸軍に出ることになつた。

かうして臨時陸軍檢疫部は、武官をその部長に、文官をその事務官長となし、一切の事務は皆文官事務官長

に一任するの制度となつたことは、後に述べるところであるが、その顚末は、伯は回顧談において、次のやうに語つてゐる。

その時私は兒玉さんを感心しましたな。かういふことがある。その時陸軍に出てやつて吳れんかと言つたけれども、私がつむじ曲りを言つて、

『どうぞお斷りします。私は牢から出て來て、陸軍軍醫の終身官に就いたなんと言はれちや、洵になんですから、私はお斷りします。』

と言ふと、

『なあにそれは、佐々木東洋が明治十年の役に出て罷めたやうに、あと罷めさへすればいいではないか。』

『兎に角私は、陸軍の方はいやです。』

かういふやうな話で、そこで臨時陸軍檢疫部の官制を改めて、文官で陸軍の行政をやる官制が初めて出來た。さうして部長は兒玉さんがやつて、その事務官には、大中佐、少佐、大中少尉が任ぜられる官制が出來た。かういふのが臨時陸軍檢疫部であります。

五、臨時陸軍檢疫部官制

臨時陸軍檢疫部の官制が內定したのは、明治二十八年三月の中旬であつた。當時また廣島に在つた石黑は、三月十四日附、直ちにそれを東京なる後藤のところに、次の如く報じた。

大阪自由亭より被發候尊書著、了知候。さて官制之義は已ニ總理大臣閣下えも一覽濟、陸軍次官より井上と申人ニ爲持上京候間、陸軍省ゟ提出之事と存候。

檢疫部長　　将官

事務官　　将校若クハ相當官文官

貴下ヲハ事務官ニ被任候事ニ有之候。即チ衛生局長兼陸軍檢疫事務官と被成候事と被存候。○汽罐其外之事、いさゐ了知。下村之事、又他の技術家之事も了知。御書上之趣、一々次官ニ申立置候。○小生内々來月上旬には、必渡淸可相成付てハ檢疫之事ハ貴君へ一托可然と、次官へ申立置候。但し一托被成、毫も不及顧慮候。後藤之小生か懸念スル所は、少し尚若くして、粗笨之處アル而已、他は無毫慮と申置候。是は赤裸眞實之處ヲ貴君ニ申置候。小人が大人を覗ふ、固より不中處多し。御海容〳〵。先は右申入度、陸軍省にては、副官山内大佐に御引合可然候也。

かうして臨時陸軍檢疫部官制は、明治二十八年三月三十日、勅令第三十三號を以て、次の如く定められた。

臨時陸軍檢疫部官制

第一條　臨時陸軍檢疫部ハ、陸軍大臣ノ監督ニ屬シ、傳染病ヲ豫防スル爲メ、地方官ト相待テ、戰地ヨリ歸航スル船舶ノ檢疫ヲ施行ス。

第二條　臨時陸軍檢疫部ニ左ノ職員ヲ置ク。

一　部　長

二　事務官

三　書　記

部長ハ陸軍將官、事務官ハ陸軍上長官士官、書記ハ下士ヲ以テ之ニ充ツ。但事務官及書記ハ、必要ノ場合ニ於テ、他ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得。

他ヨリ任用スル事務官ハ奏任、書記ハ判任トス。

第三條　前條職員ノ外技術家ヲ囑託スルコトヲ得。

第四條　部長ハ陸軍大臣ノ指揮ヲ受ケ部内ノ事務ヲ管理ス。

第五條　事務官ハ部長ノ指揮ヲ受ケ、部務ヲ掌ル。

第六條　書記ハ上官ノ指揮ヲ受ケ、庶務ニ從事ス。

第七條　檢疫施行ノ方法及檢疫所ノ位置ハ、陸軍大臣之ヲ定ム。

さうしてその部長には、兒玉陸軍大臣代理自らその任に當り、その下に事務官長として、伯が縱橫の才腕を揮ふことになつた。それが彼等兩人の水魚の交はりの起りである。この組立ては、彼等が苦心の末に作つた陣立であつて、その然りし所以は、石黑が次のやうに語つてゐる。

凱旋兵卒は、永い年月砲烟彈雨をくぐつて、漸く生き延びて來たのだから、一刻も早く內地に上陸したがる。將官連中は尙更のことで、消毒だの檢疫だのと云つても、なみの人間の云ふことは中々きかない。併し石黑なれば、それ等の人は、皆若い少尉時代のことから知つてゐるので、

『ナンダあの頃ペコ〳〵してゐたのではないか。』
と云へば、誰れにも我儘を云はせない。どうも株、乃ち重みと云ふものは妙なもので、此の株で押へて行くのである。それで檢疫事業は專ら自分がやるつもりで、案を立てたが、遽かに小松宮殿下に屬從して旅順に行かねばならぬことになつたので、後藤君にやらせることにしたのであつた。併し前に云つた樣な關係で、後藤君だけでは、此の株卽ち重みがないから、到底押へ切れまいと思つたので、兒玉に「部長は必ず君がやられよ」と云つて、臨時檢疫部部長には兒玉君を、次官の形式として其の事務官長を後藤君としたのであるが、實際は何もかも後藤君が一人でやつたのである。

事實、四月二十六日に發布されたる「臨時陸軍檢疫部檢疫規則」の職制によれば、檢疫部長の權限を、

第一　臨時陸軍檢疫部長ハ事務官以下ヲ指揮シ、各臨時陸軍檢疫所ノ業務ヲ監督シ、陸軍檢疫一切ノ事務ヲ擔任ス。

第二　臨時陸軍檢疫部長ハ、事務官以下ノ職員召集、若クハ差遣、又ハ部外ニ交渉シ、檢疫事務ノ完行ヲ期スヘキモノトス。

第三　臨時陸軍檢疫部長ハ、必要ニ應シ、傭人ヲ使用スルコトヲ得。

と定めたる後、その第五において事務官長の職務を、次の如く規定して、殆ど事務官長の獨斷專行により、檢疫事業を執行し得るの仕組みとした。

事務官長ハ部內一切ノ事ヲ管知シ、部長ノ命ヲ承ケ、檢疫方法ヲ計畫シ、部內事務ノ整理ニ任シ、且ツ部長事故

アルトキ、又ハ部長ノ委任ヲ受ケ、成規定例アルモノハ、部長ニ代リテ之ヲ處理ス。事務官長ハ各部團隊及諸官衙ニ對シ、其名ヲ以テ、文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得。

六、復命書

愈々兒玉と後藤との二人で、この難事業を引受けるときまると、これに石黒を加へて、三人は鳩首凝議、一瀉千里の勢ひをもつてその手續、方法、分擔等を決定した。

爰に於いて伯は、三月十二日附をもつて、中央衛生會委員の資格で、次の通り、會長長與專齋に復命した。

過般廣島へ派遣命セラレ、久米內務省參事官同行、廣島ニ於テ、兒玉陸軍次官及石黑軍醫總監參席熟議ノ末、別紙甲乙號之通、陸軍省ニ於テ、凱歸ノ軍隊及現時歸朝ノ軍夫等ニ對シ、檢疫豫防ノ方法手段ヲ盡シ、內務省ハ主トシテ內地ニ於ケル傳染病ノ發生、及蔓延ヲ防遏スルノ方法手段ヲ盡スヘキコトニ協議相遂ケ候間、此段復命候也。

甲號

一、各上陸ノ場所ニハ、消毒所、避病院、其他傳染病豫防上必要ナル諸般ノ設備ヲナス事。

二、外國ニ於ケル傳染病豫防ノ爲メ、船舶檢査規則ヲ施行スルトキハ、該檢査ヲ施行スル港以外ニ於テ上陸地ヲ定メテ、前項ノ設備ヲナス事。

三、占領地ニ於テ傳染病流行シ、又ハ流行ノ兆アルトキハ、該地ヨリ來ル船舶ニ對シテハ、其船舶ノ陸軍用船ナ

ルト否トニ拘ハラス、總テ檢疫ヲ施行スル事、但用船以外ノ船舶ハ、用船ト同一ノ取扱ヲナシ得ル樣、豫メ規定ヲナス事。

朝鮮國ニ於テ傳染病流行シ、又ハ流行ノ兆アルトキハ、該國諸港ヨリ來ル船舶ハ、陸軍用船ニ限リ檢疫ヲ執行スル事。

四、戰地ニ於テ虎列刺病發生シ、又歸來ノ船舶中ニ虎列刺病發生シタルトキハ、消毒若クハ停船スル事。發疹窒扶私モ亦同シ。

五、第三項ニ記載シタル船舶ニ乘組メル者ハ、其軍人軍屬タルト否トヲ問ハス、均シク檢査消毒ノ手續ヲナス事。軍夫ノ爲メニハ、特ニ凱歸ノ際停留所ヲ設ケ、合宿セシメ、四日以上ヲ經テ健康ナルコトヲ認メタル後、解放スル事。

六、前數項ハ總テ陸軍省ニ於テ擔任處理スル事。但海軍所屬ノ船舶ハ此限ニ在ラス。

七、前各項ノ如ク、陸軍凱歸ノモノニ對シテハ、陸軍省豫防消毒ノ手段ヲ盡スヲ以テ、內務省ハ主トシテ內地ニ於ケル傳染病ノ發生傳播ヲ豫防スルノ手段ヲ盡ス事。

乙號

一、陸軍用船ニハ必ス醫師ヲ乘組マシムル事。

一、軍夫ハ本部ニ送還シタル上ニアラサレハ解傭セサル事。並ニ特ニ合宿所ヲ設ケ、五日間之ニ入所セシメ、健康ヲ認メタル後、解放スル事。

七、衝天の意氣

臨時陸軍檢疫部の主なる職員は、次の通りであつた。

部長	陸軍少將	兒玉源太郎
事務官長	事務官高等官三等	後藤新平
事務官	陸軍一等監督	吉田公宗
	陸軍一等監督	廣虎一
	陸軍步兵中佐	兒玉恕忠
	陸軍步兵中佐	九里孫次郎
	陸軍一等軍醫正	加古鶴所
檢疫課長	陸軍二等軍醫正	武谷水城
庶務課長	陸軍步兵大尉	石丸言知
會計課長	陸軍一等軍吏	平川信吉
建築課長	陸軍技師高等官六等	瀧大吉
會計課長	陸軍三等軍吏	田邊金三郎

○似島檢疫所及避病院

所長	事務官陸軍砲兵大佐	江間孚通
次長	事務官陸軍步兵中佐	橋本昌世

避病院長　　事務官陸軍二等軍醫正　　澁谷彥一郎

〇彥島檢疫所及避病院

所　長　　事務官陸軍步兵中佐　　津下　弘

次　長　　事務官陸軍步兵少佐　　喜田精一

避病院長　　事務官陸軍二等軍醫正　　林　德門

〇櫻島檢疫所及避病院

所　長（六月七日本部附）　事務官陸軍二等監督　　黑川秀行

次　長　　事務官陸軍步兵中佐　　酒井三太郎

避病院長　　事務官陸軍二等軍醫正　　梶井　正

伯はかくして、戰後軍隊檢疫といふ難事業の直接責任者となつた。

これは或る意味において、伯の運命の一分岐點であつた。若しこの時の日本が、かかる難事業を必要とせず、また若し必要とするも、運命が伯にそれを授けるを吝んだならば、伯の生涯はよほど變つたものになつてゐたに違ひない。伯の知己の一人たる金杉英五郎も、またこれと同樣の意見を吐いてゐる。

伯は（中略）漸く起死囘生の期到來し、明治二十八年三月三十日附（註、實は四月一日附である）を以て、

非職內務省衞生局長兼中央衞生會幹事從五位　後藤新平

任臨時陸軍檢疫事務官（高等官三等）

なる辭令書を受け、初めて兒玉將軍に接し、檢疫の新事業を擔任することになつたのである。これが卽ち伯が將

來得意の人となるか、失意の人となるか、國家主義の人として留まるに至つたか、社會主義の人となつたかの境界線であつて、國家にとつても、伯自身にとつても、最も大切なものであつたことは、敢て野人を待たずとも、伯の性質を知れるものの必ず同意せらるる所であらうと思ふ。

この金杉の言葉は、或る程度まで、眞實を穿つてゐると思ふ。殊に伯を評して、「元來伯は冷熱變遷の極端に達する性質にて、熱する時は燒却せねば止まず、冷きときは凍却せざれば止まぬと云ふ、常人の測り知るべからざるものがあつた。」と言つてゐる金杉としては、かく觀るのが當然の結論であらねばならぬ。

加ふるに、伯が軍隊檢疫の事業を引受けた時は、相馬事件で入獄したことの苦い記憶が、まだ腦中を支配してゐたころであり、從つて伯の胸中には、一種の敵愾心と復讐心とが、炎々として燃えてゐた。

『今に見ろ！　奴等を見返してやるぞ！』

そんな意氣込みで、伯は臨時陸軍檢疫部の仕事にとりかかつたのであつた。それについて、金杉英五郎は、次のやうに語つてゐる。

伯は明治二十八年七月三日、事務打合せの爲め任地より上京し、左の意味の談話をされた。（談話略）而して其の談話中には、

『おれは何でもかんでも、すばらしい事を爲して、これ迄俺に反對し、俺を苦しめた奴等に一泡ふかしてやらねばならぬ。』

と言ふのが口癖であつた。其の敵愾心は決して賞すべきでは無いが、これ後來伯が何事にも全力を注いで努めた

るエネルギーの一部となつた様にも想はれた。又始終稚氣滿々として、「後藤新平此處に在り。」と振り廻したいも、右の意志より割り出したるものでは無かつたらうか。

伯の檢疫事業は、實にかうした意氣込でとりかかつた仕事であつた。

八、空前の大檢疫所

かうして戰後軍隊檢疫の一大難事業遂行の全責任を負うた後藤事務官長は、直ちに上京して、四月三日、關係諸士の會同を求め、檢疫實施上の技術的大方針を決定した。卽ち「報告」に次の如く記してゐる通りである。

臨時陸軍檢疫部檢疫ノ方案ヲ定メンカ爲メ、事務官後藤新平ハ、四月三日、東京ニ於テ、中央衞生會委員長谷川泰、醫科大學教授醫學博士緒方正規、醫科大學助教授坪井次郎、內務省技師醫學博士中濱東一郎、傳染病研究所長醫學博士北里柴三郎、並ニ陸軍省醫務局長心得陸軍々醫監足立寛、同醫務局御用取扱陸軍二等軍醫正吉田迂一等ノ會同ヲ催シ、機關技術囑託下村當吉ヲ參列セシメ、陸軍檢疫方案ヲ提出シテ審議ニ付セリ。

この會同によつて決定された事項は、第一「檢疫法」について四項、第二「上陸地ノ準備並消毒ノ程度」について四項、第三「蒸汽消毒裝置」について六項等、合計二十一項であつた。

かくして施行方法の大方針は定まつた。然らば實地施設の計畫は如何。「報告」の記するところによれば、次の如くであつた。

我征淸軍隊ノ凱旋ニ際シ、軍隊檢疫法施行ノ議アルヤ、其檢疫所ハ開港場ヲ避ケ、宇品、馬關、大阪ノ各附近地、

及ヒ北海道小樽ノ四箇所ニ設置シ、之カ設備ノ期限ヲ三箇月トシ、其經費ノ概算ヲ一百萬圓トシ、臨時陸軍檢疫部ヲ置テ其ノ事務ヲ管掌スヘシトノ事ニ決セリ。各檢疫所ノ計畫ハ似島檢疫所ニ於テハ一日五千人乃至六千人、彥島、櫻島、小樽ノ三檢疫所ニ於テハ、一日各二千五百人乃至三千人ノ檢疫消毒ヲ施行シ得ルヲ目的トシ、土地ノ廣狹、消毒裝置、屋舍ノ大小等、皆此目的ニ準シテ設計セリ。而シテ其消毒機關ノ技術的設計ノ事ハ、元內務省技師ニシテ曾テ內務省各消毒所管各消毒所ニ設置セル消毒汽罐ノ設計ニ任シ、其技術ニ經驗アル下村當吉ニ之カ主任ヲ囑託セラレ、事務官後藤新平ヨリ、學術上改正ヲ要スヘキ諸點ヲ明示シタリ。其他工事上全般ノ監督ハ陸軍技師瀧大吉之ニ任セリ。

卽ち最初の計畫によれば、似島（宇品附近）、彥島（下關附近）、櫻島（大阪附近）及び小樽の四箇所に檢疫所を設けて、凱旋軍の檢疫を行ふ豫定であつたが、輸送上の關係から、小樽を除き、似島、櫻島の三箇所に集中することになつた。

しかもその規模たるや、似島檢疫所では一日五千人乃至六千人、彥島、櫻島では、各一日二千五百人乃至三千人の檢疫を施行し得る設計であるから、まさに前古未曾有の大計畫である。從つてその構內敷地の如きも、似島二萬三千坪、彥島一萬九千坪、櫻島二萬四千坪といふ廣大なものであつて、その上に建つ建物も、その主なものは消毒部、(似島十四棟、彥島十二棟、櫻島十棟）停留舍、(似島二十四棟、彥島二十四棟、櫻島十五棟）避病院、(似島十六棟、彥島十三棟、櫻島十二棟）であるが、その他事務所、兵舍、倉庫、炊事場、並厠圊等、總棟數似島は百三十九棟、彥島は百五十三棟、櫻島は百九棟、外に火葬場各一箇所、汚物燒却場各二箇所づつである。さうしてこれらの屋舍坪數は左

の通りであつた。

	似島	彦島	櫻島
檢疫部及附屬舍トモ	二三四、五〇	一八三、〇〇	二七六、五〇
消毒部及附屬舍トモ	七二九、五〇	六〇五、七五	五九四、〇〇
停留舍及附屬舍トモ	※三、七九三、〇〇	二、五九二、四〇	二、二九四、〇〇
避病院及附屬舍トモ	三、四三五、〇〇	一、七六五、五〇	一、九三二、〇〇
兵舍及附屬舍トモ	六三五、〇〇	三二八、五〇	三二三、〇〇
倉庫	八九〇、〇〇	四五〇、〇〇	六〇〇、〇〇
合計	九、七一七、〇〇	五、九二五、一五	六、〇一九、五〇

※ 似島檢疫所停留舍坪數ニハ二階千百坪ヲ含ム

しかもその完成期限は僅かに三箇月。その間に、海を埋め、樹を切拂ひ、地均しをし、家を建て、屋根を葺き、諸道具一切を運び込み、電信、電話、電燈の設備をなし、加ふるに、その間に全く類例なき大消毒罐を製造して備へつけるといふのだから、まさに太閤の一夜城にも比すべき大工事であつた。知らず、後藤事務官長に何の祕策あつて、それを成就せんとするのであるか。

九、今樣清洲城普請

三檢疫所のうちで、一番規模の大きかつたのは、似島であつた。

似島といふのは、宇品港から西南三海里ばかりにある小島で、背後には所謂安藝富士を背負つてゐる。檢疫所の敷地となつたのは、その東麓の釜揚及びその附近一帶の地であつた。地形は一體に「東北海岸ニ向ツテ傾斜シ、潮水干滿ノ差ハ十尺餘、大艦巨船ノ碇泊ニ適スル良港灣」であつて、この點遙かに彥島や櫻島に優れてゐた。尤も土地が狹隘なので、海面を埋立てて一町五反四畝十七歩の新敷地をつくり、これを補つた。「報告」に「土地ノ削平、海面ノ埋立ニ、日夜數千人ノ工夫ヲ使役シ、開成セシ」とあるを以て見ても、その如何に大工事であつたかが想像できる。

彥島檢疫所は、下關港に接せる彥島の南岸なる弟子待に地を相し、民有地を借上げてその上に建設した。恰かも福岡縣の大里と相對して下關港の咽喉を扼し、地圖の上では頗る適當の地のやうに見えるが、潮流急激、風勢烈しくして小蒸汽船や艀の繫泊に便ならざるのみならず、地積狹隘なるため屋舍の配置に苦しんだ。しかし事急にして已むを得ずこの地に決したのであるが、いよ〳〵工事を始めて見ると、下關と門司とだけでは、建築材料に乏しく、大工や職工も少なく、似島に比べれば、その規模は約半分であるにも拘はらず、工事の困難はむしろ似島以上であつた。

櫻島檢疫所は、大阪の天保山と安治川を隔てて相對せる地、西成郡南新田字櫻島に定めた。この邊は海上一帶に水淺くして、大艦巨船は遠く一海里以上の沖合でなくては碇泊できぬ上、風浪避難の場所は兵庫の和田岬以外にはない。檢疫所として不適當なのは勿論であつたが、これまた他に適當の地を求めるの暇がなかつた。地所は砂濱で凹凸が多く、土工建築には困難ではあつたが、ただ大阪に近いだけに、材料や職工の蒐集には、甚だ便利であつた。

さて後藤事務官長から、この大工事の指揮を命ぜられたのは、瀧大吉といふ工學士であつた。それが如何に土木建築學上型破りの急工事であつたかは、專門家たる瀧工學士が、最初憤然として、それを拒絕せんとしたことに依つて

も貧はれる。林茂香は、それを次の如く語つてゐる。

建築課長は陸軍技師で瀧大吉とか云ふ工學士の人であつたが、公が此人に向つて、何日までに竣工させよと命ぜられたら、工事の順序を説明し、無理な注文で、とても出來ぬと答へた。公が、

『君の言ふ順序の如くすれば、素人の俺でも出來(でか)す。君が工學士で居ながら出來ぬと云ふのは、君が無理だ。何が何でも何日までに是非遣つ付けろ。出來ぬのでは無く、君が遣らぬのだ』

と、押し付け命令に、瀧技師はブリ／＼怒つて居たが、其の晩に御馳走されて、うまく說き付けられたと見え、翌日は機嫌を直し、部下に對して、是非期日までに遣つ付ける樣に指圖する樣であつた。

然るに時局の進展は、さなきだに無理な急工事を、ます／＼困難なものとした。即ち最初は六月いつぱいに完成して、七月一日から開所する豫定であつたものが、講和談判の結果として、形勢が急に一變し、六月から開始しなければ、檢疫部設置の目的を達し得なくなつたことである。

三箇月でも無理なことを、また一箇月繰上げようといふのだ。

かくして檢疫所の工事は、まるで戰場のやうな有様となつた。その情況を敍して、「報告」は似島檢疫所の建設につき次の如く記してゐる。

一方ニハ此大土工ト同時ニ、廣島市國泰寺村小學校ノ運動場ヲ借入レテ切組工場ニ充テ、隨テ成レハ隨テ之ヲ似島ニ送リテ建築シ、埋立土功一歩ヲ進メハ、建築モ一歩ヲ進メ、甚シキハ一棟ノ建物ニシテ、半ハ未タ柱ノ建設ヲ了ラサルニ、半ハ既ニ屋根ヲ葺ク等、只管其功程ヲ急キ、終ニ五月三十一日ヲ以テ二萬餘坪ノ土工ト、九千

餘坪ノ建築ヲ了セリ。其ノ間僅々二箇月ニ充タサルナリ。

この土木建築工事中、特に人々を周章せしめたのは、彥島檢疫所に於いて、コレラ病の發生したことであつた。その顚末は、臨時陸軍檢疫部日誌に、次の如く記されてゐる。

○五月十九日

一　部長事務官早朝馬關ニ向フ。午後五時著、彥島ヲ巡視ス。○彥島檢疫所工場ニハ、再昨十七日工夫三名虎列刺病ヲ發スルヤ、場內一般大ニ恐怖シテ、工夫悉ク遁竄シ、部長等一行ノ巡視セル時ハ、全ク工事ヲ中止シ居レリ。其混雜ノ狀、筆舌ノ盡スヘキ所ニアラス。依テ場內ニ於テ濫リニ飮食スルコトヲ禁シ、別ニ給食法ヲ設ケ、其他大ニ豫防上ノ措置ヲ爲シテ工夫ニ安心ヲ與ヘ、漸ク工事ヲ繼續スルコトヲ得セシム。

土木建築の方は、どうにか間に合せることが出來たとしても、問題は十三組の大蒸汽消毒罐である。これは土木や建築のやうな荒仕事でないだけに、さう簡單には行かない。その顚末について、「報告」は次の如く記してゐる。

此事業ノ骨髓タル蒸汽消毒罐、其數實ニ十三組ノ多キヲ要シ、尙電燈用汽罐ノ製造ヲモ要スルカ故ニ、東京及神戶大阪ニ於ケル各製造所ニ就テ、短日子ニシテ之レカ成工ヲ爲シ能フヘキヤ否ヲ調査シ、終ニ神戶川崎造船所、大阪鐵工所、東京石川島造船所、東京三好工場等ノ四所ニ、其製造及据付ヲ命シ、期スルニ六月下旬ヲ以テス。而シテ建築諸工事ハ、汽罐竣工以前ニ落成セシムヘキコトヲ約シ、七月一日ヨリ檢疫事業開始ノ豫定ヲ以テ、諸般ノ措置ニ著手セリ。然ルニ講和談判ノ結果トシテ、形勢一變、凱旋ノ期迫リ、七月以前ニ開始スルニ非スンハ、本部設置ノ目的ヲ達スルコト能ハサラントスルニ至レリ。是ニ於テ其開始ヲ一箇月間繰上ケ、北海道小樽ヲ廢シ

テ、似島、彦島、櫻島ノ三所トシ、大工職工役夫ヲ増シテ晝夜兼行シ、督責奬勵只管其成效ヲ急クニ當リ、或ハ工場ニ虎列刺病ヲ發シ、或ハ風浪ノ爲メニ材料ノ運漕ヲ遮ラル、等、諸多ノ障碍ニ遭遇シ、其進行ヲ妨ケラル、コト少カラサリシモ、幸ニ神戸川崎造船所、大阪鐵工所、及東京石川島造船所等、期限ノ短縮ヲ諾シ、工費ヲ增加セスシテ能ク其要求ニ應スルコトヲ力メタリ。是ヲ以テ其期ヲ過タス、六月一日ヲ以テ似島、櫻島ノ兩檢疫所ヲ開キ、次テ五日彦島檢疫所ヲ開キテ、事業ニ從フコトヲ得タリ。

かうした事情であつたから、機關工事の主任たる下村當吉の働きは、全く死物狂ひであつた。伯もまたあらゆる智慧を搾り、太閤の故智に倣つて、只管工事の進捗をはかつた。林茂香の語るところによると、次の如くである。

下村當吉は機關工事の主任で、三箇所かけ持ち、不眠を續けるので、眼を腫らし、手拭で鉢卷をして居た。機關工事が一番手間が掛るので、終に懸賞とし、此の部分を明朝六時までにでかせば三十圓、それより早く五時迄に出來れば四十圓、四時迄ならば五十圓と云ふ風にしたが、一週間も不休不眠が續き、職工はハンマーを握つたまま大の字に睡り込み、搖り起しても、只ハイ／＼と返事をする計りで、全く弱りこんでしまつた。

しかも檢疫開始期日が、あと三日と迫つた時に、飛報は櫻島より來つて、一同を呆然たらしめた。

大鐵管の一部破裂！

その時のことについて、林茂香は次の如く語つた。

此の電報には一同喫驚落膽、言葉も出でず、只顏を見合はすのみ。下村は「モウアカン」と兩手で面を掩ひ俯しこんでしまつた。

陸軍中佐兒玉恕忠と云ふ人が、事務官長の軍規上の顧問と云ふ格で來て居た。右の大鐵管破裂の電報の來た時には、公もまだ出勤されず、兒玉中佐も居ず、それから公も中佐も出て來て、これは困つたなあ、と云ふ次第であつたが、中佐が『之れが戰爭に負けた所だ、大阪口が破れたのだ、さあ盛り返さうではないか。』と言ひ出した。ところが、沮喪した士氣が此の一言に鼓舞され、忽ち元氣を生じて、下村は直ちに大阪に出掛け、檢疫開始までに、鐵管も出來上つたと云ふことがあつた。

一〇、舟を燒き橋を斷つ

かくして工事やうやく進んで三分の二に至るや、五月九日、伯は大膽にも、檢疫所開始期日を一箇月繰上げて、六月一日（彥島は五日）とすべき旨を發表した。臨時陸軍檢疫部日誌には、次の如く記されてゐる。

〇五月九日

一　部長ノ名ヲ以テ、陸軍大臣ニ、各檢疫所位置ヲ似島彥島櫻島ノ三所トシ、開始期日ヲ似島櫻島ハ六月一日、彥島ハ六月五日トスヘキ告示案ヲ具シ、發布セラレンコトヲ上申ス。事務官長ハ此告示案ヲ部長ニ進達スルニ方リ、左ノ通見込ヲ添申ス。

似島消毒場字品

開場來ル六月一日

人員ノ上陸消毒

一回ヲ二百二三十人（軍隊ノ一個中隊）ヲ一組トシ、二時間以内ニ著服消毒、携帯品消毒、入浴ノ完了シ、一晝夜ニハ五千人乃至六千人（五百人搭載シタル船十艘乃至十二艘）迄ハ消毒通過ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキ見込。

彦島消毒場下之關

開場來ル六月五日

人員ノ上陸消毒

一回ヲ二百二三十人（軍隊ノ一個中隊）ヲ一組トシ、凡三時間以内ニ著服消毒、携帯品消毒、入浴ノ完了シ、一晝夜ニハ二千五百人乃至三千人（五百人搭載シタル船五艘乃至六艘）迄ハ、消毒通過ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキ見込。

櫻島消毒場大阪

開場六月一日

人員ノ上陸消毒

彦島ニ同シ

右乘船人消毒ノ外、毛布外套ノ類、防寒具ノ類ハ、入港船舶ナキノ日ニ於テハ、似島ハ大凡六七千人ノ消毒ノ施行シ、彦島櫻島ニ於テ四五千人ヲ消毒スル甚容易ナリ。

この發表は、検疫部としては、非常な英斷であつた。かくもはやく期日を發表して、若しそれまでに完成できなか

つたならば、部長、事務官長をはじめ、所員の責任はどうなるか。しかし伯は、非常なる自信を以て、これを發表した。祕書林茂香は、これに就いて、次の如く語つた。

斯かる次第で、工事はまだ大半途の時に於いて、二週間位の後に檢疫開始の告示を發布された。佘は心配でたまらず、公に、

『大丈夫ですか。それ迄に工事が捗取りませうか。軍隊は歸つて來る、消毒は出來ぬとあつては大變ではありませんか。』

と言つたら、

『貴樣等の樣な小豆粒の樣な膽玉でどうするか。遣らうと思うて掛れば出來ぬことがあるものか。』

と、眞に大膽なものだ。且言はるるには、

『拔き差しの出來ぬ樣にして置かねば、皆の奴等が本氣で仕事をしない。』

正に舟を燒き橋を斷つ、古への名將の故智だ。

さらに伯自ら筆を採つて記せる「報告」の序文には、次の如く記されてある。

臨時陸軍檢疫部ノ設置アルヤ、本部ヲ東京ニ、出張所ヲ廣島ニ置キ、四月五日ヲ以テ開廳セラル。佘ハ屬僚ト共ニ廣島出張所ニ駐留シ、且大阪馬關ノ間ヲ往來シテ、專ラ其設備ニ勉メ、五月九日ニ至リ、建築製造ノ諸工程凡ソ三分ノ二ニ進ミタルヲ認メ、斷然決意、直ニ部長ヲ經テ、六月一日ヲ期シ檢疫事業開始ノ告示ヲ發布セラレンコトヲ、陸軍大臣ニ上申セリ。是畢竟、速ニ我決意ヲ示シテ、世人ヲシテ疑懼スル所ナカラシメント欲スルニ出

テタリト雖モ、然レトモ當時汽鑵ハ尙製造中ニ屬シ、建築土工モ未タ地均ヲ了ヘサル所アリ、若シ其成功期限ヲ過マルコトアランカ、余ノ罪ヤ實ニ大ナリシナリ。幸ニ各般ノ事豫期ニ違ハス、其期日ヲ以テ事業開始ノ運ニ至レルモノ、一ニ本部職員以下、建築製造ノ監督者、請負人、諸職工等、皆報國ノ赤誠ヲ以テ、拮据其事ニ勉メタルノ結果タラサル無キヲ得ンヤ。

一一、蒸汽消毒汽鑵の成功

かくして土木建築の工事が、著々として進行する一方、有名なる大蒸汽消毒汽鑵製作も、夜に日を繼いで進捗し、その据付けを了した。しかしながら、果してそれは、豫期の消毒の効果を擧げ得るであらうか。

それは傳染病學專門家の試驗を俟たねばならぬ問題である。さうしてその任に當つたのは、伯の親友北里博士であつた。

しかも試驗の結果は、實に驚くべきものがあつた。何となれば、「報告」に、

此試驗ニ於テ最モ效益ヲ得タルハ消毒時間ナリ。從來蒸汽消毒時間ハ、百度ノ熱氣中ニ一時間置クヲ常トセシカ、我檢疫部ノ消毒鑵ハ、三十分間ニシテ確實ナル成績ヲ收ムヘキ效果ヲ得、時間ニ費用ニ及ヒ檢疫ノ進行上ニ利益スル所實ニ大ナリト謂フヘシ。

とある通り、消毒時間を半減するを得たからである。

北里博士の試驗復命書は次の通りであつた。

（前略）小宮該蒸汽消毒汽罐ノ果シテ消毒ノ效力アリヤ否ヤヲ試驗センガ爲メ、脾脫疽菌ノ芽胞ヲ以テ其資料ニ供シタリ。何トナレバ此菌ノ芽胞ナルモノハ、病原菌中、理化學的消毒法ニ對シ、抵抗力ノ最强ナルモノニシテ、該芽胞ヲ消毒スルノ力ハ、何レノ病原菌ト雖モ容易ニ滅殺シ得ヘケレバナリ。脾脫疽菌ノ芽胞ハ絹糸ニ附著セシメ、所謂芽胞絲ナルモノヲ製シ、試驗ニ供シタリ。而シテ之ヲ實用スルニ先チ、其芽胞ノ生力ヲ確定センカ爲メ、動物試驗並ニ培養法ヲ試ミタリ。卽チ芽胞絲一條宛、二頭ノ鼠ニ皮下接種法ヲ行ヒシニ、甲ハ三十六時間、乙ハ四十九時間ヲ經テ、脾脫疽ニ罹リテ斃レタリ。又寒天斜面培養基ニ芽胞絲ヲ塗布シ置キシニ、孵卵器內ニ在リテ、十二時間ヲ經テ脾脫疽菌ノ純粹ニ發育スルヲ認メタリ。

此芽胞絲ヲ蒸氣汽罐ニ納ルヽニハ、先ツ其數條ヲ布片ニ包ミ、而シテ之ヲ布ノ小嚢ニ入レ差込ミ、棚ニ積載セシ未消毒物品ノ各所ニ挿入シ、各檢疫所ニ從來實行シツヽアル方法ニ從ヒ、蒸汽消毒法ヲ行ハシメ、一定時間ヲ經テ消毒ヲ終ハルトキハ、彼芽胞絲ヲ更ニ寒天培養基ニ移植シ、玆ニ脾脫疽菌ノ發生スルヤ否ヤヲ試ミ、消毒ノ效否ヲ確定セリ。（中略）

以上ノ試驗成績ニ依リ、似島ニ於ケル第一號ヨリ第四號迄ノ蒸汽消毒罐、及ヒ彥島、櫻島ニ於ケル各蒸汽消毒罐ハ、未消毒物品ヲ差込棚ニ積込ノ際蒸汽ノ流通、妨害物ノ開除、及蒸汽罐內ニ蒸汽ヲ全然張實セシムル等、小宮ノ試驗シタル諸件ノ實施ニ注意セハ、從來ノ蒸汽消毒執行法ニ依リ、三十分間內ニ完全ナル消毒ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ。又似島ニ於ケル第五號蒸汽消毒罐ハ、試驗ノ際其裝置未タ完全セサリシヲ以テ、之レカ試驗ヲ行フコトヲ得サリシ。然レドモ其裝置タルヤ、他ノ十個ノ裝置ト全ク同一ナルヲ以テ、同一ノ消毒法ヲ行ハヾ、完全ナル消毒ヲ行ヒ得ヘキ者ト認定ス。右及復命候也

この蒸汽消毒汽罐は、永く世界の模範となつたものである。

一二、檢疫兵の訓練と凱旋兵の教育

かういふ大事業を成し遂げるために、最も大切なることは、設備よりも人間の取扱ひであつた。

伯はその陣營を整ふるに當つて、自分の思ふやうな人間を選み用ゐることはできなかつた。多くは陸軍より借り來つた人々であつた。ただ僅かに下村當吉や林茂香などの舊知を、一兩人呼んで來ただけであつた。

そのために、伯は屢々同僚と衝突もした。けれどもまた何時の間にか、これ等の人々を自己藥籠中のものにしてゐた。人間の和を得るといふことが、伯の一生苦心した點であつたのである。

しかし、周圍の少數の事務員の操縱よりも、更に困難であつたのは、多數の現業員の訓練と指導とであつた。すなはち檢疫兵の選任と訓練とである。これについては、石黑から五月五日附をもつて、次のやうな注意があつた。

○各消毒所ニは軍隊ニ慣候醫官ニ無之テハ（雇又ハ新任）とても戰餘の軍人ニ對し充分の事行ふこと不能と被存候付ては久敷戰地ニ在り候看護長之中にて醫師開業免狀を所持し充分補任の資格ある者より選び內地へ返し可申ニ付夫を新任して此を使用候事最も適當と被存候。

さらに此等の檢疫醫官の下にあつて、檢疫所に働く檢疫兵については、次の標準に從つて、各師團から派遣されることになつた。

「檢疫部日誌」によれば次の通りである。

○四月廿六日（中略）

一　部長ヨリ陸軍大臣ニ、檢疫兵ノ派遣ヲ申請ス。即チ各師團ヨリ下士卒六十九人、上等兵百九人、兵卒九百三十人、喇叭卒九人、以上千百十七人、而シテ第一二三師團ハ五月廿日迄ニ和田岬ヘ、第四五六師團ハ五月十日迄ニ福岡縣大里村ヘ到著セシメンコトヲ乞フ〇五月一日許可ノ指令アリ。且留守師團司令部ニ對シ、身體强壯ナル

モノヲ選拔シテ、派遣スヘキ旨ヲ達セラル。

かうして檢疫兵は次第に集まり來つた。しかし最も重要なる檢疫兵の訓練はどうするか。伯自記の「報告」序文は、次の如く記してゐる。

而シテ其方法設備ハ、悉ク檢疫ノ要件ニ從フト雖モ、所謂運用ノ妙ハ其人ニ存スルカ故ニ、檢疫官卽チ事務官ハ陸軍將校中ヨリ選用シ、直接ニ作業ニ從事スル者ハ各師團ニ令シ、其職ニ堪ヘ得ヘキ體格智識ヲ備フル下士卒ヲ撰拔分遣セシメラル。然ルニ檢疫消毒ノ業務タル、極メテ危險ナルヲ以テ、其實務ニ服スル者ハ敏捷活潑ノ動作ヲ要スルト同時ニ、此危險ヲ避クルノ道ヲ知ラサル可カラス。於是乎、訓練教養ノ要アリ。乃チ檢疫ノ開始ニ先チ、豫メ實地ノ訓練ヲ爲シ、尙諸種ノ印刷物ヲ配布セリ。

かくして檢疫兵の訓練については、事務官長たる伯が、自ら陣頭に立つて、教養の方法を講ずることになつたのである。卽ち檢疫の開始に先立つて、分遣兵を大里と和田岬の兩所に集め、傳染病の性質、檢疫消毒の順序方法、並びに自衞の要領などは、事務官長が自らこれを講義し、そのあとを各軍醫正以下の事務官が、實地に臨んで丁寧に訓練したのであつた。また船舶の構造、消毒、掃除などについては、日本郵船會社豫備船長に囑託し、傍ら下關和田岬の內務省檢疫所において、その實務を實習せしめた。

これだけの準備、訓練があつて、かうした未曾有の大檢疫事業が、はじめて滯りなく成就したのである。しかもこの訓練が、短時日によくその效を奏したのは、その間に印刷配布せしめた「消毒法論」、「虎烈刺要論」、「船舶消毒須知」などの小冊子のおかげであつて、伯は檢疫兵訓練の方面においても、尋常ならざる手並を顯はしたのである。

さらに伯は、検疫兵の身分待遇についても、深き考慮を拂はなければならなかつた。もとより「検疫ハ國家ノ安寧、各人ノ健康ヲ保護スル仁惠的事業」なるが故に、伯は検疫兵の訓練に當つては「常ニ深切忠愛ノ心ヲ勵マシ、勇敢其事業ニ任ス」べきことを激勵したけれども、その一方においては、五月五日、次の如く部長に上申して、検疫に從事する者の待遇を、戰地における將兵と同様になすことを忘れなかつた。

検疫ノ事タル一ノ戰爭ニシテ、之ニ從事スル者ハ、固ヨリ生命ヲ犧牲ニ供シ、公ニ奉スルノ覺悟ナカル可ラス。現ニ法律ニ於テハ、傳染病ニ近接スヘカラサルコトヲ嚴令シ、之ニ背クモノハ重罰ヲ科スルノ制ナリ。是其危險ノ畏ルヘキ彈丸ヨリモ大ナルモノアルヲ以テナリ。戰時ニ彈丸ニ斃ルヽ者ヨリ、疫癘ニ斃ルヽ者ノ多數ナルハ、明瞭ナル事實ニ有之、然ルニ法律ヲ以テ之ニ近接スヘキ公務ニ從事セシムル者ハ、軍令ヲ以テ戰地ニ臨マシムル者ト、毫モ異ナル所ナシ。若シ之ニ斃ルヽ者ヲシテ、若クハ之レニ從事スル者ヲシテ、戰ニ從事スル軍人軍屬トノ間ニ差異アラシメハ、此盛大ナル畫策モ終ニ其效ヲ見ルコト能ハサルノ虞アリ。頃日來竊カニ、各地ヨリ検疫ノ爲メ派遣セラルヽ下士卒待遇奬勵ノ方、懲罰ノ方等ヲ案スルニ、深ク此點ニ關シ感スル所不尠候。依テ臨時陸軍検疫ニ從事スル軍人軍屬ニシテ、臨戰地境外ノ各検疫所ニ在ル者、總テ戰地同樣給與待遇ヲ得ヘキコトニ御治定相成、部長ヨリ其筋ヘ御稟議ノ上、検疫ニ從事スル軍人軍屬ノ給與待遇、戰地同樣タルヘキ旨、御達相成候樣致度、此段上申候也。

この上申は容れられて、「臨時陸軍検疫部ノ職務ハ、最モ恐ルヘキ傳染病ニ觸接シ、其危險ナル戰地ニ在ルト毫モ異ナル所ナキカ故ニ、給與待遇全ク戰地ニ準セラレ」ることになつたのであつた

ところが、この檢疫兵の訓練と相並んで、いま一つ必要なのは、檢疫を受くべき凱旋兵の教育であつた。伯の細心なる注意は、この點をも閑却しなかつた。そして出來上つたのが、「臨時陸軍檢疫所消毒所案内」といふリーフレットであつた。これは表面に檢疫所の平面圖を掲げ、全部振假名つきで、教育程度の低い一兵卒と雖も、讀めばすぐわかるやうに注意してある。

ただ一つ困つたのは、このリーフレットが、二十五萬枚といふ大部數を要することであつた。勿論普通の印刷所では間に合はない。然らば伯はどうしたか。「檢疫部日誌」は次の如く記してゐる。

○五月十四日（中略）

一　出征軍人ニ配布スヘキ消毒場案内廿五萬枚ヲ要スル見込ヲ以テ、之カ印刷ヲ大阪朝日新聞社ニ依頼ス。廣島其他關西ニ於テ、數十萬枚ノ印刷ヲ一日ニ爲シ得ルモノ、大阪ノ朝日新聞社ノ外ナク、而シテ同社他ノ需ニ應シテ印刷業ヲ營マサル常規ナレトモ、雇員林茂香ヲシテ、特ニ社長村山龍平ニ依頼セシム。其急要ノ事情ヲ悉シ、社長之ヲ引受ケタルカ爲ニ、其目的ヲ達スルコトヲ得タリ。

火急を要する大部數の印刷物を作るのに、大新聞社の機能を利用するといふのは、確かに名案であつた。その時のことについて、林茂香は次の如く記してゐる。

凱旋軍隊が檢疫所に來た時にマゴつかせぬ樣にと、案内記が出來た。之れを乘船地に送り、兵隊人別に渡し、船内で讀ませて合點させて置くと云ふ趣向であつた。幾萬枚と云ふ多數の印刷であるから、余が命ぜられて大阪に行つた。案内記の檢疫所内の平面圖の彫刻を木版屋に注文した所が、木版師の言ふには「浴室、通路、休憩室な

ど澤山書き込んだ其の文字が小さくて、印刷した上でハッキリ見えない』と。
余も成程と思うたから、いろはの符號に換へて彫刻させた。其の印刷は多數で、何れの活版屋も明日までに請合うてくれぬから、朝日新聞社に交渉し、輪轉機で刷つて貰ふことにした。其の時公は神戸に來られたから、案內記の校正刷を一枚、前夜公の所に送り置き、翌朝朝日新聞社に行き、今朝から印刷に取掛ることを確かめて神戸に來り、公の旅宿、海岸通りの後藤勝藏方に行き、二階の梯子段を上り、半身はまだ階段にありて、余の顏が見ゆるや否や、

『林の糞馬鹿めが！』

と、怒號瞋目、矢庭に側に在つた本を取つて投げつけ、尙ほ切りに、糞馬鹿々々々と連呼される。余は驚き且怫としたので、徐かに公の前に坐り込み、

『理由を仰しやつて下さい。糞馬鹿々々々では何の事か分りませぬ』と言ふと、詰り案內記に丁寧に浴室とか通路とか書き込んであつたのを、いろはの符號にしたのが悪いので、兵卒の教育程度では、符號と解說とを照らし合せて合點すると云ふことは出來ない。其れを余が獨斷で改めたのにお腹が立つたのである。余も成程と心付き、大いに其の罪を謝し、朝日新聞社に電話で印刷を中止させ、再び大阪に行き改版させた。

一三、兒玉の奇智

かうして檢疫所の設備の方は、一さい出來上つたが、これを如何にして、凱旋の將士に實施するかが大問題であつ

た。また一般世間もこれを理解しないで、囂々たる非難を浴びせかけた。伯の一報告一序文には、次のやうにこの事情を記してゐる。

初メ軍隊檢疫ノ議アルヤ、實ニ紛々タル異議ヲ以テ迎ヘラレタリ。或ハ運輸通信上ニ一大障害ヲ來シテ軍機ヲ失スルモノト爲シ、或ハ名譽ノ凱旋軍隊ヲ迎フルノ道ニ非スト爲シ、異說百端、殊ニ此大事業ノ設備ヲ僅々期月ノ間ニ竣成セシメントスルハ頗ル無謀ノ擧タルヲ嘲リ、其費額ノ百萬金ヲ要スルコトヲ聞クニ至テハ、殆ント狂擧視シタルモノノ如ク、當時世人未タ戰後疫癘ノ最モ恐ルヘキモノタルコトヲ解セス、寧ロ此擧ヲ以テ杞憂ニ過クルモノト思惟シ、之ヲ非トスルノ說ヲ以テ却テ智言ト爲スカ如キノ奇觀ヲ呈シタリ。

それよりも甚しかつたのは、凱旋軍隊の反對であつたが、當時大本營に從つて廣島にあつた大藏省主計官阪谷芳郎は、これについて次の如く語つてゐる。

今まで命がけで海外に往つて戰爭をして來た其の氣分は、旣に支那四百餘州を呑んで居る。其の軍隊に對して消毒するにはどうして消毒するか。そんな事をするならば、消毒場などは一夜の中に叩き壞されて了つて、內亂でもおつぱじまりはしないかといふやうな話があつた。

かうした有樣であつたから、いよ／\檢疫所開始の日が迫るに從つて、伯の心配は增すばかりであつた。若し凱旋軍隊の鼻息を制する何等かの策を執らないならば、折角の準備も水泡に歸する虞れがある。そこで伯は、兒玉部長に相談にいつた。その時の話を、阪谷は次のやうに物語つた。

所が後藤さんは心配でならない。どうも軍隊の鼻息が荒くつて、サーベルの連中が暴れ出して醫者の言ふ事を聞

かぬといふ事になると、これは餘程難かしいから、後藤さんは其の時に、うまい事に氣が付いて、兒玉さんの所に行つて相談した。

『あなたの御命令に依つて、自分の準備はすつかり出來た。似島の準備はすつかり調つたけれども、これから先きは後藤の力ではいけない。これだけの設備が出來たのだが、此の設備を圓滿に利用しなければ何もならない。軍隊は其處に來たが上陸しない。上陸しても醫者の言ふ事を聞かぬといふ事では、消毒も何も出來ない。チャンと醫者の言ふ事を聞いて、消毒して然る後に上陸させるといふ事は、後藤の力では出來ない。どうか兒玉さんが陸軍の力で、之れを命令してくれなければ困る。』

といふ相談に行つた。それで兒玉さんが言ふには、

『それは譯はない、俺に名案があるから。』

と、大變輕く引受けられたから、後藤君もびつくりした。餘程兒玉さんも困るだらうと思つて居たのに、そんな事は譯はないと大變輕く引受けられた。それで後藤さんも、どうもやすく引受けるが、どういふ譯かと思つて居つた。

さうして五月二十日のことであつた。征清大總督小松宮殿下が凱旋あらせられた時、兒玉部長は直ちに下關にお迎へ申上げ、まつさきに船に乘りこんで、お喜びを言上すると同時に、次のやうに殿下に申上げた。

『殿下は是れからお歸りになりますと、必ず陛下に咫尺して、戰況の御報告を遊ばさなければならぬと思ひますが、若し殿下から、消毒はどうするのか、自分は支那に往つて戰場で色々の病菌を持つて還らぬとも限らぬから、このま

まで陛下に拜謁するのは畏れ多い。消毒の設備はどうして置いたかといふ御下問でもありますと、甚だ恐縮に存じますから、自分共は其の設備をしてお待ち申して居るやうな譯でありますが、如何取計ひませう。』

すると、小松宮殿下は、直ぐに、

『それは洵に結構な事である。進んでやつて貰ひたかつた位である。』

と仰せになつて、殿下がまつさきに檢疫をお受けになつたので、其の後の師團長とか何とかは、もはや異議のありやうがなかつた。

かうした兒玉部長の奇智によつて、檢疫實施のことは、何の故障もなく進行するに至つたことは、後年伯がしば〳〵物語つたところである。

尤もその後と雖も、凱旋將軍のなかには、何とか駄々をこねるものが皆無であつたわけではないが、一旦小松宮殿下が檢疫をお受けになつて以來は、今度は後藤の方の鼻息が荒くなつた。さうして高飛車にこれを抑へつけることができた。

館森鴻は次の如く記してゐる。

佐官位まではさうでもなかつたが、意氣揚々上陸して來た所謂凱旋將軍連は、無理なる仕打として、すつかり憤慨して終つた。それで二、三のものは伯に喰つてかかるといふ有樣だつた。併し伯は、

『新平は自分勝手に斯んなことをやつて居るのでは無い。此處は天皇陛下の檢疫所で、自分はただ其の御命令に從つてやつて居るに過ぎないのだ。御承知でもあらうが、後藤の檢疫を受けるのだと思ふのは間違だ。』

斯う言つて一人殘らず檢疫を濟ませて終つた。

さらに一般世間の非難を緩和するために、伯の取つた手段は、檢疫所を公開して、一般民衆に縱覽せしめ、且つ豫行演習を實見せしめて、彼等を教育することであつた。即ち彼の一生を通じての主義であつた成人教育の方法である。その日は似島檢疫所開始の前日、即ち五月三十一日と定められた。それは豫期以上の效果を收めた。「檢疫部日誌」はこれを物語つて、次のやうに記してゐる。

○五月三十一日

一 似島檢疫所ハ、豫期ノ如ク、午後二時ヨリ縱覽セシム。先是去ル廿七日案内狀ヲ發スル際、案内者ニ優待券ヲ與ヘ、普通參觀人ニハ參觀券ヲ配布シ、其參觀券ヲ所持スルモノハ午後二時前ニ宇品蛤雁木ニ參集セシメ、優待券ヲ所持スル者ハ午後六時前ニ同所ニ參集セシムルコトトセリ。而シテ廣島出張所員モ殆ント全員出張シテ、待遇上ノ補助ヲ爲シ、諸般待遇上ノ準備ヲ整ヘ、午後二時ヨリ數艘ノ艀ニ參觀人ヲ乘セ、小汽船ニ曳カシメ、之ヲ似島ニ送リ、六時迄ニ參觀者ノ縱覽ヲ了レリ。夫レヨリ優待者ヲ送リ、參觀者ヲ返セリ。其送迎ニ供シタル小汽船ハ六艘、艀ハ五十餘艘ニシテ、絕ヘス宇品似島間ヲ往復シ、一時ノ壯觀ヲ極メタリ。而シテ檢疫所ニ於テハ、棧橋ニ到著セル者ヲ順次導キテ各所ニ案内シ、消毒機關ノ試運轉ヲ爲シテ概要ノ說明ヲ與ヘ、優待者ノ爲ニハ麥酒菓子等ヲ準備セリ。日ノ漸ク沒スルヤ、電氣燈ノ光リ所內ヲ照シ、縱覽者ヲシテ一層ノ愉快ヲ感セシメタルヲ覺ユ。九時退散。縱覽人員一千八百人ナリ。抑此縱覽ハ、縱覽人ヲシテ檢疫事業ノ何者タルヲ知ラシメ、以テ其主意ヲ一般ニ貫徹シ、消毒法ノ安心スヘキコトヲ悟ラシメタルノミナラス、檢疫所ニ於テ

ハ、明日開始ノ前ニ於テ、下士卒ヲシテ業務ノ練習ヲ實際ニ施行セシムルコトヲ得タリ。

一四、一箱の彈劾狀

この檢疫部の仕事は、伯に新しい經驗を與へた。それは軍人との應酬である。

明治初年以來、政治家の苦心は、如何にして軍部と折衝するかといふことであつた。文治派の頭目たる伊藤博文すら、この點では屢々手を燒いた。

しかし軍部と無關係では、日本の政治はできない。後藤新平が將來大きい局面に出て來れば來るだけ、軍部との關係は濃厚とならざるを得ない。天は彼に對軍人策を習得せしむるがために、陸軍檢疫部の仕事を與へたのだと見ることもできる。

彼は後に、臺灣において日清戰役後の軍人と接し、滿鐵において日露戰役後の軍人と對し、さらに外務大臣として西比利亞出兵事件に關係するやうになつた。その最初の經驗が、この檢疫部であつたのである。

伯は、檢疫の事業を始めるに當つて、先づ三大原則なるものを樹てた。それを論じて、伯は「報告」序文のなかに次の如く述べてゐる。

抑モ軍隊檢疫ノ目的タル、傳染病學ノ示ス所ニ從テ、古來戰役ニ隨伴スル疫毒ノ侵入傳播ヲ防遏スルニ在リ。而シテ其效力ハ明確爭フ可ラス、其精神ハ仁慈ニ出テタルモノナルニ拘ハラス、消毒ニ抑留ニ、皆人ノ感情ヲ損スル事タルヲ以テ、障碍百出、當事者ヲシテ其手其心ノ欲スル所ニ應スルコト能ハサルカ如クナラシムルハ、内外

古今ノ通患タリ。其學術上ノ希望ヲ實際ニ應用シテ、併セテ人ノ感情ヲ剋制シ、能ク諸般ノ障碍ヲ排擠シテ、全然檢疫ノ目的ヲ達シタル者、蓋甚タ少レナリ。是ヲ以テ檢疫ヲ施行シ、其目的ヲ達セント欲セハ、豫メ其弊ノ存スル所其患ノ來ル所ヲ察知シテ、之ヲ拔除スルノ用意ナカル可ラス。之レカ要件トシテ、

第一　檢疫官ノ職權ハ獨立鞏固ナラサル可ラス

第二　檢疫場ノ設備ハ傳染病學ノ學理ニ追隨セサル可ラス

第三　檢疫作業ハ分科判明、序次整然タラサル可ラス

檢疫ヲ行フニ方リ、此三要件ヲ完備セサランカ、決シテ其目的ヲ達ス可ラス。況ンヤ軍隊凱旋ノ如キ大輸送ニ對スルモノヲヤ。是ヲ以テ我臨時陸軍檢疫部ハ、全ク此三要件ヲ原則トシテ設立セラレタリ。乃チ第一要件ニ於テ、臨時陸軍檢疫部ハ野戰衛生部ニ隷セス、陸軍省醫務局ニ屬セス、陸軍大臣監督ノ下ニ在ル純然獨立ノ一部局ト爲シ、其指示命令ハ、何人モ服從ノ義務ヲ有シ、如何ナル場合ト雖モ、除外例ヲ置ク事無ク、戰地ヨリ歸航ノ船舶ハ悉ク檢疫ニ服セサル可ラサルノ嚴制ヲ立テ、第二要件ニ於テ、消毒裝置ハ最新式ニシテ、完全ナル蒸汽消毒機罐ヲ備ヘ、蒸汽ニ堪ヘサル物件消毒ノ爲メニハ藥物消毒室ヲ設ケ、人體消毒ノ爲メニハ浴場ヲ構ヘ、其消毒部全體ヲ未消毒ト既消毒トノ兩側ニ區劃セリ。又第三要件ニ於テ、作業上ノ分科ヲ確定シ、嚴然相侵ス所ナカラシメ、且其序次ヲ整ヘテ、敏活周到ヲ期シ、衝突支吾ノ弊ヲ防止セリ。

右の三要件のうち、第二については既に述べた。第三については、改めて後に説くこととする。しかしそのなかで、最も根本的なるものは、第一要件、すなはち臨時陸軍檢疫部の獨立といふことであつた。

殊に彼が最も苦心したことは、大部分が武官を以て成れる、しかも陸軍の檢疫部において、一文官たる彼が、事務官長として、采配を振らねばならぬことであつた。戰勝陸軍軍人の鼻息を知るものは、それが如何に困難であつたかを、想像するに難くないであらう。

彼の處世術は、人の意表に出ることであつた。彼はこの氣驕れる軍人に對し、この膝一度屈して又伸ぶべからざることを察知した。萬事は高飛車に出ることとだ。一切の遠慮と氣兼ねは、無用であるのみならず、むしろ有害だ。そこで彼は、眞向上段から大刀を振りかぶつた。林茂香の手記が、この間の消息を物語つてゐる。

或る時大佐以下、佐尉官六、七人に對し、事務官長室に於て公より訓示があつた。余は室隅で書き物をして居た。上官の訓示だから、皆直立不動の姿勢で聽くのである。其の訓示の中に、

『陸軍の者は奥州の薩摩甘藷だ。筋の多い程まづい。』

と云ふ語が屢〻出た。軍服の袖の筋が少尉は一本、大佐は六本、卽ち官等の上の者ほど、物の合點が行かぬと云ふことだ。余は側で聞いて居て、皆が怒り出しはすまいかと、ヒヤ〱した。訓示が了り、皆が室外に出た後で、

『閣下はヒドイ事を仰しやる。腰のサーベルを拔く者があるかも知れませんぞ。』と言うたら『馬鹿言へ、怒る程の性根玉を持つて居れば、もう少しは役に立つが、丸で木偶だ。』と。

この事務官長としての伯の威壓は、相當の效果をあらはした。當時の軍人に、動もすれば文官を馬鹿にする癖のあるのを知つた伯は、また、何處に行くにも、庶務課長の石丸大尉を帶同するやうに注意した。陸軍大尉を祕書にして連れて歩くやうな人には、流石の武官達も、勢ひ敬意を表せざるを得なかつたのである。

彼は金筋つけた軍人たちに、直立不動の姿勢で敬禮をさせて、得々と濶歩した。その當時のことを、高木友枝は、次のやうに回顧した。

當時の軍人は軍服を著ない人の命令に從ふことが餘りなかつたのであるが、後藤さんの命令は佐官級の人等も氣を附けの姿勢で受けて居るのが不審であつたから、自分が某佐官に其の事を質すと、

『あれは氣狂ひだから、相手になると損だから、ああするのだ。』

との答であつた。

以て伯の事務官長振りの猛烈さを想像するに足りる。しかし機略に富める伯は、必ずしも強いばかりが能であるとしてはゐなかつた。一方においてはまた、巧みに彼等の鋭鋒を避けるべく細心の注意を怠らなかつた。このことについては、林茂香が次のやうに語つてゐる。

一日余が廣島檢疫部に在つて、宿直の夕方、兒玉中佐から馬丁を以て、「すぐに宿所に來たれ。」と言うて來た。「宿直だから行かれぬ。」と答へて、馬丁を歸した。翌朝公が、「貴樣は昨夕兒玉中佐が呼びに遣つたのに、何故行かなかつたか。」と問はれたから「只一人の宿直でありましたから。」と答へた所が、公が「兒玉は、貴樣を營倉に入れると言ふぞ。」「之れは驚きました。只一人の宿直が出て、其の不在中に大切な電報でも來たらどう致します。宿直が出てしまつては、宿直を置く意義を爲しませんではないか。」「上官の命令に服從せぬと云ふ、軍法違反ださうな。兎に角俺が兒玉を宥めて置いたから、兒玉の出勤せぬ前に、宿所に行つて詫びて來い。」と言はれ、お詫びに行つて入牢を免かれた。文官畑に居て、上官の言ふことでも、腑に落ちねば、平氣で議論も遣りよつた

もんだから、つい此の様な失策をした。

この場合、何と言つて兒玉中佐を宥めたか、明かでないが、さうしたことにも、伯は特殊の腕を持つてゐた。しかし結局において、檢疫部の軍人達が、終ひには文官たる事務官長に服するに至つたのは、單なる威壓や技巧ではなかつた。伯の人格と手腕とが、彼等をして自然に伯に敬服せしめるに至つたのである。それについて、林は次のやうに語つてゐる。

檢疫部の庶務課長、大尉石丸言知の公に對する感想が面白い。一夕石丸と對酌の時、石丸曰く、

『僕は後藤さんには二度びつくりした。兒玉閣下から、廣島に行き、後藤の下で仕事をしろと命ぜられた。後藤新平とは名高い人だが、見たことは無く、老醫とばかり思うて遣つて來て見れば、僕よりずつと若い白面の書生さんの様なのに、びつくりした。此の書生ツぼ、何ほどの事かあると、實は大いに輕蔑して掛つたが、其の利口なこと、太つ腹なこと、珍らしい遣り手なのに又びつくりした。君は長く付いて居るが、後藤さんの下で仕事をするのは、實に仕事の仕甲斐がある様な氣持がするではないか。』

しかし、伯をしてこの難局に當つて、十二分にその腕を揮はしめたのは、何といつても、その背後に光つてゐた兒玉源太郎の力であつた。兒玉の滿腹の信任であつた。

彼等兩人の水魚の交りは、實にこの時に醞釀せられたのである。

それについて、林茂香はまた次のやうな一插話を物語つてゐる。

大阪の檢疫所が八、九分がた出來上つて居た所に、兒玉部長が來て檢分された。兒玉中佐が案內しつつ、此所は斯

うした方がよからう、彼所はあれで悪からうなど、色々意見を陳べて居た所が、兒玉部長が「默れ」と叱り付け、

『此の樣な大仕事は、後藤一人の頭で遣らねば出來るものでない。貴樣等意見を言ふことはならぬ。後藤の命令通りに遣れ。』

と言はれたさうな。

この兒玉部長の絶對的信任に對しては、伯も常に感謝の意を表してゐた。伯の自ら記したる「報告」の序文にも、次の如く記してゐる。

就中部長兒玉閣下ノ洪量大度ナル、終始軍務ノ樞機ニ參シ、帷幄ノ謀議ニ與リ、寢食且遑ナキノ身タルニ拘ハラス、綽々トシテ餘裕ヲ存シ、事ヲ處スル快決流ルヽ如ク、其人ニ任スルヤ疑フ所アルコトナシ。故ニ部下僚ヲシテ死力ヲ致サンコトヲ願ヒ、事務著々進捗セサルナシ。蓋知ル、陸軍檢疫ノ事業ハ、兒玉陸軍次官閣下ニアリテ、始メテ能ク斷行セラレ、我檢疫部ハ兒玉部長閣下ヲ戴テ、終ニ能ク其目的ヲ完了スルコトヲ得タルヲ。則チ斯業ノ功績、全ク兒玉閣下ニ在ルコト余ノ明言スルヲ憚カラサル所ナリ。

林茂香はまた、次の如く言つてゐる。

公は兒玉源太郎大將、卽ち當時の部長には大いに感服され、

『兒玉さんはえらい、えらい。』

と言はれて居た。左もあるべしと思はるることは、公の發議に對し、其れが軍規に觸れぬ限り、何事でも公の言はるる通りになるのであつた。彥島の檢疫所を建てようと云ふ場所に、石炭が澤山積んであつて、その取除けが

一萬圓と云ふのだ。今日では一萬圓ぐらゐ何とも思はぬが、その頃内務省などでは、容易に通るものでなかつたが、電報伺に對し、卽時に支出を許して來た。此の時公は余に對し、

『兒玉さんは實に太ッ腹な人だなあ。』

と言はれた。

しかし伯が最も感激に堪へなかつたのは、臨時陸軍檢疫部の仕事が終つてからの出來事であつた。次に掲ぐるものは、朝日奈知泉の語つたものである。これは可成り江湖に喧傳された話で、一代の佳話として傳へられてゐる。

斯の調子であるから、兒玉次官の手許に、每日の樣に後藤所長に對する不平や惡口の電報が屆いた。次官は之れを一々箱に收めて置いたが、其の數が數百通に達した。間もなく檢疫の事業も終へたので、伯は事業の結果を報告旁〻歸京して、次官を訪ねた。次官は非常に欣んで、永い間の努力を犒つた後、一つの箱を取り出して伯に渡しながら、

『此の箱は君の月桂冠だ、持つて行つて開いて見よ。』

開いて見て、流石の伯も之れには啞然たらざるを得なかつた。箱には一杯に自分の惡口を書いた電報が詰まつて居た。こんなにも憎まれて居たのかなあ、と伯は初めて自分を振り返つて見た。

一五、緻　心　密　意

次に臨時陸軍檢疫部の作業順序については、伯はこれを船舶檢査科、運搬科、沐浴科、熱汽消毒科、藥物消毒科、

船舶消毒科、燒却科、停留舍の八に分つた。上述伯の三原則の第三にあたる。

凱旋兵を載せた軍用船が、檢疫所の沖合にかかつた時、まづ活動を開始するのは、船舶檢查科である。船舶檢查科の作業は、大略次の通りであつた。

船舶檢查科　船舶ノ入港ヲ展望掛ヨリ報告シ來ルトキハ、當直ノ檢疫官タル事務官（尉官醫官各一名）當番卒ヲ率ヒテ本船ニ臨ミ、左記明告書ノ要件ヲ尋問ス。（中略）

右ノ尋問ヲ終リタル後、船内ヲ巡檢シ、傳染病患者若クハ死者アルトキハ、本船ノ汽笛ヲ亂鳴セシメテ運搬科ニ信號シ、患者運搬船ニ由テ避病院若クハ屍室ニ運搬セシム。又患者ノ携帶品、死者ノ遺物ニシテ、消毒ヲ要スルモノアルトキハ、檢查指揮官若クハ船長立會ノ上、之ヲ調查シ、目錄ヲ作ラシメ、消毒科ニ廻送ス。貴重品ニ在テハ、消毒ノ上總務科ニ送付ス。又病毒汚染ト認メ、燒却ニ附スヘキモノアルトキハ、前同樣ノ調查ヲナシ、且價格ヲ定メ、之ヲ燒却科ニ廻送ス。而シテ臨檢了レハ、其詳細ヲ所長ニ報告シ、是レヨリ各科ノ作業ヲ開始ス。而シテ人員荷物ノ揚陸、或ハ船舶ノ消毒ノ了リタルトキハ、所長ハ檢疫官ニ檢疫證書ヲ作ラシメ、之ヲ船長ニ交付シテ進行ヲ許可ス。

次に檢疫所の大動脈となつて、船舶と消毒科、燒却科、避病室等との間に、人員、荷物等の運搬の任に當るのは、運搬科の業務である。

運搬科　運搬科ノ業務ハ、船舶檢查科ヨリ陸揚スヘキ人員、荷物、患者、及停留人員等ノ報告ノ得ハ、直ニ艀船ノ本船ニ遣シテ陸揚ス。但患者アリテ、檢疫官臨檢ノ際、本船ノ汽笛信號ヲ得ハ、別ニ患者船ヲ以テ避病院ニ送ラシム。此等ノ未消毒運搬トス。而シテ消毒ヲ終レハ、其宇品ニ送ルヘキ者ハ兵站部出張所ニ引渡シ、停留スヘキ者ハ停留舍ニ送リ、荷物消毒ノ終レハ、之ヲ既消毒倉庫ニ送リテ本人ニ渡シ、又ハ停留舍倉庫ニ渡ス。之ヲ既消毒運搬トス。

運搬科ハ事務掛、船掛、未消毒荷物取調掛、未消毒倉庫掛、既消毒乾燥物受取掛、藥物消毒品並ニ既消毒者運搬掛、既消毒倉庫

掛ノ七部ニ分チ、事務官（士官軍醫各一名）其指揮監督ヲ掌ル。

運搬科によつて上陸させられた健康な人員は、悉く沐浴科の手に移り、ここで消毒風呂に入ることになる。

沐浴科　沐浴科ハ運搬科ニ於テ陸揚シタル人員ヲ受ケ、規定ノ順序ニ從フテ、沐浴消毒ヲ行フ。其業務ハ、之ヲ點檢所、物品預所、待合室、附斬髮所、手拭交付所、浴場、休息室、著衣室、浴衣配付掛ノ八部ニ分チ、事務官其指揮監督ヲ掌ル。

卽ち各員の身體は沐浴によつて消毒し、その被服携帶品等は、彼等の入浴中に、大部分消毒してしまふ仕組である。しかし各人の入浴時間は大抵二十分位のものであるから、入浴を終つたなら、檢疫所の既消毒側の休息室で、暫く待たねばならぬ。卽ち「休息室ハ、被服ノ消毒ヲ完了スル間、二十分乃至三十分間休憩セシメ、茶菓煙草ヲ給シ、新聞雜誌類ヲ縱覽セシム」るのである。

その間に消毒科は、間斷なく、物品の消毒を行つてゐるわけであるが、これを分つて熱汽消毒科と藥物消毒科の二とする。

熱汽消毒科　熱汽消毒科ニ於テ作業ニ就カントスルトキ、未消毒作業者ハ更衣所ニ於テ、下士卒ハ軍服ヲ脫シ、作業服及作業靴ニ更ヘ、人夫ハ淺黃法被ヲ著シ、總テ作業帽ヲ冠ス。就業中蒸籠ニ未消毒物ヲ積ミ、消毒房ニ納メ終レハ、毎回手指ヲ石鹼ニテ洗滌シ更ニ石炭酸水ヲ以テ消毒ス。作業全ク終レハ、作業服及法被ヲ脫シテ、之ヲ蒸汽消毒ニ附シ、身體ハ沐浴消毒ヲ爲スニ非サレバ、宿舍ニ就クヲ得ス。又既消毒就業者ハ、就業前更衣場ニ於テ、下士卒ハ消毒服、人夫ハ白法被ヲ著シ、先ツ手指ヲ消毒シ、然ル後既消毒物品ノ取扱ニ從事セシム。（中略）

本科ノ業務ハ檢疫事務中消毒ノ主働タリ。故ニ船舶ノ有病無病ニ拘ハラス、乘組人ノ被服荷物ニシテ蒸汽消毒ニ堪ユヘキモノハ、悉ク其消毒ヲ行ハサルモノナシ。故ニ船舶入港スルトキハ、晝夜ノ別ナク其業務ヲ執行シ、蒸汽機關ハ創業以來未タ曾テ寸時モ炭火ヲ絕タス。殊ニ凱旋軍隊大輸送ノ時ニ際シテハ、殆ント全ク晝夜兼行ノ業ヲ執レリ。是ヲ以テ、下士以下晝夜二回ノ交替法

ヲ以テ勤務ニ就カシメ、又消毒ヲ要スル荷物等陸續後送シ來ルトキハ、一時未消毒倉庫ニ納付シ置キ、船舶ノ入港ニ間斷アル時期ニ於テ、順次消毒ヲ行フコトトナセリ。故ニ入港船ナキ時ト雖モ、晝夜ヲ通シテ作業セシコト尠ナカラス。其執業時間ヲ平均スレハ左ノ如シ。

平均一日作業時間

六月	十八時三十二分
七月	十九時　八分
八月	十四時三十一分
九月	十一時五十九分
十月	七時二十三分

一日中ノ最多作業時間ハ二十四時、最短作業時間ハ四十分時トス。

藥物消毒科　藥物消毒科ハ武器、携帶品、諸荷物等ノ蒸汽消毒ニ堪ヘサルモノヲ消毒スル所ニシテ、蒸汽消毒科ト兼勤ノ事務官ヲシテ、此科ノ指揮監督ヲ掌ラシム。

此消毒室内ニハ、流シ臺ト藥液撒布臺トヲ置キ、未消毒ト既消毒ノ兩側ニ分ツ。其流シ臺上ニハ二個ノ盥ト二臺ノ壓搾器トノ備ヘ、其盥ハ藥液蘸用ニ供シ、其壓搾器ハ藥液ニ蘸シタル毛皮類ヲ壓搾スルニ供ス。別ニ未消毒側ニ水槽ノ構ヘ、容積大ナル物品ノ浸蘸ニ備フ。其他乾燥臺ノ備ヘアリ。

一方、輸送船に對しても、少しでも疑ひのあるものは、これに船舶消毒を施す。船舶消毒科の業務は、次の通りである。

船舶消毒科　船舶消毒科ハ病毒汚染ノ疑アル船舶ニ對シ、其一部若クハ全部ニ消毒ノ施行ス。本科ニ在テハ消毒隊ヲ特設シ、其人員ハ事務官一名、下士以下八十六名、人夫四十八名ニシテ、事務官ハ下士以下ノ勤務ノ指揮監督シ、常ニ其部署ヲ定メテ、下

士以下ヲ二小隊ニ分チ、小隊ヲ更ニ二分隊ニ分チ人夫ヲ四分シテ、其一分ヲ一分隊ニ附從セシメ、一時ニ四隻ノ船舶ニ應スヘキ組織トナセリ。(中略)

本科ノ業務ハ、特ニ船舶ノ消毒ノミニ止マラス、停留舍、其他檢疫所一般、並ニ各廁圊等ノ消毒ヲモ兼掌セルヲ以テ、其一分隊ハ殆ント常ニ陸上消毒ノ業務ニ從事シ、且運搬科ニ屬スル未消毒物、及ヒ患者運搬ニ使用シタル船舶ハ、其時々消毒ノ施行ヲ要スルカ故ニ、業務頗ル繁劇ナリ。

また屍體、汚物其の他危險なる物品は、燒却科において燒却する。その業務は次の通りである。

燒却科　燒却科ノ業務ハ、屍體燒却、汚物燒却、及物品燒却ノ三トナス。而シテ其燒却ニ附スヘキモノハ、傳票ト共ニ受領シ、所定ノ方法ニ據リ處置ス。

さて入浴して身體を清潔にし、被服其の他の物品の消毒を終つて、それを受取つた人々は、原則としてそのまま檢疫所を離れ、いよ〳〵歸還を許されるわけである。しかし輸送船内に一人でも發病者があつて、病毒感染の虞れあるものは、一時停留舍に留められることになる。

停留舍　停留舍ノ業務ハ一ハ停留人ノ衞生ヲ保全シ、一ハ其取締諸給養及貴重品携帶品ノ監理ヲナスガ故ニ、事務所ト醫務室ヲ設ク。(中略)

毎日午前八時ヲ期シ、停留人ノ診斷ヲ行ヒ、其傳染性ノ患者ハ直ニ避病院ニ送リ、疑ハシキ患者ハ一時疑症室ニ移シ、果シテ疑似ノ症狀ヲ呈スルニ至ルモノハ避病院ニ送リ、暫時ニシテ治癒ニ就クモノハ、沐浴消毒ノ上歸舍セシメ、又平病患者ナルトキハ一時休養室ニ容レ治療ヲ加ヘ、遽ニ治療ニ至ルヘキ目的ナキモノハ、病症日誌及ヒ患者送狀ヲ作リ、看病人ヲ附シテ字品患者集合所ニ轉送ス。(中略)

舍内發病者アルトキハ、直ニ送院スルト同時ニ、同室ニ停留シ居ル者ハ沐浴消毒セシメ、他室ニ隔離シテ交通ヲ斷チ、之ニ看病

人ヲ附シ置キ、又發病者アリシ室ノ消毒ヲ行ヒ、他人ノ出入ヲ禁止ス。
停留ノ日滿チテ解停スヘキ時來ルトキハ、醫官ハ身體檢査ヲ行ヒ、異狀ナキ時ハ之ヲ所長ニ報告シ、命令ヲ待テ解停ス。停留ノ日數ハ消毒後凡テ五日ヲ經テ解停スト雖モ、發病者アリテ尙ホ續發スルカ、又ハ續發ノ虞アル場合ニ在テハ、發病後更ニ四日間停留ヲ延長スルコトアリ。

檢疫所の仕事の主體が、消毒科にあることは言を俟たない。しかしこの消毒科と相並んで、戰後の日本に怖るべき傳染病の蔓延を豫防したるの功績の一半は、停留舍にあつたと言はねばならぬ。それは「報告」に次の如く記されてゐる事實に據つても明らかである。

以上三檢疫所ニ於テ檢疫セシ總人員二十三萬二千三百四十六人中、軍人軍屬等、檢疫所ヲ通過シ凱旋セシモノ、十六萬九千餘人ニシテ、其歸途中ニ虎列刺病ヲ發シタルモノハ僅カニ三十七人、卽チ一萬分ノ二人一九ニ過キス。而シテ其虎列刺病ヲ載セテ檢疫所ニ來リシ船ハ、實ニ一百十二隻、其患者死者ノ數ハ七百五十二人、之レニ停留中ニ發病セル八百二十一人ヲ加フレハ、一千五百餘人ノ多數アリシニモ拘ハラス、防疫機關ノ效力斯ノ如ク顯著ナリシハ、內外人ノ驚嘆スル所ニシテ、我臨時陸軍檢疫事業ノ效績著大ナルヲ證スルニ足ルベシ

註 この檢疫人數の出征軍人數に比し少きは、第一軍は內務省檢疫所にてこれを行ひ、本檢疫所は第二軍以下のみであつたからである。

以上が伯の所謂三要件の第三「檢疫作業ハ分科判明、序次整然タラサル可ラス」に應ずる作業順序の大要である。さらに細目に亙つて說明することは、その煩に堪へないけれども、この程度の敍述だけでも、この複雜なる作業過程を系統化したる伯の、組織的頭腦の卓越さを知るに足るであらう。

一六、白山丸の虎列刺

六月一日、檢疫所を開始した時は、恰かも第二軍凱旋の大輸送の時期に際會し、檢疫所はその當日から繁劇を極めた。爾來、陸續として入港し來る軍用船のなかには、コレラ病を載せて來る船舶が豫想外に多く、その數は旣述の如く實に一百十二隻に及んだ。そのうち最も多く患者を出したのは、白山丸、旅順丸、新發田丸、伏木丸、神洲丸、東英丸、神城丸等であるが、なかにも白山丸は、慘鼻の極であつて、人をして眼を蔽はしむるものがあつた。

白山丸が大連港から、歩兵第七聯隊第一大隊の全部を載せて、似島檢疫所に入港したのは、六月二十九日であつた。しかもその入港した時には、すでに七十二名のコレラ病者を發生し、内十二名は航海中に死亡してゐた。「白山丸檢疫報告書」に據れば、次の通りである。

該船ハ六月廿四日午後三時三十分大連灣ヲ發シ、風雨ヲ冒カシテ進航シ、廿七日午後四時四十五分巨文島附近ニ至ル比ヒ、船長ハ船内虎列刺病者一名アルヲ聞知シタルニヨリ、之カ眞僞ヲ輸送指揮官ニ質シタルニ、指揮官ハ船長ノ未タ死者アリシヲ知ラサルヲ訝リ、卽チ隊附毛利一等軍醫ヲ呼ヒ、其始末ヲ談セシメタリ。此ニ於テ船長ハ始メテ、午前十一時吐瀉患者ヲ發シ、之ヲ隔離スルニ至ラス、午後一時死亡シタリシコトヲ識レリ。是ヨリ後同患者續々發生シ、馬關ニ至ル迄三十七名ヲ發シ、内六名ハ死亡セリ。依テ彥島檢疫所ニ患者及死者悉皆ヲ揚陸スルニ決シ、廿八日午前九時揚陸ヲ了レリ。同日午後二時廿五分馬關出航、翌廿九日午前五時廿五分當似島ニ至ルマテ、更ニ新患者三十五名ヲ發シ、内五名ハ死セリ。以上述ルカ如ク、該船ニ於ケル病況極テ猛烈ナルニヨリ、

小官檢疫後、直チニ軍隊一般ノ停留及ヒ檢疫停船ヲ命シ、急速上陸ヲ爲サシメタリ。該乗組軍隊ノ檢疫所ニ至ルヤ、未消毒棧橋附近ヨリ續々新患ヲ發シ、沐浴後停留舍ニ至ルマテ四十三名ノ多キニ及ヘリ、停留中、亦多數ノ新患ヲ發シ實ニ左表ノ如クナルニ至レリ。

發生月日	六月卅日	七月一日	二日	三日	計
患者數	二〇	一〇〇	三一 船員九	二〇	一八〇

然らば何故に、かかる慘狀を呈するに至りたるか。臨時陸軍檢疫部報告は、次の如く記してある。

航海中虎列刺病者ヲ發生スルヤ、其吐瀉排泄物ハ先ツ之ヲ亞鉛板製ノ手桶ニ受容シ、未タ充分ノ消毒ヲ行ハサル前ニ於テ、誤テ之ヲ轉覆シ、汚物ハ「ハツチ」蓋板ノ間隙ヨリ、砂「バラスト」ニ漏出セリ。其際之レカ消毒ヲ行ヒシト云フモ、且砂中ニ吸收セラレタルモノナレバ、其消毒ノ效力ニ至テハ疑ナキ能ハス。又本船ハ船内一般ニ極メテ不潔ニシテ、航海中ハ終始雨天ナリシカ爲メ、乗員ノ居室ニ充テタル荷物艙ハ、「ハツチ」ヲ開放シ置ク事ヲ得サルカ爲メ、室内換氣頗ル不良ニシテ、臭氣甚シク、其不快言フ可ラス。加之、高浪ノ爲メ、船體甚シク動搖シ、乗員悉ク船暈ヲ起サヽル無シ。此等ノ狀況其傳播ヲ助ケタルノ一因ナラント信スルヲ得可シ。

さらにこれが似島檢疫所に著いた時の慘狀、及びそれを急遽處置せる混雜の狀態は、「報告」のなかに次の如く記されてある。

病勢ハ極メテ猛烈ニシテ、鏡檢ヲ須ヒス眞性虎列刺病タルコトヲ斷定スルヲ得可シ。而シテ著船當時ノ景況タル、患者ハ船内各所ニ散居シテ、或ハ甲板上ニ、或ハ居室ノ中ニ、或ハ馬欄内ニ卒倒シ、吐瀉物ハ到處ニ狼藉タリ。

其苦悶呻吟ノ聲ハ船內各室ニ傳ハリ、其慘狀殆ント名狀スヘカラサルナリ。乘組軍醫ハ畢生ノ力ヲ悉シテ之ヲ救ハントシ、隔離セントシ拮据勉メタリト雖モ、何分航海中ニ七十四名ト云フ多數ノ患者陸續暴發スルヲ以テ如何トモ爲スヘキ由ナク、遂ニ完全ナル豫防救護ヲ盡ス能ハサリシトナリ。檢疫官ハ此狀況ニ接スルヤ、敏活ナル運動ヲ以テ寸時モ早ク處置センコトヲ謀リ、患者運搬人及艀船ノ多數ヲ以テ駿速ニ送院セシメ、一方ニハ健康者ハ部隊長以下總テ速ニ上陸セシメシニ、點檢所、待合室等ニ於テ更ニ八名ノ發病者アリテ、消毒所ヨリ直ニ送院シ、或ハ患者ノ發シタル場所及ヒ厠圊ノ臨時消毒ヲ行フ等、一時所內全般ノ混雜ヲ來セリ。而シテ全員消毒ヲ了リ停留舍ニ移スヤ、發病ノ勢一層劇シク、日夜斷ヘス新患者ヲ出シ、終ニ停留中ノ發病者百八十二名ヲ算スルニ至レリ。此慘狀ヲ呈セシ爲メ、同船ヨリノ停留人ニハ神經性下痢ヲ起ス者モ多ク、將校下士卒ニ至ルマデ、氣挫ケ體衰ヘ、志氣悄然タリシカ如シ。

この白山丸患者處置の直接責任者となつたのは、似島檢疫所の事務官、陸軍一等軍醫宇山道碩であつた。その提出せる「白山丸檢疫報告書」に據れば、その後の經過は次の如くであつた。

是ニ於テ七月三日、小官（宇山一等軍醫）及停留舍附野口二等軍醫立會ノ上、隊附毛利一等軍醫及同三等軍醫川村健太郎ヲシテ、同隊一般ノ健康診斷ヲ行ハシメ、腸胃症アルモノ百三十六名ヲ隔離セシメタリ。然ルニ該隔離者ヨリ、四日五名、五日二名、七日一名ノ疑似症者ヲ發生シ、後漸ク跡ヲ絕タルニ依リ、七月十日全隊ノ解停ヲ命シタリ。初發六月廿七日來、七月十日ニ至ルマテ、總患者三百三名、內死亡七十名ナリトス。

かうして白山丸の醸し出したる慘狀も、漸くにして終熄せしむるを得た。世界未曾有といはるる大檢疫所の設けが

あつてすら、混亂の狀實に斯くの如きものがあつた。若しその設備を闕きたりしとせば如何。況や白山丸は單にその一例にして、旅順丸、新發田丸以下、これに準ずべき多數の船舶ありしに於いてをや。それが明治十年西南戰役後の慘禍を、幾十層倍にして繰返したであらうことは、想像に餘りある。伯が自ら「我臨時陸軍檢疫事業ノ功績顯著大ナルヲ」誇りたるも亦、故ありと言はねばならぬ。

一七、寺內との電報戰

愈〻檢疫所が開かれると、外部との衝突が頻々として起つた。

百戰百勝の兵が、意氣揚々として歸つてくるのを、大手を擴げて玄關先で喰ひ止めるのであるから、その凱旋將士の憤慨と不平とは猛烈であつた。

その陸軍側の不平を代表して、後藤事務官長に喰つて掛つたのが、大本營運輸通信長官の寺內正毅少將であつた。彼はその職務の性質上、迅速且つ圓滑に、出征軍を內地に歸還せしめるいが仕事であつたので、少しでも檢疫所で歸還船舶の遲延せしめられることを好まなかつた。

そこで寺內は屢〻猛烈な電報を發して、後藤事務官長を難詰した。ところが、後藤はそんな電報を貰つておとなしく引込むやうな男ではなかつた。そこで兩人は、間斷なき電報戰を繰返した。それは兩方共、火急な職務を擔つて、多少上氣してゐた氣味もあり、必要以上に激しく電報の交換をした感もあるが、後年彼等は、政友として同じ內閣に列した時、往年を回顧して苦笑を禁じ得なかつたであらうと思はれるほど、この電報戰は猛烈であつた。林董の手

記によると、伯の當時の面目が躍如として窺はれる。

又或る時醫務課長の軍醫正が、電報を手にし、「寺内閣下から此の様な電報が參りました。其の通りに致さずばなりますまい。」と言うて來た。

伯は其の電報を取つて一讀するや否や、これを醫務課長に投げ付け、大喝一聲、「寺内閣下も屁もあるか。寺内馬鹿あ、糞を喰へと回答しろ。」と言はれた。公が只一人陸軍部内に入り込んで、臆面なき遣り方には、皆舌を卷くと云ふ風であつた。

この電報戰は、六月四日、早くも火蓋が切られた。この日午後一時半、臨時陸軍檢疫部は、後藤事務官長に宛てた、大本營寺内運輸通信長官からの次の飛電に驚かされた。

近來似島ニハ船舶停滯シ、輸送ノ澁滯ヲ來スコト少ナカラス。全般ニ著眼シ、陸軍檢疫規則第三十條ヲ適用シ、停船時日ニハ航海日數ヲ通算セラレ、船ノ運用ヲ敏活ナラシムルコトニ御配慮アランコトヲ希望ス。出石中佐ヘハ特ニ貴官ヘ御協議スヘキコトヲ命シ置ケリ。和田岬ハ近來閑散ノ由、消毒其他ニ付テハ、時宜ニ依リ同所ヘ回航ヲ命セラル、モ可ナラン。

引續いて石黒野戰衞生局長官からも、次の電報がやつて來た。

檢疫ノ爲メ宇品ニ二十餘ノ運送船ヲ留ムト。果シテ如斯ナレハ、大連旅順ニ諸兵集積シ、容易ナラサル大害ヲ起スヘシ。大局面ヲ見テ敏速ノ處置ヲ希望ス。

右の二電とも、相當に高壓的口吻があり、動もすれば、戰地より檢疫部を指揮せんとするが如き傾向さへあつた。

しかし伯としては、石黒の電報には、さして癪に觸らなかつたらうが、寺内の電報には、いささかムツとしたものと見えて、竹篦返しに事務官長の名を以て、次の電報を發した。さうして石黒には武谷事務官から、同じ趣旨で回電せしめた。

當所開設以來、入航船總數十五艘。内昨日迄ニ檢疫濟八艘、未濟ハ本日入港セシ四艘、他ノ三艘ハ下關内務省檢疫所ニテ檢疫ノ上當地ニ回航、五日間ノ停船ヲ命シアルモノ。此内旅順丸ハ昨日既ニ出航、他ノ二艘ノ所置ニ付テハ、今臨時檢疫局ニ掛合中。消毒未濟四艘ノ内三艘ハ、本日櫻島ニ回航セシム、當所ニテハ未タ停船ヲ命シタルモノナシ。來電ノ旨御同感了承ス。

これが電報戰の皮切りであつた。尋いで翌六月五日、事務官長の名を以て、櫻島檢疫所長に對し、

昨日回航セラレタル立山丸ハ、大砲ヲ積載セルヲ以テ、消毒ノ上ハ神戸ニ回シ、上陸セシムヘシ。若其地ニテ上陸セシムルコトヲ得ハ、通信部ノ出張員ト協議シ、敏活ノ措置ヲ爲セ。

と電報し、また兵庫縣臨時檢疫部長に宛て、同じ意味で、若し神戸に回航した時は、その際の上陸取計方を依頼してやつた。すると忽ちにして、寺内運輸通信長官から、事務官長に宛て電報がやつて來た。

船ヲ櫻島ニ廻ス場合ニハ、運輸通信部ト協議ノ上取計ハレタシ。櫻島ハ砲兵及乘馬隊ノ如キハ陸揚六ケ敷ニ依リ、通信部ヘハ、櫻島ヘ廻スモノハ歩兵又ハ軍夫等而已トナスヘキコトニ訓示シアリ。今回ノ如ク砲兵ノ乘リ居ル船（立山）ヲ同所ニ回セバ、陸揚ケ出來サル爲メ、船ノ運用ニ澁滯ヲ來シ、大ニ困却ヲ生ス。

この電報が來た時、後藤事務官長は、大阪に出張中であつたが、翌六日廣島に歸つてこの電文を見るや、直ぐに寺

內長官に宛てて、次の通り打電した。

昨日大阪ヨリ歸廣ス。不在中回航船ノコトニツキ來示ノ件、總テ御推測違ト存ス。立山丸回航ノ事ハ、運輸通信部ト協議一致ノ上取計ヒタル由ニ承知セリ。御示諭ノ件中、或ハ御部下ヨリ報知齟齬シ居ルニハ非ザルカ。

續いて六月八日、石黑野戰衛生長官から、後藤事務官長に宛て、左の電報があつた。

似島ハ一日檢疫七百人位ナラテハ出來ヌト聞ク。全ク一日ニ何人ヲ消毒シ得ルヤ。確カナル返事ヲ待ツ。

これに對し、後藤事務官長は、左の通り回電した。

似島檢疫所電燈未タ出來ス、所員手慣レヌ故、目下一日千五百人位ナリ。今日マテノ實行ハ一千百四十人ヲ最多數トス。コ、四五日立テハ、諸事整頓ヲ告クルト同時、所員モ手馴レ、一日二千人ハ出來得ルナリ。一日七百人トハ報告ノ相違ナルヘシ。各船舶中一、二碇泊最モ長キモノハ四十四時間、其餘ハ大抵二十四時間內外ナリ。委細統計ニテ示スヘシ。

ところが翌九日、寺內運輸通信長官から事務官長に向つて、次の電報が折返しやつて來た。

送還輸送ノ計畫ハ檢疫ノ行程ヲ基礎トシテ之ヲ定メタリ。最初兒玉部長ヨリノ通報ニハ、似島ハ一日五千乃至六千人ヲ消毒シ得ル由ナリシカ、昨日貴官ヨリ石黑衛生長官ヘノ通報ニハ、諸事整頓所員手慣ル、モ、一日二千人ヨリ外出來ストノ義ハ、最初ノ計畫ニ誤リアリシカ。又ハ實施後豫定通リ消毒シ能ハサルニヨルカ。船ト鐵道トノ運用計畫ニ大影響アリ。一日間消毒シ得ル確實ノ人員、更ニ承知シタシ。

これには後藤事務官長も、グツと來たに違ひない。一日檢疫五、六千とは、伯の自慢の大計畫であり、また豫定の

數の檢疫ができぬとあつては、寺内の言ふ通り、軍隊の輸送上、大支障を來すのはわかりきつてゐる。伯は直ちに寺内長官に宛て、次の通り回電した。

似島檢疫所ノ機關試運轉後、修繕中ノ部分アリ。三、四日ノ後所員作業ニ錬ルヽ時ハ一日二千人、今明日中電燈竣功ノ上ハ、一晝夜四千人ノ消毒ヲ爲シ得ヘシ。機關修繕ト電燈完成スルトキハココ一週間ノ後、一晝夜ニ五千人乃至六千人ノ消毒ヲ施行シ得ヘシ。實施後當初ノ計畫ニ違フ所ナシ。機關事業ニハ實施上修繕ヲ要スルコトノ障碍ト、練習運用ノ妙ヲ望ム事ハ、免カルヘカラサルナリ。

而して事實豫期に遠からぬ成績を擧げ得たることは、後に述ぶる通りである。

越えて六月十五日、こんどは檢疫部から寺内運輸通信長官に向つて、電報並びに郵書を以て、「櫻島檢疫所長ヨリ該港ニ來ル船舶ハ、檢疫未濟信號ヲ揭揚セサル者多ク、又占領地ヨリモ、他ノ運輸通信部ヨリモ、入港船ノ豫報ナク、檢疫上ノ不便少ナカラサル事ヲ報告セルヲ以テ、兩樣トモ十分行屆ク樣」其の向へ達し方を照會してやつた。すると翌十六日、寺内長官から折返し、手嚴しい返電があつた。

各運送船ハ告示第六號ヲ遵守シタル筈ナリ。若之ヲ犯セシ船アレバ、船名ヲ通牒セラレタシ。尚此件ニ就テハ各船ニ嚴重達シオクヘシ。

櫻島ヘハ似島ヨリ回送セシムルヲ以テ、兩檢疫所ノ連絡上、到著ニ先チ承知シアル筈ナリ。又運輸通信部モ、其出張員ニ通知スルヲ以テ、豫報ノ漏ルルコトナカルヘシ。曩ニ立山丸以下二艘ヲ、運輸通信部ト協議セス、直チニ櫻島ニ回航セシメタル如キ錯誤ナキ以上ハ、來意ノ如キコトアル筈ナシ。

前の立山丸の一件を、ここにまた蒸し返してゐるなどは、まるで喧嘩腰であつたといはねばならぬ。

尤も、意氣すでに四百餘州を呑める野戰部に對して、一文官に過ぎざる後藤事務官長が、これほど猛烈に突つかかることができたのは、素より性來不敵の面魂と、當時不動の信念によるものであることは、言ふまでもないけれども、他方彼の背後には、兒玉部長が儼として、彼の腰を支へてゐるといふ安心があつたためであることは、爭ふべからざる事實である。

兒玉將軍の多くの長所のうち、その最も顯著なるものの一は、人を信ずるの厚きことであつた。一度人を信頼して、一つの仕事を托した以上は、その人に滿腹の信頼を置いた。さうして萬難を排してこれを支持した。

後藤事務官長には、この安心があつたのである。勿論、この猛烈なる電報戰の最中においても、用意周到なる彼は、その經緯を兒玉部長に一々報告するを怠らなかつた。ここに掲ぐるものは、それに對する六月七日附の兒玉部長の返信である。

謹啓

再應御來示、一々了承仕候。此事業ニ付、多少之批難攻撃ハ、當初より覺悟之前之儀ニ御座候、種々耳ニスル所アルモ、更ニ是迄ハ不申上、今後ト雖モ普通之攻撃批難ハ更ニ意ニ留メ不申候間、最初御相談致置候通り、馬車馬にて御經過有之度、此國家重大之事業ニ於テ、些細之論爭ハ無益ト奉存候ニ付、小生も他ノ助言ニ對し、更ニ應答論辯ハ不仕、單ニ事業の進捗ヲ希望致ノミニ御座候。通信部トノ交渉ニ就而も、長官ヨリ種々の注文も御座候へ共、之又應答不仕、ヌタ出石ヨリハ、却而長官ト反對之意向ヲ以て、貴官並ニ兒玉中佐等ト熟議實行候趣之

來書も有之儀ニ付、小生ハ大安心ニ御座候。何卒小事ニ介意セス、事業之整頓偏ニ希望不堪候。實ニ創業之事ニ御座候間、最初ハ多少ノ手違も出來候義ハ、是又覺悟之前之事ニ御座候。何卒御執掌此上奉願上候。拜具草々。

これあればこそ、後藤は兒玉の言ふ通り、「馬車馬にて」事業を遂行し得たのであつた。

然るにかうして寺内・後藤二長官が、電報戰を繰返してゐるうちに、臨時陸軍檢疫部では、とんでもない椿事が出來した。

七月下旬の大暴風雨がこれである。

一八、大暴風雨來

暴風雨は七月二十四日の午後から起つて、瀬戸内海を暴れ狂つた。そのために、三檢疫所とも、手痛い損害を蒙つたが、なかにも甚しかつたのは、似島であつた。「報告」はそれを次の如く記してゐる。

加之、七月二十四日ノ暴風雨ノ際ハ、其最モ甚シキモノニシテ、當時ノ景況ハ前ニ述ヘタル如ク、所内一般非常ノ損害ヲ蒙リ、就中停留舍ハ其最モ甚シキモノニシテ、一トシテ雨漏ヲ凌クニ足ルモノナク、舍ノ内外ハ浸水ノ爲メニ塵埃及ヒ汚物ヲ堆積セルモノ山ヲナシ、其不潔狼藉ハ譬フルニ物ナシ。此時恰モ第三師團ノ輸送中ニシテ、陸續入港船舶ノ豫報アリ。爰ニ於テ非常手段ヲ以テ臨機ノ處置ヲナスニ非スンハ、業務ヲ中止スルノ不幸ニ至ランコトヲ恐レ、翌日ヨリ數百ノ人夫ヲ傭役シテ假堤防ヲ造リ、以テ波浪ヲ防キ、或ハ苫ヲ以テ屋蓋ヲ張リ、畳ニ代ユルニ三千餘枚ノ筵ヲ以テシ、床下ハ悉ク不潔物ノ堆積スル所ナルヲ以テ、分遣兵人夫ノ總員ヲ使役シテ大清潔

法ヲ行ヒ、床板ハ悉ク取リ除キテ之ヲ洗滌シ、更ニ昇汞水ヲ灌キ、床下及舍內一般、土地表面ノ汚土ヲ削除シテ石灰ヲ撒布シ、以テ一時土地ノ消毒ニ兼テ汚濕ヲ防クヲ得タリ。舍內ノ淸潔法如斯ニシテ臨機ノ處置ヲナシタルモ、舍外ノ淸潔法ハ頗ル廣汎ニシテ、家屋顚倒破壞セルモノ、及塵埃ノ浸水ト共ニ漂流シテ、地上一面ニ散亂シテ餘地ヲ殘サス。又井戶、下水溝及厠ノ如キモ、悉ク塵埃汚物ノ塡塞スル所トナレリ。是等ヲ浚渫シ、且消毒ヲ行ヒ、又塵芥ヲ燒却スルニ三晝夜ヲ費セリ。如斯シテ假リニ復舊工事ト淸潔法ヲ執行シツツアル內ニ、既ニ三、四艘ノ船舶輻輳スルモ、未タ停留人ヲ容ルルコト能ハサルヲ以テ、止ムナク通信部ト協議ヲ遂ケ、一、二日間本船內ニ停留スルノ究策ヲナシ、二十七日ヨリ再ヒ四千有餘ノ停留人ヲ收容スルヲ得タリ。此大淸潔法ニ消費シタル石灰ノ量三百俵、千倍ノ昇汞水八十萬瓦、二十倍石炭酸水百九十三萬五千瓦、生石灰三百磅ナリ。

この時こそは、後藤事務官長、三面六臂の活動を試みたる時であつて、翌二十五日、暴風雨漸く鎭まるや、自ら似島檢疫所に出張し、檢疫並びに修繕方を措置したものであつた。

然るに似島檢疫所が、かうして必死の活動をなしつつある時、七月二十七日、寺內運輸通信長官から、次の趣旨の電報がやつて來た。

出石中佐ノ報告ニ據レハ、似島停留舍破損ノ爲メ、多數ノ停留人ヲ船內ニ留メ置ク由、此ノ如クセハ更ニ患者ヲ生スルノ憂モアリ、又船ノ運用ヲモ妨クルニ依リ、和田岬又ハ櫻島ニ回航如何。

石黑野戰衛生長官からも、同樣の意味で、陸上に停留することを希望して來た。

これに對して事務官長は、直ちに回電した。

船中ノ停留ハ止ムヲ得サル一時ノ機宜ナリ。其修繕ハ間モ無ク出來シ、櫻島ニ回航スル時間、卽チ一晝夜ノ間ニハ、似島ニ於テ一千人ヲ停留シ得ルニ至ルヘシ。而カモ尙櫻島ニ回航スヘキヤ如何。

さう言はれては、グウの音も出ない。寺內からも石黑からも申合せたやうに、似島に停留し得るならば、櫻島に回航するには及ばぬと回電して來た。

以て伯の意氣軒昂たりし情を想見するに足るものがある。

一九、世界最初のコレラ血淸療法創始

かくの如き事務繁劇の間に在りながら、伯の頭腦は、なほ學理的研究の方面から離れることは出來なかつた。伯の往くところ、學的探求の足跡を遺さざるはない。殊に臨時陸軍檢疫部には驚くべく多數のコレラ病患者を收容した。これは古今全く未曾有のことであつた。これぞ傳染病研究の絕好の機會ではないか。

かくして伯の主張により、傳染病研究所から醫學士高木友枝を聘し、その研究に從事せしめることとなつた。伯の「報告」序文は、次の如く記してゐる。

似島檢疫所避病院ニ續々多數ノ虎列剌患者ヲ收容スルヤ、余ハ其病理上ノ研究ヲ遂クヘキ好機會ナルコトヲ感知シ、之ヲ陸軍省醫務局ニ謀レリ。然ルニ當時陸軍部內ニ於テ、其研究ニ從事シ得ヘキ醫官ハ、悉ク內外ノ要部ニ當リ、尙雇醫ヲ以テ醫務ヲ補ハシムルカ如キ場合タリシヲ以テ、醫務局ハ種々斡旋スル所アリ、遂ニ陸軍大臣ヨリ內務大臣ニ移牒セラレ、傳染病研究所治療部長醫學士高木友枝、來テ其研究ニ從事スルコトトナレリ。而シテ

其研究ニ從事セルハ、僅々短日月タリシモ、得ル所少カラス。余ハ其希望ノ空シカラサルヲ得テ、殊ニ欣喜ニ堪ヘサルナリ。

すなはち高木醫學士が、似島檢疫所の事務官に任ぜらるるや、コレラ病室全體をこれに托して、思ふ存分研究の歩を進むるを得せしめた。六頭の馬をもつて、初めてコレラ血清を製造し、これを使用して多數の罹病者を治療することを得たのは、この時であつた。コレラ血清の實用は、この時を以て世界の嚆矢とするといふことである。その效用については、その當時高木友枝が、九月五日附、伯に宛てたる私信に、次の如く記されてある。

拜啓。益御多祥奉賀候。陳は先便申上候通り、去ル一日より血清療法相始候處、成績ハ佳良ニ有之、心臟甚しく損害せられざる限ハ、助け得る樣ニ御座候。尤も小生ハ如何なる瀕死患者にも相用居候間、統計の上ニ於ては、とても廣尾（註）の如き好結果ハ難得、四分ノ一位の死亡ハ免かれざる事と存候。茲が卽ち師匠と弟子の相違ある處ニ有之候間、御海恕被下度候。當地も追々病勢減退致し、此兩三日ハ毎日二、三名位之入院に御座候。此一兩日中に舊盆不攝生の結果顯はれざるに於てハ、數日之內にて患者も殆んと皆無と可相成と被存候間、研究所の多用なるを知りながら、優々時日を送り候も、如何にも申譯なき次第ニ付、十日頃にハ出發歸京仕度者と存候。或ハ兩三日ハ延引致し候哉も難斗候得共、いよ／＼出發之際ハ何れへか屆出可申哉。（似ノ島へハ渡嶋之上一應禮を述へ候積ニ御座候）其他馬匹轉送之御處置ハ、何れへ願出可申哉。日外荷物ハ軍用品として差支之無樣御咄有之候樣ニ記憶致居候。今日にても左樣ニ願はれ候哉。何れへ願出可申哉。甚御手數ニ御座候得共、屬僚ニ御下命之上、右の處置御指令被下度奉願上候。

以御陰血清療法を施行する迄ニ相運ひ候事ハ、謹而玆に鳴謝仕候。　頓首再拜

註　文中廣尾とあるは、北里博士の傳染病研究所のことである。

二〇、不眠不休

この臨時陸軍檢疫部當時に於ける、伯の活動が如何に過激であつたかは、後年になつて和子夫人がよく、

「檢疫部の仕事が濟んで歸つてきましたときは、私は全くびつくり致しました。まるで別人のやうになつてしまつて、碌々ものも言はないやうな始末でしたから、私などは、もう癈人になつてしまふのかと心配致しました。」

と物語つてゐたのでも解る。

實際當時伯は、三時間以上は寢たことはなかつたといふ。

この頃一緒に働いた下村當吉は、よく笑ひ話として、

「あの時分の閣下のご勉强は大變でした。私などは睡眠不足で疲れ切つて、もうこれ以上は人間わざではできませんといふと、そんなら人間以上の力を出せ！　と怒鳴られるので閉口しました。」

と言つてゐた。伯の繁劇な一生の中でも、恐らくは一番忙しかつたときであらう。高木友枝も、

「此の難局に當つた後藤さんは、檢疫地たる似ノ島を開いて、病院、停留所、附屬建物を作る。消毒機關を設置する爲めに、四十三日間床に入らなかつたとの事である。」

と、語つてゐる。

しからば當時の伯の生活はどうであつたか。林祕書の語るところによれば、次の通りであつた。

余が四月二十四日廣島に到著した時には、公は部下の雇員の若い者計り五、六人と、六、七室ある家を一軒借りて住んで居られた。臨戰地域のことであるから、土著人の外家族を連れて來る者はない。余も直ちに此家に入れられたが、家賃と下女下男の給料は公に負擔させ、食料、寢具料等の費用は各自の分擔で、詰り共同生活である。下女は二十三、四歳の田舍者、これが料理をするのであるから、三度が三度多くは味噌汁に漬物と云ふ簡單な食事であるが、公が平氣で居られるから、皆も我慢して居た。食事は第一番に公に出し、公が濟んでから、他の者が會食するのであつた。或る日晝飯に公の歸りが遲く、半時間も待つたが歸られぬから皆が先きに濟ませた。一時半頃に歸つて來られた。余は公に用談をする。公は箸替へもせず其のまま坐つて余の用談を聽かれる。其所に下女が膳を持て來た。其の時のお菜は今以て能く覺えて居るが、ツキ、牛蒡の味噌汁と澤庵であつた。公が汁の代りを出されたら、下女が、

『もう有りません。』

と言ふ。余は側に居て氣の毒でたまらず、自分が此の目に遇うたら、屹度機嫌を惡くするのだが、公は、

『もう無いか。』

と、くう〳〵笑ひつつ澤庵をかじつて、機嫌よく三、四碗の飯を食はれた。他の若い連中は、隣室に居て、味噌汁の代りの無いのに、氣の毒よりも、自分共が皆食つてしまつたと叱られはすまいかと、大心配したと、皆があとでの話。

一體、伯は性來の癇癪持ちであつた。些細と思はれるやうな間違ひでも、まるで頭ごなしに怒鳴りつけることが、屢〻あつた。と思ふと、一面、非常に氣樂で、無頓著なところがあつた。全體としては神經質であつたけれども、その神經が普通の人々と少し違つてゐたのだ。これもその一例である。

次に伯の滾々として盡きるなき精力の根元として、林は伯の睡眠のことを語つてゐる。熟睡がすべての活動の本源であり、また多くの英雄兒に共通するところであるが、この點も伯は人並はづれた睡眠ぶりを持つてゐた。林の語るところは、次の通りである。

一體公は能く眠られる。床に入り、枕を付けると、すぐに高鼾。何時か其の事を言うたら、

『貴樣等は何しに床に這入るのだ。俺は睡る爲めに床に這入る。考へる事があれば起きて考へる。』

と言はれた。平生事務室においても能く居眠りをされる。讀むか、書くか、語るか、聽くか、居眠るかの外にぼんやりして居られることは無い。この共同生活の時に、公は座敷に寢られ、余は其の次室に、他の若い者は奥の方に寢る。夜電報が來る。下女が取次いで、余の寢所に持つて來る。余が開いて見て、公に讀んで聞かせるのである。公の蚊帳に入り、「電報です。」と公を搖り起すと、むつくり起き上り、坐つてから、

『何だ。』

と返事をされる。枕を付けて居て、うん／＼など決して無い。それから電文を讀むと、急要なことなれば直ちに返電を命ぜられるが、普通「承知した。」とか「宜しい。」とか言うて、枕を付け、又すぐに高鼾。毎夜電報の來ること、多き時には七通も十通もあるが、その都度搖り起せば、むきに起き上つて坐られ、電文を讀み了ると、

又すぐに枕を付けて高鼾。實に眞似の出來ぬことである。殊に感心に堪へないことは、夜中來た電報に就いて、翌朝、三番目の電報を持つて來いとか、四番目の電報には斯く返電せよとか言はれ、澤山の電報の、何度目に來たのが何事件と云ふことを、確かに記憶して居られるのである。其の頭腦の明晰なること、この一事でも能く分るではないか。

さらに林は、續けて、伯の部下の使ひ振りについて、次の如く話してゐる。

之れも共同生活中のことであるが、一日同居者が寄合話をして、局長級ぐらゐな人の二、三者に就いて批評をして、

『何某は無能である。部下に胡麻化される。』

と言うた所が、隣室に居られた公が、其の席へ遣つて來て、

『君等は部下に胡麻化されるから無能と言ふが、部下の言ふこと爲すこと、一々胡麻化しでは無いかと疑つて掛つて、仕事が出來ようか。俺は常に君等の無能とする者、卽ち部下に胡麻化される者でなくては、ほんとに仕事は出來まいと思ふがどうだ。』

と遣られて、一同恐れ入つてしまつた。

さらにこれも、部下のつかひ振りに關することであるが、特に林自身の體驗について、次の如く語つてゐる。

檢疫所の工事も出來上り、檢疫所が開かれて、普通の事務となつてからと思ふが、公は共同生活を罷めて、下宿せられた。三宅とか云ふ醫者で、近く主人が死んで、四十歳位の未亡人と下女との二人暮しの家であつたが、大

きな立派な家であつた。余と公の書生であつた者と二人が、公に從つて此の下宿に入つた。それで余は公の廣島に居られた間、四箇月以上と思ふが、公と寢食を共にしたのであるから、自然心安く、物も言ひ易かつた。

廣島に居る間、毎月でも無かつたが、公は余に月給を袋のままに投げ出したり、又紙入に金が幾らあるとも言はず、投げ出したりして、勘定をして來てくれと言はれ、料理屋、待合などの支拂ひをして居たが、東京においても料理屋、待合の拂ひをさせられたこともあつた。一軒で一箇月數回遊ばれて其の金額も多かつたが、併し公が一人遊びをされたことは一度も無い。常に連れがある。公の遊びは自己一身の娯樂の爲めでは無い樣に思はれる。

時には、

『今夜は、俺は出ぬから遊びに出て宜しい。』

と云ふ遣り方で、他の人とは反對である。他の人は自分が宿に居る時は出さぬ。自分の居らぬ時は自由にさせるのである。公は急要な電報でも來た時を考へて居られるので、隨行者を以て自分の小使とはされぬのである。

二一、有始有終

八月に入ると、流石に忙しかつた檢疫部の仕事も、大風の吹いた後のやうに、ひつそりとしてきた。僅か半年許りで、人間並の生活に歸ることができた。

そこで久しぶりで、東京の家庭に手紙を出した。八月十四日附、和子夫人への書信がそれである。

御婦み拜し參らせ候。其後御揃益御満福奉賀候。御まへ樣ニも日增御健康ニ被爲渉、一家の幸福無此上事ニ候。

浦島へは金貳拾圓ニて可然候。私事も大坂、馬關行、漸今朝歸廣いたし候。愈廿日頃ニは此地引揚可申、大臣へ今日電報差立候。明日は確答可有之、遅くも廿二、三日頃ニは歸宅可致候。靜子歸名之事、別ニ異存無之候。只今より結婚費遣し候而も其效無之、教育費も同様なり。且左様の餘金無之候故、先歸名致し候ハヽ、金五圓香花料として差遣、後は先方より出之都合ニて、戸籍引取候とも、先方へ引取らせ候とも、後の樣子次第ニ可致候。土產宇兵衛とおしんへ浴衣地一反つヽかひ遣し、汽車は勿論下等たる事。

右返事まて。草々不盡。

八月十四日　　　新　　平

和子樣　おんもとへ参る

暑中皆樣御自愛專要ニ御座候。

さうして上の書信にある通り、臨時陸軍檢疫部廣島出張所は、八月二十日に閉鎖され、殘務處理のため石丸事務官を殘したまゝ、後藤事務官長は、翌二十一日、歸京の途に就くことになつた。

尤も檢疫所の方は、櫻島が九月十五日に閉鎖されただけで、似島と彥島とは十月三十一日まで開かれてゐた。しかし檢疫所がその全能力を擧げて活動したのは六、七の二箇月であつて、八月以後は次第に遞減し、のちにはむしろ殘務處理の觀があつた。

然らばその四箇月間における檢疫所の成績はどうであつたか。それは次に掲ぐる統計表が最も雄辯に物語るであらう。

檢疫消毒シタル船舶

	檢疫シタル船舶 總數	檢疫シタル船舶 總噸數	一船平均噸數	一日ノ平均船數	一日ノ最多船數	消毒シタル船舶 全部 船數	全部 總船數ノ百分比例	全部 噸數	全部 總噸數ノ百分比例	局部 船數	局部 總船數ノ百分比例	局部 噸數	局部 總噸數ノ百分比例	局部消毒時間 最長時間	局部消毒時間 每船平均時間	消毒セス通過セシメタル船舶 船數	總船數ノ百分比例	噸數	總噸數ノ百分比例	檢疫ノ際有病船數	檢疫ノ際無病船數
似島	四四一	七四八、一七三・七一噸	一、六九六・五四	三・三四	一二	五	一・一三	一一、〇四八・九一噸	一・四九	一五一	三四・二四	二九三、〇〇三・三〇噸	三九・一六	二八・四六時	一・二四時	二八五	六四・六二	四四四、一二一・六[illegible]噸	五九・三六	一五六	二八五
彦島	二〇四	三一九、九〇一・五二噸	一、五六八・一四	一・四六	八	四	一・九六	四、五〇〇・四五噸	一・四一	一〇九	五三・四三	一八六、八三九・〇七噸	五八・四一	四・三〇時	一・一一時	九七	四七・五五	一三八、一七七・二一噸	四三・一七	八二	一二二
櫻島	四二	六七、三〇三・二三噸	一、六〇二・四六	一・三一	[illegible]	七	一六・六七	一二、六三四・五一噸	一八・七七	三〇	七一・四三	五〇、九一一・八四噸	七五・七六	一一・〇〇時	一・三七時	七	一六・六七	六、八八一・一八噸	一〇・二二	[illegible]	[illegible]
合計	六八七	一、一三五、三七八・四六噸	一、六五二・六六	—	—	一六	二・三三	二八、一八三・八七噸	二・四八	二九〇	四二・二一	五三〇、八[illegible]四・二一噸	四六・七五		—	[illegible]八九	五六・六二	五八九、二七九・九九噸	五[illegible]・[illegible]〇	二五八	四二九

検疫消毒シタル人員

		似島	彦島	櫻島	合計
検疫シタル人員	人員	一三七、六一四	七六、六五六	一八、〇七六	二三二、三四六
	一船ノ平均数	三一二・〇五	三七五・七六	四三〇・三八	三三八・二〇
	一日ノ平均数	一、〇四二・五三	五四七・五四	五六四・八八	—
	一日ノ最多数	四、〇七八	三、八六三	一、八七七	—
検疫人員ノ身分区別	将校	一、七九一	七六六	二二五	二、七八二
	下士卒	五三、〇四五	三〇、六三〇	九、六八二	九三、三五七
	軍夫	四一、三三二	二七、〇〇八	四、七六四	七三、一〇四
	船員其他	四一、四四六	一八、二五二	三、四〇五	六三、一〇三
消毒シタル人員	人員	一一二、七四六	二八、一六六	一七、五四八	一五八、四六〇
	一日ノ平均数	八五四・一四	二〇一・一九	五四八・三七	—
	一日ノ最多数	三、五九七	二、五三一	一、八七七	—
消毒人員身分区別	将校	三、〇二〇	三〇三	二三八	三、五六一
	下士卒	五一、〇三八	一一、四五三	九、七二一	七二、二一二
	軍夫其他	五八、六八八	一六、四一〇	七、五八九	八二、六八七
船内伝染病患者	虎列刺	二一七	八一	七一	三六九
	虎列刺疑似	一三五	一七八	—	三一三
	腸窒扶私	一二一	四	一	一二六
	赤痢	一五四	二四	一	一七九
	痘瘡	六	一	二	九
	計	六三三	二八八	七五	九九六
検疫人員ニ対スル百分比例	消毒人員	八一・九三	三六・七四	九七・〇八	六八・二〇
	停留人員	二一・〇七	一六・七三	二七・〇二	二〇・〇九
	伝染病患者	〇・四六	〇・三八	〇・四一	〇・四三

停留シタル人員及停留中ノ發病

停留人員	似島	彦島	櫻島	合計
人員	二八、九九〇	一二、八二六	四、八八三	四六、六九九
一日在留人ノ平均數	一八九・四八	八六・〇八	八〇・〇五	―
一日在留人ノ最多數	四、四一一	二、三四五	一、四六七	―
一日停留セシメタル最多數	二、二六六	一、二三六	一、〇八七	―
一船舶ヨリ停留セシメタル最多數	一、一五八	七九三	七八七	―

卽ち檢疫したる船舶六百八十七艘、その總噸數百十三萬五千噸餘、內消毒したる船舶三百六艘、その總噸數約五十六萬噸。次に檢疫したる人員二十三萬二千餘人、消毒したる人員十五萬八千餘人、停留したる人員四萬六千人、さらに消毒したる物品に至つては、統計表は略したけれども、蒸汽消毒六十四萬三千餘箇、藥物消毒二十五萬五千餘箇に及んだ。實に世界の歷史はじまつて以來の大檢疫事業であつた。これについて、伯の「報告」序文は、次の如く記してゐる。

傳染病毒ノ侵襲ヲ防遏シ、其慘害ヲ免カレンカ爲メ、各般ノ設備ヲ爲スハ、文明ノ一事業ニシテ、本邦ニ於テモ亦夙ニ海港檢疫ノ制アリ、然レトモ之ヲ戰時若クハ戰後ニ應用シテ、軍隊檢疫ヲ施行セルハ、今回ヲ以テ嚆矢トス。露國オデッサノ檢疫所ハ、其規模大ナリト謂フト雖トモ、遠ク我彥島、櫻島ニ及ハス、彥島、櫻島ハ我ノ小ナルモノ、卽チ一晝夜ニ消毒シ得ヘキ人員二千五百乃至三千人ニ過キサルナリ。然則チ我ノ大ナルモノ則チ一晝

夜六千人ヲ消毒シ得ヘキ似島檢疫所ニ至テハ、實ニ世界唯一ニシテ、啻ニ軍隊檢疫ノ世界ニ嚆矢タルノミナラス、其規模設備亦世界ニ冠絶セリ。蓋歐洲ノ地タル、各國境土ヲ接シ、戰時兵ヲ行ルニ主トシテ陸路ヲ取リ、間々遠征ノ擧アルモ、軍艦ノ運動ニ過キスシテ、我征淸役ノ如ク大兵ヲ運漕セルコト未タ曾テ其例ヲ見ズ。且歐洲大陸大戰爭ノ當時ニ在テ、傳染病學ノ如キハ殊ニ幼稚ニ屬シ、病原性未タ今日ノ如ク闡明ナラスシテ、豫防制禦ノ方法確然タラサリシニ、職由スヘシト雖モ、然レトモ此等深遠ナル學理ヲ事實ニ應用スル事ニ至テハ、尋常人ノ容易ニ決行シ能ハサル所ナリ。然ルニ我征淸膺懲ノ義擧ニ際シ、上ニ聖明英智至仁至慈ナル大元帥陛下ヲ仰キ奉リ、下ニ賢良俊傑ノ幕僚諸將アリ。宜哉、勇斷果決、終ニ世界未曾有ノ文明的一大新事業ノ實行ヲ見ルヲ得タリ。（中略）我帝國ノ名譽ヲ宇内ニ博シテ、東洋ニ雄飛スルニ至レルモノ、豈啻ニ連戰連捷ノミニ因ルモノナランヤ。

まことに伯が自賛する如く、この日淸戰後における檢疫事業こそは、有史以來まつたく先例なき大事業であつて、これを完成したことが、伯の生涯に一大躍進の機會を與へたのは言ふまでもなく、また伯の言へる如く、「我帝國ノ名譽ヲ宇内ニ博シ」たる所以であつた。後に編纂されたる臨時陸軍檢疫部報告書は、和文と英文との二樣に作成され、陸軍省から歐米諸國に寄贈されたが、獨逸皇帝がこれを讀んで、感嘆措く能はなかつたと傳へられるのは、誠に故あることであつた。

しかも伯の感激に堪へなかつたことは、この檢疫部の仕事が、畏くも天聽に達し、十月二十一日、大本營會議において、その功程を奏上するの榮を擔つたことであつた。それについて、林茂香は、次の如く語つてゐる。

明治大帝から檢疫の方法順序に就いて聞きたいとの仰せがあつて、公が、

『陛下には伊藤さんその他學者連が、萬事に就いて要點を奏し上げて居るから、うつかりした事は申上げられぬ。』

とて、公が陳べられ、余が書いて、奏上要略と云ふものが出來た。公はこれと、衞生參考室備付の消毒罐の模型とを持つて參內せられ、余も隨行したが、併し余は御前に出ることは出來ぬ。宮內省の應接室に控へて居た。公に、陛下に奏上されたことに就いて、何か御下問でもあつたかと問うたら、只時々御肯き遊ばす丈けであつたと申すこと。

なほ伯は、この光榮につき、感激して次の如く語つた。

自分は元來草莽の微臣で、明治天皇に咫尺し奉ることの出來たるは、日清戰爭の後、臨時陸軍檢疫事務官長として、大本營が東京に移されてから、東京の皇居に於て、臨時陸軍檢疫部の編制並に建設施行の要項を奏上し奉るの光榮を荷うた時である。是は當初兒玉部長より奏上すべき筈であつたが、躬ら其趣旨を承け全責任を負うて事を處理した者から奏上するが宜からうと云ふことで、石黑兒玉兩閣下の決議に依つて自分が其任に當ることになつたのである。其時は稍ゝ長時間に亙つて巨細奏上したが、これは先づ文官として異例の光榮に浴した譯であつた。此事に就て藤波子爵から凡そ四、五年を經た後に承つたことを 陛下の御盛德として申述べることが出來ようかと思ふ。

これは專ら自分に關係することとで、甚だ畏れ多いことであるけれども、藤波子爵から宮內省に來ることがあつた

ら主馬寮に立寄らないかと云ふ話があつたので、或る日寮に子爵を訪うたときに、子爵が自分に話されるのに、君は臨時檢疫部のことに付て　陛下に奏上を爲さつたときに、非常異數の光榮に浴して居ることがあるが、誰からか聽いて知つて居るかと言はれた。そこで一向何も自分は承つて居りませぬと答へると、其時子爵が容を正してお話になつた所によると、　陛下は今日檢疫部の話を後藤といふのが來てしたが、あれはなか／＼軍事衛生として計りではない、傳染病の經濟關係と云ふことも顧みなければならぬ事柄であるが、頗る關係の廣い次第を聽いた。あの後藤と云ふのが相馬事件に關係して出獄して來た計りだと云ふが、それはどんな事だと云ふお尋ねがあつた、それから自分（藤波子爵）より大體知つて居ることを申上げると、さうかと言つてお笑ひになつた、さうして過を見て是に仁を知ると云ふ話があるが、さう云ふ奇禍に罹つて初めて瓦と玉とを別つことが出來ると云ふのは、本人の不幸のやうで又幸福と云ふものカナと仰せられてお笑ひになつた、是は君として非常な光榮の事ではないか、當時さう云ふお話を親しく承つたから、いつか君に傳へようと思つてゐたので、今之を申す次第であると言はれた。自分は此事を子爵より承つて思はず襟を正し、眞に恐懼措く所を知らなかつたのである。

かくして臨時陸軍檢疫部は、見事にその功を了へて、十月三十一日、廢止せらるるに至つた。顧みれば檢疫所の開始後間もなく、六月三日、石黒は一書を成して、後藤事務官長に次の如く申し送つた。

——○いつも／＼婆心御うるさく可有之候得共、心付き候間申述候。貴臺之有爲之才なる事は、人皆之を知れども、相馬事件より何となく山師じみ候感を世上に與へ有之候其處事、誠之一字よりする事は世人不知候間、希くは今回之事にて貴臺の溢るゝ斗りの誠あることを御表世有之度希望ニ候。——

その石黒の希望は達せられた。後藤新平といふ人物が、單なる大言壯語家ではなくて、若し全責任をもつて大事を托せらるるならば、必ずそれを成就するの誠意と力倆とを有するものなることは、この檢疫部の事業によつて、明瞭に表示せられた。

然らば好漢これより何處にその鵬翼を張らんとするのであるか。

第二節　衞生局長に復活

一、雪を撥ねる吳竹

明治二十八年九月七日附をもつて

「任衞生局長、後藤新平」

といふ辭令が發せられた。顧れば神田猿樂町で、拘引せられてから、二年弱である。

相馬事件で入獄したときに、多くの人々から、惜しいことに、あの男も、もうこれで一生廢つた、と思はれてから僅々二年で彼は、ピンと雪を撥ねて起き上る吳竹のやうに起ち上つたのだ。

彼が出獄後、保田の有林寺で、冷たい社會の風をひしひしと身に受けながら、熱血を一管の筆に托して、「自叙傳」を記した時には、彼自身と雖も、こんなに早く、復活の日が來ようとは思はなかつたであらう。

かかる疑獄事件が如何に人間の一大試練となるかは、これを體驗したものでなくしては、到底想像することもできないであらう。伯は順風帆を上げて、成功の潮路を走りつつあつた眞只中に、一擧にして奈落の底に叩き落されたのである。當時の彼の身邊が如何に暗黑であつたかは、外間想像の外であらう。

しかるに伯は、出獄後僅か一年足らずで、素晴らしい勢ひで撥ね上つた。その彈條（バネ）の役目を果したのが、臨時陸軍檢疫部であつた。故に運命が、相馬事件の直後に、臨時陸軍檢疫部を提供したといふことは、まさに伯の生涯の一大幸運であつたといはねばならぬ。若しそれがなかつたならば、伯の才幹といへども、あれほど手際よく、人生の谷底から匍ひ上ることはできなかつたであらう。

臨時陸軍檢疫部の成功によつて、相馬事件の舊痕は、殆ど完全に癒されたばかりでなく、却つて兩者相俟つて、快男兒後藤新平の名を天下に廣告し、より偉大なる將來を、展開するの機緣となつた。天下の民衆が、颯爽たる彼の姿に喝采を送つたばかりでなく、有力なる識者が、彼の行動に注目するやうになつた。

斯くして立身の新しい梯子が、彼のために用意された。今度こそ彼は、注意深く、その一段々々を攀ぢ登らねばならぬ。さうしてその第一階として提供されたのが、舊の衛生局長の椅子であつた。

彼が再び內務省衛生局長の椅子に就いたのは、臨時陸軍檢疫部の仕事が、ほぼ一段落ついた九月七日であつた。

註　臨時陸軍檢疫部は、十月三十一日に廢せられた。

そして彼をして衛生局長に復活せしめたのは、相變らず醫界における彼の二大先輩、長與專齋と石黑忠悳との力であつた。一說には、白根專一が、この問題について、口火を切つたとも言はれる。彼の祕書官たりし林茂香は、次の

如く語つてゐる。

軍隊檢疫が了り、檢疫部が、廢止せられてから、公は奇禍以來休職中であつた衞生局長に復職された。此の時公は辭退されたが、白根專一男が後藤は野に置く人に非ず、是非に局長に復職させる樣にと、時の內務大臣野村(靖)子に勸められ、內務大臣から長與さんに賴んで、口說き落させたと言ふことである。

談中、「此の時公は辭退されたが」とあるが、蓋しあれだけの大仕事を成し遂げた後の伯にとつて、內務省衞生局長の如きは、寧ろ役不足の感があつたにちがひない。しかも彼が、なほ甘んじて復職を承知したについては、胸中いささか期するところがあつたからである。それが何物であつたかは、ここに述ぶるまでもなく、衞生局長としての彼の行動によつて明かであるが、彼を愛する先輩が、いささか危惧の念を抱いたのも、彼がこれから爲すであらう所の、その腹案に就いてであつた。何となれば、餘りに勢ひに乘じて事を計ることが、俗世界においては、かへつて大事を破る基となるからである。故に石黑忠悳は、彼の復職が決定した翌日、直ちに書を裁して、當分は「半師半醒」の態度でゐた方がいいと、次のごとく申送つた。

昨日は御復任、啻ニ爲貴家慶賀候而已ならず、爲邦家恭賀候。貴兄ハ所謂口も八丁手も八丁、世事無不能といふべき豪資なれとも、所詮積年學ふ處の衞生之一事は、他之事ニ特ニ秀候事は、世人皆之を許候義ニ候間、此後とも專ら此事ニ御盡し、本邦衞生之事業は双肩ニ御荷擔之事ニ御定決有之度、夫ニ付實ニ愚者之千慮中述候も、甚嗚呼ケましく候得共、年來之知遇、或は芻蕘の言にも採るべきあるかと、愚衷申述たきことはさて置き、新近之事ニつき論すれば、貴兄去年來臨時陸軍檢疫事業之創始相成、今日ニ至申候て、敏腕周到は、世人少しく囲ある

者は、皆駭感罷在候事ニて、貴兄之事ニ當り機に先んし候敏腕は、人皆之を了し候間、此後當分半睡半醒ニて御出被成候ても、貴兄を不敏と申者は有之間敷、又省みて内部を慮れは、其間種々之禍芽も有之、姤苗も相伏居候。今日此際、尙又引續き、世を駭起せしむべき事業を被成候事を御心懸ケ相成候へは、或は前途遠大之目的を失候ニ至り申間敷やと孜々たり。老朽心ニは懸念不少事ニ候。老生輩之希望する處は、此際一時沉重持厚、世人をして其内を知らしめず、韓子之所謂、身晤處に臥して明處ニ勞動する者を熟視する之時ニはあらさるやと被存候。右等之件ニ付ては、充分御胸算定まり居候事は、萬々相信居候得共、中述候誠意、不悪御了知、御覽後御火中可被下候。敬具。

石黑忠悳をして、かくの如き書翰を書かしめたのは、蓋し故なきに非ずであつた。何となれば、臨時陸軍檢疫部の仕事を終へた直後の後藤新平なるものは、意氣軒昂、殆ど當るべからざるものがあつたからである。元來があまり鼻息の柔かい方でもないのに、その當時は殊更、氣焰萬丈で、殆ど傍若無人の觀があつたことは、水野錬太郎の次の囘顧談によつても明かである。

私が初めて後藤さんを知つたのは、明治二十八年か九年であつたと記憶する。其の時丁度私は内務省の參事官でしたが、そのほか參事官には、都筑馨六君、江木千之君、久米金彌君などがゐた。

私達が參事官室に居ると突然ドアを排して這入つて來た人があつた。見ると容貌は奇麗な人であつて、あの寫眞のやうに――若い時であるから如何にも奇麗な人であるが、其の服裝を見ると大柄の縞の背廣を著て、此の頃ならばゴルフでもやるやうな半ズボンを穿いて這入つて來て、都筑君や江木君を相手にして盛んに話をする。私は

初めて見たんだが、誰れだらう、衆議院の議員か、院外團のやうな人ではないかと言ふ位に思つて居つた。併しながら、其の言ふことはなか〱理窟のあることを言ふ。さうかと思ふと、又非常に極端な話をする。誰れだらうと思つて、脇に居つたが分らなかつた。それから都筑君にアノ人は誰れだと聞くと、此の人は後藤新平だと言つて初めて紹介された。如何にも豪放的の所もあると同時に、先生實際やつた自分の話をすると、如何にも才物な所もあると言ふことを感じたのである。

以て當時の意氣軒昂たりし情を見るべきである。然らばその潑剌たる英氣を抱いて、彼は何を爲さんとするのであるか。

二、伯の政治的目標

伯を知ること深かりし新渡戸稻造は、屢々人に語つて、「後藤さんの政治に入つた本當の動機は、慈善といふことであつたのだ。」と言つてゐた。それを裏書すべく新渡戸は次のやうな話をしてゐる。

思ひ出の一つにこんなことがあつた。今から、約三十年も前のことである。後藤さんと私とでヨーロッパの旅にあつた時である。その折イタリーのフロレンスに滯在してゐたある日のこと、後藤さんと私は街を散歩した。そして、土産物を買ふつもりで、ブラリと一軒の店に這入つた。その店は、美人の像、平和の神樣等々の蠟石か何かで出來てゐる彫像を賣る店であつた。

二人は、店頭に飾られた、美しい群像に眼をうつして行つた。そして、後藤さんはそのうちの一つを手にした。

眼鏡越しに、ぢつと見てゐた後藤さんは、私の方を振り向いて、

『新渡戸君、わしはこの主義ぢやよ。』

と、微笑した。見ると、其の像の下の方に、ラテン語で「カリタース」と書いてある。私もホヽ笑んだ。――それは、「慈善の神」の像だつたのである。

この時、私は同じくラテン語で「パックス」と書いてある「平和の神様」を買つた。

日本へ歸つてから、私はその像を、兒玉大將に土産として贈つた。ところが、それが、今では兒玉大將を祀る神社の御神像になつてゐる。

まあ、それは兎に角として、後藤さんは旅にある時に、土產にと買つたかうしたものにしても、その心持の一端が現はれてゐた。なぜなら、後藤さんは「慈善」といふことが、最も趣味のあるところだつたらう。

話は變つて、後藤さんが、臺灣の民政長官時代であつた。その名は忘れたが、熊本出身の役人がゐた。その人が、或る時私にこんなことを言つた。言ひ落したが、この人は、易をよくする人で、人相を見るのがうまいと噂されてゐた。

『後藤さんの人相を見ますとね――。』

彼は私に話しかけた。

『後藤さんは、民政長官としても立派な人ですが、後藤さんに最も相應しいのは袈裟を著ることです。つまり坊さんになることです。』

『なぜ。』

『後藤さんの心持は、俗務ではないからです。』

うまいことを云つたものである。

この慈善といふ文字の意味は、いろ〳〵に取ることができるであらう。伯が情の人であつたといふことにも解せられるし、また伯が政治の根底を、人類愛といふ心持に汲んでゐたといふことにも考へられる。しかし、これをもつと實際的に考へれば、伯が政治の根本を、「貧民なき社會の實現」といふ點に置いてゐるといふことができる。それは救貧、防貧といふことであり、詮ずるに、社會政策であるといふことができる。

伯の政治的活動の一切を貫いて流れてゐた特色は、社會政策的立法といふことであつた。いま伯が、第二次衛生局長時代において爲さんとしたるところは、實にこれに外ならなかつた。

彼は從來の衛生事務に加ふるに、他の「社會的行政」を以てし、その二者を包含統一した一大「救貧衛生院」を設立するといふことが、その終局の目標であつて、その思想の根本を、彼は二年有餘の留學時代に汲み取つたのである。

彼が留學時代に、ビスマークの社會政策から多くの感銘を受け、その調査研究に特別の努力を拂つたことは、すでに述べた。加ふるに彼は、英國に渡つて、そのローカル・ガヴァメント・ボードの制度を見聞するに及び、彼の大目標は定まつた。如かず、祖國日本においても、英國の實例に倣つて、「救貧衛生院」なる特別機關を設け、そのなかにおいて、從來の衛生事務とともに、社會政策的行政を、統一的に施行してその經綸を行はんには、と。

彼のこの抱負は、明治三十一年、衛生局長の地位を長谷川泰に讓るに當り、その事務引繼書の冒頭の文中にあらはれてゐる。

帝國衛生制度ノ系統

我帝國ニ於ケル中央衛生機關ノ組織ハ、主トシテ歐洲大陸ノ系統ニ據ルヘキカ、將英國系統ヲ採ルヘキカハ、多年小官ノ考慮セシ處ニシテ、之ヲ內外ノ國情ニ照シ、之ヲ幾多ノ事實ニ鑒ミ、終ニ英國系統ヲ採ルノ適當ナルコトヲ認メタリ。蓋シ英國系統ヲ用ウルトキハ、衛生事務ト救貧事務トヲ結合スルコトヲ得ルヲ以テ、頗ル國家生活上ニ有要ニシテ、國民ノ健全發達ヲ期スルニ缺クヘカラサルモノナレハナリ。

國家衛生事業ト救貧事業トヲ結合スルノ系統ヲ用ヰント欲セハ、中央機關トシテ衛生救貧院ヲ設ケ、內務大臣ノ監督ニ屬セシメ、從來衛生局ノ事務ノ外、救貧事務ヲ主管セシメ、院內ヲ衛生部ト救貧部トニ分チ、長官及部長ヲ置キ、長官ヲ勅任トシ、部長ヲ勅任若ハ奏任トシ、更ニ各部ニ若干ノ事務官ヲ置キ、衛生救貧ニ關スル巡閲ノ事ヲ掌ラシムルノ制ヲ設クルヲ要ス。而シテ英國ノ「ロカール・ガバールメント・ボールド」ノ如ク、一方ニ於テハ長官ヲシテ內閣ノ一員トシ、他ノ一方ニ於テハ各內閣員ヲシテ當然之ガ委員ノ列ニ加ハラシムルノ制ト爲ストキハ、最モ完然ナリト雖、今日我國ニ於ケル衛生上ノ狀況ニテハ、尙之ヲ若干年ノ後ニ期セサルヘカラサル故ニ、今暫ラク前陳ノ如ク、內務省中ニ衛生救貧院ノ制ニ依ルノ方針ヲ以テ、今後三、四年ヲ期シ、漸ク此制ヲ設クルノ見込ナリシ。

茲に吾人の興味をもつて看取し得ることは、英國の伯に及ぼしたる感化といふことである。

伯の外國語は主として獨逸語であつた。またその醫學者としての出所よりして、伯は獨逸文化の影響を深く被つてゐた。しかるにも拘はらず、英國が伯に及ぼしたる感化は、或る意味において獨逸のそれ以上であつた。

この救貧防貧の制度を英國に汲んだのと等しく、伯は後年英國の立憲政治に深き興味を感じ、ローレンス・ローウ・ルの英國政治論を、人をして講述せしめて悉くこれを聽き、又大正八年巴里平和會議當時渡歐した折には、「矢つ張り英國は偉いな。政治に志す者は、英國をよく研究しなければいかん。」

と、側近者に語つたことは、すでに述べた通りである。

伯は好んで外國語の著書を、人をして譯出せしめて、自己の名を冠して出版したが、その中に英國の政治的著述の多くあつたことを見ても、伯が英國民の天才に對して持つた敬意を了解することができる。

さて第二次衞生局長時代の伯の努力は、從來の衞生事務の擴充完成といふことよりも、むしろ新らしい社會的行政の創始といふことにあつた。その努力は、後に述ぶるが如く、時運いまだ到らなかつたために、多くは酬いられなかつたけれども、大正時代に入つて日本にも漸く社會問題が擡頭し、世の注目を惹くに至つた。その十數年前に、夙くもそれに著目し、事前に社會的行政によつて、それが緩和を計らんと企てたことは、政治家としての伯の著眼の、流石に超凡なりしことを立證するものと言はねばならぬ。しかも單なる理想家や、一片の學者ではなくして、飽くまで實際家であつた伯は、そのかねての抱負を實現すべく、巧みに機會を捉へ、意外のところにその端緒を握るの用意があつた。清國の償金の一部を利用して建設を目論んだ「明治恤救基金」が即ちこれである。

しかし我等はその前に、それが機縁となりたる「解傭軍夫救護會」のことを述べねばならぬ

三、一部より全部へ

日淸戰爭が、十年後の日露戰爭と異つた一つの點は、多數の軍夫を使役したことであつた。軍夫は主として、糧食武器彈藥の運搬輸送に使つたものであるが、軍の組織もいまだ完備せず、運輸機關も完成してゐなかつた當時、軍夫を以てこれに代ふるは、まことに已むを得ぬことであつた。從つて使役せる軍夫の數は、各師團二萬人以上と稱せられた。

然るにかくも多數の軍夫を使役せることは、偶〻二つの重要なる問題を惹起する原因となつた。一つはこの軍の後方勤務たる軍夫隊が、流行病の媒介者となつたことであつた。勿論、軍夫に對しても、從軍醫官や赤十字隊が、應分の救療を施したことは事實であつた。「然レトモ、餘力は則餘力ナリ。時間ト經濟ト、每常之ヲ許ス能ハサルコトアルヲ如何セン」と後に述べる軍夫救護會の趣旨書が言ふごとく、軍夫にまで手廻り兼ねる事態が、時々できたことは、已むを得ぬことであつた。

他方、一旦講和の議が成立したる場合、かくも多數の軍夫が、一時に解傭された時は、どうなるか。事前にその救濟方法を、具體的に考量しておかなくては、マゴつくやうなことがありはしないか。

かうして最初「軍夫救護會」の設立について運動をはじめたのは、大倉喜八郎をはじめ、軍夫請負業者の人達であつた。彼等としては、軍夫募集上の利害關係もあつた。さうして彼等は、まづ大日本私立衛生會を動かしてその援助を得、つひにその會長たるべき人を求めて、これを後藤新平に得たのであつた。彼は出獄間もなき身を以て、故らに

鬱勃の氣を抑へ、機を窺ひつつある。しかもかうした仕事に對しては、理解と志向とを有するばかりでなく、その實現のために必要なる活動力をすら十分に有つてゐる。
しかし後藤新平は、直ぐにはその話に乘らなかつた。一つは軍夫救護會の仕事が、あまりに偏つてゐて、將來の發展性に乏しかつたことであつた。この相談を受けた時、彼は直ぐ有志者に向つて、
『何か先きの目的があるのか。』
と訊いたが、彼は何等具體的な返辭を受取ることができなかつた。彼の目指すところは、もつと包括的なる社會的施設であつたのに、彼等はただ目前の軍夫救護事業だけに注目してゐた。ゆゑに彼は、これを土臺として、より普遍的なる社會事業に進展するの見透しがつかない限り、この事業に全身を打ち込む氣にはなれなかつた。
第二に、これらの有志者が、軍夫救護會の設立に狂奔しつつある間に、日清の戰局は驚くべき急速力をもつて、進展し、早くも終局に近づきつつあることであつた。從つて軍夫救護會は、その事業を、單に解傭軍夫病院だけに極限せざるを得ざるに至つた。
抑ゝ軍夫救護會が、最初その綱領として揭げた目的と方法とは、次の各項であつた。

一　目　的

一　軍夫ノ健康ヲ保護シ、其疾病ヲ救療シ、以テ軍夫ノ不健康ヨリ、軍隊ニ及ホス困難ヲ除クコト
一　軍夫渡航前、健康上ノ檢査ヲ行フコト。
一　軍夫ノ間ニ流行スル疫癘ノ、軍隊ニ傳染スルヲ防遏スヘキコト。

一　軍夫歸朝ノ際、流行病ニ罹レルモノヲ救療シ、軍陣疫ノ國内ニ傳播スルヲ防クコト。

二　方　法

一　淑女士君子ノ慈惠心ニ訴ヘ、義捐金及寄附金ヲ募リ、軍夫病院ヲ設立シ、救療ヲ行フコト。

一　最初一大軍夫救療病院ヲ廣島ニ置クコト。

一　漸次內地ノ要所ニ軍夫救療病院ヲ設立シ、軍夫歸朝ノ際罹リタル疾病ヲ救療スルコト。

一　戰地ノ要所ニ軍夫療病院ヲ設立スルコト。

一　戰地ニ醫員ヲ派シ、道路ニ呻吟スル軍夫ヲ治療スルコト。

然るにこの軍夫救護會が、その事業を、解傭軍夫病院だけに止めざるを得なかつた經緯は、勿論資金關係もあつたに違ひないが、病院開院式における會長近衛篤麿の祝辭のうちに「陸軍官規ノ在ルアリ、叨リニ民間ノ規畫經營ヲ許サス」とあるごとき、特別の事情があつたものと思はれる。さうしてその近衛會長の祝辭は、解傭軍夫病院の趣旨を、次の如く述べてゐる。

維時明治二十八年二月二十四日、解傭軍夫病院ヲ開クニ方リ、玆ニ一書ヲ述リテ之ヲ祝セントス。抑ミ軍夫ハ、名ヲ以テスレハ軍隊ニ屬スル最下級ノ役夫タリト雖、均シク軍屬タリ。而シテ其就役ノ目的、概ネ軍國ノ大事ニ從フヲ以テ唯一ノ名譽トスルモノニシテ、賃銀ヲ得ルハ主トスルモノニ非ス。且運輸ノ事業ハ、兵器、彈藥、糧食其他ノ兵站、各般ノ供給ニ必要ニシテ、軍國緊急ノ機關タリ。是ニ於テ乎、益ミ軍夫ノ敬愛スヘキヲ知ル。夫レ然リ、軍夫ニシテ一朝病ニ罹ルトキハ、野戰病院ニ於テハ、軍屬ヲ待スルノ法ヲ以テ救療ヲ怠ラスト雖、之カ完成ヲ企圖シ、以テ軍隊衛生ニ裨補シ、戰闘力ヲ增進セントセシモ、陸軍官規ノ在ルアリ、叨リニ民間ノ規畫經營ヲ許サス。既ニ今我救護會ハ、範圍ヲ解傭軍夫ニ限リ、救療ス

レナト、止ヲ得サル所ナリ。想フニ解傭軍夫モ、現傭軍夫ト均シク、軍國ノ事ニ從ヒタレモノナリ。唯解傭シタル故ヲ以テ、野戰病院ノ救療ヲ受クル能ハス。寧ロ憐レムヘキノミ。是レ此救護ヲ企畫シタル所以ニシテ、之アリテ軍隊衞生ノ首尾貫穿スヘシ終ニ内外ノ慈善者ニ宣言ス。抑〻我軍夫救護會ハ、其成立已ニ慈善ナリ。故ニ事業ヲ起スニ浮華ヲ避ケ、誇大ヲ忌ミ、只管著實ヲ主トセリ。故ニ世人、或ハ我救護會事業ノ規模ヲ狹少ナリトシテ、顧ミラレサルニ於テハ、功ノ一簣ニ缺クノ感ヲ致スコト明ラカナリ。希クハ解傭軍夫救護ニシテ充分ナラサルトキハ、或ハ傳染病媒介ノ因トナリ、或ハ窮民者増加ノ源トナリ、遂ニ社會ノ安寧ヲ紊リ、國家ノ經濟ヲ害スルモノ少ナカラサルヲ思ヒ、而シテ此貴重ナル救護事業ハ、慈善者ノ恩惠ヲ望ムニ非サルナリハ、悉ンソ完成ヲ期スルヲ得ンヤ。茲ニ解傭軍夫救護會ノ成立及企望ヲ敍シテ、祝辭ニ代フ。

そして後藤新平は、前に述べた如き理由によつて、この軍夫救護會の首腦者たることを辭退したけれども、その代り理事の地位に就いて、實際指導の任に當ることを怠らなかつた。彼の知己たる石黒忠悳が、野戰衞生長官として廣島の大本營にゐたことは、萬事について好都合であつた。或る意味においては、彼こそは軍夫救護會の實際指導者であつたといふこともできる。若し彼が臨時陸軍檢疫部事務官長の任に就かなかつたならば、もつとこの事業のために盡瘁し得たであらう。

しかし我等にとつて、それよりも重要なことは、軍夫救護會そのものよりも、そのうちに現はれたる下層階級保護誘導の思想であつた。殊に日清戰役後、日本の輿論と國策とが、單純なる産業振興の一路へと趨りつつあつたとき、ひとり後藤新平が産業振興の一面には、必ず下層階級問題が隨伴すべきことを洞察し、その社會施設の方策を提唱せることであつた。その實行手段の端緒として、彼が素早くも捉へたのは、清國が日本に支拂ふべき償金の問題であつた。明治恤救基金の建議がこれである。

そしてその思想的ヒントを與へたものは、軍夫救護會の事業であり、見やうによつては、明治恤救基金は、軍夫救護事業の一般化、普及化であつたと言ふこともできる。

即ち茲にも彼の一生の特色であつた「一部より全部へ」の傾向が現はれてゐる。綜合的頭腦を多分量に持つてゐた彼は、ある一具體的事象を眺めるとき、必ず常にこの一事實を、全部に對する價値と關係とに置き換へて判斷した。さうして、實行家であつた彼は、その綜合的計畫を、常に具體的事件と結び付けることを忘れなかつた。時としては、彼は殆ど無意識にさういふ方向を歩んでゐたやうにすら見える。

四、伊藤との初對面

伯は藩閥全盛の明治初年に身を起し、學閥全盛の官界に投じ、やがて工業勃興とともに擡頭したる財閥全盛の時代に活動した。しかも伯は、當初の間、この三大閥に對して一縷の關係すら、もつてゐなかつたのである。

しからば伯は、如何にしてこの三大勢力と結び、或は戰ひ、或は妥協したりしか。

彼が東北貧乏侍の子と生れ、正規の教育を經ず、一錢の蓄へなくして、歩一歩、官界を前進し、植民地統治の重任を果し、遂に臺閣に列し、伯爵の榮遇を被るに至つた人生行路の跡を眺めると、そこには水も洩らさぬ周到なる用意と、緻密なる思慮とがあつた。彼は汎ゆる機會を捉へて現存社會の諸勢力を利用した。

彼がいま力を伸ばさんとしたる明治中期において、先づ捉へなければならない勢力は、藩閥であつたのである。然らば、薩長の二閥中、果してその孰れに倚るべき乎。

運命が彼に代つてその問題を解決した。

それは日清戰後に生じた檢疫事務の必要であつた。これによつて彼は、長閥の俊髦兒玉源太郎に知られる機會を惠まれたのである。それが彼の一生の榮達の大きい原因となつたことは、後に説くところであるが、玆にまた端なくも、軍夫救護會より轉化したる明治恤救基金制度案が、遂に彼を、長閥の巨頭にして明治政界の大御所たりし、伊藤博文に、接近せしむるの契縁となつたのである。

右について伯は、大正十六年四月、雜誌「文藝春秋」の座談會において、岡本一平の「檢疫をなさつた前から醫者として立つよりも、政治向きといふことを、お考へになつたのですか。」といふ質問に應へて、次のやうに語つた。

さういふことはないが、これは政治向きだと言つて引張り出したのは、伊藤公、桂公です。それからその間にいろいろあるけれども、そのことは濟んで仕舞つて、みんなが東京に歸つて來た時分に、この臨時陸軍檢疫部の話を陛下に上奏しなくちやならん。その時にみんなが煽てる。

『君政治の方をやつた方がいいぞ。』

なんて言はれた事があるけれども、自分にさういふやうな感じまでは持たなかつたが、私が其の時に國家社會主義の日本新王道論といふものを書きました。さうして「戰爭の後に戰爭來る」といふ題で書きました。そして印刷局、砲兵工廠、その他の所に勞働疾病保險法並工場法といふことをやらなければいかん。又國立の病院を拵へなければならんといふことを書いて、それを兒玉さんの所へ持つて行つて、

『それについて伊藤さんと意見を鬪はして見たいが、あなた伊藤さんに話をして見れんか、私は伊藤さんが内務

省に來た時に顔を見た事があるけれども、まだよく知らないから。』

と、私は兒玉さんに賴んだ。それは大丈夫と、兒玉さんが請合はれた。初め私は兒玉さんに時々その話をして居つたものだから、其の趣旨を繰返して言つたが、兒玉さんは、

『面白いだらう、話して見よう。』

『然し伊藤さんは私を靑二才と思つてると、私にも五分の魂があるから、愼んで聽いて貰ふやうに、私を紹介して呉れませんか。』

『うむ、伊藤には其の癖がある。面白い。言つてやる。』

と言うた。かういふわけで兒玉さんが取次いだ。これが伊藤さんとの始まり。

それから何日の日か官舍に來いと言つて來たところが、兒玉さんが官舍に行く前に、俺の所にちよつと來いといふので、何か用事があるか、それとも教訓でもするのかと思つて行つたところ、今日君を一人でやつては危いから、附いて行つてやると言うて、兒玉さんが連れて行く。それから話を持つて行つたところが、「兒玉から書類を見せて貰つて、それなら實は承知した。」

それから伊藤さんの事だから、ステート・ソーシャリズムスの講釋を向うから承りました。チヤリテーの話なんか、不十分だけれども、大體のことなんかは偉いものです。それから勞働疾病保險法（クランケン・フエルジヘルング）、今日の健康保險法、あれを話した時に、耳を傾けられて、屢々往復する事となつた。次いで阿片制度建議を提出し、當時臺灣事務局總裁たる伊藤公爵の採用する處となり、伊藤、桂兩公等の勸誘にて、政治に入ることとなつたやうだ。

註　伯はこの談話中、先に日本新王道論を書いて後、兒玉に會ひ、伊藤に會つたやうに語つてゐるが、伯が新王道論を時の首相、元老に呈したのは、明治三十八年一月であつて、事實は、伊藤公に初對面の後、後掲の建白書を草し、それより約十年の後右の建白書を基礎として、これとほとんど同趣旨の「日本新王道論」を書いたものであることは、本文に記せる通りである。

かうして、彼は明治二十八年七月十日、兒玉とともに伊藤博文に會つたのだ。その時彼は、臨時陸軍檢疫部事務官長で、伊藤は內閣總理大臣であつた。

彼は伊藤首相に向つて、上述のごとく、彼の得意とする社會立法論を縷々として陳辯した。これに對して伊藤が、如何なる答辯を與へたか明瞭でないが、人言を聽くことに吝かでなかつた伊藤が、新進氣鋭の後藤の意見を、よく傾聽したであらうことは、上に記した伯の談話によつても想像され得る。

彼はその會見によつて得た伊藤の態度に鼓舞せられ、長文の意見書を裁し、八月十五日附をもつて、伊藤首相に送つた。

例のごとき建白辯である。しかしこの建白書は、當時の日本においては、珍らしき卓見であつた。これによつて彼の意見を國政の上に實施するの機會を得るとともに、明治政界の巨人たる伊藤に、識らるるの契機となつたのである。

すこし長文であるけれども、全文を掲げる。

謹啓。閣下益御清康敬祝候。陳ハ過日ハ參邸拜謁ヲ賜ハリ、懇ロニ愚衷御聽取被成下、光榮之至ニ奉存候。其節中陳候建設的社會制度ノ儀ハ、迂生年來ノ持說ニ有之追々世運ノ變遷ニ隨ヒ、屢々其必要ノ實際ニ相認メ、意以

テ其持說ヲ堅固ナラシメ候。折柄戰後ノ今日ト相成、最早此儘看過致候事、難相成形勢ニ差向ヒ候ニ付、御多忙中ヲ不顧、兒玉少將ヲ煩ハシ、拜謁之儀御願申出候仕合ニ御座候。然ル處閣下ノ御高見ニ於テモ、迂生ノ卑見ト同樣、建設的社會制度ヲ以テ必要ト御認メ相成、御調査中ノ農業銀行、工業銀行ノ如キ、右ノ一要素トシテ御設立ノ御內意ニ御座候テ、迂生ノ所謂救貧院、疾病保險等、社會的制度モ同シク、之レカ一要素トシテ施行可然旨被仰聞、深奉感入候。閣下ニ於テ此御趣意ニ御座候得者、國利起スヘク民福裕ニスヘシト、私カニ帝國ノ爲メ此明宰相ヲ得タルヲ慶ヒ申候。世上一般社會制度ト申候得ハ、或ハ徒ニ破壞的危險ノ事ト見做シ、又救貧病院、疾病保險ト申候得ハ、皆杏林長袖ノ仕事ト心得、建設的要素此間ニ存シテ、之ヲ施行スルト否トハ、實ニ國家ノ安危ニ關スル一大事業タルコトヲ辨ヘ候者少ク、誠ニ以テ不堪浩嘆之至候。方今天下ノ志士政客、其人ニ乏シカラス、隨テ其論議ニ巧ナル者多々有之候得共、深遠悠久、國家百年ノ長計ニ就テハ、乍遺憾教ヲ受クヘキノ人ナク、否其緣ニ乏ク、所謂政事家ヲ以テ自ラ許ス所ノ者ニシテ、其爲ス所、言フ所、多クハ目前ノ小利害ニ止リ候樣被存、轉タ長大息ノ至ニ御座候。隨テ多年保持致候自說モ其當否ニ就テハ、聊カ安セサル點モ有之、此上ハ一世ノ師タル閣下ノ高敎ヲ仰クノ外無之ト、兼々敬慕罷在、前陳ノ次第ニテ拜謁御願申出候處、幸ニ御明鑑ヲ辱フシ、始メテ素志ノ空望ナラサル事ヲ確メ候ノミナラス、道二ナシトハ申スモノヽ、閣下ト其見ル所ヲ同フセントハ、眞ニ欣躍ノ至ニ御座候。其折柄、檢疫事務殊ニ繁忙ナリシヲ以テ、拜謁ノ翌日直ニ東京ヲ發シ入廣、直ニ本務ニ鞅掌仕候モ、天下ノ形勢日一日ニ該制度ノ急ヲ要シ、其施設ノ機會實ニ目前ニ切迫致候カ故ニ、寸時モ此事ヲ忘ル、暇トテハ無御座候。加之、此頃新聞紙上切リニ戰後經濟善後策ノ閣議ヲ開カレ、遂ニ臨時帝國議會開設等ノ事、

統動御辭退ノ事ヲ傳ヘ、新聞ノ記事固ヨリ悉ク之ヲ信スルニ足ラスト雖モ、此等ノ報道ニ接スル毎ニ、大ニ憂慮ニ堪ヘサルモノ御座候。苟クモ建設的社會制度ヲ以テ、國家ノ治安ヲ永遠ニ保持スルノ基礎ヲ立テンニハ、今日此機ヲ措テ他ニ之ヲ布クノ機會ナキハ、閣下ノ既ニ御看破相成居候事ト奉存候。今ヤ天下ノ人心ハ戰捷ト償金トニ狂喜シ、此後驕奢怠慢ニ流ルヽハ勢ヒ免カレ難キ事ニ有之、加之、一方ニハ武勳ノ餘勢漸ク殺伐ノ氣風ヲ長シ、人々治平ニ倦怠スル其間ニ於テ、不知不識貧富隔絶、生存競爭ノ激流次第ニ急激トナリ、終ニ破壞的社會主義ノ發動ヲ見ルニ至ルヘキハ、亦閣下ノ疾ニ御看破相成候事ニ候半。而シテ其期ニ至リ候以上ニハ、如何ナル手段ヲ施シ可然歟、勞工問題ヲ喋々致候モ、事既ニ遲ク、況ンヤ夫ノ社會黨鎭壓例ノ如キ、其名サヘ嫌忌スヘキ所ト存候。只々之ニ處スルノ道ハ、博愛慈善ノ施設ヲ以テ、深ク人心ヲ感化シ、早ク民德ヲ厚キニ導クノ一方御座候ノミト奉存候。禍亂將サニ起ランストスル危機一髮ノ時ニ際シ、一歩ヲ前進シ、彼ニ先シテ能ク之ヲ防制シタル事ハ、閣下ノ施設ニ於テ屢々見ル所ニ有之、是レカ爲メ著々良結果ヲ收メテ、治安ヲ今日ニ保續被致候ハ、迂生ノ居常感嘆止マサル所ニ御座候。語ヲ換ユレハ、日本文明制度ノ進歩ハ、人民ノ脅迫ニ非スシテ、政府ノ指導ニ成レルモノニ有之候。是皆

陛下聖德ノ洪大ニ依ルト雖モ、閣下ノ翼賛宜ニ適ヒ候效果タル事ハ、天下ノ許ス所、億兆ノ敬謝スル所ニ御座候。就中涓滴ノ血ヲ見スシテ、憲法ノ發布ヲ見タルカ如キ空前ノ盛擧ハ、世界萬國ニ誇稱スルヲ得ヘキ美事タル事、固ヨリ辯ヲ要セサル事ニ御座候。閣下ノ從來ノ政策、業已ニ如斯ニ御座候得ハ、今日社會ニ破壞的發動ヲ待テ、後ニ之ニ對スルノ策ヲ講セラルヽカ如キハ、萬々無之、即チ此際社會制度ノ御施設アルヘキハ、實ニ必然ノ事ト

奉存候。且ハ先般拜謁ノ際、明カニ御高見ノ程ヲ示サレ候儀モ有之、良シ多少ノ事情有之候トモ、閣下愛國ノ至誠、必ス之ヲ排シテ、御斷行可被爲在事ト信認罷在候。目下遼東半島還付一條ニ付、或ハ之ヲ失當トシ、或ハ之ヲ柔弱トシ、囂々非難ヲ試候者御座候得共、此等兒輩ノ雷同說、固ヨリ閣下ヲ是非スルニ足ラサル事、迂生ノ疑ハサル所ニ御座候。迂生ニ於テハ、當初講和事件ノ起リシ以來、其償金ノ幾分ハ、國家博愛主義ノ普及ニ資シ、以テ深ク社會經濟ノ根蔕ニ培ヒ、益々忠君愛國ノ精神ヲ涵養スルノ議論ニ有之候得ハ、遼東ノ還付ハ、適以テ閣下ノ爲サント欲スル所ヲ爲シ、又迂生區々ノ誠ヲ貫徹スルニ、好便宜ヲ與ヘタルモノカト奉存候。何トナレハ、條約書本文ノ如ク、遼東ヲ我藩圖ニ歸シ候時ニハ、當初ハ年々少クモ五六百萬圓ノ注入ヲ要スヘク、然ルトキハ、此費途ハ國費ヲ以テスルト、償金ノ內ヲ引當ルトヲ問ハス、兎ニ角一時我國力ニ損耗ヲ與フルモノトシテ可然候。然ルニ之ヲ還付シ、其還付ノ代リニ、更ニ得ル所ノ若干金ヲ以テ、社會制度施設資ニ供セハ、我國力ニ損スル所ナキノミナラス、益以テ其根蔕ヲ强フシ、其元氣ヲ旺盛ナラシムル儀ニハ無御座候哉。領土ノ擴大、固ヨリ希望スル所、遼東ノ還付、聊カ遺憾ニ有之候得共、徒ラニ領土ノ擴大ニ熱中シテ、時宜ヲ知ラス、機會ニ處スルノ道ヲ知ラス、內ニ省ミル所無之時ハ、萬歲ノ歡聲モ早晚哀號ト化シ、遂ニハ修羅ノ慘劇ヲ演スルニ至ルヘク、誠ニ以テ懸念至極ニ奉存候。而シテ能ク是等ノ情勢ヲ看破シ得、衆疑ヲ排シテ斷然決行、能ク是等ノ禍害ヲ轉シテ民福ヲ增スノ一大快手腕ハ、獨リ閣下ニ望ムヘキノミ、他ニ求ム可ラス。夫ノ償金ヲ以テ、軍備ノ擴張、殖産工業ノ奬勵、軍人遺族ノ扶助ニ充テントシ、或ハ戰後ニ來ル戰ノ準備ニ供セントシ、又或ハ一時巨額ノ資金流入シ來ルカ爲メ、經濟ヲ紊亂セン事ヲ憂ヒ、之ヲ以テ運搬交通ノ改良ニ供セントスル等、善則善、然レトモ皆凡俗ノ通

論ニシテ、僅カニ各國ノ戰史ニ鑑ミテ、目前ノ小利害ヲ忖度スルニ過キサルモノト奉存候。
之ヲ要スルニ、此回ノ戰捷ニ引續テ、永ク東洋ノ覇權ヲ握リ、萬國ニ雄飛致候ニハ、先以國本ヲ鞏固ナラシメサル可ラス。其基礎ハ則チ建設的社會制度ヲ施シ、民德ヲ厚キニ歸セシムル外ハ無御座候、此等尋常範圍ノ外ニ超出致候大施設ハ、諸國ノ戰後ニ施シタル陳套ヲ逐テ、其跡ヲ踏ム族ノ、得テ能クスル所ニ無御座候。而シテ此新德政施設費額ハ、大凡一千萬圓ト概算仕候。而シテ此一千萬圓ノ一半、五百萬圓ハ救療費トシ、其内百萬圓ヲ以テ東京大阪ノ兩都府ニ大施療院ヲ建築ス。其救療人員ハ先以二千人ト假定シ、一日一人ノ藥餌料貳拾五錢宛トシ、一箇年十八萬圓、其他ノ諸雜費貳萬圓ト見込、毎年ノ所要額二十萬圓ト相成、之レニ殘額四百萬圓ニ對スル五朱利子ヲ以テ充テ得可申候。又他ノ一半五百萬圓ヲ以テ、全國疾病保險ノ補助資金ニ引當候時ハ、適當ニ全國勞働者ノ自衞ヲ補助シ得ベクト存候。右ノ方法ニシテ、經畫宜ニ適ヒ候時ハ、無宿者ノ寄宿所、（アシールハウス）授産所ヲモ設立スル事ヲ得ヘキモノト存候。然ルトキハ、一將功成萬骨枯ト言フ沙場ノ偶語ハ、必ス我帝國ノ戰後ニ絶タン事、辯スル迄モ無御座、大ニ
聖德ヲ宇内ニ宣揚シ、國家ノ元氣ヲ旺盛ナラシメ、以テ忠君愛國ノ精神ヲ、今日ニ倍蓰セシムル事疑ナキ儀ト奉存候。而シテ一千萬圓ノ額ハ、頗ル巨額ノ樣ニ御座候得共、國家百年ノ治基ヲ開クノ費用トシテハ、寔ニ些々タル少額ニ御座候。萬一今日ノ場合、已ヲ得サルノ事情御座候ハヽ、五百萬圓ヲ以テ其資金ニ充テ候テモ可然候間、何卒非常ノ御英斷ヲ以テ、御決行ノ程希望ノ至リニ御座候。右ニ陳述致候如ク、此金員ハ一時ニ費消スルニ非ス、又更ニ年々要求スル譯ニモ無御座、一回御投入相成候得ハ、永ク運用ノ妙ヲ呈ハスモノタル事、特ニ御詮議可被

下候。如何ニ壯麗ナル凱旋門ヲ首府ニ建築スルモ、其效或ハ此建設的社會制度ノ施行ニ及ハサルヘクト奉存候。迂生ノ社會制度ニ關スル議論ヲ懷抱スル、一朝一夕ノ事ニ無御座候得共、曾テ當世ノ政事家ニ談セス。是ハ當世ノ政事家タル者、只管目前ノ卽效ヲ期シ、眞ニ民心安寧ノ根本ニ培フヘキ、悠久遠大ノ議論ニ至テハ、其耳ニ入ラス、又之ヲ念フノ遑ナキモノヽ如ク愚考致候故ニ御座候。又此說タル、本來世人ノ見ルカ如キ、醫事衞生ノ小問題ニ非サルカ故ニ、診脈投藥ニノミ齷齪トシテ、普通ノ事理ヲモ解セサル杏林社會ニハ、曾テ相談不仕候。何卒閣下ニ於テモ、迂生ヲ以テ尋常杏林長袖ノ者ト御見做無之、其說眞ニ國家ノ安危ニ關スル一大政事問題トシテ、御高察ヲ垂レラレ、大御英斷ノ程奉希上候。其施行方法順序等ハ、閣下ノ幕僚秀才ニ富メルヲ以テ、敢テ無用ノ陳辯ヲ不致候。乍併特ニ御下問ヲ辱フセハ、亦喜ンテ胸中多年ノ蘊蓄ヲ吐露可致候。恐惶謹言。

明治廿八年八月十五日　　後藤新平

侯爵伊藤首相閣下

下執事

追テ、勞工疾病保險ノ儀ニ就テハ、曾テ東京大日本私立衞生會ニ於テ、卑見ヲ演舌致候事有之候。該演說筆記並ニ勞工疾病保險ニ關スル獨國法律譯文別冊ヲ添ヘ、本文補綴ノ爲メ差出置候間、御暇ヲ以テ御一覽ノ榮ヲ得ハ幸慶ノ至ニ奉存候以上。

そしてこの書面の末尾には、伊藤の自筆と思はれる筆蹟で、「九月一日夜敬讀」と記してある。

この文中「私カニ帝國ノ爲メ此明宰相ヲ得タルヲ慶ヒ申候」といひ、「禍亂將サニ起ラントスル危機一髪ノ時ニ際シ」これを防制したのは「閣下ノ施政ニ於テ屢〻見ル所」と爲し、今日日本の進歩は「是皆　陛下聖德ノ洪大ニ依ルト雖モ、閣下ノ翼贊宜ニ適ヒ候效果」なりとし、また「涓滴ノ血ヲ見スシテ、憲法ノ發布ヲ見タル如キ空前ノ盛舉ハ」これ首相の功なりと述べて、伊藤の心を悦ばしめつつ、此の上は、「建設的社會制度」を實施して、「國家百年ノ長計」を樹てんことを勸め、「貧富隔絶、生存競爭ノ潮流次第ニ急激トナリ、終ニ破壞的社會主義ノ發動ヲ見ル」なからしめんことを慫慂し、およそ一千萬圓の豫算をこれに使用せんことを進言するあたり、彼が如何に用意の周到なりしやを覺はしめるものがある。

さうして、自己をもつて「尋常杏林長袖ノ者ト御見做無之」やう祈りつつ、又同時に「閣下ノ幕僚秀才ニ富メルヲ以テ、敢テ無用ノ陳辯ヲ不致候」と言ひながら、直ちに筆を轉じて「乍併特ニ御下問ノ孚ヲセハ、亦喜ンテ胸中多年ノ畫策ヲ吐露可致候」と結んでゐる。伊藤がその末尾の餘白に、「九月一日夜敬讀」と記したのも無理はない。烱眼なる伊藤は、この少壯官吏の大いに用ふべきを看破したに相違ない。

それから後、彼は屢〻伊藤に會見し、この案を更に具體化して「明治恤救基金」といふ建白書として提出した。

五、明治恤救基金案

臨時陸軍檢疫部は、十月三十一日を以て廢止となり、伯は衛生局長專任となつた。さうして伯の社會政策立法に對

する活動は、ます〳〵猛烈となつた。彼がその實行手段として選んだ計畫は、淸國の償金のうちから三千萬圓だけを、議會の滿場一致の決議をもつて皇室に納めしめ、その中から更に皇室よりの御下附を仰いで「明治恤救基金」なるものをつくり、社會施設の端緒をつくらうといふ實行案であつた。これは日本の國體の上から考へても、當時の情勢から論じても、まことに急所を衝いた方案であつた。この明治恤救基金問題については、社會政策に關する伯の有爲なる幕僚たりし窪田靜太郎が、次の如く回顧してゐる。

私共は衞生局長で居らつしやる時分に色々教を受けて居つた。其の時分の事から考へると、其の時分は專ら社會政策といふか、社會の下層階級、勞働者などの幸福を圖り、さうして今の社會黨とか共產黨とかいふものが起らぬやうにするといふことが、全體の抱負であつたやうに思はれたのです。（中略）貧民なども成るべく幸福にしてやらなければいかぬとか、勞働者を幸福にしてやらなければいかぬといふやうなことから、私共が御世話になつた時に、どうも勞働者の幸福並びに工場の改善を圖らなければ、到底此の衞生といふことも目的を達することは出來ぬ。其の頃も工場は大阪が主でありましたので、あの方に往つて能く視察をして、さうして利益のある所を研究して來いといふことで、大阪に出張を命ぜられたことがありました。それで視て來まして復命書を出したやうな譯ですが、それから引續いて何かの機會から、萬國衞生會議がありました時に、是は無理をして、有松君と私と宮入慶之助といふ今の醫科大學の教授、此の三人を派遣せられた。其の時分にも向ふに行つたら勞働者の保護に關する事、貧民の扱ひ、殊に防貧の事を調べて來いといふことを命ぜられて私は往つた。それより先に日淸戰爭が終ると償金が取れる、此の償金を防貧制度に使つて、さうして社會の基礎を堅くしなければいけぬとい

ふ意見でした。それから其の時分に、それに就ては防疫制度調査會を内閣に設くべしといふ意見書を提出されたのです。それで其の調査をし實行をして、今の償金はそれに充てるやうにといふことでした。

かうして出來上つたのが、伯が伊藤首相に呈したる、次の第二の建白書であつた。その堂々たる文字の間に、臨時陸軍檢疫部の仕事を終へた後の、彼の張り切つた意氣が横溢してゐる。

屢々井蛙ノ見ヲ以テ徒ニ淸覽ヲ冒瀆シ、其罪免カレ難キ所ニ御座候得共、熱心難默止次第、御賢察之程奉願上度候。今日ノ勢、償金ハ一娘八堵ノ俚諺ト一般ニ有之候ニ付、閣下ニ於テ、救濟ノ費途ニ供スルコト、幾分ノ御賛成ニテモ、或ハ他ノ權衡上、御斷行至難ナル場合可有之歟ニ愚察罷在候。小生ハ多年一日ノ如ク此事ニ留意罷在、今ヤ遼東半島ノ事モ結了シ、議會モ切迫シ、一層焦慮ノ至ニ堪ヘス、折柄又更ニ案出シ候一事有之、拜謁ノ上御高見ヲ叩キ、兎角決シ可申ト相心得、先日來再々拜參候次第ニ御座候。其儀ハ卽チ、豫メ議會ニ於テ償金ノ內三千萬圓ヲ帝室ノ御料ニ納メラレン事ヲ決議シ、臣民ノ誠ヲ表セシメ、而シテ帝室ヨリ其幾分ヲ救恤金トシテ更ニ下賜セラレ、以テ國民一般ニ永ク聖恩ニ浴セシムルノ儀ニ有之、其大要ハ卽チ征淸ノ局此ニ了シ、領土ヲ增シ、償金ヲ收メ、大ニ國威ヲ世界ニ發揚致シ、遂ニ敵國タリシ淸國モ、遼東還付ノ聖恩ニ感シ、更ニ報酬金ヲ納ムルニ至ル等、偏ニ
陛下御稜威ニ因ル所ニシテ、臣民タル者感泣スルノ外之レ無ク、依テ帝國議會ハ劈頭第一ニ、償金ノ內金三千萬圓ヲ御料ニ納メ、以テ帝室隆榮ノ萬一ニ裨補シ奉ランコトヲ希ヒ、全會一致ノ決議ヲ以テ、謹テ臣民ノ赤誠ヲ表セシムルノ主意ニ御座候。此決議ニ就テ、聖意ノ程如何ハ、臣民ノ分トシテ固ヨリ窺知スヘキ儀ニ無御座候得共、

幸ニ閣下ノ御翼賛ニ依テ、之ヲ御嘉納被遊、而シテ其幾分ヲ割キ、以テ恤救資ニ充サセラレ候事ニ相成候ハヽ、臣民ノ至誠モ貫キ、

陛下ノ御善徳ハ萬々歳ニ渉リ、永ク光榮ヲ燿カシ、此帝室ノ御下賜金ハ、以テ明治恤窮基金ト爲リ、一大厚徳ノ基此ニ立チ、國家千歳安泰ノ治、此ニ定マルモノニシテ、亦政海ノ潮流ヲ一轉シ、自然沈靜ノ端モ相開ケ候事、必然ノ勢ト奉存候。

偖右ノ場合ト相成候時ハ、償金ノ使途ヲ爭ヒ候輩モ、大ニ醒覺セラレ、上下一同、眞心ノ治道ハ愛ヲ主トスルノ傾向ト相成、最早大施療院ノミナラス、窮民寄宿所、夜學等、諸多ノ貧民救濟ニ關スル社會制度相備ハルヘキ基礎モ相立チ、玆ニ閣下平生ノ御主意ヲ貫徹セラレ、斯民ヲ仁風ノ下ニ御庇護相成、國家ノ爲メ美政ヲ興サレ候次第ニテ、小生カ閣下ニ望ム所ノモノ、亦之ニ過キ不申候。而シテ此等ノ事タル、第一ニハ

陛下ノ御稜威、益々四表ニ光被スル次第ニ有之、第二ニハ兩院一致ノ決議ヲ以テ、戰捷ノ償金幾分ヲ帝室ノ御料ニ供シ奉ルコト、而シテ帝室ハ更ニ其幾分ヲ以テ國民救濟ノ資ニ充テシメラルヽコトハ、實ニ立憲諸國ニモ比類ナキ美擧ニシテ、他國ノ羨望スル所トナリ、將來所謂戰ハスシテ敵ヲ屈スルノ效力ト可相成モノト存候。第三ニハ各派ヲ一致シテ、此決議ヲ爲サシムルノ機動ハ、暗々裡ニ其競爭ヲ緩和シ、且之ヲ制壓スルコトヲ得ヘキ儀ニ可有之。又第四ニハ彼ノ目前ノ利害ニ汲々タル者共、肝膽爲メニ寒ク、自然議會騷擾ノ弊習モ一掃致スヘキコトト愚察仕候。

兩院トモ右ノ決議ヲ爲スコトニ就テハ、固ヨリ一人ノ異議者可有之筈ナク、誠ニ當然至極ノコトニテ、我帝國臣

民タル者、擧テ希望スル所ナルハ論ヲ竢タサル儀ニ候得共、多少各派ノ間ニ障碍モ免レサルヘキカ。右等小生ハ誓テ之ヲ串聯シ、其成效ヲ期シ得候事ハ、深ク信シテ疑ハサル所ニ有之候。小生畢生ノ志望ハ、只管此點ニ存候ニ付、若シ官職ニ在テ議會ノ間ヲ周旋候事穩當ナラストセハ、現職ヲ辭スルモ固ヨリ厭ハサル所ニ御座候。幸ニ御高教ヲ辱フスルノ榮ヲ得ハ、難有奉存候。恐惶謹言。

明治二十八年十二月七日

後藤新平

侯爵伊藤首相閣下

この建白書は、彼の生涯においても、重要なる文書の一つである。當時の彼も、また爾く考へたものと見えて、幾度か添削し、幾度か書き直した草稿が遺つてゐる。一度書き上げたけれども、いよ／＼提出の時には、削除した部分には、次の一節がある。

凡民ハ貧ヲ患ヘス、齊シカラサルヲ患フルノ情ハ、何時モ同様ニ有之、殊ニ近世ノ状況、其感益々切ナルノ覺ヘ申候。此時ニ方リ、兼テ申上候社會制度ノ儀ハ、益々急要ニシテ、之ヲ大政略ノ上ニ推考致候テモ、不問裨益ト奉存候。維新以後諸般ノ制度大ニ振張致候得共、自ラ一長一短ノ差ハ有之、就中恤窮制度ニ至テハ、之ヲ他ノ制度ニ比シ最モ短ク、四千萬以上ノ人口ニシテ、此五箇年平均ノ國費救濟、僅カニ十一萬餘圓ニ止マス。且額ノ小ナル、最モ喜フヘキカ如シト雖モ、一概ニ之ヲ以テ、從來我國貧富平均ノ餘澤ニシテ、救貧制度ノ必要ナラサル兆トシテ、安心致シ難キモノト被存候。此反動ハ、必ス近ク、大ナル恐ルヘキモノ無之乎。救育ノ制モ宜ノ得サル

トキハ惰民ヲ生スルノ嫌ト可相成候得共、曩ニ拝話之際申上置候通リ、自ラ助クル貧民ヲ救助スルノ主義ニテ、強制疾病保険等、自衛ノ道ヲ奨勵シ、加フルニ一大施療院ヲ以テスルトキハ、一國ノ經濟上利アリテ害ナク、民徳厚キニ歸シ可申、豈啻ニ病災救恤ノミニハ無之、所謂社會制度トシテ、貧民就學等諸般ノ制ハ、勿論之ニ伴ヒ可申事ト奉存候。就テハ至急内閣ニ恤窮制度調査局ヲ設置相成、閣下若クハ親任官中ニテ之ヲ總裁セラレ、大ニ仁政ノ大義ヲ御發布相成、而テ閣下帝國議會ニ於テ、其主意演説相成候時ハ――

さらにこの「明治恤救基金」については、彼は自ら、議會に提出すべき建議案と、理由書案に加ふるに、長文の説明書を作成して、議院方面における彼の運動の材料となした。すなはち、日清戰爭の結果、領土を入れ、償金を收めえたるは「偏ニ我　皇威聖徳ニ依ル」ものであるから「今其　威徳ニ依テ得タル所ノ償金ヲ以テ、之ヲ仁政厚徳ノ支途ニ供スルハ、至仁至徳ナル　聖旨ノ萬一ニ副フ所以」である。故に先づ償金の約十分の一、すなはち三千萬圓を帝室の御料に納め、幸ひにしてまた「慈恵ノ恩賜トシテ、臣民之ヲ拝受スルノ榮ヲ得ルニ」至つたならば、これを以て明治恤救基金となし、國立施療院、勞工疾病保険法、國立孤兒棄兒救育院、地方救貧制度、軍族救護會、貧民幼稚園、貧民教育法などを起し、これらの「社會的行政制度ノ施行ヲ以テ、一大凱旋門ノ建設ニ代ヘン」とするものである。

償金ノ内三千萬圓ヲ帝室ノ御料ニ納ムル件ニ付建議案

征清ノ局此ニ了シ　皇澤天下ニ及ヒ、國威四表ニ揚ル。是偏ニ　天皇陛下、旰衣宵食、勵精治ヲ圖リ、博愛民ヲ濟フ聖徳ノ致ス處、吾人臣民感泣ノ至リニ禁ヘズ。故ニ上ハ倍々帝室ノ隆昌ヲ祈リ、下ハ國民感恩ノ至誠ヲ表シ、更ニ　陛下仁政厚徳ノ聖旨ニ副ハンカ爲メニ、償金ノ内三千萬圓ヲ帝室ノ御料ニ捧ケント欲ス。

右及建議候也。

右衆議院規則第八十六條ニ依リ提出候也。

理 由 書

謹テ惟ルニ、帝室ノ隆昌ハ卽チ臣民恩惠ノ淵源タリ。征淸膺懲ノ事局ヲ了シテ、名譽アル未曾有ノ戰捷ヲ得タル今日ニ於テ、益益帝室ノ隆昌ヲ祈リ、永ク其恩惠ニ浴セントスル帝國臣民ノ至誠ヲ表シ、償金ノ內三千萬圓ヲ御料ニ納メテ、其ノ萬一ヲ裨補シ奉ランコトヲ期ス。是本案ヲ提出スル所以ナリ。

說 明 書

世運ノ開明ニ進ムニ從ヒ、自ラ建設的社會制度ノ必要ヲ生シ、之ニ依テ破壞的社會主義ノ發動ヲ防遏セサルヘカラサルハ、各國ノ實歷ニ徵シテ明カナリ。所謂建設的社會制度ハ、救濟衞生ノ事、其大部分ヲ占メリ。是社會的衞生公法ノ名有ル所以ナリ。從來各國ニ於テ、衞生公法ヲ以テ不生產的ノモノト爲セシカ、輓近漸ク其生產的ノモノタルヲ信ジ、大ニ之ヲ尊重シ、其發達ヲ以テ國民經濟ニ缺クヘカラサルモノト爲スニ至リタルカ如キ、深ク察セスンハアルヘカラス。余ヤ夙ニ文明世界ニ、社會的衞生制度ノ必要ナルヲ感シ、我帝國ニ於テモ、將來果シテ此制度ノ急要ヲ告クルノ時アルヘキヲ信シ、此ニ留意スル事十有餘年、而シテ戰後ノ今日ニ至リ、終ニ此問題ノ等閑ニ付スヘカラサル形勢トハナレリ。熟々世論ノ有所ヲ察スルニ、戰後ノ善後策ノ要ハ、曰軍備ノ擴張、曰殖產興業ノ奬勵、曰航路ノ擴張、曰軍人遺族ノ扶助、曰戰後再ヒ來ル戰爭ノ準備、曰鐵道交通ノ改善等ニシテ、償金ヲ以テ此等ノ費途ニ分賦セントスルニ在ルヲ信ス。然ルニ此等ノ事タル、或ル程度マテハ其ノ必要ナルモ論ヲ俟タスト雖、余ハ償金ノ支途ヲ以テ前記ノ範圍內ニ止ムルノ不可ナルヲ信シ、更ニ社會的行政制度ノ施行ヲ以テ、一大凱旋門ノ建設ニ代ントスルモノナリ。維新以後諸般ノ制度大ニ擴張ヲ見ルト雖、國民ノ多數ヲ占ムル貧民ノ恤救制度ニ至テハ、全ク備ハラサルモノノ如ク、現ニ四千萬口ノ邦國ニシテ、此五箇年平均ノ國費救濟、僅ニ十一萬餘圓ニ上ラサルナリ。國家ノ德義ニ於テ缺クル所アラサルカ。或ハ其金額ノ小ナル、眞ニ悅フヘキカ如シト雖モ、之ヲ以テ貧富平均ノ吉兆トシテ安心スヘキニハアラス、必スヤ反動ナ

カルヘカラス。況ンヤ戰勝後ノ日本ハ、復昔日ノ日本ニアラスシテ、業ニ已ニ貧富隔絶、生存競爭ノ潮流ハ、漸ク急激ナラントスルノ勢ヲ示シ、勞働社會ノ賃金ハ、戰爭以來非常ニ暴騰シテ、遂ニ驕奢怠慢ニ流レントスルノ兆ヲ呈シ、殊ニ武勳ノ餘勢、漸ク殺伐ノ氣風ヲ長シ、人々治平ニ倦怠シ、破壞的社會主義ニ傾向スヘキ現時ノ趨勢タルソヤ。然ラハ則チ恤救制度不備ノ反動ハ、戰後ノ國勢ニ乘シテ、一層ノ力ヲ加ヘ、今ヤ正ニ潜伏中ニ屬シ、其禍根ノ深ク且ツ堅キ、亦奈何トモスヘカラサルモノヽ如シ。太平無事、國威ノ濯々タル如キハ、暴風ノ起ラントスルヤ風先死シ、驟雨ノ來ラントスルヤ時ニ日光ヲ見ルト一般ノミ。豈恐レサルヲ得ンヤ。加フルニ内ハ政府議會ノ衝突ヲ免レサルモノヽ如ク、外ハ外國ノ嫉妬日一日ヨリ甚シ。時勢既ニ斯ノ如シ。宜ク先戰勝ノ餘澤ヲシテ、最多數國民即勞工貧民ニ被ラシムヘキ爲メ、社會的行政制度ヲ施行シ、以テ民德ヲ厚キニ歸セシメ、以テ民力ノ缺乏ヲ防カサル可ラス。而テ國家將來歲入ノ增加ハ免ル可ラスシテ、之カ財源ハ一ニ細民ノ心體力ニ賴ラサルヘカラサルヲ以テ、此制度ヲ施行スルト否トハ、則我帝國禍福ノ由テ分ルヽ所ナリ。今ヤ焦眉ノ急ニ必迫ス。余ノ償金ノ支途ヲ以テ、此資金ニ供スルヲ第一著手ト爲スモノ、即チ此ノ必要アルヲ以テナリ。

社會ノ行政制度ヲ施行シ、民德ヲ厚キニ歸セシムルト同時ニ、勞工社會ノ自衞ヲ促シ、獨國强制疾病保險法ノ如ク、勞工ヲシテ備急貯蓄ヲ爲サシメ、旁ラ心體資本ノ缺乏ヲ防キ、貧民教育法ヲ起シ、以テ社會困窮ノ原素ヲ絶ツハ、余カ本然ノ目的ニシテ、當ニ戰後ノ今日ニ於ケル一時ノ急ヲ救ハントスルノミニ止マラサルナリ。蓋シ國家カ貧民ニ對スルノ道義上ノ職務、亦實ニ此ニ存スルヲ知ル。

今ヤ償金ノ支途ニ就テハ、諸家各所見アリ。卑見ヲ以テ俄ニ之ヲ動カス能ハサルヲ知ルト雖トモ、博愛慈善ハ常ニ諸君ノ心トスル所ナリ。乃チ濫リニ平生ノ希望ヲ陳シ、敢テ贊成ノ榮ヲ辱フセンコトヲ祈ル。此ニ其ノ順序方法大略ニ就キ開陳セン。

征清ノ局此ニ了シテ、膺懲ノ實ヲ完フシ、領土ヲ入レ、償金ヲ收メ、大ニ國威ヲ宣揚スルニ至リタルモノ、偏ニ我　皇威聖德ニ依ル。而シテ今其　威德ニ依テ得タル所ノ償金ヲ以テ、之ヲ仁政厚德ノ支途ニ供スルハ、至仁至德ナル　聖旨ノ萬一ニ副フ所以ナルヘキヲ信スルナリ。是ヲ以テ余ハ、帝國議會ハ臣民ノ誠ヲ表シ、開會劈頭第一ニ全會一致ヲ以テ、我カ帝室ノ益々隆榮ナランコトヲ祈リ、臣民永ク其恩惠ニ浴セン事ヲ希ヒ、償金ノ約十分ノ一以内ヲ帝室ノ御料ニ納ムヘキ決議ニ出テラレンコトヲ望ム

モノナリ。而シテ　聖意ノ程ハ、臣民ノ分トシテ窺知スヘキ所ニ非ラスト雖、幸ニ此決議ヲ嘉納セラルレハ、更ニ叡慮ノ恩賜トシテ、臣民之ヲ拜受スルノ榮ヲ得ルニ至ラン、果シテ然ラバ、即チ以テ明治恤救基金ト爲シ、社會行政ノ施設ニ供スヘシ。而シテ政府ハ、之ニ對シテ恤救制度調査局ヲ設ケ、内閣員、帝國議會議員中ヨリ若干名ヲ擧ケ、其委員ヲ組織シ、恤救基金會計法、並ニ諸般ノ方案ヲ査定シ、其主要ナルモノハ、更ニ帝國議會ノ協贊ヲ經テ、然ル後ニ施行スルモノトセハ、事皆妥當ヲ得ルニ至ラン。而シテ其事業ノ重ナルモノヲ擧クレハ

一、東京大阪ニ國立施療院ヲ設立スルコト

二、勞工疾病保險法ヲ設クルコト

三、國立孤兒棄兒救育院ヲ設立スルコト

四、地方救貧制度ヲ補助スルコト

五、軍族救護會ヲ補助スルコト

六、貧民幼稚園ヲ設立スルコト

七、貧民教育法ヲ起スコト

右各項ニ對スル基金ノ分配ハ、該制度調査局ニ於テ査定シ、議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ確定ス。而シテ其基金ハ、之ヲ農業銀行、興業銀行ノ資本ニ供シ、之ヨリ生スル四分乃至五分ノ利子ヲ得テ、之ヲ經費ニ充テ、農業銀行興業銀行等ハ、其剩餘ノ利子ヲ以テ、事業ノ擴張ニ充ツルモ不可ナカルヘシ。何トナレハ、農業銀行タリ、興業銀行タリ共ニ中等以下專ロ貧民ノ資力缺乏ヲ防キ、其發達ヲ助ケ、以テ貧富隔絶ヲ節制スルノ主意ニ基ケルモノニシテ、國家營利ノ事業ニアラス。國家ノ德義トシテ、當サニ爲ス可キ職務ニ屬スルカ故ニ、彼ノ基金ヲ以テ、此ノ資本ニ供シ、其利子ヲ以テ、各々其ノ事ニ資スルハ、一擧兩全ノ良策タルヲ信ス。幸ニ卑見ヲ貫徹シ、償金ノ幾分ヲ割テ、一旦帝室ノ御料ニ納メ、更ニ恩賜ヲ蒙リテ、社會行政ノ施設ニ充ツルヲ得テ、右ニ開陳スル事業ノ興ルニ至ラハ、國家治安ノ基此ニ確定シ、加フルニ我帝室ト國民、即チ君臣ノ親密ナル結合ヲ海外ニ示メ、帝國ノ威信ヲシテ一層重カラシムルニ足リ、假令議會ト政府トノ衝突ヲ見ルモ、所謂其爭ヤ君子ニシテ、外人ヲシテ、其隙ヲ窺ハシムルノ

虞少ナク、且戰勝ノ償金ヲ以テ、此ノ如キ民政ニ供スルハ、戰後平和政策ヲ執リ、深ク國本ヲ培養スルモノナルヲ以テ、大ニ外人ヲ驚嘆セシメ、暗ニ戰ハズシテ敵ヲ屈スルノ方便タルヘク、其兵制ト外交政略トハ、虚々實々ノ間ニ存スト雖、兵制ノ如キ全ク之ヲ陰祕ニ附スルコト難シ、然ドモ償金ヲ以テ民政ニ供スル事重ク、陽ニ平和ヲ示スニ至レバ、兵備上外交上亦利スル所アラン乎。

凡社會行政ヲ施行スルノ德義ハ、其主義ニ於テ王室ニ關シ、其實際ニ於テ政府ニ係ル。而シテ其畫策ヲ全クセシムル一大機動ハ、議院ニ存ス。是余ノ私カニ諸君ノ贊成ヲ希望シテ止マサル所以ナリ。

この彼の所謂「建設的社會制度論」は、彼の多年の抱負經綸を遺憾なく吐露したものであつて、この一文を以てしても、彼は時代の先覺者たるの名聲を戴くに足るものがある。のみならず彼は、この建設的社會制度の企案を、單なる理想論にとどめずして、その實現のために、渾身の努力を捧げたのであつた。一方、しば〳〵伊藤首相に提出して、內閣側を動かすとともに、他方議院における各政黨の有力者、領袖を說いて、その企案の實現をはかつた。さうして彼の明治恤救基金案に、最初に全會一致を以て、贊意を表明したものは、國民協會であつた。その領袖佐々友房は、十二月二十六日附、次の書信をもつて、後藤衞生局長を激勵した。

一昨朝は態々御來臨拜謝々々。其折御內話之償金之內三千萬圓を　帝室へ差上候事ハ、國民協會丈ハ昨日全會一致ニ而贊成いたし候。左樣御承知可被下候。猶同件ニ付テハ追々相伺可申候。　草々頓首。

十二月廿六日

佐々友房

後藤新平殿　貴下

各派之模様如何。國民協會ハ決定せしと御明言被成候而もよろしく、至急御奔走可然見込申候。　再拜。

しかし悲しい哉、國民協會は、當時僅か三十二の議席を衆議院に有する小政黨に過ぎず、到底議會の大勢を制するの力を缺いてゐた。加ふるに議院内においても、かくの如き巨額なる恤救基金を設けて、貧民を救濟するのは、政府をして下層民の間に恩を賣らしむるものであつて、惹いて選擧干渉を誘致する危險があるから、憲政の發達上、決して喜ぶべき方策でない。」といふ説が、相當強く動いてゐた。

一方當時の政界における中心問題は、遼東還附問題であつた。これに關して沸騰せる國論を背景として、伊藤内閣倒壞の運動は、かなり深刻に進行してゐた。後藤象次郎の暗中飛躍によつて大隈、松方、後藤の三角同盟はすでに成立し、「第九議會における内閣不信任案の上程は、避くべからざる勢ひとなつてゐた。たとへ首相伊藤博文が、「明治恤救基金」の問題に、相當の關心をもつてゐたとしても、これに主力を注ぐことは、事實不可能な情勢におかれてゐたのである。すでに伊藤内閣の運命そのものが、風前の燈火であつたのだ。

そして内閣不信任案は、自由黨との提携によつて、辛うじて切抜けることができたけれども、顧みて戰後經營の財政は、決して安易といふことを得なかつた。庫平銀二億兩の償金はあつても、日本帝國は日清戰費として、巨額の國債をもつてゐた。陸海軍備の大擴張も、必至の勢ひであつた。産業振興も力強く主張されてゐた。而して、それらの主張の背後には、それ〳〵無視することのできぬ有力な政治勢力が支援してゐた。これらの政治勢力を制して、當時いまだ等閑視さるる傾きのあつた社會施設に、多額の金員を割くことは、政治上ほとんど不可能の状態にあつたのである。

後藤衛生局長が必死の熱情を傾けたる努力にも拘はらず、明治恤救基金問題が、つひに實現の日を見る能はずして、葬り去られるの已むを得なかつたのは、かうした事情からであつた。事實、彼の建議は、内閣の容れる所とならず、議院方面においても、表面の問題に化するまでに至らず、全く暗から暗に、帝國議會に上程されることさへなしに、そのまま消滅してしまつたのである。

併し乍ら、彼のこの意見は、明治四十三年恩賜財團濟生會として、彼が入閣せる第二次桂内閣に於いて、その一部を實施し、他の一部は大正六年工場法として、大隈内閣が實施した。

六、二法案の流産

斯くして明治恤救基金案は、ただの一日も日の目を見ることなくして、葬り去られた。しかし伯の「建設的社會制度」に對する熱意は、それだけのことで消滅すべく、あまりに旺盛であつた。

彼は清國の償金を基金とする社會施設案が、つひに失敗に歸したるを見るや、第二の方策として、上層階級の寄附及び課税と、國及び自治體の負擔と、一般國民に對する賦課との三者を財源とするところの、「恤救法」及び「救貧税法」の制定に、新たなる努力を傾注することとなつた。さうしてこれはつひに、翌明治二十九年――三十年の第十議會に提出される運びとなつた。

その間、政界にはすでに一大變動が起つてゐた。卽ち第九議會において、彈劾上奏案に破れたる民黨は、その原因が小黨分立に在るとなし、つひに三月一日、民黨の大合同を成立せしめた。卽ち立憲改進黨、立憲革新黨、中國進步

黨、帝國財政革進會、及び大手倶樂部は、何れも解黨し、自由黨に對抗すべき一大政黨を組織し、これを進步黨と名づけた。さうして隱にこれを指導したのが、大隈重信であつた。

一方伊藤內閣は、自由黨との提携によつて、第九議會だけは切拔けたけれども、議會の閉會後、戰後經營に處すべき豫算の編成難によつて行詰まつた。その打開策として、伊藤首相は松方、大隈の兩者を入閣せしめようと試みたが、內には閣僚の反對があり、外には自由黨の妨害があつて、つひに果さず、九月十八日、辭表を捧ぐるの已むなきに立ち到つた。

その結果、成立したのがいはゆる松・隈內閣であつた。

かくして後藤衞生局長は、その「建設的社會制度」を實現すべく、よき理解者、よき援助者を失つた。事實、伊藤を臺閣から失つたといふことは、彼の社會施設企畫については、少なくとも致命傷であつた。率直に言へば、伊藤によつて志を伸べんとするのが伯の意圖であつたことは、再三伊藤に捧げた建白書によつても明かである。實際、彼の社會施設案にとつて、伊藤を失つたことは、木から落ちた猿同然であつた。

しかし彼は、それでも猶ほ、落膽しなかつた。內閣更迭のために、その企案を、政府案として提出するの希望を失つた彼は、第二の策を求めて議院に到つた。卽ち議院內における有力者を說得して、その社會施設案を、具體化せんと計つたのである。第十議會に提出されたる「恤救法案」と「救貧法案」とが、これであつた。

この二法案は、超黨派的問題として、提出されることになつた。卽ち提出者は、進步黨の領袖大竹貫一、鈴木重遠、自由黨の江原素六、國民協會の元田肇の四名であり、成規の賛成者としては、自由黨から四名、進步黨から二十三名、

國民協會から四名、無所屬から二名、合計三十三名を網羅して、提出されたものであつた。

右の二法案のうち恤救法は、「貧困無告の老幼者及疾病者ヲ救育スルヲ目的トス」（第一條）るものであつて、これにより、救助を受くべき者は、

一　年齢六十歳以上ニシテ老衰業ニ耐ヘス且扶養スヘキ子女親族ナキ者

二　年齢十二歳未滿ニシテ養育スヘキ父母親族ナキ者

三　二週日以上ノ疾病及傷痍ニ罹リ作業シ能ハサル貧困者

の三種とする（第二條）。さうしてその給與については、「老幼者ノ救育給ハ一日一人玄米六合代、病傷者ノ扶持ハ一日一人玄米一升（共ニ下米）及藥餌代金六錢トス」（第十四條）と定めた。

次にこの恤救法實行の主體は市町村とし、その資金は（一）政府ノ配賦金、（二）慈善家ノ義捐金、（三）均分戶稅の三者より成る。（第六條）。さうしてその「均分戶稅ハ市町村ニ於テ每戶一箇月金一錢宛ヲ徵收ス」（第七條）とした理由は、法案說明書に據れば、「本案ノ賑恤救濟ノ法タルハ勿論ナリト雖モ、又一種ノ保險主義ヲ含有セルモノ」なるが故であつて、しかも「命スルニ保險ト云ハスシテ、恤救法ト云フハ、創始ノ際資金ノ豐ナラサルニ由ルト雖モ、亦獨立自營ノ尊ムヘキヲ知ラシメ、以テ專ラ此ノ法ニ依賴スルノ念ヲ增長セシメサランコトヲ欲スル」が爲めである。

次に「恤救金三分ノ二以上ヲ支出シタルトキハ、其ノ三分ノ一ニ當ルノ差額ハ、特別配賦金トシテ其ノ交付ヲ政府ヘ求ムルコトヲ得」（第八條）と定めたのは、「本法ニ對スル全國地方富ノ平均ヲ保チ、且恤救法ノ性質ヲシテ、國家的事業ノ一タラシムルノ實ヲ失ハサラシム」る爲めである。

即ち恤救金は、この毎戸一箇月一錢宛の均分戸税と、中央政府の配賦金を以て主體とするものであるが、そのほかに本法は、「慈善家ノ義捐金」によつて、「均分戸税以上ノ高ニ達セシムルコト」を期待してゐる。即ち「華族及所得納税者ハ、共ニ救貧税（救貧税法第二條參看）ヲ納ムルノ義務アリ。又一般人民ハ貧富等一ニ均分戸税ヲ納ムルノ義務アリ。中產者ニ至リテモ亦其ノ位置相當ノ義務ナカルヘカラス。然リト雖モ、彼等ニ對シ納税ノ義務ヲ負ハシメンカ、事ノ繁雜ナルト、徵税費ノ多額ヲ要スル」が故に、これを任意の慈善金とすれば、以て「中產者ノ位置ヲ知ラシメ」ると共に、「救貧税ノ納税者ト雖モ、亦義捐金ノ勸誘ヲ辭スルコト能ハサル」べく、「斯クシテ貧民其ノ慶ニ浴スルノ得ハ、貧富二者ノ間、情好自ラ融和シ良風美俗永ク保維スルヲ得ム。」といふ趣旨である。

第二の救貧税ハ一種ノ名譽税であつて、（第一條）その税目は、

一　華族ハ所得税額ト同額

二　所得納税者ハ所得納税額ノ半額（華族ノ納税者ヲ除ク）

三　日本銀行ハ純益金ノ內資本金ニ對シ年八步ニ當ルモノヲ除キ其ノ餘ノ金高ノ十分ノ五

とした（第二號）。事實上非常な增税案である。然らば何故かかる高率の增税を主張するかといふに、説明書は「國體ノ美ヲ永遠ニ保維シ、國家ノ最大目的ヲ達セム爲、社會ノ上層ニ位スル富有者ヲシテ慈善仁愛ノ意ヲ發起セシムルト共ニ、彼等ヲシテ其社會ニ對スル德義ヲ盡サシメ、且豫テハ自身ノ品位ト面目トヲ保タシメント欲シ、又貧富二者ノ調和ヲ圖ラムカ爲ニ、名譽税トシテ本税ヲ設ク。」と言つてゐる。さうしてこの救貧税法案が、この税金の外に、「每年國庫ヨリ補助トシテ金百萬圓ヲ救貧税ヘ補入ス」（第三條）と定めてゐるのは、「國家ノ施設ニ於テ、下層貧民

ノ事ニ逮フモノ多シ、是國庫ヨリ補助スルノ當然ナル所以、且該テ地方財力ノ不平均ヲ補フノ效アルニ由ル」ものである。

この救貧税による収入は、恤救法による特別配付金に充てる（第五號）と共に、一本税集團金ノ内ヨリ一戸ニ付金二十四錢ノ割合ヲ以テ毎年各市町村ニ分配ス」（第四條）ることを規定してゐるだけで、市町村をしていかなる救貧事業を營ましめんとするのかについては、何等規定してゐない。これは第十號の勅令による施行細則で決定さるべき問題であるが、恐らく伯としては、曩の「明治恤救基金案」の趣意書並びに後の「救濟衛生制度」の意見書に擧げたる諸事業に充てる意圖であつたであらうと思はれる。

さらにこの二法案は、その理由書において、「特リ怪ム、立憲治下ノ盛世ニ在テモ、尙且多數ノ國民ハ、少數ナル在朝者及富有者ノ爲ニ、名譽ト利祿トヲ供スル器具タルヲ免カル、コト能ハサル乎。是理ニ於テアルヘカラサル所ニシテ、而モ事ニ於テ之ヲ見ルヲ如何センヤ。……富者ハ口酒肉ニ飽キ、身綾羅ヲ襲ヒ、而シテ貧者ハ纏フニ襤褸ナク糊スルニ糟糠ナシ。老幼ハ饑渴ヲ塗ニ訴ヘ、病者ハ疾苦ヲ市ニ叫フ。」に至る理由は何んであるかといふに、「時勢ノ變態モ亦與リテ原因ヲ爲スナクンハアラス。」と斷じ、さらに科學的社會主義者の如く、續いてそれを說明して、次の如く言つてゐる。「何ヲカ時勢ノ變態ト云フ、科學ノ進歩卽是ナリ。夫科學ノ進歩スルヤ、個人ノ勞力ハ機械力ニ抵抗スル能ハス。從ツテ諸般ノ事業ハ、大資本ト大計畫トニ相待タサルヘカラサルニ至ル。故ヲ以テ、多數乏資ノ民ハ、相率キテ皆屬隷傭奴トナラサルヲ得ス。」そして、「今ニシテ貧富間ノ融和ヲ圖リ、他日ノ禍害ヲ豫メ杜絕スルノ、特リ貧者ノ爲ニ是計ルニアラスシテ、富者ハ勿論國家ノ將來ヲ慮ル者タルヲ確信ス。」といふのが、この二法

案提出の理由である。

この二法案が、第十議會に提出されたのは、明治三十年二月二十四日、いよ〳〵議事日程に擧げられたのは、三月二十三日であつた。三月二十三日と言へば、議會最終日の前の日である。一體日本の議會は、事實上の開會期日が世界無比に短かい。これを利用して、一種變態的な議案處理方法が發生した。それは體裁上公然と否決するを欲せざる議案は、會期切迫を名として、審議未了のまま、或は全然審議せずして葬り去ると共に、他方山積する所謂「お土産案」は、審議を盡すことなく、一括して件名を讀み上げただけで、一瀉千里に通過させてしまふといふ方法である。

さうして伯の苦心の結晶たる「恤救法案」及び「救貧稅法案」は、不幸にして、前者の厄運に罹つた。即ち三月二十三日、恤救法案は日程第十九、救貧稅法案は日程第二十に擧げられてゐたが、議事進行中に、日程變更の緊急動議があり、その際衆議院議長鳩山和夫が、「此際諸君の澤山御出の中に御諮りをしたいことが、もう一箇條ございまする、即ち本日議了せざる分、並びに其の他の法律案で未だ一讀會を開かざるものは、明日に殘りましたならば、それは日程に載せない考へであります、御異議はありませぬか……」といふに對して、「異議なし」と呼ぶ者が多く、議長の「それでは其の通り取計ひます。」といふ一言でもつて、つひにこの二法案もまた、折角議事日程には擧げられたけれども、議場でその法案の名さへ發言さるる機會なくして、再び葬り去られるに至つた。

七、三度目の努力

再度の努力は、再度とも水泡に歸した。

しかし乍ら彼は、これによつて決して失望落膽しなかつた。建設的の社會制度の要は、彼の終生の信念であつた。彼は、このままに放置したならば、日本の社會内に於いて、遠からず深刻なる社會問題の發生せんことを懼れたのである。天の未だ雨降らざる間に、その牖戸を綢繆することを、眞實の爲政家の事業と考へたのである。

しかしそれは、當時の社會情勢とは、似もつかぬ飛び離れた考へであつた。國民は戰勝の餘榮に醉つて、ただ軍備の擴張と產業の開發とに夢中になつてゐた。明治初年以來輸入したる西洋の物質文明が、外は隣邦を戰場に擊破し、內には駸々乎として產業を興隆せしめてゐる。日本は唯この一途を進むことによつてのみ、遠からずして歐米先進國に追ひつくことができるのだ。

上下を擧げて斯くのごとき思想に囚へられてゐるときに、彼が渺たる一衞生局長の身をもつて、國策の根本を社會的立法の方向に轉換せしめようといふのは、無謀と謂へば、たしかに無謀であつた。それも上に伊藤博文のごとき大宰相があり、全力を傾けてこれを援けるならば格別、いま伊藤去つて松方來り、社會政策に理解なき樺山資紀を內相に戴くに至つては、彼がこの宿志の貫徹にいよいよ困難を感ずることになつたのは、已むを得ぬ次第であつた。

彼はこれと同じことを、彼の晩年に至つて經驗した。それは大正八年彼が戰後の歐米視察より歸つて、大調査機關の設立を疾呼したときであつた。その當時の首相は、原も高橋も加藤友三郎も清浦も加藤高明も悉く、彼の獻策を十分に了解し得なかつた。

さうして、彼が衞生局長時代に主張したる彼の社會立法の必要が、二十年後に到つて、遲ればせに社會に認識せられて、時の政府により實施せられたやうに、彼の大調査機關の計畫も、彼の歿後三年目の滿洲事變以來、はじめて朝

野の議論に上り、次第に國民の注意を集めるやうになつて來たのだ。

しかし彼は、ただその創造的天分をもつて新意を案出するだけの性格ではなかつた。彼はこの創意を火の玉のやうになつて實現せんとする熱意を持つてゐた。

いま彼は二度の失敗にも意氣沮喪せず、熟慮三箇月の後、三度び猛然として立ち上つた。いはゆる「帝國施療病院設立費外五件豫算編入之儀ニ付伺」といふ建議書がこれである。

時は恰かも、各省がやうやく、豫算編成の準備に入らんとするころであつた。卽ち彼は、明治三十年五月二十五日、衞生局長後藤新平の名を以て、次の六件につき、これを三十一年度の豫算に編入すべく、內務大臣に建議したのである。

一、帝國施療病院の設立
二、勞働者疾病保險の國庫補助
三、衞生事務講習所
四、衞生事業施設調査費
五、救貧制度調査局の設立
六、地方衞生官の增員

當時の首相は松方正義、內相は樺山資紀であつたから、彼は、前の伊藤首相に建白せる時と全然別個の態度を採らねばならなかつた。伊藤は彼の傾倒せる大政治家であり、從つてその建白書にも、伊藤によつてその志を伸べんとす

る情熱が溢れてゐた。しかるにこの樺山内相に提出せる建議書は、全く實務的である。努めて大言壯語を避け、その革命的なる企案をば、一般事務のオブラートに包んで、普通衞生事項と一緒に、呑みこませようとした底意が、歷々と觀取せられる。しかしその實質的內容においては、前の伊藤に捧げたる建白書と、殆ど差違のないことは、建議書そのものが證明してゐる。

帝國施療病院設立費外五件豫算編入之議ニ付伺

發　議

國家生活ノ福利圓滿ヲ圖ラント欲セハ、常ニ國家ノ健全發達ヲ障碍スル直接間接ノ原由ヲ除却スルコトヲ力メ、兼テ最多數國民ノ福壽ヲ增進スル所以ノ道ヲ講セサルヘカラス。我帝國戰後ノ今日ニ於テ、國際競爭ト民間相互ノ競爭ト盛ナルニ伴ヒ、衞生上施設スヘキモノ一ニシテ足ラス。隨テ現行衞生ノ法律命令中、今暫ラク改正ノ急要ヲ認メサルモノハ、本年制定ノ傳染病豫防法、阿片法並水道條例（明治廿三年二月十二日制定）ノミニシテ、其他ハ總テ改正若クハ新設ヲ要セサルハ無シ。今一々之ヲ擧クルノ繁ヲ省クヘシト雖モ、其急要ナルモノハ、工業衞生、勞働者疾病保險、救療法並施療病院ノ新設、種痘法、海港常設檢疫法、直轄檢疫所消毒所新設目論見ノ件、各地方檢疫所消毒所新設目論見ノ件、地方病取調ノ件、河水汚濁豫防令、下水法、都市汚物掃除法、輸入飮食物取締法、內地飮食物贋造並代用品販賣取締法、內外賣藥取締法、日本藥局方ノ改正、藥品巡視規則ノ改正、醫師會ノ設置、醫師養成供給方法、產婆養成供給方法、看護婦取締法、地方公立病院ノ方針並設立ニ關スル規則、衞生統計調査方法改正ノ件。

以上ノ諸件ニ就キ、其目的ヲ達センニハ、第一人材ヲ得ルニ在リ。第二ニハ其施設ノ經費ヲ得ルニ在リ。此兩者其一ヲ缺クトキハ、其目的ヲ達スル能ハサルコト勿論ニシテ、何レモ目下至難ノ場合ニ有之候得共、去トテ荏苒押移リ難キ時勢ニ付、篤ト考究致候處、別紙參照ノ通、帝國ニ於テハ賣藥税年々八十萬餘圓ニ上リ、當初課税ノ本旨ハ衞生税タルコト爭フヘカラサル次第ニ付、此際之ヲ當初ノ目的ニ復シ、戰後ノ經營上缺クヘカラサル社會的衞生行政、即チ工業衞生法、勞働者疾病保險法、救療法、並施療病院ノ如キ新設、其他急要ナル衞生上施設ノ費途ニ充ラレ度、左ノ各概算ヲ三十一年度豫算ニ編入ノ儀仰高裁候也。

第一、帝國施療病院設立費

第二、勞働者疾病保險國庫補助費

第三、衞生事務講習所費

第四、衞生事業施設調査費

第五、救貧制度調査局費

第六、地方衞生官增員費

さうして彼は、これ等の一々に對して、次のごとき說明書並びに所要經費額を揭げてゐる。

第一　帝國施療病院設立費概算

戰後百般ノ工業膨脹シ、競爭ノ盛ナルニ伴ヒ、勞働者ノ健康ヲ傷害シ、國家ノ富源ノ涸渇セシムヘキハ、自然ノ結果ニシテ、之ヲ融和スルハ、實ニ衞生法ヲ施行スルニ在リ。衞生法ヲ實施スルニハ、適任ノ醫師ヲ得ルニ在リ。殊ニ工業衞生、勞働者保護

法ヲ施設スルニハ、中央機關及地方機關ニ其人ヲ得ルト否トニ在リ。故ニ之カ養成ニ注意シ、其途ヲ開クヲ要ス。而シテ目下衞生上施行スヘキ事業ハ百般ナルモ、帝國現在ノ狀況ニ考フルニ、戰後ノ形勢、貧富ノ懸隔ハ日一日ヨリ甚シキヲ加ヘ、工業ノ勃興、物價ノ騰貴等、賤民勞働者ヲシテ益〻危險ノ地ニ陷ラシメ、今日ニ於テ之カ保護ノ途ヲ開クニ非サレハ、國家ノ富源ヲ涸渇セシメ、其前途ニ對シ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ。其施設中最急要ナルハ、施療病院ノ設立ト、貧民疾病保險法ノ強制トニシテ、貧民疾病保險法法律案ハ、別ニ提出スベク、其補助費ハ本議第二ニ揭ケテ提出シタリ。然シテ施療病院設立費ハ、多額ヲ要スヘキモ、先年來賣藥稅ヲ課シ、現今收入八拾萬圓アリ。之ヲ當初ノ目的ノ如ク、衞生事業ニ使用セハ、敢テ財源ニ困難ハ感セサルヘシ。抑モ賣藥稅ハ、衞生事業ノ財源ニ充ツルカ爲メ賦課セラレタルモノニシテ、其事務ハ地方衞生事務ノ半ヲ占メ、其事務繁ナルトキハ、實ニ一般衞生事務ヲ妨クル狀況ナリ。又賣藥ヨリ公衆ニ及ボス危害ヲ除カント欲セハ、獨リ賣藥檢査法ノミニテ之ヲ防クコト能ハス。更ニ一般ノ衞生機務ノ整備、殊ニ救療ノ制ヲ以テスルヲ要ス。救療ノ制ヲシテ、普ク全國ニ及ホサントセハ、必シモ國立ノ制ニヨルヲ要セスト雖、少クモ三府其他樞要ノ地ニハ國立ヲ以テ救療所ヲ設ケ、其他公立若クハ共立ノ救療所ニ補助ヲ與フルノ制トシ、漸次ニ其普及ヲ謀ラサルヘカラス。然ルニ政府ハ、今日之ヲ衞生ノ實效ニ資セサルハ、當初課稅ノ主旨ニ背ク者ト謂ハサル可カラス。今之ヲ當初ノ目的ニ復シ、其名ニ從テ其實ヲ擧ケ、名實相全カラシムルハ當然ノ處置ナリトス。依テ先ツ三府ヲ始メトシ、繼續費ヲ以テ、帝國施療病院ヲ設立スル方法ヲ定ム。其概算次ノ如シ。

帝國施療病院設立繼續費概算

金千參百九拾七萬六千圓	帝國施療病院創立費
金五百五拾六萬六千圓	病院費
金八百參拾四萬圓	新營費
金七萬圓	設計費

年　額　（以下中略）

第二　勞働者疾病保險國庫補助費概算說明

生産事業ノ發達ヲ獎勵スルハ、官民共ニ一揆ニ出テ、汲々トシテ會社ノ成立、工業ノ勃興ニ重ヲ置クト雖モ、恰モ培養ヲ施サスシテ秋實ヲ收ムルカ如ク、遂ニ收穫ナキニ至ルヘキハ、免ルヘカラサルノ數ナリトス。何トナレハ、生産力ノ由テ生スル所ハ、彼ノ賤民勞働者ノ健康ニ在リテ存スレハナリ。今ヤ戰後ノ狀況ハ、驕奢ノ風習、物價ノ騰貴等、賤民勞働者ヲ驅テ、益〻窮迫ニ陷ラシメ、一朝其健康ヲ傷害スレハ、亦起ツ能ハス。是レ國家ノ富源ヲ涸渇セシムル者ニ非サルナキヲ得ンヤ。故ニ之カ救療ノ途ヲ開キ、一方ニハ賤民ニ對シテハ、施療病院ヲ設ケ、一方ニハ特殊ノ勞働者ニ對シテハ、疾病保險法ヲ設ケテ、之ヲ保護シ、兩々相俟テ、最多數國民ニ最大幸福ヲ與フルノ基ヲ立ツルハ、今日ノ急務ナリト信ス。此保險强制ノ範圍ハ、漸次ニ之ヲ擴張シ、其補助額モ漸次增加ヲ要スヘシト雖モ、帝國施療病院新築費ノ必要ナキニ至ルヲ以テ互ニ相補充スルニ難カラサルヘシ。

勞働者疾病保險國庫補助費概算

金參萬圓　　勞働者疾病保險補助費

補助ヲ要スヘキ業務ハ、當分鑛山、紡績、製絲、機織、燐寸製造、造船ノ六業トス。其補助ノ方法ハ、勞働者疾病保險法ノ規定ニ從フ。

第三　衞生事務講習所費概算說明

衞生事務ハ、皆其源ヲ專攻ノ學術ニ發シ、之ヲ行政事務ニ應用スルモノニシテ、事務ノ擧否ハ、之ノ運用スルノ人ノ得ルト否トニ在リ。苟モ其人ヲ得サレハ、良制美法モ徒制死法タルヲ免レサルハ勿論ナリトス。而シテ彼ノ普通行政事務ニ關スル常識ノ有シ、事務ニ熟練ナル者ニ至リテハ、世間其人ニ乏シカラスト雖モ、衞生學ニ通シ、兼テ事務ニ熟練ナル者ニ至リテハ、寥々晨星ノ如ク、到底今日ニ於テ之ヲ得ル能ハス。既ニ之ヲ得ル能ハサレハ、他ニ其方法ヲ求メサル可カラス。他ニ其方法ヲ求メント欲セハ、當局吏員ヲシテ、衞生學、衞生制度學ノ大意、防疫事務ノ實習ヲ講習セシメ、以テ今日ノ急需ニ應スルニ在リ。先年警官練習所ヲ設置セラレ、警察事務ノ面目ヲ一新シタルノ實例アリ。依テ衞生事務講習所ヲ設ケ、府縣及郡市町村ノ衞生主任者ノ召

集シ、之ニ衛生事務ニ必要ナル學術ノ大意ヲ授ケラレ、吾人ノ健康ヲ保持スヘキ、公衆衛生ノ基礎ヲ確定セラレンコト、企望ニ堪サルナリ。(概算略)

合計金壹萬四千八百參拾壹圓拾貳錢(細目表略)

第四　衛生事業施設調査費概算說明

方今衛生上施設スヘキモノ一ニシテ足ラス。而シテ救貧制度ノ如キハ、調査局設置ノ方案ヲ提出シタリト雖モ、彼ノ岡山縣其他ノ「ヂストマ」ニ於ケル、栃木縣、群馬縣其他ノ十二指腸蟲ニ於ケル、靜岡縣、新潟縣、秋田縣等ノ地方病ニ於ケルカ如キ、顯著ナルモノヽモ、未タ何等ノ調査ニモ著手スル所ナク、其他未タ世間ニ喧傳セラレスシテ、隱微ノ中ニ吾人ノ健全發達ヲ障碍シツヽアル幾多ノ地方病アルヤ知ルヘカラス。之カ原因ヲ研究シ、除却スヘキ方法ヲ施設スヘキハ、國家カ常ニ勉メサルヘカラサルノ職分ナリトス。然ルニ其經費ノ支出スヘキモノナシ。是其調査費ヲ要スル所以ナリ。

概算合計金五千圓(細目表略)

第五　救貧制度調査局設置概算說明

賤民ハ國家ノ富源ニシテ、之カ保護ノ方法ヲ設クルハ、國家百年ノ長計ニシテ、隨テ其計畫ヲ愼重ニセサルヘカラス。依テ先調查局ヲ設ケ、局員中若干人ヲ海外ニ派遣シ、大ニ内外ニ鑑ミ、諸般ノ方案ヲ調査セシムルノ必要アリ。

概算合計金五萬五千參百壹圓拾錢五厘(細目表略)

第六　地方衛生官增員費說明

地方衛生事務ハ、明治十一年、始メテ府縣ニ擔當吏員ヲ置カレ、次テ翌十二年十二月、衛生課ヲ設置シ、十三年二月、太政官達第十六號ヲ以テ、府縣ニ判任官增員ヲ達セラレ、其金額七萬五千貳百四拾圓ヲ、府縣判任官給料ノ內ヘ增額セラレタリ。爾來幾多ノ變遷アリト雖モ、地方機關ニ衛生課ノ存在シテ、常ニ其事務ニ鞅掌シツヽアリシカ、廿七年ニ至リ、其事務ヲ警察部ニ移サレタルノ際、多數ノ府縣ハ其措置ヲ誤リ、僅カニ三、四ノ府縣ヲ除クノ外ハ、皆衛生課ヲ廢シ、保安課ニ屬セシメ、其課員兩三

人ヲ兼勤セシムルニ過キサルヲ以テ、平時ニ在リテハ、只賣薬事務ヲ取扱ヒ、一旦其傳染病ノ流行スルニ當リテハ、他課ノ課員ヲシテ之ニ兼任セシメ、一時ヲ彌縫スルニ過サルノ狀況ニシテ、其他ノ衛生事務ハ、之ヲ講究經營スルノ餘地ナシ。是レ國家ノ健全發達ヲ計畫スル所以ノ途ニ非ス。去トテ當初増員ノ主旨ニヨリ、内務部ヨリ其俸給額ヲ警察部ニ移スカ如キハ、其變遷ノ經タル今日ニ於テ、到底行ハルヘキコトニ非サルナリ。依テ先各府縣ニ衛生官俸給額トシテ、五萬六千圓ヲ増額シ、以テ衛生百般ノ事務ヲ經營セシムルノ地ヲ爲サントス。此増額ヲ以テ滿足スル者ニ非ラサレトモ、一時ニ多數ノ増額ヲ爲スト雖モ、其適任ノ人ヲ得ルノ途ナキヲ以テ、之カ養成ノ途ヲ開キ、其人ヲ得ヘキ時期ニ達シ、更ニ増額ノナシ大ニ衛生事務ノ振興ノ期セントス。

（増員費略）

八、恤救事務局案

尋いで七月十五日、後藤衛生局長は、「恤救事務局設置ニ關スル件」を、内務大臣に發議して、閣議に上程せしめんとした。蓋し前二つの建議書に提唱せる如き建設的社會制度の企案は、一朝一夕に實現すべからざる所以を覺知せる彼は、まづ「恤救事務局」なる内閣直屬の一局を設けて、「現時恤救ノ事務ヲ司ラシムルト同時ニ、諸般施設ノ調査ニ當ラシメ」、それに依つて、次第にその理想とする社會施設の實現の地盤を開拓せんと欲したのである。

恤救事務局設置ニ關スル件

發　議

戰勝後國運ノ膨脹ニ伴ヒ、貧富ノ隔絕益〻甚シキヲ加ヘ、帝國ノ前途ニ於テ頗ル憂フヘキモノアリ。宜シク速ニ防貧制度ノ施設ヲ以テ、其反動ヲ防制セサル可カラス。然ルニ此施設タル、國家百年ノ長計ニ關スル重大ノ事件

タレハ、其計畫ニハ殊ニ愼重ヲ加ヘ、輕忽試驗的ニ擧行スヘキモノニ非サレハ、先以テ恤救事務局ヲ設ケ、現時恤救ノ事務ヲ司ラシムルト同時ニ、諸般施設ノ調査ニ當ラシメ、其大成ヲ期セハ、庶幾クハ此制度ノ完備ヲ得テ、國家ノ幸福ヲ永遠ニ保持スルヲ得ヘシ。依テ右恤救事務局ノ官制、並經費ノ豫算、左案ヲ以テ、閣議御提出可相成哉相伺候。

案

恤救事務局設置之件

國民ノ競爭漸ク盛ナルニ從ヒ、貧富ノ懸隔益甚シキヲ加ヘ、其極終ニ恐ルヘキ反動ヲ見ルニ至ルヘキハ、社會ノ進歩ニ伴フ常弊タリ。今此反動ヲ豫防シ、以テ國家ノ發達ヲ完全ナラシメンニハ、劣敗ノ貧者ヲ救濟シテ、其生活ヲ安全ナラシムルノ方法ヲ講セサルヘカラス。蓋濟貧恤救ノ力タル、一歩ヲ誤レハ即チ惰民ヲ增スノ虞ナキヲ保セス。古來ノ救貧慈善事業ト稱スル者、往々此弊ニ陷ルヲ免カレス。故ニ自カラ助クル者ヲ助クルノ主旨ヲ以テ、防貧ノ制度ヲ立テ、一面ニハ國家經濟ノ基礎ヲ固クシ、一面ニハ國民ノ健康ヲ增進シ、社會ノ安寧秩序ヲ保維スルモノ、是即チ近世ノ所謂社會的行政ニシテ、歐洲諸國皆爭フテ力ヲ此ニ致サヽルナシ。而シテ今ヤ社會的行政ハ、漸ク行政ノ主ナル一要素タラントスルノ勢ヲ呈シ、我帝國ニ於テモ、社會生活狀態ノ變遷スル所、漸ク此種ノ行政ヲ必要トシ、殊ニ日清戰役ノ後、國運頓ニ膨脹シテ、益之レカ急施ヲ要スルノ氣運ニ向ヘリ、而シテ社會的行政ノ施設ハ、一ニシテ足ラスト雖モ、我帝國目下ノ現狀ニ於テ、最モ急要ナルモノハ、勞働者ノ疾病保險、及施療病院、貧院、育兒院等ノ設置ナリ。其設置及管理ノ事ニ至リテハ、或ハ國家自ラ之ニ當ルヘキモノアリ、或ハ公共團體ヲシテ之ニ當ラシムヘキモノアリ、或ハ私人ノ慈善義捐ニ任スヘキモノモ之レアルヘシト雖モ、要スルニ國家ノ力ヲ以テ之レカ系統ヲ保持セサル可カラス。故ニ國家ニ於テ先ツ本系ノ施設ヲ爲シ、漸ク進テ公私各種ノ施設ヲ促カシ、之ヲ總合シテ、以テ彼岸ニ達スルニ在リ、是ヲ以テ、國ハ之カ法制ヲ確立スルト同時ニ直接國費ヲ以テ施設シ、間接ニ公共團體等ヲ補助スルノ順序ヲ取ラサルヘ

カラス。其經費ハ今遽カニ之ヲ算定シ難シト雖モ、遂ニハ年々百萬圓ヲ以テ數フルノ巨額ニ達スルコトアルヘシ。然レトモ此施設タルヤ、治安ヲ維持シ、富强ヲ增進スル國家百年ノ長計タレハ、其經費ハ實ニ必要止ムヘカラサルノ費途タリ。宜シク適當ノ財源ヲ索メテ、其必要ニ應セサル可カラス。若シ他ニ財源ナクンハ、夫ノ賣藥稅ノ倍加ノ如キ亦可ナランカ。而シテ此事業タル、各般ノ行政ニ渉リ、施設ノ方法最モ愼重ヲ要スルカ故ニ、今日之ニ著手スルモ、其大成ハ數年ノ後ヲ期セサル可カラス。然ルニ今ヤ其施設ノ急要、殆ト眼前ニ迫ルニ拘ハラス、未タ調査ニタモ著手セサリシハ、既ニ其時機ヲ失シタルカノ感ナキ能ハス。依テ明治三十一年度ヨリ恤救事務局ヲ設置シ、其準備ニ著手シ、且現時恤救ノ事務ヲ管掌セシムルト同時ニ、之ニ關スル諸般ノ調査施設ニ當ラシムルコトト爲サントス。而シテ其經費ノ如キハ、大約五萬圓ニ過キサルヘシ。

恤救制度ノ調査並恤救事務ノ整理ハ、目下緊要ノ政務ニ屬スルコト、上來述フル所ニ依リ明ナリ。依テ速カニ廟議ノ確定シ、之レカ必要ノ豫算ニ至テハ、本期議會ニ提出セラルヽノ運ニ至ランコトヲ望ム。

この說明書には「恤救事務局官制」と稱する、十條より成る官制案が附せられてゐる。

九、眼目は防貧

松・隈內閣の一年三箇月は、新社會施設を行はんとする後藤衞生局長にとつては、まことに仕事のやりにくい時代であつた。然るにこの薩・肥聯立內閣は、薩・肥の離反といふよりも、薩閥と進步黨との分裂によつて、あへなく瓦解するの已むなきに至つた。第十一議會前、十一月六日、外相大隈はすでに辭職し、その運命の窮迫せることを思はせるものがあつたが、果して開院式の翌日、十二月二十五日、書記官が登場して、豫算案その他政府提出案の朗讀をはじめてゐた時、突然緊急動議をもつて、內閣不信任案が上程され、しかもその提出者たる鈴木重遠が、その理由の

說明に入らんとする刹那、突如議會は解散せられたのであつた。

しかし驚愕はそれだけでなかつた。かうして不意打ち的に、議會の解散を斷行したる松方首相は、直ちに參內して、骸骨を乞うたのである。

この議會解散と同時に內閣總辭職を敢行するといふことが、政治上また憲法上、如何なる意味があるか、これは當時においても、また現在においても、多くの議論のあるところであるが、兎に角、かくして議會は解散され、內閣は崩壞した。而して議會の解散により、豫算は前年度分を踏襲することとなつて、すべての新計畫新事業は、一年間繰延べを餘儀なくされたのであつたが、その代りに、後藤衛生局長は、圖らざる一つの幸運に逢會した。それは松・隈內閣の後を承けて、翌明治三十一年一月十二日、彼の夙に傾倒せる伊藤博文が、再び出でて內閣を組織することとなつたからである。

かくして彼は、元氣再び恢復せるものの如く、直ちに筆を執つて、「救濟衛生制度ニ關スル意見」なる長文の建白書を認め、これを首相に提出した。

その內容は、相變らず、(一)帝國施療病院の設立と、(二)勞働者疾病保險法の强制との二つを主體とするものであるが、それが前數度の建議や法案、豫算案などと異る點は、新たにその財源として、賣藥稅の增稅と、絹布稅の新設とを擧げたることである。卽ち、當時八十萬圓の歲入のあつた賣藥稅の稅率を二倍となすと同時に、絹布に對して百分の二の印稅を課すれば、約六、七十萬圓の歲入を得る見込みであるから、その合計「二百餘萬圓、之ヲ以テ衛生及防貧制度ノ財源、卽チ經費ニ充ツベシ」といふのである。

救濟衞生制度ニ關スル意見

日清戰爭ニ勝利ヲ博セシヨリ、我帝國百般ノ事物頓ニ膨脹シ、政府ノ歳出ハ二億五千萬圓ノ多キニ達シ、之ヲ十年前ニ比スレハ實ニ三倍以上トナレリ。而シテ今後年々歳出ノ增加ヲ見ルハ必然ニシテ、我國民ハ將來三億圓以上ノ國費ヲ負擔スルノ覺悟ナカルヘカラス。即チ此巨額ノ歳出ヲ支ヘンニハ、一ニ國民ノ富力ニ頼ラサルヘカラサルヲ以テ、世人カ一般ニ生産的事業ノ發達ヲ促スニ汲々タルハ、勢ノ然ラシムル所ニシテ大ニ勸奬スル所ナカルヘカラスト雖モ、今ニ於テ其生産力ノ由テ生スル所ノ本原ヲ究メ能ク之ヲ養フノ方ヲ講セス、單ニ望ヲ諸會社諸工業ノ勃興ニノミ屬スルニ至テハ、未タ以テ國家大經綸ノ道ヲ得タルモノト謂フヘカラス。所謂國民生産力ノ本原トハ何ソヤ。即チ國民殊ニ中人以下賤民勞働者ノ健康是ナリ。

聞說ラク、倫敦ノ富ハ倫敦ノ賤民ニ在リト。豈獨リ倫敦ノミナランヤ。世界各國概ネ然ラサルハナク、我帝國ノ富源、亦帝國ノ賤民勞働者ニ在ルハ言ヲ俟タス。而シテ彼等賤民ハ、實ニ一國ノ富源タルニ拘ハラス、社會ノ之ヲ視ル、尚ホ意ニ介セサルモノアリ。今ヤ帝國戰勝後ノ狀況、自ラ驕奢ノ風習ヲ馴致シ、貧富ノ懸隔ハ日ニ月ニ太甚シキヲ加ヘントス。而シテ諸工業ノ勃興ト、年々增加スヘキ巨額ノ徵稅トハ、彼等賤民ヲ驅テ益々窮迫ニ陷ラシムルノ原因タラサルハナク、其反動ノ結果、彼ノ恐ルヘク忌ムヘキノ破壞的社會主義ヲ釀生スルハ、早晩免ルヘカラサルノ趨勢タルヘキヲ疑ハス。一タヒ此點ニ就テ觀察シ來レハ、寒心措ク能ハサルモノアリ。彼等賤民勞働者ノイカニ國家ノ治亂ニ關係ヲ有スルヤハ、故ラニ喋々ヲ俟タスシテ明カナルノミナラス、其健康ヲ保護シ、其生活ヲ安全ナラシムルノ道ヲ講スルモノハ、即チ一國ノ富源ヲ培養シ、治安ヲ保持スルノ一大關鍵タルコトヲ覺リ、一日モ其施設ヲ忽セニスヘカラサルノ重要問題タルヲ知ルヘキナリ。

凡ソ賤民ノ貧窮ニ陷ルノ原因ハ、種々アルヘシト雖モ、其多クハ怠惰ト疾病トニ在リ。新平曾テ人ヲシテ、東京市芝區新網町、淺草區松葉町、下谷區萬年町等ノ貧民巢窟ニ就テ調査セシメタル所ニ依レハ、疾病ニ因ルモノ實ニ十ノ八九ニ居レリ。今日歐洲諸國ノ大問題タル社會制度ニ於テ、救濟衞生ヲ以テ主ナル要素トナシ、國家ニ於テモ自治團體ニ於テモ、施療恤窮ノ事ニ大施設ヲ爲サヽルハナク、加フルニ各國帝室ノ保護、皇族貴顯等ノ寄附義捐、及慈善家ノ協同ヲ以テ、企畫經營セラルヽモノ、到ル處周到ヲ期セサルナキハ、實ニ偶然ニ非ラサルナリ。殊ニ彼ノ諸國ニ於テハ、救濟制度上、宗教團體ノ有力ニシテ顯著ナルモノ亦少カ

ラサレトモ、我帝國ノ現況ヲ顧ミレハ、啻ニ宗教團體ノ薄弱ナルノミナラス、維新以前ニ於ケル多少ノ良慣習モ漸ク廢棄セラレ、獨リ帝室慈仁ノ仰クヘキモノアルト、法令上恤窮ノ小制度アルニ過キサルノミ。近時文明的百般ノ事業ハ、直接ニ國家ノ力ヲ以テ、或ハ間接ニ國家ノ補助ヲ以テ、大ニ進歩ヲ促シタルニ拘ハラス、獨リ社會的救濟制度ハ、全ク等閑ニ付シ、彼獨露諸國ノ破壞的發動ニ於ケル實例ヲモ、殆ント對岸ノ火災視セラレタリ。而シテ目下ノ國狀ハ如何。其社會制度ノ必要ハ、業已ニ理論ノ範圍ヲ脱出シテ、漸ク事實ニ發現シ來リ、之ヲ等閑ニ付シタルノ反動ハ、將ニ潜勢ヲ增進スルノ傾向アラントス。近頃殺人犯ノ多クシテ、殊ニ其種類ノ慘酷ナル、人ヲシテ酸鼻ニ堪ヘサラシムルモノアルカ如キ、一時ノ警察事故トシテ、輕々ニ看過スヘカラス。又日本郵船會社ノ艀人夫カ、同盟罷工ヲ企テタルカ如キ、比較的文明ノ組織ニ依レル同社ニシテ、尚ホ此ノ如キモノアルハ、亦以テ社會變動ノ一惡兆トシテ、深ク考察ヲ加フヘキノ價値ナキニ非ラサルヘキナリ。

社會制度ニ關シテハ、新平夙ニ感觸スル所アリ。明治十九年以來之カ施設ヲ企圖シ、已ニ論議スル所ナキニ非ラス。二十三年獨逸國ニ留學スルニ際シ、内務大臣ノ命ヲ奉シ、聊カ調査ヲ遂ケ、歸朝後深ク此事ニ注意シ、未タ曾テ一日モ之ヲ念頭ニ置カサルハナシ。殊ニ近時ノ形勢ハ最モ其必要ヲ促シ、此際大ニ豫防ノ措置ヲ行フニ非ラサレハ、復タ救フヘカラサルノ悲境ニ陷ルヘキヲ慮リ、則チ策ヲ畫シテ同志ニ訴ヘ、將ニ第九議會ノ議ニ上ラントシ、不幸ニシテ成ラス、荏苒今日ニ至レリ。爾來退テ世態ヲ觀察スルニ、衛生公法ナル問題ハ、日一日ニ歐洲諸國ノ狀況ト近似シ、國家ノ健全ナル生産力ハ、衛生公法ト須臾モ相離ルヘカラサルノ事實ハ、漸ク實際ニ現ハレ、衛生公法ハ貧救制度ト連繫シ、始メテ其目的タル國家ノ健全發達ヲ遂ケシムヘシトノ定論ハ、我帝國ニ於テ立證スルコトノ難カラサル時期ニ向ヘルヲ覺レリ。而シテ政府歳出ノ二億五千萬圓ハ、益增加スルモ、再ヒ減少スルコトハナカルヘキナリ。世界ノ競爭ハ愈盛ナルモ、復タ衰フルコトハナカルヘキナリ。内ニハ此ノ重荷ヲ負ヒ、外ニハ彼ノ强敵ト競ハント欲ス。擧國一致、貴賤協力、以テ之ニ當ルニ非サルヨリハ、安ソ能ク我帝國ノ體面ヲ保全スルコトヲ得ンヤ。裏面ニハ同盟罷工、其他破壞的分子日ヲ逐フテ發生シ、復タ偸安ヲ容サヽルモノアルニ於テヲヤ。不幸ニモ、豫防其機ヲ失シテ、國家ノ富源ハ已ニ乾涸ヲ告ケ、反動正ニ來ルノ日ニ際會セハ、千百ノ措置總テ用ヲ爲サス。偶々大政治家アリテ、彼ノ比翁ノ社會黨鎭壓案ノ如キモノヲ施行セントスルモ、亦畫餅ニ屬センノミ。

抑新平ノ所謂社會的行政ナルモノ、主眼ハ、賤民ノ未タ貧窮ニ陷ラサルニ先チ、之ヲ豫防セントスルニ在リテ、從來世人ノ謂フ所ノ窮民救濟ニハ非ラサルナリ。即チ換言スレハ、未タ極貧最窮ニ陷ラサル中人以下ノ階級ニ在ル賤民ニ對シ、獨立自衞ノ奬勵シ、且之ヲ撫育スルニ在リ、故ニ之ヲ恤救制度ト稱センヨリハ、寧ロ防貧制度トスルヲ以テ當レリトス。今此ノ防貧制度ヲ實行スルノ目的ハ、第一ニ疾病施療ヲ以テ、彼等賤民ノ墮落シ來レル貧窮ノ非口ヲ掩蓋スルト、第二ニハ疾病保險ヲ強制シ、彼等賤民ヲシテ自ラ備フル所アリテ、獨立自衞ノ地ヲ爲サシムルトニ在リ。而シテ國家ハ只其及ハサル所ヲ助クルニ在リテ、天ハ自ラ助クル者ヲ助クルノ本義ニ則ルモノハ、夫ノ慈善主義ハ賤民ニ依賴心ヲ起サシメ、却テ獨立自衞ノ力ヲ喪失セシムヘシトノ極端說モ、終ニ容喙ノ餘地ナカルヘク、此制度ニシテ實行ヲ全クセハ、國家生產力ノ根柢ヲ培養シテ、國家ノ富源ヲ豐カニシ、賤民ノ生活ヲ安全ニシテ、其德義ヲ高尙ナラシムルノ裨益アルヘキヲ信ス。

救貧法ナルモノハ、經濟學者其ノ學派ヲ異ニスルニ從ヒ、種々ノ論難アリ。然レトモ英國ノ救貧法ヲ以テ、各國ノ龜鑑トス、一キコトハ、爭フヘカラサル所ナリ。英國ノ救貧法中ニハ、失敗モ多ケレハ、又成效モ多シ。極端ナル個人主義ノ經濟學者カ非難スルカ如キ、有害無益ノモノニ非ラス。而シテ獨ノ經綸ハ、英ノ實驗ニ鑑ミ、一歩ヲ進メタルモノナリ。今英獨二國ニ鑑ミ、所謂防貧制度ヲ規畫セハ、庶幾クハ其方法宜シキヲ得テ、百年ノ長計タルヲ得ン。其施設ノ大綱ヲ擧クレハ、

第一　帝國施療病院ノ設立

第二　勞働者疾病保險法ノ強制

是ナリ。而シテ漸次諸般ノ社會的制度、即チ國立孤兒院・棄兒院ノ設立、地方救貧醫ノ配置、地方救貧制度ノ補助、軍人軍屬救護令ノ補助、貧民幼稚園ノ設立、貧民教育法ノ制定、其他英國ニ於ケル救貧區ノ如キ區劃ノ設定等、皆施設ノ必要アリトス。但現行恤救規則（明治七年制定）ニ示スカ如キ、既ニ貧窮ニ陷リタル者ノ賑恤ハ、之ヲ各自治團及府縣ノ負擔ニ移シ、以テ各地不平均ノ恤救ヲ行フノ弊ヲ矯正シ、年々國庫ニ要シタル所ノ恤救費十餘萬圓ハ、防貧費ニ支出スルヲ妥當ナリトセン。

防貧制度ノ實施ニ就テハ、之ニ要スル經費年々數百萬圓ニシテ、十數年ヲ經サレハ其完成ヲ見ルコト能ハサルヘシ。且此經費ノ內ニハ、府縣及市町村ノ自治團體ニ屬セシムヘキモノアルヘキモ、是ハ其制度ヲ布クノ日ニ於テ之ヲ定メテ可ナリ。今一言ト[illegible]

テ國庫ヨリ支出スヘキモノヲ擧ケ、其大本ヲ立テ、而シテ漸次自治團體及ヒ慈善家協同ノ力ヲ利用スルノ道ヲ講スヘキモノト信スルカ故ニ、少クモ政府ノ施設ヲ要スルモノニ就テ立案セントス。而シテ目下國費多端ノ際ニ於テ、年々數百萬圓ノ支出ヲ求ムルカ如キハ、至難ノ業タルヘシト雖モ、社會ノ趨勢ハ已ニ危機ニ迫リ、且其防貧制度ハ國家ノ富源ヲ涵養スルニ於テ、闕クヘカラサルモノタルコトヲ認識シタル以上ハ、一日モ猶豫スヘキニアラス。然レトモ今日ノ實際ト事情トヲ顧ミレハ、或ル政務ヲ縮少シテモ、此費用ニ充ツヘシトノ議論ハ、固ヨリ許サヽル所ナルヘキヲ以テ、更ニ之カ財源ヲ求メサルヘカラス。其財源ハ第一ヲ絹布税トス。百分ノ二ノ印税トシテ、六七十萬圓ヲ得ルハ甚タ容易ナルヘク、絹布ハ寧ロ奢侈品ニ屬スルカ故ニ、防貧制度ノ財源トシテ此ニ賦課スルハ至當ナルヲ信ス。第二ヲ賣藥税ノ增加トス。現今ノ收入八十萬圓ナレハ、之ヲ二倍トシ、百六十萬圓ヲ課スルモ、眞ニ最多數國民ノ健康增進ノ財源ニ充ツルモノトセハ、賣藥其物ノ性質上、不當ノ税額ニハ非ラサルヘシ。抑賣藥税ハ當初衛生制度ノ財源ニ充ツルカ爲メ賦課セラレタルモノニシテ、之ニ關スル事務取扱ハ、平時ニ於テ地方衛生事務ノ半ヲ占メ、實ニ一般ノ衛生事務ヲ妨クルモノナルニ拘ハラス、今ハ只其名ノミニシテ、政府ハ其收入ヲ以テ衛生制度ノ費途ニ資セス、自ラ德義ヲ破レルモノト謂フモ可ナランカ。今ヤ世態ノ變遷ニ伴ヒ、醫療ノ價値亦騰貴シ、賤民ニシテ醫療ヲ受クルハ最モ困難ナルヲ以テ、已ムヲ得ス賣藥ニ依リテ其病苦ヲ慰ムルノ外ナク、其價ヲ辨スルニスラ、或ハ衣ヲ典シ、食ヲ減スルノ慘狀ナキヲ保セサルニモ拘ハラス、其賣藥ヨリ生スル財源ハ、他ノ政費ニ支消セラレ、衛生醫術ノ進歩モ、彼等賤民ニハ毫モ恩澤ヲ及ホスコト能ハス。寔ニ愍然ノ極ト謂フヘシ。今之ヲ當初ノ目的ニ復シ、其名ニ從ヒテ其實ヲ擧クルコトヲ得ハ、其税額ヲ二倍トスルモ、未タ以テ苛酷ノ收斂トハ謂フヘカラサルカ如シ。文明諸國ニ在リテハ、皆國民ノ健康ヲ保護スレハ、國家ノ生産力ヲ增進スト言フノ原理ヲ信シ、國家ノ義務ヲ盡スト共ニ、國家ノ利益タル至重ノ制度タルヲ確知シ、之カ爲メ、他ニ先シテ巨費ヲ支出スルコトヲ吝マス。益々其擴張ヲ圖ラサルモノナキニ、我帝國ニ於テハ全ク之ニ反シ、啻ニ衛生制度ヲ以テ他ノ行政及殖産興業ノ進歩ト併行セシメサルノミナラス、殆ント之ヲ度外ニ置ケリ。國民ノ不幸ト謂ハンカ、將タ國家ノ恥辱ト謂ハンカ。思フテ此ニ至レハ、長大息ノ至ニ堪ヘサルナリ。是故ニ賣藥税ハ全ク之ヲ衛生費途ニ供用セントスル當初ノ目的ニ復シ、絹布税ヲ合セテ二百餘萬圓、之ヲ以テ衛生及防貧制度ノ財源、即チ經費ニ充ツヘシ。

然レトモ今日俄カニ二百餘萬圓ヲ擧ケテ、新事業タル防貧制度ノ經費ニ充テントスルハ情實上ノ關係ヨリ斷行シ難シトセハ、姑ク一歩ヲ讓リ、賣藥税ノ現收入額八十萬圓ハ、依然他ノ費途ニ向クルコトヲ肯シ、絹布税ノ七十萬圓ト賣藥税ノ增税八十萬圓トヲ合セ、漸次計畫スルコトトセンカ。萬ニ一此議モ尙行ハレサルノ事情アラハ、已ムヲ得ス絹布税ヲ割愛シ、兩三年間ハ賣藥税ノ增額八十萬圓ノミヲ取リ、完成ノ期限ヲ延長スルノ方針ニ依ルノ外ナキノミ。唯之カ施設一日ヲ遲クスレハ、國家一日ノ利益ヲ失フト同時ニ、其反動ヲシテ一日速ナラシムルノ憂アリ。苟モ此大事業ヲ起サントスル、僅々八十萬圓ノ少費額ヲ以テ滿足スルモノニ非ラスト雖モ、姑ク之ヲ忍フ所以ノモノハ、畢竟著手ノ片時モ速カナランコトヲ欲シ、一念禁スルコト能ハサルモノアレハナリ。

更ニ防貧制度ヲ施行スルノ順序ヲ敍列セハ、

第一　救貧制度調査局ヲ設クル事

國家百年ノ長計ヲ立ツルノ大事業タレハ、隨テ之カ計畫ヲ愼重ニセサルヘカラス。依テ先ツ調査局ヲ設ケ、局員中若干人ヲ海外ニ派遣シ、大ニ内外ニ鑑ミテ、諸般ノ方案ヲ調査セシム。

第二　三府ニ施療病院ヲ設立スル事

先ツ三府ニ施療病院ヲ設ケ、漸次各地方ニ及ホスヘシ。此病院ニ關シテハ、府縣又ハ市ニ於テ之ヲ設立スヘキモノ、若クハ其經費ヲ負擔スヘキモノ、又ハ之ヲ補助スル等ノ別アレトモ、是等ハ調査局ノ査定ニ任シ、其國庫ノ支出ヲ要スルモノニ就テ、其概略ヲ別表ニ示ス。

第三　勞働者疾病保險法ヲ設クル事

其法案ハ別册ノ如シ。

其他國立孤兒院、棄兒院ノ設立、地方救貧制度ノ補助等ハ、調査局ノ立案ニ從フ。

彼が、この救貧制度調査局を設け、先づ若干名を海外に派して實情を調査せしむべしと言つてゐるのは、彼の性格

を躍如たらしめる。彼は一種の癖ともいふべきほど、調査が好きであつた。さうしてその調査には必ず海外派遣が附き纏つてゐた。晩年の大調査機關案の豫算の大部分は、やはり海外出張費であつた。そしてこの意見書には前に提出せる「恤救事務局設置ニ關スル件」といふ建議書と、次に掲ぐる「勞働者疾病保險法案」とを、參考として添付した。

勞働者疾病保險法案

第一條　勞働者ノ病災ヲ救濟シ、其ノ健康ヲ増進セシカ爲、同一ノ作業ニ勞働者百人以上勅令ノ定ムル人員ヲ雇使スル者ハ、勞働者疾病保險ニ關スル規定ヲ設ケ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ。

疾病保險規定ヲ增減變更セントスルトキハ、行政廳ノ認可ヲ受クヘシ。

第二條　二以上ノ作業主ハ聯合シテ疾病保險ヲ設クルコトヲ得。但各作業主ニ雇使セラルヽ勞働者ヲ合シテ、勅令ニ定ムル人員ニ達スルコトヲ得。

聯合疾病保險ニ關シ、必要ナル事項ハ、命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三條　此ノ法律ニ依リ、疾病保險ヲ設ケタル作業主ハ、勞働者ノ數、勅令ニ定ムル人員ヨリ減少シタル場合ト雖モ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ、疾病保險ヲ繼續スルコトヲ得。

第四條　此ノ法律ヲ適用スル作業ノ種類ハ、勅令ヲ以テ定ム。

第五條　此ノ法律ヲ適用スル作業ニ雇使セラルヽ勞働者ハ、疾病保險規定ニ從ヒ、掛金ヲ爲スノ義務アルモノトス。

作業主ハ疾病保險ニ從ヒ、前項掛金ノ一部ヲ補給スルノ義務アルモノトス。

作業主ハ勞働者ヨリ出資スヘキ掛金ヲ、其ノ給金ヨリ引去ルコトヲ得。

本條ノ掛金ハ疾病保險資金ヲ組成ス。

第六條　疾病保險規定ハ、作業主及勞働者ヲ羈束ス。

疾病保險規程ニ反スル作業主ト勞働者トノ契約ハ無效トス。

第七條　疾病保險規程ニ依リ、疾病保險資金ヨリ、勞働者ニ給與スヘキモノ左ノ如シ。

一　病者ニ醫療、藥劑、其他治療品ヲ給與シ、又ハ之ニ要スル費用ノ給與スルコト。

二　病者ヲ病院ニ入レ療養セシムル場合ニ於テハ、入院ノ爲要スル費用ノ支辨スルコト。

三　病者ニ療養中手當金ヲ給與スルコト。

四　產婦ニ產褥中手當金ヲ給與スルコト。

五　病者ヲ家元ニ引取ラシムル場合ニ於テハ、其ノ引取ノ爲要スル費用ヲ給與スルコト。

六　死亡者ニ葬式料ヲ給與スルコト。

疾病保險規定ニハ、前項ノ外必要ナル給與ヲ設クルコトヲ得。

第一項第一號ノ給與ハ發病ノ日ヨリ、第三號ノ給與ハ五日以上勞働ニ從事スルコト能ハサル者ニ五日目ヨリ、第四號ノ給與ハ分娩ノ日ヨリ各日數ニ依リ之ヲ給與ス。第一項各號ノ給與ノ日數ノ最長限及給與ノ方法細目ハ、疾病保險規程ニ於テ之ヲ定ム。

第八條　勞働者ハ其ノ雇傭中第七條ノ給與ヲ受クルコトヲ得。但第九條第十條及第十一條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス。

第九條　疾病保險規程ニハ、勞働者雇入後一定ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ、第七條ノ給與ヲ爲サザルコトノ規定ヲ設クルコトヲ得。

第十條　勞働者解雇ノ際現ニ疾病ニ罹レル場合、又ハ解雇後一定ノ期間内ニ疾病ニ罹レル場合ニ於テハ、疾病保險規程ニ從ヒ、解雇後仍第七條ノ給與ヲ受クルコトヲ得。但解雇ノ原因カ勞働者ノ非行ニカヽリ、疾病保險規程ニ條項アルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第十一條　左ニ掲クル場合ニ於テハ、勞働者ハ疾病保險規程ニ從ヒ、第七條ノ給與ノ全部又ハ一部ノ失ノ[illegible]

一　第五條ノ掛金ヲ納付セサルトキ。

二　疾病又ハ死亡ノ屆出ヲ爲サヽルトキ。
三　故意、鬪爭、喧動、暴飲又ハ淫行ニ因リテ、疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタルトキ。
四　重罪輕罪ヲ犯セル爲疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタルトキ。
五　前各號ノ外疾病保險規程ニ定メタル場合。

第十二條　疾病保險資金ノ會計ハ、作業資金ノ會計ト區別シテ之ヲ管理スヘシ。
疾病保險資金ノ保管及利殖ノ方法、並其ノ會計管理ノ方法ハ、疾病保險規程ニ於テ之ヲ定ムヘシ。

第十三條　疾病保險資金ハ、第七條ノ給與及事務管理ノ費用ニ充ツル外、他ノ目的ニ供スルコトヲ得ス。

第十四條　第四條ノ掛金ノ少ナクモ十分一ハ、準備金トシテ、前三箇年平均支出金額ノ少クモ二倍ニ達スル迄、之ヲ積立ツヘシ。
準備積立金ハ、普通ノ疾病保險資金、其ノ支出ニ對シ不足スル場合ニ於テ、行政廳ノ認可ヲ經テ、之ヲ使用スルコトヲ得。

第十五條　普通ノ疾病保險資金、其ノ支出ニ對シ不足スル場合ニ於テ、準備積立金ヲ支出スルモ、尙不足シ、又ハ行政廳ニ於テ其ノ支出ヲ認可セサルトキハ、作業主ハ其ノ不足額ヲ補足スヘシ。

第十六條　疾病保險事務ノ管理ニ關シテハ、作業主其ノ責ニ任ス。
疾病保險事務ノ管理ニ、失當又ハ過失ノ廉アリ、爲ニ疾病保險資金ニ缺損ヲ生シタルトキハ、作業主ハ之ヲ塡補スヘシ。

第十七條　作業カ他人ニ移轉シタルトキハ、疾病保險資金ハ、當然作業ノ承繼人ニ移轉シ、疾病保險規程ハ其ノ承繼人ニ對シ仍效力ヲ有ス。
作業ノ移轉カ分割又ハ合併ニカヽル場合ニ於テハ、疾病保險資金ハ、行政廳ノ認可ヲ受ケ、之ヲ處分スヘシ。

第十八條　作業ノ廢止等ニ依リ、疾病保險ヲ廢シタル場合ニ於テハ、疾病保險資金ハ、疾病保險規程ニ別段ノ條項アル場合ノ外、行政廳ノ認可ヲ受ケ、之ヲ處分スヘシ。但現ニ疾病ニ罹レル者ニハ、疾病保險規程ニ定ムル日數ノ給與ヲ計算シテ、一時ニ支拂フヘシ。

第十九條　疾病保險資金ハ、第七條ノ給與ヲ受クル權利者ノ外、債權者ノ爲ニ强制執行ヲ受クルコトナシ。

疾病保險資金ハ、破産財團ニ加フルコトヲ得ス。

第七條ノ給與ヲ受クル權利ハ、債權者ノ爲ニ强制執行ヲ受クルコトナシ。

第七條ノ給與ヲ受クル權利者ハ、作業主ノ財產ニ就キ、他ノ債權者ニ對シ、優先ノ權ヲ有ス。

第二十條　勞働者業務上負傷シタル場合等ニ於テ、他ノ法令ニ依リ、作業主ニ對シ、療養又ハ療養ノ費用、其他此ノ法律第七條ノ給與ト同種ノ給與ヲ受クル權利ヲ有スルトキト雖モ、仍此ノ法律第七條ノ給與ヲ受クル權利ヲ行フコトヲ得。但作業主ヨリ、他ノ法令ニ依リ、已ニ給與ヲ受ケタルトキハ、其ノ限度ニ於テ、此ノ法律第七條ノ給與ヲ受クル權利ヲ失フモノトス。

前項ノ場合ニ於テ、勞働者此ノ法律第七條ノ給與ヲ受ケタルトキハ、其限度ニ於テ、他ノ法令ニ依リ、作業主ヨリ給與ヲ受クル權利ヲ失フモノトス。此ノ場合ニ於テ、作業主ハ其ノ義務ヲ免除セラレタル限度ニ於テ疾病保險資金ヲ塡補スヘシ。

第二十一條　勞働者疾病保險ニ關スル事項ハ、行政廳之ヲ監督ス。

行政廳ハ疾病保險規程ノ增減變更ヲ命スルコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

行政廳ハ、作業主ヲシテ、疾病保險ニ關スル報告ヲ爲シ、又ハ書類ヲ提出セシメ、又ハ金庫ノ檢査ヲ爲シ、必要アルトキハ說明ヲ求ムルコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第二十二條　勞働者ハ總代ヲ定メ、行政廳ノ認可ヲ受ケテ、疾病保險ニ關スル書類金庫ノ調査ヲ爲スコトヲ得。作業主ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

第二十三條　此ノ法律ニ依リ、疾病保險ヲ設クヘキ者、之ヲ設ケス、又ハ疾病保險規程ヲ實行セス、又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ疾病保險規定ヲ增減變更セサルトキハ、行政廳ハ作業ヲ禁止シ、又ハ停止スルコトヲ得。

第二十四條　作業主又ハ其雇使スル役員、此ノ法律ニ違背シタルトキハ、作業主（會社ナル時ハ其ノ取締役又ハ業務擔當社員）ヲ五十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。

作業主第十三條ニ違背シ、疾病保險資金ヲ他ノ目的ニ供シタルトキハ、一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ、

附　則

第二十五條　此ノ法律ヲ施行スル爲必要ナル規程ハ、命令ヲ以テ之ヲ定ム。
第二十六條　國ノ施設ニカヽル作業ニ、此ノ法律ヲ準用スルノ必要アルトキハ、命令ヲ以テ之ヲ定ム。
第二十七條　此ノ法律ハ明治三十一年七月一日ヨリ施行ス。

一〇、浩瀚なる引繼書

この「救濟衛生制度ニ關スル意見」が、伯の衛生局長時代、建設的社會制度についての最後の獻策であつた。何となれば、彼は伊藤内閣が成立してより二箇月半の後、明治三十一年三月二日には、すでに臺灣民政局長に榮轉して、衛生局を去ることになつたからである。

しかも伯は、衛生局を去るに臨んでも、なほその志を捨てなかつた。幸ひに彼の後任として、衛生局長の椅子に就いたのは、彼の心友の一人たりし長谷川泰であつたので、彼は長文の事務引繼書を草し、そのなかに、衛生救貧院の財源、國立施療院、勞働者保護並疾病保險、貧民寄宿所、養育院、棄兒院、臨時急難救濟などのことに就いて、次の如く報告すると共に、その計畫を明かにした。さうして後事を長谷川新衛生局長に托して、臺灣に旅立つことになつたのである。

衛生救貧院ノ財源

衛生救貧院ノ財源ニ就テハ、前衛生局長長與專齋賣藥稅ノ制ヲ建議ニ基キ、其稅額今日國庫ノ收入年々八十餘萬圓ノ巨額ニ達セ

リ。然ルニ此巨額ノ税金ハ、一般國税ニアラズシテ、所謂目的税タルノ性質ヲ有スルニ拘ハラス、目下一モ其目的ニ向テ使用セラルヽモノナシ。此ノ如キハ國費多端事情止ムヲ得サルニ出ルモノナリト雖トモ、政府ノ德義上茲ニ顧慮セラルヽ所ナクシテ可ナランヤ。是レ小官ノ夙ニ政府ノ猛省ヲ促カシ、財政ノ整理ト共ニ目的税ノ實行ノ遂ケシメンコトヲ希望シテ已マサル所以ナリ。若シ國費多端ニシテ、財政ノ整理ニ伴フモノニシテ、卑見ノ如ク俄カニ恢復セラルヽコト能ハストセハ、更ニ賣藥税ヲ二倍シ、其目的税タルノ實ヲ擧クルモ不可ナルナキヲ信ス。此ノ如クスルトキハ、年々八十餘萬圓、若クハ百六十萬圓ノ國費ヲ衛生上ニ使用スルヲ得ルハ、敢テ至難ノ事ニアラサルヘシ。乃チ此費額ハ、中央衛生救貧機關、及地方衛生救貧機關ヲ施設シ、其運用ノ助ケテ餘リアルヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ。

永樂病院並ニ國立施療院附府縣立施療院補助ニ關スル事

永樂病院ハ現今ニ於テハ、醫術開業試驗實地試驗用ノ爲メニ設立シタルモノナレトモ、將來ニ向テハ國立施療院ノ胚種ト爲サントスル目的ニ出テタルモノナリ。(註)其經費ハ三十年度ニ於テハ、三十年七月ヨリ開始セルヲ以テ九箇月分ノ豫算金八千九百三十圓五十四錢九厘、三十一年度ニ於テハ十二箇月分金二萬八千三百十四圓（本官ノ俸給ヲ除ク）ノ豫算ナリシカ、豫算不成立ノ結果前年度九箇月分ノ豫算トナリシヲ以テ、其三箇月分金二千四百八十圓追加豫算トシテ要求スルニ決シ、內務大臣ノ決判ヲ得タルトハ、業已ニ大藏省ニ廻附ノ手續中ナラント信ス。其營造物ハ元ノ控訴院ヲ保管轉換シテ之ニ充用セシカ、該處地タル中央停車場ノ豫定地域內ニ在ルヲ以テ、新ニ現今血清藥院ノ敷地ニ建造スル見込ニテ、其建築費五萬四千七百二十五圓、三十一年度ノ豫算トシテ要求セシカ、亦豫算不成立ニ因ル自然ノ結果トシテ、三十二年度以後ニ延サヽルヲ得ス。而シテ三十二年度以後ニ於テハ、大阪ニモ國立施療院ノ胚種トシテ、永樂病院ト同樣ナルモノヲ設立スル見込（大阪ニ於テハ府立病院、若クハ慈善病院ヲ以テ之ニ充ツレハ、經濟上利益アルヘキヲ思フ。一應調査スヘキモノト信ス。）ニテ、既ニ三十一年度豫算調査ノ際設計シタル計算書アリ。三十二年度ノ豫算要求ノ際ニハ、併セテ提出スルヲ要ス。該書類ハ局長附書記及醫術開業試驗書記ニ於テ保存セリ。右永樂病院並ニ大阪ニ設立セントスル施療病院ノ經費ハ、醫術開業試驗ノ收入ヲ以テ充用スヘキ計畫ニテ、此收支明細書ハ各年度ノ

通算シ、別々統計表ヲ添付ス。

又永樂病院ニ於テ特別會計法ヲ設ケ、金員物品ノ寄附ヲ受クルノ制ヲ立テンコトヲ企圖シ、未タ著手ニ至ラスト雖トモ、此事ハ將來頗ル緊要ナリト認ム。幸ニ此寄附制ニシテ成立セハ、各人慈惠ノ希望ニ充シ、德義ヲ奬勵スルノ一端トナリ、殊ニ永樂病院ノ基礎ヲ確立スルノ效アルヘキヲ信ス。

國立施療病院ハ、國ノ德義ヲ維持シ、各人ノ博愛慈惠心ヲ煥發セシムル爲メ、必要缺ク可ラサルモノニシテ、其制度ノ如何ハ實ニ國民文明生活ノ程度ヲ示シ、一國德義ノ標準ヲ立ツルノ尺度タルニ拘ハラス、我帝國ニ於テハ今日全ク之ヲ缺ケルナリ。又國立施療病院ハ、國家救貧事業ノ上ニ於テモ、亦實ニ缺ク可ラサルノ要素タリ。然レトモ救貧ノ事タル、動モスレハ貧者ノ依賴心ヲ助長スルノ弊ニ陷リ易キヲ常トス。故ニ此弊ヲ豫防シ、且矯正センカ爲メ勞働者疾病保險法ノ施設ナカル可ラス。此制ハ別項ニ於テ陳フル所アルヘシ。

府縣ニ設立スヘキ施療病院ハ府縣ノ負擔タリト雖トモ、恤窮ノ事タル國家ノ公義務ナルヲ以テ、其事業ノ一部ハ無論國家ノ負擔ニ屬スルモノタレハ、之ニ補助金ヲ與フルノ制ナカル可ラス。而シテ其財源ハ既ニ陳ヘタル賣藥稅ニ據ルノ見込ナリ。

施療病院設立ノ方法ニ就テハ、博士大森治豐ニ歐洲各國ノ制度調査ヲ命シ、其行政上ノ關係ニ就テハ、參事官窪田靜太郎ニ歐洲大陸並ニ主トシテ英國ノ制度ヲ調査スルコトヲ命セラレタレハ、此二人ノ歸朝ヲ待テ完全ナル方案ヲ調査スルノ見込ナリシ。

註　永樂病院は帝都麴町區永樂町にある。これは彼の第一次衛生局長時代の稟議によつて設置されたものであつた。當時すでに、これを以て「國立施療院ノ胚種」となさんとする積りであつたとしても、表面上は飽くまで、醫術開業試驗場として稟請したものであることは、その際彼が內務大臣に提出したる次の伺書に據つても明かである。

醫術試驗所設置ノ議伺

從來醫術開業試驗ノ義ハ、差定メタル試驗場無之、學說試驗ハ淺草本願寺借入、實地試驗ハ芝慈惠醫院借受、辨用罷在候處、當期試驗ニ差懸リ、慈惠醫院ニ於テハ場所差支ノ趣ヲ以テ謝絕致越、患者ノミ從前之通貸渡方差支無之旨ニ付、不得止一時東京府

臨時病院ヲ以テ之ニ充テ候事ニ、漸ク相凌キ候得共、元來學講ト實地ノ試驗場ト二箇所ニ相分レ居候ト、不便ノミナラス、到底他ノ造營物ヲ充テ、以テ所用ニ辨セントスルハ、永遠之得策ニ無之、殊ニ醫術試驗委員組織權限之儀、不日御制定ニモ可相成、隨テ試驗擧行數モ相增スヘキ見込ニテ、諸事經畫モ仕候ニ付、此際別ニ相當ノ試驗場設置不相成テハ、其場所ナキヨリ、今後試驗擧行不相成場合ニ立至リ可申哉ト、苦慮罷在候處、幸ヒ在白金元海軍病院建物賣却ノ擧ニ付、右古家購入、芝愛宕町本省用地ヘ引移シ、建設ノ積ヲ以テ其經費ヲ算スルニ、概算金四千三百圓ト相成、經濟上頗ル得策ト被存候間、右案大藏大臣ヘ御照會相成可然哉、別紙見積書圖面相添エ、此段相伺候也。

勞働者保護並疾病保險

從來國家衞生法ヲ以テ陰性ノモノトナシ、之ヲ不生産的ノモノト爲シタルモ、近來ニ至リテハ、陽性ニシテ生産的ノ事業ヲ助ケルニ最モ必要ナルモノト認メ、殊ニ國民ノ大部分ヲ占ムル勞働者並ニ貧民ヲ保護シ、國運發達ノ健全ヲ企圖スルニハ缺クヘカラサルモノトナレリ。加之、社會的衞生行政ニ至リテハ、彼ノ所謂勞働者同盟罷工、其他危險ナル破壞的社會主義ノ發動ヲ緩和抑制スルニ於テ、頗ル有要ナルモノナリ。故ニ此制度ヲ採リ、以テ治安ヲ維持スルノ一大要素ト爲スノ主義ハ、我帝國ニ於テモ將來必要ナルヲ信シ、豫メ其準備ニ盡瘁シ、調査シタルモノ少ナカラス。殊ニ我帝國ノシテ東洋ノ一大工業國タラントスルニハ、勞働者保護、勞働者疾病保險、及製造工場ニ關スル衞生制度ニ、最モ力ヲ用ヒサル可ラス。就中勞働者保護並疾病保險ノ事業ハ、社會的衞生行政上最モ必要ナル事業ニシテ、獨リ工業ノ發達ヲ幇助スルノミナラス、社會ノ安寧ヲ保持スル防遏機關タルモノナリ。其詳細ハ別ニ意見書並ニ該條例ノ草案等アルヲ以テ、此ニ陳フルコトヲ略スト雖モ、今日ニ在テハ眞ニ國家ノ急要ニ屬スルモノタルコトヲ信ス。而シテ勞働者疾病保險法案ハ、既ニ内務大臣ノ決判ヲ經テ、一面ハ内閣ニ提出シ、一面ハ中央衞生會ノ諮詢ニ附セリ。此法律ニハ保險金庫局ノ設置其他、漸次ニ其種類ヲ增加スル見込ニテ、窪田參事官外國ノ方法及實例調査ノ命ヲ奉シ居レハ、歸朝ノ上其法案ヲ調査セシムル見込ナリ。

貧民寄宿所養育院並棄兒院

此等ノ慈惠的施設ハ、特志者ノ寄附若クハ一地方ノ公費ニ據ルノ制ヲ取ルヘキハ勿論ナレトモ、之ニ對スル國家恤窮的補助ヲ與フルハ、蓋シ緊要ノ事タルヘシ。其財源ハ亦賣藥税ニ取ルノ計畫ナリシナリ。而シテ此施設ハ社會的衛生行政上至要ノ事業タルハ、辯ヲ要セサル所ニシテ、其制度ノ漸ク完備ヲ見ルニ隨ヒ、貧民教育法並ニ書籍筆墨紙等ヲ給與スルノ制ヲ設ケ、且夏期ニ於ケル貧民移住制（フェリーンクロニー）ヲ併セ行フコトヲ要ス。假令ハ海水浴場、温泉場、若クハ山中等、貧民兒童ノ健康ヲ增進スルニ恰當ナル場所ニシテ、或ハ一日ニ往復スヘク、或ハ數日間滯在スヘキ地ヲ撰ヒ、教員自ラ貧民生徒ヲ率ヒ、轉地養生的旅行若クハ汽船旅行ヲ爲サシムル等ノ如シ。斯ノ如ク恤窮制度ノ本體ヲ確立スルニ非サレハ、臨時窮民救濟、卽チ震災水災若クハ火災等ノ場合ニ於ケル一時ノ恩賜金アルモ、慈惠家ノ寄附金等アルモ、其使途分配宜ヲ失ヒ、毎ニ燒石ニ水ヲ灌クカ如ク、何等ノ效績ヲモ殘サヽルノ遺憾アルヲ免カレサルナリ。

臨時急難救濟

勅令ヲ以テ臨時急難救濟條例ヲ設ケ、國民ノ急難ニ罹リ、爲ニ來ス所ノ健康上ノ危害ヲ正當ニ救濟シテ、其效ヲ全フスルノ制ノ立ツルハ、頗ル必要ノ事業タルヲ信ス。先年尾濃兩國ノ震災ニ於ケルカ如キ、之レカ救濟ニハ巨額ノ金員ヲ費シタルニモ拘ハラス、徒ニ經費濫費ノ惡結果ヲ見ルノミ、罹災民ニ於テ其功德ヲ蒙ルコト寔ニ僅少ナリシナリ。三陸地方海嘯ノ如キ、亦以テ其實例ト爲スニ足ル。此ノ如ク急難救濟ノ措置毎常其宜ヲ失ヒ、其結果却テ慘酷ニ流ルヽカ故ニ、社會ノ善德ヲ獎勵シテ、其功德ヲ全フセシメンコトヲ遺ルヽニ至ルノ虞ナキヲ保セサルナリ。

我帝國ニ於テハ地震、海嘯、洪水等ハ、免カレ難キ國土タレハ、此制ノ確立ハ一日モ忽カセニスヘカラサルモノトス。其方法ハ大災害ノ起ル場合ニ當リ、其ノ地方ノ力一時救急ノ措置ヲ完フスルコト能ハサルトキ、地方長官ハ最寄師團長ニ電報シテ救助隊ノ派遣ヲ乞ヒ、師團長ハ直ニ輜重兵衛生隊等ヲ以テ救助隊ヲ組織シ、卽チ出師準備ノ人員ト物品トヲ以テ其急ニ應スルニ在リ。此救助隊ヲ以テ、二週間乃至三週間位ノ期限ヲ以テ一時ノ急ニ應シ、以テ地方ニ於ケル救助準備ノ整備ヲ待チ、之ヲ地方ニ引渡シ、而シテ此間ニ於ケル救助隊ノ經費ハ一時繰替ヲ以テシ、且其損害ニ關スル分等計算ヲ明カニシ、全然國費ヲ以テ補充スルカ、

若クハ國費ト地方費ト連帶支辨ノ方ヲ取ルカ、相當ノ規定ヲ設クルヲ要ス。大凡帝國ノ如キ一小疆土ニシテ、十三師團ノ大兵ヲ養フハ、國家一日ノ急ニ應センカ爲メナリト雖モ、右ノ如キ急難ノ際ニ之ヲ利用セハ、出師準備ノ物品ノ新陳代謝セシメ、常ニ新シキ物品ヲ貯ヘ、且一方ニハ輜重衞生隊ノ爲メニ急場ニ應スル實地ノ演習トナリ、而シテ其功德ヲ急難不幸ノ民ニ及ホスヘキ仁惠ノ制タルヲ信ス。故ニ臨時恤窮機關トシテ此制ノ缺クヘカラサルハ、喋々ノ辯ヲ要セサル所ニシテ、夙ニ之レカ計畫ノ企圖シ、未タ其著手ニ及ハサルナリ。幸ニ此制ノ設ケラルヽニ至ラハ、急難ノ場合ニ當リ、周章狼狽其措置ヲ失スルノ憂ナク、又經費ノ濫費ヲ免カレ、恤窮上經濟上共ニ圓滿ナル目的ヲ達スルコトヲ得ヘク、加フルニ軍隊ニ在リテハ、應急ノ演習ノ事實ニ試ムルノ益アルヘク、誰カ之レヲ以テ軍事ト行政トノ紛亂ヲ來シ、武威ヲ瀆スモノト謂フヲ得ヘケンヤ。

一一、防貧の本は勞働者保護

以上「建設的社會制度」に關する建議書、意見書、報告、法案など、伯の筆になる文書は、上記せる分だけでも、相當の分量である。そのほか演說の草稿や新聞雜誌の論說等を加ふれば、さらに倍加する。のみならず、後に記すごとく、伯がものせる文書は、ひとり建設的社會制度に關するものに止まらない。

然らばこれら多量なる文書は、如何にして出來たのであるか。これについて、當時彼の麾下に保健課長を勤めてゐた窪田靜太郎は、次のやうに語つてゐる。

後藤局長は私に或る時言つた。

「今の世の中は何かこれから成さんとする時には、まづ論文を作つて、それを日刊新聞に出して世間に問うて見て、それからやつて行くのが一番よい。」と。これは口ばかりではなく、常に實行せられた。伯のやり方は皆そ

れであつた。林茂香氏がよく其の論文を書かされた。御自身で書かれたものもあるだらうが、大抵は口授したもので、林君が書いたのが多いと思ふ。血清や痘苗の製造所を設立する計畫の場合なども、さうであつたことと思ふ。

さうして當の祕書官林茂香は、さらに詳しく、そのやり方を、次のやうに語つてゐる。

意見書其の他を書くに、全體の主意を聞き、下宿に歸つて起案することもあれば、又公が一と切り、一と切り、其の趣意を演述され、其れを文章にすることもある。此の時は公が一章節、凡そ美濃罫紙一枚分書く位述べられ、余が之れを默聽し、演述が終ると筆を執り、書き了ると又次を述べられると言ふ風にするのであるが、其の間余は書き、公は新聞を見たりなどせられるが、夜深くなると、公は一述べ述べて、直ちに寢室に入り高鼾。余が書き了り、寢室に行きて搖り起すと、又起きて來て次を述べられる。又書き、又起き述べられる。其の間三十分乃至一時間ぐらゐかかり、此の如く反覆して、一篇の文章が出來上るのであるが、公は床に入れば例の通り直ちに高鼾。搖り起されて起き上るや否や、又直ちに口を開いて其の先きを述べられ、書き了つた前文を見てから述べ始められることとは少ない。然るに全體書き終つて之れを通讀して見ると、首尾相盡し、牛の尾に茶碗と言ふ樣なことは無く、只字句を修正すれば濟む。其の頭腦明晰なること、實に驚かざるを得んやである。

伯の衞生局時代の驚くべき分量の文書は、かくして出來上つたのである。

顧みれば最初の伊藤公への建白書以來、二年半に亙つて、實に根氣よく、社會政策立法のために努力したものである。それは結局、彼の衞生局長時代には、實現の日を見ることなくして止んだ。そしてその企案の變遷を見ると、一

見、同一の計畫を、ただ形式を變へて主張盡力してゐるやうに見える。しかし、さらに仔細に觀察すると、その二箇年の間に、その企案が、次第により具體化しつつあつたことを發見するであらう。さうして、たとへ彼の衞生局長時代に實現されなかつたとは言へ、結局は時運の變遷とともに、種々の社會政策的施設となつて、現はれるに至つたことは、この方面における彼の後繼者たる窪田靜太郎が、次の如く述べてゐるによつても明らかである。

伯は衞生事業と相並んで、貧窮の防止と言ふことを深く感じて唱道して居られた。貧民が出來てから、これを救濟するのは、惰民を養成するの虞れがある。仍ち貧民にならぬ前、これを防止せねばならぬ。これを行ふには、先づ勞働者について考慮する必要がある。多くは勞働者から貧民に墜落して行くものだ。其の勞働者に保護を與へると言つても種々あるが、先づ衞生的施設を第一とし、工場ならば有毒瓦斯の發生することなきや、機械設備に危險の點なきや等のことに留意して、改良を促さなければならぬ。要するに貧民の防止は、勞働者の保護から始まる。此の事と衞生とは車の兩輪の如きもので、一方だけではならぬと言ふのが、伯の議論であつた。其の頃東京にはあまり工業がなかつた。大阪には餘程發達してあつたので、私に特に大阪に出張を命ぜられた。工業衞生狀態を視察して來いとの命があつて、工業狀態は勿論、職工の食物の樣子等までも、精しく調査して復命した書類を今も持つてゐる。

伯は其の樣に工場職工の保護の必要を說くと同時に、勞働者が病氣になつた時、治療を受ける事が出來るやうに、又怪我發疾に罹つた時に年金を與へる必要がある、それは獨逸のビスマルクが唱道して、現に施設して居るが、あれが一番よい、是非勞働者强制疾病保險法を制定する必要がある、窪田君其の法案を作つて見れと命ぜられた。

私等はまだ其の頃獨逸のそれを知らなかつたが、後藤局長は其の獨逸の法律の要領を飜譯したものを私に示された。それに據つて私は勞働者疾病保險法案といふのを立案した。さうして內務大臣から中央衛生會に諮問せられたが、議決に至らずして私は歐羅巴に行つた。また間もなく伯も轉じられた事は前に言つた通りだ。兎に角伯は獨逸の此の法律が我國にも必要であると言ふことは、單に衛生上よりのみならず、社會問題として是非必要である、獨逸のビスマルクも社會問題として立案したのだと言つて居られた。

私共が歐羅巴に行つたのも、表面マドリッドの衛生會議に出席するのが本分ではあつたが、其の他、歐洲各國の衛生施設、社會的施設を見るといふことが、實際の目的であつた。特に伯から、窪田、お前は獨逸の勞働者の保護狀態と、其の防貧方法を見て來いとの命を受けた。それで私は其の命により、あちらに行つて、いろ〳〵社會施設の狀態を見、勞働問題の解決に關係あると思ふ方面を見て步いたり、教へられたりした譯だが、歸つて見ると肝腎な伯は職を去つて居ないといふのだが、併し其の後會つて復命もし、又教へをも受けた。さういふ譯で、後藤伯が獨逸の勞働保險を早くから唱へて居られて、私は常にその薰陶を受けたのであるが、其のころ一方、大學では金井延、桑田熊藏などの人々が、勞働問題の將來を憂慮して、社會保險なんといふことを唱へ出しては居たが、私が歐洲から歸つて來た時分でもまだ單に學說として唱へて居るだけで、實際家の方面には伯の外には一人も無かつた、全く伯だけだつた。私は伯より何時も熱心に之れを聞かされてゐたので、常に注意を拂つて居り、又歐洲で見て來た關係もあるので、勞働者保護衛生、並びに防貧制度の必要を極めて深く感じてゐた。就中職工の健康上の保護、女職工の保護、衛生上の事を第一に感じ、歸つて來てからも衛生局に引續き關係してゐたので、

工場法なるものを制定する必要あることを主張して居た。然るに木内重四郎君が農商務省の商工局長で居て、同省從來の工場法案の取調べを全然やり直すことにして、私を主任として日本の工場職工の現狀に卽した工場法案を作らしめることにした。其の時私共の調べたものに、其の後岡實君が修正を加へて成立したものが、現在の工場法である。

卽ち伯の二年半の努力が、二十年後の大隈內閣の時に到つて漸く具體化したのである。

二二、統計局設置建議書

彼の所謂「建設的社會制度」の外に、これと關聯して、衞生局長後藤新平が提出した重要な建議書が二つある。一は統計局設置の意見書であり、他は監獄衞生制度改良に關する意見書である。

完全なる統計が、ひとり公共衞生のみならず、萬般の社會制度改良の基準たるべきことは、彼の指導中夙に着目して、研究調査を怠らなかつたところであつた。然るに當時日本の統計は、甚だ不完全を極めたものであつて、本來司法上の身分登錄に過ぎない戶籍法を以て、民勢調査の重要資料となす程度であつた。

そこで第九回帝國議會は、江原素六外三名によつて提出せられた「國勢調査執行建議案」を、明治二十九年三月二十五日上程、直ちに可決して、前年瑞西のベルンにおける萬國統計會の決議に基き、西曆一千九百年、卽ち明治三十三年より、五年每に、國勢調査を行ふべきことを政府に建議した。然るに政府は、これに對して、何等の準備をなす樣子が見えないので、明治三十年、衞生局長後藤新平の意見書提出となつたのである。

この意見書は、伯が行政官としての識見の如何に徹底してゐたかを示す興味ある資料である。伯は一度も正規の課程を履んで經濟學を攻究したことがないにも拘はらず、統計學の國民生活に對する重要性を十分了解してゐた。のみならず、彼はただ學問としての統計學に興味を抱いて居たのではなくして、國政運用の基礎としての實際的效果に關心を持つてゐたので、獨逸留學の日に、夙くも其の實際を調査し、材料まで蒐集してゐたのである。

我カ帝國ハ今ヤ第二ノ維新ニ際會セリ。此ノ際ニ處シテ、能ク百弊ヲ防キ、國家健全發達ノ目的ヲ達セント欲セハ、內治、外交、軍事ノ一ニシテ足ラスト雖モ、宜ク先ツ內務行政ノ系統ヲ正シテ、大ニ革新ヲ圖ラサルヘカラス。所謂本立而道生モノ、蓋此ニ在ルカ。其立生ノ方策ニシテ、內務行政ニ關スル事項モ亦頗ル多シト雖モ、其主要ナルハ統計ニ若クモノナシ。而シテ今ヤ此制度ハ、果シテ戰後ノ經營ニ應スル事ヲ得ヘキ力アリヤ如何、疑ナキヲ得サルナリ。此制度タル、從來萎靡振ハス、而シテ下官ノ主管スル國家衞生法ノ上ニ關係少ナカラサルカ故ニ、眞ニ默止スル能ハサルノミナラス、內務行政ノ大局面ニ關シ、國家ノ消長ニ影響スル大問題タリ。抑モ學術的統計ト行政的統計トハ、自ラ其趣ヲ異ニシ、一定ノ制度アリテ、其機關ト其運用方法トヲ具備セサルヘカラス。故ニ維新以來、我統計制度ハ屢々伸縮弛張アリ。卽チ數次ノ改良ヲ經テ、今ヤ稍々其材料ノ蒐集調製ノ方法ニ進步ヲ見タルカ如キモ或ハ繁ヲ去ラントシテ種類ヲ減シタルモノハ、却テ缺漏ヲ來シ、或ハ簡ヲ補ハントシテ密ニセルモノハ、重複煩雜ニ涉レルモノアリテ、遂ニ此ノ亂調ノ弊、大數的觀察ヲ下スニ便ナラサルモノ少シトセス。材料蒐集ノ道、表記調製ノ法ニ於テ、尙甚タ不完全ノモノタル事ヲ免カレサルナリ。之ヲ要スルニ、其統計ハ行政ノ一般ヲ知ルノ用ニ供シテ、僅カニ資スル所ナキニ非サレトモ、社會生活ノ變遷ヲ知ルノ材料ニ至リテハ、全ク之ヲ缺クト謂フモ、誣言ニ非サルナリ。是畢竟民勢調查ノ法備ハラサルニ坐スルナリ。斯ノ如ク、我國現時ノ統計ハ、以テ國運ノ消長ヲ徵知スル能ハス。又以テ社會生活ノ盛衰ヲ觀察スルコト能ハサルナリ。焉ンソ、將來行政ノ方針方策ヲ定ムルノ用ニ供スルコトヲ得ンヤ。統計制度ノ改良、實ニ一日モ猶豫スヘカラサルナリ。然レトモ下官ノ改良セントスル所ノモノハ、從來政府カ屢之ヲ試ミテ、屢失敗シタルカ如ク、漫ニ統計ノ種類ヲ增減シ、其樣式ヲ繁簡ニスルノ謂ニ非ス。統計ノ本旨ヲ明ニシテ、其系統ヲ正シ、內務行政ニ缺ク可ラサル要素ヲ完成スルニ在

ルナリ。其方法トシテ、
第一　完全ナル統計局ヲ置クコト。
第二　五年乃至十年ヲ期シテ、民勢調査ヲ施行スルコト。
第三　民勢調査報告ヲ本幹トシ、各般ノ統計ヲ統一聯貫シ、國家社會ノ生活ニ於ケル大數的觀察ヲ遂クルノ道ヲ開クコト、

即チ目下ニ在テハ、內務省ニ於ケル戶口、生死、監獄、警察、地理等ノ統計、司法省ニ於ケル刑事統計、文部省ニ於ケル學事統計、農商務省ニ於ケル農工商統計、遞信省ニ於ケル通信統計及ヒ陸海軍省ニ於ケル軍事統計等、本幹タル民勢調査ト相聯貫シテ、大數的觀察ノ要素ヲ完成シ、始メテ統計ノ效用ヲ見ルヘキモノタレハ、其本幹タル民勢調査ノ方法ヲ設クルハ、實ニ統計制度改良ノ第一著手タリ。始メテ統計制度ヲ設ケラレシ以來、既ニ二十餘年、又明治十二年甲斐國人別調ヲ試行セラレシ以來。亦殆ント二十年、而モ未タ民勢調査ノ實施ヲ全國ニ見サルモノハ、必竟民勢調査ヲ以テ、戶口人別調ト認メ、戶籍法ト同一視シ、其實效ヲ知ラサルカ為メニハ非サルカ。抑モ戶籍法ハ、司法上ノ關係ニ於ケル身分登錄ニシテ、固ヨリ之ヲ以テ國家社會ノ生活狀態ヲ知ルノ用ニ供スルニ足ラス。是戶籍ト民勢調査トノ間ニ於ケル一大區別タリ。下官ハ先年獨逸國ニ在ルノ日、同國內務省統計局長ノ紹介ニ據リ、一千八百九十年十二月一日ノ民勢調査ヲ親シク實驗スルノ機會ヲ得、且之ニ必要ナル大小ノ材料蒐集法、製表樣式等ヲ懷ニシ、歸朝後既ニ五年、日トシテ此擧ノ實行ヲ祈ラサルナシ。昨年ニ至リ、民勢調査ノ議、帝國議會ニ起リ、貴衆兩院ヲ通過シテ、政府ニ建議スルノ好運ニ際會シ、下官カ前日講究實驗スル所、及携ヘ來ル所ノモノヲ以テ、此ノ美擧ノ萬一ニ資スル所アルヘキヲ喜ヒシニ、政府ハ今日ニ至ルマテ、此議ヲ採納スルノ準備アルヲ聞カス。下官ノ頗ル怪訝ニ堪ヘサル所ナリ。然レトモ民勢調査ノ事タル、一大事業ニシテ、甲斐國人別調ノ方法ノ如キハ、輓近歐洲諸國、殊ニ獨逸國ニ行ハルヽ、方法ト比スレハ、頗ル盡ササル所アリ。今之ヲ全國ニ行フニ至ツテハ、更ニ改正ヲ加ヘサルヘカラサル所少ナカラス。而シテ其事タル益々國家ニ至要ナルト同時ニ、其至難ナル事亦前日ノ比ニ非サルナリ。故ニ內務行政改革ノ一要件トシテ、有力ナル統計部局ヲ設置シ、民勢調査ヲ以テ重要ナル職務ノ一トシ、之カ豫備手段トシテ、差向キ統計制度調査局ヲ設置シ、

第一　民勢調査施行方法並ニ其經費ヲ調査スル事

第二　全國各種ノ統計ヲ整理スルカ爲メ、統計局ノ職權ヲ議定スル事

第三　統計材料蒐集及ヒ調製ニ關スル制ヲ調査スル事

凡ソ言フニ易クシテ、行フニ難キハ、事物ノ常ナリト雖モ、民勢調査ノ如キ、蓋其類少ナカルヘシ。況ンヤ創業ノトキニ於ケルヲヤ。故ニ、其機關ノ構成ト、其施行ノ順序ト、其運用ノ方法ト、三者等シク其宜ニ稱ハスンハ、其正鵠ヲ失スルヤ必然ナリ。現時内閣統計課、内務省統計課ノ藏本中、其ニ此種ニ關スル實地必要ノ參考書ヲ缺ケリ。斯ル有樣ニシテ、而シテ文明ノ政ヲ行ヒ、立生ノ方策ヲ講セントスル、抑モ亦難シト謂フヘシ。若シ今ニシテ大ニ此立生ノ策トシテ、統計方法改良ノ事ニ著手セサル時ハ、國家警察ノ方針何ニ據テ之ヲ定ムルコトヲ得ン。國家救濟ノ方針ナク、國家衛生ノ方針ナク、何ニ據テ之ヲ定ムルコトヲ得ンヤ。其他學事、農商工業、諸般ノ制度、皆一定方針ヲ得ル事難シ。今日行政上緩急宜ヲ得サルモノアルハ、豈之ニ淵源スル所ナシトセンヤ。

依テ速ニ統計制度調査局設置セサルヘカラサル所以ノ大要ヲ記シ、閣下ノ明鑒ヲ仰ク。

凡そ統計事業ほど、一見頗る簡單に見えて、その實これほどまた複雜困難なる事業は尠ない。當時において、統計に關する有數の知識者の一人であつた彼は、誰れよりもこの事實を熟知してゐた。故に議院の建議書のやうに、この困難なる事業を明治三十三年より直ちに實行せよとは言はなかつた。むしろ「之が豫備手段トシテ、差向キ統計制度調査局ヲ設置」すべしといふのが、彼の意見書の骨子であつた。少なくとも、これだけのことは、直ちに著手して當然のことと思はれたのであつた。然も彼の意見は、依然として容れられず、結局國勢調査が全國的に行はれたのは、大正九年であつた。さうして伯が、この日本内地の國勢調査に先立つて、臺灣全島に、國勢調査を行ひ、全國にその範を垂れたのは、この衛生局長時代の宿志を遂げたものであつた。

彼の臺灣民政長官時代は、衛生局長時代に實現せんとして果さなかつた經綸を、實地に行ふの機會であつたことは、

後に述ぶる通りである。さうして國勢調査事業は、その主なる一つであつた。

一三、獄制改良の覺書

いま一つの「獄制改良衞生ニ關スル覺書」は、時の内務大臣板垣退助の命令により、明治二十九年六月七日、提出したものである。

顧みれば一未決囚として、約半歳に亙り、慘憺たる牢獄生活を體驗し來たりたる彼が、今や衞生局長として、獄制改良の意見を内相に提出するに至る、その感慨や果して如何。文中時に慷慨の語氣があり、特に刑事被告人の取扱ひに關して、激越の口吻を洩らしてゐるのは、蓋し已むを得ざるところであらう。

その主要部分は、勿論專門の監獄衞生に關するものであるが、それを細述するに先立つて、監獄を以て「社會ノ一大精神病院」なりと斷定せる序論は、當時單なる應報主義が刑法理論を支配してゐたことを考へれば、一つの大見識であつたと言はねばならぬ。すなはち「犯罪ハ社會ニ免カル可ラサル疾病ニシテ、其原因ハ精神ノ變調ニ在ル」が故に、監獄においては「心性ノ歸善ヲ奬勵スルト共ニ、大ニ體力ニ注意シテ、良習慣ヲ養成セシムル」ことが必要であるといふのが、彼の獄制改良の基本觀念であつた。

獄制改良上衞生ニ關スル覺書

監獄ハ在監人身體ヲ健康ニ保護シ、外來ノ誘惑ニ抵抗シ、歸善ノ效果ヲ得セシムル、社會ノ一大精神病院ナリトセハ、或ハ寬和劑ヲ要スヘク、或ハ攻撃劑ヲ要スヘク、又或ハ強力ノ外科的療法ヲ要スヘキヤ論ヲ俟タサルナリ。

犯罪ハ社會ニ免カル可ラサル疾病ニシテ、其原因ハ精神ノ變調ニ在リトス。然レトモ之ヲ以テ通常瘋癲ト同視スルコト能ハサルモノハ、尙未タ人ニ通有スル自宰力ノ缺損ヲ認メサルニ在リ。若シ自宰力ノ缺損ヲ認メンカ、則チ通常瘋癲タリ。固ヨリ其罪ヲ問フ可カラス。然ルニ其自宰力ヲ有シ乍ラ、或ル外來誘惑ノ爲メニ神心ノ常調ヲ失ヒ、捺取ノ作用乏弱トナリ、終ニ不良ノ行爲ヲ見スモノ、之ヲ犯罪トス。而シテ再犯、三犯、其罪ヲ重ヌル者ハ、神心ノ失調常習トナレルモノニシテ、甚シキニ至テハ、終生快復ニ至ラサルモノアリ。是レ主トシテ心性上ノ關係ニ屬スルカ如キモ、體力ノ薄弱亦實ニ其一因トセサル可ラサルモノアリ。要スルニ犯罪者ハ精神ノ常調ヲ失ヘル者ニシテ、即チ放僻邪侈其原因トナリ、或ハ否ラサルモ、體力其ノ心性ノ作用ニ副フコト能ハサルヨリ、終ニ精神ノ失調ヲ來スニ由ルモノナリ。故ニ心性ノ歸善ヲ奬勵スルト共ニ、大ニ體力ニ注意シテ、良習慣ヲ養成セシムルハ、犯罪懲罰上、改善上、須臾モ忘ル可ラサルモノタリ。然ルニ目下監獄殊ニ監獄病院ニ於テ、大ニ監獄ノ目的ニ反シ、治罪ノ要ヲ過スルモノ一ニシテ足ラサルナリ。就中其容易ニ改正シ得ヘキ急要ナルモノヲ擧クレハ、即チ次ノ如シ。

一、未決監ニ於テハ、被告ノ初犯ト再三犯トヲ區別スルコト、並犯罪種類ヲ區別スルコト今日ヨリモ一層嚴密ナラサル可ラス。

二、既決監ニ於テハ、囚徒ノ初犯ト再三犯トヲ區別スルコト、並犯罪種類ノ區別スルコト、最モ嚴重ナラサル可ラス。

在監人ハ初犯ト再三犯トノ區別整然タラサレハ、懲惡歸善ノ實ヲ失ヒ、監獄ハ却テ罪惡練習ノ學校トナリ、出獄ノ日其心體ニ於ケル損害、即チ精神ノ疾病（犯罪癖）ト、形體ノ疾病トヲ齎シ歸ラシムルニ至ルノ良緣ヲ與フルコト、是レ現今ノ實狀タリ。故ニ此兩者ニ於ケル待遇保護ノ方法ヲ區別スルトキハ、獄中ニ於テ罪惡練習ノ弊ヲ絶チ、自然ニ再犯ヲ壓抑シテ、社會ニ犯罪ヲ減少スルノ效果ヲ見ルコト疑ヒナキナリ。

三、刑事被告人ヲ收監スルニ際シテハ、必ス身體檢査ヲ行ヒ、且特ニ喀痰檢査ヲ行フコトヲ要ス。此制タル頗ル手數ヲ要スルカ如キモ、事實決シテ難事ニ非ルナリ。抑モ傳染性疾患就中結核病ハ、終生不治ノ疾病ナルカ故ニ、之ヲ區別シテ、他ノ健康體ヲ保護スルハ、獄制上ノ一大改良ニシテ、仁政ノ一新源ヲ開クモノト謂フヘシ。今日ノ現狀ニテハ、監獄ハ結核病傳播ノ媒介ヲ爲シ、法律上ノ刑罰ニ加フルニ、身體上ノ損害ヲ以テシ、其人ヲシテ多少ノ不生產的素因ヲ受ケシムルカ故ニ、假令歸善ノ心ヲ起スモ、既ニ身體ニ缺損アリテ、恆產ニ就ク能ハサレハ、則チ恆心ナキノ人ト成ルヘキヤ必然ナリ。世ノ獄制改良ヲ講ス

ル者、多クハ取締上ノ整理、所謂外面的ノ改良ナルカ故ニ、其改良ノ結果ヲ社會ニ及ホシテ、以テ犯罪ノ源ヲ渇絶スルコトニ就テハ、曾テ其效力ヲ認メサルナリ。

四、監獄ハ全然雜居ヲ避クルコト甚タ難シ。且ツ室内ニ日光ノ射入不充分ナルカ爲メ、結核病ノ傳播等ニハ至好ノ因縁ヲ存セリ。故ニ充分清潔法ヲ施行シテ掃除ヲ周到セシメ、疊臥具等ノ如キハ時々日光ニ晒シ、常ニ乾燥ナラシメサル可ラス。即チ監獄ノ清潔法ノ嚴ナルハ、他ノ類ヲ見サル程ナルモ、尚ホ周到ナラサル所少カラス。今後ハ消毒ノ目的ヲ以テ、清潔ニ掃除スルノ制ヲ立ツルコト最モ必要ナリトス。從前ノ在監人ハ、一千人ニ付キ三十人ノ死亡アル割合ナリシモノ、現今其三分ノ一ニ減少シタルモノ、主トシテ清潔法施行ノ效果タルヤ論ヲ俟タサルナリ。然ルニ今日尚在監人カ出獄ノ際不治ノ疾病ヲ齎シ歸ルコトハ、歴々其例證ニ乏シカラス。亦以テ初犯ト再三犯トヲ區別シテ、罪惡練習ノ道ヲ絶ツト同時ニ、健康體ト不健康體、殊ニ傳染病者トノ區別ヲ立テ、其疾病ヲ免レシムルコトノ、益々必要ナルコトヲ察知スルニ足ルヘシ。是レ則チ獄制ニ關スル仁政ヲ行ノニ方テ、最モ注意セサル可ラサル一大要點トス。

五、在監人ノ疾病ハ千差萬別ナリト雖モ、五官殊ニ視聽ノ二官ニ於ケル疾病ヲシテ、相當ノ施治ニ就カシムルノ道ナキカ爲メ、終ニ癈篤疾ニ陥ルモノ實ニ少シトセス。是レ主トシテ獄醫其人ヲ備ヘサルニ在リ。今ノ多クノ獄吏ハ、刑事被告人ヲ以テ直ニ罪人視セリ。蓋シ刑事被告人ニハ、嚴重ナル檢束ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖モ、然レトモ保護ノ不完全ナリシヲ以テ、其身體ヲ癈篤疾ニ陥ラシムルニ至ラハ、其罪誰レニカ歸スヘキ。獄醫ニ歸センカ。否典獄ニ歸センカ、判官、檢事ニ歸センカ、否、名實聖世ノ一大缺典ト謂フノ外ナキナリ。故ニ少クモ眼科耳科ノ專門醫ノ臨時監獄ニ引キ、十分ナル檢査ヲ爲サシムルノ制ヲ設クルヲ要ス。

六、齒牙ハ野蠻人ニ最モ堅固ニシテ、文明人ニ最モ脆弱ナルヲ常トシ、殊ニ獄中ニ在テ齒牙ニ少シノ損害ヲ受ケ、終生恢復スヘカラサルニ至ルモノ殊ニ多シトス。從來獄制上此點ニ注目セサリシハ野蠻ノ遺習ナランカ、即チ昔時ハ人ノ齒牙ヲ健康ナルニ依ラサルナキヲ得ンヤ。抑モ齒牙健康ハ人生百福ノ本タリ。然ルニ保護完カラサルニ因テ之ヲ不健康ニ陥ラシムルハ、人ノ百福ヲ毀損スルノ刑ヲ施スニ等シ。獄中ニ在テハ齒牙ヲ清潔ニ保護スルノ手段ニ乏シク、其疾病ノ原因ヲ爲スカ故ニ、

必要ノ際ニハ齒牙ノ保護ヲ爲シ得ヘキ便ヲ與ヘサル可ラス。是刑事被告人ニ對シテ殊ニ必要ナリトス。

七、未決監獄ニ最モ必要ナルハ運動場ナリ。目下ノ獄制既ニ大ニ改良ヲ見ルト雖モ、運動ノ事ニ至テハ尚ホ頗ル缺典多シトス。未決此事寔ニ至難ニ屬セリ。然レトモ獄制ノ改良ニハ最モ講究ヲ盡サヽル可ラサル一大事件タリ。而シテ其再三犯ノ者ハ、未決中ニ在ルモ、運動時間ヲ減削スルモ、比較的ニ健康上ノ傷害少キモ、初メテ收監セラレタル被告人ニ對シテハ、十分ナル運動時間ヲ與ヘサレハ、健康上ニ一大傷害ヲ來サシムヘシ。同一被告人ニ對シ、初犯ト再三犯ト其待遇ヲ異ニスルハ、亦其再犯ヲ防クノ一方ニシテ、決シテ公平ヲ缺ケルモノト謂フヲ得サルヘシ。加之、獄中ニ於テ心體兩力ノ健康ヲ害スルコト、初犯ニ於テ最モ著明ニシテ、再三犯ニ至レハ其害ヲ蒙ムル事ノ少ナキハ、內外獄ニ徵シテ明カナル所ナリ。其既決囚ニ於ケルモ亦十分此點ニ注意アルヲ要ス。

八、監獄病院、殊ニ未決病監ニ對シテハ、第一構造法ニ關スル改正ヲ必要トス。此構造ノ至難ナルハ、監督看守ニ便スルト、其治療上ノ障害幷ニ缺典ヲ避クルトニ在リ。

九、重病室ノ構造ハ、中央監視場ヨリ充分透見シ得テ、監督ヲ周到ナラシメ、看病人ト病者トノ密語隱語等、其他不正ノ擧動ヲ督察スルニ便ナル構造法ヲ撰ハサル可ラス。

十、監獄病院中最モ困難ナルハ、重症ニ對スル看護人ノ配付ニ在リ。目下被告人ノ檢束上、重症患者ト雖モ極メテ危險ニ切迫セサル間ハ、看護ヲ付セサルナリ。是ヲ以テ容易ニ患者ヲシテ看々危篤ニ陷ラシムル、其慘其酷、却テ既決囚ニ勝ルモノアリ。

十一、監獄病院ニハ、冬期ニ在テハ暖爐ノ裝置、夏期ニ在テハ納涼ノ備ナカル可ラス。速ニ之レカ救濟ノ道ヲ立テサル可ラス。

右第八、第十、第十一ノ三要件ハ、監獄病院改良上、最モ急施ヲ要スル條件タリ。現今ノ狀況ニ於テハ、在監者疾病ニ罹レハ必ス死ス。若シ幸ニ死ヲ免カルレハ、癈疾ニ陷ルモノトスルカ故ニ、在監中ノ健康ハ稀有ノ僥倖トセリ。而シテ其疾病ニ罹リ、多少ノ痼疾ヲ遺ス者ハ、此仲間ニ所謂地獄歸ノ土產ニシテ、人皆之ヲ怪マサルノ風トナレリ。此ノ如キ風ヲシテ社會ニ存セシメ、之ヲ以テ自然ニ監獄ヲ恐レシメ、犯罪減少ヲ期セントスルカ如キ、抑モ仁者ノ政ナリヤ。將タ文明ノ政ナリヤ。思フテ此

ニ至レハ、轉タ慨嘆ニ堪ヘサルナリ。若夫懲戒ノ道別ニ其法アルヘシ。

十二、看護人、殊ニ被告人ノ看病ニ對スル制ハ、別ニ定ムル所ノ方法ニ據ラサル可ラス。（此方法タル一ナラス、今冗長ニ亘ルノ嫌アルヲ以テ暫ク之ヲ略ス。）

十三、監獄病院ニ於テハ、傳染病者、殊ニ結核患者ト、他ノ患者ト同室セシムルコト、往々見ル所ナリ。良シ經營ノ爲メ止ムヲ得サルニ出ツルモノトスルモ、此ノ如キ不仁ノ處置、今日ノ國家ニ存スルコト、實ニ痛嘆ノ至リニ堪ヘサルナリ。斷然改正ノ措置ナカル可ラス。

十四、結核及ヒ他ノ傳染病ニ對スル隔離室、幷ニ之ニ關スル看護療法等ニ就テハ、特別ノ制定ナカル可ラス。

十五、監獄醫ヲシテ普通患者施治ノ營業ヲ兼ネシムルトキハ、諸般ノ弊害ヲ伴フ事ヲ免カレス。須ク之ヲ禁スヘシ。

十六、監獄醫ニシテ典獄及ヒ獄吏ノ侍醫然タル弊ヲ一掃セサル可ラス。是レ一二ノ監獄ニ於テ見ル所ノ實例ナリ。

十七、監獄醫ハ內務大臣ノ下ニ立テ、監獄巡閱官ニ屬スルノ制ヲ設ケ、中立公正ヲ保タシメサル可ラス。

十八、初犯ノ被告人ハ、精神的變調、殊ニ精神錯亂ニ陷ル者アリ。或ハ僞病ヲ訴フル者アリ。故ニ獄醫ノ擇任ハ、地方ノ狀況ニ從ヒ、最モ注意ヲ加ヘサル可ラス。文明進步ノ勢ニ伴ヒ、詐僞、誣告等、文明的犯罪アリ、其斷獄ニ頗ル精神ノ學ヲ要スルモノアルト同時ニ獄醫ノ精撰ヲ要スルコト、益々緊要ナルヲ知ル。時ニ精神病專門家ヲ要ス。

右ノ他獄制ノ改良ニ關シ、監獄衞生上陳述スヘキ要件少ナカラスト雖モ、今ハ只其最モ緊急ナルモノニ止ム。之ノ實施ニ就テノ細目方法ハ之ヲ略ス。而シテ以上開陳スル所、行文拙劣、其意ノ通セサルモノ少ナカラサルヘシ。是ハ下問ニ從テ再說セン。明治廿六年六月典獄會議ニ於ケル下官ノ演說、聊カ本文ノ缺ヲ補フ所アルヘキヲ信シ、此ニ其筆記ヲ添記ス。（右ノ演說筆記略）

一四、局長ぶり

ここに我等は立ち止まつて、少しく彼の役人振りを眺める必要がある。この當時彼の下で、保健課長をしてゐた宮

田靜太郎は、次のやうに回顧してゐる。

後藤伯は殊更に法律案や書いたものなどに就いて、細かい事を詮索して議論する風の方ではなく、其の骨組となる實質的の綱領を示されたのみで、それを法文に作る事は、我々に殆ど委されてゐた。それで我々の書いたものを見られて、大抵はそれでよからうと言つて採用され、別に朱を入れたりなどはしなかつた。

後藤伯の衛生局長としての勤務方は、今日の局長とはスツカリ違つてゐたことは勿論、其の頃の局長とも違つてゐた。まづ大臣風の勤め方で、役所には出て來たり來なかつたり、午前中に來たり午後に來たり、局長の椅子に腰かけて書類を見たり何かする樣のことは少なかつた。他所を出歩くのは、大臣か又は他の民間の有力者を訪問して、將來何かやらんとする事の了解を得ることや何やらであつたと思ふ。

事實また、臨時陸軍檢疫部の大事業に成功し、衛生局長に復活した頃の伯は、意氣軒昂、眼中もはや大臣も長官もなかつた。少なくとも彼の胸中では、たとへ地位は局長でも、仕事は大臣の仕事をして見せるといふ意氣込みであつたにちがひない。これに關聯して當時衛生局長の祕書官をしてゐた林茂香は、次のやうに語つた。

或る日曜であつたらう。公は書齋に居られる、余は別室で書き物をして居たら、公が「林イ近寄つて來たぞ。」と言はれる。「何でございますつて。」「近寄つて來たと言ふことさ。」と言はれるが、其の意味が分らぬから、書齋に這入つて行つたら、官報を見乍ら、

『白根が遞信大臣になつたから、俺の大臣になるのも近寄つたと言ふことよ。はははは。』

白根專一が、渡邊國武の後を承けて、伊藤內閣の遞信大臣になつたのは、明治二十八年十月九日であるから、伯が

衞生局長に復活してより、僅か一箇月の後のことであつた。しかも白根は、文官時代から、すでに事實上の大臣を以て目された切れ者であつたのに、白根輩が大臣になるくらゐなら、自分が大臣になるのも近いぞと放言するあたり、如何に當時の伯の鼻息が荒かつたかを、想見するに足る。

從つて伯は、そのころの大臣や、大臣格の人物を、みんな呼び棄てにして憚らなかつた。そのことは林茂香が、次の如く語つてゐる。

公がこの頃サンの敬語を付けて呼ばれるのは、伊藤さん、兒玉さん、長與さんの三人だけであつた。他は皆山縣が、大隈がの呼び棄てか出齒（山縣）、一本足（大隈）、泣蟲（品川）、大黑（芳川）、古船の船頭（樺山）等、公が自分で付けられたニックネームであつた。山縣公、桂公も、後には「サン」が付き出した樣であつた。

事實、綽名辯は伯の一生につき纏うた一つの趣味であつた。伯は綽名の天才であつたとも言へる。ために無用に人を怒らせた例がないでもないが、一言以て人の肺腑を衝く底の警句には、痛快味があつた。

然らば、かうした役人ばなれのした伯の局長ぶりは、上長や同僚に對して、如何なる印象を與へたであらうか。第一に上長に對する關係は、彼の傍若無人にも拘はらず、案外緊密であつたやうに思はれる。思ひついたことは、ツケヅケと言ふけれども、其處に一種言ふに言はれぬ性來の魅力が、諸先輩を惹きつけたばかりでなく、彼は他面において、先輩に取り入る一種のコツを心得てゐた。伊藤との關係が、終生密接であつたことは、後に述べる通りである。伊藤と共に政界の勢力を二分せるの觀ありし山縣とは、最初はよくなかつたけれども、後にはこれとも緊密なる關係を結んだ。

これについては、林茂香もまた次のやうに語つてゐる。

公は山縣公には大變嫌はれて居た。公の技師時代に、長與さんが「後藤が相馬の事などいろんな事をするから、衞生局長のことを持出しても、山縣大臣は、あんな者がどうなるかと、丸で受付けて下さらぬ。」と言はれたことがある。然るに後年、公は山縣公に大變惚れられて、遂に公を山縣系の人とする樣になつた。

或る時公が京都に出張され、余が隨行した宿屋は、袋町の何とか言ふ中流の所であつた。其のころ山縣公は南禪寺の別莊に來て居られて、公の宿を訪はれた。其の時公も余も不在であつた、余が公よりも先きに宿に歸つた所が、主人が目を丸くして、飛んで余の部室に來り、

『先刻大將が後藤樣を尋ねて御出でになりました。御留守と申し上げましたら、山縣がお尋ねしたと言つてくれと言うて、御歸りになりました。後藤樣はそんなに偉い方でありますか』と。

かくの如く、伯の傍若無人なる態度も、上長に對しては、さして障礙とならなかつたやうであるが、同僚との關係においては、さううまくはいかなかつたやうである。また伯のやうな吏僚氣質を逸脱した人間が、一般の同僚との折合がよからう筈はなかつた。

林祕書官の回顧談によれば、伯は技師時代から同僚と衝突するのが常であり、曾て林が長與專齋にむかつて、何とか同僚との間を融和する方法はあるまいかと相談したら、長與は、「後藤は人を使ふか人に使はれるかで、共同事を爲すと言ふことは出來ん男だ。所で後藤を使ふと言ふことは中々六かしいさ。」と答へたといふことである。

然しながら、同僚のなかでも、心ある人々は、勿論、その人物と力倆とに著目してゐた。さうして伯もまた、少數

有爲の同僚とは、親交を結ぶことを忘れなかつた。當時大藏省の豫算決算課長として、伯と同列の地位にあつた阪谷芳郎は、當時を回顧して、次のやうに語つてゐる。

後藤さんといふ人の大體の事業の上の成績を私が見るのに、衞生局長の時代でも、餘程當時の同輩を拔いて、新規の事を頻りに研究せられた人で、新しい知識を得て、さうして非常に新しい仕事を開拓することに熱心であつた。併し其の時代は向うも書記官が局長で、私も矢張り書記官で主計課長時代であつたものですから、著しく私の頭に印象が殘つて居ない。唯これは將來有望な人であると感じて居つただけである。其の時分の役人の氣風といふものは、互に人物を慕ふ風があつたのでせう。私なども大藏省に居つて、豫算課によく出入せられた人の中で、記憶に殘つてゐるのが後藤さんで、陸軍省では中村さん、外務省では珍田、小村といふところ。それから海軍省では齋藤、山本權兵衞さんといふやうなところ。これ等が尠なくも、其の時分のまだ奏任官連中で、私の記憶に殘る人々であつたのです。

しかし伯の大きな特徴の一つは、よく部下を愛し、後進を引立て、有爲なる人物を幕下に育成するの資質であつた。概して言へば、伯は同僚に惡くして、上長と下僚によい方の性質の人であつた。この特質は、後に政治家としての伯の行程にも、明瞭に現はれてゐる。さうして衞生局長時代の伯については、林茂香が、つぎの如くに語つた。

檢疫部が廢止された時、余等四五人東京に引揚げて、殘務整理に從事した。殘務も片付いて、余は衞生局に復職し、他の者も公が奉公口を見付けて遣られたが、ただ月給十二圓の雇員が一人奉公口がないので、公は此の者の爲めに早朝二人曳きの人力車で方々を驅け廻り、

『やれ〳〵、奴もとう〳〵兒玉さんが引請けて下さつて大安心だ。』

と余に話された。されど當人には、

『貴樣は陸軍省に雇ふと言ふから行け。』

と許りで心配されたことは知らされない。

伯がいかに眞情をもつて、部下を愛し、部下のために盡したかは、この一插話をもつても窺はれる。しかし精力絶倫にして性急なりし伯は、相當はげしく部下を督勵して、時には酷使に近いまでに働かせることもあつた。概して言へば、伯は部下使ひの荒い方であつた。さうしてそれを、最も直接に體驗せしめられたのは、常に伯の側近にあつた林祕書官であつて、彼は次のやうに語つてゐる。

公は余に用事のある時には、「今夜來い。」と言はれるので、下宿で晩食して、直ぐに行く。其の命令のないときには、晩食に一本飲むのが常であつた。或る時公が夕刻馬に乘つて下宿に來り、馬上、

『林イ、林イ。』

と呼ばれる。窓から顔を出すと、今晩來てくれとの事。晩食して行つた所が、公の言はれるには、

『明朝までに書かねばならぬ急件が起つた。貴樣が酒をくらはぬ中にと、馬で走つたが、素面（しらふ）で居たので安心した。』

と。此の樣に時々急な書き物があつて徹夜することも多かつた。それを書いて持つて行つた時に、「御苦勞であつた」とか、「早く出來た」とかの世辭挨拶は決してない。或る時朝八時頃に持つて行つて、昨夜徹夜して書いたと

言うたら、

『徹夜したらもつと早く出來さうなこと。』

とすげない御挨拶。叱られる、コキ使はれる。けれども慰勞的に物を貰ふ様なことは無かつた様だ。たゞ折節料理屋から電話が掛つたり、又「今晩何所に來い」と言はれたりして、御馳走になつたことはある。

かうしたはげしい使ひ振りで、しかも下僚がよく伯に傾倒し、つひには伯の馬前に死するもなほ悔いずとの感を抱くに至るのは、伯の胸中私心なく、眞情が自然に流露せるためであつた。それが伯の魅力であつた。さうして伯は性來の癇癪持ちであり、殊に相馬事件以後は、殊更に甚しくなつたらしいが、しかしその癇癪にも、また伯の天眞が現はれてゐた。林の語るところに據ると、次の通りである。

伯が部下を叱る時は、怒號瞋目、噛付(かみつ)かんばかり。其の上馬鹿め、糞馬鹿め、米の飯はどこに食ふかなど、悪口を並べ立てられるが、其の罪を謝して退き、再び用が出來て公の前に出た時には、其の間少時、數分間も立たぬのにすつかり機嫌は直つて居て、笑つて用を聽かれる。全く別人の様な感がする。眞に暴風一過、雲散じ月さゆると言ふ風であつた。伯の怒號は、誰れに對しても同様であつたと見えて、令夫人も言うて居られた。

『後藤のがみ／＼には、ほんとうに困りますねえ、私は慣れて居ても、それでも出しぬけにがみッと來るのですから、時にはびくりッとすることがありますよ。』

この眞情の流露は、伯の一生を通じて、周圍の人々を感動せしめた。殊に彼の下僚として働いた人々は、終生それを忘れることができなかつた。伯が何等頼るべき藩閥も學閥も財閥もなくして、日本の政界に、隱然たる一勢力を率

き上げたのは、一つはそのためであつた。林茂香は、さらに衞生局長時代の伯の忠告振りについて、次のやうに語つてゐる。

公の忠告は、眞に赤心を人の腹中に押すのであつて、誰れでも忠告されて感激せぬ者はあるまい。又其の忠告を守り、之れに隨はずには居られまい。平生のお叱りは、誰れの前でも容赦遠慮なしだが、忠告となると、其の者ただ一人自室に呼び込み、謹嚴、靜粛、其の聲も穩かに、

『貴樣は此の頃人に憎まれて居る。氣が付かんか。逆境に在るのだ。逆風に乘り出して、ぢたばたすると、船は轉覆するぞ。ぢつとおとなしくして、順風の來るを待て。いいか、議論を吹掛けたり、反抗してはいけんぞ。いいか。もう宜い、彼方へ行け。』

と言ふ風であつて、極めて簡單僅かに三十秒だが、其の言葉が腹の底に夐え込み、覺えず涙が浮んで來る。

『有難うございます。』

と、仰いで公の顏を見ると、公の兩眼もまた潤んで居るので、今言はれた事が更に骨身に浸み込む。而して公は決して之れを人に語らず、知らさず、若し人が其の室に入つて來ると、當人には何か用を命じて、其の用の爲めに居た樣に胡麻化される。故に公に長く從うて居て信ぜられ、遂に忠告される樣になると、公の馬前で死なねばならぬ氣になつて來る。他は知らず、加藤尙志の如き、下村當吉の如き、余と共に皆此の仲間であつたらう。

殊に伯は、人材の養成といふことに、非常な趣味と執心とをもつてゐた。それは一種の「人物道樂」と言つてよい

ほどであつた。これはと見込んだ人物があると、何處までも其の人のために骨を折つた。それは必ずしも、自分の幕僚を養成して、勢力を張らうといふやうな野心のためではなかつた。しかしそれが自然に、彼の大をなす所以であつたことは言ふまでもない。その一例は、窪田、有松、宮入の三人を洋行させた事であるが、その一件にはまた、衛生局長としての伯の仕事振りが現はれてゐる。窪田の語るところによると、その事情は次のごとくである。

後藤局長は、何か目ぼしい事を計畫する時は、大藏大臣や關係大臣に行つて必要を說き、納得せしめて置いて、それから表向きの立案をすると言ふ場合が多かつたと思ふ。

一例を言へば、私が歐羅巴に派遣される場合の如きは、其の好適例である。私の出かけたのは三十一年の二月であつて、伯爵が臺灣總督府に轉じられたのは、私が出かけて間もない其の翌月の三月であつたと思ふ。其の年スペインのマドリッドに、萬國衛生及びデモグラフヰー會議が開かれるので、それに出席する日本代表は三人と言ふ局長の胸算で、警保局書記官の有松英義君と、衛生局技師の宮入慶之助君――後に衛生局を去り、文部省から留學して、歸朝してから福岡の醫科大學に勤め、片山病の病原蟲傳播の媒介者であるといふ所謂宮入貝を發見して、世界的名聲を博し、御大典の時勳二等に敍せられた人である。當初高等學校の教授であつたのを、伯が生きた學問の出來る人間だと言ふ意味で、衛生局に呼んだのであつて、伯爵は何時も彼は書物の蟲だとか、彼は生きた學問の出來る奴だとか言つて居られた。――その有松、宮入兩君と私と、三人を派遣することにした。其の費用を大藏省の豫備金から出してもらふに就いて、普通なれば內務大臣に申立て、內務大臣から大藏大臣に交渉してもらふとか、又は衛生局から大藏省の主計局に相談するとか言ふのが順序である。當時大藏大臣は井上馨伯で

あつた。それを伯はろく／＼内務大臣には話さず、直ぐ井上大藏大臣に談判し、派遣しようといふ三人の名までも言つたものと見える。それで表向きの照會に對し、大藏省で同意して來たとなると、それを他所の人々が聞き込んで、己れも己れもと自薦運動する者が出たと見えて、伯が内務大臣に金の出途がついたと言つたら、それなら誰々を遣らうと言はれて、大變困つた。併し伯が工夫して引出した金だから、伯の腰が强い。トウ／＼大臣が折れて、最初の豫定通り我々が派遣されることになつた。若し伯でなかつたら、我々は因果を含められて引下がつた位のものであらう。これで以て見ても、ただ普通の局長の行き方でなく、非常手段を採つて居られたことが分る。其の時分の役人の仕事の執り方は、今日とはちがつて居るけれ共、其の時分としても、伯の仕事のとり方は、また普通とは違つて居た。それは大臣型であつたと思ふ。

衞生局長としての彼の仕事振りは、概して上述の如きものであつた。さうして彼は、この洋行一件でも明かな通り、役所の仕事のうちで一番厄介な、豫算をとるといふことに、一種の天分をもつてゐた。それは友人長谷川泰が、彼を評して「金庫泥棒」と言つたくらゐである。現に從來衞生局の年末賞與は、最高一箇月位であつたのを、彼が局長になつてから、二箇月以上にしてしまつた。そのコツを彼は、その技師時代から心得てゐたと見えて、阪谷芳郎はそれにつき次、のやうに語つてゐる。

其の時分の私は、極めて低い役で、大藏省主税局の豫算決算課長をして居つた。後藤さんも亦至つて低い役で、何か技師だつたかも知れないが、まだ極めて低い役であつたけれども、なか／＼衞生局では暴れ者で、決して人後に落ちない人でしたから、其の時分から、大臣なり局長なりは眼中になかつた。自分が何かしようと思ふと、

私の所に持つて來て相談をする。是れはまだ大臣にも話してないが、君の意見を聞いて、若し君がいいと言へば、一つ主張して見よう。うちの大臣は譯が分らない、なんて言つて、人を煙に卷いて了ふ様な人であつた。それで、私の所によく相談に來られて、

『今度斯ういふ事をやりたいと思ふがどうだ。』

『それはいい。』

『それをやるには君が贊成してくれなければならぬ。』

『私がサヂエスチョンを與へるから、金の要る事であるならば、何とかして見よう。』

『大藏省で此の位金を出してくれるか。』

『マアそれなら出してもよい。』

其の話があつて、それから局長に相談し、大臣次官にも相談する。大藏省では出してくれるが、どうかと議論して居ると、きつと通りますと言ふ。人の所に先きに來て訊いて置いて、先生やつて居る。

一五、私生活種々相

かくの如く破竹の勢ひをもつて、官場を大股に歩みつつあつた彼は、その個人生活においても、亦張り切つた新鮮味を示してゐた。

今日なほ現存せる人にして、この當時の伯の私生活振りを、最もよく記憶してゐるのは、そのころ影の形に添ふて

とく、伯の身邊にあつた林茂香である。彼は回顧していふ。

余は公から、平生公に面會を要する事件のあつた時には、如何なる機密の場所にも立入ることを許されて居た。宿屋でも何所でも余は取次を待たずに這入りこんだ。出張中隨行者たる余が公の所在を知らぬことは無い。余には必ず何處に行くと云ふことを知らされた。二次會などの場合には、其の行先を電話される。

これは伯の一生の定りであつた。「祕密は何人に對しても祕密たるべし。祕密は何時にても公開せらるべし。」といふのが、彼の口癖であつた。それは祕密は惡事であつてはならない。ただその事柄の性質上、他人に知らさないだけである。といふのだ。ゆゑに他人に知られて恥づべきことは、常にしないやうにしてゐなければならぬ、といふのが生涯の心掛けであつたのである。

彼はその陽氣な率直な性格上、まつたく公開主義な人であつた。ゆゑにその祕書に行先を知らして置くといふことなどは、彼に取つては少しも格別なことではなかつたのである。

林は伯の旅行の話を次のやうに述べてゐる。

公が旅行せらるる時には、カバンの入記、即ちカバンに入れただけの衣類其の他の品目を記して、ポケットへ入れて居られる。何時の旅行にも必ず斯くせられる。又夏秋の間の旅行には、驛辨は赤痢チブスの危險ありとて、宅で海苔卷の握飯を作らせ、持つて行かれる。隨行者も其の握飯を貰ふ。

公は旅行中、朝起きが早く、又顏を洗ふと直ぐに散歩される。余は若い時から、朝食前には動かぬ習慣である。或る時大阪の宿屋で、

『林イ、まだ寢て居るか、早く起きろ、俺はもう何所々々を廻つて來たぞ。』

と言はれた。

林は次に飲食物について次のやうに語つてゐる。

公は下戸で猪口二、三杯でスウ〳〵鼻を鳴らすと云ふ位であるのに、或る時芝の紅葉館で、地方衞生課長を御馳走された時に、余等局員數人も御相伴した。其の時に公が一人々々獻酬して廻られ、猪口一杯宛飲み乾し、以上で五十餘盃飲まれたが、顏の色が少し青くなつただけで、一向に醉はれた風は見えなかつた。强情と云ふか、負嫌ひと言はうか。ただ〳〵不思議といふ外はない。

公が岩倉右大臣の前でカステラを食はれたと云ふ話は、新聞雜誌にも出て居たが、公が技師時代に、余がお宅に行つた時に、令夫人に、カステラを貰うたのがあるではないか、あれを持つて來い、箱ごと持つて來いとて、持つて來させ、

『カステラは切つてはうまくない。かうして食はねば。』

とて、眞中に指を突込み、摘み取つて食ひ、君も斯うしろと云はれ、二人がムシヤ〳〵食つて居たら、令夫人が側に居て、余に對し、

『何時でもあれですよ。ですから私には廻りませぬ。』

と云はれ、御夫婦が大笑ひ。此の時公がカステラを食ひつつ、岩倉右大臣の時のことを話された。

公の所で御馳走になつた物で、今以て能く覺えて居る其の一は餅、餅の御馳走には、毎冬局員數人が招かれた。

客が揃ふとペタ〳〵と餅搗が始まる。善哉、生姜餅、胡麻餅、くるみ餅、雜煮の五種である。此の五種が順次に出て、一種毎に代りを無理に勸められ、初めて此の御馳走になる者は、多種ありとは知らず、最初の善哉を三杯も代りを出し、後を食ひ得ぬといふ滑稽なこともある。余の如きは、一種づつ通すことすら、聊か苦しい方である。之れは奥州式で、此の時の臺所は、公の母君の御指揮であるとて、公が澤山食つてくれ、母が喜ぶ、と言はれた。

さらに伯の公生活が華美であつたに拘はらず、その私生活が甚だ質素であつたことについて、林は次のやうに語つてゐる。

公の所で余は朝飯も晝飯も晩飯も度々食うたが、質素なもので、朝飯は味噌汁に燒海苔、晩飯と雖も一汁二菜位のことだ。余一人食はされるでなく、公と對食して此の通りだから、其の平生が分る。曾て公が余に對し、貴様は財産があるかと問はれたから、

『家があります。土地が三反程あります。其の土地の收益は生活費の一、二箇月を支ふるに足りません。』

と答へたら、

『官吏は免職と云ふことがある。扶持離れをした時の事を考へて、暮し向きを立てて行かねば困るぞ。俺は水澤に飯料だけの田がある。免職されたら、俺は醫者をすれば暮して行かれる。今日俺は局長をして居るから、洋服も著る、俥にも乘る、交際もするが、平生の暮し方は扶持離れをした時のやうにさせて居る。』

と言はれたが、なるほど三度の食事は、今話した通り、又公の夜具は木綿更紗、今の鶴見夫人たる愛子さんの如

き、三歳位の時は、板締の洗ひはがしが著せてあつた。

さらに林は、その當時の伯の借金のことについて、次のやうに語つてゐる。

余は東京に千百餘圓の借金があつた。廣島に居る時、公が債主に交渉され、無利子十一箇年賦、毎年百圓づつ償還することになり、債主から證書を作つて公に送つて來た。公は先づ其の保證人の所に記名調印され、貴樣も證印して早く送り出せと言はれて、余は恐縮に堪へず、

『閣下に御判をさせては濟みません。』

と言ふと、

『俺が交渉したから、判をしても判をしなくても、責任は同じことだ。早く送り出せ。』

と言はれ、實に有難くて有難くて堪らなかつた。此の借金は期限通りに償還した。

公は此の通りに人を助ける爲めに、借金の保證人となつて、ぺた〳〵判を押される、相馬事件で奇禍に罹られたのも、錦織剛清の借金證文に判を押されたからである。又某醫師の三千圓の證文に判をされて、隨分迷惑されたと云ふことである。公が財産差押を食ひ、簞笥に封印と云ふ日に遇はれたのも、昔人助けの爲めであつた。公の姉君が後日余に語つて曰く、

『林さん、差押へと云ふものは氣持のよくないものですねえ。我が簞笥に在る我が物が出して著られぬなんて、腹も立てば可笑しくもなります。』云々。

或る時公が書齋に於いて、余に手傳ひさせて、机の抽出を片付けつつ、一枚の書付を見ながら、

『林、借金の金額を書付けて置くのは、それを減らさんが爲めだらう？　それに俺の借金は、幾ら書付けて置いても、次第々々に增す一方だ。はははは。』

と言うて其の書付をもしやぐられた。

かうした覺書は、現在四葉殘つてゐる。それを綜合して見ると、當時の伯の借金は、大口だけで約六千九百圓であつた。これは林の囘顧談によれば、大部分他人のための借金であるやうに言つてゐるが、現在のこつてゐる覺書を見ると、多くは伯の留學中の借金である。尤も伯が、他人を助けるための借金を厭はなかつたことは事實であり、これらの覺書後も、幾度か增減があつたに違ひない。

林茂香は次の如く語つてゐる。

又或る時公が夕刻に歸宅され、どつかと腰を卸し兩足を投げ出し、大欠伸を爲し、

『あーあ疲れた。家を書入れにしたら、金を貸すと言ふから行けば、火災保險が付けてなければ金は出さぬと言ふ。それから保險會社に行つて、保險を付けて、漸く金が借りられた。之れで差押へを免れた。はははは。』

と又大欠伸。以上は明治三十年頃、麻布新網町邸の時の事だが、此の頃は餘程貧乏人であつた。

さらに伯の座談について。林は次のやうに語つた。

公は座談が上手であつた。其の話が活潑な話で、聞いて居ると時には飛び上りさうになる。今の窪田行政裁判所長官が、內務省參事官で、公の下に衞生局保健課長をして居られたが、

『後藤さんの話を聞いて居ると、自然に身體が浮き上る。』と言はれたことがあるが、眞に其の通りで、人物評の如きに至つては、比喩が面白く、猥褻な言葉も交り、何程聞いて居ても不快な感が起らず、ただ／＼面白くてたまらない。一寸其の口眞似がして見たくなつた。先づ「林イ」と呼び掛け、「陸奥（宗光）と云ふ奴は正直な奴だよ、今日伊藤さんの所で、陸奥が貴様を牢に入れたのは俺と芳川だと白狀するから正直だ。芳川大黒め、未だに猫をかぶつて居やがる。俺がまだ浪人をして居る時、俺の宅に來やがつて、御門前を通るから一寸立寄つたとぬかし、大黒頭をぺこ／＼下げやがつた。堂々たる一國の大臣が、馬車に乘つて、浪人者の御機嫌取りをしに來るとは何事だ。奴め、前の晩に悪い夢でも見たんだらう。」

藝者仲居の話しぶりなど、實に面白い。藝者仲居をからかふことがなか／＼上手だ。公が唄つたり踊つたりすることは知らぬ。歌舞は公の趣味にはゼロなり。藝者も公の前では藝は無用なり。うまく口相撲を取れば御意に召す。

伯を後年に至つて有名とした座談の魅力が、この時分から、始まつたやうである。

須賀川から名古屋時代には、談論風發するやうな論客的座談家であつた伯が、中年に至つて圓熟してくると、次第に持味の人格的牽引力を發揮しだしたのである。

伯が座談の名人であつたことは、後年伯に親炙したものが悉く感じたことであるが、この第二次衛生局長時代から、次第にその光芒を放ち始めたものと見える。

この「座談の明朗さ」は、終生伯の處世上の大きい武器の一つであつた。

一六、衞生豫算論

伯は官僚事務家として、一つの妙技を持つてゐた。それは豫算を取ることであつた。これは衞生局時代に始まり、後に國務大臣になつたときに、最もその妙用を發揮した。寺内内閣の外務大臣になつたときのごときは、歴代の外相が多く在外公館の勤務に慣れて、内地行政生活に未熟練であつたため、豫算を獲得することが下手で、外務省の事業擴張上に不便をしぬいてゐたに反し、伯はその短時間の在任中にかなり多くの豫算を取つてきた。それでゐて伯はよく、

『「どうも外務省の奴等は、金を使ふことを知らないので困る。いくら豫算を取つてきてやつても、よう使はない。」』

と嘆じてゐた。

かくして彼は、衞生局長に復活した時も、衞生局の事業擴張のための最大關心事は、人間を作ること、豫算を取ることだと考へた。人間を作るためには、窪田靜太郎等を留學せしめ、或は北里のためには傳染病研究所を作つたりしたが、豫算は既述の如く、阪谷豫算課長と下相談しては、思ふ存分に取つてきた。

しかし伯が豫算を取つてきたのは、ただ取るために取つたのではなかつた。彼は衞生そのものについては一つの社會的理論を抱いてゐたのである。

それは衞生事業が、社會的に觀て、一つの生産事業であるといふことであつた。

この社會理論は、國家衞生原理を著はした當時において、すでにその萌芽を現はしてゐた。ついで「建設的社會制度」を提唱し、防貧救貧事業をも、衞生の範圍内に綜合せんと計つたとき、現在のいはゆる社會政策が、生產事業發達のための一つの要件であることを主張するに及び、伯の社會理論はさらに發展した。さうしてつひに伯の衞生事業觀は、狹隘なる醫學中心論から脫して、社會經營の根幹に觸れるやうになつたのである。

ここに伯が衞生局時代、卷紙に毛筆で書き記した覺書（メモ）がある。演說の草稿であるのか、何人かとの對談の用意であるのか、或は論文の筋であるのか、一向に不明であるが、當時の伯の衞生事業觀を、最も簡明率直に表明したものの一つである。

一　從來衞生法ハ醫學ヲ基礎トシテ發達シ來リタルカ故ニ、醫師ノ狹隘ナル智識ニ伴ヒ、偏陋ニ陷リ、經濟家ノ等閑視スル所トナレリ。近時ノ衞生法ハ全ク社會經濟學ニ缺ク可ラサル要素トナレルヨリ、衞生百般ノ事ニ新顯象ヲ呈スルニ至レリ。我日本ニ於テ未タ其點明カナラサルコト。

一　衞生ヲ以テ贅澤ノ一部トシタルハ、老舊經濟家ノ陋見ニシテ、固ヨリ論スルニ足ラス。直ニ社會經濟上ノ發達ヲ助クヘキ衞生法ニ非ラサレハ、近時ノ文明ニ適セサルコト勿論ナリトス。

一　世人衞生ヲ以テ不生產的事業トノミ信スルハ、頗ル偏見タルヲ免レス。今日ノ衞生ハ、昔日ノ如ク、消極的事業ノミニ非ラス。頗ル積極的ノ事業トナレルモノ少カラス。隨テ或ル衞生事業ハ、實ニ生產的否諸生產的事業ノ母タルコトヲ知ラサルニ坐スルノミ。例之水道架設ノ如シ。

一　水道ノ必要並ニ生產的ナルノ證、左ノ如シ。

一　衛生法ヲ以テ生産的ニ施行スルト否トハ、實ニ之ヲ執行スル人ニ由テ變ス。

上の如き根本理論に基いて起草したのが、「明治三十年度衛生上ノ豫算ニ關スル意見書」である。伯が日本衛生制度の創定者として、我が衛生史上に特殊の地位を占めてゐることはすでに述べたが、その集成的表現として、この意見書は重要なものであり、内務省衛生局發行の「醫制五十年史」も、その全文を引用してゐる。そのうち前文は次の通りである。

輓近衛生行政ノ組織ハ、事務局ト諮詢審事トノ兩機關ヲ置クヲ以テ其通則トス。我帝國ノ衛生行政組織ニ於テモ、亦此一頭兩脚ノ制ヲ取リ、衛生局ハ卽チ事務局、中央衛生會ハ卽チ諮詢機關、衛生試驗所ハ卽チ審事機關タリ。而シテ最近ノ進歩ニ據リ、審事機關ハ更ニ衛生試驗所ト傳染病研究所トニ二分スルノ必要ヲ見ルニ至レリ。然レドモ我帝國ニ於テ此審事機關ノ一タル傳染病研究所ハ、未ダ全ク國家ノ設立ニ係ル純正機關タルヲ得ズシテ、私立研究所ニ國庫ノ補助ヲ與ヘ、僅カニ之ガ機關ノ一部ニ供スルニ過ギザルナリ。抑モ此審事機關タルモノハ、衛生上ニ關スル法律ヲ制定シ、命令ヲ發布スルノ基礎トナルベキ、學說上及實驗上ノ要素トナリ、且其法令ヲ實施スルノ方法ヲ幇助スルニ在リ。而シテ其要素並ニ方法ニ就テハ、既ニ成書ノ通說スル所ナリト雖、書籍上ノ理論ハ直ニ採ツテ之ヲ實際ニ應用シ得可キモノニアラザレバ、日本帝國ノ衛生制度ハ、帝國臣民ノ生活狀態ト其需要品トニ就テ、事實ノ審査ヲ遂ケ、利害得失ヲ明ニシテ、以テ之ヲ實際ニ應用セザル可ラズ。加之現行成書ニ通說スル所ノ事項ハ、經典ノ如ク萬世ニ渉ツテ變化ナキモノニ非サレバ、常ニ檢索ニ從事シテ、日進月歩ニ伴ヒ、其應用ヲ愆ラザランコトヲ力メザル可ラズ。此ノ如キハ皆審事機關ノ活動ヲ俟テ始メテ其目的ヲ達スルコトヲ得ベキナリ。而シテ中央衛生諸機關ニ對スル平時、卽チ明治二十八年度ニ於ケル支出ハ、

本　　局　金壹萬五千六百十三圓一錢五厘
中央衛生會　金四千四百四十六圓二十三錢

衛生試驗所　金貳萬四千八百九十三圓十六錢九厘
醫藥業試驗　金壹萬四百四十圓六十六錢九厘
阿片費　金八千圓
總計　金六萬三千三百九十三圓八錢三厘

同收入ハ

本局　金三千二百七十九圓
衛生試驗所手數料　金壹萬六千一圓二十二錢
醫藥業試驗所　金三萬四千四百五十七圓
阿片收入　金壹萬六千六百二十四圓八十錢
總計　金七萬三百六拾貳圓貳錢

右收支ヲ對比スレバ、金六千九百六拾八圓八拾三錢七厘ノ收入超過ヲ見ル。更ニ卅九年度ニ於ケル支出收入ヲ對比スレバ、

支出

本局　金壹萬七千三十四圓四錢五厘
中央衛生會　金四千四百四十六圓二十三錢
衛生試驗所　金二萬四千七百七十圓十六錢九厘
血清藥院　金貳萬千五百四十四圓七十錢
痘苗製造所　金六萬九千五百七圓三十二錢
阿片費　金壹萬貳千三百圓
醫藥業試驗　金壹萬三千百二十六圓六十一錢
總計　金拾六萬二千七百二十九圓七錢四厘

收　入

本　局	金三千二百七十九圓
衛生試驗所手數料	金壹萬六千壹圓二十二錢
醫藥業試驗料	金三萬四千四百五十七圓
阿片拂下代	金壹萬五千三百四十圓四十錢
痘苗及血清拂下代	金五萬圓
總　計	金拾壹萬九千七拾七圓六十二錢

即チ明治二十九年度ニ於テハ、初メテ其支出ノ收入ニ超過スルコト四萬三千六百五十壹圓四拾五錢四厘ニ上ルヲ見ル。元來此支出タルヤ、之ヲ其收入以外ニ求ム可ラザルノ理ナキハ勿論ニシテ、其支出ノ收入ニ超過スルニ至ルハ當然ノコトナリトス。然ルニ之ヲ各科ニ就キ精査スルトキハ、（本局、中央衛生會、衛生試驗所、痘苗製造所、血清藥院ヲ除キ）阿片及醫師試驗ノ二科ニ於テ、製造費若クハ手數料二倍額以上ノ收益アリ、其收益ニシテ其機關完備ノ後自然ニ生ズルモノタラシメバ、固ヨリ不可ナルコト無シト雖モ、必要ナル改良ヲ等閑ニ付シ、剩ヘ衛生事務上ノ障害ヲ見ルニ至テハ、一日モ之レガ改良ヲ忽ニスベカラザルナリ。

一七、衛生局擴張案

伯の「明治三十年度衛生上ノ豫算ニ關スル意見書」は、續いて「事務局即チ衛生局員增加ノ必要」に就き、次の如く論じてゐる。

衛生事務ハ學術ヲ基礎トシ、其進歩ニ伴フテ、之ヲ社會ノ生活狀態ニ應用シ、以テ國家ノ資本タル國民ノ生命ヲ保全シ、益〻其

發達ヲ計ルニ在リ。故ニ衞生事務ニ從事スルモノハ、社會生活狀態ノ變遷ニ從ヒ、常ニ之ニ應用スル用意ヲ怠ル可ラズ。今ヤ我帝國ハ、東洋ニ於ケル一大工業國タラントシ、且鑛山其他諸般ノ實業ノ勃興ノ時ニ際會シ、職業衞生上ニ關スル調査ノ著手ハ、一日モ忽ニスベカラザルノ急ニ迫リ、之ガ爲メ本局ニ技術官ノ増員ヲ要求セザルヲ得ザルニ至ル。卽チ

技師　一人　　技手　二人

右ヲ本局ニ増員シ、專ラ職業衞生ニ關スル事項、卽チ勞工保護及製造場衞生上ノ調査ニ從事セシメントス。是レ輓近所謂社會行政的衞生制度ニシテ、國家生活上緊要缺ク可ラザル所ノモノナルヲ以テ、至高ノ德義團體ニシテ慈善ノ淵源タル國家ハ、今日ニ於テハ寸時モ之ヲ等閑ニ付スルヲ得ズ。

又帝國衞生行政中、阿片ニ關スル制度ハ、東洋唯一ノ美法ニシテ、我帝國ノ健康ナル國民ヲ有スル一原因タルヲ信ズ。而シテ之ニ關スル經費トシテハ、購買調査整費アルノミ。其官吏トシテハ、衞生局長ニ阿片收支命令官ヲ兼掌セシメ、附スルニ一人ノ判任官衞生局員ヲ以テ兼任セシムルノミ。其調製ノ事ニ就テハ、衞生試驗所ノ技術官ヲシテ兼任セシムルニ過ギザルナリ。然ルニ此技術官タルヤ、別項審事機關卽チ衞生試驗所ノ下ニ於テ陳述スルガ如ク、各衞生試驗所ノ事務非常ニ頻繁トナリ、卽チ各所ノ現員皆既ニ其本分ノ職務ヲ支持スルコト能ハザルニ際シ、大ニ衞生試驗所本分ノ職務ヲ障害スルコト明カナリ。若シ强テ此儘ニ放任シ去ランカ、本職兼職併セテ澁滯ニ陷ルベキハ必然ナレバ、藥用阿片調製ニ關スル技術官ハ、更ニ之ヲ特置セザル可ラザルノ必要ヲ認ム。而シテ阿片ノ事務タル、元來本局ニ屬スルモノナレバ、此技術官ハ之ヲ本局ノ定員中ニ加ヘザルヲ得ズ。卽チ

技師　一人　　技手　一人

ヲ本局ニ増員シ、專ラ藥用阿片調製ノ事ニ任ゼシメ、各衞生試驗所本分ノ職務ニ妨グル所ナカラシメントス。此ノ増員特置ノ目下急要ニ迫レルコトハ、證スルニ足ルモノ多シ。

醫師、藥劑師、產婆、看病人及療丁ハ、所謂衞生屬員卽チ「サニテーツペルゾーネン」ナルモノニシテ、國民健康ノ増進ヲ計ルガ爲メ、文明制度上ニ必要ナルコトハ辨ヲ要セザルナリ。而シテ此等ノ業務ヲ營ムモノハ、其資格ヲ一定シ、其資格ニ當ルモノニ免許ヲ與ヘ、漸次改良ヲ圖リ、進歩ヲ促シ、以テ國民ノ需要ニ供セザル可ラズ。從來之ニ關スル制度完カラズ、啻ニ醫師及藥

劑師試驗委員官制ノ改正アリテ、委員ノ選擧待遇上ニハ大ニ面目ヲ改メタルモ、其試驗施行ノ方法ニ於テハ相當ノ經費ヲ供給セラレザルカ爲メ、不都合ノ點少シトセス。醫師ノ試驗ニハ、明治十七年以來特ニ手數料ヲ徴スルコトトナリ、爾來年々ノ收支ヲ對照スルニ、毎年一萬二、三千圓ノ經費ニ對シ、三萬四、五千圓ノ收入ヲ得、之ヲ累計スレバ國庫ハ既ニ十四萬餘圓利益ヲ得タリ。抑モ人ノ生命ヲ保護シ、健康ヲ增進スルニ直接ノ關係アル醫師藥劑師タルベキ資格ノ檢定、即チ其開業試驗ハ、政府ガ國民ニ對スル至重ノ義務ナレバ、其收入ノ多少ノ如キハ素ヨリ問フベキ所ニ非ズ。其方法ノ完全ニシテ、自然ノ結果收入ノ增加トナルモノハ、最モ悦ブベキ所ナリト雖モ、經費ノ不充分ナルヨリシテ、其方法自ラ缺點少カラザルヲ等閑ニシ、之ガ爲メ受驗人ハ少カラザル不幸ヲ蒙リ、動モスレバ明言スルヲ厭フベキ不仁ノ處置タルヲ免レザル所アルモ、尙之ヲ不問ニ付シ去リ、一方ニ於テ收入ノ超過ヲ見ルニ拘ラズ、其改良ヲ圖ラザルガ如キハ、豈德義上ニ於テ忍ブベキ所ナランヤ。依テ

金一萬二千八百八十八圓九錢　醫術及藥劑師試驗經常費
金一萬六千三百七十四圓九拾七錢一厘　醫術試驗病室創設經常費
金九萬八百七圓十三錢八厘　新營費
金百五拾圓　瓦斯器取付費
金三百圓　水上ポンプ並ニ引水タンク取付費

ノ支出ヲ要求シ、急要捨テ置キ難キ改正ヲ爲サザル可ラズ。如何ニ國庫多端ノ折柄ト雖モ、特ニ收入セル手數料ノ金額以內ニ於テ、改良ノ費用ヲ求ムルハ、決シテ不當ニ非ザルコトヲ信ズ。

藥劑師開業試驗モ既ニ數年ヲ繼續シ來リタレドモ、急用ノ機械購入ニ止マリ、試驗場其方法ノ不完全ナルコト、醫術開業試驗ト異ルコトナシ。然レドモ今回醫術開業試驗場ノ新築ニヨリ、目下ノ急ハ併セ救フコトヲ得ルガ故ニ、今暫ク改良ヲ他日ニ期セント欲スルニアリ。（下略）

即ち伯が、衛生局の改造を企圖するの所以の第一は、日清戰爭以來「我帝國ハ東洋ニ於ケル一大工業國タラント

するに當り、これに伴ふ職業衛生上の施設を完備せんとするにあつた。日本の資本主義が、日清戰爭を一轉機として、本格的發展の途にのぼつたことは、今日よりこれを觀れば、最も顯著なる歴史的事實である。されど渦中にあるものは、多く水流の赴くところを知らず。ひとり衛生局長たりし伯が、その將來を豫見して、戰後一年、はやくも衛生上に於けるその對抗策を講ぜんとしたのは、達見と言はねばならぬ。

ついで意見書は、藥用阿片調製に關する技術官の特置を論じ、さらに進んで、醫師藥劑師試驗の完備を說いてゐる。そして醫術開業試驗のために支出する經費毎年一萬二、三千圓に對して、受驗者より徵收する手數料收入三萬四、五千圓に上るの事實を指摘して、「一方ニ於テ收入ノ超過ヲ見ルニ拘ラズ、其改良ヲ圖ラザルガ如キハ、豈徳義上ニ於テ忍ブベキ所ナランヤ」と言へる如きは、彼の豫算技術上の一種のコツを示すものであつた。

このほか、伯の衛生局長時代の重要事案たる阿片法、傳染病豫防法の制定、血清藥院、痘苗製造所の設立、並びにその遺業たる海港檢疫所の實現、傳染病研究の國立等については、續いて說くこととする。

八、防疫と檢疫

伯の衛生局長としての抱負經綸を示すものとして重要な文獻は、上の「明治三十年度衛生上ノ豫算ニ關スル意見書」と並んで、伯が臺灣民政局長に轉任する際、後任局長長谷川泰に遺したる長文の事務引繼書がある。その前文はすでに掲げた。ついで、衛生局事務に關する分に照應する部分を擧ぐれば、次の通りである。

現行ノ衛生機關

現行衛生機關ハ、完全ナル衛生救貧制度ヲ確定スルノ目的ヲ達セントスル途上ニアルモノニシテ、漸次此目的ニ到ルノ方針ヲ採リ、各機關ヲ組織シ、其運用ヲ規定シタルモノニ過キサルナリ。

一、衛生局

衛生局ハ、現在ノ經費並ニ職員ヲ以テ、帝國ノ國運發達ニ伴フヘキ衛生ノ施設ヲ爲スニ足ラズ。救貧事業ノ如キハ、之ヲ衛生局ニ於テ併セテ管掌セサルモノトスルモ、尚未タ固有ノ衛生事務ヲ完ウスル能ハス。何トナレハ、現今ノ狀況ニテ、未タ各地方ニ完全ナル衛生ノ當事者ナキガ故ニ、中央局ハ一ノ監督官廳タルノ外、各府縣ニ對シ當事機關タルノ職務ヲ盡サザルヘカラサレハナリ。是先年來一ノ惡疫流行ニ對シ、單ニ防疫ノ功ヲ奏セントスルノミニテモ、徒ラニ地方官吏ト民間醫師トノ衝突ヲ起シ、衛生官衙ハ人民怨嗟ノ府トナルヘキノ形勢アリシヲ以テ、臨時檢疫局臨時檢疫部ヲ設ケ、幸ウシテ此等ノ弊害ヲ芟除スルコトヲ得タルノ實例ニ徵シテ明カナル所ナリ。

この文章においても暗示されたる如く、當時一般に「衛生」の事務として了解されてゐたものは、主として傳染病豫防といふことであつた。警察とは盜賊の捕縛と考へられるごとく、衛生とは傳染病豫防のことと思はれてゐたのである。然るに右については、明治十三年七月に發布された、二十四條より成る不完全なる「傳染病豫防規則」と、その豫防心得とがあるだけであつたので、伯は衛生局長の椅子に就くや、直ちに改正法律案の起草に著手した。これが明治三十年四月に發布された「傳染病豫防法」である。これが日本における最初の科學的豫防法であり、また現在まで行はれてゐる豫防法の根幹をなすものであつた。

右については、その法案起草の任に當つた窪田靜太郎が、次の如く述べてゐる。

續いて後藤伯から私が取調べを命ぜられたのが、傳染病豫防法案であつた。從來明治十三年發布の傳染病豫防規

則と、同豫防心得と云ふのがあつたが、初めはコレラ菌も何もわからないので、消毒法も從つて單に經驗的に制出された方法であつた。學說もあるにはあつたが、未だ病源がわからぬ時代のものであるから、あまりあてにはならなかつた。そこで改正方を後藤局長から命ぜられたのである。然るに私は法律技師としては入つてから日も淺いので、どうすれば良いのかわからなかつた。其の時後藤局長の公私の事務に關し祕書役をつとめてゐた林茂香君と云ふのがあつて、これが局長や北里博士の意見をまとめた覺書の樣なものを持つて來て、私と相談した樣に思ふ。私はそれを地方制度や警察制度に照らし、それ等の機關などに取扱はせるに就いての仕組みを考案し、そして豫防の規定を作り、施行規則を作つた。

しかしながら、傳染病豫防について大切なのは、その法律を實施するところの機關である。そしてそのために設けられたのが、臨時檢疫局と臨時檢疫部であつた。しかしこれ等の機關は、實は單に伯の經綸實現の地盤を提供するに過ぎないのであつて、伯の意圖は實はもつと遠大なものであつた。卽ち、全國を五大衞生監督區に分ち、地方衞生事務官及び技術官の制度を完備し、ひとり防疫事務のみならず、一般衞生事務、殊に勞働者保護、職工衞生制度の資料を調査せしめんとしたものである。

これらの點について、上掲の事務引繼書は、次のごとく記してゐる。

一、臨時檢疫局

臨時檢疫局ハ其經費僅ニ二萬圓ヲ出デズト雖モ、各地方ニ對シ、當事指導監督ノ職務ヲ盡シ、防疫ノ功ヲ奏シタルハ既ニ事實ニ徵シテ明カナリ。而シテ此機關ナクシテ、各府縣ニ當事者ヲ設ケントスルトキハ、大約十三萬五千圓ノ要ヲ見ルモノナルニ、今

假ニ僅ニ一萬圓以内ヲ以テ、此機關ヲ設ケテ各府縣ニ於ケル衞生上ノ衞事指導ヲ努メ、加フルニ巡閲監督ノコトヲ完ウシタリ。國費多端ノ際ニ於テ、經費ヲ節減シ、其效果ヲ奏スルコト、未タ之ヲ措キテ他ニ良法アルヲ見サルナリ。今ヤ別紙圖解ノ如ク、全國五大衞生監督區ニ分チ、各檢疫事務官ヲシテ其擔當ヲ明ニシ、巡閲監督ノ事ニ當ラシメ、啻ニ防疫事務ノミナラズ、一般衞生事務、殊ニ勞働者保護、製造職工ノ狀態等ヲ衞査シ、將來職業衞生制度ノ設クル資料ヲ調査スルノ便ヲ得セシメントスルノ計畫ヲ包含セシメタリ。各事務官ハ少クトモ一ノ外國語ニ通シタル技術官ニアラサレハ、衞生行政學ヲ修メタル者ヲ以テ之ニ充テ、衞生技術上ノ要素ト、衞生行政上ノ要素トノ結合ヲ計リ、將來ノ大方針ヲ立ツルノ基礎ヲ完ウスルノ一大原動力ヲ、此機關ノ助ケニ因リテ發達シ得ヘキコトヲ計畫シ、既ニ其經營ノ半ヲ成就シタリ。今後三、四年ヲ期シ、此衞事指導監督ノ事ヲ繼續シ、各地方ニ衞事者ヲ得ルニ及テ、此機關ヲ廢シ、一ニ衞生局ノ力ニ委セントス。是レ檢疫局ヲ設ケ、臨時ノ二字ヲ冠セシメタル所以ナリ。

既ニ昨年三、四月ノ如キハ、赤痢病蔓延ノ勢頗ル猖獗ニシテ、恰モ彼ノ二十七、八年ノ如ク、必ズヤ全國十六、七萬人ノ患者ヲ出スヘキ狀況ナリシモ、之ヲ十萬人以内ニ防遏シタルハ、全ク臨時檢疫局ノ力ニ由ルモノナリトス。臨時檢疫局ノ全國各地方ニ與ヘタル效果夫レ此ノ如シ。仍テ臨時檢疫局ハ現行ノ組織ヲ繼續シ、防疫ノ方法ニ於テモ一層機敏ノ策ヲ講シ、巡回員ノ報告ニ徴シ、其經驗ニヨリ、以テ之レガ改良ヲ計ルコトヲ勉メザルベカラザルナリ。今參照トシテ、別ニ松本、田中兩事務官ノ意見書ヲ附ス。（意見書略）

一、臨時檢疫部

臨時檢疫部ハ、臨時檢疫局ト同時ニ、地方防疫機關トシテ之ヲ制定セリ。而シテ傳染病豫防ノ實行、即チ本年度ヨリ國庫補助金ヲ下付スルヲ以テ、之ヲ開始セサル見込ナレトモ、絕對的不開始ト云フニ非ズ。流行□［(病)脱カ］猖獗地方機關ノ力及バサル非常ノ場合ニ於テハ、無論之ヲ開テ、以テ豫防ノ實效ヲ期セサル可ラス。故ニ地方ニ國費ヲ以テ、衞生參事、醫官、若クハ技師等普ク設置セラレサル迄ハ、此儘ニ存置シ、他日地方防疫機關ノ完備ト交換ニ、之ヲ廢止スル見込ナリ。衞生思想ノ幼稚ナル時代ニアリテハ、防疫事務ヲ以テ直チニ衞生事務ト認メ、惡疫ノ流行ナケレハ、衞生上ノ注意若クハ施設ヲ

要セサルモノノ如ク誤解セリ。且ツ防疫事務ノ如キモ、流行病ノ發生ヲ見、其勢猖獗ノ極ムルニ至ラサレハ、府縣郡市町村ハ之ヲ放任シテ顧ミズ、一部ノ經濟上百有餘萬圓ノ損害ヲ生ズルニ及ヒテ、初メテ周章狼狽スルモノ、一ニシテ足ラズ。此等ノ誤解ヲ釋キ、迷夢ヲ覺スノ爲メ、多年辛苦經營シタルノ結果、今ヤ漸ク其效顯ヲ見ルニ至レリ。尙ホ一層茲ニ力ヲ盡スコト急務ナレハ喋々ヲ要セサルヘシ。

九、衞生試驗所の擴張

さて再びもとに歸つて、三十年度豫算に關する意見書は、全篇を事務局、諮詢機關、及び審事機關の三に分つて論じてゐるが、その第二の「諮詢機關即チ中央衞生會」に就いては、簡單に次の如く述べてゐるだけである。

中央衞生會ノ經費ニ就テハ、委員中官職ヲ離レタル者アルニ依リ、其手當ノ增額ト、臺灣巡視ノ爲メ旅費ノ增額トノ外ハ、別ニ經費ノ增額ヲ要求セズ。

第三の審事機關としては、衞生試驗所と傳染病研究所がある。衞生試驗所の前身は、明治六年三月、文部省が創立した司藥場であつて、これが明治十六年五月、衞生局東京・大阪・横濱試驗所と改稱せられた時、若き御用掛後藤新平が、その東京試驗所長心得に任ぜられ、それと同時に、事務を檢明・司藥の二部に分ち、制度を完備したことは、すでに述べた。その後、衞生試驗所の仕事は、時に消長があつたが、再び衞生局長に復活したる後藤新平は、最近醫藥科學の急速なる進歩に伴つて、やうやく事務繁劇となりたると、且つは阿片專賣によつて、多額の收入をあぐるに至りたるとより、その擴張改造を圖り、明治三十年度豫算に關する意見書のうちに、次の如く論じた

其一　衛生試驗所

衛生試驗所ハ檢明、司藥ノ二部ニ分レ、檢明部ハ社會需要品ニ於ケル衛生上危害ノ審査、並ニ傳染病豫防藥效力ノ試驗等ニシテ、主トシテ衛生警察上ニ於ケル學術ノ補助、及衛生ニ關スル立法上行政上ノ資料ヲ提供スルニアリ。司藥部ハ主トシテ内外國產藥品ノ檢査ヲ爲シ、粗製濫造ヨリ生ズル公衆衛生上ノ危害ヲ未然ニ豫防シ、兼テ日本藥局方ノ編纂事業ヲ幇助スルニ在リ。而シテ東京、大阪、横濱ノ三所ニ設置シ、各所皆、檢明、司藥ノ二部アリト雖モ、所在地方ノ狀況ニ隨ヒ、自然其力ヲ用ユル所一ナラズ。卽チ大阪、横濱ハ司藥事業ヲ主トシ、東京ハ檢明事業ヲ主トス。東京衛生試驗所ニ在リテハ、兼テ阿片調製ノコトヲ管スルヲ以テ、從ツテ其歲入ノ點モ亦異レリ。而シテ此三試驗所トモ、今日ニ至リ、悉ク技師、技手ヲ增員セザルベカラザルノ必要ニ迫レリ。明治二十三年以來、二十四年、二十六年ニ於テ、試驗所ヲ通ジ、高等官四人、判任官九人ノ減員アリ。之ガ爲メ事業上ニハ少カラザル障害ヲ來シ、民間藥品賣買上ニ大ナル不便ヲ與フルニ至レリ。卽チ頓ニ私立藥品試驗所ヲ增加スルガ如キ、試驗所ノ事業澁滯ノ爲メ、民間ノ需要ヲ滿スニ足ラザルノ證據ニシテ、凡テ人間ニ貴重ナル藥品ノ粗製濫造ノ取締上ニ、少カラザル障害ヲ生ジタルハ、掩フベカラザルノ事實ナリトス。東京衛生試驗所ニ於テ、明治二十三年度試驗手數料二千九百餘圓ノ收入ハ、二十五年度ニ於テハ忽チ六百餘圓ニ減ジ、二十八年度收入最モ多シト雖モ、亦二千三百餘圓ニ上ラザルガ如キ狀態ナリ。定員ノ減少ハ忽チ手數料ノ收入ニ減少ヲ來スコト則チ此ノ如シ。而シテ其收入ノ減少ハ、金額ノ上ニ於テハ實ニ些々タルモノニシテ、國家ノ歲計上固ヨリ意トスルニ足ラザル所ナリト雖モ、然レトモ之ガ爲メ民間ニ與ヘタル不便、及其不便ニ伴フ所ノ人民ノ損失、及粗製濫造品ノ增加ハ蓋シ鮮少ナラザルナリ。社會經濟並ニ衛生警察ノ上ヨリ論ズル時ハ、所謂一ヲ惜ンデ十ヲ失フノ類ナランカ。

又衛生試驗事業ノ益々頻繁トナリ、定員ノ減少ヲ許サヾルコトハ、再ビ右ノ收入金額ニ就テ之ヲ證明スルコトヲ得ベシ。乃チ二十六年度ニ於テハ、一千三百圓ナリシモノ、二十八年度ニハ二千三百圓、殆ンド倍額ニ垂ントスルニ至レルニ非ズヤ。此ノ成績ヲ見ハス上ニ於テハ、深ク所員ノ勤勉ヲ察セザル可ラズ。然レドモ人ノ力ヤ限アリ。現在ノ人員ヲ以テ此上ノ良成績ヲ見ンコトハ、固ヨリ望ム可ラザル所ナレバ、之ガ增員ノ必要ナルコト亦多辯ヲ要セサルヘシ。而シテ此關係ハ、大阪横濱ノ兩試驗所ニ於

テモ同一ノ成績ヲ見ハセリ。殊ニ橫濱試驗所ニ在リテハ、二十六年度ノ收入五千餘圓ニ對シ、二十八年度ハ七千三百餘圓ニ增加セリ。又藥品其他ノ檢査度數ヲ調査スルニ、殆ンド前年ニ倍セントスルニ至レリ。

又東京衞生試驗所ニ於ケル阿片收入ハ漸次增加シ來リ、從ツテ其事務ノ繁劇トナレルコトハ、想像スルニ足ルベシ。既ニ本分ノ職務タル司藥事務ノ增加ニ對シ、現員ヲ以テ支フル能ハザル場合ニ於テ、更ニ益〻增加シ來ル阿片事務ヲ管セシメントスルハ非理ノ極タリ。乃チ本案第一ニ於テ、阿片ニ關スル技術官ノ特置增員ヲ要求セシ所以ナリ。

此藥品檢査、其他出願度數ノ增加、並ニ手數料收入、阿片調製事務ノ增加ハ、一時ノ原因ヨリ來ル偶發顯像ニ非ズシテ、將來益益多數ナランコトハ疑ヲ容レズ。是日新醫學ヲ修メタル醫師ノ增員ヨリ來ル結果タルヲ以テナリ。加之一方ニ於テ、學術進歩ノ爲メニ生ズル新藥試驗ノ事業ハ漸ク增加シ、又舊藥ニ於ケル試驗法モ日進ノ學術ニ伴フテ自然ニ發明ノ加ヘ、益〻精密ニ入リ、檢査上手數ト經費トヲ要スルニ至ルハ必然ニシテ、之ヲ數字上ニ表スルコト能ハザル所ノ增員必要ノ一因トス。是特ニ注目ヲ乞ハザルヲ得ザルノ點ナリ。故ニ技術官ノ增加ト試驗費ノ增加ニハ、到底免ルベカラザルモノタルコト、理ニ於テ看易キモノト謂フ可シ。既ニ其數字ヲ以テ見ハスベカラザル難事ト、檢査上ニ時間ヲ要スルコトノ增加トニ於テ、技術官ノ增員ヲ要ス。況ンヤ數字ヲ以テ現ハシ得ル藥品檢査其他ノ出願度數ニ於テモ、手數料ノ收入ニ於テモ、殆ンド倍額ニ增加スルニ至リタルノヤ。

定員ノ減少ニ反シテ、事業ハ却ツテ頻繁トナリ、終ニ民間ノ藥品其他ノ檢査出願ニモ應ズルコト能ハザルニ至リ、衞生試驗所事業ノ一部、卽チ特別試驗タル市中ニ販賣スル物品ノ衞生警察的檢査、河川汚穢ニ關スル檢査、漢藥ノ有效成分檢査、及販賣ニ供スル飲食物ノ檢査等、最モ公衆衞生ニ必要ナル事業ナレドモ、近年全ク廢絶ニ歸シタリ。豈曠職ノ嫌ナシト謂フヲ得ンヤ。依テ

東京衞生試驗所ニ

　技師一人　技手三人

大阪衞生試驗所ニ

　技師一人　技手二人

橫濱衞生試驗所ニ

有増員ノ上、檢査出願者ノ不便ヲ除キ、衛生取締ノ目的ヲ達スル必要ニ應セント欲スルナリ。

技師一人　　技手三人

右の如く、伯は鋭意、衛生試驗所の擴張と完備とを計つたに拘はらず、豫算の關係上、伯の衛生局長在任中は、遂に豫期の實現を見ることができなかつた。そこで伯は、臺灣民政局長に轉任するに當り、その事務引繼書のなかにおいて、再び次の如く說いて、後事を長谷川新局長に托したのであつた。

衛生試驗所ハ、元司薬場ト唱ヘ、十有餘年間衛生上ノ審事機關ニ供セラレシガ、經費節減ノ爲メ其數モ減シ、現今ハ唯東京、横濱、大阪ノ三箇所ニアルノミ。而シテ此機關ハ東洋ニ於ケル醫療用薬品ノ粗製及贋造薬品等ノ輸入ヲ防遏スルニ著大ナル功アリシコトハ、掩フベカラサルノ事實ニシテ、今後益々此機關ノ擴張ヲ圖ラサルヘカラス。今ヤ此衛生試驗所ハ、外國商人ニ於テ無比ノ信用ヲ博シ、内國薬業者ノ間ニ於テモ其信用愈々厚カラントスルノ傾向アリ。唯夫レ經費少ク職員不足ナルヲ以テ、檢査ヲ出願シタル薬品檢査ニ時日ヲ費シ、商機ヲ誤ラシムルコトナキニアラサルヲ以テ、種々ノ批難ノ湧起スルモノアリト雖、衛生試驗所ノ手數料ト阿片費トヲ合スルトキハ、其經費ヲ辨シ、之ヲ擴張スルコトヲ得ヘク、隨テ收入增加シ、醫療用薬品ノ粗製贋造ヲ防キ、飲食物其他百般ノ檢査ニ關シ、滿足ナル結果ヲ與ヘ、右ノ如キ批難ヲシテ容易ニ其跡ヲ絕タシムルヲ得ヘシ。尙輸入品ニ就テハ、外國人ノ懈怠並ニ惡意ヲ警戒シ、諸般ノ苦情ヲ未發ニ防遏シ、民生ノ幸福ヲ與フルコト少カラサルナリ。

加之、改正條約實施ノ後ハ、醫療用薬品ニ對シ、總ベテ檢査用印紙ヲ貼用スルノ制ヲ設クルトキハ、薬品巡視ノ制ヲ簡便ニシ、其經費ヲ節シ、粗惡ナル薬品ヲ市場外ニ驅逐スルノ功ヲ收ムルヲ得ヘシ。且ツ將來各稅關中ニ衛生試驗所ノ出張所ヲ設ケ、臨檢ノ法ヲ定メ、分析ノ手數ヲ要スルモノハ、之ヲ衛生試驗所ニ送付スルノ制ヲ設クルトキハ、是レ亦粗惡ナル生活需用品等ヲ市場ニ絕ツヲ得ヘケン。

二〇、痘苗製造所の設立

伯の衞生局長時代に設立した衞生上の事業に、痘苗製造所と血淸藥院の二つがある。

痘苗製造事業は、明治七年、長與衞生局長の設立した牛痘種繼所が、その濫觴である。元來この事業は、長與家傳來の家業であつて、彼が洋行中購ひ來つた器具一式が、その基礎をなしたものであり、故に長與は最初自家の私業となすつもりであつたが、偶〻建局の際に當り、私利を捨てて世を益せんがために、その一切を衞生局所屬の事業としたものであることは、すでに述べた。かくして牛痘種繼所は、十有餘年の間、科學の進歩と人智の開發に伴ひ、よく痘苗供給の任をつくして來たのであるが、明治二十一年、省費節減の聲に壓せられて、つひに廢止の悲運に際會した。かくして牛痘種繼所の事業は、大日本私立衞生會に移され、衞生局監督の下に、經營されることになつた。その間に、製造法も改良され、設備も改善されて、數年ならずして牛漿のみを以て、世の需要に應じ得るやうになつた。然るに一方、强制種痘法の勵行とともに、痘苗の需要數は增加し、營業としても利益が少なくないやうになつたため、種々民間に痘苗製造業者が現はれ、延いて粗製濫造の弊も免れ難く、その危險看過すべからざるに至つた。

一體政府は、種痘强制の法を設けながら、痘苗供給の業を私立に委せて置くのは、政治上の德義にも戻りはしないか。これが痘苗製造所を再び官設にすべしとの議論の骨子であつた。さうしてその建議は、伯が衞生局長に復活してより半歳の後なる明治二十九年三月に、つひに實現を見るに至つたのである。

この痘苗製造所については、明治三十一年伯の事務引繼書に、次の如く記されてある。

痘苗製造所ハ、全國ニ精良ノ痘苗ヲ給與シ、且ツ目下不明ナル種痘ノ原理ヲ研究スルヲ以テ、目的トスル所ナリ。現行ノ制度ニ依レバ、痘苗一具ノ代金五錢ヲ以テ供給スレトモ、曩キニ、畏クモ侍從長ヨリ、無代價配布ノ思召ヲ傳達セラレタル次第モ有之ヲ以テ、將來全國生産兒ニ對スル標準ニ據リ、無代價配布ノ制ヲ設ケ、他ノ一方ニハ、再三種、隨意種痘ニ關スル區別ヲ爲シ、此隨意種痘ニ限リ、一定ノ代價ヲ以テ拂下ヲ爲スノ制ト爲シ、之ト同時ニ、全國各公私立ノ痘苗製造所ヲ禁止スルノ必要アルヲ認メタリ。痘苗製造所長ハ、檢疫事務官若クハ內務技師ヲ以テ之ヲ兼ネシメ、衞生事務ヲ指揮監督スルノ職ヲ取ラシムルノ見込ナリ。

二一、血清藥院の設立

痘苗製造所と同時に設立された血清藥院は、北里の傳染病研究所の研究の結果を、官設の事業として經營するに至つたものである。

傳染病研究所の設立については、世の反對が如何に猛烈であり、伯が如何に北里を援けてこれと戰つたかは、すでに述べた通りである。然るに研究所は、開設以來、著々と成績を擧げ、彼等反對者をして顏色なからしむるものあつたが、就中ジフテリア血清療法の完成の如きは、その尤なるものであつた。これは學術的にも、破傷風血清と並んで、治療醫學に一新時期を劃したものであるが、社會衞生上から觀ても、重大なる發見の一つであつた。從來何等の特殊療法なかりしこの小兒の急性傳染病が、この血清療法によるときは、簡單且つ確實に、九十パーセント以上の治療成績を擧げたのであるから、それが學俗兩界に與へたセンセーションは大きかつた。

さうしてこの事實に、逸早く著目したのは、衞生局長に復活した後藤新平であつた。若しこの血清が、痘苗の然り

し如く、民間營利業者に粗製濫造さるるに至つたならば、どうであるか。

彼は直ちに北里を訪ねて、その製造事業を、官營に移すことを慫慂した。その顚末を、「北里柴三郎傳」(七一頁)は、次の如く記してゐる。

政府は此の靈妙なる作用を有する血清が、彼の痘苗の既往に於けるが如く、民間營利業者に粗製濫造せられんことを怖れ、之を官業たらしめんとして先生に諮つたのであつた。先生は政府の相談に應じて、直にその企畫に賛同し、指導及援助を誓つた。併し知己朋友の中には先生に向つて官業に移すべからずと忠告する者も少くなかつた。其の理由とする所は、傳染病研究の事業は前途多端で、經費の出所は終始政府のみ倚頼し得るとは限らぬ。宜しく血清製造の如き有利な事業は先生の特權に於て之を占取し、永く研究事業の財源たらしめねばならぬといふに在つた。併し先生は國家主義者である。吾が成功せる事業が、國家民人を益する故を以て、國家自ら之を營むの意ある以上、快く之を獻ずるは本懷とする所であるとて、先生は友人の勸告に耳を傾けなかつた。

この血清製造事業國營の實現は、北里傳に記すごとく、北里の高潔なる心事の現はれの一つであることは、言ふまでもないが、若し衞生局長に後藤新平なかりせば、事はかく迅速圓滿に運ばなかつたであらうことは、想像に難くない。獨逸留學當時以來、共に相扶け相頼り來りし心友にして、特に傳染病研究所の設立については、獻身的に盡策後援したる後藤が、國家社會のため慫慂することであれば、北里もこれを私利のために、無下に却けることはできなかつたであらうし、また後藤衞生局長の下であるならば、安心して事を托するに足るといふ氣持も多分にあつたにちがひない。

「北里柴三郎傳」（一六二頁）もまた、別の箇所において、次の如く記してゐる。

彼（註、後藤）は再び衛生局長に復したが、先生は彼の成功を喜び、更に相提携して國家の爲に畫策するを怠らなかつた。其の結果として實現したものは、血清製造事業の官營である。ヂフテリア血清の靈妙なる作用は廣く内外に傳はり、先生の盛名と共に社會各方面に普く知られた。後藤は先生に慫慂するに血清製造の官營を以てし、その國家に貢獻すること極めて大なるを說いた。其の結果として官營の血清藥院は設立せられ、事業開始直後に於てすら、其の年收は約十萬圓、純益約三萬圓を擧げた。この國家的事業は實に先生と後藤との交友の結晶とも稱すべきである。

かくして血清藥院の官制が公布されたのは、明治二十九年三月、直ちに芝公園五號地に建築を開始し、七月には早くも準備が成つて、事業をはじめる段取りとなつた。そこで北里は研究所の血清製造を廢止し、すでに免疫した動物その他の設備は悉く血清藥院に獻納し、その藥院長には高木友枝を推した。

血清藥院といふのは、要するにヂフテリア血清の製造所である。事實最初は、血清製造所と呼ぶ筈であつた。然るにこれを「血清藥院」と稱するやうになつたのについては、一つの插話がある。それについて、窪田靜太郎は、次のやうに語つた。

後藤伯が局長に御出になると間もなく、ヂフテリヤ血清を國立で製造販賣することとし、又從來民間に任せてゐた痘苗の製造も、之を國立にして製造することとし、これは需要が多いから東京と大阪と二箇所に設けることにして、内務大臣の決裁を經たのは二十八年の末、それからその豫算が成立し、官制が出來て、痘苗製造所と血清

を製造する血清藥院とが設立されたのは、翌二十九年の六月であつた。其の當時私立衛生會の部長であつた高木友枝君を推して院長とし、北里博士を顧問とした。

其の血清藥院と言ふ名が古めかしい様に聞えるが、最初御裁可を仰ぐ迄は、血清製造所と呼んでゐたのである。

ところが、明治天皇陛下が侍從長を以て、

「血清製造と言ふのはどんなことをするのか。」

と衛生局長に御下問になつた。明治の初年、初めて徴兵制度を布いた時、或る方面でこれを血税と唱へた。それが爲め民間の誤解を招いて、動もすれば百姓一揆の原因ともなりはせぬかといふ惧れがあつたのを、漸く静めたと云ふ事例があつた。それを明治天皇陛下が御聯想遊ばし、御憂慮遊ばした事と恐察し奉つて、そこで成程唯血清とばかり云ふよりも、藥（やく）の字をつけて血清藥院とした方がよからうと云ふので、さう決つたのである。

かくして設立されたる血清藥院は、最初から非常な好成績を示した。勿論最初は、ヂフテリア血清の製造所として設立したのであるが、血清療法の研究の進歩とともに、他に精確なる血清が發明さるれば、これを血清藥院の專業となすべきは、勿論のことである。さらに伯の志は、この事業をして他面、血清研究の中心機關となすにあつた。

伯は明治三十一年、事務引繼書のうちに、次の如く記して、後任局長に委托するところがあつた。

血清藥院ハ目下實扶埊利亞血清ノミ拂下ゲルト雖、各種血清ノ發明精確ナルトキハ、同院ニ於テ製造販賣ヲ專業ト爲サシメザルベカラズ。大凡各種ノ血清ハ之ヲ民間ノ製造ニ委スルトキハ、其檢査ノ制ヲ立ツルニ難キノミナラズ、諸般ノ弊害相伴フテ生ジ、廣ク日進學理ノ功德ヲ民生ニ享有セシムルコト能ハズ。故ニ取締上、國立ノ血清藥院ニ限リ、之ガ供給ノ爲メノ制ヲ定メンコト是レ將來血清藥院ノ擴張ヲ要スル所以ナリ。

この血清藥院も、痘苗製造所も、後に明治三十二年、傳染病研究所が國立となるに當つて、それに併合せられた。

二二、傳染病研究所國有案

傳染病研究所は、これを國立にすべしとは、伯の夙くからの議論であつた。伯はひとりこれを主張するのみならず、その實現に畫策努力するところがあつた。その最初は、上掲の明治三十年度豫算に關する意見書である。そのうちに彼は次の如く述べてゐる。

傳染病研究所ハ、防疫ニ關スル立法上行政上ノ資料ヲ提供スル重要機關ナリ。然ルニ今日我帝國ニ於ケル傳染病研究所ハ、私立ニシテ、明治二十五年ノ創設ニ係レリ。抑モ當初ヨリ三年ヲ期シ、國庫ノ補助金ヲ下附セシムル所以ノモノハ、此間ニ於テ其成績ヲ檢シ、他日國立ト爲スアラントスルノ意ニ出デシモ、創設以來其成績ノ顯著ナル、凡ソ他ノ官設研究所調査所ニ於テ其類ヲ見サルカ如シ。而シテ傳染病豫防ナルモノハ、人權ヲ束縛シ、人ノ感情ニ反對シテ施行セザルベカラザル至難ノ事業ニシテ、當局者ノ最モ苦ム所ノモノナルガ、傳染病研究所ノ成績ニ據テ、大ニ人權束縛ノ法ヲ緩ニスルコトヲ得テ、其制ヲ宜キニ適セシムベキ基礎ヲ發見シテ、消毒其他ノ方法ヲ確定シ、且無用ノ經費ヲ減少セシムベキニ至リ、大ニ國家慈愛ノ德澤ヲ普及スルノ目的ヲ達シ得ベキ、眞正ノ審事機關タルコトハ、瞭々事實ニ徵シテ明カナリ。此審事機關ヲ以テ、國立ト爲スノ必要ハ、今復タ喋々理由ノ說明ヲ爲サヾルベシ。依テ大約

　金貳萬七千圓

右ヲ經常歲出トシテ、益々衞生行政、殊ニ防疫行政審事機關ノ完成ヲ計ラントス。今日ノ現況全ク其本末ヲ倒置シ、私立傳染病研究所ニ於テ研究成功シタル血清ヲ以テ、之ヲ國立血清藥院ニ移セリ。其本ヲ私立ニ委シ、其末ヲ國立トスルカ如キハ、實ニ權衡ヲ失フノ嫌アリ。

さうして伯は、後の衛生局長在任二年有半の間、傳染病研究所の國立化に對する努力を繼續した、にも拘はらず、それは結局、伯の在任中に、實現を見る能はずして止んだ。伯はこれを以て頗る遺憾なりとし、衛生局長の椅子を去るに臨んで、その事務引繼書のうちに、反復次の如く主張して、後事を長谷川新局長に托するところがあつた。

傳染病研究所ノ功績ハ頗ル顯著ナルモノニシテ、大凡新設ノ事業中未ダ曾テ之レト比肩スルモノアルヲ見ズ。然レドモ其功績ノ顯著ナルニ伴ヒ、或ル一派ノ學者ハ、嫉妬ノ爲メ往々之ヲ批難スルモノアリ。是レ毫モ意トスルニ足ラズ、實扶垤利亞、破傷風、腸窒扶斯等ノ血清、其他赤痢、癩病ニ關スル發明等、枚擧ニ遑アラズ。今後實驗ノ確實ナルモノハ、更ニ之ヲ血清藥院ニ移シ、全國ノ需用ニ應ジテ供給セシムベキナリ。而シテ將來傳染病研究所ノ國立ト爲スベキモノナルコトハ、論ヲ俟タザルナリ。

翌明治三十二年四月より、いよ〳〵傳染病研究所を國營とすることに決定したのは、創立以來六年有半、研究所の擧げたる顯著なる功績が、つひに認められたる結果であることは言ふまでもないが、他方伯の盡力が、その實現を促進したものであることは、否定することができない。尤もこの國營化は、單に私立が官立と改まつたのみであつて、所長北里柴三郎をはじめ、職員もすべて私立時代の傳染病研究所と異なることなく、事業そのまゝソックリ官營に移して、擴充を圖つたものである。さうしてこの官立傳染病研究所は、つひに獨逸のコッホ研究所、佛のパストゥール研究所と並んで、世界三大研究所と稱せられるに至つた。

二三、地方衛生事務振興案

伯の衛生局長時代に、熱心にその必要を唱道し、その實現に努力したのは、地方衛生事務の完成といふことであつ

た。地方衞生の事務を專門の知識を有せざる一般警察官に任せて置くといふことは、ひとり有效ならざるのみならず、危險千萬のことであつた。そこで伯は夙くから府縣參事醫官の如き衞事機關の設立を主張し、明治三十年度豫算に關する意見書に、特に次の如く附記して、その注意を喚起した。

附

地方衞生衞事者ヲ置クノ意見

近時地方生活狀態ノ變遷ニ據リテ、大ニ地方衞生事務ノ改良ヲ加ヘザル可カラザルノ時期ニ迫レリ。近ク府縣警部長ノ報告スル所ニ據レバ、之ガ改良ノ必要ナルコト益〻明カナリトス。而シテ地方ニ在テハ、中央ニ於ケルガ如ク、衞事機關ヲ具備スルコト難キガ故ニ、衞生上ノ學術經驗アル衞事者トシテ、獨逸國ニ於ケルガ如ク、府縣參事醫官、若クハ技師ヲ置キテ、其用ニ充ツルヲ要ス。然レドモ今日地方ニ於テ其衞事者タラントスル者甚少ク、之ガ爲メ衞生行政上少カラザル障碍ヲ來シ、或ハ無用ノ經費ヲ費シテ、人民ニ不利益ヲ與フルコト枚擧スルニ遑アラズ。現ニ近年蒸汽電氣ヲ利用シ、若クハ化學ノ力ニ依賴スル諸工業、日一日ニ增加シ、萬有醫學ノ衞事者ヲ要スルノ機會頗ル多ク、殊ニ防疫事務ノ爲メニハ最モ必要ナルコトヲ認ム。其必要ノ場合ニ際シテ、臨時ニ採用スルモノハ、平生之ガ素養ナキヲ以テ、咄嗟ノ間ニ其效ヲ奏スル能ハズ。且ヤ警察部內ニ於テ、常ニ指導者ヲ置カズンバ、急ニ臨テ數多ノ衞事者ヲ採用スル場合ニ於テモ、之ヲ督勵スルノ便ヲ得ザル可ク、到底普通ノ行政官ノミニ委シテ、完全ナル功績ヲ擧ケンコトハ望ムベカラザル所ナリ。目下賣藥禁許ノ事務ニ於テ、各地方其ノ衞事者ナク、姑息ノ處置ヲ以テ辛クモ其責ヲ塞ギ、其事務取扱ニ關シ、實ニ不適任者ヲ以テ之ニ充ツル者アリテ、社會公衆ニ明言ヲ憚ルベキモノナキニアラズ。依テ各府縣ニ

參事醫官

理化學者技師

ヲ新置シ、其人員費額ハ

東京府　醫官一人　技師二人
大阪府　京都府　神奈川縣　兵庫縣　長崎縣　愛知縣　宮城縣　廣島縣　熊本縣
　醫官一人　技師一人
參事醫官年俸　　　千五百圓以内
技師　年俸　　　　五百圓以内
　此總額金貳萬五百圓
其他ノ地方　醫官一人　技師一人
技師　年俸　　　　四百圓以内
　此總額金五萬七千六百圓
合計金七萬八千百圓
トシ、各地方衞生事務ノ完成ヲ期セントス。

しかし乍ら、この意見もまた、つひに伯の在任中には實現されなかつた。爰において伯は、その事務引繼書のうちに、次の一項を設けて、その點をさらに反覆し、獨逸の制度に傚つて、地方衞生に從事するものを優遇すべきことを主張した。

府縣衞生參事醫官

地方衞生機關トシテハ各府縣ニ衞生參事醫官ヲ設ケ、一ヲ有給トナシ、他ヲ名譽職トナス。而シテ獨逸帝國ニ行ハルヽ、如キ「メヂチナール・レギールングスラート」若クハ「サニテーツ・レギールングスラート」ノ制ニ倣ヒ、衞生上ノ學識ヲ有スル當事者ヲ置キ、地方衞生行政ノ施行ニ阻礙ナカラシムルヲ要ス。尙地方衞生制度ニ關シ著明ノ功績アル者ハ、宮中顧問醫官以下ニ任セラルヽノ制ヲ設ケ、立憲君主國ノ大權ニヨリ、衞生慈善ノ功德ヲ發揚スルノ實ヲ擧ゲ、更ニ獨墺國ノ「オーベル・ゲハイム・

メヂチラート」若クハ「メヂチナール・ホーフラート」ニ於ケルガ如キ、名譽アル官職ヲ授クルノ制ヲ設クルハ、將來最必要ナルモノト認メ、漸次其方面ニ歩ヲ進メント希望シタリ。

二四、八個の計畫

明治三十一年の事務引繼書は、以上のほか、彼が衛生局長として既に著手し、いまだ實現に至らざるもの、及び計畫中のものについて、詳しく記述し、後任局長にその實現努力方を要請してゐる。

すなはちその一は、河川汚濁豫防に關する法令を制定して、都市および工業の流す害毒より村落と農業とを濟はんとするものであり、その二は、飲食物の檢査に關する法令を制定して、この方面の衛生警察制度を完備せんとするものである。その三は、藥用阿片專賣の範圍の擴張を說き、その四は、辯護士會法の如き醫師會法の制定の急を論じ、その五は、永樂病院若くは國立施療院において、醫師の實地演習を行ひ、また產婆、看護婦、藥劑師などの養成法計畫を記してゐる。而してその六は、汽車汽船に關する衛生制度、その七は工業衛生上の取締について、工場法の如きものの制定に關する計畫であり、その八は清潔法に關するものである。すなはち、次の通りである。

河川汚濁豫防制

此法案ハ既ニ草案ノ起草ニ著手セリ。且鑛毒事件調査報告書ヲ以テ、該委員會ニ報告シ、內務大臣ニモ其一覽ヲ乞ヘルモノアリ。然レトモ法案トシテ提出スルニハ、尙添削修正ヲ要スルノ條項固ヨリ多々ナルヘキヲ信ス。都市人民輻湊ノ地ニ在テ、其近傍ノ河川ヲ汚シ、爲メニ人生ニ危害ヲ來シ、若クハ農業ト工業トノ天然ノ權衡ヲ失ハシムルノ虞ハ、各國ノ既ニ歷驗スル所ナリ。此

條例ハ英國ニ於テ始メテ之ヲ發布シ、大陸諸國ノ賞讃スル所トナリ、之ヲ模範トシテ法律命令ヲ發シタルモノ少ナカラス。豈啻ニ足尾銅山鑛毒事件ノ囂々タリシガ爲メニ、始メテ其必要ヲ感知シタルモノナランヤ。將來此點ニ關シ、充分ナル注意ト、此豫防令發布ノ必要ナル所以ノ理ニ至テハ、今更メテ喋々スルノ要ナキヲ信ス。

飲食品ノ檢查

社會生活ノ變遷ニ依リ、開明ノ程度ニ伴フテ、貯蓄飲食物、模造飲食物、贋造飲食物等ノ增加スルト共ニ、往々有害ノ品類、又ハ無害ナルモ其品種ヲ紛亂シ、(馬肉ヲ以テ牛肉ト稱スル類)商業上ノ惡德ヲ醸シ、其弊ヤ終ニ健康ヲ害スルニ至ルモノ少ナカラス。之ニ關スル衞生警察ノ制度ハ、日一日ヨリ急要ナル勢ニ迫レリ。是ヲ以テ稅關アルノ地ニハ悉ク衞生試驗所ヲ增設シ、同時ニ之ニ關スル法律命令ヲ發シテ、嚴ニ其取締ヲ付スルノ必要ヲ認メ、其調查ニ著手シ、之ニ關スル書類ハ衞生局ニ數多アリ。依テ次年度ニ於テ此法律案ヲ制定シ、且衞生警察令ノ標準ヲ示サントスル計畫中ナリ。繪具着色料亦然リ。

藥用阿片

阿片ハ現行條約ニ於テ其輸入ヲ嚴制シ、藥用阿片ハ政府ノ專賣トナリ、其收益實ニ一萬四千餘圓アルヲ以テ、各衞生試驗所ハ、其收入ヲ以テ其支出ニ充ツルノ制ニ改ムルモ、尚餘アルニ至ルヘキヲ信ス。加之、藥用阿片製劑、粉劑、越幾斯丁幾等ノ類ヲ以テ、等シク政府ノ專賣トナストキハ、一方ニハ粗製濫造ヲ防キ、一方ニハ國庫ノ收入ヲ增加シ、之ヲ以テ衞生試驗所擴張ノ財源トシ、最モ適當ナルヘキヲ信シ、其方法調查ヲ企圖シ居タリ。

醫師會法

醫師會法ハ辯護士會法ノ如ク、一定ノ制度ヲ設ケ、以テ醫師ノ業務上、自治體ノ組織ヲ、醫師各自ノ權利義務ヲ明カニシ、業務上ノ德義ヲ全フスルノ機關トシ、且醫事上ノ統計ニ關シ、行政統計ノ外ニ隨意ノ統計材料ヲ徵收セシメ、頗ル便宜ヲ得セシム。例セハ法律上ノ傳染病ノ外ニ、流行性感冒、麻疹及ヒ癩病、脚氣等ノ統計ヲ徵スルコトヲ得、之ヲ以テ衞生經濟ノ本ヲ明カニスルカ如キ希望ヲ充サントスルニハ、必スヤ醫師會法ノ制定ヲ待タサル可ラス。此等ノ利益ハ枚擧ニ遑アラサルヲ以テ、政府ハ其

制度ヲ設クルコトヲ等閑ニ付スル能ハサルヲ信ス。

醫師並ニ療屬ノ養成

醫師ノ養成ハ目下文部省ノ主管ニ屬スト雖トモ、衛生行政ノ希望ニ添ハサルハ事實ノ示ス所ナリ。殊ニ年々卒業生ヲ出スノ數少ナク、限地開業醫ノ設置漸ク增加シ來リ、夫ノ傳染病流行ノ際、各地ニ於テ醫師ノ缺乏ノ爲メ豫防ノ時機ヲ失ヒ、蔓延ニ至ラシメタル實例ハ、到ル處トシテ之ヲ見サルハナシ。而カモ文部省ノ當局者並ニ二、三ノ醫師ハ之ヲ等閑ニ附シ去リ、徒ラニ醫學術ノ高尚深遠ナラサル可ラストノ理由ヲ藉リテ、以テ開業試驗ノ程度ヲ高メントスル者アリ。世間亦往々此說ニ眩惑セラル丶者ナキニ非ス。此說タル一タヒ之ヲ聞クトキハ頗ル理由アル者ノ如シ。然レトモ政府試驗ノ程度ノ高下ヲ以テ、醫學術ノ進步ヲ左右スルト言フハ、惑ヘルノ甚シキモノト謂ハサル可ラス。試驗ノ程度ヲ高クスルモ、全ク醫學術ノ進步ヲ促スノ效ナシト謂フニハ非サルモ、是ハ微々タルコトニシテ、學術ノ深遠高尚ニ發達スルハ、畢竟學者ノ熱心、卽チ道樂ニ在リ。故ニ學術ノ高尚深遠ナランコトヲ望マハ、宜シク學者ハ樂ンテ其研究ニ從事スルノ氣風ヲ養成スルヲ要ス。徒ラニ政府試驗ノ程度ニ憑シテ、國家必要ノ需求ヲ遺ル丶カ如キハ、行政當局者ノ爲サヾル所ナリ。然レトモ衛生公法上特志ノ學術營業者ヲシテ、其道ヲ得ルノ便ヲ與フルコトハ、決シテ等閑ニ付ス可ラサルヲ以テ、宜シク適當ノ措置ナクンハアル可ラサルナリ。而シテ此目的ヲ達セント欲セハ、各學科ノ實地演習ヲ爲サシムルヲ以テ、最モ至當ト信スルカ故ニ、永樂病院若クハ國立施療院ニ於テ、實地演習所謂(クルスツ)ヲ開キ、尙各府縣ニ完全ナル病院ヲ設ケ、旣ニ醫術開業免狀ヲ得タル者ヲシテ、爭フテ其講習ニ就カシムルノ必要ヲ認メ、先ツ之ヲ永樂病院ニ行ハシメント欲シ、其計畫中ニ屬セリ。永樂病院ハ醫術開業實地試驗ニ供用スル現今ノ計畫ニシテ、其經費ニ限度アレハ、今日直ニ實地演習用ニ供スル能ハサルカ故ニ、定員施療患者ノ外ニ、更ニ無料診察ノ道ヲ開キ、處方箋ヲ交付シテ、隨意藥劑師ノ藥局ニ就テ購求セシムル手段ヲ取ラハ、現在經費ノ範圍內ニテ、多數患者ヲ診察スルコトヲ得ヘキ見込ニテ、其方法考案中ナリ。又民間ニ設立スル所ノ施藥院、例ヘハ大日本施藥院ノ如キモノニ於テ、永樂病院內ニ藥局ヲ設ケ、永樂病院施療定員患者外ニ施藥センコトヲ願出ル者ハ之ヲ許可セントスル見込ニテ、是亦其方法調査中ナリ。療屬中殊ニ必要ナルハ、產婆看

護婦ノ制ナリ。其規則ノ草案ハ既ニ内務大臣ノ決判ヲ經テ、中央衛生會ニ諮詢ノ手續中ナリ。目下帝國ニ於テハ産婆看護婦ノ適當ナル養成所ヲ缺ケリ。依テ永樂病院ノ規模ヲ擴張シ、其希望ヲ充タサンカ爲メ、産科室ヲ設ケ、産婆ヲ養成シ、且看護婦ヲ養成セントスル計畫中ニ屬ス。藥劑師ノ養成ハ、衛生制度ノ完備ヲ計ルニハ頗ル必要ナリト雖モ、醫藥分業ハ今日國情ノ許サヽル所ナレハ、急劇ニ分業法ヲ實施スルコト能ハス。故ニ藥劑師ノ養成ヲ獎勵スルニモ、急劇ノ要セサルヲ以テ、暫ク自然ノ成行ニ任スル見込ナリ。

汽車汽船に關する衛生制度

汽車汽船ニ關スル衛生制度ハ、旅行者ノ健康ヲ保持シ、殊ニ傳染病ノ蔓延ヲ防クニハ、最モ注意スヘキ要件タリ。之レカ警察制度ノ如キハ頗ル緊要ニシテ、之ヲ設クルコトノ必要ナルヲ認メシモ、未タ著手セス。調査ノ上著手ノ要ス。

工業衛生

工業衛生ハ製造場ノ設置、構造並ニ職工ノ年齡、男女ノ制限ノコト、若クハ休暇ノコト等ハ、目下帝國ノ工業ノ發達ニ大ナル關係アルカ故ニ、急劇ニ施行スルヲ得ス、充分ノ調査ヲ經サル可ラス。其衛生ニ關スルモノハ、旅行中ノ宮人技師、其警察ニ關スルモノハ有松書記官、調査ヲ命セラレタルヲ以テ、二人ノ歸朝ヲ待テ完全ナル規定ノ調査ニ著手スル見込ナリ。右完全ナル規定ノ設定セラルヽ迄ハ、職工男女勞働時間等ハ、各工場ヲシテ之ヲ規定セシメ、之ヲ届出サセ、其届出ニ違ヒタル者ニ對シ、制裁ヲ付シ、之ヨリ生スル弊害ヲ篤ト調査ノ上、政府ヨリ其程度、若クハ標準ヲ定ムルノ必要アラハ、之ヲ定ムル見込ナリシ。市街地ニ製造場ヲ設クル制限ノ如キモ、必要ナルコトヲ知ルモ、目下一定ノ制ヲ設クルニ苦ミ、調査中ニ屬セリ。亦宮人技師ノ歸朝ヲ待テ計畫スヘキ見込ナリ。

清潔法

清潔法ニ就テハ、既ニ下水並ニ塵芥汚物掃除法案ノ草案成リ、次期ノ議會ニ提出セントスル筈ナリ。之ニ關シテハ警察令ニ依テ、尚規定ヲ要スルモノアリテ、有松書記官ニ其調査ヲ命セラレタレハ、其歸朝ヲ待ツ見込ナリシ。

これら衛生制度が、その後大體において、伯の計畫せるところの如く、次第に實現さるるに至つたことは、日本衛生行政史上、明かなる事實であるが、それは直接に伯と關係するものでないから、ここにはその詳説を省略する。

二五、臺灣の阿片問題

かくて伯が衛生局長として、縱横にその驥足を伸ばしつゝあつたときに、圖らずも、一新事件が突發し、遂に伯の一生に重大なる轉向を與へ、さらには日本植民史に一新紀元を劃せしむるやうになつた。

それは、臺灣阿片問題である。

この阿片と伯との關係は、色彩に富んだ伯の生涯に、一段の光彩を添へる不思議な物語である。伯は醫家としての立場から、年久しく阿片制度に對し、深き關心を持つてゐた。それが偶々臺灣新領土の統治上の大問題となるに及び、遂に意見を首相に呈するの機會を得、その建白書はさらに伯を、內務行政より、臺灣統治の植民行政に轉ぜしむるの機緣と爲り、伯をして遂に日本植民政治家中の首位に列せしむるの因となつたのである。

しかのみならず、伯はこの阿片制度を提げて支那の財政を釐革し、亂麻のごとき支那大陸に和平統一を實現せしめんと志し、或は山縣に說き、或は人をして袁世凱に說かしめた。更に米國を動かしてこの目的を達せんとして、大正八年の夏八月、倫敦郊外において米國のハウス大佐に說き、その年九月末には米國大統領ウイルソンに會してこれを說かんと計畫したところ、ウイルソンの急病のため、面會の約を取消して歸國するの已むを得ざるに至り、支那大陸に阿片政策を實施するの志は、遂にこれを實現するの機會を失した。

しかし乍ら、伯の臺灣に實施したる阿片政策は、顯著なる效果を擧げ、大正十三年壽府に開催せられた國際阿片會議をして、その成功を認めしむるに至つた。

しからば、阿片とは抑も如何なるものであるか。その吸喫の習慣は、人類に如何なる害毒を與へたのであるか。吾人は茲に少しく、史實に憑據して、これを檢討するの要を見る。

阿片はもと希臘に始まり、亞剌比亞人によつて支那に傳へられたもので、紀元七、八世紀の頃から、支那では既に用ゐられてゐた。併し、これは單に醫療用として使用されたので、これが民族を蠹毒する吸喫料に用ゐられ始めたのは、降つて十六世紀以來のことである。即ち一五九八年（萬曆二十七年）、和蘭が爪哇古據の端を開いて以來、同島に阿片を輸入し、阿片吸食の風を土人に傳へた。尤も當時は、爪哇土人の他には吸食を嚴禁してゐたのであるが、福建省漳泉地方から來てゐた支那出稼人は、祕かに禁を犯してこれを吸食し、しかもこの弊風を支那本土に傳へた。支那に阿片の害が及んだのはこの時以來であつて、即ち「臺灣府志」の「外島篇」に、

咬𠺕吧（爪哇）は紅毛人之を奪ふ。其の初土人輕捷善く鬪ふ。紅毛鴉片煙を製し、誘ひて食はしむ。舉國爭ひ趨ること騖の如し。久しくして遂に疲羸し、制を受け竟に據る所となる。（中略）紅毛人及び唐人は、鴉片を吃することなく、犯すときは重罰して宥さず。然るに唐人往々竊に食し、其土（原料）を懷きて中國に入るものあるに至り、法に依りて製煙し、毒を漳泉廈門に流し、今は則ち蔓延して臺に及ぶ。禁ずと雖も遽に絶つこと能はず。

とあるのがこれである。即ち支那の阿片傳來の門戸は廈門であつて、その弊風が、急速に臺灣に流入したことは、想像するに難くない。

ついで清朝の世になると、阿片吸食の風は加速度で傳播し、康熙初年の頃には、すでに福建から北上して蘇州地方にまで及んでゐた。(英國阿片調査會報告)さうしてその民族に對する害毒が、やうやく顯著となるや、康熙の末年には、すでに禁止令を發して、この弊風を治せんとしたが、事は行はれなかつた。殊に阿片の害毒の甚しかつたのは臺灣であつて、雍正二年(一七二四年)藍鼎元の「論治臺灣事宜書」のなかに「厦門多く有り、而して臺灣特に甚し。殊に哀しむべし」となし、阿片の吸食を禁止するを以て、朱亂後の創痍を恢復し、凋衰の元氣を興起する所以であると爲したほどであつた。

清朝政府はその後も、幾度か禁令を發して、この弊風を根治しようとしたが、阿片に關する刑罰を重くして、輸入の禁を勵行しようとすれば、却つて益々密輸入を增し、他方阿片の原料たる罌粟の私栽を盛んならしめるだけであつた。たまりかねて、林則徐の强硬なる阿片禁止政策となつたのであるが、それは却つて阿片戰爭といふ悲慘なる戰を誘發し、支那は英軍の蹂躙するところとなり、ついで長髮賊の亂となり、世は麻の如くに亂れて、民衆の風紀を頽廢せしめ、ますます阿片吸食の弊風を盛んならしむるに過ぎなかつた。

殊に甚しいのは、廣東と福建の二省であり、特にもと福建省の一府として、由來達制の極端を稱せられた臺灣では、禁止令などは殆ど有名無實に陷つた。道光の末年(一八四〇年頃)徐宗幹の手に成る「請籌議備貯書」のなかに、「臺地の貴賤貧富、良莠男女に就き、約略するに、喫烟者數十萬人を下らず。五十萬人として之を計るも、每日即銀十を耗す。銀何を以て日に少きや。洋煙愈々甚しければなり。(中略)烟土の禁、弛めずして弛む。卽ち每人每日を以て、之を約計すれば、銀二錢を須ふ。」とある如く、阿片の害は全島を風靡して、經濟的にも、道德的にも、社會的にも、

殆ど民族を衰亡せしめんとしつつあつた。

日清講和談判のときに、支那の全權李鴻章が、わが全權伊藤博文にむかつて、

『貴國が臺灣を領有なさるのはよろしいが、阿片ではきつと手を燒きますぞ。』

と言つたのは、その苦き體驗からの言葉であつた。卽ち久しい以前から阿片吸食の悪習に浸染し、すでに阿片を以て日常の食物のごとく思つてゐる臺灣の土人は、若しこれを嚴禁せんとすれば、必ず蜂起して反亂すべく、これを禁ぜざれば、その弊流れて奈邊に及ぶべきかを知らざるを諷したのであつた。

果して最初の臺灣總督樺山資紀が、明治二十八年五月二十九日、わが軍の三貂角上陸に際し、民政局長の名をもつて、人民按撫の告諭を發したとき、單に住民の財産を保證する旨を記すに止まり、阿片吸食については何等言及しなかつたといふことだけで、臺灣の住民には夙くも豫想外に深刻なる疑惑を抱かしむるに至つた。卽ち帝國の治臺方針は、阿片を嚴禁するにあるのではないかとの危惧の念が民心を不安に陥れたのである。そして劉永福の一派と洪湯興の一派とが、住民を煽動するに當つて、最も效果のあつたのは、日本政府は「禁阿片」の政策をとるぞといふ貼札であつた。

斯くして阿片問題の處理は、臺灣統治上の重大問題となつたばかりでなく、その決定如何は、世界列強の注視するところとなつた。然らばこれに對する輿論はどうであつたかといふに、「臺灣阿片志」の記すところによれば、

内外朝野の世論は概ね嚴禁を主唱し、我新聞雑誌の如きは異口同音に絶對的禁止を主張し、或者は之を以て支那民族を本島外に放逐する手段に供すべしと極論し、又法律家は國法上より、衞生家は其弊習の內地に傳播するを

恐るる點より、共に嚴禁を說き、住民中にも耶蘇教徒の如きは禁止の勵行を促し、又征清軍に屬し遼東半島に駐在したる軍醫中には、囚徒共の他の阿片癮者を治療し得たる事例に徵して、嚴禁の困難に非ざるを云爲せり。然るに反之、本島の實情を目擊するものは概ね漸禁說を主張し、又別に非禁說をすら唱ふるものあり。

といふ有樣で、殆ど歸適するところを知らなかつた。

そこで總督府では、急速に阿片問題の研究をはじめ、結局阿片禁止を方針とすることだけは決まつたが、然らば動亂を惹起するやうな危險なしに、しかも最も短日月に、最も有效に、これが禁止の實を擧げるには、どうしたらよいか。その點になると、議論百出、殆ど底止するところを知らなかつた。水野民政局長が、民政局員に意見を徵したとき、得たところの回答も、次の六案に分たれてゐた。

一、明治三十年五月八日の臺灣住民去就決定期を以て嚴禁を斷行せんとするもの
二、向う七箇年間を期して嚴禁の期限を定めんとするもの
三、禁止的重稅を課して嚴禁の目的を達せんとするもの
四、輸入斤量を遞減して嚴禁の目的を達せんとするもの
五、一定の商人に專賣特許を與へ、政府に特許料を納入せしめて漸禁を期せんとするもの
六、阿片烟膏を政府の專賣と爲して漸禁を決行せんとするもの

しかし第一と第二とのやうに、一定の期限を附して嚴禁しようとしても、僅少の歲月では到底豫期の效果を擧げ難いのみならず、謂れなく處分期を延期するに止まる。第三と第四とは、その方法は惡くないが、これを實行するには、

強大な兵力と警察力とが必要であり、とても事情が許さない。第五の方法によれば、特許者が自ら密輸入の防止をするであらうが、漸禁の目的を遂行するには不適當である。

そこで臺灣總督府では、大略第六の施行方法によつて、漸禁することに假決し、これを携へて、明治二十八年十一月、水野民政局長は上京した。しかるに一方内地では、依然嚴禁説が大多數を占めてゐた。横澤次郎の語るところに據ると、その情勢は大體次のやうなものであつた。

當時臺灣統治策としての問題は種々あつたけれども、就中三大問題として天下に囂しかつたのは、第一に阿片吸食嚴禁、第二に斷髮、第三に婦女纏足の解禁、この三つが行はれなければ、臺灣の土民は我が新附の民とすることが出來ない。故にこの三者は是非共斷行しなければならぬといふ議論が喧しかつた。當時東京毎日新聞、即ち故島田三郎君の主宰せられた新聞紙上に於いて、島田氏自ら名を署して、この臺灣統治問題に就いて長文の論説を掲げられたことがある。その意見は我邦識者の耳を傾けたものであつて、就中阿片の嚴禁といふことは、殆ど一致の輿論というても不可なきものの如くであつた。それは日本刑法には、阿片吸食者は嚴重なる刑罰に處せらるべき明文があるので、日本ではこの嚴禁主義を何人も怪しむ者はない。依つて臺灣土民が帝國の民となつた以上は阿片吸食を嚴禁して、以て日本臣民たる資格を與ふべきものであるといふ論には、殆ど反對がないやうな有様であつた。

かうして水野民政局長の携へ來つた阿片漸禁説は、臺灣事務局の會議でも、手痛い反對を受けた。議會でも、政府委員として出席した水野は、非常な攻撃を蒙り、これ國家百年の害毒を貽すの方策に外ならず、とまで痛罵したもの

すらあつた。

されぱとて臺灣島の實情を觀れば、到底內地の嚴禁說の如く、一刀兩斷の處置を許さないことは、言を俟たない。一方住民に安堵を與へながら、適確に根絕の實を擧げるには、どうしたらよいか。阿片問題は再び宙宇に迷つた。さうしてこの時提出されたのが、內務省衞生局長後藤新平の意見書であつたのである。

二六、臺灣の阿片制度意見

この伯の「臺灣阿片制度ニ關スル意見」は、當時の社會に大なる衝擊を與へた。「臺灣阿片誌」は、これをもつて、「暗夜の一燈火たりしもの」と言つた程である。

これは時の內相芳川顯正の依囑に應じて提出されたものであるが、これを提出する由來については、當時新聞記者をしてゐて、間もなく桂太郎の祕書官となつた横澤次郎が、次の如く語つてゐる。

內地に於いて臺灣統治、阿片斷禁問題の盛んな頃、各省に於いても種々な意見が互に論議せられて居つたのでありますが、內務省に於いてもその局に當る人には、盛んに臺灣統治策の議論を鬪はされた。其の當時自分が新聞記者として、各方面を視るのに、何れも臺灣統治策問題を耳にせぬ所はなかつた位である。然るに內務省で衞生局長をして居つた後藤新平伯が、內務省の食堂に於いて、各高等官連中と盛んに雜談をやる際に、しば〳〵阿片の斷禁は人道問題である、これを斷禁するは內地で酒、煙草を禁するといふことよりも困難な仕事である。斷禁論の如きは甚だ淺見の論だ。宜しく吸食阿片は政府で製造して、政府が之れを賣下げてやつて、その收入を以て

臺灣に於ける衛生事業施設の資金に充當するといふ方法が一番穩健であるといふことを、具體的にしば〳〵論議せられて居つた。

その頃の內務大臣は芳川顯正であつて、曩に後藤伯が相馬事件に關聯して入獄せられたが、之れを檢舉すべしといふことに就いて承認を與へたのは、即ち芳川である。故にその當時の伯は、芳川に對しては心中甚だ不愉快を感じて居つた。內務省の高等官食堂に於いて、斯くの如くいろ〳〵論議せられて居つたけれども、大臣は遙か向うに居られて、別段後藤の意見を意中に留めるなどといふやうなことはなかつた。先づ犬の遠吠を聞く位のことに聞き流されて居つたのである。

然るに水野氏が上京せられて、臺灣制度取調局の伊藤總裁に向つて、臺灣に於ける阿片吸食の斷禁は到底施行出來るものではない。故に之れに對しては何か穩かな方法を以てしなければ、臺灣の統治は困難であるといふことを具申せられた爲めに、伊藤總裁も各委員に向つてこの事を話して考慮を求められた。

そこで或る日芳川內務大臣は、後藤衛生局長を大臣室に呼ばれて、申さるるに、此の間、君が食堂で臺灣阿片に關する意見を屢〻論議して居つたが、あの意見を一つ書面にして出してくれぬかといふ話があつた。固よりそのとき後藤伯は、單に內務省の衛生局長であつて、臺灣に對しては何等の關係を有つて居つた人ではないが、大臣の命に依つて、早速書類を認められて、さうしてそれが衛生局長から臺灣事務局伊藤總裁に向つての建白書になつた。

かうして伯の意見書が、內務大臣に提出されたのは、明治二十八年十一月十三日、さらに內務大臣を經て、臺灣事

務局總裁伊藤博文に差出されたのは、同十二月十四日であつた。その要領は、一方には阿片禁止反對說を、片ツ端から論駁して、嚴禁の必要を力說すると共に、「時ノ宜キニ處スルノ禁止制度」として、その第二案たる漸禁方法を詳述したものであつた。形式上は第二案であつても、嚴禁說が事情行はれ難きにある限り、彼の眞意は、これを以てこの難問題を解決せんとするものであつた。

その全文は次の通りである。

臺灣阿片ノ制姑息ニ流ルヽトキハ、千載ノ悔ヲ遺スヘキカ故ニ、土寇截定ト同時ニ、內地同樣阿片喫烟ハ之ヲ嚴禁セラレサル可ラス。萬一之カ爲メ、多少不平ノ徒暴擧ヲ企ツルコトアルモ、兵力ヲ以テ鎭壓シ、稅關收入ノ如キ、假令幾十萬ノ損失ヲ見ルモ、敢テ顧ルヘキモノニ非ス。此際斷然阿片喫烟嚴禁ノ制ヲ適用セラルヽヲ以テ、最良ト存居候處、近來臺灣ニ渡航シタル人ノ說ク所、多クハ此斷行策ヲ以テ不可トシ、人心定マルノ後其方法ヲ設クルノ外ナシトス。否ラサレハ兵亂連年相繼キ、王化ニ浴スルノ期ナカルヘシ。廟堂ノ說モ多クハ之ニ傾クト傳ヘリ。果シテ信カ、嗚呼危シ矣。止ムナクハ則第二策ヲ取ルモ、此際斷然禁令ヲ布ク勇ナクシテ、人心定ルノ日ヲ待ツト號シテ、一著ノ好機ヲ空ク看過スルニ勝ルヘキカ。別紙第二策ヲモ包含致居ルモノニ有之候。敢テ高覽ヲ仰キ候。恐懼謹言。

明治廿八年十一月十三日　　後藤新平

臺灣島阿片制度ニ關スル意見

阿片烟ノ人身ニ有害ナルハ今更辯ヲ要セス。開國ノ始ニ於テ早ク之カ禁制ヲ布カレ、帝國臣民ヲシテ能ク健康ヲ保全スルコトヲ得セシメタルハ、今日我帝國ノ宇內ニ雄飛スルノ一因ト謂フモ不可ナカルヘシ。此禁制タル、少クモ彼レ商利ニ左右セラレテ、我國民ノ健康ヲ蹂躙スルコトヲ、防制シタルノ效アルヤ明カナリ。是我帝國ノ東洋ニ於ケル唯一ノ勢力タリ。一朝臺灣新領土ノ加ハルニ方リ、此勢力ヲシテ減殺セシムルノ跡アルニ至テハ、實ニ千歲ノ遺憾ト謂ハサル可ラス。清國ノ如キ、其國民劣敗ニ陷

ル所以ノモノハ單ニ阿片喫烟ニ因ルトハ云ヒ難キモ、國法ノ之ヲ禁止スルノ方ナクシテ、其ノ國民ノ懶惰ヲ來シタルノ一因タラサルナキヲ得ンヤ。今日臺灣ノ新領土トナルヤ、其ノ住民阿片喫烟ノ惡習アリテ、稅關ノ收入、阿片ニ係ルモノ、實ニ八十餘萬圓ノ歲額ナリト聞ク。其レ果シテ信乎、其喫烟者ノ夥多ナル亦驚カサルヲ得サルナリ。近時軍役人夫等、我國禁ノ嚴ナルニモ拘ハラス、陰ニ之ヲ試ムル者漸ク增加シ來ルヲ見ルト云フ。若シ習癖トナルニ至ランカ、不知不識內國ニ蔓延シテ、其ノ弊害終ニ拔クヘカラサルニ至ランコトヲ恐ル。故ニ、特ニ之ヲ嚴禁スルノ方法ヲ講スルハ、實ニ目下ノ急務タルヘシ。

抑モ阿片ノ害タル、

一旦其ノ喫烟ノ習癖トナルトキハ、之ヲ中止スルコト難ク、而シテ終ニ惰民ヲ生スルノ原因トナルコト。

阿片烟中毒症ニ罹ル者ハ、益々多量ヲ嗜ミ、産ヲ破リ業ヲ廢シ、其ノ子孫ノ心體共ニ健康ナラズ、諸般ノ能力次第ニ劣弱トナルコト。

此等ノ弊害ハ、從來世人ノ知ル所ニシテ、毫モ疑ヲ容ルヘカラサルモノノ如シ。此際阿片烟ノ嚴禁スルノ宜キニ若カサルヤ、論ヲ俟タサルナリ。是阿片烟嚴禁ニ關スル卑見ノ第一案ナリ。

然ルニ近來、清國若クハ臺灣ノ事情ニ通スル者ニシテ、往々阿片烟禁制論ニ反對シ、異議ヲ唱フル者アリ。即チ

一、阿片烟ハ之ヲ禁セサルモ、人々之ヲ嗜ムニ至ルモノニ非サルコトハ、清國ニ於テモ、國民皆喫烟スルニ非サルノ以テ明ナルコト。

二、清國人ニシテ富豪、强健、勤勉ノ者少ナカラス。是レ國民ノ懶惰疲憊ヲ防クカ爲ニ阿片烟ヲ禁スヘキノ理ナキノ證ナルコト。

三、阿片烟ハ一回之ヲ試ムルモ、直ニ習癖トナルヘキモノニ非ラス。最初ハ却テ不快ヲ覺エ、終ニ自ラ之ヲ止ムル者少ナカラサルコト。

四、清國人ト雖モ、阿片烟ノ害アルコトハ、自ラ唱フル者少ナカラス。而シテ少シク教育アル者ハ、自ラ之カ禁制ヲ力ムルカ故ニ、之ヲ自衞ニ任スモ害ナキコト。

五、臺灣土民ノ如キ、阿片烟ヲ喫スルノ習癖アル者ヲシテ、頓ニ之ヲ禁止スルトキハ、大ニ健康ヲ害シ、却テ其ノ生命ノ危險ヲ

來スヘキコト。

六、土民ノ長老輩自ラ曰ク、阿片烟ノ有害ナルコトハ能ク之ヲ知ル。我子孫ヲシテ此ノ惡習癖ヲ脫シ、健康ノ民タラシメンコトハ、常ニ願フ所ナリ。然レトモ、從來習癖アル我等ニ對シ、頓ニ之ヲ禁セラレンカ、生存ノ快事ハ全ク之ヲ失ヒ、長ク苦痛ノ餘生ヲ保タンヨリハ、寧ロ速ニ死スルノ勝レルニ若カスト訴フル者アルコト。

七、臺灣ノ土民ニ對シ、阿片烟ヲ喫スルコトヲ嚴禁スルトキハ、大ニ民情ニ反對シ、帝國ニ心服スルノ妨ケトナリ、終ニ土寇ノ蜂起ヲ免ルヘカラサルカ故ニ、若シ之ヲ嚴禁セントセハ、常ニ二個師團以上ノ兵ヲ駐在セシメ、數千ノ生命ヲ犧牲ニ供スルニ非サルヨリハ、假令兵力ヲ以テ威壓セントスルモ、其ノ目的ヲ達スル能ハサルコト。

八、一ノ阿片制度ノ爲メ、多數ノ兵ヲ要シ、且ツ多額ノ經費ト其ノ生命ヲ犧牲ニ供シ連年島民ノ平和ヲ害スルモノトセハ、領土ヲ增シ、殖民ヲ謀ルノ上ニ於テ政策ノ宜シキヲ得タルモノニ非サルコト。

以上ノ理由存スルヲ以テ、臺灣ニ於ケル阿片烟禁止ノ制ハ、暫ク之ヲ不問ニ付スルノ宜キニ若カサルナリト。是レ反對論者ノ稱道シ、主張スル所ナリ。余之ヲ聞ク每ニ、未タ曾テ痛嘆大息セサルハナシ。我帝國今日ノ優勢アルハ、夙ニ阿片烟ヲ國禁トシ、開國以來之ヲ勵行セラレタルノ結果ニアラサルナキヲ得ンヤ。然ルニ、若シ臺灣新領土ニ對シ、假令其ノ土民ノ習癖トシテ、頓ニ之ヲ禁セントスルハ、前論者ノ說ノ如ク、難事トスル所アルヘキモ、姑息ノ制ヲ用ヒ、延テ其ノ弊内國民ニ及ストコロアラハ、猶ホ其ノ健全發達ヲ害スルノミナラス、更ニ内ハ國民ニ對シ、外ハ外國ニ向テ、大ニ我政府ノ威信ヲ殞スルノ虞アルヲ恐ル。臺灣新附ノ民モ亦今ヤ業已ニ
陛下ノ良民ナラスヤ。何カ故ニ健康長壽ノ保護上ニ於テ、一視同仁ノ恩澤ニ浴スルコト能ハサル乎。假令土民ニ阿片烟嚴禁ノ制ヲ勵行スルハ、酷薄ノ嫌ヒアルヲ以テ、暫ク彼ノ慣習ニ任スヘシトスルモ、之カ爲メ、自ラ其危害ニ陷ルヲ看過スルカ如キハ、當局者ノ責任ニ於テ缺ク所ナシトセス。而シテ内地ノ良民臺灣島ニ在ル者、之ヲ試ムルヤ、忽チ嚴刑ニ處セラルヽノ點ヨリ見ルトキハ、假令保護ノ意ニ出ヅルモ、彼ノ慣習ニ任スルノ制ニ比スレハ、酷薄ノ嫌ナキ能ハス。斯ノ如ク、等シク帝國ノ臣民ニ對シテ、法ヲ二三ニスルカ如キハ、必ス諸般ノ制度上ニ影響ヲ及ホシ、却テ長ク島民ヲシテ、一團ノ帝國臣民ト爲スコト能ハサル

ノ原因ヲ存スルモノニ非サルカ。是レ余カ國民衛生上ノ一端ニ止マラス、大ニ邦家ノ爲ニ憂慮措ク能ハサル所ナリ。況ンヤ、曾テ新聞紙ノ傳フル所ニ據レハ、下ノ關媾和談判第四回ニ於テ、臺灣ノ地ヲ帝國ノ有ニ歸セハ、阿片烟ヲ禁制スルコトハ、必ス其效ヲ奏スヘシト、伊藤侯カ李伯ニ明言シタルモノヽ如シ。此言果シテ信ナラハ、我國ノ東洋ニ於ケル威信ノ上ニ就テ、之ヲ禁制手段ヲ等閑ニ付スル能ハサルモノアルヤ、論ヲ俟タサルニ於テヲヤ。

議者アリ、又曰ク、阿片烟ノ禁セサルヘカラサルヤ論ヲ俟タス。然レトモ、今日ニ當リテ之ヲ急施スルハ、甚タ其ノ策ヲ得タルモノト謂フヘカラス。目下ハ之ヲ不問ニ措キ、人心漸ク定マルヲ待ツモ、未タ遲シトセサルナリト。此說ヤ、所謂巧言中ニ害アルモノ、卽チ強言弱行ノ徒ノ常ニ爲ス所ナリ。今日革新ノ機會ニ於テ、斷然之ヲ決定セスンハ、何ノ時カ之ヲ實施スルノ機會アルヘキ、亦惑ヘルノ甚タシキモノト謂フヘシ。時機ハ後ルヘカラス。要スル所ハ其ノ順序方法宜キヲ得ルト否トニ存スルノミ。

前ニ列記スル阿片烟禁止說ニ反對スル論者ノ言中、第一ヨリ第四ニ至ル各項ノ如キハ、反駁ヲ試ムルノ價値ナシ。第五項以下、其ノ說理ナキニ非サルヲ以テ、左ニ時ノ宜ニ處スルノ禁止制度ヲ陳述スヘシ。

一、阿片ハ内國現行制度ニ於ケルカ如ク、總テ政府ノ專賣トシ、自由ノ貿易通商ヲ許サヽルノ制トセハ、是ヨリ衛生警察施行ノ内ニ入ルモノニシテ、政府ノ威信ヲ示スニ於テ、一著地步ヲ占ムルモノタルコト。

一、阿片賣買ハ、内國現行制度ノ如ク、臺灣島内ニ阿片特許藥舖ヲ置キ、藥用阿片ノ外ハ賣買ヲ許サヽルコト。

一、阿片製劑中ニハ數種アリ今、粉劑、越幾斯劑、液劑ヲモ特許藥舖ニ於テ賣買ノ取扱ハシメ、機宜ノ處置ヲ設ケ、緩急宜キヲ得ルノ途ヲ開クコト。

一、阿片喫烟ノ習癖アリテ、之ヲ中止スルコト能ハサル者ハ、全ク阿片中毒症ニ罹リタル者ナルカ故ニ、毒ヲ以テ毒ヲ制スルノ外他ニ道ナキナリ。故ニ醫師ノ診斷ニ依リ、既ニ中毒症ニ罹ル者ニ限リ、之ヲ許シ、毎年期日ヲ定メ、政府ヨリ發行ノ一定ノ通帳ヲ交付シ、阿片特許藥舖ヨリ、隨時之ヲ買求メ、喫烟スルコトヲ許可ス。若シ醫師ナキ地方ニ於テハ、所轄警察署、若クハ町村役場ノ保證ニ據リ、通帳ヲ交付シ、之ヲ賣渡ス等、便宜實際ニ適當ナル方法ヲ設ケ、機宜ノ處置ヲ爲サシメ、且ツ之ヲ濫用スル弊ヲ防キ、漸次改習ニ至ラシムコト。

一、阿片輸入税ハ八十萬圓ニ上レリト云フヲ以テ、其ノ需用ノ巨額ナルヤ知ルヘシト雖モ、之ヲ政府ノ專賣トシ、禁止税ノ意味ヲ以テ、此輸入税額ニ三倍ノ價格ヲ加ヘ、阿片特許藥舖ニ於テ、政府ヨリ發行ノ通帳持參ノ者ニ、喫烟用トシテ賣渡サシムルコトトセハ、漸次ニ其ノ需用者ヲ減シ、青年子弟ヲシテ、此ノ惡習癖ニ陷ルコトヲ防クノ效ヲ見ルヘク、國庫ハ更ニ百六十萬圓ノ收入ヲ增加スルコトヲ得ヘシ。

一、此ノ百六十萬圓ト、從來ノ輸入税八十萬圓ト合スルトキハ、（假令從來ノ輸入税八十萬圓以下ナルモ其ノ定準ハ同一ナリ）二百四十萬圓以上ニ上ルヘシ。此ノ費額ヲ以テ、臺灣地方ニ於ケル殖民衛生ノ費途ニ充ツルトキハ、所謂生存競爭ノ原因ニ據リ、毒ヲ以テ毒ヲ制スル自然ノ定則ヲ踐ム者ナリ。然ルトキハ、健康ヲ害スル所ノ禍原ヲ變シテ、國民ノ福祉ヲ增加スルコトヲ得ヘシ。

一、青年兒童ニ在テハ、阿片喫烟ノ害ヲ、教育上ヨリ了得セシムルヲ急務トス。故ニ各小學校ノ讀本ハ勿論、教授上ニ於テモ、此ノ精神ヲ注入スルコトニ力メサルヘカラス。各小學校ヲ設クヘキ村落ニハ、可成此ノ貳百四十萬圓ノ金額中ヨリ、適當ノ町村醫ヲ配置シ、未開時代ノ村落ニ於ケル如ク、町村醫ヲシテ小學教員ヲ分擔セシムルノ便法ヲ設クルモ可ナルヘシ。

一、殖民衛生上ニ於テハ、各縣下ニ一個ノ病院ヲ置キ、又町村醫ヲ置キ、救急ノ功德ヲ以テ、新政ノ厚德ヲ知ラシムルハ、最モ良法ナルカ故ニ、之ヲ設置スルハ甚タ必要タリ。況ンヤ此財源アルニ於テヲヤ。

右ハ臺灣新領土ニ於ケル阿片烟禁止ニ關スル卑見ノ第二案ナリ。此ノ方法ハ、其ノ實施上ニ於テ多少ノ障碍アルヘキモ、機宜ノ處置ヲ以テ國法ヲ枉ケス、諸方法中比較的容易ニ行ハレ得ヘキモノト信スルナリ。

即ち伯の漸禁法によれば、阿片は內地の制度と同じく政府の專賣とし、臺灣島內に特許藥舖を置き、藥用阿片の外は賣買を許さざる一方、阿片中毒者には一定の通張を交付し、藥用として阿片を買求めることを許すこととすべしといふのである。當時阿片輸入税は約八十萬圓であつた。故に政府の專賣となつた上は、禁止税の意味を以て、これに三倍する價格を加へて賣渡さしめ、かくして得た二百四十萬圓の金は、臺灣地方における植民衛生の費途に充つべし

といふのである。

この伯の阿片意見こそ、これと前後して發表された石黑忠悳の漸禁論とともに、この難問題解決の鍵となつたものである。

二七、阿片制度施行方法

かくして臺灣事務局委員會は、種々討議の末、つひに伯の意見を容れて、漸禁の方法を採用するに決し、伊藤總裁からその旨を內閣に具申したのは、明治二十九年二月三日であつた。二月十二日、伊藤首相から總裁宛てに、具申の通り閣議決定の通牒があり、同月十五日附、總裁からその趣きを樺山臺灣總督に移牒したので、ここに初めて臺灣の阿片制度は、確立することになつた。

尋いで二月二十七日附、樺山總督から芳川內相に宛てて、重ねて阿片制度施行方法につき、後藤衞生局長の意見を承知致したいといふ照會があつたので、ここに伯は再び、その施行方法につき、意見書を提出することになつた。この意見書は、「一或ハ彼地（臺灣）ノ實際ニ適セサルヤモ難計候ヘトモ、過般開申候阿片制度ノ大方針ニ依リ、施行上ノ要項ト思料候件々、別誌差出候」といふ前書を附し、詳細なる施行方法を具申したものであつた。

伯はこの意見書のなかにおいて、若し單純なる阿片嚴禁策を實行せんとせば、少なくも二個師團の兵力を要し、數年に亙つて、その兵員の半數以上を失ふの覺悟がなくてはならぬものを、伯の漸禁策は、兵力に代ふるに行政警察の力を以てし、功を數十年の後に期するものであると說いて、阿片制度の至難にして且つ至要なる所以を明かにした。

そして第一の「阿片行政ノ機關」においては、「阿片事務局は、「實ニ其ノ成功ノ如何ハ本國ノ威信ニ關シ、且ツ全島征服ノ效果ヲ擧クルノ機會モ、亦之ニ伴フ」を以て、臺灣總督府の他の部局と對峙する獨立部局となし、且つ他の衛生事務をも併せて、これを衛生部と稱すべく、部長の下に衛生事務官、衛生醫官、書記、阿片巡視官等を置き、且つ醫師を增員して、この制度の完全なる實施を期すべしとなした。つぎに伯は第二の「阿片行政警察施行方法」において、施行上の細密に亙る注意事項を列述したる後、第三の「阿片財政」において、この阿片制度の實施によつて生ずべき三百萬圓の實收入は、決して普通の行政費途に充用することなく、臺灣の衛生制度、特に阿片制度完成のために費すべきものであると論じたのであつた。その全文は次の通りである。

臺灣島阿片制度施行ニ關スル意見書

臺灣阿片制度ニ關シ、曾テ提出シタル鄙見ノ第二説、即阿片ヲ以テ政府ノ專賣トシ、阿片吸烟ヲ嚴禁シ、老癮者ニ限リ藥用トシテ阿片吸烟ヲ許可スルノ制ヲ採納セラレタルニ付、其施行方法ニ關シ、更ニ鄙見ヲ開申スヘキ旨、臺灣事務局總裁伊藤侯爵ヨリ、芳川内務大臣ヘ御移牒ノ旨ニ依リ、阿片制度施行方法ノ要領ヲ陳スル事左ノ如シ。

阿片制度ノ宜ヲ得ルト否トハ、臺灣行政ノ全體ニ影響スヘキ重大ナル問題ニシテ、若シ一朝其措置ヲ失スルコトアランカ、永ク全島ヲシテ王化ニ浴セシムルコト能ハサルハ勿論、未タ新領土征服ノ效ヲ收ムル能ハサルニ、早ク已ニ千載拔クヘカラサルノ惡習癖ヲ、本國ニ流傳スルノ害ヲ來サン。抑モ鄙見ノ第一説ハ嚴令ヲ布キ、兵力ヲ以テ之ニ臨ミ、惡習ノ民、令ヲ奉セサル者ハ、之ヲ殲シテ遺孽ナキニ至ラシムルヲ期スルノミ。而シテ之レニ要スル兵員ハ、少クモ二個師團以上ヲ要シ、數年ニ渉リ、或ハ其ノ兵員ノ半數以上ヲ殞スルニ至ルヘシ。之ニ反シテ、鄙見ノ第二説ハ、兵力ニ代フルニ行政警察ノ力ヲ以テシ、此第二説ヲ實行シテ阿片嚴禁ノ成績ヲ擧ゲント欲セハ、其事ノ至難ナルコトヲ明察シ、堅忍不拔ノ人ニ任シ、功ヲ數十年ノ後ニ期シ、始メテ之ニ著手スルコトヲ得ヘシ。一日ノ苟安ヲ偸ミ、現時ノ收入額ニ眩惑セラレ、其ノ説ノ新領民ニ對スル政策トシテ喜ンテ聽クヘキ

モノノ如キカ故ニ、執行上容易ナルヘキヲ速了シ、輕擧其ノ事ヲ企圖セントスルカ如キ輩ノ手ニ委シテ其政策ノ誤マランコトハ、余ノ最モ懼ルヽ所ナリ。今ヤ余カ阿片喫烟嚴禁策ノ第二説ハ、臺灣事務局ノ議ヲ經テ、賢明ナル總裁閣下及總督閣下ノ採納ヲ得タルヲ以テ、乃チ喜ンテ施行上ノ鄙見ヲ呈セントス。之ヲ要スルニ鄙見ノ第二説タル阿片制度ノ施行ハ、所謂言フニ易クシテ行フニ難ク、聞クニ快クシテ施スニ苦ムヘキモノ、其ノ至困至難ノ狀ハ豫メ察知スヘク、而シテ唯其ノ至難ナルヲ豫言シテ後、之ヲ斷行スルニ宜キヲ得ルモノ、獨リ之ヲ能スヘキノミ。況ンヤ言語通セス、人情同シカラサルノ民土ニ對スルニ於テヲヤ。而シテ今此制度ヲ施行スルニ方リ、必要ナルハ第一、阿片制度施行ニ樞要ナル行政機關、第二、阿片行政警察施行方法ニ關スル要件、第三、阿片財政ナリトス。

第一　阿片行政ノ機關

阿片行政機關ノ主ナルモノハ、阿片事務局ニシテ、阿片事務官、巡視官、警察官、醫師ヲ以テ組織シ、附スルニ製藥所ヲ以テセサル可ラス。聞ク製藥所ノ事巳ニ定ルト、故ニ茲ニ之ヲ略ス。

阿片事務局ノ目的ハ、阿片喫烟ヲ嚴禁シ、只老癮者ニ限リ、醫藥用トシテ之ヲ特許シ、新タニ習癖ニ就クノ弊ヲ豫防シ、凡ソ五十年ノ後ニハ全ク其ノ跡ヲ絶タシムルヲ以テ其ノ責任トシ、併セテ本國ニ此ノ惡習ノ傳播スルコトノ防遏スルニ在リ。

阿片事務局ハ、臺灣ニ於テハ重要ナル行政機關ノ一ナレハ、獨立部局トナスノ當然ナリトシ、其ノ當局者ノ人撰亦最モ心ヲ用ヒサル可ラス。然ルニ此ニ一箇ノ問題アリ、即チ此ノ阿片事務局ハ獨立部局ト爲スヘキカ、將タ他ノ衞生事務ト合シ、衞生部トシ獨立部局ノ下ニ屬セシムヘキカハ、大ニ考究ヲ要スヘキ一事トス。阿片事務局ヲ獨立部局ト爲スヘキ所以ハ、此ノ事業ノ臺灣行政中重要事項タルカ故トノミナラス、實ニ其ノ成功ノ如何ハ本國ノ威信ニ關シ、且ツ全島征服ノ效果ヲ擧クヘキノ機會タル、亦之ニ伴フヲ以テ、此ノ重大ナル責任ヲ負擔セシメンカ爲メニ、臺灣總督府ノ他ノ各部ト對峙セシメ、若クハ特設ノ一局トシテ各部ノ上ニ位セシムヘキ價値ヲ有スル一大要件タレハナリ。加之、若シ之ヲ視ルコト重要ナラサルニ於テハ、此ノ阿片喫烟嚴禁ノ成功ヲ見ルコト能ハサランコトヲ恐ルヽ所アレハナリ。然レトモ阿片行政警察施行ノ爲メ、要スル所ノ數多ノ醫師及官吏ハ、一般衞生事務ト相待テ密接離ル可ラサルノ關係ヲ有スルヲ以テ、之ヲ合同シテ一ノ衞生部ト爲スハ、財政上ノ便益少カラサルモノ

カ故ニ、衞生部ヲ特設シテ、阿片事務ト一般衞生事務トヲ取扱ハシムルノ機關ト爲スヲ以テ、目下適當ノ方法ナリト信ス。而シテ其ノ組織ハ大略左ノ如クナルヘキカ、

部　長　一人

部長ハ當分民政局長官ノ兼勤ヲ可トス

衞生事務官　二人　内一人ハ會計事務官トス

衞生醫官　一人

以上高等官

書　記　七人

阿片巡視官　二十人　將來増員ヲ要スルコトアルヘシ

以上判任官

外ニ雇員　若干人

之ヲ要スルニ、官員高等事務官約三人、内一人ハ部長トスルカ、寧ロ民政局長官ノ兼勤トスルヲ可トス。其ノ阿片取締ニ關シテハ、一般警察官ヲシテ之ヲ監督セシムルノ外、專屬ノ阿片巡視官（判任）若干名ヲ置キ、收稅官ノ監視ニ於ケルカ如キ事務ヲ執ラシムルヲ要ス。其ノ他常務ニ服スル書記ヲ置キ、各地方ニ對シ喫煙特許ノ鑑札、及阿片買入許可ノ通帳配付、其ノ他ノ庶務ニ服セシム。醫師一人、阿片事務局若クハ衞生部ニ在ツテ、各地方ニ配置スル醫師ノ老癮者診斷等ニ關シ指揮監督ノ任ニ當ラシム。此ノ官吏ノ定員ハ、實際其ノ人ヲ得ルト否トニ在リテ、其ノ組織ヲ變更増減セサル可ラサルヤ論ヲ俟タス。此ノ他阿片警察ノ施行ノ爲メ、特ニ警部巡査ヲ増置スルノ必要アルヘシ。

各地方ニ配置スヘキ醫師大約三百人ヲ要ス。此ノ内各病院ノ院長其ノ他醫長等約十人ハ奏任待遇トシ、助手以下其ノ他ハ判任待遇トシ、年功加俸ノ制ヲ設クルコト頗ル必要ナリ。但三百人ノ醫師中、目下病院ニ要スルモノ及、至急地方ニ配置ヲ要スルモノヲ、其ノ半數卽チ百五十人ト假定シ、先ツ此人員ヲ以テ事務ニ著手シ、將來其ノ事務ノ進步ニ伴ヒ、漸次増員遂ニ滿員セシムル

見込ナリ。

現時臺灣島ノ人口ヲ約二百萬ト見做シ、其ノ既ニ鎮定ニ屬シ、醫師ヲ派遣シテ阿片老癮者ヲ檢定セシムヘキ地方、凡ソ三分ノ二ト假定シ、其ノ住民百三十萬人、其ノ内既ニ阿片喫煙ノ習癖アルモノハ年齡ヨリ推測スルニ五分ノ一、即チ二十五六萬人ヲ超エサルヘシ。而シテ之ヲ檢診スルニ、醫師一人一日七十人宛トシテ、一箇月二千人、乃チ百五十人ノ醫師アレハ、一箇月間ニシテ容易ニ檢診ヲ了スヘシ。若シ習癖者五、六十萬人アルトスルモ、二箇月間ヲ要スレハ足レリトス。此ノ檢診ハ敢テ期月ニ完了セシメサルモ可ナリ。一、二箇月ノ間、醫師及官吏ヲ各地ニ派シテ、順次巡回診斷ヲ行フノ方法ト爲ストキハ、決シテ難事ニ非サルヘキヲ信ス。言語不通ノ診斷ハ意外ニ手數ヲ要スヘキモノアランカナレトモ、阿片老癮者ノ診斷ニ就テハ頗ル容易ナル方法アラン、即チ診斷ヲ乞フ者ヲシテ、前日ヨリ阿片ノ喫烟ヲ止メシメナハ、一見以テ其ノ老癮者タルト否トヲ診定シ得ヘケン。彼是以テ醫師ハ百五十人ニシテ目下其ノ責任ヲ盡サシムルニ充分ナルヘキヲ信ス。

聞ク現今臺灣總督府ニ付屬スル醫師ハ、僅カニ五十有餘人ニ過キストス。而シテ此醫師ハ如何ナル方法ニ據ツテ撰任セラレシヤヲ知ラスト雖モ、將來多數ノ醫師ヲ採用スルハ、實ニ容易ノ事ニ非サルヘシ。今ヤ臺灣行ヲ望ムモノ一種ノ弊アリ、否ラサレハ其ノ風土ノ瘴惡ナルニ恐懼逡巡シ、進テ渡航セントスルモノ甚タ少シ。此ノ間ニ於テ適當ノ人ヲ得ンコトハ、實ニ難中ノ難事ナリ。當局ノ者此ノ邊ニ就キテ十分ノ用意ヲ要スヘシ。

第二 阿片行政警察施行方法

阿片行政警察施行方法ヲ定メントト欲スレハ先ツ

臺灣土民ノ知識

阿片喫煙ノ習癖トナレル歷史上ノ關係

現今阿片ノ輸入並ニ賣買ノ方法

阿片ノ種類、其ノ製法中如何ナルモノ最モ嗜好ニ適スルヤ

自宅喫煙、賣烟店、密賣淫店若クハ公娼店其ノ他ニ於テ、公開ノ喫煙店、若クハ集合ノ喫煙店ニ於ケル實況及此等ノ場所ニ於ケル阿片賣買ノ方法

自宅喫煙者並ニ其ノ家族ノ喫煙習癖ニ陥ル實況

中人以上ト中人以下トニ於ケル喫煙方ノ差異

喫煙用阿片一日若クハ一回ノ最少極量及最多極量

阿片喫煙ノ習癖ニ就クヘキ年齢

阿片ノ習癖トナルニ至ルハ凡ソ何回ノ喫烟ヲ試ミタル後ナルヤ等

以上ノ諸件ヲ詳ニシ、且ツ臺灣ノ風土人情ヲ親シク察知シタル後ニ非サレハ、施行方法ノ細目ヲ擧ケテ實地ニ適當スヘキ方案ヲ立ツルコトノ難キハ、固ヨリ論ヲ俟タス。然レトモ阿片行政警察ニ必要ナル要項ハ、左ニ通説スル各要件ニ基キ、實地斟酌セハ足ルヘシ。

一、阿片喫烟嚴禁ノ制ヲ布キ、老癮者ニ限リ除外例ヲ置キ、其ノ目的ヲ達セントスルニハ、第一自宅ニ於テ阿片喫煙ヲ爲サシムルコトヲ嚴禁シ、必ス一定ノ場所ヲ各地ニ公設シ、此ノ公設ノ烟店ニ於テノミ、喫烟セシムルノ制ヲ定ムルコトヲ得ハ、取締上最モ便利ナリトス。第二、若シ自宅ニ於ケル阿片喫烟ヲ嚴禁スルコト能ハストセハ、特許鑑札ヲ二様ニ區別シ、自宅ニ於テ喫烟スル者ニハ公設烟店ニ入ルモノノ鑑札料數倍以上トナスノ制ヲ設ケ、成ルヘク賣烟店ニ於テノミ喫煙セシムルヲ可トス。

一、醫師、（醫師ナキ地方ニ於テハ、地方警察官）ニ於テ、阿片老癮者タルコトヲ検認シタル者ニ限リ、阿片喫烟特許鑑札ヲ交付スルコト。（制式末尾ニ付ス）

但シ鑑札ノ有效期限ハ、一箇年トシ、滿期ノ際ハ検診ノ上更ニ新鑑札ヲ交付ス。

一、阿片喫烟特許鑑札所有者ニ限リ、阿片買入通帳ヲ交付スルコト。（制式末尾ニ附ス）

但シ通帳ノ交付ハ、一回一冊幾枚ト定メ、使用シ盡シタルトキハ更ニ交付ス。

一、鑑札、通帳トモ料金ヲ徴スルコト。

一、此ノ鑑札、通帳ハ收稅ノ目的ニ非スシテ、保護ノ義ニ出ツルモノナレハコトヲ明カニスル爲メ、總テ總督府阿片事務局若クハ衞生部ノ名ヲ用ヒ、決シテ收稅官署ノ名ヲ用ヒ收斂ノ意ヲ含マシム可ラサルコト。

一、阿片喫烟特許鑑札ヲ所持セサル者ニ喫烟セシメ、又ハ買入通帳ヲ用ヒスシテ阿片ヲ賣買シタル者ハ、嚴刑ニ處スヘキ制ノ設クルコト。

一、鑑札面並ニ通帳表紙ニハ姓名番號ヲ明記シ貸借ヲ許サヽルコト。

一、賣烟店其ノ他喫烟阿片賣買ヲ願出ツル者ニハ相當ノ取締ヲ設ケテ之ヲ許可スルコト。

一、喫烟ノ特許ヲ得タルモノハ常ニ鑑札通帳ヲ携帶スヘキコト。

一、賣烟店並ニ喫烟用阿片藥舗ニハ阿片巡視官若クハ警察官隨時臨檢スヘキ制ヲ設クルコト。

一、老癮者ノ診斷ハ本法施行後一箇年間トシ、此間期日ヲ定メテ醫師ヲ巡回セシメ、期限後ハ假令老癮者タルノ故ヲ以テ診斷ヲ乞フモ斷然之ヲ許ササルコト。

一、本法發布前所有セシ阿片ハ、此ノ際其ノ斤量ヲ明ニシ買上ルコトヽシ、其ノ儘直ニ使用セシメテ後來密輸入ノ媒助タルノ弊ヲ來サシム可ラサルコト。

一、清國人ハ喫烟嚴禁ノ宣誓式ヲ行フニ非サレハ移住ヲ許ササルコト。

一、阿片巡視官ニ於テ犯則者ヲ認メタルトキハ警察官ニ引渡スコト。

一、賣烟店及喫烟阿片藥舗ヨリハ購入者ヨリ受取リタル買入通帳ノ買入證書ヲ一定ノ期日ニ當該官署ニ納付セシメ統計材料ニ供スルコト。

一、阿片ノ賣價ハ相當ニ定ムルコト。

一、阿片喫烟ニ關シ特ニ諭告ヲ發布スルコト。

諭告文ノ大意

阿片喫烟ノ嚴禁ハ、至仁至慈ノ制ナリ。是獨現住民ノ健康ヲ保護スルノミナラス、永ク子孫繁榮ノ基ヲ開カシムルモノタレハナリ。然ルニ臺灣從來ノ習俗ニ依リ、多年之ヲ喫烟シテ既ニ老癮ニ陷ル者少カラス。此仁慈ノ新制或ハ、老癮者ヲシテ目下ノ苦惱ニ堪ヘサラシムルコトアルヘキヲ憫ム、是ヲ以テ本總督ハ

陛下至仁至慈ノ聖旨ヲ奉シ、大政府施政ノ主義ヲ體シ、一時權宜ノ處置ヲ行ヒ、此ニ阿片嚴禁ノ制ヲ布クト共ニ、老癮者ニ對スル特典ヲ制定ス。普ク此趣旨ヲ體シ心得違ヒアル可カラス云々。

此諭告文ハ簡明ヲ主トシ、且土語ニ譯シテ阿片喫烟特許鑑札ノ裡面及買入通帳ノ表紙ニ刷入スヘキコト。

一、阿片ノ密輸入ハ各所稅關並ニ阿片巡視官ニ於テ監視スルノ制ヲ設クルコト。

一、阿片喫烟ニ關スル營業組合ヲ設ケ（清國營業組合ニハ自治ノ美風アリト言フ）密輸入並ニ犯則者ヲ密告セシムル方案ヲ立ツルコト。

一、阿片密輸入ヲ嚴刑シ且密告者懸賞ノ制ヲ立ツルコト。

一、阿片巡視官並ニ阿片事務局ノ官吏中ニハ臺灣土民ノ文字アルモノヲ採用スルコト。

一、阿片巡視官ハ巡視方法ニ付内規ヲ設ケテ其ノ職務執行ノ指導ニ缺クヘカラサル要件ヲ示スコト。

一、新ニ阿片ノ習癖ニ就キタル證跡アル者並ニ之ニ至ラシメタル者ニ對シ、嚴刑ノ制ヲ設クルコト。（流刑ノ罰ヲ設ケラルヽヲ可トス。）

一、阿片制度違犯者ニハ流刑ニ處セラルヽノ制ヲ定メラレタキコト。遠島ニ處セラレタル者ヲ送付スヘキ島ヲ定メ置キタキコト。

第三　阿片財政

臺灣ニ於ケル阿片ノ輸入額ハ、一箇年約四十萬斤ニシテ、從前ノ價格ハ四百萬圓、即チ一斤平均十圓ニ下ラスト聞ク。而シテ從來我政府ニ買上タル阿片ハ一斤五圓ナレハ、之ヨリ推算スルトキハ、今後少クモ二百萬圓ノ收入アルヘシ。加之喫烟者ノ鑑札通帳料金其ノ他ニテ百萬圓ハ收入シ得ヘク、合計三百萬圓ノ實收入アラン。此ノ實收入ハ阿片制度ノ成功ヲ見ル迄ハ、決シテ臺灣ニ於ケル普通ノ行政費途ニ充用スルコトヲ爲スヘカラス。而シテ此ノ實收入ヲ阿片制度ノ費途ニ供シテ剩餘ヲ見ハ、其ノ剩餘ハ

之ヲ住民衛生上ノ資ニ供シ、一切他ノ費途ニ充用セサルコトハ、海外諸國ニ對シ我政府ノ德義上特ニ務ムヘキ要件ナルヘキヲ信ス。若シ阿片ノ收入ヲ以テ、常ニ他ノ行政費ニ充用スルトキハ、財政上ノ都合ニ據テ、阿片制度上ニ言フ可ラサル弊害ヲ生スルニ至ランコトヲ恐ルルナリ。深ク察スル所ナカルヘカラス。

附言

一、年々阿片行政上ニ關スル一切ノ報告書ヲ作リ、其ノ制度ノ實況ヲ知ラシムルハ最モ必要ノ件トス。

一、論ヲ爲ス者アリ、九年ヲ期シテ阿片ヲ全島ニ絶タシムルヲ得ヘシト。然レトモ余ハ三十年內至五十年ノ後ニ於テ始メテ嚴禁的漸進策ノ效果ヲ見ルヘキモノト確信セリ。然レトモ當初ノ方法宜ヲ得ハ、二年ノ後ニハ此ノ制度ノ前途ノ卜定スルコト難カラサルヘシ。

前來陳述セル諸多ノ事項ハ、只實務者ニ於テ施行方法ヲ定ムルノ參考ニ供スヘキ要領ヲ示スニ止ム。其ノ他臺灣ノ病院制度及地方配置ノ醫師ニ關スル制度等ニ於ケル方案ハ、阿片制度ニ密接ノ關係ヲ有シ、且ツ臺灣行政上ニ大ナル影響ノ爲ニ、[illegible]ノアルヲ知ルト雖モ、本意見書ノ外ニ屬スルヲ以テ此ニ贅セス。

右臺灣阿片制度施行ニ關スル意見開申候也

鑑札雛形（表面）

番號

住所氏名

年齡

阿片吸烟特許之證

年　月　日

有效期限　年　月　日

醫師氏名㊞

同上（裏面）

諭告文寫

一、此鑑札ハ何年何法ニ據リ交付セシム

一、此鑑札有效期限ニ至レハ更ニ檢診ヲ受ケ新鑑札ヲ受クヘシ

一、此鑑札ノ僞造變造若クハ貸借スル者ハ嚴刑ニ處セラルヘシ

臺灣總督府阿片事務局印

通帳雛形 表紙

記番號　　年　月　日

鑑札表面ノ寫

阿片買入通帳

一、此通帳ハ何年何法ニ據リ交付セシム
一、此通帳ノ有效期限ハ年月日迄トス
一、此通帳ハ紙數ハ幾枚トス
一、此通帳ノ附込斤量ハ何斤迄トス
一、此通帳ヲ使用シ盡スカ又ハ附込斤量滿チタルトキハ新通帳ヲ申受クヘシ
一、此通帳ヲ僞造變造若クハ貸借スルトキハ嚴刑ニ處セラルヘシ

臺灣總督府阿片事務局

同　記番號

阿片賣渡證

番號
一阿片何匁
此代價何程
年　月　日
累計斤量匁（賣渡人印）

賣渡人住所氏名

阿片買入證

番號
一阿片何匁
此代價何程
年　月　日
累計斤量匁

同上 表紙ノ裡

諭告文寫

注意
一、鑑札通帳トモ其ノ製造ニ注意シ粗雜ナラサルヲ要ス
一、通帳ノ制式ハ銀行ニ行ハルヽ當座預金振出切符ニ模倣スルヲ要ス
一、總テ譯文ヲ併記スルコト勿論タリ

明治三十年一月二十一日、律令第二號として發布せられ、同年四月一日から始まつて、漸次臺灣全島に施行せられることになつた「臺灣阿片令」は、大體この伯の建議に據つてできたものであつた。斯くして世界人文史上の一記念碑たるべき、臺灣の阿片制度の基礎は、定められたのである。

二八、臺灣總督府衛生顧問

明治二十九年四月二十四日、內務省衛生局長後藤新平は、臺灣總督府衛生顧問を囑託せられた。蓋し新領土統治の一大難關たる阿片問題に關する彼の意見が採用され、實行さるる段取りとなつた以上、そして阿片問題の解決が、その性質上、立案は易く實行は難きものである以上、この有爲なる人材をして新領土統治の一關係者となすことは、必要といふよりもむしろ必至であつた。「臺灣阿片法」はこれについて、「以上後藤衛生局長の意見は、本島阿片制度の骨子をなせるものにして、總督府は阿片令調査、其の他衛生行爲の爲、明治二十九年三月、同局長に顧問を依囑しと誌してゐる。

かくして伯と臺灣との關係は、さらに密接の度を加へ來つた。しかも伯は、この新しく與へられたる地位を、客位にとどまらしむるが如き人物ではなかつた。卽ち、衛生顧問を囑託せられたる翌月、伯は筆を執つて、臺灣衛生會議設立の建白書を草し、時の臺灣總督樺山資紀に提出した。それは中央に、衛生執行機關としての衛生局の他に、審事機關として中央衛生會があつて、この兩機關が、車の兩輪の如き關係にある如く、臺灣においても、民政局總務部の衛生局の他に、臺灣衛生會議を設けて、審事機關となすべしとの建議である。かくの如く、最初阿片問題から出發し

た伯と臺灣との關係は、次第に間口を擴げていつたのである。

衛生顧問後藤新平謹テ建議ス

總督閣下夙ニ臺灣ニ於ケル衛生行政ノ忽ニスベカラサルコトヲ慮リ、民政局總務部ニ衛生課ヲ置キ、數名ノ事務官ヲシテ其事務ニ鞅掌セシメ、更ニ小官ニ囑スルニ衛生顧問ヲ以テシ、大ニ衛生行政ノ疎虞ナカラムコトヲ期セラル。是實ニ殖民地タル臺灣ノ施政上、最モ當ヲ得タルモノニシテ、小官等ノ常ニ稱賛シテ措ク能ハサル所ナリ。惟フニ閣下ノ明察能ク之ヲ督シ、課員ノ精勵事ニ當ルヤ、果シテ之ガ施行上ニ遺策ナキコトヲ得ルナルベシト雖モ、抑衛生行政ノ事タル、自ラ他ノ行政ト其軌ヲ異ニスルモノアリ。卽コレガ機關トシテ執行廳ノ在ルト共ニ、又一ノ衛生參事廳無カルベカラズ。而シテ其關係猶ホ車ノ兩輪ニ於ケルガゴトク、若シ其一ヲ缺クコトアラムカ、衛生行政ノ圓滿ヲ得ル蓋難シト爲ス。故ヲ以テ我政府ハ、中央ニ内務省衛生局ト中央衛生會トヲ置キ、地方ニ府縣警察部ト地方衛生會トヲ置キ、以テ執行ト參事トノ機關ヲシテ兩々對立セシメキ。然ルニ臺灣總督府ハ、執行廳トシテノ衛生課アルノミニシテ、未タ衛生參事府ノ設ケアルコトナシ。是豈衛生行政上ノ一大缺點ナラズヤ。況ムヤ臺灣ハ新拓ノ地、之ガ衛生施設ノ如キ概ネ新事業ニ屬シ、衛生參事ノ要益〻多キモノアルニ於テヲヤ。今ノ時速ニ衛生參事府ヲ置キ、衛生課ノ行政執行ニ規矩準繩ヲ與フルコト無カラズムバ、或ハ其圓滿ヲ缺コト無カルベキカ。是小官ノ常ニ憂慮シテ已ム能ハサル所ナリ。而シテ小官ノ之ニ對スル希望ハ概ネ左ノ如シ。

一、臺灣總督府ニ臺灣衛生會議ヲ設ケ、臺灣總督ノ監督ニ屬セシムルコト。

一、臺灣衛生會議ハ總テノ醫藥事務、總テノ公衆衛生及獸畜衛生ニ關スル事項ニ就キ、臺灣總督府各局部ノ諮詢ニ應ジ、其意見ヲ開申スルコト。

一、臺灣衛生會議ハ、臺灣總督府各局部ノ主管事務中ノ衛生ニ關スル事項ニ就キ、建議スルコトヲ得ルコト。

一、臺灣衛生會議ハ衛生各般ノ事項ニ就キ、臺灣總督府各縣知事及島司ニ諮問スルコトヲ得ルコト。

一、臺灣衛生會議ノ議長ハ臺灣總督府民政局總務部長ヲ以テ之ニ充ツルコト。

一、臺灣衛生會議ノ議員ハ臺灣總督府民政局内務部長、臺灣總督府軍務局陸海軍將官、臺灣總督府民政局總務部衛生課長、臺

灣總督府民政局內務部警保課長、臺灣各病院長等ヲ以テ之ニ充ツルコト。

一、臺灣衛生會議ノ議員中ヨリ一名ノ幹事ヲ置クコト。

一、臺灣衛生會議ハ臨時必要ニ際シ、臨時議員ヲ置クコトヲ得ルコト。

一、臺灣總督府衛生顧問ハ隨時臺灣衛生會議ノ開議ヲ要求シ、且其會議ニ列シテ意見ヲ述ベ、議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ルコト。

一、臺灣衛生會議議員ハ必要ト認ムルトキハ、隨時議長ニ向テ臺灣衛生會議ノ開議ヲ要求スルコトヲ得ルコト。

一、臺灣衛生會議議長ハ必要ト認ムルトキハ、隨時議員ヲ召集シテ會議ヲ開クコト。

一、臺灣衛生會議ニ書記若干名ヲ置キ、臺灣總督府民政局總務部衛生課屬ヲ以テ之ニ充ツルコト。

以上ハ唯其一斑ニ過ギズ。倘之ガ巨細ノ事ニ至テハ、一ニ閣下ノ明斷ヲ仰ガムト欲ス。冀クハ閣下小官ノ微衷ヲ容レ、速ニ之ガ組織設置ヲ謀リ、臺灣ノ衛生行政ヲシテ圓滿ナラシメラレムコトヲ熱情禁シ能ハズ。敢テ尊嚴ヲ冒シテ卑言ヲ陳ズ。恐惶頓首。

この意見書が、樺山總督に如何なる感銘を與へたりしやは明かでない。しかし樺山總督は間もなく更迭し、桂太郎が新たに總督に任ぜらるるに及び、新總督は深くその意見に動かされた。そして明治二十九年六月一日、新總督が赴任に際し、伊藤首相、西鄕海相と共に、臺灣總督府衛生顧問を兼ねたる伯をして、これに同行渡臺せしめたのは、一つは彼の發意に基く阿片漸禁制度の實施を視察するためであつたが、いま一つは桂新總督の胸中ひそかに、後藤の手腕を、臺灣の衛生事業創設に揮はしめんとする下心があつたからである。

尤も衛生家としての伯を、臺灣に用ゐんと考へたのは、必ずしも桂が最初ではなかつた。臨時陸軍檢疫部の仕事の峠が見えかかつたとき、石黑忠悳は夙くも、伯の前途の開拓は、臺灣の衛生事業の創設にあることに着眼し、長與專齋の同意を得た上、直接後藤の名は出さなかつたけれども、その議を時の總督樺山資紀に申入れてゐる。そして明治

二十八年六月二十五日附の書信を以て、次の如く伯に報じた。

――此分にては、八月中旬ニは輸送も了り可申、さスレバ十月ニは大結了ニ至リ可申、就而は貴兄身上之事熟考スルニ、いまた少壯有爲之身、決して編笠を冠り、世を白眼視スル年齡ニ無之、衞生外ニは種々仕事も可有之候へ共、衞生內ニは尙一段大腕を御ふるひ可有之事を望候折柄、愚考ニは、臺灣新地ニ向ひて其技倆を伸候事最適當と被存候。今朝わざ／＼長與へも參り相談候處、同人も頗る同意を表候。依て小生は尊名をはゐさと不記して、樺山へ向ケ臺灣ニ眞の衞生家の必要を申遣置申候。是は彌出來候曉ニ、尊兄擢育候と不相成候間、一寸申試置候。尙尊考承度候也。

この石黑の計畫は、つひに實現されずして止んだ。然るに今や新總督桂太郞は、任地に乘りこむに當り、さらに具體的に、この問題を考慮したのであつた。卽ち、臺灣總督府內に、民政局にならぶべき衞生院なる大機關を設け、これが長官に伯を推さうと考へたのである。

當時桂總督の祕書官たりし橫澤次郞は、これについて、次の如く語つてゐる。

桂總督が明治二十九年六月に任命せられて、軍艦吉野に乘じて伊藤首相、西鄕海軍大臣、後藤衞生局長等と共に渡臺をせられた。その時に親しく臺灣を視察されたが、如何にも後藤衞生局長の主張せられた如く、阿片は是非漸禁を以てやらなくてはならない。然るにその阿片煙膏を製造する製藥所の如きもその四月に設置せられたばかりであつて、尙施設頗る貧弱であつて、これ等の事業をば進展せしめ、又一面に於いては臺灣の衞生事業卽ち醫院の設備その他諸般の衞生設備をして大いに發展計畫をしなければならぬことを實見せられた。それが爲めに總

督府の内に民政局と並び立つ所の衛生院といふものを設立して、その院長として後藤伯をして當らしめて、これ等の諸般の事業に努力せしめようといふ計畫をせられた。

此の時若し、臺灣衛生院の創立が實現せられ、伯が新領土に赴任してゐたならば、伯の手腕は、意外の方面に展びてゐたであらうと想像される。それは伯が衛生顧問として、桂總督と共に、臺灣を訪ねた時、伯の眼光はすでに阿片の一部局を越えて、民族嗜好の根本問題にまで、觸れてゐたからである。

伯は臺灣訪問より歸京後間もなく、意見書を提出して、「臺灣島ニ於ケル酒類ノ釀造、煙草ノ製造ハ一切之ヲ無稅」とすべきことを論じた。蓋し「所謂人類ノ嗜好ナルモノハ之ヲ止ムルコト難シ」故に「最モ害毒多キ嗜好」たる阿片に耽ける島民をして、比較的に「害少キ嗜好ニ變移セシムルノ政策」をとるべしといふのである。その意見書は、次の通りであつた。

曩日臺灣島ニ於ケル阿片喫烟嚴禁ノ方法ニ關シ卑見ヲ呈シ、其後臺灣總督府衛生顧問ノ囑托セラレ、遂ニ六月上旬ヲ以テ臺灣島ニ航シ親ク其實況ヲ視察シ、益〻之レカ嚴禁ノ頗ル至難ニシテ、政策上實ニ至大ノ關係ノ有スルモノタルコトノ感知セリ。在島日淺ク、僅カニ旬日ニ充タス、其視察スル所固ヨリ遺漏ナキヲ得ズ。只最モ著大ノ感動ヲ來シ、將來阿片ノ政策上ニ於テ至重至要ノ關係アリト認メタルモノニ就キ、一言以テ高慮ヲ煩ハサント欲スル所ノモノアリ。

凡ソ繁花ノ市街ニ在テハ、到ル所酒舗烟草店ノ散在セルヲ常トス。然ルニ臺灣ニ至リ市街ヲ徘徊スルモ、酒烟店舗ヲ見ルコト甚タ少レナリ。或ハ市街店舗ノ構ヘ其趣ヲ異ニスルカ故ニ、目ニ入ラサルモノナルカノ疑ヒ、之ヲ當局者ニ質セシニ、果シテ酒舗ノ比較的少キ事實ヲ確知セリ。本草拾遺ニ據レハ、臺灣島ニ於テハ遠ク乾隆年間ヨリ阿片喫烟者アリ。又臺灣使槎錄ノ間ヘルモ、該島ハ清國領土中最モ早ク阿片烟ノ行ハレタルコト明カナリ。斯ク長年月ヲ重ネテ島民一般ノ習癖トナリ、其毒ニ陷ル者亦來年一年ニ增加セルカ如ク、臺灣島民ノ嗜好ハ實ニ阿片ノ一點ニ傾キ、酒烟ノ需要漸ク減少シテ、終ニ他ノ都市ト異ナル狀況ニ

至レルモノニハ非サルカ。果シテ然ランニハ、阿片禁止法ノ施行方ハ、今日最モ注意スヘキ一大要件ト謂ハサルヲ得ス。

社會人類ノ嗜好品ハ其種類頗ル多シ。就中其害ノ比較的少キモノヲ撰ハシムルヲ以テ施政上ノ要件トス。而シテ今臺灣島民ハ最モ害毒多キ嗜好ニ沈メリ。所謂人類ノ嗜好ナルモノハ之ヲ止ムルコト難シ。只之ヲシテ他品ニ變更セシムルノ策ハ最モ講究スヘキ價値アルモノトス。故ニ臺灣阿片烟禁止法ハ布クト同時ニ、嗜好品變更ヲ誘導スル方法トシテ、臺灣島内ニ於ケル酒類ノ釀造、烟草ノ製造ハ一切之ヲ無税トシ、以テ害少キ嗜好ニ變移セシムルノ政策ヲ施スハ、禁止法ノ施行ニハ最良ノ方法タルヘキヲ信ス。其要左ノ如シ、

第一　阿片ノ有害ヲ論シ、禁止法ノ斷行ヲ説ク者頗ル多シ。然レトモ社會生活ノ狀況ニ鑑ミ、之レカ順序ヲ立テ、方法ヲ定メ、以テ其策ヲ講スル者ハ甚タ少シ。或ハ一律一令以テ其目的ヲ達シ得ヘキカ如ク、或ハ嚴法重刑以テ其弊ヲ斷チ得ヘキカ如シトスルノ説ニテ、皆取ルニ足ラサルナリ。此等祖先傳來ノ習癖ヲ改メシムルニハ、漸次間接ノ方法ヲ取リ、自然ニ變移セシムルノ策ニ據ラサル可ラス。卽チ勞力者ノ堪ヘ得ヘキ費用ニシテ、且一時ノ樂ヲ以テ一日ノ勞ヲ慰メシムヘキ道ヲ與フルハ、酒煙草ヲ措テ他ニ之ニ代ユヘキ適當品ナキナリ。

第二　無税酒類釀造烟草製造ハ、日本臣民ニハ何人タリトモ之ヲ許可シ、之ヲ臺灣島外ニ輸出シ、若シクハ帝國本土ニ輸入スル目的ヲ以テ營業スル者ニハ、相當ノ輸出税ヲ課スルトセハ、帝國本土ノ酒類烟草税ニ對シ毫モ妨ケアルコトナシ。

第三　此無税ノ酒類及烟草ノ販賣營業者ハ、全ク阿片喫烟ノ習癖ナキ者ニ限リ之ヲ許可シ、此營業者ヲ以テ暗ニ阿片ノ密輸入及ヒ反則ノ阿片喫烟者ヲ探知スルノ具ニ供スルトキハ、阿片禁止上勞費少クシテ大ナル效ヲ收ムルノ益アルヘシ。

第四　臺灣土人ノ嗜好スル酒ハ、從來ノ日本酒ト異ナルカ故ニ、此制度ノ效アルヤ否ニ就キ疑ヲ抱ク者アルヘシト雖モ、中人以下ニ在テハ容易ニ日本酒ヲ嗜好スルニ至ルヘキハ必然ナリ。且麥酒其他ノ釀造ニ於テモ無税ヲ以テ之ヲ許可シ、盛ニ釀造シテ廉價ニ販賣スルニ至レハ、自然ニ阿片喫烟ノ習癖ヲ移シ、若クハ之ヲ防制スルノ效力ニ一大影響ヲ起スヘキナリ。

第五　臺灣ニ産スル葉烟草ハ、其種類佳良ニシテ、充分ニ各人ノ嗜好ニ適スヘキモノナリト云フ。今其製造ヲ無税トナストキハ、一方ニハ其生産ヲ奬勵スルニ有益ナル方法ナルヘキヲ信ス。

以上ノ理由ニ依リ、臺灣島ニ於テ酒類ノ醸造烟草ノ製造ヲ無税許可スルハ阿片禁止法施行上有力ナル間接方法タルヘキヲ信シ、
謹テ開申候也。

臺灣の市街地に、煙草店と酒店の少ないのを見て、直ちに阿片問題に想到し、島民嗜好の轉化を論じて酒、煙草の無税を説くあたり、まさに伯の頭腦の回轉の、いかに敏鋭なるかを見るに足るものがある。

不幸にして、臺灣衛生院の創立問題は、つひに實現を見る能はずして止んだ。その經緯について、横澤次郎は、續いて次の如く語つた。

それ（衛生院問題）は同年の八、九月の頃であつて、既に官制の草案も出來て居つた。翌年即三十年度より實行せんが爲めに、その豫算の編成をなさしむることになつた。然るに其の頃の財務局長は、其の後長く日本銀行に監事をして居られた山口宗義君であつたので、山口君にその經費の豫算を編成せられんことを交渉した所が、山口君がその時に、これは後藤がその地位を得んが爲めにするのであるといふ解釋をせられた。後藤伯はその時衛生局長であつたけれども、高等官三等であつた。そこでその衛生院長といふことになれば、即ち勅任官になれる。そこで山口君は、後藤伯が勅任官になるべき地位を作らんが爲めに、この衛生院を設置するのだといふやうに解釋をせられた。後藤伯はこれを聞くと共に憤然と激怒して

「何も自分は己れの地位を求むるなどといふやうな賤劣なる考へを以て斯かる計畫をしたのではない。これ全く桂總督が臺灣の爲めに緊急缺く可からざるものとしてこの計畫を立てられたので、自分もその知遇に感じて、その任に當つて努力せんとしたのである。何も天ぷら勅任を求むるやうな野心を包藏するものでは斷然ない。君等

が斯かる賤劣な考へを以て自分を律しようとするのは甚だ遺憾である。自分は斷じて君等に對してこの要求をしない。」

と言つて憤然として去つてしまつた。その場所は司法大臣の官舎のある所に、その頃一時拓殖省があつて、その下に臺灣總督の事務所があつた。その事務所での出來事であつた。これを桂總督が聞かれて、山口財務局長を呼ばれて、懇々とその必要を說かれ、その經費を豫算に編入せしめられた。若し桂總督の在任が長かつたならば、その事が實現したであらうけれども、その年十一月に總督が辭任せられた爲めに、遂に成立を見ることが出來なかつた。

かくしてこの小壯有爲の人材を、新領土統治の難局に當らしめんとする計畫は、一頓挫を來した。しかも桂總督の後任として臺灣に赴任したる新總督乃木希典、及び新民政局長曾根靜夫は、伯の意見について何等の理解を示さざるのみならず、阿片制度實施についても甚だ冷淡にして、かくては伯の苦心の新制度も、變更の止むなきに至るやの危機に瀕した。ために伯は、臺灣衞生顧問の職を辭するの決心を固めたほどであつた。その事情を、横澤次郎は次の如く語つてゐる。

それで、明治三十年一月に阿片令が公布せられたが、未だ十分の徹底を得ず、是れよりさき桂總督は退いて乃木總督が代り、水野民政局長も間もなく辭任退官せられ、其の後任が曾根靜夫氏になつた。然るに後藤伯は乃木總督並びに曾根民政局長等に對しては、此の阿片制度の趣旨が十分に分らない、それが爲めに衞生顧問を辭するというて辭表を提出せられた。曾根民政局長に於いても何か見る所があつたか知らないが、阿片制度實行に當つて

頗る冷淡であつた爲めに、新設せられた製藥所の仕事等に於いても種々な困難が起つて來た。遂には折角それ迄進んだ阿片制度の方針が變更せられはしまいかといふやうな危機に遭遇した。後藤伯の辭表はその頃私が祕書官であつたから、今日の場合あなたが臺灣の阿片行政に對して御關係を斷たれることは、單に臺灣の浮沈に關するのみならず、延いて國家の重大事件になるから、どうかこれは私に任せて下さいといふ書面を差上げて、私が握り潰して居つた。

然しながら、彼も一時、此も一時である。衞生顧問後藤新平と、新領土臺灣とを、あはや絕緣せしめんとしたる同じ原因が、再び兩者を更に緊密に結びつける機緣となつた。

それは日清戰役後、頻々として起つた政變であつた。

二九、安場保和への長信

日清戰爭の大役を果した伊藤内閣は、明治二十九年の九月に至つて、遂に戰後經營の財政的難局に堪へずして倒壞した。これに代つて成立したのが薩派の松方正義を首班とする內閣で、進步黨の大隈重信を外相として入閣せしめたから、世にこれを呼んで松・隈內閣と謂つた。

しかし名は松・隈內閣といつても、事實は薩派內閣であつた。何となれば、首相の松方は藏相を兼ね、高島は陸相をもつて拓相を兼ね、西鄕は海相に、樺山は內相になつてゐたから、薩派は四人の閣員をもつて、六省を占め、これに對し大隈は單身入閣して、僅かに外務の一省に據つたのみであつたからである。ただ僅かに大石正巳を農商務次官

とし、尾崎行雄を外務勅任參事官とし、外に兩三氏を局長又は公使に任用したるに過ぎなかつた。ゆゑに立憲政治實施以來、はじめての藩閥政黨聯立內閣の體裁を具しながら、實は依然たる藩閥中心內閣に過ぎなかつたのである。ことに薩閥の政治家は、大隈によつて進步黨の勢力の伸張することを好まなかつた。否、彼等は民衆政治そのものに對し、十分の理解と同情とを缺いてゐた。また進步黨側においても、薩派の政治家に對して釋然たらざるものがあつた。兩者の抗爭は必然の勢ひである。

薩派はこれに對抗するために、理論上の反對黨たる自由黨に接近せんと欲し、殊に陸相高島の如きは、薩派の代議士を通じて、公然自由黨と交涉を始めた。かくては到底松・隈の聯立內閣が、永續し得べき筈がない。そして、つひに先づ法制局長官神鞭知常と內閣書記官長高橋健三とが辭職した。尋いで進步黨が政府と絕緣するに及び、外相大隈も、明治三十年十一月六日、內閣を去り、ここに聯立の實は完全に失はれた。

しかも一方、薩派の必死の運動と、自由黨內閣提携派の策動とにも拘はらず、政府と自由黨との握手は、意の如くに運ばなかつた。關東自由黨大會は、十二月十二日、早くも內閣不信任を決議した。ついで十二月十五日の自由黨大會においても、非常なる紛擾の末、八十五票對四十票を以て、提携派が破れるに及んで、萬事は旣に休した。十二月十八日の進步黨大會も、內閣彈劾の決議をした。

物情恟々として、風雲の變、まさに目睫の間に迫つてきた。

衞生局長後藤新平は、いま如何なる感慨をもつて、かかる天下の形勢を眺めつつあつたか。

彼は進步黨大會の翌日、筆を取つて、當時北海道長官をしてゐた岳父、安場保和に次の如き長信を送つた。

今ヤ内閣ノ政策毎ニ失敗シ、大勢日々ニ非ナリ。首相、内相、陸相ヲ始メ、政府黨ノ大小策士ハ、大計内ニ定マラス、大略外ニ立タス、殆ント爲ス所ナク、偏ニ岳父公閣下ノ入京ヲ望ムコト、曾ニ大旱雲霓ノミナラサルヤ抑亦所以アルナリ。初メ現内閣ノ成ルヤ、閣下ノ援助居多ナルヘク、中頃内閣ノ統一ヲ缺キ、瓦解ニ陥ラントスルヤ、閣下ノ援助更ニ前日ヨリ大ナルモノアリシナラン。此無能力ノ内閣員相集テ小策ヲ施シ、苟且偸安徒ニ閣下ノ庇蔭愈々厚キヲ貪リ、首相優柔不斷、閣員無識ナル、遂ニ暴略妄斷、内ハ内閣權勢ヲ失ヒ、外ハ良民ノ怨ト黨人ノ侮ヲ招キ、朝野ノ怨府タル内閣ハ、閣員相互ノ猜忌ヲ遺スノミ。是則現内閣ノ末路ナリ。此間ニ於テ、終始内閣ノ外ニ立チ、朝野ノ著目スル所トナリ、其重鎭タルモノ獨リ、岳父公閣下アルノミ。今日政府黨大小策士、刀折レ箭盡キテ、一ニ閣下ノ高案ニ頼ラントスルヤ宜矣。閣下平生ノ情誼、現内閣員ト此難ヲ共ニシ、決シテ之ヲ辭スヘカラサルノミナラス、奮勵一番現内閣員ノ疲憊ヲ振興シ、所謂枯木ニ春ヲ迎シメンコトヲ圖ラルヘキハ、是蓋尋常ノ事ナリ。夫レ成敗ハ天ナリ、唯宜ク人事ヲ盡スヘキノミ。嗚呼男子生レテ所信ノ以テ立チ、所信ノ爲ニ倒ル、一大快事ナリ。豈區々タル利害ノ爲メニ、又些々タル情實ノ爲メニ、彼ノ情海ニ泛テ、理風ニ帆ヲ張リテ走ルノ針路ヲ誤ルヘキモノナランヤ。新平不肖ナリト雖、常ニ之ヲ服膺シ、竊カニ閣下ノ心事、俗情ヲ以テ推度スヘカラサルヲ知リ、敢テ躬ラ企及セント期スルモノナリ。故ニ此狂瀾ノ間ニ處セラル、ヤ、閣下自ラ成敗ノ知ルノ明アリテ、而シテ世人ノ如ク利害ノ爲ニ所信ヲ變セス、晴風明月ノ如キ心術ニ照ラシテ處セラル、ヲ信ス。然ルニ新平敢テ此ニ一言セサルヲ得サルモノハ、松伯ノ如ク朽木彫ルヘカラサルノ人、若クハ樺伯ノ如ク魯直情

ヲ厚フスルノ人、若クハ高子ノ如ク狡獪變節常ナキノ徒ノ爲ニ、又其部下ノ小策士德富輩一派ノ爲ニ誤マラル、コトアランヲ懼ル、ニ非ラス。唯閣下カ北海道廳長官タルヤ尋常地方官ノ勅任ニ非ラスシテ　陛下ノ御信任ノ厚キニ出ツルコトヲ想起シ、之ヲ記憶ノ外ニ措ク能ハサルモノアルニ在ルナリ。是尋常親任勅任ノ徒ト同シカラス。假令親任大臣ノ要アルモ、之ヲ動スノ不可ナルコトヲ宣セラル、ト聞ク。嗚呼此ニ謂フモ亦甚シ。然ラハ則前日九州ニ在ルノ安場保和ト、今日北海道ニ在ルノ安場保和トハ、其人ハ一ナリト雖、其處身ノ輕重豈自ラ異ナル所ナクシテ可ナランヤ。凡人ノ世ニ處スル、時勢ト場所トニ隨テ、同一ノ文法ニ出ルコト能ハス。時勢已ニ在九州ノ時代ト同シカラス、其場所亦然リ。閣下政友ノ情誼ヲ厚フスルニ急ニシテ、松樺高清輩ト相携テ倒レントスルカ。抑亦　陛下ノ御信任ニ忠ニシテ、長ク北門ニ鎭タラントスルカ。今ヤ此兩者孰レカ輕重アルカヲ以テ、現内閣ヲ助クルノ不可ヲ論セントスルノ迂ヲ學フニ非ラス。而シテ論此ニ及ノモノ抑亦何カ爲メゾヤ。

政友ヲ助クルモ、又之ト絶ツモ、自ラ道アルヤ、新平ノ辨ヲ要セス。各政友ノ閣下ニ依頼スルノ深淺ト、國家ノ安危トニ在ルナリ。國家今ヤ危急ニ逼ルト雖モ、亡國ニ瀕スルニ非ラサルヤ、閣下自ラ知ラル、所ナリ。唯政友タル閣員ノ依頼深淺如何ニ在ルノミ。彼レ直心依頼スルト陽言シテ、陰カニ其不便ヲ感スルトキハ、則閣下熱心過度ナルコト迷惑ナルカ如ク口外スルヲ聞クコトアルハ、閣下疾ニ知ラル、所ナリ、彼レ憂ヲ共ニシテ歡ヲ共ニセサル徒タルモ、閣下ノ常ニ明察セラル、所ナリ。

然レトモ若シ現内閣ヲ助ケテ、政友タルノ情誼ヲ盡シテ共ニ倒レント欲セハ、宜ク内閣員ニ對シ、先決問題ヲ揭ケテ、彼等ノ依頼心深淺ヲ明カニセラル、ノ必要アリト信ス。卽左ノ如シ。

内閣目下ノ窮ヲ坐視スルニ堪ヘス。對議會等專ラ任シ、微力ノ及ブ限リ盡力シ、其難ヲ分タント欲ス。內閣諸公保和ニ賴ラントスルノ要アラハ、先ツ北海道廳長官ヲ免シ、後任ヲ深野ニ命セラレ、須ラク保和ニ許スニ自由ノ運動ヲ以テセラレヨ。然ラハ則成敗期スル能ハスト雖、極力現內閣ヲ助ケ、其難ヲ分チ、此厄運ヲ挽回スルコトヲ力トムヘシ。內閣員ニ非ラサル地方官ヲ以テ此事ニ充ルハ、官紀ノ分義上今日ニ於テ穩當ナラサルノミナラス、其目的ヲ達スルノ手段ニ於テ妨クル所少カラス。寧ロ內閣員外ニ在テ議員操縱ニ從フハ、地方官タラスシテ純然タル官吏外ノ一貴族院議員タルコト、手段ニ於テモ、將來ノ模範トシテモ、亦可ナルノ見ルモノアレハナリ。

苟モ其要ナクンバ則已ム。其要アラバ則此先決問題ノ決定ニヨリ、十分ノ運動ヲ試ムルノ方法ヲ講スヘキナリ。否ラサレハ則曩ニ　陛下北門ニ任命セラレルノ重責ノ專職ニヨラン、云々

人或ハ謂ハン、此說一ノ長官トシテハ必要ナレトモ、帝國議員ヲ兼ヌルモノニ適セスト。其レ然リ、豈其レ然ランヤ。若シ右ニ地方長官タルノ權ヲ握リ、左ニ貴族院議員タルノ格ヲ有シ、事ニ之ニ從ヒ、內閣員ニ均シキノ擧動ノ甚タ不可ナルモノアルハ、世上既ニ定論アリ。

凡目的ヲ達スルニハ、手段ノ宜ヲ得ルコト必要ナリ。閣下自ラ在九州時代ノ安場ニ非サルヲ知ラン、世人モ亦閣下ヲ見ントス。明治三十年後ノ安場タル一新機軸ヲ出シ、現內閣ヲ助ケンカ爲メニ、官紀ノ分義ノ明カニシ、先ツ現職ヲ擲テ天下ノ鴻益ヲ圖ラント揚言スルニ至ラハ、其目的ヲ達スルニ頗ル容易ナルノ見ルノミナラス、內閣モ其急要ナルカ爲メニ上奏シ　陛下之ヲ聽召サルヽニ於テ、前日ノ御信任ニ背クルノ譏ヲ免レ、閣下ノ中心安

シテ盡ス所アリ。且天下後世ニ立憲ノ大義ニ於ケル爲政者ノ範ヲ垂ル、ニ至ラン。否サレハ則政友ニ對スルノ情誼ニ流レ、或ハ其所好ニ僻スルノ譏ヲ免レサランヲ恐ル。其譏ハ恐ル、ニ足ラストスルモ、前日閣下ハ　陛下ニ答ノヘキ責任ヲ、一運動ノ爲ニ之ヲ全フスルコト能ハサル罪ヲ免レサルベシ。敢テ當世ノ辭職勸告流ヲ學テ、以テ岳父公閣下ニ揚言スルニ非サルハ、新平ノ平生ニ照ラシ、幸ニ明鑒アラン。漫ニ多言セス。唯倒ルモ美ニシテ善ナルヲ期シ、立ツモ亦美ニシテ且善ナルヲ望ムハ、閣下平素ノ一大主義、此秋ニ於テ滿天下ニ示サレンコトヲ望ムノミ。謹言。

十二月十九日夜　　　　後藤新平

安場岳父閣下

この長信は、伯が實際政治に對して發表したる最初の文獻として、頗る吾人の興味を惹くものがある。その結論は、安場への辭職勸告書である。しかしながら、その辭職の理由とするところは、伯一流の政治觀に據つてゐる。卽ち、政治家と事務官とを兼任すべからず、との意見である。當時の政治慣行は、往々にして政務と事務とを混淆し、事務官たる地方長官乃至は中央各省の局長が、純然たる政治運動に關與してゐた。それは維新以來の國士氣質の延長である。

伯がこの點に於いて、地方長官の、貴族院議員としての活躍を不可としたのは、一個の見識であつたと言ふことができる。しかしながら、伯の眞意はかかる形式論ではなくして、恐らくはこの政局紛糾の機會に於いて、安場を政治家としようといふのであつたらうと察せられる。

後年、和子夫人は屢ゝ筆者に語つて、

『後藤はよく、跛ぢいさんは、立派な人だつたが、あれにいい參謀が附いてゐたらなア、と申しましたが、それは、自分が父を助けたら、政治的に立派な仕事をさすことができたのに、といふ意味であつたやうです。』

と、言はれたが、その言葉をもつて、上記の長信を讀むと、伯の眞意が果して奈邊にあつたかが想察せられる。彼はこの藩閥政黨抗爭の動搖期に乘じ、岳父保和をして政界に進出せしめ、その剛毅勇邁の資を、十分に揮はしめんと欲したのであらう。さうして、自らこれを扶翼して、その足らざるを補ひ、又自己將來の大成を企圖せんと望んだのであらうと思はれる。

しかし、安場は結局、彼の獻策を用ゐて、辭職の擧に出でることを爲さなかつた。かりに彼が伯の獻策を用ゐんと欲したとしても、既にその餘日はなかつたのであつた。即ち伯がこの書信を發してより一週間の後、十二月二十五日の衆議院において、緊急動議により內閣不信任案が上程された刹那に、議會は解散され、しかも松方首相は直ちに參內して、骸骨を乞うたからであつた。

かうして伯の最初の政治的意見書は、遂に何等の痕跡をも、實際政局に印することなくして終つた。

三〇、臺灣統治救急案

松方內閣の退却は、伯の安場に送つた長信を無意味ならしめた。しかし乍ら、それは同時に彼自身にとつては、開運の端緒となつた。

それは松方の後を承けて新內閣を組織したのが、彼に緣故深き伊藤博文であつたからである。それが明治三十一年一月十二日であつた。

しかも幸運は、それればかりではなかつた。乃木總督失敗の後を承けて、臺灣總督に新任せられることになつたのが、これまた伯の無二の知己たる兒玉源太郎であつた。そして急轉直下、時の衞生局長後藤新平を拔いて、兒玉新總督の下に民政局長として、その難局に當らしめんとするの議が、問題となるに至つたのである。

この時兒玉を臺灣總督に、後藤を民政局長に推したのは、新たに陸相の椅子に就ける桂であつたといふ說がある。これについて、橫澤の語るところは、次の通りである。

世人は多く兒玉將軍が臺灣總督となられたに就いて、卽ち兒玉總督が後藤伯を選拔して民政長官となるべく執奏せられたやうに思つて居るが、これは聊か事情が違ふ。兒玉將軍を總督にし、後藤伯を民政長官にするといふことは、全く桂公の畫策であつた。明治三十一年一月に第三回の伊藤內閣が組織せられた。その時に桂公は東京灣防禦總督の閑職に在られたが、伊藤公の推薦に依つてその內閣に列せられ、陸軍大臣を拜命せられた。然るに當時臺灣總督は乃木將軍であつて、その民政長官は曾根靜夫氏であつた。その頃臺灣統治の問題が天下の耳目を聳動して、非難攻擊の輿論が朝野に滿ちて、遂には臺灣を一億圓にてフランスに賣却せよなどといふ議が起つて居つたやうな時節であつた。然るに桂公が前年臺灣總督たりし時に、時の松方內閣と議が會はずして挂冠せられたが、その時後任者は陸軍次官たりし兒玉將軍をしてその任に當らしめむことの下心を持つて居られた。圖らざりき、その頃拓殖大臣高島鞆之助子爵が陸軍大臣となられて、乃木將軍を推薦せられたから、桂公の畫策

は畫餅に歸した。（中略）元來桂公は壯年の時ドイツに留學せられて居つて、ドイツ學者を以て自任せられ、今なほ現在するドイツ協會なるものは即ち桂公の設立計畫せられたものである。後藤衞生局長も衞生技師たりし頃にドイツに留學をせられた。それらの爲めに桂公と後藤伯とは互に意氣投ずる所が多かつた。就中臺灣に於ける阿片制度の問題に就いては、桂公は後藤伯の意見を最も尊重せられて居つた。（中略）そこで桂公は、三十一年一月の内閣更迭に依つて第三回の伊藤内閣が組織せられた時に、公は臺灣の統治問題に關してその意中を伊藤總理に進言せられた。これを伊藤總理は諒承せられて、廟議が決定した。そこで表面は伊藤首相の斡旋となつて、兒玉陸軍次官が第三師團長に轉じて次いで臺灣總督となられた。又後藤衞生局長が伊藤首相の斡旋で民政長官となつて、兩者相許すことになつたのである。（中略）斯くの如くの事情であるけれども、それは裏面であつて、表面は無論時の首相伊藤公が兩者共に推薦せられたのである。加之、兒玉總督は先きの似島檢疫事業に於いて後藤伯の手腕を認められて居つた爲めに、即ち兩者意氣相投合して臺灣の統治に當られたのであるが、その事情が今迄餘り世間に現はれてゐないから、茲にその事情を明かにするのである。

勿論、陸相の推薦のみによつて、事がその通りに運んだと斷定するのは、聊か速斷の誹りを免れないであらう。しかし桂と兒玉とは、共に長州系軍人出の政治家であり、また刎頸の親友であつた。特に桂は、臺灣總督時代より、後藤のために衞生院を特設して、その才識を新領土に揮はしめんと企てたほど、熱心なる後藤の支持者であつたから、桂が兒玉と後藤とのために、熱心に推挽の勞を執つたことは、容易に首肯することができる。

かくして後藤の臺灣民政局長就任問題は、次第に具體化するに至つた。當時の伯の日記には、次の如く記されてあ

る。

一月二十一日

伊藤総理大臣ヲ訪ヒ、神武天皇御降誕祭及徴古館設立ノ件ヲ談ス。偶臺灣統治及時勢論ニ及ビ、暗ニ民政局長タランコトヲ勸誘セラル。從來救貧策實施ヲ以テ任シ、抱負ニ反スル旨ヲ陳シ、辭退シ、再考ヲ要スヘシトシテ別ル。

しかしこの時、伯の意が大いに動いたであらうことは、その翌々一月二十三日の日記に、

「井上大藏大臣ノ囑ニ應シ、臺灣統治救急案ヲ草シ、閲覽ニ供ス」とあるによつても窺はれる。蓋し伯を臺灣民政局長に推すについては、各方面からの反對論があつたうち、最も有力であつたのは、伯の如き一衞生技官をして、かかる全般的施政の任に當らしむることの否なるを說くものであり、特に最も危惧の念を抱いたのは、藏相井上馨であつた。故に彼の「臺灣統治救急案」は、その意味において、民政局長への試驗論文であつた。そして彼はその試驗に應ずるを拒まなかつたばかりでなく、筆を呵して次の大論文を、書き上げて、井上藏相に提出したのであつた。

施政ノ擧否如何ハ、畢竟其人ノ存スルト否トニアルコトハ、千古不動ノ確言ニシテ、所謂其人存スレバ則チ其政擧ルコトハ、余ノ喋々ヲ要セサル所ナリ。故ニ今此ノ如キ理論ハ別題トシ、臺灣行政中最モ改良ヲ要スル重ナルモノ如何ヲ問ハヾ、從來同島ニ存在セシ所ノ自治行政ノ慣習ヲ恢復スルガ如キハ、蓋シ其急務中ノ最急務ナルモノナラン。夫レ臺灣人民ハ、久シク清國政府ニ於テ化外ノ民トシテ放任セラレタルヲ以テ、其文化ノ程度ニ比スレバ、却テ其自治ノ制ハ驚クベキ發達ヲ爲セリ。卽チ堡庄街社等ニ於テ、自治自衞ノ舊慣見ルヘキモノ歷然タリ。

此等ノ各自治團體ニ於テハ、其方法ノ今日ノ學理ニ適スルト否トハ暫ラク措キ、警察裁判、土兵、收稅ノ方法等ニ至ル迄、一トシテ備ハラサルモノナシ。此自治制ノ慣習コソ、臺灣島ニ於ケル一種ノ民法ト云フモ不可ナシ。然ルニ當局者之ヲ察セズ、匆卒ニモ此制度ヲ破壞シ、漫リニ新法令ヲ發シテ、徒ラニ外觀ヲ裝フニ急ニシテ、深ク民性ノ特徴ヲ顧ミズ、直ニ以テ急進的文明ノ政ヲ施サントセシハ、施政ノ方針ヲ誤リタルコト謂ハズシテ明ナリ。故ニ臺灣行政改良ノ一ハ、之ヲ舊ニ復シ、總督府ハ專ラ行政監督ノ責ニ任シ、漸次其弊アルモノヲ改良スルノ策ヲ採ルニ在リ。此ノ如クスレハ、事簡ニシテ其實效ヲ奏スル事、現行制度ニ勝ル萬々ナルヲ信ズ。

然ラハ總督府ハ如何ニシテ行政ノ監督ニ任スベキカ。蓋シ行政ノ事タル、其性質ノ差異ニ依リ、其分科モ亦異ナラザルベカラザルハ論ヲ俟タズト雖、之ヲ臺灣ノ現況ニ徴スレハ、其最モ主要ナルモノハ警察制度ノ確立ニアリ。而シテ其所謂警察ハ、今日ノ警察ニアラズシテ、第十八世紀以前ノ警察、即チ廣義ノ警察組織ナルヲ要ス。既ニ臺灣施政ノ方針ヲ、廣義ニ於ケル警察組織ト爲ス以上ハ、裁判事務ノ如キモ、第一審ハ警察署ニ於テ之ヲ實行セシメ、其覆審ヲ要スルモノハ、臺北ニ覆審官衙ヲ設ケ、全島各地ニハ期ヲ定メテ判官ヲ派シ、巡回覆審裁判ノ組織トナサバ、經費ヲ要スルコト少クシテ、其目的ヲ達スルヲ得ベシ。若夫最終ノ審理ハ之ヲ現今ノ制ノ如ク、高等法院ニ止ムルヨリモ、寧ロ大英國殖民地ガ其最終ノ審理ヲ本國樞密院ニ於テスルノ例ニ倣ヒ、之ヲ內地ノ大審院ニ移スヲ可トス。

人或ハ警察官ヲシテ裁判官ヲ兼ネシムルヲ難スルモノナキニアラサレドモ、是レ所謂式ニ拘泥シテ實ニ迂遠ナルモノナリ。臺灣今日ノ文化程度ヲ以テスレバ、警察官ヲシテ裁判官ヲ兼ネシムルモ、其人ヲ得ルトキハ、決シテ

弊害アルコトナシ。況ンヤ巡回覆審ノ制度存在スルニ於テヲヤ。又況ンヤ其最終審理ヲ大審院ニ移スノ道アルニ於テヲヤ。

從來臺灣ニ於テハ、下級行政區、卽チ堡庄ニ兵制アリテ、土匪防禦ノ事ニ當ラシメタルモ、此ノ如キ事ハ之ヲ憲兵、若クハ純然タル軍隊ノ力ニ委任スベキハ勿論ナリトス。其他憲兵巡査ノ配置、並ニ其職務權限ニ關シ、種々ノ說ナキニアラザルモ、是亦地方ノ狀況ニ因テ決スベキモノニシテ、叨リニ概括的ノ斷定ヲ下ス能ハズ。而シテ各地方ノ狀況ニ關スル細目ハ、事繁雜ニ流ル、ノ虞アルヲ以テ、茲ニ之ヲ論ゼズ。

尙ホ地方行政中改良ヲ要スベキモノハ、地方高等官ノ數ヲ減シ、官等ヲ下ゲ、之ト同時ニ俸給ヲ厚スルコト是ナリ。知事ノ如キモ臺北臺南ノ二縣ヲ勅任トシ、其他ハ之ヲ奏任トシテ可ナリ。而シテ右二縣知事ト雖必スシモ勅任トナスヲ要セズ。然レトモ蠻烟瘴霧ノ間ニ於テ身ヲ不時ノ氣候ニ處スルモノナルガ故ニ、其俸給ハ十分支給スルノ制ヲ設クルヲ要ス。若夫內地ノ如ク、書記官、警部長、參事官等ノ高等官ヲ臚列スルニ於テハ其組織複雜ニ失シ、形式ニ流レ、從テ經費ヲ要スルコト多ク、却テ其實效ノ擧ラサルコトハ、今日ノ實例ニ徵シテ之ヲ知ルヲ得ベシ。果シテ第十八世紀以前ニ於ケル警察ノ意義ヲ以テ、警察制度ヲ組織スル以上ハ、地方長官ハ警察長官ニシテ、別ニ一名ノ高等官ヲ次長トセバ足レリトス。唯夫地方ノ狀況ニ因リ、警察制度整備ノ爲メ、高等官ヲ要スルコトアラバ、警視トシテ增員ヲ爲スモ妨ゲナシ。兎ニ角臺灣ノ地方廳ヲ以テ、直チニ內地ノ地方廳ニ比セントスルハ、徒ラニ形式ニ流レ、錯雜ヲ來スモノト謂ハサルベカラズ。廣義ノ警察制度ヲ以テ、地方行政制度ト爲スノ要、茲ニ至リテ益々明ナリト謂フベシ。

地方廳既ニ此方針ニ則ルモノトスレバ、中央廳卽チ總督府、豈ニ唯リ多數ノ高等官ヲ置クノ必要アランヤ。漫リニ多數ノ高等官ヲ置クハ、事務ノ敏活ヲ計ル所以ニアラズ。徒ラニ官等ノ高級ナラシムルハ、權衡ノ宜シキヲ得タルモノニアラズ。現行ノ制度ハ頗ル過大ニ失スルノ嫌アリ。其俸給ニ至リテハ成ルベク多額ニ之ヲ給シ、總督ヲ初メ其他各局長以下、今日ノ倍額ヲ給スルモ可ナリ。

臺灣ノ統治ヲシテ其完成ヲ期セシメント欲セバ、本國政府ハ成ルベク其施政ニ干渉セズ、其全權ヲ總督ニ委任シ、總督府ヲシテ自動的活動ヲ爲サシメザルベカラズ。而シテ之ヲ爲サシメント欲セバ、勢ヒ臺灣ノ財政ハ總督ニ一任シテ、其責ニ任セシムルヲ要ス。而シテ同島ノ財政ハ、蓋シ公債ニ頼ルヨリ良キハナシ。乃チ臺灣公債ヲ一億乃至一億五千萬圓迄トシ、日本政府ニ於テ一定ノ利子ヲ保證シ、外債トシテ募集シ、鐵道、築港、水道、下水、兵舍、砲臺ノ築造ヲ初メトシ、支那沿岸ノ航路ヲ擴張シテ、輸出入ノ便利ヲ計リ、以テ需要品ヲ低廉ニ得セシムル等ノ經費ニ充ツルヲ要ス。而シテ此募集方法ハ、一時ニ爲スモノニアラズシテ、期ヲ分チ、各市場ノ景況ニ依テ、數回ニ募集スルノ方法トス。故ニ初年度ヨリ一億萬圓若クハ一億五千萬圓ニ對スル利子、六百萬圓若クハ九百萬圓ヲ拂フニ及バザルハ勿論ナリトス。三十一年度臺灣ノ歳入豫算ハ八百萬圓ナリ。是レ或ハ過大ノ疑ナキ能ハズト雖、少クトモ六、七百萬圓ヲ下ラサルベシ。然トモ今後五年乃至十年ニシテ、其間施政宜シキヲ得レハ、一千萬圓乃至一千五百萬圓ニ達スルコトヲ得ベシ。若シ外債ノ法ニヨリ、鐵道、築港、水道、下水等成功ノ上ハ、歳入ノ今日ニ倍スルコト期シテ待ツベキヲ以テナリ。臺灣鐵道會社ノ豫算ニ依レバ、全線路竣工ノ後ノ收入貳百萬圓餘トス。之ニ現在ノ官設鐵道ヲ加算スレバ、優ニ貳百參拾萬圓ヲ得可シ。又單ニ阿片ノ一事ニ就テ見ルモ、五

年乃至十年ノ後、六百萬圓以上ニ達スルハ、決シテ過當ノ推算ニアラサルベシ。故ニ臺灣ノ文化漸ク進ミ、交通事業發達シ、郵便、電信、鐵道等ノ收入ヲ初メ、其他海關税ノ收入次第ニ增加スルニ於テハ、外債ノ利子ヲ拂ヒ、且ツ其ノ元金償却ノ方法ヲ設クルコト、敢テ難事ニアラサルベキヲ信ズ。

明治三十一年度ノ政府歳入豫算ニ依レバ、臺灣臨時歳出ニ屬スル補充金ハ、四百二十六萬圓ニシテ、三十年度ノ補充金ハ、六百四十二萬圓ナリ。若シ政府臺灣ニ於テ一定ノ外債ヲ募ルノ權ヲ總督ニ與ヘ、凡ヘテ之カ收支ノ責ニ任セシムルトキハ、以テ弊風ヲ匡濟スルヲ得ヘク、財政ヲ整理スルヲ得ベシ。

拓殖ノ要項、專ラ民情ヲ斟酌シテ、其方針ヲ定メザルベカラズト雖、之カ拓殖事業ニ至リテハ、輓近ノ科學的政策ヲ採ルヲ要ス。乃チ第一ニ鐵道、郵便、電信、汽船等ヲ初メトシ、道路、治水、水道、下水、病院及學校設置ノ方法等ヲ講ズルニ在リ。次ニ殖産工業收税等ノ改良ニ著手スベキナリ。然ルニ總督府施政ノ跡ヲ見ルニ、民情ヲ察スルニ敏ナラズ、且ツ輓近ノ殖民方針、即チ科學的政策ノ效果ヲ利用スルノ勇ナク、一歩ハ一歩ヨリ土民ノ心ヲ失ヒ、其自治ノ良習ヲ破壞シテ、之ニ代ルヘキ新政ノ效果ヲ得ルコト能ハズ。文明的ノ法令ヲ敷クハ可ナリト雖、人民未ダ舊慣ヲ脱セズ、所謂水滸傳的遺風アルヲ如何セン。此人民ニ臨ミ、母國ニダモ行ヒ難キ繁雜ナル新政ヲ施サントス、抑ゝ亦過テリ。保庄自治ノ破壞ト共ニ、保庄ノ自治費モ亦國庫費ヲ以テ支辨セザルヲ得ズ。其經費ノ多キニ堪ヘズ、其事務ノ繁ニ堪ヘサルハ、固ヨリ理ノ當然ナリ。而シテ其官吏は經驗ナキ書生、又ハ新聞記者ニアラザレバ、母國政府ヨリ排斥セラレタルモノ、其多キヲ占ム。其土匪ノ反抗、外人ノ苦情、土人ノ蔑視ヲ招クガ如キ、亦見易キノ理ナリ。

香港ハ英國ノ殖民地ナリ、苟クモ其歴史ヲ知ルモノハ、今日ノ臺灣經營ノ敗ニ處シ、將來ノ開成ヲ致スノ策如何ヲ知ルニ難カラザルベシ。

殖民歴史ニ興味アル香港ハ、一千八百四十一年全ク英領ニ移リ、次テ四十三年女皇殖民地トナレリ。爾後幾多ノ困難アリシヲ以テ、普通英國殖民地ノ官吏ハ、二年間ニ三箇月ノ休暇ナルニ、香港ハ實ニ四箇月ノ休暇ヲ與ヘタリ。亦以知ルヘキナリ。其他ハ「ルーカス」氏殖民政誌ノ評說スル所ナレバ、略シテ之ヲ論ゼズ。而シテ「ルーカス」氏ハ、科學的施設、鐵道、水道、汽船、電信、病院等、文明利器ニヨリテ、民心ヲ一變スルコトヲ力メ、法令ヲ以テ劇變ヲ期スルハ、英國殖民ノ本義ニ非ラズト論ゼリ。今ヤ總督府ノ施政全ク之ニ反シ、大國民ノ拓殖法ニ戾レリ。未ダ民心ヲ得ズ、科學的政策ヲ施サヽルニ、早クモ已ニ殖產工業收稅ノ改良ニ著手セリ。前後緩急ヲ愆ルモノト謂フ可シ。

之ヲ要スルニ、臺灣統治ノ策ハ左ノ數件アルナラン。

（甲） 堡庄街社（郡市町村）等ノ舊來ノ自治制ヲ恢復シ、並ニ之ニヨリテ、國庫ヨリ支出スヘキ行政費ノ減少スルノ道ヲ講ズルコト。

（乙） 警察制度ヲ改正シテ、廣義ノ警察制度ト爲スコト。

（丙） 司法制度ハ巡回覆審法ヲ設ケ、本國ノ大審院ヲ最終ノ裁判ト爲スコト。

但シ最下級ノ裁判ハ警官ヲシテ之ヲ行ハシムルノ制度ヲ設クルコト。

（丁） 地方高等官ノ設置ヲ內地ノ制ニ倣フコトヲ廢シ、更ラニ繁ヲ去リ簡ニ就クノ制ヲ定ムルコト

（戊）臺灣中央政府、即チ總督府ノ官制ヲ簡單ニシ、官吏ノ支給ヲ厚クスルト同時ニ、官階ノ高級者ヲ減少スルコト。

（己）外債ヲ募リ、輓近ノ拓殖方針、即チ科學的政策ヲ採リ、其實施方法ヲ講ズルコト。

（庚）阿片ハ少クモ今後三、四十年間ハ、臺灣ニ於ケル有力ノ財源ニシテ、所謂毒ヲ以テ毒ヲ制スルノ政策ヲ採リ、財政整理ノ資料ト爲スベキコト。

（辛）鐵道、築港、水道、下水等ヲ敷設シ、及支那沿岸ノ航路ヲ擴張シ、以テ利用厚生ノ道ヲ圖ルコト。

（壬）外國新聞、例之香港「テレグラフ」支那「メール」等ノ類ヲ利用シ、臺灣政策ニ賛成ヲ表セシメ、之ヲ漢字新聞、又ハ臺灣新聞ニ飜譯セシメ、大ニ土民ノ思想ヲ喚起スルトキハ、之ヲ化スルノ便ヲ得ベキコト。

以上

明治三十一年一月二十五日　後藤新平

この臺灣統治救急案を見るに、新領土統治の根本論より、行政各般の細論を網羅し、彼が單なる一專門技官にとどまらざるの實を示してゐる。しかし更に注意してこれを讀むときは、その民俗慣習尊重論の如き、その警察制度論の如き、その科學的經營論の如き、悉く彼の從來の衛生制度論の換骨奪胎にあらずんば、その巧妙なる應用であつて、彼がこれまで「衛生」の二字を單なる傳染病豫防の意に解せず、廣義には國務そのものと同義語に解釋し、その觀念から衛生事業に從事せしことが、決して徒爾にあらざりしを知るに足るものがある。

ただ事業公債案に至つては、新領土統治に關する伯獨得の見識であつて、流石に著眼の超凡なるを示すもの。やが

てこれが、伯の臺灣統治の根本となつたことは、次卷において詳述するところである。

この臺灣統治救急案は、一月二十五日、井上藏相に提出すると同時に、伊藤、兒玉の兩先輩にも呈上して、その批判を乞うた。そして彼が三月二日、つひに「任臺灣總督府民政局長」の辭令を内閣より受け、ここに彼の生涯の一轉期を劃するに至つたのは、實にこの大論文が、先輩諸公の試驗に及第せしがために外ならなかつた。

然らば、事の玆に至りたる經緯は如何。それに對する彼の感慨は如何。而してそれが日本の新領土統治について、如何なる意義ありしか。それらはすべて、次卷において詳述しなければならぬ。

昭和十二年四月　三日印刷
昭和十二年四月十三日發行

後藤新平　第一卷（非賣品）

編著者　鶴見祐輔

東京市日比谷公園市政會館
後藤新平伯傳記編纂會代表者
發行者　田中清次郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷者　島連太郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷所　三秀舍

發行所　後藤新平伯傳記編纂會
東京・日比谷公園・市政會館